

熊本市地域防災計画書
(平成 24 年度改訂版)

風水害編

熊本市防災会議

風水害対策編

第1章 総 則	7
第1節 計画の目的	8
第2節 計画の概要	9
第3節 指定地方行政機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	10
第4節 被害想定	13
第2章 災害予防計画	15
第1節 水害予防計画	15
第1項 治山対策	15
第2項 砂防対策	15
第3項 治水対策	15
第4項 道路橋梁対策	16
第2節 風害予防計画	17
第1項 農産物対策	17
第2項 水産物対策	17
第3項 街路樹対策	17
第4項 屋外広告物看板対策	17
第3節 高潮災害予防計画	18
第1項 高潮対策	18
第4節 地すべり、山崩れ、急傾斜地崩壊等災害予防計画	19
第1項 地すべり防止対策	19
第2項 山崩れ防止対策	19
第3項 急傾斜地崩壊(崖くずれ)防止対策	19
第4項 宅地造成等の規制対策	20
第5項 がけ地近接等危険住宅移転対策	20
第5節 災害危険地域指定計画	21
第1項 災害危険地域の現況	21
第2項 実施責任	21
第3項 危険地域の予防査察等	21
第6節 防災知識普及計画	22
第1項 職員に対する防災知識・技能の普及	22
第2項 市民等に対する防災知識の普及	22
第3項 学校教育における防災教育	23
第4項 熊本市地域防災計画	23
第7節 自主防災組織	24

第1項	自主防災組織の結成	24
第2項	自主防災組織の育成・指導	24
第3項	自主防災組織に対する助成制度	24
第4項	自主防災組織リーダーの育成	24
第5項	自主防災組織の活動内容	24
第8節	防災施設等の整備	25
第1項	防災拠点施設の整備	25
第2項	防災通信網の整備	25
第3項	防災資機材等の整備	25
第4項	非常食糧、生活物資の整備	25
第5項	飲料水の確保	25
第6項	消防水利の整備	25
第9節	防災訓練計画	26
第1項	水防訓練	26
第2項	避難訓練	26
第3項	救助訓練	26
第4項	通信連絡訓練	26
第5項	輸送訓練	26
第6項	非常招集訓練	27
第7項	総合訓練	27
第8項	凶上訓練	27
第10節	避難場所の整備	28
第1項	避難場所の定義と指定	28
第2項	避難場所（機能）の整備	29
第3項	避難場所及び避難方法の事前周知	29
第4項	避難場所の開設・運営体制の整備	30
第3章	災害応急対策計画	32
第1節	組織計画	32
第1項	熊本市水防本部	32
第2項	熊本市災害対策本部	32
第3項	職員配備動員計画	35
別表	災害対策本部組織・事務分掌	38
第2節	機動力及び資材器具等の点検整備計画	44
第1項	水防本部及び災害対策本部における機動力及び資機材の点検整備	44
第2項	水防用資機材の点検整備	44

第3項	消防団の積載車及び機械倉庫の整備	44
第4項	消防用資機材等の点検整備	44
第5項	その他の資材器具等の点検整備	45
第3節	気象予警報等伝達計画	46
第1項	予警報等の定義	46
第2項	浸水想定区域内の施設に対する洪水予報の伝達	68
第4節	通信計画等	79
第1項	通信連絡	79
第2項	使用通信施設	80
第3項	有線及び無線通信の使用	80
第4項	通信機能の確保	80
第5節	避難計画	81
第1項	避難準備、勧告及び指示	81
第2項	避難誘導・移送	85
第3項	避難場所の開設・管理運営	86
第6節	急傾斜地等崩壊危険区域の警戒避難体制に関する計画	90
第1項	警戒体制	90
第2項	雨量の測定	91
第3項	危険区域における情報の収集	92
第4項	避難対策	92
第5項	崖崩れと雨量の相関関係（昭和57年7月大雨）	93
第7節	災害救助計画	94
第1項	救助計画の目的	94
第2項	運用	94
第3項	非常災害と救助活動	94
第4項	災害救助法の適用基準	94
第5項	災害規模の区分と活動	95
第6項	記録	95
第7項	腕章	95
第8項	救助法による救助の種類とその措置	95
第9項	避難	96
第10項	救助活動	96
第8節	救出計画	98
第1項	救出対象者	98
第2項	救出の方法	98
第3項	救出期間	98

第9節	死体捜索及び遺体の収容埋葬計画	99
第1項	死体の捜索	99
第2項	遺体安置所の設置	99
第3項	遺体の収容	99
第4項	埋葬	99
第10節	防疫計画	100
第1項	防疫業務の実施基準	100
第2項	防疫実施の方法	101
第11節	農林水産物応急対策計画	102
第1項	水害対策	102
第2項	干害対策	102
第3項	風害対策	102
第4項	霜害対策	102
第5項	雪害（寒害を含む）対策	103
第6項	のり養殖対策	103
第12節	障害物除去計画	104
第1項	障害物の除去対象及び除去方法	104
第2項	災害救助法における障害物の除去	104
第3項	除去した工作物等の保管等の場所	105
第4項	工作物の処分方法	105
第13節	消防計画	106
第1項	消防活動体制	106
第2項	消防障害	107
第3項	情報収集	107
第4項	風水害発生時の活動体制	108
第5項	応援体制の確立	109
第6項	風水害時の救助救急活動	109
第7項	避難の勧告及び指示	110
第8項	消防通信運用	110
第9項	高潮対策	111
第10項	消防団の活用	112
第14節	災害時要援護者対策	113
第1項	在宅要援護者対策	113
第2項	社会福祉施設における対策	114
第3項	外国人に対する対策	114
第4項	観光客に対する対策	115

第15節	医療助産計画	116
第1項	医療助産救護対策	116
第16節	救援対策計画	117
第1項	食糧救援対策	117
第2項	給水救援対策	118
第3項	生活必需品救援対策	119
第17節	応援要請等	121
第1項	自衛隊に対する災害派遣要請	121
第2項	行政機関に対する応援要請	123
第3項	災害時相互応援協定締結に対する応援要請	124
第4項	防災関係機関及び民間団体に対する応援要請	124
第5項	ボランティアに対する応援要請	124
第18節	住宅対策	125
第1項	仮設住宅の設置	125
第2項	被災住宅の応急修理	126
第3項	建設資材の確保	127
第19節	交通応急対策計画	128
第1項	除去の対象	128
第2項	除去の実施者	128
第3項	除去の方法	128
第20節	輸送計画	129
第1項	輸送手段の確保	129
第2項	輸送路線の確保	130
第3項	防災倉庫、備蓄倉庫及び物資集積所の管理・運営等	130
第21節	清掃計画	132
第1項	災害ごみ	132
第2項	災害し尿	132
第22節	文教対策計画	133
第1項	学校施設の管理	133
第2項	児童・生徒等の避難誘導	133
第3項	応急教育の実施	133
第4項	学用品の調達・支給	133
第5項	学校給食の確保	134
第6項	教育施設の管理	134

第4章 災害復旧復興計画	136
第1節 市民生活安定のための緊急措置	136
第1項 生活相談	136
第2項 職業の斡旋、雇用機会の確保	137
第3項 災害弔慰金等の支給及び貸付制度	137
第4項 市税等の減免	137
第5項 その他市関係の減免及び徴収猶予等	138
第6項 り災証明書発行	138
第7項 その他郵便事業等の特別取り扱い	140
第8項 義援金品の受け入れ・配分	140
第9項 農林漁業対策関係融資及び災害補償制度	141
第10項 中小企業対策関係融資	141
第11項 災害復興住宅資金の融資	141
第2節 公共施設の災害復旧	142
第1項 災害復旧事業計画	142
第2項 激甚災害の指定	146
第3項 災害復旧に伴う財政援助の確保	147
第3節 復興計画	148
第1項 復興基本方針	148
第2項 災害復興本部	149
第3項 復興計画策定委員会	149

総 則

第1章 総 則

第1節 計画の目的

熊本市地域防災計画は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、熊本市防災会議が本市の地域にかかわる災害の対策について、災害の予防、災害応急対策及び災害復旧についての事項を定め、防災活動を総合的、かつ効果的に実施することにより・防災の万全を期するとともに、社会秩序の維持及び公共福祉の確保に資することを目的とする。

第2節 計画の概要

1 計画の性格

- (1) この計画は、風水害等に対処するための基本的な計画を定めるものであり、熊本市地域防災計画の「風水害対策編」として位置づける。
- (2) 熊本市及び関係機関等は、この計画に定める諸活動を行うにあたって具体的な行動計画等を定め、その推進に努めるものとする。

2 計画の内容

この計画は、本市における風水害に対する予防対策、応急対策、復旧復興対策の基本的な計画を定めたものである。

(1) 風水害予防計画

風水害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限に食い止めるための措置について基本的な計画を定める。

(2) 風水害応急対策計画

風水害が発生し、又は発生のおそれのある場合の防ぎよ措置、災害の拡大防止措置及び被災者に対する応急援助の措置について基本的な計画を定める。

(3) 風水害復旧復興計画

風水害が発生した後の災害復旧復興の実施について基本的な計画を定める。

3 計画の修正

この計画は災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

4 計画の周知

この計画は本市の職員及び防災関係機関に周知し、特に必要と認められるものについては、市民にも周知するものとする。

第3節 指定地方行政機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市、国、県及び本市の区域を管轄もしくは区域内に所在する指定公共機関、指定地方公共機関、指定地方行政機関、公共的機関並びに公共的団体等は、おおむね次の事務又は業務を処理するものとする。

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
熊 本 市	<ol style="list-style-type: none"> 1 熊本市防災会議及び熊本市災害対策本部に関すること 2 防災に関する組織の整備 3 防災都市づくり事業の推進 4 防災に関する施設及び設備の設置、改善及び整備 5 防災に関する物資及び資機材の備蓄及び整備 6 防災知識の普及及び自主防災クラブの育成指導 7 防災に関する訓練及び調査研究の実施 8 災害時要援護者の安全確保に関すること 9 警報の伝達及び避難の勧告又は指示 10 情報の収集、伝達並びに被害調査及び災害時の広報 11 消防、水防その他の応急措置 12 その他災害発生の防除又は拡大防止のための措置 13 被災者に対する救助及び救護措置 14 災害時の医療救護及び助産活動、給水等の応急措置 15 緊急道路及び緊急輸送の確保 16 清掃、防疫、その他の保健衛生 17 災害対策要員の動員、雇上げ 18 災害を受けた幼児・児童及び生徒の応急教育 19 公共的施設及び設備の応急復旧 20 生活困窮者に対する保護及び救助に関すること 21 義捐金品の受領及び配布に関すること 22 災害応急対策及び災害復旧用資材の確保及び物価の安定に関すること 23 被災産業(事業者)に対する融資等の対策に関すること 24 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること 25 ボランティア活動の環境整備

機 関 の 名 称		事 務 又 は 業 務 の 大 綱
熊 本 県		1 熊本県防災課意義に関する事務 2 防災に関する施設の新設、改良及び復旧対策 3 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査 4 水防その他の応急処理 5 被災者に対する救助及び救護措置 6 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通等の対策 7 その他県の所掌事務についての防災対策 8 市町村の災害事務又は業務の実施についての援助及び調整
指 定 地 方 行 政 機 関	九 州 財 務 局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示 3 公共事業等被災施設査定の立会
	九 州 森 林 管 理 局	1 国有林野等の森林治水事業等及び防災管理 2 災害応急用材の需給対策
	福 岡 管 区 気 象 台 熊 本 地 方 気 象 台	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表 2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)および水象の予報及び警報・注意報並びに台風大雨、竜巻等突風に関する情報の発表・伝達及び周知 3 気象業務に必要な観測、予報、通信等の施設及び設備の整備 4 災害発生時における気象等観測資料の提供 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動
	熊 本 空 港 事 務 所	1 空港及びその周辺における事故に関する消火及び救助 2 遭難航空機の捜索及び救助
	熊 本 港 湾 整 備 事 務 所	1 港湾海岸災害対策に関すること 2 高潮、津波災害等の予防に関する港湾海岸計画
	九 州 地 方 整 備 局 熊 本 河 川 国 道 事 務 所 菊 池 川 河 川 事 務 所	1 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること 2 直轄河川の水防に関すること 3 高潮、津波災害等の予防に関する河川計画 4 その他防災に関し、九州地方整備局の所掌すべきこと
	熊 本 海 上 保 安 部	災害時の海上における人命・財産の救助その他救済を必要とする場合の援助並びに海上の治安及び警備

機 関 の 名 称		事 務 又 は 業 務 の 大 綱
指 定 公 共 機 関 及 び 指 定 地 方 公 共 機 関	放 送 報 道 関 係 (NHK熊本放送局、株式会社熊本放送、株式会社熊本日日新聞社、株式会社テレビ熊本、株式会社熊本県民テレビ、熊本朝日放送株式会社)	気象予警報、災害情報等の災害広報対策
	日 本 赤 十 字 社 (熊 本 県 支 部)	1 災害時における医療、助産及び死体処理の実施 2 災害援助等の奉仕者の連絡調整 3 義捐金品の募集配分
	西日本電信電話株式会社 (熊本支店)	1 電気通信施設の防災対策 2 災害時における非常・緊急通話の調整及び気象予警報の伝達
	九州電力株式会社熊本支店 熊本東・西・宇城・玉名営業所	1 電力施設の保全、保安対策 2 災害時における電力供給確保
	西部ガス株式会社熊本支社	1 ガス施設の保全、保安対策 2 災害時におけるガス供給の確保
陸 上 自 衛 隊	天災事変、その他の災害に際して航空機あるいは地上からの情報の収集・伝達及び人命又は財産の保護(人員の救助、消防、水防、救援物資の輸送、通路の応急警戒、応急の医療、防疫、給水、炊飯、入浴支援等)	
熊 本 市 医 師 会	災害時における医療、助産等の救護	
自 主 防 災 ク ラ ブ	1 防災知識の普及 2 情報伝達・消火・避難・救護等の計画及び訓練の実施 3 防災用資機材の整備・点検	
株式会社エフエム熊本 株式会社熊本シティエフエム	災害情報等の災害広報対策	

第4節 被害想定

この計画策定のための災害想定規模は、水害については、昭和28年の6・26水害、台風については、平成3年9月27日の台風第19号に匹敵するものを想定して各種計画を樹立する。

参考

1. 豪雨による水害

昭和28年6・26水害 (1953年)	2日間の降水量 最大1時間降水	488.0mm 59.2mm
------------------------	--------------------	-------------------

2. 台風

平成3年9月27日台風第19号 (1991年)	気圧 最大風速 最大瞬間風速 総雨量(26~28日)	965.4hPa 25.8m/s 52.6m/s 20mm
----------------------------	-------------------------------------	--

〈参考〉

市域で発生した主な風水害履歴

年 月 日	災害要因	名称	熊本市域における被害
1900. 7. 6~16 (明治33年)	豪雨洪水	—	(死者14人、不明4人、負傷者33人、家屋全半壊208戸、家屋流失147戸、床上浸水7,307戸、床下浸水9,671戸、堤防決壊735箇所)
1917. 8. 12~13 (大正6年)	豪雨	—	浸水家屋142棟、橋梁流失4脚 (死者3人、家屋全壊・流失120戸)
1923. 7. 4~5 (大正12年)	集中豪雨	—	(死者9人、負傷者1人、家屋全半壊60戸、床上浸水4,857戸、床下浸水6,238戸、堤防決壊218箇所)
1935. 6. 28~30 (昭和10年)	豪雨洪水	—	(死傷者4人、床上浸水520戸、床下浸水3,077戸、堤防決壊50箇所、橋梁流失20脚)
1953. 6. 25~28 (昭和28年)	大雨洪水	6. 26大水害	死者206人、不明125人、負傷者237人、被害戸数55,664戸、堤防決壊・崖崩れ135箇所
1957. 7. 25~26 (昭和32年)	大雨洪水	7. 26水害	死者83人、不明29人、負傷者140人、被害戸数16,190戸 堤防決壊・崖崩れ30箇所
1975. 6. 25 (昭和50年)	大雨	6. 25水害	住家全半壊12戸、床上床下浸水3,441戸
1980. 8. 30 (昭和55年)	集中豪雨	8. 30水害	住家半壊2戸、床上床下浸水5,398戸、堤防決壊・崖崩れ10箇所
1982. 7. 23~25 (昭和57年)	梅雨前線	長崎豪雨 (7. 24水害)	死者4人、家屋全半壊12戸、床上床下浸水4506戸
1988. 5. 3~4 (昭和63年)	大雨	5. 3水害	床上床下浸水5,214戸、崖崩れ78箇所
1990. 6. 28~7. 3 (平成2年)	集中豪雨	7. 2水害	死者2人、床上床下浸水1,474戸、崖崩れ29箇所、道路決壊2箇所、堤防決壊4箇所
1991. 9. 27 (平成3年)	台風	台風19号	死者1人、負傷者16人、家屋全壊79戸、家屋半壊678戸 一部損壊63,752戸、瞬間最大風速52.6m/s.
1999. 9. 24 (平成11年)	台風	台風18号	死者1人、負傷者51人、家屋全壊19戸、家屋半壊238戸、 一部損壊10,170戸、瞬間最大風速49.0m/s.

災害予防計画

第2章 災害予防計画

第1節 水害予防計画

第1項 治山対策

市の林野面積は6,226ha(国有林1,602ha、民有林4,624ha)で熊本県林野面積(463,334ha)の約1.3%、市総面積(38,953ha)の16.0%にあたり、他の市町村に比べてその割合は少ないが、中小河川の源流域等、地域防災上重要な箇所位置する森林も多い。

これらの森林が崩壊した場合、土石流の発生源となり、下流域の人命、財産に被害を及ぼす恐れもあることから、防災機能が高い森林であることが望まれる。

よって、集落保全上重要であると判断される森林については、熊本市森林整備計画において「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」に区分し、森林所有者と協力し、適切な森林の管理を行うこととする。

また、山地災害危険地区等の地域防災上特に重要な山林においては、定期的に点検を行うとともに、点検結果から治山施設が必要と判断される箇所にあつては、治山事業を実施し、山地災害防止機能の維持増進を図るものとする。

※ 林野面積について

熊本県及び熊本市の林野面積は、熊本県林業統計要覧（平成22年度版）から引用しています。

第2項 砂防対策

本市を構成する地質構造には、火山の噴出物及び火山灰などの特殊土壌地帯もあり、そのため豪雨の際には土砂が一時に流されて耕地、家屋その他の施設等に被害を与える恐れがある。したがって、関係機関と協力して堰提工(砂防ダム)、床固工、護岸工事の砂防施設を施して災害を未然に防止するよう努めるものとする。

第3項 治水対策

市には白川・坪井川をはじめとする、河川並びに用水路・排水路等が縦横に走っている。

これらについては従来より鋭意改修工事が推進されてきたが、都市化の進展等に伴って河積に不足を生じている箇所においては水害を被る危険性がある。

したがって、市域各河川の改修事業の推進が本計画の重点であると考えられるので、このことについては国土交通省、県と連携しながら早期実施を図ることとし、その他の小河川・排水路についても危険箇所等を調査し、逐次改修計画を定め、水害防止を図るものとする。

また、本市では浸水想定区域における避難場所などの必要な事項を住民に周知するために作成した白川、緑川・加勢川、菊池川などの洪水避難地図(洪水ハザードマップ)を有効に活用し、水害に強いまちづくりの推進に努めるものとする。

第4項 道路橋梁対策

1 道路対策

市が管理する国県道延長372, 229km（56路線）及び市道延長3, 330.9km（11, 444路線）のうち、集中豪雨により道路冠水や崖崩れ等が起こり交通麻痺を生ずると思われる場所がある。

これらについては、出来るだけ速やかに擁壁、防護網、法面保護施設、石積、土留等の防災工事を施工するなどして運輸交通の便を確保するものとする。

2 橋梁対策

市が管理する国県道に架設されている橋梁400橋、また市道に架設されている橋梁は総数2, 477橋があるが、このうち洪水等危険が予想されるのは木橋2橋、石橋13橋である。

これらについては、交通上の重要性と流失の危険性を事前に十分検討して、年度毎に架替計画を定め最終的には危険橋梁はすべて永久橋に架替えて、交通の便に支障なきよう努めるものとする。

第2節 風害予防計画

第1項 農産物対策

- 1 山林・原野等の開墾に際し、風害予防に役立つものについては、なるべく残しておくよう指導するものとする。
- 2 暴風通過が予想される場合は、被害の軽減を図るため次の対策を構じるものとする。
 - (1) 竹材又は網等を利用して田・畑・果樹園等の風上に防風垣を作る。
 - (2) 水稲は深水とする。
 - (3) 野菜等は事前に土寄せをしておく。
 - (4) 果樹園の棚は事前に補強しておく。

第2項 水産物対策

海洋・気象を的確に把握し、漁船の係留、養殖施設の補強を講じるものとする。

第3項 街路樹対策

街路樹は、植樹後5年未満のもの及び樹種では、柳が被害を受けやすく、このため剪定、支柱の取り換え、結束等を行って、被害を未然に防止するものとする。

第4項 屋外広告物看板対策

倒壊又は落下等のため、人や建物に被害を与え、又は被害を拡大すると予想される屋外広告物看板等については、所有者において事前に必要な措置をとるものとする。

第3節 高潮災害予防計画

第1項 高潮対策

- 1 本市の海岸線は、有明海に面する海岸からなっている。この海岸線のうち、旧来の干拓堤防が現在そのまま使用されている箇所も多いが、県事業により、改良補強工事が施行され、漸次整備されている。
- 2 本市は台風の進路に当たることが多いことから、異常潮位をみることもあり、特に満潮時と重なった場合は、高潮による被害を受ける危険があり、一旦海岸堤防が決壊すれば多大の被害を被るので、堤防の補強に努めるとともに危険が予想される場合には、関係住民は早急に定められた最寄りの施設へ避難するものとする。

第4節 地すべり、山崩れ、急傾斜地崩壊等災害予防計画

地すべり、山崩れ等防止対策は、県において計画実施されているが、概要は次のとおりである。

第1項 地すべり防止対策

地すべりは、脆弱な地質地帯で、雨水、地下水等が作用して引き起こされるが、その対策として、危険が予想される地域に、擁壁工事等を施工し、地すべりによる土砂を阻害することにより付近一帯の道路、港湾、農地、各種施設及び家屋等を保護するとともに、これらの被害を軽減し、特に関係住民に対しては移転を指導し、その安全を図るものとする。

1 地すべり防止区域

松尾町紙松尾及び河内町船津に地すべりの恐れがあり、計56haが地すべり防止区域に指定されている。

資料編V-1-(5) (6)

第2項 山崩れ防止対策

山崩れ等の防止対策として、溪流荒廃を防止するための治山ダムや山腹崩壊地の拡大を防ぐ山腹工を整備し、山地の保全を図る。

1 山腹崩壊危険地区

山腹崩壊の恐れがある地区について山腹崩壊危険地区に指定されている。

資料編V-1-(3)

2 崩壊土砂流出危険地区

崩壊土砂流出の恐れがある地区について崩壊土砂流出危険地区に指定されている。

資料編V-1-(4)

第3項 急傾斜地崩壊(崖くずれ)防止対策

最近における災害の中で、集中豪雨による急傾斜地の崩壊(崖崩れ)が各地に多発し、公共建物、病院、人家密集地等に重大な被害を及ぼしている。

本市における急傾斜地のうち、特に公共建物、医療機関、人家密集地等に重大な被害が予想される危険区域については、擁壁を設置し、または、法切工を行う等所要の措置を実施する必要があるが、この対策は昭和44年度から始まった事業で、法律により急傾斜地崩壊危険区域の指定を行い、県が逐次防災工事を施工している。

資料編V-1-(2)

第4項 宅地造成等の規制対策

宅地造成工事により、崖くずれ又は土砂流出等の災害の生ずる恐れのある地域については、昭和42年2月1日付にて別表に定める宅地造成工事規制区域として国土交通大臣の指定を受けている。

この区域内においては新規の宅地造成工事は勿論、既成の宅地についても指導、規制を行い、災害を未然に防止するよう努力している。

なお、指導にあたっては関係機関とも協力するものとする。

指 定 区 域 名	指 定 面 積
熊本市立田山地区	6. 3 6 4
〃 清水池田地区	4. 0 3 3
〃 花岡山地区	1. 2 7 9
計	1 1. 6 7 6

第5項 がけ地近接等危険住宅移転対策

がけ地の崩壊、土石流、地すべり等は、そこに住む人々の生命及び財産に重大な被害をもたらすことから、がけ地に近接する危険住宅の移転を促進し、住民の生命の安全を確保するため、がけ地近接等危険住宅移転事業制度に基づき、危険住宅の除却に要する経費及び危険住宅に代わる住宅の建設（購入）に要する経費について、その一部を国、県などにより補助するものである。

第5節 災害危険地域指定計画

この計画は、洪水、地すべり、崖くずれ、高潮等により、災害発生の恐れがある地域を指定して、行為規制等の必要な措置を講ずるための現況調査及び危険区域の巡視等災害予防上必要な措置について定めるものとする。

第1項 災害危険地域の現況

1 土砂災害警戒区域等指定区域

資料編V-1-(1)

2 河川、海岸及び重要水防箇所

資料編V-3, 4, 5, 6

第2項 実施責任

1 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、地すべり等防止法及び急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく指定区域並びに法指定以外の指定区域の行為の制限、その他災害予防上必要な設置については関係機関と協力し、万全を期するものとする。

資料編V-1

2 河川及び海岸の災害危険地域の巡視及び災害予防上必要な措置については、水防法の定めるところにより行うものとする。

第3項 危険地域の予防査察等

1 地すべり、崖くずれ関係

地すべり等防止法により市では、松尾町要江等2箇所が山地の地すべりとして指定されているが、その他の地すべり、崖くずれが予想される地区を降雨期には巡回し、また住民からの連絡、通報とあわせて、事前に住民の避難指定等適切な措置をとるよう努めるものとする。

2 水防関係

このことについては、水防計画の定めるところによるものとする。

第6節 防災知識普及計画

関係職員及び市民に対して、防災に関する一層の自覚と理解を深めるとともに災害時において混乱や被害の発生を防止することを目的として、災害予防・災害応急対策等、防災に必要な知識を防災訓練、研修会、広報活動等により周知徹底を図る。

その際には、災害時要援護者への対応や、男女共同参画に配慮する。

第1項 職員に対する防災知識・技能の普及

市民の生命、身体、財産を災害から守るという責務を遂行するため、職員に防災教育を行い、防災知識・技能の習得と当該知識に基づく適切な判断力、行動力の涵養を図る。

1 方法

- (1) 職場における防災研修
- (2) 防災パンフレット、行動マニュアル等の資料の配布
- (3) 防災講演会

2 内容

- (1) 気象、各種災害についての一般知識及び特性の認識
- (2) 地域防災計画の内容の周知
- (3) 災害対策基本法を中心とした法令等の知識の習得
- (4) 防災に関する職場研修の実施及び防災講演会等への参加
- (5) 災害対応訓練の実施及び事後検証の実施

第2項 市民等に対する防災知識の普及

市民等に対する防災知識の普及は、多様な手段方法を利用して、単独又は各種行事及び最も効果のある時期を選んで周知徹底する。

1 方法

- (1) 新聞、テレビ、ラジオ、有線放送等報道機関の利用
- (2) 市政だより、ホームページ等への防災情報の掲載
- (3) 広報車による巡回広報
- (4) 「わが家の防災マニュアル」の配布・普及
- (5) 各区における「まなぼうさい」の開催
- (6) 「自主防災クラブリーダー研修」の開催
- (7) 総合防災訓練及び地域における防災訓練の実施
- (8) 広域防災センターの活用
- (9) 「防災出前講座」の実施
- (10) 在熊外国人に対する防災研修の開催

2 内容

- (1) 気象予警報等の種別と情報収集及び伝達要領

- (2) 台風襲来時の家屋の保全方法
- (3) 高潮発生時の対応方法
- (4) 農林水産物に対する応急措置
- (5) 「避難勧告」等、避難情報の内容と判断、行動の周知
- (6) 避難場所の認識、避難の方法及び非常持出品の常備
- (7) 地域ハザードマップの作成による災害時の危険箇所の把握
- (8) 災害に対する日頃の備えと心構え
- (9) 防疫の心得及び消毒予防方法等の要領

第3項 学校教育における防災教育

各学校の教職員並びに児童・生徒等に対し、防災知識の充実と防災意識の向上を図るため、教育委員会との連携により、防災教育講座等を実施し、大雨、強風、台風、高潮等の異常な自然現象についての被害状況を認識させ、災害が発生した場合の被害の拡大を防ぐための防災教育を実施する。

1 方法

- (1) 防災パンフレット等の配布
- (2) 防災映画、防災ビデオ等の上映
- (3) 広域防災センターの活用
- (4) 防災指導員等による防災教育講座の実施
- (5) 避難訓練の実施
- (6) 地域性や児童の発達段階に考慮した防災指導

2 内容

- (1) 大雨、強風、台風、高潮等の基礎知識の周知
- (2) 風水害に対する日頃の備えと心構え
- (3) 居住地域の特性や過去の災害に関する石碑等の意味など、災害教訓の伝承
- (4) 過去の災害の被害状況や教訓
- (5) 就学時間中、災害が発生した場合の判断と行動及び保護者への児童の引渡し方法の検討
- (6) 避難訓練の実施

第4項 熊本市地域防災計画

熊本市地域防災計画を修正したときは、災害対策基本法第42条第4項の規定に基づき、その旨の普及周知を図るものとする。

また、熊本市ホームページに掲載し、周知を図る。

第7節 自主防災組織

「自らの身の安全は自らが守る」が防災の基本であり、この精神のもとに市民がその自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には、「自らの身の安全を守る」（自助）「自分たちのまちは自分たちで守る」（共助）よう行動することが、被害軽減にとって非常に重要である。

特に、災害の規模が大きいほど発災直後には、本市の活動（公助）がまだ末端まで行き渡らない時点において、初期消火を行なう、近隣の負傷者、高齢者等の災害時要援護者を助ける、避難場所等で自ら活動するなどの防災活動は、自主防災組織に負うところが多い。

また、平常時は、防災知識の啓発等の活動における組織としての役割も大きい。

これらのことから、本市は、自主防災組織（自主防災クラブ）の結成及び育成・指導、防災資機材の助成、出前講座、地域のハザードマップの作成、リーダー研修等の活動全般を支援するものとする。

第1項 自主防災組織の結成

地域住民による自主防災組織の結成を促進する。

第2項 自主防災組織の育成・指導

災害に対する地域の連帯及び地域防災活動の推進を図るため、自治会等の住民組織等を中心とした各区における「まなぼうさい」、「出前講座」、地域での訓練支援及び「総合防災訓練」への参加等を推進する。

第3項 自主防災組織に対する助成制度

自主防災組織の防災資機材整備を推進するため、防災資機材を助成するほか、地域ハザードマップ作成経費の一部を助成するほか、地域ハザードマップ作成経費の一部を助成する。

第4項 自主防災組織リーダーの育成

リーダー研修会、他地区の訓練研修等を実施し、自主防災組織のリーダー等の養成を図る。

第5項 自主防災組織の活動内容

(1) 平常時の活動

自主防災クラブ（未結成の町内自治会を含む。）において、防災知識の普及、地域のハザードマップの作成、防災訓練、防災点検、防災用資機材の整備・保守を実施し、この活動により、区域内の住民の防災意識の向上を図ると共に、災害時における「自助」「共助」力を強化する。この際、特に災害時要援護者への支援体制の整備や避難体制の整備、女性参画の促進に留意する。

(2) 災害時の活動

地域ぐるみの平常時の活動を生かし、出火防止、初期消火、救出救護、避難誘導、給食、救援物資の配布等の活動により、被害の最小化に努める。

第 8 節 防災施設等の整備

災害の発生にともない、災害対策の指揮又は現地活動の拠点となる施設や救助・救援活動等の各種防災対策に必要な資機材を備蓄している施設は、迅速に災害対策の体制をとらなければならない。

そのため、これらの機能を有する施設は、施設自体の安全性の確保に加え、必要な資機材の整備維持、平時及び有事の運用体制の確立等、日頃から防災対策に取り組んでおく必要がある。これらの施設を防災施設等と位置付け、防災に必要な機能を維持するための対策として、以下のような対策をとるものとする。

第 1 項 防災拠点施設の整備

地震・津波災害対策編 4 9 ページ「第 1 項 防災拠点施設の整備」に同じ

第 2 項 防災通信網の整備

地震・津波災害対策編 5 0 ページ「第 2 項 防災通信網の整備」に同じ

第 3 項 防災資機材等の整備

地震・津波災害対策編 5 2 ページ「第 3 項 防災資機材等の整備」に同じ

第 4 項 非常食糧、生活物資の整備

地震・津波災害対策編 5 3 ページ「第 4 項 非常食糧、生活物資の整備」に同じ

第 5 項 飲料水の確保

地震・津波災害対策編 5 4 ページ「第 5 項 飲料水の確保」に同じ

第 6 項 消防水利の整備

地震・津波災害対策編 5 4 ページ「第 6 項 消防水利の整備」に同じ

第9節 防災訓練計画

第3章災害応急対策に定める各種の応急措置が円滑に実施されるよう、必要な訓練について定めるものとする。

第1項 水防訓練

- 1 水防法第32条の2の規定により、水防管理団体である市が関係機関団体の協力を得て、水災に備え水防活動事項の実施について訓練し、その能力の向上を図るとともに一般住民に対して、水防意識の啓発を図るため毎年行うものとする。
- 2 水防訓練は、観測、通報、連絡、出動、輸送、水防工法、水難救助、避難等必要な項目について重点的に実施し、その徹底を図るものとする。
- 3 訓練は毎年6月上旬までに市内における河川、海岸等の中から選定して実施するものとする。

第2項 避難訓練

- 1 洪水等の災害を予想して、消防団、警察その他関係機関団体と協力して、早急に避難できるよう訓練しておくものとする。
- 2 船舶及び沿岸住民は、熊本海上保安部及び関係機関の協力を得て、海難に際して円滑に避難できるよう訓練しておくものとする。

第3項 救助訓練

水難等の人命救助を円滑に実施するため関係機関の協力を得て、通報、救出、炊き出し、医療救護、物資輸送等の項目について随時訓練するものとする。

第4項 通信連絡訓練

気象予警報の伝達、災害現場から本部への情報連絡、その他の通信連絡の適正を図るため、有線及び無線による通信連絡訓練を熊本地方气象台、県、その他関係機関団体の協力を得て適宜実施するものとする。

第5項 輸送訓練

風水害等に際し、その応急対策のため、被災者、救助隊員、物資等を緊急かつ円滑に輸送するため、迂回路、幅員等を考慮に入れて平常より充分検討し、訓練しておくものとする。

第6項 非常招集訓練

災害の発生もしくは発生の恐れがある場合、特に勤務時間外において迅速に配備体制を整えるため、非常招集の発令、伝達及び通信連絡について訓練を実施するものとする。

第7項 総合訓練

災害応急対策の完全なる遂行を図るため市、本部会議、消防団その他関係機関団体が緊密な連携をとり、前記各種訓練を含めた総合的な訓練を実施するものとする。

第8項 図上訓練

災害を想定し、主として災害応急対策及び復旧対策についての人員の動員、復旧資材・救助物資の緊急輸送及び緊急避難並びに災害対策本部の運営等について関係機関の協力を得て訓練を行うものとする。

第10節 避難場所の整備

風水害・地震等の災害から市民等の生命・身体等の安全を守るとともに、二次災害の回避及び住居等が被災した場合の一時的な生活空間を確保するための避難場所が必要になるため、避難場所の選定や整備について定めるものとする。

第1項 避難場所の定義と指定

市民等の安全を確保するための一時避難場所及び避難所等（以下「避難場所」という。）の定義及び指定にあたっての選定基準について、下記のとおり定める。

1 一時避難場所

「一時避難場所」は、風水害・地震等の災害の発生又は恐れがある場合に危険を回避するため、一時的に身を守るために市が指定した避難場所であり、市公民館、市立の学校施設、都市（近隣）公園及び県・私立高校等のグラウンド等を指定している。

2 地域指定一時避難場所

「地域指定一時避難場所」は、市が指定した一時避難場所以外で、災害の発生又は恐れがある場合に危険を回避するため、一時的に避難する場所として地域が指定した地域の公民館やコミュニティセンターなどを指す。

3 広域避難場所

「広域避難場所」は、地震などによる火災が延焼拡大し、地域全体が危険になった場合に市民の生命・安全を一時的に守り得る場所として公園・グラウンド等を指定している。

4 避難所

「避難所」は、風水害・地震等の災害により住宅等が全半壊・焼失、又は倒壊等の危険が予想されなど生活の場が失われた場合に、一時的（応急的）な生活の本拠地として、市が提供する宿泊滞在施設であり、主として市立の公共施設等を充てる。

5 福祉避難所

「福祉避難所」は、避難所において、共同生活が難しい災害時要援護者等のため、施設のバリアフリー化に加えて、介護や医療相談などに対応できる体制が図れる施設。

6 避難場所の指定基準

避難場所の拡充・補完については、下記の基準と地域的特性を総合的に考慮し、指定の可否を判断する。

ア 指定の基準

- ① 土砂災害などの二次災害の恐れがないこと。
- ② 安全な避難経路が確保できること。
- ③ 一時的に宿泊滞在が可能な建物等が確保できること。
- ④ 救援物資等の輸送経路が確保できること。
- ⑤ 水道、トイレ、電話等の施設が整っていること。
- ⑥ 夜間休日等を含め利用できること。

⑦ 耐災害性（耐震・耐火・耐水害等）に比較的優れていること。

イ 災害種別の避難場所

市が指定した災害種別・区分別の避難場所は、「熊本市避難場所一覧表」による。

【資料編：P 4 2 8 「X 避難・救援・輸送」参照】

7 福祉避難所の指定促進

災害時要援護者の避難施設の一環として、あらかじめ福祉避難所として適する高齢者福祉施設や障がい者施設等と協定を締結するなどして、福祉避難所の指定を進める。

第2項 避難場所（機能）の整備

避難場所については、下記の事項に留意し施設の整備及び機能等の向上を図るものとする。

1 安全性の確保

避難場所の安全性を確保するため、施設の耐震化・補強工事の推進・非構造部材の耐震化を計画的に実施する。

2 災害時要援護者に配慮した施設整備

避難場所の段差解消のためのスロープ・手摺りの設置などのバリアフリー化を推進する。

3 通信手段の確保

災害時優先電話、無線通信機器等の整備を行い、災害時の通信手段の確保に努める。

4 非常用電源・照明器具の確保

災害時の停電に備え、発動発電機等の非常用電源及び投光器等の照明器具の確保に努める。

5 備蓄物資等の確保

余裕スペース等の活用及び備蓄倉庫等の設置により、初期の避難生活に必要な食料・物資等の備蓄に努める。

6 生活環境の確保

避難場所が新設及び改修される際は、避難生活に必要なトイレ・シャワー等の増設など避難生活環境の向上に努める。

第3項 避難場所及び避難方法の事前周知

避難場所等の位置及び避難にあたっての注意事項等については、次の方法等により市民に周知徹底を図る。

1 避難場所案内標識（多言語）等の設置

2 「わが家の防災マニュアル」の配布

3 「地域ハザードマップ」の作成・配布

4 市ホームページへの掲載

5 防災訓練・「まなぼうさい」の実施による啓発

6 出前講座・防災教育での啓発

第4項 避難場所の開設・運営体制の整備

区役所（総合出張所・出張所）及び施設管理者は、迅速かつ円滑に避難場所が開設・運営できるよう、平時から次に示す事項について体制の整備に努めるものとする。

1 避難場所の開設体制の整備

ア 避難場所の施設管理者は、避難場所の「開設責任者」として、あらかじめ、避難場所の開設を担う複数の「開設担当職員」を指名しておくものとする。

イ 指名された開設担当職員（委託・嘱託者を含む）は、避難場所の鍵を保管するものとする。

ウ 施設管理者は、避難場所が所在する区役所及び危機管理防災総室等と連携し、災害時に迅速に避難場所が開設できるよう避難場所の開錠、区画割り、事務所の開設（看板設置等）、避難者の受け入れ要領等を定めた避難場所の施設利用計画をあらかじめ策定しておくものとする。

この際、区画の指定にあたっては、災害時要援護者を最優先するとともに事情の許す限り、個人のプライバシーの確保に留意する。

2 避難場所の運営体制の整備

ア 区対策部及び他対策部（以下「区対策部等」という。）は、避難場所の運営管理を担う「管理責任者」及び複数の「運営担当職員」をあらかじめ指名しておくものとする。

イ 管理責任者は、運営担当職員及び避難場所の施設管理者、福祉等の担当職員、避難者、地域住民、ボランティア等と連携した円滑な避難場所の運営に努める。

この際、「避難所運営マニュアル」に基づき、地域住民と連携した訓練の実施に留意する。その際、男女共同参画に努める。

3 避難誘導體制の整備

区対策部及び施設管理者は、地域住民が円滑に避難できるよう、危機管理防災総室等と連携し、自主防災クラブ、自治会、消防団等による避難誘導體制の整備に努めるものとする。

このため、地域住民とワークショップを通じた「地域のハザードマップ」の作成に取り組み、自主的な避難意識の啓発と普及及び避難訓練等の促進を図る。

災害応急対策計画

第3章 災害応急対策計画

この章では、風水害応急対策計画について、以下のとおり述べるものとする。

第1節 組織計画

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合の応急対策を実施するための熊本市水防本部及び熊本市災害対策本部の組織等については、熊本市水防本部規程（昭和51年水防本部訓令第1号）、熊本市災害対策本部条例及び熊本市災害対策本部規程（昭和51年災害対策本部訓令第1号）に定めるところによる。

第1項 熊本市水防本部

水災に関する情報連絡及び防除活動を迅速かつ的確に行うため、熊本市災害対策本部の設置前に設置するものである。

第2項 熊本市災害対策本部

市域において大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、災害予防及び災害応急対策等を迅速かつ的確に行えるよう「熊本市災害対策本部」を設置し、市の全組織を挙げて災害対策に取り組む。

1 設置基準

災害対策本部は、次の基準に達したとき、市長が設置する。

- (1) 気象業務法に基づく、暴風雨、大雨、洪水、高潮等の警報が発令され局地的な災害が発生し、総合的な対策を必要とするとき。
- (2) その他市長が必要と認めるとき。

2 事務分掌

別表のとおり。（風水害編P39以降）

3 組織

- (1) 本部に本部会議、情報調整室（以下「室」という。）、総務局対策部、企画振興局対策部、財政局対策部、健康福祉子ども局対策部、環境局対策部、農水商工局対策部、観光文化交流局対策部、都市建設局対策部、中央区役所対策部、東区役所対策部、西区役所対策部、南区役所対策部、北区役所対策部、消防局対策部、交通局対策部、上下水道局対策部、病院局対策部、教育委員会対策部、応援対策部（以下これらを「対策部」という。）を置く。
- (2) 本部長は、必要があると認めるときは、本部に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を置くことができる。
- (3) 室の室長に危機管理防災総室長、次長に危機管理防災総室副室長をもって充てる。
- (4) 室に調整班、情報班、庶務班及び広報班を置く。

4 現地災害対策本部

- (1) 本部長は、災害の規模・状況等により、必要と認めるときは、災害地にあつて災害対策本部の事務の一部を行う現地災害対策本部を設置することができる。
- (2) 現地災害対策本部長は、副本部長、本部員その他の職員の中から災害対策本部長が指名する者を充てる。

5 災害対策本部の廃止

災害の恐れがなくなつたと認められたとき、又は災害に対する応急対策の措置が終了したと認められたとき、災害対策本部長は災害対策本部を廃止する。また、その後の状況を確認し、現地災害対策本部も廃止する。

6 設置及び廃止の公表

災害対策本部を設置及び廃止した場合、速やかに県知事及び防災関係機関にその旨通知するとともに、報道機関等を通じて市民に対して発表する。

7 情報調整室

(1) 設置基準

- ・災害対策本部設置基準に準ずる。

(2) 事務分掌

- ・本部会議に関すること。
- ・本部長の指示及び命令に関すること。
- ・災害応急対策の総合調整に関すること。
- ・避難の勧告及び指示の検討に関すること。
- ・各対策部間の連絡調整に関すること。
- ・応援要請に関すること。
- ・自衛隊災害派遣の要請の要求等に関すること。
- ・災害情報の収集及び伝達に関すること。
- ・被害状況の総括に関すること。
- ・気象の予警報に関すること。
- ・被害状況等の本部会議への報告に関すること。
- ・防災関係機関等との連絡調整に関すること。
- ・防災情報機器の管理運営に関すること。
- ・各種協定の実施に関すること。
- ・庶務に関すること。

(3) 組織

ア 室長に危機管理防災総室長、次長に危機管理防災総室副室長を充てる。

イ 情報調整室に調整班、情報班(収集・分析・集計)、庶務班及び広報班を置く。

ウ 調整班

班長に危機管理防災総室職員、副班長に消防局職員、班員に各局主管課長又はそれに代わる

者で構成する。

工 情報班

班長に危機管理防災総室職員、班員に各局から数名の課長補佐級職員、係長級の職員またはこれに代わる者で構成する。

オ 庶務班

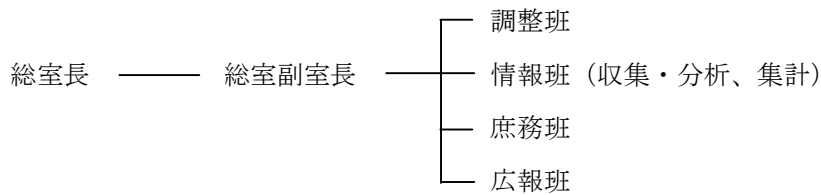
班長に危機管理防災総室職員、班員に危機管理防災総室職員で構成する。

カ 広報班

班長に広報課長、班員に広報課職員で構成する。

(4) 組織図及び事務分担は、次のとおりとする。

[組織図]



[事務分担]

調整班

- ・本部会議に関すること。
- ・本部長の指示及び命令に関すること。
- ・災害応急対策の総合調整に関すること。
- ・避難の勧告及び指示の検討に関すること。
- ・各対策本部間の連絡調整に関すること。
- ・応援要請に関すること。
- ・自衛隊災害派遣の要請の要求等に関すること。

情報班

- ・災害情報の収集及び伝達に関すること。
- ・災害状況の総括に関すること。
- ・気象の予警報に関すること。

庶務班

- ・本部会議の開催に関すること。
- ・災害状況等の本部会議への報告に関すること。
- ・防災関係機関等との連絡調整に関すること。
- ・防災情報機器の管理運営に関すること。
- ・庶務に関すること。

広報班

- ・マスコミ関係の対応に関すること。
- ・広報活動に関すること。

第3項 職員配備動員計画

災害が発生し、または発生するおそれがある場合における職員の配備体制、配備方法および応援等について定め、応急措置等の円滑な実施を期するものとする。

1 職員配備体制の整備

組織計画に定められた各関係局・部長ならびに関係各部・課(かい)長は、災害発生のおそれ、または災害が発生した場合における災害応急措置を迅速かつ確実に推進するため、所属職員の全部または一部が直ちに応急措置に従事し活動できるようにあらかじめ配備体制を定めて所属職員に徹底しておくとともに、相互に協調するよう努めるものとする。

2 市職員の配備

(1) 災害発生のおそれがある場合の配備

災害処理に関係を有する部・課(かい)長は、次の発表、通報、もしくは指示(以下「発表等」という。)があったときは、所属職員を必要に応じ応急措置推進のため配備し、気象予警報等を伝達させるとともに、情報収集および災害活動に当たらせるものとする。

なお、女子職員については防災業務の配備体制(情報収集・広報活動、その他)での役割を明確にしたうえで災害活動に当たらせるものとする。

このため、災害処理に関係を有する部・課(かい)長は、所属職員の応急措置に関する担当事務をあらかじめ定め、所属職員に周知徹底しておくものとする。

(2) 災害発生のおそれがある注意報および警報

注 意 報	警 報
次の種類の注意報が1以上発表された場合 ① 大雨注意報 ② 洪水注意報 ③ 高潮注意報	次の種類の警報が1以上発表された場合 ① 暴風警報 ② 大雨警報 ⑤ 暴風雪警報 ⑥ 波浪警報 ③ 洪水警報 ④ 高潮警報

なお、注意報および警報の定義は「予警報等伝達計画」に定めるところによる。

(3) 災害発生時における配備

ア 関係部課(かい)長は、災害が発生した際には所属職員の全部または一部を指揮監督して応急措置に従事し、市長または上司の命を受けて活動し得る体制を整えておくものとする。

イ 職員は災害が発生した際には、所属の上司と連絡をとり、または自主判断で出勤し、応急対策に従事するものとする。

(4) 職員の招集

関係部課(かい)長は、所属職員の招集連絡網を作成しておき、最も迅速確実な方法により招集するものとする。

(5) 配備解除

災害応急措置等の配備体制は次の場合解除するものとする。

ア 災害発生のおそれがある注意報および警報が解除されたとき。

イ 市長が被害発生の危険性が去ったと認めたとき。

ウ 被害が拡大しないことが確認され、復旧作業が軌道に乗ったとき。

エ その他市長が必要に応じ解除の指示をしたとき。

3 市職員の配備基準

災害が発生するおそれ、または発生した場合における市職員の配備はおおむね次頁の基準により実施するものとする。

熊本市水防本部設置及び職員の配備基準

態勢	配備態勢	配備時期	配備内容	本部設置・配備規模等	配備動員計画
注意態勢	注意報発令態勢	1 気象業務法により大雨、洪水に関する注意報が発表された場合 2 態勢中、市民より被害に関する情報があったり、降雨の状況により警報への以降が考えられる場合。 3 気象業務法により大雨、洪水に関する警報が発表された場合	少数の人員をもって、気象情報その他各種情報の収集、伝達及び連絡等に当たる体制とする。 待機の場所は水防本部室とする。	(1)水防本部の設置 (2)注意報発令態勢は責任者以下3人。 警報待機態勢は責任者以下45人。警報発令態勢は責任者以下98人の職員をもって編成する。	水防本部組織図による。
	警報待機態勢				
	警報発令態勢				
警戒態勢	待機配備	1 注意態勢下において災害発生のおそれが生じた場合 2 その他本部長が、必要により当該配置を指示したとき	気象予警報、災害情報、被害報告、その他情報の収集・伝達及び応急対策活動が実施できる体制とする。	(1)182人程度の職員をもって編成するが、担当課の要員数については、別に定める。 (2)241人程度の職員をもって編成するが、各班の要員数については別に定める。	//
	1号配備				
非常態勢 (災害対策本部)	2号配備	局地的な災害が発生した場合	災害応急対策活動を遂行できる体制とし、又3号配備に直ちに移行できる体制とする。	災害対策本部	
	3号配備	局地的な災害が発生し、さらに市全域にわたり被害が拡大するおそれがある場合	2号配備によりがたく、災害対策本部の職員を増員し、災害応急対策活動が円滑に遂行できる体制とし、又4号配備に直ちに移行できる体制とする。		
	4号配備	全域にわたり災害が発生し、特に被害が甚大な場合	3号配備によりがたく、災害対策本部の職員を更に、増員し、災害応急対策活動が強力に遂行できる体制とする。		

別表 災害対策本部組織図

市災害対策本部の組織及び機能

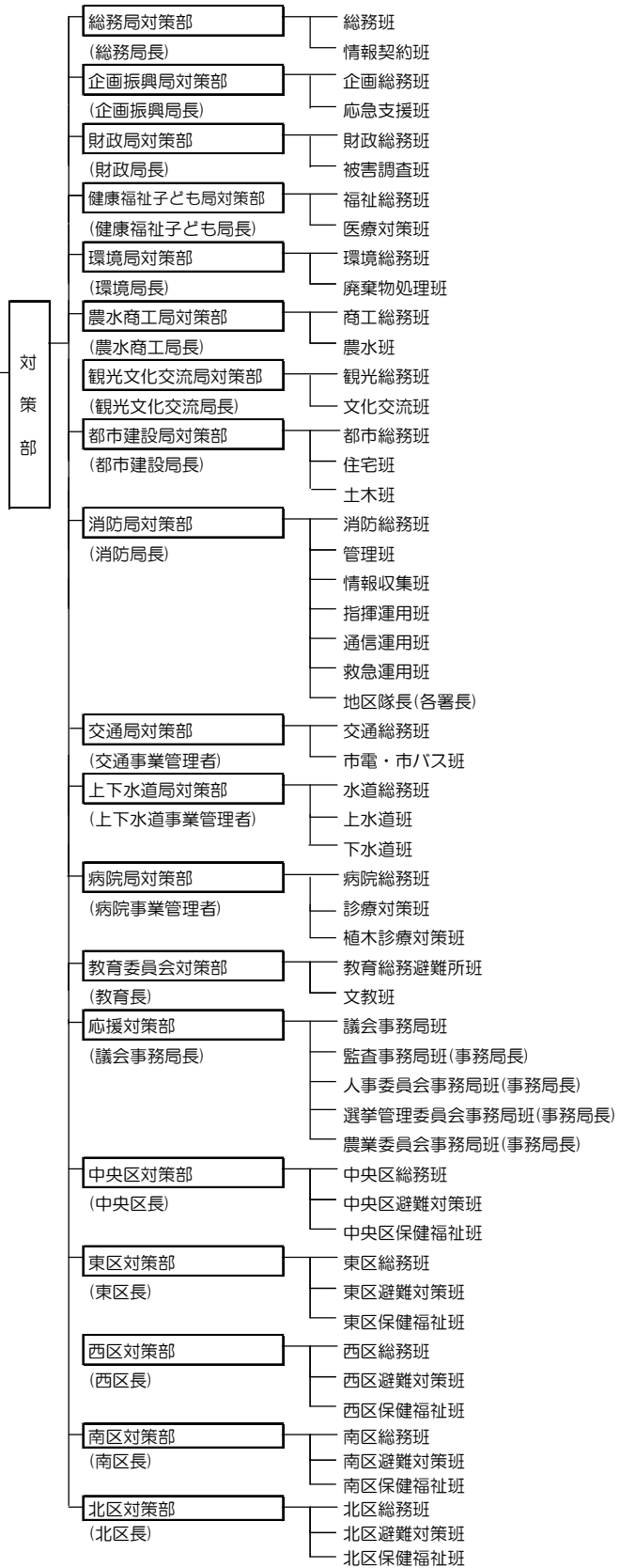
1 熊本市災害対策本部組織図

災害対策本部会議	本部長	市長
	副本部長	副市長
	本部員	危機管理監
		議世事務局長
		総務局長
		企画振興局長
		財政局長
		健康福祉子ども局長
		環境局長
		農水商工局長
		観光文化交流局長
		都市建設局長
		消防局長
	交通事業管理者	
	上下水道事業管理者	
	病院事業管理者	
	教育長	
	中央区長	
	東区長	
	西区長	
	南区長	
	北区長	
	その他本部長が指名する者	

情報調整室	室長	危機管理防災総室長
	次長	危機管理防災総室副室長
	調整班	班長：危機管理防災総室職員 副班長：消防局職員 班員：各局・区職員
	情報班	班長：危機管理防災総室職員 班員：各局・区職員
	広報班	班長：広報課長 班員：広報課職員
	総務班	班長：危機管理防災総室職員 班員：危機管理防災総室職員

現地災害対策本部

東京地方連絡班



別表 災害対策本部事務分掌

対策部共通事務	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管業務に関する災害情報の情報調整室への報告に関すること。 2 所属職員の参集状況、被災状況（安否確認、被害）等の総務局対策部への報告に関すること。 3 対策部内の連絡調整に関すること。 4 対策部内の庶務に関すること。 5 対策部内の職員の配置運用に関すること。
班共通事務	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管業務に関する災害情報の収集と集計及び対策部への報告に関すること。 2 所管施設等の被害状況把握と利用者の安全確保及び応急復旧対策の実施に関すること。 3 所管施設の災害時における目的外臨時使用に関すること。 4 所属職員の参集及び被災状況（安否確認、被害）等の対策部への報告に関すること。 5 所管業務に関わる関係機関・団体（災害時協定含む）との連絡調整に関すること。 6 所管施設が避難所となった場合の開設、管理運営に関すること。 7 所管業務に関わる災害時要援護者対策に関すること。 8 所管業務に関する各班相互の連携協力及び連絡調整に関すること。 9 所管業務に関わる被災者支援対策に関すること。
部 班	事 務 分 掌
総務局対策部長 (総務局長)	災害対策本部に関する人員を総括するとともに、災害情報の収集及び集計を行う。
総務班長 (総務局次長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 2 職員の参集状況及び被災状況（安否確認、被害）の総括に関すること。 3 職員の配置、給与、給食、厚生（生活支援）等に関すること。 4 他自治体への応援要請及び応援職員全般に関すること。
	担当室課 総務課、人事課、行政経営課、職員厚生課
情報契約班長 (契約検査監)	<ol style="list-style-type: none"> 1 班共通事務に関すること。 2 災害情報（気象含む）の収集・集計・伝達等に関すること。 3 応急工事及び緊急物品等の契約に関すること。
	担当室課 契約検査総室
企画振興局対策部長 (企画振興局長)	関係省庁との連絡体制の強化及び広報の一元化を図るとともに、物資の受け入れ配分等による避難支援を行う。
企画総務班長 (企画振興局次長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 2 本部長、副本部長の秘書等に関すること。 3 関係省庁との連絡調整に関すること。 4 復興基本計画に関すること。 5 市民への災害情報の広報及び報道機関に対する情報提供（プレスセンター開設）等に関すること。 6 市民相談の総括、意識調査の実施に関すること。 7 各種情報ネットワークの非常時運用に関すること。 8 災害記録の作成に関すること。
	担当室課 秘書課、企画課、オンブズマン事務局、広報課、統計課、広聴課、情報政策課、東京事務所
応急支援班長 (企画振興局次長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 班共通事務に関すること。 2 市民の安否情報の総括に関すること。 3 ボランティア本部の設置及びボランティア活動の総合調整に関すること。 4 救援・義援物資の要請及び受入調整、配分計画に関すること。
	担当室課 市民協働課、区政推進課、生涯学習推進課、人権推進総室
財政局対策部長 (財政局長)	災害応急対策予算の編成を行い復旧復興に迅速に対応するとともに、被害調査を集計して情報の集約を図り、義援金の配分計画をたてて被災市民の支援を行う。
財政総務班長 (財政局次長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 2 災害応急対策等の予算編成に関すること。 3 義援金に係る予算編成に関すること。 4 災害対策本部の出納に関すること。 5 災害対策本部の通信機器等の確保に関すること。 6 緊急輸送車両の許可申請、調達及び運用管理に関すること。
	担当室課 財政課、管財課、車両管理課、会計総室
被害調査班長 (部長指名者)	<ol style="list-style-type: none"> 1 班共通事務に関すること。 2 市域の被害調査及び被災情報の集計、伝達等に関すること。 3 災害による税の減免に関すること。
	担当室課 税制課、課税管理課、納税課、（各区税務課）

健康福祉子ども局対策部長 (健康福祉子ども局長)	被災者の治療と救急搬送が迅速に行われるよう、医療関係機関等との連絡調整と被災市民の医療福祉、健康管理、防疫活動、備蓄物資の総合管理及び被災後の生活支援等を行う。また、幼児の安全確保を行うと共に児童福祉等の支援対策を行う。
福祉総務班長 (健康福祉子ども局次長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 各対策部共通事務及び班共通事務に関する事。 2 災害救助法に関する事。 3 遺体の埋火葬に関する事。 4 リ災証明及び弔慰金、見舞金等の総括に関する事。 5 遺体の身元確認および引渡しに関する事。 6 被災者支援の総合調整に関する事。 7 災害時要援護者（要医療援護者を除く）に関する事。
担当室課	健康福祉政策課、指導監査課、健康づくり推進課、国保年金課、高齢介護福祉課、障がい保健福祉課、子ども発達支援センター、障がい者福祉相談所、こころの健康センター、子ども支援課、青少年育成課、保育幼稚園課、児童相談所
医療対策班長 (健康福祉子ども局次長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 班共通事務に関する事。 2 負傷者及び要医療援護者に関する事。 3 医薬品、衛生材料、搬送車両の確保及び搬送に関する事。 4 医療機関及び各区救護所等の情報収集、集計、伝達に関する事。 5 各区避難所内救護所活動の支援に関する事。 6 災害時の衛生管理に関する事。 7 安置所の設置及び管理運営に関する事。 8 遺体収容等に関する事。
担当室課	医療政策課、生活衛生課、食品保健課、感染症対策課、食肉衛生検査所
環境局対策部長 (環境局長)	被災地の災害ごみ、避難所等の生活ごみ及びし尿等の収集、処理を行い、良好な生活環境の維持に努める。
環境総務班長 (環境局次長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 各対策部共通事務及び班共通事務に関する事。 2 災害時における環境対策に関する事。 3 災害ごみ、生活ごみ及びし尿等の処理に係る連絡調整に関する事。
担当室課	環境政策課、環境総合センター、緑保全課、水保全課
廃棄物処理班長 (環境局次長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 班共通事務に関する事。 2 災害ごみ、生活ごみ及びし尿等の処理計画の策定に関する事。 3 災害ごみ及び生活ごみの収集、処理に関する事。 4 仮設トイレの設置及び管理運営等に関する事。 5 し尿等の収集、処理に関する事。
担当室課	廃棄物計画課、ごみ減量推進課、環境施設整備課、浄化対策課、各クリーンセンター、各環境工場
農水商工局対策部長 (農水商工局長)	商工、農林水産業の被害状況の把握を行うとともに、早期復興のための支援策を立案、実施する。
商工総務班長 (農水商工局次長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 各対策部共通事務及び班共通事務に関する事。 2 商工業の被害調査及び集計・伝達、復興支援に関する事。 3 災害時特例等の金融支援及び相談に関する事。
担当室課	産業政策課、商工振興課、競輪事務所
農水班長 (農水商工局次長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 班共通事務に関する事。 2 農林水産業の被害調査及び集計・伝達、復興支援に関する事。 3 漁港の漂流物対策に関する事。 4 山腹崩壊危険箇所、崩壊土砂流出危険箇所、地すべり危険箇所及び農地の法面崩壊危険箇所に関する事。（土砂災害情報取扱要綱による）
担当室課	農業政策課、水産振興センター、食肉センター
観光文化交流局対策部長 (観光文化交流局長)	外国人の支援や観光業の早期復興のための支援策を立案、実施する。
観光総務班長 (観光文化交流局次長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 各対策部共通事務及び班共通事務に関する事。 2 外国人避難者に関する事。 3 観光者の避難及び支援等に関する事。 4 観光業の復興支援に関する事。 5 避難所の開設及び管理運営に関する事。 6 避難所の人員及び物資需要の把握に関する事。 7 避難所における救援物資等の配布、管理等に関する事。 8 避難所及びその周辺における災害情報の収集、伝達等に関する事。
担当室課	シティプロモーション課、観光振興課、熊本城総合事務所、動植物園
文化交流班長 (観光文化交流局次長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 班共通事務に関する事。 2 救援・義援物資の集積場の開設及び管理に関する事。 3 避難所の開設及び管理運営に関する事。 4 避難所の人員及び物資需要の把握に関する事。 5 避難所における救援物資等の配布、管理等に関する事。 6 避難所及びその周辺における災害情報の収集、伝達等に関する事。
担当室課	文化振興課、スポーツ振興課、市民会館

都市建設局対策部長 (都市建設局長)	建物応急危険度判定の実施、公園等の避難者の支援を行うとともに、災害に強い都市づくりを推進する。 また、円滑な応急、復旧活動を行うために道路の障害物の除去を行うとともに、被災市民へ住宅の提供等を行う。
都市総務班長 (都市建設局次長)	1 各対策部共通事務及び班共通事務に関する事。 2 被災建築物に対する市民からの相談に関する事。 3 応急危険度判定に関する事。 4 公共交通機関等の被害情報の収集、集計、伝達に関する事。 5 かけ地近接危険住宅箇所及び宅地造成崩壊危険箇所に関する事。 (土砂災害情報取扱要綱による)
担当室課	都市政策課、都心活性推進課、開発景観課、建築指導課、交通政策総室、技術管理課、熊本駅周辺整備事務所
住宅班長 (都市建設局次長)	1 班共通事務に関する事。 2 市有建築物の被害状況調査及び応急対策に関する事。 3 仮設住宅の建設、入居者選考、管理等に関する事。 4 避難生活者の市営住宅等への入居等に関する事。
担当室課	建築計画課、営繕課、設備課、住宅課
土木班長 (都市建設局次長)	1 班共通事務に関する事。 2 国・県・市道等の被害調査(国直轄除く)及び情報収集、集計、伝達に関する事。 3 国・県・市管轄の河川等の被害調査(国・県管理除く)及び情報収集、集計、伝達に関する事。 4 緊急輸送道路等の障害物の除去や交通規制に関する事。 5 公園・河川避難者の誘導等に関する事。 6 公園・河川等空地の避難所開設及び管理運営等に関する事。 7 避難所の人員及び物資需要の把握に関する事。 8 避難所における救援物資等の配布、管理等に関する事。 9 避難所及びその周辺における災害情報の収集、伝達等に関する事。 10 急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流及び地すべり危険箇所に関する事。 (土砂災害情報取扱要綱による)
担当室課	土木総務課、道路整備課、土木管理課、用地調整課、河川公園課、各土木センター、植木中央土地区画整理事業所、鉄道高架関連整備室
消防局対策部長 (消防局長)	警防救急活動を行うことによって、市民の生命・身体・財産を災害から直接防護する。
消防総務班長 (総務課長)	1 各対策部共通事務及び班共通事務に関する事。 2 局内の災害対策会議全般の総合調整に関する事。 3 消防職員の給与、給食、厚生等に関する事。
担当室課	総務課
管理班長 (管理課長)	1 班共通事務に関する事。 2 関係機関との連絡調整に関する事。 3 消防車両の燃料に関する事。
担当室課	管理課
情報収集班長 (予防課長)	1 班共通事務に関する事。 2 災害情報の収集に関する事。 3 災害状況の集計及び記録の作成に関する事。 4 消防資機材備蓄、保管及び貸し出しに関する事。
担当室課	予防課
指揮運用班長 (消防課長)	1 班共通事務に関する事。 2 消防職員及び消防団員の動員に関する事。 3 警防活動方策及び指導に関する事。 4 警防資機材(消防車両を含む)の整備及び運用に関する事。 5 緊急消防援助隊等の受援に関する事。
担当室課	消防課
通信運用班長 (情報司令課長)	1 班共通事務に関する事。 2 消防通信の運用に関する事。 3 消防隊の出場指令に関する事。 4 災害情報及び気象警報等の受報、伝達に関する事。 5 消防活動の広報に関する事。
担当室課	情報司令課
救急運用班長 (救急課長)	1 班共通事務に関する事。 2 救急活動方策及び指導に関する事。 3 救急資材の整備及び運用に関する事。
担当室課	救急課
地区隊長 (各署長)	1 班共通事務に関する事。 2 各地区内における警防救急活動全般に関する事。 3 避難の指示・勧告及び誘導等に関する事。 4 被害状況の収集・伝達・報告等に関する事。
担当室課	各消防署

交通局対策部長 (交通事業管理者)	市電及び市バスの臨時運行体制を整える等、運行確保に努めるとともに、市電・市バスにおける避難者及び救援物資の輸送計画立案、輸送実施及び管理を行う。
交通総務班長 (交通局次長)	1 各対策部共通事務に関すること。 2 班共通事務に関すること。 担当室課 総務課
市電・市バス班長 (部長指名者)	1 班共通事務に関すること。 2 避難者及び救援物資の輸送計画立案等に関すること。 3 市電・市バスの臨時運行及び輸送等の実施に関すること。 担当室課 電車課、自動車課
上下水道局対策部長 (上下水道局事業管理者)	上下水道施設及び下水道施設の早期復旧に努めるとともに、上水道に係る断水地域への応急対策を講じる。
水道総務班長 (上下水道局次長)	1 各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 2 上下水道事業に関する広報及び被災市民からの相談に関すること。 3 上下水道施設の被害調査及び応急対策状況の総括に関すること。 担当室課 総務課、経営企画課、料金課
上水道班長 (上下水道局次長)	1 班共通事務に関すること。 2 上水道施設(管路・配水池・給水装置等)の被害調査及び復旧計画に関すること。 3 被災地域に対する応急給水活動に関すること。 4 上水道水源の確保及び水質管理に関すること。 担当室課 給排水設備課、計画調整課、水道整備課、水相談課、管路維持課、水運用課
下水道班長 (上下水道局次長)	1 班共通事務に関すること。 2 下水道施設(管渠、ポンプ場、処理場等)の被害調査及び復旧計画に関すること。 担当室課 給排水設備課、計画調整課、下水道整備課、管路維持課、水再生課
病院局対策部長 (病院事業管理者)	災害拠点病院として市民等の医療活動に従事し、入院患者の安全を確保する。
病院総務班長 (熊本市民病院事務局長)	1 各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 担当室課 熊本市民病院事務局
診療対策班長 (部長指名者)	1 班共通事務に関すること。 2 対策部長が定める所掌事務に関すること。 担当室課 熊本市民病院局診療各科・各部
植木診療対策班長 (植木病院院長)	1 班共通事務に関すること。 2 対策部長が定める所掌事務に関すること。 担当室課 植木病院
教育委員会対策部長 (教育長)	教育施設に設置される避難所の管理運営を行うとともに、児童・生徒の安全対策を実施し、教育機関等の早期再開を図る。
教育総務避難所班長 (教育委員会事務局次長)	1 各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 2 教育施設の避難所の統括に関すること。 3 避難所における各種情報の集約に関すること 4 避難所開設及び管理運営に関すること。 5 避難所の人員及び物資需要の把握に関すること。 6 避難所における救援物資等の配布、管理等に関すること。 7 避難所及びその周辺における災害情報の収集、伝達等に関すること。 8 学校施設の被害調査に関すること。 9 学校施設被害に対する応急処置及び仮設プレハブ校舎に関すること 担当室課 教育政策課、学務課、教職員課、指導課、総合支援課、健康教育課、人権教育指導室、教育センター、施設課、図書館、博物館、各学校
文教班長 (教育委員会事務局次長)	1 班共通事務に関すること。 2 教育機関等の再開計画に関すること。 3 児童・生徒の安全対策に関すること。 4 被災児童及び生徒への学用品の調達支給に関すること。 5 児童・生徒の安否情報及び保護者との連絡調整に関すること。 6 学校教職員の安否確認及び支援等に関すること。 7 学校給食の再開に関すること 8 学校の保健衛生に関すること。 担当室課 学務課、教職員課、指導課、総合支援課、健康教育課、人権教育指導室、教育センター、各学校

応援対策部長 (議会事務局長)	他対策部の応援業務に携わる。
議会事務局班長 (部長指名者)	1 各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 2 他対策部の応援に関すること。 担当室課 議会事務局
監査事務局班長 (監査事務局長)	1 班共通事務に関すること。 2 他対策部の応援に関すること。 担当室課 監査事務局
人事委員会事務局班長 (人事委員会事務局長)	1 班共通事務に関すること。 2 他対策部の応援に関すること。 担当室課 人事委員会事務局
選挙管理委員会事務局班長 (選挙管理委員会事務局長)	1 班共通事務に関すること。 2 他対策部の応援に関すること。 担当室課 選挙管理委員会事務局
農業委員会事務局班長 (農業委員会事務局長)	1 班共通事務に関すること。 2 他対策部の応援に関すること。 担当室課 農業委員会事務局
各区対策部長 (各区長)	市民の窓口となり、区域内の被災状況を把握して避難や避難所などでの支援を迅速に行い、保健福祉など様々な対応を実施して市民生活の維持安定を図る。
各区総務班長 (各区次長)	1 各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 2 区内における災害対策に関すること。 3 区内の被災状況及び避難情報の調査、収集、伝達等に関すること。 4 区民の安否情報及び災害情報の広報活動に関すること。 5 所管する庁舎設置の防災行政無線の運用に関すること。 6 ボランティア活動の調整等に関すること。 7 区内の農林水産業の被害調査に関すること。 8 区内の土砂災害に関すること。(土砂災害情報取扱要綱による) 9 他対策部に属さない業務に関すること 担当課 総務企画課、区民課、農業振興課、税務課
各区避難対策班長 (部長指名者)	1 班共通事務に関すること。 2 総合相談窓口の開設及び運営に関すること。 3 区内の校区自治会との連絡調整に関すること。 4 区所管の避難所の開設及び区内避難所の管理運営に関すること。 5 区内の避難所の人員及び物資需要の把握に関すること。 6 区内の避難所における救援物資等の配布、管理等に関すること。 7 区内の避難所及びその周辺における災害情報の収集、伝達等に関すること。 担当課 まちづくり推進課、各(総合)出張所
各区保健福祉班長 (各区次長)	1 班共通事務に関すること。 2 区内の医療機関及び救護所等の情報収集、伝達に関すること。 3 区内の避難者の健康管理及び医療情報等の提供、相談に関すること。 4 区内の避難所内救護所の設置、管理運営に関すること。 5 区内の災害時要援護者に関すること。 6 区内の被災者に対する救援・義援物資の集積、配布、管理全般に関すること。 7 区内の防災倉庫及び備蓄倉庫の備蓄物資の管理及び配分に関すること。 8 区内のり災証明及び弔慰金、見舞金等の支給に関すること。 担当課 福祉課、保護課、保健子ども課

第2節 機動力及び資材器具等の点検整備計画

災害応急対策に必要な機動力及び資材・器具等については、通常より十分留意して有事に際し、その機能を有効適切に発揮できるよう常時点検整備しておくものとする。

第1項 水防本部及び災害対策本部における機動力及び資機材の点検整備

- 1 災害対策用資機材及び人員の輸送等の機動力を確保するため各課（かい）所管の機動力は、通常定期的に点検整備しておき、災害対策本部が設置された場合には、すべて本部の指揮下に配置し応急措置に支障のないようにする。
- 2 機動力の種類及び保有状況 資料編IX
- 3 災害対策用として備蓄する資機材等の保有状況 資料編IX－1，－2，－3，－4

第2項 水防用資機材の点検整備

- 1 水防用資機材の点検は毎年4月に関係各課で定期的に行い、備蓄資機材の数量が不足する場合は、その都度補充して常時規定の数量を確保しておくものとする。
- 2 重要水防地域近辺に水防倉庫を設置し、水防に必要な資機材を備蓄する。 資料編IX－4

第3項 消防団の積載車及び機械倉庫の整備

- 1 消防団の積載車は別に定める更新計画に基づき整備するものとする。
- 2 消防団の機械倉庫は団員詰所を併設し分団毎に整備するものとする。

第4項 消防用資機材等の点検整備

- 1 火災防御に必要な消防用資機材等の点検整備を行い、有事に際し十分活動できるよう万全を期するものとする。
- 2 消防用資機材等の配置及び保有状況 資料編IX－3
- 3 消防水利状況

(1) 公設消火栓

公設消火栓は各配水系統の上水道に設けられたもので次のとおりである。

- ① 型式及び設置数
地下式15,942基
- ② 水圧(平時)
5～2kg/cm
- ③ 消火栓を設置している配水管の径
300～75mm

(2) 防火水槽（20 m³～）

平成24年4月1日現在

公 設	547
私 設	700
計	1,247

(3) 通信施設

災害の被害を軽減するには、まず正確な災害情報を収集し、分析し、災害の種別と形態に対応する消防隊等を迅速に出場させるとともに、災害現場での的確な運用が重要である。

現在、消防司令管制システムを導入し、通信業務全般における円滑かつ効果的な運用を図っている。

第5項 その他の資材器具等の点検整備

その他災害予防及び災害応急対策活動に必要な資材器具等は、各種災害に対しては備蓄に努めるものとし、備蓄した資材器具等の点検整備は、その用途に応じて最も適当な時期に行うものとする。

第3節 気象予警報等伝達計画

災害発生のおそれのある時に行う気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく警報及び注意報、並びに水防法に基づく水防警報、白川・緑川・菊池川洪水予報、土砂災害警戒情報（以下「予警報等」という。）を関係機関に迅速かつ確実に伝達し、住民に周知徹底させ、適切な防災措置の推進に役立てるものとする。

第1項 予警報等の定義

この計画において警報、注意報、気象情報、津波警報・注意報、地震及び津波に関する情報、噴火警報・予報等、気象業務法及び水防法の規定により定められた河川について、気象庁と国土交通省が共同して行う洪水予報（以下「指定河川洪水予報」という）、水防警報、気象業務法及び災害対策基本法に基づき気象台と県が共同して行う土砂災害警戒情報の意義は、次に定めるところによる。

1 警報及び注意報

警報とは、県内のいずれかの地域において、重大な災害が起こる恐れがある場合に、気象業務法に基づき、熊本地方気象台が一般及び関係機関に対して警戒を喚起するために行う予報をいう。

注意報とは、県内のいずれかの地域において災害が起こる恐れがある場合に、気象業務法に基づき熊本地方気象台が一般及び関係機関に対して注意を喚起するために行う予報をいう。

(1) 熊本地方気象台が発表する警報・注意報の種類及び発表基準

種類		発表基準
警 報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起る恐れがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 平均風速が20m/s以上になると予想される場合。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が起る恐れがあると予想される場合。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪に伴うことによる視程障害などによる重大な災害」の恐れについても警戒を呼びかける。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 雪を伴い平均風速が20m/s以上になると予想される場合。
	大雨警報	大雨によって重大な災害が起る恐れがあると予想される場合。大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水等）大雨警報（土砂災害、浸水等）として、特に警戒すべき事項が明記される。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 1時間雨量が平坦地：70mm以上、平坦地以外：90mm以上、または土壌雨量指数が146以上になると予想される場合。 ただし、この土壌雨量指数は熊本市に設定された基準の最小値を示す。
	大雪警報	大雪によって重大な災害が起る恐れがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 24時間降雪の深さが20cm以上になると予想される場合。
	洪水警報	洪水によって重大な災害が起る恐れがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 1時間雨量が平坦地：70mm以上、平坦地以外：90mm以上、または流域雨量指数が坪井川流域=18、堀川流域=15、井芹川流域=9、浜戸川流域=16以上、または1時間雨量が平坦地：60mm以上かつ白川流域の流域雨量指数が16以上になると予想される場合。

警報	高潮警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起る恐れがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 基準港（熊本港）の潮位が東京湾平均海面（TP）上3.5m以上になると予想される場合。
	波浪警報	風浪、うねり等によって重大な災害が起る恐れがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 有義波高が熊本地方で2.5m以上になると予想される場合。
注意	風雪注意報	風雪によって災害が起る恐れがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 雪を伴い平均風速が10m/s以上になると予想される場合。
	強風注意報	強風によって災害が起る恐れがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 平均風速が10m/s以上になると予想される場合。
	大雨注意報	大雨によって災害が起る恐れがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 1時間雨量が平坦地：40mm以上、平坦地以外：60mm以上、または土壌雨量指数が110以上になると予想される場合。ただし、この土壌雨量指数値は熊本市に設定された基準の最小値を示す。
	大雪注意報	大雪によって災害が起る恐れがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 24時間降雪の深さが5cm以上になると予想される場合。
	雷注意報	落雷による災害が発生する恐れがあると予想される場合。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害について注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかける場合がある。
	濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じる恐れがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 濃霧によって陸上の視程100m以下、海上の視程500m以下になると予想される場合。
報	乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。 乾燥注意報具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 実効湿度が65%以下で、最小湿度が40%以下になると予想される場合。
	霜注意報	早霜、晩霜によって農作物に著しい被害が予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 11月20日までの早霜、3月20日以降の晩霜で最低気温が3℃以下になると予想される場合。
	低温注意報	低温によって農作物、水道管(破裂)、道路(凍結)等に著しい被害が起る恐れがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 冬期：平地で最低気温が-5℃以下になると予想される場合。 夏期：日平均気温が平年より4℃以上低い日が3日続いたあと、さらに2日以上続くと予想される場合。
注意報	着氷（雪）注意報	着氷(雪)が著しく、通信線や送電線等に被害が起ると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 大雪注意報・大雪警報の条件下で気温が-2℃から+2℃と予想される場合。

なだれ注意報	なだれが発生して災害が起る恐れがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 積雪の深さ 100cm 以上で、次のいずれかが予想される場合。 1. 気温 3℃以上の好天 2. 低気圧等による降雨 3. 降雪の深さ 30cm 以上 のいずれかが予想される場合。
洪水注意報	洪水によって災害が起る恐れがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 1時間雨量が平坦地：40mm以上、平坦地以外：60mm以上、流域雨量指数が坪井川流域=9、堀川流域=8、井芹川流域=4、浜戸川流域=8以上、または1時間雨量が平坦地：30mm以上かつ流域雨量指数が16以上になると予想される場合。
高潮注意報	台風等による海面の異常上昇によって災害が起る恐れがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 基準港（熊本港）の潮位が東京湾平均海面（TP）上2.8m以上になると予想される場合。
波浪注意報	風浪、うねり等によって災害が起る恐れがあると予想される場合。 具体的には、つぎの条件が該当する場合である。 有義波高が天草地方で2.5m以上、熊本・芦北地方で1.5m以上になると予想される場合。

※ 土壌雨量指数とは、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを指数化したもので、土砂災害発生の危険度を示す指標である。土壌雨量指数は1 km 格子毎に設定している。

※ 流域雨量指数とは、細分区域・市町村をまたがって流下する河川について、河川に集まってくる水の量から洪水の危険度を示す指標である。このため、上流域で降った雨も含めて、洪水危険度を監視することが可能である。

※ 基準港とは、潮位観測・予測が実施されている港のうち、地域の潮位を最も適切に推測できる港である。潮位は東京湾平均海面（TP）を基準とする。

イ 発表の基準の欄に記載した数値は、熊本県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査したうえで決定したものである。

ロ 警報、注意報はその種類に係わらず、これらの新たな警報又は注意報が行われたときに切り替えられるものとし、又は解除されるときまで継続されるものとする。

ハ 警報には防災上特に必要とする事項を「注意警戒文」として、以下を本文冒頭に表現する。

（い つ）警戒すべき期間…「〇〇日昼過ぎから夕方にかけて」等具体的に示す

（どこで）警戒すべき地域…現象の中心になると予想される地域…概ね一次細分区域毎

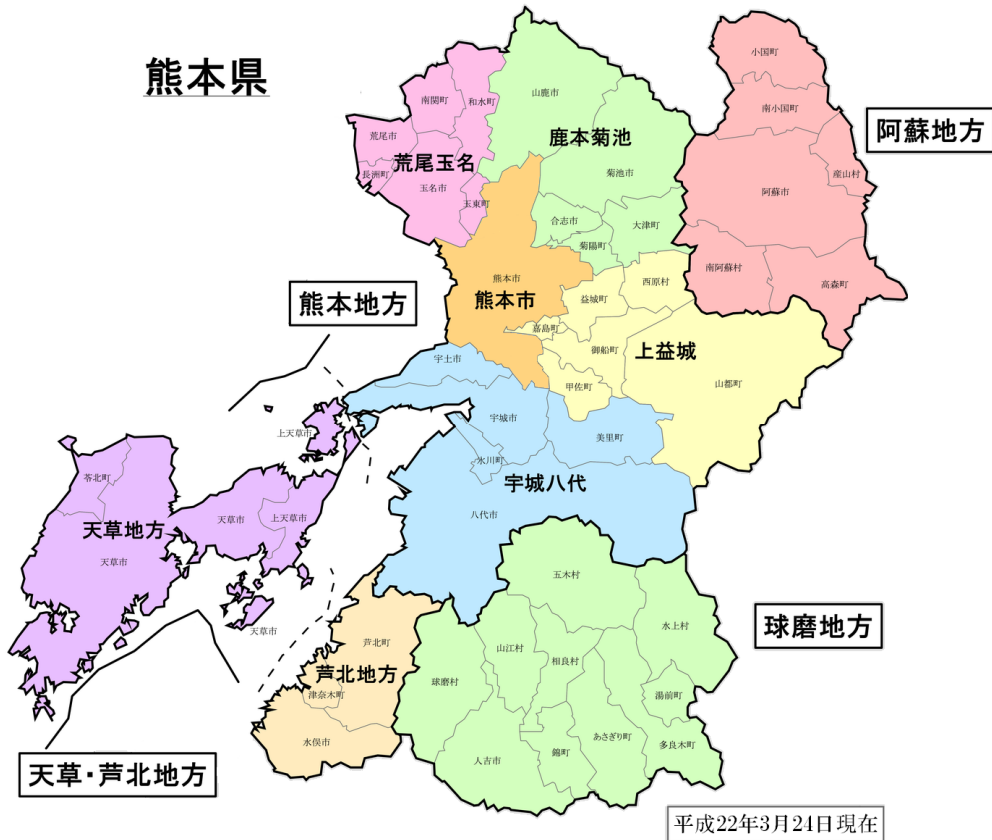
（何が）警戒すべき対象災害…土砂災害、浸水害、高波等具体的に示す

の要素で構成し、できる限り簡明な記載を行う。

(2) 警報・注意報の発表地域

原則として市町村（二次細分区）ごとに発表する。气象台から発表される気象情報やテレビ・ラジオで警報・注意報を放送される際は、市町村をまとめた地域が利用される場合がある。熊

本市は市町村をまとめた区域、二次細分区ともに「熊本市」である。



警報・注意報の地域細分区

一次細分区域	市町村等をまとめた区域	二次細分区域
熊本地方	鹿本菊池	山鹿市、菊池市、合志市、大津町、菊陽町
	荒尾玉名	荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町、長洲町
	熊本市	熊本市
	上益城	西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町
	宇城八代	宇土市、宇城市、八代市、美里町、氷川町
阿蘇地方		阿蘇市、高森町、南阿蘇村、南小国町、小国町、産山村
天草・芦北地方	天草地方	天草市、上天草市、苓北町
	芦北地方	水俣市、芦北町、津奈木町
球磨地方		人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村

2 気象情報

気象情報は、気象業務法に基づき、観測の成果の発表や予報事項に関する情報を、一般及び関係機関に対し発表し、円滑な防災活動ができるように支援するもので、その情報は次の3つに大別される。

- ①災害に結びつくような顕著な現象の発現が予想されるが警報、注意報等を未だ行うに至らない

場合などに予告的に発表する予告的情報。

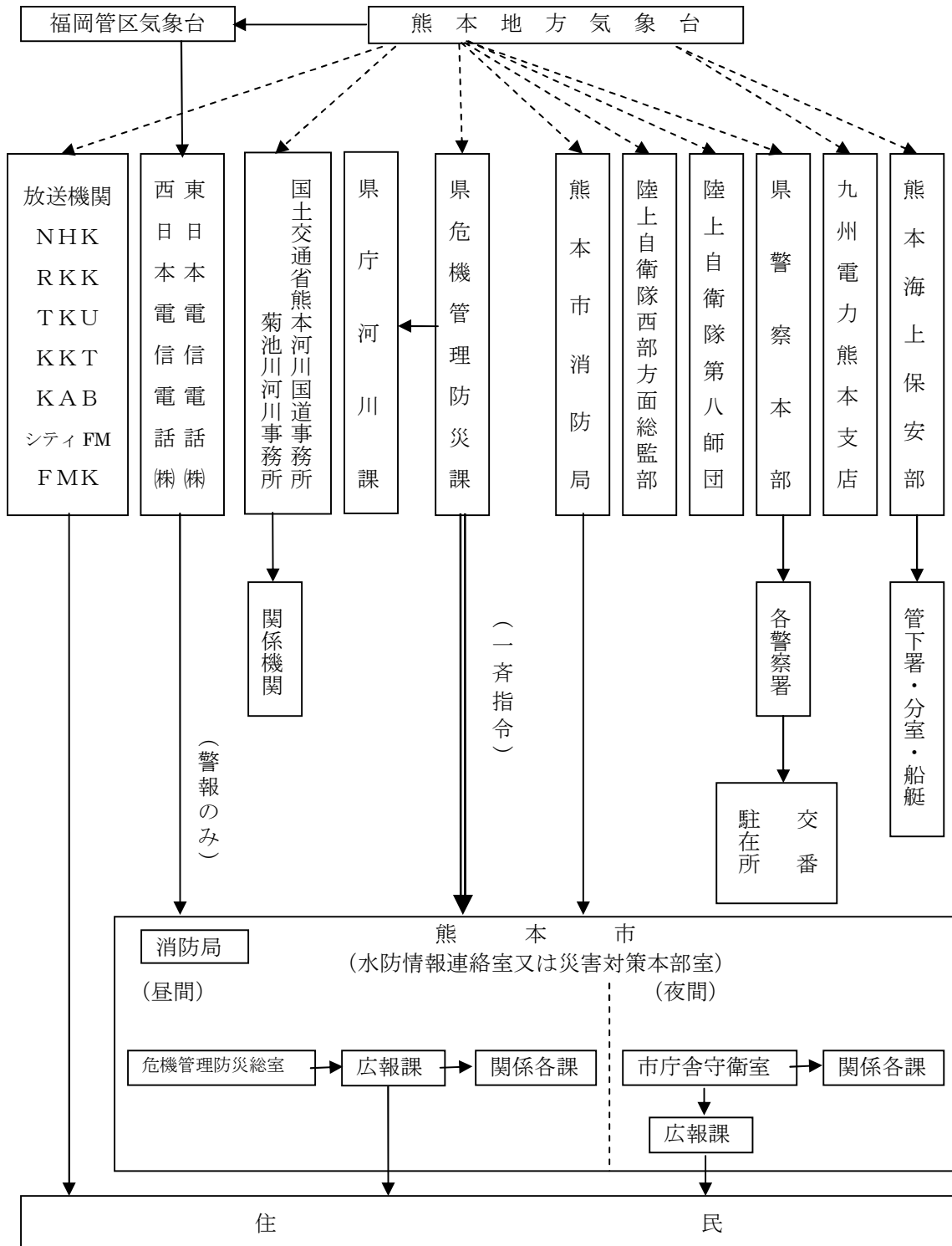
②顕著な現象が切迫しているかあるいは発現して、警報や注意報などを行っている場合などに、警報・注意報を補完するための補完的情報。

③大雨警報を発表中に、数年に一度しか起こらないような短時間の猛烈な雨、熊本県では1時間110mm以上を観測もしくは解析した場合に、さらに強く警戒を呼びかける「熊本県記録的短時間大雨情報」がある。

3 気象予警報等の伝達系統

(1) 警報および注意報

警報および注意報の伝達系統は次のとおりである。ただし注意報については、関係機関が注意報の種類もしくは時期により伝達を必要としないと認めるものについてはこの限りでない。



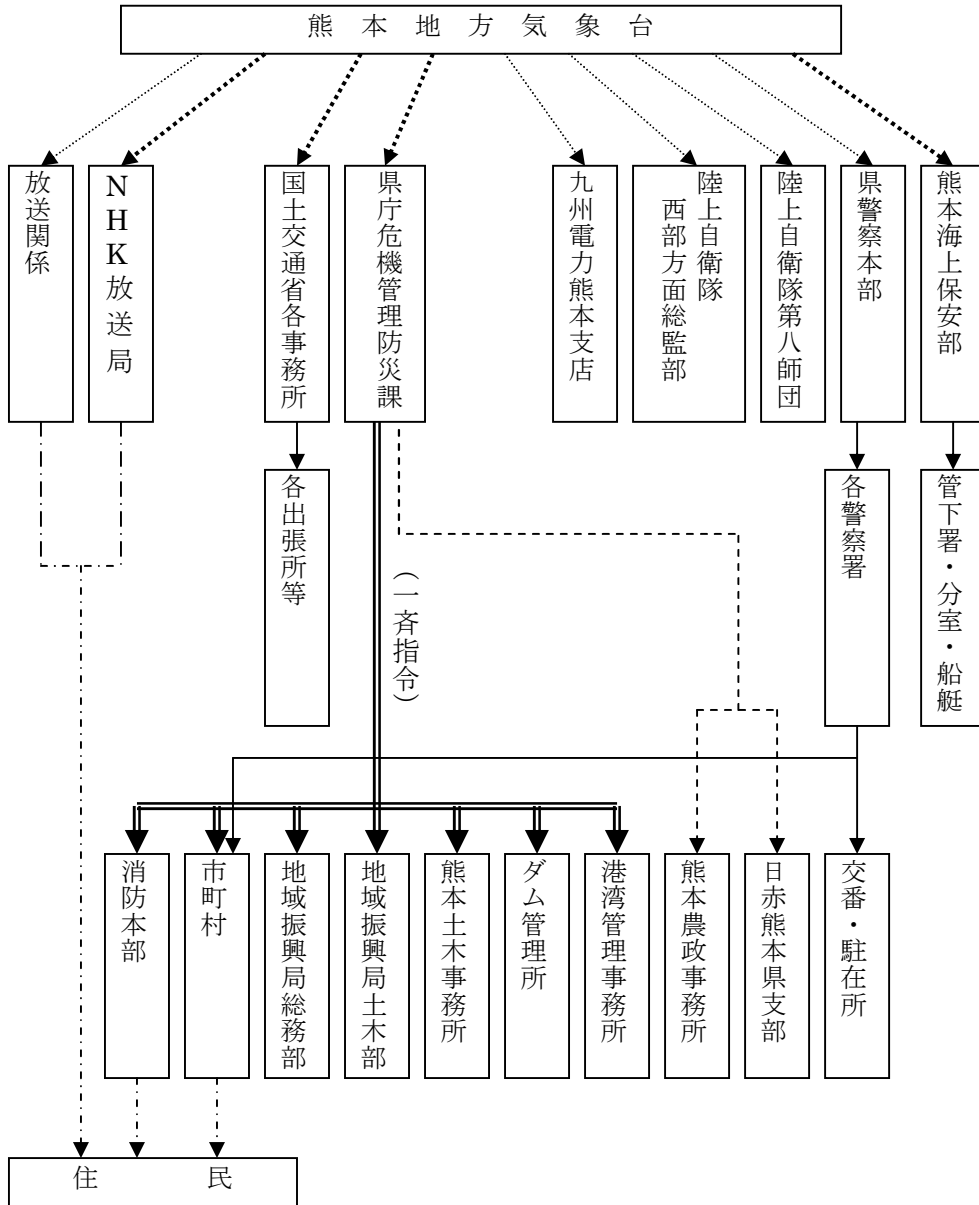
(注) ——— は加入電話等 - - - - は防災情報提供システム
 ═════ は防災情報ネットワーク ——— は専用回線

4 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、熊本県と熊本地方気象台が発表する情報で、大雨警報発表中に大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考になるよう市町村ごとに発表される。

気象庁のホームページ及び熊本県統合型防災情報システムでも提供される。

土砂災害警戒情報の伝達系統図



(注) (1) 地域振興局及び熊本土木事務所においては、管内市町村の伝達状況の確認及び徹底を行なうこと。

- (2) ——— は { 加入
 { 庁内電話
 {
 {
 {
- は防災情報提供システム
 ===== は防災情報ネットワーク
 - - - - - は防災行政無線

5 水防信号

水防信号は熊本県水防信号規則に準じて次のとおりとする。

	区 分	警 鐘 信 号	サイレン信号
第一信号	はん濫注意水位に達したことを知らせるもの	● ● ● ●	5秒 15秒 5秒 15秒 ● - 休止 ● - 休止
第二信号	当該水防管理団体の水防団員及び消防機関に属する全員が出動すべきことを知らせるもの	●-●-● ●-●-● ●-●-●	5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ● - 休止 ● - 休止 ● - 休止
第三信号	当該水防管理団体の定めた区域内に居住するものが出動することを知らせるもの	●-●-●-● ●-●-●-● ●-●-●-●	10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ● - 休止 ● - 休止 ● - 休止
第四信号	居住者が避難することを知らせるもの	乱 打	1分 5秒 1分 5秒 ● - 休止 ● - 休止

(注) ① 信号は、適宜の時間継続すること。

② 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することができる。

③ 危険が去った時は、口頭伝達等により周知させるものとする。

6 水防警報

水防警報とは、水防法に基づき国土交通大臣又は知事が指定する河川、海岸又は湖沼について洪水又は高潮による災害の発生が予想される場合、国土交通大臣が指定する河川については国土交通省の出先機関の長が、知事が指定する河川等については知事が、水防を必要と認め警告を発するものをいう。

なお、国土交通大臣が指定した河川で市に関するものは次の区域である。

(1) 水防警報を行う河川

河川名		区 域	延 長
白 川	左岸 右岸	・熊本市東区渡鹿8丁目540番の4の地先小碩橋下流から海まで。 ・熊本市中央区黒髪6丁目720番の5地先小碩橋下流から海まで。	17.3km
緑 川	左岸 右岸	・上益城郡甲佐町大字上揚字佐戸1221番地先から海まで。 ・上益城郡甲佐町大字上揚字宮上988番の1地先から海まで。	30.8km
加 勢 川	左岸 右岸	・上益城郡嘉島町大字下六嘉字吐合1661番の1地先の旧大六橋下流端から緑川合流点まで。 ・熊本市東区画図町大字下無田字烏ヶ江331番地先旧大六橋下流端から緑川合流点まで。	11.5km
浜 戸 川	左岸 右岸	・熊本市南区富合町大字礎の江字地方222番の1地先から緑川合流点まで。 ・熊本市南区富合町大字莎崎字境目951番の1地先から緑川合流点まで。	5.3km
合 志 川	左右岸	・菊池市泗水町豊水字出口4122-2地先の市道橋から菊池川合流点まで	10.1km

(2) 水防警報の種類と条件

ア 警報の種類 (洪水時)

種 類	内 容
待 機 (洪水時)	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動出来るように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。
準 備 (洪水時)	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。
出 動 (洪水時)	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。
警 戒 (洪水時)	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。
解 除 (洪水時)	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。

イ 水防警報対象量水標と条件 (洪水時)

水系名	河川名	対象量水標	待機 (洪水時)	準備 (洪水時)	出動 (洪水時)	警戒 (洪水時)	解除 (洪水時)
白川	白川	代継橋	水防団待機水位(2.50m)に達しはん濫注意水位(3.70m)に達すると思われるとき。	水防団待機水位(2.50m)を越えはん濫注意水位(3.70m)を突破すると思われるとき。	はん濫注意水位(3.70m)に達し、なお上昇の見込みがあるとき。	はん濫注意水位(3.70m)に達し、なお上昇の見込みがあるとき。	はん濫注意水位(3.70m)以下に下って再び増水の恐れがないと思われるとき。
緑川	緑川	中甲橋	水防団待機水位(2.00m)に達しはん濫注意水位(3.00m)に達すると思われるとき。	水防団待機水位(2.00m)を越えはん濫注意水位(3.00m)を突破すると思われるとき。	はん濫注意水位(3.00m)に達し、なお上昇の見込みがあるとき。	はん濫注意水位(3.00m)に達し、なお上昇の見込みがあるとき。	はん濫注意水位(3.00m)以下に下って再び増水の恐れがないと思われるとき。
		城南(著町橋)	水防団待機水位(3.30m)に達しはん濫注意水位(4.30m)に達すると思われるとき。	水防団待機水位(3.30m)を越えはん濫注意水位(4.30m)を突破すると思われるとき。	はん濫注意水位(4.30m)に達し、なお上昇の見込みがあるとき。	はん濫注意水位(4.30m)に達し、なお上昇の見込みがあるとき。	はん濫注意水位(4.30m)以下に下って再び増水の恐れがないと思われるとき。
	加勢川	大六橋	水防団待機水位(2.50m)に達しはん濫注意水位(3.20m)に達すると思われるとき。	水防団待機水位(2.50m)を越えはん濫注意水位(3.20m)を突破すると思われるとき。	はん濫注意水位(3.20m)に達し、なお上昇の見込みがあるとき。	はん濫注意水位(3.20m)に達し、なお上昇の見込みがあるとき。	はん濫注意水位(3.20m)以下に下って再び増水の恐れがないと思われるとき。
	御船川	御船	水防団待機水位(2.00m)に達しはん濫注意水位(3.00m)に達すると思われるとき。	水防団待機水位(2.00m)を越えはん濫注意水位(3.00m)を突破すると思われるとき。	はん濫注意水位(3.00m)に達し、なお上昇の見込みがあるとき。	はん濫注意水位(3.00m)に達し、なお上昇の見込みがあるとき。	はん濫注意水位(3.00m)以下に下って再び増水の恐れがないと思われるとき。
菊池川	合志川	佐野	水防団待機水位(2.00m)に達しはん濫注意水位(2.70m)に達すると思われるとき。	水防団待機水位(2.00m)に達しはん濫注意水位(2.70m)に達すると思われるとき。	はん濫注意水位(2.70m)に達し、なお上昇の見込みがあるとき。	はん濫注意水位(2.70m)に達し、なお上昇の見込みがあるとき。	はん濫注意水位(2.70m)以下に下って再び増水の恐れがないと思われるとき。

(3) 水防警報を行う河川（津波）

河川名	区域		延長
白川	幹川 左岸	熊本市東区渡鹿8丁目540番の4地先 小碓橋下流端から海まで	17 K 300
	右岸	熊本市中央区黒髪町大字宇留毛浦山720番の5地先	
緑川	幹川 左岸	上益城郡甲佐町大字上揚字佐戸1221番地先	30 K 800
	右岸	上益城郡甲佐町大字上揚字宮上988番の1地先から海まで	
	浜戸川 左岸	熊本市南区富合町大字碓の江字地方222番の1地先	6 K 300
	右岸	熊本市南区富合町大字莎崎字境目951番の1地先から緑川合流点まで	
	加勢川 左岸	上益城郡嘉島町大字下六嘉字吐合1661番地の1地先	11 K 500
	右岸	熊本市東区画図町大字下無田字烏ヶ江331番地先大六橋下流端から緑川合流点まで	
	御船川 左岸	上益城郡御船町大字辺田見井手下1161番地先	6 K 700
	右岸	上益城郡御船町大字辺田見字甲斐山492番の1地先から緑川合流点まで	

(4) 水防警報の種類と条件

ア 警報の種類（津波）

種類	内容
待機 (津波)	水防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの。
出動 (津波)	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。
解除 (津波)	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。

イ 水防警報対象観測所と条件（津波）

水系名	河川名	対象観測所	待機 (津波)	出動 (津波)	解除 (津波)
白川	白川	代継橋	有明・八代海において、津波警報が発表される等、水防団の待機が必要と認められるとき。	有明・八代海において、発表されていた津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ水防機関出動の必要が認められるとき。	水防機関による巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防活動を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。
		中甲橋	有明・八代海において、津波警報が発表される等、水防団の待機が必要と認められるとき。	有明・八代海において、発表されていた津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ水防機関出動の必要が認められるとき。	水防機関による巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防活動を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。
緑川	緑川	城南	有明・八代海において、津波警報が発表される等、水防団の待機が必要と認められるとき。	有明・八代海において、発表されていた津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ水防機関出動の必要が認められるとき。	水防機関による巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防活動を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。
		大六橋	有明・八代海において、津波警報が発表される等、水防団の待機が必要と認められるとき。	有明・八代海において、発表されていた津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ水防機関出動の必要が認められるとき。	水防機関による巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防活動を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。
緑川	加勢川	御船	有明・八代海において、津波警報が発表される等、水防団の待機が必要と認められるとき。	有明・八代海において、発表されていた津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ水防機関出動の必要が認められるとき。	水防機関による巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防活動を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。
		御船	有明・八代海において、津波警報が発表される等、水防団の待機が必要と認められるとき。	有明・八代海において、発表されていた津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ水防機関出動の必要が認められるとき。	水防機関による巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防活動を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。

(5) 指定河川洪水予報の発表基準

(白 川)

種 類	発 表 の 基 準
白川洪水注意報	代継橋の水位が、はん濫注意水位を越える洪水となることが予想される時。
白川洪水警報	溢水、氾濫により国民経済上重大な損害を生じる恐れがある時。
白川洪水情報	洪水注意報及び洪水警報の補足的説明又は、軽微な修正を必要とする時。

(緑 川)

種 類	発 表 の 基 準
緑川水系洪水注意報	中甲橋、城南、大六橋、御船のいずれかの水位が、はん濫注意水位を越える洪水となることが予想される時。
緑川水系洪水警報	溢水、氾濫により国民経済上重大な損害を生じる恐れがある時。
緑川水系洪水情報	洪水注意報及び洪水警報の補足説明又は、軽微な修正を必要とする時。

(菊池川水系)

種 類	発 表 の 基 準
菊池川水系洪水注意報	佐野の基準水位が、はん濫注意水位を越える洪水となることが予想される時。
菊池川水系洪水警報	溢水、氾濫により国民経済上重大な損害を生じる恐れがある時。
菊池川水系洪水情報	洪水注意報及び洪水警報の補足説明又は、軽微な修正を必要とする時。

白川

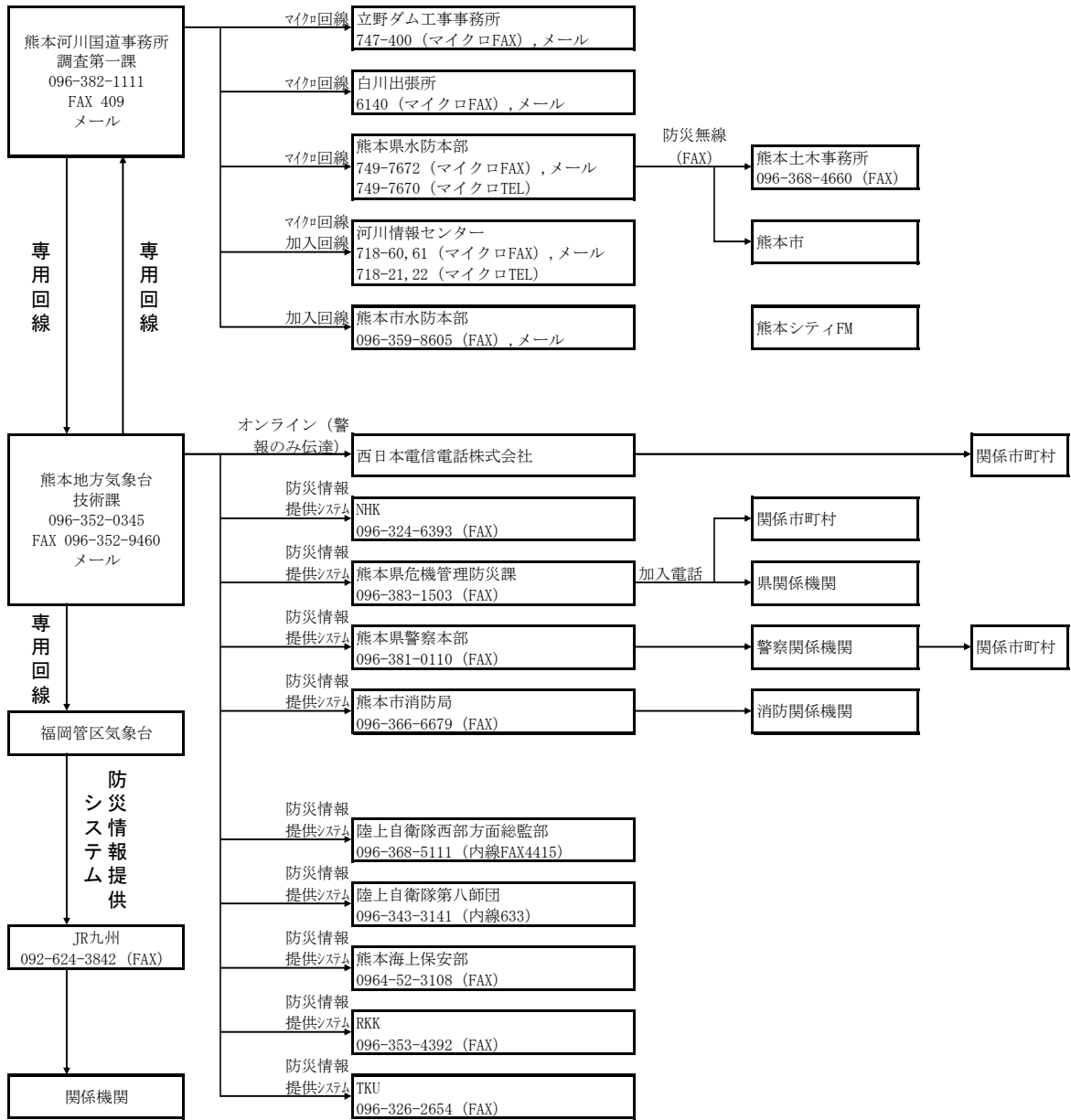
はん濫注意情報	はん濫警戒情報	はん濫危険情報
はん濫発生情報	はん濫注意情報解除	

白川洪水予報第 号
 洪水注意報(発表) 洪水注意報 洪水警戒報(発表)
 洪水警戒報 洪水注意報(警戒解除) 洪水注意報解除
 平成 年 月 日 時 分
 国土交通省熊本河川国道事務所
 気象庁熊本地方気象台 共同発表

区分	番号	発 表 内 容	担当	
見出し	1	白川では はん濫注意水位に到達 水位はさらに上昇 →主文15	国	
	2	白川では 避難判断水位に到達したが 水位の上昇はない見込み →主文16		
	3	白川では 今後ははん濫危険水位に達する見込み →主文17		
	4	白川では 避難判断水位に到達 今後ははん濫危険水位に達する見込み →主文18		
	5	白川では 避難判断水位に到達 水位はさらに上昇 →主文19		
	6	白川では はん濫危険水位に到達 はん濫のおそれあり →主文20		
	7	白川では はん濫危険水位を下回る →主文21		
	8	白川では 避難判断水位を下回る →主文22		
	9	白川では はん濫注意水位を下回る →主文23		
	10	白川では はん濫が発生		
	11	白川では 当分の間はん濫注意水位を超える水位が続く見込み →主文24		
	12	白川では 当分の間避難判断水位を超える水位が続く見込み →主文24		
	13	白川では 当分の間はん濫危険水位を超える水位が続く見込み →主文24		
	14	フリーフォーマット		
主文	15	白川の代継橋水位観測所(熊本県熊本市)では、はん濫注意水位(レベル2)に到達しました。水位はさらに上昇する見込みです。今後の洪水予報に注意して下さい。	国	
	16	白川の代継橋水位観測所(熊本県熊本市)は、避難判断水位(レベル3)に到達したが、今後水位の上昇はない見込みです。今後の洪水予報に注意して下さい。		
	17	白川の代継橋水位観測所(熊本県熊本市)では、はん濫危険水位(レベル4)に達する見込みです。市町村からの避難情報に留意して下さい。		
	18	白川の代継橋水位観測所(熊本県熊本市)では、避難判断水位(レベル3)に到達しました。今後、はん濫危険水位(レベル4)に達する見込みです。市町村からの避難情報に留意して下さい。		
	19	白川の代継橋水位観測所(熊本県熊本市)では、避難判断水位(レベル3)に到達しました。水位はさらに上昇する見込みです。市町村からの避難情報に留意して下さい。		
	20	白川の代継橋水位観測所(熊本県熊本市)では、はん濫危険水位(レベル4)に到達しました。はん濫のおそれがありますので、各自安全確保を図るとともに、市町村からの避難情報に留意して下さい。		
	21	白川の代継橋水位観測所(熊本県熊本市)では、はん濫危険水位を下回りました(レベル3)。水位は下降する見込み引き続き警戒して下さい。		
	22	白川の代継橋水位観測所(熊本県熊本市)では、避難判断水位を下回りました(レベル2)。水位は下降する見込みです。引き続き十分な注意をして下さい。		
	23	白川の代継橋水位観測所(熊本県熊本市)では、はん濫注意水位を下回り(レベル1)、危険はなくなったものと思われれます。		
	24	白川の代継橋水位観測所(熊本県熊本市)では、当分の間(はん濫注意水位を超える水位(レベル2)・避難判断水位を超える水位(レベル3)・はん濫危険水位を超える水位(レベル4))が続く見込みです。		
	25	フリーフォーマット(はん濫水の予報など)		
降雨と水位の現況	26	(台風第 号・ 低気圧・ 前線)の(接近・通過・活動・停滞)による(雨・大雨)により、	気	
	27	降り始めの		
	28	1		日 時 から 日 時 までの白川の流域平均雨量は ミリ
		2		日 時 から 日 時 までの白川の流域平均雨量は ミリ
		3		(に達しました・となっています)。
	29	また、(ところにより・)1時間に、 毫米の雨が降っています。		
	30	現在、雨は (小降りになりました・やんでいます)。		
	31	フリーフォーマット		
	32	1		白川の水位は 日 時現在、次のとおりです。
		2		代継橋水位観測所(熊本県熊本市)で (水位危険度レベル(1・2・3・4・5)) (上昇中・横ばい・下降中)
33	フリーフォーマット			
降雨と水位の予想	34	この雨は、(今後一層強まる・当分この状態が続く・今後次第に弱まる)でしょう。	気	
	35	1		日 時 から 日 時 までの白川の流域平均雨量は ミリ
		2		の見込みです。
	36	フリーフォーマット		
	37	1		白川の水位は、 日 時頃には、次のとおりと見込まれます。
		2		代継橋水位観測所(熊本県熊本市)で (水位危険度レベル(1・2・3・4・5)) m程度
	38	白川の代継橋水位観測所の水位は 日 時頃(最高となりその水位は・には) m程度と見込まれます。		
39	フリーフォーマット(はん濫水の予報など)			
事項意	40		国	

参 考	代継橋水位観測所(受け持ち区間 左岸:熊本市、右岸:熊本市) はん濫危険水位5.00m 避難判断水位4.70m はん濫注意水位(警戒水位)3.70m 水防団待機水位2.50m 平常水位-0.60m はん濫のおそれのある地区 熊本市 水位危険度レベル ■レベル5 はん濫の発生 ■レベル4 はん濫危険水位超過 ■レベル3 避難判断水位超過 ■レベル2 はん濫注意水位(警戒水位)超過 ■レベル1 水防団待機水位超過
-----	--

(問い合わせ先)
 水位関係 : 国土交通省 九州地方整備局 熊本河川国道事務所 調査第一課 096-382-1111
 気象関係 : 気象庁 熊本地方気象台 技術課 096-352-0345



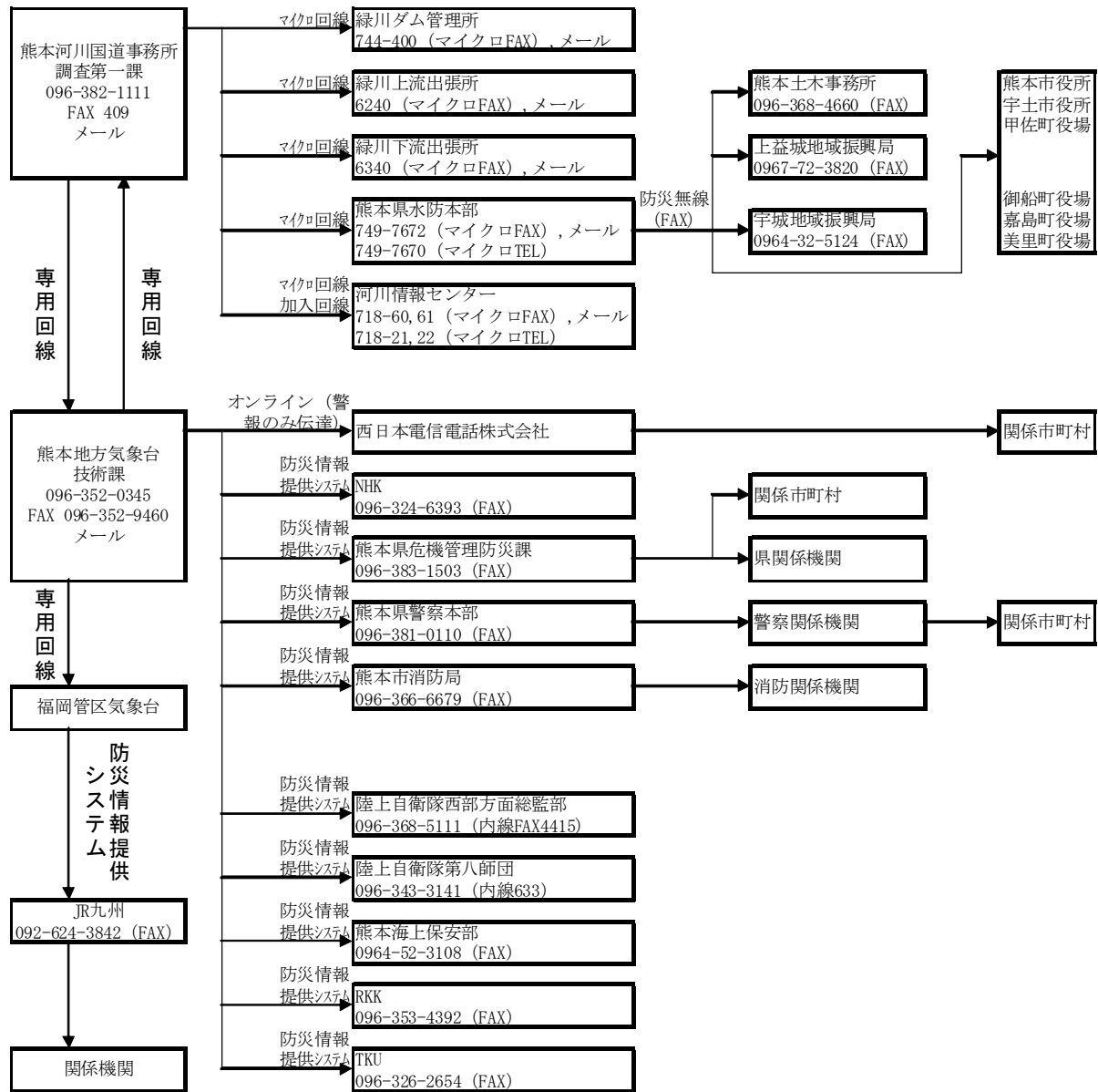
緑川水系

はん濫注意情報	はん濫警戒情報	はん濫危険情報
はん濫発生情報	はん濫注意情報解除	

緑川水系洪水予報第 号
 洪水注意報(発表) 洪水注意報 洪水警戒報(発表)
 洪水警戒報 洪水注意報(警戒解除) 洪水注意報解除
 平成 年 月 日 時 分
 国土交通省熊本河川国道事務所
 気象庁熊本地方気象台 共同発表

区分	番号	発表内容	担当
見出し	1	緑川水系では はん濫注意水位に到達 水位はさらに上昇 →主文1 5	国
	2	緑川水系では 避難判断水位に到達したが 水位の上昇はない見込み →主文1 6	
	3	緑川水系では 今後ははん濫危険水位に達する見込み →主文1 7	
	4	緑川水系では 避難判断水位に到達 今後ははん濫危険水位に達する見込み →主文1 8	
	5	緑川水系では 避難判断水位に到達 水位はさらに上昇 →主文1 9	
	6	緑川水系では はん濫危険水位に到達 はん濫のおそれあり →主文2 0	
	7	緑川水系では はん濫危険水位を下回る →主文2 1	
	8	緑川水系では 避難判断水位を下回る →主文2 2	
	9	緑川水系では はん濫注意水位を下回る →主文2 3	
	10	緑川水系では はん濫が発生	
	11	緑川水系では 当分の間はん濫注意水位を超える水位が続く見込み →主文2 4	
	12	緑川水系では 当分の間避難判断水位を超える水位が続く見込み →主文2 4	
	13	緑川水系では 当分の間はん濫危険水位を超える水位が続く見込み →主文2 4	
	14	フリーフォーマット	
主文	15	緑川水系の(城南水位観測所(熊本県城南町)・中甲橋水位観測所(熊本県美里町)・大六橋水位観測所(熊本県嘉島町)・御船水位観測所(熊本県御船町))では、はん濫注意水位(レベル2)に到達しました。水位はさらに上昇する見込みです。今後の洪水予報に注意して下さい。	国
	16	緑川水系の(城南水位観測所(熊本県城南町)・中甲橋水位観測所(熊本県美里町)・大六橋水位観測所(熊本県嘉島町)・御船水位観測所(熊本県御船町))では、はん濫危険水位(レベル3)に到達しました。今後の洪水予報に注意して下さい。	
	17	緑川水系の(城南水位観測所(熊本県城南町)・中甲橋水位観測所(熊本県美里町)・大六橋水位観測所(熊本県嘉島町)・御船水位観測所(熊本県御船町))では、はん濫危険水位(レベル3)に到達しました。今後、はん濫危険水位(レベル4)に達する見込みです。	
	18	緑川水系の(城南水位観測所(熊本県城南町)・中甲橋水位観測所(熊本県美里町)・大六橋水位観測所(熊本県嘉島町)・御船水位観測所(熊本県御船町))では、避難判断水位(レベル3)に到達しました。今後、はん濫危険水位(レベル4)に達する見込みです。	
	19	緑川水系の(城南水位観測所(熊本県城南町)・中甲橋水位観測所(熊本県美里町)・大六橋水位観測所(熊本県嘉島町)・御船水位観測所(熊本県御船町))では、避難判断水位(レベル3)に到達しました。水位はさらに上昇する見込みです。市町村からの避難情報に留意して下さい。	
	20	緑川水系の(城南水位観測所(熊本県城南町)・中甲橋水位観測所(熊本県美里町)・大六橋水位観測所(熊本県嘉島町)・御船水位観測所(熊本県御船町))では、はん濫危険水位を下回りました(レベル3)。水位は下降する見込みです。引き続き警戒して下さい。	
	21	緑川水系の(城南水位観測所(熊本県城南町)・中甲橋水位観測所(熊本県美里町)・大六橋水位観測所(熊本県嘉島町)・御船水位観測所(熊本県御船町))では、はん濫危険水位を下回りました(レベル3)。水位は下降する見込みです。引き続き警戒して下さい。	
	22	緑川水系の(城南水位観測所(熊本県城南町)・中甲橋水位観測所(熊本県美里町)・大六橋水位観測所(熊本県嘉島町)・御船水位観測所(熊本県御船町))では、避難判断水位を下回りました(レベル2)。水位は下降する見込みです。引き続き十分注意して下さい。	
	23	緑川水系の(城南水位観測所(熊本県城南町)・中甲橋水位観測所(熊本県美里町)・大六橋水位観測所(熊本県嘉島町)・御船水位観測所(熊本県御船町))では、はん濫注意水位を下回りました(レベル1)。危険はなくなったものと思われます。	
	24	1 緑川水系の(城南水位観測所(熊本県城南町)・中甲橋水位観測所(熊本県美里町)・大六橋水位観測所(熊本県嘉島町)・御船水位観測所(熊本県御船町))では、当分の間(はん濫注意水位を超える水位(レベル2)・避難判断水位を超える水位(レベル3)・はん濫危険水位を超える水位(レベル4))が続く見込みです。 2 緑川水系の中甲橋水位観測所(熊本県美里町)では、当分の間(はん濫注意水位を超える水位(レベル2)・避難判断水位を超える水位(レベル3)・はん濫危険水位を超える水位(レベル4))が続く見込みです。 3 緑川水系の大六橋水位観測所(熊本県嘉島町)では、当分の間(はん濫注意水位を超える水位(レベル2)・避難判断水位を超える水位(レベル3)・はん濫危険水位を超える水位(レベル4))が続く見込みです。 4 緑川水系の御船水位観測所(熊本県御船町)では、当分の間(はん濫注意水位を超える水位(レベル2)・避難判断水位を超える水位(レベル3)・はん濫危険水位を超える水位(レベル4))が続く見込みです。	
25	フリーフォーマット(はん濫水の予報など)		
26	(台風第 号、低気圧、前線)の(接近・通過・活動・停滞)による(雨・大雨)により、	気	
27	降り始めの		
28	1 日 時 から 日 時 までの緑川上流域の流域平均雨量は ミリ 2 日 時 から 日 時 までの緑川中流域の流域平均雨量は ミリ 3 日 時 から 日 時 までの加勢川流域の流域平均雨量は ミリ 4 日 時 から 日 時 までの御船川流域の流域平均雨量は ミリ 5 (に達しました。となっています)。		
29	また、(ところにより、) 1時間に、 ミリの雨が降っています。		
30	現在、雨は (小降りになりました。やんでいます)。		
31	フリーフォーマット		
32	1 緑川水系の水位は、 日 時現在、次のとおりです。 2 城南水位観測所(熊本県城南町)で m(水位危険度レベル(1・2・3・4・5))(上昇中・横ばい・下降中) 3 中甲橋水位観測所(熊本県美里町)で m(水位危険度レベル(1・2・3・4・5))(上昇中・横ばい・下降中) 4 大六橋水位観測所(熊本県嘉島町)で m(水位危険度レベル(1・2・3・4・5))(上昇中・横ばい・下降中) 5 御船水位観測所(熊本県御船町)で m(水位危険度レベル(1・2・3・4・5))(上昇中・横ばい・下降中)		
33	フリーフォーマット		
34	この雨は、(今後一層増える・当分の間この状態が続く・今後次第に弱まる)でしょう。		
35	1 日 時 から 日 時 までの緑川上流域の流域平均雨量は ミリ 2 日 時 から 日 時 までの緑川中流域の流域平均雨量は ミリ 3 日 時 から 日 時 までの加勢川流域の流域平均雨量は ミリ 4 日 時 から 日 時 までの御船川流域の流域平均雨量は ミリ 5 の見込みです。		
36	フリーフォーマット		
37	1 緑川水系の水位は、 日 時頃には、次のとおりと見込まれます。 2 城南水位観測所(熊本県城南町)で m程度(水位危険度レベル(1・2・3・4・5)) 3 中甲橋水位観測所(熊本県美里町)で m程度(水位危険度レベル(1・2・3・4・5)) 4 大六橋水位観測所(熊本県嘉島町)で m程度(水位危険度レベル(1・2・3・4・5)) 5 御船水位観測所(熊本県御船町)で m程度(水位危険度レベル(1・2・3・4・5))	国	
38	1 緑川水系の城南水位観測所の水位は、 日 時頃(最高となりその水位は、(には) m程度と見込まれます)。 2 緑川水系の中甲橋水位観測所の水位は、 日 時頃(最高となりその水位は、(には) m程度と見込まれます)。 3 緑川水系の大六橋水位観測所の水位は、 日 時頃(最高となりその水位は、(には) m程度と見込まれます)。 4 緑川水系の御船水位観測所の水位は、 日 時頃(最高となり、 3.00m 水防団待機水位 3.50m 平常水位 1.20m)です。		
39	フリーフォーマット(はん濫水の予報など)		
40	フリーフォーマット		
参 考		城南水位観測所(受け持ち区間 左岸:城南町～宇土市、右岸:甲佐町～熊本市) はん濫のおそれのある地区 熊本市、宇土市、富合町、嘉島町、城南町、御船町、甲佐町 中甲橋水位観測所(受け持ち区間 左岸:甲佐町、右岸:甲佐町) はん濫のおそれのある地区 甲佐町、美里町 大六橋水位観測所(受け持ち区間 左岸:嘉島町～熊本市、右岸:熊本市) はん濫のおそれのある地区 熊本市、富合町、嘉島町 御船水位観測所(受け持ち区間 左岸:御船町～嘉島町、右岸:御船町～嘉島町) はん濫のおそれのある地区 嘉島町、御船町 水位危険度レベル ■レベル5 はん濫の発生 ■レベル4 はん濫危険水位超過 ■レベル3 避難判断水位超過 ■レベル2 はん濫注意水位(警戒水位)超過 ■レベル1 水防団待機水位超過	

(問い合わせ先)
 水防課長 : 国土交通省 九州地方整備局 熊本河川国道事務所 調査第一課 ☎☎-322-1111
 気象課長 : 気象庁 熊本地方気象台 技術課 ☎☎-322-0345



付図3 洪水予報作業用紙

菊池川水系

はん注意情報	はん警戒情報	はん危険情報
はん発生情報	はん注意情報解除	
菊池川水系洪水予報 第〇号		
洪水注意報(発表)	洪水注意報	洪水警報(発表)
洪水警報	洪水注意報(警報解除)	洪水注意報解除
平成 年 月 日 時 分		
国土交通省 菊池川河川事務所 共同発表		
気象庁 熊本地方気象台		

区分	番号	発 表 内 容	担当	
見出し	1	菊池川水系では はん注意水位に到達 水位はさらに上昇 →主文1.5	国	
	2	菊池川水系では 避難判断水位に到達したが 水位の上昇はない見込み →主文1.6		
	3	菊池川水系では 今後はん危険水位に達する見込み →主文1.7		
	4	菊池川水系では 避難判断水位に到達 今後はん危険水位に達する見込み →主文1.8		
	5	菊池川水系では 避難判断水位に到達 水位はさらに上昇 →主文1.9		
	6	菊池川水系では はん危険水位に到達 はんのおそれあり →主文2.0		
	7	菊池川水系では はん危険水位を下回る →主文2.1		
	8	菊池川水系では 避難判断水位を下回る →主文2.2		
	9	菊池川水系では はん注意水位を下回る →主文2.3		
	10	菊池川水系では はんが発生		
	11	菊池川水系では 当分の間ははん注意水位を超える水位が続く見込み →主文2.4		
	12	菊池川水系では 当分の間避難判断水位を超える水位が続く見込み →主文2.4		
	13	菊池川水系では 当分の間はん危険水位を超える水位が続く見込み →主文2.4		
	14	フリーフォーマット		
主文	15	菊池川水系の(玉名水位観測所(熊本県玉名市)・山鹿水位観測所(熊本県山鹿市)・広瀬水位観測所(熊本県菊池市)・佐野水位観測所(熊本県菊池市))では、はん注意水位(レベル2)に到達しました。水位はさらに上昇する見込みです。今後の洪水予報に注意して下さい。	国	
	16	菊池川水系の(玉名水位観測所(熊本県玉名市)・山鹿水位観測所(熊本県山鹿市)・広瀬水位観測所(熊本県菊池市)・佐野水位観測所(熊本県菊池市))では、避難判断水位(レベル3)に到達しましたが、今後水位の上昇はない見込みで今後の洪水予報に注意して下さい。		
	17	菊池川水系の(玉名水位観測所(熊本県玉名市)・山鹿水位観測所(熊本県山鹿市)・広瀬水位観測所(熊本県菊池市)・佐野水位観測所(熊本県菊池市))では、はん危険水位(レベル4)に達する見込みです。市町村からの避難情報に留意して下さい。		
	18	菊池川水系の(玉名水位観測所(熊本県玉名市)・山鹿水位観測所(熊本県山鹿市)・広瀬水位観測所(熊本県菊池市)・佐野水位観測所(熊本県菊池市))では、避難判断水位(レベル3)に到達しました。今後、はん危険水位(レベル4)に達する見込みです。市町村からの避難情報に留意して下さい。		
	19	菊池川水系の(玉名水位観測所(熊本県玉名市)・山鹿水位観測所(熊本県山鹿市)・広瀬水位観測所(熊本県菊池市)・佐野水位観測所(熊本県菊池市))では、避難判断水位(レベル3)に到達しました。水位はさらに上昇する見込みです。市町村からの避難情報に留意して下さい。		
	20	菊池川水系の(玉名水位観測所(熊本県玉名市)・山鹿水位観測所(熊本県山鹿市)・広瀬水位観測所(熊本県菊池市)・佐野水位観測所(熊本県菊池市))では、はん危険水位(レベル4)に到達しました。はんのおそれがありますので、各自安全確保を図るとともに、市町村からの避難情報に留意して下さい。		
	21	菊池川水系の(玉名水位観測所(熊本県玉名市)・山鹿水位観測所(熊本県山鹿市)・広瀬水位観測所(熊本県菊池市)・佐野水位観測所(熊本県菊池市))では、はん危険水位を下回りました(レベル3)。水位は下降する見込みです。引き続き、洪水に関する情報に留意して下さい。		
	22	菊池川水系の(玉名水位観測所(熊本県玉名市)・山鹿水位観測所(熊本県山鹿市)・広瀬水位観測所(熊本県菊池市)・佐野水位観測所(熊本県菊池市))では、避難判断水位を下回りました(レベル2)。水位は下降する見込みです。引き続き十分注意をして下さい。		
	23	菊池川水系の(玉名水位観測所(熊本県玉名市)・山鹿水位観測所(熊本県山鹿市)・広瀬水位観測所(熊本県菊池市)・佐野水位観測所(熊本県菊池市))では、はん注意水位を下回り(レベル1)、危険はなくなったものと思われま		
	24	1		菊池川水系の(玉名水位観測所(熊本県玉名市)・山鹿水位観測所(熊本県山鹿市)・広瀬水位観測所(熊本県菊池市)・佐野水位観測所(熊本県菊池市))では、当分の間(はん注意水位を超える水位(レベル2)・避難判断水位を超える水位(レベル3)・はん危険水位を超える水位(レベル4))が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に留意して下さい。
		2		菊池川水系の(山鹿水位観測所(熊本県山鹿市)・広瀬水位観測所(熊本県菊池市)・佐野水位観測所(熊本県菊池市))では、当分の間(はん注意水位を超える水位(レベル2)・避難判断水位を超える水位(レベル3)・はん危険水位を超える水位(レベル4))が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に留意して下さい。
3		菊池川水系の(山鹿水位観測所(熊本県山鹿市)・広瀬水位観測所(熊本県菊池市)・佐野水位観測所(熊本県菊池市))では、当分の間(はん注意水位を超える水位(レベル2)・避難判断水位を超える水位(レベル3)・はん危険水位を超える水位(レベル4))が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に留意して下さい。		
4		菊池川水系の(佐野水位観測所(熊本県菊池市)・山鹿水位観測所(熊本県山鹿市)・広瀬水位観測所(熊本県菊池市))では、当分の間(はん注意水位を超える水位(レベル2)・避難判断水位を超える水位(レベル3)・はん危険水位を超える水位(レベル4))が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に留意して下さい。		
25	フリーフォーマット(はん洪水の予報など)			

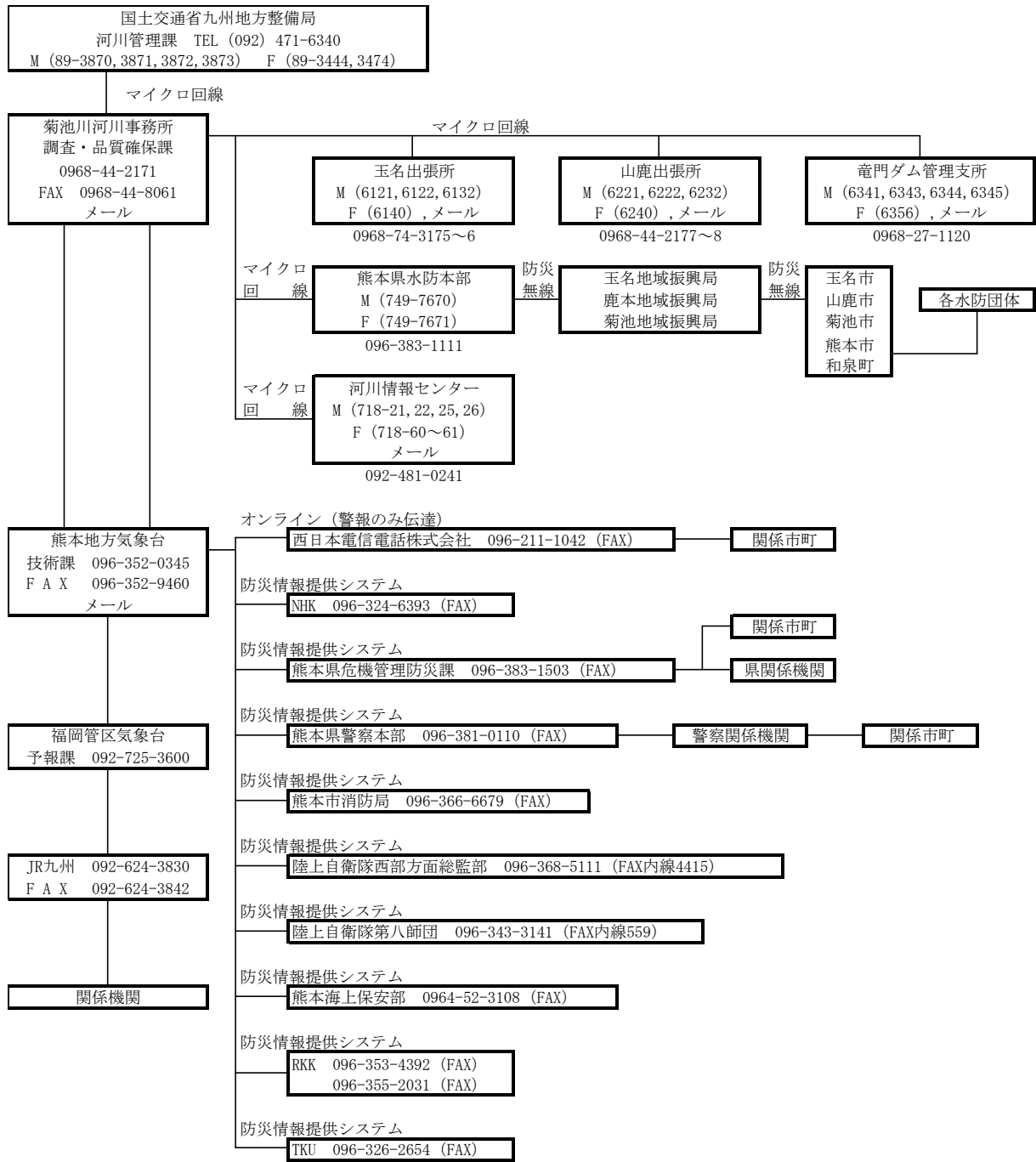
区分	番号	発 表 内 容	担当	
降雨と水位の現況	26	(台風第 号・ 低気圧・ 前線)の(接近・通過・活動・停滞)による(雨・大雨)により、	気	
	27	降り始めの		
	28	1		日 時 から 日 時 までの 菊池川流域の流域平均雨量は ミリ
		2		日 時 から 日 時 までの 菊池川中流域の流域平均雨量は ミリ
		3		日 時 から 日 時 までの 菊池川上流域の流域平均雨量は ミリ
		4		日 時 から 日 時 までの 合志川流域の流域平均雨量は ミリ
		5		(に達しました・となっています)。
	29	また、() ところにより、() 1時間に、() ミリの雨が降っています。		
	30	現在、雨は (小降りになりました・やんでいます)。		
	31	フリーフォーマット		
32	1	菊池川水系の水位は、() 日 時現在、次のとおりです。		
	2	玉名水位観測所(熊本県玉名市)で、() (水位危険度レベル(1・2・3・4・5))(上昇中・横ばい・下降中)		
	3	山鹿水位観測所(熊本県山鹿市)で、() (水位危険度レベル(1・2・3・4・5))(上昇中・横ばい・下降中)		
	4	広瀬水位観測所(熊本県菊池市)で、() (水位危険度レベル(1・2・3・4・5))(上昇中・横ばい・下降中)		
	5	佐野水位観測所(熊本県菊池市)で、() (水位危険度レベル(1・2・3・4・5))(上昇中・横ばい・下降中)		
33	フリーフォーマット			
降雨と水位の予想	34	この雨は、(今後一層強まる・当分この状態が続く・今後次第に弱まる) でしょう。	気	
	35	1		日 時 から 日 時 までの 菊池川流域の流域平均雨量は ミリ
		2		日 時 から 日 時 までの 菊池川中流域の流域平均雨量は ミリ
		3		日 時 から 日 時 までの 菊池川上流域の流域平均雨量は ミリ
		4		日 時 から 日 時 までの 合志川流域の流域平均雨量は ミリ
		5		の見込みです。
	36	フリーフォーマット		
	37	1		菊池川水系の水位は、() 日 時頃には、次のとおりと見込まれます。
		2		玉名水位観測所(熊本県玉名市)で、() (程度(水位危険度レベル(1・2・3・4・5)))
		3		山鹿水位観測所(熊本県山鹿市)で、() (程度(水位危険度レベル(1・2・3・4・5)))
4		広瀬水位観測所(熊本県菊池市)で、() (程度(水位危険度レベル(1・2・3・4・5)))		
5		佐野水位観測所(熊本県菊池市)で、() (程度(水位危険度レベル(1・2・3・4・5)))		
38	の水位は、() 日 時頃(最高となりその水位は、()には) () (程度と見込まれます)。			
39	フリーフォーマット(はん洪水の予報など)			
40	国			

参 考	内 容
玉名水位観測所(受け持ち区間 左岸:玉名市から和水町、右岸:玉名市から和水町)	はん危険水位5.90m 避難判断水位5.80m はん注意水位(警戒水位)4.40m 水防団待機水位3.50m 平常水位-1.64m
はんのおそれのある地区: 和水町	
山鹿水位観測所(受け持ち区間 左岸: 和水町から山鹿市、右岸: 玉名市から和水町)	はん危険水位6.30m 避難判断水位6.10m はん注意水位(警戒水位)4.00m 水防団待機水位3.20m 平常水位0.36m
はんのおそれのある地区: 山鹿市	
広瀬水位観測所(受け持ち区間 左岸: 山鹿市から菊池市、右岸: 山鹿市から菊池市)	はん危険水位3.90m 避難判断水位3.40m はん注意水位(警戒水位)2.70m 水防団待機水位1.50m 平常水位-0.81m
はんのおそれのある地区: 菊池市	
佐野水位観測所(受け持ち区間 左岸: 山鹿市から菊池市、右岸: 山鹿市から菊池市)	はん危険水位3.10m 避難判断水位2.80m はん注意水位(警戒水位)2.70m 水防団待機水位2.00m 平常水位-0.56m
はんのおそれのある地区: 植木町	
水位危険度レベル	<ul style="list-style-type: none"> ■レベル5 はんの発生 ■レベル4 はん危険水位超過 ■レベル3 避難判断水位超過 ■レベル2 はん注意水位(警戒水位)超過 ■レベル1 水防団待機水位超過

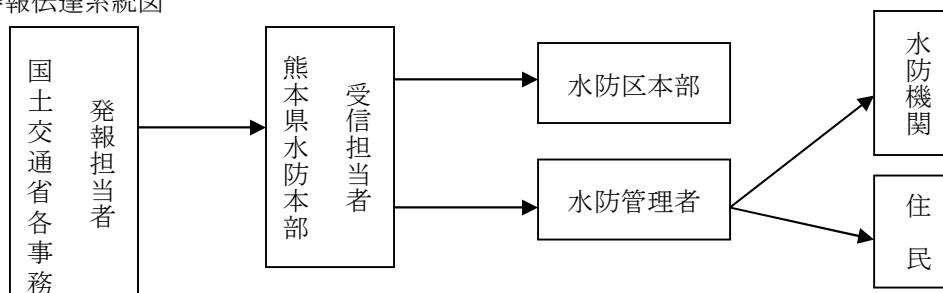
(問い合わせ先)
 水位関係 : 国土交通省 菊池川河川事務所 調査・品質確保課 0968-44-4424
 気象関係 : 気象庁 熊本地方気象台 技術課 096-352-0345

付図 2

洪水予報伝達系統図



(6) 水防警報伝達系統図



(7) 観測局

①水位局

(ア) 県水位局

観測所名	河川名	位置	管理者	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	避難判断 水位	はん濫 危険水位	備考
黒川	黒川	阿蘇市内牧	県河川課	2.07	3.45	3.61	4.36	383-1111
中松	白川	南阿蘇村中松字祇園	〃	1.52	2.41	2.41	3.41	〃
県津森	木山川	益城町津森	〃	1.70	2.28	2.61	3.09	〃
赤井	〃	上益城郡益城町宮園	〃	2.53	3.63	4.13	4.95	〃
県御船	御船川	御船町大字滝尾	〃	3.03	3.76	3.76	4.58	〃
浜戸川	浜戸川	熊本市南区城南町	〃	2.09	3.03	3.21	4.09	〃
西里	井芹川	熊本市北区硯川町	〃	1.01	1.68	1.68	3.66	〃
鶴野橋	〃	熊本市西区花園7丁目	〃	1.97	3.04	3.35	4.48	〃
池上	〃	熊本市西区池上	〃	1.80	2.60	3.44	4.18	〃
鶴羽田橋	坪井川	熊本市北区四方寄町	〃	1.51	2.46	2.46	3.53	〃
山室橋	〃	熊本市北区八景水谷	〃	1.34	2.41	-	3.43	〃
高平橋	〃	熊本市北区高平2丁目	〃	1.95	3.20	3.20	3.72	〃
坪井	〃	熊本市中央区坪井5丁目	〃	3.03	5.30	5.58	6.12	〃
坪井川下流	〃	熊本市西区二本木	〃	2.47	3.35	-	5.38	〃
天満橋	〃	熊本市西区城山大塘町	〃	2.41	2.80	3.76	5.51	〃
除川	除川	熊本市西区沖新町	〃	3.04	3.32	3.66	4.31	〃
千間江湖	千間江湖	熊本市南区白石町	〃	2.04	2.54	2.54	2.93	〃
南高江	天明新川	熊本市南区南高江町	〃	2.67	2.87	2.87	2.99	〃
潤川	潤川	宇土市三拾町	〃	1.96	2.16	2.16	2.28	〃
木葉	木葉川	玉名市田崎	〃	2.67	4.01	4.01	4.33	〃
健軍	健軍川	熊本市東区錦が丘1番	〃	0.88	1.85	1.85	2.10	〃
須屋	堀川	合志市西合志町須屋	〃	1.74	3.13	3.13	4.63	〃
藻器堀川	藻器堀川	熊本市中央区水前寺公園	〃	1.10	1.76	1.76	2.24	〃

(イ) 国土交通省水位

観測所名	河川名	位 置	管理者	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	避難判断 水 位	はん濫 危険水位	備 考
立 野	白 川	阿蘇郡南阿蘇村立野	国交省	—	—	—	—	382-1111
陣 内	〃	菊池郡大津町陣内	〃	2.50	—	—	—	〃
子飼橋	〃	熊本市中央区東子飼町	〃	2.50	3.80	—	—	〃
代継橋	〃	熊本市中央区鍛冶屋町	〃	2.50	3.70	4.70	5.00	〃
網 津	〃	熊本市南区海路口町	〃	4.50	5.00	—	—	〃
中甲橋	緑 川	下益城郡美里町岩下	〃	2.00	3.00	4.10	4.60	〃
城 南	〃	熊本市南区城南町千町	〃	3.30	4.30	5.80	6.20	〃
大六橋	加勢川	上益城郡嘉島町三郎無田	〃	2.50	3.20	3.90	4.40	〃
御 船	御船川	上益城郡御船町御船	〃	2.00	3.00	3.60	4.30	〃
佐 野	合志川	菊池市泗水町	〃	2.00	2.70	2.80	3.10	0968-44-2171

②雨量局

(ア) 県雨量局

観測所名	河 川 名	位 置	管理者	観測者	備考
阿蘇土木	黒 川	阿蘇市一の宮町宮地	県砂防課	テレメー タ	383-1111
県城南	緑 川	熊本市南区城南町敷田	〃	〃	〃
砂防御船	御 船 川	上益城郡御船町瀧の尾	〃	〃	〃
県益城	木 山 川	上益城郡益城町赤井	〃	〃	〃
砂防熊本	坪 井 川	熊本市西区松尾町平山	〃	〃	〃
県高森	白 川	高森町高森	県河川課	〃	〃
県 庁	白川・加勢川	熊本市中央区水前寺6丁目	〃	〃	〃
北 部	坪 井 川	熊本市北区明德町	〃	〃	〃
坪井川	坪井川・堀川	熊本市北区清水町打越	〃	〃	〃
三の岳	井芹川・河内川	熊本市西区河内町大田尾	〃	〃	〃
石塘堰	坪 井 川	熊本市西区二本木1丁目	〃	〃	〃
富 合	浜 戸 川	熊本市南区富合町	県砂防課	〃	〃
西合志	坪井川・堀川	合志市西合志町	〃	〃	〃
県嘉島	加 勢 川	上益城郡益城町	〃	〃	〃
県植木	合 志 川	熊本市北区植木町	〃	〃	〃
天 水	唐 人 川	玉名市天水町	〃	〃	〃

(イ) 国土交通省雨量局

観測所名	河川名	位置	管理者	観測者	備考
湯ノ谷	白川	阿蘇郡南阿蘇村 大字長野	九州地方整備局 熊本河川国道事務所	テレメータ	問合せ先 382-1111
矢部	緑川	上益城郡山都町 大字下市	〃	〃	〃
内大臣	緑川	上益城郡山都町 大字菅	〃	〃	〃
島木	緑川	上益城郡御船町 大字七滝	〃	〃	〃
津森	加勢川	上益城郡益城町田原	〃	〃	〃
熊本	白川	熊本市東区西原1丁目	〃	〃	〃
近見	白川	熊本市南区近見7丁目	〃	〃	〃
田原	木葉川	熊本市北区植木町	九州地方整備局 菊池川河川事務所	〃	0968-44-2171

(8) 白川地域防災センター

白川に関する情報の受信・発信基地、白川防災活動拠点

所在地：熊本市中央区東子飼町8-55

096-346-5454

体制：国土交通省職員が警戒体制時（国規定）より2名待機する。

熊本市職員が水防態勢時必要に応じて2名待機する。

情報：白川水系の水位、雨量情報

白川はん濫シュミュレーション情報

河川巡視情報（国）

洪水予報・水防警報等の発令情報

河川空間のCCTV画像（リアルタイム）

その他

設備：水防活動資機材

土のう袋 1,000袋

オイルマット 1,000枚

第2項 浸水想定区域内の施設に対する洪水予報の伝達

熊本市内における、白川・緑川による浸水想定区域内の施設に関し、次に掲げるものについては、洪水予報の伝達を行う。施設管理者は、情報を得たら早めの避難を行うもの。

(1) 伝達方法など

① 伝達方法

熊本市（水防本部又は災害対策本部）からFAX

② 伝達様式

熊本市洪水予報伝達様式による

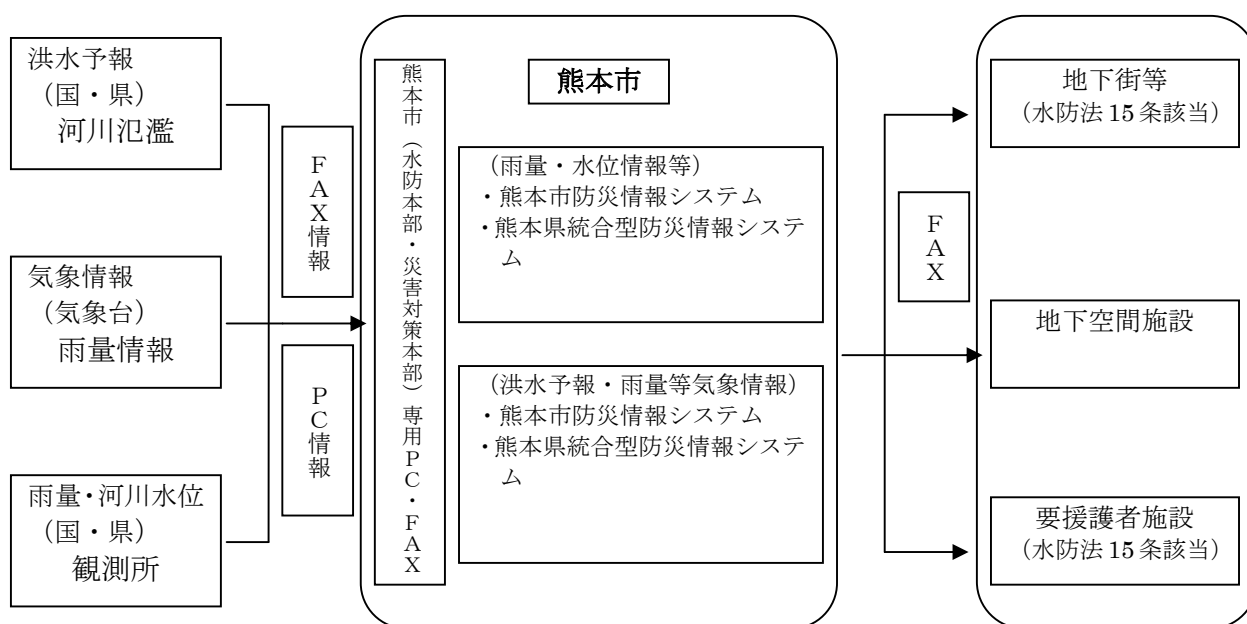
③ 伝達時期

洪水予報を熊本市（水防本部又は災害対策本部）が受信したとき

※ 白川・緑川・白川・緑川・加勢川・坪井川・井芹側・堀川・天明新川・千間江湖川・除川・健軍川・藻器堀川の洪水ハザードマップは熊本市ホームページに掲載しています。

<http://www.city.kumamoto.kumamoto.jp/>

(2) 伝達方法の概念



(3) 地下街等

水防法第 15 条の規定により、次の施設については洪水予報を伝達する。また、これらの施設は、浸水時に早期に避難できるように「避難確保計画」の策定が義務付けられた。

施設名等	管理者等	F A X	電話番号	所在地
熊本市辛島公園地下駐車場	(財)熊本市駐車場公社	359-7896	328-2923	中央区辛島町 1-1
県民百貨店	㈱県民百貨店	322-9717	322-1111	中央区桜町 3-22
交通センター	九州産業交通ホールディング(株)	326-4366	325-8235	中央区桜町 3-10
鶴屋百貨店	㈱鶴屋百貨店	356-3061	327-3672	中央区手取本町 6-1
テトリアくまもとビル	テトリアくまもとビル管理事務所	351-1769	351-1769	中央区手取本町 8-1
鶴屋パーキング	㈱鶴屋百貨店	327-3583	327-3703	中央区安政町 3-35
ビブレス熊日会館	㈱熊日会館	327-5130	327-5130	中央区上通町 2-33

(4) 地下空間施設等

水防法に規定されない次の施設に関して洪水予報を伝達する。

施設名等	管理者等	F A X	電話番号	所在地
ダイエー熊本下通店	ダイエー熊本下通店イオンディライト(株)	325-5097	325-3111	中央区下通 1-3-10
手取地下道	熊本県熊本土木事務所維持課	368-5196	367-1677	中央区手取本町 6-1 地先
辛島公園地下通路	熊本市車両管理課	359-7689	328-2141	中央区辛島町 1-1 地先
上通商栄会	上通商栄会	351-9092	351-9092	中央区城東町 3-20
下通繁栄会	下通繁栄会	352-3375	352-3377	中央区下通 1-6-27
熊本市新市街商店街振興組合	熊本市新市街商店街振興組合	356-3986	356-3877	中央区新市街 5-13
熊本市中央繁栄会連合会	熊本市中央繁栄会連合会	322-6428	322-6428	中央区下通 1-5-20

(5) 要援護者施設等

水防法第 15 条の規定により、河川管理者が定めた次に掲げる施設については要援護者施設として定め、洪水予報を伝達する。

※要援護者施設とは

浸水想定区域内の高齢者や障がい者、幼児等が利用する施設で

- ① 高齢者施設、保護施設、児童福祉施設、障がい児・者施設の社会福祉施設
- ② 病院、診療所の医療施設（有床に限る）
- ③ 幼稚園、ろう学校、盲学校及び養護学校

(ア) 白川浸水想定区域

番号	施設名	住所	電話番号
1	明飽苑	西区城山薬師2丁目10-10	319-4777
2	ライトホーム	中央区黒髪5丁目23-1	343-0489
3	養護老人ホーム聖母の丘	西区島崎6丁目1-27	355-3017
4	ライフケア花みずき	中央区出水7丁目608	370-6511
5	リデルホーム	中央区黒髪5丁目23-1	343-0489
6	こぼり苑	南区護藤町1586	358-5688
7	三和荘	西区城山大塘町1543	329-6500
8	シルバー日吉	南区平成2丁目6-9	370-0055
9	西老人福祉センター	西区小島上町4	329-2347
10	熊本市天明老人福祉センター	南区銭塘町2172	223-2498
11	老人福祉センター教育集会所	中央区本荘4丁目6-10	366-7310
12	熊本市中央老人福祉センター	中央区南千反畑町10-7	324-2030
13	天寿園	南区奥古閑町4359	223-0533
14	ユーカリ苑	中央区黒髪5丁目23-1	343-0489
15	熊本市中央在宅福祉センター	中央区壺川2丁目3-85	323-8247
16	熊本市長寿の里	西区城山薬師2丁目10-10	329-1112
17	熊本市南部在宅福祉センター	南区日吉1丁目4-15	354-8379
18	力合つくし庵	南区合志4丁目3-50	357-2941
19	なでしこ	中央区北千反畑町2-5	343-7450
20	あきた病院	南区会富町1120	227-1611
21	悠愛病院	東区画図町下無田1139	378-3355
22	イエズスの聖心病院	西区上熊本2丁目11-24	352-7181
23	やん胃腸科外科医院	西区上熊本3丁目16-18	351-1377
24	末次内科医院	西区上高橋町568-1	329-4755
25	吉田病院	中央区北千反畑町2-5	343-6161
26	蔵元外科胃腸科医院	中央区京町2丁目1-39	325-1716
27	博愛会病院	中央区紺屋今町4-3	325-2233
28	吉村産婦人科内科皮膚科医院	中央区子飼本町6-20	345-8300
29	青磁野リハビリテーション病院	西区島崎2丁目2-15	354-1731
30	九州記念病院	中央区水前寺公園3-38	383-2121
31	山口病院	西区田崎3丁目1-17	356-0666
32	熊本第一病院	南区田迎町田井島224	354-5951
33	近見内科小児科医院	南区近見8丁目14-55	358-1008
34	斉藤病院	中央区中央街3-3	355-6155
35	熊本内科病院	中央区手取本町7-1	356-5500
36	杉村病院	中央区本荘3丁目7-18	372-3322
37	竜山内科リハビリテーション病院	北区室園町10-17	344-3311
38	トライハウス	東区画図町下無田1562-1	378-5960
39	すずらん	西区春日1丁目14-27	312-8411
40	心水堂	中央区黒髪5丁目27-19	346-0540
41	やまびこ	中央区新屋敷3丁目3-17	362-6160
42	熊本コロニー作業所	西区二本木3丁目12-37	353-1291
43	熊本授産場	中央区本荘2丁目3-8	371-1396
44	こだま	南区内田町3552-1	223-0090
45	かがやき	南区内田町3555-1	223-3330
46	ほほえみ	南区内田町3560-1	223-3330
47	しんせい学園	西区沖新町3994-1	329-6336
48	平成学園	西区小島下町1732-1	329-5711

番号	施設名	住所	電話番号
49	しょうぶの里短期入所事業所	西区小島下町 1732-1	311-4588
50	友愛育成園	中央区壺川 2 丁目 1-57	325-5736
51	第二ぎんなん作業所	中央区新屋敷 3 丁目 9-7	371-9381
52	ゆたか学園	西区中島町 1874	329-1777
53	巨過園	西区二本木 3 丁目 12-37	353-1291
54	ワークショップ熊本	中央区本荘 2 丁目 3-8	371-3500
55	江津湖療育園発達医療センター短期入所事業所	東区画図町重富 575	370-0501
56	熊本市立中島保育園かもめさんくらぶ	西区沖新町 675	329-7309
57	大江学園短期入所事業所	東区渡鹿 8 丁目 16-46	364-0070
58	熊本市立横手保育園あひるさんくらぶ	中央区横手 2 丁目 1-11	352-4925
59	熊本きぼう福祉センター	南区南高江 7 丁目 8-77	358-4054
60	熊本大江荘	中央区大江 6 丁目 1-50	362-0650
61	はばたきホーム	中央区壺川 2 丁目 1-57	352-3095
62	熊本乳児園	中央区本荘 2 丁目 3-8	
63	菊水学園	中央区渡鹿 5 丁目 9-12	364-0811
64	藤崎台童園	中央区古京町 3-5	352-5063
65	仁愛ひかり園	南区白藤町 451	357-6615
66	三気の家	北区室園町 20-40	346-3323
67	熊本県立清水が丘学園	北区打越町 38-1	344-7600
68	熊本市西原公園児童館	中央区九品寺 4 丁目 24-4	371-4090
69	あきた病院	南区会富町 1120	227-1611
70	蛇島肛門科外科	中央区出水 1 丁目 6-13	364-2002
71	清水整形外科医院	南区出仲間 6 丁目 11-1	378-1822
72	前田産婦人科医院	南区出仲間 7 丁目 2-32	378-8010
73	池田病院	北区打越町 36-48	345-1616
74	柴田内科柴田整形外科	中央区内坪井町 2-5	359-1231
75	渡辺医院	東区画図町下無田 1465-1	378-7330
76	そのだ脳神経外科医院	東区画図町所島 135-1	379-3888
77	豊田外科医院	東区江津 1 丁目 30-20	371-4835
78	坂本内科医院	東区江津 2 丁目 26-20	366-2580
79	田代産婦人科医院	中央区大江 4 丁目 5-5	362-1414
80	竹下外科・整形外科医院	中央区大江 5 丁目 4-24	372-6411
81	川野病院	中央区大江 6 丁目 25-1	366-3275
82	天神内科医院	中央区大江 6 丁目 22-11	366-2233
83	宇治齒科医院	中央区大江 6 丁目 25-26	363-0145
84	伊井産婦人科病院	中央区大江本町 8-15	364-4003
85	成尾整形外科病院	中央区岡田町 12-24	371-1188
86	緒方医院	南区奥古閑町 1688	223-1000
87	アラキ整形外科	西区春日 3 丁目 1-20	326-8000
88	上熊本内科	西区上熊本 1 丁目 3-4	325-1331
89	外間整形外科医院	西区上熊本 2 丁目 13-12	352-7277
90	熊本整形外科病院	中央区九品寺 1 丁目 15-7	366-3666
91	熊本眼科医院	中央区九品寺 2 丁目 2-1	371-6133
92	鳥谷医院	中央区九品寺 5 丁目 7-12	371-9660
93	陣内病院	中央区九品寺 6 丁目 2-3	363-0011
94	清永病院	中央区黒髪 2 丁目 3-7	345-4774
95	小堀胃腸科外科	中央区黒髪 2 丁目 32-3	344-1001
96	龍田病院	中央区黒髪 6 丁目 12-51	343-1463
97	熊本第一クリニック	中央区黒髪 3 丁目 29-37	345-6533

番号	施設名	住所	電話番号
98	外科眼科何医院	南区幸田 2 丁目 7-30	378-5171
99	伊東齒科医院	中央区子飼本町 3-14	343-0377
100	岩下医院	中央区国府 2 丁目 17-34	362-3311
101	出田眼科医院	中央区呉服町 1 丁目 35	325-5222
102	宮本内科小児科医院	中央区細工町 4 丁目 21	325-7100
103	慈恵病院	西区島崎 6 丁目 1-27	355-6131
104	六反田内科・循環器科	西区島町 4 丁目 14-30	358-6010
105	池田内科医院	西区长山下代町 35-1	329-8818
106	胃腸科・内科こうせいクリニック	南区白藤 1 丁目 21-91	357-5511
107	あけぼのクリニック	南区白藤 5 丁目 1-1	358-7211
108	松本外科医院	中央区新市街 12-5	352-0338
109	田中病院	中央区新市街 7-17	354-0055
110	福田病院	中央区新町 2 丁目 2-6	322-2995
111	服部胃腸科	中央区新町 2 丁目 12-35	325-2300
112	サキサカ病院	中央区新町 2 丁目 10-27	326-0303
113	川原胃腸科内科	中央区新町 3 丁目 9-10	352-0945
114	藤本泌尿器科病院	中央区新町 4 丁目 7-22	354-6781
115	NTT西日本病院	中央区新屋敷 1 丁目 17-27	364-6000
116	新屋敷クリニック	中央区新屋敷 1 丁目 14-2	211-5151
117	八木産婦人科医院	中央区水前寺 1 丁目 19-5	383-2311
118	平原内科医院	中央区水前寺 1 丁目 9-19	384-0148
119	絹脇内科	中央区水前寺公園 15-37	385-1188
120	吉住眼科医院	中央区水前寺公園 5-38	383-0555
121	福山整形外科医院	中央区水道町 1-23	353-3810
122	土井内科胃腸科医院	南区砂原町 341	227-1818
123	熊本中央病院	南区田井島 1 丁目 5-1	370-3111
124	石川整形外科リウマチ科	南区田井島 2 丁目 3-47	379-6800
125	福島クリニック	南区田井島 2 丁目 7-1	370-0211
126	天野整形外科皮ふ科医院	西区田崎 1 丁目 3-80	326-2002
127	田嶋外科内科医院	西区田崎 2 丁目 2-48	355-6900
128	城北胃腸科内科クリニック	北区高平 3 丁目 14-35	341-5050
129	熊本消化器外科	南区田迎 6 丁目 5-40	214-8787
130	関内科循環器科医院	南区田迎 6 丁目 11-43	379-2323
131	森病院	南区近見 1 丁目 3-36	354-0177
132	済生会熊本病院	南区近見 5 丁目 3-1	351-8000
133	やましる病院	中央区坪井 1 丁目 3-46	343-1200
134	鶴田胃腸科内科医院	中央区坪井 1 丁目 9-26	343-2801
135	森永上野胃・腸・肛門科	中央区坪井 6 丁目 22-1	346-0111
136	いずみ整形外科	南区鳶町 2 丁目 8-11	358-7000
137	佐田外科・内科医院	中央区渡鹿 4 丁目 10-7	372-5577
138	くまもと青明病院	中央区渡鹿 5 丁目 1-37	366-2291
139	江南病院	中央区渡鹿 5 丁目 1-37	366-7125
140	橋口医院	中央区渡鹿 5 丁目 17-26	364-2821
141	末永産婦人科医院	西区二本木 2 丁目 10-13	352-7280
142	日隈病院	中央区萩原町 9-30	378-3836
143	尾崎内科医院	中央区八王寺町 11-53	378-1155
144	池田外科胃腸科医院	中央区八王寺町 12-31	378-2231
145	井医院	中央区八王寺町 27-11	379-4600
146	片瀬内科医院	中央区八王寺町 36-41	379-3111
147	稲葉内科医院	西区花園 1 丁目 20-60	352-3427

番号	施設名	住所	電話番号
148	熊本大学医学部附属病院	中央区本荘1丁目1-1	344-2111
149	熊本地域医療センター	中央区本荘5丁目16-10	363-3311
150	阿部内科医院	中央区本荘6丁目12-14	362-4008
151	熊本脳神経外科病院	中央区本荘6丁目1-21	372-3911
152	整形外科井上病院	中央区本荘町644	364-5511
153	上野クリニック	中央区本荘町671-1	371-2020
154	桑原クリニック	中央区南熊本2丁目11-27	362-3511
155	西村内科脳神経外科病院	中央区南熊本2丁目7-7	363-5111
156	南熊本病院	中央区南熊本3丁目7-27	366-1268
157	十善病院	中央区南熊本3丁目6-34	372-2688
158	小沢医院	中央区南熊本4丁目3-20	371-2231
159	ゆのはら産婦人科医院	中央区南熊本5丁目9-3	372-1110
160	田上病院	中央区南千反畑町10-3	354-5885
161	南部中央病院	南区南高江6丁目2-24	357-3322
162	大宮整形外科医院	南区南高江7丁目9-52	358-3166
163	さめしま整形外科医院	中央区妙体寺町3-1	345-3645
164	桜間脳神経外科	中央区妙体寺町5-2	343-2511
165	村上クリニック	中央区迎町1丁目1-13	354-1798
166	朝日野総合病院	北区室園町12-10	344-3000
167	村田外科・胃腸科・ひふ科医院	中央区本山1丁目5-16	356-3232
168	川野胃腸科内科	中央区本山11丁目6-19	355-7121
169	熊本市市民病院附属熊本産院	中央区本山3丁目5-11	325-3259
170	古賀クリニック	中央区本山4丁目1-43	324-1201
171	内野医院	南区八幡5丁目10-12	358-2131
172	村本病院	中央区世安町332	352-1177
173	日隈眼科医院	中央区練兵町56	352-3681
174	慶徳加来病院	中央区練兵町98	322-2611
175	嶋田病院	中央区練兵町24	324-3515
176	熊本五福幼稚園	中央区魚屋町1丁目9	352-2981
177	一新幼稚園	中央区新町1丁目10-38	322-9525
178	古町幼稚園	西区二本木4丁目4-13	352-4907
179	碩台幼稚園	中央区南千反畑町15-23	352-0511
180	向山幼稚園	中央区本山4丁目5-2	356-8803
181	ちぐさ幼稚園	西区池上町133-3	356-5478
182	YMCA 水前寺幼稚園	中央区出水3丁目12-1	362-4141
183	画図幼稚園	中央区出水8丁目7-40	362-1520
184	熊本音楽幼稚園	南区出仲間6丁目14-40	378-8966
185	ゆたか幼稚園	南区今町161-1	227-1863
186	坪井幼稚園	中央区内坪井町4-19	352-1257
187	九州学院みどり幼稚園	中央区大江5丁目3-36	364-4405
188	信愛女学院幼稚園	中央区上林町2-20	352-9078
189	王栄幼稚園	中央区九品寺2丁目2-44	363-4315
190	ルーテル学院幼稚園	中央区黒髪3丁目12-16	343-3968
191	出水幼稚園	中央区国府2丁目10-39	364-3578
192	暁幼稚園	西区島崎5丁目47-41	356-6622
193	聖母愛児幼稚園	西区島崎6丁目1-18	353-2638
194	城山幼稚園	西区城山大塘296	329-4680
195	力合幼稚園	南区白藤1丁目22-7	357-3034
196	九州音楽幼稚園	中央区水前寺公園23-21	384-1656
197	白山幼稚園	中央区菅原町6-11	364-7975

番号	施設名	住所	電話番号
198	花稜幼稚園	西区田崎 3 丁目 1-52	353-0745
199	亀の子幼稚園	西区谷尾崎町 439-1	322-8416
200	ルンビニー幼稚園	南区近見 2 丁目 7-2	354-1168
201	第一幼稚園	中央区坪井 4 丁目 20-22	344-6465
202	くるみ幼稚園	東区渡鹿 8 丁目 1-18	372-0633
203	ときわ幼稚園	中央区本荘町 689	362-0312
204	わかくさ幼稚園	南区南高江 7 丁目 9-36	357-2541
205	恵水幼稚園	南区御幸笛田 3 丁目 13-12	379-2698
206	池上保育園	西区池上町 1226-1	329-0344
207	大江保育園	中央区大江 6 丁目 1-50	364-2090
208	小島保育園	西区小島下町 605	329-7250
209	春日保育園	西区春日 3 丁目 7-12	352-6953
210	黒髪乳児保育園	中央区黒髪 2 丁目 36-33	343-5017
211	城東保育園	中央区水道町 6-15	352-4644
212	白山保育園	中央区白山 2 丁目 12-3	364-4815
213	本荘保育園	中央区本荘 6 丁目 16-24	364-4509
214	横手保育園	中央区横手 2 丁目 1-11	352-4925
215	熊本すみれ養育園	西区池亀町 20-41	325-6520
216	第二画図保育園	東区下江津 2 丁目 2-1	378-4756
217	出仲間保育園	南区出仲間 3 丁目 1-11	379-0746
218	海路口保育園	南区海路口町 617	223-1300
219	仁愛幼育園	南区薄場 1 丁目 14-10	357-2535
220	大光保育園	東区画図町所島 755-3	378-6538
221	なぎさ保育園	東区江津 1 丁目 7-25	366-6875
222	有明保育園	西区小島下町 4223	329-7889
223	仁愛乳児園	西区春日 4 丁目 30-11	354-6515
224	城南幼愛園	西区春日 7 丁目 16-4	353-2927
225	上ノ郷保育園	南区上ノ郷 1 丁目 10-5	325-5688
226	九品寺保育園	中央区九品寺 5 丁目 9-17	362-0921
227	黒髪幼愛園	中央区黒髪 2 丁目 9-20	344-0055
228	カ合さくら保育園	南区合志 3 丁目 6-26	357-9616
229	きよめ保育園	中央区国府 2 丁目 6-24	362-1061
230	つぼみ保育園	中央区国府本町 12-73	366-2577
231	熊本藤富保育園	南区護藤町 973	357-5622
232	日吉保育園	南区十禅寺 2 丁目 9-1	324-7918
233	城高保育園	西区城山大塘 2 丁目 1-24	329-8107
234	しらふじ保育園	南区白藤 3 丁目 2-70	357-2551
235	ひまわり保育園	中央区新大江 1 丁目 7-39	364-7649
236	熊本夜間保育園	中央区新市街 13-19	355-6558
237	シオン保育園	中央区新町 4 丁目 7-35	356-8184
238	水前寺保育園	中央区水前寺公園 20-5	383-1317
239	飽田東保育園	南区砂原町 25	227-0111
240	銭塘保育園	南区銭塘町 976-2	223-2247
241	はけみや保育園	北区高平 3 丁目 35-28	344-7281
242	愛保育園	南区近見 3 丁目 13-30	325-3858
243	旭保育園	南区近見 6 丁目 11-11	352-3940
244	第二森下保育園	南区近見 7 丁目 12-33	324-2514
245	寺原保育園	中央区坪井 5 丁目 13-6	343-4941
246	かおる保育園	西区中島町 2056-2	329-2525
247	リリー保育園	南区並建町 839-1	227-0075

番号	施設名	住所	電話番号
248	すぎのこ保育園	西区二本木 4 丁目 22-25	355-6725
249	畠口みのり保育園	南区畠口町 2137-2	227-2460
250	モロナイ保育園	南区八分字町 618	227-1910
251	千草保育園	中央区平成 3 丁目 2-12	378-3958
252	双葉保育園	中央区本荘 2 丁目 3-15	364-0875
253	みのり保育園	中央区本荘 3 丁目 6-19	364-0466
254	中緑保育園	南区美登里町 454	223-2380
255	森下保育園	南区南高江 1 丁目 11-126	357-8841
256	こじか保育園	南区南高江 7 丁目 9-30	357-2555
257	リズム幼稚園	南区御幸笛田 3 丁目 12-1	379-3776
258	こずえ保育園	西区八島町 728-8	323-2285
259	第二桜ヶ丘保育園	中央区世安町 567-3	354-6679
260	キンダーガーデンチャイルドクラブ	中央区安政町 5-15	324-1802
261	IQ キッズスクール	中央区安政町 4-13	326-7076
262	保育所ちびっこランド水前寺公園前園	中央区出水 1 丁目 6-1	364-5737
263	長溝保育園	中央区出水 6 丁目 15-21	378-8097
264	保育ルームぐるんぱ	南区出仲間 4 丁目 8-11	370-5137
265	ちびっこランドえごえ園	南区江越 2 丁目 2-20	379-1804
266	幼育学園 天神が丘	中央区大江 5 丁目 3-25	372-0336
267	ちびっこランドかじやまち園	中央区鍛冶屋町 6	211-9924
268	(有)エスポン ベビールーム	中央区上通町 9-13	326-3033
269	すずらん愛児園	中央区上林町 1-28	322-9039
270	熊本白川教会附属保育園	中央区九品寺 2 丁目 2-44	363-4315
271	幼児園チャイルドハウス	中央区桜町 2-31	359-3664
272	下通りチャイルドセンター	中央区下通 1 丁目 6-21	324-1073
273	ユートピア保育室	中央区下通 2 丁目 4-5	324-6053
274	さんろーど保育園	中央区新市街 9-4	327-0881
275	(株)マザーズハウス保育所	中央区新市街 13-19	351-6400
276	チャイルドホーム COSMOS	中央区水道町 6-2	328-8167
277	いちごパラダイス	中央区水道町 12-5	355-3520
278	熊本みなみ YMCA 体育英語幼稚園	南区田迎 5 丁目 12-50	378-9370
279	ハッピー保育園	南区田迎 6 丁目 11-1	379-4111
280	ロンドンブリッジインターナショナルスク ール	南区田迎町田井島 236-4	334-1144
281	インターナショナルプリスクールキッズ アイランド	中央区坪井 1 丁目 3-41	344-9490
282	保育所クレヨンハウス坪井園	中央区坪井 4 丁目 1-1	341-8733
283	美心幼愛園	西区中島町 560	329-8760
284	ドリーム愛児園	西区二本木 2 丁目 6-22	312-8668
285	花畑保育園	中央区花畑町 10-3	327-5211
286	ネネキャサはとの	中央区妙体寺町 1-16	346-4007
287	熊本県立熊本養護学校	中央区出水 5 丁目 5-16	371-2323
288	熊本大学教養学部附属特別支援学校	中央区黒髪 5 丁目 17-1	342-2953

(イ) 緑川浸水想定区域

番号	施設名	住所	電話番号
1	明飽苑	西区城山薬師2丁目10-10	319-4777
2	ライフケア花みずき	中央区出水7丁目608	370-6511
3	天寿園	南区奥古閑町4359	223-0533
4	こぼり苑	南区護藤町1586	358-5688
5	みゆき園	南区御幸笛田6丁目6-71	379-3666
6	ピオニーガーデン	南区御幸笛田6丁目8-2	370-3737
7	富貴苑	南区御幸笛田6丁目6-70	378-1666
8	ローズヴィラマツモト	南区野田2丁目31-6	358-2222
9	熊本市南老人福祉センター	南区川尻4丁目8-13	358-1668
10	熊本市天明老人福祉センター	南区銭塘町2172	223-2498
11	壮心	南区会富町1120	227-1695
12	なずび園	西区沖新町3353	329-1091
13	白藤苑	南区白藤5丁目1-1	358-7200
14	ぼたん園	南区御幸笛田6丁目8-1	370-1222
15	あきた病院	南区会富町1120	227-1611
16	悠愛病院	東区画図町下無田1139	378-3355
17	熊本第一病院	南区田迎町田井島224	370-7333
18	近見内科小児科医院	南区近見8丁目14-55	358-1008
19	桜十字病院	南区御幸木部町1丁目1-1	378-1111
20	御幸病院	南区御幸笛田6丁目7-40	378-1166
21	トライハウス	東区画図町下無田1562-1	378-5960
22	紅い華	南区元三町2丁目9-22	211-7335
23	こだま	南区内田町3552-1	223-0090
24	セルプかがやき	南区内田町3555-1	223-3330
25	セルプほほえみ	南区内田町3560-1	223-3330
26	しんせい学園	西区沖新町3994-1	329-6336
27	ゆたか学園	西区中島町1874	329-1777
28	明和学園	南区中無田町648	358-7871
29	江津湖療育園	東区画図町重富575	370-0501
30	中島保育園かもめさんくらぶ	西区沖新町675	329-7309
31	熊本きぼう福祉センター	南区南高江7丁目8-77	358-4054
32	熊本市立熊本産院	中央区本山3丁目5-11	325-3259
33	仁愛ひかり園	南区白藤町451	357-6615
34	熊本県立清水が丘学園	北区打越町38-1	344-7600
35	あきた病院	南区会富町1120	227-1611
36	蛇島肛門科外科	中央区出水1丁目6-13	364-2002
37	池田病院	北区打越町36-48	345-1616
38	前田産婦人科医院	南区出仲間7丁目2-32	378-8010
39	悠愛病院	東区画図町下無田1139	378-3355
40	渡辺医院	東区画図町下無田1465-1	378-7330
41	そのだ脳神経外科医院	東区画図町所島135-1	379-3888
42	豊田外科医院	東区江津1丁目30-20	371-4835
43	坂本内科医院	東区江津2丁目26-20	366-2580
44	緒方医院	南区奥古閑町1688	223-1000
45	胃腸科・内科こうせいクリニック	南区白藤1丁目21-91	357-5511
46	あけぼのクリニック	南区白藤5丁目1-1	358-7211
47	熊本中央病院	南区田井島1丁目5-1	370-3111
48	石川整形外科リウマチ科	南区田井島2丁目3-47	379-6800

番号	施設名	住所	電話番号
49	福島クリニック	南区田井島 2 丁目 7-1	370-0211
50	南部中央病院	南区南高江 6 丁目 2-24	357-3322
51	大宮整形外科医院	南区南高江 7 丁目 9-52	358-3166
52	熊本循環器科病院	南区御幸笛田 2 丁目 15-6	378-0345
53	内野医院	南区八幡 5 丁目 10-12	358-2131
54	木村胃腸科内科医院	南区八幡 11 丁目 7-1	357-5221
55	川尻幼稚園	南区川尻 4 丁目 1-70	357-4634
56	YMCA水前寺幼稚園	中央区出水 3 丁目 12-1	362-4141
57	力合幼稚園	南区白藤 1 丁目 22-7	357-3034
58	西部音楽幼稚園	西区中原町 686	329-5210
59	わかくさ幼稚園	南区南高江 7 丁目 9-36	357-2541
60	恵水幼稚園	南区御幸笛田町 3 丁目 13-12	379-2698
61	中島保育園	西区沖新町 675	329-7309
62	幸田保育園	南区良町 2 丁目 5-1	378-7674
63	海路口保育園	南区海路口町 617	223-1300
64	仁愛幼稚園	南区薄場 1 丁目 14-10	357-2535
65	大光保育園	東区画函町所島 755-3	378-6538
66	なぎさ保育園	東区江津 1 丁目 7-25	366-6875
67	奥古閑保育園	南区奥古閑町 1562-2	223-2613
68	川口保育園	南区川口町 1099-2	223-2893
69	川尻保育園	南区川尻 5 丁目 4-24	357-4560
70	熊本藤富保育園	南区護藤町 973	357-5622
71	しらふじ保育園	南区白藤 3 丁目 2-70	357-2551
72	銭塘保育園	南区銭塘町 976-2	223-2247
73	第二森下保育園	南区近見 7 丁目 12-33	324-2514
74	かおる保育園	西区中島町 2056-2	329-2525
75	リリー保育園	南区並建町 839-1	227-0075
76	畠口みのり保育園	南区畠口町 2137-2	227-2460
77	モロナイ保育園	南区八分字町 618	227-1910
78	中緑保育園	南区美登里町 454	223-2380
79	森下保育園	南区南高江 1 丁目 11-126	357-8841
80	こじか保育園	南区南高江 7 丁目 9-30	357-2555
81	リズム幼稚園	南区御幸笛田 3 丁目 12-1	379-3776
82	御幸ことば保育園	南区御幸笛田 7 丁目 15-30	378-3283
83	田迎保育園	南区良町 1 丁目 22-1	378-3167
84	保育所ちびっこランド水前寺公園前園	中央区出水 1 丁目 6-1	364-5737
85	長溝保育園	中央区出水 6 丁目 15-21	378-8097
86	ロンドンブリッジインターナショナルスクール	南区田迎町田井島 236-4	334-1144
87	美心幼愛園	西区中島町 560	329-8760
88	御幸保育園	南区御幸笛田 4 丁目 19-43	378-1511
89	熊本県立熊本養護学校	中央区出水 5 丁目 5-16	371-2323

熊本市洪水予報伝達様式(第 号)

熊本河川国道事務所及び熊本地方気象台から(白川・緑川)洪水予報(第号)が発表されましたので伝達します。

- 1 発信元:熊本市(水防・災害対策)本部(発信者氏名)
- 2 日時:平成 年 月 日()午前・午後 時 分
- 3 伝達方法:FAX・電話(どちらか○印をつける)
- 4 緊急防災情報(コメント)

(文字情報を記述すること)

- ①熊本市の気象に関する注意報や警報の発令状況。(例:熊本市には現在、大雨・洪水警報が発令中です。)
- ②今後の雨量・気象・水位状況のコメント
(例:今後も強い雨が降り続く可能性があります。河川の増水や今後の気象情報に十分注意してください。)

- 5 洪水予報(以下のとおり)

(※原則として、洪水予報の様式を縮小して添付すること。)

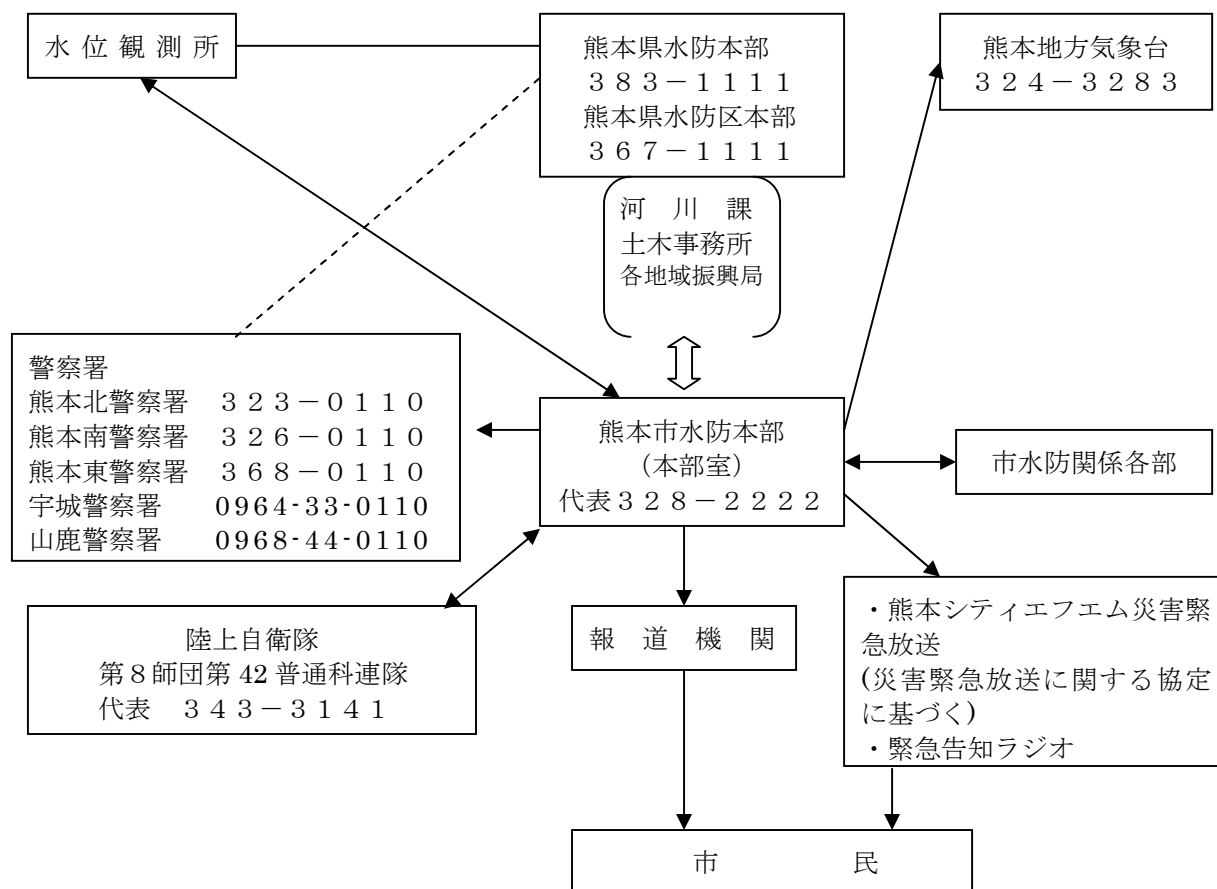
第4節 通信計画等

災害に関する情報の収集及び伝達、災害応急対策に必要な指揮命令の伝達等を迅速確実に実施するため、現有通信施設を最高度に活用するとともに、その機能の確保と整備を図り通信体制の強化を期するものとする。

第1項 通信連絡

水防上緊急を要する通信については、公衆通信施設を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設、その他の専用通信施設等を有する官公署等と緊密な連絡のもとに、これらの施設を優先的に利用し、通信連絡の万全を期す。

1 水防本部通信系統



2 非常時における通信連絡は、きわめて重要であり、有線電話、専用(有線)電話、無線電話、その他文書、口頭等により、最良の方法で迅速かつ適正に行なう。

3 水防関係各部は、とりまとめた水防状況を速やかに本部室長へ通報もしくは報告する。

第2項 使用通信施設

災害時において、使用可能な次の通信施設を有効に活用する。

- 1 加入電話
- 2 熊本市防災行政無線
- 3 熊本市消防無線
- 4 熊本市上下水道局無線
- 5 熊本市交通局無線
- 6 熊本県防災行政無線
- 7 広域業務用無線
- 8 災害情報連絡用専用電話(601形磁石式電話機)、九州電力及びN T T
- 9 アマチュア無線
- 10 警察庁無線
- 11 防衛庁無線
- 12 海上保安庁無線
- 13 国土交通省無線
- 14 九州電力無線
- 15 西部ガス無線
- 16 N T T無線
- 17 西日本高速道路無線
- 18 タクシー無線
- 19 熊本シティエフエム災害緊急放送
- 20 緊急告知ラジオ
- 21 衛星携帯電話
- 22 熊本市災害情報メール・携帯電話各社の緊急速報メール

第3項 有線及び無線通信の使用

水防本部又は災害対策本部が総括運用する有線及び無線通信の通信計画は、本計画の定めるところによる。ただし、前記第2項の使用通信施設のうち、(6)及び(9)から(19)までの防災関係各機関又は団体が設置する無線局の運用統制については、各機関の防災計画等の定めによる。

またN T T西日本が設置した、災害応急復旧用無線各局の運用統制は、N T T熊本ネットワークセンターが行う。

資料編6

第4項 通信機能の確保

有線通信の機能を喪失した場合は、直ちにN T T西日本の協力を得て修復を図るものとする。また、無線機については、常に良好な状態が確保されるよう留意し、その機能の維持に努めるものとする。

第5節 避難計画

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合等、危険な状態にある住民に対して、避難の準備・勧告・指示及び伝達誘導等を実施して、住民の生命及び身体を災害から保護するとともに、災害の拡大を防止し、応急対策等を迅速かつ円滑に実施するものとする。

第1項 避難準備、勧告及び指示

避難指示等の基準は、災害の種類及び地域性等により異なるが、おおむね次の基準による。

1 河川災害の場合

	白川	坪井川	その他の河川
避難準備情報	次のいずれかの場合において、今後さらに水位が上昇し、危険度レベル3になる恐れのあるとき。 ・熊本地方又は阿蘇地方に相当量の降雨が予想されるとき。 ・白川代継橋での危険度レベルが2に達したとき。 ・立野観測所の水位が4.94mを超えたとき。	大雨洪水警報が発令され、または、河川の危険度レベルが2の段階で、今後さらに水位が上昇し、危険度レベル3になる恐れのあるとき。	大雨洪水警報が発令され、地域の降雨状況等により水位の上昇が続く見込みのとき。
避難勧告	次のいずれかの場合において、今後さらに水位が上昇し、危険度レベル4になる恐れのあるとき。 ・熊本地方又は阿蘇地方に相当量の降雨が予想されるとき。 ・白川代継橋での危険度レベルが3に達したとき。 ・立野観測所の水位が5.16mを超えたとき。	大雨洪水警報が発令され、または、河川の危険度レベルが3の段階で、今後さらに水位が上昇し、危険度レベル4になる恐れのあるとき。	大雨洪水警報が発令され、地域の降雨量が増大し、水位の上昇が続く見込みのとき。
	堤防決壊につながるような、漏水が発見されたとき。	堤防決壊につながるような、漏水が発見されたとき。	堤防決壊につながるような、漏水が発見されたとき
避難指示	次のいずれかの場合において、今後さらに水位が上昇し、はん濫の危険が予想されるとき。 ・熊本地方又は阿蘇地方に相当量の降雨が予想されるとき。 ・白川代継橋での危険度レベルが4に達したとき。 ・立野観測所の水位が5.27mを超えたとき。	大雨洪水警報が発令され、または、河川の危険度レベルが4の段階で、今後さらに水位が上昇し、はん濫の危険が予想されるとき。	大雨洪水警報が発令され、地域の降雨量が増大し、はん濫の危険が予想されるとき。
	堤防が決壊したとき。 堤防決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が発見されたとき。 水門等の施設に重大な事故が発生し、氾濫の危険が予想されるとき。	堤防が決壊したとき。 大量の漏水や亀裂等が発見されたとき。	堤防が決壊したとき。 堤防決壊につながるような、大量の漏水や亀裂等が発見されたとき。 水門等の施設に重大な事故が発生し、氾濫の危険が予想されるとき。

2 土砂災害の場合

	現地情報等による基準	熊本県統合型防災情報システムによる基準（土砂災害危険度情報）	積算雨量等による基準			熊本県・熊本地方気象台発表の土砂災害警戒情報による	
			前日までの連続雨量が100mm以上の場合	前日までの連続雨量が40mm以上100mm未満の場合	前日までの連続雨量が40mm未満の場合		
避難準備情報	近隣で前兆現象(湧き水・地下水の濁り、量の変化)が発見されたとき。	観測所における危険度レベルが、2時間後に「土砂災害発生の目安となる(土砂災害危険ライン)」に到達すると予想される時。	当日の雨量が50mmを越えたとき。	当日の雨量が80mmを越えたとき。	当日の雨量が100mmを越えたとき。	熊本市に土砂災害警戒情報が発表されたとき	
避難準備の広報、要援護者避難及び避難指導を行う。							
避難勧告	近隣で前兆現象(溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生)が発見されたとき。	観測所における危険度レベルが、1時間後に「土砂災害発生の目安となる(土砂災害危険ライン)」に到達すると予想される時。	当日の日雨量が50mmを超え、時間雨量40mm程度の強い雨が降り始めたとき。	当日の日雨量が80mmを超え、時間雨量40mm程度の強い雨が降り始めたとき。	当日の日雨量が100mmを超え、時間雨量40mm程度の強い雨が降り始めたとき。		
避難指示	近隣で土砂災害が発生する恐れがあるとき。 近隣で土砂移動現象、前兆現象(山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等)が発見されたとき。	観測所における危険度レベルが、「土砂災害発生の目安となる(土砂災害危険ライン)」に到達したとき。	当日の日雨量が50mmを超え、時間雨量60mm程度の強い雨が降り始めたとき。	当日の日雨量が80mmを超え、時間雨量60mm程度の強い雨が降り始めたとき。	当日の日雨量が100mmを超え、時間雨量60mm程度の強い雨が降り始めたとき。		

3 高潮災害の場合

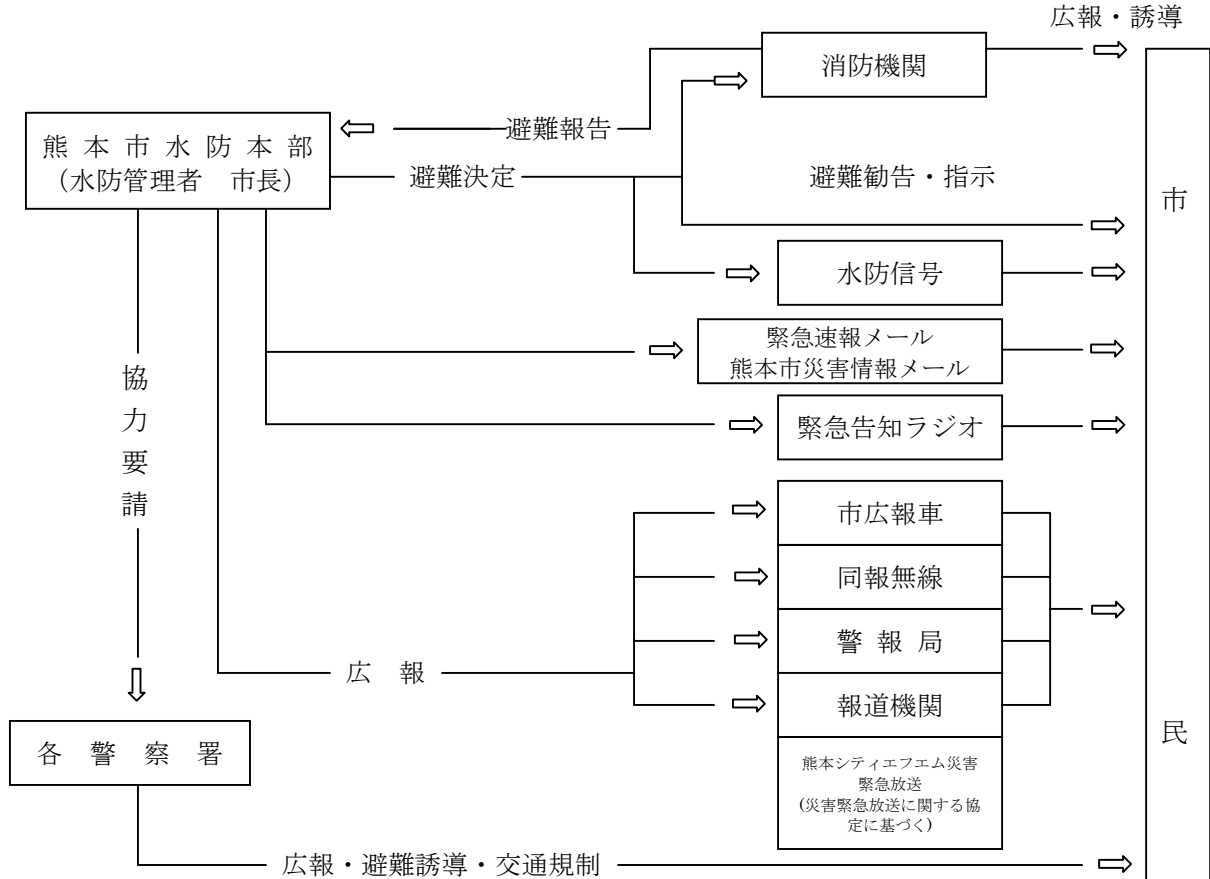
高 潮 災 害	
避難準備情報	高潮警報が発令されたとき。
避難勧告	高潮警報が発令され、海岸部等への浸水が発生する恐れがあるとき。
避難指示	高潮警報が発令され、海岸部等への浸水が発生し、被害の危険が目前に切迫しているとき。 海岸において、堤防の倒壊や決壊が発生したとき。又は、波が堤防を越えたとき。

4 暴風災害の場合

相当な暴風の襲来により、短時間後に災害が起ることが予想され、生命、身体に危険が近まってきたとき。

5 避難の伝達

有線、無線、水防信号及び広報車、報道機関等の最も迅速かつ適切な方法で行い、地域住民に周知徹底を行う。



6 避難準備情報、避難勧告・指示の内容(災害対策基本法第60条第1項の規定に基づき市長が行う場合)

原則として次のことを明かにして行う。

- (1) 避難対象地域(町丁名、施設名等)
- (2) 避難の理由 (避難要因となった危険要素とその所在地、避難時間等)
- (3) 避難先 (安全な方向及び避難場所の名称)
- (4) その他 (避難行動時の最小携行品、災害時要援護者の優先避難、介助の呼びかけ等)

7 避難準備情報、避難勧告・指示の実施者

- (1) 市長(災害対策基本法第60条関係)

市長は法令上の避難勧告・指示の基準及び災害の発生状況に関する情報等をもとに避難準備情報、避難勧告・指示を行う。ただし、現地状況が不明若しくは危険が切迫している場合は、現場の市職員に避難準備情報、避難勧告・指示の権限を委任するものとする。

また、市が全部又は大部分の事務を行えなくなったときは、県知事が代わって勧告・指示を行う。

この場合、知事は事務の代行の開始及び終了を公示しなければならない。

さらに、災害対策基本法第61条の規定に基づき、市長(及び委任された市職員)が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は本市から要求があったときは、警察官又は海上保安官(以下、「警察官等」という。)は避難の指示を行うことができる。このとき、権限を代行した警察官等はその旨を市長に通知しなければならない。

(2) 県知事又はその命を受けた吏員並びに水防管理者(水防法第22条関係)

県知事又はその命を受けた吏員並びに水防管理者(熊本市においては、市長)は、洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、住民に避難の指示を行うものとする。

このとき、指示をした市長は、地域を管轄する警察署長に、その旨を通知しなければならない。

8 避難準備情報、避難勧告・指示の伝達

避難準備情報、避難の勧告・指示を発令した場合は、有線、無線、水防信号及び広報車、報道機関等の最も迅速かつ適切な方法で行い、地域住民に周知徹底を行うものとするが、おおむね次の方法によるものとする。

- (1) 地元消防団を通じ、直接口頭及びマイク等により伝達する。
- (2) サイレン及び警鐘により伝達する。
- (3) 広報車により伝達する。
- (4) 防災行政無線(固定系)の放送により伝達する。
- (5) 電話等公共通信網により伝達する。
- (6) 現場の市職員から口頭により伝達する。
- (7) 各報道機関に対し避難準備情報、避難勧告・指示の緊急放送の要請を行う。
- (8) 各警察署、その他関係機関に連絡し、伝達の協力を要請する。
- (9) 避難場所として利用する施設等の管理者に対し連絡し、伝達協力を要請する。
- (10) 熊本シティエフエム災害緊急放送や緊急告知ラジオにより伝達する。
- (11) 災害情報メールにより配信する。
- (12) 携帯電話会社が提供する緊急情報メールにより配信する。

9 避難準備情報、避難勧告・指示の解除

市長は、避難の必要が無くなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。避難準備情報、避難勧告・指示解除の住民等に対する伝達は、避難場所として利用する施設等における口頭及び放送・掲示等による伝達、報道機関を通じての広報、職員による看板・ポスター等の掲示等による。

10 避難準備情報、避難勧告・指示の報告

市長は、自ら若しくは権限を委任した市職員が避難準備情報、避難勧告・指示をおこなったとき

及び権限を代行した警察官等が避難の指示を行ったと通知してきたとき並びにこれらの避難準備情報、避難勧告・指示が解除されたときは、次の事項を記録するとともに、速やかにその旨を県に報告する。

- (1) 発令者
- (2) 発令の理由及び発令日時
- (3) 避難の対象区域
- (4) 避難場所
- (5) その他必要な事項

第2項 避難誘導・移送

1 避難誘導を行う者

- (1) 避難誘導は、避難先となる広域避難場所、一時避難場所の安全を確認しつつ、消防・警察・市職員・自主防災クラブ等が連携して実施する。
- (2) 避難場所担当の対策部長は、必要と認める避難場所へ市職員を派遣し、収容者の整理及び本部からの指示の伝達、避難状況等の情報収集にあたらせる。
- (3) 学校、社会福祉施設等においては、各施設の管理者、責任者等による自主的な実施を原則とする。
- (4) 交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定める避難計画に基づき、各交通機関等の組織体制により必要な措置を講ずる。

2 避難の誘導

(1) 避難の誘導方法

避難の誘導方法については、災害の規模、状態に応じて、混乱なく迅速に安全な避難場所に誘導するため必要な方法をとることとするが、次のようなことに留意する。

- ① 避難に際しては、自主防災クラブ又は近隣で、互いに助け合い集団行動をとりながら、災害時要援護者を特に優先して避難させるよう努める。
- ② 避難経路は、災害対策本部(以下「本部」という。)から特に指示がない時は、避難の誘導にあたる者が指定するよう努める。なお、避難経路の選定にあたっては、火災、落下物、危険物、パニックの起こる恐れ等のない経路を選定し、危険箇所については、標示、縄張り等の措置を行い、できる限り指導にあたる者があらかじめ経路の実際を確認して行うように努める。

(2) 携帯品の制限

携帯品は、円滑な避難行動に支障をおこさない最小限のものとするが、おおよそ次のようなものを目途とする。

なお、自動車による避難及び家財等の持ち出しは危険なので、中止させる。

- ① 家族の名札、連絡先
- ② 食糧・飲料水・タオル・救急医薬品・ライト・ラジオ等

③ 靴をはき、帽子、頭巾、雨具類及び必要に応じ防寒着

④ 貴重品

(3) 選定した避難路に重大な障害があり、容易に解消しない場合は、指導にあたる者が本部へ連絡し、避難路の確保等を要請する。

3 避難者の移送

避難者が自力で避難できない場合、及び遠隔地へ早急に避難させるため必要と認められる場合、車両等により移送する。

4 避難路及び避難場所の安全確保

(1) 消防局対策部は、避難の勧告又は指示が出された地域の者が避難を行なう場合には、災害の規模、道路、橋梁の状況、火災の拡大の経路及び消防隊の運用等を勘案して、最も安全と思われる方向を本部及び警察に通報する。

また、避難が開始された場合には、円滑な避難誘導に協力するとともに、付近にいる消防団員に対して、市民の誘導・避難の勧告・指示の伝達の徹底にあたるよう要請する。なお、避難勧告・指示の発令時点以降の消火活動は被災者の移動が完了するまでの間、避難路、避難場所の安全確保に努めるとともに、飛火延焼等の火災の防止に努めるものとする。

(2) 各警察署の任務

各警察署は、避難の勧告・指示が発令された旨の通報を受けたとき又は指示をしたときは、直ちに避難誘導員を要所に配置する。

避難誘導員は、夜間時の照明資材の活用等をはじめとして、安全な避難交通の確保に努めるとともに、活発な広報活動を実施し、避難者の混乱による事故やもめごと等が発生しないよう、適切な誘導を期する。

避難場所には、所要の警戒員を配置し、関係機関の職員と密接に連絡をとりながら避難者の保護及び避難場所等の秩序保持に努める。

資料編X-1, 2, 3, 4

第3項 避難場所の開設・管理運営

1 避難場所の開設基準

避難場所の開設は災害の規模、状況、又は避難準備情報、避難勧告・指示等により、本部長（水防本部）があらかじめ指定する「熊本市避難場所一覧表」に基づき決定する。

但し、災害の危険性が切迫し、危険を回避するため「地域指定一時避難場所」への避難が適正と判断される場合は、これを開設することができる。

2 避難場所の受入れ対象者

避難場所への受入れ対象者は、災害により被害を受けた者、若しくは受ける恐れのある者、及び避難準備情報、避難勧告・指示を受けた者及び交通機関の不通により帰宅が困難となった者（帰宅困難者）、その他本部長が必要と認めた者とする。

3 避難場所の責任者

各避難場所では、区対策部等から派遣される「管理責任者」が、施設管理者と連携して運営管理を総括するものとする。ただし、災害の状況等により、管理責任者等の到着が遅れる場合などは、各施設の管理責任者、勤務職員又は最初に到着した市職員等が代理する。

また、管理責任者は、本部長からの指示を受けた場合は、近所の避難場所の開設状況を把握し、逐次本部長へ報告する。

4 避難場所の開設の方法及び受入れ

(1) 避難場所開設の指示

本部長は、風水害・地震等の状況などにより避難者を受け入れる必要がある場合は、開設する避難場所の施設管理者及び区対策部等に避難場所開設の指示を行う。

(2) 開設担当職員の派遣

開設の指示を受けた施設管理者及び区対策部等は、あらかじめ指名した「開設時担当職員」及び「運営担当職員」（以下「担当職員」という。）を派遣するものとする。

(3) 開設及び受入れ

ア 派遣された担当職員等は、速やかに避難場所を開設し、避難者を受入れる態勢を完了させる。ただし、災害の状況により、緊急に開設する必要がある場合は、各施設の管理責任者、勤務職員又は最初に到着した市職員等の現場の職員が実施する。

イ 避難場所を開設し、避難者の受入れを行う場合は、避難場所運営のための基礎資料となる「避難者名簿記入用紙」をまず配り、各世帯単位にて記入するよう依頼する。

ウ 施設管理者及び担当職員は、避難者の受入れ開始とともに避難場所内に事務所を速やかに開設し、「事務所」の看板を掲げて避難者に責任の所在を明らかにする。

エ 避難所開設にあたった担当職員は、開設完了時及び避難者の受入れを開始した後、速やかに区対策部へその旨を報告する。

5 開設（避難状況）の報告

避難場所の管理責任者及び担当職員は、避難場所を開設した時は、区対策部に速やかにその旨を報告する。また、下記の状況についても区対策部に報告し、区対策部は、これを避難場所別に取りまとめ、示された定時、又は適時に本部長へ報告する。

(1) 避難場所開設の日時及び場所

(2) 収容人員、世帯数、負傷者数及び災害時要援護者の数等

(3) 食料の要否、必要食料数及び毛布・寝具等の物資の要否及び必要見込数。

また、高齢者・乳幼児などのニーズに適応した物資品目と必要数

(4) 周囲の被災状況

(5) その他必要事項

6 本部長等の報告

本部長は、避難場所の開設を確認後、避難場所の開設状況を広報する。また、県知事及び警察署等の関係機関に対して、避難所の開設状況を報告する。

報告すべき事項は、おおよそ次のとおりとする。

- (1) 避難場所開設の日時、場所、施設名
- (2) 収容状況及び収容人員・世帯数
- (3) 開設期間の見込み(原則として7日間以内)

7 避難場所の運営・管理

(1) 避難場所内事務所の運営

事務所には職員を常時配置し、運営に必要な用品(避難者カード、避難者入所記録簿、避難所日誌、事務用品等)を準備し、避難場所の運営記録として、避難場所日誌を記入する。

また、早急に避難者名簿の一覧表を作成し、事務所内に保管するとともに、写しを区対策部へ提出すること。追加等の変更があった場合も同様とする。

(2) 避難場所区画の指定

管理責任者は、施設管理者と協議し、避難場所に指定された施設のうち避難区画として適当な区域を指定して収容し、避難者を施設内の他の場所に立ち入らせないようにする。

尚、浸水の発生及び浸水の恐れがある場合は、上層階・教室等の使用について、施設管理者と協議し、区画を決定する。

(3) 居住区域の割り振り

ア 災害時要援護者への配慮

居住区域の割り振りには、災害時要援護者を最優先とし、可能な限り身体の安全を確保する。

イ 個人のプライバシーの確保

男女ニーズの違いや女性の視点を踏まえて、プライバシーの確保などに配慮した避難場所の運営に努める。特に、女性や子どもの安心・安全に配慮し、更衣室、トイレ、洗濯・物干しなどの専用スペースを可能な限り確保すること。

また、乳幼児(妊産婦)のいる家族の割り振りには、育児スペース等(大きさ、配置など)を考慮すること。

ウ 居住区域代表者の選定

居住区域ごとに代表者を選定してもらい、下記の情報連絡等の窓口となるよう要請する。

以下に代表者の役割として、おおよその事項を示す。

- ① 本部室からの指示、伝達事項の周知
- ② 避難者数、給食数、その他物資の把握と報告
- ③ 物資の配布活動等の補助
- ④ 居住区域の避難者の要望・苦情等のとりまとめ
- ⑤ 消毒活動等への協力

(4) 食糧等の請求、受取り及び配給

避難場所全体で集約された食糧等の物資の必要数のうち、現地で調達不可能なものについては区対策部へ報告し配送を要請し、到着した食糧や物資を受け取った時は、そのつど、食料・物資受入簿に記入の上、居住区域ごとに配給を行う。

(5) 救護所の設置

区保健福祉班は、避難場所が開設された場合は、速やかに救護所を設置し、避難者等の健康管理等の相談・対応の体制を整えること。

(6) 避難場所の自主的な運営

避難生活が長期にわたる場合は、避難者等で組織する「運営本部等」を設け、管理業務の一部を委ねて、避難者の自主的な統制に基づき避難所が運営されるよう配慮する。

(7) 避難場所の運営状況の報告

管理責任者は、避難場所の運営状況（避難者名簿一覧表等）について、区対策部に報告し、区対策部は、これを避難場所別に取りまとめ、示された定時、又は適時に本部長へ報告する。

※ 避難所運営は「避難所運営マニュアル」を参考にする

資料偏X-5

8 緊急閉鎖

建物応急危険度判定の結果、建物の安全性が疑わしい場合等、避難場所を開設した施設が何らかの理由で危険となり、避難者の安全を確保することが困難になったときは、本部長からの指示を受けて避難場所の緊急閉鎖を行い、避難者を別の避難場所に誘導するか、新に代替え避難場所を開設する。

但し、危険が切迫していると管理責任者及び担当職員、又は施設管理者が判断したときは、本部長の指示を待たずに避難場所を緊急閉鎖し、避難者の移動後、本部長に状況を報告するものとする。

9 大量避難者への対応

区対策部及び施設管理者は、当該区域内の避難場所に避難者を収容できない場合は、本部長と協議し、次の措置を実施するものとする。

(1) 県及び他市町村への移送

本部長は、被害が甚大なため、市内の避難場所に避難者を収容できないと判断した場合には、県知事に対して、非被害地若しくは小被害地である他市町村への移送を要請する。

(2) 応急テントの設置

必要に応じ、広場等に応急避難テントを設置し、避難者を一時的に収容する。

10 帰宅困難者への対応

本部長は、災害により、列車・バス等の交通機関の不通や道路の寸断等により、多数の帰宅困難者が発生し、駅等での滞留者の集中や無理な帰宅による二次的被害が想定されるため、関係機関と連携を図り、下記の事項などの必要な措置をとる。

(1) 情報の提供

列車・バス等の交通機関の被災状況、復旧・開通状況等の情報について、記者発表や市ホームページへの掲載及び相談窓口の開設を行う。

(2) 一時避難場所等の確保

帰宅困難者の一時避難場所として活用できる市施設及び民間施設の確保を図るとともに、民間事業者等へ一時滞留場所及び食料、飲料水等の確保について協力を働きかける。

第6節 急傾斜地等崩壊危険区域の警戒避難体制に関する計画

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年7月1日法律第57号)第20条の規定に基づき、急傾斜地崩壊危険区域として指定された区域及び土石流危険渓流その他これらの区域に準ずる危険箇所(以下「危険区域」という。)に係る警戒、避難体制の整備に関する計画である。

資料編V-1-(2)

第1項 警戒体制

警戒体制は、危険区域内に災害の発生する恐れのある異常な気象等が生じ、警戒が必要と認められた場合警戒体制をとり、さらに必要に応じて災害対策本部等を設置する。

- 1 危険区域に対する警戒及び巡視
- 2 災害対策基本法第56条の規定に基づく気象情報、警報等の広報及び伝達
- 3 必要により住民に対する災害情報、避難準備及び避難の勧告・指示
- 4 自主防災組織結成地区にあつては、災害対策本部設置の指導
- 5 その他熊本市災害対策本部長が必要と認める事項
- 6 危険区域における警戒体制の基準
- 7 土砂災害警戒情報が気象台及び県より発表されたら、市民へ周知する。

	現地情報等による基準	熊本県統合型防災情報システムによる基準（土砂災害危険度情報）	積算雨量等による基準			熊本県・熊本地方気象台発表の土砂災害警戒情報による	
			前日までの連続雨量が100mm以上の場合	前日までの連続雨量が40mm以上100mm未満の場合	前日までの連続雨量が40mm未満の場合		
避難準備情報	近隣で前兆現象（湧き水・地下水の濁り、量の変化）が発見されたとき。	観測所における危険度レベルが、2時間後に「土砂災害発生の目安となる（土砂災害危険ライン）」に到達すると予想されるとき。	当日の雨量が50mmを越えたとき。	当日の雨量が80mmを越えたとき。	当日の雨量が100mmを越えたとき。	熊本市に土砂災害警戒情報が発表されたとき	
避難準備の広報、要援護者避難及び避難指導を行う。							
避難勧告	近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）が発見されたとき。	観測所における危険度レベルが、1時間後に「土砂災害発生の目安となる（土砂災害危険ライン）」に到達すると予想されるとき。	当日の日雨量が50mmを超え、時間雨量40mm程度の強い雨が降り始めたとき。	当日の日雨量が80mmを超え、時間雨量40mm程度の強い雨が降り始めたとき。	当日の日雨量が100mmを超え、時間雨量40mm程度の強い雨が降り始めたとき。		
避難指示	近隣で土砂災害が発生する恐れがあるとき。 近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が発見されたとき。	観測所における危険度レベルが、「土砂災害発生の目安となる（土砂災害危険ライン）」に到達したとき。	当日の日雨量が50mmを超え、時間雨量60mm程度の強い雨が降り始めたとき。	当日の日雨量が80mmを超え、時間雨量60mm程度の強い雨が降り始めたとき。	当日の日雨量が100mmを超え、時間雨量60mm程度の強い雨が降り始めたとき。		

第2項 雨量の測定

1 雨量の測定場所

測定雨量局は、原則として金峰山雨量局とする。ただし、雨域等の状況により、下記雨量局に変更することがある。

市庁舎雨量局

2 雨量の測定間隔

(1) 雨に関する注意報が発表されたとき。 1時間毎

(2) 雨に関する警報が発表されたとき。 10分間毎

第3項 危険区域における情報の収集

- 1 災害対策本部長は、災害の発生する恐れがあると認めるとき、危険区域へ職員を派遣し、情報の収集を行うものとする。
- 2 情報の内容は、危険区域及びその付近における災害発生の恐れがある異常現象(湧水、亀裂、竹木の傾倒、人家の損壊状況等)住民及び滞在者の数等とする。
- 3 情報は原則として災害対策本部へ通報するものとする。

第4項 避難対策

第3章第5節の避難計画によるほか次のとおりとする。

- 1 暴風、豪雨及び異常な自然現象により、急傾斜地等の崩壊による危険が増大したときは、それぞれ危険区域ごとに居住者、滞在者、その他に対し、避難のための立ち退きを勧告し、又は指示するものとする。
- 2 避難の勧告及び指示は災害対策本部長が状況により行うものとするが、応急作業等に從事中の市職員であっても住民の身边に危険が急迫していると判断するときは、避難の勧告又は指示について必要な措置を行うことができるものとする。
- 3 前号による避難の勧告、又は指示を行ったときは、直ちに災害対策本部長に対し、避難を必要とした理由、避難場所、人員、その他必要な事項を報告しなければならない。
- 4 避難者の誘導は、消防職員及び団員が中心となり警察官と緊密な連絡体制のもとに、安全かつ迅速に行うものとする。

資料編X

第5項 崖崩れと雨量の相関関係(昭和57年7月大雨)

崖崩れ場所	京町1丁目8	清水町室園ニュータウン	上松尾皆代	池田3丁目
被害状況	幅7m×高さ5m 5世帯避難	幅50m×高さ15m 4戸半埋	幅15m×高さ20m 1棟全壊	幅50m×高さ80m 3戸全壊4名死亡
発生日時	7月13日 13時40分頃	7月24日 11時50分頃	7月24日 6時30分頃	7月24日 23時00分頃
前日までの連続雨量	市 100mm	市 27mm 金 43mm	金 43mm	金 27mm
当日の日雨量 (0時から発生時)	市 48mm	市 211mm 金 270mm	金 169mm	市 339mm
当日の時間雨量 (発生時までの最多雨量)	市 15mm	市 33mm 金 39mm	金 64mm	市 33mm
発生前3時間の雨量	市 31mm	市 81mm 金 83mm	金 112mm	市 6mm

※市=市庁舎雨量 金=金峰山雨量

第7節 災害救助計画

第1項 救助計画の目的

この計画は災害に際して応急的に、必要な救助を行うため、熊本市防災計画の一環として災害救助法に基づき規定されたもので、いわゆる台風、豪雨、洪水、高潮、火災等の災害に即応し、迅速的確な救助活動を行い、り災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。

第2項 運用

この救助計画の運用実施にあたっては、災害救助関係諸法令の趣旨に則することはもちろん、災害の規模実情をよく検討把握しその実施に遺憾のないようにしなければならない。

第3項 非常災害と救助活動

非常災害発生の場合、り災者を迅速に救助することによって、社会秩序が保全されるという本来の目的達成のため、本部長は、災害の規模様相を判断し、必要によっては、時機を失せず県知事に報告すると共に、有効適切な救助活動を本計画に基づき指令するものとする。

第4項 災害救助法の適用基準

下記の場合において本部長は必要に応じ災害救助法の適用を要請する。

- 1 本市各区の人口に応じ下表に定める数以上の世帯の住家が滅失したとき。

区	住家が滅失した世帯の数
中央区	100
東区	100
西区	80
南区	100
北区	100

- 2 熊本県内で1,500以上の世帯の住家が滅失した場合であって、本市各区の人口に応じ下表に定める数以上の世帯の住家が滅失したとき。

区	住家が滅失した世帯の数
中央区	50
東区	50
西区	40
南区	50
北区	50

- 3 熊本県内において、7,000以上の世帯の住家が滅失したとき又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。

- 4 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当するとき。

第5項 災害規模の区分と活動

災害の規模、性質によりこれを下記のように3段階に区分、対処する。

1 小災害

り災世帯全壊(焼)30世帯まで、及び床上浸水90世帯までは都市建設局対策部、消防局対策部及び消防団が各対策部長の指示により救助作業に従事する。

2 中災害

り災世帯全壊(焼)31世帯～100世帯未満、床上浸水91世帯～300世帯未満までは本部長の命により各対策部の要員をもって救助にあたる。

3 大災害

中災害を越える災害の場合は本部の全機能をあげて救助にあたり、その状況によっては本部長は県知事に災害救助の応援を要請する。

第6項 記録

各対策部においては災害救助措置に関する必要事項を記録し、又これに関する書類簿冊等を整備保管しておかねばならない。

第7項 腕章

救助活動にあたる本部員その他の班員は腕章を用いるものとする。

資料編XIV-1

第8項 救助法による救助の種類とその措置

救助の種類については災害救助法第23条及び同施行令第8条に定めるところで、熊本市の場合

- 1 収容施設(応急仮設住宅を含む)の供給
- 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供与
- 3 被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 4 医療及び助産
- 5 災害にかかった者の救出
- 6 災害にかかった住宅の応急修理
- 7 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 8 学用品の給与
- 9 埋葬
- 10 死体の捜索及び処理
- 11 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしている

ものの除去

上記11種でこれらの救助の対象又は範囲、救助の方法、救助の限度額その他は「熊本市地域防災計画」によるものとする。

第9項 避難

第3章第5節避難計画によるもののほか、次のとおりとする。

1 避難場所の設置管理

避難場所は災害のために現に被害を受け、又は受ける恐れのある者で、避難しなければならない者を一時的に小・中学校、公民館等の既存の建物又は野外に仮設した幕舎、仮設建物等に収容し保護することを目的とする。

避難場所の指定及び整備基準は以下のとおりである。

- (1) 被災者の一時的な宿泊滞在が可能な設備施設を有すること。
- (2) 被災者1人の専有面積が原則として2㎡以上あること。
- (3) 被災者の現住地の最寄りの場所に開設できるよう全市的に確保すること。
- (4) 情報伝達機能を有する施設があること。
- (5) 耐災害性(耐震・耐火・耐水害等)に比較的優れていること。
- (6) 生活物資を備蓄できること。

2 避難場所に収容する者

- (1) 災害によって現に被害を受けた者で、住家が全壊(焼)流失、半壊(焼)床上浸水等で日常起居する居住の場所を失った者であること。
- (2) 災害によって現に被害を受ける恐れのある者であり、避難準備情報、避難勧告・指示がでた場合で、気象情報その他により危険が切迫していると判断される場合等が該当する。

3 避難者収容記録簿

各避難場所には維持管理のため観光文化交流局対策部、各区対策部及び教育委員会対策部より各対策部長の指名による責任者を派遣し避難者カード、避難者入所記録簿及び避難所日誌を備え付けなければならない。

資料編XIV-4

第10項 救助活動

1 災害状況報告

各対策部長は災害が発生し、又はその恐れがあると認めた場合は直ちに班員を現場へ派遣し、その報告に基づき速やかに下記の要領により被害発生状況を本部に連絡するものとする。

(1) 被害発生報告(連絡)

発生の日時場所、人的、家屋の被害状況その他を電話、又は他の方法で速報し、また、発生の恐れがある場合も報告(連絡)のこと。

(2) 中間報告

被害状況が逐次判明してくる場合は、その都度連絡し、これに対して講じた応急救助措置、又はその必要の有無などについても連絡すること。

(3) 確定報告

被害状況が最終的に決定したと思われた場合は、その旨直ちに報告(連絡)すること。

ただし、その後も被害の増減があった場合は、その状況を報告(連絡)すること。また、り災世帯構成員数調査書を作成し提出すること。

2 連絡報告等

各対策部よりの報告は、企画振興局対策部においてこれをとりまとめて広報班へ連絡することとし、県その他外部に対しての報告公表はすべて広報班で一本化して行う。

3 被害状況調査及びり災世帯名簿の作成

財政局、各区対策部及び情報調整室は班員の現場よりの報告に基づき、り災者世帯名簿等を作成し、企画振興局対策部へ報告する。

第8節 救出計画

災害のため、生命、身体が危険な状態にある者、あるいは生死不明の状態にある者を、消防機関、警察機関、自衛隊機関及び災害の現場にある者の協力を得て、搜索救出して、被災者の救護にあたるものとする。

第1項 救出対象者

- 1 災害によって生命、身体が危険な状態にある者でおおむね次のような場合とする。
 - (1) がけ崩等のため倒壊家屋の下敷きになったような場合。
 - (2) 水害の際に流失家屋とともに流されるか、孤立した地域等に取り残されたような場合。
 - (3) 山津波、地すべり等により生き埋めになったような場合。
 - (4) 河川における遭難等が生じたような場合。
 - (5) その他大規模な風水害等により多数救出を要する場合。
- 2 災害のため生死不明の状態にある者で、おおむね次のような場合とする。
 - (1) 行方不明の者で諸般の状態から判断して、生存していると推定される場合。
 - (2) 行方は判っているが、生命があるかどうか明らかでない場合。

第2項 救出の方法

- 1 救出は災害の種別、被害地域の災害状況等の条件によって異なるが、救出を実施すべき事態が発生したときは、ただちに県熊本土木事務所と連絡をとるとともに消防団等の協力を得てあらゆる救助器具を使用して、速やかに救出作業を実施するものとする。
- 2 災害の状況により、市において救出作業ができないとき、及び救出作業に特殊機械器具又は特殊技能者を要する場合には、その旨知事に報告し、自衛隊、海上保安部、その他関係機関団体の協力を得て救出にあたるものとする。
- 3 救出後は、速やかに医療機関への収容等救出者の保護にあたる。

第3項 救出期間

救出期間は原則として災害発生の日から3日以内とする。ただし、災害発生の日から3日以上経過しても、現に被災者が救出を求めていることが明確である場合は、救出期間を延長して救出するものとする。

第9節 死体捜索及び遺体の収容埋葬計画

災害時における死体の捜索及び遺体の収容埋葬については、救助法適用の場合知事において行うが、市長が知事より委任されたとき、また知事においてそのいとまがないとき、及び救助法の適用されない場合は、市において行うものとする。

第1項 死体の捜索

- 1 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情からしてすでに死亡していると推定される者を捜索する場合、消防機関は警察及び地元民の協力を得て実施するものとする。
- 2 捜索期間は原則として10日以内とする。

第2項 遺体安置所の設置

大規模な災害が発生した場合、次の2ヶ所に遺体安置所を設置する。

名 称	所 在 地	収容体数	対象区分	電話番号
熊本市総合体育館・青年会館	中央区出水2丁目7番1号	392体	北東部	385-1010
熊本県立総合体育館	西区上熊本1丁目9番28号	409体	南西部	356-1233

第3項 遺体の収容

- 1 遺体が発見された場合は、直ちに警察に連絡し、現場において検視し、身元が判明した場合は、直ちに家族に引き渡し不明者については、別に収容する。
- 2 収容遺体は引取人の出頭を待ち、又は身元判明を待つために、原則として災害発生の日から10日以内安置し、なお不明のときは仮埋葬に付す。

ただし、この場合は将来遺体の取引人の出頭を考慮し、遺体毎にその所持品、衣類等を保存しておくものとする。

第4項 埋葬

- 1 災害の際死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため資力の有無にかかわらず埋葬を行うことがきわめて困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合には火葬に付し、応急的に埋葬を行うものとする。
- 2 市における火葬場の名称、所在地、処理能力等は次のとおりである。

名 称	所 在 地	焼却炉数	焼却所要時間	1日の最大処理能力
熊本市斎場	熊本市東区戸島町796番地	15基	1時間30分	100体

第10節 防疫計画

災害を受けた地域又は当該住民に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月法律第114号）に定めるところにより、公衆衛生の立場から感染症予防上必要な諸対策を実施することにより、災害地域における被災住民の民心安定を図るものとする。

第1項 防疫業務の実施基準

1 被害状況報告を次により作成する。

市 町 村	発生年月日	現 在 時	災害の原因	備 考
熊 本 市	年 月 日	月 日 午前 時現在 午後		

2 被害の状況並びに防疫活動状況を次により作成する。

1	2					3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
校 区 (町 内) 数	被 害 状 況					清 潔 方 法 戸 雇 用 人 数	消 毒 方 法 戸 使 数 用 量 薬 雇 品 用 名 人 数 ・ 数	そ 族 昆 虫 駆 除 戸 使 数 用 量 薬 雇 品 用 名 人 数 ・ 数	感 染 症 予 防 給 付 金 を 受 け た 人 員	災 害 救 助 水 法 の 給 付	疫 学 調 査 人 員	細 実 菌 施 検 件 査 数	集 団 避 難 所 数	集 団 避 難 人 員	備 考
	全 壊	半 壊	床上浸水	床下浸水	被害率										
合 計															

3 防疫活動状況報告を次により作成する。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
月 区 別 分	一類・二類・三類 発症患者数 一類・二類・三類 発症患者数 患疑似者数	前年度同期 一類・二類・三類 発症患者数 一類・二類・三類 発症患者数 患疑似者数	防疫活動を必要とした町内数	防疫活動を必要とした保健所数	保健所職員の防疫従事者数	本庁職員の防疫従事者数	清潔方法を行った戸数	消毒方法を行った戸数	そ族昆虫駆除を行った戸数	感染症法による家用水の数	供給を助ける飲料水の数	疫学調査人員	細菌検査実施件数	集団避難所数	集団避難所収容人員
当 月															
累 計															

第2項 防疫実施の方法

- 1 被災地の消毒
- 2 被災地のそ族昆虫駆除
- 3 患者及び保菌者の入院勧告並びに健康診断
- 4 避難場所の衛生管理および防疫指導(疫学調査)

第11節 農林水産物応急対策計画

災害に際して、農林水産物の被害を最小限に防止するため各対策を次により実施するものとする。

第1項 水害対策

水害に対する抵抗力は、作物の種類、気温、水質、生育の段階等によって異なるが、特に、穂ばらみや作物の幼少期において弱く、麦類、馬鈴しょ、玉ねぎ、トマト、瓜類、その他の一部の作物は水害に対して抵抗力が極めて弱いので、冠水したら、速やかに排水を図るものとする。

水の引き際は、葉に付着した泥を洗い落として、被害の程度を最小限度くいとめ、退水後は必要に応じ肥料を施して補強に努めるとともに、病虫害の異常発生に十分注意を払い、予防のための農薬を準備して、機を失せず防除を行うものとする。

第2項 干害対策

毎年6月から9月にかけて、年間降雨量の約60%を記録しているが、その反面、3～4年毎に干害を受けることも多い。

野菜の一部及び梨、ミカン、柿の幼木等は干害に対して弱いので、表土を浅くかき、株間には、土入れをしたり、敷わら、敷草等で覆い、地面からの蒸発を最小限度に防ぎ、また水稻は干ばつにより、田植えの遅れる場合もあり、肥料を少量追肥としてほどこし苗の老化を防ぎ、用水のある田に仮植するか、又は直播する等、被害を軽減する。

しかし、適期には万難を排して、最も効果的な方法で灌水するよう努めるものとする。

第3項 風害対策

カンキツ、梨、桃、梅等の果樹は風害に対して弱いので、常習地帯では、防風垣、防風林、防風網で風害を防ぐとともに台風シーズンには、棚の補強を行い、支柱をそえて被害を防止するよう努めるものとする。

水稻は、風害前に湛水を深くし、風害後はできるだけ早く回復するよう冷水を入替え、浅水として補給し追肥を行って病虫害の多発を防ぐため薬剤を散布するものとする。

第4項 霜害対策

霜害に弱い柿、梅、梨等の果樹や農作物については、燻煙法、送風法及び簷かけ、わらかけ等により予防し、また特に霜の害を受けやすい地域では、防風林は風がよく通るように樹間の枝を払って破風となるようにして降霜を防ぎ、被害果樹園においては、今後伸長する枝葉を病虫害の被害からできるだけ完全に保護し以後の収量確保に努めるものとする。

第5項 雪害(寒害を含む)対策

南国に位置する本市においてはあまり雪害の心配はないが、特に雪害に弱い農作物は降雪量が多くなると被害を受けるので、その恐れのある際は、降雪前か降雪始めに保護するようにし、枝折れしやすい果樹については、つとめて雪払いをするようにし、支柱を立て、暴風垣、防風林、暴風網、こもかけ、わらかけ等で冬から春にかけての落葉を防ぐとともに、開花前後の寒害を防ぐよう心掛けるものとする。

加温ハウスでは、降雪時に内部被覆（二重カーテン）を開放するなど可能な範囲で室温を高めることで屋根雪の滑落を図る。また、無加温ハウスは、ビニルの破損箇所や隙間をふさぎ密閉度を高めるとともに、ハウスを補強するとともに補助加温を行うなど寒害防止に努める。

第6項 のり養殖対策

- 1 台風等により、のり芽が流失したり、のり網が破損した場合は再種付、重ね張りによる種付、種網の購入、予備網等による張替等、時期に応じた養殖指導を行い、被害を最小限に食い止めるものとする。
- 2 豪雨時には、河口付近の漁場で塩分濃度の低下や河川からの流入物が、のり(芽及び葉体)の流失や病害発生の原因となる。これに対応するため海況の調査を実施し、のり網の沖合移動、低層張り、病害対策等を講じるものとする。

第12節 障害物除去計画

災害時における応急措置実施の障害となっている工作物等並びに山崩れ、がけ崩れ、浸水等によって道路、河川等又はその周辺に運ばれた土砂、石、竹木等の障害物を除去して、市民の生命、身体及び財産を保護し、交通路を確保して応急活動に支障がないようにする。

第1項 障害物の除去対象及び除去方法

1 障害物の除去対象

- (1) 住民の生命、財産等を保護するための除去を必要とする場合。
- (2) 河川の氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のため除去を必要とする場合。
- (3) 緊急な措置を実施するため、特に除去を必要とする場合。
- (4) その他特に公共的な立場から除去を必要とする場合。

2 障害物の除去方法

- (1) 災害対策本部の組織、労力、機械器具を用いて行うか、又は(社)熊本県建設業協会熊本支部等の協力を得てすみやかに行うものとする。
- (2) 前記により実施困難な場合は、県を通じ自衛隊の派遣を要請して行うものとする。
- (3) 除去作業実施にあたっては、応急措置の実施上、やむを得ない場合のほか周囲の状況等を考慮し、事後において支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

第2項 災害救助法における障害物の除去

災害救助法が適用された場合の障害物の除去基準は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりとする。

1 障害物除去の対象者

- (1) 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。
- (2) 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去に限ること。
- (3) 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないものであること。
- (4) 住家は半壊又は床上浸水したものであること。
- (5) 障害物の除去を実施することができる戸数は、半壊及び床上浸水戸数のおおむね15%以内の戸数であること。

2 除去の方法

障害物の除去は、知事より権限を委任された場合は、市において労務者又は技術職員を動員して実施する。

3 除去の期間

除去の実施期間は、原則として災害発生の日から10日以内とする。

第3項 除去した工作物等の保管等の場所

工作物等の保管等の場所については、おおむね次のとおりとする。

1 保管する場合

除去した工作物等は、市長又は警察署長において次のような場所に保管し、その旨、保管を始めた日から14日間公示する。

- (1) 再び人命、財産に被害を与えない安全な場所。
- (2) 道路交通の障害とならない場所。
- (3) 盗難等の危険のない場所。
- (4) その他、その工作物等に対応する適当な場所。

2 廃棄の場所

廃棄するものについては、実施者の所有に属する遊休地及び空地、その他廃棄に適当な場所。

第4項 工作物の処分方法

市長又は警察署長が保管する工作物等の処分については、保管所において行うものとするが処分の方法については、次により行うものとする。

- 1 保管した工作物等が滅失し、又は破損する恐れがあるときは、その工作物等を売却し、代金を保管するものとする。
- 2 当該工作物等の保管に不相当な費用を要するか、又は手数を要すると認めるときは、その工作物等を売却し、代金を保管するものとする。
- 3 売却方法及び手続きは、競争入札又は随意契約により行うものとする。
- 4 その他、他の法令等に特別の規定があるものについては、それぞれ当該法令等の規定の定めるところによるものとする。

第13節 消防計画

この計画は、風水害に対処するため、現有消防力の全機能を最高限度に活用して市民の生命、身体の安全を確保するとともに、被害の軽減を図るものとする。

第1項 消防活動体制

消防の活動体制は、次のとおりである。

署別	配置場所	所在地	隊名
中央消防署	本署	中央区大江3丁目1番3号	・中央指揮小隊 ・中央特別高度救助小隊 ・南熊本救急小隊
	南熊本庁舎	中央区南熊本3丁目8番25号	・中央梯子ポンプ小隊 ・中央救急小隊
	出水出張所	中央区水前寺公園13番40号	・出水ポンプ小隊 ・出水救急小隊
	清水出張所	北区清水亀井町12番22号	・清水ポンプ小隊 ・清水救急小隊
	楠出張所	北区楠3丁目9番10号	・楠スノーケルポンプ小隊 ・楠救急小隊
西消防署	本署	中央区米屋町1丁目12番地1	・西指揮小隊 ・西特別救助小隊 ・池田救急小隊
	池田庁舎	西区池田2丁目4番43号	・西梯子ポンプ小隊 ・西救急小隊
	田崎出張所	西区田崎2丁目2番36号	・田崎スノーケルポンプ小隊 ・田崎救急小隊
	小島出張所	西区小島8丁目10番20号	・小島ポンプ小隊 ・小島救急小隊
	島崎出張所	西区島崎2丁目17番23号	・島崎ポンプ小隊 ・島崎救急小隊
	河内出張所	西区河内町大字野出1891番地1	・河内ポンプ小隊 ・河内救急小隊
	平田出張所	南区平田2丁目13番1号	・平田ポンプ小隊 ・平田救急小隊
	川尻出張所	南区南高江2丁目15番53号	・川尻ポンプ小隊 ・川尻救急小隊
	飽田天明出張所	南区白石町385番地1	・飽田天明ポンプ小隊 ・飽田天明救急小隊 ・飽田天明水上小隊(消防艇)
東消防署	本署	東区東町4丁目6番17号	・東指揮小隊 ・東特別救助小隊 ・託麻ポンプ小隊 ・小山ポンプ小隊
	託麻出張所	東区下南部1丁目3番137号	・東梯子ポンプ小隊 ・東救急小隊
	小山出張所	東区小山4丁目4番22号	・託麻救急小隊 ・小山救急小隊
特別編成	国際消防救助隊	事務局 消防課	
	緊急消防援助隊	事務局 消防課	
宇城広域連合北消防署	本署	宇土市新松原町159-1	・北署消防隊 ・北署救急隊
	城南分署	熊本市南区城南町塚原1727-7	・城南分署消防隊 ・城南分署救急隊
植木消防署	本署	熊本市北区植木町山本739-2	・植木消防隊 ・植木救急隊

2 消防団の配置

熊本市の消防団は、基本的には1校区1分団で87分団にて構成される。

ただし、トランペット隊にあっては、消防団本部付とする。

資料編XII-5

3 各種協定等

各種災害に対応するため、消防の相互応援に関し近隣市町村等と協定を結ぶものとする。
また、飲料水及び資機材の供給について、関係機関と災害時応急活動に関する協定を結ぶ。

資料編XⅡ—10

第2項 消防障害

風水害による被害については、道路、橋梁、家屋等の溢水、倒壊等による車両の通行不能、ライフライン及び消防施設の損壊に伴う消防力の低下等の消防障害が予想される。

この障害は、次の基準により設定し対策の基礎とする。

1 1号障害

被害の発生が全市域に及ぶとともに、社会機能も完全に麻痺した災害とする。

これに対応する消防力は、庁舎の損壊等による消防車の損傷や中小道路、橋梁の通行不能等による、消防車両の通行障害が極めて多く、消防活動が困難な状態とする。

2 2号障害

被害の発生が地域的に偏在し、消防障害が発生するものの、消防力は消防活動を行える状態とする。

3 3号障害

消防障害は比較的少ないが、消防車両の通行も地域によって困難であるが、概ね消防活動ができる状態とする。

第3項 情報収集

効率的な消防活動を実施するためには、的確な状況把握が必要である。

しかし、有線電話の不通、無線電話の障害及び無線統制等により、情報収集は困難が予想されるが、次の要領によりあらゆる手段をもつて的確迅速な収集を図るものとする。

1 初期対応

- (1) 消防施設及び設備の損壊状況
- (2) 管轄区域内の住民の被災状況
- (3) 特殊対象物の被害状況
- (4) その他の被害状況

2 緊急対応

- (1) 各消防隊の活動の把握
- (2) 応援要請の要否
- (3) 補給資機材の必要有無
- (4) 関係防災機関の活動状況
- (5) 市内全域の災害状況と消防活動状況を把握し、必要に応じ次の機関に情報収集要員を派遣し情報収集を行うものとする。

- ① 熊本市災害対策本部
- ② 熊本県災害対策本部
- ③ 熊本県警察本部
- ④ 熊本地方気象台
- ⑤ 報道機関

- (2) 管轄区域内の住民の被災状況
- (3) 特殊対象物の被害状況
- (4) その他の被害状況

2 緊急対応

- (1) 各消防隊の活動の把握
- (2) 応援要請の要否
- (3) 補給資機材の必要有無
- (4) 関係防災機関の活動状況
- (5) 市内全域の災害状況と消防活動状況を把握し、必要に応じ次の機関に情報収集要員を派遣し情報収集を行うものとする。

- ① 熊本市災害対策本部
- ② 熊本県災害対策本部
- ③ 熊本県警察本部
- ④ 熊本地方気象台
- ⑤ 報道機関

第4項 風水害発生時の活動体制

局長及び消防署長は、災害が発生したときは速やかに消防局対策部及び消防対策地区隊を設置し、活動体制を確立して災害救助活動に備えるものとする。

- 1 消防局に、消防局対策部(以下本節において「対策部」という。)及び消防対策地区隊(以下本節において「地区隊」という。)を設置する。
- 2 対策部に対策部長及び対策副部長を置くとともに、地区隊に地区隊長を置く。
- 3 対策部長は局長とし、消防活動全般を指揮監督する。
- 4 対策副部長は次長とし、対策部長の指揮を受け、災害時の活動方針及び重要事項を決定するとともに、対策部長に事故ある時、又は欠けた時はその職務を代理する。
- 5 対策部に班(消防団本部も含む。)及び係を置く。
- 6 班及び係は、対策副部長の指揮を受け、担当業務を実施する。
- 7 災害対策本部へ情報収集要員を派遣する。
- 8 休日、夜間で毎日勤務者(以下「日勤者」という。)が不在の時は、対策部は局情報司令課長補佐等が、地区隊にあつては当務警防課長等が初動時対応に努める。

第5項 応援体制の確立

対策部長は、大規模な災害で第2項に規定する1号障害に該当する状態となった場合には、次により関係機関へ応援を要請する。

1 消防広域応援

熊本県消防広域応援基本計画に基づき、応援活動の協力を県知事を通じて、県内応援隊、緊急消防援助隊を要請する。

2 自衛隊の派遣

市の組織等を動員しても、人命又は財産の保護のために応急対策が不可能又は困難で、自衛隊の派遣を必要とする場合は、知事あてに文書により要請する。

ただし、緊急やむをえない場合は、自衛隊に対して電話、口頭その他の方法により直接派遣要求を行い、その後遅滞なく知事あてに要請することができる。

3 警察機関の応援

消防障害が発生した場合、迅速な消防活動が行われるように通行禁止区域の設定及び緊急車両の円滑な通行の確保に必要な措置を要請する。

4 民間団体に対する協力依頼

災害対策本部の全職員が全力を尽くしても対応が困難な場合は、民間団体に協力を依頼する。

5 応援集結場所

集結場所は、事前に定めておくものとする。

第6項 風水害時の救助救急活動

風水害時における救助救急活動は、次により実施するものとする。

1 風水害時救助救急活動の基本

風水害時、各隊は人命救助活動を優先し、次の原則に基づき活動する。

(1) 重傷者優先の原則

救急並びに救急処置は、トリアージ(治療優先順位の判定)を実施し救命処置を必要とする負傷者を優先する。

(2) 災害時要援護者の原則

負傷者多数の場合は、幼児、高齢者、身体障がい者等、災害時要援護者を優先する。

2 多数の人命救助、救急活動の基本

同時に多数の人命救助、救急活動を要する災害が発生したときは、関係医療機関と連携を図りながら、次の事項に基づいて活動する。

(1) 災害対策本部を通じて日本赤十字社熊本県支部に医師派遣を要請する。

(2) 健康福祉局対策部を通じて災害拠点病院及び市医師会等に医師派遣を要請する。

(3) 非番消防職員等による救急隊、救助隊を編成する。

(4) 各場面の状況に応じて効果的な機動力の投入を行う。

3 医療機関との協力

対策部長は、風水害発生時における総合的な緊急体制を確立するため、広域的な救急など医療機関と緊密な連絡を図り、救助救急活動に万全を期すものとする。

第7項 避難の勧告及び指示

消防機関は、第5節第1項「避難の勧告及び指示」に基づき住民の生命及び身体を災害から保護するとともに、災害の拡大を防止し、応急対策等を迅速かつ円滑に実施する。なお、災害による危険が急迫し、緊急を要する場合には、現場付近にいる市職員、消防職員及び消防団員は市長の避難勧告及び指示権限を代行することができる。

ただし、この場合速やかに市長に報告し、以後の指示を受けるものとする。

第8項 消防通信運用

風水害発生によって、有線通信に障害が生じる懸念が大きく、最悪の場合には無線施設においても相当の機能障害が予想されることから、災害発生直後の通信確保いかんでは、事後における消防隊の運用を大きく左右する。そのため、非常通信体制を確立して、災害に対処しなければならない。災害発生後、直ちに対策部及び地区隊が優先的に実施する事項は次のとおりとする。

1 発生直後の処置

- (1) 指令電話、有線電話の通信状態の確認
- (2) 無線通信の確認
- (3) 指定局(各消防署の基地局)及び陸上移動局(車載無線機、携帯無線機等)の開局状況の確認。

2 無線統制

災害発生と同時に、非常通信体制として無線通信試験を行い、無線統制指令を次により発令ものとする。

- (1) 無線統制指令の発令によって、指定局及び全ての陸上移動局等は直ちに自動的に統制下に入る。
- (2) 無線統制下においては、緊急事態の発生以外は、対策部からの呼び出しに対して応答するものとし、一切発信しないものとする。(緊急事態とは、現に人命危険の切迫した災害出場が必要とされる場合である。)

3 画像伝送システムによる情報収集伝達

- (1) 市内2カ所に設置した高所監視カメラにより、被害状況を市災害対策本部及び各署所に伝達する。
- (2) 災害現場の映像は、必要に応じて総務省消防庁や他都市消防機関へ伝送して応援を要請する。

4 通信要領

消防無線による通信要領は熊本市消防通信規程(平成9年消防局訓令6号)に基づき行うものとする。

5 有線電話の部分的通信可能時の対応

- (1) 有線電話が部分的に通話できる場合は、原則としてその地区内の被害状況の収集のためにこれを使用する。

(2) 防災関係機関との回線(市、警察、電話・水道・ガス等の供給機関)については、復旧した時点
を掌握するため、NTT熊本支店との連絡を密にし、一定時間ごとに通話試験を実施し、通話可
能になった場合、直ちにこれを使用する。

(3) 指令電話が部分的に使用できる場合は、地区隊に対し、災害指令の発信及び警報の発信にあた
るほか、消防隊の運用にあたる。

6 情報収集要領

的確な情報をできる限り短時間に収集して、消防隊の効果的運用を期するため、被害状況その他
消防隊の運用に必要な情報の収集を行う。

(1) 対策部は、次の事項について情報を収集する。

- ア 災害発生地域(場所)、用途、名称
- イ 災害の規模
- ウ 災害拡大(危険性の有無を含む。)の状況
- エ 人命危険の状況
- オ 消防隊の活動体制又は増強の必要性
- カ 消防水利の被害状況(消火栓、防火水槽、プール等)
- キ 住民の動向
- ク その他消防隊の運用上必要とする事項

(2) 各地区隊にあつては、指定局を活用し、所属消防隊をして前各号に掲げる事項を調査するほか、
車載無線機及び携帯無線機(以下「陸上移動局等」という。)の通信状況を傍受し管内の被害状況
について掌握しなければならない。

(3) 通信運用班長は、当該災害に係る気象情報については時期を失せず、その都度対策部長に報告
し、指示を受けるものとする。

7 対策部の無線通信障害時の体制

(1) 消防局対策部の無線通信が送受信不能となった場合は、消防局対策部所属の一の陸上移動局を
基地局として運用する。

(2) 指定局が送受信不能となった場合は、一の消防隊の陸上移動局等を指定局として運用する。

第9項 高潮対策

高潮に際し、とるべき活動は次のとおりとする。

- 1 沿岸区域の警戒
- 2 情報の収集及び連絡
- 3 住民広報
- 4 避難誘導
- 5 救助活動及び被害調査
- 6 その他必要な活動
- 7 避難体制の基準

	高 潮 災 害
避難準備情報	高潮警報が発令されたとき。
避難勧告	高潮警報が発令され、海岸部等への浸水が発生する恐れがあるとき。
避難指示	高潮警報が発令され、海岸部等への浸水が発生し、被害の危険が目前に切迫しているとき。 海岸において、堤防の倒壊や決壊が発生したとき。又は、波が堤防を越えたとき。

第10項 消防団の活用

1 消防団活動

消防団員は、日常的にも地域住民と一体的な関係にあり、消防隊と連携協力し、人命救助等の活動にあたるものとする。

(1) 初期活動

- ① 住民の被災状況の把握
- ② 災害の早期発見と避難誘導
- ③ 救助活動

2 消防団本部

- (1) 対策部長は、団長及び副団長と連絡を密にし、人命救助等の活動にあたるものとする。
- (2) 団長及び副団長は、地域活動を行っている団員から収集した情報を対策部長に報告し、部隊活動の適正を図る。
- (3) 分団長は、自己分団区域内に被害が少なく、今後も被害の拡大がないと認められる場合は、管轄区域外の被害の甚大なところに応援活動を行うものとする。
- (4) 分団機械倉庫周辺に居住する団員は、災害発生後速やかに分団機械倉庫の損壊状況等を報告後、消防車又は小型動力ポンプを安全な場所に移動、出場体制を確立する。
- (5) 携帯型無線電話機は、全面統制とともに各地区隊からの呼び出しがあった場合以外は、一切発信しないものとする。(ただし、緊急の場合はこの限りではない)

資料編XⅡ－5

第14節 災害時要援護者対策

風水害発生の際にさらされたとき、最も危険なのは高齢者や障がい者、乳幼児等の自力で避難することが困難な人、或いは観光客や在留外国人のように、危険地域や避難情報などが分かりにくい人である。

これら、災害時要援護者と言われる人は、高齢化や国際化が進むなかで、本市の防災対策上その重要性は増す一方である。

本節では、これら災害時要援護者が被害を被ることのないよう以下のような対策をとるものとする。

第1項 在宅要援護者対策

心身に障がいや病を有する在宅者、在宅の長期療養者、認知症を有する高齢者については、身体機能や判断機能の低下による行動困難などの防災上の課題がある。また、乳幼児がいる家庭や高齢者のみの家庭、常時一人暮らしの高齢者においても防災上の特段の配慮が必要である。

1 地域ぐるみの支援体制づくり

災害時において、即時に動いて頼りになるのは、近隣の住民の助け合いである。このためには、日頃から地域の交流を活発にし、連帯感を深めるとともに、校区社協、民生委員、自治会、婦人会、消防団、自主防災クラブ等の地域内諸団体による災害時の支援体制づくりを呼びかける。

また、市域内の社会福祉施設、民間福祉団体、校区社協相互の連携を呼び掛け、被災地域への支援体制を強化する。

2 対象者の把握

地域ぐるみで在宅要援護者を支援していくためには、まず、対象者の把握を行う必要がある。そのため、市は広報や地域の協力を通じ、災害時において支援を必要とする方々に「災害時要援護者支援登録申請書」の提出を促し対象者の把握を行い、その情報を市と地域で共有しながら日頃の見守りや災害時の支援を進めていく。

また、関係各課では、それぞれの所管業務の遂行上、介護等を必要とする者の名簿をおおむね整理保管しているが、対象者のプライバシー保護の観点からその適正な管理に十分な配慮をしつつ防災対策面での活用を図る。

3 情報連絡手段の整備

介助支援の必要な市民を対象とした連絡手段の確保に努めるとともに、視覚、聴覚等コミュニケーション障がい者への情報連絡手段についても検討する。

4 要介護者及びその家族に対する指導

要介護者及びその家族には、保健所・保健福祉センターから医療スタッフによる巡回戸別訪問指導を実施したり、広報等により日常的な防災に対する理解と日頃からの対策の必要性の啓発に努めるとともに地域での防災訓練が実施される際の積極的な参加を呼びかける。

また、災害発生時に近隣の協力が得られるよう、普段から交流に努めることも必要である。

5 高齢者世帯等に対する防災意識の啓発

災害に備えた安全な居住環境を確保するため、関係行政機関及び関係各種団体と連携しながら、

防火・防災に関する指導や相談活動を行い、防災意識の啓発に努める。

第2項 社会福祉施設における対策

社会福祉施設には、自力では歩行できない高齢者や身体障がい者、精神に障がいのある人、児童が入所あるいは通所している。これらの人々は、災害発生時に自力で行動することは困難であり、介助が欠かせない。

災害発生時にこれらの人々の安全を確保するため、日頃から十分な防災対策をとっておく必要がある。

1 防災設備等の整備

風水害発生時に、施設入所者や通所者はとっさの自己防ぎよがとれない可能性が高い。

このことから、各施設の管理者は、施設の建物が倒壊や浸水などの被害を受けないだけでなく、施設の設備の点検を常に行うとともに、その安全性を高める必要がある。

また、ライフライン等の機能停止の際にも、施設入所者の生活維持ができるよう非常用発電や非常用給水タンクなどの設備の整備や非常用食糧、医薬品等の備蓄に努めなければならない。

2 防災計画の策定

風水害発生時には、施設職員の迅速で的確な行動が重要であり、このため、各施設管理者は職員の任務分担、動員計画、避難方法等を詳細に定めた実効ある防災計画を策定しておく。施設に入所している人々の障がい程度は様々であり、それぞれの施設の実情に見合った綿密な防災計画を策定する。

特に、夜間は職員が手薄になることと、入所者が就寝中のため避難行動が昼間にもまして困難になることを考慮した計画とする。また、災害発生時に保護者、家族等と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の整備を行う。

3 情報連絡手段の整備

風水害発生時の関係機関への迅速な連絡が行えるよう、緊急時の情報伝達の手段、方法を定めておくとともに災害時においても使用可能な通信手段の整備に努める。

4 地域社会との連携

社会福祉施設の入所、通所者は、自力での避難が困難である者が多く、災害発生時の避難にあたっては、施設職員だけでは不十分であり、地域住民のボランティア活動が望まれる。日頃から、地域との交流に努め、災害時には地域住民の協力が得られるよう必要な体制づくりを進める。

第3項 外国人に対する対策

外国人は、言葉の違いなどが原因となり、防災に関する情報や災害時における緊急情報、避難勧告等が理解できず的確な避難行動が取れない可能性があり、被害を受けることが考えられる。

このため、日頃から十分な防災対策の啓発に努め、特に傷病者については、言葉が通じないと不安も増すため、医療機関との連携を図りながら外国語で診療を受けることができる医療機関の把握と、市政だよりやホームページを活用した情報提供普及啓発に努める。

また、(財)熊本市国際交流振興事業団では、「市政だより」の暮らし、健康に関する情報や本市で外国人が生活する上で必要となる情報を英語、中国語、韓国語へ翻訳して独自のホームページに掲載し、また、国際交流会館では、外国人への多言語での相談窓口を設置するなど、情報提供に努める。

さらに、市民の生活日本語ボランティア登録制度の充実を図る一方、外国人のニーズやレベルに合わせた様々な日本語教室を開催し、言葉の問題に起因する情報不足の解消に努めるほか、地域の保健福祉センターや自治会等と連携をはかり、防災訓練等の地域活動へ外国人が積極的に参加する環境を整える。

外国人避難対応施設

施設名	住所	電話番号
熊本市国際交流会館	熊本市中央区花畑町4番18号	096-359-2020

※ 大規模な災害発生時には上記の施設が観光文化交流局対策部により開設されますので、連絡又は避難してください。

第4項 観光客に対する対策

風水害発生時、ホテル、旅館等の宿泊施設やホール設備等を有する施設においては、利用者は施設に不慣れなため、緊急時の避難誘導に混乱を生じる可能性が高い。災害が発生した際、迅速・的確な情報の伝達と被害を未然に防止するため、十分な防災対策を講じることが必要である。

1 緊急連絡体制の整備

各施設は、風水害発生時においては関係機関へ迅速な連絡が行えるよう情報の収集と伝達の手段、方法を定めておく。

また、災害時において使用可能な通信手段の整備に努める。

2 避難誘導に対する対策

観光客は地理的に詳しくない為、次のような施設等の整備を推進する。

- (1) 道路標示や案内板等の整備
- (2) 観光地周辺の避難場所の整備
- (3) 災害時の観光客収容施設の整備

第15節 医療助産計画

風水害発生に伴う災害により負傷した被災者の医療救護や、発災後悪化する衛生環境の早期改善を図るため、医療機関や衛生関係諸機関と協力して被災者への救護にあたる。

この計画では、医療(助産)の供給体制と、ゴミの処分及び消毒等による衛生環境の改善等、救護体制の整備に必要な事項を定める。

第1項 医療助産救護対策

災害時の保健医療活動が遅滞しないように、被災者に対して応急医療を含めた医療や助産を施し、医療救護の確保に努めるものとする。

1 災害救急医療と拠点病院

熊本県が厚生省令により告示した救急病院・診療所をはじめ、「熊本地域保健医療計画」に定めている救急医療体制に加えて、災害医療のため拠点病院を指定して実施する。

2 臨時救護所

本市としては応急処置にあたるとともに、必要に応じ避難場所となっている小・中学校等に、臨時救護所を設置する。

臨時救護所の医療従事者には、他都市からの応援の医師・看護師や、日赤・市医師会等の医療ボランティアによる救護班の派遣を要請し、これに充てる。

救護所や臨時救護所の閉鎖と、収容患者の地元医師への引き継ぎについては、健康福祉子ども局対策部長が県健康福祉部長及び市医師会長と協議し、その時期を判断する。

3 救護班

救護班の編成は、市職員及び公的医療機関を中心に他都市から応援に来た医療従事者で編成し、原則として医師1人、看護師2人、その他1～2人で構成する。

資料編Ⅳ－13

4 熊本市救急災害医療協議会

大規模な災害が発生した場合、熊本市救急災害医療協議会の中で、保健医療専門団体、公的医療機関及び自衛隊、警察、日本赤十字社熊本県支部等と協議して対策を取る。

なお、熊本市医師会の災害対処については、医師会が別途定める。

資料編Ⅳ－14, 15

第16節 救援対策計画

風水害の発生により、日常生活に支障をきたしている市民に対して、備蓄物資や緊急に調達した物資を供給して、最低限の身体的健康を確保するとともに、混乱する民意の安定を図る。

第1項 食糧救援対策

風水害の発生による住家被害等により、避難所に収容された被災者や自宅で炊飯等が不可能となった者、その他日常の食事に支障をきたした者等に対して食品の供給を実施する。

1 供給の実施

災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用され、あるいは適用されないが次のように食品の供給の実施が必要と認められた場合に実施する。

- (1) 避難所に収容され、又は食品や調理のための手段を失い、近隣の援助だけでは対処できない市民がある程度の規模で発生し、相当程度の期間その状態が継続すると判断された場合。
- (2) 災害地における救助作業あるいは応急復旧作業に従事する者に対し、給食を行う必要がある場合。

2 供給の対象者

- (1) 避難所に収容された者。
- (2) 住家の被害が全焼全壊・流失・半焼半壊又は床上浸水等であって、炊飯のできない者。
- (3) その他災害により、日常の食事に支障を生じると市が認めた者。
- (4) 災害応急対策活動従事者。(この場合、災害救助法による食品の給与としては認められず国庫負担の対象にならないので、明確に区分する。)

3 供給の内容

応急的に供給する食品は、市が防災倉庫と区役所、各総合出張所等に設置する備蓄倉庫(コンテナ)及び避難所となる小中学校等に備蓄する保存食(乾パン、アルファ米等)及び調達による米穀、食パン、弁当等の主食の他、必要に応じて百貨店、スーパー等から惣菜等の副食を調達する。

4 需要の把握

応急食品の必要数の把握については、本部で情報の一元化を図るとともに、避難所に収容されている被災者の他、消防局対策部、他の関係部局、関係機関、町内会及び自主防災組織等の協力を得て、住宅残留者についても必要数を把握するよう努めるものとする。

5 食品の確保

食品の確保は、次のとおりに行う。

- (1) 乾パン、アルファ米(五目御飯・おかゆ含む)等については、市の備蓄品を使用する。
- (2) 米穀等の調達については、各対策部が緊密に連携しながら次のとおり行う。

① 米穀

市内の米穀販売店又は熊本食糧事務所指定の米穀卸売業者から購入する。

ただし、状況によっては、熊本県知事に要請のうえ、政府倉庫から直接引き取ることとする。

② パン

災害地に供給できる小売業者又は熊本県パン協同組合から購入する。

③ その他

災害地に供給できる小売業者から購入する。

6 食品供給活動

(1) 食品の輸送

食品の輸送については、納入する業者の負担で炊き出しや配給を行う現地まで届けるものとする。

ただし、道路状況等により輸送が困難なときなど、それにより難しい場合は、納入業者と市が連携して行う。

(2) 食品の供給

① 供給する食品

供給する食品は、災害発生直後は乾パン等の備蓄食糧とし、備蓄分を消費した後は、購入した弁当・食パンの配給及び米穀の炊き出しにより行う。

② 供給基準

乾パン 1食あたり1缶(又はパック)(100g程度)

アルファ米 1食あたり1パック

栄養補助食品 1食あたり1箱(2ブロック)

米穀 1食あたり精米200g以内

ミルク 授乳1回あたり1パック

③ 供給場所及び方法

供給場所及び方法は、原則として避難場所での個別供給とし、必要に応じて自主防災クラブ、婦人会、日赤奉仕団、民間事業者等に協力を依頼する。

第2項 給水救援対策

1 応急給水計画

上水道は、配水管から給水することが基本であるが、上水道施設の損傷破損によって通常の給水ができない場合は、給水拠点で確保した飲料水を給水車等で運搬し給水する。

2 断水及び応急給水に関する広報の徹底

現に断水しているか、防災上断水になる地域への断水状況の周知及び応急給水の実施に関する、時間・場所等の広報は、上下水道局で行なう。

また、必要であれば報道機関にも依頼して広報する。

3 給水の優先順位

断水地域にある施設のうち、病院、救護所となる市の施設、避難場所となっている学校等を最優先に給水を行なう。

第3項 生活必需品救援対策

風水害の発生による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない衣料品、日用品等の生活必需品を喪失、毀損し、しかも災害時の混乱のため、これらの物資を入手することが困難な被災者に対して、物資の調達、供給を行う。

1 供給の実施

災害救助法適用の有無にかかわらず、物資の供給が必要と認められた場合、生活必需品の供給を実施する。

2 供給対象者

- (1) 住家の被害が全焼全壊・流失・半焼半壊又は床上浸水であって、衣料・寝具その他生活上必要な最小限の家財を失った者。
- (2) その他災害により、衣料・寝具その他生活上必要な物資がないため、日常生活を営むことが困難な者。

3 生活必需物資の種類

生活必需品の応急給付は、次の範囲内で行うものとする。

- (1) 寝 具 就寝に必要な最小限の毛布、布団類
- (2) 外 衣 普通着、作業着、婦人服、子供服、雨ガッパ等
- (3) 肌 着 シャツ、パンツ等の下着類
- (4) 見回り品 タオル、靴下、サンダル、傘等
- (5) 炊事道具 鍋、炊飯器、包丁、卓上コンロ、バケツ類
- (6) 食 器 茶碗、皿、はし、スプーン等
- (7) 日用品 石鹸、ちり紙、歯ブラシ、トイレットペーパー、生理用品、紙おむつ（大人用・子ども用）

等

- (8) 光熱材料 マッチ、ローソク、固形燃料、携帯用プロパンガス等

4 需要の把握

応急給付品の必要数の把握については、本部で情報の一元化を図るとともに、避難所に收容されている被災者の他、消防局対策部、他の関係部局、関係機関、町内会及び自主防災クラブ等の協力を得て、住宅残留者についても必要数を把握するよう努めるものとする。

5 物資供給活動

(1) 物資の配分計画

次の要領で救助物資の配分計画を立て、これにより迅速な被災地への輸送及び供給を行う。

- ① 被災者の世帯構成人員別、被害状況等に基づき、救援物資の配分計画表を作成する。
- ② 配分は、被災者の被害の程度に応じて、公正に行うものとし、1世帯当たりの給与金額は、災害救助法に定める限度額を原則とするもので、その期間は災害の程度に応じ県知事が定める期間とする。
- ③ 救助物資の受領、調達、配給については、そのつど物品受払い簿に記録して、常に明確にし

ておくものとする。

(2) 物資の供給

① 供給基準

原則として災害救助法の範囲内で行う。

② 供給場所及び方法

供給場所及び方法は、原則として避難場所での個別供給とし、必要に応じて自主防災クラブ、婦人会、日赤奉仕団、民間事業者等に協力を依頼する。

6 救助物資集積センターの設置

県からの放出物資や市で購入した調達物資及び県内外からの救援物資を受入れ仕分けし、配送手配する集積センターを、市の管理する施設のうち適当なものの中に臨時に開設する。被害の規模、場所、状況によっては、別途、適当な施設を利用するものとする。

また、センターではボランティアの活動を図るとともに、現地ニーズの受入れ窓口となり、物資情報を集約し、避難所だけでなく在宅の被災者にも行き渡るように配慮する。

第17節 応援要請等

市は、その所属職員の全員が災害発生時における市民の生命と財産を保護するため、全力を尽くすものであるが、それでもなお本市単独では災害への対応が困難もしくは不可能な場合には、速やかに関係機関等への応援要請等を行なうものとする。

第1項 自衛隊に対する災害派遣要請

災害に際して、市民の人命・身体及び財産の保護のための応急対策が、市の動員能力を超えていると判断され自衛隊の災害派遣を必要とするときは、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条に基づく災害派遣を県知事が要請するよう県に対して求めることができる。

1 要請の基準

本市において災害が発生し、本市の対応能力を超えた場合に、熊本県を通して要求する。

2 要請の手続き等

(1) 要請者

災害対策本部設置後、要請を行なうときは、本部長が市長名で県に要求する。

災害対策本部が設置されていない場合、災害対策本部要員に予め指名されている職員（以下「本部職員」という。）が1名又は複数登庁している場合で、要請基準を満たしており緊急に要請が必要とされるときは、必要と判断した本部職員名で本部長を代行する旨を添えて、市長名で県に要求する。

災害対策本部が設置されておらず、本部職員も登庁していない場合、防災対策について、業務上何らかの関わりのある熊本市職員が1名以上登庁している場合で、前述のいずれかの方法による要求実施が困難であり、要請基準を満たして本部職員を待ついとまがないときは、市職員の判断であることを申し添えて県に災害派遣を要求する。

(2) 要請の手続き

災害対策本部は、県知事に対して下記の必要な事項を記載した文書によって災害派遣要求を行なう。ただし、応急対策上緊急を要する場合は、電話又は口頭その他取りうる手段により要求を行い、事後速やかに派遣要請の要求文書を提出することとする。

- | | |
|---------------------|----------------|
| ア 災害状況及び派遣要請を要求する事由 | イ 派遣を希望する期間 |
| ウ 派遣を希望する区域及び活動内容 | エ その他参考となるべき事項 |

(3) 特例

県との連絡が困難な場合は、自衛隊に災害発生状況を伝達し、自衛隊法第83条第2項ただし書きによる緊急出動の適否判断のための情報を提供する。

この場合の情報提供者は、災害派遣要請の要請者の規定に準じる。

3 要請の変更等

(1) 要請の変更

自衛隊の派遣要請を要求した後、状況の変化により要求すべき内容を変更する必要があると本部長又は本部職員が判断した場合は、直ちにその旨を、理由を付して県に連絡するとともに、市

長名で文書により県に変更願を提出する。

(2) 要請の撤回

県への要求後、災害状況を把握した結果、自衛隊の災害派遣を必要としないと判断した場合、本部長又は本部職員は速やかにその旨を、理由を付して県に連絡するとともに、市長名で文書により県に撤回願を提出する。

なお、撤回までに災害派遣要請により生じた費用及び撤回後被害が発生し、再度要請する必要が生じた場合の災害派遣開始までに生じた費用及び再出動にともなって必要となった費用については、市の要求にその責があると認められた場合、市が負担する。

4 派遣決定後の措置

自衛隊の災害派遣が決定した場合には、速やかに次の措置を取り、受け入れ体制を整える。

- (1) 災害派遣を要する災害発生地への誘導を行なう。
- (2) 災害状況を収集し、災害派遣活動に必要な情報を事前に伝達する。
- (3) 必要な資機材を可能な限り準備し、部隊到着後の迅速な活動開始を支援する。
- (4) 災害派遣活動の間は、連絡及び活動記録要員を同行させ、作業状況の把握と災害対策本部との緊密な連絡体制保持に努める。
- (5) 災害派遣活動が一日を越える可能性がある場合は、宿営所を設定してその活動の継続に支障のないよう努める。

5 経費の負担区分等

(1) 派遣部隊が活動に要した経費のうち下記に掲げるものは、当該部隊の活動した地域の市町村の負担とする。

- ① 派遣部隊が連絡のために宿泊施設に設置した電話の施設費及び当該電話による通話料金等
- ② 派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設の電気料及び水道料金
- ③ 宿泊施設の汚物の処理料金
- ④ 活動のため現地で調達した資材等の費用

(2) その他

その他必要な事項については、知事及び市長等が派遣命令権者と協議して定めるものとする。

第2項 行政機関に対する応援要請

1 県知事に対する要請

災害対策基本法第68条に基づき、応急措置に必要があると認めるときは、県知事に対して応援を求め又は応急措置の実施を要請する。

なお、この応援を要請する手続きは、同法施行令第15条による。

2 他市町村長に対する要請

災害対策基本法第67条に基づき、応急措置に必要があると認めるときは、他市町村長に対して応援を求め又は応急措置の実施を要請する。

なお、この応援を要請する手続きは、同法施行令第15条による。

3 消防広域応援

大規模な災害が発生した場合の消防機関の応援体制は、次のとおりである。

(1) 県内の消防機関への応援要請（県内応援隊）

「熊本県消防広域応援基本計画」に基づき県知事へ応援要請を行なう。

(2) 県外の消防機関への応援要請（緊急消防援助隊）

「熊本県消防広域応援基本計画」に基づき県知事へ応援要請を行なう。また、消防庁長官の決定により「緊急消防援助隊」が派遣される。

(3) 防災消防ヘリコプター

「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき応援要請を行なう。

※「第3章地震災害応急対策、第4節消防対策、第6項応援体制の確立」を参照

4 災害時における事務の委託

災害対策基本法第69条に基づき、災害時に応急措置を実施するために必要な事務を自身で実施できない場合、県知事又は他市町村長と協議してこれを委託する。

なお、この委託に関する手続きは、同法施行令第28条による。

5 指定地方行政機関に対する職員の派遣要請

災害対策基本法第29条に基づき、災害時に応急対策及び復旧のために必要な技能を有する職員が必要なときは、指定地方行政に派遣を要請する。

なお、要請の拒否や適任者の選定が困難な場合は、災害対策基本法第30条に基づき、県知事の斡旋を求める。

また、この派遣を要請する手続きは、同法施行令第16条による。

第3項 災害時相互応援協定締結に対する応援要請

災害対策基本法第5条の2の規定に基づく、地方公共団体相互の協力に関しては、以下の協定を締結しており、これにより応援を要請する。

なお、この応援を要請する手続き等は、同協定及び実施細目に定めるものとする。

- | | |
|--------------------|-----------------|
| 1 九州九都市災害時相互応援協定 | (平成 7年12月28日締結) |
| 2 尼崎市との 〃 | (平成 8年 8月 1日 〃) |
| 3 福井市との 〃 | (平成 9年11月21日 〃) |
| 4 熊本県都市災害時相互応援協定 | (平成20年 4月23日 〃) |
| 5 熊本県市町村 〃 | (平成15年 7月23日 〃) |
| 6 大都市災害時相互応援に関する協定 | (平成24年 4月 1日 〃) |

資料編IV-11

第4項 防災関係機関及び民間団体等に対する応援要請

災害時の応急対策及び復旧復興対策において、市職員では対応できない業務量となる場合又は業務の実施に専門的知識や特殊技能を必要とし、市職員で対応することが困難である場合は、本部長名で各防災関係機関等に応援を要請する。

1 防災関係機関に対する応援要請

本部長は、必要と判断した場合は、関係機関に対し、前述の業務のための応援を要請する。

2 民間団体に対する応援要請

本部長は、必要と判断した場合は、民間団体で、前述の業務を行なうのに最適と考えられる団体に対して、応援を要請する。

資料編IV-11, 12

第5項 ボランティアに対する応援要請

災害時の応急対策及び復旧復興対策において、市職員では対応できない業務量となる場合又は業務の実施に専門的知識や特殊技能を必要とし、市職員で対応することが困難である場合は、本部長名でボランティアに応援を要請する。

第18節 住宅対策

風水害発生時に、住宅が倒壊・流出・大破し、居住に耐えなくなった場合、これらの被災者に対して、応急仮設住宅の建設とともに、住家の破損に対する応急修理を実施するなど、居住の安定を図るため、次により計画する。

第1項 仮設住宅の設置

1 実施の決定

- (1) 実施の決定は、市長が行う。なお、災害救助法が適用された場合は県が実施することとなるが、この場合も市長は県知事の委任に基づき協力する。
- (2) 仮設住宅の設置は、都市建設局対策部が所管する。

2 計画戸数

応急仮設住宅の計画戸数は、全壊及び流出戸数の30%以内とする。

3 建設基準

- (1) 構造は、一戸建又はアパート式建築とする。
- (2) 規模及び建設費の限度は、災害救助法の定めるところによる。
- (3) 建設は災害発生の日から20日以内に着工するものとする。
- (4) 応急仮設住宅の建設は、業者委託をもって実施し、市職員が監督にあたる。

4 建設場所

- (1) 建設場所及び建設戸数は、本部長の指示により決定する。
- (2) 建設場所は、公園等公共施設を利用し、次の条件を満たすものとする。
 - ① 浸水、がけ崩れの恐れがないこと。
 - ② 給水・給電等が容易で、保健衛生上好適な場所であること。
 - ③ 児童生徒の通学の便、資材の搬入等を考慮し、交通の便がよい場所であること。

5 入居基準

応急仮設住宅の入居基準は次のとおりとし、被災者の資力その他生活条件を十分調査のうえ、入居者を選考する。

- ① 住家が全壊又は流出した者。
- ② 居住する住家が無い者。
- ③ 自らの資力をもってしては住宅を確保することができない者。

6 管理・供与期間

- (1) 応急仮設住宅の管理は、都市建設局対策部が所管する。
- (2) 応急仮設住宅の供与期間は、その建設工事が完了した日から2ケ年とする。

7 整備書類

- (1) 救助の種目別物資受払い状況記録簿
- (2) 応急仮設住宅台帳
- (3) 工事関係・支払い関係証拠書類

第2項 被災住宅の応急修理

1 対象者

住宅の応急修理の対象者は、災害によって住家が半壊し、自己の資力では住家の応急修理をすることができず、かつ、そのままでは日常生活を営むことができない者とする。

2 実施結果

(1) 実施の決定は、市長が行う。なお、災害救助法が適用された場合は、県が実施することとなるが、この場合も市長は県知事の委任に基づき協力する。

(2) 被災住宅の応急修理は、都市建設局対策部が所管する。

3 応急修理の方法

(1) 修理計画等

修理対象戸数は、半壊した世帯数の30%以内とする。

(2) 修理の対象箇所

修理の対象箇所は、居室、炊事場、便所等、日常生活に必要欠くことができない部分のみとする。

4 対象住宅の選定

応急修理対象住宅の選定においては、被災者の資力その他生活条件を十分に調査のうえ、次の基準により対象者を選考する。

- ① 住家が半壊の被害を受け、そのままでは日常生活を営むことができない者。
- ② 修理により、とりあえず日常生活を営むことができる者。
- ③ 自らの資力では住家の応急修理ができない者。

5 応急修理の期間

災害発生後できるだけ早い時期に着工し、1カ月以内に完了させる。

6 経費の負担

(1) 費用の限度並びに範囲

① 応急修理のため支出できる費用の限度は、災害救助法の定めるところによる。

(修理用の原材料費、労務費、材料の輸送費、工事事務費等、一切の経費を含む。)

② 修理の規模については面積の制限は無いが、居室、炊事場、便所等、日常生活に必要欠くことのできない部分の最小限の補修(土台、床、壁、戸、天井、屋根等)を対象とする。

(2) 負担の方法

住宅の応急修理を実施するために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、その限度内の費用を県が負担し、その他の場合は市が負担する。

7 整備書類

(1) 住宅応急修理記録簿

(2) 工事関係・支払い関係証拠書類

8 市営住宅の応急修理

既設の市営住宅が災害により著しく損傷を受けた場合は、入居者が当面の日常生活を営むことができるよう、次のとおり応急修理を実施する。

- (1) 市営住宅の被害調査及び応急修理は、都市建設局対策部が所管する。
- (2) 損傷を受けた市営住宅の危険箇所については、応急保安措置を講じるとともに、危険防止のための周知を図る。
- (3) 市営住宅の応急修理は、屋根、居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことのできない部分のみを対象とし、修理の必要度の高い住宅から実施する。

第3項 建設資材の確保

- 1 応急対策に必要な建設資材の確保については、あらかじめ取扱業者及び建設業者と協議し、緊急入手について明確にしておくものとする。
- 2 建設資材の調達が本市だけでは困難な場合は、県知事にその調達を要請する。

第19節 交通応急対策計画

風水害時に倒壊した家屋等の建造物、電柱・標識・自動販売機・看板等の構造物等は、救急救助活動、避難、応急、復旧活動の妨げになるほか、二次災害発生の要因ともなる。

道路・河川・住宅等を閉塞した障害物は速やかに除去するとともに、災害廃棄物と化した障害物は、安全な場所に移送処理されなければならないため、以下のような対策をとるものとする。

第1項 除去の対象

災害時における障害物の除去は、以下の場合に実施する。

- 1 住民の生命・財産及び近接地に重大な被害を与えると予想される場合。
- 2 避難、救急救命、救援等緊急活動を必要とする場合。
- 3 交通安全及び輸送の確保に必要な場合。
- 4 河川の氾濫、橋梁の崩壊等を防止するため必要とする場合。
- 5 その他、公共の見地から必要とする場合。

第2項 除去の実施者

- 1 道路、河川、住宅等の障害物の除去及び移送処理は各管理者が行うが、生命・財産の保全及び緊急活動を行う上で、除去が必要と認められる場合は市が行う。
- 2 障害物の除去及び移送処理活動の実施に際しては、状況により（社）熊本県建設業協会熊本支部に応援を依頼する。

第3項 除去の方法

東部、西部及び北部土木センターが所有する建設機械・建設資機材を用いて障害物の除去及び移送処理を行うが、処理能力が不足する場合は、（社）熊本県建設業協会熊本支部に応援を依頼する。

第20節 輸送計画

風水害の発生時には、被災者、避難者の移送、応急対策に必要な人員、物資の輸送など様々な種類の緊急を要する輸送需要が発生する。これらの輸送を迅速かつ適切に行うことは、災害対策活動を円滑に進めるために欠くことのできないことであり、次により緊急輸送について計画する。

第1項 輸送手段の確保

1 市保有車両

緊急輸送活動に必要な市保有車両については、調達可能な車両を把握するものとする。各対策部は、財政局対策部に対して配車要請を行い、指示された車両等を使用する。

資料編IX-6

2 調達要請

市保有車両だけでは災害対策活動に支障をきたす場合、車両等の調達要請を行う。

(1) 陸路輸送の要請

① (社) 熊本県トラック協会への要請

資料編XI-4

② (社) 熊本県建設業協会熊本支部への要請

資料編XI-3

③ その他の機関への要請

(2) 海路輸送の要請

① 海上保安庁への要請

巡視船艇による緊急海上輸送を必要とする場合は、熊本海上保安部に要請を行う。

② その他の民間海運機関への要請

(3) 各鉄道会社への要請

道路の被害等により自動車による輸送が不可能な場合、あるいは遠隔地において物資を調達した場合等、鉄道による輸送が適当であると認められる場合は、各鉄道会社に協力を要請する。

(4) 航空輸送の要請

災害の状況により航空機による輸送を必要とする場合は、県知事に対し、自衛隊の航空機による輸送について出動を要請する。

3 緊急輸送車両の確保

災害対策基本法第76条に基づき、交通規制が行われた場合、災害応急対策の実施責任者は緊急輸送車両として、県知事又は公安委員会へ申し出て、その確認を受け緊急輸送車両確認証明書・同標章の交付を受ける。

4 配車

(1) 集結場所

輸送に従事する車両は災害輸送の表示をし、災害対策本部が指定した場所に待機する。

(2) 輸送計画

輸送計画は災害対策本部長（以下「本部」という。）の指示により作成する。

(3) 管理

車両は全て企画振興局対策部が管理するが、車両の出動は全て各対策部の指令によるものとする。配車担当者は、車両の使用状況を常に把握し、適切な配車を行うものとする。

第2項 輸送路線の確保

1 緊急輸送道路の確保

都市建設局対策部長は、緊急輸送活動を円滑に実施するため、被害を受けた緊急輸送道路を以下により確保する。

- (1) 本部長の指示に基づき、(社)熊本県建設業協会熊本支部の協力を得て、市指定の路線から確保する。
- (2) 場所によって指定の路線から確保することが困難な場合は、必要に応じ他の路線を確保する。
- (3) 被害の実態により、応急対策上極めて重要な路線については、その路線を確保する。

2 緊急輸送道路確保作業

都市建設局対策部は次の作業を行う。

- (1) 緊急輸送道路の被害状況を確認し、本部長に報告する。
- (2) 被害の状況により応急修理を実施するが、修理不可能な路線は、県警と協議のうえ、通行止、迂回規制等必要な措置をとる。また、この場合、修理不可能路線に代わる路線を確保する。
- (3) 緊急輸送道路の確保作業が完了した場合及び交通規制を行った場合は、速やかに本部長にその旨を報告する。

第3項 防災倉庫、備蓄倉庫及び物資集積所の管理・運営等

食糧等生活物資の防災倉庫、備蓄倉庫及び物資集積所の管理・運営等について、次のように計画する。

1 備蓄倉庫の管理・運営

災害の規模、状況によりあらかじめ配備しておいた防災倉庫及び備蓄倉庫のうちから、本部長が物資供給の決定を行う。

また、管理・運営については別に定めるものとする。

資料編IX-4, 5

2 集積所の開設・管理・運営

災害規模によっては、市域外からの救援物資の供給が考えられ、集積所に集められることとなる。集積所の開設、物資の仕分け、積み卸し、積み込み作業等について下記のように行うものとする。

(1) 集積所の開設・管理・運営

集積所の開設・管理・運営は、観光文化交流局対策部及び各区対策部が派遣する複数の職員(うち1人を責任者とする)が担当する。

(2) 集積所の開設

本部長が集積所の開設を決定した後責任者である職員は事務所を速やかに開設し、「集積事務所」の看板を掲げて、集積所管理・運営の責任者の所在を明らかにする。

なお、集積所開設以降は、事務所に要員を常時配置し、管理・運営に必要な用品（物品受払い簿、事務用品等）を準備しておく。

(3) 管理・運営の手順(めやすとして示す)

- ① 物資の荷降し、搬入を行う。
- ② 搬入物資の仕分けを行う。
- ③ 搬入物資の分類数量を把握する。
- ④ 搬出物資の搬出、積込みを行う。
- ⑤ 搬出物資の分類数量を把握する。

第 2 1 節 清掃計画

風水害発生時におけるごみ処理については、環境衛生上、緊急かつ適切な処理が求められるために、正確な情報収集（無線設置車両の活用も含め）に努め、速やかにその処理を行う必要がある。

第 1 項 災害ごみ

1 収集

風水害発生時は、通常の収集方法は不可能と考えられる。このため道路機能の回復状況に併せて、臨時集積所を設置し収集する。また、災害が全域あるいは一部地域と区分されることもあり、的確な情報を把握しながら収集体制を確立し収集する。

2 処分

(1) 焼却処分

収集された可燃ごみは、原則として東部及び西部環境工場、宇城広域連合宇土・富合清掃センター、宇城広域連合宇城クリーンセンター、山鹿植木広域行政事務組合クリーンセンターで焼却する。

(2) 埋立処分

不燃ごみは、扇田環境センター、宇城広域連合宇土・富合清掃センター、宇城広域連合宇城クリーンセンター、山鹿植木広域行政事務組合一般廃棄物最終処分場で埋立処分する。（テレビ、エアコン、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機パソコンは除く。）

※市民生活の復旧を図るため(1)、(2)によるすみやかな処分を基本としつつ、可能な範囲で金属等資源化が可能な物のリサイクルを行うこととする。

※風水害により両環境工場および扇田環境センターの受入能力を越えるごみの発生が予想されるときは、一時的な保管場所を確保する。

資料編 X - 9

第 2 項 災害し尿

災害し尿についても、次のとおり緊急かつ適切な収集及び処理を行うこととする。

1 収集

正確な情報収集に努める一方、年度委託契約している許可 10 業者により迅速なし尿収集を行う。

2 処理

収集した災害し尿の処理先は、次のとおりとする。

(1) 富合地区、城南地区は、宇城広域連合浄化センターとする。

(2) 植木地区は、山鹿植木広域行政事務組合山鹿衛生処理センターとする。

(3) 上記以外の地区は、秋津浄化センター及び中部浄化センターとする。

なお、通常の処理が困難な場合は、上下水道局等と連携のもと実施する。

第22節 文教対策計画

災害が発生した場合、災害対策基本法及びその他の法令に基づき、児童・生徒の生命、身体及び文教施設を災害から保護し、もって教育行政の確保を図るものとする。

第1項 学校施設の管理

- 1 学校長は、災害が発生した場合、速やかに施設の状況を把握し、教育委員会に報告する。
- 2 教育委員会は、直ちに災害現場の状況を的確に把握し、災害の程度に応じて適切な指導を行い、応急計画を策定する。
- 3 学校長は、重要な書類については定められた場所に保管しその保全に努めるものとする。

第2項 児童・生徒等の避難誘導

- 1 学校長は、児童・生徒等が在校中に災害が発生した場合、学校で定める防災計画に基づき、適切な処置を講じ、児童・生徒の安全の確保に努め、教職員の指導のもと保護者に連絡し、帰宅させることを原則とする。
- 2 被災の状況により、児童・生徒を下校避難させることが困難と判断したときには、あらかじめ指定した避難場所へ誘導し、下校に危険の恐れがなくなったときは、速やかに保護者のもとへ帰宅させる。

第3項 応急教育の実施

- 1 教育委員会は、学校が被災した場合、応急復旧を速やかに行い、教育が実施できるよう措置を講じるとともに、各地域ごとに比較的多数の者を収容できる建物の所在、規模及び収容能力を調査し、応急教育実施場所として指定する。
 - (1) 当該校区内の公民館、幼稚園、保育園等の公共施設の借用。
 - (2) 被害のなかった隣接学校の施設の借用。
 - (3) 私立学校又は民有施設の借用。
- 2 災害の状況によっては、近隣市町村の小・中学校施設への委託等により教育の実施を図る。
- 3 教育委員会は、学校及び県教育委員会と連絡を取り、稼働教職員の実態を調査し、教育上の混乱を惹起しないよう教育実施者の確保に努める。
- 4 学校長は、被災の状況及び施設の復旧期間を考慮し、応急教育の期間及び内容等を定めるものとする。

この場合、心のケアを中心とした教育の実施にも努める。
- 5 各学校長は、施設の復旧状況を見て、速やかにその施設に児童・生徒等を収容し、教育を平常の状態に復帰させる。

第4項 学用品の調達・支給

- 1 学校長は、災害発生後速やかに教材・学用品等の被害状況を調査し、速やかに教育委員会に報告

する。

- 2 教育委員会は、教材・学用品等に被害があった場合、教育委員会は所定の様式に従って県教育委員会に報告する。（災害救助法適用の場合、教育委員会は市長を経由して報告）
- 3 教育委員会は、応急教育実施上必要な教材・学用品等の確保に努め、応急教育実施場所ごとに児童・生徒を把握し配布する。
- 4 教育委員会は、机、椅子、その他の設備備品等の被害については、速やかに復旧の措置を講じるとともに、応急教育実施のために必要がある時は、市立の各学校に協力させる。

第5項 学校給食の確保

- 1 学校長は、給食施設・設備及び物資等の被害状況調査並びに学校給食の実施又は中止を教育委員会に報告する。
- 2 教育委員会は、被害物資等の処分方法及び物資納入業者の被害状況を把握するとともに、給食納入物資流通ルートの確保に努め、あらかじめ定めた災害時学校給食実施計画に基づき速やかに給食を実施する。

第6項 教育施設の管理

各教育施設の長は、施設内の市民の安全誘導を図り、警備要員を残し、その他の職員は教育委員会の指示に基づき、あらかじめ定めた業務分担により災害対策に従事する。

災害復旧復興計画

第4章 災害復旧復興計画

大規模災害時には、生命、身体及び財産に大きな被害がもたらされ、又ライフライン施設の損壊等により、社会的混乱が生ずることが予想される。

この章では、これらの混乱をすみやかに解消させるための計画を示す。

第1節 市民生活安定のための緊急措置

災害時には多くの市民が負傷し、住宅や家財等を失う。

また、上水道、電気、ガス、電話などのライフライン(生活関連)施設の被害が重なり、被災者はきわめて精神的に不安定な状態におかれることとなる。

市をはじめとする防災関係機関は、都市としてのサービスの機能の低下を補うため、代替サービスの提供や応急的な復旧対策を講じるとともに、市民生活再建のための各種援助施策をあわせて行う必要がある。

この節では災害により独力では克服することが困難な被害を受けた市民に対して、国・県・市等が行う市民生活安定のための緊急措置に関する対策について示す。

また、被災した農林漁業者、中小企業者の早期経営安定を図るための復旧資金の斡旋を行うとともに、住宅の復旧資金融資の措置等について示す。

第1項 生活相談

1 生活相談

市は、り災者のための相談所を開設し次の業務を行う。

- (1) り災者からの要望事項を聴取しその解決を図る。
- (2) り災者への迅速かつ適切な相談事業を行うため、関係機関と緊密な連絡をとる。
- (3) 相談内容、被害状況等について、防災関係機関との連絡を密にし、相談体制の充実を図る。

2 その他相談窓口の設置

(1) 精神保健相談窓口

大規模災害発生から復興に至る時間の経過とともに、多くの被災者が精神的に不安定な状態となるため、県の支援を受け、熊本市保健所に相談所を設置する。

(2) 中小企業相談窓口

被災中小企業に対する支援等について広報するとともに相談窓口を設置する。

(3) 水道復旧相談窓口

(4) 行政外の相談窓口

電気、ガス、電話、法律、保険等相談の斡旋

(5) 外国人対策窓口

通訳、ボランティアグループ又は通訳可能な市職員による相談窓口

3 復旧情報の広報

- (1) 上下水道施設などの復旧状況の広報
- (2) 交通局電車・バスの路線ごとの復旧時期の広報

4 国など各機関との連携

大規模災害時における相談窓口については、本市のみの体制では対応できず、国の各省庁、特殊法人、県等それぞれの団体が相談窓口を開設し、問い合わせ、照会に応じることになる。

本市はその為に大規模災害時の特別行政相談所の設置、運営等について、行政監察事務所や県の支援を受け対策を図る。

第2項 職業の斡旋、雇用機会の確保

1 大規模災害により離職を余儀なくされた被災者の職業の斡旋については、県が離職者の実態把握に努め、被災状況を勘案のうえ、被災地域を管轄する公共職業安定所を通じ、次の措置を講ずるよう要請する。

- (1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- (2) 巡回職業相談の実施

第3項 災害弔慰金等の支給及び貸付制度

1 災害弔慰金

災害救助法の規定に基づき熊本市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年条例第13号)により実施する弔慰金の支給制度である。

2 災害障害見舞金

災害救助法の規定に基づき熊本市災害弔慰金の支給等に関する条例により実施する障害見舞金の支給制度である。

3 小災害見舞金

熊本市災害弔慰金及び災害見舞金支給要綱に基づき支給する見舞金制度である。

4 災害援護資金

災害救助法の規定に基づき熊本市災害弔慰金の支給等に関する条例により実施する貸付制度である。

5 生活福祉資金

低所得世帯に対して、資金の貸付を行い経済的自立と生活意欲の助長を図ることを目的として、熊本市社会福祉協議会が熊本県社会福祉協議会から事務の委託を受けて行う貸付制度である。

資料編IV-17

第4項 市税等の減免

市は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法(昭和25年法律第226号)又は熊本市税条例(昭和25年告示第89号)により、市税の緩和措置を図るため、事態に応じて納税期限

の延長、徴収猶予及び減免の措置をとる。

- | | | |
|---|-----------|------------------|
| 1 | 市民税の減免 | 熊本市税条例第33条第1項第7号 |
| 2 | 固定資産税の減免 | ” 第50条第1項第3号 |
| 3 | 軽自動車税の減免 | ” 第67条第1項 |
| 4 | 特別土地保有税 | ” 第114条の2第1項第2号 |
| 5 | 事業所税の減免 | ” 第144条第1項 |
| 6 | 国税・県税等の減免 | |

国及び県は、被災者の納付すべき国税及び県税について、法令及び県条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況により実施する取り扱いになっている。

資料編IV-18

第5項 その他市関係の減免及び徴収猶予等

- 1 国民健康保険料の徴収猶予及び減免、一部負担金（医療費）減免

熊本市国民健康保険条例(昭和50年条例第3号)第24条第1項第1号及び第25条第1項第1号の規定に基づくもの。（国民健康保険法第44条の規定に基づくもの。）

資料編IV-19

- 2 国民年金保険料の免除及び学生納付特例

国民年金法(昭和34年法律第141号)第90条第1項第5号、第90条の2第1項第3号、同条第2項第3号、同条第3項第3号、第90条の3第1項第3号の規定に基づき、天災などにより国民年金保険料を納付することが困難なときに申請できるもので、市を経由し国に報告する。

資料編IV-20

- 3 水道料金等の減免

水道料金については、熊本市水道条例(昭和33年条例第37号)第35条、下水道使用料については、熊本市下水道条例(昭和46年条例第14号)第24条に基づき「熊本市上下水道局水道料金及び下水道使用料の減免に関する要綱」を定めており、これによりその都度決定する。

第6項 り災証明書の発行

- 1 発行範囲及び区分

(1) 申請

り災証明書の申請は、災害により住家に損害をうけたり災者及び災害により死亡又は障害を被ったことが明らかな者で、死亡・障害を除いては直接本人が印鑑持参のうえ、健康福祉子ども局対策部、もしくは各区対策部へ申請するものとする。

また、死亡・障害の場合は当該事由が災害によることを記載した医師の証明又は死亡診断書を添付のうえ本人又は親族が申請する。

さらに、農林水産業関係は農水商工局対策部農水班、中小企業の被害関係は農水商工局対策部

商工総務班へ申請するものとする。

なお、火災時のり災証明の発行は、消防局の中央消防署、西消防署、東消防署、もしくは宇城消防本部、山鹿植木消防本部へ申請するものとする。

(2) 住家の被害区分

- ① 全壊（焼）・流失とは、住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは、流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害額を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。
- ② 半壊（焼）とは、住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。
- ③ 床上浸水とは、その住家の床上以上に浸水したもの。
前記①・②に該当しないが、土砂竹木等の堆積等のため、一時的に居住することができないものをいう。
- ④ 床下浸水とは、浸水が住家の床上以上に達しない程度のも。
- ⑤ 一部破損とは、全壊（焼）・流失・半壊（焼）・床上浸水に該当しないもので建物の一部が破損したもの。

2 発行要領

(1) り災者及びり災程度の確認

健康福祉子ども局対策部及び各区対策部では、り災者であること及びその被害程度確認のため、原則としてり災者世帯名簿と照会のうえ「り災証明書」をり災者等の申請によって発行することができる。ただし、住家に損害を受けた者で、その被害程度が床下浸水及び一部破損であるり災者に対しては、その被害が確認できる写真又は修理見積書等の提出により証明書を発行することができる。

資料編XIV-2

(2) り災証明書の発行制度

災害救助法が適用されない災害の場合のり災証明書は次により行うものとする。

火災関係 ⇒消防局で取り扱う。

その他の場合⇒災害救助法適用の有無にかかわらず、り災者世帯名簿に基づき健康福祉子ども局対策部及び各区対策部で取り扱う。

(3) り災世帯の世帯分離者

り災世帯内の者が、転出・転居のために別世帯を構成していても、これに対してのり災証明書の再発行は行わない。

ただし、本人が住民登録票を添付のうえ申請した場合は、り災分離証明書を発行し、災害のり災者であることを証明する。

資料編XIV-2

(4) 証明手数料

熊本市手数料条例(昭和25年告示第20号)第5条第2号の規定により手数料は徴収しない。

第7項 その他郵便事業等の特別取り扱い

災害が発生した場合、その被災状況並びに被災地の実情に応じて以下に掲げる援護対策を実施することになっている。

その主なものについて記す。

1 郵便はがき、郵便書簡の無償交付

災害救助法が発動され、被災者が収容施設に入所した場合、又は生活必需物資の支給を受けた場合には、その被災世帯に、郵便はがき5枚、郵便書簡1枚の範囲内で無償交付される。

2 被災者が差出す通常郵便物の料金（特殊取扱の料金を含む。）が免除される。

3 救助用小包等の無料扱い

災害の程度が一定基準を超えた場合に、被災地において救助活動を行っている市町村などの地方公共団体、日本赤十字社等にあてた救助用物資を内容とする現金書留郵便物、小包及び災害義援金の送金に係る料金は無料で取り扱われる。

4 郵便貯金、簡易保険等の非常取り扱い

災害救助法が適用された場合には郵便貯金の簡易な払い戻し措置が行われる。また、簡易保険に関しては、保険金の非常即時払い、貸付け可能額の範囲内での非常即時貸付け措置のほか、保険料の払い込み猶予期間の延長など特別な取扱いが行われる。

5 電報、電話の非常取扱い

災害時に被災者より行う通信及び被災地に特設された電気通信設備から行う通信の料金を減免する場合がある。

6 放送受信料の免除

非常災害があった場合、被災度合によっては、期間を定め、放送受信料が免除される。

7 J Rの運賃減免

災害が発生した場合に、被災者のための救助用の寄贈品を送る際の小荷物運賃・貨物運賃を無料とする措置がとられることがある。

具体的には、J R各社が無賃の取扱いを行う区間、期間、荷受人等を定め、これを関係駅等に公表することとなる。

第8項 義援金品の受入れ・配分

市に届けられる義援金品は熊本県、日本赤十字社熊本県支部、マスコミ報道機関及び本市直接受入れ等、様々な受付方法が考えられるので、それぞれに対応できるようにするとともに保管及び配分の

方法を検討しておく。

- 1 義援金品の受入れ
- 2 " 保管
- 3 " 配分

第9項 農林漁業対策関係融資及び災害補償制度

県は災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の回復と経営の安定を図るため、政府系金融機関及び一般金融機関に特別の配慮を要請し、災害復旧に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう努める。

又、災害によって生じた損失を補填して経営の安定を図るため各種の共済、保険制度がある。

資料編Ⅳ－2 1

第10項 中小企業対策関係融資

被災した中小企業者に対する資金対策としては、金融機関の融資、熊本県信用保証協会による融資の保証等により、事業所の復旧に必要な資金の融資が円滑に行われ、早期に経営の安定が得られるよう努める。

資料編Ⅳ－2 1

第11項 災害復興住宅資金の融資

独立行政法人住宅金融支援機構が住宅金融支援機構法(平成17年法律第82号)に基づき行う被災者向け、低利融資制度である。

法の定める融資適用災害に該当する場合は、住宅金融支援機構南九州支店が被災者に対して、「災害復興住宅資金」の融資を行う。その制度については、災害発生の都度、現地説明会などにより周知を図る。

資料編Ⅳ－2 1

第2節 公共施設の災害復旧

災害により被災した公共施設の復旧は、災害復旧事業の実施責任者において応急措置を講じた後、再度の被害発生を防止するために、各施設の原形復旧を考慮して、必要な施設の改良を行う等の事業計画を速やかに確立し、経済的、社会的活動の早急な回復と民心の安定を図るよう迅速に実施するものとする。

又、災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害に相当する被害を受けた場合には、災害の状況を速やかに調査して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう努める。そのため、指定を受けるための必要な手続きの手順、激甚災害に係る復旧事業実施に伴う国の財政援助等について示す。

第1項 災害復旧事業計画

被災箇所は原形に復旧することが原則であるが、再度の被害発生を防止する必要上改良を要すると認められる箇所については検討の上、復旧計画を樹立する。

災害復旧事業の種類は以下のとおり。

1 公共土木施設災害復旧計画

国土交通省及び農林水産省所管に係る公共土木施設災害復旧工事は、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」（昭和26年法律第97号）に基づき、国庫負担を受け災害復旧を実施する。

(1) 実施機関

災害復旧の実施責任者は、原則として県の管理に属する施設については県が、市長村の管理に属するものは、市長村において実施するものとするが、その他法令の規定により、災害復旧の実施について責任を有するものが当該施設の復旧にあたるものとする。

(2) 復旧方針

公共土木施設の災害復旧方針は、各施設の原形復旧と併せて再度災害の発生を防止するために必要な施設の新設又は改良を行う等の事業計画を樹立するものとし、これらの施設の早期復旧の完成に努めるものとする。

(3) 対象事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条に規定する政令で定める公共土木施設とは、次のような施設である。

- ① 河川 河川法(昭和39年法律第167号)第3条による施設等
- ② 海岸 海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護するための施設
- ③ 砂防設備 砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の海岸
- ④ 林地荒廃
防止施設 山林砂防施設又は海岸砂防施設
- ⑤ 地すべり

防止施設 地すべり等防止法第2条第3項に規定する施設

⑥ 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律第2条第2項に規定する施設

⑦ 道 路 道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路

⑧ 港 湾 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する水域施設、外郭施設、係留施設、廃棄物埋め立て護岸又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設

⑨ 漁 港 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な運送施設

⑩ 下 水 道 下水道法(昭和38年法律第79号)第2条第3号、第4号、第5号及び第6号に規定する施設

⑪ 公 園 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第25条各号に掲げる施設(主務大臣の指定するものを除く。)で、都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法(昭和47年法律第67号)第2条第1項第3号に規定する公園若しくは緑地に設けられたもの

2 農林水産業災害復旧計画

農地、農業用施設、林業施設、漁港施設及び共同利用施設(以下「農地等」という。)の災害復旧工事は、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」(昭和25年法律第169号)に基づき、国庫補助を受け復旧を実施する。

(1) 実施機関

農地等の災害復旧は、当該災害の規模等により実施主体を決めるものとし、一般的には市町村、土地改良区、農業協同組合、漁業協同組合及び森林組合等該当機関によって施行するものであるが、災害の規模が大でしかも高度の技術を要するもの等は、その実情に応じ県営事業として施行するものとする。

(2) 復旧方針

農林水産施設の災害復旧方針は、前述「公共土木施設災害復旧計画」の2「復旧方針」に準じて施行するものとするが、その他特に本復旧事業の推進に当たって必要な事項は、次のとおりとする。

- ① 同法律により、国に対し災害復旧の申請をなし、早急な国の査定を要請するとともに、緊急度の異なるものは応急復旧、その他は査定後施行するものとする。
- ② 前記①の事業を推進するため、当該災害の規模等により臨時適切な技術職員の配置を考慮するとともに、早期復旧の実現を期する。
- ③ その他災害復旧の特色としては、緊急性により施越工事が認められているから、資金計画を樹立して、早期復旧を図るものとする。

(3) 対象事業

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第2条に規定する農林水産施設とは、次のような施設である。

- ① 農地、耕作の目的に供される土地
田、畑等
- ② 農業用施設、農地の利用又は保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。
 - ・かんがい用排水路、ため池、頭首工、揚水機等
 - ・農業用道路、橋梁
 - ・農地保全施設、堤防(海岸を含む)
- ③ 林業用施設、林地の利用又は保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。
 - ・林地荒廃防止施設(地方公共団体又はその機関の維持管理に属するものを除く)
 - ・林道
- ④ 漁業用施設、漁場の利用又は保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。
 - ・沿岸漁場整備開発施設(消波施設等)
 - ・漁港施設(外郭施設、係留施設、水域施設)
- ⑤ 共同利用施設、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合連合会又は水産業共同組合の所有する次のものをいう。
 - ・倉庫
 - ・加工施設
 - ・共同作業場及びその他の農林水産業者の共同利用に供する施設

3 公立学校災害復旧計画

公共学校施設の災害復旧は、公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和28年法律第247号)に基づくほか、単独事業として、それぞれ次により実施するものとする。

(1) 実施機関

公立学校施設の復旧は、県立学校にあつては知事、市町村立学校にあつては市町村長が行うものとする。

(2) 復旧方針

公立学校施設の復旧方針は、前述の「公共土木施設災害復旧計画」復旧方針に準ずる。

(3) 対象事業

同法による学校施設で、建物、建物以外の工作物、土地及び設備である。

(4) 財政援助

公立学校施設災害復旧事業を実施するための財政援助は、次により措置されるものである。

- ① 公立学校施設災害復旧費国庫負担法による国庫負担
- ② 激甚災害に対処するための財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ
- ③ 地方交付税法に基づく地方債の元利補給
- ④ 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債

4 災害公営住宅計画

(1) 災害公営住宅の建設

災害公営住宅（公営住宅法（昭和26年法律第193号）第8条第1項の規定による公営住宅をいう。）は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が基準以上に達した場合に低所得り災者のため国からの補助を受けて建設し、入居者は公正な方法により選考して入居させるものとする。

(2) 既設公営住宅の復旧

災害により公営住宅が滅失し又は著しく損傷した場合は、当該公営住宅に係る公営住宅の工事費もしくは補修に要する費用又は公営住宅等を建設するための土地の復旧に要する費用は所定の率により補助される。

(3) 一般被災住宅の融資

一般住宅の災害復旧については、住宅金融支援機構による災害復興住宅融資又は一般個人向け融資を活用して復旧に努めるものとする。

資料編IV-22

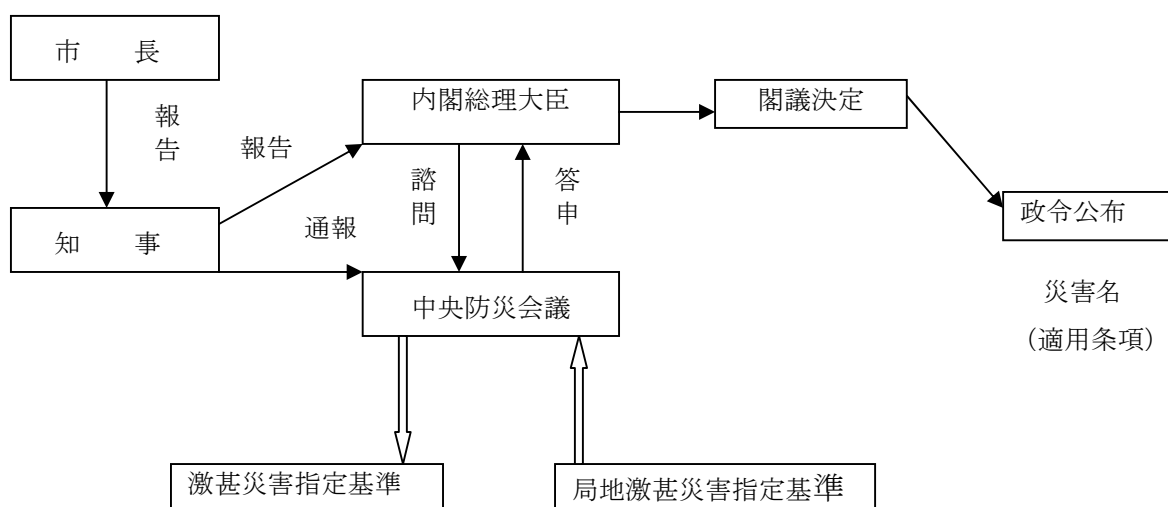
第2項 激甚災害の指定

激甚災害指定については、災害対策基本法に規定する著しい激甚である災害に相当する被害を受けた場合に災害の状況を速やかに調査して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう努める必要がある。

ここでは激甚災害の指定を受けるために必要な措置、手続きの手順、激甚災害に係る復旧事業実施に伴う国の財政援助等について、その概要を述べる。

1 激甚災害指定の手順

- (1) 市長は災害が発生した場合は、速やかにその被害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を知事に報告する。
- (2) 知事は市長からの報告により、必要と認めた場合は、内閣総理大臣に報告する。
- (3) 内閣総理大臣は、知事の報告に基づき、必要と認めた場合は中央防災会議の意見を聞いて激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。
- (4) 中央防災会議は「激甚災害指定基準」又は「局地激甚災害指定基準」に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうか答申する。
- (5) 内閣総理大臣は、この答申を受けて閣議を開き、激甚災害指定が閣議決定され、政令として公布される。



激甚災害指定の流れ

2 激甚災害に関する被害状況等の報告

被害状況等の報告は災害が発生した時点から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事について報告する。

- (1) 災害の原因
- (2) 災害が発生した時
- (3) 災害が発生した場所又は地域
- (4) 被害の程度

(5) 災害に対しとられた措置

(6) その他必要な事項

3 激甚災害指定の基準

激甚災害については「激甚災害指定基準」と「局地激甚災害指定基準」の2つの指定基準がある。

第3項 災害復旧に伴う財政援助の確保

災害が発生した場合は、速やかに災害復旧に必要な資金需要を把握し、早期にその財源確保に努めるものとする。

又、市長は激甚災害の指定を受けた場合は、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

資料編Ⅳ－23

第3節 復興計画

復興計画は、被災市民の明日への希望を与える重要な計画である。

被災後のまちの復興計画は、市民生活、事業活動の安定、公共施設の復興、災害に強いまちづくりを目ざし、市民相互が連帯感をもって、復興に立ち上がるものでなければならない。

第1項 復興基本方針

1 目標年度の決定

計画の復興目標年度は、災害の規模にもよるができる限り早期に決定するものとする。

2 計画策定の趣旨

本市総合計画のビジョンを踏まえつつ、防災の観点を明確にして復興の基本方針を明確にする。

3 目標別復興計画

下記のような項目について今後検討する。

(1) 市民生活、市民の暮らし

- ① 良質な住宅の早期大量供給
- ② 高齢者等に対する住宅の支援
- ③ 障がい者向け住宅の建設促進
- ④ 保険、医療、福祉施設の再建と防災拠点化
- ⑤ ボランティア、防災教育の推進
- ⑥ 地域社会の核としての学校開放
- ⑦ 適性取引と物価安定の確保

(2) 事業活動、都市の産業

- ① 低利融資、商店街、小売市場を対象とした共同仮設店舗補助
- ② 産業基盤となる交通インフラの早期復旧
- ③ 地元中小零細企業への優先発注等による復興需要の地元への誘導
- ④ 税金の減免や規制緩和等の検討

(3) 防災体制の整ったまち、災害対応への強化

- ① 防災計画の充実、周知
- ② 防災通信システム、情報ネットワークの整備
- ③ 消防、応急体制の整備、緊急時の保険・医療・福祉ネットワークの形成
- ④ 避難場所の在り方の検討
- ⑤ 広域応援の推進、ボランティア組織との連携
- ⑥ 防災マニュアルの作成、自主防災クラブの育成、家庭内での備蓄や防災対策の促進

(4) 地域のまちづくり

- ① 市民参加の充実を図るシステムの構築
- ② 多様な媒体の活用による、きめ細かな情報提供機能の強化
- ③ 地域のリーダーとなる人材の発掘、養成

- ④ ボランティア登録研修、交流の場づくりと機会の提供
- ⑤ 福祉まちづくりの推進強化
- (5) 市街地の復興計画、災害に強いまちづくり
 - ① 交通ネットワークの整備
 - ア 災害時に応急輸送路の確保等を行うための都市圏交通の総合的なシステムの整備
 - イ 平常時からの自動車利用の適正化、公共交通の利用促進
 - ② ライフラインネットワークの整備
 - ア 共同化や耐震性構造物の整備等による構造の強化
 - イ 上下水道の強化等による安定した水資源の確保
 - ウ 廃棄物の適正処理の推進及びこれに伴うリサイクルの推進
 - エ 事業者間の情報ネットワークの形成
 - オ ライフスポットの整備
 - ③ 都市施設の整備
 - ア 防災機能、代替機能を有した交通機関と道路網の整備
 - イ 植樹帯の形成と生活道路の改善
 - ウ 立体交差部の耐震化
 - エ 都市防災構造化計画の策定
 - オ 河川水路による防災帯の形成
 - カ ブロック塀のグリーン転換、みどりのネットワークの強化
 - キ 面的整備の検討
 - ④ 公共建築物の耐震性の向上
 - ア 既設施設の耐震診断及び補強、改築
 - イ 液状化への対応、地下埋設物の液状化対策
 - ウ 活断層など地質調査によるマップの作成

第2項 災害復興本部

災害復興本部は災害対策本部と連携をとりながら、将来目標に向かっての復興計画を策定する事務局とする。

なお、災害復興本部については別に検討する。

第3項 復興計画策定委員会

市民が安心して暮らせる安全で災害に強いまちづくりを旨とし、第1項にかかげた基本方針等を検討するため、復興計画策定委員会を学識経験者をはじめ関係機関の代表者により設置する。

熊本市地域防災計画書
(平成 24 年度改訂版)

地震・津波災害対策編

その他災害編

熊本市防災会議

地震・津波災害対策編／その他災害編

地震・津波災害対策編

第1章 総 則	9
第1節 計画の目的	9
第2節 計画の概要	9
第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	11
第4節 被害想定	14
第2章 災害予防計画	18
第1節 防災組織	18
第1項 熊本市防災会議	18
第2項 防災関係機関の防災組織	19
第3項 自主防災組織	19
第4項 ボランティア	20
第5項 事務所等防災組織	20
第6項 その他の防災組織	21
第2節 都市の防災化	22
第1項 都市の防災構造化	22
第2項 建築物の防災対策	23
第3項 防災空間の確保	24
第4項 市街地の開発等	24
第3節 公共施設の安全対策	25
第1項 道路施設の対策	25
第2項 河川の対策	26
第3項 港湾施設の対策	28
第4項 重要構造物の対策	28
第5項 上水道施設の対策	29
第6項 下水道施設の対策	30
第4節 ライフライン施設の安全対策	31
第1項 電力施設の対策	31
第2項 都市ガス施設の対策	31
第3項 通信施設の対策	32
第5節 地盤災害の予防対策	34
第1項 地盤の液状化対策	34
第2項 急傾斜地崩壊等の対策	34
第3項 災害危険地域の指定	36
第6節 地震火災の予防対策	37

第1項	出火防止対策	37
第2項	初期消火対策	38
第3項	事業所の防火対策	39
第4項	消防同意	40
第5項	危険物施設の保安全管理体制の確立	40
第7節	危険物等の災害予防対策	41
第1項	危険物対策	41
第2項	高圧ガス対策	41
第3項	劇物・毒物対策	42
第4項	放射性物資対策	42
第5項	火薬類対策	42
第8節	都市型地震災害予防対策	44
第1項	ライフライン機能の確保	44
第2項	情報システム震災対策	45
第3項	被災建物の二次災害の防止	45
第4項	大規模ビル、交通拠点施設等の混乱防止対策	45
第5項	道路交通の混乱防止対策	46
第9節	防災施設等の整備	49
第1項	防災拠点施設の整備	49
第2項	防災通信網の整備	50
第3項	防災資機材等の整備	52
第4項	非常食糧、生活物資の整備	53
第5項	飲料水の確保	54
第6項	消防水利の整備	54
第10節	避難場所の整備	56
第1項	避難場所の定義と指定	56
第2項	避難場所（機能）の整備	57
第3項	避難場所及び避難方法の事前周知	57
第4項	避難場所の開設・運営体制の整備	58
第11節	緊急輸送施設等の整備	59
第12節	文教予防対策	60
第13節	災害時要援護者対策	62
第1項	在宅要援護者対策	62
第2項	社会福祉施設における対策	62
第3項	外国人に対する対策	62
第4項	観光客に対する対策	62
第14節	防災知識の普及	63
第15節	防災訓練	66

第16節	調査研究	68
第17節	業務継続計画の策定	69
第3章	災害応急対策計画	71
第1節	応急活動体制	71
第1項	災害警戒本部	71
第2項	災害対策本部	74
第3項	職員配備体制	75
	震災時本部配備態勢図	77
	津波時本部配備態勢図	78
	災害対策本部の組織及び機能	79
	対策部の事務分掌	80
第2節	情報の収集・伝達	84
第1項	通信手段	84
第2項	防災行政無線の運用体制	85
第3項	地震関係情報の受理伝達	86
第4項	地震災害情報の収集・伝達	87
第5項	地震災害情報の広報伝達	89
第3節	がけ崩れ災害対策	92
第4節	消防対策	93
第1項	消防活動体制	93
第2項	消防障害	94
第3項	情報収集	94
第4項	地震時の招集	95
第5項	地震発生時の活動体制	95
第6項	応援体制の確立	96
第7項	地震発生時の消防部隊の運用	96
第8項	火災防ぎよ	96
第9項	地震災害時の救助救急活動	97
第10項	避難の勧告及び指示	98
第11項	消防通信運用	98
第12項	津波対策	99
第13項	消防団の活用	100
第5節	警備・交通対策	101
第1項	警察の警備体制	101
第2項	海上における警備対策	102
第3項	道路交通対策	102
第4項	公共施設等の混乱防止	104

第6節	障害物等の除去対策	105
第1項	除去の対象	105
第2項	除去の実施者	105
第3項	除去の方法	105
第7節	緊急輸送対策	106
第1項	輸送手段の確保	106
第2項	輸送路線の確保	106
第3項	防災倉庫、備蓄倉庫及び物資集積所の管理・運営等	106
第8節	避難対策	107
第1項	避難勧告・指示	107
第2項	避難誘導・移送	109
第3項	避難場所の開設・管理運営	109
第4項	警戒区域の設定	109
第9節	救援対策	110
第1項	食糧救援対策	110
第2項	給水救援対策	110
第3項	生活必需品救援対策	110
第10節	救護対策	111
第1項	医療助産救護対策	111
第2項	清掃対策	111
第3項	防疫対策	112
第4項	死体捜索及び遺体の収容埋葬計画	112
第11節	文教対策計画	113
第12節	住宅対策	114
第1項	仮設住宅の設置	114
第2項	被災住宅の応急修理	114
第3項	建設資材の確保	114
第13節	生活関連施設の応急対策	115
第1項	上水道施設	115
第2項	下水道施設	115
第3項	浄化施設	116
第14節	ライフライン施設の応急対策	117
第1項	電力施設	117
第2項	都市ガス施設	118
第3項	通信施設	120
第15節	海上災害応急対策	124
第1項	関係機関の措置	124
第2項	市の措置	126

第16節	応急公用負担と労働力の確保	127
第1項	従事命令等	127
第2項	物的応急公用負担	128
第3項	労働力の確保	129
第17節	応援要請等	130
第1項	自衛隊に対する災害派遣要請	130
第2項	行政機関に対する応援要請	132
第3項	災害時相互応援協定に対する応援要請	133
第4項	防災関係機関及び民間団体等に対する応援要請	133
第5項	ボランティアに対する応援要請	133
第18節	災害救助法	134
第4章	災害復旧復興計画	137
第1節	市民生活安定のための緊急措置	137
第1項	生活相談	137
第2項	職業の斡旋、雇用機会の確保	137
第3項	災害弔慰金等の支給及び貸付制度	137
第4項	市税等の減免	137
第5項	その他市関係の減免及び徴収猶予等	137
第6項	り災証明書の発行	137
第7項	その他郵便事業等の特別取り扱い	137
第8項	義援金品の受入れ・配分	137
第9項	農林漁業対策関係融資及び災害補償制度	137
第10項	中小企業対策関係融資	137
第11項	災害復興住宅資金の融資	137
第2節	公共施設の災害復旧	138
第1項	災害復旧事業計画	138
第2項	激甚災害の指定	138
第3項	災害復旧に伴う財政援助の確保	138
第3節	復興計画	139
第1項	復興基本方針	139
第2項	災害復興本部	139
第3項	復興計画策定委員会	139
第5章	津波災害対策計画	141
第1節	津波災害予防対策	141
第1項	津波対策の基本的考え方	141
第2項	津波監視体制	141
第3項	護岸水門等の整備対策	141

第4項	津波に関する知識の普及	142
第5項	津波影響調査	144
第6項	津波情報伝達体制の確立	144
第7項	避難場所等の整備及び選定	144
第8項	津波避難計画及び地域ハザードマップ（津波）の作成	145
第9項	ハード面の整備	145
第2節	津波災害応急対策計画	146
第1項	津波警報・注意報	146
第2項	津波予報等の伝達系統	152
第3項	情報収集及び初動措置	154
第4項	情報の伝達と広報活動	155
第5項	避難	160

その他災害編

第1章	原子力災害対策計画	163
第1節	総則	163
第1項	計画の目的	163
第2項	計画の見直し	163
第2節	防災活動体制	164
第1項	対策本部の体制	164
第3節	災害予防計画	165
第1項	情報収集・連絡体制の整備	165
第2項	住民避難体制の整備	165
第3項	健康相談及び医療体制の整備	165
第4項	住民等への知識の普及、啓発	165
第5項	防護資機材の確保	166
第6項	防災訓練の実施	166
第4節	災害応急対策計画	167
第1項	情報の収集	167
第2項	情報の連絡	167
第3項	住民避難等の防護活動	167
第4項	健康相談及び医療の実施	168
第5節	災害復旧対策計画	169
第1項	環境放射線モニタリングの実施	169
第2項	風評被害等の影響軽減	169
第3項	住民健康相談	169
第4項	放射性物質による汚染の除去等	169

第2章 海上災害対策計画	170
第3章 航空機災害対策計画	171
第4章 特殊災害対策計画	176

總 則

第1章 総則

第1節 計画の目的

熊本市地域防災計画は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、熊本市防災会議が本市の地域にかかわる災害対策について、その予防、応急対策及び復旧に用いる事項を定め、防災活動を総合的、かつ効果的に実施することにより、防災の万全を期するとともに、社会秩序の維持及び公共福祉の確保に資することを目的とする。

第2節 計画の概要

1 計画の性格

- (1) この計画は、風水害を除くその他の災害に対処するための基本的な計画を定めるものであり、熊本市地域防災計画の「地震・津波災害編・その他災害編」として位置づける。
- (2) 熊本市及び関係機関等は、この計画に定める諸活動を行なうにあたって具体的な行動計画等を定め、その推進に努めるものとする。

2 計画の内容

この計画は、過去に発生した地震の状況及びこれに対処した諸対策を基礎に災害を想定し、地震災害に対する予防対策、応急対策、復旧復興対策、津波災害対策、その他の災害対策の基本的な計画を定める

(1) 地震災害予防計画

地震災害の発生を未然に防止し、または被害を最小限に食い止めるための措置について基本的な計画を定める。

(2) 地震災害応急対策計画

地震災害が発生し又は発生する恐れのある場合の防ぎよ措置、災害の拡大防止措置及び被災者に対する応急援助の措置について基本的な計画を定める。

(3) 地震災害復旧復興計画

地震災害が発生した後の災害復旧復興の実施について基本的な計画を定める。

(4) 津波災害対策計画

津波災害の発生を未然に防止し、または被害を最小限に食い止め、かつ、津波が発生し、または発生する恐れのある場合の防ぎよ措置、災害の拡大防止措置及び被災者に対する応急援助の措置について特に必要な計画を定める。

(5) その他の災害対策

原子力災害、航空機災害、海上災害等に対する予防対策、応急対策復旧復興対策の基本的な計画を定める。

3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、検討を加え、必要があると認められるとき

はこれを修正する。

4 計画の周知

この計画は、本市の職員及び防災関係機関に周知し、特に必要と認められるものについては、市民にも周知するものとする。

第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市、国、県及び本市の区域を管轄もしくは区域内に所在する指定公共機関、指定地方公共機関、指定地方行政機関、公共的機関並びに公共的団体等は、おおむね次の事務又は業務を処理するものとする。

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
熊 本 市	<ol style="list-style-type: none"> 1 熊本市防災会議及び熊本市災害対策本部に関すること 2 防災に関する組織の整備 3 防災都市づくり事業の推進 4 防災に関する施設及び設備の設置、改善及び整備 5 防災に関する物資及び資機材の備蓄及び整備 6 防災知識の普及及び自主防災クラブの育成指導 7 防災に関する訓練及び調査研究の実施 8 災害時要援護者の安全確保に関すること 9 警報の伝達及び避難の勧告又は指示 10 情報の収集、伝達並びに被害調査及び災害時の広報 11 消防、水防その他の応急措置 12 その他災害発生の防除又は拡大防止のための措置 13 被災者に対する救助及び救護措置 14 災害時の医療救護及び助産活動、給水等の応急措置 15 緊急道路及び緊急輸送の確保 16 清掃、防疫、その他の保健衛生 17 災害対策要員の動員、雇上げ 18 災害を受けた幼児・児童及び生徒の応急教育 19 公共的施設及び設備の応急復旧 20 生活困窮者に対する保護及び救助に関すること 21 義捐金品の受領及び配布に関すること 22 災害応急対策及び災害復旧用資材の確保及び物価の安定に関すること 23 被災産業(事業者)に対する融資等の対策に関すること 24 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること 25 ボランティア活動の環境整備

機 関 の 名 称		事 務 又 は 業 務 の 大 綱
熊 本 県		1 熊本県防災課意義に関する事務 2 防災に関する施設の新設、改良及び復旧対策 3 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査 4 水防その他の応急処理 5 被災者に対する救助及び救護措置 6 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通等の対策 7 その他県の所掌事務についての防災対策 8 市町村の災害事務又は業務の実施についての援助及び調整
指 定 地 方 行 政 機 関	九 州 財 務 局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示 3 公共事業等被災施設査定の立会
	九 州 森 林 管 理 局	1 国有林野等の森林治水事業等及び防災管理 2 災害応急用材の需給対策
	福 岡 管 区 気 象 台 熊 本 地 方 気 象 台	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表 2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)および水象の予報及び警報・注意報並びに台風大雨、竜巻等突風に関する情報の発表・伝達及び周知 3 気象業務に必要な観測、予報、通信等の施設及び設備の整備 4 災害発生時における気象等観測資料の提供 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動
	熊 本 空 港 事 務 所	1 空港及びその周辺における事故に関する消火及び救助 2 遭難航空機の捜索及び救助
	熊 本 港 湾 整 備 事 務 所	1 港湾海岸災害対策に関すること 2 高潮、津波災害等の予防に関する港湾海岸計画
	九 州 地 方 整 備 局 熊 本 河 川 国 道 事 務 所 菊 池 川 河 川 事 務 所	1 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること 2 直轄河川の水防に関すること 3 高潮、津波災害等の予防に関する河川計画 4 その他防災に関し、九州地方整備局の所掌すべきこと
	熊 本 海 上 保 安 部	災害時の海上における人命・財産の救助その他救済を必要とする場合の援助並びに海上の治安及び警備

機 関 の 名 称		事 務 又 は 業 務 の 大 綱
指 定 公 共 機 関 及 び 指 定 地 方 公 共 機 関	放 送 報 道 関 係 (NHK熊本放送局、株式会社熊本放送、株式会社熊本日日新聞社、株式会社テレビ熊本、株式会社熊本県民テレビ、熊本朝日放送株式会社)	気象予警報、災害情報等の災害広報対策
	日 本 赤 十 字 社 (熊 本 県 支 部)	1 災害時における医療、助産及び死体処理の実施 2 災害援助等の奉仕者の連絡調整 3 義捐金品の募集配分
	西日本電信電話株式会社 (熊本支店)	1 電気通信施設の防災対策 2 災害時における非常・緊急通話の調整及び気象予警報の伝達
	九州電力株式会社熊本支店 熊本東・西・宇城・玉名営業所	1 電力施設の保全、保安対策 2 災害時における電力供給確保
	西部ガス株式会社熊本支社	1 ガス施設の保全、保安対策 2 災害時におけるガス供給の確保
陸 上 自 衛 隊	天災事変、その他の災害に際して航空機あるいは地上からの情報の収集・伝達及び人命又は財産の保護(人員の救助、消防、水防、救援物資の輸送、通路の応急警戒、応急の医療、防疫、給水、炊飯、入浴支援等)	
熊 本 市 医 師 会	災害時における医療、助産等の救護	
自 主 防 災 ク ラ ブ	1 防災知識の普及 2 情報伝達・消火・避難・救護等の計画及び訓練の実施 3 防災用資機材の整備・点検	
株式会社エフエム熊本 株式会社熊本シティエフエム	災害情報等の災害広報対策	

第4節 被害想定

震災については、平成7年～8年度に実施した「熊本市震災対策基礎調査」においてまとめられた「想定地震に伴う地震被害の予測」を基礎的資料として対策を講じることとするが、今後は、東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）を踏まえ県が行っている被害想定調査の結果を基に、地震の被害想定の見直しを行うとともに、これまで想定がなかった津波についても県の調査結果を元に想定を行うこととし、平成25年度版の「地域防災計画」に反映する。

以下に基礎調査の概況を述べる。

1 想定地震の設定

市域に大きな影響を与える地震として、内陸で発生する直下型の地震を想定し、震源としては、立田山断層と布田川断層帯を仮定する。

項目	立田山断層	布田川断層帯
地震の規模 (M)	6.5	7.2
断層の長さ (L)	15.0	26.0
断層の幅 (W)	7.5	13.0
断層の走向 (θ)	N60E	N65E
断層の傾斜 (δ)	70° N	70° N
予測に使用した地震波	兵庫県南部地震(ポートアイランド)	

2 地震動の予測結果

市域で直下型の地震が発生した場合、大多数の地域で震度6（弱）程度の揺れが生じることが予測される。

震度階 (計測震度)	震度階の占める面積割合	
	立田山断層	布田川断層帯
震度5（弱）	15.4%	20.8%
震度5（強）	15.8%	13.1%
震度6（弱）	68.8%	62.3%
震度6（強）	(なし)	3.8%

3 液状化の予測結果

市域で直下型の地震が発生した場合、山地と台地を除く熊本平野の液状化危険度が極めて高く予想されており、液状化に伴う地震被害が平野部で多発する危険性が予測される。

液状化危険度の評価区分	液状化指数 (PL値)の範囲	液状化指数の占める面積割合	
		立田山断層	布田川断層帯
液状化危険度が極めて高い	$15 \leq \text{PL値}$	30.0%	33.8%
液状化危険度が高い	$5 \leq \text{PL値} < 15$	13.9%	10.0%
液状化危険度が低い	$\text{PL値} < 5$	56.1%	56.2%

4 建物被害の予測結果

市域で直下型の地震が発生した場合、立田山断層を想定した予測結果では、市の中心部、川尻町周辺及び御坊山周辺で被害が予測されている。

また、布田川断層帯を想定した予測結果では、市の中心部、緑川沿い及び江津湖周辺で大きな被

害に見舞われることが予測されている。

予測 ケース	構造・棟数	木造建物	S系住宅建物	R C系建物	S系非住宅建物	その他建物	合計
	建物被害	157,581	15,137	8,480	17,584	2,189	200,971
立 田 山 断 層	大 破 棟 数	13,981	577	102	384	159	15,203
	大 破 率	8.87%	3.81%	1.20%	2.18%	7.26%	7.56%
	中 破 棟 数	10,708	1,273	149	96	60	12,286
	中 破 率	6.80%	8.41%	1.76%	0.55%	2.74%	6.11%
	被 害 棟 数	19,335	1,214	177	432	189	21,347
	被 害 率	12.27%	8.02%	2.09%	2.46%	8.63%	10.62%
布 田 川 断 層 帯	大 破 棟 数	17,684	842	130	419	190	19,265
	大 破 率	11.22%	5.56%	1.53%	2.38%	8.68%	9.59%
	中 破 棟 数	12,102	1,574	212	157	71	14,116
	中 破 率	7.68%	10.40%	2.50%	0.89%	3.24%	7.02%
	被 害 棟 数	23,735	1,629	236	498	226	26,324
	被 害 率	15.06%	10.76%	2.78%	2.83%	10.32%	13.10%

- ・被害棟数は、大破棟数に中破棟数の1/2を加えた値とした。
- ・RC系建物……鉄筋コンクリート造（RC）及び鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC）。
- ・S系建物……鉄骨造（S）及び軽量鉄骨造（LGS）、鉄骨プレハブ、軽量鉄骨プレハブ。
※注：S系建物は、用途が住宅の場合は軽量鉄骨造（LGS）と仮定してS系住宅建物に区分し、これ以外は大規模な構造を持つ工場や体育館、ビル等とみなし、S系非住宅建物に区分した。
- ・その他構造……上記以外の構造。コンクリートブロック造（CB）、煉瓦造、石造、土蔵、アルミフレーム構造（ALC）、プレストコンクリート造（PC）など。

5 ライフライン被害の予測結果

区分	予測対象	予測ケース	被害ヶ所数	被害率
上 水 道	894.3km	立田山断層	1,483ヶ所	1.66ヶ所/km
		布田川断層帯	1,581ヶ所	1.77ヶ所/km
下 水 道	183.8km	立田山断層	249ヶ所	1.36ヶ所/km
		布田川断層帯	289ヶ所	1.57ヶ所/km
埋設電話線	304.7km	立田山断層	110ヶ所	0.36ヶ所/km
		布田川断層帯	119ヶ所	0.39ヶ所/km
ガ ス	507.1km	立田山断層	2,063ヶ所	4.07ヶ所/km
		布田川断層帯	2,085ヶ所	4.11ヶ所/km
配 電 柱	55,870本	立田山断層	880本	1.58%
		布田川断層帯	946本	1.69%
電 話 柱	49,984本	立田山断層	388本	0.78%
		布田川断層帯	424本	0.85%

6 延焼出火の予測結果

予測ケース		炎上出火点数	延焼出火点数	焼失棟数
立田山断層	夏	22	5	1,087
	春・秋	49	28	6,198
	冬	124	98	23,742
布田川断層帯	夏	25	8	1,112
	春・秋	58	35	9,315
	冬	145	120	29,378

・炎上出火……地震時に発生する出火で、家人、隣人及び自主防災組織等による初期消火を加えた時点で、消し止められず拡大した出火形態

・延焼出火……炎上火災のうち、消防力を投入しても消火できずに拡大した出火形態

7 人的被害の試算結果

市域で直下型の地震が、冬季の午後6時頃発生したという、予測の最悪条件下で試算を行なった。

予測ケース	建物被害に伴う死傷者		火災被害に伴う死傷者		合計	
	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
立田山断層	555	3,144	69	255	624	3,399
布田川断層帯	720	3,740	61	207	781	3,947

〈参考〉

熊本地震（1889年、明治22年7月28日23時40分）

マグニチュード 6.3

震源地 熊本市

震央距離 極浅

災害予防計画

第2章 災害予防計画

大地震が本市直下及び本市近傍で発生した場合、様々な被害の発生が予想される。

地震災害から市民の生命、身体、財産を守るためには、地震が発生しても災害を起こさないための対策、被害が起きて最小範囲に止めるための対策、災害が広がらないための対策など、事前に災害の予防対策を推進することが重要である。

この章では、本市及び各防災関係機関等がとるべき予防対策について計画するものである。

第1節 防災組織

市及び各防災関係機関等は、総合的な防災体制を確立するため、各種の防災組織を組織し、防災活動を実施するため以下のような対策をとるものとする。

第1項 熊本市防災会議

1 設置の根拠

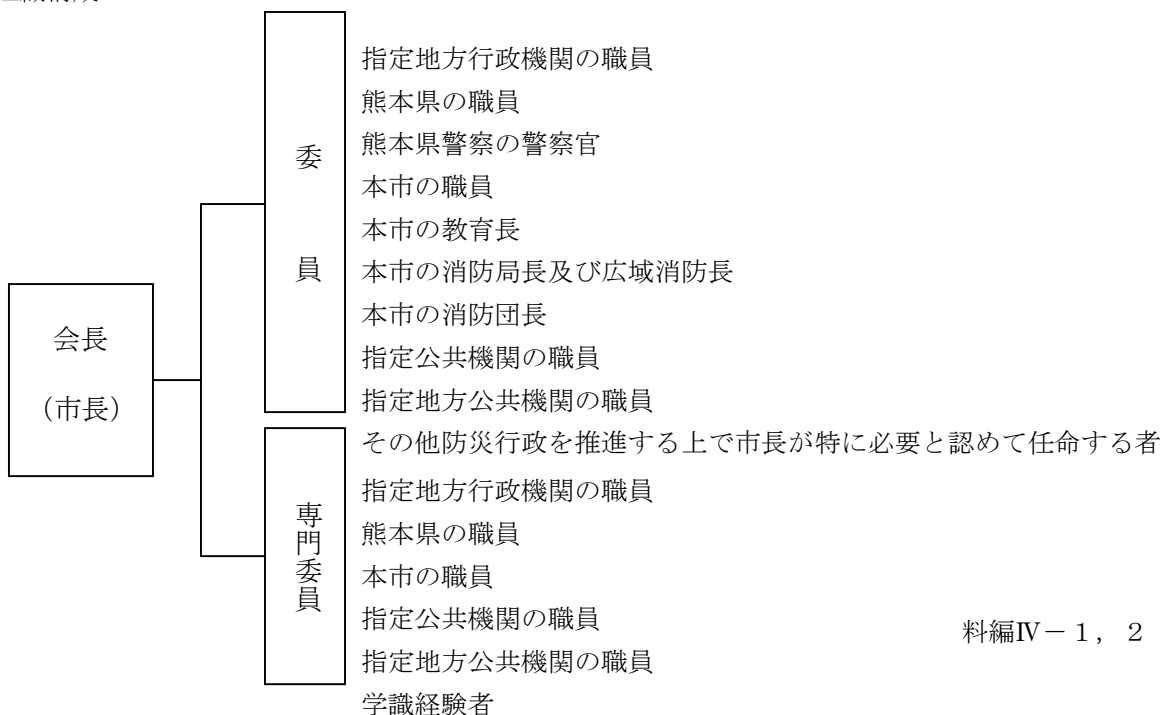
災害対策基本法第16条の規定及び熊本市防災会議条例に基づき、熊本市の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、熊本市防災会議を設置する。

2 所掌事務

防災会議は、以下の事務をつかさどるものとする。

- (1) 地域防災計画の作成とその実施の推進
- (2) 災害発生に際しての情報の収集
- (3) 水防法第32条に規定する水防計画その他水防に関し重要な事項の調査審議
- (4) その他、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

3 組織構成



料編IV-1, 2

第2項 防災関係機関の防災組織

災害対策基本法第47条の規定に基づき、本市の管内を所管又は市内にある防災関係機関は、その所掌事務又は業務について、災害を予測し、予報し又は災害に関する情報を迅速に伝達する等、必要な防災組織の整備、充実に努めるものとする。

第3項 自主防災組織

「自らの身の安全は自らが守る」が防災の基本であり、この精神のもとに市民がその自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には、「自らの身の安全を守る」（自助）「自分たちのまちは自分たちで守る」（共助）よう行動することが、被害軽減にとって非常に重要である。

特に、災害の規模が大きいほど発災直後には、本市の活動（公助）がまだ末端まで行き渡らない時点において、初期消火を行なう、近隣の負傷者、高齢者等の災害時要援護者を助ける、避難場所等で自ら活動するなどの防災活動は、自主防災組織に負うところが大きい。

また、平常時は、防災知識の啓発等の活動における組織としての役割も大きい。

これらのことから、本市は、自主防災組織（自主防災クラブ）の結成及び育成・指導、防災資機材の助成、出前講座、地域のハザードマップの作成、リーダー研修等の活動全般を支援するものとする。

1 自主防災組織の結成

地域住民による自主防災組織の結成を促進する。

2 自主防災組織の育成・指導

災害に対する地域の連帯及び地域防災活動の推進を図るため、自治会等の住民組織等を中心とした各区における「まなぼうさい」、「出前講座」、地域での訓練支援及び「総合防災訓練」への参加等を推進する。

3 自主防災組織に対する助成制度

自主防災組織の防災資機材整備を推進するため、防災資機材を助成するほか、地域ハザードマップ作成経費の一部を助成する。

4 自主防災組織リーダーの育成

リーダー研修会、他地区の訓練研修等を実施し、自主防災組織のリーダー等の養成を図る。

5 自主防災組織の活動内容

(1) 平常時の活動

自主防災クラブ（未結成の町内自治会を含む。）において、防災知識の普及、地域のハザードマップの作成、防災訓練、防災点検、防災用資機材の整備・保守を実施し、この活動により、区域内の住民の防災意識の向上を図ると共に、災害時における「自助」「共助」力を強化する。この際、特に災害時要援護者への支援体制の整備や避難体制の整備、女性参画の促進に留意する。

(2) 災害時の活動

地域ぐるみの平常時の活動を生かし、出火防止、初期消火、救出救護、避難誘導、給食、救援物資の配布等の活動により、被害の最小化 に努める。

第4項 ボランティア

阪神・淡路大震災はもちろんのこと、島根県沖日本海における重油流出事故災害でのボランティアの活動・活躍は、多くの人々の救いとなった。

このボランティアの有効性を重大に受け止め、災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう環境の整備を計画するものである。

1 ボランティアとの連携

災害時に備え、日本赤十字社や各種ボランティア団体との連携を図るとともに、防災とボランティアの日（1月17日）及び防災とボランティア週間（1月15日～21日）の諸行事を通じたボランティア意識の啓発を図る。

2 ボランティアの登録及び育成

(1) くまもと防災ボランティア

(社)熊本市社会福祉協議会内の熊本市市民活動・ボランティアセンターを窓口とし、くまもと防災ボランティアに登録する。

(2) 救急ボランティア

大規模災害に備え、行政が対処できる限界の隙間を埋めるためにも応急手当・応急救護の知識・技能を持った救急ボランティアを育成し、自分の持っている資格及び特技等を活かして被災地の住民に対し活動できる体制を整える。

3 ボランティアの研修

災害時における活動が円滑に行なわれるよう、本市が行なう総合防災訓練等への参加を熊本市市民活動・ボランティアセンターを通じて呼びかけるものとする。

4 ボランティア活動の調整を行なう体制

災害時には、熊本市市民活動・ボランティアセンター内にボランティアコーディネーターを置き、災害対策本部との連絡調整を行なうものとする。

5 ボランティア活動の拠点の確保

ボランティアコーディネーターについては、熊本市市民活動・ボランティアセンター内とし、ボランティアについては、各避難場所等とする。

資料編Ⅳ－ 5

第5項 事業所等防災組織

消防法(昭和23年法律第186号)第8条の規定により、「消防計画」を作成すべき事業所等は従業員、利用者の安全を確保するとともに、地域の災害を拡大することのないよう、的確な防災活動を行なうため、事業所防災組織の編成、防災マニュアルの作成等に努めるとともに、周辺地域の住民と密接な連携を図り、地域の安全に努めるものとする。

なお、同法第36条第1項において準用する同法第8条の規定により、防災管理上必要な措置を講

じなければならない事業所等は、地震による被害の軽減のため、消防法令に定める対策を講じなければならない。

1 従業員の育成・指導

事業所等は、防火管理者、防災管理者等の育成指導を推進し、防火管理者及び防災管理者による従業員等に対する防災教育を行ない、防災組織の強化を図る。

2 活動内容

事業所等は、本市が実施する防災訓練等の防災事業の協力を努めるとともに、概ね次の活動を実施するものとする。

- (1) 防災訓練
- (2) 従業員の防災教育
- (3) 情報の収集・伝達方法の確立
- (4) 火災等の予防対策
- (5) 避難対策
- (6) 応急救護対策
- (7) 地域の防災活動への協力

第6項 その他の防災組織

幼少年期から消防に対する関心を深めながら、防火防災思想の普及啓発を図り、災害のない明るい街づくりの基礎となる人材の育成を行なう。

- (1) 市内小学校高学年を主体に編成する少年消防クラブを対象に、少年期のうちから消防の仕事(火災予防、応急手当等)や役割に興味を持たせ、活動を通じて市民の関心をも高めるもので、少年たちが防火・防災・救急についての諸問題を身近な生活の中から見出し、お互いに研究し、また、防火・防災思想を高めるなどクラブの活動を通して、その育成を図るものとする。
- (2) 幼稚園・保育園等の幼児で編成する幼年消防クラブを対象に、幼児期から消防に関心を持たせ身近な防火・防災を保護者とともに学び、その大切さを身につけるため積極的なクラブ活動を行ない、幼児及び保護者の防火・防災思想を高めるため育成に努めるものとする。

第2節 都市の防災化

都市の防災化は、災害を未然に防ぎ、また、被害を最小限にするため不可欠であり、そこで以下の対策をとるものとする。

第1項 都市の防災構造化

1 都市計画の地域の指定状況

本市における都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく地域の指定状況は次のとおりである。(平成23年4月1日現在)

熊本都市計画区域	面積 (約ha)	割合 (%)
市域面積(熊本都市計画区域)	23,138	
都市計画区域		
市街化区域	10,148	
市街化調整区域	12,990	
用途地域		
第1種低層住居専用地域	984	9.7
第2種低層住居専用地域	52	0.5
第1種中高層住居専用地域	2,493	24.6
第2種中高層住居専用地域	2,466	24.3
第1種住居地域	1,057	10.4
第2種住居地域	587	5.8
準住居地域	218	2.1
近隣商業地域	510	5.0
商業地域	370	3.6
準工業地域	1,114	11.0
工業地域	297	2.9
防火地域		
防火地域	118	
準防火地域	1,490	
都市計画公園	計	
公園	483.55	
緑地	214.89	
墓園	35.89	

注) 本市には、このほかに植木都市計画区域、宇土都市計画区域及び城南都市計画区域に属する地域があり、植木都市計画区域においては、第1種低層住居専用地域45.0ha、第1種中高層住居専用地域67.9ha、第2種中高層住居専用地域1.0ha、第1種住居地域34.2ha、第2種住居地域13.0ha、準住居地域4.0ha、近隣商業地域12.0ha、商業地域10.0ha、準工業地域41.0ha、工業地域43.0ha、宇土都市計画区域においては、第1種低層住居専用地域36.4ha、第2種中高層住居専用地域19.5ha、第2種住居地域29.2ha、商業地域4.4ha、準工業地域21.8ha、城南都市計画区域においては、第2種低層住居専用地域53.0ha、第2種中高層住居専用地域13.0ha、第1種住居地域83.0ha、第2種住居地域10.0ha、準住居地域1.8ha、近隣商業地域14.0ha、準工業地域12.0ha、工業地域26.0ヘクタールの用途地域が定められている。

これらは、いずれも土地利用の面から都市の構造に関わるものであるが、中でも特に、都市の防

災化に関係の深いものは防火地域及び準防火地域である。

防火地域及び準防火地域は、都市計画法に基づき市街地における火災の防除をするため決定されるが、これらの地域内では、建築基準法(昭和25年法律第201号)の規制により、建築物や工作物に一定の防火性能や不燃化措置を義務付けるものである。

2 防火地域及び準防火地域

建築物の不燃化等を促進することにより、都市の防災性をより一層向上させるため防火地域及び準防火地域を適切に配置する。

防火地域及び準防火地域の検討に当たっては、都市の成長にともなった都市構造の変化を踏まえ、高容積指定地区や木造家屋密集地区だけでなく、大地震の発生時の避難所となる公園や避難経路となる幹線街路の沿線や、延焼の防止の観点から十分考慮する必要がある。

また、災害地において、救急、医療、復旧活動等の中心となるような公共建築物のある地区やその周辺においても、防火性を高める必要がある。

3 市街地の再整備

地震に強い都市にするためには、個々の耐震性を向上させることはもとより、細分化された宅地を統合し、不燃化された共同建築物への建替えを促進することや、公園、緑地、広場、街路などの公共施設の整備と有効なオープンスペースの確保を総合的に進めるために、市街地再開発事業や土地地区画整理事業等の手法が積極的に取り入れられるようにする必要がある。

4 屋外広告物等の落下防止

地震時に、建築物の窓ガラスや看板などの落下による危険を防止するため、落下物の危険がある建築物について、その所有者や管理者に対し改修を指導する。

また、日頃から落下物の危険性に対し啓発を行なうことも重要である。

5 救急医療体制

阪神・淡路大震災のような広域的災害の場合、どの医療機関がどの程度の損壊を受けるのか予測することは不可能である。そこで、災害時救急医療の拠点となる医療機関として公的医療機関を中心に指定するとともに、重傷者などの搬送のため病院敷地内又は近接地にヘリポートの確保に努める。

6 道路橋梁、河川対策

国道、県道、市道等の重要幹線道路の沿道の不燃化を図り、延焼遮断帯の整備を進める。

市内を流れる河川の沿道の不燃化を図るとともに、公園、学校、福祉施設、社会教育施設などの公共施設との回遊性を確保し、緊急避難通路としての役割を負わせる。

また、既設の道路、橋梁、護岸、堤防等の耐震性の診断を早急に行ない、その改良や補強を行なう。

第2項 建築物の防災対策

1 既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進

近年、新潟県中越地震、福岡県西方沖地震、岩手・宮城内陸地震など大地震が各地で頻発し、い

つ、どこで大地震が発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がり、平成 18 年 1 月に、耐震診断及び耐震改修を促進することを目的とした「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成 7 年法律第 123 号）の一部改正が行われた。この改正に伴い、平成 20 年 3 月に策定した「熊本市建築物耐震改修促進計画」に基づき既存建築物の耐震診断や耐震改修を促進する。なお、計画については、平成 24 年 3 月に中間見直しを行っている。

2 建築物の不燃化促進

木造住宅密集地等において、火災の危険性が高い地区については、防火地域等の見直しにより建築物の不燃化を促進する。

3 医療施設の安全性の確保

病院、診療所や保健所、保健福祉センターについては、震災時に、救護や傷病者の収容を行なうことから、関係部局との連携を密にし、構造、防災設備、防火設備、避難経路等の安全性について指導を行なう。

また、新しく建設される病院、診療所についても建築基準法の遵守はもちろん、総合的に安全性の高いものとなるよう指導を行なう。

第 3 項 防災空間の確保

1 都市公園等の整備

都市公園などは、市民の憩いの場やレクリエーションの場であるとともに、大震災が起きたときの避難所や延焼遮断帯としての機能を果たし、合わせて救援活動の拠点となるなど多様な役目を持つ防災上重要な空間である。

このため、都市公園の緊急かつ重点的な整備を図り、災害に強いまちづくりを推進する。

また、市街地再開発事業や土地区画整理事業を推進することにより、オープンスペース等を確保し、総合的な設備を推進する。

2 既設の公共空地の活用

国・県・市の公共空間に限らず、駅周辺における駅前広場のような既設の公共的空地も、避難場所、延焼遮断帯、救援物資の集積場所として有効な場所として考えられるので、管理者や所有者とも一体となって災害時の利用について検討を進める。

第 4 項 市街地の開発等

老朽化した木造住宅が密集した地域で狭隘道路の多い市街地では、一度火災が発生した場合、甚大な被害が発生する恐れがある。

このような、既成市街地では、建築物の整備をする際に、建築物の耐火化や不燃化を促進し、また、細分化された宅地を共同化したり、オープンスペースの確保に効果のある市街地再開発事業や土地区画整理事業等の手法により、防災性の高い空間の創出を支援する。

第3節 公共施設の安全対策

地震発生時の公共施設等の被害は、物的な損害にとどまらず、地震直後の避難行動、消防活動、医療活動等に大きな影響を及ぼす。また、その中でも道路施設、上水道及び下水道等の生活関連施設の被害は、日常生活に支障を生じさせることが明らかである。

このような被害をできるだけ防止するため、関係各機関は、以下のような対策をとるものとする。

第1項 道路施設の対策

道路施設は、災害直後の避難者の避難路、消防活動、救助活動の救援路として、また、応急復旧活動期には救援物資や復旧資材の輸送路として重要である。特に、広幅員道路は火災発生時に延焼遮断帯としての機能を発揮する。このため、道路施設の地震対策を進めるに当たっては、健常者だけでなく、障害者、高齢者等いわゆる災害時要援護者の歩行避難に配慮した道路環境の整備や公共施設等を総合的かつ計画的に考え、安全性及び耐震性の向上を十分検討し、道路網の整備を促進する。

1 道路環境の整備

(1) 直轄国道の整備（国土交通省）

直轄国道（国道3号、57号、208号）の環境整備を行なう。

(2) 国道（直轄国道以外）・県道・市道の整備（熊本市）

- ① 良好な道路環境を維持するため、道路の緑化を推進する。特に延焼遮断帯として役割が期待される路線や避難上必要と認められる路線については、難燃性の樹種を選定するよう配慮する。
- ② 歩行者が安全かつ快適に通行できる空間づくりをめざしたコミュニティ道路の整備を促進するとともに、歩道のない道路については歩道の整備を進める。
- ③ 道路案内標識の設置にあたっては、災害時の避難の安全確保の観点からデザインその他必要な配慮を行なう。
- ④ 路上駐車、放置自転車等のために災害時の避難や消防、救急救助活動に支障のある区域については、駐車場及び駐輪場の整備、確保に努める。特に、不特定多数の人が集まり、災害時の避難や消防、救急救助活動に支障の大きい地域については、駐車防止等に関し市が必要な管理、指導を行なえるよう検討する。
- ⑤ その他良好な道路機能の維持を図るため、道路改良等の整備に努める。

2 橋梁の耐震性調査及び点検・整備

(1) 橋梁の耐震性調査

市管理の橋梁については、耐震性調査を行い、その状況等を把握しておく。

(2) 橋梁の点検・整備

上記の調査による危険箇所については補修、補強、架替えを行なうとともに、機能について点検、整備を実施し防災対策上、十分な安全性の確保に努める。

3 災害時優先復旧道路の指定

地震発生後の避難、消火、輸送等の応急対策活動を迅速、的確に行なうことは、市民の生命、身体、財産の安全を守るために最優先されるべき課題である。そこで、道路が被害を受けた場合、あ

るいは放置車両等で閉塞した場合に優先的に復旧すべき道路を指定するものとする。

(1) 路線等の指定

- ① 公共的施設等と連絡する路線
- ② 市が指定する広域避難場所及び一時避難場所に連絡する路線
- ③ 港湾、空港等の輸送拠点へ連絡する路線
- ④ 救急指定病院等の医療機関周辺の路線

(2) 路線等の安全性の向上

- ① 予想される道路被害と路線の重要性を総合的に考慮し、かつ耐震補強を推進しながら被害の軽減に努めるとともに、代替路線についても配慮する。
- ② 電柱、自動販売機、看板等の落下転倒による道路の閉塞を避けるために、危険箇所の改善指示を行なう。
- ③ 地震発生時に直接的な被害を受けなくても、車両の放置等によって道路の有効幅員がせまめられ、結果的に機能を発揮できなくなる恐れがある。このため、地震発生時にドライバーがとるべき行動について周知徹底するとともに、選定路線について駐車禁止措置に配慮する。
- ④ 市民に対して、避難場所へ至る避難道路の広報、伝達を行なう。

第2項 河川の対策

海岸部や河川沿岸下流部の低地帯は、浸水被害に対して、脆弱である。また、中・上流部においても、堤防が沈下したり、崩壊した土砂等によりせき止められた水が、あふれるような事態が生じる。

各河川管理者及び防災関係機関は、地震による浸水を招かないように、二次災害発生防止に重点を置き、安全対策の推進を図るものとする。

1 河川構造物の耐震化

河川管理者は、浸水被害等の影響を考慮して、護岸、水門、排水機場等の耐震性に配慮する。

2 応急復旧体制の整備

地震発生後の二次災害を防止するため、あらかじめ下記の事項について整備し、安全性の向上に努める。

- (1) 震度6弱以上の地震発生時の施設点検要領の整備
- (2) 要員及び資機材の確保
- (3) 応急措置実施要領の整備
- (4) 応援協力体制の充実

3 熊本市域を流下する主要河川の現況

市域の主要河川状況

水系	河川名	級別	流域面積 (km ²)	計画高水 流量 (m ³ /s)	河川延長 (km)	改修 着手年	摘要
白川	白川	1級	480	3,000	63.2	昭31	国土交通省管理（直轄区間17.3km）
緑川	緑川	1級	1,100	4,200	71.3	〃 37	国土交通省管理（直轄区間30.8km）
	加勢川	1級	253.8	1,100	20.9	〃 37	国土交通省管理（直轄区間13.1km）
	無田川	1級	1	19	2.3		県管理
	木部川	1級	20.4	48.2	4.9	平4	〃
	天明新川	1級	6.5	120	11.6	昭54	〃
	高良川	1級	1.9	—	1.5		県管理
	内田川	1級	6.5	50	4.2	昭50	〃
	矢形川	1級	37.9	340	13.7	〃 48	〃
	木山川	1級	100	660	16.5	〃 62	〃
	秋津川	1級	32.2	240	6.2	〃 44	〃
	鶯川	1級	2.8	32	1.3	平8	〃
	健軍川	1級	14.6	190	6.8	昭47	〃
	藻器堀川 (本川)	1級	2.8	55	3.8	〃 63	〃
	保田窪 放水路	1級	5.3	95	6	〃 47	〃
	浜戸川	1級	93.1	520	27.3	〃 35	国土交通省管理（直轄区間5.3km）
	潤川	1級	18.4	140	5.7	〃 60	県管理
	安永川	1級	—	—	1.1	—	〃
	谷郷川	1級	2.8	—	2	—	〃
	錦郷川	1級	4.9	—	5.8	—	〃
	滑川	1級	—	—	2.2	—	〃
西迫川	準用	—	—	0.8	—	市管理 他12河川	
菊池川	合志川	1級	202.2	1,100	21.95	昭15	国土交通省管理（直轄区間10.1km）
	木葉川	1級	50	200	12.1	〃 21	県管理
	神ノ木川	1級	23	32.6	2	〃 52	〃
	千田川	1級	4	50.4	7.4	〃 49	〃
	宮原川	1級	3.2	40	5.2	〃 47	県管理
	豊田川	1級	14.4	9.4	7.1	〃 37	〃
	夏目川	1級	4.5	62.8	2	〃 60	〃
	小野川	1級	4	48	3.2	〃 48	県管理
	中谷川	1級	—	—	4.2	—	県管理
	上生川	1級	22.3	200	2	平元	県管理
菖蒲川	準用	—	—	0.7	—	市管理 他14河川	
坪井川	坪井川	2級	84.6	560	23.2	〃 33	県管理
	井芹川	2級	57.1	360	14.6	〃 39	〃
	堀川	2級	42.7	120	10.8	〃 53	〃
	西浦川	2級	5	—	2.1	—	〃
	西谷川	2級	13.2	—	3.6	—	〃
	立福寺川	2級	5.3	—	1.7	—	〃
	万石川	2級	3.6	75	1.2	昭48	〃
	兔谷川	2級	1.7	35	0.8	〃 48	〃
	麴川	2級	3.1	59	1.7	〃 51	〃
	谷尾崎川	準用	2.3	40	1.3	〃 53	市管理 他2河川
単独	河内川	2級	20	—	6.6	—	県管理
	千間江湖	2級	2.2	15	4.7	昭40	〃
	除川	2級	6	40	3.3	〃 42	〃

※上記の法河川指定（区間）以外の普通河川で、39河川が砂防指定されている。

記載数値は、河川整備計画（工事実施計画）を記載。未策定河川は、河川（準用）現況調査延長を適用

第3項 港湾施設の対策

港湾施設は、災害時の応急対策において重要な役割を果たし、中でも特に、岸壁、栈橋等の係留施設は、救急援助物資や応急復旧資機材の陸揚げ等に必要な施設である。例えば、陸上輸送路が地震による被害を受けた場合は、緊急時の外部との物資の大量輸送には海上輸送が重要な役割を果たすものと思われる。

また、熊本市における港湾施設は、災害発生時には、官民一体の機能の確保等に関する対策が必要である。そこで、港湾施設に関しては、必要な耐震診断、調査を実施し、必要な補強改修を行なう。また、市は、熊本港等についても、岸壁の液状化対策工事等を行なうなど大規模な地震に対する耐震性を備えた港湾施設の整備を推進していくよう県等へ要望していく。

第4項 重要構造物の対策

1 対象施設

市施設のうち重要構造物と指定するのは次のようなものである。

- (1) 市役所
- (2) 各区役所及び（総合）出張所等
- (3) 消防署・所
- (4) 病院及び診療所
- (5) 保健所及び保健福祉センター
- (6) 学校
- (7) 社会福祉施設等

2 耐震性の確保

地震発生時に公共施設が被災すると、災害応急活動及び市民生活に大きく影響し、さらに避難、救護、救援、復旧活動に支障をもたらすことになる。そこで、市有建築物において、耐震性が不明な建築物については、用途や規模、機能等による重要性を考慮し、早期に耐震診断を実施し、耐震性が不十分なことが明らかとなった建築物については、耐震化の方針を定め、計画的に耐震化を進めていく。

(1) 市施設の耐震、不燃化

市施設は、災害時における避難、救護、復旧対策活動等の拠点となる重要な施設である。その中でも、防災行政の中核部である市庁舎は、災害時に対策本部を設置し、また、正確な災害情報等の収集伝達や的確な避難勧告等、市民の生命・身体・財産等を守るため、充実した情報通信施設を有し、防災拠点として対応できるものでなければならない。このような視点に立ち、耐震性、不燃化に優れた庁舎等の整備を検討していく。

(2) 民間重要構造物の耐震、不燃化

不特定多数の人が集まる施設等については都市計画法、建築基準法、建築物の耐震改修の促進に関する法律等に基づき、所有者等に対して、広報、啓発に努め耐震診断、補強等を実施し、不燃化についても指導していく。

第5項 上水道施設の対策

上水道は、市民生活に欠くことのできない重要な基盤施設であり、災害時に最低限確保すべき飲料水を供給するための最重要な施設である。地震発生時に、仮に上水道施設が被災すると、市民が、飲料水を確保できず日常生活に支障が生じるのは明らかである。そこで、被災時の被害を最小限にとどめるため、年次計画等を策定し、施設の耐震性、安全性の強化を図り、整備を推進する。

また、災害発生直後の飲料水の確保と速やかな復旧を図るための具体的な行動を定めた「災害対策マニュアル」の周知を徹底する。

1 主要施設耐震化の推進

取水、送水、配水施設等の耐震性の強化を図り、平常時からその機能について点検、整備を実施し、防災対策上、十分な安全性の確保に努める。また、施設の耐震診断に基づく年次計画により、耐震補強等や緊急遮断弁の設置など施設等の整備を推進する。

2 主要幹線の耐震化及び水融通管・補給水管の整備

大きな地盤変動が発生すると思われる地域に主要幹線を布設する場合は、その重要度により耐震性の高い管及び継手（ダクタイル鋳鉄管NS形、鋼管）を採用する。また、安定給水のため水融通管・補給水管を整備する。

3 電力の確保

地震発生時に電力を確保することは非常に重要であり、主要施設の非常用発電設備の設置等をより充実させる。

4 応急給水拠点の整備

災害時に各戸給水が困難な場合、給水車を利用して各避難場所や主要施設に運搬する飲料水を確保する施設を「給水拠点」とし、被災した住民が飲料水を直接取りに来る所を「給水所」とする。

（「給水拠点」の中で応急給水の中核となる「給水基地」を本市の最重要施設である健軍配水場とする。）

各拠点の整備については、配水池等の機能向上を図り災害時に必要な貯水量を確保するとともに、施設の複数化により、危険の分散を図る。

また、災害時に必要となる応急給水器具を整備備蓄する。

5 非常用水源の確保

本市は、地下水に恵まれた地域であるので、取水井を非常時に利用できる水源として確保するために、同施設を整備する。

第6項 下水道施設の対策

下水道は、市民が健康的で文化的な生活を営む上で重要な設備であり、快適で美しい都市環境を維持するためにも欠かせない設備である。そこで、地震発生時においては、合流式の下水道区域における市街地の浸水による被害を防ぐため、絶えず下水道管のしゅんせつに留意し、特に浸水の恐れのある地域については、重点的に実施するものとする。

1 構造面での対策

- (1) 耐震性の低い、老朽化した施設については、改築時に必要な補強工事を実施する。
- (2) 浄化センターの配管類に可とう性を持たせる。
- (3) 配管材の検討を行なう。(剛性管から弾性管への移行等)
- (4) マンホールと管渠の接続部には、可とう性継手を用いる。

2 システムとしての対策

- (1) 重要幹線の2条化を検討する。
- (2) 重要幹線については各条かセンターとのバイパス管を検討する。
- (3) 緊急用としてポンプ場施設にバイパス管を検討する。
- (4) 停電に備え複数回線受電を行なうとともに自家発電装置を設置する。

3 体制面での対応

- (1) 下水道台帳のバックアップシステムを設ける。
- (2) 地盤の液状化が予想される地域の施設について、その対策を検討する。
- (3) 緊急な諸活動が迅速かつ円滑にできるよう、平常時から資機材等の手配について民間団体等と連携しておく。

第4節 ライフライン施設の安全対策

地震発生時の電気、電話、ガス等のライフラインの被害は、市民の文化的生活に対して大きな打撃を与える。

このような被害をできるだけ防止するため、関係各機関は以下のような対策をとるものとする。

第1項 電力施設の対策

現在の都市機能は、そのほとんどが電気に何らかの形で依存している。従って、災害時の停電が市民に与える影響は極めて大きいものとなる。このため、電気施設に関しては、地震時においても停電になりにくい設備の実現、停電した場合の早急な復旧のための予防対策が求められる。

このため、以下のような対策をとるものとする。

1 電力供給施設の耐震性確保

電力供給施設は、そのほとんどが耐震設計されているが、既往災害例を参考として更に各施設の耐震化を図る。

2 送配電系統の対策

送電系統の多重化、配電系統の連係を進め、1系統に障害が発生し、送配電が不能になった場合でも他系統に切り替えることによって電力系統が確保できるよう対策を整える。

3 緊急用資機材、人員の確保

災害時に備え緊急用資機材を備蓄しておくほか、これらの資機材が不足する場合を考慮して平常時から外部団体等に対し、あらかじめ非常時の資機材の補給に関する依頼をしておくものとする。

また、復旧要員についても、社員のほか、非常時に要員が不足する場合に備えて、外部団体等に対して応援の要請を行なえる体制を整えておく。

第2項 都市ガス施設の対策

都市ガスは、現代都市において熱源としてのみならず、冷房設備などの動力源としても使用されており重要なライフライン機能である。同時に、施設の破損によってガスが流失した場合は、2次災害の防止及び被害拡大防止が要求される。

このため、以下のような対策をとるものとする。

1 ガス製造、供給施設の耐震性確保

ガス製造、供給施設は、そのほとんどが耐震設計されているが、既往の災害例を参考として更に各施設の耐震化を図る。また、停電時でも機能が損なわないよう、保安電力を確保する。

2 ガス管路の対策

ガス管路のうち中圧管などの主要管路については、耐震性が考慮されているが、一部の低圧管(ねずみ鋳鉄管、白ガス管等)については耐震性の低いガス管が使用されており、これらについては、計画的、あるいは他工事等の機会をとらえて、耐震性、耐食性の高いポリエチレン管等へ順次敷設替えを行なう。

3 供給系統の対策

ガス導管網をブロック化し、2次災害防止のためのガス供給停止をブロック単位で行なうことにより、供給停止が全体に拡大しないようにする。

熊本地区においては、地震の影響範囲による供給区域分割「単位ブロック」を、7つのブロックに区分している。

4 需要家ガス設備の対策

需要家（一般家庭用）の場合、震度5以上を感知するとガスを遮断する機能をもった、マイコンメーターを設置。

5 緊急用資機材、人員の確保

災害時に備え緊急用資機材を確保しておくほか、これらの資機材が不足する場合を考慮して、平常時から外部団体等に対し、あらかじめ非常時の資機材の補給に関する検討をしておくものとする。また、復旧要員についても、社員及び関連会社社員に周知徹底するとともに、通信機器、被害状況連絡票や需要家リスト等所要の設備・資料を整備する。

第3項 通信施設の対策

現代は情報の時代であり、その情報流通の大きな部分を受け持っているのが通信設備である。通信は人と人との会話を伝えるだけでなく、コンピューターとコンピューター間で多数の情報が交流しており、通信の不通は社会生活や経済に与える影響が多岐である。このため、通信施設に関しては、地震時において途絶しない設備の実現と同時に、非被災地から殺到する通信に対する対処も要求される。

このため、以下のような予防対策をとるものとする。

1 施設の耐震性確保

営業所、交換所等の施設は、そのほとんどが耐震設計されているが、既往災害例を参考として更に各施設の耐震強化を図る。

2 回線設備の対策

回線設備は、電柱、電話線などからなるが、これらは振動による被害や火災による被害を受けやすい。

従って防災対策上からも通信ケーブルの地中化の促進、無線を活用したバックアップ対策の推進等を図る。

3 回線系統の対策

回線系統の多重化を進め、一系統に故障が発生し、通信が不能になった場合でも予備系統に切り替えることによって迂回通信が確保できるよう対策を実施する。

4 優先回線の設定

地震発生時には多数の電話が一時的に殺到するため、回線の輻輳を防ぐため規制が行なわれる。そこで、防災機関等が災害発生時に使用する電話については、災害時の規制が行なわれない災害時優先回線とする。

5 緊急通信回線開設用機器の確保

電話回線が不通になった場合でも、通信を確保するための手段として、衛星携帯電話及び可搬型

ku-1ch、ポータブル衛星通信設備等により臨時回線を設定する。

6 緊急用資機材、人員の確保

災害時に備え災害対策機器等の緊急用資機材を確保しておくほか、復旧要員についても熊本市周辺部で大規模震災等が発生した場合、広域応援体制を発動し復旧要員を迅速に被災地へ派遣できる体制を整えておく。

第5節 地盤災害の予防対策

地震による被害は、直接振動によって建築物、構造物等が破損・倒壊するもののほか、地盤が変状・崩壊することによって生じる被害があり、被害の発生状況は、地盤の特性によって大きく左右される。この種の被害としては、地盤の液状化と急傾斜地の崩壊等による被害に大別される。

このような被害をできるだけ防止するため関係各機関は、以下のような対策をとるものとする。

第1項 地盤の液状化対策

液状化現象は、砂質地盤特有の現象で、地下水を含んだ砂層が液体状になってしまう現象で、地下水面が10mより浅く、あまり締め固まっておらず、水がどうにか動ける程度の粒径の場合にその可能性が高いことが判っている。

熊本市震災対策基礎調査によれば熊本平野は、地下水位が極めて高い特徴があるが、更に砂質性の地盤が多いため、液状化に対して要注意の地域が市中心部、南部及び西部に集中する結果となっている。

1 土木施設構造物の対策

土木施設構造物（道路、港湾、河川、橋梁等）の液状化対策は、大別すると地盤改良による工法と構造物で対処する工法がある。これらの工法の実施にあたっては、各工法の特徴を考慮し、一つの工法だけにとらわれず、二種以上の工法を併用するのが効果的である。

2 建築物の対策

建築物の液状化対策の工法は、敷地地盤の液状化の発生があっても被害を起こさせず、これを最小限に抑えるために建築物に施す対策工法と、敷地地盤の液状化の発生を抑制し、流動の範囲を制限するためにその敷地内に施す対策工法に大別できる。これらの工法の実施にあたっては、各工法の特徴や限界を勘案し効果的に組み合わせることが望まれる。

3 地下埋設物の対策

地下埋設物（上下水道、ガス、電気、電話）の液状化対策工法は、地下埋設管路の対策工法と、地盤改良工法の2つに大別される。

地下埋設物は、都市のライフライン施設であり、相互に深く依存するネットワークであるので、施設の耐震化等の事前対策から応急復旧に至るまでの各対策について総合的な対策を講ずることが望ましい。

第2項 急傾斜地崩壊等の対策

急傾斜地崩壊等による災害の予防対策は、主に県において計画実施されているが、おおよそ次のとおりである。

1 急傾斜地崩壊防止対策

急傾斜地については、災害の発生を未然に防止するため、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）により、県が急傾斜地崩壊危険区域96箇所を指定し、行為の制限、防災措置の勧告のほか必要に応じて防災工事を行うことになっている。熊本市においては、

北西部に危険箇所が集中しており、現在618ヶ所が確認されている。市では、住民の理解と協力を得ながら急傾斜地崩壊危険区域の早期整備を県に要請する。

資料編V-1-(2)

2 地すべり防止対策

地すべり、脆弱な地質地帯で、雨水、地下水等が作用して引き起こされるが、その対策として、危険が予想される地域は、よう壁工事等を施工し、地すべりによる土砂を阻害することにより附近一帯の道路、港湾、農地、各種施設及び家屋等を保護するとともに、これらの被害を軽減し、特に関係住民に対しては移転を指導し、その安全を図るものとする。

資料編V-1-(5)(6)

地すべり防止区域

松尾町上松尾及び河内町船津に地すべりの恐れがあり、56haが地すべり防止区域に指定されている。

3 山崩れ防止対策

山崩れは、主に豪雨により山地が崩落し、土石流となって山麓の人家、耕地、道路その他に甚大な被害をもたらす場合が多く、その対策として山脚固定及び土石流発生防止のための治水ダムや、山腹基礎工、山腹緑化工を整備し、山崩れを未然に防止するものである。

(1) 山腹崩壊危険地区

資料編V-1-(3)

山腹崩壊の恐れがある地区について山腹崩壊危険地区に指定されている。

(2) 崩壊土砂流出危険地区

資料編V-1-(4)

崩壊土砂流出の恐れがある地区について崩壊土砂流出危険地区に指定されている。

4 宅地造成等の規制対策

本市の場合も他都市同様、都市周辺への人口分散にともない丘陵地帯の宅地造成が盛んに行なわれている。このため宅地造成工事により崖崩れ又は土砂の流出等の災害の生ずる恐れのある地域について、宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)により、昭和42年2月1日付にて宅地造成工事規制区域として国土交通大臣の指定を受けている。

この区域内においては新規の宅地造成工事は勿論、既成の宅地についても指導・規制を行ない、災害を未然に防止するよう努力している。

なお、指導にあたっては関係機関とも協力するものとする。

宅地造成規制区域

指 定 区 域 名	指 定 面 積 (単位 km ²)
熊本市立田山地区	6. 3 6 4
〃 清水池田地区	4. 0 3 3
〃 花岡山地区	1. 2 7 9
計	1 1. 6 7 6

5 がけ地近接等危険住宅移転対策

がけ地の崩壊、土石流、地すべり等は、そこに住む人々の生命及び財産に重大な被害をもたらすことから、がけ地に近接する危険住宅の移転を促進し、住民の生命の安全を確保するため、がけ地近接等危険住宅移転事業制度に基づき、危険住宅の除却に要する経費及び危険住宅に代わる住宅の建設（購入）に要する経費について、その一部を国、県などにより補助するものである。

第3項 災害危険地域の指定

第1項、第2項の外、土砂災害の防止を図るため以下のような対策を行なうものとする。

- 1 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく指定区域並びに法指定以外の指定区域の行為規制その他災害予防上必要な措置については、関係機関と協力し万全を期すものとする。
- 2 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）により市では、松尾町上松尾字要江外が山地の地すべり危険地区として指定されているが、その他の地すべり、崖崩れが予想される地区を巡回し、また、住民からの連絡、通報と合わせて、事前に住民の避難指示等適切な措置をとるよう努めるものとする。
- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法、平成12年法律第57号）に基づき、熊本県により土砂災害警戒区域等を指定し、避難体制の整備、開発・建築の規制などを実施することにより、ソフト面の対策を充実させる。

資料編V

第6節 地震火災の予防対策

地震発生時には、火気設備器具、危険物などを要因とする多くの潜在的な出火危険がある。

火気器具自体の転倒、落下、また、建築物の倒壊や家具等の収容物の転倒、落下により、可燃物が火気設備器具に接触する等、二次的な火災が発生し多大の被害が予想されるため、以下のような対策をとるものとする。

第1項 出火防止対策

地震火災は、同時に多数の地点で出火する特徴から、消防力は分散され、また、道路の損壊や倒壊物による道路閉塞で消火活動が阻害され、大火災になりやすく、特に木造家屋密集地域では延焼速度が早く広範囲への延焼が予想される。

このようなことから、一般家庭や事業所等において、出火の危険性につながる要因を検討し、その対応策について、技術的あるいは日常的な管理上の安全対策を推進するとともに、防災意識の高揚と地震発生時の行動力の向上を図ることによって、震災時における出火の防止を目標とする。

1 火気設備器具の安全対策

火気設備器具の固定などの安全措置及び耐震機器等の設置促進を図るとともに、火気使用場所及び周辺の不燃化等による安全環境の整備指導を推進する。また、平成16年改正の消防法第9条の2及び熊本市火災予防条例に基づき、住宅の用途に供される建築物には、住宅用防災機器を設置しなければならない。

2 電気・ガス設備の安全対策

建築物又は電柱の倒壊等により、電線の切断や電気・ガス設備器具の損傷、あるいはガス配管の折損等が出火又は延焼拡大の要因につながることから、一般家庭、事業所における地震時の電気及びガスの遮断操作の指導を推進する。

3 自主管理による出火防止対策

事業所の防火管理者、防災管理者等の資質の向上を図り、自主チェック体制を強化することにより、地震時の出火危険の排除を促進する。

また、各家庭にあっては、地震に対する知識の高揚に努め、地域ぐるみの出火防止対策を推進する。

4 立入検査による火災予防対策

立入検査により、全ての事業所、特に不特定多数の者が利用する施設及び危険物施設等の、出火危険、人命危険の排除を図り、関係者に対して防火安全対策の徹底を推進する。

5 消防同意制度の活用

建築物の新築、増築、改築等をする場合、計画の段階において火災予防上の観点から、専門的立場で審査し、必要な消防用設備等の設置を促進することで建築物の安全性を高めるもの。

6 防火意識の普及対策

(1) 防火の日

毎月5日を「防火の日」と定め、市民一人ひとりが日常生活の中で自主防火の意識を持ち、そ

の対策を実行するよう市民広報を推進する。

(2) 危険物安全の日

毎月15日を「危険物安全の日」と定め、市民一人ひとりが危険物に対する知識を持ち、危険物の管理や正しい使い方を実行するよう広報活動を展開し、特に危険物施設においては、定期点検等の励行による自主保安体制の確立を図るため、関係機関の組織と連携した意識啓発を推進する。

(3) 危険物安全週間

毎年6月の第2週を「危険物安全週間」として全国的に危険物の規制に関する政令等にかかる位置、構造及び設備の基準の維持や取扱、移送や運搬について危険物事業所等に対してポスターの配布等により危険物の取扱等にかかる意識の啓発向上を図る。

(4) 文化財防火デー

昭和24年1月26日、国宝法隆寺金堂焼失により文化遺産保護のため、消防庁は文化庁と共唱して昭和30年から1月26日を「文化財防火デー」と定めている。

歴史と伝統のなかで先人が残した貴重な文化財を、火災・震災等の災害から守り、後世に継承していくため文化財関係者の訓練の実施と市民の文化財愛護意識の普及に努める。

(5) 火災予防運動

春（3月1日～3月7日）・秋（11月9日～11月15日）の年2回全国的に火災予防運動を展開している。

市民及び事業所関係者の防火意識の高揚を図るため、各種行事を積極的に展開する。

(6) 救急の日

毎年9月9日を「救急の日」と定め、市民一人ひとりの理解と認識を深め、救命率を向上させるため、有事に備えた応急処置等の救急技術の普及に努める。

(7) 119番の日

毎年11月9日を「119番の日」と定め、市民の防火・防災意識の一層の高揚を図り、正しい通報要領等の普及に努める。

第2項 初期消火対策

地震時には、多くの出火要因が考えられることから、出火防止対策の徹底によっても、なお、相当数の火災の発生が予想される。

さらに、震災時には消防活動がさまざまな障害によって、現行の消防体制のみでは対応できない事態が予想されることから、延焼火災を防止するため、市民一人ひとりの防災行動力の向上を図り、家庭や事業所を含めた地域一体となった自衛消火体制を確立することを目標とする。

1 市民の防災行動力の向上

市民一人ひとりの初期消火など防災行動力の向上を図るため、自治会や事業所等を単位とした防災研修、訓練を行ない、組織的に災害に立ち向かう防災行動力のある市民の育成に努める。

2 初期消火資機材の普及

消火器、水バケツなど初期消火資機材の普及促進を図り、震災時の初期消火体制の充実を推進する。

3 事業所における自衛消防隊の防災行動力の向上

震災時において、消防用設備等を有効活用した迅速かつ的確な初期消火及び延焼防止を行ない、被害を軽減するため防災研修、訓練を強化し、自衛消防隊の防災行動力の向上に努める。

また、事業所間相互協力体制の強化を図るとともに、地域との共同体制づくりを推進する。

4 消防用設備等の適正化

消防用設備等の適正な設置指導を行なうとともに、事業所等の建物に設置された消防用設備等が震災時に有効に機能するよう日常的な維持管理の徹底を推進する。

第3項 事業所の防火対策

1 立入検査の実施

事業所において、火災発生の恐れのある箇所に立ち入り、出火危険、人命危険を排除するため、火災予防上必要な処置を指導するとともに、その実態を把握することにより出火時の被害を最小限にとどめることを目的とする。

特に、不特定多数の者が出入りし、また、勤務する事業所にあつては、一旦火災が発生すると人的、物的な多大な損害が予想される。

このことから、有効な立入検査の実施及び防火教育を実施し、災害時において的確に対処し自衛消防隊の確立を図り、さらに、地域と一体化した自主防火管理体制の向上に努めるものとする。

2 特別検査の実施

(1) 大型店舗・飲食店舗ビル等の特別検査

大型店舗、飲食店舗ビル等は、不特定多数の者が出入りするため、一旦火災が発生すれば大惨事に発展する恐れがある。

このため、特別検査を実施することにより防火管理者はもとより従業員に対し防火意識の高揚を図り、消防用設備等の維持管理を徹底させ、防火管理体制を構築し、出火防止と火災による人命損傷事故の防止を図るものとする。

(2) 高層建築物の特別検査

高層建築物から出火した場合、被害が立体的に及ぶため消火活動、人命救助が困難になり大災害になる恐れがある。

このため、火災の未然防止と避難設備の整備強化を図る必要があるため、特別査察を実施して火災予防の万全を期すものとする。

(3) 火災危険地区の特別検査

木造家屋密集地域及び道路狭あい地域等においては、一旦火災が発生すれば延焼拡大の可能性が大であるため、日常における防火意識の高揚を図るため適宜特別査察を実施する。

火災危険地区

番号	危険地区	番号	危険地区
1	上通第1ブロック	14	本荘5丁目中通り以北地区
2	上通第2ブロック	15	本荘5丁目中通り以南地区
3	上通第3ブロック	16	新町4丁目1番, 3番地区
4	子飼地区	17	二本木4丁目地区
5	黒髪地区	18	春日6丁目万日地区
6	出町稗田地区	19	川口町二丁目B地区
7	池田1丁目地区	20	並建町A地区
8	新市街1番地区の一部	21	河内町白浜地区
9	新市街2番, 4番地区	22	河内町塩屋地区
10	新市街5番, 6番地区	23	健軍商店街A地区
11	新市街9番, 10番地区	24	健軍商店街B地区
12	花畑町13番地区の一部	25	沼山津1丁目地区の一部
13	河原町繊維商店街	26	国府1丁目

(4) 危険物施設の特別立入検査

危険物施設において、一たび火災が発生すれば、大惨事に発展するおそれがある。このため、特別立入検査を実施し、施設の維持管理を徹底させるとともに、危険物取扱者及び従業員に対し、防災意識の高揚を図り、災害発生 of 未然防止と環境保全を確保する。

第4項 消防同意

火災を未然に防止し、また、万一出火した場合、その火災の拡大及び延焼を防止するため、まず、建築物を防火的な構造にすることが必要である。そのために、建築物の新築、増築、改築、移転、修繕模様替え、用途変更等をする場合は消防法及び建築基準法に基づく消防同意時に、火災予防の観点から指導を行なう。

また、ホテル、病院、百貨店、複合用途の建築物及び中高層建築物等の大規模建築物等については、災害発生時の避難、消火活動の困難性からその対策を防火の専門的立場で検討し、防火区画等構造上の安全性、消防用設備等の設置の主旨を徹底させ、建築確認を行なう建築主事と連絡調整を図り建築物の一層の安全確保に努める。

第5項 危険物施設の保安管理体制の確立

消防法の危険物の特性として、発火性又は引火性等が挙げられ、このような特性から、火災の未然防止が特に必要であるため、予防規程、定期点検をはじめとする自主的な保安管理体制を整備し、それを適切に機能させることが極めて重要である。

このため、定期的に立入検査を実施し、併せて危険物取扱者等に対し保安教育を推進する。

第7節 危険物等の災害予防対策

地震発生時、危険物又は高圧ガスから出火した場合は、速燃性であることから急速に火災が拡大する恐れがあり、劇物・毒物・放射性物質については、漏洩、飛散、流出等の被害が予想される。

また、災害防ぎょ活動は困難であることから、地域に及ぼす影響及び被害は大規模化する可能性がある。

このようなことから、被害を最小限にすることを目的として、以下の対策をとるものとする。

第1項 危険物対策

1 貯蔵取扱施設に対する安全指導

消防法に基づく貯蔵取扱施設の許認可及び各種届出等の審査・検査には、地震対策を指導する。

2 危険物の管理、保管の徹底

関係者による危険物の貯蔵取扱いが適正に行なわれるよう消防法令の基準に基づく管理、保管を徹底させる。

3 危険物の流出防止対策

危険物流出防止に関する防油堤、配管等設備の耐震構造を強化するよう指導し、危険物の流出による出火危険を防止するとともに、地下水等の汚染防止を図るため定期点検の励行を促進する。

4 自主保安体制の確立

地震に際し、的確に対応できる自衛消防隊を育成し、自主応急体制の確立及び想定訓練の実施を図るよう指導する。

5 危険物取扱者等に対する保安教育の実施

危険物取扱者等の危険物業務に従事する者に対し危険物保安講習の受講を徹底させるとともに、事業所においては社員教育等を通じて地震に関する研修を行なうよう指導する。

6 立入検査時の指導

地震時の出火防止及び出火時の通報要領・初期消火・避難誘導について指導する。

第2項 高圧ガス対策

1 高圧ガス施設に対する安全指導

高圧ガス施設等の届出受理に際しては、地震時を考慮した構造設備の強化を指導し、漏洩防止・出火防止を図る。

2 自主保安管理の徹底

関係法令等に基づく保安技術基準を遵守するよう指導し、特に出火原因となる電気火気使用器具・設備等の自主保安管理の徹底を図る。

3 立入検査時の指導

立入検査を実施し、地震時の出火防止・延焼防止について指導する。

第3項 劇物・毒物対策

1 貯蔵取扱施設に対する安全性の指導

施設の建築同意等に際し、地震を考慮した構造設備の安全性を指導し、出火防止を図る。

2 自主保安管理の強化

地震を想定した消防計画を作成し、劇物・毒物の性質・保管量等に応じた自主保安管理の強化を図り出火防止、流出・漏洩防止を指導する。

3 立入検査時の指導

関係法令等による届出等により劇物・毒物を確実に掌握することに努め、施設等の査察に際しては、地震時の出火防止を指導し徹底する。

第4項 放射性物質対策

1 放射性物質貯蔵取扱施設の不燃化等

特殊な施設のため、関係法令等により災害予防措置が講じられるようになっているが、建築同意時、これを考慮した施設の不燃化、耐震化等を指導し、出火防止を図る。

2 自主保安管理の徹底

放射性物質の貯蔵取扱いに際しては、地震等の防災技術基準を遵守させ、自主保安管理を徹底し、出火防止等を指導する。

3 自衛防災組織の強化

災害予防規定により防災計画を作成させ、地震時に対応できる自衛防災組織の強化を図ることにより、予防管理を徹底させ、出火防止を指導する。

4 関係者に対する保安教育

放射線取扱主任者等施設の関係者に対し、地震時の出火防止等について保安教育を実施する。

5 立入検査時の指導

地震等の災害予防規定に基づく出火防止を指導するとともに、放射能の漏洩、拡散防止の徹底を指導する。

第5項 火薬類対策

1 貯蔵取扱等施設に対する安全指導

火薬類取締法に基づく貯蔵取扱等施設の許認可及び各種届出等の審査・検査時には、地震対策について指導を図る。

2 火薬類の管理・保管

関係者による火薬類の貯蔵取扱いが適正に行われるよう、火薬類取締法令に基づく管理、保管を徹底させる。

3 自主保安管理の徹底

保安技術基準を遵守させるよう指導するとともに、火気使用について自主保安管理の徹底を図る。また、地震対応体制の確立と訓練について指導する。

4 立入検査時の指導

立入検査を実施し、出火防止、出火時の通報、初期消火及び避難について指導する。

第8節 都市型地震災害予防対策

現代社会がその機能を維持するためには、道路網・通信網などの高度化・複雑化した社会基盤の整備が必要不可欠である。そして、これらの社会基盤を利用して供給される交通・通信・エネルギー・物流といった各種のサービスは、日常生活における住民の利便性を高めると同時に、災害を未然に防ぎ、あるいは発生した災害による被害の拡大をくい止めるためにも必須のものとなっている。

しかし、高度化・複雑化したシステムは災害に対して脆弱であるうえ、地震により破壊された社会基盤施設によって、むしろ被害の拡大をもたらす危険性すら抱えるようになっている。

このようなことから、特に都市部に見られるシステム性の被害を予防し、防災に必要な機能を維持するため、以下のような対策をとるものとする。

第1項 ライフライン機能の確保

現代社会を支える社会基盤の中でも、水道・電気・ガスといったライフライン機能の重要性は特に高く、日常生活に欠くことのできないものである。

しかも、これらの機能が維持されないと、消防や医療といった防災に直接関係する活動に困難をきたすことが指摘されている。

このような状況を踏まえ、各事業者に対し、以下の方針で災害に強いライフラインシステムを構築するよう働きかける。

1 供給ルートの多重化・分散化

ライフライン機能の喪失による災害対策活動の低下を防ぐため、各事業者に供給ルートの多重化と供給システムの分散化・ブロック化を図り、災害時の安定供給と、防災上危険な地域への供給停止が可能な、柔軟な供給システムを整備するよう働きかけるとともに、市による供給体制のバックアップの実施方法を検討する。

2 供給システムの自動化

供給システムにおいて、地震発生直後にライフライン供給ルートの監視が自動的に行なわれ、被害発生箇所の発見や危険地域への供給停止などの初期対策が即時にとられれば、地震による被害を局限でき、防災活動に当たる人員の動員にも有利になる。

そのため各事業者に自動化による耐震性向上を図るよう働きかける。

3 異業種間の連携

ライフラインの一部には相互補完性があることが知られており、また、災害復旧時には、事故を防ぐためにも相互の情報交換と現地での作業順序の調整が不可欠である。

このため、平時から異業種間の連絡体制を整え、連絡先や調整担当者の確認、発災時の連携のための訓練などを行なうよう、市の防災訓練への参加呼びかけ等を通じて働きかける。

4 自衛・代替手段の確保

防災関係機関においては、ライフライン事業者からの供給が一時停止しても、供給再開がなされるまでの短期間は代替手段によりその機能を喪失しないよう、備蓄や設備整備を行なうよう働きかける。

また、市民に対しても、ライフライン機能に支障が生じても生活を維持するための自衛手段を日頃から講じるよう啓発に努める。

第2項 情報システム震災対策

情報化の進展とともに、行政、民間事業所等の多くが様々な形で情報システム（ネットワーク）の構築を行っており、地震による被害は、システム停止による社会生活へ影響を与えるだけでなく、重要な社会的資産である情報資産の損失や個人情報の漏洩にもつながりかねない。

そのため以下のような対策を講じる必要がある。

- ・耐震性に配慮した情報システムの構築
- ・重要なデータの保全対策
- ・情報システムの早期復旧対策
- ・情報システムの震災時対応訓練の実施

第3項 被災建築物・被災建物の二次災害の防止

余震等による二次災害を防止し、市民の安全の確保を図るため、被災した建築物及び宅地について、危険度の判定を行う。

危険度判定活動

建築物、宅地に被害を及ぼす大規模な地震が発生した場合、建築物及び宅地について応急危険度判定の要否の判断を行う。

応急危険度判定が必要と判断した場合は、県へ被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。派遣された判定士は、被災した建築物及び宅地について調査を行い、二次災害発生の危険の程度の判定・表示を行う。

第4項 大規模ビル、交通拠点施設等の混乱防止対策

不特定多数の者が集まる大規模ビルや交通拠点施設などにおいては、地震時に群衆心理によるパニック等、対処困難な事態の発生が予想される。

このような事態を防止するための対策を以下のような方針で整備するよう働きかける。

1 ビルの耐震性の周知

ビルの耐震性を向上させるとともに、このことを一般に周知することで、利用者に安心感を与え、不用意な行動の規制に役立てる。

2 情報の速やかな伝達

地震に関する情報や建物周辺の状況を利用者等に迅速に伝えるとともに、今後の行動における注意事項などを周知することで、情報の誤認による混乱を防ぎ、従業員の行動の自由度を高める。

また、施設と防災関係機関の情報交換を円滑にすることにより、救援に必要な人員・資機材の配備に役立てることや機能を維持している施設の災害対策への有効利用、民間からの情報を含めたより広範囲な情報収集体制の確立等を図る。

3 安全な避難体制の整備

ビル内や地下などから外部へ避難する必要がある時は、安全な避難路の確保と、落ち着いた避難誘導を行ない、秩序ある避難行動の確保に努める。

また、避難誘導員には、高齢者や障がい者等の災害時要援護者に対する補助ができるよう、通常の防災教育のなかで習得しておく。

4 地域的な防災体制の整備

施設の周辺を防災活動に役立て、また、施設の被害発生時に地域の協力が得られるよう相互防災協力体制を事前に確立することで、周辺地域を含めた被害の局限化を図り、総合的な防災力の向上につなげる。

第5項 道路交通の混乱防止対策

災害の発生直後の混乱により道路交通が阻害された場合、災害対策活動に必要な人員・資機材が必要な現場に届かないという事態が発生することが懸念される。

このような事態を防止するための対策を以下のような方針で推進する。

1 警察が行なう対策

(1) 自動車運転者の取るべき措置の周知徹底

災害発生時に運転者が取るべき措置について、以下の事項を周知徹底するものとする。

① 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動する。

- ・ できる限り安全な方法により、車両を道路の左側に停止させること。
- ・ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。
- ・ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- ・ 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

② 避難のために車両を使用しないこと。

③ 災害対策基本法に基づく交通規制が行なわれたときには、通行禁止区域等（交通規制が行なわれている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内に在る運転者は、次の措置をとること。

- ・ 速やかに、車両を次の場所に移動させること。

道路の区間にかかる通行の禁止又は制限が行われたときは、規制が行なわれている道路の区間以外の場所

区域にかかる通行の禁止又は制限が行われたときは、道路外の場所

- ・ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

- ・ 通行禁止区域内等において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。なお、警察は運転者が、警察官の指示に従わなかったり、現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することができる。

また、警察官がその場合にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた自衛官又は消防吏員は、自衛隊用緊急通行車両又は消防用緊急車両の円滑な通行のため、警察官に代わり警察官が行う命令又は措置を行うことができる。

この場合において、自衛官又は消防吏員は当該命令又は措置をとった場所を管轄する警察署長に、直ちに通知しなければならない。

(2) 交通安全施設の防災機能強化

緊急交通路として確保すべき道路を重点に、交通信号機、交通管制システム等の交通安全施設の停電対策、耐震対策及び復旧対策等の防災機能の強化を図る。

(3) 災害発生時における迅速な交通広報

報道機関等を通じて、一般通行車両及び住民等に対し、道路の被害状況、交通規制状況、迂回路等の情報の周知徹底を図り、道路交通に支障のないよう万全を期すものとする。

2 市が行う対策

(1) 自動車・自転車違法駐車対策

災害時に備えて、平常時から以下の事業を通じ、緊急時の通行の妨害になるような自動車・自転車の違法駐車防止に向けて周知徹底を図る。

① 交通安全教育

高齢者、子ども、その保護者を対象に、歩行者及び自転車利用者としての安全教育を実施する。

② 違法駐車対策

熊本市違法駐車等の防止に関する条例（平成4年条例第17号）に基づき、違法駐車等を防止するため、指定した重点地域において、助言及び啓発を行う。

③ 放置自転車対策

現在、市民の手軽な交通手段として利用されている自転車を公共の場所に放置しないように、その駐輪マナーの向上を図り、また自転車等駐車場の整備を推進するとともに、熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和60年条例第31号）に基づき自転車放置禁止区域を指定し、放置自転車については随時移動保管を実施していく。

(2) 自動車運転者に対する広報

運転者に対して地震情報を的確に伝えるとともに、通行規制路線や幹線道路への流入を禁じる等の制限の周知を図るため、情報板の整備や公共交通機関の通信網を利用した道路上における広報機能の向上を図る。

(3) 自動車運転者のモラルの向上

違法駐車や災害時の自家用車の利用など、個人の勝手な行動により災害対策活動が阻害される

事例は通常の火災等でも多く見られ、特に大規模災害時には、このような状況が致命的な結果につながるものと考えられている。

日頃から機会を捉えて運転者のマナーアップを図ることで、災害時に十分な道路交通を確保するよう、運転者への啓発を推進する。

第9節 防災施設等の整備

地震の発生にともない、災害対策の指揮又は現地活動の拠点となる施設や救助・救援活動等の各種防災対策に必要な資機材を備蓄している施設は、迅速に災害対策の体制をとらなければならない。

そのため、これらの機能を有する施設は、施設自体の安全性の確保に加え、必要な資機材の整備維持、平時及び有事の運用体制の確立等、日頃から防災対策に取り組んでおく必要がある。これらの施設を防災施設等と位置付け、防災に必要な機能を維持するための対策として、以下のような対策をとるものとする。

第1項 防災拠点施設の整備

地震が発生した場合、災害を未然に防ぎ、あるいは被害を最小に止めるための防災活動を実施するための拠点として、物資の集積や情報の収集伝達可能な施設を、市内各所に配置しておく必要がある。

このような施設は、混乱防止のため避難者の収容施設とは別に設ける必要があるため、市の施設をあらかじめ指定しておき、必要な資機材を配置するとともに、職員の定期訓練を実施して防災体制の確保を図る。

1 市役所本庁舎、区役所、総合出張所及び出張所

市役所本庁舎、区役所、総合出張所及び出張所は、地震発生時の防災活動担当区域を設定し、区域内の防災活動を実施及び支援するための資機材を整備し、職員の防災体制を定めて定期的に訓練を実施する。なお、市役所本庁舎には災害対策本部を、区役所には区対策本部を設置する。

2 災害対策本部機能移転

地震発生時に市役所本庁舎に被害が生じた場合は、災害対策本部機能を総合体育館・青年会館、東区役所、南区役所のいずれかに機能を移転させる。

3 医療施設

(1) 災害時の拠点病院の確保

災害時救急医療の拠点として以下の公的病院を指定する。

- ① 国立大学法人熊本大学医学部附属病院
- ② 熊本地域医療センター
- ③ 熊本赤十字病院
- ④ 熊本市民病院
- ⑤ 済生会熊本病院
- ⑥ 熊本中央病院
- ⑦ 独立行政法人国立病院機構熊本医療センター
- ⑧ 自衛隊熊本病院

(2) 救護所の設置

本市としては、応急処置にあたりとともに、市管理の避難場所（小・中学校等）に臨時救護所を設置する。

こころの健康センターに、精神科医療救護班を設置し、救護所へ派遣する。精神科医の確保については県の協力を得て配置する。

歯科の救護所は、市歯科医師会の協力を得て、各区の歯科室に加え、熊本県歯科医師会館に設置する。

4 消防署所

地震発生時の災害活動拠点である、消防署所及び消防団機械倉庫を整備拡充するとともに、災害活動時に最も重要な通信施設の安全性の確保を図るものとする。

(1) 消防署所の整備

消防署所は、災害活動の中核をなすものであり、都市化の進展とともに適宜見直しを図りながら、適正配備を進める。

(2) 消防署所の防災拠点化

災害活動拠点である消防署所は、地震が発生した場合でも被害が最小限であるとともに、活動に支障がないよう整備しなければならない。活動用資機材の備蓄等、防災拠点としての機能を整備し、非常用自家発電設備等の維持管理を図っていく。

(3) 消防団機械倉庫の防災拠点化

消防団は、地域に最も密着した防災機関であり、災害時にはその活動に大きな期待が寄せられている。このため、団員や地域住民の研修の場を兼ね備えた機械倉庫を地域ごとに整備していくとともに、活動資機材の整備等、防災拠点として整備していく。

(4) 広域防災センターの整備

防災に関する知識の普及啓発を図るため、広域防災センターの防災教育資機材を再整備するとともに、新たな広域防災拠点施設についても検討していく。

5 その他の市立施設

1～4に規定されている施設（以下、指定防災拠点という。）以外の市の施設については、最寄りの指定防災拠点の予備として、指定防災拠点に被害があったときの代替施設とする他、必要に応じて物資搬入出の拠点として使用できるような空間を指定して確保し、緊急時に備えた職員の訓練を定期的実施する。

第2項 防災通信網の整備

地震が発生した場合、災害対策を的確に実施するためには、災害の発生状況を正確かつ迅速に把握しなければならない。そのためには多方面から情報を収集できるように防災通信網を常時から運用しておく必要がある。

特に、災害発生時には電話などの有線通信網は機能不全になりがちであり、無線通信網も故障等の可能性は避けられない。そこで、防災情報の通信網は有線・無線を併用した多重化が必要である。

現在、熊本市が運用している通信網は次のとおりである。

1 有線系（電話系）通信網

N T Tの電話回線を使用する通信系であり、使用法の簡易さ、維持の容易さ・排他性・情報量の

多さ・多様な使用形態という特徴から防災通信用には最適であるため、本通信網が利用できる場合は、他の通信網に優先して利用する。ただし、災害時には一部又は全部の回線に障害が発生することも考慮したうえで運用体制を整備する。

(1) 災害時優先電話

外部との連絡に必要な電話回線を確保するため、特定の回線をN T Tの回線規制を受けない優先回線に設定しておく。なお、本回線は発信時のみ優先となるため、担当部局にはその旨を周知し、優先回線を受信用途に使用しないために必要な注意事項を徹底しておく。

(2) 携帯電話

一般回線と比べて被災時の立ち上がりが比較的速い携帯電話を必要数確保し、情報収集伝達に利用する。

(3) 専用回線

一般回線と異なり使用上の規制を受けない専用回線を、災害発生時の情報収集伝達に利用できるよう方策を検討する。

(4) F A X回線及びI N Sデータ回線

一般回線と比較して接続に規制がかかりにくいこれらの回線を情報収集伝達に利用できるよう、必要な機材を整備し運用計画を準備する。

2 衛星携帯電話通信網

有線系が利用できない場合、また携帯電話が利用できない状況でも確実な情報の伝達等を行うため、衛星携帯電話を利用する。

3 熊本市防災行政無線

地震により電話等の有線通信網が被害を受けて使用が困難な場合、主として行政機関間の情報収集と、市民に対する情報伝達のための無線通信網として防災行政無線網を整備・運用する。

(1) 移動系

土木系防災機関及び各総合支所とその所有車両との連絡に使用する。

資料編VI-1

(2) 固定系

市民に防災情報を提供するためと、河川いっ水等による災害防止に要する情報収集を行なうため、同報系とテレメータ系の2系統を整備・運用する。

① 同報系

市民に対する防災情報の伝達のために使用する。

- ・河内総合出張所管内(屋外受信装置32局、戸別受信機2,070局)
- ・飽田総合出張所管内(屋外拡声子局17局、戸別受信機79局)
- ・天明総合出張所管内(屋外拡声子局30局、戸別受信機100局)
- ・城南総合支所管内(屋外拡声子局38局、戸別受信機530局)
- ・植木総合支所管内(屋外拡声子局63局、戸別受信機320局)

※ 河内、天明、飽田については、消防局に遠隔制御器を設置

② テレメータ系（警報局を含む）

- ・河川の水位変化と各地の雨量をモニターし、避難のための情報を市民に伝達するために使用する。
- ・水位局：河川の水位をセンサーで検出し、テレメータに送信する。
- ・雨量計：設置場所の雨量を計測し、テレメータに送信する。
- ・警報局：河川附近の住民に対して、避難のための情報を放送する。
- ・画像監視局：河川の水位状況をCCTVカメラにて遠方監視する。

資料編VI-1-(3), (4)

4 消防通信網

災害時における情報管理機能の充実強化を図るため、時代のニーズに応じた新技術を導入し、段階的な整備拡充を図る。

(1) 消防司令管制システムの効率的運用

司令管制システムを構成する有線系、多重無線系、衛星通信系ネットワークを効果的に活用して、災害情報収集・伝達の的確・迅速化を図る。

資料編VI-2

(2) 画像電送システム

国・県・市を映像で結ぶ高所監視カメラと衛星地球局を効果的に活用し、災害時における情報収集・伝達の的確・迅速化を図る。

(3) 非常通信体制の強化

有線・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

5 その他の市関係無線

上下水道局や交通局が日常業務で使用している有線もしくは無線の施設・設備を、防災情報収集伝達網に組み入れ利用する。

資料編VI-3, 4

6 熊本県防災行政無線

熊本県が整備している防災行政無線を利用して、消防局や他自治体、日赤などの連絡に使用する。

7 (社)日本アマチュア無線連盟熊本県支部

アマチュア無線免許所有者のうち希望者により組織した(社)日本アマチュア無線連盟熊本県支部を、初動時の情報収集体制の一部として位置付ける。

第3項 防災資機材等の整備

1 消防資機材の整備

消防防災活動に必要な資機材を各地域ごとに整備するとともに、消防車両等を充実し、大規模災害に備えるものとする。

(1) 消防活動資機材の充実

各消防署所の消防車両、消防資機材、救急救助資機材及び消防団の積載車等の計画的な設備充実を図っていく。

資料IX-3

(2) 大規模災害用車両の整備

多数の職員を要する大規模地震災害に対応するため、緊急搬送車や災害支援車等を整備充実していく。

(3) コミュニティ防災資機材、防災倉庫及び備蓄倉庫の整備

地域における防災活動の支援のため、住民が手軽に使用できる資機材を各地域ごとに整備する。また、公園の整備に併せ防災倉庫を建設するとともに、可搬式動力消防ポンプや防災資機材を整備し、更に、区役所、総合出張所及び出張所に備蓄倉庫（コンテナ）を備え、生活必需品等を分散備蓄する。

資料編IX-1, 4

(4) 広域防災センターの防災備蓄整備

広域防災センター内の防災備蓄資機材を充実し、市民の自主防災活動の核となるよう整備する。

資料編IX-2

2 医薬品の供給体制の整備及び輸血血液の確保

本市の公的医療機関等における医薬品等の備蓄については、平常時の医薬品で数日の予備しか確保されていないのが実状であり、大地震が発生すれば必要な医薬品等の確保が困難となることが予想される。

そこで、あらかじめ国・県と協力し、災害時に医薬品等を医療機関や救護所にスムーズに供給できる体制づくりを行なうとともに、災害時には医薬品、衛生材料等の需要や不足状況に係る情報収集を行ない、適切な供給に努める。また、被災外から流入する医薬品等の保管場所の確保と、市薬剤師会の協力のもとに、その医薬品等を仕分けし、配送を行う。

血液の確保については、赤十字血液センターが供給体制の整備をしており、この活用と連携に努めるとともに、血液不足時の対応や搬送手段も含めて体制を整備する。

第4項 非常食糧、生活物資の整備

防災倉庫と備蓄倉庫における拠点備蓄と小中学校等の避難所における分散備蓄を基本とした「備蓄計画」を策定し、非常食糧及び生活必需物資の計画的な整備・保管に努める。この際、備蓄品目については、災害時要援護者・女性・育児の視点に留意する。

1 非常食糧の備蓄

非常食糧については、乾パン、栄養補助食品及びアルファ化米（五目ご飯）、ミルクセットに加え、新たにアルファ化米（おかゆ）を確保する。備蓄食糧は、保存期限を越えることがないように計画的に更新を行うとともに、定期的に点検を行い品質管理に努める。

また、これ以外の必要非常食糧については米穀等の調達（風水害編第16節第1項5参照）及び

関連企業との協力協定によって調達するものとする。

2 生活必需物資の備蓄

生活必需物資の備蓄については、毛布、肌着セット等（風水害編第16節第3項3参照）に日用品を防災倉庫及び備蓄倉庫（コンテナ）及び避難所となる小中学校等に備蓄する。備蓄物資についても定期的に点検を行ない品質管理に努める。これ以外の必要物資については、関連企業との協力協定によって調達するものとする。

3 備蓄物資の保管

非常食糧、生活物資などの備蓄物資は、公園に設置された防災倉庫と区役所と各総合出張所等に設置する備蓄倉庫（コンテナ）及び避難所となる小中学校等に備蓄する。

備蓄物資の内容、数量については、各保管場所に備蓄管理台帳を整備し、保管物資を把握するとともに品質管理に万全を期する。保存期限があるものについては、計画的に物資の入れ替えを行ない、その処分に際しては防災訓練などに活用し、防災意識の高揚を図る。

また、非常食糧の供給は、基本的には健康福祉子ども局対策部が行うが、電話などによる連絡が困難な場合や緊急を要する場合などにおいては、備蓄倉庫（コンテナ）を保有する区長及び各総合出張所長等の責任で行うことができる。

取扱に関しては、各々維持管理規程を基に行うこと。

資料編IX-4, 5

第5項 飲料水の確保

水道は、市民生活を営む上で最も身近でかつ重要なものである。

また、市民の生命と財産を守るため、飲料水及び生活用水を確保することは、水道事業の最重要課題であり、今後、次のような取り組みを推進する。

資料編X-10

1 災害対策用貯水施設の整備

主要な配水池や調整池に緊急遮断弁を設置し、緊急時の飲料水を確保するとともに、給水取出口の設置や給水車等の活動の更なる円滑化を図るための整備を行う。

2 耐震性貯水槽（地下タンク）の利用

発災時の飲料水及び初期消火用水の確保を目的として、耐震性貯水槽の整備がなされている。

上下水道局としては、平常時における配水管としての維持管理に努め災害に備える。

3 水のため置きの促進

各家庭で緊急時の生活用水を確保するよう市民周知に努める。

4 取水井の活用

災害対策用貯水施設を補完するものとして、12ヶ所の取水井を活用する。

第6項 消防水利の整備

二次災害的に発生する火災から住民を守るため、消火栓の整備を図るとともに、消火栓使用不能に

備え、防火水槽の設置及び耐震性貯水槽の整備を進める。

また、自然水利を有効に活用するため、水利部署が可能な場所の把握を行なう。

1 耐震性貯水槽及び防火水槽の整備

耐震性貯水槽は、一定の基準のもとに整備を進めるものとし、地域住民の非常時の飲料水にも兼用できるものとする。防火水槽は、原則として水利不便地区等に設置するものとする。

耐震性貯水槽の設置状況（平成23年4月1日現在）

番号	所在地	容量等	備考
1	北区楠3丁目10-1 楠中央公園	耐震性貯水槽（飲料水兼用100t型）	防災倉庫を併設
2	中央区渡鹿1丁目15-1 渡鹿公園		
3	東区錦ヶ丘8-1 錦ヶ丘公園		
4	東区東野2丁目26-1 秋津中央公園		
5	中央区八王寺町1075 八王寺中央公園		
6	西区蓮台寺4丁目14 蓮台寺公園		
7	中央区草葉町5-1 白川公園		
8	南区馬渡1丁目63 平成中央公園		
9	西区池上484 池上中央公園	耐震性貯水槽（飲料水兼用60t型）	

防火水槽の設置状況（20㎡～）（平成24年4月1日現在）

公設	547
私設	700
計	1,247

2 自然水利の活用

地震発生時には、消火栓が使用不能になることが十分予想され、消防水利の確保が重要な問題になる。

このため、市街地を流れる白川、坪井川等の河川からの消火用水の確保策を講じておくものとする。

3 プール等の活用

学校プール及び事業所等の消防用水を、緊急水利として災害時に有効活用するため、関係機関と連携をとりながら確保策を講じておくものとする。

第10節 避難場所の整備

風水害・地震等の災害から市民等の生命・身体等の安全を守るとともに、二次災害の回避及び住居等が被災した場合の一時的な生活空間を確保するための避難場所が必要になるため、避難場所の選定や整備について定めるものとする。

第1項 避難場所の定義と指定

市民等の安全を確保するための一時避難場所及び避難所等（以下「避難場所」という。）の定義及び指定にあたっての選定基準について、下記のとおり定める。

1 一時避難場所

「一時避難場所」は、風水害・地震等の災害の発生又は恐れがある場合に危険を回避するため、一時的に身を守るために市が指定した避難場所であり、市公民館、市立の学校施設、都市（近隣）公園及び県・私立高校等のグラウンド等を指定している。

2 地域指定一時避難場所

「地域指定一時避難場所」は、市が指定した一時避難場所以外で、災害の発生又は恐れがある場合に危険を回避するため、一時的に避難する場所として地域が指定した地域の公民館やコミュニティセンターなどを指す。

3 広域避難場所

「広域避難場所」は、地震などによる火災が延焼拡大し、地域全体が危険になった場合に市民の生命・安全を一時的に守り得る場所として公園・グラウンド等を指定している。

4 避難所

「避難所」は、風水害・地震等の災害により住宅等が全半壊・焼失、又は倒壊等の危険が予想されなど生活の場が失われた場合に、一時的（応急的）な生活の本拠地として、市が提供する宿泊滞在施設であり、主として市立の公共施設等を充てる。

5 福祉避難所

「福祉避難所」は、避難所において、共同生活が難しい災害時要援護者等のため、施設のバリアフリー化に加えて、介護や医療相談などに対応できる体制が図れる施設。

6 避難場所の指定基準

避難場所の拡充・補完については、下記の基準と地域的特性を総合的に考慮し、指定の可否を判断する。

ア 指定の基準

- ① 土砂災害などの二次災害の恐れがないこと。
- ② 安全な避難経路が確保できること。
- ③ 一時的に宿泊滞在が可能な建物等が確保できること。
- ④ 救援物資等の輸送経路が確保できること。
- ⑤ 水道、トイレ、電話等の施設が整っていること。
- ⑥ 夜間休日等を含め利用できること。

⑦ 耐災害性（耐震・耐火・耐水害等）に比較的優れていること。

イ 災害種別の避難場所

市が指定した災害種別・区分別の避難場所は、「熊本市避難場所一覧表」による。

【資料編：P 4 2 8 「X 避難・救援・輸送」参照】

7 福祉避難所の指定促進

災害時要援護者の避難施設の一環として、あらかじめ福祉避難所として適する高齢者福祉施設や障がい者施設等と協定を締結するなどして、福祉避難所の指定を進める。

第2項 避難場所（機能）の整備

避難場所については、下記の事項に留意し施設の整備及び機能等の向上を図るものとする。

1 安全性の確保

避難場所の安全性を確保するため、施設の耐震化・補強工事の推進・非構造部材の耐震化を計画的に実施する。

2 災害時要援護者に配慮した施設整備

避難場所の段差解消のためのスロープ・手摺りの設置などのバリアフリー化を推進する。

3 通信手段の確保

災害時優先電話、無線通信機器等の整備を行い、災害時の通信手段の確保に努める。

4 非常用電源・照明器具の確保

災害時の停電に備え、発動発電機等の非常用電源及び投光器等の照明器具の確保に努める。

5 備蓄物資等の確保

余裕スペース等の活用及び備蓄倉庫等の設置により、初期の避難生活に必要な食料・物資等の備蓄に努める。

6 生活環境の確保

避難場所が新設及び改修される際は、避難生活に必要なトイレ・シャワー等の増設など避難生活環境の向上に努める。

第3項 避難場所及び避難方法の事前周知

避難場所等の位置及び避難にあたっての注意事項等については、次の方法等により市民に周知徹底を図る。

1 避難場所案内標識（多言語）等の設置

2 「わが家の防災マニュアル」の配布

3 「地域ハザードマップ」の作成・配布

4 市ホームページへの掲載

5 防災訓練・「まなぼうさい」の実施による啓発

6 出前講座・防災教育での啓発

第4項 避難場所の開設・運営体制の整備

区役所（総合出張所・出張所）及び施設管理者は、迅速かつ円滑に避難場所が開設・運営できるよう、平時から次に示す事項について体制の整備に努めるものとする。

1 避難場所の開設体制の整備

ア 避難場所の施設管理者は、避難場所の「開設責任者」として、あらかじめ、避難場所の開設を担う複数の「開設担当職員」を指名しておくものとする。

イ 指名された開設担当職員（委託・嘱託者を含む）は、避難場所の鍵を保管するものとする。

ウ 施設管理者は、避難場所が所在する区役所及び危機管理防災総室等と連携し、災害時に迅速に避難場所が開設できるよう避難場所の開錠、区画割り、事務所の開設（看板設置等）、避難者の受け入れ要領等を定めた避難場所の施設利用計画をあらかじめ策定しておくものとする。

この際、区画の指定にあたっては、災害時要援護者を最優先するとともに事情の許す限り、個人のプライバシーの確保に留意する。

2 避難場所の運営体制の整備

ア 区対策部及び他対策部（以下「区対策部等」という。）は、避難場所の運営管理を担う「管理責任者」及び複数の「運営担当職員」をあらかじめ指名しておくものとする。

イ 管理責任者は、運営担当職員及び避難場所の施設管理者、福祉等の担当職員、避難者、地域住民、ボランティア等と連携した円滑な避難場所の運営に努める。

この際、「避難所運営マニュアル」に基づき、地域住民と連携した訓練の実施に留意する。その際、男女共同参画に努める。

3 避難誘導體制の整備

区対策部及び施設管理者は、地域住民が円滑に避難できるよう、危機管理防災総室等と連携し、自主防災クラブ、自治会、消防団等による避難誘導體制の整備に努めるものとする。

このため、地域住民とワークショップを通じた「地域のハザードマップ」の作成に取り組み、自主的な避難意識の啓発と普及及び避難訓練等の促進を図る。

第 1 1 節 緊急輸送施設等の整備

災害時においては、物資・資機材・要員の輸送及び負傷者の輸送が早急に必要となる。これらの活動を円滑に行なうため、緊急輸送施設について整備を図ることが要求されるため、以下の道路を緊急輸送道路に指定する。

さらに、指定された緊急輸送道路については、沿道建造物の不燃化及び耐震強化を図り、電柱等の構造物の地中化を推進し、自販機・看板等の落下防止に努める等、関係機関、住民等に理解を求めていくものとする。

- (1) 国道 3 号、57 号、501 号
- (2) 市庁舎と県庁、熊本赤十字病院及び自衛隊をつなぐ路線
- (3) 市庁舎と消防局本庁をつなぐ路線
- (4) 市庁舎と国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所をつなぐ路線
- (5) 市庁舎と東西北部土木センター・区役所・（総合）出張所をつなぐ路線
- (6) 市庁舎と熊本空港、熊本港、高速道路熊本インター、高速道路熊本空港インターをつなぐ路線

なお、熊本県においても緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、緊急輸送道路ネットワーク計画を策定し、整備を図っている。

第 1 次緊急輸送道路……国道 3 号、国道 57 号、国道 208 号、国道 266 号、国道 387 号、国道 501 号、主要地方道熊本玉名線、主要地方道熊本停車場線、主要地方道熊本高森線、主要地方道熊本益城大津線、主要地方道熊本港線、一般県道熊本空港線、一般県道四方寄熊本線、紺屋今町第 1 号線、花畑町慶徳堀町第 1 号線、本荘 6 丁目大江 3 丁目第 1 号線、熊本駅新外線、九品寺 6 丁目白山 2 丁目第 1 号線、水前寺公園水前寺 6 丁目第 1 号線、世安町南熊本 5 丁目第 1 号線、二本木 3 丁目世安町第 1 号線、熊本駅新外線、保田窪菊陽線、小山町平山町第 1 号線

第 2 次緊急輸送道路……主要地方道熊本高森線、一般県道益城菊陽線、一般県道戸島熊本線、一般県道辛川鹿本線、鹿埴瀬町戸島町線

第12節 文教予防対策

大地震による文教施設の被害を最小限にとどめるため又は幼稚園及び小・中・高校並びに各種学校の児童・生徒及び教職員の安全を確保するため、以下のような対策をとるものとする。

1 学校施設の整備と管理

- (1) 校舎等の安全性の確保のため、耐震、耐火建造物の建設に努め、また、既存施設については、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震補強・改築を行なう。
- (2) 学校は、大震災に備え、教育施設及び通学路の危険箇所の調査を実施し、危険箇所があった場合は、教育委員会へ報告する。
- (3) 学校は、常設消火器、防火扉、非常警報装置、非常口、非常階段等を定期的に点検する。
- (4) 学校は、電気器具、ガス器具、暖房器具、灯油及びプロパンガスの保管等について定期的に点検する。
- (5) 学校は、地震による火災の発生に備え、プール貯水槽に常時貯水しておく。

2 児童・生徒等の措置と防災教育の実施

- (1) 学校は、児童・生徒等に対し、地震・津波に対する正しい知識と対応行動及び避難訓練等の防災教育を継続的に実施する。なお、大地震・津波が発生した場合において、適切な行動がとれるよう、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について防災教育の中に取り入れるとともに、地震・津波災害を想定した避難訓練等を実施する。
- (2) 災害時の保護者への児童の引渡し方法について、あらかじめ検討を行う。
この際、防災教育に実施に当たっては、防災教育指導員や消防団員等の活用を努める。
- (3) 学校は、あらかじめPTAや地域諸団体と協議し、緊急時の保護者や地域諸団体との連絡方法、下校の安全確保などについて確立しておく。
- (4) 学校は、緊急時の職員の行動計画、組織、緊急連絡体制を確立しておく。

3 備品等の安全確保

- (1) 学校は、落下及び転倒する恐れのある備品等について、点検と防止措置を講じる。
- (2) 学校は、実験用危険薬品類の安全保管及び重要書類の非常持ち出しについて、あらかじめ定めておく。

4 給食設備等の措置

- (1) 学校は、大地震が発生した場合に被害を受けやすい給食設備等を調査し、被害を受けないよう適切な措置を講じる。
- (2) 学校は、給食設備が火災の原因とならないよう消火体制、設備を整備しておく。
- (3) 被災時に円滑に給食ができるよう、基本的献立、配送、配給計画を策定しておく。

5 学校の衛生管理

- (1) 学校は、校長を中心とした救急班、防疫班を編成し、緊急時の衛生管理体制を確立する。
- (2) 学校は、緊急医薬品を常備し、定期的に点検する。

6 学校施設の緊急使用

学校は、災害時において、当該施設が一時避難場所及び避難所に指定されている場合、学校施設

の管理体制について関係機関と協議し、学校開放時のマニュアルを作成しておく。

7 連携体制の整備

- (1) 教育委員会は、有線通信の機能を喪失した場合に備え、連絡手段を検討しておく。
- (2) 教育委員会及び学校は、災害時の連絡網を整備し、参集体制を確立しておく。

第13節 災害時要援護者対策

風水害編113ページ「第14節 災害時要援護者対策」に同じ

第1項 在宅要援護者対策

第2項 社会福祉施設における対策

第3項 外国人に対する対策

第4項 観光客に対する対策

第14節 防災知識の普及

地震、津波災害による被害を最小限に止めるため、災害時に的確な行動をとる必要があり、市職員をはじめ防災機関等の関係者、市民及び学校職員、生徒・児童等に、地震、津波災害に関する防災に必要な知識の習得と普及徹底を図り、防災意識の向上と災害対応力の向上を図る。

その際には、災害時要援護者への対応や、男女共同参画に配慮する。

1 職員に対する防災知識の普及

職員に対して災害時の応急対策に万全を期すため、地震、津波に関する防災知識の普及教育を図る。

(1) 方法

- ① 職場研修の実施
- ② 防災パンフレット等の配布
- ③ 防災講演会の開催
- ④ 行動マニュアルの配布

(2) 内容

- ① 地域防災計画の内容の周知
- ② 地震、津波等に関する基礎知識の習得
- ③ 救急法等の救護に関する基礎知識の習得
- ④ 防災関係法令に関する基礎知識の習得

2 市民等に対する防災知識の普及

市民等に対して防災知識の普及を図る。

(1) 方法

- ① 市政だより、ホームページへの防災関係記事の掲載
- ② 新聞、テレビ、ラジオ、有線放送等報道機関の利用
- ③ 「わが家の防災マニュアル」の配布・普及
- ④ 広域防災センター及び起震車の活用
- ⑤ 救命講習による応急救護の普及啓発
- ⑥ 総合防災訓練及び地域における防災訓練の実施
各区における「まなぼうさい」の実施や防災講演会、防災展等の開催
- ⑧ 公民館広報誌への防災関係記事の掲載
- ⑨ 既存建築物の耐震診断及び耐震改修に関する普及啓発、相談窓口の開設
- ⑩ 医療救護マップ等の配布
- ⑪ 在熊外国人を対象とした防災研修の開催
- ⑫ 図書館・公民館内図書室における防災資料
- ⑬ 自主防災組織（自主防災クラブ）を通じての防災研修
- ⑭ 査察時の防災指導
- ⑮ 地域ハザードマップの作成による災害危険箇所・区域の把握

⑩ 「防災出前講座」の実施

(2) 内容

- ① 地震、津波等に関する基礎知識
- ② 救急法等の応急救護基礎知識
- ③ 行政機関の防災対策概要の周知
- ④ 避難経路及び避難場所の確認、非常持ち出し品の準備、食糧・水等の備蓄の必要性
- ⑤ 緊急地震速報覚知時の対応及び災害時の行動
- ⑥ 「避難勧告」等、避難情報の内容と判断及び行動の周知
- ⑦ 家族間等による安否の確認方法、災害用伝言ダイヤル「171」等
- ⑧ 外国人への外国語表記の防災パンフレットの配布
- ⑨ 住宅の耐震性の点検及び家具転倒防止策の周知

3 学校教育における防災知識の普及

教育委員会と連携し、教職員、児童・生徒等に対して、防災教育を行う。

(1) 方法

- ① 防災パンフレット等の配布
- ② 防災映画、防災ビデオ等の上映
- ③ 広域防災センター及び起震車の活用
- ④ 防災指導員等による防災教育講座の実施
- ⑤ 地震、津波を想定した避難訓練の実施
- ⑥ 地域性や児童の発達段階に考慮した防災指導

(2) 内容

- ① 地震、津波時に関する基礎知識及び防災対策の現状
- ② 日頃の備えと心構え
- ③ 災害時の行動及び安全確保の要領
- ④ 地震、津波等の災害発生のしくみ
- ⑤ 居住地域の特性や過去の災害に関する石碑等の持つ意味など、災害教訓
- ⑥ 過去の大災害、津波等の被害状況の教訓
- ⑦ 就学時間中に発災した場合の安全行動の取り方やその判断の周知
- ⑧ 就学時間中における災害時の保護者への児童の引渡し方法

4 市民啓発事業

(1) 防災の日

毎年9月1日の「防災の日」、毎年8月30日から9月5日までの一週間の「防災週間」において、災害についての認識を深め、災害の未然防止と被害の軽減に資するための展示等を実施する。

(2) 津波防災の日

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による津波被害を受け、1854年の安政南海

地震の「稲むらの火」の故事にならい、平成23年6月「11月5日」が「津波防災の日」と制定された。

このことから、「津波」に対する認識を深めるとともに、津波に関する被害の軽減を目的とした広報等を実施する。

(3) 防災とボランティアの日

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災において、各種のボランティア活動が大きな役割を果たした。

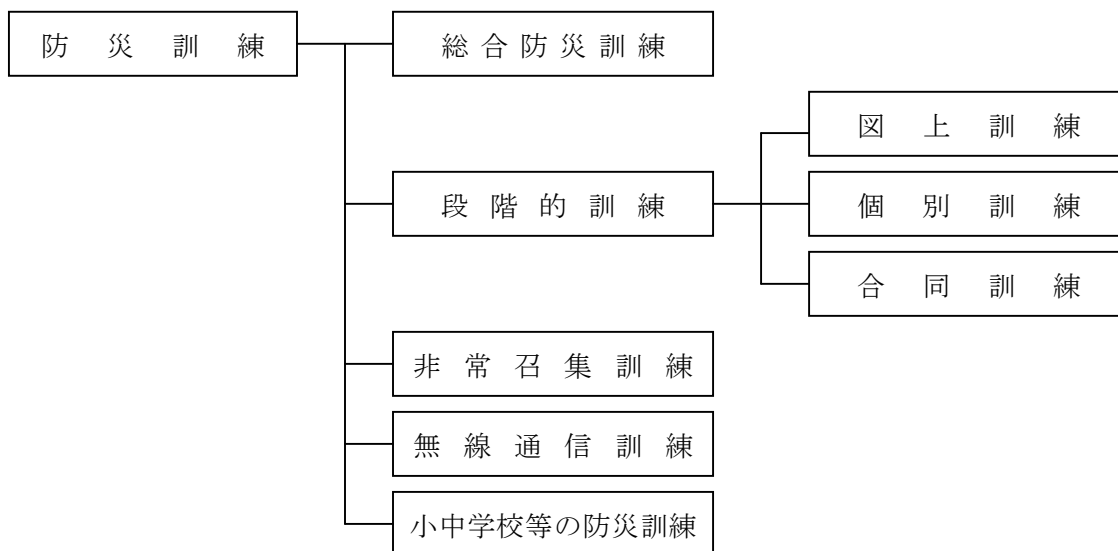
これを契機に毎年1月17日を「防災とボランティアの日」（毎年1月15日～21日防災とボランティア週間）と定め、防災関係機関をはじめ、多くの住民が災害時におけるボランティア活動や、自主的な防災活動について認識を深めるとともに、災害への備えを図ることを目的に各種の催しを行なう。

第15節 防災訓練

災害時における防災活動の円滑な実施を期するため、日頃から、災害を想定した訓練を積み重ね、体験による行動を理解しておくことが重要である。

このため、各部門単位で行なう防災訓練や防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立に重点をおく総合防災訓練を実施する。また、各防災関係機関においても、個別訓練を行ない、防災活動の円滑を図る。

また、訓練の実施にあたっては、目的と必要性に応じて、住民主体型の訓練内容にしたり、実践的な訓練内容となるよう努める。



(1) 総合防災訓練

市及び防災関係機関が市民と一体となって総合的な訓練を実施する。

実施時期

毎年1回5月下旬もしくは6月上旬に実施する。

(2) 大規模災害対処訓練

突発的な地震発生に備え、直ちに市内の防災体制の確立を図り、各関係部局の職員の適正配置を迅速に整備するため随時実施するものとする。

なお、交通機関、交通用具の使用を制限又は禁止し、勤務時間内の条件を加味して訓練を実施する。

(3) 情報収集・伝達訓練

無線通信の統制や重要通信の確保等非常通信を取り入れた通信訓練を実施するとともに、通信手段が途絶えたときを想定した訓練を実施する。

(4) 小・中学校の訓練

教育委員会の指導のもと定期的に訓練を行なう。

① 地震に際して、落ち着いて、しかも素早く行動できるよう、その意味・必要性を理解させた上で、身の安全を守るための動作と方法を習得させる。

② 避難の訓練を通じて、災害予防の意識を高めるとともに、より安全な体制づくりのための

参考資料とする。

- ③ 集団で行動することを通じて、緊急時における規律と協力の精神を養う。

第16節 調査研究

熊本市は、熊本市制が公布された1889年(明治22年)に、金峰山南東麓付近を震央とするマグニチュード6.3の直下型地震に襲われている。

熊本県下の被害は、家屋の全半壊が475棟、死者20名、負傷者74名の被害であった。

震災対策を効果的に進めるためには、地震危険度の予測、地震規模や地震被害の想定とそれに基づく予防対策や地震発生後の被害を最小限に止めるための応急対策、復旧復興対策を検討しておくことが重要である。

このことにより、昭和63年に震災対策基礎調査が報告され、これを震災対策計画の指標としてきた。

平成7年度から、改めて震災対策基礎調査を開始し、基礎的な地盤の特性把握、地震動、液状化の危険度、建築物・ライフライン・人的被害など各種の被害想定を、平成8年度末に完了させた。

さらに、平成9年度には、一時避難場所を中心としたアセスメントを行なうとともに、各種災害危険箇所・避難場所・防災関係施設等を図示した防災マップを作成し、自治会及び関係機関等へ配付した。

今後は、被害想定システム、避難所情報システム、住民安否情報システム等からなる総合的な震災対策支援システムの構築についても、検討していく必要がある。

- 昭和63年————— 震災対策基礎調査
- 平成 7年～ 8年度 ————— 震災対策基礎調査
- 平成 9年度 ————— 一時避難場所を中心としたアセスメントの実施
- 平成12年度 ————— 災害種別毎避難所調査

第 17 節 業務継続計画の策定

熊本市域において直下型大規模地震が発生し、行政機能が低下した状況下においても、迅速・的確な業務執行ができるように、災害応急業務及び業務継続の優先度が高い通常業務（以下、「非常時優先業務」という。）の特定と必要な資源の確保・配分等を効率的な投入策などについて定めた「業務継続計画（震災編）」を見直し・更新する。

災害応急対策計画

第3章 災害応急対策計画

大地震が本市直下及び本市近傍で発生した場合の被害を最小限に食い止めるには、防災活動のための要員の確保と、被害の発生を迅速に把握し必要な対策を実施できるような指揮体制を、地震発生後できるかぎり早く確立する必要がある。

このような立場から、本市及び各防災関係機関がとるべき応急対策について計画するものである。

第1節 応急活動体制

地震及び津波による災害発生に対応し、被害の軽減と応急・復旧活動を実施するため、必要な人員を確保し、活動体制を整える必要がある。

本節では、震度階等に応じて配置する情報収集体制及び災害対策本部の組織等を規定するとともに、地震及び津波発生時の職員配置体制を策定する。

第1項 災害警戒本部

市域において地震・津波等の災害が発生し、又発生する恐れがある場合において、その災害の程度が熊本市災害対策本部を設置するに至らないとき、必要に応じて設置する。

災害警戒本部は、災害に関する情報を収集し、関係機関との連絡調整あるいは軽微な災害に対する応急措置を行なうとともに、災害の状況に応じて、速やかに災害対策本部に移行できる体制を整えておくことを目的とする。

1 設置基準

災害警戒本部は、次の基準に達したとき、又は必要があると認めるとき総務局危機管理監が設置する。

- (1) 気象庁発表による震度4以上の地震が、市域に発生した場合
- (2) 津波予報区（有明海・八代海）に津波注意報又は津波警報が発表され、かつ災害が発生するおそれがあるとき
- (3) 火災、爆発、放射線物質の大量放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没、航空機の墜落等で災害が発生した場合
- (4) その他危機管理監が必要と認めるとき

2 事務分掌

- (1) 被害情報の収集、分析及び伝達に関すること
- (2) 県及び防災関係機関との連絡及び調整に関すること
- (3) 初期応急対策及び配備態勢の検討に関すること
- (4) 災害対策本部の設置の助言に関すること

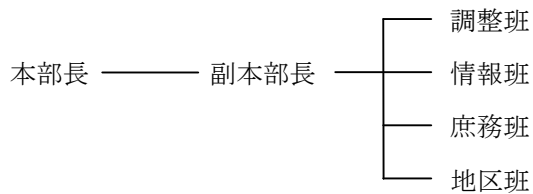
3 本部長等

本部長に危機管理監、副本部長に危機管理防災総室長を充てる。

4 組織図及び事務分担

組織図及び事務分担は、次のとおりとする。

〔組織図〕



i 調整班

- (1) 初期応急対策及び配備態勢の検討に関すること。
- (2) 災害対策本部の設置の助言に関すること。
- (3) その他本部長が必要と認めるもの。

ii 情報班

被害情報の収集、分析及び伝達に関すること。

iii 庶務班

- (1) 県及び防災関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (2) 庶務に関すること。

iv 地区班

- (1) 被害情報の収集、分析及び伝達に関すること。
- (2) 初期応急対策及び配備態勢の検討に関すること。

5 組織班

待機配備態勢 全体75名 (本部要員22名 区役所班53名)

※津波単独時のみ 全体65名 (本部要員22名 区役所班31名 土木班12名)

(津波注意報発表時：注意報発令態勢全体3名(本部要員(情報班)、危機管理防災総室職員))

(1) 調整班

班長に危機管理防災総室副室長又は危機管理防災総室職員、班員に議会事務局、総務局、企画振興局、財政局、健康福祉子ども局、環境保全局、農水商工局、観光文化交流局、都市建設局、消防局、交通局、上下水道局、病院局、教育委員会事務局の職員を充てる。

(班長1名及び班員各1名、計15名)

(2) 情報班

班長に危機管理防災総室職員、班員に総務局職員及び広報課職員を充てる。

(班長1名及び班員2名、計3名)

(3) 庶務班

班長に危機管理防災総室職員、班員に危機管理防災総室職員を充てる。

(班長1名及び班員1名、計2名)

(4) 区役所班

班長に各区課長補佐級又はそれに代わる者で本部長が指名する者を、班員に各区、各総合

出張所及び出張所の職員を充てる。(区：班長1名・班員4名・計5名、総合出張所及び出張所：班員2名・計2名 合計53名)

※津波単独時の区役所班の態勢は以下のとおり。

班長に西区役所及び北区役所の課長補佐級又はそれに変わる者で本部長が指名する者を、班員に西区役所、北区役所及び河内・飽田・天明総合出張所の職員を充てる。(区：班長1名・班員4名・計5名、総合出張所及び出張所：班員2名計2名 合計31名)

(5) 土木班 (※津波単独時のみ配備)

班長に西部土木センター課長補佐級又はそれに代わる者で本部長が指名する者を、班員に西部土木センターの職員を充てる。(班長1名・班員11名 合計12名)

1号配備態勢 全体240名 本部要員42名 区役所班78名 各課(かい)職員120名

(1) 調整班

班長に危機管理防災総室副室長又は危機管理防災総室職員、班員に議会事務局、総務局、企画振興局、財政局、健康福祉子ども局、環境保全局、農水商工局、観光文化交流局、都市建設局、消防局、交通局、上下水道局、病院局、教育委員会事務局の職員を充てる。(班長1名及び班員1名、計15名)

(2) 情報班

班長に危機管理防災総室職員、班員に議会事務局、総務局、企画振興局、財政局、健康福祉子ども局、環境保全局、農水商工局、観光文化交流局、都市建設局、消防局、交通局、上下水道局、病院局、教育委員会事務局及び広報課の職員を充てる。(班長1名及び班員1名、計16名)

(3) 庶務班

班長に危機管理防災総室職員、班員に危機管理防災総室職員を充てる。(班長1名及び班員8名、計9名)

(4) 区役所班

班長に各区課長補佐級又はそれに代わる者で本部長が指名する者を、班員に各区、各総合出張所及び出張所の職員を充てる。(区：班長1名・班員9名・計10名、総合出張所及び出張所：班員2名・計2名 合計78名)

※津波単独時の区役所班の態勢は以下のとおり。

班長に西区役所及び北区役所の課長補佐級又はそれに変わる者で本部長が指名する者を、班員に西区役所、北区役所及び河内・飽田・天明総合出張所の職員を充てる。(区：班長1名・班員9名・計10名、総合出張所及び出張所：班員2名・計2名 合計81名)

(5) 土木班 (※津波単独時のみ配備)

班長に西部土木センター課長補佐級又はそれに代わる者で本部長が指名する者を、班員に西部土木センターの職員を充てる。(班長1名・班員25名 合計26名)

(6) 各課情報連絡員

各課（かい）に情報連絡員を配置する。（各課（かい）職員120名）

6 災害警戒本部の廃止

災害警戒本部は、災害対策本部が設置されると統合され、その指揮下に入るが、災害が解消されたときは、本部長は災害警戒本部を廃止する。

第2項 熊本市災害対策本部

風水害編32ページ「第2項 熊本市災害対策本部」に同じ）

第3項 職員配備体制

地震や津波等による災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、災害応急対策を円滑に実施できるよう予め職員の配備体制を定めておく。

1 段階的配備体制

災害発生後、災害の規模又は被害状況等に合わせた職員の配備体制を定めておくことにより、多様な災害の態様に対応できる防災体制の確立を図る。

2 配備基準

災害発生における職員配備基準は概ね次のとおりとする。

態勢	配備態勢	本部設置		震災時	津波時
注意	注意		配備時期	—	津波注意報が発令された場合
			配備内容	—	—
			態勢要員	危機管理防災室職員自宅情報収集	3名
警戒	待機	災害警戒本部	配備時期	震度4以上	・津波注意報が発表され、かつ災害が発生する恐れがある場合 ・津波警報が発表された場合
			配備内容	被害情報の収集活動ができる体制とする	
			態勢要員	57名	33名
	1号		配備時期	震度5弱以上	津波警報が発表され、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合
			配備内容	被害情報の収集及び初期災害対策活動ができる体制とする	
			態勢要員	227名	227名
非常	2号	災害対策本部	配備時期	局地的な災害が発生した場合	大津波警報が発表された場合
			配備内容	災害応急対策活動を遂行できる体制とし、又3号配備に直ちに移行できる体制とする	
			態勢要員	職員の1/3程度	職員の1/3程度
	3号		配備時期	局地的な災害が発生し、さらに市全域にわたる被害が拡大する恐れがある場合	局地的な災害が発生し、さらに市全域にわたる被害が拡大する恐れがある場合
			配備内容	2号配備によりがたく、災害対策本部の職員を増員し、災害応急対策活動が円滑に遂行できる体制とし、又4号配備に直ちに移行できる体制とする	
			態勢要員	職員の2/3程度	職員の2/3程度
	4号		配備時期	・震度6弱以上 ・全市全域にわたり災害が発生し、特に被害が甚大な場合	海岸部全域に災害が発生し、被害が甚大な場合
			配備内容	3号配備によりがたく、災害対策本部の職員を更に増員し、災害応急対策活動が強力に遂行できる体制とする。	
			態勢要員	全職員	全職員

3 職員の配備

災害の発生が予想されるとき又は発生したとき、災害の規模、種別、程度に応じて配備体制を段階的に待機配備、1号配備、2号配備（各対策部職員の1/3程度）、3号配備（各対策部2/3程度）、4号配備（全職員）と定めており、必要に応じた防災態勢をとるため、職員に対して参集通知を行なう。

参集通知を受けた職員は、あらかじめ各対策部で策定している職員の動員計画に基づき速やかに定められた部署につく。

4 参集通知の伝達

- (1) 参集通知に備え、誰が本部からの連絡を受けるのか、あらかじめ各対策部において動員計画の中で定めておく。
- (2) 伝達は、原則として電話で行なうが、大災害時には電話等も不通となることも考えられるので、各職員はラジオ・テレビ等の情報に基づき自ら判断し、参集通知がない場合も自主的に参集する。
- (3) 勤務時間外に参集通知がある場合に備え、各対策部各班は、あらかじめ緊急連絡網を作成し、職員に周知しておく。

5 参集通知があったとき

- (1) 各対策部長は、あらかじめ定めている動員計画に基づき職員の配備を行なう。
なお、災害の状況によっては、配備人員を増やすなど災害活動に支障が生じないように配慮する。
- (2) 配備につく職員は、被災状況を確認しながら指定された場所にできるだけ早く参集する。
- (3) 各対策部長は、参集した職員に災害状況の周知を図るとともに、分担事務の確認、割当等を行ない、情報の収集伝達、現地調査、応急措置等を実施する体制の確立を行なう。
- (4) 従事職員数等の報告
 - ア 災害警戒本部が設置された場合は、地区班長は災害警戒本部庶務班（危機管理防災総室）へ動員配備状況を報告する。
 - イ 災害対策本部が設置された場合は、各対策部庶務班は、対策部の動員配備状況をとりまとめ、定期的に総務局対策部庶務班（人事課）に報告する。

6 休日、夜間における自主参集

(1) 自主参集

休日や夜間に地震による揺れを感じた時は、テレビ・ラジオ等により地震情報を確認し、特に参集通知がない場合でも次の基準で、全職員参集する。

市域に震度6弱以上の地震が発生したとき

(2) 最寄の市施設への参集

職員は、休日や夜間に地震等により大規模な災害が発生し、交通途絶等のためあらかじめ定められた配置につくことができないときは、最寄の市施設に参集し、所属長に連絡を行なうとともに、その指示に従う。

ただし、所属長に連絡がとれない場合は、施設の責任者の指示に従う。

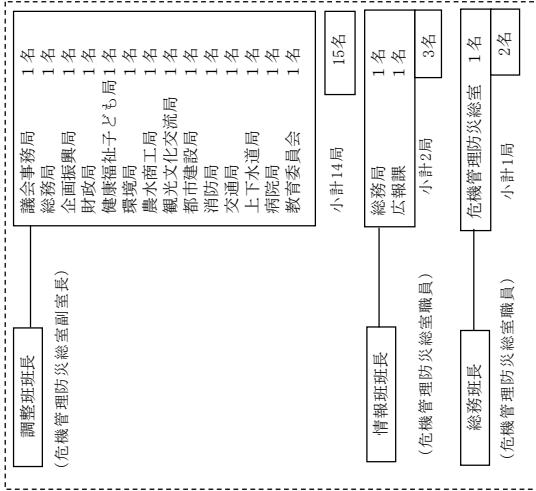
震災時本部配備態勢図

災害警戒本部

待機配備態勢
・震度4以上の地震

本部要員 全体75名 本部署員22名 区役所班53名

本部長 (危機管理監)
副本部長 (危機管理防災総室長)

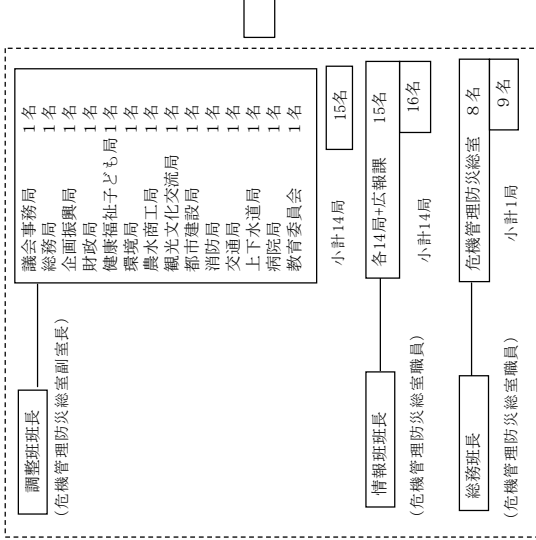


区役所班
中央区役所 情報対応班, 監視調査班... 区職員 7名
東区役所 情報対応班, 監視調査班... 区職員 11名
西区役所 情報対応班, 監視調査班... 区職員 9名
南区役所 情報対応班, 監視調査班... 区職員 15名
北区役所 情報対応班, 監視調査班... 区職員 11名
小計 5区 53名

1号配備態勢
・震度5弱以上の地震

本部要員 全体240名 本部署員42名 区役所班78名 情報連絡員120名

本部長 (危機管理監)
副本部長 (危機管理防災総室長)



区役所班
中央区役所 情報対応班, 監視調査班... 区職員 12名
東区役所 情報対応班, 監視調査班... 区職員 16名
西区役所 情報対応班, 監視調査班... 区職員 14名
南区役所 情報対応班, 監視調査班... 区職員 20名
北区役所 情報対応班, 監視調査班... 区職員 16名
小計 5区 78名

災害対策本部

2号配備態勢
・局地的な災害が発生した場合

各対策部職員の1/3程度

1号配備態勢時本部要員は災害対策本部配備が整うまで本部要員として対応する

3号配備態勢
・局地的な災害が発生しさらなる被害が拡大する恐れがある場合

各対策部職員の2/3程度

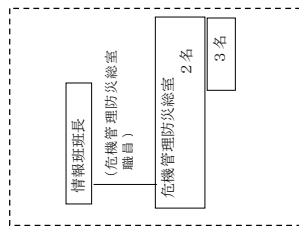
全職員

室長	危機管理防災総室長
副室長	危機管理防災総室副室長
調整班班長	危機管理防災総室職員
副班長	消防局職員
班員	各局・区職員
情報班班長	危機管理防災総室職員
班員	各局・区職員
広報班班長	広報課長
班員	広報課職員
総務班班長	危機管理防災総室職員
班員	危機管理防災総室職員

注意報態勢

注意報発令態勢
・津波注意報が発表された場合。
・津波注意報が発表された場合。

本部要員3名

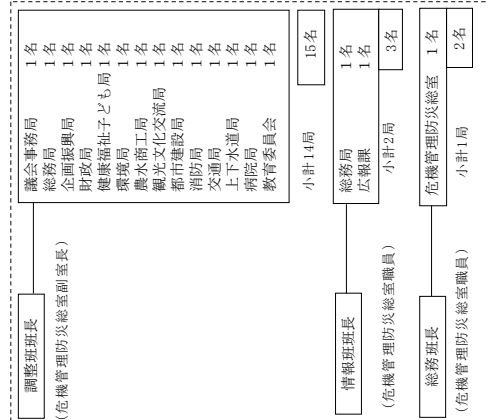


災害警戒本部

待機態勢
・津波注意報が発表されかつ災害が発生する恐れがある場合。

本部要員42名
本部要員22名
区役所班31名
土木班12名

本部長 (危機管理監)
副本部長 (危機管理防災総室長)



区役所班
中央区役所 情報対応班... 区職員 5名
東区役所 情報対応班... 区職員 5名
西区役所 情報対応班... 区職員 7名
南区役所 情報対応班... 区職員 9名
北区役所 情報対応班... 区職員 5名

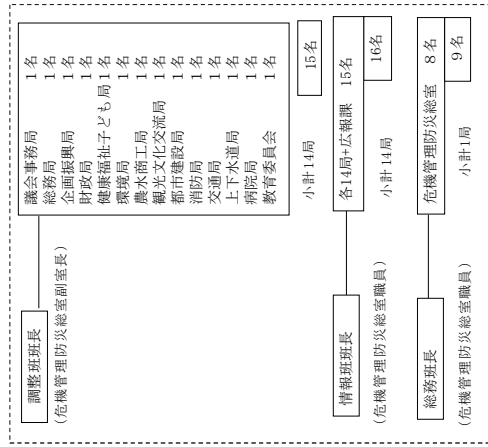
土木班 小計 5区 31名
西部土木センター 情報収集班、実働班...セパ職員 12名

津波時本部配備態勢図

1号配備態勢
・津波警報が発表された場合。

本部要員 全体269名
本部要員42名
区役所班81名
土木班26名
情報連絡員120名

本部長 (危機管理監)
副本部長 (危機管理防災総室長)



区役所班
中央区役所 情報対応班... 区職員 12名
東区役所 情報対応班... 区職員 16名
西区役所 情報対応班... 区職員 15名
南区役所 情報対応班... 区職員 22名
北区役所 情報対応班... 区職員 16名

土木班 小計 5区 81名
西部土木センター 情報収集班、実働班...セパ職員 26名

各課(カク) 情報連絡員 120名

災害対策本部

2号配備態勢
・大津波警報が発表された場合

3号配備態勢
・局域的な災害が発生し、さらに市域に被害が拡大する恐れがある場合

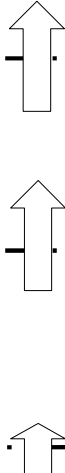
4号配備態勢
・海沿岸全域に災害が発生し、被害が甚大な場合

各対策本部職員の数
1/3 程度

各対策本部職員の数
2/3 程度

全職員

1号配備態勢時本
部要員は災害対策
本部配備が整うま
で本部要員として
対応する



情報調整室	室長	危機管理防災総室長
	副室長	危機管理防災総室副室長
	調整班班長	危機管理防災総室職員
	副班長	消防局職員
	班員	各局・区職員
	情報班班長	危機管理防災総室職員
	班員	各局・区職員
	広報班班長	広報課長
	班員	広報課職員
	総務班班長	危機管理防災総室職員
	班員	危機管理防災総室職員

市災害対策本部の組織及び機能

1 熊本市災害対策本部組織図



【対策部の事務分掌】

対策部共通事務	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管業務に関する災害情報の情報調整室への報告に関すること。 2 所属職員の参集状況、被災状況（安否確認、被害）等の総務局対策部への報告に関すること。 3 対策部内の連絡調整に関すること。 4 対策部内の庶務に関すること。 5 対策部内の職員の配置運用に関すること。
班共通事務	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管業務に関する災害情報の収集と集計及び対策部への報告に関すること。 2 所管施設等の被害状況把握と利用者の安全確保及び応急復旧対策の実施に関すること。 3 所管施設の災害時における目的外臨時使用に関すること。 4 所属職員の参集及び被災状況（安否確認、被害）等の対策部への報告に関すること。 5 所管業務に関わる関係機関・団体（災害時協定含む）との連絡調整に関すること。 6 所管施設が避難所となった場合の開設、管理運営に関すること。 7 所管業務に関わる災害時要援護者対策に関すること。 8 所管業務に関する各班相互の連携協力及び連絡調整に関すること。 9 所管業務に関わる被災者支援対策に関すること。
部 班 事 務 分 掌	
総務局対策部長 (総務局長)	災害対策本部に関する人員を総括するとともに、災害情報の収集及び集計を行う。
総務班長 (総務局次長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 2 職員の参集状況及び被災状況（安否確認、被害）の総括に関すること。 3 職員の配置、給与、給食、厚生（生活支援）等に関すること。 4 他自治体への応援要請及び応援職員全般に関すること。
	担当室課 総務課、人事課、行政経営課、職員厚生課
情報契約班長 (契約検査監)	<ol style="list-style-type: none"> 1 班共通事務に関すること。 2 災害情報（気象含む）の収集・集計・伝達等に関すること。 3 応急工事及び緊急物品等の契約に関すること。
	担当室課 契約検査総室
企画振興局対策部長 (企画振興局長)	関係省庁との連絡体制の強化及び広報の一元化を図るとともに、物資の受け入れ配分等による避難支援を行う。
企画総務班長 (企画振興局次長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 2 本部長、副本部長の秘書等に関すること。 3 関係省庁との連絡調整に関すること。 4 復興基本計画に関すること。 5 市民への災害情報の広報及び報道機関に対する情報提供（プレスセンター開設）等に関すること。 6 市民相談の総括、意識調査の実施に関すること。 7 各種情報ネットワークの非常時運用に関すること。 8 災害記録の作成に関すること。
	担当室課 秘書課、企画課、オンブズマン事務局、広報課、統計課、広聴課、情報政策課、東京事務所
応急支援班長 (企画振興局次長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 班共通事務に関すること。 2 市民の安否情報の総括に関すること。 3 ボランティア本部の設置及びボランティア活動の総合調整に関すること。 4 救援・義援物資の要請及び受入調整、配分計画に関すること。
	担当室課 市民協働課、区政推進課、生涯学習推進課、人権推進総室
財政局対策部長 (財政局長)	災害応急対策予算の編成を行い復旧復興に迅速に対応するとともに、被害調査を集計して情報の集約を図り、義援金の配分計画をたてて被災市民の支援を行う。
財政総務班長 (財政局次長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 2 災害応急対策等の予算編成に関すること。 3 義援金に係る予算編成に関すること。 4 災害対策本部の出納に関すること。 5 災害対策本部の通信機器等の確保に関すること。 6 緊急輸送車両の許可申請、調達及び運用管理に関すること。
	担当室課 財政課、管財課、車両管理課、会計総室
被害調査班長 (部長指名者)	<ol style="list-style-type: none"> 1 班共通事務に関すること。 2 市域の被害調査及び被災情報の集計、伝達等に関すること。 3 災害による税の減免に関すること。
	担当室課 税制課、課税管理課、納税課、（各区税務課）

健康福祉子ども局対策部長 (健康福祉子ども局長)	被災者の治療と救急搬送が迅速に行われるよう、医療関係機関等との連絡調整と被災市民の医療福祉、健康管理、防疫活動、備蓄物資の総合管理及び被災後の生活支援等を行う。また、幼児の安全確保を行うと共に児童福祉等の支援対策を行う。
福祉総務班長 (健康福祉子ども局次長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 各対策部共通事務及び班共通事務に関する事。 2 災害救助法に関する事。 3 遺体の埋火葬に関する事。 4 リ災証明及び弔慰金、見舞金等の総括に関する事。 5 遺体の身元確認および引渡しに関する事。 6 被災者支援の総合調整に関する事。 7 災害時要援護者（要医療援護者を除く）に関する事。
担当室課	健康福祉政策課、指導監査課、健康づくり推進課、国保年金課、高齢介護福祉課、障がい保健福祉課、子ども発達支援センター、障がい者福祉相談所、こころの健康センター、子ども支援課、青少年育成課、保育幼稚園課、児童相談所
医療対策班長 (健康福祉子ども局次長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 班共通事務に関する事。 2 負傷者及び要医療援護者に関する事。 3 医薬品、衛生材料、搬送車両の確保及び搬送に関する事。 4 医療機関及び各区救護所等の情報収集、集計、伝達に関する事。 5 各区避難所内救護所活動の支援に関する事。 6 災害時の衛生管理に関する事。 7 安置所の設置及び管理運営に関する事。 8 遺体収容等に関する事。
担当室課	医療政策課、生活衛生課、食品保健課、感染症対策課、食肉衛生検査所
環境局対策部長 (環境局長)	被災地の災害ごみ、避難所等の生活ごみ及びし尿等の収集、処理を行い、良好な生活環境の維持に努める。
環境総務班長 (環境局次長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 各対策部共通事務及び班共通事務に関する事。 2 災害時における環境対策に関する事。 3 災害ごみ、生活ごみ及びし尿等の処理に係る連絡調整に関する事。
担当室課	環境政策課、環境総合センター、緑保全課、水保全課
廃棄物処理班長 (環境局次長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 班共通事務に関する事。 2 災害ごみ、生活ごみ及びし尿等の処理計画の策定に関する事。 3 災害ごみ及び生活ごみの収集、処理に関する事。 4 仮設トイレの設置及び管理運営等に関する事。 5 し尿等の収集、処理に関する事。
担当室課	廃棄物計画課、ごみ減量推進課、環境施設整備課、浄化対策課、各クリーンセンター、各環境工場
農水商工局対策部長 (農水商工局長)	商工、農林水産業の被害状況の把握を行うとともに、早期復興のための支援策を立案、実施する。
商工総務班長 (農水商工局次長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 各対策部共通事務及び班共通事務に関する事。 2 商工業の被害調査及び集計・伝達、復興支援に関する事。 3 災害時特例等の金融支援及び相談に関する事。
担当室課	産業政策課、商工振興課、競輪事務所
農水班長 (農水商工局次長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 班共通事務に関する事。 2 農林水産業の被害調査及び集計・伝達、復興支援に関する事。 3 漁港の漂流物対策に関する事。 4 山腹崩壊危険箇所、崩壊土砂流出危険箇所、地すべり危険箇所及び農地の法面崩壊危険箇所に関する事。（土砂災害情報取扱要綱による）
担当室課	農業政策課、水産振興センター、食肉センター
観光文化交流局対策部長 (観光文化交流局長)	外国人の支援や観光業の早期復興のための支援策を立案、実施する。
観光総務班長 (観光文化交流局次長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 各対策部共通事務及び班共通事務に関する事。 2 外国人避難者に関する事。 3 観光者の避難及び支援等に関する事。 4 観光業の復興支援に関する事。 5 避難所の開設及び管理運営に関する事。 6 避難所の人員及び物資需要の把握に関する事。 7 避難所における救援物資等の配布、管理等に関する事。 8 避難所及びその周辺における災害情報の収集、伝達等に関する事。
担当室課	シティプロモーション課、観光振興課、熊本城総合事務所、動植物園
文化交流班長 (観光文化交流局次長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 班共通事務に関する事。 2 救援・義援物資の集積場の開設及び管理に関する事。 3 避難所の開設及び管理運営に関する事。 4 避難所の人員及び物資需要の把握に関する事。 5 避難所における救援物資等の配布、管理等に関する事。 6 避難所及びその周辺における災害情報の収集、伝達等に関する事。
担当室課	文化振興課、スポーツ振興課、市民会館

都市建設局対策部長 (都市建設局長)	建物応急危険度判定の実施、公園等の避難者の支援を行うとともに、災害に強い都市づくりを推進する。 また、円滑な応急、復旧活動を行うために道路の障害物の除去を行うとともに、被災市民へ住宅の提供等を行う。
都市総務班長 (都市建設局次長)	1 各対策部共通事務及び班共通事務に関する事。 2 被災建築物に対する市民からの相談に関する事。 3 応急危険度判定に関する事。 4 公共交通機関等の被害情報の収集、集計、伝達に関する事。 5 げけ地近接危険住宅箇所及び宅地造成崩壊危険箇所に関する事。 (土砂災害情報取扱要綱による)
担当室課	都市政策課、都心活性推進課、開発景観課、建築指導課、交通政策総室、技術管理課、熊本駅周辺整備事務所
住宅班長 (都市建設局次長)	1 班共通事務に関する事。 2 市有建築物の被害状況調査及び応急対策に関する事。 3 仮設住宅の建設、入居者選考、管理等に関する事。 4 避難生活者の市営住宅等への入居等に関する事。
担当室課	建築計画課、営繕課、設備課、住宅課
土木班長 (都市建設局次長)	1 班共通事務に関する事。 2 国・県・市道等の被害調査(国直轄除く)及び情報収集、集計、伝達に関する事。 3 国・県・市管轄の河川等の被害調査(国・県管理除く)及び情報収集、集計、伝達に関する事。 4 緊急輸送道路等の障害物の除去や交通規制に関する事。 5 公園・河川避難者の誘導等に関する事。 6 公園・河川等空地の避難所開設及び管理運営等に関する事。 7 避難所の人員及び物資需要の把握に関する事。 8 避難所における救援物資等の配布、管理等に関する事。 9 避難所及びその周辺における災害情報の収集、伝達等に関する事。 10 急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流及び地すべり危険箇所に関する事。 (土砂災害情報取扱要綱による)
担当室課	土木総務課、道路整備課、土木管理課、用地調整課、河川公園課、各土木センター、植木中央土地区画整理事業所、鉄道高架関連整備室
消防局対策部長 (消防局長)	警防救急活動を行うことによって、市民の生命・身体・財産を災害から直接防護する。
消防総務班長 (総務課長)	1 各対策部共通事務及び班共通事務に関する事。 2 局内の災害対策会議全般の総合調整に関する事。 3 消防職員の給与、給食、厚生等に関する事。
担当室課	総務課
管理班長 (管理課長)	1 班共通事務に関する事。 2 関係機関との連絡調整に関する事。 3 消防車両の燃料に関する事。
担当室課	管理課
情報収集班長 (予防課長)	1 班共通事務に関する事。 2 災害情報の収集に関する事。 3 災害状況の集計及び記録の作成に関する事。 4 消防資機材備蓄、保管及び貸し出しに関する事。
担当室課	予防課
指揮運用班長 (消防課長)	1 班共通事務に関する事。 2 消防職員及び消防団員の動員に関する事。 3 警防活動方策及び指導に関する事。 4 警防資機材(消防車両を含む)の整備及び運用に関する事。 5 緊急消防援助隊等の受援に関する事。
担当室課	消防課
通信運用班長 (情報司令課長)	1 班共通事務に関する事。 2 消防通信の運用に関する事。 3 消防隊の出場指令に関する事。 4 災害情報及び気象警報等の受報、伝達に関する事。 5 消防活動の広報に関する事。
担当室課	情報司令課
救急運用班長 (救急課長)	1 班共通事務に関する事。 2 救急活動方策及び指導に関する事。 3 救急資材の整備及び運用に関する事。
担当室課	救急課
地区隊長 (各署長)	1 班共通事務に関する事。 2 各地区内における警防救急活動全般に関する事。 3 避難の指示・勧告及び誘導等に関する事。 4 被害状況の収集・伝達・報告等に関する事。
担当室課	各消防署

応援対策部長 (議会事務局長)	他対策部の応援業務に携わる。
議会事務局班長 (部長指名者)	1 各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 2 他対策部の応援に関すること。 担当室課 議会事務局
監査事務局班長 (監査事務局長)	1 班共通事務に関すること。 2 他対策部の応援に関すること。 担当室課 監査事務局
人事委員会事務局班長 (人事委員会事務局長)	1 班共通事務に関すること。 2 他対策部の応援に関すること。 担当室課 人事委員会事務局
選挙管理委員会事務局班長 (選挙管理委員会事務局長)	1 班共通事務に関すること。 2 他対策部の応援に関すること。 担当室課 選挙管理委員会事務局
農業委員会事務局班長 (農業委員会事務局長)	1 班共通事務に関すること。 2 他対策部の応援に関すること。 担当室課 農業委員会事務局
各区対策部長 (各区長)	市民の窓口となり、区域内の被災状況を把握して避難や避難所などでの支援を迅速に行い、保健福祉など様々な対応を実施して市民生活の維持安定を図る。
各区総務班長 (各区次長)	1 各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 2 区内における災害対策に関すること。 3 区内の被災状況及び避難情報の調査、収集、伝達等に関すること。 4 区民の安否情報及び災害情報の広報活動に関すること。 5 所管する庁舎設置の防災行政無線の運用に関すること。 6 ボランティア活動の調整等に関すること。 7 区内の農林水産業の被害調査に関すること。 8 区内の土砂災害に関すること。(土砂災害情報取扱要綱による) 9 他対策部に属さない業務に関すること 担当課 総務企画課、区民課、農業振興課、税務課
各区避難対策班長 (部長指名者)	1 班共通事務に関すること。 2 総合相談窓口の開設及び運営に関すること。 3 区内の校区自治会との連絡調整に関すること。 4 区所管の避難所の開設及び区内避難所の管理運営に関すること。 5 区内の避難所の人員及び物資需要の把握に関すること。 6 区内の避難所における救援物資等の配布、管理等に関すること。 7 区内の避難所及びその周辺における災害情報の収集、伝達等に関すること。 担当課 まちづくり推進課、各(総合)出張所
各区保健福祉班長 (各区次長)	1 班共通事務に関すること。 2 区内の医療機関及び救護所等の情報収集、伝達に関すること。 3 区内の避難者の健康管理及び医療情報等の提供、相談に関すること。 4 区内の避難所内救護所の設置、管理運営に関すること。 5 区内の災害時要援護者に関すること。 6 区内の被災者に対する救援・義援物資の集積、配布、管理全般に関すること。 7 区内の防災倉庫及び備蓄倉庫の備蓄物資の管理及び配分に関すること。 8 区内のり災証明及び弔慰金、見舞金等の支給に関すること。 担当課 福祉課、保護課、保健子ども課

第2節 情報の収集・伝達

地震発生後における迅速かつ的確な対応を図るために、被害状況の情報収集とともに災害対策本部及び関係機関への連絡並びに住民への周知など、情報の伝達を図る必要がある。

第1項 通信手段

1 使用設備

(1) 有線系

N T Tの一般回線が使用可能であるときは、原則として各対策部及び関係機関との連絡には、電話回線を使用する。

① 災害時優先電話

通話するときは、N T Tがあらかじめ指定した災害優先電話を使用する。この際、通話先には相手先の災害優先電話以外の番号を指定することに注意する。

② その他の電話

携帯電話は、機動性を有効に活用するように運用する。

F A X回線は原則として単独送信とし、一斉通信をしない。送信エラーが発生したときは、再送信の前に相手先に原因がないか必ず確認を取る。

(2) 無線系

移動車両や災害現場の臨時指揮所、防災拠点等との連絡及び電話回線の一部又は全部が使用不能になった場合、無線通信網を活用する。

① 防災行政無線・移動系

移動系無線機は情報収集を行なう移動車両、災害現場（主として道路警戒現場）や防災拠点との連絡に使用する。災害現場と無線機を常設していない防災拠点については、連絡要員をつけて無線機を輸送配置し、無線機の使用方法的説明及び通信管理に当たらせる。

② 防災行政無線・固定系

固定系無線機は、設置地域の住民に対する情報伝達に使用する。

③ その他の無線

各部局で整備している無線機については、業務ごとの連絡網として使用するほか、災害対策本部の指示を受けて情報収集に当たる。

④ 熊本シティエフエム災害緊急放送

「熊本市災害等緊急放送に関する協定書」に基づき、住民に対する情報伝達に使用する。

⑤ 衛星携帯電話

有線系や携帯電話不通時にも通話できるため、情報伝達等に利用する。

2 設備の保持

通信設備が被害を受けて使用が困難になった場合は、使用可能な通信網で代替するとともに、迅速な復旧を図る。

(1) 有線系

有線系通信網は、熊本市の場合全てNTT回線であるため、NTTに優先的な復旧を申し入れるとともに、直ちに無線による連絡体制をとる。

(2) 防災行政無線・移動系

基地局の送受信が困難になった場合は、携帯型無線機による運用に切り換える。移動局や常設携帯型無線機の故障についても、本庁に連絡を取り予備の携帯無線機を新たに配置する。応急修理はその後に行なう。

(3) 防災行政無線・固定系

何らかの機能不能が判明したときは、至急担当メーカーに連絡し修理を依頼するとともに、移動系無線機を持った職員を配置するなど、代替手段を講じる。

(4) その他の無線

各部局の無線機については、それぞれで修理及び代替手段への切替えを実施する。

ただし、どちらも防災行政無線の運用及び復旧に障害をきたさないことを条件とする。

3 通信の統制

地震災害時に発生する混乱により、通信網は混雑するおそれがあるので、有線系についてはNTT、無線系は各通信網の管理担当者による適切な通信統制を行ない、防災関係の情報通信が円滑に行なわれるようにする。

第2項 防災行政無線の運用体制

防災行政無線の運用については、以下のように運用する。

1 防災行政無線・移動系

(1) 通信方法

通信機は、大別して、基地局と移動局（車載局・携帯局）に別れる。

通話は単一波プレストーク方式、各局の呼出しは呼出名称による。

(2) 通信の種別及び優先順位

通信には緊急通信と一般通信があり、いかなる時も緊急通信が優先する。

① 緊急通信（呼出しを「△△より〇〇へ緊急、緊急」と2回繰り返す。）

② 一般通信（呼出しに特に規定はない。）

防災無線を利用して行なう、平常の業務通信

(3) 通信の運用管理

移動系の運用管理は、危機管理防災総室が行なう。

2 防災行政無線・固定系

固定系はテレメータ系警報局と同報系の2種類がある。

(1) 通信方法

固定系受信機への送信は、親局及び遠隔制御器から行なう。

送信はアンサーバックなしアナログセルコール方式（河内、城南、植木）、アンサーバック付

きアナログセルコール方式（テレメータ警報局）又は、アンサーバック付きデジタルセルコール方式（飽田、天明）により、いずれも地域指定で放送可能。

放送内容は原則としてテープ録音とし、緊急時、テープを録音するいとまがないときは生放送とする。

(2) 通信の運用管理

テレメータ系警報局は危機管理防災総室、同報系は消防局情報司令課、北区役所及び河内、飽田、天明、城南の各総合出張所が運用管理する。

第3項 地震関係情報の受理伝達

1 地震関係情報の種類

地震発生時には、気象庁本庁が気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき防災対策上必要と認めるときに担当区域内の一般及び関係機関に対して地震関係情報を発表する。

地震関係情報には、①緊急地震速報、②震度速報、③津波警報・注意報、④津波情報、⑤地震情報（震源に関する情報、震源・震度に関する情報及び地震回数に関する情報）⑥各地の震度に関する情報の6つがあるが、③、④については、第5章津波災害対策計画で取り扱うので、本項では②、⑤、⑥を取り上げる。

①、②、⑤、⑥の情報は、気象庁本庁が、防災上必要があると認めるときに一般及び関係機関に発表する。

地震及び津波に関する情報には次の9種類がある。

- (1) 緊急地震速報（地震動により重大な災害が起こるおそれがある場合、報道機関等の協力により、住民等へ周知する。）
- (2) 震度速報（震度3以上の地域名を発表）
- (3) 震源に関する情報（震源要素、震央地名及び「津波の心配なし」の付加文）
- (4) 震源・震度に関する情報（震源要素、震央地名、震度3以上の地域名、大きな揺れが観測された市町村名及び震度5弱以上と考えられるが震度データを入手していない震度観測点のある市町村名を発表）
- (5) 各地の震度に関する情報（震源要素、震央地名、各地の震度及び震度5弱以上と考えられるが震度データを入手していない震度観測点名を発表）
- (6) 津波情報（津波の到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報）
- (7) 津波情報（各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報）
- (8) 津波情報（津波観測に関する情報）
- (9) 津波情報（津波に関するその他の情報）

津波予報として地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合に発表

2 熊本地方気象台による地震解説業務

熊本地方気象台は、次の場合、「地震解説資料」を作成し防災機関、報道機関へ提供する。

- (1) 県内の津波予報区（有明・八代海、熊本県天草灘沿岸）に対し、津波警報又は津波注意報が発

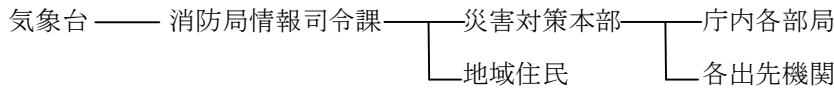
表されたとき。

(2) 県内で震度4以上の地震が観測されたとき。

(3) その他関係者から依頼があった場合であって、特に必要があると認めるとき。

3 地震関係情報の受理伝達体制

地震情報及び地震・津波情報の市における受理伝達体制は下記のとおりである。



第4項 地震災害情報の収集・伝達

有効な防災対策実施のため、災害状況の収集は不可欠であり、国や県に対する応援等を求めるうえでも、数値情報としての被害の把握は必要である。特に法令に定めのあるものを含めて、以下のような情報収集・伝達を行なう。

1 実施責任者

市長は管内の被害状況等を収集し、県その他関係機関に通報または報告するものとする。なお、県への報告に当たっては、初動期は直接県本庁に報告するものとし、県本庁からの指示に基づき熊本土木事務所を経由して報告する体制に移行するものとする。

また、市長が県（県本庁または熊本土木事務所）に報告することができないときは、直接国（総務省消防庁）に対して被害報告を行なうものとする。この場合、通信が回復次第、速やかに県に報告するものとする。なお、情報の一元的処理及び情報の迅速かつ的確な処理ができるよう、あらかじめ被害報告責任者を定めておくものとする。

2 情報収集事項

災害発生直後から県への最終報告までの各段階で、情報収集要員、各出先機関及び応援部隊随伴の連絡要員が報告すべき情報の種類は、以下のとおりである。

(1) 地震発生直後の場合

この段階では、災害の有無、初動体制下で緊急度の最も高い被災箇所に応援職員等を派遣するための情報に限定する。

- ① 災害発生箇所の地区名
- ② 被災者の有無、現地における避難の必要性判断
- ③ 火災や二次災害の可能性
- ④ 海浜地区は海面水位の状況、

(2) 災害対策本部設置後

この段階では、外部への応援要請に必要な数値情報や、初動時の人員配置の適否を判断し修正するためのより具体的な情報を収集するように努める。

- ① 災害発生箇所の町名番地
- ② 避難者及び死傷者の概数
- ③ 火災及び二次災害の発生状況と危険度判定

- ④ 避難所の把握と誘導の有無
- ⑤ 現地職員数と応援要請の有無

(3) 各出先機関等活動開始時点

出先機関及び職員が配置された災害対策現場での活動開始とともに、現場の状況報告を行なわせて実情を把握するとともに、応援の到着と活動開始時点をその都度把握しておく。また、被害の簡易集計により全市の災害規模の予測をたてる。

- ① 災害発生箇所の町名番地
- ② 避難者及び判明している死傷者の数
- ③ 火災及び二次災害の発生状況
- ④ 避難所の収容状況、避難所の危険度（延焼、倒壊等）
- ⑤ 現地職員数と応援の到着状況
- ⑥ 道路、電気、ガス、水道、電話の状況

(4) 救助活動実施期間

現地での救助活動が軌道に乗った時点で、全体の応急対策の状況を把握し、必要な修正を行なうための情報収集に努める。

- ① 被害人員数（死傷者、重症者、避難者と要介護避難者）
- ② 応急救護所の有無、医療技術者と薬品の有無
- ③ 救護所における傷病者数、転送を要する患者数
- ④ 道路及びライフラインの状況
- ⑤ 物資の有無及び運搬手段の稼働可能人員の有無
- ⑥ 応援活動状況

(5) 災害沈静化後

現地での救助活動がほぼ終了し、具体的な被害状況の収集が可能な状況になったあとは、早期復旧や住民の生活支援に必要なデータの収集に当たる。

- ① 地域ごとの被害状況（死傷者数、被害建物数、ライフラインの状況等）
- ② 避難所数及び避難所ごとの避難者の数
- ③ 救護所、物資支援の有無
- ④ 配置職員数及びボランティア数等

3 情報収集担当者

情報の収集を担当する職員は、次のとおりとする。

- (1) 災害現場から最初に連絡した職員
- (2) (1)の者から連絡担当を命じられた者
- (3) 災害対策本部から指定された情報収集要員
- (4) 避難所の開設責任者
- (5) 応援部隊に随伴する連絡要員又は案内人
- (6) 出先機関等の管理者又はその代理人

以上の職員は、原則として応援活動には参加せず、情報収集と災害対策本部への連絡に専念する。ただし、現地の要員が不足しており市民の生命、身体、財産が直接被害を受ける恐れのあるときは、この限りではない。

4 情報伝達の経路

(1) 有線通信網

電話等の有線通信網が機能しているときは、本庁職員は所属課（ただし災害対策本部から指定を受けた情報収集要員は災害対策本部）へ、各出先機関は所属局又は所属部の主管課へ連絡する。

また、消防局、交通局、市民病院及び上下水道局は情報調整室へ連絡するものとし、連絡要員を災害対策本部に配置する。なお、呼出番号はあらかじめ課で指定しておき、災害時優先電話には接続しないように留意する。内線電話は、生命に係わる緊急の場合を除き使用を禁止する。

(2) 無線通信網

有線通信網が使用不能のときは、無線連絡網を利用する。防災行政無線の運用は本節第2項に従う。

各局で保有する無線により収集した情報は、基地局で収集した情報を取りまとめた後、防災行政無線等を使用して災害対策本部に伝達する。

5 情報伝達の手段

情報の伝達は本節第1項の通信網を利用するが、一切の通信機能が途絶している場合は伝令等あらゆる使用可能な手段で伝達する。

第5項 地震災害情報の広報伝達

市の災害時における情報及び被害状況等を報道機関その他を通じて速やかに関係機関及び住民に周知徹底し、被害の軽減と民心の安定を図るものとする。

1 実施機関

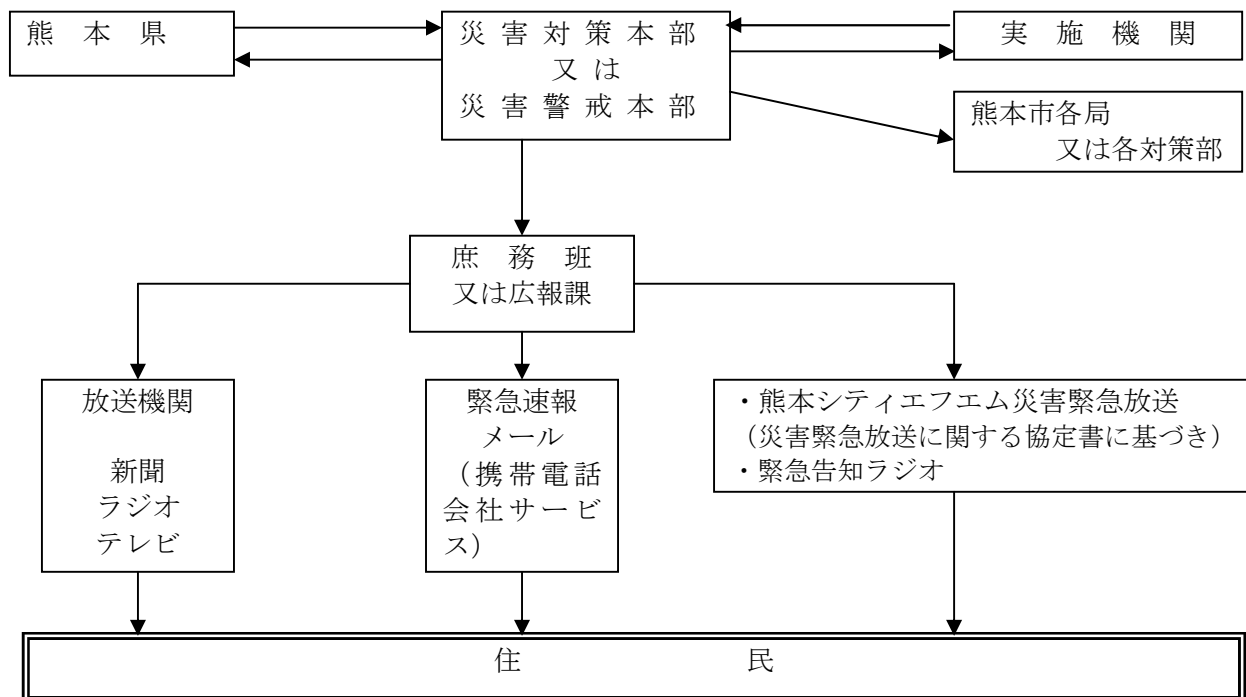
災害対策基本法第50条に定められている災害応急対策の実施責任者は、それぞれの分担事務又は業務について、同法第51条の規定に基づく広報活動に努めるものとする。

2 実施機関相互の連絡

各実施機関は、相互に情報の通報及び交換を行なうよう努めるものとする。

なお、熊本県と連絡が取れない場合は、総務省消防庁（TEL03-5253-7777）へ連絡するものとする。

3 市における広報系統は、概ね次のとおりとする。



4 広報活動

(1) 広報事項

① 地震発生直後の広報

- ・地震、津波に関する情報
- ・混乱防止の呼び掛け
- ・避難準備情報、勧告、指示の伝達・誘導
- ・出火防止の呼びかけ
- ・人命救助協力の呼びかけ
- ・被害状況
- ・応急対策進捗状況
- ・避難所等の情報

② その後の広報

- ・地震、津波に関する情報
- ・被害状況
- ・応急対策進捗状況
- ・交通機関の状況
- ・道路交通状況
- ・ライフラインの状況
- ・物資の供給状況
- ・健康管理の情報

(2) 広報活動の方法

市は、保有するあらゆる広報機能を活用するほか、必要に応じて関係機関や団体の応援を求め、広報活動を実施する。

① 広報車の活用

災害の状況、道路の復旧状況に応じて、必要な地域へ放送設備（携帯マイク）を有する車両を出動させ、広報を実施するものとする。

② 職員による広報

広報車の活動不能な地域又は特に必要と認められる地域に対して、職員を派遣して、広報を実施するものとする。

③ 広報紙、チラシ等による広報

必要に応じて広報紙、チラシ等を作成し、現地において配布又は掲示するものとする。

④ 報道機関への広報依頼

報道機関に対しては災害の状況、復旧、救援状況などの災害対策本部がとりまとめた各種情報を発表するとともに、取材に対して積極的に協力し、市民への広報事項の伝達に協力を要請するものとする。

⑤ 防災行政無線による広報

北区役所、西区役所及び河内・飽田・天明・城南総合出張所管内は、防災行政無線により広報を実施するものとする。

5 広報資料の収集と広報紙の作成

(1) 広報活動の資料及び記録用として災害写真の撮影及び被害現場等の取材を行なう。

(2) 広報紙を作成し、広報を行なう。

第3節 かけ崩れ災害対策

1 警戒・避難・誘導対策

地震後、急傾斜地等に近接し、危険が予想される地区の住民に対しては、最寄りの避難場所に避難するよう勧告・指示するとともに誘導を行なう。また、災害時要援護者については、地区消防団、自主防災クラブ、自治会等の協力を得て、迅速かつ適切な避難誘導に努めるものとする。

2 二次災害防止対策

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所への立ち入りの制限

急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、山腹崩壊危険箇所、土石流危険渓流、土砂災害警戒区域、崩壊土石流出危険箇所及びがけ地近接危険住宅周辺については、安全が確認されるまで住民の避難準備情報・避難勧告・指示を継続するとともに、警戒区域の設定及び立ち入り禁止等の必要な措置を講じる。

(2) 救助活動及び復旧活動等の警戒

生き埋めになった者及び行方不明者の搜索活動並びに応急復旧工事の実施にあたっては、十分に注意・監視を行なうものとする。

(3) 応急対策

安全が確認された後は、直ちに二次災害発生防止のための応急対策を行なう。

第4節 消防対策

この計画は、大規模地震災害に対処するため、現有消防力の全機能を最高限度に活用して市民の生命、身体の安全を確保するとともに、被害の軽減を図るものとする。

第1項 消防活動体制

消防の活動体制は、次のとおりである。

1 消防隊及び救急隊の配置

署別	配置場所	所在地	隊名
中央消防署	本署	中央区大江3丁目1番3号	・中央指揮小隊 ・中央梯子ポンプ小隊 ・中央特別高度救助小隊・中央救急小隊
	南熊本庁舎	中央区南熊本3丁目8番25号	・南熊本救急小隊
	出水出張所	中央区水前寺公園13番40号	・出水ポンプ小隊 ・出水救急小隊
	清水出張所	北区清水亀井町12番22号	・清水ポンプ小隊 ・清水救急小隊
	楠出張所	北区楠3丁目9番10号	・楠スノーケルポンプ小隊 ・楠救急小隊
	北部出張所	北区下碓川町468番地1	・北部ポンプ小隊 ・北部救急小隊
西消防署	本署	中央区米屋町1丁目12番地1	・西指揮小隊 ・西梯子ポンプ小隊 ・西特別救助小隊 ・西救急小隊
	池田庁舎	西区池田2丁目4番43号	・池田救急小隊
	田崎出張所	西区田崎2丁目2番36号	・田崎スノーケルポンプ小隊・田崎救急小隊
	小島出張所	西区小島8丁目10番20号	・小島ポンプ小隊 ・小島救急小隊
	島崎出張所	西区島崎2丁目17番23号	・島崎ポンプ小隊 ・島崎救急小隊
	河内出張所	西区河内町大字野出1891番地1	・河内ポンプ小隊 ・河内救急小隊
	平田出張所	南区平田2丁目13番1号	・平田ポンプ小隊 ・平田救急小隊
	川尻出張所	南区南高江2丁目15番53号	・川尻ポンプ小隊 ・川尻救急小隊
	飽田天明出張所	南区白石町385番地1	・飽田天明ポンプ小隊 ・飽田天明救急小隊 ・飽田天明水上小隊(消防艇)
東消防署	本署	東区東町4丁目6番17号	・東指揮小隊 ・東梯子ポンプ小隊 ・東特別救助小隊 ・東救急小隊
	託麻出張所	東区下南部1丁目3番137号	・託麻ポンプ小隊 ・託麻救急小隊
	小山出張所	東区小山4丁目4番22号	・小山ポンプ小隊 ・小山救急小隊
特別編成	国際消防救助隊	事務局 消防課	
	緊急消防援助隊	事務局 消防課	
宇城広域連合北消防署	本署	宇土市新松原町159-1	・北署消防隊 ・北署救助隊 ・北署救急隊
	城南分署	熊本市南区城南町塚原1727-7	・城南分署消防隊 ・城南分署救急隊
植木消防署	本署	熊本市北区植木町山本739-2	・植木消防隊 ・植木救助隊 ・植木救急隊

2 消防団の配置

熊本市の消防団は、基本的には1校区1分団で87分団にて構成される。

ただし、第68分団及びトランペット隊にあつては、消防団本部付とする。

3 各種協定等

各種災害に対応するため、消防の相互応援に関し近隣市町村等と協定を結ぶもの。

資料編XⅡ－6，7，8，10

第2項 消防障害

地震による被害については道路、橋梁、家屋倒壊等による車両の通行不能、ライフライン及び消防施設の損壊にともなう消防力の低下等の消防障害が予想される。

この障害は、次の基準により設定し対策の基礎とする。

1 1号障害

被害の発生が全市域に及ぶとともに、社会機能も完全に麻痺し、火災が市内の各所に発生する状態の地震災害とする。これに対応する消防力は、庁舎の倒壊による消防車の損傷や中小道路、橋梁の通行不能等による、消防車両の通行障害が極めて多く、消防活動が困難な状態とする。

2 2号障害

災害の発生が地域的に偏在し、火災もその地域に多く発生する状態の地震災害とする。消防障害は全市的に発生するが、消防力は消防活動を行なえる状態とする。

3 3号障害

消防障害は比較的少ないが、住宅密集地域等に発生した火災は、延焼拡大のおそれがある地震災害とする。消防車両の通行も、地域によって困難であるが、概ね消防活動ができる状態とする。

第3項 情報収集

効率的な消防活動を実施するために、的確な状況把握が必要である。

しかし、有線電話の不通、無線電話の障害及び無線統制等により、情報収集は困難が予想されるが、次の要領によりあらゆる手段をもつて的確迅速な収集を図るものとする。

1 初期対応

- (1) 消防施設及び設備の損壊状況
- (2) 管轄区域内の住民の被災状況
- (3) 管轄区域内の建物、道路、橋梁等の被害状況
- (4) 管轄区域内の火災発生状況
- (5) 特殊対象物の損壊状況

2 緊急対応

- (1) 各消防隊の活動の把握
- (2) 応援要請の要否
- (3) 補給資機材の必要有無
- (4) 関係防災機関の活動状況
- (5) 市内全域の災害状況と消防活動状況を把握し、必要に応じ次の機関に指定する職員及び情報収集要員を派遣し調整事務及び情報収集を行なうものとする。

- ① 熊本市災害対策本部
- ② 熊本市緊急消防援助隊調整本部又は熊本県応援等調整本部
- ③ 熊本県災害対策本部
- ④ 熊本県警察本部
- ⑤ 熊本地方気象台
- ⑥ 報道機関

第4項 地震時の招集

- 1 消防職員は、震度5弱以上の地震が発生したときは、自主的に参集するものとする。
- 2 消防団員は、震度5強以上の地震が発生したときは、自主的に自己分団機械倉庫に参集するものとする。
- 3 消防局長（以下本節においては、「局長」という。）は、地震が発生したとき、次により消防職員及び消防団員を招集するものとする。
 - (1) 地震災害（火災又は救助、救急並びに津波等の事象で消防活動が常時の警防体制では対処できない災害）の発生が予想されるとき。
 - (2) その他局長が必要と認めたとき。
- 4 動員種別は、指定招集、自主参集とし、招集方法及び参集場所は予め定めておくものとする。

第5項 地震発生時の活動体制

局長及び消防署長は、地震災害が発生したときは速やかに、消防局対策部及び消防局対策地区隊（以下本節において「地区隊」という。）を設置し活動体制を確立して、災害救助活動に備えるものとする。

- 1 消防局に、消防局対策部（以下本節において「対策部」という。）を設置する。
- 2 対策部に対策部長及び対策副部長を置くとともに、地区隊に地区隊長を置く。
- 3 対策部長は局長とし、消防活動全般を指揮監督する。
- 4 対策副部長は次長とし、対策部長の指揮を受け、災害時の活動方針及び重要事項を決定するとともに、対策部長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 対策部に班（消防団本部も含む。）及び係を置く。
- 6 班及び係は、対策副部長の指揮を受け、担当業務を実施する。
- 7 災害対策本部へ情報収集要員を派遣する。
- 8 休日、夜間で毎日勤務者（以下「日勤者」という。）が不在のときは、対策部は局情報司令課長補佐等が、地区隊にあっては当務警防課長等が初動時対応に努める。

資料編XII-1, 2

第6項 応援体制の確立

対策部長は、大規模な地震災害時で第2項に規定する1号障害に該当する状態となった場合には、次により関係機関へ応援を要請する。

1 消防広域応援

熊本県消防広域応援基本計画に基づき、防ぎよ活動の協力を県知事を通じて、県内応援隊、緊急消防援助隊を要請する。

2 自衛隊の派遣

人命又は財産の保護のための応急対策が市の組織等を動員しても不可能又は困難で自衛隊の派遣を必要とする場合は、知事宛文書により要請する。

ただし、緊急やむを得ない事情があるときは直接、電話、口頭、その他の方法により依頼する。

3 警察機関の応援

消防障害が発生した場合、迅速な消防活動が行なわれるように通行禁止区域の設定及び緊急車両の円滑な通行の確保に必要な措置を要請する。

4 民間団体に対する協力依頼

災害対策本部の全職員が全力を尽くしても対応が困難な場合は、民間団体に協力を依頼するよう災害対策本部へ連絡する。

5 応援集結場所

集結場所は、事前に定めておくものとする。

第7項 地震発生時の消防部隊の運用

消防部隊の運用は、防ぎよの方針に基づき、全市的な見地から防ぎよ態勢をとるため行なう対策部長の全市部隊運用と消防署・所等における火災を防ぎよするために行なう地区隊長の地区部隊運用とする。

1 対策部長の部隊運用

対策部長は全市的な火災の状況と地区隊の防ぎよ形態、避難の要否等から、大局的な防ぎよ態勢が必要であると認めた場合は、全ての消防隊を特命運用し、劣性方面に対する消防隊の増強、あるいは部隊を集中して重要地域又は避難路、避難場所を確保する。

2 広域応援隊との連携

広域応援体制の確立を図るため、県内応援隊、緊急消防援助隊、自衛隊、県警等との連携に努めた部隊運用を図る。

第8項 火災防ぎよ

地震火災防ぎよにあたっては、次により火災の早期鎮圧を図り人命の安全を優先とする。

1 防ぎよの主眼

地震火災は、多くの場所で同時に発生することが予想されるため特に初期においては、延焼又は人命に危険を及ぼす恐れのあるものを最優先に防ぎよするものとする。

2 大規模火災消火活動

地震災害初動活動において、自主防災クラブ等の協力を必要とするが、火災の阻止ができないと認められるときは、時期を失することなく適切な防ぎよ線を設定するとともに、防ぎよに必要な消防隊等の出場を要請する。

防ぎよ線には、幹線道路又は河川、鉄道、空地等で阻止すべき面に、耐火建築物の多い地域に設定することを原則に、有効な防ぎよ活動に努める他、飛火警戒及び住民に対する指示誘導等を併せて行なうものとする。

3 消防水利等の効果的活用

地震により消火栓が使用不能となった場合は、防火水槽、プール、河川等を使用し、中継送水による消火活動を行なうものとする。

4 燃料、非常食糧等の確保

緊急時の燃料及び非常食糧については、予め定めるところによる。

第9項 地震災害時の救助救急活動

地震災害時における救助救急活動は、次により実施するものとする。

1 地震災害時救助救急活動の基本

地震災害時、各隊は人命救助活動を優先し、次の原則に基づき活動する。

(1) 重傷者優先の原則

救急並びに救急処置は、トリアージ（治療優先順位の判定）を実施し救命処置を必要とする負傷者を優先する。

(2) 災害時要援護者優先の原則

負傷者多数の場合は、幼児、高齢者、身体障がい者等、災害時要援護者を優先する。

2 多数の人命救助、救急活動の基本

同時に多数の人命救助、救急活動を要する災害が発生したときは、関係医療機関と連携を図りながら、次の事項に基づいて活動する。

(1) 災害対策本部を通じて、日本赤十字社熊本県支部に医師派遣を要請する。

(2) 健康福祉子ども局対策部を通じて災害拠点病院及び市医師会等に医師派遣を要請する。

(3) 非番消防職員等による、救急隊、救助隊を編成する。

(4) 各場面の状況に応じて効果的な機動力の投入を行なう。

3 医療機関との協力

対策部長は、地震災害発生時における総合的な緊急体制を確立するため、広域的な救急など医療機関と緊密な連携を図り、救助救急活動に万全を期すものとする。

第10項 避難の勧告及び指示

消防機関は、第8節第1項「勧告、指示」に基づき住民の生命及び身体を災害から保護するとともに、災害の拡大を防止し、応急対策等を迅速かつ円滑に実施する。

なお、災害による危険が急迫し、緊急を要する場合には、現場付近にいる市職員、消防職員及び消防団員は市長の勧告及び指示発令権限を代行することができる。

ただし、この場合速やかに市長に報告し、以後の指示を受けるものとする。

第11項 消防通信運用

地震発生によって、有線通信に障害が生じる懸念が大きく、最悪の場合には無線施設においても相当の機能障害が予想されることから、地震発生直後の通信確保いかんでは、事後における消防隊の運用を大きく左右する。そのため、非常通信体制を確立して、地震災害に対処しなければならない。地震発生後、直ちに対策部及び地区隊が優先的に実施する事項は、次のとおりとする。

1 発生直後の処置

(1) 指令電話、有線電話の通信状態の確認

(2) 無線通信の確認

(3) 指定局（各消防署の基地局）及び陸上移動局（車載無線機、携帯無線機等）の開局状況の確認。

2 無線統制

地震発生と同時に、非常通信体制として無線通信試験を行い無線、統制指令を次により発令するものとする。

(1) 無線統制指令の発令によって、指定局及び全ての陸上移動局等は直ちに自動的に統制下に入る。

(2) 無線統制下においては、緊急事態の発生以外は、対策部又は指定局からのからの呼び出しに対して応答する。（緊急事態とは、現に人命危険の切迫した災害出場が必要とされる場合である。）

3 画像伝送システムによる情報収集伝達

(1) 市内2ヶ所に設置した高所監視カメラにより、被害状況を市災害対策本部及び各署所に伝送する。

(2) 災害現場の映像は、必要に応じて通信衛星を通じて総務省消防庁や他都市消防機関へ伝送して応援を要請する。

4 通信要領

消防無線による通信要領は消防通信規程（平成9年消防局訓令6号）に基づき行なうものとする。

5 有線電話の部分的通信可能時の対応

(1) 有線電話が部分的に通話できる場合は、原則としてその地区内の被害状況の収集のためにこれを使用する。

(2) 防災関係機関との回線（市、警察、電気、水道、ガス等の供給機関）については、復旧した時点を掌握するため、NTT西日本熊本支店との連絡を密にし、一定時間ごとに通話試験を実施し、通話可能になった場合、直ちにこれを使用する。

(3) 指令電話が部分的に使用できる場合は、地区隊に対し、災害指令の発信及び警報の発信にあた

るほか、消防隊の運用にあたる。

6 情報収集要領

情報は、短時間に収集するとともに、消防隊の効果的運用を図るため、次に掲げる要領により行うものとする。

(1) 対策部は、次の事項について情報を収集する。

- ア 災害発生地域(場所)、用途、名称
- イ 災害の規模
- ウ 災害拡大(危険性の有無を含む。)の状況
- エ 人命危険の状況
- オ 消防隊の活動体制又は増強の必要性
- カ 消防水利の被害状況(消火栓、防火水槽、プール等)
- キ 道路、橋梁、堤防等の障害状況
- ク 住民の動向
- ケ その他消防隊の運用上必要とする事項

(2) 各地区隊にあつては、当該消防署の基地局(以下「指定局」という。)を活用し、所属消防隊をして前各号に掲げる事項を調査するほか、車載無線機及び携帯無線機(以下「陸上移動局等」という。)の通信状況を傍受し、管内の被害状況について掌握しなければならない。

(3) 通信運用班長は、当該災害に係る気象情報については時期を失せず、その都度対策部長に報告し、指示を受けるものとする。

7 対策部の無線通信障害時の体制

消防局対策部及び地区隊において無線機に障害が発生した場合は、次により対応する。

- (1) 消防局対策部の無線通信が送受信不能となった場合は、消防局対策部所属の一つの陸上移動局を基地局として運用する。
- (2) 指定局が送受信不能となった場合は、一つの消防隊の陸上移動局等を指定局として運用する。

第12項 津波対策

津波に際し、とるべき活動は、次のとおりとする。

- 1 沿岸区域の警戒
- 2 情報の収集及び連絡
- 3 住民広報
- 4 避難誘導
- 5 救助活動及び被害調査
- 6 その他必要な活動

第13項 消防団の活用

1 消防団活動

消防団員は、日常的にも地域住民と一体的な関係にあり、消防隊と連携協力し、初期消火、人命救助活動にあたるものとする。

(1) 初期対応

- ① 住民の被災状況の把握
- ② 火災の早期発見と避難誘導
- ③ 初期消火活動
- ④ 救助活動

(2) 緊急活動

- ① 消防水利の確保
- ② 飛火警戒

2 消防団本部

(1) 対策部長は、団長及び副団長と連絡を密にし、人命救助及び火災防ぎょ活動にあたるものとする。

(2) 団長及び副団長は、地域活動を行なっている団員から収集した情報を対策部長に報告し、部隊活動の適正を図る。

(3) 分団長は、自己分団区域内に被害が少なく、他からの延焼危険がない場合は、管轄区域外の被害の甚大なところに応援活動を行なうものとする。

(4) 分団機械倉庫周辺に居住する団員は、地震発生後速やかに分団機械倉庫の損壊状況等を報告後、消防車又は小型動力ポンプを安全な場所に移動し、出場体制を確立する。

(5) 携帯型無線電話機は、全面統制とともに各地区隊からの呼び出しがあった場合以外は、一切発信しないものとする。(ただし、緊急の場合はこの限りではない)

第5節 警備・交通対策

第1項 警察の警備体制

警察は、市その他の関係機関との緊密な連携の下に災害警備対策を推進し、災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して、情報の収集等に努め、住民等の生命及び身体を保護を第一とした災害警備活動に努めるものとする。

1 警察の任務（H16.3改正）

- (1) 被災者の救出救助
- (2) 緊急交通路の確保等交通秩序の維持
- (3) 被害実態の早期把握及び災害関連情報の収集、伝達
- (4) 被災地域における社会秩序の維持
- (5) 検視及び行方不明者の搜索
- (6) 市民の安全確保と不安解消のための広報
- (7) 避難誘導及び二次災害の防止
- (8) その他必要な警察業務

2 警備体制及び運用

(1) 警備本部の設置

大規模災害の発生にともない、県警察本部に警察本部長を長とする県警察災害警備本部を、熊本市内各警察署に警察署長を長とする警察署災害警備本部を設置して警備体制を確立する。

(2) 警備部隊の編成等

警察は、災害の種別、規模及び状況に応じて所要の警備部隊を編成する。

3 警察の行なう災害応急対策

災害の発生にともない、警察が行なう災害応急対策に係る措置は、下記のとおりとする。

(1) 情報収集・伝達

警察は、市その他関係機関と緊密な連絡体制を確立し、必要な情報を相互に交換するものとする。

(2) 救出・救護・行方不明者の搜索

警察は、市その他関係機関との協力体制を確立し、被災者の迅速な救出活動を実施するとともに、死体の見分（検視）を行なう。

(3) 緊急交通路の確保等、交通秩序の維持（別途記述・第5節第3項「道路交通対策」）

(4) 避難誘導

警察官は、現場の状況に応じて、災害対策基本法第61条による避難の指示を行ない又は警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条により避難の指示もしくは警告を行なう。

また、避難誘導に際しては、市各機関等と相互に連携をとり、安全な避難経路を選定するとともに、装備資機材の活用を図るものとする。

(5) 広報活動

警察は、災害の状況、見通し、避難措置、交通規制、自動車運転者のとるべき措置、市民の安

全確保と不安解消のための広報活動を実施するものとする。この場合は、市・報道機関等、広報関係機関との緊密な連絡を図るよう努めるものとする。

(6) 地域安全対策

被災地域等における警戒活動等を強化し、犯罪の予防等地域安全対策を強力に推進する。

(7) その他、災害対策に必要な警察活動

第2項 海上における警備対策

海上災害が発生した場合、消防艇「金峰」と各部局が連絡を図りながら以下の活動を実施する。

- 1 人命の救出・救護
- 2 初期消火及び延焼防止
- 3 沿岸住民に対する災害状況の周知徹底及び警戒
- 4 沿岸住民に対する避難の勧告及び指示
- 5 沿岸地先海面の警戒

第3項 道路交通対策

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、警察（公安委員会）及び道路管理者は、相互に協力して交通に関する情報を迅速に把握し、災害応急対策を的確、円滑に行なうため必要な措置を行なう。

1 主な実施機関

災害時の交通規制は、次の区分によって行なうものとするが、警察と道路管理者は、常に緊密な連携を保ち、応急対策の万全を期すものとする。

区分	範囲
警察 （ 公安委員会 警察署長 警察官 ）	① 本県又は本県に隣接若しくは近接する県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認める場合 ② 道路の損壊、火災の発生、その他の事由により道路において交通の危険が生じ、又はその恐れがある場合
警察 （ 国土交通省 知事・県 市町村 西日本高速道路株式会社 ）	① 道路の損壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合 ② 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合

2 交通規制の措置

(1) 警察（公安委員会）

- ① 災害により道路、橋梁等の交通施設に危険な状態が予想され又は発見したときもしくは通報等により認知したときは、速やかに必要な交通規制を実施する。
- ② 災害が広域にわたる場合もしくは幹線道路の損壊のため、交通上の支障が広域にわたる場合の交通規制は、災害の規模及び迂回路等との関係を総合的に判断して実施するものとする。
- ③ 必要がある場合は、他県から被災地域へ通じる主要幹線道路について、広域交通規制を隣接又は近接する県に要請するものとする。
- ④ 各警察署において、交通規制等を実施した場合は、報道機関等を通じて、一般通行車両及び住民等に周知徹底し、一般通行に支障のないよう万全を期すものとする。
- ⑤ 交通規制を行なう場合は、法令に定められた標識を設置し、これを行うものとする。ただし、設置不可能な場合及び設置する暇がない場合は、警察官の現場における指示により交通規制を行うものとする。
- ⑥ 緊急通行車両の通行の確保等の確、円滑な災害応急対策を行なうため、県警備業協会をはじめ、関係機関、団体に対する協力要請を行なうとともに、広域交通管制及び交通広報による交通総量抑制対策を実施するものとする。

(2) 道路管理者

- ① 地震発生後、道路パトロールを行ない、緊急輸送路、避難道路、非常開放道路の点検及び現況把握を実施し、同道路を確保するため、一般車両の進入を禁止する。この場合、主要交差点には各道路管理者の職員を配置し、その他の流入路は通行止めの措置を講じる。
- ② 危険箇所については、全面通行止めにし、復旧作業を行う。
- ③ 工事中の道路は、工事を中止し、必要に応じて補強、落下防止等の保全措置を講じる。また、保安対策を実施し、緊急車両の通行を確保する。
- ④ 市長は、本市以外の者が管理する道路、橋梁施設で、その管理者に通知して規制する暇がない場合は、直ちに警察官に報告して道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく規制を実施する等の応急措置を行うものとする。
この場合、市長は速やかに本来の道路管理者に連絡して、正規の規制を行うものとする。
- ⑤ 関係機関が行う車両の抑制に係る措置等に協力する。
- ⑥ 道路利用者に対し、道路状況についての緊急広報に努める。

3 相互の連携・協力

警察（公安委員会）及び道路管理者は、次の事項について、相互に連携、協力し、的確かつ円滑な災害応急対策を実施する。

- (1) 被災地の実態、道路の被害状況及び交通状況等に関する情報を収集し、相互に交換する。
- (2) 緊急通行車両の通行を確保すべき道路の障害物排除等のための応急対策の実施及び重機等の支援部隊の速やかな要請を行うものとする。

第4項 公共施設等の混乱防止

災害発生時において、不特定多数の人を収容する公共施設及び高層建築物等の管理者は、利用者等の安全確保を図るため、次により自主的に防災活動を実施する。

- 1 利用者に災害状況や警報等を伝達し、災害内容の周知を図る。
- 2 避難誘導に際しては、災害時要援護者を優先し、必要な場合は介護措置を行う。
- 3 可能な限り家族等へ状況連絡を行う。
- 4 自主的な避難誘導及び救助・救急が困難な場合、要員及び資機材の応援、障害物排除、交通規制等の措置について、必要に応じて災害対策本部及び関係機関と連絡を密にし、これを行う。

第6節 障害物等の除去対策

地震時に倒壊したビル・家屋等の建造物、電柱、標識、自動販売機、看板等の構造物等は、救急救助活動、避難、応急、復旧活動の妨げになるほか、二次災害発生の要因ともなる。

道路・河川・住宅等を閉塞した障害物は速やかに除去するとともに、災害廃棄物と化した障害物は、安全な場所に移送処理されなければならないため、以下のような対策をとるものとする。

第1項 除去の対象

災害時における障害物の除去は、以下の場合に実施する。

- 1 住民の生命・財産及び近接地に重大な被害を与えると予想される場合
- 2 避難、消火、救急救命、救援等緊急活動を必要とする場合
- 3 交通安全及び輸送の確保に必要な場合
- 4 河川の氾濫、橋梁の崩壊等を防止するため必要とする場合
- 5 その他公共の見地から必要とする場合

第2項 除去の実施者

- 1 道路、河川、住宅等の障害物の除去及び移送処理は、各管理者が行うが、生命・財産の保全及び緊急活動を行なう上で、除去が必要と認められる場合は市が行う。
- 2 障害物の除去及び移送処理活動の実施に際しては、状況により（社）熊本県建設業協会熊本支部に応援を依頼する。

第3項 除去の方法

市東西北土木センターが所有する建設機械、建設資機材を用いて障害物の除去及び移送処理を行うが、処理能力が不足する場合は、（社）熊本県建設業協会熊本支部に応援を依頼する。

第7節 緊急輸送対策

大地震の発生時には、被災者、避難者の移送、応急対策に必要な人員、物資の輸送など様々な種類の緊急を要する輸送需要が発生する。これらの輸送を迅速かつ適切に行なうことは災害対策活動を円滑に進めるために欠くべからざることであり、次により緊急輸送について計画する。

第1項 輸送手段の確保

風水害編129ページ「第1項 輸送手段の確保」に同じ

第2項 輸送路線の確保

風水害編130ページ「第2項 輸送路線の確保」に同じ

第3項 防災倉庫、備蓄倉庫及び物資集積所の管理・運営等

風水害編130ページ「第3項 防災倉庫、備蓄倉庫および物資集積所の管理・運営等」に同じ

第8節 避難対策

地震が発生し、火災の延焼拡大、ガス等の流出拡散等により、安全を脅かされている市民や旅行者等、また、地震のため住居を失った市民等の、り災者を安全な地域に一時避難させ、市民、旅行者等の安全を図らねばならない。

このような場合の避難勧告・指示、避難誘導、避難場所の開設等について、次のように計画する。

第1項 避難勧告・指示

地震災害が発生した場合において、生命及び身体を災害から保護し、その災害の拡大を防止する必要があると認められる場合、必要と認める地区の居住者、滞在者その他の者（以下「住民等」という。）に対して、次により避難の勧告又は指示（以下「避難勧告・指示」という。）を行うものとする。

なお、「勧告」と「指示」では、「指示」のほうがより被害の危険に対する切迫の度合いが高く、住民等に対する拘束力は強いが、いずれも強制力はない。

1 避難勧告・指示の基準

発生する地震災害規模等は様々な場合が想定されるが、避難勧告・指示を伝達すべき対象地域の範囲を踏まえ、局地的な災害による地域を限定した避難を要する場合と、同時多発的な火災発生等で広域的な避難を要する場合の2つを想定する。

(1) 局地的な災害で地域を限定した場合

- ① 河川が地震被害を受け、浸水等による危険があるとき
- ② 火災が拡大する恐れがあるとき
- ③ 爆発する恐れがあるとき
- ④ ガスの流出拡散により、周囲地域に危険が及ぶと予想される時
- ⑤ 地すべり、崖崩れ等の土砂災害により著しく危険が切迫しているとき
- ⑥ 建物が被害を受け、居住に危険があるとき
- ⑦ その他生命、身体を守るため必要と認められるとき

(2) 広域的な災害で地域を限定しない場合

- ① 火災が延焼し更に拡大し又はその恐れがあるとき
- ② ガスの流出拡散により、広域的な危険が予測される時
- ③ 県災害対策本部長から避難についての勧告又は指示の要請がなされたとき
- ④ その他生命、身体を守るため必要と認められるとき

2 避難勧告・指示の内容（災害対策基本法第60条第1項の規定に基づき市長が行う場合）

避難勧告・指示は、原則として次のことを明らかにして行う。

- (1) 避難対象地域（町丁名、施設名等）
- (2) 避難の理由（避難要因となった危険要素とその所在地、避難時間等）
- (3) 避難先（安全な方向及び避難場所の名称）
- (4) その他（避難行動時の最小携帯品、災害時要援護者の優先避難、介助の呼びかけ等）

3 避難勧告・指示の実施者

(1) 市長（災害対策基本法第60条関係）

市長は法令上の避難勧告・指示の基準及び災害の発生状況に関する情報等をもとに避難勧告・指示を行なう。ただし、現地状況が不明もしくは危険が切迫している場合は、現場の市職員に避難勧告・指示の権限を委任するものとする。

また、市が全部又は大部分の事務を行なえなくなったときは、県知事が代わって勧告・指示を行なう。この場合、知事は事務の代行の開始及び終了を公示しなければならない。

さらに、災害対策基本法第61条の規定に基づき、市長（及び委任された市職員）が避難の指示をすることができないと認めるとき又は本市から要求があったときは、警察官又は海上保安官（以下「警察官等」という。）は避難の指示を行なうことができる。このとき、権限を代行した警察官等はその旨を市長に通知しなければならない。

(2) 県知事又はその命を受けた吏員並びに水防管理者（水防法第22条関係）

県知事又はその命を受けた吏員並びに水防管理者（熊本市においては市長）は、洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、住民に避難の指示を行なうものとする。

このとき、指示をした市長は、地域を管轄する警察署長に、その旨を通知しなければならない。

4 避難勧告・指示の伝達

避難の勧告・指示を発令した場合は、最も迅速的確に対象地域の全ての住民等に伝わるよう、あらゆる手段を活用し行なうものとするが、おおむね次の方法によるものとする。

- (1) 地元消防分団長を通じ、直接口頭及びマイク等により伝達する。
- (2) サイレン及び警鐘により伝達する。
- (3) 広報車により伝達する。
- (4) 防災行政無線（固定系）の放送により伝達する。
- (5) 電話等公共通信網により伝達する。
- (6) 現場の市職員から口頭により伝達する。
- (7) 各報道機関に対し避難勧告・指示の緊急放送の要請を行なう。
- (8) 各警察署、その他関係機関に連絡し、伝達協力を要請する。
- (9) 避難場所として利用する施設等の管理者に連絡し、伝達協力を要請する。
- (10) 熊本シティエフエム災害緊急放送により伝達する。
- (11) 災害情報メールにより配信する。
- (12) 緊急告知ラジオにより伝達する。
- (13) 携帯電話各社の緊急速報メールサービスにより伝達する。

5 避難勧告・指示の解除

市長は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。避難勧告・指示解除の住民等に対する伝達は、避難場所として利用する施設等における口頭及び放送・掲示等による伝達、報道機関を通じての広報、職員による看板・ポスター等の掲示等による。

6 避難勧告・指示の報告

市長は、自らもしくは権限を委任した市職員が避難勧告・指示を行なったとき及び権限を代行した警察官等が避難の指示を行なったと通知してきたとき並びにこれらの避難勧告・指示が解除されたときは、次の事項を記録するとともに、速やかにその旨を県に報告する。

- (1) 発令者
- (2) 発令の理由及び発令日時
- (3) 避難の対象区域
- (4) 避難場所
- (5) その他必要な事項

第2項 避難誘導・移送

風水害編 85 ページ「第2項 避難誘導・移送」に同じ

第3項 避難場所の開設・管理運営

風水害編 86 ページ「第3項 避難場所の開設・管理運営」に同じ

第4項 警戒区域の設定

地震災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められる場合、法令に基づき警戒区域を設定する。

1 市長の設定権（災害対策基本法第63条）

市長はその職権により、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対し、当該区域への立ち入りを制限し、もしくは禁止し、又は、当該区域からの退去を命ずることができる。

市長もしくはその委任により職権を行なう職員が現場にいないか、これらの者から要求があったときは、警察官又は海上保安官は、市長の職権を行なって警戒区域を設定できる。この場合、区域設定後、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

また、これら市長の職権を行使できる者が現場にいないときは、災害派遣を命じられた自衛隊の部隊の自衛官は、市長の職権を行なって警戒区域を設定できる。この場合、区域設定後、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

2 消防吏員又は消防団員の設定（消防法第28条、同法第36条、水防法第21条）

消防吏員又は消防団員は、火災その他の災害現場において、その職権により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外に対して、当該区域への立ち入りを制限もしくは禁止し又は当該区域からの退去を命ずることができる。

消防吏員又は消防団員が現場にいないか、これらの者から要求があったときは、警察官は、これらの者の職権を行なって警戒区域を設定できる。

第9節 救援対策

大地震の発生により、日常生活に支障をきたしている市民に対して、備蓄物資や緊急に調達した物資を供給して、最低限の身体的健康を確保するとともに、混乱する民意の安定を図る。

第1項 食糧救援対策

風水害編117ページ「第1項 食糧救援対策」に同じ

第2項 給水救援対策

風水害編118ページ「第2項 給水救援対策」に同じ

第3項 生活必需品救援対策

風水害編119ページ「第3項 生活必需品救援対策」に同じ

第10節 救護対策

地震発生にともなう災害により負傷した被災者の医療救護や発災後悪化する衛生環境の早期改善を図るため、医療機関や衛生関係諸機関と協力して被災者への救護にあたる。

この計画では、医療（助産）の供給体制と、ゴミの処分及び消毒等による衛生環境の改善等、救護体制の整備に必要な事項を定める。

第1項 医療助産救護対策

風水害編116ページ「第1項 医療助産救護対策」に同じ

第2項 清掃対策

地震災害発生時におけるごみ処理については、環境衛生上、緊急かつ適切な処理が求められるために、正確な情報収集（無線設置車両の活用も含め）に努め、速やかにその処理を行なう必要がある。

1 収集

地震災害発生時は、通常の収集方法は不可能と考えられる。このため道路機能の回復状況に合わせて、臨時集積所を設置し収集する。また、災害が全市域あるいは一部地域と区分されることもあり、的確な情報を把握しながら収集体制を確立し収集する。

2 処分

(1) 焼却処分

収集された可燃性ごみは、原則として東部及び西部環境工場、宇城広域連合宇土・富合清掃センター、宇城広域連合宇城クリーンセンター、山鹿植木広域行政事務組合クリーンセンターで焼却する。

(2) 埋立処分

不燃性ごみは、扇田環境センター、宇城広域連合宇土・富合清掃センター、山鹿植木広域行政事務組合一般廃棄物最終処分場で埋立処分する。宇城広域連合宇城クリーンセンターについては、受け入れ・選別処理を行った後、委託業者にて埋立処分する。（テレビ（ブラウン管式、液晶式及びプラズマ式）、エアコン、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機、パソコンは除く。）

※ 市民生活の復旧を図るため、(1)(2)によるすみやかな処分を基本としつつ、可能な範囲で、金属等資源化が可能な物のリサイクルを行うこととする。

※ 震災により両環境工場および扇田環境センターの受入能力を越えるごみの発生が予想されるときは、一時的な保管場所を確保する。

資料編X-9

災害し尿についても次のとおり緊急かつ適切な収集及び処理を行なう。

1 収集

正確な情報収集に努める一方、年度委託契約している許可7業者により迅速なし尿収集を行なう。

旧富合総合支所及び城南総合出張所管内の災害し尿については、管内許可業者と連携を図り迅速に対処する。

2 処理

収集した災害し尿は、秋津浄化センター及び中部浄化センターで処理する。通常の処理が困難な場合は、下水道部局と連携のもと実施する。

旧富合総合支所及び城南総合出張所管内の災害し尿については、宇城広域連合浄化センターで処理する。

第3項 防疫対策

大規模地震発生から時間が経過するにともない、衛生状態の悪化や食水系感染症の流行が懸念される。

そのため、熊本市保健所を中心に、衛生状況の調査を行なうとともに、衛生状況の悪化や悪化の恐れがある場合には、すみやかに消毒、そ族昆虫の駆除等を行なう。

実施にあたっては災害規模により、大規模災害等発生時の防疫活動に関する協定書にもとづき、熊本県ペストコントロール協会、熊本県害虫消毒協同組合への協力依頼を行なう。また、県や自衛隊の応援等を求めて実施する。

感染症が発生したときは、感染症法に基づいて接触者の健康診断を実施するとともに、積極的疫学調査を実施し、必要に応じ入院勧告を行う。感染症の発生の恐れがあるときも速やかに調査を実施し、必要に応じ予防接種や予防投薬を実施する。

食中毒に関しては、食品衛生監視員による巡回指導等により発生予防に努める。

第4項 死体捜索及び遺体の収容埋葬計画

風水害編99ページ「第9節 死体捜索及び遺体の収容埋葬計画」と同じ

第 1 1 節 文教対策計画

風水害編 1 3 3 ページ「第 2 2 節 文教対策計画」と同じ

第12節 住宅対策

大地震発生時には、多くの住宅が倒壊・大破・焼失し、居住に耐えなくなる。これらの被災者に対して、応急仮設住宅の建設とともに、住家の破損に対する応急修理を実施するなど、住居の安定を図るため、次により計画する。

第1項 仮設住宅の設置

風水害編125ページ「第1項 仮設住宅の設置」に同じ

第2項 被災住宅の応急修理

風水害編126ページ「第2項 被災受託の応急修理」に同じ

第3項 建設資材の確保

風水害編127ページ「第3項 建設資材の確保」に同じ

第13節 生活関連施設の応急対策

地震災害により、上・下水道等の生活関連施設が被害を受けた場合には、市民の日常生活に支障が生じることが明らかである。

そこで、公共性を配慮して迅速かつ的確な応急対策に関する能力を最大限に活用し施設等の機能を総力を挙げて短期間に応急復旧するものとする。

本節では、その実施にあたっての必要事項をあらかじめ定めるものとする。

第1項 上水道施設

災害発生の恐れがある場合には、飲料水等の確保及び被害施設の応急復旧に対処するために必要な人員、車両並びに資機材等を確保する必要がある。また、情報収集連絡体制を確立し、被害の規模、状況に即した判断のもとに応急給水用水源の確保等断水区域を限定した上で応急復旧を行なうものとする。

1 活動人員の適正配置

施設の被害状況調査を早急に行ない、二次災害の防止及び被害の拡大を最小限にとどめるため、緊急措置を講じるものとする。

また、調査の結果を踏まえ、応急復旧計画を策定し関係する団体等の協力をもとに復旧にあたる。

2 取水、送水、配水施設

被害状況の調査結果を早急に検討し、その重要度、応急復旧時間等を勘案しながら計画を策定し作業にあたる。

また、施設能力の維持には、電力の供給が重要となるため、九州電力(株)に対して優先的供給を要請する。

3 送水、配水管

通水可能な管路については、上流部施設の配水能力等を考慮に入れ、順次通水する。

また、破損管路の応急復旧についても、原則として上流側から作業を進め、仮設の送・配水管を布設するなどして対処する。

4 給水管

給水管及び給水装置の被害箇所については、配水管路の復旧作業と並行して行ない、二次災害発生の危険性のある箇所及び道路部分の作業を優先的に行なう。

第2項 下水道施設

下水道は、上水道、電気、ガス等の供給系と並ぶ重要なライフラインであり、市民生活、自然環境を守るために不可欠な施設であり、災害により被害を被れば、市民生活や環境への影響が大きいため、早期の被害調査及び応急復旧を行うものとする。

1 被害調査

下水道管渠施設の被害は表面に表れにくく、被害状況把握に相当の期間を要し、また、処理施設の被害は下水道システムの根幹に及ぶものであるため、ともに早期の被害調査が必要である。

2 応急復旧

(1) ポンプ場、浄化センター

ポンプ場、浄化センターの甚大な被害は、下水道システム上影響が大きく、公衆衛生の確保と処理機能を維持するために代替施設の利用等を含む早急な応急復旧を行う。

(2) 下水道管渠施設の応急復旧は、管の破損、陥没等による閉塞にともなう排水不良箇所及びマンホール等の崩壊の危険がある箇所を優先的に行う。特に、埋没深度が浅い末端管渠、取り付け管及び汚水柵等の被害は大きいものと考えられるので、布設替え又は仮配管等の応急復旧を行う。

第3項 浄化施設

地震発生時には、電気や上・下水道等の機能停止を含め、浄化施設が被災すると考えられる。

浄化施設が被災することにより、し尿、汚水等が滞留して地域社会の保健衛生状態が不良となるばかりでなく、伝染病等が発生しやすくなるので、速やかな施設の応急復旧を行うものとする。

1 避難所に対する対策

震災時には、多くの市民が避難場所に避難し、生活の場を失った被災者は長期的な収容生活者となることが考えられる。

ここでのし尿処理は、仮設（簡易）トイレを設置し対応する。また、避難場所の既存のトイレが不足する場合は、適宜仮設（簡易）トイレを設置する。

2 収集体制

災害し尿収集は、市内許可業者に委託しており緊急時の連絡体制等を確立し、収集者及び収集車両の確保に努める。

また、被害の状況によっては、収集車両が不足するために近隣市町村との広域的な実施体制を構築する。

3 処分

収集したし尿は、収集地区に応じて秋津及び中部浄化センター、宇城広域連合浄化センター、山鹿衛生処理センターで処理するが、場合によっては前記以外の浄化センター又は近隣市町村の処理施設で処理する。

第14節 ライフライン施設の応急対策

第1項 電力施設

九州電力（株）熊本支店においては、「九州電力（株）防災業務計画」に基づき「九州電力（株）熊本支店非常災害対策本部運営基準」を定め電力施設の災害対策に万全を期すものである。

また、熊本東営業所、熊本西営業所及び熊本電力所においては、熊本支店災害対策本部運営基準に則り対策部運営基準を定め、熊本市全域及びその周辺の電力供給管轄町村の電力施設災害対策にあたるものである。

1 電力施設の種別、名称、所在地（発電所なし）連絡先電話

種別	名称	所在地	電話
変電所	健軍変電所	熊本市健軍3-43-21	変電所は無人のため 下記へ連絡 熊本電力所発変電課 096-386-2309
	保田窪変電所	熊本市帯山8-6-45	
	神水変電所	熊本市健軍2-1-11	
	大江変電所	熊本市白山3-11-1	
	銀座橋変電所	熊本市中央街1-8	
	慶徳変電所	熊本市通町20-1	
	坪井変電所	熊本市坪井2-4-4	
	花畑変電所	熊本市花畑町9-3	
	新町変電所	熊本市新町3-1-39	
	春日町変電所	熊本市春日7-25-55	
	池田変電所	熊本市池田2-4-39	
	弓削変電所	熊本市龍田町弓削字法王鶴492	
	江津変電所	熊本市江津3-3-1	
	日吉変電所	熊本市世安町字松手41-1	
	川尻変電所	熊本市南高江7-6-7	
	北熊本変電所	熊本市立福寺町65	
	植木変電所	熊本市植木町大字滴水字三角1043-3	
	西合志変電所	合志市御代志445-1	
	須屋変電所	合志市須屋1924-17	
	広崎変電所	上益城郡益城町大字広崎字西原825-1	
	御船変電所	上益城郡御船町御船字下圀940-2	
	南熊本変電所	熊本市城南町鰐瀬字境の松2318-2	
	緑川変電所	熊本市城南町大字赤見字犬作707	
	御領変電所	熊本市御領町6-4-30	
	近見変電所	熊本市近見9-8-14	
	飛田変電所	熊本市飛田3-11-85	
菊陽変電所	菊池郡菊陽町大字久保田字中井手2208-1		
営業所	熊本東営業所	熊本市上水前寺1-6-36	0120-986-604
	熊本西営業所	熊本市上熊本2-12-10	0120-986-603
	宇城営業所	宇城市松橋町松橋1325	0120-986-605
	玉名営業所	玉名市亀甲90-1	0120-986-601
電力所	熊本電力所	熊本市上水前寺1-6-36	096-386-2500

2 電力供給区域

(1) 熊本市内全域

(2) 周辺管轄市町村

合志市（一部）、菊陽町（一部）、益城町、嘉島町、御船町、甲佐町、美里町、山都町

3 応急対策の方法

九州電力(株)熊本支店非常災害対策本部運営基準による。

資料編XⅢ-2

第2項 都市ガス施設

地震災害により都市ガス施設に被害があった場合、二次災害の発生を予防し、速やかに応急復旧を行ない、迅速な機能の回復を図る。

資料編XⅢ-3

1 通常時の連絡先

名 称	住 所	電 話
西部ガス(株)熊本支社	〒860-0832 熊本市中央区萩原町14番10号	370-8617

2 非常時の体制

災害の規模に応じて、「第1非常体制」「第2非常体制」「第3非常体制」「総合非常体制」を発令する。

3 災害対策本部の設置等

(1) 第3非常体制が発令されたときは、直ちに地区支社長を本部長とする「地区災害対策本部」を設置するとともに「本社災害対策連絡会議」を設置し「地区災害対策本部」の防災活動に対して全面的に支援補佐する。

(2) 総合非常体制が発令されたときは、本社に社長を本部長とする「総合災害対策本部」を設置する。

〈連絡先〉

災害対策本部	名 称	所 在 地	電 話
地区災害対策本部	西部ガス(株) 熊本支社	〒860-0832 熊本市中央区萩原町14番10号	096-370-8617
総合災害対策本部	西部ガス(株) 本 社	〒812-0044 福岡市博多区千代4-1-33	092-651-2355

4 社員の自動出動等

気象庁が発表した各事業所の最寄の地震観測地点の震度が「5弱」以上の場合は、社員の自動出動とする。

なお、動員基準については「災害対策要領」に別途定める。

5 防災関係機関との情報連絡等

(1) 平常時から県及び各市町村防災会議、地方气象台、消防署、警察署等防災関係機関と協調し、防災関係情報の提供・収集等相互連携体制を整備するよう努めるものとする。

(2) 災害発生時には、地方自治体の災害対策本部をはじめとする防災機関と協調し、災害に関する情報の提供・収集を行ない、緊急対策及び災害復旧を推進する。

6 緊急対策

(1) 災害発生時における情報収集及び広報

- ① 災害が発生した場合、速やかに情報収集できる体制をとり、被害地域のガス工作物の被害状況等を迅速に収集、把握する。
- ② 災害発生時においては、発生直後、ガス供給停止時、復旧作業中及び復旧完了時の各時点において、その状況に応じた適切な広報活動を行う。
- ③ 災害発生後、ガス供給を継続する地区の需要家に対しては、必要に応じて保安確保のための広報活動を行う。
- ④ 広報活動については、災害発生時に即応できるように、報道機関・警察・消防等関係機関に協力を要請するほか、広報車等により実施する。

(2) 災害発生時における緊急工事

- ① 災害に伴う緊急工事は、緊急度を勘案して迅速かつ適切な措置を講じる。
- ② 緊急工事に際しては二次災害の発生防止に万全を期すとともに、処理要員の安全に十分配慮する。

(3) 地震時の供給停止判断（第1次緊急停止）

- ① 地震が発生した場合、次の各号に掲げるような大きな災害が確認された単位ブロックでは、直ちにガス供給を停止する。
 - ア 単位ブロック内の地震計2基が60カイン以上の場合
ただし、地震計が2基以上設置されていない単位ブロックにあつては、隣接する単位ブロックのあらかじめ定めた地震計を含めて供給停止判断を行う。
 - イ 製造所又は供給所ガスホルダーの送出量の大変動、主要整圧器等の圧力の大変動により供給継続が困難な場合
- ② 供給停止の判断は、導管保安センター所長が行う。
- ③ 導管保安センター所長が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合に備え、その職務を代行する者をあらかじめ指名しておく。
- ④ 供給継続地区については、保安巡回等の保安確保のための必要な対策を行う。

(4) 地震時の供給停止判断（第2次緊急停止）

- ① 地震が発生した場合、地震計のS I値が30カイン以上60カイン未満程度を記録した単位ブロック、又は60カイン以上を記録した地震計が1基のみの単位ブロックでは、緊急巡回点検やガス漏えい通報の受付状況などから経時的に得られる被害状況により、次の各号に掲げるような二次災害が予想される場合には、速やかにガス供給を停止する。
 - ア 道路及び建物の被害状況や主な導管の被害状況から、ガス工作物の被害が甚大であることが容易に推測できる場合
 - イ ガス漏えい通報等により発見されたガス工作物の被害状況が、災害対策要領に記載する緊急時対応能力を超える恐れのある場合
- ② 供給停止の判断は、支社長が行う。

③ 支社長が病気その他やむを得ない事情により不在となる場合に備え、その職務を代行する者をあらかじめ指名しておく。

④ 供給継続地区については、保安巡回等の保安確保のための必要な対策を行う。

7 復旧対策

(1) 復旧計画の策定

災害が発生した場合は、早期復旧をはかるため復旧期間、復旧要員数、復旧組織及び被災地域の復旧優先順位等の復旧計画を速やかに策定する。

(2) 復旧作業の実施

復旧計画に基づき、二次災害防止に万全を期すとともに、速やかにガス施設の復旧作業を実施する。

(3) 復旧用資機材の調達

復旧活動に必要な資機材については、メーカー等からの調達、社内及び関連会社の相互融通等、適切な措置を講じる。

(4) 非常災害時の救援要請

広範囲にわたり供給停止した場合は、「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱（日本ガス協会）」に基づき、日本ガス協会へ救援を要請する。

第3項 通信施設

地震等で電気通信設備が被害にあった場合は、NTT西日本熊本支店が災害応急対策にあたるものとする。

資料編XIII-3

1 災害対策機関の種類

災害対策機関の種類は、災害対策本部（以下「本部」という。）と情報連絡室（以下「連絡室」という。）とする。

2 災害対策本部の設置

熊本支店長は、当該災害の規模その他の状況により災害復旧を推進するために必要と認めたときは、熊本支店に災害対策本部を設置する。

3 災害対策本部の名称

熊本支店本部の名称は、「熊本支店災害対策本部」の前に当該災害名称を付したものとする。

4 災害対策本部の組織

本部の組織は、次の各項とする。

(1) 熊本支店災害対策本部に本部長1名及び副本部長1名を置く。

(2) 本部長は、支店長とする。

(3) 副本部長は、熊本支店設備部長とする。

(4) 本部の組織は、災害対策本部の組織図によるが、災害の状況に応じて弾力的に構成する。

(5) 各班に班長、副班長及び班員若干名を置く。

- (6) 班長及び副班長は災害対策本部の組織図によるが、災害の状況に応じて弾力的に構成する。
- (7) 班員は、班長が関係部課長と協議し、指名する。

5 本部の掌握業務

災害対策本部は、次の業務を実施する。

- (1) 災害に関する情報を一元的に収集し、伝達する。
- (2) 災害応急対策及び災害復旧に関する基本方針をたてる。
- (3) 災害応急対策及び災害復旧の総合調整を実施する。
- (4) 熊本市災害対策本部並びにN T T西日本以外の防災機関との連絡・調整・必要な報告を実施する。

6 本部長等の職務

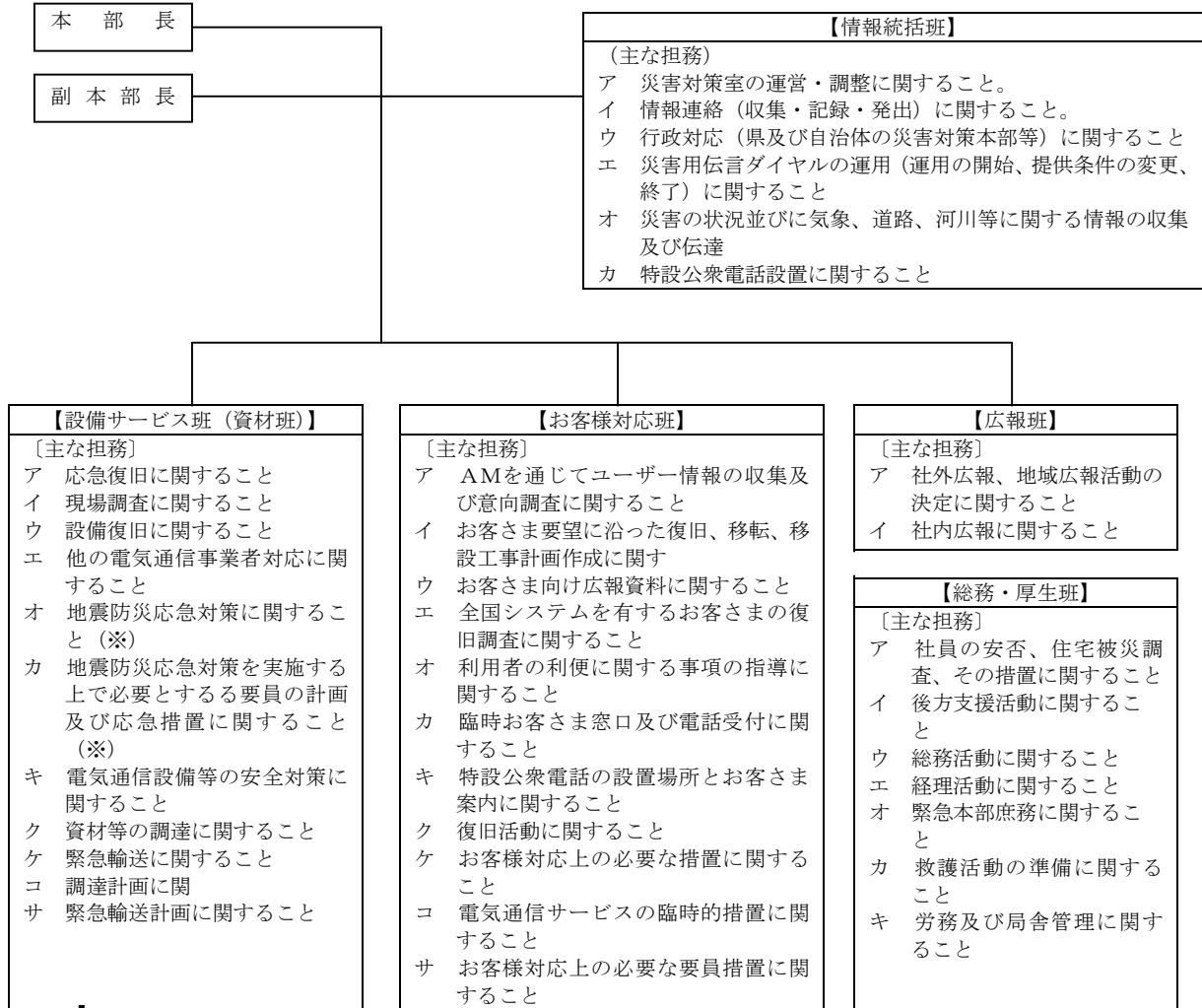
本部長等の職務は、次の各項とする。

- (1) 本部長は、災害等の応急対策及び復旧に関する基本事項を策定し、実施にあたって副本部長、統括長に対し、指示する。
- (2) 副本部長は、本部長を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。
- (3) 班長は、関係部門の責任者と協議し、副班長及び班員を指名し、本部長指示事項を班長へ指示伝達し状況等を本部長へ報告する。
- (4) 副班長は、班長の命を受け、それぞれの班の業務を遂行する。

7 本部長の権限

本部長は、災害応急対策及び災害復旧を推進するため、必要があると認めたときは、5の(2)及び(3)の災害応急対策及び災害復旧の実施・調整について、班長及び副班長に対し必要な指示等を実施する。

8 NTT西日本熊本支店災害対策本部等における各班の主な業務内容



- NTTファシリティーズ九州 熊本支店
- NTTインフラネット九州 熊本支店
- NTTコムウェア
- ITオペレーションセンタ・NGNサービスオペレーションセンタ

注：(※)は、地震災害警戒本部等が設置された場合の追加業務

9 地震発生後の参集体制

1 居住地（自支店）で発生した場合

震度	震 度 4 以 上
体制	情報連絡網及び社員・家族の安否確認の発動を行う。

震度		震度 5（弱）以上	震度 6 以上	
管 理 者	本部員①	平日	災対室へ駆けつける	
		夜間 休日	災対室へ駆けつける③	
	連絡責任者②	平日	社員・家族の安否確認結果を総務部へ報告後、災対担当と連携を図り行動	・社員・家族の安否確認結果を総務部へ報告後、災対担当と連携を図り行動 ・夜間・休日は勤務地へ駆けつける
		夜間 休日		
	上記以外	平日	社員・家族の安否確認結果を連絡責任者へ報告する	・社員・家族の安否確認結果を総務部へ報告後、災対担当と連携を図り行動 ・夜間・休日は勤務地へ駆けつける
		夜間 休日		
一般社員	平日	上司の指示により行動する	上司の指示により行動する	
	夜間 休日	上司に連絡し指示により行動する (夜間は夜明けを待ち行動)	上司に連絡し指示により行動する (夜間は夜明けを待ち行動)	

- ① 災害対策本部員（対策本部の各班構成メンバー：各部室等の課長等）
- ② 連絡責任者（各部署等の総括担当課長）
- ③ 災害対策本部員の情報連絡統括班の班長、副班長及びお客様対応班、広報班。総務厚生班の班長、副班長とする

2 居住地以外（他支店）で発生した場合

- 九州管内の他支店で震度4以上の地震が発生した場合

・情報連絡網態勢の発動を行う。

- 九州管内の他支店で震度6（弱）以上の地震が発生した場合

- | |
|---|
| ① 災害対策本部員の情報連絡統括班、お客様対応班、広報班、総務厚生班の班長は支店災害対策本部へ駆けつける。なお、駆けつけ不可の場合は災対室へ連絡し、指示による行動とする。 |
| ② 連絡責任者及びレスキュー隊長は、災対担当と連携を図り行動する。 |
| ③ レスキュー隊員は、他支店で震度6以上の地震が発生した場合、上司（隊長等）からの指示により行動する。（夜間・休日は出動準備の指示を待つ） |
| ④ 一般社員は、上司の指示により行動する。 |

3 駆け付け基準（他支店で発生時）

- | |
|---|
| ・九州管内他支店（県庁所在地都市及び政令指定都市）で震度5（弱）以上の地震が発生した場合、災対室へ駆け付ける。 |
| ・九州管内他支店（市制施行都市）で震度6以上の地震が発生した場合、災対室へ駆け付ける |
| ・九州管外（県庁所在地級都市）で震度6以上の地震が発生した場合、災対室へ駆け付ける |

第15節 海上災害応急対策

地震発生時における船舶の海難による油の流出、大規模な海上火災、大量の放射性物質の放出、船舶の遭難による多数の人命の損失、その他異常な自然現象による海上災害が発生し又は発生するおそれのある場合、海難救助、被害の拡大の防止及び災害の未然防止等応急措置を実施し、海上における住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、社会秩序の維持にあたるものとする。

本節は、これらの対策実施に必要な体制の確立等について定める。

第1項 関係機関の措置

海上災害が発生した場合、熊本海上保安部、県、県警及び熊本市（消防機関を含む）は連携協力して応急対策を実施するとともに、その他の関係団体の協力を求めるものとする。

そこで、熊本海上保安部が実施する災害応急対策は、次のとおりである。

1 応急対策

(1) 非常体制の確立

災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、海上保安庁長官、管区海上保安本部長が発令する非常配備及び災害対策本部の設置に必要な対策の検討、情報の収集を行なうとともに、所要の措置を講じ、併せて、熊本県災害対策本部の設置を推進する。

(2) 自衛隊の派遣要請

海上災害にともなう救助活動のため管区海上保安本部長が行なう自衛隊の派遣要請に必要な事項の調査等を行なう。

(3) 通信の確保

通信施設の保安に努めるとともに、部内及び防災関係機関との相互の通信連絡の確保にあたる。

(4) 警報等の伝達

気象、津波、高潮、波浪に関する警報及び航路障害物、航路標識の異常等、航行船舶の安全あるいは油、放射性物質等危険物の流出による船舶、水産資源、海陸諸施設、公衆衛生等に重大な影響を及ぼす事態を知った場合は、安全通信、航行警報、水路通報、ラジオ、テレビ放送、巡視船艇による巡回、その他有効な方法により船舶及び関係者へ伝達通知するものとする。

(5) 災害状況の把握及び情報の収集等

航空機又は巡視船艇を災害地に派遣し、災害状況を把握するとともに情報を収集し、その結果を分析評価して報告又は通報するものとする。

2 救助活動

(1) 避難の救助及び勧告

避難命令が発令された場合において、必要があるときは、避難者の誘導を行ない、海上輸送及び船舶に危険が生じるおそれがある場合、適当な場所への避難の指導及び勧告。

(2) 遭難船等の救助

遭難船等が発生した場合の捜索及び救助。

(3) 水防活動

岸壁、護岸、堤防等の決壊に対する応急復旧材の海上輸送。

(4) 消防活動

船舶等の火災の消火。

(5) 人員及び救援物資の緊急輸送

救助活動に必要な人員、資機材及び救援物資等の緊急輸送。

(6) 物資の無償貸付及び譲与

要請により又は必要と認める場合の規定に基づく海上災害救助用物品のり災者への無償貸付又は譲与。

(7) 海上交通安全の確保

- ① 漂流物、沈没物その他の航路障害物の応急措置及び除去についての命令又は勧告
- ② 水路の損壊、水深に異常を生じた場合の応急調査及び啓開
- ③ 船舶交通の安全を確保するため、交通の制限又は禁止と必要に応じ応急標識等の設置

(8) 危険物の保安措置

危険物の保安については、防災関係機関と密接な連絡をとり、必要に応じ次の措置を講じる

- ① 海面に油、放射性物質が流出し又は沿岸に漂着するおそれのある場合の付近の警戒、油の拡散、火災発生防止等の措置
- ② 状況に応じ船舶交通の制限又は禁止、進行の停止経路変更等の指導
- ③ 危険物積載船舶について荷役の制限又は禁止及び移動もしくは航行の制限又は禁止の措置

(9) 治安の維持

治安を維持するため、巡視船艇を災害地に派遣し、付近の警戒を強化するとともに各種事犯の発生状況の実態把握に努め、関係法令に基づく取締りを強化する。

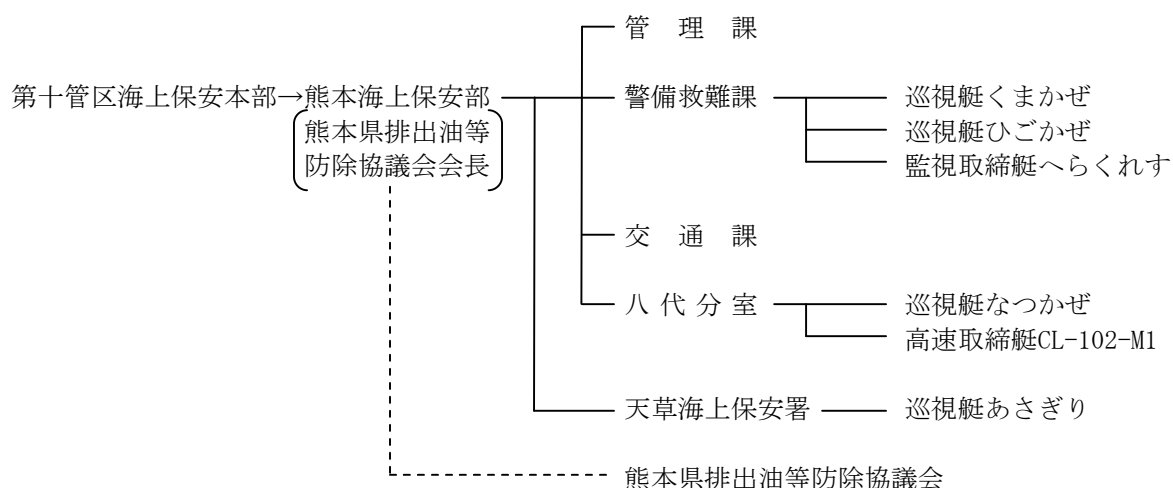
(10) 広報

民心の安定に重点を置き災害、治安、救助、復旧の状況及び応急処置方法等について必要により、防災関係機関と連絡調整のうえ報道機関等を通じて広報を行なう。

3 災害対策基本法に基づく応急業務

- (1) 異常現象発見者からの通報の受理及び処理（第54条）
- (2) 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件に必要な措置の指示及び市町村長への通知（第59条）
- (3) 居住者、滞在者その他の者に対する避難のための立ち退きの指示（第61条）
- (4) 警戒区域の設定及び当該区域への立ち入り制限もしくは禁止並びに退去の措置（第63条）
- (5) 応急措置を実施するための工作物又は物件の使用、収用、除去、保管に関する業務（第64条）
- (6) 応急措置業務への従事命令（第65条）
- (7) 応急措置の実施及び防災関係機関に対する応急措置実施要請又は指示（第77条）
- (8) 応急措置の実施に必要な物資の保管、収用及び立ち入り検査並びに報告の聴取（第78条）

4 熊本海上保安部の組織



第2項 市の措置

地震により海上災害が発生した場合、消防艇（金峰）と各部局が連携を図りながら以下の活動を実施する。

1 応急対策

- (1) 人命の救出、救護
- (2) 初期消火及び延焼防止
- (3) 沿岸住民に対する災害状況の周知徹底及び警戒
 - ① 被害の及ぶ恐れのある沿岸住民に対する災害状況の周知
 - ② 火気使用の制限又は禁止等、発災危険防止措置の広報及び警戒
- (4) 沿岸住民に対する避難の勧告及び指示
- (5) 沿岸地先海面の警戒

流出油、火災及び漂着等被害が沿岸に及ぶ恐れのある地先、海面への巡回監視。

2 関係諸団体の協力措置

油防除剤及び油拡散防止資機材等を保有する関係団体等は、熊本海上保安部、県、熊本市等の関係機関から協力を求められた場合は、必要な応急措置の実施に協力するよう努めるものとする。

第16節 応急公用負担と労働力の確保

災害対策基本法（本節中以下「法」という。）の規定により、市長は災害の発生を防ぎよし又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置（以下「応急措置」という。）を速やかに実施するため、人員物資として民間等の人員物資を使用することができる。これを応急公用負担と言い、大別して人的公用負担と物的公用負担がある。

本節では、この応急公用負担等の適用について記述するとともに、震災発生後の対策実施に必要な労働力の確保を図るための方策について述べる。

第1項 従事命令等

人的公用負担は、法に規定された公務員が職権で従事命令等を発することにより実施される。本項では、市長が本来有する職権及び知事の委任により生じる職権を中心に、従事命令等の種類等を述べる。

1 従事命令等の種類

法に定める従事命令等については、行使者により以下のような種類がある。

(1) 市長が行使する従事命令（法第65条）

市長は、防災上応急措置を実施するため、緊急の必要があるときは市内の住民又は実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させることができる。

また、市長及びその委任を受けた市職員が現場にいないか、その者から権限行使を要求されたときは、警察官又は海上保安官が命令できる。（同条第2項）

災害派遣要請を受けて出動した自衛官は、市長及びその委任を受けた市職員が現場にいないときは命令できる。（同条第3項）

災害発生により市が事務の大部分以上を行なえなくなったときは、県知事が職権を代行する。（法第73条）

(2) 知事が行使する命令（法第71条関係）

熊本県知事は、以下の職権を行使することができる。

市長は、知事の職権の一部を委任された場合、委任された職権を行使することができる。

① 従事命令

以下の者（災害救助法施行令第10条に規定）に対し、応急措置に従事させる命令。

- ア 医師、歯科医師又は薬剤師
- イ 保健師、助産師又は看護師
- ウ 土木技術者又は建築技術者
- エ 大工、左官又はとび職
- オ 土木業者又は建築業者及びこれらの従業者
- カ 地方鉄道業者及びその従業者
- キ 軌道経営者及び従業者
- ク 自動車運送業者及びその従業者

ケ 船舶運送業者及びその従業者

コ 港湾運送業者及びその従業者

② 協力命令

応急措置を要する者及びその近隣者を応急措置に協力させる命令。

③ 管理

以下の施設（災害救助法施行令第12条に規定）を、施設の有する人員機材を一体として
応急措置に動員すること。

ア 病院、診療所

イ 助産所

ウ 旅館

エ 飲食店

(3) 警察官が行使する命令（警察官職務執行法第4条関係）

警察官は、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危険防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じることができる。

(4) 消防吏員又は消防団員が行使する命令（消防法第29条関係）

消防吏員及び消防団員は、消火もしくは延焼の防止又は人命の救助のために必要があるときは、火災が発生せんとし又は発生した消防対象物及びこれらのもののある土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。

2 公務災害補償及び費用弁償

従事命令により、応急措置に従事した者が、そのために死亡し、負傷しもしくは疾病にかかり又は障害の状態となったときは、熊本市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第39条）に基づき、本人又はその遺族もしくは被扶養者が被る損害を補償しなければならない。

また、県知事の従事命令（市長が一部委任されたときの従事命令含む）による応急措置の従事者には、実費弁償する必要がある。なお、この場合、市長によって権限が行使された場合でも、損失補償、実費弁償及び損害補償が生じた場合は、県知事が費用負担する。

第2項 物的応急公用負担

応急措置に必要な土地建物や土石などが緊急に必要なときは、他人の所有するそれらを一定の手続きのもとで使用又は収用できる。これを物的応急公用負担といい、以下のとおり法に定められている。

1 種類

法第64条により、応急公用負担できるものは、以下のとおりである。

(1) 土地、建物その他の工作物の一時使用

(2) 土石、竹林その他の物件の使用及び収用

2 実施者

応急公用負担の実施者は、優先順位ごとに以下のとおりとする。

(1) 市長（法第64条第1項）

(2) 市長の委任を受けて職権を行なう市職員（地方自治法第153条第1項）

(3) (1)、(2)のいずれも現場にいない場合又はこれらの者から要求があった場合、警察官又は海上保安官（法第64条第7項）

(4) (1)、(2)、(3)のいずれも現場にいない場合、自衛隊法により災害派遣を命じられた自衛隊の部隊等の自衛官（法第64条第8項）

3 実施手続き（法施行令第24条）

権限を行使する場合は、その占有者、所有者その他当該土地建物に権原を有する者（以下「占有者等」という。）に対し以下の事項を通知しなければならない。占有者等の氏名及び住所が不明のときは、市庁舎又は管轄の総合支所、警察署もしくは熊本海上保安部に掲示しなければならない。

当該土地建物等の名称又は種類、形状、数量、所在した場所、当該処分に係る期間又は期日のその他必要な事項。

4 実施上の注意事項

(1) 市長に代わり職権を行使した警察官、海上保安官及び自衛官は、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。（法第64条第7項及び第8項）

(2) 土地、建物等の一時使用及び土石、竹木等の物件の使用もしくは収用により通常生ずべき損失については、処分を実施した国又は地方公共団体が補償しなければならない。（法第82条）

第3項 労働力の確保

災害対策に必要な労働力を市職員以外に求めるときは、通常、以下の手続きにより熊本県熊本土木事務所長に日雇求職者の斡旋を要請する。

1 要請の方法

市長又は災害対策本部長名で、文書又は口頭により要請する。

2 要請内容

1の要請を行なう場合は、以下の事項を明らかにする。

(1) 求人者名（熊本市長又は熊本市災害対策本部長）

(2) 職種別の所要労務者数

(3) 作業場所及び作業内容

(4) 労働条件

(5) 宿泊施設の状況

(6) その他必要な事項

第17節 応援要請等

市は、その所属職員の全員が地震発生時における市民の生命と財産を保護するため、全力を尽くすものであるが、それでもなお本市単独では災害への対応が困難もしくは不可能な場合には、速やかに関係機関等への応援要請等を行なうものとする。

第1項 自衛隊に対する災害派遣要請

災害に際して、市民の人命・身体及び財産の保護のための応急対策が、市の動員能力を超えていると判断され自衛隊の災害派遣を必要とするときは、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条に基づく災害派遣を県知事が要請するよう県に対して求めることができる。

1 要請の基準

以下の状況が発生した場合、県に対し災害派遣の要請をするよう求めることができる。

- (1) 震度6（弱）以上の地震
- (2) 震度は不明だが複数の家屋倒壊が確認されたとき
- (3) 震度不明で被害確認もできないが、重大な被害発生が予想される時

2 要請の手続き等

(1) 要請者

災害対策本部設置後、要請を行なうときは、本部長が市長名で県に要求する。

災害対策本部が設置されていない場合、災害対策本部要員に予め指名されている職員（以下「本部職員」という。）が1名又は複数登庁している場合で、要請基準を満たしており緊急に要請が必要とされるときは、必要と判断した本部職員名で本部長を代行する旨を添えて、市長名で県に要求する。

災害対策本部が設置されておらず、本部職員も登庁していない場合、防災対策について、業務上何らかの関わりのある熊本市職員が1名以上登庁している場合で、前述のいずれかの方法による要求実施が困難であり、要請基準を満たして本部職員を待ついとまがないときは、市職員の判断であることを申し添えて県に災害派遣を要求する。

(2) 要請の手続き

災害対策本部は、県知事に対して下記の必要な事項を記載した文書によって災害派遣要求を行なう。ただし、応急対策上緊急を要する場合は、電話又は口頭その他取りうる手段により要求を行い、事後速やかに派遣要請の要求文書を提出することとする。

- | | |
|---------------------|----------------|
| ア 災害状況及び派遣要請を要求する事由 | イ 派遣を希望する期間 |
| ウ 派遣を希望する区域及び活動内容 | エ その他参考となるべき事項 |

(3) 特例

県との連絡が困難な場合は、自衛隊に災害発生状況を伝達し、自衛隊法第83条第2項ただし書きによる緊急出動の適否判断のための情報を提供する。

この場合の情報提供者は、災害派遣要請の要請者の規定に準じる。

3 要請の変更等

(1) 要請の変更

自衛隊の派遣要請を要求した後、状況の変化により要求すべき内容を変更する必要があると本部長又は本部職員が判断した場合は、直ちにその旨を、理由を付して県に連絡するとともに、市長名で文書により県に変更願を提出する。

(2) 要請の撤回

県への要求後、災害状況を把握した結果、自衛隊の災害派遣を必要としないと判断した場合、本部長又は本部職員は速やかにその旨を、理由を付して県に連絡するとともに、市長名で文書により県に撤回願を提出する。

なお、撤回までに災害派遣要請により生じた費用及び撤回後被害が発生し、再度要請する必要が生じた場合の災害派遣開始までに生じた費用及び再出動にともなう必要となった費用については、市の要求にその責があると認められた場合、市が負担する。

4 派遣決定後の措置

自衛隊の災害派遣が決定した場合には、速やかに次の措置を取り、受け入れ体制を整える。

- (1) 災害派遣を要する災害発生地への誘導を行なう。
- (2) 災害状況を収集し、災害派遣活動に必要な情報を事前に伝達する。
- (3) 必要な資機材を可能な限り準備し、部隊到着後の迅速な活動開始を支援する。
- (4) 災害派遣活動の間は、連絡及び活動記録要員を同行させ、作業状況の把握と災害対策本部との緊密な連絡体制保持に努める。
- (5) 災害派遣活動が一日を越える可能性がある場合は、宿営所を設定してその活動の継続に支障のないよう努める。

5 経費の負担区分等

- (1) 派遣部隊が活動に要した経費のうち下記に掲げるものは、熊本市の負担とする。

- ① 派遣部隊が連絡のために宿泊施設に設置した電話の施設費及び当該電話による通話料金等
- ② 派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設の電気料及び水道料金
- ③ 宿泊施設の汚物の処理料金
- ④ 活動のため現地で調達した資材等の費用

- (2) その他

その他必要な事項については、知事及び市長等が派遣命令権者と協議して定めるものとする。

第2項 行政機関に対する応援要請

1 県知事に対する要請

災害対策基本法第68条に基づき、応急措置に必要があると認めるときは、県知事に対して応援を求め又は応急措置の実施を要請する。

なお、この応援を要請する手続きは、同法施行令第15条による。

2 他市町村長に対する要請

災害対策基本法第67条に基づき、応急措置に必要があると認めるときは、他市町村長に対して応援を求め又は応急措置の実施を要請する。

なお、この応援を要請する手続きは、同法施行令第15条による。

3 消防広域応援

大規模な災害が発生した場合の消防機関の応援体制は、次のとおりである。

(1) 県内の消防機関への応援要請（県内応援隊）

「熊本県消防広域応援基本計画」に基づき県知事へ応援要請を行なう。

(2) 県外の消防機関への応援要請（緊急消防援助隊）

「熊本県消防広域応援基本計画」に基づき県知事へ応援要請を行なう。また、消防庁長官の決定により「緊急消防援助隊」が派遣される。

(3) 防災消防ヘリコプター

「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき応援要請を行なう。

※「第3章地震災害応急対策、第4節消防対策、第6項応援体制の確立」を参照

4 災害時における事務の委託

災害対策基本法第69条に基づき、災害時に応急措置を実施するために必要な事務を自身で実施できない場合、県知事又は他市町村長と協議してこれを委託する。

なお、この委託に関する手続きは、同法施行令第28条による。

5 指定地方行政機関に対する職員の派遣要請

災害対策基本法第29条に基づき、災害時に応急対策及び復旧のために必要な技能を有する職員が必要なときは、指定地方行政に派遣を要請する。

なお、要請の拒否や適任者の選定が困難な場合は、災害対策基本法第30条に基づき、県知事の斡旋を求める。

また、この派遣を要請する手続きは、同法施行令第16条による。

第3項 災害時相互応援協定締結に対する応援要請

災害対策基本法第5条の2の規定に基づく、地方公共団体相互の協力に関しては、以下の協定を締結しており、これにより応援を要請する。

なお、この応援を要請する手続き等は、同協定及び実施細目に定めるものとする。

- | | | |
|---|------------------|-------------------|
| 1 | 九州九都市災害時相互応援協定 | (平成 7年12月28日締結) |
| 2 | 尼崎市との | 〃 (平成 8年 8月 1日 〃) |
| 3 | 福井市との | 〃 (平成 9年11月21日 〃) |
| 4 | 熊本県都市災害時相互応援協定 | (平成20年 4月23日 〃) |
| 5 | 熊本県市町村 | 〃 (平成15年 7月23日 〃) |
| 6 | 大都市災害時相互応援に関する協定 | (平成24年 4月 1日 〃) |

資料編IV-11

第4項 防災関係機関及び民間団体等に対する応援要請

災害時の応急対策及び復旧復興対策において、市職員では対応できない業務量となる場合又は業務の実施に専門的知識や特殊技能を必要とし、市職員で対応することが困難である場合は、本部長名で各防災関係機関等に応援を要請する。

1 防災関係機関に対する応援要請

本部長は、必要と判断した場合は、関係機関に対し、前述の業務のための応援を要請する。

2 民間団体に対する応援要請

本部長は、必要と判断した場合は、民間団体で、前述の業務を行なうのに最適と考えられる団体に対して、応援を要請する。

資料編XI-3, 4

第5項 ボランティアに対する応援要請

災害時の応急対策及び復旧復興対策において、市職員では対応できない業務量となる場合又は業務の実施に専門的知識や特殊技能を必要とし、市職員で対応することが困難である場合は、本部長名でボランティアに応援を要請する。

資料編XI-5

第18節 災害救助法

1 災害救助法の適用申請

災害により、被害の程度が一定の基準を超える場合は、災害救助法の適用を県知事に申請し、法に基づく（国及びその補助機関としての県知事の）救助の実施の決定を求める。

これにより、り災者の生命・生活の保護と社会秩序の迅速な安定を図るための対策の実施にともなう財政的・制度的根拠が担保される。

2 災害救助法の適用基準

(1) 本市各区の人口に応じ下表に定める数以上の世帯の住家が滅失したとき。

区	住家が滅失した世帯の数
中央区	100
東区	100
西区	80
南区	100
北区	100

(2) 熊本県内で1,500以上の世帯の住家が滅失した場合であって、本市各区の人口に応じ下表に定める数以上の世帯の住家が滅失したとき。

区	住家が滅失した世帯の数
中央区	50
東区	50
西区	40
南区	50
北区	50

(3) 熊本県内において、7,000以上の世帯の住家が滅失したとき又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。

(4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当するとき。

3 災害救助法適用要請

災害に際し、熊本市の市域内の災害が災害救助法適用基準のいずれかに該当し又は該当する見込みであるときは、市長は直ちにその旨を県知事に報告し、災害救助法適用を県知事に要請する。その場合には、県健康福祉政策課を経由して、県知事に対し次に掲げる事項について、とりあえず口頭又は電話をもって要請し、後日文書により改めて処理する。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び被害の状況
- (3) 適用を要請する理由
- (4) 適用を必要とする機関
- (5) すでにとった救助処置及びとろうとする救助処置
- (6) その他必要な事項

4 災害救助法による救助の種類とその措置

- (1) 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与

- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金・器具又は資料の、給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の搜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

5 記録

各対策部においては、災害救助措置に関する必要事項を記録し又はこれに関する種類簿冊等を整備保管しておかなければならない。

災害復旧復興計画

第4章 災害復旧復興計画

風水害編136ページ「第4章 災害復旧復興計画」に同じ

大規模災害時には、生命、身体及び財産に大きな被害がもたらされ、又ライフライン施設の損壊等により、社会的混乱が生ずることが予想される。

この章では、これらの混乱をすみやかに解消させるための計画を示す。

第1節 市民生活安定のための緊急措置

第1項 生活相談

第2項 職業の斡旋、雇用機会の確保

第3項 災害弔慰金等の支給及び貸付制度

第4項 市税等の減免

第5項 その他市関係の減免及び徴収猶予等

第6項 災証明書の発行

第7項 その他郵便事業等の特別取り扱い

第8項 義援金品の受入れ・配分

第9項 農林漁業対策関係融資及び災害補償制度

第10項 中小企業対策関係融資

第11項 災害復興住宅資金の融資

第2節 公共施設の災害復旧

風水害編 142 ページ「第2節 公共施設の災害復旧」と同じ

災害により被災した公共施設の復旧は、災害復旧事業の実施責任者において応急措置を講じた後、再度の被害発生を防止するために、各施設の原型復旧を考慮して、必要な施設の改良を行う等の事業計画を速やかに確立し、経済的、社会的活動の早急な回復と民心の安定を図るよう迅速に実施するものとする。

又、災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害に相当する被害を受けた場合には、災害の状況を速やかに調査して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう努める。そのため、指定を受けるための必要な手続きの手順、激甚災害に係る復旧事業実施に伴う国の財政援助等について示す。

第1項 災害復旧事業計画

第2項 激甚災害の指定

第3項 災害復旧に伴う財政援助の確保

第3節 復興計画

風水害編148ページ「第3節 復興計画」と同じ

復興計画は、被災市民の明日への希望を与える重要な計画である。

被災後のまちの復興計画は、市民生活、事業活動の安定、公共施設の復興、災害に強いまちづくりを旨とし、市民相互が連帯感をもって、復興に立ち上がるものでなければならない。

第1項 復興基本方針

第2項 災害復興本部

第3項 復興計画策定委員会

津波災害対策計画

第5章 津波災害対策計画

海岸線背後の人家密集地や地盤が低い地域で津波が発生した場合、被害を最小限に食い止めることが必要である。

そのため、被害を防止するため護岸等の整備を図るとともに、迅速な被害の把握と必要な対策が実施できるよう指揮体制の早期の確立が必要である。

この章では、このような津波災害に対する計画をたてる。

第1節 津波災害予防対策

市は津波危険地域について県と協力して過去の津波災害実例等を参考に、海拔標示、津波警戒標識板を設置し、津波危険の広報等津波に関する知識の普及に努める。

また、関係機関、事業所、住民等と協力し、津波災害の予防に努め、以下の対策をとる。

第1項 津波対策の基本的考え方

津波に対しては、監視と同時に短時間に的確な情報を伝達し、住民を一刻も早く避難させることが重要である。

そのため、市民への広報、地震津波が来たときの情報伝達、避難及び人的被害のないように住民意識の高揚、啓発を行なうとともに職員の動員体制の確立などの対策をとるものとする。

第2項 津波監視体制

地震発生後、近距離を震源とする地震では、津波警報等や避難指示等の情報伝達が間に合わないことが考えられる。このため、海岸付近で震度4以上の揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、あるいは津波警報や津波注意報が発表された場合、直ちに海面監視を行えるよう、あらかじめ海面監視場所の設定、監視担当者の選任等海面監視者の安全を考慮した海面監視の整備に努める。

なお、津波警報が出された場合、人や車による沿岸部での直接的な監視は行わない。

第3項 護岸水門等の整備対策

1 護岸の整備

海岸線及び流入河川の津波・高潮対策に関しては、熊本県、国土交通省、農林水産省に対して海岸堤防、防潮水門等海岸保全施設、港湾施設、漁港施設や河川堤防等河川管理施設の整備を促進するよう働きかける。

その際、職員、消防団員など、防災業務に従事する者の安全確保の観点から、必要なものについては、自動化・遠隔操作等での整備を働きかける。

2 水門の操作等

水門の操作については、津波、高潮の注意報、警報の発表いかんにかかわらず、警戒すべき潮位を超えると判断されるときは、これを実施する。

また、平常時には水門の点検、護岸の巡視など、有事の際にその機能が十分に発揮されるよう対策を図る。

第4項 津波に関する知識の普及

海岸では、地震が発生したら津波が来るという認識を持ち、警報を待たず避難するという原則として、津波に関する知識の普及を行なう。

1 住民に対すること

本市は1792年「島原大變・肥後迷惑」といわれた島原眉山の崩壊による津波や、1927年（昭和2年）の潮害などの災害を受けているが、津波や高潮などを実際に経験した住民は少ない。

津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報や避難指示等の意味・内容の啓発活動等を住民等に対して行う。また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向等を分かりやすく発信するよう努める。

また、津波に関する想定や予測が不確実であることを踏まえ、住民等が津波発生時に、刻々と変わる状況に臨機応変的確な避難行動をとることができるよう、防災教育や津波訓練などを通じて関係者による危機意識の共有・リスクコミュニケーションに努め、津波想定の数値等の正確な理解の促進を図るものとする。

(1) 普及の内容

- ①津波に関する一般的知識
- ②過去の主な被害
- ③津波災害対策の現状
- ④平常時の心得（日頃の準備）
 - ア 一時避難場所・緊急避難場所・避難経路の確認
 - イ 緊急連絡先の確認
 - ウ 家族間の安否確認方法
 - エ 非常食料・水の準備（2～3日分）
 - オ 非常持ち出し品の準備
- ⑤津波（地震）発生時の心得
 - ア 避難勧告・避難指示の意味と対応行動
 - イ 緊急地震速報や津波警報等を覚知したときの対応行動
 - ウ 避難の心得
 - エ 徒歩避難の原則及び自動車運転者のとるべき措置

(2) 普及の方法

「津波避難計画」の作成・周知、「地域ハザードマップ（津波）」の作成・周知、広報誌やパンフレット、消防局広域防災センター等で行うビデオ及び模擬装置による学習、沿岸の市関係機関及び防災機関と地元住民が緊密な連絡をとり、津波情報伝達、避難、誘導などの津波避難訓練の実施などを通じ津波に関する正しい知識の普及を行う。

2 児童生徒等に対すること

地震・津波災害対策編60ページ「第12節 文教予防対策」と同じ

3 外来者に対すること

海岸線には不特定多数の人が集まるため、「立て看板」等の設置により津波が発生したときの避難場所等の周知を図る。

4 津波訓練の実施

「津波避難計画」及び「地域のハザードマップ（津波）」に基づき、沿岸の市関係機関及び防災機関と地元住民・自主防災クラブが緊密な連携を図った津波情報伝達、避難、誘導などの訓練を行う。

また、訓練の際には、災害時要援護者に十分に配慮する。

5 職員に対すること

地域防災計画の実行上の主体となる職員には、津波災害に関する豊富な知識が必要とされるほか、これらの知識に基づく適切な判断力が求められる。

このため、防災業務に従事する職員に対して防災教育を実施し、職員の津波に関する知識の習得及び判断力の養成を図り、防災体制の確立等防災活動の円滑な推進を図る。

(1) 教育の内容

- ① 熊本市地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務 分担
- ② 非常参集の方法
- ③ 地震の原因、対策等の科学的、専門的知識
- ④ 過去の主な被害事例
- ⑤ 防災関係法令の運用
- ⑥ その他必要な事項

(2) 教育の方法

- ① 講演会、研修会等の実施
- ② 防災活動の手引き等印刷物の配布
- ③ 見学、現地調査等の実施

6 防災上重要な施設の管理者等の指導

市及び関係機関は、防災上重要な施設の管理者に対し、次の内容を中心に津波災害に関する防災対策研修等を実施し、その資質の向上を図るものとし、避難誘導等発災時に対処しうる体制の整備を推進する。

(1) 避難誘導等防災体制の整備

- (2) 津波災害の特性及び過去の主な被害事例
- (3) 危険物施設等の位置、構造及び設備の保安管理
- (4) 防災業務従事者の安全確保

6 外国人に対すること

風水害編 1 1 4 ページ「第 3 項 外国人に対する対策」と同じ

7 災害教訓の伝承

過去の起こった津波災害の教訓や石碑・モニュメント等の持つ意味を後世に伝えていくよう努める。

第 5 項 津波影響調査

1 津波影響調査

震災対策基礎調査と関連させて、津波災害が本市に及ぼす影響を調査し、その対策を検討しておく。

2 浸水予測地図等の作成

津波災害は、特にその被害が一定地域に限定されていることから、危険の予測される地域については、県の津波被害調査結果に基づき浸水予測地図等を地域住民に対し周知を図るものとする。

第 6 項 津波情報伝達体制の確立

住民等に対して津波に関する情報を伝達する手段として、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の活用とともに、防災行政無線の整備促進、サイレン、半鐘、コミュニティFM、携帯電話への一斉メール（緊急速報メール、熊本市災害情報メール）等複数の伝達手段を確保し、多重化・多様化を図る。

情報伝達の際は、高齢者、障がい者、外国人、児童等の災害時要援護者や一時滞在者等に配慮する。

また、強い揺れを伴わない、いわゆる「津波地震」や「遠地地震」に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令の伝達体制を整える。

なお、津波に対して迅速な退避行動がとれるよう、住民に対して避難経路、避難場所の周知をする。

第 7 項 避難場所等の整備及び選定

県の津波被害調査結果に基づいた津波浸水想定を踏まえて避難場所及び避難経路の選定・整備するとともに、標高標識、案内・誘導標識等を整備する。

1 津波発生時に使用可能な避難場所の選定

津波発生時に避難場所として使用可能なできるだけ高い建築物や高台などの緊急避難場所の選定、整備に努める。

2 津波発生時に安全な避難路の選定

津波による危険が予想される地域について、緊急避難場所の選定、整備に併せて、沿岸地域の状

況等に応じて、あらかじめ避難を選定、整備するものとする。

また、避難者の迅速かつ安全な避難行動がとれるよう案内標識、誘導標識等も併せて整備するものとする。

なお、津波発生時には徒歩による避難を原則としつつ、地域の実情に応じて自動車で安全かつ確実に避難できる方策について検討するものとする。

第8項 津波避難計画及び地域ハザードマップ（津波）の作成

- 1 有明海沿岸における津波の発生に備え、本市での避難対象地域や地域別の避難計画の骨子、また本市の基本的な対応等を定めた津波避難計画を策定し、市民や観光客等の適切な避難行動の実施及び市民や自主防災クラブ、自治会等各団体の津波避難対策に資する。
- 2 津波浸水予想地域、一時避難場所、緊急避難場所、避難路、地区毎の避難要領を示した「地域ハザードマップ（津波）」の作成を推進する。

第9項 ハード面の整備

津波による被害の軽減や住民の避難完了までに時間が確保できるよう、堤防の嵩上げや津波波高の低減対策等を働きかける。

また、防災林の植栽などの整備についても働きかける。

第2節 津波災害応急対策計画

津波が発生した場合または発生するおそれがある場合の応急対策について、以下の対策をとる。

第1項 津波警報・注意報

津波警報・注意報は、津波による災害のおそれがあると予想される場合及び津波の有無について注意を喚起する必要があると認められる場合に、気象庁本庁が、気象業務法に基づき担当区域内の津波発生の有無とその程度等を一般及び関係機関に対して発表し、警戒を喚起するために行なう注意報・警報をいう。

津波警報・注意報の発表並びに解除は別紙1～6の通知形式で構成され、津波警報・注意報の種類、解説、発表基準及び津波予報区（熊本県関係）は次のとおりである。

なお、新たな津波警報等の発表基準等の運用が開始された場合は、新基準等に基づき対応するとともに市民等に周知する。

1 津波警報・注意報の種類、解説、発表される津波の高さ

予報の種類		解説	発表される津波の高さ
津波警報	大津波	高いところで3 m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	「3 m」、「4 m」「6 m」、 「8 m」「10 m以上」
	津波	高いところで2 m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	「1 m」、「2 m」
津波注意報	津波情報	高いところで0.5 m程度の津波が予想されますので、注意してください。	「0.5 m」

- 注) 1 津波による災害の恐れがない場合には「津波の心配はない」旨または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨については地震情報に含めて発表または津波予報で発表します。
- 2 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、「津波警報解除」または「津波注意報解除」として速やかに通知する。
- 3 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

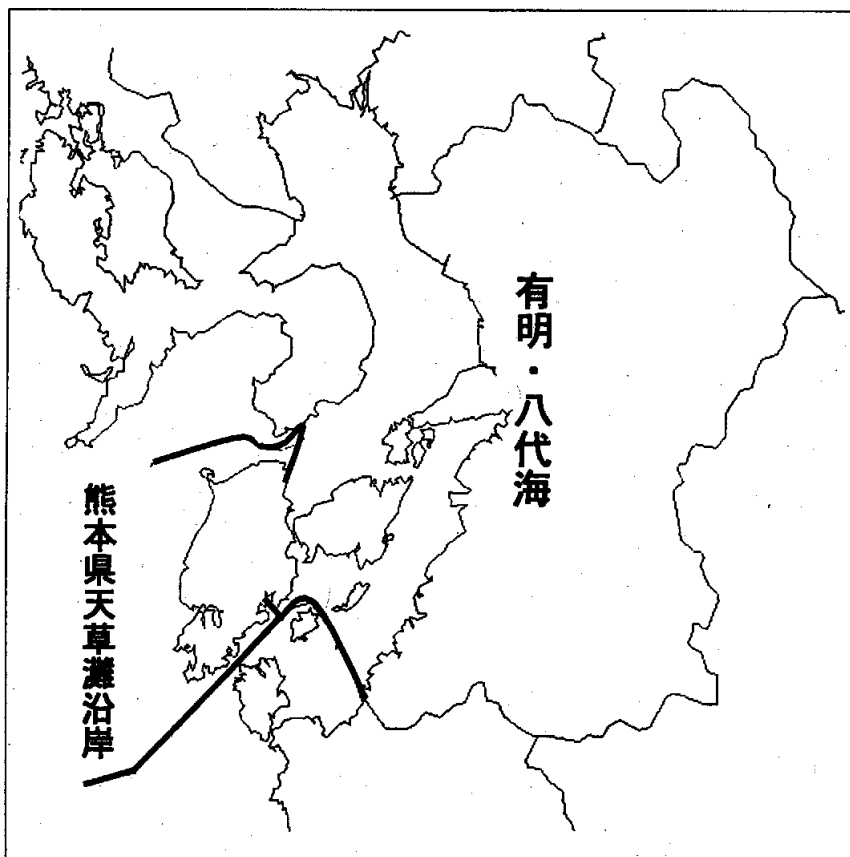
2 津波予報区（熊本県関係）

全国には66の津波予報区があり、熊本県は熊本県天草灘沿岸及び有明・八代海に属する。

熊本市は、有明・八代海に含まれる。

津波予報区	区域
有明・八代海	熊本県（天草市の天草町、五和町、牛深町、魚貫町、河浦町、久玉町、深海町及び二浦町並びに天草郡苓北町を除く。）
熊本県天草灘沿岸	熊本県（天草市の天草町、五和町、牛深町、魚貫町、河浦町、久玉町、深海町及び二浦町並びに天草郡苓北町に限る。）

津波予報海域区分図



3 地震及び津波に関する情報

地震及び津波に関する情報とは、地震や津波が発生した場合に気象業務法の定めにより、気象庁本庁が防災対策上必要と認めるときに一般及び関係機関に対して発表する情報（別紙1～4を例に示す）をいう。

【津波警報・注意報を公表】

津波警報・注意報

平成〇〇年 4月 1日 13時08分 気象庁発表

***** 見出し *****

大津波・津波の津波警報を公表しました。

〇〇〇〇

これらの沿岸では、直ちに安全な場所へ避難してください。

なお、これ以外に津波注意報を公表している沿岸があります。

***** 本文 *****

津波警報を公表した沿岸は次のとおりです。

<大津波>

*〇〇〇〇

<津波>

*〇〇〇〇

これらの沿岸では、直ちに安全な場所へ避難してください。

津波注意報を公表した沿岸は次のとおりです。

<津波注意>

〇〇〇〇

以下の沿岸（上記の*印で示した沿岸）では直ちに津波が来襲すると予想されます。

〇〇〇〇

***** 解説 *****

<大津波の津波警報>

高いところで3 m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。

<津波の津波警報>

高いところで2 m程度の津波が予想されますので、警戒してください。

<津波注意報>

高いところで0.5 m程度の津波が予想されますので、注意してください。

【津波警報のみを公表】

津波警報

平成〇〇年 4月 1日 21時07分 気象庁発表

***** 見出し *****

津波警報を公表しました。

〇〇〇〇

これらの沿岸では、直ちに安全な場所へ避難してください。

***** 本文 *****

津波警報を公表した沿岸は次のとおりです。

<津波>

*〇〇〇〇

これらの沿岸では、直ちに安全な場所へ避難してください。

以下の沿岸（上記の*印で示した沿岸）では直ちに津波が来襲すると予想されます。

〇〇〇〇

***** 解説 *****

<津波の津波警報>

高いところで2 m程度の津波が予想されますので、警戒してください。

【津波注意報のみを公表】

津波注意報

平成〇〇年 4月 8日 20時58分 気象庁発表

***** 見出し *****

津波注意報を公表しました。

〇〇〇〇

***** 本文 *****

津波注意報を公表した沿岸は次のとおりです。

<津波注意>

〇〇〇〇

***** 解説 *****

<津波注意報>

高いところで0.5 m程度の津波が予想されますので、注意してください

【津波注意報を津波警報に切替え】

津波警報・注意報
 平成〇〇年 4月18日13時21分 気象庁発表
 ****見出し****
 大津波・津波の津波警報を発表しました。
 〇〇〇〇
 なお、これ以外に津波注意報を発表している沿岸があります。
 ****本文****
 津波注意報を発表した沿岸は次のとおりです。
 <津波注意>
 〇〇〇〇
 津波注意報から津波警報へ切り替えた沿岸は次のとおりです。
 <津波注意から津波への切り替え>
 〇〇〇〇
 これらの沿岸では、直ちに安全な場所へ避難してください。
 津波警報の種類を切り替えた沿岸は次のとおりです。
 <津波から大津波への切り替え>
 〇〇〇〇
 ****発表状況****
 現在津波警報・注意報を発表している沿岸は次のとおりです。
 <大津波>
 〇〇〇〇
 <津波>
 〇〇〇〇
 <津波注意>
 〇〇〇〇
 ****解説****
 <大津波>
 高いところで3 m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。
 <津波>
 高いところで2 m程度の津波が予想されますので、警戒してください。
 <津波注意報>
 高いところで0.5 m程度の津波が予想されますので、注意してください。

【津波警報から津波注意報に切替え及び一部の津波予報区について解除】

津波注意報
 平成〇〇年 4月18日14時08分 気象庁発表
 ****本文****
 津波警報から津波注意報へ切り替えた沿岸は次のとおりです。
 <大津波から津波注意への切り替え>
 〇〇〇〇
 <津波から津波注意への切り替え>
 〇〇〇〇
 津波注意報を解除した沿岸は次のとおりです。
 〇〇〇〇
 今後若干の海面変動があるかもしれませんが、被害の心配はありません。
 詳しくは津波予報（若干の海面変動）を参照してください
 ****発表状況****
 現在津波注意報を発表している沿岸は次のとおりです。
 <津波注意>
 〇〇〇〇
 ****解説****
 <津波注意報>
 高いところで0.5 m程度の津波が予想されますので、注意してください。
 <津波予報（若干の海面変動）>
 若干の海面変動が予想されますが、被害の心配はありません
 （補足）
 平成19年12月1日から、従来の津波注意報（津波注意・津波な）を、「津波注意報」、「津波予報（若干の海面変動）」、および「津波予報（津波なし）」に区分しています。予想される若干の海面変動の内容については、「津波予報（若干の海面変動）」を発表してお知らせしています

【津波警報及び注意報を解除】

津波警報・注意報
 平成〇〇年 4月31日10時29分 気象庁発表
 津波警報・注意報の解除をお知らせします。
 ****本文****
 津波警報を解除した沿岸は次のとおりです。
 ○○○○
 これらの沿岸では、今後若干の海面変動があるかもしれませんが、被害の心配はありません。
 津波注意報を解除した沿岸は次のとおりです。
 ○○○○
 今後若干の海面変動があるかもしれませんが、被害の心配はありません。
 ****発表状況****
 現在津波警報・注意報を発表している沿岸はありません
 ****解説****
 <津波予報（若干の海面変動）>
 若干の海面変動が予想されますが、被害の心配はありません
 （補足）
 平成19年12月1日から、従来の津波注意報（津波注意・津波なし）を、「津波注意報」、
 「津波予報（若干の海面変動）」、および「津波予報（津波なし）」に区分しています。予想さ
 れる若干の海面変動の内容については、「津波予報（若干の海面変動）」を発表してお知らせ
 しています

【津波警報を解除】

津波警報
 平成〇〇年 4月28日21時14分 気象庁発表
 津波警報の解除をお知らせします。
 ****本文****
 津波警報を解除した沿岸は次のとおりです。
 ○○○○
 これらの沿岸では、今後若干の海面変動があるかもしれませんが、被害の心配はありません。
 ****発表状況****
 現在津波警報・注意報を発表している沿岸はありません
 ****解説****
 <津波予報（若干の海面変動）>
 若干の海面変動が予想されますが、被害の心配はありません
 （補足）
 平成19年12月1日から、従来の津波注意報（津波注意・津波なし）を、「津波注意報」、
 「津波予報（若干の海面変動）」、および「津波予報（津波なし）」に区分しています。予想
 される若干の海面変動の内容については、「津波予報（若干の海面変動）」を発表してお知らせ
 しています

【津波注意報を解除】

津波注意報
 平成〇〇年 4月28日21時02分 気象庁発表
 津波注意報の解除をお知らせします。
 ****本文****
 津波注意報を解除した沿岸は次のとおりです。
 ○○○○
 今後若干の海面変動があるかもしれませんが、被害の心配はありません。
 ****発表状況****
 現在津波警報・注意報を発表している沿岸はありません
 ****解説****
 <津波予報（若干の海面変動）>
 若干の海面変動が予想されますが、被害の心配はありません
 （補足）
 平成19年12月1日から、従来の津波注意報（津波注意・津波なし）を、「津波注意報」、
 「津波予報（若干の海面変動）」、および「津波予報（津波なし）」に区分しています。予想さ
 れる若干の海面変動の内容については、「津波予報（若干の海面変動）」を発表してお知らせ
 しています

津波注意報
 平成〇〇年 4月18日14時16分 気象庁発表
 津波注意報の解除をお知らせします。
 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ 本文 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
 津波注意報を解除した沿岸は次のとおりです。
 〇〇〇〇
 今後もしばらく海面変動が続くと思われまますので、海水浴や磯釣り等を行う際は注意してください。
 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ 発表状況 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
 現在津波警報・注意報を発表している沿岸はありません
 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ 解説 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
 <津波予報（若干の海面変動）>
 若干の海面変動が予想されますが、被害の心配はありません
 （補足）
 平成19年12月1日から、従来の津波注意報（津波注意・津波なし）を、「津波注意報」、
 「津波予報（若干の海面変動）」、および「津波予報（津波なし）」に区分しています。予想される若干の海面変動の内容については、「津波予報（若干の海面変動）」を発表してお知らせしています

【津波注意報等の取消】

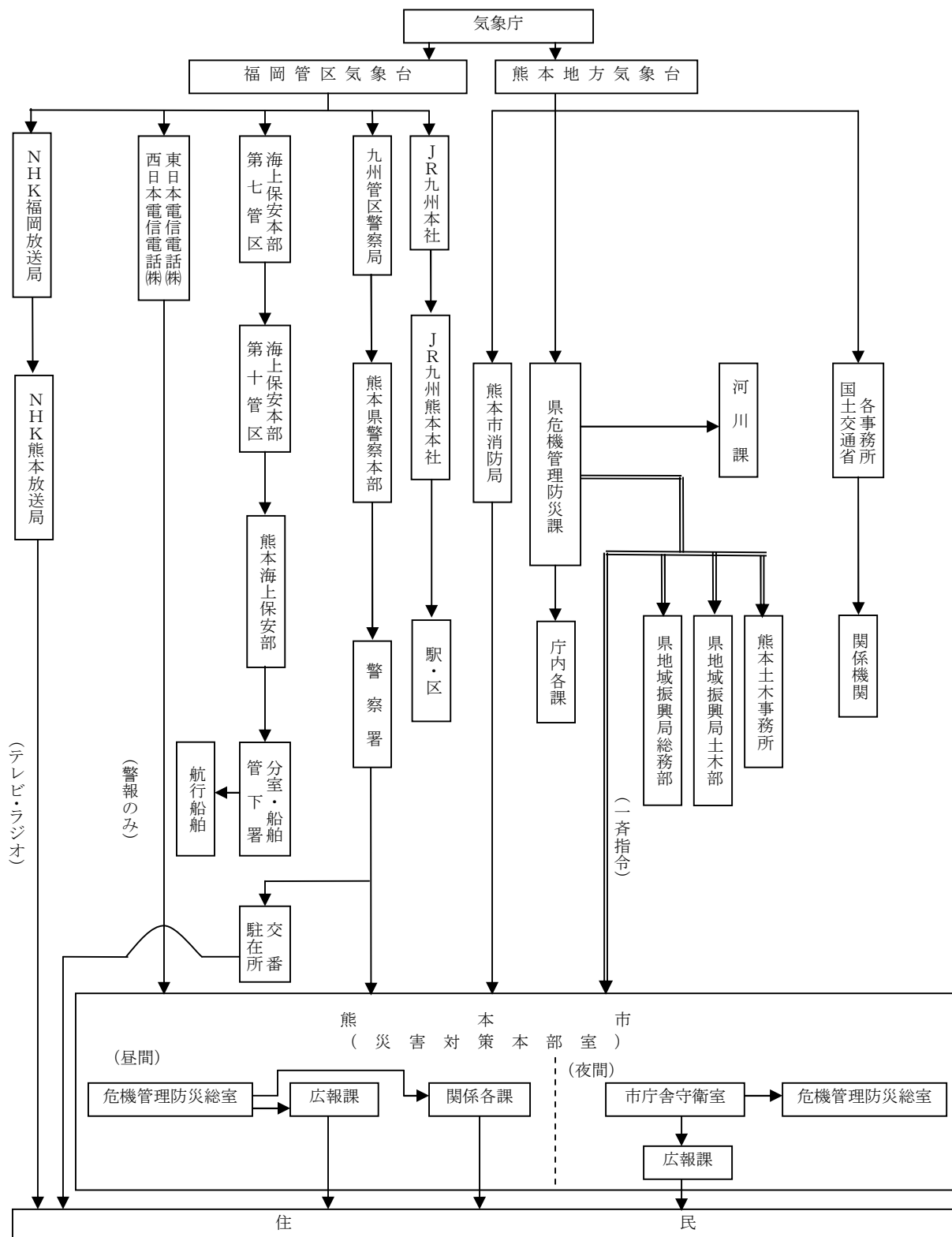
津波警報・注意報
 平成〇〇年 4月28日21時21分 気象庁発表
 28日21時20分の津波予報を取り消します
 <津波>
 伊豆諸島、静岡県、三重県南部、和歌山県、愛知県外海
 <津波注意>
 千葉県九十九里・外房、千葉県内房、小笠原諸島、伊勢・三河湾、
 淡路島南部、徳島県、高知県
 以上の津波警報・注意報を取り消します
 現在津波警報・注意報を発表している沿岸はありません

第2項 津波予報等の伝達系統

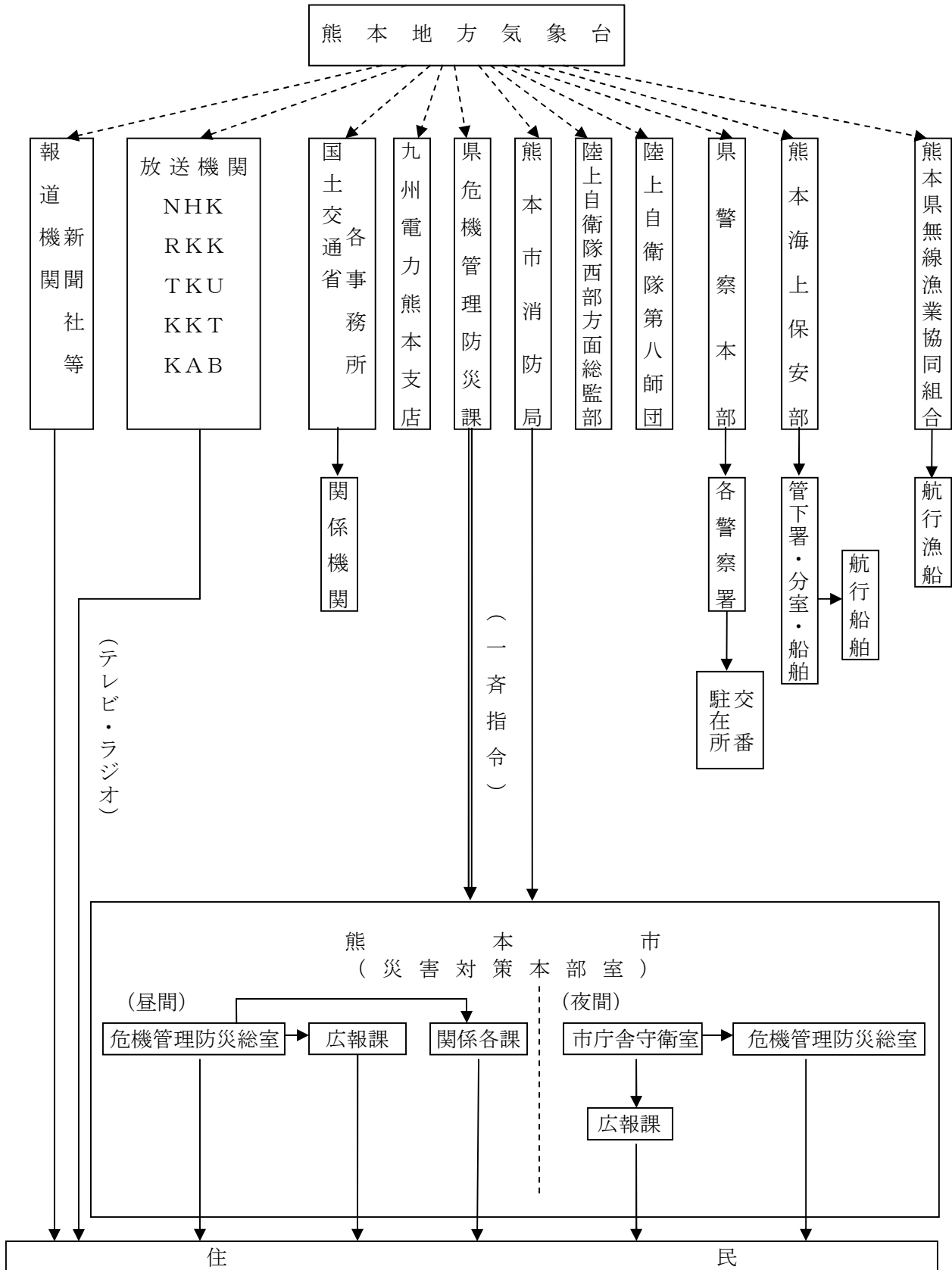
1 地震及び津波に関する情報

情報については、気象庁本庁が防災上必要と認めるとき発表するが、その伝達系統は次のとおりとなっている。

(1) 津波警報・注意報の伝達系統



(2) 地震及び津波に関する情報の伝達系統図



(注) ————— は加入電話等、----- は防災情報提供システム、==== は熊本県防災情報ネットワーク (防災行政無線)

第3項 情報収集及び初動措置

1 情報収集

次の方法により被害状況の早期把握に努める。

- (1) 熊本地方気象台及び熊本県危機管理防災課からの情報収集
- (2) 消防無線及び沿岸消防団からの情報収集
- (3) 防災無線・アマチュア無線による情報収集
- (4) 熊本県警からの情報収集
- (5) テレビ・ラジオによる情報収集等
- (6) 陸上自衛隊からの情報収集

発災当初は、次に掲げる情報のうち①～⑤の情報収集に努める。ただし、①の中の行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であることため、住民登録や外国人登録の有無に関わらず、本市区域（海上を含む）内で行方不明となったものについて、熊本県警等から情報収集すること。

- ① 人的被害（行方不明者の数を含む）
- ② 火災の発生状況
- ③ 家屋等の倒壊（住宅、ブロック塀等の倒壊状況）
- ④ 住民の行動・避難状況
- ⑤ 津波、土砂災害の発生状況
- ⑥ 道路・橋梁被害による通行不能路線・区間
- ⑦ 医療救護関係情報
- ⑧ その他必要な被害報告

2 初動措置の概要

津波予報等が発表された場合は、関係部局へ迅速に連絡するとともに、次の初動措置をとる。

- (1) 津波警報
 - ① 広報車、消防車、防災行政無線（同報系）、サイレン等による広報準備体制をとる。
 - ② 一般住民等に対し、警報発令（解除も含む）の広報を実施する。
 - ③ 海面監視を行なう。
 - ④ 必要に応じ水門樋門等を開閉する。

(2) 海面監視等

津波警報が発表された場合又は震度4以上の地震を感じた場合又は弱い揺れであっても長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、あるいは津波警報や津波注意報が発表された場合には、関係機関は、安全確保に留意して海面状態を監視し機関相互の情報交換を行う。

第4項 情報の伝達と広報活動

1 情報の伝達

- (1) 気象庁本庁や熊本地方気象台より有明海における津波、高潮の注意報及び天草西海岸の警報が発表されたときは、海岸沿岸部を中心に防災行政無線、広報車（消防広報車を含む）などを利用して地域住民等にその周知を図るとともに、主要な沿岸部民間施設等へ通報し、施設の利用者、来訪者等への周知を徹底する。

また、住民等が海岸、海上の施設等を利用している場所については、管理者に対し、日頃から独自で地震・津波情報等を収集・伝達できるよう指導しておくとともに、漁業協同組合等の協力を得て、漁業用無線の活用、情報伝達体制の確立に努め情報伝達の強化を図る。

- (2) 情報の伝達及び広報活動等に当たっては、従事する者の安全確保について留意する。

2 広報活動

広報は、海岸沿いの住民、釣人、港湾作業者、船舶等を対象として、安全確保に留意して次により実施するものとする。

(1) 実施機関

- ① 熊本市及び熊本市消防局
- ② 熊本県警察本部及び各警察署
- ③ 熊本海上保安部
- ④ その他関係者

(2) 主な広報内容

- ① 予報の周知、安全対策の強化
- ② 海岸・河川敷からの退避
- ③ その他現場の状況に応じたもの

(3) 実施方法

- ① 広報車、消防車、パトカーによる移動広報
- ② 巡視船艇による港内の移動広報
- ③ 海岸・河川流域に設置された防災行政無線（固定系）及びサイレンによる広報
- ④ 海拔標識及び津波警告標識板を設置し、津波危険の広報等により、津波に関する知識の普及に努める。また、関係機関、事業所、住民等と協力し、津波災害の予防に努める。

3 情報伝達

(1) 情報伝達（緊急）

- ① 市長（本部長）が住民への避難勧告・指示を行なうが、緊急やむを得ない場合は、現場の指揮監督者に権限を委ねる。
- ② 西区役所及び河内、飽田、天明の各総合出張所には、消防局又は危機管理防災総室から連絡を行う。

(2) 緊急情報伝達要領

情報の内容は、各々の種類において、次より伝達する。

① 津波注意報・警報が発表されたとき（有明・八代海に対しての注意報）

西区役所及び河内、飽田、天明の各総合出張所に連絡し、本部の指示を伝え、注意を喚起する。

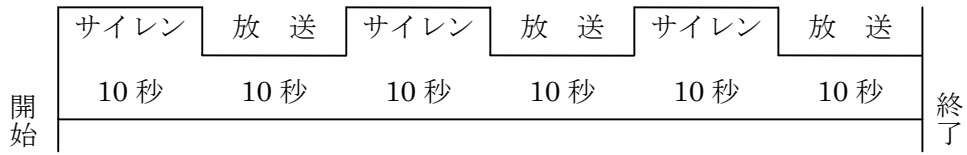
② 津波が発生したとき

住民に対して避難勧告を行なう。

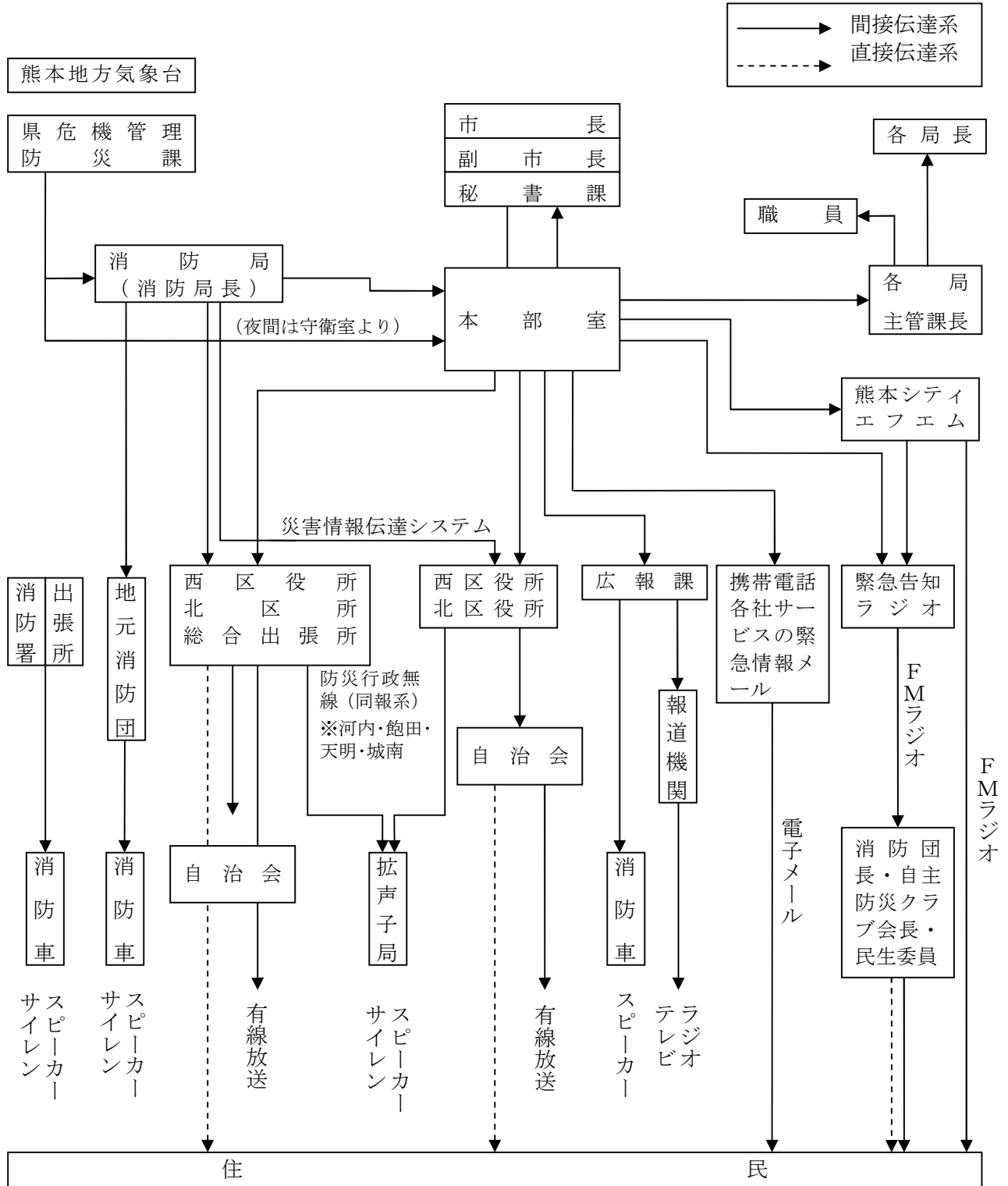
③ 伝達文

- ・津波注意報が発表されました。今後の情報に注意してください。
- ・津波警報が発表されましたので、いつでも避難できるように準備してください。
- ・津波が発生しました。直ちに避難してください。

(3) 緊急時の避難サイレン及び放送のパターン



(4) 地震及び津波に関する緊急情報伝達概略図



※津波の場合は、河内・飽田・天明総合出張所

(5) 緊急告知ラジオ伝達文例

◆避難準備情報の伝達

緊急放送です。緊急放送です。
こちらは熊本市です。こちらは熊本市です。
午前（または午後） 時 分に発生した強い地震により、気象台は有明海沿岸部に「津波警報」を発表しました。
お年寄りの方など、避難に時間がかかる方は直ちに高台などの安全な場所に避難してください。その他の方も避難の準備を始めてください。

◆避難勧告の伝達

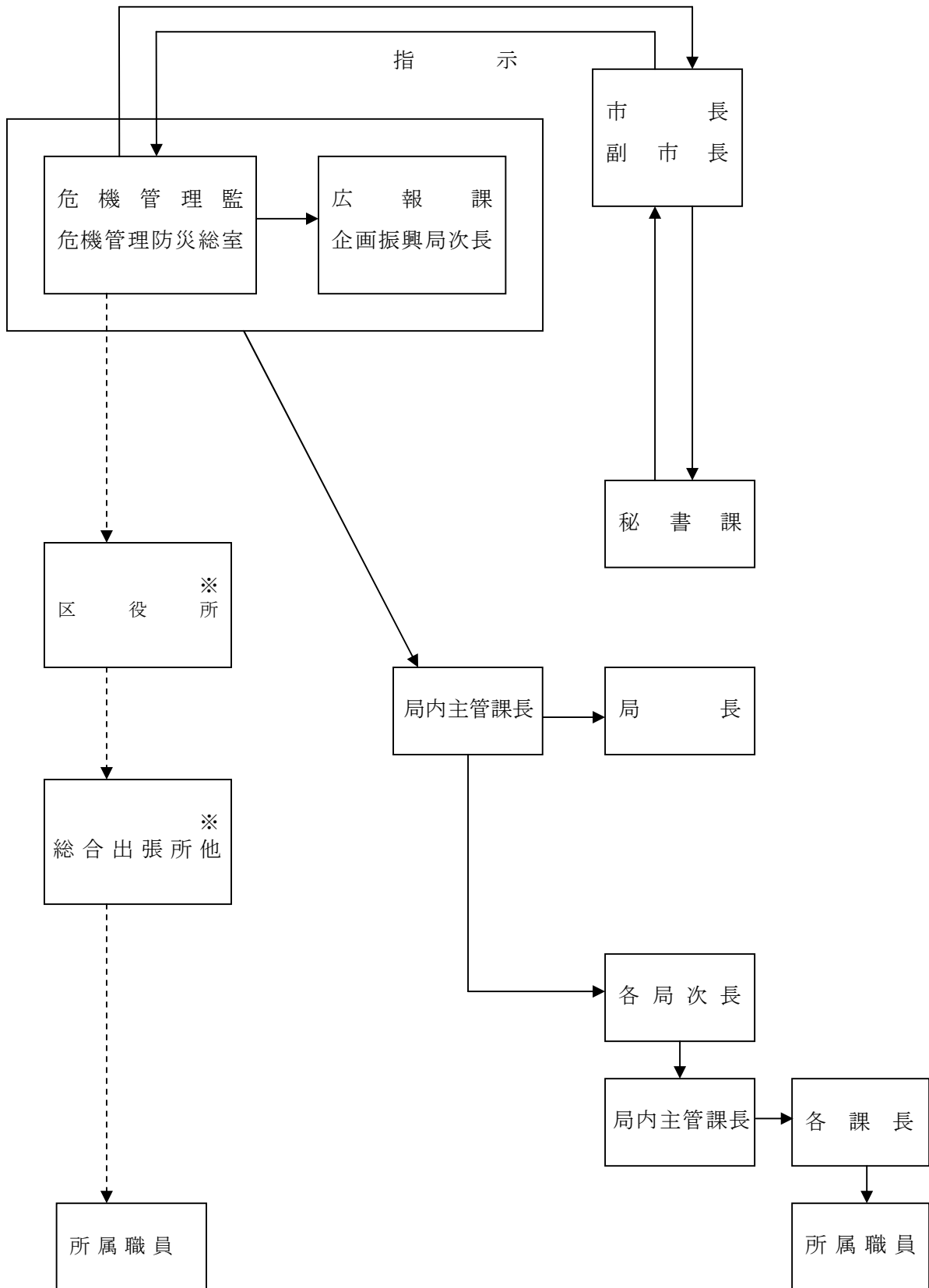
緊急放送です。緊急放送です。
こちらは熊本市です。こちらは熊本市です。
午前（または午後） 時 分に発生した強い地震により、気象台は有明海沿岸部に「津波警報」を発表しました。
これを受けて、有明海沿岸地域に「避難勧告」を発令しました。直ちに沿岸部を離れ、高台などの安全な場所へ避難してください。

◆避難指示の伝達

緊急放送です。緊急放送です。
こちらは熊本市です。こちらは熊本市です。
気象台発表の「津波警報」を受けて、午前（または午後） 時 分に有明海沿岸地区に対して避難指示を発令しました。大変危険な状況です。避難中の方は直ちに高台などの安全な場所への避難を完了してください。避難に十分な時間のない場合は、近くの安全な建物に避難してください。

(6) 地震、津波発生時の緊急動員系統図

即・緊急時の連絡



※ 津波の場合は、西区役所、南区役所及び河内・飽田・天明総合出張所

第5項 避難

1 避難の指示

以下により必要な指示を発令する。

避難指示の種類	津波災害
避難準備情報	・津波予報区の「有明・八代海」に津波警報が発表され、人的被害の発生する恐れがあり、要援護者等の避難が必要と認めるとき
避難勧告	・津波予報区の「有明・八代海」に津波警報が発表され、人的被害の発生する可能性が明らかに高まったとき
避難指示	・津波予報区の「有明・八代海」に津波警報が発表され、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断されるとき ・津波予報区の「有明・八代海」に大津波警報が発表されたとき。

※強い地震（震度4程度以上）もしくは長時間のゆっくりとした揺れによる地震の場合は、迅速な情報収集を行い避難等の措置を実施する。

※我が国から遠く離れた場所で発生した地震による津波のように到達までに相当の時間がある場合は、早期からの情報収集や海面監視を行って総合的に判断し、避難等の措置を実施する。

2 避難誘導その他

防災行政無線、広報車、メガホン等の連呼により住民の避難誘導を行うこと。また、自主的避難者と連携して、住民の安全な避難誘導を図る。

誘導の際は、以下の点に留意する。

- ① 既存の指定したい一時・緊急避難場所にとらわれず、できるだけ高い建築物や高台等の避難場所へ誘導する。
- ② 徒歩による誘導を原則としつつ、地域の実情に応じて自動車による避難を図る。
- ③ 津波の危険は継続する可能性もあるため、気象台の情報等を十分に確認し、避難の解除が早すぎることはないよう適切な住民避難を行う。

3 避難場所

(1) 避難対策については、第3章第8節により実施する。

(2) 避難場所については、津波の特殊性により下記場所を指定し、住民への周知を図る。

① 西区役所管内

地区	避難場所
小島	小島小学校、城西中学校、熊本西高校、近くの高台
中島	中島小学校
松尾	松尾東小学校、熊本西高校、近くの高台
塩屋	近くの高台
中川内	近くの高台
船津（東中西）	河内小学校、河内中学校、近くの高台

温 泉	長崎鼻（灯台）、近くの高台
小川内、聖ヶ塔	河内公民館、近くの高台
白 浜	河内小学校白浜分校、近くの高台
城 山	熊本西高校

② 南区役所管内

地 区	避難場所
飽田全校区	アクアドーム、飽田東小学校、飽田南小学校、飽田西小学校、飽田中学校
中緑校区	中緑小学校
銭塘校区	銭塘小学校
奥古閑校区	奥古閑小学校、天明公民館、天明中学校
川口校区	川口小学校

その他災害対策編

第1章 原子力災害対策計画

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放出された放射性物質の影響や避難を要する区域が極めて広範囲に及ぶこととなった。このことから、九州内に所在する原子力発電所で万一同様の事故が発生した場合、その規模や風向きによっては放射能に対する様々な住民不安を含めて本市内へ影響を及ぼす可能性がある。

これらの状況を踏まえ、本市においても、原子力災害対策特別措置法その他関係法令の趣旨等及び「熊本県原子力災害対策計画」に基づき、原子力災害対策計画を策定する。

第1節 総 則

第1項 計画の目的

この計画は、九州内に存在する2原子力発電所（玄海原子力発電所・川内原子力発電所）から、放射性物質の異常な放出が起った場合又はそのおそれがある場合等（以下「原子力発電所事故等」という。）を想定して、本市における必要な対策について定める。

第2項 計画の見直し

国においては、東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、原子力災害対策に関する法令や基本となる計画、ガイドライン等を見直しが進められている。今後、それらの内容や進捗状況を注視しつつ、熊本県の計画との整合性を図り、必要な追補、修正等を行っていく。

第2節 防災活動体制

第1項 対策本部の体制

市は、原子力災害時の応急対策活動を迅速かつ効果的に行うため、必要な体制を整備しておくものとする。

1 災害対策本部体制の整備

市は、県の災害対策本部体制に連携した対策本部体制について検討を進める。

2 関係機関との連携体制の確保

市は、熊本市防災会議を構成する県及び関係機関並びに2原子力発電所の所在県（以下「所在県」という。）との密接な連携体制の確保を図る。

3 市が行う事務・業務

- (1) 原子力防災に関する市民等への知識の普及・啓発
- (2) 原子力防災に関する専門知識を備えた職員の養成
- (3) 原子力防災に関する訓練の実施
- (4) 住民避難等に関する広報・指示
- (5) 避難所の開設・運営、必要に応じて警戒区域の設定等
- (6) 健康相談及び医療体制の整備に関する県への協力
- (7) 住民への原子力災害に関する情報伝達

第3節 災害予防計画

第1項 情報収集・連絡体制の整備

1 情報収集・連絡体制の整備

(1) 市は、原子力発電所事故等に関して、できるだけ迅速に情報収集・連絡を行うため、県及び近隣自治体等との情報収集・連絡体制の整備を進める。

(2) 市、県及び関係機関は、訓練の実施等により情報収集・連絡体制の一層の充実を図る。

2 住民への情報伝達体制の整備

(1) 市は、原子力発電所事故等における住民等への情報伝達が判りやすく、かつ円滑に実施できるよう、原子力発電所事故等の状況に応じて住民等に提供すべき情報の項目について事前に整理する。

(2) 市は、テレビ、ラジオのほか、インターネット、メール等の多様な通信手段の活用態勢の構築に努める。

(3) 市は、災害時要援護者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力、情報通信機器の活用や情報伝達体制の充実を図る。

(4) 市は、県と連携し、速やかに市民等からの問い合わせに対応する相談窓口が設置できるように準備を行う。

第2項 住民避難体制の整備

1 市は、原子力発電所事故等において、市の区域を越えて住民が避難する必要がある場合を想定して、県と連携して、シミュレーション等により広域避難体制の構築について検討を進める。

2 市は、災害時要援護者の避難誘導・移送体制等の検討を進める。

第3項 健康相談及び医療体制の整備

1 市は、県内の医療機関等と連携して、避難所等でのサーベイメータ等を用いた放射性物質の汚染検査（スクリーニング）、ふき取り等の簡易除染、安定ヨウ素剤投与及び健康相談等の実施体制の整備について検討を進める。

2 市は、専門的医療が必要な場合に備えて、放射線医学総合研究所等のスタッフからなる緊急被ばく医療チーム等の派遣受入体制や専門医療機関への搬送体制の整備について検討を進める。

第4項 住民等への知識の普及、啓発

市は、国、県と協力して、住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発のため、次に掲げる事項について広報活動の実施に努める。

(1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること。

(2) 原子力発電所施設の概要に関すること。

(3) 原子力災害とその特性に関すること。

- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- (5) 緊急時に国、県、市等が講じる対策の内容に関すること。
- (6) 原子力防災に関する緊急情報及び避難指示等の伝達方法に関すること。
- (7) 屋内退避及び避難等に関すること。
- (8) 緊急時にとるべき行動及び避難所での行動等に関すること。
- (9) 被災した住民等に対する人権侵害の防止に関すること。
- (10) その他原子力防災に関すること。

第5項 防護資機材の確保

市は、県及び関係機関等と連携し、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品及び医療資機材等の確保について検討する。

第6項 防災訓練の実施

市は、県及び関係機関等と連携して、原子力防災に関する訓練の在り方について検討する。

第4節 災害応急対策計画

第1項 情報の収集

市は、県及び近隣自治体、発電事業者から原子力発電所事故等に関し正確かつ迅速に情報収集を行う。

第2項 情報の連絡

1 関係機関への情報連絡

市は、把握した原子力発電所事故等の情報について、関係機関に速やかに連絡を行う。

2 市から住民への情報伝達

(1) 市は、防災行政無線、広報車、ホームページ、メール等のあらゆる情報発信手段を活用して、地域住民に対し、判りやすく原子力発電所事故等の状況及び必要に応じて避難指示等の伝達を行う。

(2) 住民へ伝達する事項は、次の事項を基本とする。

①事故が発生した施設名(所在地)、事故の発生日時

②事故の状況と今後の予測

③発電事業者における対策状況

④所在県等における対策状況

⑤屋内避難又は避難が必要となる区域

⑥県及び市の対策状況

⑦対象住民等がとるべき行動

⑧その他必要な事項

(3) 市は、事故の状況や、モニタリング情報、被害状況、避難等の状況、医療活動情報等の応急対策活動内容、避難指示の状況等について、自治会、消防団、災害時用援護者に係る施設等へ、電話、FAX等を利用して連絡を行う。

(4) 市は、応急対策活動状況について継続的に広報する。

3 市民への広報

(1) 市は、プレスリリース、ホームページ等の情報発信手段を活用して、事故の状況等について市民等への広報に努める。

(2) 特に緊急避難を要する場合やその他必要と認められる場合は、放送事業者を通じた広報を実施する。

4 相談窓口の設置

市は、県等と連携し、必要に応じて、市民等からの問い合わせに対応する相談窓口を設置する。

第3項 住民避難等の防護活動

1 市は、県及び近隣自治体と連携して市内住民の避難要否の判断に関して、次の事項について調整

を進め、避難が必要な場合は、住民避難を実施する。

① 屋内避難を要する区域又は避難を要する区域の決定

② 避難先及び避難所に係る近隣自治体との調整

2 住民の避難は、原則として、自家用車両を利用して行う。市は、避難のための自家用車両が不足する場合は、関係機関及び民間運送事業者等に要請して避難用車両の確保に努める。

3 市は、離島等、船舶等による避難が必要と認める場合は、関係機関に要請して避難用船舶等の確保に努める。

4 避難住民に当たって、市は、災害時用援護者の円滑な避難誘導、移送に十分留意する。

5 市は、県及び県警察本部と連携し、緊急性の高い区域からの優先的避難の実施など、関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施の確保に努める。

また、迂回路の確保等についても連携して行う。

第4項 健康相談及び医療の実施

1 市は、必要に応じて、市内の医療機関等の協力を得て、避難所等でのサーベイメータ等を用いた放射性物質の汚染検査（スクリーニング）、ふき取り等の簡易除染、安定ヨウ素剤投与及び健康相談等を実施する。

2 市は、必要に応じて、放射線医学総合研究所等のスタッフからなる緊急被ばく医療チーム等の派遣要請や専門医療機関への搬送を実施する。

第5節 災害復旧対策計画

第1項 環境放射線モニタリングの実施

市は、所在県における原子力緊急事態解除宣言が行われる等、原子力災害の拡大の可能性がなくなった後も、継続して環境放射線モニタリングを実施し、その結果を公表する。

第2項 風評被害等の影響軽減

1 市は、県等と連携し原子力被害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するため、必要に応じて以下のような行動を行う。

- (1) 農林畜水産業等の生産物について、放射能汚染状況を調査し、その結果を公表すること。
- (2) 被ばく患者の処置を行った医療機関の処置室等の汚染の有無を確認し、その結果を公表する。
- (3) 市内における農林畜水産業、商工業、観光業等及び地域経済への影響を把握すること。
- (4) 市産品等に対する市場や消費者の動向を把握すること。
- (5) 原子力被害による風評被害等の影響を軽減するために、農林漁業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行う。

第3項 住民健康相談

市は、県及び医療機関と連携して、避難等を行った住民及び避難者の受入に協力した住民等の心身の健康に関する相談に応じるための体制をとる。

第4項 放射性物質による汚染の除去等

市は、市内においても放射性物質の除染の必要があると認める場合は、国、所在県、県及び発電事業者その他関係機関と連携して、放射性物質に汚染された物の除去及び除染作業を行う。

第2章 海上災害対策計画

船舶の海難による油の流出、大規模な海上火災、大量の放射性物質の放出、船舶及び航空機の遭難による多数の人命の損失、その他異常な自然現象による海上災害が発生し又は発生するおそれのある場合、海難救助、被害の防止及び災害の未然防止等応急措置を実施し、海上における住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、社会秩序の維持にあたるものとし、これらの対策実施に必要な体制の確立等について定める。

1 市の措置

海上災害が発生した場合、消防艇（金峰）と各部局が連携を図りながら以下の活動を実施する。

(1) 応急対策

- ① 人命の救出、救護
- ② 初期消火及び延焼防止
- ③ 沿岸住民に対する災害状況の周知徹底及び警戒
 - ・被害の及ぶ恐れのある沿岸住民に対する災害状況の周知
 - ・火気使用の制限又は禁止等、発災危険防止措置の広報及び警戒
- ④ 沿岸住民に対する避難の勧告及び指示
- ⑤ 沿岸地先海面の警戒

流出油、火災及び漂着等被害が沿岸に及ぶ恐れのある地先、海面への巡回監視

(2) 関係諸団体の協力措置

油防除剤及び油拡散防止資機材等を保有する関係団体等は、熊本海上保安部、県、熊本市（消防機関を含む）の関係機関から協力を求められた場合は、必要な応急措置の実施に協力するよう努めるものとする。

2 関係機関の措置

地震・津波災害対策編 1 2 4 ページ「第1項 関係機関の措置」に同じ

第3章 航空機災害対策計画

熊本空港及び熊本市域内において、航空機の墜落等により災害が発生した場合に、その災害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の対策を定め、もって地域住民等を災害から守ることを目的とする。

航空機災害が発生した場合、熊本空港事務所は、県、県警及び熊本市（消防機関を含む）と連携協力して応急対策を実施するとともに、その他の関係団体の協力を求めるものとする。

1 情報の通信連絡及び広報

(1) 航空機災害が発生した場合の通信連絡系統は次のとおりである。

① 空港内で災害が発生した場合

次項の系統図による

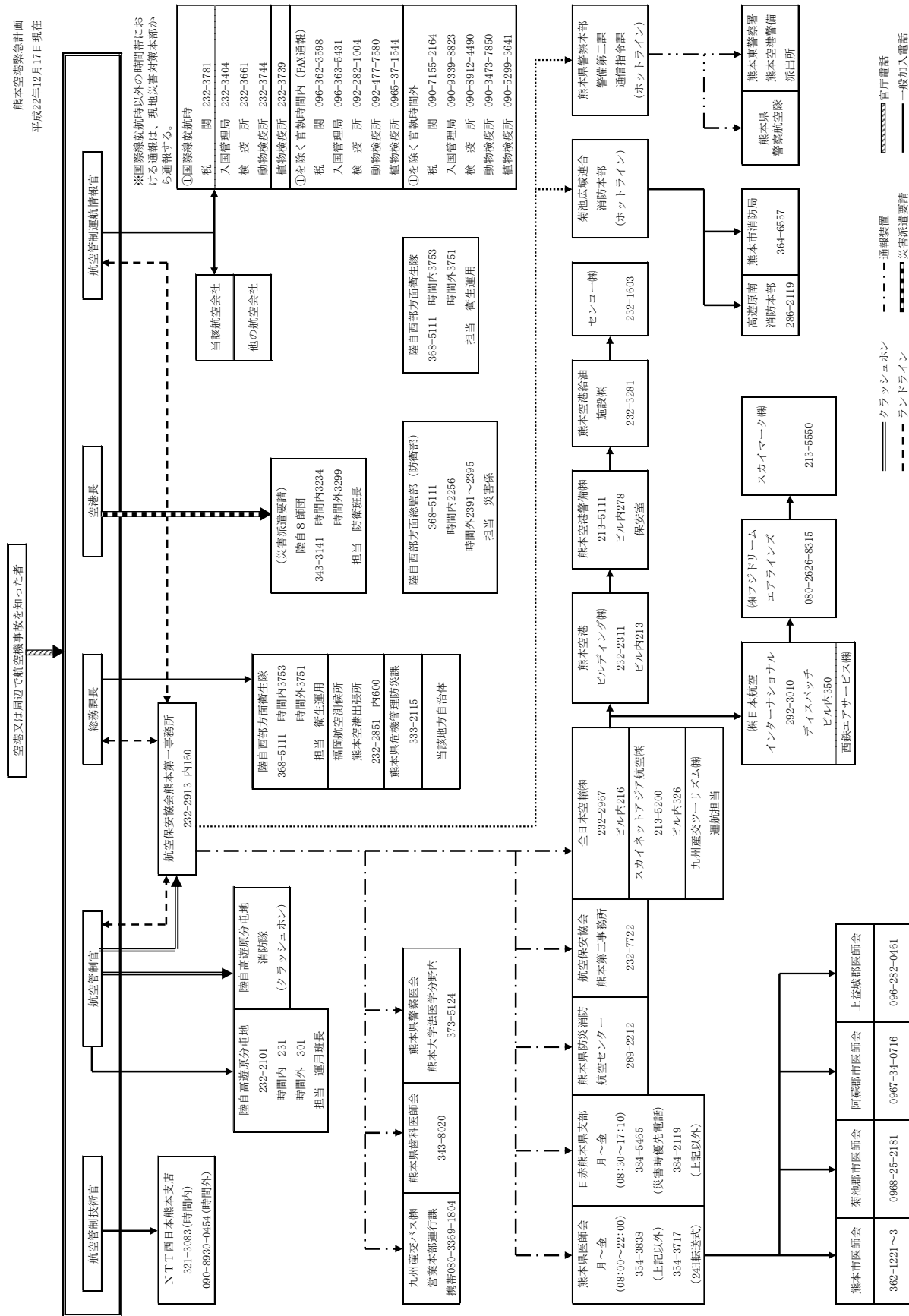
② 空港以外の地域で災害が発生した場合

ア 発見者からの通報により①の系統により連絡を行う。ただし、海上において災害が発生した場合は、熊本海上保安部にも連絡を行う。

イ 情報の収集伝達は、アに定める系統によるものとする力又各関係機関はそれぞれ他の関係機関、地域住民等に対し必要な情報を伝達するものとする。

ウ イの情報の収集伝達は、有線電話、無線施設、広報車、ラジオ、テレビ等により行なうものとする。

エ 各関係機関の連絡先は次のとおりとする。



関係機関連絡先

機関名	連絡窓口	電話番号
熊本空港事務所	総務課 航空管制運航情報 官	096-232-2853 (2854・2856)
国土交通省航空局	運航課 航空安全推進課	03-5253-8111 (内線50125) 03-5253-8696 (直)
大阪航空局	運用課 航空保安対策課	06-6949-6211 (内線5218) 06-6949-0239 (直)
熊本海上保安部	警備救難課	0964-52-4999
陸上自衛隊第八師団	第三部防衛班	096-343-3141 (内線3237)
陸上自衛隊西部方面航空隊		096-232-2101 (内線300)
熊本県	危機管理防災課	096-333-2115
県警察本部	警備第二課	110・096-381-0110 (内線5782)
熊本市	消防局情報司令課	119・096-364-6557
高遊原南消防本部		119・096-286-2119
菊池広域連合消防本部		119・096-232-9331
日赤熊本県支部	事業推進課	096-384-2111 (内線3331)
(財) 航空保安協会熊本第一事務所		096-232-2913
熊本空港ビルディング(株)	危機管理室	096-232-2311
九州産交ツーリズム(株)熊本空港営業所		096-232-2967
全日本空輸(株)熊本空港所		096-232-2967
(株)日本航空インターナショナル熊本支店 熊本空港所		096-292-3010
センコー(株)空港営業所		096-232-1603
熊本空港給油施設(株)		096-232-3281
スカイネットアジア航空株式会社		096-213-5200
熊本空港警備株式会社		096-213-5111
NTT熊本支店		096-321-3083
熊本県医師会		096-354-0717 (平日時間内) 096-354-3838 (平日時間外)
熊本県防災消防航空センター		096-289-2212 (07:30~18:00・全日) 096-289-2255 (07:30~18:00・全日)
(財) 航空保安協会熊本第二事務所		096-232-7722
福岡航空測候所熊本空港出張所		096-232-2851 (内195)
熊本歯科医師会		096-343-8020
熊本県警察医会 熊本大学法医学分野内		096-373-5124
熊本市医師会		096-362-1221~3
菊池郡市医師会		0968-25-2181
阿蘇郡市医師会		0967-34-0716
上益城郡医師会		096-282-0461
八代税関支署 熊本空港出張所		096-232-3781
福岡入国管理局 熊本出張所		096-232-3404
福岡検疫所 熊本空港出張所		096-232-3661
門司植物防疫所 鹿児島支所 八代出張所		096-232-3739
動物検疫所 門司支所 福岡空港出張所		092-232-3744

2 広報

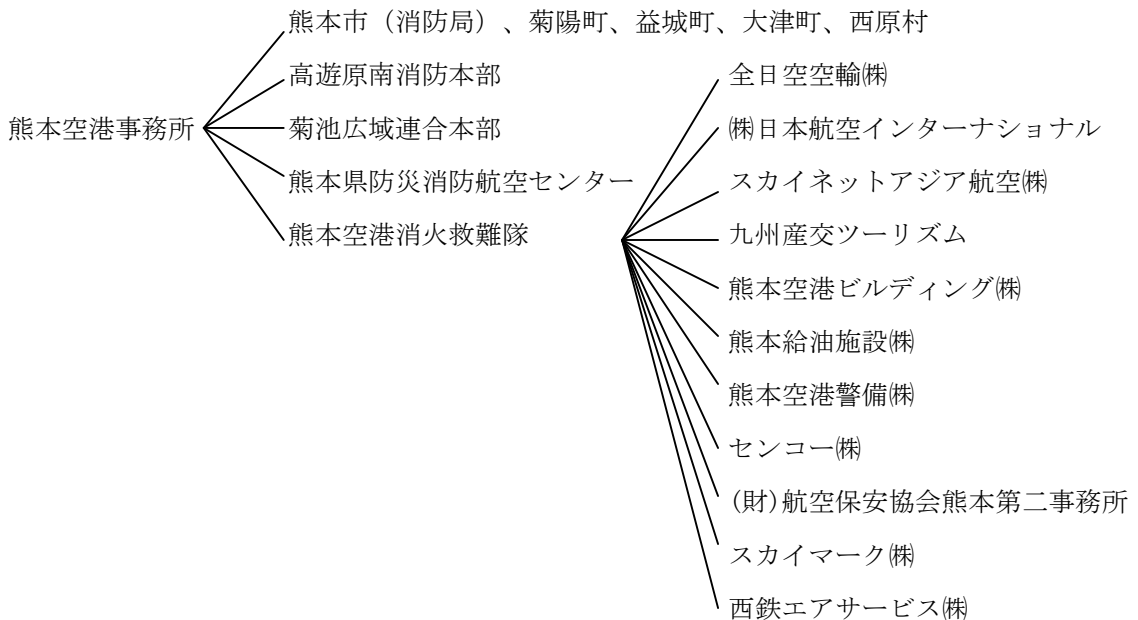
災害が発生した場合、人身の安全及び秩序の維持を図るとともに、災害応急対策実施の協力を求めるため報道機関等を通じ又は広報機関等により地域住民に対し広報を行う。

- (1) 住民に対する状況の伝達
- (2) 熊本市及び関係機関が実施する応急対策の概要及び復旧の見通し
- (3) 避難の勧告・指示及び避難先の指示
- (4) その他必要な事項

3 消防活動及び警戒区域の設定

- (1) 熊本空港において航空機事故により火災が発生した場合、熊本空港事務所（航空保安協会）、地元消防機関及び陸上自衛隊西部方面航空隊消防機関は、化学消防車等による消防活動を実施する。
- (2) 熊本空港及び熊本市域外において航空機事故により火災が発生した場合、その災害の規模等により地元消防機関で対処できない場合は、熊本市消防局は消防相互応援協定に基づき消防活動の応援を行なうものとする。
- (3) 航空機の墜落等により災害が発生した場合、熊本市消防局及び警察は、必要に応じて地域住民の生命、身体の安全を図るとともに応急活動の円滑を期するため警戒区域を設定する。
- (4) 熊本空港事務所が締結している消防相互協定は次のとおりである。

協定の名称「熊本空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」



申し合わせ事項の名称「熊本空港及びその周辺における火災発生及び航空機救難時の行動基準等に関する申し合わせ事項」

熊本空港事務所 —— 陸上自衛隊西部方面航空隊

4 救出救護及び死体の搜索活動

- (1) 熊本空港において航空機災害が発生し、乗客等の救出を要する場合は、熊本空港事務所、地元町、地元消防機関、県及び県警は、熊本空港緊急計画に基づき救出隊等を編成し、救出に必要な

資機材を投入して、迅速に救出活動を実施するものとする。

(2) 熊本市域内で航空機災害が発生し、乗客等の救出を要する場合は、熊本市、熊本市消防局、県及び県警は、協議に基づき救出に必要な資機材を投入して、迅速に救出活動を実施するものとする。

(3) 熊本市域内で航空機災害が発生し、死傷者がある場合は、熊本市健康福祉局、熊本市病院局、熊本市消防局及び熊本市医師会等で編成する医療救護班を現地に派遣し、応急措置を施した後、市内の医療機関に収容する。

なお、市及び市医師会の救護班での救護活動が不可能な場合は、日赤熊本県支部に応援を求めるものとする。

(4) 熊本市域内で航空機災害により死傷者が発生した場合は、熊本市、熊本市消防局及び県警は、行方不明者の捜索、負傷者の救出及び遺体の収容等を実施するものとする。

5 交通規制

(1) 熊本市域内において航空機災害が発生した場合、県警、熊本市は、応急対策実施に支障があると認めるときは、一時的な交通止規制を行なうものとする。

(2) 道路の交通止等規制を実施したときは、その旨を交通機関並びに地域住民に対し、広報し協力を求めるものとする。

第4章 特殊災害対策計画

この対策は、近年における科学技術の急速な進歩と産業構造の変化にともない多発化傾向にある石油類、高圧ガス等の爆発、火災等による災害はもとより、地震等による大規模な災害にも対処するため、事業所及び防災関係者が実施すべき各種の対策を定め、もって災害の未然防止とその拡大防止及び被害の軽減を図るとともに、早期の情報収集を迅速に行ない、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するものとする。

1 対策地域

(1) 石油関係

- ① 出光リテイル販売(株)九州カンパニー 中央区八王寺町13-72 tel : 092-915-3311
- ② コスモ石油販売(株)南九州カンパニー熊本配送センター
中央区八王寺町13-56 tel : 378-4235
- ③ 熊本県石油販売共同組合 南区流通団地1丁目15番地2 tel : 285-3355

(2) ガス関係

- ① エネクスホームライフ九州(株)熊本支社 中央区萩原町1-4 tel : 378-1211
- ② 西部ガスエネルギー(株)熊本支社 中央区萩原町14-10 tel : 378-0211
- ③ 西部ガス(株)熊本支社萩原供給所 中央区萩原町14-10 tel : 370-8600
- ④ 熊本クミアイプロパン(株)中央営業所 中央区八王寺町2-16 tel : 373-2010

2 災害の想定

本対策の対象とする地域は、石油類、LPGなどが多量に貯蔵取り扱われている地域であり、地震等により大規模かつ広範囲に及ぶ爆発、火災、漏洩等が予想される。

このような状況から、次のような災害の発生を想定する。

- (1) 危険物の火災
- (2) 危険物の漏洩
- (3) LPGの爆発及び拡散
- (4) 上記災害による多数の死傷者の発生

3 市及び消防機関の処理すべき事務又は業務の大綱

市は、防災について第一次的責任を有する地方公共団体としての指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するものとする。

- (1) 情報の収集、伝達
- (2) 災害広報
- (3) 避難の勧告、指示、誘導
- (4) 被災者の救助
- (5) 消火活動
- (6) 警戒区域の設定及び被害の拡大防止
- (7) 危険物施設の安全確保に必要な指導、助言

(8) 関係機関との連絡調整

4 自主保安体制の強化

- (1) 危険物等の特性及び設備等の取扱いに関するマニュアル作成
- (2) 従業員に対する保安教育の徹底
- (3) 情報収集及び有線不通時の連絡体制を確立

5 応援協力体制の確立

(1) 企業間における相互応援体制

関係企業は、企業相互間における災害予防、災害発生時における応援協力の円滑化を図るため協定の締結に努めるものとする。

- ① 応援出場の基準及び連絡方法
- ② 応援の設備、資材の種類、数量
- ③ 応援活動の具体的役割分担
- ④ 費用の負担区分

(2) 消防機関と企業間における協力体制

消防機関及び関係企業は、防災活動をより円滑に行なうため、相互における具体的な協力体制の確立を図るものとする。

(3) 市町村間における相互応援体制

すでに締結されている「熊本市町村消防相互応援協定」「熊本県消防広域応援基本計画」に基づき、応援体制の整備、確立に努めるものとする。

6 災害予防対策計画

(1) 防災用設備、資機材の整備、備蓄等

防災関係機関及び関係企業は、災害を未然に防止するとともに、災害発生に対して被害の拡大を防止するため、その所轄する事務又は業務に関して必要な設備、資機材の整備、備蓄に努めるものとする。

- ① 化学消火薬剤
- ② オイルフェンス
- ③ 油処理剤及び吸着マット
- ④ 照明用機材
- ⑤ 通信用資機材
- ⑥ ガス検知器
- ⑦ 耐熱防火衣
- ⑧ 空気呼吸器

(2) 防災訓練の実施

防災機関及び関係企業は、災害が発生した場合における情報収集及び防災活動が迅速かつ的確に実施できるように、相互に協力し防災訓練を実施するものとする。

(3) 危険物等の保安管理

- ① 設備等の定期点検の励行
- ② 関係機関による合同立入検査等の実施

7 消防隊の出場

災害の発生及び事態の推移に応じ各地区隊の判断で出場するものとする。

8 避難

- (1) 災害が当該対策地域外におよび、付近住民に危険が生じるおそれがある場合、あらかじめ指定した避難先へ避難するよう勧告・指示を行なう。
- (2) 最寄りの一時避難場所に避難者を誘導する。
- (3) 避難経路及び一時避難場所に職員及び団員を配置し、避難者の安全確保に努める。

9 警戒区域の設定

- (1) 生命・身体に対する危険を防止するために、警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の立ち入りを制限もしくは禁止し又はその区域から退去を命ずる。
- (2) 災害の発生を防止し、消防活動の効率的実施を確保するため、火災警戒区域を設定し災害応急対策従事者以外の立ち入りを制限もしくは禁止し又はその区域から退去を命ずる。

基地名南熊本地区石油類貯蔵基地

基地名	消火薬剤等	敷地面積	施設概況	貯蔵の種類	貯蔵量	備考
①出光リテール販売(株)九州カンパニー熊本基地	*固定型消防ポンプ 62馬力1台 *水槽 32t *エアフォーム液 1,000L *消火器 3kg×8本 6kg×26本 20kg×2本 *中和剤 18L×11缶＝ 198L	6,930m ²	屋外タンク2基 屋内貯蔵所1 屋外貯蔵所1 一般取扱所1	第4類	第3石油 347.80k1 第4石油 42.00k1 計 389.80k1	最大タンク200k1 (うち屋外タンク休止中)
②コスモ石油サービス(株)九州カンパニー熊本配送センター	*消火器 40kg×3本 14kg×3本 11kg×16本 3kg×19本 *中和剤 20L×2缶＝ 40L	2,400m ²	地下タンク7基 屋内貯蔵所1 屋外貯蔵所5 一般取扱所2	第4類	第1石油類 30.00k1 第2 " 60.00k1 第3 " 75.80k1 第4 " 118.05k1 計 283.85k1	最大タンク20k1
③伊藤忠燃料(株)熊本営業所	*固定型消防ポンプ 25型1台 *水槽 42t *冷却散水設備 *消火器 6kg×15本 20kg×1本 *消火栓 2	1,848m ²	ガスタンク2基	LPG	60t (30t×2)	最大タンク30t
④西部ガスプロパン(株)南九州支店	*消防ポンプ 固定型 77馬力1台 *水槽 186t *散水設備 *消火器 6kg×27本 *消火栓 1ヶ所	5,757m ²	ガスタンク2基	LPG	60t (30t×2)	最大タンク30t

基地名	消火薬剤等	敷地面積	施設概況	貯蔵の種類	貯蔵量	備考
⑤熊本経済連 LPガス充填所	*消防ポンプ 固定型 80馬力1台 *水槽 52t *散水設備 *消火器 20kg×1本 6kg×6本 3kg×2本	5,157m ²	ガスタンク2基	LPG	35t (20t×1) (15t×1)	最大タンク20t
計		22,092m ²	一般取扱所3 屋外タンク2 屋内貯蔵所2 屋外貯蔵所6 地下タンク7 計 20 ガスタンク9	石油類 LPG	第1石油 30.00kl 第2石油 60.00kl 第3石油 423.60kl 第4石油 160.05kl 計 673.65kl 155 t	

熊本市地域防災計画書
(平成 24 年度改訂版)

資料編

熊本市防災会議

目 次

I	地域の条件	6
1	自然的条件	6
2	社会的条件	9
II	防災ビジョン	17
1	防災対策の基本目標	17
2	防災施策の大綱	19
3	拠点施設の整備計画	20
III	財政措置	21
IV	条例・要綱・協定・制度等	22
1	熊本市防災会議条例	22
2	熊本市防災会議委員名簿	24
3	熊本市災害対策本部条例	27
4	熊本市災害対策本部規程	28
5	熊本市災害警戒本部要綱	32
6	熊本市防災対策推進委員設置要項	34
7	熊本市小島河川防災センター条例	35
8	熊本市小島河川防災センター条例施行規則	38
9	熊本市自主防災クラブ結成・育成指導に関する要綱	50
10	熊本市自主防災クラブ助成要綱	53
11	災害時相互応援応急活動等に関する協定	57
12	熊本市防災関係機関連絡協議会会則	188
13	災害時における医療（保健）・福祉活動マニュアル	191
14	熊本市救急災害医療協議会設置要項	194
15	熊本市救急・災害医療協議会委員	196
16	災害救助法による救助の程度、方法及び期間について	198
17	災害弔慰金等の支給及び貸付制度	201
18	熊本市税条例	206
19	熊本市国民健康保険条例	208
20	国民年金保険料の免除及び学生納付特例（国民年金法）抜すい	210
21	災害に対する金融措置一覧	211
22	災害公営住宅計画	212
23	災害復旧に伴う財政援助一覧	213
24	熊本県消防広域応援基本計画に基づく熊本市応援計画・受援計画	215

V	災害危険箇所等	242
1	急傾斜地崩壊危険箇所等	242
(1)	土砂災害警戒区域等指定区域と警戒避難体制	242
(2)	急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覧	247
(3)	山腹崩壊危険地区	251
(4)	崩壊土砂流出危険地区	254
(5)	地すべり防止区域	255
(6)	地すべり危険地区	255
(7)	急傾斜地崩壊危険箇所（県調査箇所）	256
2	土石流危険溪流	300
(1)	土石流危険溪流（県調査箇所）	300
(2)	土石流危険溪流	321
3	重要水防区間及び箇所	323
(1)	評定基準	323
(2)	国土交通省管理河川	325
(3)	県管理河川	347
(4)	その他の河川	348
4	海岸	350
5	道路冠水・落石・崩壊	350
(1)	県道冠水箇所	350
(2)	市道冠水箇所（西部土木センター）	351
(3)	市道冠水箇所（東部土木センター）	352
(4)	市道冠水箇所（北部土木センター）	353
(5)	県指定道路危険箇所	353
(6)	市道冠水箇所（その他）	356
(7)	重要水防区間（県橋梁）	357
(8)	重要水防施設一覧表（ダム・水門・堰）	357
6	重要水防施設	358
(1)	水門等	358
(2)	排水機場	360
(3)	堰・樋門管理調書	362
VI	情報伝達	363
1	熊本市防災行政無線	363
2	消防通信	376
3	熊本市上下水道局無線	380
4	熊本市交通局無線	381
5	熊本県防災行政無線通信系統図	382

VII	気象	383
VIII	被害報告	393
	1 被害報告取扱要領	393
	2 収集および報告要領	398
	3 報告等の種別	400
	4 報告等の様式および報告等の系統	400
IX	防災資機材等	407
	1 災害対策本部に備蓄する資機材等の保有状況	407
	2 広域防災センターに備蓄する資機材等の保有状況	408
	3 消防用機械等の配備及び保有状況	409
	4 水防倉庫・防災倉庫・備蓄倉庫	410
	5 防災倉庫・備蓄倉庫維持管理規程	417
	6 車両関係等	422
X	避難・救援・輸送	428
	1 一時避難場所	428
	2 広域避難場所	442
	3 白川洪水避難場所	443
	4 緑川・加勢川洪水避難場所	446
	5 避難所運営マニュアル	447
	6 主な避難路選定の考え方	448
	7 ヘリポート予定地	448
	8 学校等公共建物番号標示一覧	450
	9 清掃関係施設等	451
	10 給水関係施設等	454
	11 衣料・生活必需品等物資販売業者	458
	12 燃料連絡先	459
	13 輸送車両関係連絡先	460
X I	民間協力団体	461
	1 熊本市自主防災クラブ	461
	2 社団法人熊本市医師会	466
	3 民間協力団体	467
	4 社団法人熊本県トラック協会	467
	5 ボランティア団体	468
	6 葬祭組合	468
X II	消防局対策部組織	469
	1 消防局対策部組織編成及び事務分掌	469
	2 地区隊（消防署）組織編成及び事務分掌	470
	3 指揮系統	471

4	消防署所配備状況図	472
5	熊本市消防団幹部名簿	473
6	熊本県消防広域応援基本計画	474
7	大規模災害消防応援実施計画	477
8	大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱	478
9	消防信号	479
10	県下各市町村及び事業所との消防応急協定	480
XIII	防災関係機関資料	481
1	NTT西日本熊本支店災害等対策実施細則（抜粋）	481
2	九州電力株式会社	484
3	西部ガス株式会社	490
XIV	その他	496
1	腕章等の様式	496
2	り災証明書様式	501
3	被害状況報告に関する様式	503
4	避難所運営に関する様式	507
5	災害対策本部に関する様式	512
6	自衛隊の災害派遣、撤収要請様式	514
7	災害救助法に関する様式	515
	防災関係機関等電話番号	552

資 料 編

I 地域の条件

気象現象等の異常による災害は全国的にもまた世界的にも毎年のように種々の形態のものが発生し、多くの人命や財産が失われている。

異常気象や大地震の発生は防ぎよし得ないとしても、被害を可能な限り軽減するためには、市の自然的特性と社会的特性を的確に把握し、かつ、これらの特性に基づく防災上の問題点を事前に整理して、現在と将来を見通した防災計画を策定する必要がある。

本章では、これまでに得られてきた各種の調査結果等から市が有する地域の条件をとりまとめた。本章の構成は、次のとおりとする。

自然的条件

社会的条件

1 自然的条件

(1) 地勢

本市は九州の中央、熊本県の西北部

東経 130° 42' 38"

北緯 32° 48' 00"

にあつて、有明海に面し、坪井川、白川、緑川の3水系の下流部に形成された熊本平野の大部分を占めている。また、阿蘇火山と金峰山系との接合地帯の上に位置する本市は数多くの山岳、丘陵、台地、平野等によって四方を囲まれている。

北部は菊池川水系の中流域に位置し菊池洪積台地に連なる畑作地帯があり、西部は金峰山系の急傾斜の山が重なる一方、中心部は阿蘇火山に源を發する白川と北方に流れを發する坪井川・井芹川が市街を貫流して西方の有明海に注いでいる。水源を東部台地に發する加勢川は水前寺・江津湖を経て木山川と合流して、本市の中南部を流下している。これらの川は、かんがい用水として中南部および西部一帯の平野を潤し、農作に大きな効用をもたらしている。

また、西部の海岸地帯は、大部分が干拓地で地形的な変化に乏しく河口部の河床は白川、坪井川による阿蘇ヨナ質土壤の送流により次第に上昇している。

南部の富合・城南地区は、中心部を流れる浜戸川により平野を築いている。

(2) 地形・地質

本市は九州中部にあつて、阿蘇カルデラの西約36kmの有明海に臨む熊本平野を中心に位置している。

市域は全体に標高が低く平坦な地形を示す部分が多いものの、市の西～北西部には金峰山を主とする山地があり、北～北東部には台地が発達している。また南～南西部には低地が広がって有明海に面している。

ア 山地

市内にある傾斜の急な山地としては北西部に位置する金峰山がある。金峰山は頂部にカルデラを持つ火山であるが、現在は火山活動の兆候はない。また、市街地の北東部に分布する立田山山地は、かつては金峰山とひと続きであったものがその後の地殻変動や浸食作用の結果お互いに分離したものと考えられており起伏が小さく比較的緩斜面が多い。また、市の東方には阿蘇外輪山があるが、これは阿蘇カルデラ形成（約9万年前）に伴って大規模に噴出した火砕流堆積物からなる。

イ 台地

市の北東部には広大な台地が分布する。台地は、基本的には阿蘇山から噴出した大規模な火砕流堆積物からなる。阿蘇の「灰石」はこの火砕流堆積物の固結した部分であるが、固結度の低い部分は九州南部のシラスと同様に、崩れやすい地質である。また、河川が台地を浸食してできた段丘の表層には、洪水などによって河川が運んだ砂礫層や火山灰層が厚く堆積している。

ウ 平地

熊本平野は南北約8km、東西約15kmにおよぶが、その低地部分は白川、緑川の沖積作用によって形成された平野である。平地の地下質は、河川が運んだ砂礫や砂粘土及び阿蘇火砕流堆積物や阿蘇山以前の火山活動による溶岩等によって構成されており、特に市南西部地域は軟弱な地盤となっている。また、熊本平野のうち有明海沿岸の2kmの範囲は干拓によって形成されたものであり、標高は2m以下と低く表層の地盤も軟弱な粘性土からなっている。

エ 風水害

本市は九州中部にあつて、梅雨期には多量の降雨があり、台風来襲期には豪雨の多い地域である。熊本平野は白川や緑川などの河川の運ぶ土砂によって形成されたことから、豪雨時の洪水災害が繰り返された地域である。また山地や台地辺部の急傾斜部では土砂崩れにも注意が必要である。

オ 地震活動

観測記録に基づいた1885年以降の資料によれば、九州中部において被害の見られた主な地震の震源は本市を含む「別府－島原地溝帯」に沿って分布している。これらの地震の規模はマグニチュード6.0～6.9となっている。本市では1889年に熊本地震（マグニチュード6.3）が発生しており、地質構造や活断層の分布から、今後も内陸直下型のマグニチュード6.5クラス、震度6以上の地震が起これらとされている。

(3) 気象

本市は、内陸的な気象を示し、年平均気温は16.9℃で、夏の暑さ、冬の寒さはともに厳しく、気温の日較差、年較差も大きい。

降水量は年間2,000mm前後で、梅雨期の6～7月が多く、特に梅雨末期には集中豪雨が発生し、大きな災害を引き起こすこともある。

また、台風による災害は、平成3年の19号や平成11年の18号のように、本市の西側コースをたどると、風による災害発生の恐れが高まり、高潮による災害の恐れも出てくる。もちろん雨による災害の発生は、台風のたどるコースにかかわらず、考えておかなければならない。

さらに最近では、本市も宅地開発等の都市化に伴って、これまで被害の少なかった地域で新たな災害が発生する恐れのあることも見逃してはならない。

2 社会的条件

(1) 市勢の概況

本市は、明治22年の市制施行当時人口42,725人、面積5.55km²であった城下町が、近代的都市機能の集積や平成3年の飽託郡4町や平成20年の富合町、平成22年3月の植木町・城南町との合併などをはじめとする18次にわたる市域の拡大等によって、今や人口72万人を越えて、面積389.36km²となった。

このような中、明治22年の熊本地震、昭和2年の潮害、昭和20年全市の大半が瓦礫と化した空襲による戦災、また、昭和28年の未曾有の白川大水害、平成3年9月熊本地方気象台観測史上最高の最大瞬間風速52.6m/sを記録し多くの被害をもたらした台風19号など、幾多の災害に遭遇しその都度全市民の懸命の努力によって苦難を克服してきた。現在では九州の中央に位置する中枢都市として着実に発展を遂げ、平成23年春には新幹線鹿児島ルートの特急列車の全線開業を向かえるとともに、平成24年4月には政令指定都市としての新たなスタートを目指している。

また、本市は「湧々(わくわく)都市くまもと」を基本構想とし、わくわくプロジェクトを具体化した7つの夢わくわくプランを重要政策課題として、新しい時代の熊本づくりに全力で取り組んでいる。

(2) 人口

市制施行当時42,725人であった本市の人口は、その後数次にわたる市域の拡大や都市機能の集積等に伴い増大し、昭和52年には50万人を超え、さらに平成3年2月1日に飽託郡4町と、平成20年10月6日に富合町、平成22年3月23日に城南町及び植木町と合併し、現在72万人を超え全国有数の大都市となり、今年度は、全国で20番目の政令指定都市となった。

現在、平成24年4月1日現在の本市の人口・世帯数等は以下のとおりである。

人口総数	722,164人
男	339,882人
女	382,282人
※老年人口(65才以上)	150,647人
※幼年人口(0~4才)	34,755人
世帯数	310,330世帯
1世帯あたり世帯人員	2.3人
人口密度	1,860人/km ²

熊本市住民基本台帳年齢別人口調べによる（平成24年4月1日現在）

表 人口及び世帯数の推移

		昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
世帯数		130,608	153,540	180,239	194,486	211,207	246,700	260,672	276,131	310,330
人口	男	231,188	251,011	265,037	275,424	310,118	314,455	311,423	314,455	339,882
	女	256,978	274,651	290,682	303,882	340,223	347,557	348,295	347,557	382,282
	総数	488,166	525,662	555,719	579,306	650,341	662,012	659,718	662,012	722,164

(3) 土地利用区分

土地は、現在及び将来にわたって、かけがえのない資源であるとともに、市民の生活及び生産を通じた諸活動の共通の基盤である。

このため、土地利用は、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、文化的条件に配慮しながら、市民の健康で文化的な生活環境の確保と市域の均衡ある発展を図ることが不可欠である。

現下の社会経済の諸条件をみると、少子高齢化、国際化、情報化等の社会的潮流が変化する中、大都市への一極集中が続く一方で、地域の自立的な発展を目指して、地方都市の機能強化や魅力ある地域づくりが大きな課題となっている。

こうした中で、本市は、平成20年10月に富合町、平成22年3月には城南町、植木町と合併し、森林などの緑豊かな自然、生産性の高い農業地帯などが新たに市域に加わり、土地利用の面でも大きな魅力と可能性が広がった。

一方、本市及び周辺の市町村では、スプロール的な市街地の外延化がみられ、計画的な市街地整備や道路・河川・下水道等の基盤整備が大きな課題となっている。

このようなことから、市域における自然的、社会的、経済的諸条件を勘案し、各区、分更には各地域の概要等を前提とした防災対策が必要である。

ア 中央区

(ア) 中央区の概要

中央区は、市の中央部に位置し、北は立田山、西は金峰山を背にしており、区内を白川と坪井川が縦断し、白川以西には、本市の中心市街地の大部分が構成され、白川以东には、古くからの住宅地で構成されている。

産業は、市役所周辺の中心市街地に加え、地域拠点の水前寺・九品寺地区、平成・南熊本駅周辺地区においても商業施設が多く立地しているほか、官公庁や文化施設、交通機能が集中している。また、周辺は、古くからの住宅地、文教地区となっている。

中央区は、市の中心部に位置するため、区の面積の90%以上が市街化区域に指定されている。地目別に見ると、全体の64.6%が宅地で占められ、田畑や山林などの自然的土地利用はわずか6%程度にとどまっている。

(イ) 自然環境

区域のほとんどが市街地になっている中で、森の都のシンボルでもある熊本城の緑など、貴重な自然環境があり、また、北東部の立田山では、生活環境保全林として整備が進み、都市内における野鳥をはじめとした身近な生物の重要な生息地となっている。

イ 東区

(ア) 東区の概要

東区は、北は白川を境に北区と、東は菊陽町および益城町と、南は主に加勢川を境として南区および嘉島町と、西は主に中央区と接している。

地形は概ね託麻台地で構成され、土地の高低差が大きく、台地であることから住宅地に適し、戦後急速に市街化が進展した地域となっている。

産業は、全市の中でも住宅地の多い区であるため、商業は中央区に次いで盛んで、商店数と商業販売額はともに全市の20%程度を占めている。

東区は、市街化区域と市街化調整区域の面積がほぼ半々となっており、画図校区や託麻東校区において、市街化調整区域の割合が大きくなっている。

地目別に見ると、宅地が41.9%を占めており、農業的土地利用（田+畑、31.4%）を10%ほど上回っており、区の中央から西側にかけて市街地が広がっている。北西側は畑地が多く、北部の白川流域、南部の緑川流域は田園地帯となっている。

地域拠点である健軍地区、長嶺地区周辺は病院や公共施設などの大規模な土地利用が多くなっていることが特徴であり、また、北部には大規模な公共空地の県民総合運動公園がある。

(イ) 自然環境

託麻三山には、まとまった樹林が残り、周辺の広々とした農地とあいまって良好な自然景観を形成している。また白川沿いの段丘には、樹林や竹林が残り特色のある河川景観を形成している。

江津湖は、豊富な湧水に恵まれた本市を代表する水辺環境であり水生生物や野鳥なども豊富である。

ウ 西区

(ア) 西区の概要

西区は、市の西部に位置し、北は玉名市、玉東町、本市の北区、東は中央区、南は南区に接し、西には有明海が大きく広がっている。

区内の大部分が金峰山系の山林・樹園地と農地であり、南の白川沿いの平地は水田となっている。また、有明海と金峰山にはさまれた海岸沿いには漁港が点在し、熊本港が南西部沖合の人工島上にあり、対岸の沖新地区と橋で結ばれている。人口密度は低く、一部を除き、宅地化の進行は緩やかである。

東部の井芹川沿い、南部の白川沿いに市街化区域があるほかは、ほとんどが市街化調整区域であり、河内町地区は熊本都市計画区域外となっている。

産業は、特に河内地区の金峰山山麓を中心にみかんや梨などの果樹栽培が盛んで、全市に占める農家人口の割合、経営耕地面積の割合ともに約23%を占めている。一方、商店数と商業販売額はともに全市の10%程度にとどまっている。

西区は、市街化区域の面積が18.0%とごくわずかで、40%以上は田畑と山林（金峰山）と既存集落で構成される市街化調整区域となっている。また、残りの39.1%（河内地区）は平地が少なく山林が大部分を占めており、都市計画区域外となっている。

地目別に見ると、農業的土地利用（田+畑）で全体の42.6%を占め、次いで山林26.0%、宅地16.0%の順となっている。一方、J R鹿児島本線の東側は住宅地が広がり、地域拠点の上熊本地区周辺や、城山地区及び中心市街地の熊本駅地区を中心に市街地が形成されている。

(イ) 自然環境

金峰山系の山地斜面は、樹園地や良好な森林で、一部には自然度の高い植生が存在するほか、野性動物の生息地ともなっている。

また、有明海をはじめ、滝や溪谷などの変化に富んだ河内川の清流は自然豊かな水辺空間を形成している。

工 南区

(ア) 南区の概要

南区は、本市の南部に位置し、北は西区・中央区に、東は東区・嘉島町・甲佐町に、南は宇土市・宇城市に接しており、西部には有明海が広がっている。

近年の市街化の進展により、人口の増加が著しい地区であり、田井島南地区や城南町中央地区での土地区画整理事業なども進行中であり、今後も人口の増加が予想される。地区全体が平坦地であり、旧来優良な農地であるが、近年は、住宅地、工業地など様々な利用がなされている。

白川、加勢川、緑川が区内を東西に貫流し、加えて天明新川や浜戸川など多くの中小河川が区内を流れている。

産業は、市内で農業が最も盛んな区となっており、全市に占める農家人口の割合および経営耕地面積の割合はともに約40%を占めている。農業は稲作が中心で、地域によってなす・メロン等の施設栽培、花きやセリなどの園芸作物が生産されている。

一方で、製造業も国道3号沿線や熊本流通業務団地等に多く集積しているため、出荷額は全市の3割程度と大きな割合を占めており、また、商業販売額は、全市の20%程度の水準となっている。

南区は、市街化区域面積が区全体のわずか15.7%にとどまり、大半は農地、山林、集落を主体とした地域である。

地目別に見ると、田が46.0%と圧倒的に多く、宅地は20.0%にとどまっており、稲作地帯を多く抱える南区の特徴が現れている。

南東部は、山林や畑地が多く、なす、メロン等の施設栽培、花きやセリなどの園芸作物が生産されている。

地域拠点の川尻地区、島町・上ノ郷地区、南区役所（旧富合総合支所）周辺地区、城南総合支所周辺地区を中心として市街地が形成されている。

(イ) 自然環境

日本でも有数の干満差のある有明海は、広大な干潟が広がり、生態学的にも重要な地域で

あり、水生生物や野鳥にとって貴重な生息環境を形成している。また、加勢川、緑川、浜戸川は、豊かな水辺環境を有している。

雁回山周辺には、自然公園や運動施設、歴史古墳などが点在し、自然と触れ合う憩いの環境となっている。

オ 北区

(ア) 北区の概要

北区は、本市の北部に位置しており、区の南側で中央区および東区に接し、金峰山麓にかかる南西側で西区に接している。他自治体とは、西側で玉東町に、北側で山鹿市に、東側で菊池市、合志市および菊陽町に接している。

区の南部の清水地区は古くからの住宅地が多く、南東部の龍田地区は30年ほど前から増加した新興住宅地等が多くなっている。南部や南東部では、合志市や菊陽町と住宅地や商店が連担しており、市域を越えてつながりが深くなっている。一方、区の北半分を占める植木地区は、大部分が農地で占められている。

産業は、植木台地におけるすいかやメロンなどの施設野菜の栽培が区の大きな特徴となっており、全市に占める農家人口の割合は約30%、経営耕地面積の割合は約25%と、全5区中で2番目に農業が盛んである。

北区は、市街化調整区域が全体の79.0%を占め、北区の大半は農地、山林、集落を主体とした地域である。

地目別では、宅地は20%程度にとどまり、農業的土地利用(田+畑)が43.5%、山林が16.9%で、これらを合計すると60%以上が自然的土地利用で占められている。

南側は住宅地が広がっているが、北側は山林や田畑が中心の土地利用となっている。

地域拠点の北区役所(植木総合支所)周辺や、北部総合支所地区、堀川・亀井駅周辺地区、楠・武蔵ヶ丘地区を中心に市街地が形成されている。

(イ) 自然環境

京町台地やその周辺には斜面緑地が広がり、都市景観上はもとより防災面からも貴重な自然となっているが、宅地化の進展などにより次第に減少しつつある。また、立田山一帯には自然度の高い緑地が残存している。

本地区を流れる坪井川は、周辺の水田や斜面緑地と相まって、落ち着きのある良好な自然環境を形成している。また、八景水谷は、重要な水源地として利用されているほか、貴重な親水空間として市民に親しまれているが、近年湧水量が減少している。

地域名	小 学 校 区	面 積 (km ²)	人 口 (人)
			平成22年
中央	城東、慶徳、五福、碩台、黒髪、大江、一新、向山、春竹、白山、出水、託麻原、壺川、白川、本荘、砂取、帯山、帯山西、出水南	25.3	133,993
東部	西原、尾ノ上、健軍、健軍東、泉ヶ丘、若葉、秋津、桜木、東町、山ノ内、月出、長嶺、託麻西、託麻東、託麻北、託麻南、桜木東、画図	50.3	208,147
西部	古町、春日、池田、花園、城西、池上、高橋、白坪、城山、小島、中島、松尾東、松尾西、松尾北、河内、芳野	88.2	71,876
南部	田迎、田迎南、日吉、御幸、城南、川尻、力合、飽田東、飽田西、飽田南、銭塘、奥古閑、川口、中緑、日吉東、富合、杉上、隈庄、豊田	110.0	119,981
北部	高平台、清水、城北、麻生田、楡木、楠、武蔵、龍田、弓削、北部東、川上、西里植木、山本、田原、菱形、桜井、山東、吉松、田底	115.7	129,211
計	92校区	389	722,164

(人口は平成22年4月1日現在)

(4) 地形特性と集落形態からみた防災課題

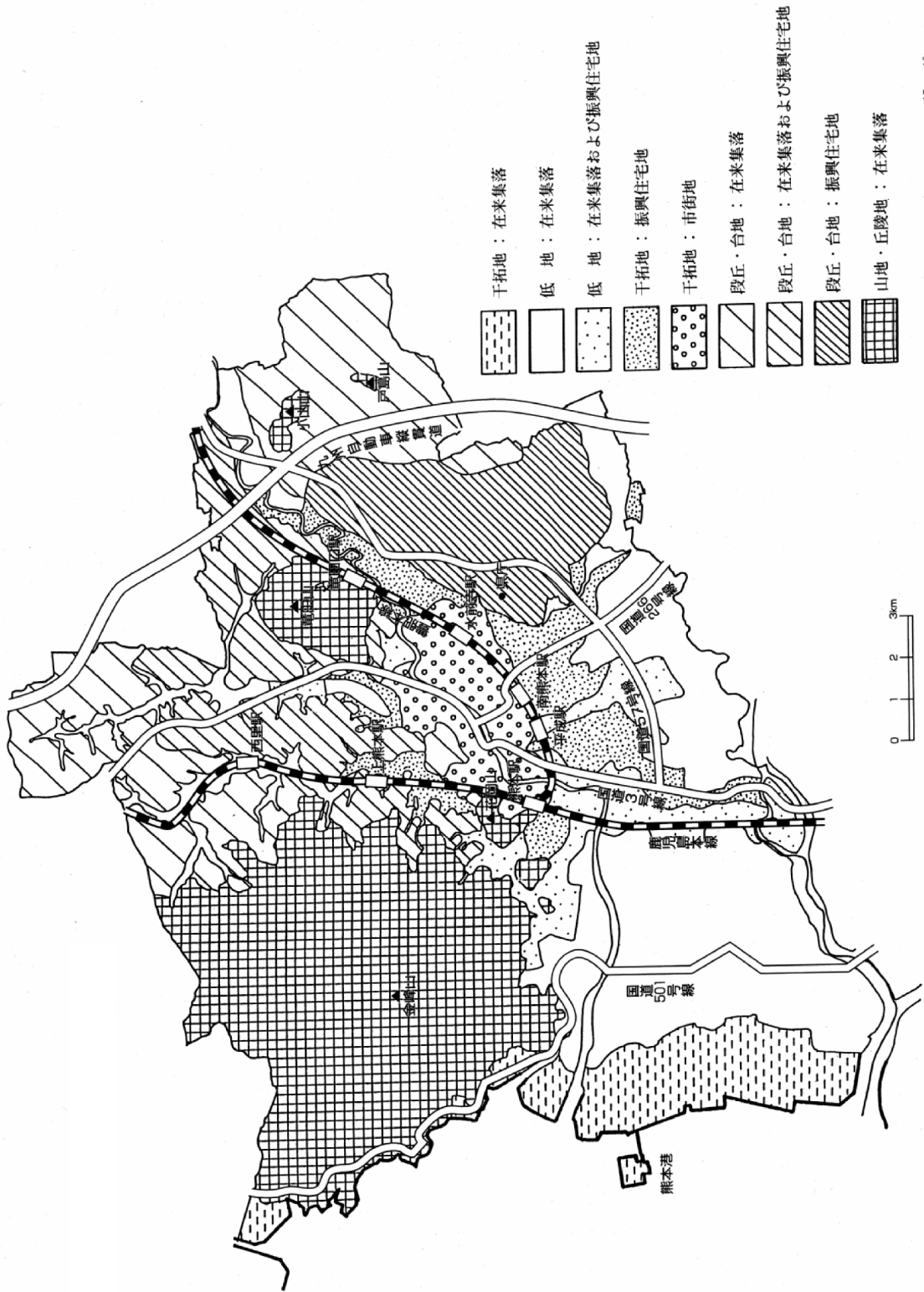
本市の社会的、文化的歴史は非常に古く、これに伴う人間生活の基本的形態である集落も長年にわたって堅実な発達を続けており、郊外には在来の集落に加え新興住宅が付加された。

しかも、中心市街地の城下町としての発達もあって、市全域として複雑な住環境を形成している。それぞれの集落なり、市街地において防災対策上きめの細かい課題に対して具体的な対策が求められる。

一方では、すでに示したように本市の地形特性は、干拓地、低地、段丘・台地、山地・丘陵地に分かれており、個々の地形特性に応じた防災課題がある。

図1では、地形特性と集落形態を分類、図示し、表1では、それぞれの区分について防災課題

として、特に留意すべき事項をとりまとめた。



平成20年4月1日現在

図1. 地形特性と集落形態の分類図

表 1. 地形特性と集落形態による防災課題

集落形態 地形特性	1. 在来集落	2. 在来集落および新興住宅地	3. 新興住宅地	4. 市街地
A 干拓地	<p>市の南西部、有明海沿いの平野部地域。菊池川河口にも一部存在。集落は道路沿いに計画的に配置されている。</p> <p>地盤は低く、豪雨時に浸水被害がしばしば起きており、河川堤防・海岸堤防の崩壊による浸水被害や、地震津波による被害も懸念され、これら堤防の安全対策が必要である。</p>	*****	*****	*****
B 低地	<p>市の南部、白川・緑川・木山川沿いの地域。集落は自然堤防上に古くから形成されている。</p> <p>低地であるため、過去にしばしば浸水被害を起こしており、浸水対策が必要である。地盤の液状化が懸念される。</p>	<p>市街地の周辺部、市の中南部の地域。古くからの集落と新興住宅地とが混在している。古くからの集落は、自然堤防上に形成され、古来の主要道路筋にあたる。</p> <p>低地内にあり、浸水対策が必要。地盤の液状化が懸念される。</p>	<p>市街地の周辺部の地域。木造家屋が主体。</p> <p>浸水被害の受けやすい地域であり、浸水対策が必要である。火災対策、災害時の交通対策・誘導が必要である。ところによっては地盤の液状化が懸念される。</p>	<p>市の中心部。</p> <p>都市化により中～高層ビルが中心部を占め、周囲には古くからの木造家屋も密集して存在している。昼間の人口集中度が高い。社会基盤・都市機能が集中。</p> <p>古い町では道路は狭く、火災・延焼対策、避難路の確保、交通規制・対策が必要である。繁華街での火災対策、不特定多数の避難・誘導体制等の検討が必要。</p>
C 段丘・台地	<p>市の北部および東部地域。</p> <p>北部では台地上に小集落が多く形成されているが、東部では北部よりは集落の規模は大きい数が少ない。</p> <p>急傾斜地に隣接して家屋があるところでは、急傾斜地対策が必要である。避難場所・経路の検討も必要。</p>	<p>市の北部地域。</p> <p>北部の台地のうち、市街地に近い地域では古くからの小集落と新興住宅地とが混在している。</p> <p>急傾斜地に隣接して家屋があるところでは、急傾斜地対策が必要である。避難場所・経路の検討が必要。</p>	<p>市の東部地域。</p> <p>市街地化が進んでおり、一部には繁華街も形成されている。</p> <p>木造家屋が比較的密集しており、火災・延焼対策が必要である。交通規制等の対策、避難場所・経路の検討が必要。</p>	*****
D 山地・丘陵地	<p>金峰山系、立田山、託麻三山。</p> <p>各山麓部や金峰山のカルデラ内に集落が形成されている。</p> <p>崩壊土砂による道路の寸断が懸念され、斜面の崩壊対策が必要。金峰山系内では、浸水、地すべり、急傾斜地崩壊等の対策が必要である。避難場所・経路の検討が必要。</p>	*****	*****	*****

II 防災ビジョン

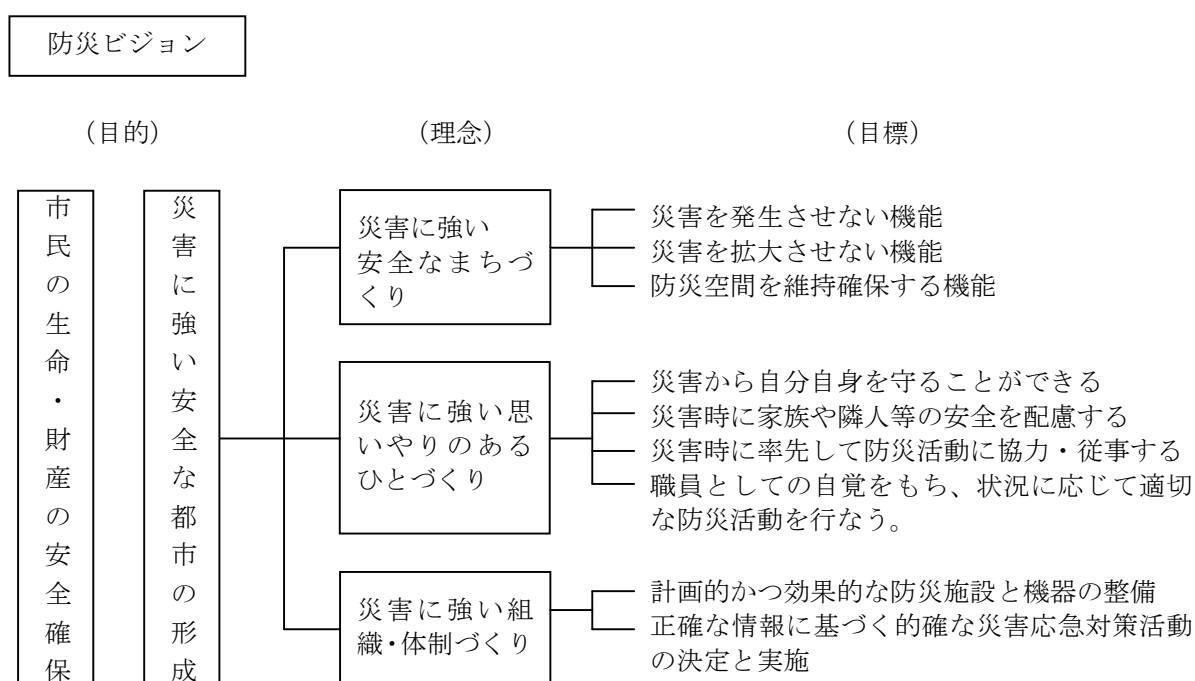
防災ビジョンは、地域の防災憲章というべきものであり、地方公共団体の防災行政の基本として、その方向性を示すとともに、住民の防災意識の高揚を図るために重要な役割を果たすものである。

また、防災施策の大綱は、地域の災害危険性に対し、いかなる方針でどのような防災対策を実施するかを明らかにし、災害予防計画の前提となるべきものである。

本章の構成は、次のとおりとする。

第1節 防災対策の基本目標

第2節 防災施策の大綱



1 防災対策の基本目標

(1) 災害に強い安全なまちづくり

災害に強い都市構造を持ったまちづくりを目指し、次のような機能強化を目標とした社会資本の充実に努める。

ア 災害を発生させない機能

イ 災害を拡大させない機能

ウ 防災空間を維持確保する機能

(2) 災害に強い思いやりのあるひとづくり

「ひと」とは、住民及び関係機関の職員をいう。防災の基本は、「自らの身の安全は自らが守る」ことであり、防災に深い関心と理解を持ち、災害時には自分の役割を踏まえて、冷静沈着に行動できるように次のような人の育成を目標として、市民一人ひとりの災害対応力のレベルアップに努める。

- ア 災害から自分自身を守ることができる。
 - イ 災害時に家族や隣人等の安全を配慮する。
 - ウ 災害時に率先して防災活動に協力・従事する。
 - エ 防災従事者としての自覚をもち、状況に応じて適切な防災活動を行う。
- (3) 災害に強い組織・体制づくり
- 災害に強いもの（施設、機器）と、ひと（住民、職員）がそろっていても災害時にその両者が有機的に結合しなければその効果は半減してしまう。
- 災害に対する適切な備えと災害時の防災活動等を実行するため、次のような組織運営体制の確立を目標とし、防災体制の強化に図る。
- (ア) 計画的かつ効果的な防災施設と機器の整備
 - (イ) 正確な情報に基づく的確な災害応急対策活動の決定と実施

2 防災施策の大綱

本市においては、防災行政施策の大綱として、災害に強いまちづくりを推進し、市民・事業所及び行政組織の災害行動力の向上に努め、これらを総合することで自らの生命・身体・財産の安全確保を達成するよう努める。

本節の構成は、次のとおりとする。

(1) 地震災害対策

(2) 風水害対策

(3) 消防対策

(1) 地震災害対策

いつ、どこで、どの程度の規模で発生するかを予測できないとされる地震災害から市民の生命、身体、財産を守るために、周到かつ十分な災害予防対策・迅速かつ円滑な災害応急対策・適切かつ速やかな災害復旧復興対策を講ずるとともに、平常時から、これら計画について市民、防災関係機関等への周知徹底を図る。

(2) 風水害対策

重要水防区域を有する河川、老朽ため池、排水不良地域などにおいて、国、県及び関係機関と連携し、危険箇所の改修補強など治水施設等の整備を促進する。

山地・丘陵地の急傾斜危険地域、土石流危険渓流、切り盛り斜面、断層沿いの斜面などにおける斜面崩壊及び山地斜面における地すべりに関しては、国、県及び関係機関と連携し、災害防止工事の推進を図る。

(3) 消防対策

今日の多様化する消防行政を適正に施行するためには、人員・施設・消防水利の効率的、重点的な整備充実に配慮しつつ消防力の整備を更に進める必要がある。

また、都市の広域火災や地震時における同時多発火災を予防するため、木造住宅密集地、危険物製造・取扱所等においては、平素から火気器具、危険物取扱の管理指導の徹底を図る必要がある。

消防施設は、消防署所の適正配置、消防機械器具の増強、近代化とともに必要な情報の収集、伝達及び管理を行う通信網について重点的に整備を推進する。

消防水利については、消火栓や防火水槽の整備に努めるとともに、大規模地震対策等の観点から大型の耐震性貯水槽の設置のほか自然水利の積極的活用を推進し水利の多元化を図る。

このため、消防力の基幹をなす人員については、一層効果的、重点的な採用、配置を行うとともに、災害の複雑多様化に対応した教育訓練を充実し、職員の資質の向上を図る。

一方、非常備消防である消防団は、常備消防と並び地域社会における消防防災の中核であり、また、地域連帯の要であることから、今後とも消防団の装備の充実及び団員の資質向上に努めるとともに、消防団活動への一層の参加促進を図る。

さらに、火災の予防については、査察、指導によるほか、火災予防運動の実施、防火講習会、広報活動の強化などにより広く市民の防火意識の啓発と向上を図る。

3 拠点施設の整備計画

被害を最小限度にとどめると共に救援活動、復旧・復興支援活動を円滑に行うために、地域における防災拠点の整備促進を図る。

(1) 地域防災公園

平常時の公園に防災機能を持たせ、災害時には地域防災公園（小街区防災公園・街区防災公園・近隣防災公園・地区防災公園）として、発災直後の地域住民の一次避難地、防災活動の拠点として利用できるよう、その整備促進を図る。

・整備すべき主な機能

- ア 一次避難場所としての機能
- イ 情報収集・提供
- ウ 防火・防災活動用資機材の備蓄
- エ 防火用水及び飲料水の備蓄
- オ 食料等救援物資の備蓄

(2) 地区防災拠点

区役所及び（総合）出張所を各地区の防災拠点として活用する。

・整備すべき主な機能

- ア 災害対策本部との通信機能
- イ 救援活動に必要な資機材の備蓄
- ウ 食料等救援物資の備蓄
- エ 情報収集・提供

(3) 拠点施設の整備

大規模災害時に、最も懸念される社会的不安の発生を未然に防止するため、本庁舎、区役所、総合出張所及び出張所等を地域における拠点として位置づけ、初動活動の機能を有する施設となるよう整備する。

Ⅲ 財政措置

本市は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関の協力を得て災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策について計画を作成し、それを実施する責務を有するものである。したがって、この計画の実施を推進するための財政措置を行うものとする。

なお、財政措置の方法としては、おおむね次のとおりとする。

(1) 災害予防

- ア 災害時における生活必需品等を救助物資として被災者に対して直ちに支給できるよう、絶えず備蓄するための財政措置を行う。
- イ 災害による応急対策、復旧・復興対策に必要な資材は、将来における不測の災害に備え、これを備蓄するため必要な財政措置に努める。
- ウ 災害により公共土木施設等に及ぼす被害の軽減を図るための補修及び改良については、平常業務の一部として予算化しているが、この計画に基づく予防措置の徹底を期するため、可能な限り予算の増額等を行い、必要な財政措置に努める。
- エ その他、防災訓練及び防災知識普及等に要する経費について、必要な財政措置に努める。

(2) 災害応急対策

災害が発生した場合における被災者の救助等の応急対策に要する必要経費については、当初予算におけるその見込み額の算出は困難であるので、既定予算が不足する場合、その状況に応じて必要な経費を予備費の充当や財政調整基金の活用等により暫定的な措置を行う。

また、災害の規模が大きくその被害が甚大であって多額な経費を要する場合は、補正予算の措置を行う。

(3) 災害復旧

災害により被害を受けた諸施設の復旧方法は、原則として原形復旧とするが、必要に応じて改良復旧を行うものとし、その財政措置としては、次により行う。

- ア 各施設の被害状況及び重要度を考慮してそれぞれの復旧計画を樹立し、その方法を決定する。
- イ 各部門にわたり国庫補助金、県補助金及び起債の対象となる事業については、それぞれの承認申請を行う。
- ウ 補助金、起債等の対象となる事業でその特定財源の決定まで工事の施工を見合わせることで済むものは、その特定財源の決定後において財政措置を行うものとするが、事業によって緊急に復旧を必要とする場合は、関係機関とよく協議して承認可能な範囲内において必要最小限度の財政措置を行い、歳入欠陥にならないよう留意する。
- エ 以上の方法により財政措置を行うものとするが、既定予算措置が不足する場合、応急対策の必要経費と同様に災害の規模に応じその都度、補正予算の措置を行う。

IV 条例・要綱・協定・制度等

1 熊本市防災会議条例

昭和38年3月23日

条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、熊本市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(平12条例2・一部改正)

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 熊本市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 水防法(昭和24年法律第193号)第32条に規定する水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(平14条例7・平17条例75・一部改正)

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 熊本県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 熊本県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) その他防災行政を推進する上で、市長が必要と認めて任命する者
- 6 前項に規定する委員の定数は、70人以内とする。
- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(平9条例2・平14条例44・平22条例103・一部改正)

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、熊本県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

(平14条例44・平14条例45・一部改正)

附 則 抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年3月28日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(熊本市災害対策本部条例の一部改正)

2 熊本市災害対策本部条例(昭和38年条例第14号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則 (平成12年3月30日条例第2号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月28日条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(熊本市水防協議会条例の廃止)

2 熊本市水防協議会条例(昭和25年条例第4号)は、廃止する。

附 則 (平成14年9月24日条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年9月25日条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年9月30日条例第75号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年6月15日条例第103号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 熊本市防災会議委員名簿

平成24年4月1日

区分	機 関 名	委員職名	所 在 地	T E L
会長	熊本市	市長	中央区手取本町 1-1	328-2111
(1)	九州財務局	主計第一課長	中央区二の丸 1-2	353-6351
	九州森林管理局	治山課長	西区京町本丁 2-7	328-3631
	熊本地方气象台	次長	西区春日 2 丁目 10 番 1 号	324-3283
	熊本空港事務所	総務課長	上益城郡益城町大字小谷	232-2853
	九州地方整備局 熊本河川国道事務所	調査第一課長	東区西原 1 丁目 12-1	382-1111
	九州地方整備局 菊池川河川事務所	調査・品質確保課長	山鹿市山鹿 178 番	0968-44-2171
	熊本海上保安部	警備救難課長	宇城市三角町三角浦 1160-20	096-452-3103
(2)	熊本県	熊本県危機管理監	中央区水前寺 6 丁目 18 番 1 号	367-1111
	〃	熊本土木事務所長	東区東町 3 丁目 11-63	367-1111
(3)	熊本県警察	熊本北警察署長	中央区草葉町 5-13	323-0110
	〃	熊本南警察署長	南区十禅寺 3 丁目 3-28	326-0110
	〃	熊本東警察署長	東区東町 3 丁目 11-48	368-0110
	〃	宇城警察署長	宇城市松橋町久具 359-2	0964-33-0110
	〃	山鹿警察署長	山鹿市泉町 102	0968-44-0110
(4)	熊本市	副市長	中央区手取本町 1-1	328-2111
	〃	副市長	〃	〃
	〃	危機管理監	〃	〃
	〃	議会事務局長	〃	〃
	〃	総務局長	〃	〃
	〃	企画振興局長	〃	〃
	〃	財政局長	〃	〃
	〃	健康福祉子ども局長	〃	〃
	〃	環境局長	〃	〃

区分	機 関 名	委員職名	所 在 地	T E L
	〃	農水商工局長	〃	〃
	〃	観光文化交流局	〃	〃
	〃	都市建設局長	〃	〃
	〃	中央区長	〃	328-2555
	〃	東区長	東区東本町 16-30	367-9111
	〃	西区長	西区小島 2 丁目 7-1	329-1111
	〃	南区長	南区富合町清藤 400	357-4111
	〃	北区長	北区植木町岩野 238-1	272-1111
	〃	交通事業管理者	中央区大江 5 丁目 1-40	361-5211
	〃	上下水道事業管理者	中央区水前寺 6 丁目 2-45	361-5448
	〃	病院事業管理者	東区湖東 1 丁目 1-60	365-1711
(5)	熊本市	教育長	中央区手取本町 1-1	328-2111
(6)	熊本市	消防局長	中央区大江 3 丁目 1-3	363-0119
	〃	消防団長	〃	〃
	宇城広域連合消防本部	消防長	宇土市新松原町 159-1	0964-22-0554
	山鹿植木広域行政事務組合消防本部	消防長	山鹿市南島 1270-1	0968-43-1191
(7)	郵便株式会社熊本中央郵便局	局長	新町 2 丁目 1-1	355-1287
	郵便事業株式会社熊本支店	支店長	〃	352-6671
	NHK熊本放送局	放送部長	中央区千葉城町 2-7	326-8203
	日本赤十字社熊本県支部	事業推進課長	東区長嶺南 2 丁目 1-1	384-2111
	西日本電信電話株式会社熊本支店	設備部長	中央区桜町 3-1	321-3083
	九州電力株式会社	熊本東営業所長	中央区上水前寺 1 丁目 6-36	0120-986-604
	西部ガス株式会社	熊本支社長	中央区萩原町 14-10	370-8611
	株式会社熊本日日新聞社	総務部長	中央区世安町 172	361-3111
	株式会社熊本放送	報道制作局長	中央区山崎町 30	328-5500
	株式会社テレビ熊本	総務局次長	北区徳王町 440	354-3411

区分	機 関 名	委員職名	所 在 地	T E L
	株式会社熊本県民テレビ	総務局長	中央区世安町 7 番地	363-6111
	熊本朝日放送株式会社	総務局長	西区二本木 1 丁目 5-12	359-9015
(8)	熊本県トラック協会	会長	東区東町 4 丁目 6-2	369-3968
	陸上自衛隊第 8 師団第 4 2 普通科連隊	連隊長	北区八景水谷 2 丁目 17-1	343-3141
	熊本市医師会	会長	中央区本荘 3 丁目 3-3	362-1221
	特定非営利活動法人熊本消費者協会	会長	中央区水道町 14-15	355-6363
	熊本県消防協会熊本支部	事務局長	中央区大江 3 丁目 1-3	363-0119
	株式会社エフエム熊本	総務部長	中央区千葉城町 5-50	353-3131
	株式会社熊本シティエフエム	放送部長	中央区辛島町 8-23	323-6611
	熊本市社会福祉協議会	会長	中央区南千反畑町 10-7	322-2331
	熊本市老人クラブ連合会	会長	中央区花畑町 3-1	325-3272
	熊本市青少年健全育成連絡協議会	会長	中央区手取本町 1-1	328-2277
	熊本婦人ボランティアの会	代表	西区春日 4 丁目 13-3	355-5741
	熊本市防災協会	会長	中央区大江 3 丁目 1-3 消防局予防課内	363-9620
	社団法人 熊本県看護協会	会長	東区東町 3 丁目 10-39	369-3203

3 熊本市災害対策本部条例

昭和38年3月23日

条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項の規定に基づき、熊本市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(平9条例2・一部改正)

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(平14条例45・一部改正)

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年3月28日条例第2号)抄

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年9月25日条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

4 熊本市災害対策本部規程

昭和51年 6月 1日

災害対策本部訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、熊本市災害対策本部条例（昭和38年条例第14号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、熊本市災害対策本部（以下「本部」という。）の運営その他必要な事項を定めるものとする。

(本部の位置)

第2条 本部は、熊本市役所に置く。

(副本部長)

第3条 条例第2条第2項の災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、熊本市災害対策副本部長（以下「本部長」という。）が指名する副市長をもって充てる。

(本部員)

第4条 条例第2条第3項の災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、危機管理監、市長事務局の各局長、議会事務局、教育長、消防局長、交通事業管理者、上下水道事業管理者、病院事業管理者、各区長及び本部長が指名する者をもって充てる。

2 本部員は、本部長の命を受け、その所掌事務に係る災害予防、災害応急対策、復旧及び復興に関する事務を推進し、所属職員を指揮監督する。

(本部長等の職務代理)

第5条 本部長及び副本部長ともに事故あるときは、あらかじめ本部長が指名した本部員がその職務を代理する。

(本部組織)

第6条 本部に本部会議、情報調整室（以下「室」という。）、総務局対策部、企画振興局対策部、財政局対策部、健康福祉子ども局対策部、環境局対策部、農水商工局対策部、観光文化交流局対策部、都市建設局対策部、消防局対策部、交通局対策部、上下水道局対策部、病院局対策部、教育委員会対策部、中央区対策部、東区対策部、西区対策部、南区対策部、北区対策部及び応援対策部（以下これらを「対策部」という。）を置く。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を置くことができる。

(本部会議)

第7条 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 災害予防及び災害応急対策に関する事項
- (2) 自衛隊の派遣要求に関する事項
- (3) 災害救助法（昭和22年法律第108号）の発動に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、重要と認められる事項

2 本部会議の会議（以下「会議」という。）は、必要な範囲で本部長が招集する。

3 会議にやむを得ない事情により出席できない本部員は、代理者を出席させるものとする。

4 本部長は、会議の議長となる。

(室の事務)

第8条 室は、本部長の命を受け、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 本部会議に関すること。
- (2) 災害応急対策の総合調整に関すること。
- (3) 各対策部所掌事務の調整及び伝達に関すること。
- (4) 避難勧告及び避難指示に関すること。
- (5) 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (6) 気象の予警報に関すること。
- (7) 防災関係機関等の連絡調整に関すること。
- (8) 被害状況の総括に関すること。
- (9) 被害状況等の報告及び公表に関すること。
- (10) 応援要請に関すること。
- (11) 自衛隊災害派遣の要請の要求等に関すること。
- (12) 防災情報機器の管理運営に関すること。
- (13) 本部の庶務に関すること。

(室の組織)

第9条 室に情報調整室長（以下「室長」という。）及び情報調整室副室長（以下「副長」という。）を置き、室長に危機管理防災総室長、副長に危機管理防災総室副室長をもって充てる。

2 室に調整班、情報班、庶務班及び広報班を置く。

3 前項の各班に班長及び班員を置き、班長及び班員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者のうちから室長が指名する。

(1) 調整班

- ア 班長 危機管理防災総室職員
- イ 副班長 消防局職員
- ウ 班員 各局区の主管課長又はこれに代わる職員

(2) 情報班

- ア 班長 危機管理防災総室職員
- イ 班員 各局区から数名の課長補佐級の職員、係長級の職員又はこれに代わる職員

(3) 総務班

- ア 班長 危機管理防災総室職員
- イ 班員 危機管理防災総室職員

(4) 広報班

- ア 班長 広報課長
- イ 班員 広報課職員

(室長等の職務)

第10条 室長は、本部長の命を受け室を統括する。

2 副長は、室長を補佐し、室長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 室長は、必要は範囲で室員を招集することができる。

4 班長は、室長の命を受け、班の事務を処理し、所属班員を指揮監督する。

5 班員は、班長の命を受け、班の事務を処理する。

(対策部の事務)

第11条 対策部は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 地域防災計画に定めるところにより、事務を処理する。

(2) 各対策部は、必要な対策を立案したときは、これを室に合議するものとし、室は必要に応じてその内容を公表するなど必要な処置をとるものとする。

(対策部の組織)

第12条 各対策部に対策部長、班長及び班員を置く。

2 対策部長は、本部員をもって充てる。

3 班長及び班員は、対策部長所属の職員のうちから対策部長が指名した者をもって充てる。

(対策部長等の職務)

第13条 対策部長は、本部長の命を受け、対策部を統括する。

2 班長は、対策部長の命を受け、対策部の担当事務を分掌し、所属班員を指揮監督する。

3 対策部長に事故あるときは、本部長が指名する者が、その職務を代理する。

(現地災害対策本部)

第14条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長を置き、本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、本部長の命を受け、他の防災機関と連携し災害予防及び災害応急対策に従事する。

3 現地災害対策本部の組織等については、別に定める。

(被害速報)

第15条 各対策部長は、地域防災計画で定める様式による被害速報を情報調整室に対し、迅速に報告しなければならない。

2 室長は、前項による報告があったときは、これを取りまとめ、会議等に報告するとともに、室員その他に周知するものとする。

(事務処理の原則)

第16条 この規程に定める事項を処理するに当たっては、迅速かつ的確に処理するとともに、関係機関と十分協議しなければならない。

(補則)

第17条 この規程に定めるほか、必要な事項は本部長が定める。

附 則

1 この規程は、昭和51年6月1日から施行する。

2 熊本市災害対策本部運営要綱（昭和39年災害対策本部訓令第1号）は廃止する。

附 則

この規程は、昭和63年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年3月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年5月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年5月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年5月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

5 熊本市災害警戒本部要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市災害対策本部設置前における災害（風水害を除く。）に関する情報収集活動、応急措置等を迅速かつ的確に行うために設置する熊本市災害警戒本部（以下「本部」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 危機管理監は、次の各号のいずれかに該当する場合で必要があると認めるときは、本部を設置する。

- (1) 気象庁発表による震度4以上の地震が、市域に発生した場合
- (2) 津波予報区（有明海及び八代海をいう。）に津波注意報又は津波警報が発表され、かつ、災害が発生するおそれがあるとき。
- (3) 火災、爆発、放射線物質の大量放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没、航空機の墜落等で災害が発生した場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、危機管理監が必要と認めるとき。

(所掌事務)

第3条 本部は、次に掲げる業務を処理する。

- (1) 被害情報の収集、分析及び伝達に関すること。
- (2) 県及び防災関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (3) 初期応急対策及び配備体制の検討に関すること。
- (4) 災害対策本部の設置の助言に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な業務

(組織)

第4条 本部に調整班、情報班、総務班、地区に区役所班、土木班を置く。

- 2 本部に本部長、副本部長、班長及び班員を置く。
- 3 本部長は、危機管理監をもって充てる。
- 4 副本部長は、危機管理防災総室長をもって充てる。
- 5 次の各号に掲げる班の区分に応じ、当該各号に定める者が班長となる。
 - (1) 調整班 危機管理防災総室次長又は危機管理防災総室職員
 - (2) 情報班 危機管理防災総室職員
 - (3) 総務班 危機管理防災総室職員
 - (4) 区役所班 各区役所の総務企画課長又はこれに代わる者で、本部長が指名する者
 - (5) 土木班 西部土木センター職員。但し、第2条(2)の場合のみ。
- 6 次の各号に掲げる班の区分に応じ、当該各号に定める者が班員となる。
 - (1) 調整班及び情報班
 - ア 議会事務局の職員
 - イ 総務局の職員
 - ウ 企画振興局の職員

- エ 財政局の職員
- オ 健康福祉子ども局の職員
- カ 環境局の職員
- キ 農水商工局の職員
- ク 観光文化交流局の職員
- ケ 都市建設局の職員
- コ 消防局の職員
- サ 交通局の職員
- シ 上下水道局の職員
- ス 病院局の職員
- セ 教育委員会事務局の職員

(2) 総務班 危機管理防災総室の職員

(3) 区役所班 区役所の職員

(4) 土木班 西部土木センターの職員

(本部長等の職務)

第5条 本部長は、必要な事項を市長に報告するとともに、本部を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 班長は、本部長の命を受け、班の事務を処理するとともに、所属班員を指揮監督する。

4 班員は、班長の命を受け、班の事務を処理する。

(廃止)

第6条 本部長は、災害発生のおそれなくなったとき、その他必要がなくなったと認めた場合は、本部を廃止する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

2 熊本市地震災害情報収集本部規程（平成10年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年5月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

6 熊本市防災対策推進委員設置要綱

(設置)

第1条 本市の防災行政を推進するため、各局区内の防災対策を確立させるとともに、これを市組織として機能的に運用させる方策を検討する等、防災対策の充実に努めることを目的として、防災対策推進委員（以下「委員」という。）を置く。

(構成)

第2条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 危機管理防災総室長
- (2) 危機管理防災総室副室長
- (3) 各局区から推薦された正委員1名及び副委員若干名

2 正委員及び副委員は、原則として課長補佐級又は係長級の職員とする。

3 正委員及び副委員に欠員を生じた局は、速やかに後任を推薦しなければならない。

(職務)

第3条 委員は、次の職務に携わる。

- (1) 地域防災計画に掲げる各局区担当部分の計画立案に関すること。
- (2) 地域防災計画に沿った防災のための職員マニュアルの作成に関すること。
- (3) 災害対策本部設置時における本部機能への支援等に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、防災行政の推進に関すること。

2 正委員は、局区内の防災対策のとりまとめを行う。

3 副委員は、正委員に協力し、正委員に事故ある時は、その職務を代理する。

(会議)

第4条 危機管理防災総室長は、必要と認める場合に、委員による会議を開催し、これを主宰する。

2 会議において議決すべき事項がある場合は、出席委員の過半数をもって決する。

(庶務)

第5条 委員に関する庶務は、総務局危機管理防災総室において行う。

(補則)

第6条 この要綱に定めのない事項については、会議で定める。

附 則

この要項は、平成7年10月9日から施行する。

附 則

この要項は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

7 熊本市小島河川防災センター条例

平成15年3月17日

条 例 第 3 5 号

(趣旨)

第1条 この条例は、河川における洪水時等における円滑かつ効果的な水防活動、緊急復旧活動等を行う拠点としての熊本市小島河川防災センター(以下「センター」という。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(位置)

第2条 センターの位置は、熊本市西区小島6丁目10番10号とする。

(平20条例27・一部改正)

(用途等)

第3条 センターは、第1条の拠点としての目的を達成するため、次に掲げる用途に供するものとする。

- (1) 水防活動時における災害情報等の収集活動に関すること。
- (2) 水防活動時における職員、消防団員等の待機及び活動に関すること。
- (3) 水防活動時における災害活動物資の支援に関すること。
- (4) 市民の水防に対する意識を高めるための啓発に関すること。
- (5) 市民の水防技術向上のための訓練の実施に関すること。
- (6) その他市長が特に必要と認めること。

2 災害時のセンターの緊急体制については、水防法(昭和24年法律第193号)第32条の規定に基づく熊本市水防計画で定めるところによる。

(平17条例75・一部改正)

(目的外使用の許可)

第4条 センターの施設で、別表第1に掲げるものについては、市民の防災意識の高揚及び防災技術の向上に資するための使用その他市長が認めるもので公用に支障がないときは、これを地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定により、団体に対し目的外使用させることができる。

2 前項の規定により、センターの施設を目的外使用しようとするものは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

3 市長は、センターの施設の目的外使用をしようとするものが、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しない。

- (1) 第1項に規定する条件に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 営利目的に使用しようとするとき。
- (3) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) センターの施設等をき損し、若しくは滅失するおそれがあるとき。
- (6) センターの管理上支障があるとき。
- (7) その他使用を不相当と認めるとき。

4 市長は、センターの目的外使用の許可を受けたもの(以下「使用者」という。)が次の各号のい

れかに該当すると認めるときは既にした許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。
この場合において、使用者が損害を受けても、市は、その責めを負わない。

- (1) 前項第1号から第5号までに規定する事由が生じたとき。
- (2) 緊急に水防活動に使用する必要があるとき。
- (3) この条例又はこれに基づく規則の規定に違反したとき。
- (4) その他センターの管理上支障があるとき。

5 使用者は、別表第1及び別表第2に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、後納とすることができる。

6 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の使用料を減免することができる。

7 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 第4項第2号又は第4号の規定により許可が取り消され、又は使用停止が命じられセンターの使用ができなかったとき。
- (2) 天災地変その他不可抗力の事由によりセンターの使用ができないとき。
- (3) 使用者が使用を開始する前日までに使用を取りやめ、かつ、その旨を届け出たとき。

8 使用者は、センターの施設等の使用に当たっては、これを模様替えし、又はこれに特別な設備をしてはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

9 使用者は、使用中の施設に職員が職務執行のため立ち入ろうとするときは、これを拒むことができない。

10 使用者は、センターの施設等の使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。

11 使用者は、センターの使用に当たってその施設等をき損し、若しくは滅失したときは、速やかにこれを原状に回復し、又は市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(平20条例27・一部改正)

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年9月30日条例第75号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月18日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第4条関係)

施設目的外使用料

施設名\使用時間区分		午前	午後
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで
会議室	和室 A	700 円	900 円
	和室 B	400 円	500 円
	全面	1,000 円	1,300 円
水防待機室		1,000 円	1,300 円
湯沸室		1 回につき 500 円	
シャワー室		1 人 1 回につき 100 円	

備考

- 1 使用時間の延長は、1 時間以内に限りできるものとし、延長した時間の使用料は、当該使用時間区分使用料の 3 割とする。ただし、使用時間区分が午前及び午後にわたる場合の区分間の時間の使用料については、これを徴しない。
- 2 市長が特に必要と認める場合で、午後 5 時から翌朝午前 9 時までの間における使用料は、1 時間につき午後の使用料の 3 割とする。この場合において、1 時間未満は、1 時間として計算する。

別表第2(第4条関係)

附属設備使用料

附属設備使用料は、次に定める金額以内で規則で定める。

種目	1 回の使用料
音響器具類	2,000 円
映写機類	2,000 円
その他の器具類	200 円
冷暖房設備	消費量について時価で計算した金額

8 熊本市小島河川防災センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本市小島河川防災センター条例（平成15年熊本市条例第35号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用手続)

第2条 条例第4条第2項の規定により熊本市小島河川防災センター（以下「センター」という。）の施設等を目的外使用（以下「使用」という。）する者は、熊本市小島河川防災センター使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、使用日の属する月の3月前から使用日の3日前までに提出するものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。

3 市長は、前項申請書を審査しセンターの施設等の使用を許可したときは、熊本市小島河川防災センター使用許可書（様式第2号）を当該申請者に交付するものとする。

(使用中止の届及び使用許可の変更等)

第3条 センター施設等の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、使用開始前に使用を取り止めようとするときは熊本市小島河川防災センター使用中止届（様式第3号）を、使用許可に係る事項を変更しようとするときは熊本市小島河川防災センター使用許可変更申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の届及び申請書（附属設備の追加使用に関するものは除く。）は、使用日の前日、までに提出しなければならない。

3 市長は、使用者が条例第4条第4項の規定に該当すると認めるときは熊本市小島河川防災センター使用許可取消（停止）通知書（様式第5号）を、第1項の規定による変更申請を適当と認めるときは、熊本市小島河川防災センター使用変更許可書（様式第6号）を使用者に交付するものとする。

(附属設備使用料)

第4条 センターの附属設備の使用料は別表に定めるとおりとする。

(使用料の納付)

第5条 使用者は、第2条第3項の許可書の交付を受けるまでに、使用料の全額を納入しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

2 変更の許可を受けた場合において、既納の使用料に不足額が生じる場合には、第3条第3項に規定する許可書の交付を受ける際に当該不足額を納入しなければならない。

(使用料の減免申請)

第6条 条例第4条第6項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、熊本市小島河川防災センター使用料減額・免除申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の還付)

第7項 条例第4条第7項ただし書の規定により還付を受けようとする者は、熊本市小島河川防災センター使用料還付申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 還付を受けられる使用料の額は、次に定めるとおりとする。

- (1) 条例第4条第7項第1号又は第2号に該当するとき既納使用料の全額
- (2) 条例第4条第7項第3号に該当するとき既納使用料の額から使用料の5割に相当する額を控除した額

(毀損滅失届)

第8条 使用者は、センターの施設等を毀損し、又は滅失又はしたときは、熊本市小島河川防災センター施設等毀損（滅失）届（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(使用許可書の提示)

第9条 使用者は、センターの施設等を使用する際は、使用許可書又は使用変更許可書を携帯し、職員から要求されたときは、いつでもこれを提示しなければならない。

(使用者の遵守項)

第10条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可を受けた目的以外に使用し、又は権利を譲渡し、若しくは転貸しないこと。
- (2) アルコール類の持込み又は飲酒をしないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (4) 物品の販売等の営利目的行為を行わないこと。
- (5) 使用許可を受けてない、施設を使用しないこと。
- (6) 施設及び設備等をき損し、若しくは滅失又は汚損しないこと。
- (7) 使用中又は使用後に事故発生又は異常を認めた場合は、直ちに市長にその旨を報告し、その指示を受けること。
- (8) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる物品又は動物類(身体障害者補助犬を除く。)を持ち込まないこと。
- (9) 使用開始前に職員から説明を受け、その職員の指示に従うこと。

(委任)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

別表

(1) 器具類

種 目	品名	単位	1 回 利 用 料 金
音 響 器 具 類	ダイナミックマイク	1 式	500円
	ワイヤレスマイク	1 式	1,800円
	パ ワ ー ア ン プ	1 式	2,000円
映 写 機 類	テ レ ビ	1 台	200円
	ビ デ オ デ ッ キ	1 台	1,000円
	プ ロ ジ ェ ク タ ー	1 式	2,000円
その他の器具類	持 込 器 具	1 kwまでごとに	100円
	和 机	1 台	100円
	毛 布	1 枚	100円

(2) 冷暖房設備

施 設 名		1 時 間 当 たり 料 金
会 議 室	和 室 A	100円
	和 室 B	100円
	全 面	200円
水 防 待 機 室		200円

備考

使用時間の延長に対する冷暖房料の額は、1時間当たり100円とする。この場合において、1時間未満は、1時間として計算する。

熊本市小島河川防災センター使用許可申請書				
熊本市長（宛）		年 月 日		
<u>住所（所在地）</u> <u>団体名</u> <u>氏名（代表者名）</u> <u>連絡責任者</u> <u>電話番号</u>				
熊本市小島河川防災センターの施設を使用したいので次のとおり申請します。				
使用目的及び内容				
使用室名		人員	男女計	人 人 人
使用日時	年 月 日	時～	時	円
	年 月 日	時～	時	円
	年 月 日	時～	時	円
	年 月 日	時～	時	円
	年 月 日	時～	時	円
冷暖房費	使用時間	時間	円	
附属設備	1 使用する（別紙） 2 使用しない			円
許可番号	第 号	使用料金合計		円
許可年月日	年 月 日			

※太枠内は記入しないで下さい。

様式第2号（第2条関係）

熊本市小島河川防災センター使用許可書 年 月 日 住所（所在地） 団体名等 氏名（代表者名） （責任者氏名）				
電話番号				
熊本市長 印 熊本市小島河川防災センター施設の使用について、次のとおり許可します。				
使用目的及び内容				
使用室名		人員	男女計	人 人 人
使用日時	年 月 日		時～ 時	円
	年 月 日		時～ 時	円
	年 月 日		時～ 時	円
	年 月 日		時～ 時	円
	年 月 日		時～ 時	円
冷暖房費	使用時間		時間	円
附属設備	1 使用する（別紙）		2 使用しない	円
許可番号	第 号	使用料金合計		円
許可年月日	年 月 日			
許可条件	使用に際しては、関係条例、規則及びこれに基づく規定を厳守し指示に従ってください。			

様式第3号（第3条関係）

熊本市小島河川防災センター使用中止届 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div> 熊本市長（宛） <div style="text-align: center;"> <u>住所（所在地）</u> <u>団体名</u> <u>氏名（代表者名）</u> <u>連絡責任者</u> 電話番号 </div> 年 月 日第 号をもって許可のあった熊本市小島河川防災センターの施設等の使用について、次の理由により中止したいので届け出ます。			
使用日	年 月 日 ～ 年 月 日		
使用室名			
行事等の名称			
中止理由			
備考			
使用料	当初料金	既納額	

※太枠内は記入しないで下さい。

様式第4号（第3条関係）

熊本市小島河川防災センター使用許可変更申請書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div>			
熊本市長 （宛） <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <u>住所（所在地）</u> <u>団体名</u> <u>氏名（代表者名）</u> <u>連絡責任者</u> <u>電話番号</u> </div> 年 月 日第 号をもって許可のあった熊本市小島河川防災センターの施設等の使用について、次のとおり変更したいので申請します。			
使用目的及び内容			
使用室名			
行事（会議）の名称			
変更事項	変更内容		
	変更前	変更後	
使用期日	年 月 日	年 月 日	
使用時間	時～ 時	時～ 時	
室名又は 附属設備			
変更理由			
変更許可年月日	年 月 日	変更許可番号	変更第 号
使用料	変更後料金	既納額	追加使用料

※太枠内は記入しないで下さい。

様式第5号（第3条関係）

熊本市小島河川防災センター使用許可取消（停止）通知書 第 _____ 号 年 月 日	
様	
熊 本 市 長 _____ 印	
年 月 日第 _____ 号をもって許可しました熊本市小島河川防災センターの施設等の使用について、次の理由により取消（停止）します。	
使用日	年 月 日 ~ 年 月 日
使用室名	
行事等の名称	
理由	
備考	

様式第6号（第3条関係）

熊本市小島河川防災センター使用許可変更許可書 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> 年 月 日 </div>			
年 月 日付けで申請のあった熊本市小島河川防災センターの施設等の使用について、次のとおり変更を許可します。			
使用目的及び内容			
使用室名			
行事等の名称			
変更事項	使用期日	年 月 日	
	使用時間	時～ 時	
	その他		
変更理由			
変更許可年月日	年 月 日	変更許可番号	変更第 号
使用料	変更後料金	既納額	追加使用料

様式第7号（第6条関係）

熊本市小島河川防災センター使用料減額・免除申請書	
年 月 日	
熊本市長（宛）	
住所（所在地）	
団体名	
氏名（代表者氏名）	
連絡責任者	電話番号
熊本市小島河川防災センターの施設を次のとおり使用したいので、使用料の減免をお願いします。	
使用日時	年 月 日 時 分 ～ 時 分
使用室名	
人 員	
減免の理由	

決 定 理 由	減 額	免 除

※ 太枠内は記入しないでください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

熊本市小島河川防災センター使用料還付申請書		
年 月 日		
熊本市長 （宛）		
住所（所在地） 団体名 氏名（代表者名） 連絡責任者 電話番号		
年 月 日第 号をもって許可のあった熊本市小島河川防災センターの使用について、次の理由により使用できませんので、使用料の還付を申請します。		
使用室名		
使用できない理由		
使用日	年 月 日 時～ 時	円
	年 月 日 時～ 時	円
	年 月 日 時～ 時	円
	年 月 日 時～ 時	円
	年 月 日 時～ 時	円
冷暖房費	使用時間 時間	円
附属設備		円
	計	円
備考		

様式第9号（第8条関係）

熊本市小島河川防災センター施設等毀損（滅失）届 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div>	
熊本市長 （宛）	
<u>住所（所在地）</u> <u>団体名</u> <u>氏名（代表者名）</u> <u>印</u> <u>連絡責任者</u> <u>電話番号</u>	
熊本市小島河川防災センターの施設等を、次のとおり毀損（滅失）したのでお届けします。 つきましては、熊本市小島河川防災センター条例第 条の規定に基づき、指示された方法により損害を弁償いたします。	
日時	年 月 日 時
き損（滅失）した箇所又は物品	
き損（滅失）した内容又は程度	

※太枠内は記入しないで下さい。

処理状況	
備考	

9 熊本市自主防災クラブ結成・育成指導に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の規定及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第4条第3項並びに熊本市国民保護計画第2編第1章第2の5の（1）並びに熊本市地域防災計画に基づき、市民による地域の自主的な防災組織を育成・指導するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

(自主防災クラブの認定)

第2条 市長は、市民による地域の自主的な防災組織のうち、次に掲げる基準を満たすものを自主防災クラブと認定し、その育成、指導及び助成を行うものとする。

(1) 町内自治会等を組織単位として、地域の住民の隣保協同の精神に基づいて、自主的に結成される組織であること。

(2) 地震、風水害、火災及びその他の災害の防止に努めるとともに、その被害を軽減するための防災活動を行おうとする組織であること。

(3) 国民の保護のための措置（国民保護法第2条第3項に規定する国民の保護のための措置をいう。）に資するための自発的な活動を行おうとする組織であること。

2 前項の自主防災クラブの認定を受けようとする組織は、自主防災クラブ結成届（様式第1号）、自主防災クラブ規約、自主防災クラブ防災計画その他の必要書類を市長に提出しなければならない。

(結成の承認)

第3条 市長は、前条に規定する必要書類の提出を受けた場合は、その内容を審査し、結成を承認するときは、結成承認通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(育成指導の方針等)

第4条 自主防災クラブの育成指導に当たっては、地域住民の自主性を尊重し、地域の実情に応じた組織作りを働きかけるとともに、災害等発生の際に十分な防災活動が行えるよう指導する。

2 自主防災クラブの育成指導の業務分担は、概ね別紙第1号のとおりとし、相互連携と協調に努めるものとする。

(資機材の助成)

第5条 自主防災クラブの活動を支援・促進するため、別に定めるところにより、自主防災クラブに対して資機材を現物支給する。

2 自主防災クラブの運営に要する経費は、自主防災クラブ自らの負担とする。

(規約と防災計画)

第6条 第2条第2項に規定する自主防災クラブ規約及び自主防災クラブ防災計画の例示は、別紙第2号及び別紙第3号に定めるとおりとし、地域の自主性や実情等を十分に考慮して作成するものとする。

2 市長は、自主防災クラブに対して、前項の規約及び防災計画を住民一人一人に周知するよう指導するものとする。

(組織等変更届)

第7条 自主防災クラブは、その組織、名称、会長等に変更を生じたときは、熊本市自主防災クラブ組織等変更届（様式第2号）又は熊本市自主防災クラブ組織等解散届（様式第4号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（組織台帳）

第8条 自主防災クラブは結成された場合には、自主防災クラブ組織台帳（様式第3号）を作成するものとする。

（災害補償）

第9条 自主防災クラブが実施する防災訓練時の災害補償については、財団法人日本消防協会の防火防災訓練災害補償共済制度を適用させることとする。

（熊本市ボランティア保険への加入）

第10条 市長は、自主防災クラブの熊本市ボランティア保険への加入を促進するものとする。

（各自主防災クラブ間の連携）

第11条 災害時等において、防災活動等に対する的確な情報伝達を確保するために、各自主防災クラブは、隣接する自主防災クラブとの連携協力体制の強化を促進しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、関係各課が協議して決定する。

附 則

この要綱は、平成8年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

(別紙第1号)

結成及び育成指導に関する業務分担

業 務 の 概 要	担 当	
	正	副
1 結成促進のための広報・啓発活動		
市政だよりの利用	危防	消防
まなぼうさい	危防	
総合防災訓練、総合防災展等におけるPR活動	危防	消防
自治会等への説明	危防	消防
パンフレットの作製	危防	
2 相談の窓口		
結成の手順説明	危防	消防
結成届等の交付	危防	消防
3 結成の認定		
結成届等の受理、副申	危防	消防
認定（起案・決裁）	危防	
4 結成届・組織等変更届等の管理		
管理・保管	危防（原本）	消防（写し）
5 組織台帳の管理		
台帳の作成・保管	消防	
6 助成の実施		
申請書の交付、受理	危防	消防
起案、決定通知書送付、資機材の確保	危防	
資機材の交付、受領書の受理	危防	消防
7 訓練の実施		
訓練の指導	消防（合併3 町除く）	危防
訓練実施の記録及び報告	消防	危防
8 研修会の開催	危防	消防
9 活動実践のPR活動	危防	消防
10 自主防災クラブ間の連携	危防	消防
11 表彰に伴う書類作成及び記録	危防	消防

* 担当は、次のとおり略して示す。

消防－消防局各課、各署所 危防 ー危機管理防災総室

10 熊本市自主防災クラブ助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市自主防災クラブ育成指導要綱（平成8年11月1日施行）第5条第1項に基づき、自主防災クラブに対する資機材の現物支給について必要な事項を定める。

(助成)

第2条 自主防災クラブへの助成（以下「助成」という。）は、予算の範囲内において、資機材を現物で支給することにより行う。

2 助成は、1 自主防災クラブにつき1回限りとし、結成時に行う。ただし、次のいずれかに該当する場合で市長が必要と認めるときは、再助成することができる。

- (1) 災害活動中又は訓練実施中に資機材がき損したとき。
- (2) 自主防災クラブ結成時から10年経過し、かつ、資機材が本来の使用に耐え得ないとき。
- (3) 自主防災クラブの名称の変更があったとき（クラブ旗の再助成に限る。）
- (4) 自主防災クラブの組織再編又は世帯数の増加により、必要な資機材の増加が見込まれるとき。

(助成の品目等)

第3条 助成する資機材の品目及び数量は、別表第1に規定する点数の範囲内において、別表第2に従い決定する。ただし、前条第2項に基づき再助成する場合の助成する資機材の品目及び数量は、各自主防災クラブの必要に応じて、市長が決定する。

2 前条第2項第1号及び2号に基づき再助成する場合にあっては、当該使用に耐え得ない資機材の支給に替えて、当該使用に耐えない資機材の品目の点数の範囲内において、他の品目の資機材を支給することができる。

(助成の申請)

第4条 資機材の助成を受けようとする自主防災クラブは、熊本市自主防災クラブ資機材助成申請書（様式第1号）又は熊本市自主防災クラブ資機材再助成申請書（様式第1号の2）を市長に提出しなければならない。

(助成の決定)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容等を審査し、相当と認めるときは、助成を決定し、熊本市自主防災クラブ資機材助成決定書（様式第2号）又は熊本市自主防災クラブ資機材再助成決定書（様式第2号の2）により通知する。

(受領書の提出)

第6条 資機材を受領した自主防災クラブは、品目及び数量等を確認し、遅延なく資機材助成受領書（様式第3号）又は資機材再助成受領書（様式第3号の2）を市長に提出しなければならない。

(決定の取り消し等)

第7条 市長は、助成の決定を受けた自主防災クラブが次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、当該決定の全部又は一部を取り消し、既に助成した資機材の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 提出書類に虚偽の事項を記載する等不正の行為があったとき。
- (2) 資機材を防災活動以外の目的のために使用したとき。

(3) 自主防災クラブが解散その他の事由により活動できなくなったとき。

(資機材の活用等)

第8条 助成を受けた自主防災クラブは、次の各号に掲げる活動を行わなければならない。

- (1) 資機材を活用した自主的な防災訓練等を行うこと。
- (2) 資機材を定期的に点検するとともに、これを適正に維持管理すること。
- (3) 市が行う総合防災訓練及び防災に関する諸行事に積極的に参加すること。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年11月1日から施行する。
- 2 熊本市自主防災組織推進要綱（昭和63年4月1日）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

別表第2（第3条関係）

助成資機材の品目、数量及び点数一覧

	番 号	品 目	数 量	点 数	点数合計
標 準 資 機 材	1	ク ラ ブ 旗	1	3 0 0	3 0 0
	2	ヘルメット	3	2 0	6 0
	3	腕 章	3	1 2	3 6
	4	警 笛	3	2	6
	5	メ ガ ホ ン	3	6	1 8
	小 計		—	—	4 2 0
選 択 資 機 材	6	腕 章		1 2	
	7	警 笛		2	
	8	メ ガ ホ ン		6	
	9	トランジスタメガホン		1 5 0	
	1 0	ラジオ付ライト		5 0	
	1 1	ヘルメット		2 0	
	1 2	ロ ー プ		5 0	
	1 3	防災シート		1 0	
	1 4	担 架		2 5 0	
	1 5	消火用バケツ		1 0	
	1 6	誘 導 旗		5 0	
	1 7	背負い式搬送ベルト(一人用)		1 0 0	
	1 8	トランシーバー (一式)		3 5 0	
	1 9	反射ベスト		1 0 0	
小 計					
合 計 点 数			点		

備考

- 「助成が決定した自主防災クラブは、助成点数の中から標準資機材（420点）を必ず取得し、残りの点数の範囲内で選択資機材を取得する。
- 同一校区内の複数の自治会等が合同で結成する場合には、構成する各自治会等ごとに標準資機材を取得する。ただし、クラブ旗については、1クラブ1旗のみの支給とする。

別表第1（第3条関係）

助成点数

構成する自治会等の規模	点数
300世帯以下	1,000点以内
301～600世帯	1,200点以内
601～900世帯	1,400点以内
901世帯以上	1,600点以内

備考 同一校区内の複数の自治会等が合同で結成する場合における点数は、次のとおりとする。

点数 = 各自治会等当たりの点数の合計 - 300点 × (自治会等の数 - 1)

1 1 災害時相互応援応急活動等に関する協定

- (1) 九州九都市災害時相互応援に関する協定 P59
- (2) 熊本市及び尼崎市災害時相互応援に関する協定 P62
- (3) 熊本市及び福井市災害時相互応援協定 P66
- (4) 2 1 大都市災害時相互応援に関する協定 P70
- (5) 熊本県都市災害時相互応援に関する協定 P76
- (6) 災害時における株式会社テレビ熊本と熊本市の協力に関する覚書 P80
- (7) 熊本県市町村災害時相互応援に関する協定 P81
- (8) 九州九都市水道局災害時相互応援に関する覚書 P85
- (9) 島原市及び熊本市災害時相互応援協定 P97
- (10) 災害時における熊本市内郵便局、熊本市間の相互協力に関する覚書 P101
- (11) アマチュア無線による災害時応援協定（JARL熊本県支部） P104
- (12) 災害時における葬祭業務の提供に関する協定（熊本県葬祭事業協同組合） P106
- (13) 災害時における遺体搬送及び葬祭業務の提供に関する協定
（社団法人全国霊柩自動車協会熊本県支部） P107
- (14) 災害時における葬祭業務の提供に関する協定（全日本冠婚葬祭互助協会） P108
- (15) 災害時における簡易トイレ等の供給協力に関する協定（株式会社レンタルニッケン） P110
- (16) 災害時応急活動に関する協定書（熊本県建設業協会熊本支部） P111
- (17) 災害時応急活動に関する協定書（熊本市造園建設業協会） P113
- (18) 災害時応急活動に関する協定書（熊本県建設業協会建築部会） P115
- (19) 災害時応急活動に関する協定書（熊本県電設業協会） P117
- (20) 災害時応急活動に関する協定書（熊本市管工事協同組合） P119
- (21) 災害時応急活動に関する協定書（熊本県石油商業組合熊本支部） P121
- (22) 災害時応急活動に関する協定書（南九州コカ・コーラボトリング株式会社） P123
- (23) 災害時応急活動に関する協定書（南九州ペプシコーラ販売株式会社） P125
- (24) 災害時応急活動に関する協定書（熊本ヤクルト株式会社） P127
- (25) 災害時応急活動に関する協定書（NPO法人コメリ災害対策センター） P128
- (26) 災害時応急活動に関する協定書（株式会社ホームセンターサンコー） P130
- (27) 災害時応急活動に関する協定書（株式会社ホームセンターフタバ） P132
- (28) 災害時応急活動に関する協定書（イオン九州株式会社） P134
- (29) 災害時応急活動に関する協定書（株式会社ホームインプループメントひろせ） P136
- (30) 災害時応急活動に関する協定書（株式会社ナフコ） P138
- (31) 災害時応急活動に関する協定書（株式会社ミスターマックス） P140
- (32) 災害時応急活動に関する協定書（熊本市一般廃棄物処理業協同組合） P142
- (33) 災害時応急活動に関する協定書（熊本県産業廃棄物協会） P144
- (34) 災害時応急活動に関する協定書（熊本県建設業協会舗装部会） P146
- (35) 災害時応急活動に関する協定書（熊本県電気工事業工業組合） P148

- (36) 熊本市災害等緊急放送に関する協定（熊本シティエフエム） P150
- (37) 災害等供給物資に関する協定（株式会社 鶴屋百貨店） P151
- (38) 災害等供給物資に関する協定（株式会社 県民百貨店） P153
- (39) 災害等供給物資に関する協定（株式会社 イズミ） P155
- (40) 災害等供給物資に関する協定（株式会社 ダイエー） P157
- (41) 災害等供給物資に関する協定（株式会社 マルショク） P159
- (42) 災害時応急活動に関する協定（熊本県解体業協会） P161
- (43) 大規模災害時における登記・協会に関する相談業務の実施に関する協定
（熊本県土地家屋調査士会） P163
- (44) 大規模災害時における支援活動・応急対策に関する協定（熊本県地質調査業協会） P164
- (45) 大規模災害時における支援活動・応急対策に関する協定
（社団法人 熊本県測量設計・建設コンサルタント協会） P166
- (46) 大規模災害時における支援活動・応急対策に関する協定
（熊本県塗装防水仕上業協同組合） P168
- (47) 大規模災害時の応援に関する協定（国土交通省） P170
- (48) 大規模災害時応急活動に関する協定（熊本県優良住宅協会） P172
- (49) 大規模災害時応急活動に関する協定（熊本県景観整備施設業協会） P174
- (50) 大規模災害発生時における物資等の緊急輸送に係る協定（熊本県トラック協会） P176
- (51) 災害時応急活動に関する協定（隊友会・熊本県隊友会） P178
- (52) 災害時応急活動に関する協定（日本防災士会熊本県支部） P180
- (53) 大規模災害等発生時の防疫活動に関する協定（熊本県ペストコントロール協会） P182
- (54) 大規模災害等発生時の防疫活動に関する協定（熊本県害虫消毒協同組合） P184
- (55) 災害時における生活用水等の供給及び平常時における防災活動への協力に関する協定
（公益財団法人 熊本YMCA） P186

(1) 九州九都市災害時相互応援に関する協定

北九州市、福岡市、佐賀市、長崎市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市及び那覇市（以下「九都市」という。）は、いずれかの市域において災害が発生し、災害を受けた都市（以下「被災都市」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災都市の要請にこたえ、被害を受けていない都市が友愛精神に基づき、相互に救援協力し、被災都市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定する。

(応援の種類)

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請があった事項

(応援要請の手続)

第2条 応援を要請する都市（以下「応援要請都市」という。）は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、口頭又は文書により応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 前項において、口頭により応援を要請した場合は、後日、速やかに文書を送付するものとする。

(応援の実施)

第3条 応援を要請された都市は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

2 前条の規定にかかわらず、九都市の市域において地震等の大規模な災害が発生したことが明らか場合は、その他の都市が自主的判断により緊急応援活動を実施するものとする。

(応援経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、原則として応援要請都市の負担とする。

2 応援を受けた都市が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた都市から要請があった場合には、応援した都市は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(連絡担当部局)

第5条 九都市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

(資料の交換)

第6条 九都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他の参考資料を相互に交換するものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、九都市が協議して定めるものとする。

(その他)

第8条 この協定の締結を証するため、本協定書9通を作成し、各都市は記名押印のうえ、各1通を保有する。

附 則

この協定は、平成7年12月28日から効力を生ずる。

九州九都市災害時相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、九州九都市災害時相互応援に関する協定(以下「協定」という。)第7条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定第5条により九都市は、相互応援のための連絡担当部局名、担当責任者及び同補助者の職、氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡する。

2 前項の取りまとめの事務局は、九州地区都市防災連絡協議会の当該年度開催都市をもって当てる。(応援職員の派遣に要する経費負担等)

第3条 協定第4条第1項に定める経費のうち、協定第1条第4号に定める職員(以下「応援職員」という。)の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

(1) 応援要請都市が負担する経費の額は、応援をした都市(以下「応援都市」という。)が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

(2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援都市の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援要請都市の負担とする。

(3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請都市が、応援要請都市への往復の途中において生じたものについては応援都市が賠償の責めに任ずる。

(4) 前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援要請都市及び応援都市が協議して定める。

2 応援職員は、応援都市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

3 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。

4 応援要請都市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍のあっせんその他の便宜を供与する。

(応援物資等経費の支払方法)

第4条 応援都市は、協定第4条第2項に定める応援に要する経費を一時繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額について、応援要請都市に請求する。

(1) 備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費

(2) 車両、舟艇及び機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

2 前項に定める請求は、応援都市の市長名による請求書(関係書類添付)により、担当部局を経由して応援要請都市の市長に請求する。

3 前2項の規定により難しいときは、応援要請都市及び応援都市が協議して定める。

附 則

この実施細目は、協定の発効日から適用する。

(2) 熊本市及び尼崎市災害時相互応援に関する協定

熊本市及びに尼崎市（以下「協定市」という。）は、協定市の区域内において災害が発生し、災害を受けた市が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、災害を受けた都市に対する応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第2条 応援を要請しようとする市（以下「応援要請市」という。）は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、電話、又は電信等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、極力これに応じ、応援活動に努めるものとする。

2 前条の規定にかかわらず、協定市の市域において、地震等の大規模な災害が発生したことが明らか場合は、自らの判断により、自主応援活動を実施するものとする。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、協定市が別に協議するところにより応援要請市又は応援市が負担するものとする。

（連絡担当部局）

第5条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局をそれぞれ定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（資料の交換）

第6条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他の参考資料を相互に交換するものとする。

（その他）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議

して定めるものとする。

第8条 この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、協定市は記名押印のうえ、各1通を保有する。

附 則

この協定は、平成8年8月1日から実施する。

熊本市及び尼崎市災害時相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、平成8年8月1日付で熊本市と尼崎市（以下「協定市」という。）との間で締結した災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第7条の規定に基づき協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(応援物資等の経費の負担等)

第2条 協定第1条第1号から第3号までに掲げる応援業務に要する経費のうち、次に掲げる経費は、応援を要請した市（以下「応援要請市」という。）の負担とし、その他の経費は、応援をした市（以下「応援市」という。）の負担とする。

- (1) 協定第1条第1号及び第2号の応援に要する経費については、購入費及び輸送費
- (2) 協定第1条第3号の応援に要する経費については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

(応援職員の派遣等に要する経費の負担)

第3条 協定第1条第4号に掲げる応援業務（以下「応援業務」という。）に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援要請市が負担する経費の額は、応援業務に従事した職員（以下「応援職員」という。）について応援市の職員に関する法令の規定により算定した旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
 - (2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。
 - (3) 応援職員が応援業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請市が、応援要請市への往復の途中において生じたものについては応援市が賠償の責めに任ずる。
 - (4) 前3号に定めるもののほか、応援業務に要する経費については、応援要請市と応援市との間で協議して定める。
- 2 応援職員は、応援市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。
 - 3 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。
 - 4 応援要請市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍のあっせんその他の便宜を供与する。

(経費の請求)

第4条 前2条に定める経費の請求は、応援市の市長名による請求書（関係書類添付）により、連絡担当部局を経由して応援要請市の市長に対して行うものとする。

(自主応援活動に要する経費の負担及び請求)

第5条 自主応援活動に要する経費の負担及び請求については、第2条から前条までの規定を準用する。

(連絡担当部局)

第6条 協定第5条の規定により、協定市は、相互対応のための連絡担当部局の課名、担当責任者及び同代理者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡するものとする。

(その他)

第7条 この実施細目により難い事項及びこの実施細目に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

第8条 この実施細目の締結を証するため、本書2通を作成し、協定市は記名押印のうえ、各1通を保有する。

附 則

この実施細目は、平成8年8月1日から施行する。

(3) 熊本市及び福井市災害時相互応援協定

熊本市及び福井市（以下「協定市」という。）は、姉妹都市盟約の主旨に則り、いずれかの協定市域内において災害が発生した場合に、積極的な応援協力をして、災害を受けた協定市の応急及び復旧活動が円滑に遂行することを目的として、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救助、医療、防疫、施設の応急復旧等の活動に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援・救助活動等の応急復旧活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援・救助、医療、防疫、清掃、その他応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアや民間機関等の応援あつせん
- (6) 前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

（応援要請の手続き）

第2条 応援を要請する協定市は、次の事項を明らかにし、電話・電信等により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号まで掲げる場合にあつては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる場合にあつては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された協定市は、これに応じ応援活動を行う。

2 前条の規定にかかわらず、地震、風水害等の大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、自らの判断により、自主応援活動を実施する。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、別途定める協定実施細目により負担するものとする。

（連絡担当部局）

第5条 協定市は、円滑な災害時相互応援を行うため、平素から連絡担当部局を定めておき、速やかに情報を相互に交換する。

（連絡会議）

第6条 協定市は、この協定の実効性を高めるため、災害対策連絡会議を設置し、定期的に災害対策の調査研究及び情報交換等を行う。

（その他）

第7条 協定市は、この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協議して定める。

第8条 協定市は、この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印のうえ、各1通

を保有する。

附 則

この協定は、平成9年11月21日から施行する。

熊本市及び福井市災害時相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この協定実施細目は、平成9年11月21日付で熊本市と福井市（以下「協定市」という。）との間で締結した熊本市及び福井市災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第4条及び第7条の規定に基づき、実施に必要な事柄を定める。

(救援物資等の経費の負担等)

第2条 協定第1条に掲げる応援業務（以下「応援業務」という。）に要する経費のうち、第1号から第3号までの次に掲げる経費にあつては、応援を要請した市（以下「応援要請市」という。）の負担とし、その他の経費は応援を要請された市（以下「応援市」という。）の負担とする。

- (1) 協定第1条第1号及び第2号に係る経費については、購入費及び輸送費
- (2) 協定第1条第3号に係る経費については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

(応援職員の派遣等に要する経費の負担)

第3条 協定第1条第4号に掲げる応援業務に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援要請市が負担する経費の額は、応援業務に従事した職員（以下「応援職員」という。）について応援市の職員に関する法令の規定により算定した旅費の額及び諸手当額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。
- (3) 応援職員が応援業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請市が、応援要請市への往復の途中において生じたものについては応援市が賠償の責めに任ずる。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援業務に要する経費については、協定協議して定める。

2 応援職員は、応援市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにする。

3 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行する。

4 応援要請市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍のあつせんその他の便宜を供与する。

(経費の請求)

第4条 前2条に定める経費の請求は、請求書（関係書類添付）により行う。

(自主応援活動に要する経費の負担及び請求)

第5条 協定第3条第2項に規定する応援活動に要する経費については、応援市が負担する。

(その他の応援)

第6条 協定第1条第5号に掲げる応援業務については、協議により行う。

(連絡担当部局)

第7条 協定第5条の規定に基づく連絡の内容は、相互応援のための連絡担当部局の課名、担当責任者及び同代理者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項とする。

(その他)

第8条 協定市は、この協定実施細目により難しい事項及び定めのない事項については、その都度、協議して定める。

第9条 協定市は、この協定実施細目の締結を証するため、本書2通を作成し、記名押印のうえ、各1通を保有する。

附 則

この協定実施細目は、平成9年11月21日から施行する。

(4) 2 1 大都市災害時相互応援に関する協定

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市（以下「大都市」という。）は、大都市において災害が発生し、災害を受けた都市（以下「被災都市」という。）独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災都市の要請にこたえ、災害を受けていない都市が友愛的精神に基づき、相互に救援協力し、被災都市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定する。

(応援の種類)

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続)

第2条 応援を要請する都市（以下「応援要請都市」という。）は、原則として、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、口頭、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(実施)

第3条 応援を要請された都市は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

- 2 被災都市以外の都市は、通信の途絶等により被災都市との連絡が取れない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、自主的な判断により応援を行うことができるものとする。
- 3 自主出動した都市は、応援内容等を被災都市に速やかに連絡する。
- 4 自主出動した都市は、応援に必要な情報の収集をし、その情報を被災都市に提供する。また、応援活動にあたっては、自律的活動に努めるものとする。

(応援経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、原則として応援を要請する都市の負担とする。

- 2 前条第2項に定める応援に要した経費の負担は、応援を受けた都市と応援した都市（以下「応援都市」という。）が協議して定める。
- 3 応援要請都市が、第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請都市から要請

があった場合は、応援都市は、一時繰替支弁するものとする。

(連絡担当部局)

第5条 大都市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

(資料の交換)

第6条 大都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、大都市が協議して定めるものとする。

第8条 この協定を証するため、本協定書21通を作成し、各都市は記名押印の上、各1通を保有する。

附 則

1 この協定は、昭和61年10月23日から効力を生ずる。

2 次に掲げる覚書は、廃止する。

(1) 大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市、北九州市、札幌市、川崎市、福岡市及び広島市が締結した指定都市災害救援に関する覚書 (昭和35年5月13日締結)

(2) 東京都、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市及び神戸市が締結した七大都市震災相互応援に関する覚書 (昭和50年6月6日締結)

附 則

1 この協定は、平成2年2月22日から効力を生ずる。

2 「11大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

1 この協定は、平成5年1月26日から効力を生ずる。

2 「12大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

1 この協定は、平成9年3月31日から効力を生ずる。

附 則

1 この協定は、平成15年4月1日から効力を生ずる。

2 「13大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

1 この協定は、平成17年4月1日から効力を生ずる。

2 「14大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

1 この協定は、平成18年4月1日から効力を生ずる。

2 「15大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成19年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「16大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成21年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「18大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成22年4月1日から効力を生ずる。
- 2 「19大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成24年4月1日から効力を生じる。
- 2 「20大都市災害時相互応援に関する協定は」は、廃止する。

平成24年 4月 1日

2 1 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、2 1 大都市災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第7条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定第5条により大都市は、相互応援のための連絡担当部局課名、担当責任者及び同補助者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡する。

(応援職員の派遣に要する経費負担等)

第3条 協定第4条第1項に定める経費のうち、協定第1条第4号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

(1) 応援を要請した都市（以下「応援要請都市」という。）が負担する経費の額は、応援をした都市（以下「応援都市」という。）が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

(2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援都市の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援要請都市の負担とする。

(3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請都市が、応援要請都市への往復の途中において生じたものについては応援都市が賠償の責めに任ずる。

(4) 前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援要請都市及び応援都市が協議して定める。

2 応援職員は、応援都市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

3 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。

4 応援要請都市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舎のあっせんその他の便宜を供与する。

(救援物資等の経費の支払方法)

第4条 応援都市は、協定第4条第3項に定める応援に要する経費を繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額について、応援要請都市に請求する。

(1) 備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費

(2) 車両、舟艇、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

2 前項に定める請求は、応援都市の知事名又は市長名による請求書（関係書類添付）により、担当部局を経由して応援要請都市の長に請求する。

3 前2項の規定により難しいときは、応援要請都市及び応援都市が協議して定める。

(幹事都市)

第5条 協定の運用に係る所掌事務は、幹事都市において処理し、幹事都市は、別表1に掲げる輪番により1会計年度の間これに当たるものとする。

2 幹事都市の次順の都市を、副幹事都市とし、幹事都市がその所掌事務を処理することが困難であるときは、これを代行する。

3 前2項によりがたい場合は、大都市が協議して定める。

(幹事都市の所掌事務)

第6条 幹事都市は、協定の円滑な運用に資するため、次の事務を行う。

(1) 協定第5条に定める連絡担当部局の大都市への周知

(2) 協定第6条に定める大都市相互の資料の交換の促進

(3) 協定第7条の定めによる大都市が協議する必要がある場合における会議の開催又は文書による調

整

(4) 防災に関する大都市間の会議の開催等

(5) 応援要請都市又は応援都市と他の大都市との情報連絡又は情報の周知

(6) 被災都市から要請のあった事項

(応援都市)

第7条 応援都市は、応援の内容を幹事都市へ連絡するものとする。

2 応援都市は、応援に必要な情報を得たときは、その旨を幹事都市に連絡するものとする。

(会議及び訓練の実施)

第8条 大都市は、防災に関する会議及び情報伝達等の訓練を適時実施するものとする。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「11 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「12 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「13 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「14 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「15 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。

2 「16 大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。
- 2 「18大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発効日から適用する。
- 2 「19大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

附 則

- 1 この実施細目は、協定の発行日から適用する。
- 2 「20大都市災害時相互応援に関する協定実施細目」は、廃止する。

別表1（第5条関係）

順	都市名	順	都市名
1	静岡市	12	浜松市
2	福岡市	13	岡山市
3	堺市	14	相模原市
4	東京都	15	熊本市
5	大阪市	16	仙台市
6	川崎市	17	神戸市
7	京都市	18	さいたま市
8	横浜市	19	広島市
9	名古屋市	20	千葉市
10	新潟市	21	札幌市
11	北九州市		

順は、平成24年度を1とする。

(5) 熊本県都市災害時相互応援に関する協定

熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、天草市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市及び合志市（以下「協定市」という。）は、協定市のいずれかがその市域において災害による被害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害による被害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する武力攻撃災害による被害若しくは同法第172条第1項に規定する緊急対処事態に係る被害をいう。）を受け、当該被害を受けた協定市（以下「被災市」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請にこたえ、他の協定市が友愛的精神に基づき行う応援（以下「応援」という。）に関する事項を定め、もって被災市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するための協定を次のとおり締結する。

(応援の種類)

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等の活動に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援・救助活動等の応急復旧活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救援・救助、医療、防疫、清掃その他応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に被災市から要請があった事項

(応援要請の手続き)

第2条 応援を要請しようとする被災市は、次の事項を明らかにし、第6条に定める連絡担当部局を通じて、電話、電信等により応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種、人員及び業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 応援を要請した被災市は、後日、必要事項を記載した文章を速やかに応援を要請した協定市に送付しなければならない。

(応援の実施)

第3条 応援を要請された協定市は、極力これに応じて応援活動に努めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合には、被災市以外の協定市相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

(応援活動の指揮)

第4条 被災市における各種応援活動の実施については、被災市の市長が指揮するものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として別途定める協定実施細目により負担するものとする。

(連絡担当部局)

第6条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(資料の交換)

第7条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他の参考資料を相互に交換するものとする。

(権限の委任)

第8条 この協定のそれぞれの市は、熊本県市長会が熊本県町村会と締結する災害時相互応援に関する協定について、その権限を熊本県市長会会長に委任するものとする。

(効力発生の日)

第9条 この協定は、平成20年4月23日からその効力を生ずる。

(協定の廃止)

第10条 熊本県11市災害時相互応援に関する協定(平成14年9月30日締結)は、前項の日をもって廃止する。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書14通を作成し、記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成20年4月23日

熊本県都市災害時相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この協定実施細目は、熊本県都市災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）の実施に必要な事項を定めるものとする。

(救援物資等の経費の負担等)

第2条 協定第1条第1号から第3号までに規定する経費のうち、次に掲げる経費は応援を要請した市（以下「応援要請市」という。）の負担とし、その他の経費は応援を要請された市（以下「応援市」という。）の負担とする。

- (1) 協定第1条第1号及び第2号に規定する応援に要する経費については、購入費及び輸送費
- (2) 協定第1条第3号に規定する応援に要する経費については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

(応援職員の派遣等に要する経費の負担)

第3条 協定第1条第4号に規定する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援業務に従事した職員（以下「応援職員」という。）に関する旅費及び諸手当は、応援市の職員について適用される条例等の規定に基づき算出される範囲内の額を応援要請市が負担する。
- (2) 応援職員が、応援業務により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。
- (3) 応援職員が、応援業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請市が、応援要請市への往復の途中において生じたものについては応援市が賠償の責めを負うものとする。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援業務に要する経費負担等については、応援要請市と応援市が協議して決める。

(経費の請求)

第4条 前2条に定める経費の請求は、応援市の市長名による請求書（関係書類添付）により、連絡担当部局を経由して応援要請市の長にあてて行うものとする。

(自主応援活動に要する経費の負担)

第5条 協定第3条第2号に規定する自主応援活動に要する経費については、応援市が負担する。

(応援職員)

第6条 応援職員は、応援市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにする。

- 2 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行する。
- 3 応援要請市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍のあっせんその他便宜を供与する。

(その他の応援)

第7条 協定第1条第5号に掲げる応援業務については、応援要請市と応援市が協議して行う。

(連絡担当部局)

第8条 協定第6条の規定に基づく連絡担当部局の課名、担当責任者及びその代理者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項は、熊本県都市防災連絡協議会の当該年度開催市がとりまとめるものとする。

(効力発生の日)

第9条 この協定実施細目は、平成20年4月23日から効力を生じる。

(協定実施細目の廃止)

第10条 熊本県11市災害時相互応援に関する協定実施細目(平成14年9月30日締結)は、前項の日をもって廃止する。

(協議)

第11条 この協定実施細目により難しい事項及び定めのない事項については、協定に係る市がその都度協議して定める。

この協定実施細目の締結を証するため、本書14通を作成し、記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成20年4月23日

(6) 災害時における株式会社テレビ熊本と熊本市の協力に関する覚書

株式会社テレビ熊本（以下「甲」という。）及び熊本市（以下「乙」という。）は、熊本市域内に発生した災害に関する応急対策について、その円滑な実施を図るため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。
- (2) 一時避難地 熊本市地域防災計画に定める場所をいう。

（甲の協力）

第2条 甲は、熊本市域内に災害が発生し、乙の要請が行われた場合は、次に掲げる事項について協力するものとする。

- (1) 甲が所有し、又は使用管理する施設及び用地のうち、別紙に定めるもの（以下「避難用地等」という。）を、地域住民のための一時避難地として使用させること。
- (2) 前号により一時避難地に避難してきた地域住民に関する情報を乙に連絡すること。
- (3) 避難用地等を支援物資の集積場所等の応急活動の拠点として使用させること。

2 甲は、乙の要請がない場合についても、災害の状況を総合的に判断して必要な協力活動を行うよう努めるものとする。

（乙の対応）

第3条 乙は、前条に定める協力が行われた場合には、直ちに職員を現地に派遣し、以後の対応を甲と協議の上、実施するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に定める協力を必要とされる経費については、原則として無償とする。

ただし、乙において応急対策のため必要と認めて設置する施設等に係る経費については、甲乙両者が協議の上、負担すべき額を決定する。

（日常的連携の強化）

第5条 乙は、災害時の協力を円滑に行うため、甲に対する防災計画の提示、防災に関する催しへの参加等を積極的に行うよう努めるものとする。

（連絡責任者）

第6条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては株式会社テレビ熊本総務部長、乙においては熊本市総合防災課長とする。

（協議）

第7条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、決定する。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成10年9月28日

(7) 熊本縣市町村災害時相互応援に関する協定

熊本県市長会（以下「甲」という。）と熊本県町村会（以下「乙」という。）とは、地震等の災害時における甲、乙に所属する市町村相互間の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲、乙に所属する市町村（以下「協定市町村」という。）は、その区域において地震等の災害に被災した市町村（以下「被災市町村」という。）が単独では十分な応急の復旧対策ができない場合に、友愛精神に基づき相互に応援を行うものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等の活動に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援・救助活動等の応急復旧活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救援・救助、医療、防疫、清掃その他応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に被災市町村から要請があった事項

（応援要請の手続）

第3条 被災市町村が応援の要請をするときは、次の事項を明らかにし、第7条に規定する連絡担当部局を通して、電話、電信等により応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
 - (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名数量等
 - (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び業務内容
 - (4) 応援場所及び応援場所への経路
 - (5) 応援の期間
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項
- 2 応援を要請した被災市町村は、後日必要事項を記載した文書を速やかに要請先市町村（以下「応援市町村」という。）に対し送付しなければならない。

（応援の実施）

第4条 応援市町村は、前条の要請に応じて応援活動に努めるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、通信の途絶等により被災市町村との連絡がとれない場合には、被災市町村以外の協定市町村相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。
- 3 自主応援した市町村は、応援内容等を被災市町村に連絡するものとする。
- 4 自主応援した市町村は、相互に協力して災害に係る情報を収集し、その情報を被災市町村に提供するものとする。

（応援活動の指揮）

第5条 被災市町村における各種応援活動の実施については、被災市町村の長が指揮するものとする。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要した経費は、別途定める協定実施細目により負担するものとする。

（連絡担当部局）

第7条 協定市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(資料の交換)

第8条 協定市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他の参考資料を相互に交換するものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市町村が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成15年7月23日

甲 熊本県市長会

会長 幸 山 政 史

乙 熊本県町村会

会長 富 永 清 次

熊本縣市町村災害時相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この協定実施細目は、熊本縣市町村災害時相互応援に関する協定（平成15年7月23日締結。以下「協定」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(救援物資等の経費の負担)

第2条 協定第2条第1号から第3号までに規定する経費のうち、次に掲げる経費は応援を要請した被災市町村（以下「応援要請市町村」という。）の負担とし、その他の経費は応援市町村（協定第3条に規定する応援市町村をいう。）の負担とする。

- (1) 協定第2条第1号及び第2号に規定する物資及び資機材の購入費及び輸送費
- (2) 協定第2条第3号に規定する車両等の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

(応援職員の派遣等に要する経費の負担)

第3条 協定第2条第4号に規定する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援業務に従事した職員（以下「応援職員」という。）に関する旅費及び諸手当は、応援市町村の職員について適用される条令等の規定に基づき算定される範囲内の額を応援要請市町村が負担する。
- (2) 応援職員が、応援業務により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は応援市町村の負担とする。
- (3) 応援職員が、応援業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請市町村が、応援要請市町村の往復の途中において生じたものについては応援市町村が賠償の責めを負うものとする。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援業務に要する経費負担等については、応援要請市町村と応援市町村が協議して定める。

(経費の請求)

第4条 前2条に定める経費の請求は、応援市町村の長による請求書に係る書類を添付して、協定第7条に規定する連絡担当部局を経由して応援要請市町村の長に行うものとする。

(自主応援活動に要する経費の負担)

第5条 協定第4条第2項に規定する自主応援活動に要する経費については、自主応援した市町村が負担するものとする。

(応援職員)

第6条 応援職員は、応援市町村名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

- 2 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。
- 3 被災市町村は、被害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍のあっせんその他便宜を供与するものとする。

(その他の応援)

第7条 協定第2条第5号に掲げる応援については、応援要請市町村と応援市町村が協議して行う。

(協議)

第8条 この協定実施細目により難しい事項及び定めのない事項については、協定市町村がその都度協議して定める。

この協定実施細目の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成15年7月23日

甲 熊本県市長会

会長 幸 山 政 史

乙 熊本県町村会

会長 富 永 清 次

(8) 九州九都市水道局災害時相互応援に関する覚書

都市水道に関する災害対策の重大性にかんがみ、北九州市、福岡市、佐賀市、長崎市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市及び那覇市（以下「九都市」という。）は、水道事業に関し、九都市において災害が発生した際、友愛的精神に基づいて相互に応援するものとし、その円滑かつ迅速な実施を図り、また、恒久の相互応援の基礎とするため、平成7年12月28日九都市間で締結した九州九都市災害時相互応援に関する協定に基づく飲料水の供給、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供その他の事項及び濁水等による相互応援について、この覚書を作成する。

(用語)

第1条 この覚書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害及び濁水等により生ずる被害をいう。

(連絡担当部課)

第2条 九都市は、この覚書の実施に必要な情報の相互交換を担当する連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者を定め、災害が発生した時又は災害発生のおそれがある時は、速やかに必要な情報を相互に交換するものとする。

(応援の要請)

第3条 災害を受け他の都市の応援を要請しようとする都市（以下「応援要請都市」という。）は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、別に定める応援要請手続により、前条に定める連絡担当部課を通じて、役務の提供、応援物資の調達その他の必要な措置を要請するものとし、要請を受けた都市（以下「応援都市」という。）は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

2 応援の要請は、応援要請都市が口頭又は電話、電信その他の情報通信手段により行い、後日、速やかに応援都市に文書を送付するものとする。

(応援本部の設置)

第4条 応援都市は、応援要請都市に災害対策本部（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条に規定する災害対策本部をいう。以下同じ。）が設置され、その水道事業に関する事務を円滑に遂行できるようになるまでの間、国、県、社団法人日本水道協会（以下「日本水道協会」という。）その他の関係機関と協議のうえ、応援に関する事務を担当する応援本部を暫定的に設置することができるものとする。

2 前項の規定により応援本部を設置した場合、応援都市は、応援本部員を派遣し、応援要請都市の依頼に基づき円滑な応援の実施に努めるものとする。

3 応援要請都市に災害対策本部が設置され、その水道事業に関する事務が円滑に遂行できるようになったときは、応援要請都市の判断により、応援本部は、その事務を速やかに災害対策本部に引き継ぐものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援要請都市が負担するものとする。

2 法令上の特別の定めその他の特別の措置により、応援都市に対して、応援に要した経費につき補填があった場合は、その金額を前項の規定による応援要請都市の負担額から控除するものとする。

3 応援都市の職員の派遣に要する経費は、応援都市が支弁し、応援要請都市は別に定める基準によ

り算出した額を負担するものとする。

4 応援都市の職員とともに応援に従事する管工事業者等（以下「業者等」という。）の派遣に要する経費は、応援都市が支弁し、応援要請都市は別に定める基準により算出した額を負担するものとする。

5 応援都市は、応援要請都市が第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請都市から要請があった場合は、一時繰替支弁するものとする。

6 前5項の定めによりがたいときは、関係都市が協議して定めるものとする。

（防災関係物資等の調査結果の交換）

第6条 九都市は、災害時に必要な物資及び資材（以下「災害時必要物資等」という。）の相互融通及び応援の円滑な実施を図るため、防災に関する物資及び資材（以下「防災関係物資等」という。）の備蓄及び整備の状況並びに災害発生直後に応援に従事できる職員について、それぞれ調査し、その結果を相互に交換するものとする。

2 九都市は、防災関係物資等の備蓄及び整備の体制を拡充するため、災害時必要物資等の量を相互に補完できる体制の確立に努めるものとする。

3 九都市は、災害時に調達できる物資及び資材について、常に調査に努めるものとする。

（施設管理等に関する情報の交換）

第7条 九都市は、応援の円滑な実施に必要な事前情報の充実を図るため、防災に関する施設及び設備の整備状況に関する情報を相互に交換するものとする。

2 九都市は、迅速かつ的確な応急措置の実施のため、地域防災計画（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画をいう。以下同じ。）に基づく災害対策マニュアル及び応援の受入れに関するマニュアルの作成及び充実に努め、これを相互に交換するものとする。

（災害防止方策の調査研究）

第8条 九都市は、災害防止方策について調査研究し、その結果及び参考となる資料を相互に交換するものとする。

（実施細目）

第9条 この覚書の実施に関して必要な細目事項については、別に協議して定めるものとする。

（協議）

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

附 則

この覚書は、平成9年4月1日から施行する。

この覚書の成立を証するため本書9通を作成し、各都市記名押印の上、各自その1通を保有する。

九州九都市水道局災害時相互応援に関する覚書実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、九州九都市水道局災害時相互応援に関する覚書(平成9年3月31日締結。以下「覚書」という。)第9条の規定に基づき、覚書の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この実施細目で使用する用語は、覚書で使用する用語の例による。

(幹事都市)

第3条 覚書の円滑な実施を図るため、覚書幹事都市を別表1のとおり、応援幹事都市を別表2のとおりそれぞれ定めるものとする。

2 覚書幹事都市は、平常時における九都市間の情報交換及び連絡調整業務を行う。

3 応援幹事都市は、災害の状況に応じ次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 被災した都市の状況把握

(2) 応援要請に関する連絡調整

(3) 国、県、日本水道協会その他の関係機関との連絡調整

4 覚書幹事都市の任期は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(被害状況の早期把握等)

第4条 応援幹事都市は、災害の発生後、被災した都市の状況把握に努めるものとする。この場合において情報通信手段が途絶したときは、応援幹事都市は、必要に応じて、国、県、日本水道協会その他の関係機関と調整のうえ、直ちに現地に出動できるものとする。

2 前項後段の規定により現地に出動した応援幹事都市は、被害状況の早期把握に努めるとともに、被災した都市から口頭による応援の要請を受けとることができるものとする。

3 九都市は、地震発生時の応援要請に基づく迅速な応援を可能とするため、応援活動等に関する体制及びその設置基準を別表3のとおり定めるものとする。

4 九都市は、地域防災計画の見直しその他の事由により、前項に規定する体制及びその設置基準の内容に変更が生じた場合は、速やかに覚書幹事都市に連絡するものとする。

(連絡担当部課に関する情報の交換)

第5条 覚書第2条の連絡担当部課、連絡担当責任者及び連絡担当責任者補助者に関する情報の交換は、様式1(以下「連絡表」という。)により毎年6月末日までに行うものとする。

2 九都市は、連絡表の内容に変更が生じた場合は、速やかに覚書幹事都市に連絡するものとする。

(応援要請の手続)

第6条 被災した都市の応援要請は、応援幹事都市に対して行うものとする。

2 応援の要請を受けた応援幹事都市は、国、県、日本水道協会その他の関係機関と調整を図ったうえで、応援要請都市に代って他の都市へ速やかに応援の要請を伝達するものとする。

3 応援の要請を受けた九都市は、応援幹事都市と調整を図ったうえで現地に出動するものとする。

(応援都市の職員等)

第7条 応援要請都市は、必要とする応援都市の職員及び業者等の派遣を要請するものとする。

2 応援要請都市は、応援都市の職員及び業者等に対する宿舍のあっせんその他の便宜を供与するも

のとする。

3 応援都市の職員及び業者等は、食料、被服、資金、装備その他の災害時必要物資等を携行するものとする。

4 応援都市の職員及び業者等は、応援都市の都市名を表示する腕章その他の標識を着け、その身分を明らかにするものとする。

(連絡調整責任者の通知)

第8条 応援要請都市は、災害対策本部が設置され、その水道事業に関する事務を円滑に遂行できるようになるまでの間、情報連絡を一元化するため、速やかに連絡調整責任者を定め、応援幹事都市へ通知するものとする。

(応援本部の業務等)

第9条 応援本部は、応援要請都市の依頼に基づき次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 応援要請都市との情報交換及び連絡調整
- (2) 国、県、日本水道協会その他の関係機関との情報交換及び連絡調整
- (3) 応援都市の職員及び業者等に対する宿舍のあっせんその他の便宜の供与
- (4) 応援都市との作業分担の調整
- (5) その他応援に必要な業務

2 前項各号に掲げる業務の総括は、応援幹事都市が行うものとする。

3 応援本部員は、覚書第4条第3項の規定による引継ぎがあった場合において、災害対策本部の協力要請があったときは、これに極力応じるものとする。

(応援都市の職員の派遣に要する経費の負担)

第10条 覚書第5条第3項に定める応援要請都市が負担する額は、応援都市の旅費及び諸手当に関する規定により算出した当該応援都市の職員の旅費相当額及び諸手当相当額の範囲内とする。

2 応援都市の職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援都市の負担とする。ただし、応援要請都市において応急治療する場合の治療費は応援要請都市の負担とする。

3 応援と市の職員が業務上第三者に損害を加えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援要請都市が、応援要請都市への往復途中に生じたものについては、応援都市がそれぞれその賠償の責に任ずるものとする。

4 前3項の定めによりがたいときは、関係都市が協議して定めるものとする。

(業者等に要する経費の負担)

第11条 覚書第5条第4項に定める応援要請都市が負担する額は、応援都市の算定基準によるものとする。

2 前項の定めによりがたいときは、関係都市が協議して定めるものとする。

(応援経費の繰替支弁)

第12条 応援都市は、覚書第5条第5項の規定により応援経費を一時繰替支弁した場合は、次の各号に定めるところにより算出した額について応援要請都市に請求するものとする。

- (1) 物資については、当該物資の購入費及び輸送費に相当する額

(2) 車両類については、燃料費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額

(3) 機械器具等については、輸送費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額

2 前項に定める応援要請都市への請求は、関係書類を添付した応援都市からの請求書により、行うものとする。

3 前2項の定めによりがたいときは、関係都市が協議して定めるものとする。

(防災関係物資等の情報交換)

第13条 防災関係物資等の調査は、次の各号に掲げる様式により行うものとする。

(1) 防災関係物資等の備蓄及び整備の状況については、様式2

(2) 災害発生直後に応援に従事できる職員については、様式3

2 前項に規定する防災関係物資等の調査の結果は、毎年6月末日までに交換するものとする。

3 九都市は、調査結果の内容に変更が生じた場合は、速やかに覚書幹事都市に連絡するものとする。

(物資等の規格統一)

第14条 防災関係物資等については、必要に応じて規格の統一化に努めるとともに、これらの備蓄及び整備については、それぞれ十分な配慮を行うものとする。

(施設管理情報の交換)

第15条 覚書第7条第1項に規定する防災に関する施設及び設備の整備状況に関する情報の交換は、次の各号に掲げるものを対象とする。

(1) 水道施設位置図(浄・配水場、工事事務所、営業所等)

(2) 応急給水予定場所を表示した図面

(3) 使用資機材の規格

(4) その他必要な図書

2 九都市は、前項各号に掲げるもののほか、必要に応じて、浄・配水場の図面及び取・導・送・配水管路図面を応援幹事都市に提供するものとする。

(受入れマニュアルの作成等)

第16条 覚書第7条第2項に規定する応援の受入れに関するマニュアル(以下「マニュアル」という。)に定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 応援都市の職員及び業者等の集結場所

(2) 応急給水場所及び給水方法

(3) 応急復旧方法

(4) 応援時に必要となる携行品

(5) その他迅速かつ的確な応急措置の実施に必要な事項

2 九都市は、地域防災計画の見直しその他の事由により、マニュアルの内容に変更が生じた場合は、速やかに覚書幹事都市に連絡するものとする。

(調査研究書の交換)

第17条 覚書第8条に規定する災害防止方策についての調査研究の結果及び参考となる資料は、毎年6月末日までに交換するものとする。

(協議)

第18条 この実施細目にない事項又はこの実施細目の内容に疑義が生じた場合、その都度協議して定めるものとする。

附 則

この実施細目は、平成9年4月1日から適用する。

この実施細目の成立を証するため本書9通を作成し、各都市記名押印の上、各自その1通を保有する。

別表 1 (第 3 条関係)

年 度	覚 書 幹 事 都 市
平成 9 年度	熊 本 市
平成 1 0 年度	鹿 児 島 市
平成 1 1 年度	長 崎 市
平成 1 2 年度	宮 崎 市
平成 1 3 年度	那 覇 市
平成 1 4 年度	北 九 州 市
平成 1 5 年度	大 分 市
平成 1 6 年度	佐 賀 市
平成 1 7 年度	福 岡 市
注 平成 1 8 年度からの覚書幹事都市は、上の順序に従って各市が担当し、以後この例により行うものとする。	

別表2（第3条関係）

都 市	応 援 幹 事 都 市	
	第 1 順 位	第 2 順 位
北 九 州 市	福 岡 市	熊 本 市
福 岡 市	北 九 州 市	大 分 市
佐 賀 市	長 崎 市	熊 本 市
長 崎 市	佐 賀 市	福 岡 市
熊 本 市	福 岡 市	北 九 州 市
大 分 市	北 九 州 市	福 岡 市
宮 崎 市	大 分 市	北 九 州 市
鹿 児 島 市	熊 本 市	佐 賀 市
那 覇 市	鹿 児 島 市	宮 崎 市
注 第1順位の都市も被災し、応援幹事都市として業務に支障が生じる場合、 第2順位の都市が第1順位の都市に代わり応援幹事都市の業務を遂行する。		

別表3（第4条関係）

応援する 都市の体制 被災した 都市名	注 意 体 制	警 戒 体 制	非 常 体 制
		情報収集及び連絡活動を 主として行うが、状況によ りさらに高度な配備に迅速 に移行しうる体制とする。	情報収集及び連絡活動を 行うとともに、応援幹事都 市の調整に基づき、出動で きる体制づくりを行う。
北九州市	震度5（弱）の地震の発生	震度5（強）の地震の発生	震度6（弱）の地震の発生
福岡市	震度5（弱）の地震の発生	震度5（強）の地震の発生	震度6（弱）の地震の発生
佐賀市	震度5（弱）の地震の発生	震度5（強）の地震の発生	震度6（弱）の地震の発生
長崎市	震度5（弱）の地震の発生	震度5（強）の地震の発生	震度6（弱）の地震の発生
熊本市	震度5（弱）の地震の発生	震度5（強）の地震の発生	震度6（弱）の地震の発生
大分市	震度5（弱）の地震の発生	震度5（強）の地震の発生	震度6（弱）の地震の発生
宮崎市	震度5（弱）の地震の発生	地震5（強）の地震の発生	震度6（弱）の地震の発生
鹿児島市	震度5（弱）の地震の発生	震度5（強）の地震の発生	震度6（弱）の地震の発生
那覇市	震度5（弱）の地震の発生	震度5（強）の地震の発生	震度6（弱）の地震の発生

災害時連絡表

〇〇〇水道局

連絡担当部課	部 課 係	
連絡担当責任者	課長	
	TEL ()	FAX ()
連絡担当責任者補助者	課 係	
	TEL ()	FAX ()

補 職 名	氏 名	電 話
水道事業管理者		昼間電話 ()
総務担当部長		昼間電話 ()
		夜間電話 ()
総務担当課長		昼間電話 ()
		夜間電話 ()
総務担当係長		昼間電話 ()
		夜間電話 ()
防災担当者		昼間電話 ()
		夜間電話 ()

防災関係物資等の備蓄及び整備の状況調査表

（平成〇年度末現在）

〇〇〇水道局

項 目	内 容	保 有 数 量	初 期 応 援 可 能 数	備 考
車 両	給 水 車 (m ³)	台	台	
	給 水 車 (m ³)	台	台	
	ト ラ ッ ク	台	台	
	ク レ ー ン 車	台	台	
	そ の 他			
給 水 容 器	仮 設 水 槽 (m ³)	基	基	
	仮 設 水 槽 (m ³)	基	基	
	給 水 タ ン ク (ℓ)	基	基	
	給 水 タ ン ク (ℓ)	基	基	
	給 水 タ ン ク (ℓ)	基	基	
	ポ リ 容 器 (ℓ)	個	個	
	ポ リ 容 器 (ℓ)	個	個	
	そ の 他			
	応 急 給 水 装 置	基	基	
	ろ 過 機	台	台	
	発 電 機	台	台	
	投 光 機	個	個	
	鉄 管 切 断 機	台	台	
	電 動 ネ ジ 切 機	台	台	
	そ の 他			
管 類	直 管 (mm)	m	m	
	直 管 (mm)	m	m	
	直 管 (mm)	m	m	
	継 手 類	個	個	
缶 詰	水 の 缶 詰	缶	缶	
	食 糧	缶	缶	
そ の 他				

注 その他の欄には、特殊管、緊急用資材等の状況を記入して下さい。

災害発生直後に応援に従事できる職員調査表

(平成○年度末現在)

○○○水道局

派 遣 先	派 遣 人 員
被 害 状 況 調 査	調 査 員 名
応 援 本 部	本 部 員 名 連 絡 員 名
応 急 給 水 作 業	1 班 名 × 班 = 名

(9) 島原市及び熊本市災害時相互応援協定

島原市及び熊本市（以下「協定市」という。）は、有明海対岸都市として、いずれかの協定市域内において災害が発生するおそれがある場合及び発生した場合に、積極的な応援協力をして、協定市の減災対策及び災害応急並びに復旧活動が円滑に遂行することを目的として、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救助、医療、防疫、施設の応急復旧等の活動に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援・救助活動等の応急復旧活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援・救助、医療、防疫、清掃、その他応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアや民間機関等の応援あっせん
- (6) 眉山崩壊避難対策協議会等を招集した場合の情報提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

(応援要請の手続き)

第2条 応援を要請する協定市は、次の事項を明らかにし、電話・電信等により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号まで掲げる場合にあつては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる場合にあつては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(応援の実施)

第3条 応援を要請された協定市は、これに応じ応援活動を行う。

2 前条の規定にかかわらず、地震、風水害等の大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、自らの判断により、自主応援活動を実施する。

(応援経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、別途定める協定実施細目により負担するものとする。

(連絡担当部局)

第5条 協定市は、円滑な災害時相互応援を行うため、平素から連絡担当部局を定めておき、速やかに情報を相互に交換する。

(連絡会議)

第6条 協定市は、この協定の実効性を高めるため、災害対策連絡会議を設置し、定期的に災害対策の調査研究及び情報交換等を行う。

(その他)

第7条 協定市は、この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協

議して定める。

第8条 協定市は、この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、署名押印のうえ、各1通を保有する。

附 則

この協定は、平成24年7月3日から施行する。

平成24年7月3日

島原市及び熊本市災害時相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この協定実施細目は、平成24年7月3日付で島原市と熊本市（以下「協定市」という。）との間で締結した島原市及び熊本市災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第4条及び第7条の規定に基づき、実施に必要な事項を定める。

(救援物資等の経費の負担等)

第2条 協定第1条に掲げる応援業務（以下「応援業務」という。）に要する経費のうち、第1号から第3号までの次に掲げる経費にあつては、応援を要請した市（以下「応援要請市」という。）の負担とし、その他の経費は応援を要請された市（以下「応援市」という。）の負担とする。

- (1) 協定第1条第1号及び第2号に係る経費については、購入費及び輸送費
- (2) 協定第1条第3号に係る経費については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

(応援職員の派遣等に要する経費の負担)

第3条 協定第1条第4号に掲げる応援業務に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援要請市が負担する経費の額は、応援業務に従事した職員（以下「応援職員」という。）について応援市の職員に関する条例の規定により算定した旅費の額及び諸手当額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。
- (3) 応援職員が応援業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請市が、応援要請市への往復の途中において生じたものについては応援市が賠償の責めに任ずる。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援業務に要する経費については、協議して定める。

2 応援職員は、応援市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにする。

3 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行する。

4 応援要請市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舍のあつせんその他の便宜を供与する。

(経費の請求)

第4条 前2条に定める経費の請求は、請求書（関係書類添付）により行う。

(自主応援活動に要する経費の負担及び請求)

第5条 協定第3条第2項に規定する応援活動に要する経費については、応援市が負担する。

(その他の応援)

第6条 協定第1条第5号に掲げる応援業務については、協議により行う。

(連絡担当部局)

第7条 協定第5条の規定に基づく連絡の内容は、相互応援のための連絡担当部局の課名、担当責任者及び同代理者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項とする。

(その他)

第8条 協定市は、この協定実施細目により難しい事項及び定めのない事項については、その都度、協議して定める。

第9条 協定市は、この協定実施細目の締結を証するため、本書2通を作成し、署名押印のうえ、各1通を保有する。

附 則

この協定実施細目は、平成24年7月3日から施行する。

平成24年7月3日

(10) 災害時における熊本市内郵便局、熊本市間の相互協力に関する覚書

熊本市内郵便局（別紙に掲げる郵便局、以下「甲」という。）及び熊本市（以下「乙」という。）は、熊本市内に発生した地震その他による災害時において、相互の友愛精神に基づき、熊本市内郵便局及び熊本市が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請事項）

第2条 甲又は乙は、熊本市内に災害が発生し、次の各号について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 甲及び乙が所有し、又は使用管理する施設及び用地を避難場所、物資集積場所等として使用すること。
- (2) 甲及び乙が収集した被災市民の避難先及び被災状況に関する情報を提供すること。
- (3) 甲が所有する臨時郵便差出箱を乙が開設する避難場所等に設置すること。
- (4) 甲が所有する運搬に供する物品を乙が実施する応急対策に使用すること。
- (5) 甲に所属する職員で熊本市消防局が実施する応急手当講習会を修了した者を乙が実施する応急対策に協力させること。
- (6) その他前各号に掲げるもののほか相互に協力できる事項。

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請した者が適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき、疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、負担すべき額を決定する。

（日常的連携の強化）

第5条 甲及び乙は、災害時の相互協力を円滑に行うため、防災計画の交換、防災訓練等への参加、被災市民の安否情報連絡体制に関する検討協議等の実施に努めるものとする。

（連絡責任者）

第6条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては熊本中央郵便局総務課長、乙においては、熊本市総務局危機管理防災室とする。

（協議）

第7条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、決定する。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成10年4月28日

別紙

熊本市内郵便局等

集配郵便局	熊本中央 熊本東 川尻 北部 小島 河内 (6)
無集配郵便局 (91)	熊本九品寺一 九品寺東 熊本北水前寺 熊本国府二 熊本県庁内 熊本大江六 熊本上水前寺 尾ノ上 熊本水前寺公園 熊本出水 水前寺駅前 (11)
	熊本健軍三 花立 熊本水源一 熊本健軍 熊本江津 熊本昭和 熊本若葉四 熊本佐土原 熊本小峰 熊本戸島団地 小山戸島 秋津 (12)
	熊本新屋敷 熊本帯山 熊本北帯山 熊本西原 熊本新大江 熊本保田窪 熊本鉄砲塚 託麻 供合 熊本下南部 熊本長嶺 熊本東海学園前 (12)
	熊本春日四 南熊本駅通 熊本迎町 熊本本荘町 熊本横手 熊本出仲間 熊本荻原 熊本平成 本妙寺 熊本島崎 熊本田迎 熊本八王寺 (12)
	熊本春日南 高橋 二本木 熊本近見町 熊本本山 熊本南高江 熊本平田 熊本田崎 御幸 熊本駅フレスタ 熊本野越 (11)
	熊本南千反畑 熊本西子飼 熊本黒髪二 熊本八景水谷 熊本室園 熊本楠 熊本武蔵ヶ丘団地 熊本新地 熊本黒髪六 竜田 熊本山室 熊本麻生田 硯川 (13)
	熊本京町 熊本坪井五 熊本京町本町 熊本京町台 熊本安政 熊本新町 熊本高平 熊本城東 熊本上通 熊本市役所内 上熊本 熊本新市街 熊本米屋町 熊本細工町 (14)
	銭塘 芳野 八分字 奥古閑 並建 川口(6)

* 郵政民営化により、この協定は「郵便局株式会社熊本中央郵便局及び郵便事業会社熊本支店」へ継承される。(平成19年10月1日)

(11) アマチュア無線による災害時応援協定

社団法人日本アマチュア無線連盟熊本県支部（以下「JARL熊本県支部」という。）と熊本市（以下「市」という。）は、災害時における情報の収集伝達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内及びその周辺で大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、市が行う災害情報の収集伝達に関して、JARL熊本県支部が市に協力を行うために必要な事項について定めることを目的とする。

（性格）

第2条 前条におけるJARL熊本県支部が行う協力は、電波法第52条第4号に規定する非常通信の範囲内で行うアマチュア無線通信で、ボランティア精神に基づく活動とする。

（災害）

第3条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に定めるものとする。

（要請）、

第4条 市は、災害時において、公衆通信網その他の手段による通信連絡が困難又は不可能な場合で、災害情報の収集伝達上必要があると認めるときは、JARL熊本県支部に対し情報の収集伝達について協力を要請することができる。

（情報の提供）

第5条 JARL熊本県支部は、市からの要請がなくても、災害対策上重要と思われる情報については、市に提供できるものとする。

（連絡系統）

第6条 JARL熊本県支部と市との情報連絡系統は、別表のとおりとする。

（情報収集伝達の訓練）

第7条 JARL熊本県支部及び市は、災害時の情報収集伝達を迅速かつ的確に行うため、毎年共同して訓練を行うものとする。

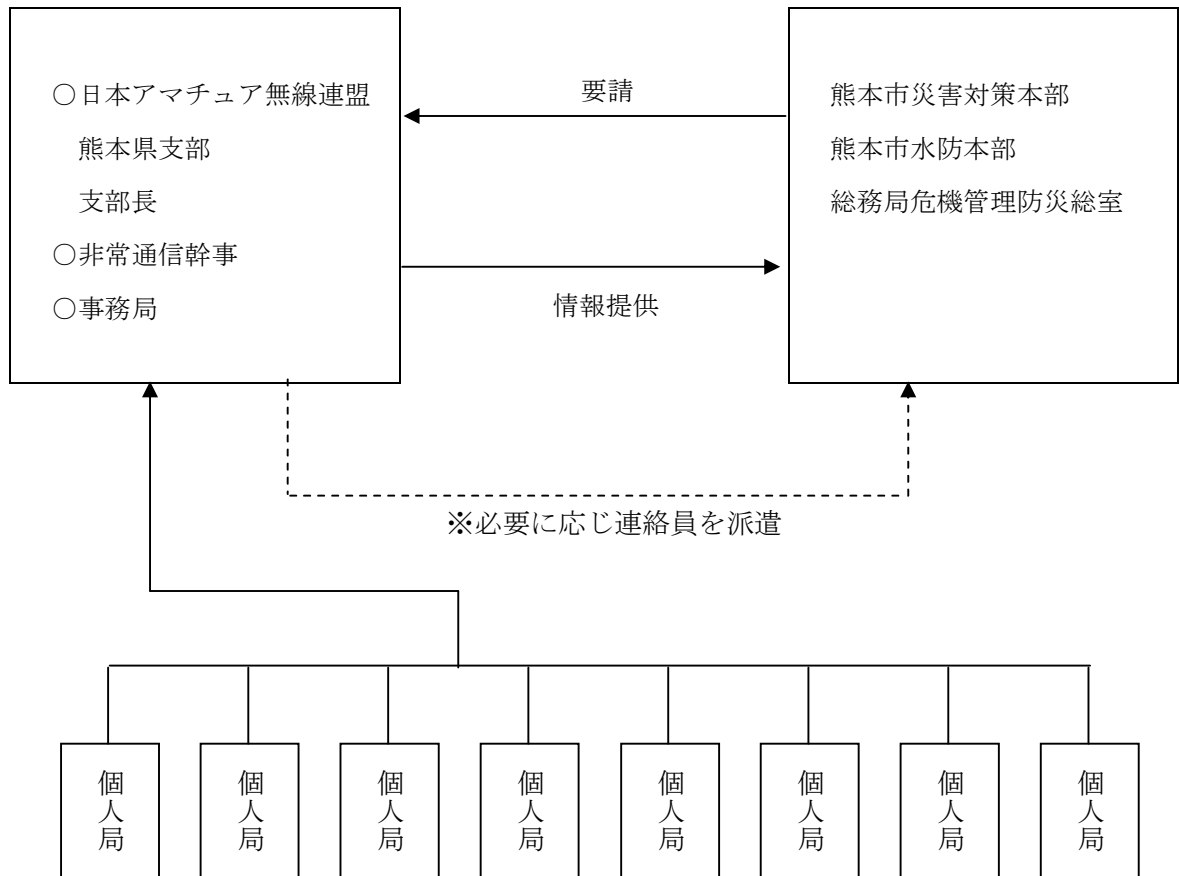
（雑則）

第8条 この協定に定めのない事項又は規定している事項に疑義が生じた場合にばJARL熊本県支部と市は、協議の上決定するものとする。

附 則

この協定は、平成12年5月17日から実施する。

災害発生時の情報連絡系統図



(12) 災害時における葬祭業務の提供に関する協定

熊本市（以下「甲」という。）と、熊本県葬祭事業協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時における葬祭業務の提供に関し、次のとおり協定する。

（協力要請）

第1条 甲は、災害時に葬祭業務の必要が生じたときは、乙に対し、葬祭業務の提供について、協力を要請することができるものとする。

（要請事項の措置）

第2条 乙は、前条の規定に基づき甲からの要請を受けたときは、甲の指示に従い葬祭業務の提供について速やかに措置するものとする。

（支援体制の整備）

第3条 乙は、災害時における円滑な葬祭業務の提供が図れるよう、日頃から広域応援体制及び情報伝達体制の整備に努めるものとする。

（報告）

第4条 乙は、第2条の規定に基づき、甲の要請を受けて葬祭業務を提供したときは、遅滞なく実施内容を甲に報告するものとする。

（費用弁償）

第5条 甲は、乙から供給された葬祭業務の提供について、その費用を負担するものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲、乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成14年5月14日

甲 熊本市手取本町1番1号
熊本市
代表者 熊本市長 三角保之

乙 熊本市神水本町20-5神水ビル4階
熊本県葬祭事業協同組合
代表者 理事長 伊津野武男

(13) 災害時における遺体搬送及び葬祭業務の提供に関する協定

熊本市（以下「甲」という。）と、社団法人全国霊柩自動車協会（以下「乙」という。）とは、災害時における遺体搬送及び葬祭業務の提供に関し、次のとおり協定する。

（協力要請）

第1条 甲は、災害時に遺体搬送及び葬祭業務の必要が生じたときは、乙に対し、遺体搬送及び葬祭業務の提供について、協力を要請することができるものとする。

（要請事項の措置）

第2条 乙は、前条の規定に基づき甲からの要請を受けたときは、甲の指示に従い遺体搬送及び葬祭業務の提供について速やかに措置するものとする。

（支援体制の整備）

第3条 乙は、災害時における円滑な遺体搬送及び葬祭業務の提供が図れるよう、日頃から広域応援体制及び情報伝達体制の整備に努めるものとする。

（報告）

第4条 乙は、第2条の規定に基づき、甲の要請を受けて遺体搬送及び葬祭業務を提供したときは、遅滞なく実施内容を甲に報告するものとする。

（費用弁償）

第5条 甲は、乙から供給された遺体搬送及び葬祭業務の提供について、その費用を負担するものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲、乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成14年5月14日

甲 熊本市手取本町1番1号
熊本市
代表者 熊本市長 三角保之

乙 熊本市二本木2丁目9番12号
社団法人 全国霊柩自動車協会熊本県支部
代表者 支部長 栗原欣也

(14) 災害時における葬祭業務の提供に関する協定

熊本市（以下「甲」という。）と、社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）とは、災害時における葬祭業務の提供に関し、次のとおり協定する。

（協力要請）

第1条 甲は、災害時に葬祭業務の必要が生じたときは、乙に対し、葬祭業務の提供について、協力を要請することができるものとする。

（要請事項の措置）

第2条 乙は、前条の規定に基づき甲からの要請を受けたときは、甲の指示に従い葬祭業務の提供について速やかに措置するものとする。

（支援体制の整備）

第3条 乙は、災害時における円滑な葬祭業務の提供が図れるよう、日頃から広域応援体制及び情報伝達体制の整備に努めるものとする。

（報告）

第4条 乙は、第2条の規定に基づき、甲の要請を受けて葬祭業務を提供したときは、遅滞なく実施内容を甲に報告するものとする。

（費用弁償）

第5条 甲は、乙から供給された葬祭業務の提供について、その費用を負担するものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲、乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成14年5月14日

甲 熊本市手取本町1番1号

熊本市

代表者 熊本市長 三角保之

乙 東京都港区虎ノ門5丁目13番140号

社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会

代表者 会長 山下宗吉

※社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会

熊本県ブロック構成企業

1 株式会社 セルモ

2 株式会社 サン企画

3 株式会社 熊本互助会

4 株式会社 福裳

5 株式会社 有明冠婚葬祭互助会

6 株式会社 出雲総業

- 7 株式会社 八代ベルモニー
- 8 株式会社 球磨互助会
- 9 株式会社 平安閣冠婚葬祭互助会

(15) 災害時における簡易トイレ等の供給協力に関する協定

熊本市（以下「甲」という。）と株式会社レンタルのニッケン（以下「乙」という。）は、大規模な災害時、簡易トイレ等の供給協力をするることについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、熊本市の地域において地震災害、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合等において、甲が実施する応急活動等を円滑に行うとともに、市民生活の安定を図るために、乙が甲に簡易トイレ等（以下「物品」という。）の供給協力を速やかに行うために必要な事項について定めるもの。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に物品調達の必要があると認める場合は、乙に対し物品の供給について要請をすることができる。

（物品の種類）

第3条 乙が供給する物品の種類は、簡易トイレ、発電機テント、冷暖房機及びその他取り扱いする物品とする。

（協力の実施）

第4条 乙は、甲の要請を受けた場合は、特に業務上の支障、その他やむを得ない事由のない限り、保有物品の積極的な供給協力を努めるものとする。

（物品の引渡し）

第5条 物品の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は該当場所へ職員を派遣し、供給の物品を確認の上、これを引き取るものとする。

（報告）

第6条 乙は、この協定書に基づいて物品を供給した場合は、設置した物品の名称と数量、設置場所や日時、その他連絡事項を、甲に報告するものとする。

（契約）

第7条 物品の供給を受けるときは、別途、法令等に基づき甲乙間において、レンタル契約を締結するものとする。その場合において、レンタル料は、災害発生直前における適正な価格を基準とする。

（効力）

第8条 この協定は、平成17年5月11日から平成18年5月10日までとする。ただし、期間満了の1月前までに相手方に対し、書面による特別の意思表示がない場合は、本協定を1年間更新し、以後同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

本協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成17年5月11日

(16) 災害時応急活動に関する協定書（建設業協会熊本支部）

熊本市（以下「甲」という。）と、社団法人熊本県建設業協会熊本支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）時における応急活動の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害により被害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、十分な応急復旧活動等（以下「応急活動」という。）の実施により円滑な災害対策に資することを目的とする。

2 甲は乙に対して、応急活動の協力を要請し、乙は社会貢献の一環として、当該応急活動の実施に努めるものとする。

（災害の対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

(1) 災害対策基本法（昭和36年法律223号）第23条第1項及び同法第40条第1項の規定により作成された熊本市地域災害計画に基づき、熊本市水防本部若しくは熊本市災害警戒本部又は熊本市災害対策本部が設置された状況下での災害

(2) 前号に準じる災害で、乙の応急活動が必要であると甲が認めた災害

（応急活動の内容）

第3条 甲が乙に対して協力を要請する応急活動は次のとおりとする。

(1) 甲が緊急に行う必要があると認め、指示する応急措置

(2) 重機、資機材及び労力の供給又は待機。

(3) 甲が指示する土のうの確保及び現場への運搬業務

(4) その他甲が緊急に指示する予防措置や事後措置

（応急活動の協力要請）

第4条 甲は、災害による被害が発生し、又は発生する恐れがあると認めたときは、乙に応急活動の協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、甲に協力するものとする。

3 要請は原則として文書によるものとする。

（協力体制の整備）

第5条 乙は、あらかじめ協力体制を整備し、その組織、人員及び調達可能な資機材等の状況を甲に報告しておくものとする。

2 乙は、甲からの協力要請があったときは、直ちに応急活動の統括連絡責任者及び応急活動を実施する乙の会員を選定し、甲に報告するものとする。

（応急活動の実施及び報告）

第6条 乙は、応急活動要請に基づき、安全に配慮しつつ迅速かつ的確な応急活動を実施するとともに、応急活動中に収集した災害情報を積極的に甲に報告するものとする。

2 乙は、応急活動が完了したときは、乙の応急活動の内容を記載した報告書を甲に提出するものとする。

（費用負担）

第7条 乙が、この協定に基づく応急活動に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 費用負担の算出方法については、甲が定める単価等を基準として、甲・乙協議として定めるものとする。

(協定機関)

第8条 この協定の機関は、協定締結の日から当該年度末日までとする。但し、期間満了の1箇月以前に甲又は乙から申し入れがないときは、この協定は更に1年間更新されたものとみなし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な細目については、甲・乙協議して別途定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成18年8月31日

(17) 災害時応急活動に関する協定書（熊本市造園建設業協会）

熊本市（以下「甲」という。）と有限責任事業組合熊本市造園建設業協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）時における応急活動の協力に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害により被害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、十分な応急復旧活動等（以下「応急活動」という。）の実施により円滑な災害対策に資することを目的とする。

2 甲は乙に対して、応急活動の協力を要請し、乙は社会貢献の一環として、当該応急活動の実施に努めるものとする。

（災害の対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

(1) 災害対策基本法（昭和36年法律223号）第23条第1項及び同法第40条第1項の規定により作成された熊本市地域災害計画に基づき、熊本市水防本部若しくは熊本市災害警戒本部又は熊本市災害対策本部が設置された状況下での水害

(2) 前号に準じる災害で、乙の応急活動が必要であると甲が認めた災害

（応急活動の内容）

第3条 甲が乙に対して協力を要請する応急活動は次のとおりとする。

(1) 甲が緊急に行う必要があると認め、指示する応急措置

(2) 重機、資機材及び労力の供給又は待機

(3) 風倒木の処理及び養生等の業務

(4) その他甲が緊急に指示する予防措置や事後措置

（応急活動の協力要請）

第4条 甲は、災害による被害が発生し、又は発生する恐れがあると認めたときは、乙に応急活動の協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、甲に協力するものとする。

3 要請は原則として文書によるものとする。

（協力体制の整備）

第5条 乙は、あらかじめ協力体制を整備し、その組織、人員及び調達可能な資機材等の状況を甲に報告しておくものとする。

2 乙は、甲からの協力要請があったときは、直ちに応急活動の統括連絡責任者及び応急活動を実施する乙の会員を選定し、甲に報告するものとする。

（応急活動の実施及び報告）

第6条 乙は、応急活動要請に基づき、安全に配慮しつつ迅速かつ的確な応急活動を実施するとともに、応急活動中に収集した災害情報を積極的に甲に報告するものとする。

2 乙は、応急活動が完了したときは、乙の応急活動の内容を記載した報告書を甲に提出するものとする。

（費用負担）

第7条 乙が、この協定に基づく応急活動に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 費用負担の算出方法については、甲が定める単価等を基準として、甲・乙協議として定めるものとする。

(協定機関)

第8条 この協定の機関は、協定締結の日から当該年度末日までとする。但し、期間満了の1箇月以前に甲又は乙から申し入れがないときは、この協定は更に1年間更新されたものとみなし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な細目については、甲・乙協議して別途定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成18年10月18日

(18) 災害時応急活動に関する協定書（熊本県建設業協会建築部会）

熊本市（以下「甲」という。）と社団法人熊本県建設業協会建築部会（以下「乙」という。）は地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）時における応急活動の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害により被害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、十分な応急復旧活動等（以下「応急活動」という。）の実施により円滑な災害対策に資することを目的とする。

2 甲は乙に対して、応急活動の協力を要請し、乙は社会貢献の一環として、当該応急活動の実施に努めるものとする。

（災害の対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第23条第1項及び同法第42条第1項の規定により作成された熊本市地域防災計画に基づき、熊本市水防本部若しくは熊本市災害警戒本部又は熊本市災害対策本部が設置される状況下での災害

(2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する武力攻撃災害による被害又は同法第172条第1項に規定する緊急対処事態に係る被災

(3) 前2号に準じる災害で、乙の応急活動が必要であると甲が認めた災害

（応急活動の内容）

第3条 甲が乙に対して協力を要請する応急活動は、次のとおりとする。

(1) 甲が管理する建築物（以下「公共建築物」という。）及びその他の建築物の被害情報の収集

(2) 公共建築物及びその他の建築物に起因する二次災害を防止するために必要な安全確保上の措置

(3) その他甲が緊急に指示する応急活動

（応急活動の協力要請）

第4条 甲は、災害による被害が発生し、又は発生する恐れがあると認めたときは、乙に応急活動の協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請（以下「要請」という。）があったときは、甲に協力し、応急活動を実施するものとする。

3 甲は、要請を行うに当たっては、被害の状況、協力を求める応急活動の内容等を乙に連絡するものとする。この場合において、甲は、連絡後速やかに、要請する応急活動に関する事項を記載した文書を送付するものとする。

（協力体制の整備）

第5条 乙は、あらかじめ協力体制を整備し、その組織、人員及び調達可能な資機材等の状況を甲に報告しておくものとする。

2 乙は、甲からの要請があったときは、直ちに応急活動の統括連絡責任者及び応急活動を実施する乙の会員を選定し、甲に報告するものとする。

（応急活動の実施及び報告）

第6条 乙は、要請に基づき、安全に配慮しつつ迅速かつ的確な応急活動を実施するとともに、応急活動中に収集した災害情報を積極的に甲に報告するものとする。

2 乙は、応急活動が完了したときは、乙が実施した応急活動の内容を記載した報告書を甲に提出するものとする。

(費用負担)

第7条 乙がこの協定に基づく応急活動に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 費用負担の算出方法については、甲が定める単価等を基準として、甲・乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末日までとする。ただし、期間満了の1箇月以前に甲又は乙から申入れがないときは、この協定は更に1年間更新されたものとみなし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な細目については、甲・乙協議して別途定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成19年11月 8日

(19) 災害時応急活動に関する協定書（熊本県電設業協会）

熊本市（以下「甲」という。）と有限責任中間法人熊本県電設業協会（以下「乙」という。）は地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）時における応急活動の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害により被害が発生し、又は発生の恐れがある場合において、十分な応急復旧活動等（以下「応急活動」という。）の実施により円滑な災害対策に資することを目的とする。

2 甲は乙に対して、応急活動の協力を要請し、乙は社会貢献の一環として、当該応急活動の実施に努めるものとする。

（災害の対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第23条第1項及び同法第42条第1項の規定により作成された熊本市地域防災計画に基づき、熊本市水防本部若しくは熊本市災害警戒本部又は熊本市災害対策本部が設置される状況下での災害

(2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する武力攻撃災害による被害若しくは同法第172条第1項に規定する緊急対処事態に係る被災

(3) 前2号に準じる災害で、乙の応急活動が必要であると甲が認めた災害

（応急活動の内容）

第3条 甲が乙に対して協力を要請する応急活動は、次のとおりとする。

(1) 甲が緊急に行う必要があると認め、指示する応急措置

(2) 重機、資機材及び労力の供給又は待機

(3) 甲が指示する電気設備の復旧

(4) 非常用発電機の提供

(5) その他甲が指示する応急活動

（応急活動の協力要請）

第4条 甲は、災害による被害が発生し、又は発生する恐れがあると認めたときは、乙に応急活動の協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請（以下「要請」という。）があったときは、甲に協力し、応急活動を実施するものとする。

3 甲は、要請を行うに当たっては、被害の状況、協力を求める応急活動の内容等を乙に連絡するものとする。この場合において、甲は、連絡後速やかに要請する応急活動に関する事項を記載した文書を乙に送付するものとする。

（協力体制の整備）

第5条 乙は、あらかじめ協力体制を整備し、その組織、人員及び調達可能な資機材等の状況を甲に報告しておくものとする。

2 乙は、甲からの要請があったときは、直ちに応急活動の統括連絡責任者及び応急活動を実施する

乙の会員を選定し、甲に報告するものとする。

(応急活動の実施及び報告)

第6条 乙は、要請に基づき、安全に配慮しつつ迅速かつ的確な応急活動を実施するとともに、応急活動中に収集した災害情報を積極的に甲に報告するものとする。

2 乙は、応急活動が完了したときは、乙が実施した応急活動の内容を記載した報告書を甲に提出するものとする。

(費用負担)

第7条 乙が、この協定に基づく応急活動に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 費用負担の算出方法については、甲が定める単価等を基準として、甲・乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末日までとする。ただし、期間満了の1箇月以前に甲又は乙から申入れがないときは、この協定は更に1年間更新されたものとみなし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な細目については、甲・乙協議して別途定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成19年11月 8日

(20) 災害時応急活動に関する協定書（熊本市管工事協同組合）

熊本市（以下「甲」という。）と熊本市管工事協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）時における一時避難場所等の上・下水道の確保のための応急活動の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害により被害が発生し、又は発生の恐れがある場合において、十分な応急復旧活動等（以下「応急活動」という。）の実施により円滑な災害対策に資することを目的とする。

2 甲は乙に対して、応急活動の協力を要請し、乙は社会貢献の一環として、当該応急活動の実施に努めるものとする。

（災害の対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第23条第1項及び同法第42条第1項の規定により作成された熊本市地域防災計画に基づき、熊本市水防本部若しくは熊本市災害警戒本部又は熊本市災害対策本部が設置される状況下での災害

(2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する武力攻撃災害による被害又は同法第172条第1項に規定する緊急対処事態に係る被災

(3) 甲が前2号に準じる災害で、乙の応急活動が必要であると甲が認めた災害

（応急活動の内容）

第3条 甲が乙に協力を要請する応急活動は、次のとおりとする。

(1) 住民の一時避難場所等における上・下水道の確保のための応急復旧活動

(2) その他甲が指示する応急活動

（応急活動の協力要請）

第4条 甲は、災害による被害が発生し、又は発生する恐れがあると認めたときは、乙に応急活動の協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲からの要請があったときは、甲に協力し、応急活動を実施するものとする。

3 甲は、要請を行うに当たっては、被害の状況、協力を求める応急活動の内容等を乙に連絡するものとする。この場合において、甲は連絡後速やかに要請する応急活動に関する事項を記載した文書を乙に送付するものとする。

4 甲は要請に当たっては、水道局、他の関係部署と連携し、乙の応急活動に必要な情報の提供に努めるものとする。

（協力体制の整備）

第5条 乙は、あらかじめ協力体制を整備し、その組織、人員及び調達可能な資機材等の状況を甲に報告しておくものとする。

2 乙は、甲からの要請があったときは、直ちに応急活動の統括連絡責任者及び応急活動を実施する乙の会員を選定し、甲に報告するものとする。

（応急活動の実施及び報告）

第6条 乙は、要請に基づき、安全に配慮しつつ迅速かつ的確な応急活動を実施するとともに、応急活動中に収集した災害情報を積極的に甲に報告するものとする。

2 乙は、応急活動が完了したときは、乙が実施した応急活動の内容を記載した報告書を甲に提出するものとする。

(費用負担)

第7条 乙がこの協定に基づく応急活動に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 費用負担の算出方法については、甲が定める単価等を基準として、甲・乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末日までとする。ただし、期間満了の1箇月以前に甲または乙から申入れがないときは、この協定は更に1年間更新されたものとみなし、以後も同様とする。

(調整)

第9条 乙に対する、この協定による甲の要請と平成17年6月10日付けで熊本市水道局と乙の間で締結した災害時の応急復旧活動に関する協定による熊本市水道局と要請が重複する場合には、甲と熊本市水道局が協議し甲がこれらの要請を調整する。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な細目については、甲・乙協議して別途定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成19年11月 8日

(21) 災害時応急活動に関する協定書（熊本県石油商業組合）

熊本市（以下「甲」という。）と熊本県石油商業組合熊本市支部（以下「乙」という。）とは災害時における帰宅困難者の支援及び緊急車両並びに一時避難場所への燃料供給に活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（この協定の趣旨）

第1条 この協定は、熊本市域で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、交通の途絶により帰宅することが困難な者等（以下「帰宅困難者等」という。）に対する支援、緊急車両への優先給油及び一時避難場所への燃料の供給に関する協力体制について、必要な事項を定めるものとする。

2 甲は乙に対して応急活動の協力を要請し、乙は社会貢献の一環として、当該応急活動の実施に努めるものとする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第23条第1項及び同法第40条第1項の規定により作成された熊本市地域防災計画に基づき、熊本市水防本部若しくは熊本市災害警戒本部又は熊本市災害対策本部が設置される状況下での災害

(2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する武力攻撃災害による被害若しくは同法第172条第1項に規定する緊急対処事態に係る被災

(3) 前号に準じる災害で、乙の支援が必要であると甲が認めた災害

（帰宅困難者への支援）

第3条 甲は、乙に対し、災害時における帰宅困難者のための次に掲げる支援を要請することができるものとする。

(1) 乙の組合員の市域内の給油所を帰宅困難者等の一時休憩所として利用させ、水道水及びトイレを提供すること。

(2) 帰宅困難者等に対し災害情報及び道路情報を提供すること。

2 乙は、前項の規定により甲から支援の要請を受けたときは、当該給油所の危険物保安監督者に施設の安全性を確認させた上で、その緊急性に鑑み可能な範囲内において、当該支援を実施するものとする。ただし、通信の途絶により甲が要請を行うことができないと乙が判断した場合で、乙が必要と認めたときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に支援を実施するものとする。

3 前2項の規定による支援の実施に要した費用は、乙が負担するものとする。

（緊急車両への優先給油に係る支援）

第4条 甲は、災害時において、乙又は乙の組合員に対し、消防車、救急車、危機管理防災室車両、その他甲が災害復旧に要する車両への優先給油を要請することができるものとする。

2 乙又は乙の組合員は、前項の規定により甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性に鑑み可能な範囲内において、当該支援を実施するものとする。

3 前2項の規定による支援の実施に要した経費は、甲・乙間の自動車等用燃料供給契約に準じ、甲

が負担するものとする。

(一時避難場所への燃料供給に係る支援)

第5条 甲は、災害時において、乙に対し、一時避難場所（熊本市地域防災計画に記載する一時避難場所及び広域避難場所、その他災害時に市民の一時避難のために供された場所をいう。）の暖房器具、非常用発電装置等のための燃料の運搬及び供給について支援を要請することができるものとする。

2 乙は、前条の規定により甲から支援の要請を受けたときは、その緊急性に鑑み可能な範囲内において、当該支援を実施するものとする。

3 前2条に規定する支援の実施に要した経費は甲が負担するものとし、その内容は甲・乙間の自動車等用燃料供給契約を参考に、別途甲・乙間で協議して定めるものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、災害時において協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(防災意識の向上)

第7条 乙は、この協定による支援を適切に実施するため、燃料等の備蓄、緊急時対応設備の整備等に関する組合員の防災意識の向上に努めるものとし、甲は、乙に対して必要な協力を行うものとする。

(適用)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末日までとする。ただし、期間満了の一ヶ月以前に甲または乙から申し入れがないときは、この協定は更に1年間更新されたものとみなし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲・乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年 2月14日

(22) 災害時応急活動に関する協定書（南九州コカ・コーラボトリング）

熊本市（以下「甲」という。）と南九州コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）時における飲料水供給に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害により市民への飲料水供給が困難になった場合における、甲に対する乙の飲料水提供の協力について必要な事項を定めることを目的とする。

2 甲は乙に対して、応急活動の協力を要請し、乙は社会貢献の一環として、当該応急活動の実施に努めるものとする。

（災害の対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第23条第1項及び同法第40条第1項の規定により作成された熊本市地域防災計画に基づき、熊本市水防本部若しくは熊本市災害警戒本部又は熊本市災害対策本部が設置される状況下での災害

(2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する武力攻撃災害による被害若しくは同法第172条第1項に規定する緊急対処事態に係る被災

(3) 前2号に準じる災害で、乙の応急活動が必要であると甲が認めた災害

（飲料水の提供及び費用負担）

第3条 災害の発生により、市民に対する飲料水の供給に不足が生じた場合、又は生じる恐れがある場合は、甲は、乙に対して、飲料水の提供の要請を行う。

2 乙は、前項の要請があった場合、災害対応型自動販売機の機内在庫の飲料水を甲に無償で提供する。

3 前項による飲料水の提供のみでは市民に対する飲料水の供給に不足が生じることが予測される場合は、乙は、甲の要請によりを提供するとともに、甲の指示に従いこれを運搬する。

4 前項による飲料水提供についての費用は、その都度甲・乙協議する。

（機種の変更）

第4条 乙は、甲の施設に設置されている乙の自動販売機を災害対応型自動販売機に機種変更するよう努めるものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 前項の有効期間は、期間満了の1か月前までに甲又は乙から別段の意思表示がないときは、更に1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度甲乙が誠意をもって協議し円満解決を図るものとする。

以上、この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成20年 3月24日

(23) 災害時応急活動に関する協定書（南九州ペプシコーラ）

熊本市（以下「甲」という。）と南九州ペプシコーラ販売株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）時における飲料水供給に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害により市民への飲料水供給が困難になった場合における、甲に対する乙の飲料水提供の協力について必要な事項を定めることを目的とする。

2 甲は乙に対して、応急活動の協力を要請し、乙は社会貢献の一環として、当該応急活動の実施に努めるものとする。

（災害の対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第23条第1項及び同法第40条第1項の規定により作成された熊本市地域防災計画に基づき、熊本市水防本部若しくは熊本市災害警戒本部又は熊本市災害対策本部が設置される状況下での災害

(2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する武力攻撃災害による被害若しくは同法第172条第1項に規定する緊急対処事態に係る被災

(3) 前2号に準じる災害で、乙の応急活動が必要であると甲が認めた災害

（飲料水の提供及び費用負担）

第3条 災害の発生により、市民に対する飲料水の供給に不足が生じた場合、又は生じる恐れがある場合は、甲は、乙に対して、飲料水の提供の要請を行う。

2 乙は、前項の要請があった場合、災害対応型自動販売機の機内在庫の飲料水を甲に無償で提供する。

3 前項による飲料水の提供のみでは市民に対する飲料水の供給に不足が生じることが予測される場合は、乙は、甲の要請により提供するとともに、甲の指示に従いこれを運搬する。

4 前項による飲料水提供についての費用は、その都度甲・乙協議する。

（機種の変更）

第4条 乙は、甲の施設に設置されている乙の自動販売機を災害対応型自動販売機に機種変更するよう努めるものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 前項の有効期間は、期間満了の1か月前までに甲又は乙から別段の意思表示がないときは、更に1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度甲乙が誠意をもって協議し円満解決を図るものとする。

以上、この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成20年 3月24日

(24) 災害時応急活動に関する協定書（熊本ヤクルト）

熊本市（以下「甲」という。）と熊本ヤクルト株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）時における飲料水供給に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害により市民への飲料水供給が困難になった場合における、甲に対する乙の飲料水提供の協力について必要な事項を定めることを目的とする。

2 甲は乙に対して、応急活動の協力を要請し、乙は社会貢献の一環として、当該応急活動の実施に努めるものとする。

（災害の対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第23条第1項及び同法第40条第1項の規定により作成された熊本市地域防災計画に基づき、熊本市水防本部若しくは熊本市災害警戒本部又は熊本市災害対策本部が設置される状況下での災害

(2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する武力攻撃災害による被害若しくは同法第172条第1項に規定する緊急対処事態に係る被災

(3) 前2号に準じる災害で、乙の応急活動が必要であると甲が認めた災害

（飲料水の提供及び費用負担）

第3条 災害の発生により、市民に対する飲料水の供給に不足が生じた場合、又は生じる恐れがある場合は、甲は、乙に対して、飲料水の提供の要請を行う。

2 乙は、前項の要請があった場合、災害対応型自動販売機の機内在庫の飲料水を甲に無償で提供する。

3 前項による飲料水の提供のみでは市民に対する飲料水の供給に不足が生じることが予測される場合は、乙は、甲の要請により提供するとともに、甲の指示に従いこれを運搬する。

4 前項による飲料水提供についての費用は、その都度甲・乙協議する。

（機種の変更）

第4条 乙は、甲の施設に設置されている乙の自動販売機を災害対応型自動販売機に機種変更するよう努めるものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 前項の有効期間は、期間満了の1か月前までに甲又は乙から別段の意思表示がないときは、更に1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度甲乙が誠意をもって協議し円満解決を図るものとする。

以上、この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成20年 3月24日

(25) 災害時応急活動に関する協定書 (NPO法人コメリ)

熊本市 (以下「甲」という。) とNPO法人コメリ災害対策センター (以下「乙」という。) は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 (以下「災害時」という。) において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

2 甲は乙に対して、応急活動の協力を要請し、乙は社会貢献の一環として、当該応急活動の実施に努めるものとする。

(災害の対象)

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

1. 災害対策基本法 (昭和36年法律第233号) 第23条第1項及び同法第42条第1項の規定により作成された熊本市地域防災計画に基づき、熊本市水防本部若しくは熊本市災害警戒本部又は熊本市災害対策本部が設置される状況下での災害
2. 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 (平成16年法律第112号) 第2条第4項に規定する武力攻撃災害による被害又は同法第172条第1項に規定する緊急事態に係る被災
3. 甲が前2号に準じる災害で、乙の協力が必要であると甲が認めた災害

(物資供給の要請及び費用負担)

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対して、物資供給の要請を行うことができる。

2 前項による物資供給の費用は、その都度甲・乙協議する。

3 前項に規定する費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

4 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(物資の範囲)

第4条 物資の範囲は次のとおりとし、乙は甲に対し乙の可能な範囲での物資供給を行うものとする。

(1) 別表に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

(物資供給の要請の方法)

第5条 物資供給の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急時においては、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(物資の供給の協力)

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

(引渡し等)

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

(情報交換)

第8条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(協定期間)

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月以前に甲又は乙から申し入れがないときは、この協定は更に1年間更新されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年6月5日

別表（第4条関係）

大分類	主な品種
作業関係	ブルーシート、作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ、生理用品、成人用オムツ、ベビー用オムツ・おしりふき
水関係	飲料水、水缶
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

(26) 災害時応急活動に関する協定書（ホームセンターサンコー）

熊本市（以下「甲」という。）と株式会社ホームセンターサンコー（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

2 甲は乙に対して、応急活動の協力を要請し、乙は社会貢献の一環として、当該応急活動の実施に努めるものとする。

（災害の対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第23条第1項及び同法第42条第1項の規定により作成された熊本市地域防災計画に基づき、熊本市水防本部若しくは熊本市災害警戒本部又は熊本市災害対策本部が設置される状況下での災害

(2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する武力攻撃災害による被害又は同法第172条第1項に規定する緊急事態に係る被災

(3) 甲が前2号に準じる災害で、乙の協力が必要であると甲が認めた災害

（物資供給の要請及び費用負担）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対して、物資供給の要請を行うことができる。

2 前項による物資供給の費用は、その都度甲・乙協議する。

3 前項に規定する費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

4 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（物資の範囲）

第4条 物資の範囲は次のとおりとし、乙は甲に対し乙の可能な範囲での物資供給を行うものとする。

(1) 別表に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

（物資供給の要請の方法）

第5条 物資供給の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急時においては、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

(引渡し等)

第6条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

(情報交換)

第8条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(協定期間)

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月以前に甲又は乙から申し入れがないときは、この協定は更に1年間更新されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年10月 9日

(27) 災害時応急活動に関する協定書（ホームセンターフタバ）

熊本市（以下「甲」という。）と株式会社ホームセンターフタバ（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

2 甲は乙に対して、応急活動の協力を要請し、乙は社会貢献の一環として、当該応急活動の実施に努めるものとする。

（災害の対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第23条第1項及び同法第42条第1項の規定により作成された熊本市地域防災計画に基づき、熊本市水防本部若しくは熊本市災害警戒本部又は熊本市災害対策本部が設置される状況下での災害

(2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する武力攻撃災害による被害又は同法第172条第1項に規定する緊急事態に係る被災

(3) 甲が前2号に準じる災害で、乙の協力が必要であると甲が認めた災害

（物資供給の要請及び費用負担）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対して、物資供給の要請を行うことができる。

2 前項による物資供給の費用は、その都度甲・乙協議する。

3 前項に規定する費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

4 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（物資の範囲）

第4条 物資の範囲は次のとおりとし、乙は甲に対し乙の可能な範囲での物資供給を行うものとする。

(1) 別表に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

（物資供給の要請の方法）

第5条 物資供給の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急時においては、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

(情報交換)

第8条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(協定期間)

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月以前に甲又は乙から申し入れがないときは、この協定は更に1年間更新されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年10月 9日

(28) 災害時応急活動に関する協定書（イオン九州）

熊本市（以下「甲」という。）とイオン九州株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

2 甲は乙に対して、応急活動の協力を要請し、乙は社会貢献の一環として、当該応急活動の実施に努めるものとする。

（災害の対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第23条第1項及び同法第42条第1項の規定により作成された熊本市地域防災計画に基づき、熊本市水防本部若しくは熊本市災害警戒本部又は熊本市災害対策本部が設置される状況下での災害

(2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する武力攻撃災害による被害又は同法第172条第1項に規定する緊急事態に係る被災

(3) 甲が前2号に準じる災害で、乙の協力が必要であると甲が認めた災害

（物資供給の要請及び費用負担）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対して、物資供給の要請を行うことができる。

2 前項による物資供給の費用は、その都度甲・乙協議する。

3 前項に規定する費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

4 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（物資の範囲）

第4条 物資の範囲は次のとおりとし、乙は甲に対し乙の可能な範囲での物資供給を行うものとする。

(1) 別表に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

（物資供給の要請の方法）

第5条 物資供給の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急時においては、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

(情報交換)

第8条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(協定期間)

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月以前に甲又は乙から申し入れがないときは、この協定は更に1年間更新されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年10月 9日

(29) 災害時応急活動に関する協定書（ホームインプルーブメントひろせ）

熊本市（以下「甲」という。）と株式会社ホームインプルーブメントひろせ（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

2 甲は乙に対して、応急活動の協力を要請し、乙は社会貢献の一環として、当該応急活動の実施に努めるものとする。

（災害の対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第23条第1項及び同法第42条第1項の規定により作成された熊本市地域防災計画に基づき、熊本市水防本部若しくは熊本市災害警戒本部又は熊本市災害対策本部が設置される状況下での災害

(2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する武力攻撃災害による被害又は同法第172条第1項に規定する緊急事態に係る被災

(3) 甲が前2号に準じる災害で、乙の協力が必要であると甲が認めた災害

（物資供給の要請及び費用負担）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対して、物資供給の要請を行うことができる。

2 前項による物資供給の費用は、その都度甲・乙協議する。

3 前項に規定する費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

4 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（物資の範囲）

第4条 物資の範囲は次のとおりとし、乙は甲に対し乙の可能な範囲での物資供給を行うものとする。

(1) 別表に掲げる物資

(1) その他甲が指定する物資

（物資供給の要請の方法）

第5条 物資供給の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急時においては、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

(情報交換)

第8条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(協定期間)

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月以前に甲又は乙から申し入れがないときは、この協定は更に1年間更新されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年10月 9日

(30) 災害時応急活動に関する協定書（ナフコ）

熊本市（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

2 甲は乙に対して、応急活動の協力を要請し、乙は社会貢献の一環として、当該応急活動の実施に努めるものとする。

（災害の対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第23条第1項及び同法第42条第1項の規定により作成された熊本市地域防災計画に基づき、熊本市水防本部若しくは熊本市災害警戒本部又は熊本市災害対策本部が設置される状況下での災害

(2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する武力攻撃災害による被害又は同法第172条第1項に規定する緊急事態に係る被災

(3) 甲が前2号に準じる災害で、乙の協力が必要であると甲が認めた災害

（物資供給の要請及び費用負担）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対して、物資供給の要請を行うことができる。

2 前項による物資供給の費用は、その都度甲・乙協議する。

3 前項に規定する費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

4 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（物資の範囲）

第4条 物資の範囲は次のとおりとし、乙は甲に対し乙の可能な範囲での物資供給を行うものとする。

(1) 別表に掲げる物資

(1) その他甲が指定する物資

（物資供給の要請の方法）

第5条 物資供給の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急時においては、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

(情報交換)

第8条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(協定期間)

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月以前に甲又は乙から申し入れがないときは、この協定は更に1年間更新されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年10月 9日

(31) 災害時応急活動に関する協定書（ミスターマックス）

熊本市（以下「甲」という。）と株式会社ミスターマックス（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

2 甲は乙に対して、応急活動の協力を要請し、乙は社会貢献の一環として、当該応急活動の実施に努めるものとする。

（災害の対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第23条第1項及び同法第42条第1項の規定により作成された熊本市地域防災計画に基づき、熊本市水防本部若しくは熊本市災害警戒本部又は熊本市災害対策本部が設置される状況下での災害

(2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する武力攻撃災害による被害又は同法第172条第1項に規定する緊急事態に係る被災

(3) 甲が前2号に準じる災害で、乙の協力が必要であると甲が認めた災害

（物資供給の要請及び費用負担）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対して、物資供給の要請を行うことができる。

2 前項による物資供給の費用は、その都度甲・乙協議する。

3 前項に規定する費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

4 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（物資の範囲）

第4条 物資の範囲は次のとおりとし、乙は甲に対し乙の可能な範囲での物資供給を行うものとする。

(1) 別表に掲げる物資

(1) その他甲が指定する物資

（物資供給の要請の方法）

第5条 物資供給の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急時においては、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

(情報交換)

第8条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(協定期間)

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月以前に甲又は乙から申し入れがないときは、この協定は更に1年間更新されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年10月 9日

(32) 災害時応急活動に関する協定書（熊本市一般廃棄物処理業協同組合）

熊本市（以下「甲」という。）と熊本市一般廃棄物処理業協同組合（以下「乙」という。）は、災害の発生時における災害廃棄物の処理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲からの協力要請に基づいて乙が行う災害廃棄物の処理等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 甲は乙に対して、応急活動の協力を要請し、乙は社会貢献の一環として、当該応急活動の実施に努めるものとする。

（災害の対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第23条第1項及び同法第42条第1項の規定により作成された熊本市地域防災計画に基づき、熊本市水防本部若しくは熊本市災害警戒本部又は熊本市災害対策本部が設置される状況下での災害。

(2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する武力攻撃災害による被害又は同法第172条第1項に規定する緊急事態に係る被災。

(3) 甲が前2号に準じる災害で、乙の協力が必要であると甲が認めた災害。

（定義）

第3条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 災害廃棄物 各種災害により発生するごみ。

(2) 災害廃棄物の処理等 災害廃棄物の収集・運搬その他災害廃棄物の処理等に関し必要な業務。

（協力要請の手続き等）

第4条 甲は、災害による被害が発生し、又は発生するおそれがあると認めたときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の規定による要請があったときは、甲に協力するものとする。

3 第1項に規定する要請は、原則として文書によるものとする。

（協力体制の整備）

第5条 乙は、あらかじめ協力体制を整備し、その組織、人員、調達可能な資機材等の状況を甲に報告するものとする。

2 乙は、甲からの要請があったときは、直ちに応急活動の統括連絡責任者及び応急活動を実施する乙の会員を選定し、甲に報告するものとする。

（災害廃棄物の処理等の実施）

第6条 乙は、要請内容に基づく甲の指示に従い、災害廃棄物の処理等を実施するものとする。

2 甲は、第4条第1項に規定する要請をしたときは、乙の活動が円滑に実施されるように必要な措置を講ずるものとする。

3 乙は、災害廃棄物の処理等の実施に当たっては次に掲げる事項に留意する。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。

(実施報告)

第7条 乙は、災害廃棄物の処理等を完了したときは、実施した内容を記載した報告書を甲に提出するものとする。

(費用負担)

第8条 乙が第4条第1項に規定する要請に基づき実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 費用負担の算出方法については、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から当該協定締結の日の属する年度の末日までとする。ただし、期間満了日前1月の翌日までに甲又は乙から申入れがないときは、この協定は更に1年間更新されたものとみなし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な細目については、甲乙協議して別途定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成21年5月8日

(33) 災害時応急活動に関する協定書（熊本県産業廃棄物協会）

熊本市（以下「甲」という。）と社団法人 熊本県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、災害の発生時における災害廃棄物の処理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲からの協力要請に基づいて乙が行う災害廃棄物の処理等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 甲は乙に対して、応急活動の協力を要請し、乙は社会貢献の一環として、当該応急活動の実施に努めるものとする。

（災害の対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第23条第1項及び同法第42条第1項の規定により作成された熊本市地域防災計画に基づき、熊本市水防本部若しくは熊本市災害警戒本部又は熊本市災害対策本部が設置される状況下での災害。

(2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する武力攻撃災害による被害又は同法第172条第1項に規定する緊急事態に係る被災。

(3) 甲が前2号に準じる災害で、乙の協力が必要であると甲が認めた災害。

（定義）

第3条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 災害廃棄物 各種災害により発生するごみ。

(2) 災害廃棄物の処理等 災害廃棄物の収集・運搬、処理、処分その他災害廃棄物の処理等に関し必要な業務。

（協力要請の手続き等）

第4条 甲は、災害による被害が発生し、又は発生するおそれがあると認めたときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の規定による要請があったときは、甲に協力するものとする。

3 第1項に規定する要請は、原則として文書によるものとする。

（協力体制の整備）

第5条 乙は、あらかじめ協力体制を整備し、その組織、人員、調達可能な資機材等の状況を甲に報告するものとする。

2 乙は、甲からの要請があったときは、直ちに応急活動の統括連絡責任者及び応急活動を実施する乙の会員を選定し、甲に報告するものとする。

（災害廃棄物の処理等の実施）

第6条 乙は、要請内容に基づく甲の指示に従い、災害廃棄物の処理等を実施するものとする。

2 甲は、第4条第1項に規定する要請をしたときは、乙の活動が円滑に実施されるように必要な措置を講ずるものとする。

3 乙は、災害廃棄物の処理等の実施に当たっては次に掲げる事項に留意する。

(1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。

(2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。

(実施報告)

第7条 乙は、災害廃棄物の処理等を完了したときは、実施した内容を記載した報告書を甲に提出するものとする。

(費用負担)

第8条 乙が第4条第1項に規定する要請に基づき実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 費用負担の算出方法については、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から当該協定締結の日の属する年度の末日までとする。ただし、期間満了日前1月の翌日までに甲又は乙から申入れがないときは、この協定は更に1年間更新されたものとみなし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な細目については、甲乙協議して別途定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成21年5月8日

(34) 災害時応急活動に関する協定書（熊本県建設業協会舗装部会）

熊本市（以下「甲」という。）と社団法人 熊本県建設業協会舗装部会（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）時における応急活動の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害により被害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、十分な応急復旧活動等（以下「応急活動」という。）の実施により円滑な災害対策に資することを目的とする。

2 甲は乙に対して、応急活動の協力を要請し、乙は社会貢献の一環として、当該応急活動の実施に努めるものとする。

（災害の対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

1. 災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第23条第1項及び同法第42条第1項の規定により作成された熊本市地域防災計画に基づき、熊本市水防本部若しくは熊本市災害警戒本部又は熊本市災害対策本部が設置される状況下での災害
2. 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する武力攻撃災害による被害又は同法第172条第1項に規定する緊急事態に係る被災
3. 甲が前2号に準じる災害で、乙の協力が必要であると甲が認めた災害

（応急活動の内容）

第3条 甲が乙に対して協力を要請する応急活動は、次のとおりとする。

- (1) 甲が緊急に行う必要があると認め、指示する応急措置
- (2) 重機、資機材及び労力の供給又は待機
- (3) 甲が指示する道路陥没及び危険箇所に関する応援措置

（応急活動の協力要請）

第4条 甲は、災害による被害が発生し、又は発生する恐れがあると認めたときは、乙に応急活動の協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、甲に協力するものとする。

3 要請は原則として文書によるものとする。

（協力体制の整備）

第5条 乙は、あらかじめ協力体制を整備し、その組織、人員及び調達可能な資機材等の状況を甲に報告しておくものとする。

2 乙は、甲からの協力要請があったときは、直ちに応急活動の統括連絡責任者及び応急活動を実施する乙の会員を選定し、甲に報告するものとする。

（応急活動の実施及び報告）

第6条 乙は、応急活動要請に基づき、安全に配慮しつつ迅速かつ的確な応急活動を実施するとともに、応急活動中に収集した災害情報を積極的に甲に報告するものとする。

2 乙は、応急活動が完了したときは、乙の応急活動の内容を記載した報告書を甲に提出するものと

する。

(費用負担)

第7条 乙が、この協定に基づく応急活動に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 費用負担の算出方法については、甲が定める単価等を基準として、甲・乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末日までとする。但し、期間満了の1箇月以前に甲又は乙から申し入れがないときは、この協定は更に1年間更新されたものとみなし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な細目については、甲・乙協議して別途定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成21年10月6日

(35) 災害時応急活動に関する協定書（熊本県電気工事業工業組合）

熊本市（以下「甲」という。）と熊本県電気工事業工業組合（以下「乙」という。）は地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）時における応急活動の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害により被害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、十分な応急復旧活動等（以下「応急活動」という。）の実施により円滑な災害対策に資することを目的とする。

2 甲は乙に対して、応急活動の協力を要請し、乙は社会貢献の一環として、当該応急活動の実施に努めるものとする。

（災害の対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第23条第1項及び同法第42条第1項の規定により作成された熊本市地域防災計画に基づき、熊本市水防本部若しくは熊本市災害警戒本部又は熊本市災害対策本部が設置される状況下での災害

(2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する武力攻撃災害による被害若しくは同法第172条第1項に規定する緊急対処事態に係る被災

(3) 前2号に準じる災害で、乙の応急活動が必要であると甲が認めた災害

（応急活動の内容）

第3条 甲が乙に対して協力を要請する応急活動は、次のとおりとする。

(1) 甲が緊急に行う必要があると認め、指示する応急措置

(2) 重機、資機材及び労力の供給又は待機

(3) 甲が指示する電気設備の復旧

(4) 非常用発電機の提供

(5) その他甲が指示する応急活動

（応急活動の協力要請）

第4条 甲は、災害による被害が発生し、又は発生する恐れがあると認めたときは、乙に応急活動の協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請（以下「要請」という。）があったときは、甲に協力し、応急活動を実施するものとする。

3 甲は、要請を行うに当たっては、被害の状況、協力を求める応急活動の内容等を乙に連絡するものとする。この場合において、甲は、連絡後速やかに要請する応急活動に関する事項を記載した文書を乙に送付するものとする。

（協力体制の整備）

第5条 乙は、あらかじめ協力体制を整備し、その組織、人員及び調達可能な資機材等の状況を甲に報告しておくものとする。

2 乙は、甲からの要請があったときは、直ちに応急活動の統括連絡責任者及び応急活動を実施する

乙の会員を選定し、甲に報告するものとする。

(応急活動の実施及び報告)

第6条 乙は、要請に基づき、安全に配慮しつつ迅速かつ的確な応急活動を実施するとともに、応急活動中に収集した災害情報を積極的に甲に報告するものとする。

2 乙は、応急活動が完了したときは、乙が実施した応急活動の内容を記載した報告書を甲に提出するものとする。

(費用負担)

第7条 乙が、この協定に基づく応急活動に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 費用負担の算出方法については、甲が定める単価等を基準として、甲・乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末日までとする。ただし、期間満了の1箇月以前に甲又は乙から申入れがないときは、この協定は更に1年間更新されたものとみなし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な細目については、甲・乙協議して別途定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成21年12月18日

(36) 熊本市災害等緊急放送に関する協定（熊本シティエフエム）

熊本市（以下「甲」という。）と株式会社熊本シティエフエム（以下「乙」という。）とは、熊本市災害等緊急放送の実施に関し次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲における突発的な災害・事故の発生に際し、災害・事故の規模、被害の状況及びライフラインに関する情報並びに災害救助・支援の状況等災害等に関する状況（以下これらを「災害情報」という。）を災害等緊急放送により正確及び迅速に報道し、もって市民生活の安定を図ることを目的とする。

（基本事項）

第2条 甲及び乙は、災害情報に関して可能な限り情報提供に努めること。

2 甲及び乙は、情報提供において、報道の公平性を確保すること。

（遵守事項）

第3条 甲及び乙は、熊本市危機管理指針の趣旨を尊重し、市民生活の安全に寄与するため、迅速及び正確な災害情報を提供するよう努めるものとする。

2 甲及び乙は、各々の責任において割込み放送に係る電話番号及び暗証番号を管理するとともに、それらを他に漏らしてはならない。

（放送の実施）

第4条 災害緊急放送は、別途定める熊本市災害等緊急放送実施要領（以下「要領」という。）に基づき実施するものとする。

2 災害緊急放送は、乙が管理する放送設備を使用し、乙が予定する放送番組に優先して臨時に行うものとする。

（協議）

第5条 災害緊急放送の実施において、要領及びこの協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

（効力発生の日）

第6条 この協定は、平成21年4月1日からその効力を生じる。

（協定の廃止）

第7条 「熊本市災害等緊急放送に関する協定書」（平成8年4月1日締結）は、この協定の締結により破棄する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成21年4月1日

(37) 災害時物資供給に関する協定書（株式会社 鶴屋百貨店）

熊本市（以下「甲」という。）と株式会社鶴屋百貨店（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

2 甲は乙に対して、支援活動を要請し、乙は社会貢献の一環として、当該支援活動への協力に努めるものとする。

（災害の対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第23条第1項及び同法第42条第1項の規定により作成された熊本市地域防災計画に基づき、熊本市水防本部、熊本市災害警戒本部又は熊本市災害対策本部が設置される状況下での災害

(2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する武力攻撃災害による被害又は同法第172条第1項に規定する緊急事態に係る被災

(3) 前2号に準じる災害で、乙の協力が必要であると甲が認めた災害

（供給物資）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

(1) 食料品

(2) 衣料寝具

(3) 日用品雑貨

(4) その他甲が指定する物資

（物資供給の要請及び費用負担）

第4条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対して、物資供給の要請を行うことができる。

2 前項による物資供給の費用は、災害発生直前における適正な価格（引渡しのため輸送を行なった場合は、その運搬等の費用を含む。）とし、甲・乙協議し決定する。

3 前項に規定する費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

4 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（物資供給の要請の方法）

第5条 物資供給の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急時においては、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲で可能な限り

物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

(引渡し等)

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が運搬するものとする。

(保有数量の報告)

第8条 甲は、この協定締結以降、必要に応じて乙に対し物資の保有数量等の報告を求めることができる。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(協定期間)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月以前に甲又は乙から申し入れがないときは、この協定は更に1年間更新されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成22年5月24日

(38) 災害時物資供給に関する協定書（株式会社 県民百貨店）

熊本市（以下「甲」という。）と株式会社県民百貨店（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

2 甲は乙に対して、支援活動を要請し、乙は社会貢献の一環として、当該支援活動への協力に努めるものとする。

（災害の対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第23条第1項及び同法第42条第1項の規定により作成された熊本市地域防災計画に基づき、熊本市水防本部、熊本市災害警戒本部又は熊本市災害対策本部が設置される状況下での災害

(2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する武力攻撃災害による被害又は同法第172条第1項に規定する緊急事態に係る被災

(3) 前2号に準じる災害で、乙の協力が必要であると甲が認めた災害

（供給物資）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

(1) 食料品

(2) 衣料寝具

(3) 日用品雑貨

(4) その他甲が指定する物資

（物資供給の要請及び費用負担）

第4条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対して、物資供給の要請を行うことができる。

2 前項による物資供給の費用は、災害発生直前における適正な価格（引渡しのため輸送を行なった場合は、その運搬等の費用を含む。）とし、甲・乙協議し決定する。

3 前項に規定する費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

4 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（物資供給の要請の方法）

第5条 物資供給の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急時においては、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲で可能な限り

物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

(引渡し等)

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が運搬するものとする。

(保有数量の報告)

第8条 甲は、この協定締結以降、必要に応じて乙に対し物資の保有数量等の報告を求めることができる。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(協定期間)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月以前に甲又は乙から申し入れがないときは、この協定は更に1年間更新されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成22年5月24日

(39) 災害時物資供給に関する協定書（株式会社 イズミ）

熊本市（以下「甲」という。）と株式会社イズミ（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

2 甲は乙に対して、支援活動を要請し、乙は社会貢献の一環として、当該支援活動への協力に努めるものとする。

（災害の対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第23条第1項及び同法第42条第1項の規定により作成された熊本市地域防災計画に基づき、熊本市水防本部、熊本市災害警戒本部又は熊本市災害対策本部が設置される状況下での災害

(2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する武力攻撃災害による被害又は同法第172条第1項に規定する緊急事態に係る被災

(3) 前2号に準じる災害で、乙の協力が必要であると甲が認めた災害

（供給物資）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

(1) 食料品

(2) 衣料寝具

(3) 日用品雑貨

(4) その他甲が指定する物資

（物資供給の要請及び費用負担）

第4条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対して、物資供給の要請を行うことができる。

2 前項による物資供給の費用は、災害発生直前における適正な価格（引渡しのため輸送を行なった場合は、その運搬等の費用を含む。）とし、甲・乙協議し決定する。

3 前項に規定する費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

4 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（物資供給の要請の方法）

第5条 物資供給の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急時においては、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲で可能な限

り物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

(引渡し等)

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が運搬するものとする。

(保有数量の報告)

第8条 甲は、この協定締結以降、必要に応じて乙に対し物資の保有数量等の報告を求めることができる。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(協定期間)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月以前に甲又は乙から申し入れがないときは、この協定は更に1年間更新されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成22年5月24日

(40) 災害時物資供給に関する協定書 (株式会社 ダイエー)

熊本市 (以下「甲」という。) と株式会社ダイエー (以下「乙」という。) は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 (以下「災害時」という。) において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

2 甲は乙に対して、支援活動を要請し、乙は社会貢献の一環として、当該支援活動への協力に努めるものとする。

(災害の対象)

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

(1) 災害対策基本法 (昭和36年法律第233号) 第23条第1項及び同法第42条第1項の規定により作成された熊本市地域防災計画に基づき、熊本市水防本部、熊本市災害警戒本部又は熊本市災害対策本部が設置される状況下での災害

(2) 前号に準じる災害で、乙の協力が必要であると甲が認めた災害

(供給物資)

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

(1) 食料品

(2) 衣料寝具

(3) 日用品雑貨

(4) その他甲が指定する物資

(物資供給の要請及び費用負担)

第4条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対して、物資供給の要請を行うことができる。

2 前項による物資供給の費用は、災害発生直前における適正な価格 (引渡しのため輸送を行なった場合は、その運搬等の費用を含む。) とし、甲・乙協議し決定する。

3 前項に規定する費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

4 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(物資供給の要請の方法)

第5条 物資供給の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急時においては、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(物資の供給の協力)

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲で可能な限り物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

(引渡し等)

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が運搬するものとする。

(保有数量の報告)

第8条 甲は、この協定締結以降、必要に応じて乙に対し物資の保有数量等の報告を求めることができる。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(協定期間)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月以前に甲又は乙から申し入れがないときは、この協定は更に1年間更新されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成22年5月24日

(41) 災害時物資供給に関する協定書（株式会社 マルシヨク）

熊本市（以下「甲」という。）と株式会社マルシヨク（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

2 甲は乙に対して、支援活動を要請し、乙は社会貢献の一環として、当該支援活動への協力に努めるものとする。

（災害の対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第23条第1項及び同法第42条第1項の規定により作成された熊本市地域防災計画に基づき、熊本市水防本部、熊本市災害警戒本部又は熊本市災害対策本部が設置される状況下での災害

(2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する武力攻撃災害による被害又は同法第172条第1項に規定する緊急事態に係る被災

(3) 前2号に準じる災害で、乙の協力が必要であると甲が認めた災害

（供給物資）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

(1) 食料品

(2) 衣料寝具

(3) 日用品雑貨

(4) その他甲が指定する物資

（物資供給の要請及び費用負担）

第4条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対して、物資供給の要請を行うことができる。

2 前項による物資供給の費用は、災害発生直前における適正な価格（引渡しのため輸送を行なった場合は、その運搬等の費用を含む。）とし、甲・乙協議し決定する。

3 前項に規定する費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

4 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（物資供給の要請の方法）

第5条 物資供給の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急時においては、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲で可能な限り

物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

(引渡し等)

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が運搬するものとする。

(保有数量の報告)

第8条 甲は、この協定締結以降、必要に応じて乙に対し物資の保有数量等の報告を求めることができる。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(協定期間)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月以前に甲又は乙から申し入れがないときは、この協定は更に1年間更新されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成22年5月24日

(42) 災害時応急活動に関する協定書（熊本県解体業協会）

熊本市（以下「甲」という。）と熊本県解体業協会（以下「乙」という。）は、災害の発生時における応急活動の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲からの協力要請に基づいて乙が行う応急復旧活動や災害廃棄物の処理等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 甲は乙に対して、応急活動の協力を要請し、乙は社会貢献の一環として、当該応急活動の実施に努めるものとする。

（災害の対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第23条第1項及び同法第42条第1項の規定により作成された熊本市地域防災計画に基づき、熊本市水防本部若しくは熊本市災害警戒本部又は熊本市災害対策本部が設置される状況下での災害。

(2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する武力攻撃災害による被害又は同法第172条第1項に規定する緊急事態に係る被災。

(3) 甲が前2号に準じる災害で、乙の協力が必要であると認めた災害。

（定義）

第3条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 災害廃棄物 各種災害により発生するごみ。

(2) 災害廃棄物の処理等 災害廃棄物の収集・運搬、処理、処分その他災害廃棄物の処理等に関し必要な業務。

（応急活動の内容）

第4条 甲が乙に対して協力を要請する応急活動は、次のとおりとする。

(1) 甲が緊急に行なう必要があると認め、指示する応急措置。

(2) 重機、資機材及び労力の供給又は待機。

(3) 災害廃棄物の収集・運搬、処理、処分その他災害廃棄物の処理。

(4) その他甲が緊急に指示する予防措置や事後措置。

（協力要請の手続き等）

第5条 甲は、災害による被害が発生し、又は発生するおそれがあると認めたときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の規定による要請があったときは、甲に協力するものとする。

3 第1項に規定する要請は、原則として文書によるものとする。

（協力体制の整備）

第6条 乙は、あらかじめ協力体制を整備し、その組織、人員、調達可能な資機材等の状況を甲に報告するものとする。

2 乙は、甲からの要請があったときは、直ちに応急活動の統括連絡責任者及び応急活動を実施する乙の会員を選定し、甲に報告するものとする。

(応急活動等の実施)

第7条 乙は、要請内容に基づく甲の指示に従い、的確な応急活動や災害廃棄物の処理等を実施するものとする。

2 甲は、第5条第1項に規定する要請をしたときは、乙の活動が円滑に実施されるように必要な措置を講ずるものとする。

3 乙は、災害廃棄物の処理等の実施に当たっては次に掲げる事項に留意する。

(1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。

(2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底等に努めること。

(実施報告)

第8条 乙は、応急活動が完了したときは、実施した内容を記載した報告書を甲に提出するものとする。

(費用負担)

第9条 乙がこの協定に基づく応急活動に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 費用負担の算出方法については、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から当該協定締結の日の属する年度の末日までとする。

ただし、期間満了日前1月の翌日までに甲又は乙から申入れがないときは、この協定は更に1年間更新されたものとみなし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な細目については、甲乙協議して別途定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成22年6月28日

(43) 大規模災害時における登記・境界に関する相談業務の実施に関する協定書

(熊本県土地家屋調査士会)

熊本市（以下「甲」という。）と熊本県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）は、地震等の大規模災害（以下「大規模災害」という。）時における建物損壊、土地境界標の滅失等に係る登記・境界に関する相談業務（以下「相談業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、熊本市内に大規模災害が発生した場合において、甲が乙に対して要請する相談業務の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応援の要請)

第2条 甲は、熊本市内に大規模災害が発生した場合において、登記・境界関係相談所（以下「相談所」という。）の開設を乙に要請することができる。

2 乙は、甲から前項の規定による要請を受けた場合、速やかに相談所を開設する。

(相談所の開設)

第3条 相談所の開設場所、時間等は、相談業務の需要等に応じて、甲、乙協議のうえ決定する。

(相談所の開設に関する調整)

第4条 相談所の開設に関する関係機関との連絡調整は、原則として甲が行うものとする。

(相談業務の実施)

第5条 乙は、相談所における相談業務を無償で行うものとする。

(連絡責任者)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく相談業務に関する連絡責任者を選定し、相互に通知するものとする。変更があった場合もまた同様とする。

(費用負担)

第7条 相談所の開設に要する経費については、乙が負担する。

(協定の有効期間及び更新)

第8条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から当該協定の締結の日の属する年度の末日までとする。ただし、有効期間満了日前30日までに甲又は乙から申入れがないときは、この協定は、更に1年間更新されたものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な細目については、甲乙協議して別途定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成22年8月18日

(44) 大規模災害時の支援活動に関する協定書（熊本県地質調査業協会）

熊本市（以下「甲」という。）と社団法人熊本県地質調査業協会（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合又はその恐れが生じた場合において、乙の社会貢献活動の一環として実施する支援活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合又はその恐れが生じた場合において、甲が管理する道路、橋梁、堤防等の公共土木施設（以下「公共土木施設」という。）等における支援活動（以下「支援活動」という。）であって甲が乙に対して協力を要請するものの実施に関し、必要な事項について定める。

（対象となる大規模災害）

第2条 この協定の対象となる大規模災害は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項の規定に基づき熊本市地域防災計画（同法第42条第1項の規定により作成された熊本市の地域に係る市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）の定めるところにより熊本市災害対策本部が設置される状況下での災害
- (2) 熊本市地域防災計画の定めるところにより、熊本市水防本部又は熊本市災害警戒本部が設置される状況下での災害
- (3) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する武力攻撃災害による被害又は同法第172条第1項に規定する緊急事態に係る被害
- (4) 前3号と同程度の災害であって、乙の支援活動が必要であると甲が認めたもの

（支援活動の内容）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する支援活動は、次のとおりとする。

- (1) 公共土木施設等の被害情報の収集及び甲に対する報告
- (2) 公共土木施設等の応急対策及び災害復旧のための技術的助言、地質調査、解析等に対する提案
- (3) 甲が緊急に行う必要があると認め、指示する業務

（協力要請）

第4条 甲は、前条の支援活動を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の規定による要請があったときは、特別な理由がない限り、甲に協力するものとする。

（協力体制の整備）

第5条 甲及び乙は、あらかじめ支援活動に関する連絡責任者を定め、必要な情報を交換するものとする。

2 乙は、甲からの協力の要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ協力体制を整備し、その内容を甲に報告するものとする。

（報告）

第6条 乙は、支援活動を実施するときは、直ちに支援活動を実施する乙の会員を選定し、甲に報告するものとする。

2 乙は、支援活動を完了したときは、直ちにその旨を甲に報告し、乙の支援活動の内容を記載した報告書を速やかに甲に提出するものとする。

(費用負担)

第7条 第3条に規定する支援活動の実施に要した費用のうち、同条第1号及び第2号に規定する活動に係るものにあつては乙の負担とし、同条第3号に規定する活動に係るものにあつては甲、乙が協議してその負担の割合を決定するものとする。

(損害補償)

第8条 支援活動を実施する乙の会員が、支援活動に従事したことにより負傷し、若しくは疾病に罹り、若しくは死亡した場合又はその支援活動により第三者に損害を与えた場合において必要となる一切の補償については、乙の責任において行うものとする。

(協定の有効期間及び更新)

第9条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から当該協定の締結の日の属する年度の末日までとする。ただし、有効期間満了日前30日までに甲又は乙から申入れがないときは、この協定は、更に1年間更新されたものとみなし、以後の期間についてもまた同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な細目については、甲乙協議して別途定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成22年10月19日

(45) 大規模災害時の支援活動に関する協定書

(社団法人 熊本県測量設計・建設コンサルタント協会)

熊本市（以下「甲」という。）と社団法人熊本県測量設計・建設コンサルタント協会（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合又はその恐れが生じた場合において、乙の社会貢献活動の一環として実施する支援活動について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合又はその恐れが生じた場合において、甲が管理する道路、橋梁、堤防等の公共土木施設（以下「公共土木施設」という。）等における支援活動（以下「支援活動」という。）であって、甲が乙に対して協力を要請するものの実施に関し、必要な事項について定める。

(対象となる大規模災害)

第2条 この協定の対象となる大規模災害は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項の規定に基づき熊本市地域防災計画（同法第42条第1項の規定により作成された熊本市の地域に係る市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）の定めるところにより熊本市災害対策本部が設置される状況下での災害
- (2) 熊本市地域防災計画の定めるところにより、熊本市水防本部又は熊本市災害警戒本部が設置される状況下での災害
- (3) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する武力攻撃災害による被害又は同法第172条第1項に規定する緊急事態に係る被害
- (4) 前3号と同程度の災害であって、乙の支援活動が必要であると甲が認めたもの

(支援活動の内容)

第3条 甲が乙に対し協力を要請する支援活動は、次のとおりとする。

- (1) 公共土木施設等の被害情報の収集及び甲に対する報告
- (2) 公共土木施設等の応急対策及び災害復旧のための技術的助言、設計等に対する提案
- (3) 甲が緊急に行う必要があると認め、指示する業務

(協力要請)

第4条 甲は、前条の支援活動を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の規定による要請があったときは、特別な理由がない限り、甲に協力するものとする。

(協力体制の整備)

第5条 甲及び乙は、あらかじめ支援活動に関する連絡責任者を定め、必要な情報を交換するものとする。

2 乙は、甲からの協力の要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ協力体制を整備し、その内容を甲に報告するものとする。

(報告)

第6条 乙は、支援活動を実施するときは、直ちに支援活動を実施する乙の会員を選定し、甲に報告するものとする。

2 乙は、支援活動を完了したときは、直ちにその旨を甲に報告し、乙の支援活動の内容を記載した報告書を速やかに甲に提出するものとする。

(費用負担)

第7条 第3条に規定する支援活動の実施に要した費用のうち、同条第1号及び第2号に規定する活動に係るものにあつては乙の負担とし、同条第3号に規定する活動に係るものにあつては甲、乙が協議してその負担の割合を決定するものとする。

(損害補償)

第8条 支援活動を実施する乙の会員が、支援活動に従事したことにより負傷し、若しくは疾病に罹り、若しくは死亡した場合又はその支援活動により第三者に損害を与えた場合において必要となる一切の補償については、乙の責任において行うものとする。

(協定の有効期間及び更新)

第9条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から当該協定の締結の日の属する年度の末日までとする。ただし、有効期間満了日前30日までに甲又は乙から申入れがないときは、この協定は更に1年間更新されたものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な細目については、甲乙協議して別途定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成22年10月19日

(46) 大規模災害時における応急対策に関する協定書

(熊本県塗装防水仕上業協同組合)

熊本市（以下「甲」という。）と熊本県塗装防水仕上業協同組合（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合又はその恐れが生じた場合において、乙の社会貢献活動の一環として実施する応急対策業務について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合又はその恐れが生じた場合において、被災建造物の点検、簡易修理及び浸水による汚泥の洗浄等、応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）であって、甲が乙に対して協力を要請するものの実施に関し、必要な事項について定める。

(対象となる大規模災害)

第2条 この協定の対象となる大規模災害は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項の規定に基づき熊本市地域防災計画（同法第42条第1項の規定により作成された熊本市の地域に係る市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）の定めるところにより熊本市災害対策本部が設置される状況下での災害
- (2) 熊本市地域防災計画の定めるところにより、熊本市水防本部又は熊本市災害警戒本部が設置される状況下での災害
- (3) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する武力攻撃災害による被害又は同法第172条第1項に規定する緊急事態に係る被害
- (4) 前3号と同程度の災害であって、乙の応急対策業務が必用であると甲が認めたもの

(応急対策業務の内容)

第3条 甲が乙に対し協力を要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

- (1) 公共施設、避難場所及び一般住宅等における汚泥の洗浄
- (2) 災害時に発生する一般廃棄物の指定場所への運搬
- (3) 被災建造物の簡易点検及び応急修理
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要と認める業務

(協力要請)

第4条 甲は、前条の応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の規定による要請があったときは、特別な理由がない限り、甲に協力するものとする。

(協力体制の整備)

第5条 甲及び乙は、あらかじめ応急対策業務に関する連絡責任者を定め、必要な情報を交換するものとする。

2 乙は、甲からの協力の要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ協力体制を整備し、その内容を甲に報告するものとする。

(報告)

第6条 乙は、応急対策業務を実施するときは、直ちに応急対策業務を実施する乙の組合員を選定し、甲に報告するものとする。

2 乙は、応急対策業務を完了したときは、直ちにその旨を甲に報告し、乙の応急対策業務の内容を記載した報告書を速やかに甲に提出するものとする。

(費用負担)

第7条 第3条に規定する応急対策業務の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

(損害賠償責任)

第8条 応急対策業務を実施する乙の会員が、応急対策業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病に罹り、若しくは死亡した場合又はその応急対策業務により第三者に損害を与えた場合において必要となる一切の補償については、乙の責任において行うものとする。

(協定の有効期間及び更新)

第9条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から当該協定の締結の日の属する年度の末日までとする。ただし、有効期間満了日前30日までに甲又は乙から申入れがないときは、この協定は、更に1年間更新されたものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な細目については、甲乙協議して別途定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成22年10月19日

(47) 熊本市における大規模な災害時の応援に関する協定書

国土交通省九州地方整備局長（以下「局長」という。）と熊本市長（以下「市長」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第77条に関して、国土交通省所管施設（直轄施設を除く。以下「所管施設」という。）に大規模な災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等による社会的な影響が大きい重大な自然災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の応援に関する内容等を定め、もって被害の拡大を防ぎ、及び二次災害を防止することを目的として、次の条項により協定を締結する。

（応援内容）

第1条 応援内容は、次の事項の実施に係る資機材及び職員の応援に関するものとする。

- (1) 所管施設の被害状況の把握
- (2) 情報連絡網の構築
- (3) 現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
- (4) 災害応急措置
- (5) その他必要と認められる事項

（被災状況の連絡及び現地情報連絡員の派遣）

第2条 熊本市内の所管施設に大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、九州地方整備局と熊本市は相互に連絡するものとする。なお、市長の応援要請があった場合又は局長が必要と判断した場合は、局長は、現地情報連絡員を熊本市に派遣し情報交換を行うものとする。この場合において、市長は、現地情報連絡員の活動場所を災害対策本部等に確保するものとする。

（応援の実施）

第3条 局長は、市長からの応援要請に対して、必要性について判断の上、応援を行うものとする。

（応援要請の手続）

第4条 市長は、熊本市内の所管施設に大規模な災害が発生、又は発生のおそれがある場合において、九州地方整備局の応援を必要とするときは、九州地方整備局熊本河川国道事務所長又は熊本港湾・空港整備事務所長に電話等により応援要請を伝え、応援内容を相互に確認した上で、別紙－1の文書にて応援要請を提出するものとする。

2 局長（局長からの指示を受けた九州地方整備局の職員を含む。）は、前項の応援要請を受け、応援を行うときは、市長（市長からの指示を受けた熊本市の職員を含む。）に電話等により応援する旨を伝え、速やかに別紙－2の文書により応援内容を通知する。

（応援要請の手続ができない場合の応援）

第5条 熊本市内の所管施設に大規模な災害が発生し、被災による相互の連絡不能などにより応援要請の手続が速やかにできない場合において、特に緊急を要し、かつ応援要請に時間を要する場合は、局長が独自の判断により応援できるものとする。この場合において、局長は、あらかじめ別紙－3の文書により応援内容を市長に通知するものとする。ただし、連絡網が寸断されている等、連絡を取ることが困難である場合は、事前に連絡することを要しない。

（経費の負担）

第6条 第1条に規定する応援を行った場合の経費の負担については次のとおりとする。

(1) 災害初動時に第1条(1)、(2)及び(3)の応援を行う場合

九州地方整備局の負担とする。なお、災害初動時とは、原則として九州地方整備局が災害等支援本部を設置している期間とする。

(2) 第1条(4)及び(5)の応援を行う場合

原則として熊本市の負担とするが、第1条(4)の応援を行う場合で、次の①～④の全てに該当する場合は、原則として九州地方整備局の負担とする。

- ① 大規模な災害と認められる場合
- ② 国土交通本省が非常災害対策本部若しくは緊急災害対策本部を設置し、又は非常体制を発令している場合
- ③ 被害拡大又は二次災害の防止のための必要最低限の緊急対応である場合（施設復旧を含まない。）
- ④ 広域災害等であって、本来緊急対応を実施すべき者が明確でない場合、又は関係者間で連絡不能や連絡に時間を要する場合で、応急措置又は災害復旧事業の主体、分担等が決定されるまでの間である場合

(平常時の連絡)

第7条 九州地方整備局企画部防災課及び熊本河川国道事務所調査第一課・道路管理第一課熊本港湾・空港整備事務所保全課と熊本市総務局危機管理防災室は、平常時から防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施を図るものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、局長と市長とが協議して定めるものとする。

2 この協定に関する実務責任者は、九州地方整備局においては企画部防災課長、熊本市においては総務局危機管理防災室とする。

(運用)

第9条 この協定書は、平成23年8月8日から適用する。

(48) 大規模災害時応急活動に関する協定書（熊本県優良住宅協会）

熊本市（以下「甲」という。）と一般社団法人熊本県優良住宅協会（以下「乙」という。）は地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）時における応急活動の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害により被害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、十分な応急復旧活動等（以下「応急活動」という。）の実施により円滑な災害対策に資することを目的とする。

2 甲は乙に対して、応急活動の協力を要請し、乙は社会貢献の一環として、当該応急活動の実施に努めるものとする。

（災害の対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第23条第1項及び同法第42条第1項の規定により作成された熊本市地域防災計画に基づき、熊本市水防本部若しくは熊本市災害警戒本部又は熊本市災害対策本部が設置される状況下での災害

(2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する武力攻撃災害による被害又は同法第172条第1項に規定する緊急対処事態に係る被災

(3) 前2号に準じる災害で、乙の応急活動が必要であると甲が認めた災害

（応急活動の内容）

第3条 甲が乙に対して協力を要請する応急活動は、次のとおりとする。

(1) 木造仮設住宅の建設

(2) その他甲が指示する応急活動

（応急活動の協力要請）

第4条 甲は、災害による被害が発生し、又は発生する恐れがあると認めたときは、乙に応急活動の協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請（以下「要請」という。）があったときは、甲に協力し、応急活動を実施するものとする。

3 甲は、要請を行うに当たっては、被害の状況、協力を求める応急活動の内容等を乙に連絡するものとする。この場合において、甲は、連絡後速やかに、要請する応急活動に関する事項を記載した文書を送付するものとする。

（協力体制の整備）

第5条 乙は、あらかじめ協力体制を整備し、その組織、人員及び調達可能な資機材等の状況を甲に報告しておくものとする。

2 乙は、甲からの要請があったときは、直ちに応急活動の統括連絡責任者及び応急活動を実施する乙の会員を選定し、甲に報告するものとする。

（応急活動の実施及び報告）

第6条 乙は、要請に基づき、安全に配慮しつつ迅速かつ的確な応急活動を実施するとともに、応急

活動中に収集した災害情報を積極的に甲に報告するものとする。

2 乙は、応急活動が完了したときは、乙が実施した応急活動の内容を記載した報告書を甲に提出するものとする。

(費用負担)

第7条 乙がこの協定に基づく応急活動に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 費用負担の算出方法については、災害発生直前における適正な価格（輸送を行った場合には、その費用も含む）とし、甲・乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末日までとする。ただし、期間満了の1箇月以前に甲又は乙から申入れがないときは、この協定は更に1年間更新されたものとみなし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な細目については、甲・乙協議して別途定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年8月16日

(49) 大規模災害時応急活動に関する協定書（熊本県景観整備施設業協会）

熊本市（以下「甲」という。）と熊本県景観整備施設業協会（以下「乙」という。）は地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）時における応急活動の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害により被害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、十分な応急復旧活動等（以下「応急活動」という。）の実施により円滑な災害対策に資することを目的とする。

2 甲は乙に対して、応急活動の協力を要請し、乙は社会貢献の一環として、当該応急活動の実施に努めるものとする。

（災害の対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第23条第1項及び同法第42条第1項の規定により作成された熊本市地域防災計画に基づき、熊本市水防本部若しくは熊本市災害警戒本部又は熊本市災害対策本部が設置される状況下での災害

(2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する武力攻撃災害による被害又は同法第172条第1項に規定する緊急対処事態に係る被災

(3) 前2号に準じる災害で、乙の応急活動が必要であると甲が認めた災害

（応急活動の内容）

第3条 甲が乙に対して協力を要請する応急活動は、次のとおりとする。

(1) 甲が管理する防球ネットや支柱及び遊具の撤去

(2) 一時避難所におけるテントの設営

(3) その他甲が指示する応急活動

（応急活動の協力要請）

第4条 甲は、災害による被害が発生し、又は発生する恐れがあると認めたときは、乙に応急活動の協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請（以下「要請」という。）があったときは、甲に協力し、応急活動を実施するものとする。

3 甲は、要請を行うに当たっては、被害の状況、協力を求める応急活動の内容等を乙に連絡するものとする。この場合において、甲は、連絡後速やかに、要請する応急活動に関する事項を記載した文書を送付するものとする。

（協力体制の整備）

第5条 乙は、あらかじめ協力体制を整備し、その組織、人員及び調達可能な資機材等の状況を甲に報告しておくものとする。

2 乙は、甲からの要請があったときは、直ちに応急活動の統括連絡責任者及び応急活動を実施する乙の会員を選定し、甲に報告するものとする。

（応急活動の実施及び報告）

第6条 乙は、要請に基づき、安全に配慮しつつ迅速かつ的確な応急活動を実施するとともに、応急活動中に収集した災害情報を積極的に甲に報告するものとする。

2 乙は、応急活動が完了したときは、乙が実施した応急活動の内容を記載した報告書を甲に提出するものとする。

(費用負担)

第7条 乙がこの協定に基づく応急活動に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 費用負担の算出方法については、甲が定める単価等を基準として、甲・乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末日までとする。ただし、期間満了の1箇月以前に甲又は乙から申入れがないときは、この協定は更に1年間更新されたものとみなし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な細目については、甲・乙協議して別途定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

(50) 災害発生時における物資等の緊急輸送に係る協定書（熊本県トラック協会）
熊本市（以下「甲」という。）と社団法人熊本県トラック協会（以下「乙」という。）は、地震その他災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における物資等の緊急輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時の物資等の緊急輸送に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（災害の対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

- (1) 熊本市地域防災計画に基づき、熊本市水防本部若しくは熊本市災害警戒本部又は熊本市災害対策本部が設置される状況下での災害
- (2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する武力攻撃災害による被害又は同法第172条第1項に規定する緊急対処事態に係る被災
- (3) 前2号に準じる災害で、乙の応急活動が必要であると甲が認めた災害

（協力要請）

第3条 甲は災害応急対策の実施に必要があると認めるときは、乙に対して、事業用車両等による緊急輸送を要請することができるものとし、乙は、輸送事業者等の生命に危険を及ぼす等の特別の理由がない限り、これに協力し、通常業務に優先して行うものとする。

2 甲の協力要請は、文書（様式第1号）をもって業務の内容、期間等を明記して行うものとする。但し、やむを得ない事情により文書で要請できない場合は、口頭又は電話等で要請し、その後、速やかに乙に対し文書を交付するものとする。

なお、連絡先窓口（担当者）及び電話番号等については、甲乙双方が別表1の様式により毎年4月1日現在の状況について、速やかに連絡すること。

（業務の内容）

第4条 本協定により甲が乙に対し協力等を要請する業務は次のとおりとする。

- (1) 災害救援に必要な生活必需品等の輸送業務
- (2) 災害緊急対策実施のために必要な資機材等の輸送業務
- (3) 瓦礫の輸送など甲が必要とする応急対策業務
- (4) 物流専門家によるアドバイザー業務

（業務報告）

第5条 乙は第3条の業務を実施したときは、当該業務の終了後、速やかに文書（様式第2号）により甲に対し業務実施内容を報告するものとする。

（事故等）

第6条 乙の提供した事業用車両が故障その他の理由により物資等の緊急輸送を中断したときは、乙は、速やかに当該事業用車両を交換してその輸送を継続しなければならないものとする。

2 乙の輸送の依頼を受けた乙の会員である一般貨物自動車運送事業者（以下「運送事業者」という。）

は、提供した事業用車両等の運行に際し、傷病又は死亡事故等が発生したときは、乙を経由して甲に対して速やかにその事故等の状況を文書（様式第3号）により報告しなければならない。

（費用の負担）

第7条 第3条の甲からの要請に基づき、乙が事業用車両等の提供に要した費用第4条（1）～（3）の（運賃、作業にかかる人件費、有料道路通行料、駐車場使用等の実費負担額）については、甲が負担する。

2 費用の算出方法については、災害発生前に貨物自動車運送事業報告規則第2条の2に基づき、運送事業者が届け出している運賃及び料金を基準として、甲乙双方が協議して決定するものとする。

3 第2条（4）の物流専門家派遣に要した費用に関する甲の負担については、甲乙双方が協議して決定するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第8条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について運送事業者からの物資等の緊急輸送にかかる請求（様式第4号の1及び4号の2）により甲に請求し、甲は運送事業者の請求（様式第5号）に基づき、速やかに乙の依頼を受けた運送事業者に対して費用の支払いをするものとする。

（補償）

第9条 甲は、第2条の要請に基づき緊急輸送に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合であって、災害対策基本法、国民保護法その他関係する法律又は甲の定める条例（以下「関係法令」という。）で定める損害補償等の要件に該当するときは、関係法令の規定に基づき、（その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける）その損害を補償するものとする。

（連絡責任者）

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては危機管理防災室長、乙においては、社団法人熊本県トラック協会専務理事とする。

（協議）

第11条 この協定の定める事項に疑義が生じた場合及び協定に定めのない事項について必要が生じたときは、甲乙双方が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第12条 この協定は平成24年3月23日からその効力を有するものとし、甲乙双方が文書による終了の通知がない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書式通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自壺通を保有する。

平成24年3月23日

(51) 災害時応急活動に関する協定書（公益社団法人隊友会熊本県隊友会）

熊本市（以下「甲」という。）と公益社団法人隊友会熊本県隊友会（以下「乙」という。）は地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）時における応急活動の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害により被害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、十分な応急復旧活動等（以下「応急活動」という。）の実施により円滑な災害対策に資することを目的とする。

2 甲は乙に対して、応急活動の協力を要請し、乙は社会貢献の一環として、当該応急活動の実施に努めるものとする。

（災害の対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

- (1) 熊本市地域防災計画に基づき、熊本市水防本部若しくは熊本市災害警戒本部又は熊本市災害対策本部が設置される状況下での災害
- (2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する武力攻撃災害による被害又は同法第172条第1項に規定する緊急対処事態に係る被災
- (3) 前2号に準じる災害で、乙の応急活動が必要であると甲が認めた災害

（応急活動の内容）

第3条 甲が乙に対して協力を要請する応急活動は、次のとおりとする。

- (1) 災害関連情報の収集及び伝達
- (2) 自主防災活動等への参加、協力
 - ア 消火、負傷者の救出・救助、応急手当及び搬送
 - イ 避難者の避難誘導及び災害時要援護者の介護
 - ウ 避難所の開設及び運営
 - エ 給水、炊き出し、物資・資材の管理及び配分その他の救援活動
- (3) その他、甲が必要と認める応急活動

（応急活動の協力要請）

第4条 甲は、災害による被害が発生し、又は発生する恐れがあると認めたときは、乙に応急活動の協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請（以下「要請」という。）があったときは、甲に協力し、応急活動を実施するものとする。

3 甲は、要請を行うに当たっては、被害の状況、協力を求める応急活動の内容等を乙に連絡するものとする。この場合において、甲は、連絡後速やかに、要請する応急活動に関する事項を記載した文書を送付するものとする。

（防災訓練等への参加）

第5条 本協定の実効性を確保するために、甲は乙に対し、甲及び自主防災クラブ等が主催する訓練等への参加を要請することができる。

2 甲は、平素から、訓練等への参加に資する情報の提供その他乙に必要な支援を行うものとする。
(協力体制の整備)

第6条 乙は、あらかじめ協力体制を整備し、その組織、人員及び連絡体制、資機材等の状況を甲に報告しておくものとする。

2 乙は平常時から地域の自主防災クラブ等が行う各種事業に積極的に参加、協力するものとする。

3 乙は、甲からの要請があったときは、直ちに応急活動の統括連絡責任者及び応急活動を実施する乙の会員を選定し、甲に報告するものとする。

(応急活動の実施及び報告)

第7条 乙は、要請に基づき、安全に配慮しつつ迅速かつ的確な応急活動を実施するとともに、応急活動中に収集した災害情報を積極的に甲に報告するものとする。

2 乙は、応急活動が完了したときは、乙が実施した応急活動の内容を記載した報告書を甲に提出するものとする。

(費用負担)

第8条 乙がこの協定に基づく応急活動に要した費用については、乙が負担するものとする。

(損害賠償等)

第9条 甲は、その要請により(第3条各号の)協力をした乙の会員が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合であって、災害対策基本法、国民保護法その他関係する法律又は甲の定める条例(以下「関係法令」という。)で定める損害補償等の要件に該当するときは、関係法令の規定に基づき、(その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける)その損害を補償するものとする。

(協定期間)

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末日までとする。ただし、期間満了の1箇月以前に甲又は乙から申入れがないときは、この協定は更に1年間更新されたものとみなし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な細目については、甲・乙協議して別途定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年3月23日

(52) 災害時応急活動に関する協定書（NPO法人日本防災士会・熊本県支部）

熊本市（以下「甲」という。）とNPO法人日本防災士会・熊本県支部（以下「乙」という。）は地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）時における応急活動の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害により被害が発生し、又は発生の恐れがある場合において、十分な応急復旧活動等（以下「応急活動」という。）の実施により円滑な災害対策に資することを目的とする。

2 甲は乙に対して、応急活動の協力を要請し、乙は社会貢献の一環として、当該応急活動の実施に努めるものとする。

（災害の対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

(1) 熊本市地域防災計画に基づき、熊本市水防本部若しくは熊本市災害警戒本部又は熊本市災害対策本部が設置される状況下での災害

(2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する武力攻撃災害による被害又は同法第172条第1項に規定する緊急対処事態に係る被災

(3) 前2号に準じる災害で、乙の応急活動が必要であると甲が認めた災害

（応急活動の内容）

第3条 甲が乙に対して協力を要請する応急活動は、次のとおりとする。

(1) 災害関連情報の収集及び伝達

(2) 自主防災活動等への参加、協力

ア 消火、負傷者の救出・救助、応急手当及び搬送

イ 避難者の避難誘導及び災害時要援護者の介護

ウ 避難所の開設及び運営

エ 給水、炊き出し、物資・資材の管理及び配分その他の救援活動

(3) その他、甲が必要と認める応急活動

（応急活動の協力要請）

第4条 甲は、災害による被害が発生し、又は発生する恐れがあると認めたときは、乙に応急活動の協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請（以下「要請」という。）があったときは、甲に協力し、応急活動を実施するものとする。

3 甲は、要請を行うに当たっては、被害の状況、協力を求める応急活動の内容等を乙に連絡するものとする。この場合において、甲は、連絡後速やかに、要請する応急活動に関する事項を記載した文書を送付するものとする。

（防災訓練等への参加）

第5条 本協定の実効性を確保するために、甲は乙に対し、甲及び自主防災クラブ等が主催する訓練等への参加を要請することができる。

2 甲は、平素から、訓練等への参加に資する情報の提供その他乙に必要な支援を行うものとする。
(協力体制の整備)

第6条 乙は、あらかじめ協力体制を整備し、その組織、人員及び連絡体制、資機材等の状況を甲に報告しておくものとする。

2 乙は平常時から地域の自主防災クラブ等が行う各種事業に積極的に参加、協力するものとする。

3 乙は、甲からの要請があったときは、直ちに応急活動の統括連絡責任者及び応急活動を実施する乙の会員を選定し、甲に報告するものとする。

(応急活動の実施及び報告)

第7条 乙は、要請に基づき、安全に配慮しつつ迅速かつ的確な応急活動を実施するとともに、応急活動中に収集した災害情報を積極的に甲に報告するものとする。

2 乙は、応急活動が完了したときは、乙が実施した応急活動の内容を記載した報告書を甲に提出するものとする。

(費用負担)

第8条 乙がこの協定に基づく応急活動に要した費用については、乙が負担するものとする。

(損害賠償等)

第9条 甲は、その要請により(第3条各号の)協力をした乙の会員が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合であって、災害対策基本法、国民保護法その他関係する法律又は甲の定める条例(以下「関係法令」という。)で定める損害補償等の要件に該当するときは、関係法令の規定に基づき、(その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける)その損害を補償するものとする。

(協定期間)

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末日までとする。ただし、期間満了の1箇月以前に甲又は乙から申入れがないときは、この協定は更に1年間更新されたものとみなし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な細目については、甲・乙協議して別途定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年3月23日

(53) 大規模災害等発生時の防疫活動に関する協定書

(熊本県ペストコントロール協会)

熊本市（以下「甲」という。）と熊本県ペストコントロール協会（以下「乙」という。）は、熊本市に大規模な地震、風水害その他の災害又は広範囲にわたる感染症等の発生（以下「大規模災害等」という。）があった場合において、感染症の予防及びまん延防止を図るため、防疫活動の協力について、次のとおり協定を締結する。

(協力要請)

第1条 大規模災害等の発生に際し、甲は防疫活動の必要を認めるときは、乙に対し、次に掲げる活動の実施について、協力を要請するものとする。

- (1) 消毒活動
- (2) ねずみ・衛生害虫駆除活動

(協力)

第2条 乙は、前条の規定による甲からの防疫活動の協力要請に対し、前条の規定に基づく活動に必要な機材等の確保、労力の提供等可能な限り行うものとする。

(協力会員名簿の作成等)

第3条 乙は、大規模災害等の発生時における防疫活動の協力要請に速やかに対応するため、防疫活動に協力する乙の会員（以下「協力会員」という。）を記載した名簿を作成し、甲に提出するものとする。

(防疫活動の協力要請)

第4条 甲は、乙に防疫活動の実施についての協力要請をするときは、災害・感染症の発生状況に基づき活動の日時、場所、内容等を指定して、防疫活動協力要請書（様式第1号）により要請するものとする。

(防疫活動の実施)

第5条 乙は、第1条の規定による甲からの協力要請を受けたときは、協力会員のうちから防疫活動に従事するのに適当なものを選出し、甲の指定する日時及び場所に速やかに出勤させ、防疫活動を行うものとする。

(防疫活動の実施報告)

第6条 乙及び協力会員は、防疫活動中に収集した災害及び感染症の発生に係る情報を随時甲に報告するものとする。

2 乙は、防疫活動が完了したときは、協力会員の防疫活動報告を取りまとめ、防疫活動実施報告書（様式第2号）を甲に提出するものとする。

(費用負担)

第7条 乙がこの協定に基づく防疫活動に要した費用（以下「防疫活動費用」という。）については、甲が負担するものとする。

2 防疫活動費用の算出方法については、甲が定める単価等を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

(費用の支払方法)

第8条 甲は、第6条に規定する防疫活動実施報告書の提出を受け、その内容を確認し、これを適正と認めるときは、乙の請求により防疫活動費用を支払うものとする。

(協定期間)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末日までとする。ただし、期間満了の日の1箇月前までに甲又は乙から変更又は解除の申し入れがないときは、この協定は更に1年間更新されたものとみなし、以後も同様とする。

(個人情報の保護)

第10条 乙は、防疫活動の実施に当たって知り得た個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できるものをいう。）を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は協力会員に第1項を守らせるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な細目については、甲乙協議して別途定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年3月23日

(54) 大規模災害等発生時の防疫活動に関する協定書（熊本県害虫消毒協同組合）

熊本市（以下「甲」という。）と熊本県害虫消毒協同組合（以下「乙」という。）は、熊本市に大規模な地震、風水害その他の災害又は広範囲にわたる感染症等の発生（以下「大規模災害等」という。）があった場合において、感染症の予防及びまん延防止を図るため、防疫活動の協力について、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 大規模災害等の発生に際し、甲は防疫活動の必要を認めるときは、乙に対し、次に掲げる活動の実施について、協力を要請するものとする。

(1) 消毒活動

(2) ねずみ・衛生害虫駆除活動

（協力）

第2条 乙は、前条の規定による甲からの防疫活動の協力要請に対し、前条の規定に基づく活動に必要な機材等の確保、労力の提供等可能な限り行うものとする。

（協力会員名簿の作成等）

第3条 乙は、大規模災害等の発生時における防疫活動の協力要請に速やかに対応するため、防疫活動に協力する乙の会員（以下「協力会員」という。）を記載した名簿を作成し、甲に提出するものとする。

（防疫活動の協力要請）

第4条 甲は、乙に防疫活動の実施についての協力要請をするときは、災害・感染症の発生状況に基づき活動の日時、場所、内容等を指定して、防疫活動協力要請書（様式第1号）により要請するものとする。

（防疫活動の実施）

第5条 乙は、第1条の規定による甲からの協力要請を受けたときは、協力会員のうちから防疫活動に従事するのに適当なものを選出し、甲の指定する日時及び場所に速やかに出勤させ、防疫活動を行うものとする。

（防疫活動の実施報告）

第6条 乙及び協力会員は、防疫活動中に収集した災害及び感染症の発生に係る情報を随時甲に報告するものとする。

2 乙は、防疫活動が完了したときは、協力会員の防疫活動報告を取りまとめ、防疫活動実施報告書（様式第2号）を甲に提出するものとする。

（費用負担）

第7条 乙がこの協定に基づく防疫活動に要した費用（以下「防疫活動費用」という。）については、甲が負担するものとする。

2 防疫活動費用の算出方法については、甲が定める単価等を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

（費用の支払方法）

第8条 甲は、第6条に規定する防疫活動実施報告書の提出を受け、その内容を確認し、これを適正

と認めるときは、乙の請求により防疫活動費用を支払うものとする。

(協定期間)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末日までとする。ただし、期間満了の日の1箇月前までに甲又は乙から変更又は解除の申し入れがないときは、この協定は更に1年間更新されたものとみなし、以後も同様とする。

(個人情報の保護)

第10条 乙は、防疫活動の実施に当たって知り得た個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できるものをいう。）を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は協力会員に第1項を守らせるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な細目については、甲乙協議して別途定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年3月23日

(55) 災害時における生活用水等の供給及び平常時における

防災活動への協力に関する協定書（公益財団法人 熊本YMCA）

熊本市（以下「甲」という。）と公益財団法人熊本YMCA（以下「乙」という。）は、災害時における救援活動並びに平常時における防災活動への協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が、乙の協力を得て、被災者に対して、より速やかに、かつ円滑に協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

2 甲は乙に対して、支援活動を要請し、乙は社会貢献の一環として、当該支援活動への協力を努めるものとする。

（災害の対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

(1) 熊本市地域防災計画に基づき、熊本市水防本部、熊本市災害警戒本部又は熊本市災害対策本部が設置される状況下での災害

(2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する武力攻撃災害による被害又は同法第172条第1項に規定する緊急事態に係る被災

(3) 前2号に準じる災害で、乙の協力が必要であると甲が認めた災害

（供給できる物資及び支援）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資及び支援は、次に掲げるものとする。

(1) 生活用水

(2) 被災者の救援・救助に伴う施設・備品の提供

(3) ボランティアコーディネート・ボランティア活動等の支援

(4) 前号までに掲げるものの他、特に甲から要請のあった支援等

（物資供給の要請及び費用負担）

第4条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対して、物資供給の要請を行うことができる。

2 前項による物資供給の費用は、災害発生直前における適正な価格（引渡しのため輸送を行なった場合は、その運搬等の費用を含む。）とし、甲・乙協議し決定する。

3 前項に規定する費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

4 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（物資供給の要請の方法）

第5条 物資供給の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急時においては、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲で可能な限り

物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

(引渡し等)

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が運搬するものとする。

(保有数量の報告)

第8条 甲は、この協定締結以降、必要に応じて乙に対し物資の保有数量等の報告を求めることができる。

(平常時の活動)

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報の交換や甲が行う防災訓練への参加等に努めるものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(協定期間)

第12条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月以前に甲又は乙から申し入れがないときは、この協定は更に1年間更新されたものとみなし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年6月1日

1 2 熊本市防災関係機関連絡協議会会則

(名称)

第1条 この会は、熊本市防災関係機関連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、防災に関する実務的かつ日常的な協議、連絡及び調整並びに防災に関する各種活動を行うことにより、災害発生の際の情報収集、応急対策等の円滑な遂行及び防災関係機関の連携の強化を図ることを目的とする。

(所掌事務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議し、又は実施するものとする。

- (1) 熊本市の防災対策の推進に関すること。
- (2) 総合防災訓練、各種防災事業等に関すること。
- (3) 防災に係る講演会、研修会等に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、別表の防災関係機関から推薦された者で組織する。

(役員等)

第5条 協議会に会長及び会計監事各1名を置く。

- 2 会長は、熊本市総務局危機管理監がこれを務め、必要に応じて協議会を招集するとともに、これを主宰する。
- 3 会長に事故ある時は、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 会計監事は、協議会員の互選によって決定し、任期は2年とする。ただし、所属する防災関係機関の役職を離れたときは、後任者が残余期間を努めるものとする。
- 5 会計監事は、協議会の財務を監査する。

(総会)

第6条 協議会は、事業計画、予算、決算及び会則の改廃等について総会で審議し決定する。

(幹事会)

第7条 第3条の事務事業を円滑に運営するため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会を構成する幹事は10名以内とし、協議会員の互選によって決定する。
- 3 幹事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 幹事会に幹事長及び副幹事長各1名を置く。
- 5 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選によって決定する。
- 6 幹事長及び副幹事長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 幹事会は幹事長の招集により定期的開催するものとする。

(会計)

第8条 協議会の経費は、負担金その他の収入をもって充て、会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、熊本市危機管理防災総室に置く。

(委任)

第10条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この会則は、平成8年11月29日から施行する。
- 2 協議会の設立当初の幹事会及び会計監事の任期は、第5条第3項の規定にかかわらず、平成10年3月31日までとする。
- 3 協議会の設立当初の会計年度は、第7条の規定にかかわらず、施行日から平成9年3月31日までとする。
- 4 この会則は、平成18年4月26日から施行する。
- 5 この会則は、平成19年5月9日から施行する。
- 6 この会則は、平成20年5月8日から施行する。
- 7 この会則は、平成21年5月12日から施行する。
- 8 この会則は、平成22年4月26日から施行する。

別表

熊本地方気象台	国土交通省大阪航空局熊本空港事務所
国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所	熊本海上保安部
陸上自衛隊第8師団第42普通科連隊	熊本県危機管理防災課
熊本県熊本土木事務所	熊本県警察本部警備部警備第二課
熊本北警察署	熊本南警察署
熊本東警察署	日本赤十字社熊本県支部
郵便事業株式会社熊本支店	西日本電信電話株式会社熊本支店
郵便局株式会社熊本中央郵便局	九州電力株式会社熊本東営業所
西日本高速道路(株)九州支社熊本高速道路事務所	九州旅客鉄道株式会社熊本支社
九州電力株式会社熊本西営業所	熊本市医師会
西部ガス株式会社熊本支社	(社)熊本県エルピーガス協会
(社)熊本県建設業協会熊本支部	(社)熊本県トラック協会
熊本市社会福祉協議会	熊本市防災協会
(社)日本アマチュア無線連盟熊本県支部	熊本シティエフエム
山鹿植木広域行政事務組合消防本部	山鹿警察署
九州電力株式会社宇城営業所	宇城警察署
国土交通省九州地方整備局菊池川河川事務所	九州電力株式会社玉名営業所
熊本市健康福祉子ども局地域医療課	熊本市健康福祉子ども局地域保健福祉課
熊本市都市建設局建築指導課	熊本市都市建設局土木総務課
熊本市都市建設局東部土木センター	熊本市都市建設局西部土木センター
熊本市都市建設局北部土木センター	熊本市消防局消防課
熊本市上下水道局総務課	熊本市総務局危機管理防災総室

1 3 災害時における医療(保健)・福祉活動マニュアル

第1章 総論

第1節 災害時の医療(保健)・福祉活動	1
第2節 災害対策基本法と災害救助法との整合性	1
第3節 基本的な枠組	2

第2章 健康福祉子ども局対策部

第1節 健康福祉子ども局対策部の役割	3
1 災害発生時の対応	3
2 対応体制の確定	3
第2節 健康福祉子ども局対策部の体制	3
1 健康福祉子ども局対策部組織	4
2 健康福祉子ども局対策部の役割	5

第3章 災害医療活動

第1節 情報収集体制の確保	7
1 報告	7
2 職員派遣	7
3 関係機関との連携体制確保	7
第2節 情報管理	9
1 情報収集(被害状況、対応状況、医療提供情報)	9
2 情報の一元管理、分析、判断	10
3 県への報告	10
4 情報提供	10
5 経過記録	11
第3節 被害者、家族及びその他の地域住民への対応	11
1 応援医療チームの調整	11
2 被害拡大の防止	12
3 飲料水及び食品の安全確認	12
4 遺体の安置及び火葬	12
5 健康相談の実施	12
6 こころのケア	12
7 プライバシー、人権への配慮	13
第4節 衛生管理	13
1 感染症対策	13
2 衛生対策	13

第4章 災害福祉活動

第1節 救援活動	16
1 避難所開設	16

2	食糧救援活動	19
3	生活必需品救援活動	20
4	救援物資供給活動	22
5	要援護者支援活動	22
第2節	復興活動	22
1	災害弔慰金等の支給	22
2	災害援護資金の貸付け	24
3	被災者生活再建支援金の支給	25
4	り災証明の発行	25
第5章	要援護者支援活動	
第1節	基本的な要援護者支援活動	26
1	目的	26
2	災害時要援護者の対象者	26
3	災害予防活動（平常時の対策）	29
	（1）災害時要援護者支援対策会議の開催	29
	（2）地域支援体制づくり及び支援者等の役割	30
	（3）災害時要援護者の登録	31
	ア 災害時要援護者の登録方法	31
	イ 要援護者名簿等の作成	31
	ウ 情報の共有	31
	エ 要援護者の情報内容の更新	32
	オ 要援護者情報の管理	32
	（4）避難支援者の定め方	32
4	災害応急活動	32
	（1）情報伝達	32
	（2）避難	34
	ア 避難開始	34
	イ 避難誘導	34
	ウ 安否確認	35
5	避難所での支援	35
6	災害時要援護者自身の備え	36
第2節	災害時要医療者支援活動	37
1	要医療援護者に係る災害予防活動	37
	（1）在宅療養患者及びその家族（共通事項）	38
	（2）患者病態別	38
	（3）患者会・家族会	40
	（4）保健所、各区及び市関係各課	41

(5) 医療機関・訪問看護ステーション	42
(6) 自主防災クラブ等の地区組織	43
(7) 医療機器取扱業者	44
2 災害時における要医療援護者支援体制	45
(1) 保健所、各区及び市関係各課	46
(2) 医療機関・訪問看護ステーション	47
(3) 自主防災クラブ等の地区組織	48
(4) 患者会・家族会	48
(5) 医療機器取扱業者	49
(6) 患者病態別	49
(7) 要援護者への医療対応	51
非常用電源	52
(ハイブリッド車の活用)	53
阪神淡路震災時事例	53
第6章 災害時の拠点病院	
第1節 拠点病院の体制整備	56
第2節 災害時における拠点病院の収容体制	57
第3節 救護班の編成	57
第4節 トリアージ	57
第5節 「病院防災マニュアル作成ガイドライン」	58
1 病院防災マニュアルの意義	58
2 病院防災マニュアル作成の際の留意すべき事項	58
第6節 防災訓練の必要性	61
第7節 防災訓練の実際	61
第7章 災害ボランティア	
第1節 趣旨	62
第2節 災害ボランティア活動を支援する体制整備	62
第3節 医療専門ボランティア	63
第4節 平常時の取組み	66
資料編	
医療情報体系図 熊本市の保健関係施設・拠点病院位置概要図 災害時協力機関連絡先一覧	
医療機関状況報告書(第1報) 医療機関状況報告書 救急告示医療機関応需態勢	
拠点病院状況取りまとめ表 救急告示病院状況取りまとめ表 拠点病院救護班編成リスト救護所	
等日誌 医療ボランティア体系図災害医療ボランティア申込書・登録票(団体用)	
災害医療ボランティア申込書・登録票(個人用) 医療ボランティアカード NTT災害伝言ダイヤル	
利用 災害医療カード 人工血液透析医療機関一覧 大規模災害発生時の経過と活動 救護班装	
備一覧	

1 4 熊本市救急災害医療協議会運用要綱

制定 平成19年3月29日健康福祉局長決裁

改正 平成21年4月22日地域医療課長決裁

改正 平成21年5月27日地域医療課長決裁

改正 平成22年11月2日健康福祉局長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例(平成19年条例第2号)第3条の規定に基づき、熊本市救急災害医療協議会(以下「協議会」という。)の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 救急医療体制に関すること。
- (2) 休日、夜間診療に関すること。
- (3) メディカルコントロールに関すること。
- (4) 災害医療体制に関すること。
- (5) 災害医療訓練に関すること。
- (6) 救急及び災害医療関係機関の連携に関すること。
- (7) その他救急及び災害医療に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、20人以内で組織する。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

2 委員は、別表に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、別表に掲げる団体等の役職の在任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会には、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選任する。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

(部会)

第7条 協議会にメディカルコントロール部会を設け、その構成は別途設置要項で定めるものとする。

- 2 前項の規定によるもののほか、必要に応じて部会を設けることができる。
- 3 部会の協議事項は、協議会に諮ることとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉子ども局医療政策課において行う。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年11月2日から施行する。

1 5 熊本市救急・災害医療協議会委員

構 成		電 話 番 号
保健医療専門団体	熊本市医師会長	0 9 6 - 3 6 2 - 1 2 2 1
	熊本市医師会理事（救急医療担当）	0 9 6 - 3 6 2 - 1 2 2 1
	下益城郡医師会副会長	0 9 6 4 - 3 2 - 0 4 3 2
	鹿本郡市医師会理事（植木担当）	0 9 6 8 - 4 4 - 5 2 2 5
	熊本市歯科医師会長	0 9 6 - 3 4 3 - 6 6 6 9
	熊本市薬剤師会長	0 9 6 - 3 6 2 - 7 6 3 0
	熊本県看護協会長	0 9 6 - 3 6 9 - 3 2 0 3
	熊本県栄養士会長	0 9 6 - 3 6 8 - 3 5 2 6
公的医療機関等	熊本大学医学部附属病院長	0 9 6 - 3 7 3 - 5 9 0 4
	熊本大学医学部附属病院救急部長	0 9 6 - 3 7 3 - 5 9 0 4
	熊本中央病院長	0 9 6 - 3 7 0 - 3 1 1 1
	済生会熊本病院長	0 9 6 - 3 5 1 - 8 0 0 0
	熊本赤十字病院長	0 9 6 - 3 8 4 - 2 1 1 1
	国立病院機構熊本医療センター院長	0 9 6 - 3 5 3 - 6 5 0 1
	自衛隊熊本病院長	0 9 6 - 3 6 8 - 5 1 1 1
	熊本地域医療センター院長	0 9 6 - 3 6 3 - 3 3 1 1
	熊本市民病院長	0 9 6 - 3 6 5 - 1 7 1 1
	熊本県赤十字血液センター所長	0 9 6 - 3 8 4 - 6 0 0 0
自衛隊・警察・日赤	陸上自衛隊第8師団第42普通科連隊長	0 9 6 - 3 4 3 - 3 1 4 1
	熊本北警察署長	0 9 6 - 3 2 3 - 0 1 1 0
	熊本南警察署長	0 9 6 - 3 2 6 - 0 1 1 0
	熊本東警察署長	0 9 6 - 3 6 8 - 0 1 1 0
	日本赤十字社熊本県支部事務局長	0 9 6 - 3 8 4 - 2 1 0 0
行政	熊本県健康福祉部長	0 9 6 - 3 8 3 - 1 1 1 1

災害医療関係機関の連絡表

機 関 名	連 絡 先	機 関 名	連 絡 先
熊 本 県 医 師 会	3 5 4 - 3 8 3 8	陸上自衛隊第42普通科連隊	3 4 3 - 3 1 4 1
熊 本 市 医 師 会	3 6 2 - 1 2 2 1	日本赤十字社熊本県支部	3 8 4 - 2 1 0 0
鹿 本 郡 市 医 師 会	0 9 6 8 - 4 4 - 5 2 2 5	熊 本 県 警 察	3 8 1 - 0 1 1 0
下 益 城 群 医 師 会	0 9 6 4 - 3 2 - 0 4 3 2	熊 本 北 警 察 署	3 2 3 - 0 1 1 0
熊 本 市 歯 科 医 師 会	3 4 3 - 6 6 6 9	熊 本 南 警 察 署	3 2 6 - 0 1 1 0
熊 本 市 薬 剤 師 会	3 6 2 - 7 6 3 0	熊 本 東 警 察 署	3 6 8 - 0 1 1 0
熊 本 県 看 護 協 会	3 6 9 - 3 2 0 3	NTT(株)西日本熊本支店	3 2 1 - 3 2 5 0
熊 本 県 栄 養 士 会	3 6 8 - 3 5 2 6	九州電力(株)熊本支店	3 8 7 - 3 1 1 1
熊本大学医学部附属病院	3 4 4 - 2 1 1 1	西 部 ガ ス (株)	3 7 0 - 8 6 1 1
熊 本 中 央 病 院	3 7 0 - 3 1 1 1	熊本県医薬品卸売業協会	3 5 4 - 4 3 1 1
済 生 会 熊 本 病 院	3 5 1 - 8 0 0 0	熊本市薬業協同組合	3 6 4 - 3 2 0 9
熊 本 赤 十 字 病 院	3 8 4 - 2 1 1 1	熊本市上下水道局	3 6 1 - 5 4 4 8
独立行政法人国立病院機構 熊本医療センター	3 5 3 - 6 5 0 1	熊 本 市 保 健 所	3 6 4 - 3 1 8 5
自 衛 隊 熊 本 病 院	3 6 8 - 5 1 1 1	中 央 区	3 2 8 - 2 5 5 5
地 域 医 療 セ ン タ ー	3 6 3 - 3 3 1 1	東 区	3 6 7 - 9 1 1 1
熊本県赤十字血液センター	3 8 4 - 6 0 0 0	南 区	3 5 7 - 4 1 1 1
熊 本 県 健 康 福 祉 部	3 8 3 - 1 1 1 1	西 区	3 2 9 - 1 1 1 1
熊 本 市 消 防 局	3 6 3 - 0 1 1 9	北 区	2 7 2 - 1 1 1 1
熊 本 市 民 病 院	3 6 5 - 1 7 1 1	動 物 愛 護 セ ン タ ー	3 8 0 - 2 1 5 3
熊本市健康福祉子ども局	3 2 8 - 2 3 4 0		
熊 本 市 斎 場	3 8 0 - 3 3 5 0		

16 災害救助法による救助の程度、方法及び期間について

(平成22年度災害救助基準)

この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考					
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 300円以内 (加算額) 冬季別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上					
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり2,387,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から 20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,387,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 応急仮設住宅の設置に代えて賃貸住宅の居室の借り上げを実施し、これに収容することができる。 4 供与期間 最高2年以内					
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者 3 床上浸水で自宅において自炊不可能な者	1 1人1日当たり 1,010円以内	災害発生の日から 7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は殿損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算	
		全 壊 全 焼 流 失	夏	17,300	22,300	32,800	39,300	49,800	7,300
			冬	28,600	37,000	51,600	60,400	75,900	10,400
		半 壊 半 焼 床上浸水	夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,500	2,400
			冬	9,100	12,000	16,900	20,000	25,400	3,300

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、 治療材料、医療器具破損等 の実費 2 病院又は診療所…社会保 険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14日以内	患者等の移送費は、別途計 上
助 産	災害発生の日以前又 は以後7日以内に分べ んした者であって災害 のため助産の途を失っ た者(出産のみならず、 死産及び流産を含み現 に助産を要する状態に ある者)	1 救護班等による場合は、 使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣 行料金の100分の80以 内の額	分べんした日から 7日以内	妊婦等の移送費は、別途計 上
災害にかかった 者の救出	1 現に生命、身体が 危険な状態にある者 2 生死不明な状態に ある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3日以内	1 期間内に生死が明らかにな らない場合は、以後「死 体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途 計上
災害にかかった 住宅の応急修理	住家が半壊(焼)し、 自らの資力により応急 修理をすることができ ない者 大規模な補修を行わ なければ居住すること が困難である程度に住 家が半壊した者	居室、炊事場及び便所等日 常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当り 520,000円以内	災害発生の日から 1カ月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)流 失半壊(焼)又は床上 浸水により学用品を喪 失又は毀損し、就学上 支障のある小学校児童 及び中学校生徒及び高 等学校等生徒	1 小学校児童及び中学校生徒 教科書及び教科書以外の 教材で教育委員会に届出又 はその承認を受けて使用し ている教材実費 2 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教 材を給与するための実費 3 文房具及び通学用品は、次 の金額以内 小学校児童 1人当たり 4,100円 中学校生徒 1人当たり 4,400円 高等学校等生徒 1人当たり 4,800円	災害発生の日から (教科書) 1カ月以内 (文房具及び通学用 品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の 実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者 を対象にして実際に埋 葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 201,000円以内 小人(12歳未満) 160,800円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡し た者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあ り、かつ、四囲の事情 によりすでに死亡して いると推定される者	当該地域における通常の実 費	災害発生の日から 10日以内	1 輸送費、人件費は、別途 計上 2 災害発生後3日を経過し たものは一応死亡した者と 推定している。

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり3,300円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,000円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 134,200円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理 配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範 囲	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 17,400円以内 薬剤師 11,900円以内 保健師、助産師、看護師 11,400円以内 土木技術、建築技術者 17,200円以内 大工、左官、とび職 20,700円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

1 7 災害弔慰金等の支給及び貸付制度

1 災害弔慰金

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律82号）の規定に基づき「熊本市災害弔慰金の支給等に関する条例」により実施する弔慰金の支給制度。

(1) 対象となる災害

災害弔慰金の支給等に関する法律に規定する災害（暴風・豪雨・豪雪・洪水・高潮・地震・津波・その他の異常な自然現象）で次に掲げる場合

- ① 熊本市域において住家の滅失した世帯が5世帯以上ある場合
- ② 被災が発生した市町村をその区域に含む都道府県の区域内において生じた災害であって、住家の滅失した世帯の数が5以上の市町村が3以上存在する場合
- ③ 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合
- ④ 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合

(2) 支給対象者

上記の災害で死亡した市民とする。

（火災・事故等の人為的な要因による死亡は含まない。）

(3) 支給対象遺族及び順位

- ① 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- ② 前号の遺族の順位は、次に掲げる順位とする。
配偶者 ⇨ 子 ⇨ 父母 ⇨ 孫 ⇨ 祖父母
- ③ 上記以外の場合は「熊本市災害弔慰金の支給等に関する条例」の規定によるものとする。

(4) 弔慰金の支給額

- ① 死亡当時、生計を主として維持していた場合 ⇨ 500万円
- ② その他の場合 ⇨ 250万円

(5) 弔慰金の支給手続

市長が調査のうえ支給する。

ただし、熊本市の区域外で死亡した場合は、死亡地の官公署が発行する死亡証明書等を提出する。

また、熊本市民でない遺族が請求する場合は、当該死亡者の遺族であることを証明する書類（戸籍謄本など）を提出するものとする。

2 災害障害見舞金

災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づき「熊本市災害弔慰金の支給等に関する条例」により実施する障害見舞金の支給制度。

(1) 対象となる災害

災害弔慰金と同じ。

(2) 支給対象者

上記の災害を原因として、負傷または疾病にかかり、治ったときに以下の障がいがある市民と

する。

(火災・事故等の人為的な要因による障がいは含まない。)

(3) 障がいの程度

- ① 両眼が失明したもの。
- ② 咀嚼及び言語の機能を廃したもの。
- ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの。
- ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの。
- ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの。
- ⑥ 両上肢の用を全廃したもの。
- ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの。
- ⑧ 両下肢の用を全廃したもの。
- ⑨ 精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各号と同程度以上と認められるもの。

(4) 見舞金の支給額

- ① 被災時、世帯の生計を主として維持していた場合 ⇨ 250万円
- ② その他の場合 ⇨ 125万円

3 小災害見舞金

「熊本市災害弔慰金及び災害見舞金支給要綱」に基づき支給する見舞金制度。

(1) 対象となる災害

暴風・豪雨・豪雪・洪水・高潮・地震・津波・その他の異常な自然現象及び火災の災害により生ずる被害

(2) 支給対象者

災害で被害を受けた「熊本市民」であること。

市民の定義 ⇨ 住民基本台帳または外国人登録台帳に登録されている者

(3) 見舞金額

◇全焼・全壊又は流失

1世帯につき⇨20,000円

◇半壊又は半焼

1世帯につき⇨10,000円

◇床上浸水

1人世帯⇨5,000円

◇重傷

1人に付き⇨7,000円

◇死亡

1人に付き⇨50,000円

(4) 支給の制限

- ① 災害による死亡又は負傷が、その死亡又は負傷した者及び世帯員の故意又は重大な過失に

よる場合。

- ② 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号）第2条の規定に該当する場合。
- ③ 熊本市の条例で支給が受けられる場合。
- ④ 住家でない建造物の被害。
- ⑤ 災害発生時に避難等の指示に従わなかった場合。

4 災害援護資金

「災害弔慰金の支給等に関する法律」「同法律施行令」「熊本市災害弔慰金の支給等に関する条例」により実施する貸付制度。

(1) 対象となる災害

- ① 熊本市に対して、「災害救助法」が適用された場合の災害。
- ② 熊本県内の自然災害により、「災害救助法」が適用された市町村が1カ所でもある場合の災害。

(2) 貸付対象者

主としてその世帯の生計を維持する（世帯主）者で、社会通念上妥当と認められる者

(3) 所得の制限

同一世帯に属する者の所得を合算した額が、次の金額未満であること。

- 1人世帯 ⇒ 220万円
- 2人世帯 ⇒ 430万円
- 3人世帯 ⇒ 620万円
- 4人世帯 ⇒ 730万円
- 5人以上世帯 ⇒ 730万円に世帯人員が1人増すごとに、30万円を加算した額
ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円となる。

(4) 対象となる被害の程度と貸付限度額

《1》療養に要する期間が1カ月以上の世帯主の負傷及び以下の項目に該当するとき。

- ① 家財、住家とも損害がない場合 ⇒ 150万円
- ② 家財の損害金額が、その価値の概ね3分の1以上の損害 ⇒ 250万円
- ③ 住居が半壊した場合 ⇒ 270万円
- ④ 住居が全壊した場合 ⇒ 350万円

《2》世帯主の負傷がなく、以下の項目に該当するとき。

- ① 家財の損害金額が、その価値の概ね3分の1以上の損害 ⇒ 150万円
- ② 住居が半壊した場合 ⇒ 170万円
- ③ 住居が全壊した場合（④の場合を除く） ⇒ 250万円
- ④ 住居の全体が滅失（全壊・全焼及び流失を含む）した場合 ⇒ 350万円

《3》上記で被災した住居を建て直す際に、残存部分を取り壊す場合等特別の事情がある場合は以下のとおりとする。

《1》の③の場合 ⇨ 350万円

《2》の②の場合 ⇨ 250万円

《2》の③の場合 ⇨ 350万円

(5) 償還方法及び償還期限

償還方法 ⇨ 年賦償還（元利均等償還）

償還期限 ⇨ 3年据え置き後7年償還

償還利率 ⇨ 年3%（据え置き期間は無利子）

5 畳替費用助成金

熊本市水害に伴う畳替費用助成金支給要綱に基づき支給する助成金制度。

(1) 対象となる災害

豪雨・洪水・津波その他の異常な自然現象等による水害により床上浸水以上の被害

(2) 支給対象者

水害で被害を受けた「熊本市民」で、畳替を自らの費用で行った者。

市民の定義⇨熊本市に住所を有し、住民基本台帳または、外国人登録台帳に登載されている者。

(3) 支給の制限

① 市県民税課税世帯に属する者

② 生活保護法を受けている者

(4) 助成金額

床上浸水以上の被害を受けた畳1枚につき9,000円以内。ただし、12枚（108,000円）を上限とする。

6 生活福祉資金

低所得世帯に対して、資金の貸付を行い経済的自立と生活意欲の助長を図ることを目的として、熊本市社会福祉協議会が熊本県社会福祉協議会から事務の委託を受けて行う貸付制度です。

◇災害援護資金 ⇨ 1,500,000円以内

据置期間 ⇨ 1年以内

償還期間 ⇨ 7年以内

償還利率 ⇨ 年3%

◇申込方法 市役所が発行する「り災証明書」を添付して、熊本市社会福祉協議会へ申し込む。

7 被災者生活再建支援法

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。

(1) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生じる被害をいう。なお、支援法の対象となる自然災害は次のとおりである。

① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号が適用された市町村における自然災害

- ② 各市町村で10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- ③ 県内で100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- ④ ①～③の区域に隣接する市区町村（人口10万人未満に限る。）で5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害

(2) 支援金の支給対象

上記(1)に該当する自然災害により、

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）が支援金支給の対象となる。

(3) 支援金の支給額

支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

（※世帯人員が1人の場合は、各該当欄の3/4の額）

①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (2) ①に該当	解体 (2) ②に該当	長期避難 (2) ③に該当	大規模半壊 (2) ④に該当
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※ 一旦住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

※ 要介護世帯とは、心神喪失、重度知的障がい者、1級の精神障がい者、1・2級の身体障がい者等を含む世帯、母子世帯、生活保護世帯等をいう。

※ 大規模半壊世帯については居住関係経費のみが支給対象となる。

※ 大規模半壊世帯については上記表の居住関係経費（家賃等を除く）の限度額が1/2となる。

(4) 支援金の申請期間

基礎支援金は、被災した日から13月以内、加算支援金は災害発生日から37月以内

18 熊本市税条例

1 市民税の減免

第33条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、その必要があると認めるものに対し、市民税を減免することができる。

- (1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者
- (2) 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者
- (3) 学生及び生徒
- (4) 公益社団法人及び公益財団法人並びにこれらに準ずるもの
- (5) 納税者又は同居親族が疾べいにかかり、医療のため異常な出費を要したため、市民税の納付が困難と認められる者
- (6) 失業等により前年に比し所得が著しく減少したため、市民税の納付が困難と認められる者
- (7) 天災その他これに類する災害により資産につき損失を受けた者

2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 年度（法人にあっては法人税額の課税標準の算定期間又は均等割額の算定期間、納期限及び税額）、月別、納期の別及び税額
- (2) 減免を受けようとする事由

3 第1項の規定によって市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

2 固定資産税の減免

第50条 市長は次の各号の一に該当する固定資産のうち、必要があると認めるものについてはその所有者に対して課する固定資産税を減免することができる。

- (1) 貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産
- (2) 公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く。)
- (3) 市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順に因り、著しく価値を減じた固定資産
- (4) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める固定資産

2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者(所有者以外の使用者が納税義務者である場合においては、当該使用者及び所有者の住所及び氏名又は名称)
- (2) 土地にあっては、その所在、地番、地目、地積及び価格
- (3) 家屋にあっては、その所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び価格
- (4) 償却資産にあっては、その所在、種類、数量及び価格
- (5) 減免を受けようとする事由及び第1項第3号の固定資産にあっては、その被害の状況

3 第1項の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

3 軽自動車税の減免

第67条 市長は、災害その他特別の事情により特に必要と認める軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。ただし、減免すべき事由発生の日すでに納期限を経過しているものについては、この限りでない。

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする事由その他必要な事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

4 特別土地保有税の減免

第114条の2 市長は、次の各号の一に該当する土地又はその取得のうち、市長において必要があると認めるものに対して課する特別土地保有税を減免することができる。

- (1) 公益のために直接専用する土地
- (2) 市の全部又は一部にわたる災害により、著しく価値を減じた土地
- (3) 前2号に掲げる土地以外の土地で特別の事由があるもの

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 土地の所在、地番、地目、地積、取得年月日及び取得価額並びに税額
- (3) 減免を受けようとする事由及び前項第2号の土地にあつては、その被害の状況

3 第1項の規定によって特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

5 事業所税の減免

第144条 市長は、天災その他特別の事情がある場合において事業所税の減免を必要とする者その他特別の事情がある者に限り、事業所税を減免することができる。

2 前項の規定によって事業所税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、その事由を証明する書類を添えて、これを市長に申請しなければならない。

- (1) 住所及び氏名又は名称
- (2) 事業所等の所在地
- (3) 減免を受けようとする事由
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長において必要があると認める事項

3 第1項の規定によって事業所税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

19 熊本市国民健康保険条例

1 徴収猶予

第24条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6箇月以内の期間を限って徴収猶予することができる。

- (1) 納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。
- (2) 納付義務者がその事業又は業務を廃止し、又は休止したとき。
- (3) 納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。
- (4) 前各号に掲げる理由に類する理由があったとき。

2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 納期限及び保険料の額
- (3) 徴収猶予を必要とする理由

3 市長は、第1項の規定により保険料の徴収猶予を受けた者がその後において、その猶予事由が消滅した場合は、その徴収猶予を取り消すことができる。

2 保険料の減免

第25条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減額し、又は免除する。

- (1) 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者
- (2) 次のいずれにも該当する者の属する世帯の納付義務者
 - ア 資格取得日において、65歳以上である者
 - イ 資格取得日の前日において、次のいずれかに該当する者(当該資格取得日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となった者に限る。)の被扶養者であった者
 - (ア) 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。
 - (イ) 船員保険法の規定による被保険者
 - (ウ) 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員
 - (エ) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者
 - (オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。

(3) その他特別の理由がある者

2 前項の規定により保険料の減額又は免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に減額又は免除を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 納期限及び保険料の額

(3) 減額又は免除を受けようとする理由

3 第1項の規定によって保険料の減額又は免除を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

20 国民年金保険料の免除及び学生納付特例（国民年金法）抜すい

第90条 次の各号のいずれかに該当する被保険者から申請があったときは、厚生労働大臣は、その指定する月までの期間に係る保険料につき、既に納付されたもの及び前納されたものを除き、これを納付することを要しないものとするができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

保険料を納付することが著しく困難な場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

第90条の2 第1、2、3項次の各号のいずれかに該当する被保険者から申請があったときは、厚生労働大臣は、その指定する月までの期間に係る保険料につき、既に納付されたもの及び前納されたものを除き、その4分の3・半額・4分の1を納付することを要しないものとすることができる。

ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。保険料を納付することが著しく困難な場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

第90条の3 次の各号のいずれかに該当する学生等である被保険者又は学生等であった被保険者等から申請があったときは、厚生労働大臣は、その指定する期間に係る保険料につき、既に納付されたもの及び前納されたものを除き、これを納付することを要しないものとすることができる。

保険料を納付することが著しく困難な場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

2 1 災害に対する金融措置一覧

資 金	措 置	根 拠 法 令
中小企業設備近代化資金	償還免除 償還延滞	中小企業近代化資金等の助成法 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」）
自作農維持資金	貸 付	自作農維持資金融通法
災害復興住宅建設資金	貸 付	住宅金融支援機構法
天災による被害農林漁業者等に対する資金	貸 付 貸付(限度額引き上げ等)	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法 激甚法
被災中小企業再建資金	貸 付 激甚法	商工組合中央金庫法
産業労働者住宅建設資金	貸付（償還延長等） 激甚法	産業労働者住宅資金融通法
被災私立学校災害復旧資金	貸 付	日本私学復興財団法
被災中小企業者等に対する災害復旧資金	貸 付	中小企業金融公庫法 国民金融公庫法 商工組合中央金庫法 環境衛生金融公庫法
被災医療機関等に対する災害復旧資金	貸 付	医療金融公庫法
被災農林漁業者等に対する土地改良災害復旧資金、主務大臣指定施設災害復旧資金等	貸 付	日本政策金融公庫
中小企業信用保険法による災害関係保証	付保限度額の別枠設定、普通保険のてん補率引き上げ～保険料率の引下げ	中小企業信用保険法 激甚法
母子福祉資金	支払猶予	母子福祉法

2 2 災害公営住宅計画

(1) 災害公営住宅の建設

災害公営住宅（公営住宅法(昭和26年法律第193号)第8条第1項の規定による公営住宅をいう。）は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の一以上に達した場合に低所得り災者のため国からの補助を受けて建設し、入居者は公正な方法により選考して入居させるものとする。

① 適用災害の規模

ア 地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象による場合

(ア) 被災全域の滅失戸数が500戸以上のとき。

(イ) 1市町村の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき。

(ウ) 1市町村の区域内の滅失戸数がその区域内住宅戸数の1割以上のとき。

イ 火災による場合

(ア) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき。

(イ) 1市町村の区域内の滅失戸数が当該市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。

② 建設および管理者

災害公営住宅は市町村が建設し、管理するものとする。ただし、知事が必要と認めるときは県において建設し管理するものとする。

③ 建設、管理等の基準

災害公営住宅の建設及びその管理等の基準は、おおむね次の基準によるものとする。

区 分	基 準 内 容
入居者の条件	(1) 当該災害により住宅を滅失した世帯であること。 (2) 当該災害発生後3年間は月収21.4万円以下の世帯であること。 (3) 現に同居し又は同居しようとする親族を有する世帯であること。 (4) 現に住宅に困窮していることが明らかな世帯であること。
建設限度戸数	(1) 一般災害は滅失戸数の3割 (2) 激甚災害は滅失戸数の5割
補 助 率	(1) 一般災害の場合は当該年度の標準工事費の2/3 (2) 激甚災害の場合は当該年度の標準工事費の3/4
規 格	住宅1戸の床面積の合計が25平方メートル以上80平方メートル以下のものとする。
家 賃	管理者が必要に応じて、その都度決定する額とする。

(2) 既設公営住宅の復旧

災害により公営住宅が滅失し又は著しく損傷した場合は、当該公営住宅に係る公営住宅の工事費もしくは補修に要する費用又は公営住宅等を建設するための土地の復旧に要する費用は所定の率により補助される。

(3) 一般被災住宅の融資

一般住宅の災害復旧については、住宅金融支援機構による災害復興住宅融資、又は、一般個人向け融資を活用して復旧に努めるものとする。

23 災害復旧に伴う財政援助一覧

事業名	国の財政援助等	
	通常災害	激甚災害
公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条	激甚に対処するための特別の財政援助等に関する法律第3条
公立学校施設災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法第3条	同上・第3条
公営住宅災害復旧事業	公営住宅法第8条	同上・第3条
農林水産施設災害復旧事業	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第3条	同上・第5、6条
生活保護施設災害復旧事業	生活保護法第75条	同上・第3条
児童福祉施設災害復旧事業	児童福祉法第52条	同上・第3条
老人福祉施設災害復旧事業	老人福祉法第26条	同上・第3条
身体障がい者厚生援護施設災害復旧事業	知的障がい者福祉法第37、37の2条	同上・第3条
精神薄弱者援護施設災害復旧事業	精神薄弱者福祉法第25、26条	同上・第3条
伝染病隔離病舎災害復旧事業	伝染病予防法第24、25条	同上・第3条
伝染病予防事業	同上	同上・第3条
堆積土砂排除事業	—	同上・第3条
湛水排除事業	—	同上・第3条
天災による被害農林漁業者等に対する資金融通	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第3条	同上・第8条
共同利用小型漁船の建造費	—	同上・第11条
中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	中小企業信用保険法第3条	同上・第12条

事業名	国の財政援助等	
	通常災害	激甚災害
中小企業近代化資金等助成法による貸付金の償還期間の特例	中小企業近代化資金等助成法第3条	同上・第13条
事業協同組合等施設の災害復旧事業	—	同上・第14条
中小企業者に対する資金の融通に関する特例	—	同上・第15条
公立社会教育施設災害復旧事業	—	同上・第16条
私立学校施設災害復旧事業	—	同上・第17条
水防資材補助	水防法第33条の2	同上・第21条
罹災者公営住宅建設事業	公営住宅法第8条第1項	同上・第22条
産業労働者住宅建設資金融通の特例	—	同上・第23条
上水道・簡易水道災害復旧事業	予算補助	予算補助
工業用水道災害普及事業	—	同上
廃棄物処理施設災害復旧費補助		同上
ごみ処理施設災害復旧事業	予算補助	同上
災害廃棄物処理事業費補助金	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条	同上
火葬場・と畜場災害復旧事業	予算補助	同上
公的医療期間災害復旧事業	予算補助	同上
都市施設災害復旧事業 (街路、公園等、都市排水施設)	建設省都市局長通達・都市災害復旧事業 国庫補助に関する基本方針	—

熊本県消防広域応援基本計画に基づく熊本市消防局応援計画・受援計画

(平成24年5月8日改正)

第1編 応援計画

第1章 総則

1 目的

この計画は、熊本県消防広域応援基本計画に定める応援等実施計画（以下「県応援計画」という。）及び相互応援協定等実施計画（以下「相互応援計画」という。）を的確かつ迅速に遂行するため、緊急消防援助隊又は県内消防応援隊として出動する熊本市消防局応援隊（以下「局応援隊」という。）の編成や出動等に関し、必要な事項について定めるものとする。

2 用語の定義

用語の定義は、県応援計画及び相互応援計画に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 第一次出動隊とは、大規模災害又は特殊災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合、原則として第一次的に応援出動する局応援隊をいい、別表1で定める。
- (2) 先遣隊とは、緊急消防援助隊迅速出動対象の地震が発生した場合、直ちに出動し被災地において初期の緊急消防援助隊活動を行う局応援隊をいい、別表1で定める。
- (3) 出動準備隊とは、大規模災害が発生したとの情報を得た場合、第二次的に応援出動する第一次出動隊の中から指定した局応援隊をいい、別表1で定める。
- (4) 熊本県隊とは、県応援計画に基づき応援出動する緊急消防援助隊及び相互応援計画に基づく県内消防応援隊のことをいう。
- (5) 後方支援本部とは、局応援隊及び熊本県隊の出動に係る関係機関との情報連絡調整及び後方支援活動を行う機関をいう。

第2章 局応援隊

1 局応援隊の出動区分

出場区分は、災害の規模及び出動区域に応じて出動隊を第一次出動隊、先遣隊及び出動準備隊とし別表1のとおりとする。

ただし、消防庁長官又は県知事の要請等により、消防局長（以下「局長」という。）が必要と認める場合は、これを増隊又は変更することができるものとする。

2 局応援隊の編成

編成は、原則として指揮隊、後方支援隊、消火部隊、救助部隊及び救急部隊とし、別表2に基づ

きあらかじめ指定するものとする。

ただし、消防庁長官又は県知事の要請等により、局長が必要と認める場合は、別に編成することができるものとする。

なお、指揮隊長は熊本県隊長（以下「県隊長」という。）を、指揮隊は熊本県指揮隊を兼務する。

3 局応援隊の準備

局応援隊は、応援出動に備え72時間（3日間）の活動が可能な個人装備を常時準備しておくものとする。

4 局応援隊の任務

(1) 県隊長

県隊長は、被災地到着後、県隊名、人員、車両、資機材等の内容を被災地の指揮者及び指揮支援本部長に報告するものとし、消防応援活動調整本部及び指揮支援本部と調整を図り、熊本県隊を管理し指揮するものとする。

また、必要に応じて熊本県隊本部を設置するものとする。

(2) 指揮隊

指揮隊は、熊本県隊の災害救助活動の指揮を行うとともに、県隊長の指揮支援を行うものとする。

(3) 消火、救助、救急部隊等

消火、救助、救急部隊等は、県隊長の指揮のもとに災害救助活動等を行うものとする。

(4) 後方支援隊

後方支援隊は、原則として局応援隊が72時間（3日間）活動可能な食糧、飲料水、その他必要な資機材を携行するものとする。

また、後方支援本部と連携し、効率的かつ適切な支援を行うため、次に掲げる活動を行うものとする。

ア 活動拠点及び野営本部の設置

イ 食事の提供及び管理

ウ 車両及び資器材の燃料等の補給

エ 後方支援本部への情報連絡

オ その他の応援活動支援業務

第3章 緊急消防援助隊応援体制

1 第一次応援体制

九州各県において大規模災害が発生した場合、第一次都道府県隊が出動する応援体制で、局応援隊の第一次出動隊が出動するもの。

(1) 出動区域及び出動隊

出 動 区 域	出 動 隊
九州全県（熊本県を除く）	第一次出動隊

(2) 出動要領

- ア 出動指令を受けた出動隊は、直ちに出動準備を整え消防局に集結する。
- イ 出動隊集結完了後、局長へ出動報告を行い、熊本県隊の集結場所に出動する。
- ウ 熊本県隊集結完了後、被災地進出拠点へ向け出動する。

2 第二次応援体制

広島県及び山口県において大規模災害が発生した場合、出動準備県隊が出動する応援体制で、局応援隊の出動準備隊が出動するもの。

(1) 出動区域及び出動隊

出 動 区 域	出 動 隊
広島県、山口県	出動準備隊

(2) 出動要領

第一次応援体制の出動要領と同じ。

3 特別応援体制

東海地震、首都直下地震、東南海・南海地震及びその他の大規模地震が発生した場合、著しい地震災害が予想されるため、第一次応援体制及び第二次応援体制だけでは消防力が不足すると考えられることから、各地域の被害想定を踏まえたうえで消防庁長官が策定した特別な運用計画（アクションプラン）による応援体制で、局応援隊の出動準備隊が出動するもの。

(1) 東海地震における緊急消防援助隊運用方針

ア 「東海地震における緊急消防援助隊アクションプラン」第1章 第1に定める想定震源域内を震源とし、強化地域に指定されている8都県(東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)中2以上の都県で震度6弱(東京都特別区及び政令指定都市については震度5強)以上の地震が発生した場合

イ 東海地震に係る注意情報の発表又は警戒宣言が発令された場合において、強化地域8都県中1の都県で震度6弱以上の地震が発生した場合

応 援 区 分	応 援 先 県	出 動 隊	移 動
第四次応援	神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県	出動準備隊	フェリー (北九州)

(2) 首都直下地震における緊急消防援助隊運用方針

「首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプラン」第1章 第1に定める想定震源域内を震源とし、被災4都県(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)中2以上の都県で震度6弱(東京都特別区及び政令指定都市については震度5強)以上の地震が発生した場合

応 援 区 分	応 援 先 県	出 動 隊	移 動
第四次応援	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県	出動準備隊	フェリー (北九州)

(3) 東南海・南海地震における緊急消防援助隊運用方針

「東南海・南海地震における緊急消防援助隊アクションプラン」第1章 第1に定める想定震源域内を震源とし、出動対象県6県(静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、高知県)中2以上の県で震度6弱(政令指定都市については震度5強)以上の地震が発生した場合

応 援 区 分	応 援 先 県	出 動 隊	移 動
---------	---------	-------	-----

第二次応援	高知県	出動準備隊	陸路
-------	-----	-------	----

(4) 出動要領

第一次応援体制の出動要領と同じ。

4 迅速出動

迅速出動とは、大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱に基づき、あらかじめ消防庁長官と都道府県知事及び市町村との間で一定の条件付きで、緊急消防援助隊の出動に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求を行い、これに応じて出動することをいい、当局の対象となる災害は、九州各県及び広島県、山口県で発生した地震災害とし、応援等に関する基準は次に掲げる区分により適用するものとする。

(1) 区分Ⅰ

九州各県において、最大震度7の地震災害が発生した場合

ア 出動区域及び出動隊

出動区域	出動隊
九州全県（熊本県を除く）	第一次出動隊

イ 出動要領

- (ア) 出動隊は、直ちに出動準備を整え消防局に集結する。（概ね60分以内）
- (イ) 出動隊集結完了後、局長へ出動報告を行い、出動隊のうち先遣隊は震央管轄消防本部庁舎へ向け出動する。
- (ウ) その他の隊は、熊本県隊の集結場所にて集結完了後、震央管轄消防本部庁舎へ向け出動する。

(2) 区分Ⅱ

九州各県において、最大震度6強の地震災害が発生した場合

ア 出動区域及び出動隊

出動区域	出動隊
九州全県（熊本県を除く）	先遣隊

イ 出動要領

- (ア) 出動隊は、直ちに出動準備を整え消防局に集結する。（概ね60分以内）
- (イ) 出動隊集結完了後、局長へ出動報告を行い、震央管轄消防本部庁舎へ向け出動する。

(3) 区分Ⅲ

九州各県及び広島県、山口県で最大震度6弱（政令市は5強）の地震災害が発生した場合又は津波警報（大津波）が発令された場合

ア 出動区域及び出動隊

出動区域	出動隊
九州全県（熊本県を除く）及び広島県、山口県	消防庁長官から要請された隊

イ 出動要領

第一次応援体制の出動要領と同じ。

(4) 適用除外

ア 本市が被災し、対応できなくなった場合

イ 震央が海域の場合（出動準備のみ）

ウ アクションプラン策定地震の場合（アクションプランで対応）

エ 震央が無人島または原野で、明らかに人的・住家被害等がないと認められる場合（出動準備のみ）

第4章 県内相互応援体制

1 県内応援出動体制

熊本県内において大規模災害が発生した場合、熊本県又は被災地市町村長の要請に基づき、局応援隊が県内応援隊として出動するもの。

(1) 出動区域及び出動隊

出 動 区 域	出 動 隊
県内全市町村（本市を除く）	第一次出動隊

(2) 出動要領

ア 出動指令を受けた出動隊は、直ちに出動準備を整え消防局に集結する。

イ 出動隊集結完了後、局長へ出動報告を行い、出動隊のうち指揮隊は先行調査のため被災地消防本部へ出動する。

ウ その他の隊は、熊本県隊の指定集結場所にて集結完了後、県隊長の指示で被災地進出拠点へ向け出動する。

第5章 出動準備及び後方支援体制

1 後方支援本部の設置

局長は、局応援隊（熊本県隊）の出動が予測される大規模災害が発生した場合、情報司令課作戦室に後方支援本部を設置するものとする。

2 後方支援本部の組織

本 部 長	消防局次長
副 本 部 長	消防課長
構 成 員	消防課員及び本部長が必要と認める局員

3 後方支援本部の任務

後方支援本部は、局応援隊（熊本県隊）の支援業務の指揮を執るものとし、別表3に定める各所属の任務遂行のための指示又は調整を行うものとする。

4 情報連絡体制

情報連絡体制は次のとおりとする。

- (1) 緊急消防援助隊の出動連絡体制は、別紙1のとおりとする。
- (2) 県内相互応援の出動連絡体制は、別紙2のとおりとする。
- (3) 後方支援本部が局応援隊（熊本県隊）の情報連絡調整を行うものとし、その情報連絡体制は、別紙3のとおりとする。

(4) 熊本県隊出動報告（別記様式1）

後方支援本部は、熊本県及び調整本部へ次の事項を報告するものとする。

また、県内消防本部及び熊本県防災航空隊へも同様の事項を連絡するものとする。

ア 熊本県隊長の階級・氏名

イ 熊本県隊の編成状況及び隊数

ウ 熊本県隊の集結場所及び集結・出動日時

エ 熊本県隊の進出拠点、進出拠点到着予定日時及び進出拠点進入ルート

オ 無線チャンネル及び緊急連絡先

(5) 出動隊編成状況報告（別記様式2）（別記様式3）

後方支援本部は、県内消防本部の応援隊編成状況を取りまとめ、出動隊編成状況を熊本県知事へ報告するものとする。

応援隊編成状況（別記様式2）	出動隊編成状況（別記様式3）
① 応援隊指揮者の階級、氏名	① 熊本県隊長及び各部隊長
② 部隊構成及び車両	② 部隊構成及び車両
③ 集結場所到着予定時刻	③ 集結完了時刻及び出発時刻
④ 連絡用携帯電話番号	④ 被災地までの進入ルート
	⑤ 連絡用携帯電話番号

(6) 通信連絡手段

後方支援本部の通信連絡手段は、有線（携帯）電話、FAX及び熊本県防災情報ネットワークシステムを基本とするが、状況に応じて地域衛星通信ネットワークシステム及び消防無線を活用するものとする。

(7) 後方支援本部の解散

後方支援本部の解散は、原則として局応援隊（熊本県隊）の帰局後とし、本部長の指示により解散するものとする。

附 則

- 1 この計画は、平成17年2月1日から施行する。

附 則（平成22年12月21日）

- 1 この計画は、通知の日から施行する。

附 則（平成23年 5月12日）

- 1 この計画は、通知の日から施行する。

附 則（平成24年 5月 8日）

- 1 この計画は、通知の日から施行する。

局応援隊出動区分

	隊種別	所 属	車 種	出 動 区 分		
				第一次 出動隊	先遣隊	出動 準備隊
1	指揮隊	局・署（編成）	司令車	○	○	○
2	後方 支援隊	局・署（編成）	災害支援車 （Ⅰ型）	○	○	○
3	消火隊	東 署 東梯子ポンプ小隊	水槽付 ポンプ車	○	○	○
4	救助隊	中央署 中央特別高度救助小隊	救助工作車 （Ⅲ型）	○	○	○
5	救急隊	西 署 西救急小隊	救急車	○	○	○
6	消火隊	西署選択	水槽付ポンプ車 又はポンプ車	○		
7	救急隊	中央署選択	救急車	○		
8	救急隊	東署選択	救急車	○		
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
合 計（隊数）				8	5	5

局応援隊編成表

		第 1 編成隊	第 2 編成隊	第 3 編成隊	車両
指揮隊	隊長	中央署 副署長	西署 副署長	東署 副署長	指揮車
	副隊長	西署 警防課長代理 (当務)	東署 警防課長代理 (当務)	中央署 警防課長代理 (当務)	
	副隊長	消防課 係長	消防課 係長	消防課 係長	
	隊員	予防課	救急課	予防課	
	隊員	中央署 (日勤)	西署 (日勤)	東署 (日勤)	
後方 支援隊	隊長	東署 指導課長代理	中央署 指導課長代理	西署 指導課長代理	災害支援車 (大型)
	副隊長	中央署 係長・所長	西署 係長・所長	東署 係長・所長	
	隊員☆	総務課	管理課	情報司令課	
	隊員☆	西署 (日勤)	東署 (日勤)	中央署 (日勤)	
	隊員☆	東署 (日勤)	中央署 (日勤)	西署 (日勤)	
消火隊	東梯子ポンプ小隊 (当務・5名)	各署で交代人員を確保。			水槽付ポンプ車
救助隊	中央特別高度救助小隊 (当務・5名)				救助工作車 (Ⅲ型)
救急隊	西救急小隊 (当務・3名)				救急車
消火隊	西署〔署で選択〕 (当務・5名)				水槽付ポンプ車 又はポンプ車
救急隊	中央署〔署で選択〕 (当務・3名)				救急車
救急隊	東署〔署で選択〕 (当務・3名)				救急車

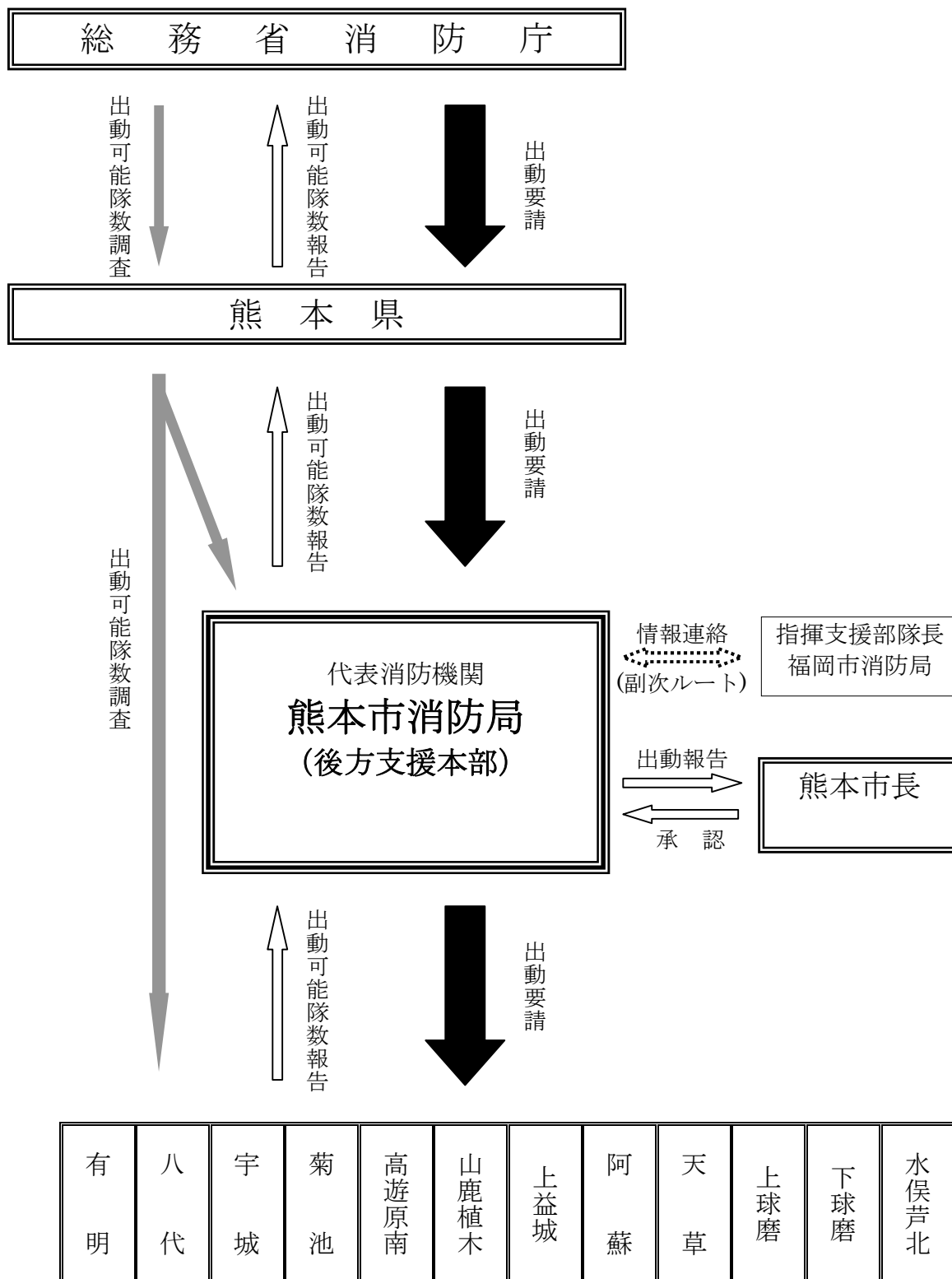
※ ☆の隊員は大型免許取得者

※ 第 3 編成隊以降は、第 1 編成隊に戻る。

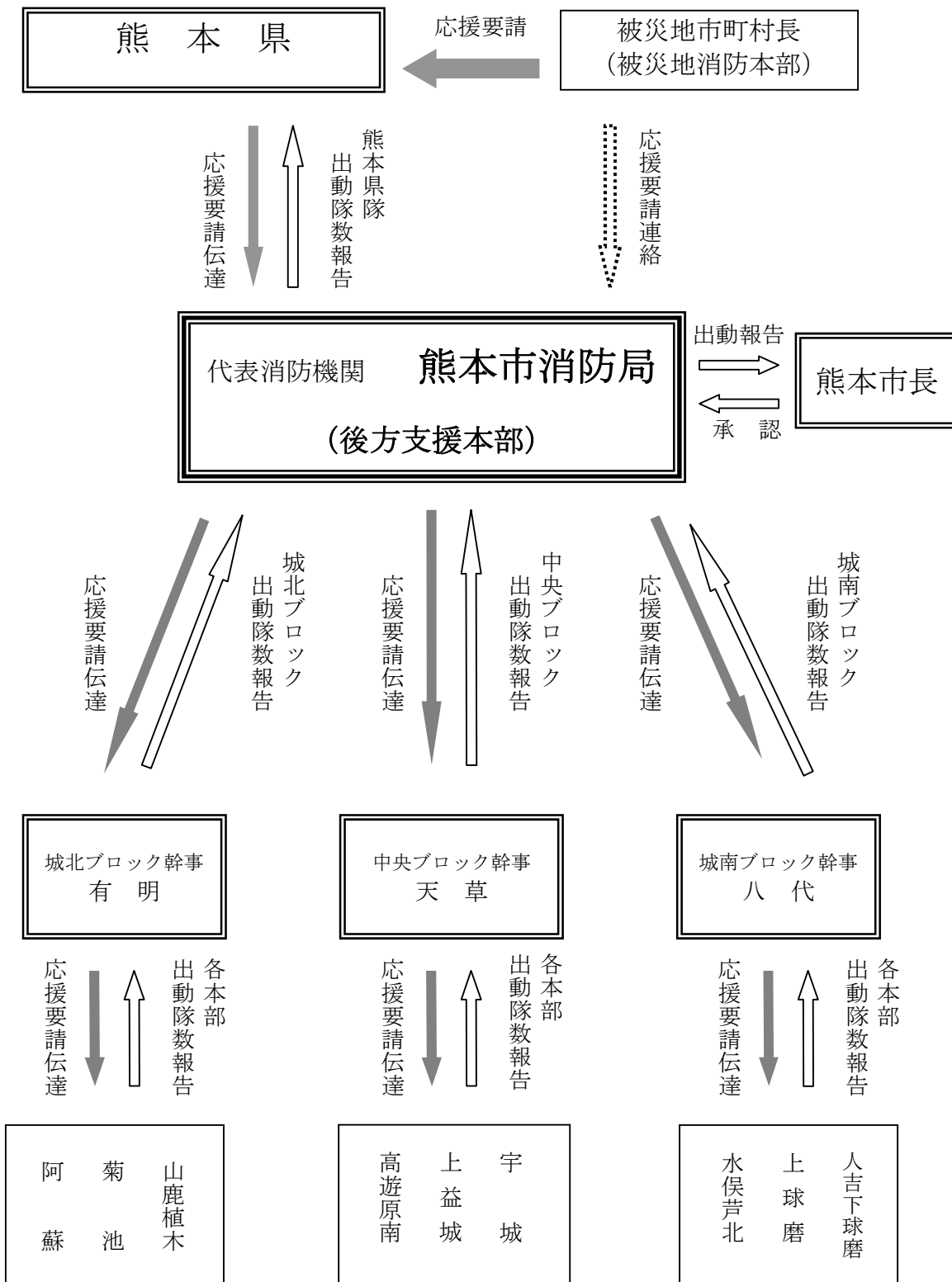
局応援隊の出動に係る各所属の任務

担 当	任 務
総 務 課	1 消防局内の調整に関する事 2 消防長会関係の連絡に関する事 3 報道対応及び広報に関する事 4 派遣隊員の服務に関する事
管 理 課	1 経費に関する事 2 派遣に係る食料、飲料水等の調達に関する事 3 本庁との連絡調整に関する事
予 防 課	1 被災地の災害情報収集（途中道路状況を含む）
消 防 課	1 後方支援本部の設置に関する事 2 県又は総務省消防庁及び県内消防本部からの応援出動に係る報告等の受信及び、その集計並びに派遣要請連絡の受信等に関する事 3 派遣に係る消防資機材の調整に関する事 4 派遣隊及び隊員等の編成、活動に関する事 5 出動準備待機中の災害出場計画に関する事 6 派遣期間中の災害出場計画に関する事
情報司令課	1 夜間、休日の出動要請対応に関する事 2 各署への災害情報等の伝達に関する事 3 通信及び連絡系統の調整に関する事
救 急 課	1 災害派遣医療機関等との連絡調整に関する事 2 派遣に係る救急資機材の調整に関する事
各 署	1 派遣隊員の人選と編成に関する事 2 出動車両の準備に関する事 3 出動準備待機中の管内災害出場に関する事 4 派遣期間中の管内災害出場に関する事 5 派遣隊員に関する事

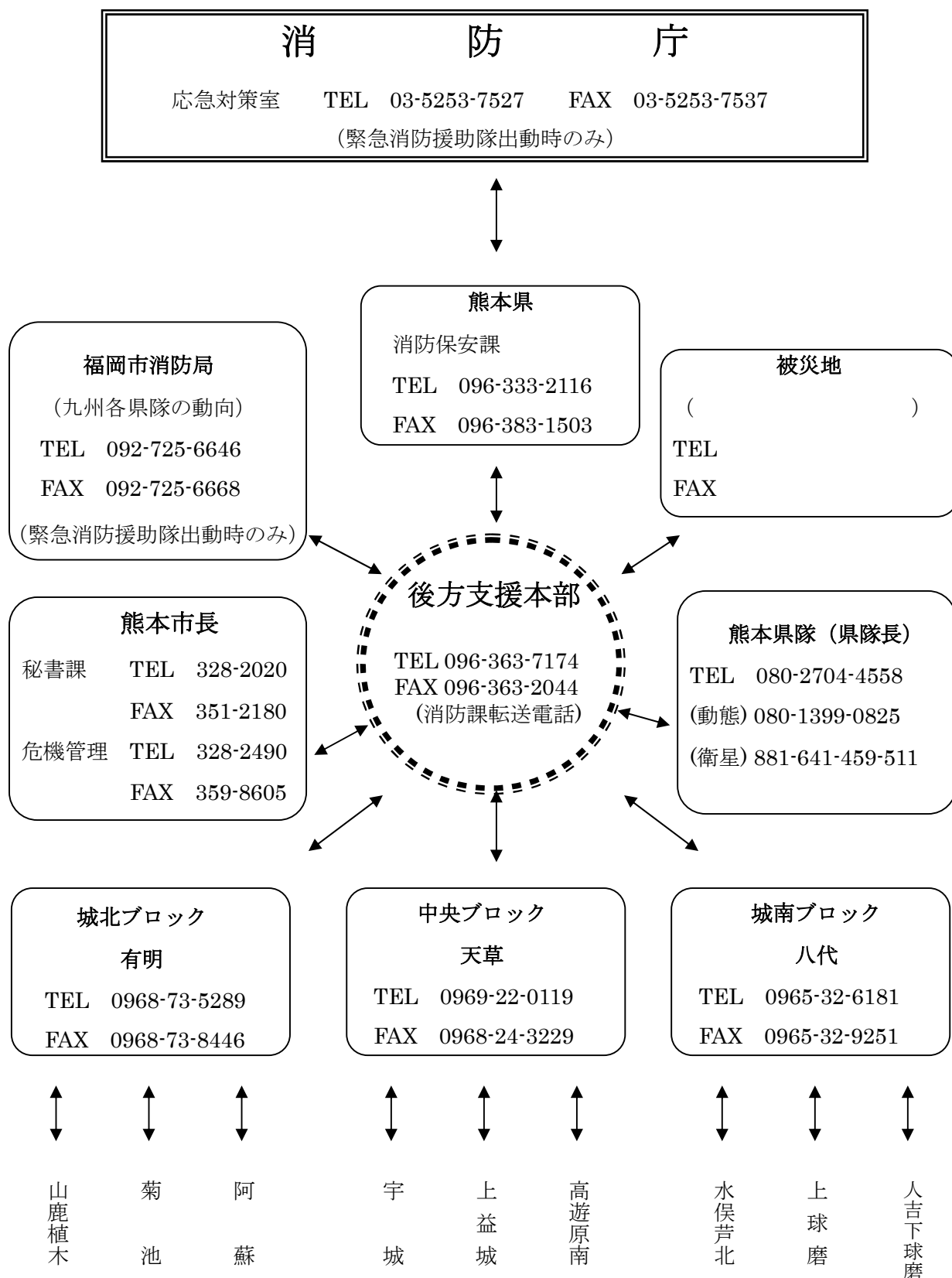
緊急消防援助隊出動連絡体制



県内相互応援出動連絡体制（副次ルート）



後方支援本部情報連絡体制



緊急消防援助隊 熊本県隊出動報告

年 月 日 時 分

送 付 先	熊本県総務部市町村局消防保安課 被災地消防活動調整本部 熊本県内消防本部 熊本県防災消防航空隊	送 付 元	代表消防本部 熊本市消防局
-------	--	-------	------------------

県 隊 長 (階級・氏名)									
熊 本 県 隊	指揮	消火	救助	救急	後方 支援	BC 対応	大規 模危	特殊 装備	航空
合計 隊	隊	隊	隊	隊	隊	隊	隊	隊	隊
熊本市消防局									
有明広域消防本部									
人吉下球磨消防本部									
水俣芦北広域消防本部									
八代広域消防本部									
天草広域連合消防本部									
山鹿植木広域消防本部									
宇城広域連合消防本部									
菊池広域連合消防本部									
阿蘇広域消防本部									
上益城消防本部									
上球磨消防本部									
高遊原南消防本部									
熊本県防災消防航空隊									
集 結 場 所	熊本市消防・熊本県消防学校・玉名PA・阿蘇広域消防本部 えびのPA・清和グラウンド・水俣芦北広域消防本部・三角港・長洲港								
集結・出動日時	月 日 時 分								
進 出 拠 点									
進出拠点到着日時	月 日 時 分								
進出拠点へのルート									
無線チャンネル	全共波 1 c h ・ 全共波 2 c h ・ 全共波 3 c h ・ 県波 ・ ()								
緊 急 連 絡 先	動態システム附属携帯電話番号 0 8 0 - 1 3 9 9 - 0 8 2 5 イリジウム衛星携帯電話番号 8 8 1 - 6 4 1 - 4 5 9 - 5 1 1								

連絡担当課 熊本市消防局 消防課 連絡責任者
 TEL 096-363-7174 FAX 096-363-2044

緊急消防援助隊応援隊編成状況報告

月 日 時 分

送付先	熊本市消防局	送付元	消防本部
-----	--------	-----	------

応援隊指揮者 (階級・氏名)	
-------------------	--

	隊種別	車種	隊長(階級 氏名)	隊員数	携帯電話番号
1				人	
2				人	
3				人	
4				人	
5				人	
6				人	
7				人	
8				人	
9				人	
10				人	

計	隊	人
---	---	---

集結場所到着 予定時刻	
特記事項	

連絡担当課 _____ 連絡責任者 _____

TEL _____ FAX _____

e-mail: _____

緊急消防援助隊 熊本県隊編成状況報告

年 月 日 時 分

送付先	熊本県総務部市町村局消防保安課	送付元	熊本市消防局
-----	-----------------	-----	--------

県 隊 長 (階級・氏名)	
------------------	--

No.	本部名	部隊長	部隊	車種	隊長 (階級・氏名)	隊員数	携帯電話番号
1						人	
2						人	
3						人	
4						人	
5						人	
6						人	
7						人	
8						人	
9						人	
10						人	
11						人	
12						人	
13						人	
14						人	
15						人	
熊本県隊						隊	人
集結完了時刻			時	分	出発時刻		時 分
被災地 進入ルート							
特記事項							

連絡担当課	消防局 消防課	連絡責任者	
TEL	096-363-7174	FAX	096-363-2044

第2編 受援計画

第1章 総則

1 目的

この計画は、熊本市域内において、地震、水火災等による大規模災害又は特殊災害が発生し、消防組織法（以下「組織法」という。）第39条に規定する消防相互応援又は第44条に規定する広域消防応援を受ける場合において、熊本県消防広域応援基本計画に定める受援計画（以下「県受援計画」という。）及び相互応援協定等実施計画（以下「相互応援計画」という。）に基づき、本市の消防部隊と他都市応援部隊との円滑な消防活動を確保するため、受援体制について必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この計画における用語の定義は、熊本県消防広域応援基本計画に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 応援部隊とは、組織法第39条及び第44条の規定により、他都市から本市へ応援出動する消防応援部隊のことをいう。
- (2) 応援部隊支援本部とは、応援部隊の受入準備及び災害情報の提供など、応援部隊の支援活動を行う機関をいう。
- (3) 応援部隊支援地図とは、消火栓以外の消防水利、広域及び一時避難場所、救急医療機関など、応援部隊が活動するために必要な情報を明示した熊本市域地図のことをいう。
- (4) 活動拠点とは、応援部隊が本部の設置及び野営等を行う場所で、活動の拠点となる場所をいう。

第2章 応援要請

1 応援要請基準

応援部隊の要請基準は、原則として熊本市消防局非常災害基本計画（平成13年消防局訓令第1号）第33条の規定に基づくものとし、次に掲げる事項に該当する場合とする。

- (1) 緊急消防援助隊運用要綱 第3章 第6条 第2項に該当する場合
- (2) 相互応援実施計画 第1章 4 応援要請の基準に該当する場合
- (3) 熊本市地域防災計画 震災対策編 消防対策 消防障害に規定する1号障害に該当する場合
- (4) その他応援部隊の出動が必要と判断される場合

2 県受援計画に基づく応援要請手続き（緊急消防援助隊）

緊急消防援助隊の応援要請は、「県受援計画 第2章 受援計画 1 応援要請」の要領で、熊本県知事に対して行うものとする。

ただし、熊本県知事に連絡がとれない場合は、直接消防庁長官に対して応援要請するものとする。

3 相互応援計画に基づく応援要請手続き（県内応援隊）

県内応援隊の応援要請は、「相互応援計画 第2章 実施計画 1 応援要請」の要領で、熊本県知事に対して行うものとし、県代表代行消防機関である有明広域行政事務組合消防本部にその旨を連絡するものとする。

4 応援要請窓口

連絡先	時間帯別	連絡窓口	N T T		地域衛星ネットワーク	
			電話	F A X	電話 (9発信)	F A X (9ポーズ)
消防庁	昼間	応急対策室	03-5253-7527	03-5253-7537	9-048-500-7527	9-048-500-7537
	夜間・休日	宿直室	03-5253-7777	03-5253-7553	9-048-500-7782	9-048-500-7789
熊本県	昼間	消防保安課	096-333-2116	096-383-1503	9-043-300-8-3414	9-043-300-7108
	夜間・休日	防災センター	096-213-1000	096-213-1001	9-043-300-8-3456	9-043-300-7101
有明	昼間	通信指令室	0968-73-5272	0968-73-8446	9-332-78	9-332-79
	夜間・休日					

5 情報連絡方法

原則として有線（携帯）電話、F A X及び熊本県防災情報ネットワークによるものとするが、有線途絶等の場合は、地域衛星通信ネットワーク及び消防無線を活用するものとする。

第3章 応援部隊支援体制

1 応援部隊支援本部の設置

応援部隊を要請した場合、消防局長（以下「局長」という。）の命により消防局情報司令課に熊本市災害対策本部消防対策部（以下「消防対策部」という。）と近接して応援部隊支援本部を設置するものとし、応援部隊の受入準備及び災害情報の提供など、応援活動の支援を行うものとする。

なお、緊急消防援助隊が出動し当局に指揮支援本部が設置される場合は、これに統合されるものとする。

2 応援部隊支援本部の組織

本部長	消防課長 (消防対策部指揮運用班長兼任)
構成員	消防課員及び本部長が必要と認める局員

3 応援部隊支援本部の任務

- (1) 応援部隊の受入準備
- (2) 応援部隊へ災害情報の提供
- (3) 応援部隊支援地図の提供
- (4) 応援部隊との情報連絡調整
- (5) 応援部隊の燃料等の調達
- (6) 応援部隊の必要とする資器材の調達
- (7) その他応援部隊の活動に必要なこと

第4章 応援部隊の誘導等

1 陸上応援部隊

(1) 進入ルート及び進出拠点又は活動拠点への誘導

陸上応援部隊の進入ルートは、原則として走行可能な高速道路、国道及び主要幹線道路とする。進出拠点又は活動拠点までの誘導については、消防無線又は誘導員により進入のための目標物及びルートを示し、応援部隊を誘導するものとする。

(2) 進出拠点

本市における陸上応援部隊の進出拠点は、原則として県受援計画に定める一次進出拠点の熊本県消防学校とする。

(3) 活動拠点

本市における陸上応援部隊の活動拠点は、原則として県受援計画に定める一次進出拠点の熊本県消防学校とし、状況に応じて熊本市地域防災計画 資料編「一時避難場所」及び「広域避難場所」の中から次に掲げる事項に留意して選定し指定するものとする。

ア 応援部隊の車両が駐車可能な場所

イ 地理的条件が整い、高速道路、国道及び主要幹線道路に近接した場所

ウ 応援部隊本部の設置及び野営可能な場所

エ 市民の避難場所と異なる場所

オ その他活動拠点に適した場所

2 航空応援部隊

(1) 進出拠点

航空応援部隊の進出拠点は、熊本県が県受援計画に定める一次進出拠点の熊本空港内の熊本県防災航空センターとする。

(2) 活動拠点

航空応援部隊の活動拠点については、原則として県受援計画に定める一次進出拠点の熊本空港内の熊本県防災航空センターとし、状況に応じて選定し指定するものとする。

(3) 飛行場外離着陸場

航空応援部隊が応援活動に使用する飛行場外離着陸場は、熊本市域における熊本県防災航空隊指定の場外離着陸場及び熊本市地域防災計画 資料編に定める「ヘリポート予定地」の中から次に掲げる事項に留意して選定し指定するものとする。

ア 地理的条件が整い、高速道路、国道及び主要幹線道路に近接した場所

イ 物資輸送の拠点となる公共施設等に近接した場所

ウ 救急指定病院等の医療施設に近接した場所

エ 市民の避難場所と異なる場所

オ その他飛行場外離着陸場に適した場所

第5章 職員の配置

職員の配置については、別表1のとおりとする。なお、表中の消防対策部の組織及び事務分掌については、熊本市消防局非常災害基本計画（平成13年消防局訓令第1号）第3条による。

第6章 緊急消防援助隊迅速出動への対応

1 応援部隊支援本部の早期設置

局長は、熊本市域内において、緊急消防援助隊迅速出動の要件に該当する災害が発生した場合、発災後直ちに応援部隊支援本部を設置し、受援体制の早期確立を図るものとする。

2 被害状況の把握

局長は、発災後直ちに熊本市域内における被害状況を把握し、熊本県知事に報告するものとする。

附 則

- 1 この計画は、平成17年2月1日から施行する。

附 則（平成24年 5月 8日）

- 1 この計画は、通知の日から施行する。

職員の配置計画

配置部署	設置場所	役 職	指定職員
熊本市災害対策本部	熊本市役所	消防局対策部長	局長
		連絡員	局員
熊本市災害対策本部 情報調整室	熊本市役所	調整班副班長	局課長級職員
		調整班員	局係長級職員
		情報班員（情報・分析）	局員
		情報班員（集計）	局員
消防局対策部	情報司令課 対策室	消防局対策部副部長	消防局次長
		総務班長	総務課長
		管理班長	管理課長
		情報収集班長	予防課長
		指揮運用班長	消防課長
		通信運用班長	情報司令課長
	救急運用班長	救急課長	
	各 署	地区隊長	各署長
応援部隊支援本部	情報司令課	本部長	消防課長
		構成員	消防課員及び局員
緊急消防援助隊 消防応援活動調整本部	熊本県庁	代表消防本部	消防局次長
		構成員	消防課員及び局員
緊急消防援助隊 指揮支援本部	情報司令課	被災地消防本部	消防課長
		構成員	消防課員及び局員

消防関係機関情報連絡窓口一覧

	時間 帯別	連絡窓口	NTT		地域衛星ネットワーク ㊦=9	
			電話	FAX	電話	FAX
消 防 庁	昼間	応急対策室	03-5253-7527	03-5253-7537	#-048-500-7527	048-500-7537
	夜間・休日	宿直室	03-5253-7777	03-5253-7553	#-048-500-7782	048-500-7789
熊 本 県	昼間	消防保安課	096-333-2116	096-383-1503	043-300-8-3414	043-300-7108
	夜間・休日	防災センター	096-213-1000	096-213-1001	043-300-8-3456	043-300-7101

消防本部名	時間 帯別	連絡窓口	NTT		地域衛星ネットワーク ㊦=9	
			電話	FAX	電話	FAX
熊 本 市 消 防 局	昼間	消防課	096-363-7174	096-363-2044	#-338-233	#-338-235
	夜間	情報司令課	096-364-6557	096-366-6679	#-338-613	#-338-666
宇城広域連合 消防本部	昼間	指令課	0964-22-0554	0964-23-1199	#-331-78	#-331-79
	夜間					
山鹿植木広域 消防本部	昼間	総務課	0968-43-1191	0968-43-1189	#-333-78	#-333-79
	夜間	山鹿消防署				
人吉下球磨 消防本部	昼間	中央消防署	0966-22-5241	0966-22-5240	#-531-78	#-531-79
	夜間					
上益城 消防本部	昼間	警防課	096-282-1955	096-282-3282	#-435-78	#-435-79
	夜間	上益城消防署				
上球磨 消防本部	昼間	通信指令室	0966-42-3181	0966-42-3182	#-532-78	#-532-79
	夜間					
八代広域 消防本部	昼間	警防通信課	0965-32-6181	0965-32-9251	#-436-78	#-436-79
	夜間	通信指令室				
阿蘇広域 消防本部	昼間	予防警防課	0967-34-0024	0967-34-0213	#-434-78	#-434-79
	夜間	中部消防署				
高遊原南 消防本部	昼間	消防課	096-286-2119	096-286-6947	#-433-78	#-433-79
	夜間					
有明広域 消防本部	昼間	通信指令室	0968-73-5272	0968-73-8446	#-332-78	#-332-79
	夜間					
水俣芦北広域 消防本部	昼間	警防課	0966-63-1191	0966-63-6719	#-530-78	#-530-79
	夜間	通信指令室				
菊池広域連合 消防本部	昼間	警防課	096-232-9331	096-232-9332	#-432-78	#-432-79
	夜間	南消防署				
天草広域連合 消防本部	昼間	指令課	0969-22-0119	0969-24-3229	#-533-78	#-533-79
	夜間					
熊本県 消防学校	昼間	消防学校総務課	096-286-9222	096-286-9223	#-424-78	#-424-79
	夜間	勝山教官	090-3014-8429			
熊本県防災消 防航空センター	昼間	航空センター	096-289-2255	096-289-2277		
		所長 携帯電話	090-5285-8105			
	夜間	隊長 携帯電話	090-5285-8106			

(指揮支援部隊長及び代行)

消防本部		担 当		電 話	FAX
福岡市消防局	警防部	警防課	広域対策係	092-725-6952	092-725-6606
(代行) 広島市消防局	警防部	警防課	警防企画係	082-546-3451	082-249-1160

(他県応援隊)

県 名	担 当		電 話	FAX
福岡県	総務部	消防防災安全課	092-643-3111	092-643-3117
大分県	生活環境部	消防保安室	097-536-1111	097-533-0930
宮崎県	総務部危機管理局	消防保安室	0985-26-7627	0985-26-7304
鹿児島県	危機管理局	消防保安課	099-286-2259	099-286-5521
兵庫県	企画管理部災害対策局	消防課	078-362-9824	078-362-9915
島根県	総務部	消防防災課	0852-22-5884	0852-22-5888
岡山県	総務部	消防保安課	086-226-7295	086-225-4659
広島県	県民生活部	危機管理局危機管理室	082-513-2778	082-227-2122
山口県	総務部	防災危機管理課	083(933)2360	083(933)2408
徳島県	危機管理局	消防保安課	088-621-2284	088-621-2849
香川県	総務部防災局	危機管理課	087-832-3186	087-832-3605
愛媛県	県民環境部	消防防災安全課	089-912-2316	089-941-0119
高知県	総務部	消防防災課	088-823-9318	088-823-9253
佐賀県	統括本部	消防防災課	0952-25-7027	0952-25-7262
長崎県	防災危機管理監	消防保安室	095-895-2146	095-821-9102
沖縄県	知事公室	防災危機管理課	098-866-2143	098-866-3204

局応援隊用資機材一覧

1 熊本県隊備品

品名	数量	
緊急消防援助隊熊本県隊旗	1	
緊急消防援助隊部隊旗	1	
緊急消防援助隊熊本県指揮隊旗	1	
緊急消防援助隊熊本県隊長腕章	1	
緊急消防援助隊熊本県隊車両表示マグネット	32	フロント用 10
		サイド用 22
動態情報システム可搬型端末機器	1式	
衛星携帯電話(イリジウム)	1式	

2 野営用品(消防庁貸与支援車付属品)

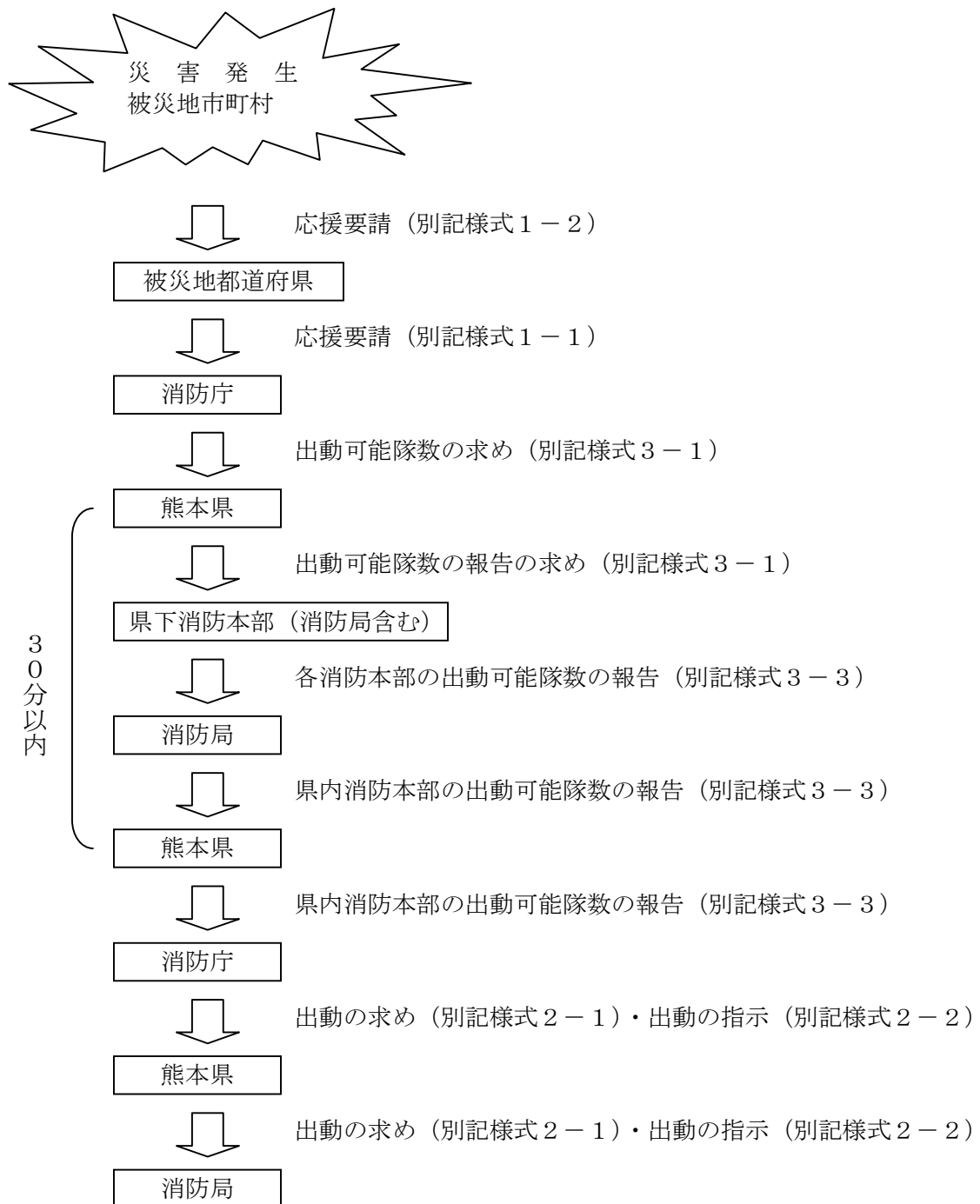
品名	数量	仕様
エアータント	3	テント本体(8人用 蚊帳付き W4×L4×H2.5)
		防雨型蛍光ランプ(35w以上) 2本
		エアーマット(W1×L4) 3枚
		防災シート(W4×L4) 1枚
		エアークラップ 1式
		ダクト付き(冷暖房装置用)
		名入れ
ワンタッチ式テント(屋根天幕)	1	テント本体(W3×L6 支柱アルミ合金)
		横幕(四方分)
		ウエイト(6個)
		名入れ
寝袋	20	コールマン(オールシーズンタイプ)
折りたたみ式トイレ	5	本体 便座カバー 収納袋付き
ワンタッチトイレテント	5	本体(トイレトペーパー掛け付き) 収納袋 ペグ
便収納袋	3	100回分
風防付き強力 ガスバーナーセット	大 1	LPガス仕様
	小 2	調節器付ホース付き
アルミ鍋	1	
作業台	3	折りたたみ式
テーブル	5	折りたたみ式
イス	20	折りたたみ式 一人掛け
バルーン型投光器	2	600wクラスメタルハライドランプ(瞬時再点灯型)
		手動式三脚付き
発電機	2	900w以上(ガソリン)
燃料携行缶	2	20ℓ ガソリン用
コードリール	1	20m

折りたたみ式リヤカー	1	

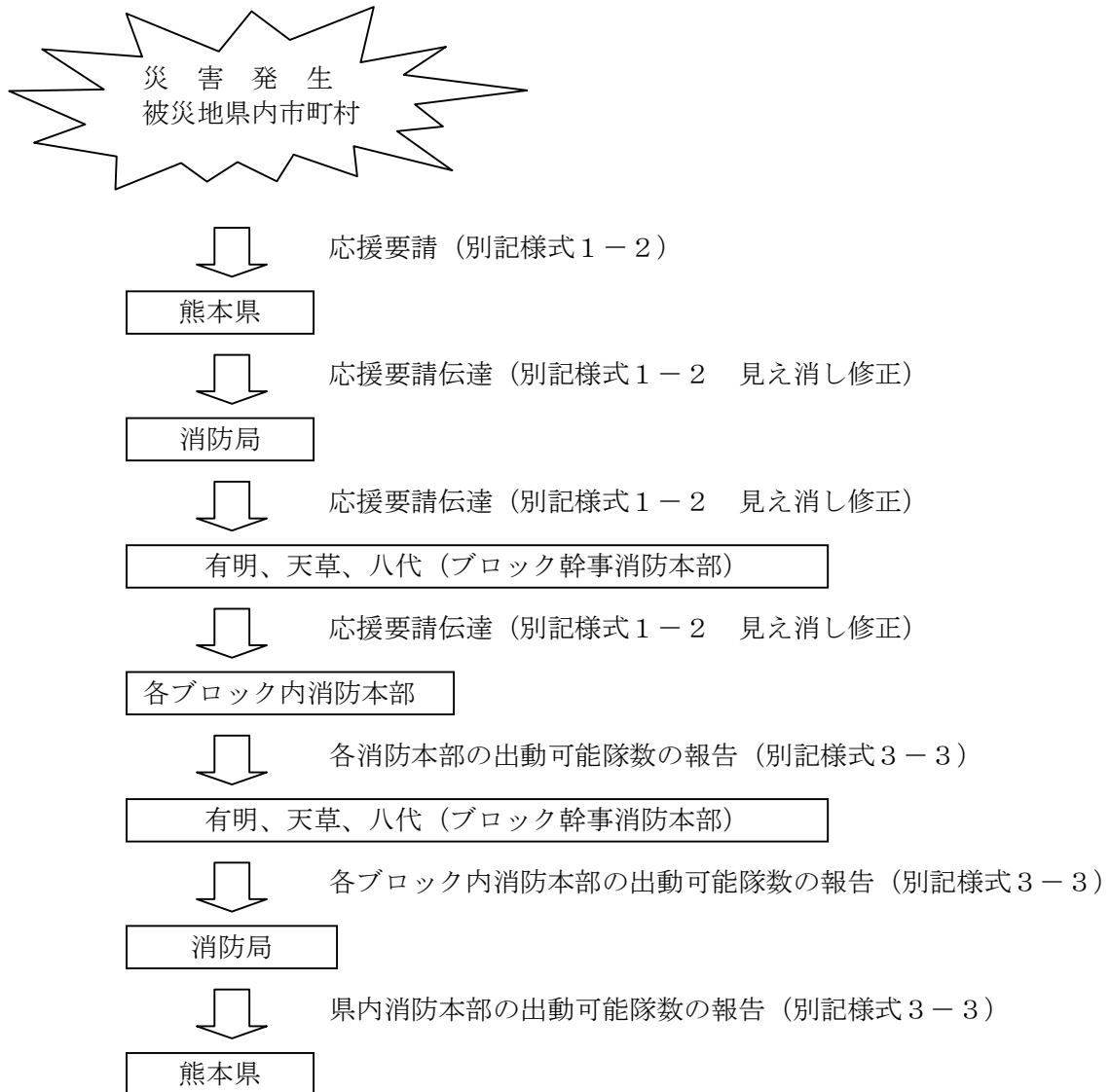
3 野営用品予備

品名	数量	仕様
エアーテント	2	本体(W 6×L 6×H 3) 1
		本体(W ×L ×H) 1
小型テント	3	コールマン 2
		青色 1
タープ	2	
テーブル	5	コールマン
イス	20	コールマン 10
		黒色 10
ロールマット	14	
平折マット	14	
組み立て式ベッド	15	
エアーベッド	12	
寝袋	27	消防局表示 11
		コールマン 10
		アーバンウインド 3
		青色 2
		緑色 1
毛布	50	
カセットコンロ	3	
ヤカン	2	
ナベ	3	
フライパン	3	

緊急消防援助隊応援出動の流れ



県内相互応援出動の流れ（副次ルート）



九州出港フェリー会社一覧

会社名	会社名	港名
●商船三井フェリー（株）		
苅田支店	093-434-5118	大分⇄苅田⇄御前崎⇄追浜
大分営業所	097-525-9133	
●オーシャン東九フェリー		
北九州 （新門司）	093-481-7711	新門司港⇄徳島⇄東京 （北九州）
●阪九フェリー（株）		
新門司	093-481-6581	新門司港⇄泉大津港 （北九州） 新門司港⇄神戸港 （北九州）
●（株）フェリーさんふらわあ		
別府	0977-22-1311	別府港⇄大阪南港
大分	097-536-6006	大分港⇄神戸港
志布志	099-473-8185	志布志港⇄大阪南港
●宮崎カーフェリー（株）		
九州予約センター	0985-29-5566	宮崎港⇄大阪南港
●マリックスライン		
予約センター	099-225-1551	鹿児島新港⇄那覇港 鹿児島新港⇄本部港

災害時応急活動に関する協定
一時避難場所及び広域避難場所
へリポート予定地

V 災害危険箇所

1 急傾斜地崩壊危険箇所等

(1) 土砂災害警戒区域等指定区域と警戒避難体制

平成23年4月1日現在

	区域名 (番号)	所在地	自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		熊本県 告示番号	告示 年月日	警戒避難体制	
				警戒区域	特別警戒区域			行政機関連絡先	一時避難場所
1	清田川 (201-1-005)	河内町河内	土石流	○	○	第388号	平成17年4月4日	水防本部 328-2222 その他管轄する 総合支所・市民 センター	地域防災計画書 に記載する一時 避難所(区域に 含まれる施設は 除く)
2	平川 (201-1-014)	河内町河内	土石流	○	○	第388号	平成17年4月4日		
3	小森川 (201-1-016)	河内町河内	土石流	○		第388号	平成17年4月4日		
4	平谷(水谷川) (201-2-004)	河内町河内	土石流	○	○	第388号	平成17年4月4日		
5	中川内谷(鍾川) (201-1-004)	河内町船津	土石流	○		第363号	平成18年3月31日		
6	古閑第3谷(古閑川) (201-1-007)	河内町岳	土石流	○	○	第363号	平成18年3月31日		
7	本村谷 (201-1-009)	河内町岳	土石流	○	○	第363号	平成18年3月31日		
8	富塚川 (201-1-010)	河内町岳	土石流	○		第363号	平成18年3月31日		
9	葛山川 (201-1-015)	河内町河内	土石流	○		第363号	平成18年3月31日		
10	西谷川 (201-1-047)	河内町大多尾	土石流	○	○	第363号	平成18年3月31日		
11	古閑第1谷(仁川川) (201-2-002)	河内町岳	土石流	○	○	第363号	平成18年3月31日		
12	葛山谷(仁田尾川) (201-2-005)	河内町河内	土石流	○	○	第363号	平成18年3月31日		
13	鱗洞川 (201-2-006)	河内町河内	土石流	○	○	第363号	平成18年3月31日		
14	西見継 (201-1-037)	河内町野出	急傾斜	○	○	第363号	平成18年3月31日		
15	内鶴 (201-1-039)	河内町東門寺	急傾斜	○	○	第363号	平成18年3月31日		
16	古閑前-1 (201-1-063-1)	河内町岳	急傾斜	○	○	第363号	平成18年3月31日		
17	古閑前-2 (201-1-063-2)	河内町岳	急傾斜	○	○	第363号	平成18年3月31日		
18	仁川 (201-2-104)	河内町野出	急傾斜	○		第363号	平成18年3月31日		
19	岩戸川第1谷 (201-1-011)	松尾町	土石流	○		第154号	平成19年2月21日		
20	岩戸川第2谷 (201-1-012)	松尾町	土石流	○	○	第154号	平成19年2月21日		
21	岩戸川第3谷 (201-1-013)	松尾町	土石流	○	○	第154号	平成19年2月21日		
22	椿原 (201-1-020)	松尾町	土石流	○	○	第154号	平成19年2月21日		
23	梅洞川 (201-1-021)	松尾町	土石流	○	○	第154号	平成19年2月21日		
24	梅洞平谷 (201-1-022)	松尾町	土石流	○		第154号	平成19年2月21日		
25	梅洞谷 (201-1-023)	松尾町	土石流	○		第154号	平成19年2月21日		
26	松尾川1 (201-1-024)	松尾町	土石流	○	○	第154号	平成19年2月21日		
27	松尾川2 (201-1-025)	松尾町	土石流	○		第154号	平成19年2月21日		
28	出口谷 (201-1-026)	松尾町	土石流	○		第154号	平成19年2月21日		
29	百山谷 (201-1-029)	松尾町	土石流	○		第154号	平成19年2月21日		
30	松尾川5 (201-1-030)	松尾町	土石流	○	○	第154号	平成19年2月21日		
31	妻江 (201-1-150)	松尾町	急傾斜	○	○	第154号	平成19年2月21日		
32	梅洞-1 (201-1-151-1)	松尾町	急傾斜	○	○	第154号	平成19年2月21日		
33	梅洞-2 (201-1-151-2)	松尾町	急傾斜	○	○	第154号	平成19年2月21日		
34	上松尾1 (201-1-152)	松尾町	急傾斜	○	○	第154号	平成19年2月21日		
35	上松尾2-1 (201-1-153-1)	松尾町	急傾斜	○	○	第154号	平成19年2月21日		
36	上松尾2-2 (201-1-153-2)	松尾町	急傾斜	○	○	第154号	平成19年2月21日		
37	内村 (201-1-156)	松尾町	急傾斜	○	○	第154号	平成19年2月21日		
38	上松尾4 (201-1-157)	松尾町	急傾斜	○	○	第154号	平成19年2月21日		
39	射場の本-1 (201-2-066-1)	松尾町	急傾斜	○	○	第154号	平成19年2月21日		
40	射場の本-2 (201-2-066-2)	松尾町	急傾斜	○	○	第154号	平成19年2月21日		
41	平山 (201-2-067)	松尾町	急傾斜	○	○	第154号	平成19年2月21日		
42	平山2 (201-2-073)	松尾町	急傾斜	○	○	第154号	平成19年2月21日		
43	上松尾2 (201-2-081)	松尾町	急傾斜	○	○	第154号	平成19年2月21日		

	区域名 (番号)	所在地	自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		熊本県 告示番号	告示 年月日	警戒避難体制	
				警戒区域	特別警戒区域			行政機関連絡先	一時避難場所
44	上松尾3-1 (201-2-082-1)	松尾町	急傾斜	○	○	第154号	平成19年2月21日	水防本部 328-2222 その他管轄する 総合支所・市民 センター	地域防災計画書 に記載する一時 避難所(区域に 含まれる施設は 除く)
45	上松尾3-2 (201-2-082-2)	松尾町	急傾斜	○	○	第154号	平成19年2月21日		
46	上松尾4 (201-2-083)	松尾町	急傾斜	○	○	第154号	平成19年2月21日		
47	上松尾5 (201-2-084)	松尾町	急傾斜	○	○	第154号	平成19年2月21日		
48	甲塚 (201-2-085)	松尾町	急傾斜	○	○	第154号	平成19年2月21日		
49	中松尾 (201-2-086)	松尾町	急傾斜	○	○	第154号	平成19年2月21日		
50	下川床谷(中川床川) (201-1-006)	河内町面木	土石流	○	○	第524号	平成19年6月8日		
51	小野屋敷川 (201-2-010)	貢町	土石流	○		第524号	平成19年6月8日		
52	万楽寺谷 (201-2-012)	万楽寺町	土石流	○	○	第524号	平成19年6月8日		
53	赤水屋敷1-1 (201-1-022-1)	和泉町	急傾斜	○	○	第524号	平成19年6月8日		
54	赤水屋敷1-2 (201-1-022-2)	和泉町	急傾斜	○	○	第524号	平成19年6月8日		
55	赤水屋敷2 (201-1-023)	和泉町	急傾斜	○	○	第524号	平成19年6月8日		
56	寺ノ前 (201-1-042)	貢町	急傾斜	○	○	第524号	平成19年6月8日		
57	大狩野 (201-2-023)	万楽寺町	急傾斜	○	○	第524号	平成19年6月8日		
58	本村屋敷 (201-2-024)	万楽寺町	急傾斜	○	○	第524号	平成19年6月8日		
59	北原山-1 (201-2-025-1)	太郎迫町	急傾斜	○	○	第524号	平成19年6月8日		
60	北原山-2 (201-2-025-2)	太郎迫町	急傾斜	○	○	第524号	平成19年6月8日		
61	明德-1 (201-2-027-1)	河内町大多尾	急傾斜	○	○	第524号	平成19年6月8日		
62	明德-2 (201-2-027-2)	河内町大多尾	急傾斜	○	○	第524号	平成19年6月8日		
63	平畑 (201-2-031)	和泉町	急傾斜	○	○	第524号	平成19年6月8日		
64	古閑園 (201-2-041)	河内町東門寺	急傾斜	○	○	第524号	平成19年6月8日		
65	大間 (201-2-043)	貢町	急傾斜	○	○	第524号	平成19年6月8日		
66	原口原 (201-2-044)	貢町	急傾斜	○	○	第524号	平成19年6月8日		
67	中尾谷 (201-2-045)	貢町	急傾斜	○	○	第524号	平成19年6月8日		
68	下屋敷 (201-2-046)	貢町	急傾斜	○	○	第524号	平成19年6月8日		
69	五町屋敷 (201-2-047)	貢町	急傾斜	○	○	第524号	平成19年6月8日		
70	城原 (201-2-096)	立福寺町	急傾斜	○	○	第524号	平成19年6月8日		
71	権現平 (201-2-102)	河内町大多尾	急傾斜	○	○	第524号	平成19年6月8日		
72	下津久礼3 (404-1-003)	龍田町弓削	急傾斜	○	○	第524号	平成19年6月8日		
73	白浜川支線谷(狸穴川) (201-1-002)	河内町河内	土石流	○	○	第197号	平成20年3月14日		
74	塩屋川-1 (201-1-017-1)	河内町河内	土石流	○		第197号	平成20年3月14日		
75	塩屋川-2 (201-1-017-2)	河内町河内	土石流	○		第197号	平成20年3月14日		
76	近津川1 (201-1-018)	松尾町近津	土石流	○	○	第197号	平成20年3月14日		
77	島崎第1谷 (201-1-037)	島崎5丁目	土石流	○	○	第197号	平成20年3月14日		
78	麴川1 (201-1-038)	島崎5丁目	土石流	○		第197号	平成20年3月14日		
79	小山田川 (201-1-040)	島崎6丁目	土石流	○	○	第197号	平成20年3月14日		
80	花園谷 (201-1-042)	花園7丁目	土石流	○	○	第197号	平成20年3月14日		
81	成道寺川 (201-1-043)	花園7丁目	土石流	○	○	第197号	平成20年3月14日		
82	島崎5丁目3 (201-1-133)	島崎5丁目	急傾斜	○	○	第197号	平成20年3月14日		
83	島崎5丁目4 (201-1-134)	島崎5丁目	急傾斜	○	○	第197号	平成20年3月14日		
84	島崎4丁目2 (201-1-136)	島崎4丁目	急傾斜	○	○	第197号	平成20年3月14日		
85	島崎3・4丁目 (201-1-137)	島崎3丁目・4丁目	急傾斜	○	○	第197号	平成20年3月14日		
86	島崎4丁目 (201-1-138)	島崎4丁目	急傾斜	○	○	第197号	平成20年3月14日		
87	花園7丁目1 (201-2-56)	花園7丁目	急傾斜	○	○	第197号	平成20年3月14日		
88	花園7丁目2 (201-2-57)	花園7丁目	急傾斜	○	○	第197号	平成20年3月14日		

	区域名 (番号)	所在地	自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		熊本県 告示番号	告示 年月日	警戒避難体制	
				警戒区域	特別警戒区域			行政機関連絡先	一時避難場所
89	花園7丁目3 (201-2-58)	花園7丁目	急傾斜	○	○	第197号	平成20年3月14日	水防本部 328-2222 その他管轄する 総合支所・市民 センター	地域防災計画書 に記載する一時 避難所(区域に 含まれる施設は 除く)
90	島崎6丁目 (201-2-69)	島崎6丁目	急傾斜	○	○	第197号	平成20年3月14日		
91	下橋原 (201-2-74)	松尾町	急傾斜	○	○	第197号	平成20年3月14日		
92	島崎7丁目 (201-2-75)	島崎7丁目	急傾斜	○	○	第197号	平成20年3月14日		
93	島崎5丁目1 (201-2-76)	島崎5丁目	急傾斜	○	○	第197号	平成20年3月14日		
94	島崎5丁目2 (201-2-77)	島崎5丁目	急傾斜	○	○	第197号	平成20年3月14日		
95	島崎3丁目 (201-2-78)	島崎3丁目	急傾斜	○	○	第197号	平成20年3月14日		
96	小塚川 (201-3-001)	貢町	土石流	○	○	第200号	平成21年3月13日		
97	万葉寺谷2 (201-3-002)	万葉寺町	土石流	○		第200号	平成21年3月13日		
98	松ヶ迫-1 (201-1-001-1)	改寄町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
99	松ヶ迫-2 (201-1-001-2)	改寄町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
100	山下 201-1-002)	北迫町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
101	筒井-1 (201-1-003-1)	北迫町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
102	筒井-2 (201-1-003-2)	北迫町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
103	尾ノ上 (201-1-004)	楠野町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
104	又丸屋敷 (201-1-005)	楠野町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
105	小堂 (201-1-006)	楠野町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
106	居屋敷 (201-1-007)	楠野町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
107	柳浦・下畑-1 (201-1-008-1)	楠野町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
108	柳浦・下畑-2 (201-1-008-2)	楠野町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
109	外井川1 (201-1-009)	西梶尾町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
110	外井川2 (201-1-010)	西梶尾町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
111	大浦屋敷 (201-1-011)	西梶尾町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
112	谷山 (201-1-012)	梶尾町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
113	古屋敷 (201-1-013)	梶尾町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
114	中村屋敷 (201-1-019)	硯川町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
115	北原 (201-1-025)	四方寄町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
116	城ヶ辻-1 (201-1-026-1)	四方寄町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
117	城ヶ辻-2 (201-1-026-2)	四方寄町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
118	山ノ上 (201-1-027)	四方寄町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
119	東屋敷-1 (201-1-028-1)	下硯川町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
120	東屋敷-2 (201-1-028-2)	下硯川町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
121	登立 (201-1-029)	下硯川町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
122	前田・出口-1 (201-1-030-1)	鶴羽田町・梶尾町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
123	前田・出口-2 (201-1-030-2)	鶴羽田町・梶尾町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
124	前田・出口-3 (201-1-030-3)	鶴羽田町・梶尾町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
125	宇土-1 (201-1-031-1)	鶴羽田町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
126	宇土-2 (201-1-031-2)	鶴羽田町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
127	柳迫 (201-1-032)	四方寄町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
128	近津(2)-1 (201-1-127-1)	松尾町近津	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
129	近津(2)-2 (201-1-127-2)	松尾町近津	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
130	近津(2)-3 (201-1-127-3)	松尾町近津	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
131	島崎5丁目1 (201-1-129)	島崎5丁目	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
132	島崎5丁目2 (201-1-130)	島崎5丁目	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
133	宮の本 (201-1-132)	谷尾崎町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		

	区域名 (番号)	所在地	自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		熊本県 告示番号	告示 年月日	警戒避難体制	
				警戒区域	特別警戒区域			行政機関連絡先	一時避難場所
134	迎平-1 (201-1-161-1)	谷尾崎町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日	水防本部 328-2222 その他管轄する 総合支所・市民 センター	地域防災計画書 に記載する一時 避難所(区域に 含まれる施設は 除く)
135	迎平-2 (201-1-161-2)	谷尾崎町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
136	立石 (201-2-001)	改寄町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
137	西久保1 (201-2-002)	改寄町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
138	西久保2 (201-2-003)	改寄町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
139	前田 (201-2-004)	改寄町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
140	向原 (201-2-005)	小糸山町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
141	浦田 (201-2-006)	小糸山町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
142	松尾原 (201-2-007)	改寄町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
143	井上 (201-2-008)	改寄町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
144	井出元 (201-2-009)	改寄町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
145	前畑 (201-2-010)	改寄町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
146	水吐 (201-2-011)	改寄町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
147	中野 (201-2-012)	改寄町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
148	山下 (201-2-013)	北迫町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
149	大浦屋敷 (201-2-014)	西梶尾町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
150	杉尾屋敷-1 (201-2-015-1)	西梶尾町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
151	杉尾屋敷-2 (201-2-015-2)	西梶尾町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
152	井川迫 (201-2-016)	大鳥居町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
153	荊平、北原 (201-2-017)	大鳥居町・梶尾町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
154	陣内屋敷 (201-2-018)	梶尾町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
155	本村屋敷 (201-2-019)	梶尾町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
156	古屋敷 (201-2-020)	梶尾町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
157	古閑原 (201-2-021)	梶尾町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
158	前田 (201-2-022)	梶尾町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
159	小原 (201-2-026)	立福寺町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
160	中村屋敷 (201-2-029)	硯川町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
161	本村屋敷 (201-2-030)	硯川町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
162	北原 (201-2-032)	四方寄町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
163	長峰屋敷 (201-2-033)	四方寄町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
164	上古閑 (201-2-034)	四方寄町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
165	葉山 (201-2-035)	四方寄町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
166	西六反割 (201-2-036)	四方寄町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
167	権現谷2 (201-2-037)	飛田2丁目	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
168	鳥越、尾迫 (201-2-038)	飛田1、2丁目	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
169	北平 (201-2-039)	鶴羽田町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
170	八反田-1 (201-2-042-1)	貢町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
171	八反田-2 (201-2-042-2)	貢町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
172	石場 (201-2-079)	谷尾崎町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
173	堀切 (201-2-080)	谷尾崎町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
174	木戸田-1 (201-2-092-1)	小糸山町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
175	木戸田-2 (201-2-092-2)	小糸山町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
176	古閑屋敷 (201-2-095)	楠野町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		
177	蛇の尾 (201-2-099)	谷尾崎町	急傾斜	○	○	第200号	平成21年3月13日		

	区域名 (番号)	所在地	自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		熊本県 告示番号	告示 年月日	警戒避難体制	
				警戒区域	特別警戒区域			行政機関連絡先	一次避難所
178	申塚川 (201-2-007)	松尾町	土石流	○	○	第900号	平成22年9月24日	水防本部 328-2222 その他管轄する 総合支所・市民セ ンター	地域防災計 画書に記載 する一時避 難場所(区域 に含まれる 施設は除く)
179	東原川 (201-2-013)	石原町	土石流	○		第900号	平成22年9月24日		
180	筒井前 (201-1-045)	大窪2丁目	急傾斜	○	○	第900号	平成22年9月24日		
181	上島屋敷-1 (201-1-046-1)	大窪2丁目	急傾斜	○	○	第900号	平成22年9月24日		
182	上島屋敷-2 (201-1-046-2)	大窪2丁目	急傾斜	○	○	第900号	平成22年9月24日		
183	八景水谷1丁目1 (201-1-047)	八景水谷1丁目	急傾斜	○		第900号	平成22年9月24日		
184	八景水谷1丁目2-1 (201-1-048-1)	八景水谷1丁目	急傾斜	○	○	第900号	平成22年9月24日		
185	八景水谷1丁目2-2 (201-1-048-2)	八景水谷1丁目	急傾斜	○	○	第900号	平成22年9月24日		
186	打越町-1 (201-1-074-1)	打越町	急傾斜	○	○	第900号	平成22年9月24日		
187	打越町-2 (201-1-074-2)	打越町	急傾斜	○		第900号	平成22年9月24日		
188	水浦 (201-1-075)	打越町	急傾斜	○	○	第900号	平成22年9月24日		
189	舟場-1 (201-1-117-1)	打越町	急傾斜	○	○	第900号	平成22年9月24日		
190	舟場-2 (201-1-117-2)	打越町	急傾斜	○	○	第900号	平成22年9月24日		
191	舟場-3 (201-1-117-3)	打越町	急傾斜	○	○	第900号	平成22年9月24日		
192	横手4丁目1 (201-1-140)	横手4丁目	急傾斜	○	○	第900号	平成22年9月24日		
193	横手4丁目2 (201-1-141)	横手4丁目	急傾斜	○	○	第900号	平成22年9月24日		
194	居屋敷 (201-1-165)	池上町・戸坂町	急傾斜	○	○	第900号	平成22年9月24日		
195	横手原 (201-1-167)	横手3丁目	急傾斜	○	○	第900号	平成22年9月24日		
196	北内瀧 (201-1-180)	小島下町	急傾斜	○	○	第900号	平成22年9月24日		
197	花園7丁目・江福田1 (201-1-189-1)	釜尾町・花園7丁目	急傾斜	○	○	第900号	平成22年9月24日		
198	花園7丁目・江福田2 (201-1-189-2)	釜尾町・花園7丁目	急傾斜	○	○	第900号	平成22年9月24日		
199	長畑 (201-2-048)	下硯川町	急傾斜	○	○	第900号	平成22年9月24日		
200	島ヶ浦 (201-2-049)	大窪1丁目	急傾斜	○	○	第900号	平成22年9月24日		
201	馬狭 (201-2-050)	大窪1丁目	急傾斜	○		第900号	平成22年9月24日		
202	船津 (201-2-054)	河内町船津	急傾斜	○	○	第900号	平成22年9月24日		
203	島ヶ浦 (201-2-097)	大窪1丁目	急傾斜	○	○	第900号	平成22年9月24日		
204	横手2丁目2 (201-2-101)	横手2丁目	急傾斜	○	○	第900号	平成22年9月24日		
205	川床 (201-2-105)	河内町岳	急傾斜	○	○	第900号	平成22年9月24日		
206	河内 (201-1-010(人))	河内町河内	急傾斜	○	○	第900号	平成22年9月24日		
207	八久保 (363-2-001)	河内町白浜、野出	急傾斜	○	○	第110号	平成23年2月4日		

(2) 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所一覽

平成 23 年 4 月 1 日 現在

No.	箇所名	位置			地形		オーバハンの有無	地質		湧水の有無	地被物の状況	人家戸数	公共的建物		公共施設の種類	危険度	指定年月日	施工状況
		郡市	区	町村	大字	小字		傾斜度	長さ				高さ	種類				
1	近津	熊本市	西区	松尾町	近津		有	5	100	有	針広混交	8		市道	570	A	S54.4.24	概
2	梅洞 (2)	熊本市	西区	松尾町	梅洞		無	1	100	無	針広混交	6	松尾公民館 その他	市道	150	A	H1.3.25	中
3	百貫	熊本市	西区	松尾町	百貫		無	2	150	無	針広混交	28	百貫公民館	市道	330	A	H6.3.11	完
4	千金甲	熊本市	西区	小島下町	千金甲		有	1	150	有	竹林	18	千金甲公民館 三町内公民館 その他	県道 市道 市道	30 200 300	A	S53.7.13	完
5	榑崎	熊本市	西区	小島下町	榑崎		無	2	150	有	針広混交	46		市道	300	A	S56.10.28	完
6	松尾	熊本市	西区	松尾町	松尾		無	2	150	有	広葉樹	7				A	H5.3.17	完
7	皆代	熊本市	西区	松尾町	皆代		無	5	150	有	針広混交	54	その他			A	S58.2.8	概
8	上高橋	熊本市	西区	高橋町	上高橋		無	4	200	無	竹林	19		市道	280	A	S60.11.14	未
9	城山 1	熊本市	西区	城山上代	城山		無	3	70	無	針広混交	60	病院 その他	市道	260	A	S57.9.4	未
10	高野山	熊本市	西区	城山上代	高野山		有	2	100		針広混交	38	その他	市道	450	A	S56.8.11 H11.3.31	概
11	高野峰	熊本市	西区	池上町	高野峰		無	2	80	無	針広混交	16	その他	市道	400	A	S61.12.23	完
12	谷口(池の上)	熊本市	西区	池上町	谷口		有	3	150	有	竹林	10				A	H1.3.15	完
13	谷尾崎	熊本市	西区	谷尾崎町	谷尾崎		無	3	150	無	針広混交	18				A	S61.1.23	概
14	春日5丁目	熊本市	西区	春日	5丁目		無	3	80	無	草地	70		市道	460	A	S61.12.23	概
15	南平	熊本市	西区	池上町	新村		有	4	100	有	竹林	34	その他	市道	650	A	S56.8.11	概
16	横手2丁目	熊本市	中央区	横手	2丁目		無	4	150	有	草地	7				A	H5.3.17	概
17	本妙寺	熊本市	西区	花園	2丁目		無	3	100	無	竹林	43				A	S61.1.23	概
18	花園5丁目	熊本市	西区	花園	5丁目		有	5	100	無	針広混交	17	井芹公民館 その他	市道	140	A	H4.1.17	概
19	花園	熊本市	西区	花園	6丁目		有	3	100	無	草地	7	郵便局 花園小学校	市道	60	A	S51.5.1	中
20	新町	熊本市	中央区	新町	3丁目		有	5	30	無	裸地	17		県道 市道 その他	250 250 1	A	S57.9.4	完
21	古京町	熊本市	中央区	古京町	古京		有	3	50	有	草地	17	刑部邸	市道	550	A	S49.5.28	完
22	京町	熊本市	中央区	新堀町	新堀		有	3	40	有	裸地	5		県道 市道	100 200	A	S51.5.1	完
23	京町2丁目	熊本市	西区	京町	2丁目		無	3	70	無	草地	36		市道	320	A	S58.2.8	概
24	京町本丁	熊本市	西区	京町	京町		有	3	100	無	竹林	17		市道	120	A	S49.5.28	
25	新坂	熊本市	中央区	京町本丁	京町本丁		有	3	40	無	裸地	5		市道	170	A	S51.5.1	概
26	壺川	熊本市	中央区	壺川	1丁目		無	3	40	無	裸地	52	与倉旧居	市道	400	A	S49.5.28	概
27	寺原	熊本市	中央区	壺川	2丁目		無	3	100	無	竹林	77	友愛会保育園 その他	市道	380	A	S57.9.4	概
28	上熊本	熊本市	西区	池田	1丁目		無	3	70	無	針広混交	32		県道 市道	250 150	A	S53.7.13	概
29	池田	熊本市	西区	池田	1丁目		無	3	100	無	針広混交	11	その他	市道	180	A	S51.5.1 H15.1.29	未
30	池田1丁目	熊本市	西区	池田	1丁目		無	3	100	無	針広混交	9		市道	70	A	S58.2.8	完
31	岩ヶ鼻	熊本市	西区	池田	1丁目		無	3	70	無	竹林	42	池田小学校	市道 その他道路	270 150	A	H6.3.17 H18.12.1	中

32	山の下	熊本市	西区	池田	2丁目		40	300	30	無	3	0	無	草地	15			市道	300	A	S53.7.13	概
33	津浦	熊本市	北区	津浦町			40	180	30	無	3	100	無	針葉樹	10	その他	1	市道	180	A	S56.10.20	概
34	大窪	熊本市	北区	清水町	大窪		45	300	20	有	5	80	有	竹林	15	大窪 ポンプ場	1	県道	300	A	S61.6.3	概
35	万石	熊本市	北区	清水町	万石		30	400	30	無	3	150	無	広葉樹	30			市道	400	B	S56.4.16	概
36	黒髪5丁目	熊本市	中央区	黒髪	5丁目		70	100	12	無	3	100	有	竹林	12			市道	70	A	S58.2.8	完
37	陣内	熊本市	北区	陣内町	陣内		90	230	20	有	3	10	無	裸地	31	病院	1	高速道 市道	230 100	A	S49.5.28	概
38	弓削	熊本市	北区	龍田町	弓削		70	150	12	有	3	0	無	草地	9			市道	150	A	S56.10.20	完
39	小山	熊本市	東区	小山町			30	60	10	無	4	100	無	竹林	17			市道	60	A	S58.2.8	概
40	上屋敷	熊本市	西区	万葉寺	上屋敷		35	180	30	無	4	150	無	針広混交	10					A	S53.7.13	概
41	日平屋敷	熊本市	西区	万葉寺	日平屋敷		30	300	30	無	4	150	無	針葉樹	8					A	S53.7.13	完
42	西鶴	熊本市	北区	立福寺	西鶴		30	200	30	無	3	100	有	針葉樹	7					A	S57.7.13	完
43	上屋敷(B)	熊本市	北区	立福寺	上屋敷		35	300	30	無	3	100	無	竹林	10					A	S63.7.21	概
44	中村屋敷	熊本市	北区	碓川町	中村屋敷		45	100	30	有	2	100	有	竹林	9	碓川 郵便局	1			A	S53.7.13	未
45	市迫	熊本市	北区	碓川町	市迫		35	200	15	無	3	80	無	広葉樹	8	派出所 西里保育園 榎木公民館	1 1 1	JR	200	A	S53.2.9	未
46	井川道	熊本市	北区	四方寄町	井川道		40	100	30	無	3	100	無	針広混交	5					A	S56.4.16	概
47	庄屋敷	熊本市	北区	碓川町	庄屋敷		32	300	30	無	3	150	無	竹林	12					A	S56.4.16	概
48	江福田	熊本市	北区	釜尾町	江福田		30	450	30	無	3	70	無	針広混交	10					A	H12.3.31	概
49	東平	熊本市	西区	河内町	大多尾	東平	50	150	30	有	3	80	有	針広混交	10			市道	100	A	S53.7.13	概
50	中平	熊本市	西区	河内町	大多尾	中平	40	220	30	有	4	100	無	竹林	5			市道	200	A	S57.9.4	概
51	日平	熊本市	西区	河内町	東門寺	日平	35	200	30	有	4	150	有	針広混交	6			市道	200	A	S59.8.16	概
52	権現平	熊本市	西区	河内町	大多尾	大多尾	45	300	30	無	3	150	無	針葉樹	6			市道	300	A	H4.1.17	未
53	圓山	熊本市	西区	河内町	岳	圓山	50	150	30	無	4	100	無	草地	7			県道	200	A	H15.3.31	中
54	天永湖	熊本市	西区	河内町	天永湖	湯浦	80	200	10	有	3	150	有	針広混交	10	白浜水源池	1	市道	50	A	S48.5.29	概
55	白浜	熊本市	西区	河内町	井出上	井出上	80	385	30	有	3	150	有	針広混交	12			市道	385	A	S48.1.6	概
56	南丸尾	熊本市	西区	河内町	南丸尾	南丸尾	80	100	10	無	3	100	無	針広混交	1	白浜分校 その他	1 1	市道	100	A	S49.3.23	概
57	尾跡	熊本市	西区	河内町	尾跡	尾跡	80	150	10	有	2	100	無	針広混交	5			市道	150	A	S62.9.27	概
58	尾跡(2)	熊本市	西区	河内町	塚山	塚山	30	270	47	有	1	50	有	広葉樹	5	尾跡公民館	1	市道	115	A	H10.3.30	未
59	小川内	熊本市	西区	河内町	小川内	小川内	80	120	30	有	3	50	有	草地	40			県道	120	A	S48.1.6	概
60	船津	熊本市	西区	河内町	船津	船津	70	550	30	有	3	150	有	竹林	28	船津	1	市道	300	A	S45.3.17	概
61	新地	熊本市	西区	河内町	新地	新地	80	370	30	有	1	50	無	広葉樹	51	河内老人 福祉センター	1			A	S47.5.13	未
62	民洞	熊本市	西区	河内町	船津	民洞	80	500	10	有	1	70	無	針広混交	5	その他	1			A	S47.5.13	完

63	田代	熊本市	西区	河内町	河内	河内	50	150	30	無	3	100	無	広葉樹	10					A	H7.3.22	概
64	清田	熊本市	西区	河内町	河内	清田	80	100	10	無	3	100	無	広葉樹	5			市道		A	H10.3.30	概
65	葛山	熊本市	西区	河内町	葛山	葛山	80	100	70	無	3	200	有	針広混交	7			市道		A	H11.3.31 H15.1.29	概
66	塩屋 (B)	熊本市	西区	河内町	河内	塩屋	70	100	70	有	3	150	無	針広混交	10					A	S61.12.23	完
67	塩屋	熊本市	西区	河内町	河内	尾ノ上	60	100	30	有	3	50	有	針広混交	10			県道		A	S48.5.29	完
68	上松尾	熊本市	西区	松尾町	上松尾		60	200	20	無	2	100	無	針葉樹	7			市道		A	H9.3.24	中
69	花園 (2)	熊本市	西区	花園	花園	5丁目	60	400	10	無	2	50	有	針広混交	36			市道		A	H11.3.31	概
70	面木	熊本市	西区	河内町	面木		50	100	20	無	3	50	無	針広混交	5					A	H10.3.30	完
71	井川北谷	熊本市	北区	下硯川町	井川北谷		40	150	30	無	5	0	無	裸地	5					A	S56.4.16	概
72	栗竹洞	熊本市	西区	松尾町	上松尾		35	530	40	無	2	150	無	広葉樹	12					A	H12.3.31	完
73	花園3丁目	熊本市	西区	花園	花園	3丁目	40	190	30	無	4	50	無	竹林	17					A	H15.1.29	中
74	池上	熊本市	西区	池上町	池上町		40	150	30	無	3	100	無	広葉樹	14					A	H15.1.29	未
75	塩屋 (C)	熊本市	西区	河内町	河内	塩屋	80	20	10	無	2	100	無	草地	6					B	H15.1.29	概
76	花園7丁目	熊本市	西区	花園	花園	7丁目														A	H17.3.23	未
77	京町1丁目	熊本市	中央区	京町	京町	1丁目	30		10						5					A	H19.6.8	中
78	花園6丁目	熊本市	西区	花園	花園	6丁目	45		12						6					A	H19.6.8	中
79	下色出	熊本市	北区	植木町	植木町	色出	45	700	30以上	無	2	a	有	林地A40 その他60	26			1 市道		A	S53.7.13	未
80	山本橋	熊本市	北区	植木町	植木町	山本橋	50	150	30以上	無	2	a	有	林地A100	5			県道		A	S58.2.8	中
81	大平	熊本市	北区	植木町	植木町	大平	60	200	30以上	無	2	b	無	林地B100	22			1 県道 1 市道		A	S58.2.8	中
82	那智	熊本市	北区	植木町	植木町	那智	40	300	10~30	無	2	b	有	林地A100	11			1 市道		B	S52.10.13	概
83	停車場	熊本市	北区	植木町	植木町	菟迫	80	250	10~30	無	2	b	有	林地A30 その他70	20			1 鉄道 1 県道		A	S53.7.13	未
84	居屋敷	熊本市	南区	城南町	城南町	出水	55	300	9						6						S48.1.6	完
85	居屋敷	熊本市	南区	城南町	城南町	鰐瀬	45	120	7						8						S58.8.11	中
86	本村	熊本市	南区	城南町	城南町	陣内	45	100	8						12						S61.6.3	完
87	古城	熊本市	南区	城南町	城南町	隈庄	45	130	7						6						S61.7.29	完
88	宮本	熊本市	南区	城南町	城南町	宮地	55	100	20						13						H1.3.15	完
89	前無田	熊本市	南区	城南町	城南町	宮地	60	290	10						9						H10.3.30	完

No.	箇所名	位置			地形			オーバーハングの有無	地質 種類	湧水の 有無	地物の状況	家 戸数	公共的建物		公共施設 種類	危険度	指定年月日	施工 状況
		区市	区	町村	大字	小字	傾斜度						長さ	高さ				
1	谷	熊本市	北区	植木町	豊岡	谷	35	250	20			7				S61.6.3		
2	西宮原	熊本市	北区	植木町	宮原	浦田	90	70	13			5				S61.10.13		
3	樺尾	熊本市	北区	植木町	豊田	兼越	35	160	30			6				H1.3.15		
4	太平(1)	熊本市	北区	植木町	平原	太平	33	310	30			10				H2.3.28		
5	太平(2)	熊本市	北区	植木町	平原	後田	36	160	30			5				H2.3.28		
6	市場	熊本市	北区	植木町	岩野	漣祖野	35	250	10~16			5				H21.8.21		
7	百肥	熊本市	北区	植木町	鈴麦		45	200	20~30			5				H22.11.9		

(3) 山腹崩壊危険箇所

番 号	位 置		直接保全対象施設				治山事業 進捗状況	保安林の 指 定
	大 字	字	人家戸数	公共施設	災害弱者 関連施設	道		
1	清水町	亀井	76			県市	概成	有
2	清水町	室園	69	1		市道	無	一部
3	柿原	道手	3			市道	無	無
4	柿原	成道寺	3	1			無	無
5	花園	6丁目	15			市道	無	無
6	島崎	荒尾A	30			市道	無	無
7	島崎	荒尾B	28		1	市道	無	無
8	島崎	4丁目	56		1	市道	無	無
9	島崎	3丁目	24	1		市道	無	無
10	島崎	氏家	9			市道	無	無
11	谷尾崎	大谷A	1			市道	無	無
12	谷尾崎	大谷B	25			市道	無	無
13	谷尾崎	大谷C	58				無	無
14	池上	新村A	90		1	県市	無	無
15	池上	新村B	29	1	2	市道	無	無
16	池上	新村C	53			県市	一部	一部
17	池上	独鉆山	14	1		県市	無	無
18	上松尾	皆代	35			市道	無	無
19	松尾	中松尾A	45			市道	無	無
20	松尾	中松尾B	11			市道	無	一部
21	松尾	中松尾C	15			市道	無	無
22	松尾	中松尾D				市道	概成	有
23	松尾	上松尾A	72	1		市道	無	無
24	上松尾	竹洞A	20			市道	無	無
25	上松尾	竹洞B	11		1	市道	概成	一部
26	上松尾	梅洞A	22	2		市道	無	無
27	松尾	梅洞B	42			市道	無	無
28	松尾	上松尾B	60	1		市道	一部	無
29	小島	下町	11	1		市道	無	無
30	小島	千金甲A	18	1		市道	無	無
31	小島	千金甲B	3		1	市道	無	無

番 号	位 置		直接保全対象施設				治山事業 進捗状況	保安林の 指 定
	大 字	字	人家戸数	公共施設	災害弱者 関連施設	道		
32	小島町	百貫石	21			市道	無	無
33	万石	紫原屋敷	57	2		市道	一部	一部
34	池ノ上	北平	18			縣市	概成	一部
35	硯川	日平	7			県道	無	無
36	釜尾	江梅田	12			市道	無	無
37	貢	原口原	6				無	無
38	硯川	庄屋敷	9			市道	無	無
39	立福寺	西鶴	12		1	市道	無	無
40	和泉	井川谷	10			縣市	概成	有
41	北部	万楽寺	15	1	0	市道	無	無
42	大多尾	横山	15		1	市道	無	無
43	岳	川床				市道	概成	一部
44	面木	面木	10			市道	無	無
45	平	平	6			県道	一部	無
46	野出	園	21				概成	一部
47	野出	両見継	25			市道	概成	一部
48	大多尾	大多尾A	10			市道	概成	一部
49	大多尾	大多尾B	24			市道	無	無
50	東門寺	城山	9				無	無
51	大多尾	出羽	22			市道	無	無
52	河内	仏崎	3			県道	概成	無
53	尾跡	影平	35			国市	無	無
54	河内	松山	20			県道	一部	一部
55	室園町	山添	15		1	市道	無	無
56	龍田町上立田	堂ノ前	15		1	市道	無	無
57	植木町平原	大平	35	1			無	無
58	植木町平原	大平	8				無	無
59	植木町平原	大平	26	1		市道	無	無
60	城南町築地	塘添	40	2		市道	無	無
61	城南町宮地	前無田	150			県道	無	無
62	城南町陣内	本村	53	1		市道	無	無
63	城南町東阿高	飛尾	21			県道	無	無
64	池田町		10	1	1	市道	無	無

65	釜尾町		5			市道	無	無
66	池田4丁目		5			市道	無	無
67	春日6丁目		10			市道	無	無
68	室園町		4	1		市道	無	無
69	神園1丁目		10			市道	無	無
70	平山町		10				無	無
71	植木町轟	下道丸	8			市道	一部	有
72	植木町滴水	尖	26			市道	一部	有
73	植木町舟島	余内	23	1		市道	概成	一部
74	植木町正清	本村	9			国道	概成	一部
75	植木町亀甲	吉松	10			市道	無	無
76	植木町味取		10			市道	無	無
77	植木町亀甲	平尾	10			市道	無	無
78	植木町鈴麦	上鈴麦	1	1		市道	無	無
79	植木町鈴麦	下鈴麦	10			県道	無	無
80	植木町富応	小畑	10			市道	無	無
81	富合町木原		10			市道	無	無
82	富合町木原D		4	1		市道	無	無

山腹崩壊危険地区準用地区

番号	枝番	位置			直接保全対象施設				治山事業 進捗状況	保安林の 指定
		町	大字	字	人家戸数	公共施設	災害弱者 関連施設	道		
1	準1	龍田町 陣内	女瀬平		5		1	市道	無	無

(4) 崩壊土砂流出危険地区

番 号	位 置		直接保全対象施設				治山事業 進捗状況	地すべり 防止区域 指 定	保全林 の指定
	大 字	字	人 家 戸 数	公 共 施 設	災害弱者 関連施設	道 路			
1	竜田町	陣内	99	2		国市	一部	無	一部
2	柿原	成道寺	15	1		市道	無	無	無
3	花園町	羽ノ尾	120	2		市道	一部	無	無
4	島崎	7丁目	100			市道	一部	無	無
5	荒尾	鎌研坂	30			市道	一部	無	無
6	荒尾	上荒尾	40		1	市道	無	無	一部
7	谷尾崎町	大谷	85			市道	無	無	無
8	池上町	平	25		1	市道	無	無	無
9	池上町	新村	20			市道	未成	無	一部
10	松尾町	上松尾	25		1	市道	無	無	一部
11	松尾町	竹洞A	20			市道	無	無	一部
12	松尾町	竹洞B	20		1	市道	無	無	一部
13	松尾町	近津	40			市道	無	無	無
14	平山	小節	78	1		縣市	一部	無	一部
15	楠野	楠野	12	1		市道	一部	無	一部
16	西梶尾	外井川	10			市道	無	無	無
17	釜尾	常福寺	13			市道	無	無	無
18	貢	立岩平	10			市道	無	無	無
19	立福寺	杉山	8			市道	無	無	無
20	万楽寺	大狩野	20			市道	無	無	無
21	万楽寺	下鶴	35			縣市	概成	無	一部
22	貢	八反田	36			県道	一部	無	無
23	東門寺	亀ヶ平	15			市道	無	無	無
24	岳	城山	7			県道	一部	無	一部

番 号	位 置		直接保全対象施設				治山事業 進捗状況	地すべり 防止区域 指 定	保全林 の指定
	大 字	字	人 家 戸 数	公 共 施 設	災害弱者 関連施設	道 路			
25	岳	金ヶ額	12		1	県道	一部	無	無
26	平	平	22			県道	無	無	無
27	河内	鱒洞	5			県道	一部	無	無
28	野出	見継	2			縣市	無	無	無
29	大多尾	東平A	6			県道	無	無	無
30	大多尾	東平B	21			市道	無	無	無
31	船津	向木原	26			市道	概成	無	無
32	岳	椎山	36			県道	概成	無	無
33	松尾町	梅洞	22	2		市道	一部	無	一部
34	黒髪	乗越ヶ丘	50		1	市道	無	無	一部
35	平原	大平A	20			県道	無	無	無
36	平原	大平B				市道	無	無	無
37	平原	大平C	3			市道	無	無	無

(5) 地すべり防止区域

(熊本県指定)

区 域 名	所 在 地	面 積	法指定年月日
要 江	松尾町上松尾字要江	40.89ha	S33.10.25 (林野庁所管)
船 津	河内町船津	15.6ha	S34.4.17 (国土交通省所管)

(6) 地すべり危険地区

区 域 名	所 在 地	面 積
要 江	松尾町上松尾字要江	40.89ha

(7)急傾斜地崩壊危険箇所 (県調査)

様式 1-1 急傾斜地崩壊危険箇所 (I) 調査表

斜面区分: (自然斜面) ・ 人工斜面

箇所番号	旧図面(事務所別)番号	市町村コード	斜面区分	管理番号	箇所名	郡市	町村	大字	小字	急傾斜地崩壊危険箇所の延長(m)	※			がけ崩れ災害調査の有無	がけ崩れ災害調査の箇所番号	がけ崩れ災害箇所の緯度	危険箇所の緯度	危険箇所の経度	傾斜度	高さ	斜面方位	斜面形状	上位地形の方向					
											箇所延長	補助事業(m)	箇所延長											箇所延長	度	分	秒	度
1	1	201	I	1	松ヶ迫	熊本市	改寄町	松ヶ迫		100	0	0	100	無			32	53	12	130	42	42	40	8	南東	凸型尾根	その他	
2	2	201	I	2	山下	熊本市	北迫町	山下		165	0	165	0	無			32	51	59	130	41	12	34	20	南	凸型直線	その他	
3	3	201	I	3	筒井	熊本市	北迫町	筒井		135	0	135	0	無			32	52	0	130	41	26	40	15	南東	直線直線	その他	
4	4	201	I	4	尾ノ上	熊本市	桶野町	尾ノ上		95	0	95	0	無			32	52	46	130	42	35	35	20	北	直線尾根	その他	
5	6	201	I	5	又丸屋敷	熊本市	桶野町	又丸屋敷		185	0	185	0	無			32	52	24	130	42	28	45	25	南	凸型谷	その他	
6	7	201	I	6	小堂	熊本市	桶野町	小堂		225	225	0	0	無			32	52	7	130	42	27	40	30	南東	直線直線	その他	
7	8	201	I	7	居屋敷	熊本市	桶野町	居屋敷		75	0	0	75	無			32	52	33	130	42	52	40	25	北東	凹型直線	その他	
8	9	201	I	8	柳浦・下畑	熊本市	桶野町・西視尾町	柳浦・下畑		550	550	0	0	無			32	52	5	130	42	34	34	20	北西	直線直線	その他	
9	10	201	I	9	外井川	熊本市	西視尾町	外井川		155	0	155	0	無			32	51	59	130	42	31	35	30	南	直線直線	その他	
10	11	201	I	10	外井川	熊本市	西視尾町	外井川		75	0	0	75	無			32	51	56	130	42	29	35	38	南西	凸型尾根	その他	
11	12	201	I	11	大浦屋敷	熊本市	西視尾町	大浦屋敷		215	0	215	0	無			32	51	57	130	42	37	38	35	南西	直線直線	その他	
12	13	201	I	12	谷山	熊本市	桶尾町	谷山		195	0	195	0	無			32	52	4	130	43	31	32	20	南西	直線直線	その他	
13	14	201	I	13	古屋敷	熊本市	桶尾町	古屋敷		45	0	0	45	無			32	52	10	130	43	49	35	15	南東	凸型尾根	その他	
14	15	201	I	14	東平	熊本市	河内町	東平		300	300	0	0	無			32	51	16	130	38	25	40	30	南東	凸型谷	東	
15	16	201	I	15	上屋敷	熊本市	万葉寺町	上屋敷		180	180	0	0	無			32	51	46	130	39	56	35	30	南	直線直線	その他	
16	17	201	I	16	白平屋敷	熊本市	万葉寺町	白平屋敷		300	0	300	0	無			32	51	46	130	40	14	35	15	南	直線直線	その他	
17	18	201	I	17	西鶴	熊本市	立福寺町	西鶴		200	200	0	0	無			32	51	15	130	40	40	38	30	南東	凸型直線	北東	
18	19	201	I	18	上屋敷 (B)	熊本市	立福寺町	上屋敷		300	300	0	0	無			32	51	6	130	40	40	40	40	40	北西	直線直線	北東
19	20	201	I	19	中村屋敷	熊本市	硯川町	中村屋敷		100	0	100	0	無			32	51	36	130	41	28	40	18	南西	直線直線	その他	
20	21	201	I	20	市追	熊本市	硯川町	市追		200	0	200	0	無			32	51	29	130	41	46	45	6	南西	凹型直線	その他	
21	22	201	I	21	庄屋敷	熊本市	硯川町	庄屋敷		300	300	0	0	無			32	51	21	130	41	30	30	35	北東	凸型直線	その他	
22	23	201	I	22	赤水屋敷	熊本市	和泉町	赤水屋敷		350	0	350	0	無			32	51	8	130	41	40	40	30	東	直線直線	その他	
23	24	201	I	23	赤水屋敷	熊本市	和泉町	赤水屋敷		250	0	0	250	無			32	51	4	130	41	41	40	30	北東	直線直線	その他	
24	26	201	I	24	井川道	熊本市	四方寄町	井川道		100	100	0	0	無			32	51	37	130	42	30	30	20	南西	凹型谷	その他	
25	27	201	I	25	北原	熊本市	四方寄町	北原		155	155	0	0	無			32	51	42	130	42	40	40	30	東	直線直線	その他	
26	28	201	I	26	城ヶ辻	熊本市	四方寄町	城ヶ辻		290	290	0	0	無			32	51	45	130	43	0	30	15	北	凹型直線	その他	
27	29	201	I	27	山ノ上	熊本市	四方寄町	山ノ上		150	150	0	0	無			32	51	27	130	42	29	30	22	南東	直線直線	その他	
28	30	201	I	28	東屋敷	熊本市	下硯川町	東屋敷		200	0	200	0	無			32	51	10	130	42	25	30	20	西	凸型尾根	その他	
29	31	201	I	29	登立	熊本市	下硯川町	登立		115	115	0	0	無			32	51	8	130	42	36	30	12	南西	凹型直線	その他	
30	32	201	I	30	前田・出口	熊本市	桶尾町・桶羽田町	前田・出口		210	0	210	0	無			32	51	47	130	43	39	35	20	西	凹型直線	その他	
31	33	201	I	31	宇土	熊本市	桶羽田町	宇土		425	425	0	0	無			32	51	28	130	43	31	30	25	西	凸型直線	その他	
32	34	201	I	32	柳迫	熊本市	四方寄町	柳迫		130	0	130	0	無			32	51	25	130	43	19	35	15	東	凸型尾根	東	
33	35	201	I	33	天水湖	熊本市	河内町	天水湖		200	0	200	0	無			32	50	38	130	35	14	50	20	北西	凹型尾根	北西	
34	36	201	I	34	白浜	熊本市	河内町	白浜		385	385	0	0	無			32	50	29	130	35	14	45	35	西	凸型直線	西	
35	37	201	I	35	南丸尾	熊本市	河内町	白浜		100	0	100	0	無			32	50	20	130	35	21	35	10	南	直線尾根	西	
36	39	201	I	37	西見継	熊本市	河内町	野出		300	0	0	300	無			32	50	14	130	38	8	35	30	南東	凸型谷	南東	
37	41	201	I	39	内鶴	熊本市	河内町	太田尾		250	0	250	0	無			32	50	38	130	39	13	40	25	南東	凸型直線	北東	
38	43	201	I	41	白平	熊本市	河内町	東門寺		200	0	200	0	無			32	50	34	130	39	39	45	10	南東	凸型直線	北東	
39	44	201	I	42	寺ノ前	熊本市	貞町	寺ノ前		185	0	185	0	無			32	50	49	130	41	30	40	35	南西	直線直線	その他	
40	45	201	I	43	八代町	熊本市	下硯川町	八代町		200	0	200	0	無			32	50	59	130	42	15	40	10	南西	凸型直線	南	
41	46	201	I	44	大窪	熊本市	清水町	大窪		200	0	200	0	無			32	50	38	130	42	40	40	20	東	凸型谷	南	
42	47	201	I	45	筒井前	熊本市	大窪2丁目	筒井前		160	0	160	0	無			32	50	49	130	42	44	40	30	南東	凹型谷	南	

横断形状	運急線	運急線の位置	地表の状況	表土の厚さ	地盤の状況	岩盤斜面の亀裂間隔	開口亀裂の規模	断面・破砕帯の有無	斜面の風化状況	植生の種類	樹木の樹齢	伐採根の状況	調査斜面崩壊履歴	調査斜面位置	隣接斜面崩壊履歴	隣接斜面位置	湧水の有無	状況	対策工	※			斜面上部の土地利用状況・尾根	斜面上部の土地利用状況・台地	危険度ランク	危険度ランク
																				施工延長	補助事業(m)	単事業(m)				
平坦	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	30	火山砕屑物	50cm以上	無	無	完全に風化	針広混交	10~20年	無	新崩壊	斜面下部	崩壊無	崩壊無	無	乾燥						家		
全体に凹凸	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	30	火山砕屑物	50cm以上	無	無	完全に風化	竹林	10年未満	無	旧崩壊	斜面中部	崩壊無	崩壊無	無	乾燥						山林		
全体に凹凸	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	60	火山砕屑物	50cm以上	無	無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	旧崩壊	斜面下部	崩壊無	崩壊無	無	乾燥						家		
下部に凹凸	非常に明瞭	上部	粘質土	100	火山砕屑物	50cm以上	無	無	一部粘土化	針葉樹	20~30年	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥						家		
下部に凹凸	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	20	火山砕屑物	50cm以上	無	無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	旧崩壊	斜面全部	崩壊無	崩壊無	無	乾燥						家		
平坦	非常に明瞭	上部	粘質土	50	火山砕屑物	50cm以上	無	無	一部粘土化	広葉樹	40~50年	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥						家		
平坦	非常に明瞭	上部	粘質土	100	火山砕屑物	50cm以上	無	無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	旧崩壊	斜面上部	崩壊無	崩壊無	無	乾燥						家		
全体に凹凸	非常に明瞭	上部	粘質土	50	火山砕屑物	50cm以上	無	無	一部粘土化	針広混交	20~30年	無	旧崩壊	斜面上部	崩壊無	崩壊無	無	乾燥						家		
平坦	非常に明瞭	上部	粘質土	100	火山砕屑物	50cm以上	無	無	完全に風化	竹林	10年未満	無	旧崩壊	斜面中部	崩壊無	崩壊無	無	乾燥						家		
全体に凹凸	非常に明瞭	上部	粘質土	100	火山砕屑物	50cm以上	無	無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	旧崩壊	斜面中部	崩壊無	崩壊無	無	乾燥						家		
オーバーハング	非常に明瞭	上部	粘質土	100	火山砕屑物	50cm以上	無	無	完全に風化	竹林	10年未満	無	旧崩壊	斜面上部	崩壊無	崩壊無	無	乾燥						家		
上部に凹凸	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	30	火山砕屑物	50cm以上	無	無	完全に風化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥						家		
上部に凹凸	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	30	火山砕屑物	50cm以上	無	無	一部粘土化	広葉樹	50年以上	無	旧崩壊	斜面下部	崩壊無	崩壊無	無	乾燥						家		
全体に凹凸	不明瞭	無	風化・亀裂	150	強風化岩	50cm以上	無	無	完全に風化	針広混交	30~40年	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無	119		掘削無		農地		
全体に凹凸	非常に明瞭	上部	粘質土	50	火山砕屑物	50cm以上	無	無	完全に風化	竹林	10年未満	無	旧崩壊	斜面中部	崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無	171		掘削無		道路		
全体に凹凸	非常に明瞭	上部	粘質土	50	火山砕屑物	50cm以上	無	無	完全に風化	竹林	10年未満	無	旧崩壊	斜面中部	崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無	232		掘削無		道路		
全体に凹凸	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	50	火山砕屑物	50cm以上	無	無	完全に風化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無	220		掘削無		道路		
下部に凹凸	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	20	火山砕屑物	50cm以上	無	無	完全に風化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無	102		掘削無		農地		
平坦	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	60	軟岩	50cm以上	小	無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無			掘削無		家		
平坦	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	100	崩積土	50cm以上	無	無	一部粘土化	草地	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	有	常時	異常無	90		掘削無		道路		
下部に凹凸	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	60	火山砕屑物	50cm以上	無	無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	旧崩壊	斜面中部	崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無	189		掘削無		道路		
オーバーハング	非常に明瞭	上部	粘質土	50	火山砕屑物	50cm以上	無	無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	旧崩壊	斜面上部	崩壊無	崩壊無	無	乾燥						家		
平坦	非常に明瞭	上部	粘質土	50	火山砕屑物	50cm以上	無	無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥						家		
平坦	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	100	火山砕屑物	50cm以上	無	無	一部粘土化	草地	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥			24			家		
全体に凹凸	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	60	火山砕屑物	50cm以上	無	無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥						家		
全体に凹凸	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	50	火山砕屑物	50cm以上	無	無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥						家		
平坦	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	50	火山砕屑物	50cm以上	無	無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥						家		
平坦	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	60	火山砕屑物	50cm以上	無	無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥						家		
平坦	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	70	火山砕屑物	50cm以上	無	無	完全に風化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無			掘削無		山林		
全体に凹凸	非常に明瞭	上部	粘質土	100	火山砕屑物	50cm以上	無	無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	旧崩壊	斜面下部	崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無			5m未満		家		
平坦	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	50	軟岩	50cm以上	無	無	一部粘土化	針広混交	40~50年	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥						家		
平坦	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	30	火山砕屑物	50cm以上	無	無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無			掘削無		農地		
上部に凹凸	非常に明瞭	中部	風化・亀裂	50	強風化岩	10~30cm	小	E	一部粘土化	広葉樹	50年以上	無	旧崩壊	斜面上部	崩壊無	崩壊無	有	常時	異常無	172		掘削無	5m未満	農地		
オーバーハング	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	50	硬岩	10~30cm	小	E	一部粘土化	広葉樹	30~40年	無	新崩壊	斜面中部	崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無	240		掘削無		農地		
上部に凹凸	非常に明瞭	上部	亀裂・軽石	30	硬岩	30~50cm	小	E	一部粘土化	広葉樹	50年以上	無	旧崩壊	斜面下部	崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無	96		掘削無		道路		
全体に凹凸	不明瞭	無	礫混・砂質土	150	火山砕屑物	10cm以下	小	G	一部粘土化	針広混交	20~30年	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無			150		掘削無	山林	
上部に凹凸	不明瞭	無	風化・亀裂	200	強風化岩	50cm以上	小	G	一部粘土化	竹林	10年未満	無	新崩壊	斜面下部	崩壊無	崩壊無	無	ジメジメ						山林		
上部に凹凸	不明瞭	無	風化・亀裂	150	強風化岩	10~30cm	小	G	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	ジメジメ	異常無	40		掘削無		山林		
オーバーハング	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	20	軟岩	50cm以上	小	G	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	有	常時						道路		
平坦	明瞭	上部	風化・亀裂	100	強風化岩	50cm以上	無	G	一部粘土化	草地	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無	150		掘削無		その他		
下部に凹凸	明瞭	上部	風化・亀裂	100	強風化岩	50cm以上	小	B	わずかに風化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無	30		掘削無		家		
上部に凹凸	明瞭	上部	風化・亀裂	100	強風化岩	50cm以上	無	G	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無			掘削無		家		

様式1-1 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)調査表

斜面区分: (自然斜面)・人工斜面

箇所番号	旧図面 (事務所別)番号	市町村 コード	斜面区分	管理番号	箇所名	都市	町村	大字	小字	急傾斜地崩壊危険箇所の延長(m)	※			がけ崩れ災害調査の有無	がけ崩れ災害調査の箇所番号	※			危険箇所の緯度	※			危険箇所の緯度	傾斜度	高さ	斜面方位	斜面形状	上位地形の方向
											箇所延長	箇所延長	箇所延長			度	分	秒		度	分	秒						
43	48	201	I	46	上島屋敷	熊本市	大蓬2丁目	上島屋敷		130	130	0	0	無		32	50	39	130	42	44	40	30	東	凸型直線	南		
44	50	201	I	47	八景水谷1丁目	熊本市	八景水谷1丁目			95	0	95	0	無		32	50	41	130	43	27	40	10	西	直線直線	その他		
45	51	201	I	48	八景水谷1丁目	熊本市	八景水谷1丁目			255	0	255	0	無		32	50	36	130	43	35	50	10	西	凸型直線	その他		
46	52	201	I	49	弓削	熊本市	竜田町	弓削		110	0	110	0	無		32	50	43	130	46	28	30	15	南東	直線直線	その他		
47	53	201	I	50	弓削	熊本市	龍田町	弓削		175	175	0	0	無		32	50	45	130	46	31	35	25	南東	直線直線	その他		
48	54	201	I	51	弓削	熊本市	龍田町	弓削		90	0	90	0	無		32	50	21	130	46	21	50	15	南東	直線直線	その他		
49	55	201	I	52	弓削	熊本市	龍田町	弓削		75	0	75	0	無		32	50	55	130	47	23	50	20	南東	直線直線	その他		
50	56	201	I	53	尾跡	熊本市	河内町	尾跡		150	0	150	0	無		32	49	57	130	35	36	40	20	南	凸型谷	東		
51	57	201	I	54	尾跡	熊本市	河内町	船津		270	0	270	0	無		32	49	52	130	35	23	45	35	南東	凸型尾根	西		
52	58	201	I	55	小川内	熊本市	河内町	小川内		120	120	0	0	無		32	49	47	130	35	10	45	10	南西	直線直線	西		
53	59	201	I	56	船津	熊本市	河内町	船津		550	550	0	0	無		32	49	42	130	35	27	35	20	南西	凸型直線	北西		
54	60	201	I	57	新地	熊本市	河内町	新地		860	860	0	0	無		32	49	33	130	35	5	60	30	北	凸型直線	北西		
55	61	201	I	58	新地	熊本市	河内町	新地		860	860	0	0	無		32	49	30	130	35	1	40	15	南西	凸型谷	北西		
56	62	201	I	59	尾崎	熊本市	河内町	船津	尾崎	300	0	300	0	無		32	49	34	130	35	20	65	15	北	凸型直線	その他		
57	63	201	I	60	田代	熊本市	河内町	野出	田代	500	500	0	0	無		32	49	29	130	35	45	45	15	南西	凸型直線	南西		
58	64	201	I	61	野出屋敷	熊本市	河内町	野出	野出	300	300	0	0	無		32	49	59	130	37	31	45	50	南	凸型直線	南		
59	66	201	I	63	古関前	熊本市	河内町	岳	古関前	250	0	250	0	無		32	49	50	130	38	50	40	15	南	凸型谷	南		
60	67	201	I	64	園山	熊本市	河内町	岳	園山	325	0	325	0	無		32	49	44	130	38	44	50	30	南	凸型尾根	南西		
61	68	201	I	65	江福田	熊本市	釜尾町	江福田		250	250	0	0	無		32	49	51	130	41	39	50	25	南東	凸型谷	南		
62	69	201	I	66	池田4丁目	熊本市	池田4丁目			480	480	0	0	無		32	49	30	130	42	0	50	15	南西	凸型尾根	南西		
63	70	201	I	67	池田4丁目	熊本市	池田5丁目			95	0	95	0	無		32	49	58	130	41	57	40	10	北西	直線直線	西		
64	71	201	I	68	高平	熊本市	清水町	高平		220	220	0	0	無		32	49	55	130	42	51	45	20	南東	凸型谷	南		
65	72	201	I	69	高平1丁目	熊本市	高平1丁目			165	165	0	0	無		32	49	42	130	42	48	40	15	東	凸型直線	南		
66	73	201	I	70	池田2丁目	熊本市	池田2丁目			210	210	0	0	無		32	49	37	130	42	12	45	25	北西	凸型直線	南		
67	74	201	I	71	池田2丁目	熊本市	池田2丁目			130	0	130	0	無		32	49	29	130	42	26	40	20	南	直線谷	南西		
68	75	201	I	72	津浦町	熊本市	津浦町			205	0	205	0	無		32	49	30	130	42	59	45	10	北東	直線直線	南東		
69	76	201	I	73	津浦町	熊本市	津浦町			225	225	0	0	無		32	49	28	130	42	55	45	15	南	凸型谷	南東		
70	77	201	I	74	打越町	熊本市	打越町			130	0	130	0	無		32	49	39	130	43	10	40	15	北	凸型尾根	その他		
71	78	201	I	75	水浦	熊本市	打越町			145	145	0	0	無		32	49	28	130	43	7	45	10	南	凸型尾根	その他		
72	79	201	I	76	万石	熊本市	清水町	万石		400	0	400	0	無		32	49	55	130	44	1	30	25	北西	凸型尾根	西		
73	80	201	I	77	清水万石4丁目	熊本市	清水万石4丁目			115	0	115	0	無		32	49	43	130	43	58	35	15	西	凸型尾根	西		
74	81	201	I	78	清水万石2丁目	熊本市	清水万石2丁目			170	0	170	0	無		32	49	37	130	42	53	45	10	西	凸型直線	北		
75	82	201	I	79	清水万石1丁目	熊本市	清水万石1丁目			95	0	95	0	無		32	49	30	130	42	53	40	10	西	凸型直線	北		
76	83	201	I	80	龍田2丁目	熊本市	龍田2丁目			175	175	0	0	無		32	49	55	130	45	25	30	30	東	直線直線	北		
77	84	201	I	81	新開	熊本市	龍田2丁目	新開		175	0	175	0	無		32	49	46	130	45	27	30	15	東	凸型直線	その他		
78	85	201	I	82	上立田	熊本市	龍田町	上立田		355	355	0	0	無		32	49	47	130	45	41	65	10	東	凸型谷	その他		
79	86	201	I	83	前原・落水	熊本市	龍田町	前原・落水		500	500	0	0	無		32	49	28	130	45	22	60	15	北東	凹型谷	その他		
80	87	201	I	84	上立田	熊本市	龍田町	上立田		110	110	0	0	無		32	50	6	130	46	3	45	7	東	凸型直線	その他		
81	88	201	I	85	小山	熊本市	小山町			120	0	120	0	無		32	49	51	130	47	36	30	25	南	直線谷	南西		
82	89	201	I	86	小山町	熊本市	小山町			130	0	130	0	無		32	49	47	130	47	58	30	25	南東	凹型尾根	南東		
83	90	201	I	87	小山町	熊本市	小山町			120	0	120	0	無		32	49	50	130	48	1	30	15	南東	凸型尾根	東		
84	91	201	I	88	塩谷	熊本市	河内町	塩谷		160	160	0	0	無		32	48	49	130	35	54	50	25	北	凸型直線	北西		

横断形状	遷急線	遷急線の位置	地表の状況	表土の厚さ	地盤の状況	岩盤斜面の亀裂間隔	開口亀裂の規模	断面・破砕帯の有無 斜面と不連続面の傾斜関係	斜面の風化状況	植生の種類	樹木の樹齢	伐採根の状況	調査斜面崩壊履歴	調査斜面位置	隣接斜面崩壊履歴	湧水 有無	状況	対策工	※			斜面工上の状況	斜面工上の土地利用状況・尾根	危険度ランク	危険度ランク 地盤 降雨
																			施工延長 補助事業(m)	施工延長 単事業(m)	施工延長 その他(m)				
全体に凹凸	明瞭	上部	風化・亀裂	100	強風化岩	50cm以上	小	B	無	わずかに風化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥					家		
オーバーハング	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	20	段丘堆積物	50cm以上	無	G	無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	旧崩壊	斜面中部	崩壊無	崩壊無	乾燥					家		
オーバーハング	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	30	段丘堆積物	50cm以上	無	G	無	わずかに風化	針広混交	50年以上	無	旧崩壊	斜面中部	崩壊無	崩壊無	乾燥	異常有			掘削無	道路		
全体に凹凸	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	100	火山砕屑物	50cm以上	無	G	無	一部粘土化	草地	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥	異常無	70		掘削無	家		
全体に凹凸	非常に明瞭	上部	粘質土	30	火山砕屑物	50cm以上	無	G	無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥					家		
下部に凹凸	非常に明瞭	上部	粘質土	100	火山砕屑物	50cm以上	無	G	無	一部粘土化	広葉樹	20~30年	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥					家		
全体に凹凸	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	100	段丘堆積物	50cm以上	無	G	無	完全に風化	広葉樹	50年以上	無	崩壊無	崩壊無	新崩壊	斜面全部	乾燥					家		
下部に凹凸	明瞭	中部	礫混・砂質土	50	硬岩	10~30cm	小	B	無	一部粘土化	広葉樹	30~40年	有	崩壊無	崩壊無	旧崩壊	斜面下部	有	異常有	78		掘削無	農地		
オーバーハング	非常に明瞭	上部	風化・亀裂	50	硬岩	10~30cm	大	E	無	一部粘土化	広葉樹	30~40年	無	旧崩壊	斜面下部	崩壊無	崩壊無	乾燥					農地		
全体に凹凸	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	10	硬岩	10~30cm	小	E	無	一部粘土化	草地	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥			123		道路		
全体に凹凸	明瞭	中部	風化・亀裂	50	強風化岩	30~50cm	小	B	無	一部粘土化	広葉樹	40~50年	無	旧崩壊	斜面下部	崩壊無	崩壊無	乾燥	異常無	395		掘削無	農地		
オーバーハング	非常に明瞭	上部	風化・亀裂	50	軟岩	30~50cm	小	B	無	一部粘土化	広葉樹	30~40年	無	新崩壊	斜面下部	新崩壊	斜面下部	乾燥	異常無	318		掘削無	農地		
下部に凹凸	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	60	軟岩	30~50cm	小	C	無	一部粘土化	広葉樹	40~50年	無	新崩壊	斜面下部	新崩壊	斜面下部	乾燥	異常無		5m未満		農地		
オーバーハング	非常に明瞭	上部	風化・亀裂	50	強風化岩	10cm以下	小	B	無	一部粘土化	広葉樹	50年以上	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥	異常有	265		掘削無	家		
上部に凹凸	不明瞭	無	亀裂・転石	100	強風化岩	50cm以上	小	G	無	一部粘土化	広葉樹	30~40年	無	崩壊無	崩壊無	新崩壊	崩壊無	乾燥	異常無	160		掘削無	農地		
全体に凹凸	不明瞭	無	礫混・砂質土	150	火山砕屑物	10cm以下	無	G	無	完全に風化	針葉樹	30~40年	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥	異常無	200		掘削無	山林		
全体に凹凸	明瞭	上部	礫混・砂質土	100	火山砕屑物	10~30cm	無	G	無	一部粘土化	草地	10年未満	無	新崩壊	斜面下部	崩壊無	崩壊無	乾燥					農地		
全体に凹凸	明瞭	上部	礫混・砂質土	100	火山砕屑物	10cm以下	小	G	無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥					農地		
全体に凹凸	不明瞭	無	風化・亀裂	100	強風化岩	30~50cm	小	A	無	一部粘土化	広葉樹	30~40年	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥					山林		
全体に凹凸	明瞭	上部	風化・亀裂	150	強風化岩	10cm以下	無	G	無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	旧崩壊	斜面下部	崩壊無	崩壊無	乾燥	異常無			掘削無	家		
平坦	明瞭	上部	風化・亀裂	150	強風化岩	50cm以上	無	G	無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥	異常無			掘削無	その他		
全体に凹凸	明瞭	上部	風化・亀裂	100	強風化岩	50cm以上	小	G	無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥	異常無			掘削無	家		
全体に凹凸	明瞭	上部	風化・亀裂	150	強風化岩	50cm以上	無	G	無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥	異常無			掘削無	家		
上部に凹凸	明瞭	上部	風化・亀裂	150	強風化岩	10cm以下	無	G	無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	有	異常有			掘削無	家		
全体に凹凸	明瞭	上部	風化・亀裂	150	強風化岩	10cm以下	小	G	無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	新崩壊	斜面上部	崩壊無	崩壊無	乾燥					家		
平坦	明瞭	上部	風化・亀裂	150	強風化岩	50cm以上	無	G	無	一部粘土化	草地	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥	異常無			掘削無	その他		
全体に凹凸	明瞭	上部	風化・亀裂	150	強風化岩	50cm以上	小	D	無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	旧崩壊	斜面下部	崩壊無	崩壊無	乾燥					その他		
上部に凹凸	明瞭	上部	風化・亀裂	100	強風化岩	50cm以上	無	G	無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥	異常無			掘削無	家		
全体に凹凸	明瞭	上部	風化・亀裂	150	強風化岩	50cm以上	無	G	無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥					家		
上部に凹凸	明瞭	上部	礫混・砂質土	100	強風化岩	50cm以上	無	G	無	一部粘土化	広葉樹	50年以上	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥	異常無	64		掘削無	山林		
下部に凹凸	明瞭	中部	粘質土	50	強風化岩	50cm以上	無	G	無	一部粘土化	広葉樹	50年以上	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥					山林		
平坦	明瞭	中部	礫混・砂質土	100	強風化岩	50cm以上	無	G	無	一部粘土化	広葉樹	50年以上	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥	異常無			掘削無	山林		
平坦	不明瞭	無	礫混・砂質土	100	強風化岩	50cm以上	無	G	無	一部粘土化	広葉樹	30~40年	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥	異常無			掘削無	山林		
平坦	明瞭	上部	礫混・砂質土	50	火山砕屑物	50cm以上	無	G	無	完全に風化	広葉樹	30~40年	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥	異常無			掘削無	山林		
オーバーハング	明瞭	上部	礫混・砂質土	30	火山砕屑物	50cm以上	無	G	無	一部粘土化	広葉樹	40~50年	無	旧崩壊	斜面下部	崩壊無	崩壊無	乾燥					山林		
上部に凹凸	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	20	軟岩	50cm以上	無	G	無	一部粘土化	広葉樹	20~30年	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥					家		
オーバーハング	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	30	段丘堆積物	50cm以上	無	G	無	一部粘土化	広葉樹	40~50年	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥					家		
平坦	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	20	段丘堆積物	50cm以上	無	G	無	わずかに風化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥					家		
平坦	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	80	強風化岩	30~50cm	無	G	無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥	異常無	144		5m以上		山林	
下部に凹凸	不明瞭	上部	粘質土	70	強風化岩	50cm以上	無	G	無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	旧崩壊	斜面下部	崩壊無	崩壊無	有	異常有					山林	
平坦	非常に明瞭	下部	粘質土	70	強風化岩	50cm以上	無	G	無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	旧崩壊	斜面下部	乾燥					山林		
上部に凹凸	明瞭	中部	礫混・砂質土	50	強風化岩	10~30cm	小	E	無	一部粘土化	広葉樹	30~40年	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥	異常無	174		掘削無	農地		

様式1-1 急傾斜地崩壊危険箇所(I)調査表

斜面区分: (自然斜面)・人工斜面

箇所番号	旧図面(事務所別)番号	市町村コード	斜面区分	管理番号	箇所名	郡市	町村	大字	小字	急傾斜地崩壊危険箇所の延長(m)	※		※		がけ崩れ災害調査の有無	がけ崩れ災害調査の箇所番号	がけ崩れ災害箇所の緯度	危険箇所の緯度	危険箇所の経度	傾斜度	高さ	斜面方位	斜面形状	上位地形の方向						
											箇所延長(m)	補助事業(m)	箇所延長(m)	その他(m)																
																	度	分	秒	度	分	秒	度	分	秒					
85	92	201	I-	89	塩谷	熊本市	河内町	河内	尾ノ上	100	100	0	0	無			32	48	43	130	35	48	60	15	北	凸型谷	西			
86	93	201	I-	90	清田	熊本市	河内町	河内	清田	500	500	0	0	無			32	49	11	130	36	17	40	60	南西	凸型直線	西			
87	94	201	I-	91	葛山	熊本市	河内町	葛山		400	400	0	0	無			32	49	6	130	36	13	40	30	北東	凸型直線	北			
88	95	201	I-	92	花園7丁目	熊本市	花園7丁目			105	105	0	0	無			32	49	22	130	41	30	40	20	北	凸型尾根	東			
89	96	201	I-	93	花園7丁目	熊本市	花園7丁目			180	180	0	0	無			32	49	19	130	41	43	80	15	東	凸型尾根	東			
90	97	201	I-	94	花園7丁目	熊本市	花園7丁目			120	120	0	0	無			32	49	15	130	41	32	35	12	南	直線直線	東			
91	98	201	I-	95	花園6丁目	熊本市	花園6丁目			65	0	65	0	無			32	49	11	130	41	25	40	10	北	直線谷	東			
92	99	201	I-	96	花園5・6・7丁目	熊本市	花園5・6・7丁目			235	235	0	0	無			32	49	12	130	41	38	35	20	北東	凸型尾根	南東			
93	100	201	I-	97	花園	熊本市	花園町6丁目			60	60	0	0	無			32	49	5	130	41	35	60	10	南	直線直線	東			
94	101	201	I-	98	花園4・5丁目	熊本市	花園4・5丁目			115	115	0	0	無			32	48	55	130	41	36	45	10	東	凸型谷	南			
95	102	201	I-	99	花園5丁目	熊本市	花園町5丁目			140	140	0	0	有	02001	32 48 55	130 41 46	32	48	55	130	41	46	70	10	南	凸型直線	その他		
96	103	201	I-	100	本妙寺	熊本市	花園町2丁目			420	420	0	0	有	63042	32 48 47	130 41 45	32	48	47	130	41	45	75	10	東	凸型尾根	東		
97	104	201	I-	101	花園5丁目	熊本市	花園5丁目			145	145	0	0	無			32	48	54	130	41	42	40	10	東	直線直線	南			
98	105	201	I-	102	山の下	熊本市	池田町2丁目			300	300	0	0	無			32	49	22	130	42	26	70	20	南東	直線直線	南			
99	106	201	I-	103	池田2丁目	熊本市	池田2丁目			60	60	0	0	無			32	49	24	130	42	9	50	10	南西	凸型直線	南			
100	107	201	I-	104	池田1丁目	熊本市	池田1丁目			150	150	0	0	無			32	49	23	130	42	31	45	15	北	凸型直線	南			
101	108	201	I-	105	池田1丁目	熊本市	池田町1丁目			70	0	70	0	無			32	49	19	130	42	28	50	10	北	直線谷	南			
102	109	201	I-	106	岩ヶ鼻	熊本市	池田町1丁目			420	420	0	0	無			32	49	21	130	42	23	50	25	北	凸型尾根	南			
103	111	201	I-	107	池田	熊本市	池田町1丁目			150	0	150	0	無			32	49	10	130	42	18	60	10	西	凸型尾根	南			
104	112	201	I-	108	上熊本	熊本市	池田町1丁目			400	400	0	0	有	82051	32 48 59	130 42 14	32	48	59	130	42	14	75	30	北西	凸型直線	南		
105	113	201	I-	109	京町本丁	熊本市	京町			120	120	0	0	無			32	48	44	130	42	17	50	14	南西	直線直線	南			
106	114	201	I-	110	京町2丁目	熊本市	京町2丁目			320	320	0	0	有	63043	32 48 37	130 42 21	32	48	37	130	42	21	50	10	西	凸型谷	南		
107	115	201	I-	111	新坂	熊本市	京町本町			170	0	170	0	無			32	48	40	130	42	38	45	6	東	直線直線	南			
108	116	201	I-	112	壺川	熊本市	壺川町1丁目			400	0	400	0	無			32	48	43	130	42	40	70	10	北東	凸型尾根	南			
109	117	201	I-	113	寺原	熊本市	壺川町2丁目			460	460	0	0	無			32	48	59	130	42	39	60	20	東	直線直線	南			
110	118	201	I-	114	神田町	熊本市	神田町			230	230	0	0	無			32	49	6	130	42	43	45	20	東	凸型直線	南			
111	119	201	I-	115	打越	熊本市	清水町	打越		150	150	0	0	無			32	49	18	130	42	43	50	10	南西	凸型直線	南東			
112	120	201	I-	116	津浦	熊本市	津浦町			180	180	0	0	無			32	49	23	130	42	42	55	20	南東	凸型谷	南			
113	121	201	I-	117	舟場	熊本市	津浦町			295	295	0	0	無			32	49	21	130	42	4	45	10	西	直線尾根	その他			
114	122	201	I-	118	室園	熊本市	清水町	室園		125	125	0	0	無			32	49	19	130	43	46	35	25	北西	直線直線	南西			
115	123	201	I-	119	黒髪5丁目	熊本市	黒髪5丁目			100	0	100	0	無			32	48	56	130	44	4	60	10	南	直線直線	西			
116	124	201	I-	120	黒髪6・8丁目	熊本市	黒髪6・8丁目			165	0	0	165	無			32	48	50	130	44	18	30	15	南西	凸型尾根	南西			
117	125	201	I-	121	堤尻	熊本市	堤尻内1丁目	堤尻		130	0	130	0	無			32	49	12	130	45	2	30	15	東	凸型尾根	東			
118	126	201	I-	122	陣内	熊本市	菟田町	陣内		230	230	0	0	無			32	49	6	130	44	57	30	15	南東	凸型尾根	東			
119	127	201	I-	123	黒髪7丁目	熊本市	黒髪7丁目			95	0	95	0	無			32	48	58	130	44	45	55	20	南東	凸型直線	南東			
120	128	201	I-	124	新南部2丁目	熊本市	新南部2丁目			140	0	140	0	無			32	48	52	130	44	55	60	12	北	直線直線	その他			
121	129	201	I-	125	戸島町	熊本市	戸島町			220	0	220	0	無			32	48	57	130	48	2	30	20	西	凸型尾根	南西			
122	130	201	I-	126	近津	熊本市	松尾町	近津		570	570	0	0	無			32	48	10	130	36	39	30	55	南	直線直線	南西			
123	131	201	I-	127	近津	(2)熊本市	松尾町	近津		370	370	0	0	無			32	48	6	130	36	57	30	30	北西	凹型直線	北西			
124	132	201	I-	128	島崎7丁目	熊本市	島崎7丁目			125	0	0	125	無			32	48	33	130	40	11	45	15	北	凸型尾根	北東			
125	133	201	I-	129	島崎5丁目	熊本市	島崎5丁目			40	0	0	40	無			32	48	32	130	40	25	50	6	北	凸型直線	北			
126	134	201	I-	130	島崎5丁目	熊本市	島崎5丁目			195	0	0	195	無			32	48	29	130	40	45	35	20	北西	凸型直線	その他			

横断形状	遷急線	遷急線的位置	地表の状況	表土の厚さ	地盤の状況	岩盤斜面の亀裂間隔	開口亀裂の規模	断層・破砕帯の有無	斜面と不連続面の傾斜関係	斜面の風化状況	植生の種類	樹木の樹齢	伐採根の状況	調査斜面崩壊履歴	調査斜面位置	隣接斜面崩壊履歴	隣接斜面位置	湧水の有無	状況	対策工	※			斜面上部の土地利用状況・尾根	斜面上部の土地利用状況・台地	危険度ランク	地震
																					施工延長	補助事業(m)	県単事業(m)				
平坦	明瞭	上部	礫混・砂質土	50	強風化岩	10~30cm	小	C	無	一部粘土化	植生がない	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥	異常無	163		掘削無		道路		
全体に凹凸	明瞭	中部	亀裂・転石	150	強風化岩	10~30cm	小	C	無	一部粘土化	広葉樹	50年以上	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥	異常無	105		掘削無		農地		
全体に凹凸	明瞭	中部	風化・亀裂	100	強風化岩	10~30cm	小	B	無	一部粘土化	広葉樹	30~40年	無	新崩壊	斜面下部	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥	異常無			掘削無		農地		
平坦	明瞭	上部	風化・亀裂	150	強風化岩	50cm以上	無	G	無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥	異常無			掘削無		家		
オーバーハング	非常に明瞭	上部	亀裂・転石	100	硬岩	50cm以上	大	A	無	一部認められる	植生がない	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥	異常無			掘削無		家		
全体に凹凸	明瞭	上部	風化・亀裂	150	強風化岩	10cm以下	無	G	無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	斜面全部	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥	異常無			掘削無		家		
平坦	明瞭	上部	風化・亀裂	100	強風化岩	50cm以上	無	G	無	一部粘土化	草地	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥	異常無			掘削無		家		
上部に凹凸	非常に明瞭	上部	亀裂・転石	100	硬岩	30~50cm	小	A	無	一部認められる	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	新崩壊	斜面中部	崩壊無	乾燥	異常無			掘削無		山林		
平坦	明瞭	上部	風化・亀裂	150	強風化岩	10cm以下	無	G	無	一部粘土化	草地	10年未満	無	新崩壊	斜面下部	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥	異常無	20		掘削無		家		
上部に凹凸	非常に明瞭	上部	亀裂・転石	50	硬岩	50cm以上	小	A	無	一部認められる	広葉樹	30~40年	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥	異常無			掘削無		家		
平坦	非常に明瞭	上部	亀裂・転石	150	軟岩	30~50cm	無	A	無	一部認められる	植生がない	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥	異常無	123		掘削無		家		
平坦	非常に明瞭	上部	風化・亀裂	100	強風化岩	30~50cm	無	G	無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥	異常無	340		掘削無		家		
平坦	非常に明瞭	上部	風化・亀裂	150	強風化岩	50cm以上	無	G	無	一部粘土化	草地	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥	異常無			掘削無		家		
平坦	明瞭	上部	風化・亀裂	100	火山砕屑物	50cm以上	小	G	無	わずかに風化	植生がない	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥	異常無	280		掘削無		家		
全体に凹凸	明瞭	上部	風化・亀裂	100	強風化岩	50cm以上	無	G	無	わずかに風化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥	異常無			掘削無		山林		
上部に凹凸	明瞭	上部	風化・亀裂	150	強風化岩	10cm以下	無	G	無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥	異常無			掘削無		農地		
平坦	明瞭	上部	風化・亀裂	100	強風化岩	10cm以下	無	G	無	一部粘土化	植生がない	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥	異常無	50		掘削無		家		
全体に凹凸	明瞭	上部	風化・亀裂	150	強風化岩	50cm以上	大	A	無	わずかに風化	竹林	10年未満	無	旧崩壊	斜面下部	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥	異常無	275		掘削無		その他		
上部に凹凸	明瞭	上部	風化・亀裂	100	強風化岩	10cm以下	無	G	無	一部粘土化	広葉樹	30~40年	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥	異常無	167		掘削無		その他		
平坦	明瞭	上部	風化・亀裂	100	強風化岩	10cm以下	無	G	無	一部粘土化	植生がない	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	斜面全部	崩壊無	乾燥	異常無	248		掘削無		家		
平坦	明瞭	上部	風化・亀裂	150	強風化岩	50cm以上	無	G	無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥	異常無	52		掘削無		道路		
上部に凹凸	明瞭	上部	風化・亀裂	100	強風化岩	10cm以下	無	A	無	一部認められる	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥	異常無	133		掘削無		家		
全体に凹凸	明瞭	上部	風化・亀裂	100	軟岩	50cm以上	小	G	無	わずかに風化	広葉樹	30~40年	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥	異常無	170		掘削無		家		
全体に凹凸	明瞭	上部	風化・亀裂	100	強風化岩	10cm以下	無	G	無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥	異常無	357		掘削無		家		
平坦	明瞭	上部	風化・亀裂	150	強風化岩	10cm以下	無	G	無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥	異常無	219		掘削無		家		
全体に凹凸	明瞭	上部	風化・亀裂	150	強風化岩	50cm以上	無	G	無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥	異常無			掘削無		家		
全体に凹凸	明瞭	上部	風化・亀裂	100	強風化岩	10cm以下	無	G	無	一部粘土化	草地	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥	異常無			掘削無		家		
全体に凹凸	明瞭	上部	風化・亀裂	150	強風化岩	10cm以下	無	G	無	一部粘土化	広葉樹	20~30年	無	旧崩壊	斜面下部	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥	異常無	100		掘削無		家		
平坦	明瞭	中部	礫混・砂質土	100	火山砕屑物	50cm以上	無	G	無	一部粘土化	広葉樹	40~50年	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥	異常無			掘削無		山林		
平坦	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	50	火山砕屑物	50cm以上	無	G	無	わずかに風化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥	異常無	78		掘削無		その他		
下部に凹凸	明瞭	中部	礫混・砂質土	150	強風化岩	50cm以上	無	G	無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	新崩壊	斜面下部	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥	異常無			掘削無		山林		
上部に凹凸	明瞭	中部	礫混・砂質土	50	火山砕屑物	50cm以上	無	G	無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥	異常無			掘削無		山林		
平坦	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	50	火山砕屑物	50cm以上	無	G	無	一部粘土化	草地	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥	異常無	107		掘削無		道路		
平坦	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	30	火山砕屑物	50cm以上	無	G	無	一部粘土化	広葉樹	50年以上	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥	異常無			掘削無		家		
全体に凹凸	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	30	火山砕屑物	50cm以上	無	G	無	わずかに風化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥	異常無			掘削無		家		
下部に凹凸	明瞭	上部	礫混・砂質土	50	強風化岩	10cm以下	小	E	無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	旧崩壊	斜面下部	崩壊無	崩壊無	崩壊無	常時	異常無			掘削無		山林		
全体に凹凸	不明瞭	無	礫混・砂質土	150	強風化岩	50cm以上	無	G	無	一部粘土化	広葉樹	50年以上	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥	異常無	121		掘削無		山林		
下部に凹凸	明瞭	中部	礫混・砂質土	50	硬岩	50cm以上	小	F	無	わずかに風化	広葉樹	30~40年	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥	異常無			掘削無		山林		
全体に凹凸	不明瞭	無	亀裂・転石	50	硬岩	50cm以上	大	A	無	一部認められる	竹林	10年未満	無	旧崩壊	斜面下部	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥	異常無			掘削無		山林		
平坦	明瞭	上部	風化・亀裂	100	強風化岩	50cm以上	無	G	無	一部粘土化	草地	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥	異常無			掘削無		その他		
全体に凹凸	明瞭	上部	亀裂・転石	100	硬岩	50cm以上	小	F	無	一部認められる	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥	異常無			掘削無		家		

横断形状	遷急線	遷急線の位置	地表の状況	表土の厚さ	地盤の状況	岩盤斜面の亀裂間隔	開口亀裂の規模	断面・破砕帯の有無	斜面と不連続面の傾斜関係	斜面の風化状況	植生の種類	樹木の樹齢	伐採根の状況	調査斜面崩壊履歴	調査斜面位置	隣接斜面崩壊履歴	隣接斜面位置	湧水 有無	状況	対策工	※※※			斜面上部の土地利用状況・尾根	斜面上部の土地利用状況・台地	危険度ランク	危険度ランク
																					対策工	施工延長 補助事業(m)	施工延長 県単事業(m)				
全体に凹凸	不明瞭	無	風化・亀裂	150	強風化岩	10cm以下	無	G	無	一部粘土化	広葉樹	30~40年	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無	172	掘削無	農地				
全体に凹凸	明瞭	上部	風化・亀裂	100	強風化岩	50cm以上	小	B	無	一部粘土化	広葉樹	20~30年	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無		掘削無	農地				
上部に凹凸	明瞭	上部	亀裂・転石	50	硬岩	50cm以上	小	B	無	一部認められる	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	シジミ			掘削無	山林				
全体に凹凸	明瞭	上部	風化・亀裂	100	強風化岩	50cm以上	無	G	無	完全に風化	広葉樹	30~40年	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	シジミ	異常無		掘削無	その他				
平坦	明瞭	上部	風化・亀裂	150	強風化岩	10cm以下	無	G	無	一部粘土化	広葉樹	10~20年	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無	110	掘削無	その他				
上部に凹凸	明瞭	上部	風化・亀裂	100	強風化岩	50cm以上	無	G	無	一部粘土化	広葉樹	20~30年	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥					その他			
全体に凹凸	不明瞭	無	風化・亀裂	150	強風化岩	50cm以上	無	G	無	一部粘土化	広葉樹	30~40年	無	新崩壊	斜面中部	旧崩壊	斜面中部	無	乾燥					山林			
全体に凹凸	明瞭	上部	風化・亀裂	100	強風化岩	50cm以上	無	G	無	一部粘土化	広葉樹	20~30年	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無		掘削無	家				
平坦	明瞭	上部	風化・亀裂	200	強風化岩	50cm以上	無	G	無	一部粘土化	広葉樹	20~30年	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無		掘削無	家				
下部に凹凸	明瞭	上部	風化・亀裂	100	強風化岩	30~50cm	無	G	無	一部粘土化	広葉樹	30~40年	無	新崩壊	斜面中部	崩壊無	崩壊無	無	乾燥					家			
全体に凹凸	明瞭	上部	風化・亀裂	150	火山砕屑物	50cm以上	無	G	無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥					家			
上部に凹凸	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	50	軟岩	30~50cm	小	G	無	一部粘土化	広葉樹	50年以上	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無	60	掘削無	その他				
全体に凹凸	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	100	火山砕屑物	50cm以上	無	G	無	一部粘土化	草地	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無	400	掘削無	家				
平坦	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	150	火山砕屑物	50cm以上	無	G	無	完全に風化	草地	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥		10			家			
平坦	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	100	火山砕屑物	50cm以上	無	G	無	一部粘土化	広葉樹	40~50年	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無	125	掘削無	家				
平坦	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	100	火山砕屑物	50cm以上	無	G	無	一部粘土化	広葉樹	50年以上	有	旧崩壊	斜面下部	崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無		掘削無	その他				
オーバーハング	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	50	軟岩	50cm以上	無	G	無	一部粘土化	広葉樹	40~50年	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無		5m以上		家			
平坦	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	100	火山砕屑物	50cm以上	無	G	無	一部粘土化	広葉樹	50年以上	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥					家			
オーバーハング	明瞭	上部	亀裂・転石	50	硬岩	50cm以上	大	A	無	わずかに風化	広葉樹	50年以上	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無	445	掘削無	山林				
全体に凹凸	不明瞭	無	亀裂・転石	50	硬岩	30~50cm	大	A	無	わずかに風化	広葉樹	50年以上	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無	140	掘削無	山林				
下部に凹凸	明瞭	中部	亀裂・転石	30	硬岩	10~30cm	小	E	無	わずかに風化	広葉樹	50年以上	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥					山林			
下部に凹凸	明瞭	上部	亀裂・転石	30	硬岩	30~50cm	小	F	無	わずかに風化	広葉樹	50年以上	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥					山林			
下部に凹凸	明瞭	中部	風化・亀裂	30	軟岩	10~30cm	小	F	無	一部粘土化	広葉樹	50年以上	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無	218	掘削無	山林				
平坦	明瞭	上部	亀裂・転石	150	硬岩	30~50cm	大	C	無	わずかに風化	広葉樹	50年以上	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥					山林			
下部に凹凸	不明瞭	無	礫混・砂質土	50	強風化岩	10cm以下	小	C	無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥					山林			
全体に凹凸	明瞭	上部	風化・亀裂	50	軟岩	50cm以上	小	C	無	わずかに風化	広葉樹	50年以上	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥					山林			
下部に凹凸	不明瞭	無	亀裂・転石	30	軟岩	30~50cm	小	C	無	一部粘土化	広葉樹	50年以上	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無	190	掘削無	山林				
下部に凹凸	明瞭	中部	亀裂・転石	100	硬岩	30~50cm	大	C	無	一部粘土化	広葉樹	50年以上	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無	381	掘削無	山林				
下部に凹凸	明瞭	下部	礫混・砂質土	50	強風化岩	10~30cm	小	C	無	一部粘土化	広葉樹	50年以上	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無	260	掘削無	農地				
全体に凹凸	明瞭	上部	風化・亀裂	100	強風化岩	10cm以下	無	G	無	一部粘土化	広葉樹	30~40年	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥					農地			
全体に凹凸	明瞭	上部	風化・亀裂	100	強風化岩	50cm以上	無	G	無	わずかに風化	広葉樹	30~40年	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	シジミ			225		農地			
全体に凹凸	不明瞭	中部	亀裂・転石	200	強風化岩	30~50cm	小	C	無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	シジミ			58		山林			
下部に凹凸	不明瞭	無	風化・亀裂	100	強風化岩	30~50cm	小	G	無	一部粘土化	広葉樹	30~40年	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	シジミ	異常無	396	掘削無	農地				
下部に凹凸	明瞭	上部	風化・亀裂	100	強風化岩	30~50cm	小	G	無	一部粘土化	広葉樹	20~30年	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無		掘削無	山林				
下部に凹凸	不明瞭	無	風化・亀裂	100	強風化岩	10cm以下	無	G	無	一部粘土化	植生がない	10年未満	有	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常有		掘削無	山林				
オーバーハング	明瞭	上部	亀裂・転石	50	火山砕屑物	30~50cm	大	A	無	わずかに風化	植生がない	10年未満	無	新崩壊	斜面中部	新崩壊	斜面中部	無	シジミ				家				
全体に凹凸	明瞭	上部	風化・亀裂	150	強風化岩	10cm以下	無	G	無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	シジミ			29		山林			
全体に凹凸	明瞭	上部	風化・亀裂	100	強風化岩	10cm以下	小	G	無	一部粘土化	広葉樹	10~20年	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	シジミ					家			
オーバーハング	非常に明瞭	上部	亀裂・転石	50	軟岩	50cm以上	大	A	無	一部認められる	植生がない	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥					その他			
全体に凹凸	不明瞭	無	風化・亀裂	150	強風化岩	50cm以上	無	G	無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥					山林			
全体に凹凸	不明瞭	無	風化・亀裂	150	強風化岩	30~50cm	大	G	無	一部粘土化	広葉樹	20~30年	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無		掘削無	山林				
全体に凹凸	明瞭	上部	風化・亀裂	200	強風化岩	10~30cm	小	G	無	一部粘土化	広葉樹	30~40年	無	新崩壊	斜面下部	崩壊無	崩壊無	無	乾燥			305		山林			

様式1-1 急傾斜地崩壊危険箇所(I)調査表

斜面区分：(自然斜面)・人工斜面

箇所番号	旧図面(事務所別)番号	市町村コード	斜面区分	管理番号	箇所名	箇所名	郡市	町村	大字	小字	急傾斜地崩壊危険箇所の延長(m)	※		※		がけ崩れ災害調査の箇所番号	がけ崩れ災害箇所の緯度	がけ崩れ災害箇所の経度	危険箇所の緯度	危険箇所の経度	傾斜度	高さ	斜面方位	斜面形状	上位地形の方向
												箇所延長(m)	補助事業(m)	箇所延長(m)	その他(m)										
169	180	201	I-	174	春日4丁目	春日4丁目	熊本市	春日			130	130	0	0	有	03002	32 47 29	130 41 12	32 47 29	130 41 12	40	20	南	直線直線	南
170	181	201	I-	175	横手2・4丁目	横手2・4丁目	熊本市	横手			580	0	0	580	無				32 47 36	130 41 16	45	30	北	凹型尾根	その他
171	183	201	I-	176	春日5丁目	春日5丁目	熊本市	春日			70	0	0	70	無				32 47 8	130 41 17	40	7	北東	直線直線	南東
172	184	201	I-	177	百貫	松尾町	熊本市	松尾			330	330	0	0	有	62033	32 46 46	130 37 35	32 46 46	130 37 35	50	35	南	凸型直線	南東
173	185	201	I-	178	千金甲	小島下町	熊本市	小島			230	230	0	0	有				32 46 34	130 37 59	45	25	南	凸型尾根	南
174	186	201	I-	179	上松尾	松尾町	熊本市	松尾			220	0	220	0	無				32 46 55	130 37 22	50	34	西	凸型直線	西
175	187	201	I-	180	北内溝	小島下町	熊本市	小島			110	110	0	0	無				32 46 40	130 38 5	30	40	東	凸型直線	南
176	188	201	I-	181	櫛崎	小島下町	熊本市	小島			350	350	0	0	無				32 46 45	130 38 28	40	20	南東	直線直線	東
177	189	201	I-	182	南四番割	小島上町	熊本市	小島			360	0	360	0	無				32 46 22	130 38 40	35	12	南西	直線直線	その他
178	190	201	I-	183	城山	城山上代	熊本市	城山			1100	1100	0	0	無				32 46 57	130 39 50	50	35	西	凸型尾根	南西
179	191	201	I-	184	城山	城山上代	熊本市	城山			1100	1100	0	0	無				32 46 53	130 39 41	70	20	南東	凸型尾根	南西
180	192	201	I-	185	高野山	城山上代	熊本市	高野山			450	450	0	0	有	01001	32 46 55	130 40 9	32 46 55	130 40 9	45	25	南西	凸型直線	その他
181	193	201	I-	186	高野臺	池上町	熊本市	高野臺			500	500	0	0	有				32 46 52	130 40 27	40	30	東	凸型尾根	南
182	194	201	I-	187	健康本町	健康本町	熊本市	健康本町			165	0	165	0	無				32 46 52	130 45 26	50	10	南東	凸型直線	その他
183	195	201	I-	188	権現谷	飛田2丁目	熊本市	飛田			150	0	0	150	無				32 51 10	130 43 2	45	15	北東	凸型直線	東
184	196	201	I-	189	花巻7丁目、善業町	花巻7丁目、善業町	熊本市	花巻			210	0	0	210	無				32 49 46	130 41 34	45	20	南	凸型尾根	南
185	197	201	I-	190	深大芳4丁目	深大芳4丁目	熊本市	深大芳			140	0	0	140	無				32 49 47	130 42 59	30	15	西	凸型直線	南
186	198	201	I-	191	戸島町	戸島町	熊本市	戸島			180	0	180	0	無				32 49 3	130 48 5	30	10	西	直線直線	南西
187	199	201	I-	192	春日4丁目	春日4丁目	熊本市	春日			70	0	0	70	無				32 47 29	130 41 22	40	15	南	直線直線	南
188	200	201	I-	193	春日4丁目	春日4丁目	熊本市	春日			30	0	0	30	無				32 47 29	130 41 25	45	15	南	直線直線	南

横断形状	遷急線	遷急線の位置	地表の状況	表土の厚さ	地盤の状況	岩盤斜面の亀裂間隔	開口亀裂の規模	断面・破砕帯の有無	斜面と不連続面の傾斜関係	斜面の風化状況	植生の種類	樹木の樹齢	伐採種の状況	調査斜面崩壊履歴	調査斜面位置	隣接斜面崩壊履歴	隣接斜面位置	湧水の有無	状況	対策工	※			対策工上部の状況	斜面上部の土地利用状況・尾根	斜面上部の土地利用状況・台地	危険度ランク	危険度ランク	地震
																					施工延長	補助事業(m)	補助事業(m)						
全体に凹凸	不明瞭	無	風化・亀裂	150	強風化岩	10~30cm	小	G	無	一部粘土化	広葉樹	20~30年	無	旧崩壊	斜面中部	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥		70		家					
全体に凹凸	非常に明瞭	上部	亀裂・転石	100	硬岩	30~50cm	大	G	無	一部認められる	広葉樹	50年以上	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥					その他				
平坦	明瞭	上部	風化・亀裂	200	強風化岩	50cm以上	無	G	無	完全に風化	広葉樹	20~30年	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	異常無				掘削無	山林				
全体に凹凸	明瞭	中部	亀裂・転石	50	硬岩	50cm以上	大	A	無	一部認められる	広葉樹	30~40年	無	崩壊無	崩壊無	旧崩壊	斜面中部	崩壊無	崩壊無	異常無	175		掘削無	山林					
全体に凹凸	明瞭	上部	亀裂・転石	50	火山砕屑物	30~50cm	小	C	無	わずかに風化	広葉樹	30~40年	無	旧崩壊	斜面上部	旧崩壊	斜面下部	崩壊無	崩壊無	異常無	226		掘削無	山林					
下部に凹凸	明瞭	上部	風化・亀裂	50	火山砕屑物	10~30cm	小	B	無	わずかに風化	広葉樹	20~30年	無	旧崩壊	斜面下部	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥	異常無			掘削無	山林					
全体に凹凸	明瞭	上部	風化・亀裂	150	段丘堆積物	30~50cm	小	G	無	一部粘土化	広葉樹	20~30年	無	旧崩壊	斜面下部	旧崩壊	斜面下部	崩壊無	崩壊無	異常無					山林				
全体に凹凸	明瞭	上部	風化・亀裂	100	火山砕屑物	30~50cm	無	G	無	一部粘土化	広葉樹	30~40年	無	旧崩壊	斜面下部	旧崩壊	斜面下部	崩壊無	崩壊無	異常無	324		掘削無	山林					
全体に凹凸	明瞭	上部	亀裂・転石	100	強風化岩	50cm以上	小	G	無	完全に風化	広葉樹	50年以上	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥					その他				
上部に凹凸	明瞭	上部	風化・亀裂	150	強風化岩	10~30cm	小	G	無	一部粘土化	広葉樹	40~50年	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	異常無	220		掘削無	その他					
下部に凹凸	明瞭	上部	亀裂・転石	50	軟岩	10~30cm	小	B	無	わずかに風化	広葉樹	20~30年	無	新崩壊	斜面下部	新崩壊	斜面中部	崩壊無	崩壊無	異常無					その他				
オーバーハング	明瞭	上部	亀裂・転石	50	軟岩	10~30cm	小	G	無	わずかに風化	広葉樹	20~30年	無	崩壊無	崩壊無	旧崩壊	斜面全部	崩壊無	崩壊無	異常無	345		掘削無		農地				
全体に凹凸	明瞭	上部	亀裂・転石	100	強風化岩	30~50cm	小	B	無	わずかに風化	広葉樹	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	異常無	271	5m未満		その他					
上部に凹凸	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	100	火山砕屑物	50cm以上	無	G	無	完全に風化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	異常無	190		掘削無		その他				
上部に凹凸	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	150	火山砕屑物	50cm以上	無	G	無	一部粘土化	広葉樹	40~50年	無	崩壊無	崩壊無	旧崩壊	斜面下部	崩壊無	崩壊無	乾燥					山林				
全体に凹凸	明瞭	上部	亀裂・転石	50	硬岩	50cm以上	小	B	無	わずかに風化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥					農地				
平坦	明瞭	上部	粘質土	100	強風化岩	50cm以上	無	G	無	一部粘土化	竹林	10年未満	有	旧崩壊	斜面下部	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥					山林				
下部に凹凸	明瞭	上部	礫混・砂質土	50	軟岩	10~30cm	小	C	無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	旧崩壊	斜面下部	崩壊無	崩壊無	乾燥					山林				
平坦	不明瞭	無	風化・亀裂	150	強風化岩	30~50cm	小	G	無	一部粘土化	広葉樹	20~30年	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥					道路				
全体に凹凸	不明瞭	無	風化・亀裂	150	強風化岩	30~50cm	無	G	無	一部粘土化	広葉樹	20~30年	無	旧崩壊	斜面上部	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	乾燥					道路				

様式 1-2 急傾斜地崩壊危険箇所(I)調査表

斜面区分: 自然斜面・人工斜面

箇所番号	市町村名	箇所名	市町村人口	人家戸数	換算人家戸数	10m以内 上部人家戸数		10m以内 上部換算		10m以内 上部人家戸数		10m以内 上部換算		10m以内 下部人家戸数		10m以内 下部換算		災害弱者(重要・一般) 139		災害弱者(重要・一般) 185		公共の建物1 種類		公共の建物1 名称		公共の建物2 種類		公共の建物2 名称		公共の建物3 種類		公共の建物3 名称		公共施設1 種類	公共施設1 数	公共施設2 種類	公共施設2 数		
						木造	非木造	木造	非木造	木造	非木造	木造	非木造	木造	非木造	木造	非木造	木造	非木造	木造	非木造	木造	非木造	木造	非木造	木造	非木造	木造	非木造	木造	非木造	木造	非木造	木造	非木造				
1	熊本市	松ヶ迫	2	3	3	2	2														区分I	井上公民館	1																
2	熊本市	山下	2	5	5					1	1																												
3	熊本市	筒井	2	6	6	5	5							0																									
4	熊本市	尾ノ上	2	6	6	5	5																											その他道	70				
5	熊本市	又丸屋敷	2	6	6	1	1																																
6	熊本市	小堂	2	22	22	0	0															区分I	楠原公民館	1									市道	30					
7	熊本市	居屋敷	2	3	3	1	1															区分E	上川小学校体育館	1															
8	熊本市	柳浦・下畑	2	30	30	14	14															区分Q	西本市立東部公民館	1									市道	130					
9	熊本市	外井川	2	7	7	6	6																																
10	熊本市	外井川	2	0	0																	区分Q	西本市立東部公民館	1															
11	熊本市	大浦屋敷	2	9	9	5	5																																
12	熊本市	谷山	2	8	8	5	5																																
13	熊本市	古屋敷	2	0	0																一 区分N	熊本市川上老人福祉センター	1										その他A	30					
14	熊本市	東平	2	14	14	2	2					4	4									区分Q	聖徳寺	1															
15	熊本市	上屋敷	2	13	13								5	5																			その他道	150					
16	熊本市	日平屋敷	2	8	8								7	7																				河川	60				
17	熊本市	西鶴	2	10	10								5	5																				橋	1				
18	熊本市	上屋敷	2	22	22							2	2									区分Q	伍佐奈伎神社	1										橋	1				
19	熊本市	中村屋敷	2	8	8								4	4								区分D	磯川郵便局	1										県道	70				
20	熊本市	市迫	2	6	6	1	1						3	3								区分I	柏木公民館	1	区分A	西里駐在所	1								県道	180			
21	熊本市	庄屋敷	2	20	20								5	5								区分I	庄公民館	1									その他道	250					
22	熊本市	赤水屋敷	2	6	6	5	5																										その他道	200					
23	熊本市	赤水屋敷	2	3	3	3	3															区分Q	白山比呂羊神社	1	区分Q	赤水構造改善センター	1												
24	熊本市	井川道	2	15	15	5	5					0		2	2																		その他道	80					
25	熊本市	北原	2	33	33	14	14							0																					その他道	120			
26	熊本市	城ヶ辻	2	31	31																																		
27	熊本市	山ノ上	2	11	11	0																																	
28	熊本市	東屋敷	2	5	5	0																																	
29	熊本市	登立	2	12	12								7	7																			その他道	40					
30	熊本市	前田・出口	2	9	9	5	5																											市道	70				
31	熊本市	宇土	2	11	11	10	10															区分E	市立北部東小学校	1	区分M	熊本中央運動場新田配水場	1							その他道	80				
32	熊本市	柳迫	2	6	6								5	5																									
33	熊本市	天水湖	2	5	5									4	4							区分M	水源地	1										国道	160				
34	熊本市	白浜	2	32	32									14	14																			市道	600				
35	熊本市	南丸尾	2	0	0																	区分E	市立河内小学校白浜分校	1	区分I	白浜公民館	1	区分Q	白濱神社	1									
36	熊本市	西見継	2	14	14																	区分Q	琴比羅神社	1	区分I	見継公民館	1												
37	熊本市	内鶴	2	4	4	1	1						3	3								区分E	福善寺	1									市道	200					
38	熊本市	日平	2	6	6	1	1						2	2																				市道	150				
39	熊本市	寺ノ前	2	4	4									1	1																			県道	100				
40	熊本市	八代町	2	9	9	9	9															一 区分I	市立北部公民館西原分館	1															
41	熊本市	大塚	2	6	6	0								5	5							区分H	河本内科小児科クリニック	1															
42	熊本市	筒井前	2	16	16	3	3							2	2																								

公共施設2 数	公共施設3 種類	公共施設3 数	他 事業 の 区域 指定	急傾斜地崩壊危険区域の指定	※		既設危険箇所番号 (H8年調査)	新規抽出理由	要 施工 箇所	施 工 状 況	着 手 年 度	他 事 業 施 工 状 況	事 業 名	事 業 判 断 文	危 険 度 ラ ン ク	危 険 度 ラ ン ク	台 風 常 襲 地 域	半 島 振 興 地 区	台 風 常 襲 地 域	特 殊 土 壌 地 帯	テ ク ノ ボ リ ス 地 域	リ ソ ン ト 地 域	宅 造 規 制 区 域	D I D 地 区 内	都 市 計 画 区 域 内	国 立 公 園	国 定 公 園	県 立 自 然 公 園	緑 地 保 全 地 区 及 び 近 郊 緑 地 保 全 地 区	歴 史 的 風 土 保 全 地 域	地 域 防 災 へ の 記 載	関 連 避 難 場 所	関 連 避 難 路		
					前 回 調 査 の 有 無	地 震																												既 設 危 険 箇 所 番 号 (H8年調査)	既 設 危 険 箇 所 番 号 (H8年調査)
			砂(-)		無	無			災弱	他	未	未	その他												調							無	有	有	
					無	無			人家	県	未														調							無	有	有	
					無	無			人家	県	未														調							無	有	有	
					無	無			人家	県	未														調							無	有	有	
					無	無			人家	県	未														調							無	有	有	
					無	無			公共	他	未	未	その他												調							無	有	有	
					無	無			公共	国	未														調							有	有	有	
					無	無			人家	県	未	未	その他												市							有	有	有	
					無	無			公共	他	未														市							有	有	有	
					無	無			人家	県	未														市							有	有	有	
					無	無			人家	県	未														市							無	有	有	
					無	無			災弱	他	未	未	その他												市							無	有	有	
				S53.7.13	A	A	74	東平	国	概	61																					有	有	有	
			砂(-)	S53.7.13	A	A	64	上屋敷	国	概	58														調							有	有	有	
			砂(-)	S53.7.13	A	A	65	日平屋敷	県	概	59														調							有	有	有	
			砂(-)	S53.7.13	A	A	66	西鶴	国	概	62														調							有	有	有	
			砂(-)	S63.7.21	A	A	67	上屋敷(B)	国	概	1														調							有	有	有	
			砂(-)	S53.7.13	A	A	68	中村屋敷	県	未															調							有	有	有	
				S53.2.9	B	A	69	市迫	県	概	57														調							有	有	有	
				S56.4.16	A	B	71	床屋敷	国	概	58														調							有	有	有	
					無	無		人家	県	未															調							有	有	有	
					無	無		公共	他	未	未	その他													調							無	有	有	
				S56.4.16	A	A	70	井川道	国	概	55														調							有	有	有	
					無	無		人家	国	未															市							無	有	有	
					無	無		人家	国	未															未							無	有	有	
					無	無		人家	国	未															市							無	有	有	
					無	無		人家	県	未															市							無	有	有	
					無	無		人家	県	未															市							無	有	有	
					無	無		公共	国	未															市							無	有	有	
					無	無		人家	県	未															調							無	有	有	
				S48.5.29	B	A	85	天水湖	県	概	54																					有	有	有	
				S48.1.6	A	A	86	白浜	国	概	62																					有	有	有	
				S49.3.23	B	A	87	南丸尾	県	概	不明																					有	有	有	
					A	A	80	西見継	他	未	概	予防治山	その他																		有	有	有		
					A	A	79	仁川	県	未																					有	有	有		
			砂(全)		無	無		人家	県	概	61														調							有	有	有	
					A	A	72	田代町	県	概	不明															調							有	有	有
				S61.6.3	A	B	57	大窪	県	概	不明														市							有	有	有	
					無	無		人家	県	概	不明														市							無	有	有	
					無	無		公共	県	未														市							無	有	有		

様式1-2 急傾斜地崩壊危険箇所(I)調査表

斜面区分：(自然斜面)・人工斜面

箇所番号	市町村名	箇所名	市町村人口	人家戸数	換算人家戸数	10m以内 上部人家戸数 木造	10m以内 上部換算 木造	10m以内 上部人家戸数 非木造	10m以内 上部換算 非木造	10m以内 下部人家戸数 木造	10m以内 下部換算 木造	10m以内 下部人家戸数 非木造	10m以内 下部換算 非木造	※ ※ ※		※			※			※					
														災害弱者(重要・一般)139	災害弱者(重要・一般)185	公共の建物1種類	公共の建物1名称	公共の建物1数	公共の建物2種類	公共の建物2名称	公共の建物2数	公共の建物3種類	公共の建物3名称	公共の建物3数	公共施設1種類	公共施設1数	公共施設2種類
43	熊本市	上島屋敷	2	6		4								区分Q	いほ観音堂	1											
44	熊本市	八景水谷1丁目	2	7	7	5	5			0																	
45	熊本市	八景水谷1丁目	2	8	8	1	1			0														県道	200		
46	熊本市	弓削	2	9	9					3	3																
47	熊本市	弓削	2	12	12	0								区分Q	小坂阿蘇神社	1	区分I	第6町内老人集会所	1					その他道	170		
48	熊本市	弓削	2	7	7	6	6																	河川	80		
49	熊本市	弓削	2	6	6	5	5																	その他道	80		
50	熊本市	尾跡	2	4	4					4	4			区分I	尾跡公民館	1	区分B	消防団第70分団	1					その他道	100	河川	
51	熊本市	尾跡	2	5	5					3	3													その他道	150	橋	
52	熊本市	小川内	2	13	13					7	7													県道	120	橋	
53	熊本市	船津	2	73	73					20	20			区分Q	蓮光寺	1								県道	120	その他の道路	
54	熊本市	新地	2	20	20					11	11			区分J	旅館龍栄荘	1	区分Q	かもと湯	1	区分Q	金比羅宮	1	その他B	1	その他の道路		
55	熊本市	新地	2	12	12					8	8			区分N	河内老人福祉センター(第1区)	1	区分J	旅館たなか	1	区分I	温泉公民館	1					
56	熊本市	民網	2	9	9					3	3			区分Q	蔵島神社	1									橋	1	その他の道路
57	熊本市	田代	2	41	66					21	46			区分Q	江月院	1	区分G	河内からたち保育園	1					市道	60	その他の道路	
58	熊本市	野出屋敷	2	13	13					5	5			区分Q	春日神社	1	区分I	野出集会場	1	区分B	消防	1	その他道	200			
59	熊本市	古閑前	2	6	6					5	5													その他道	50		
60	熊本市	園山	2	7	7					4	4			区分Q	岳林寛寺	1											
61	熊本市	江福田	2	10	10	2	2			5	5													その他道	100		
62	熊本市	池田4丁目	2	34	34	6	6			16	16													その他道	300		
63	熊本市	池田4丁目	2	1	1	1	1							区分E	熊本工業大学高等学級	1								県道	100		
64	熊本市	高平	2	16	16	12	12			3	3	1	1											その他道	60		
65	熊本市	高平1丁目	2	25	25	9	9			10	10	4	4	区分I	新津浦集会所	1								県道	150		
66	熊本市	池田2丁目	2	57	57	7	7			10	10													その他道	200		
67	熊本市	池田2丁目	2	8	8	2	2			2	2																
68	熊本市	津浦町	2	8	8					8	8													市道	400		
69	熊本市	津浦町	2	13	13	5	5			2	2			区分Q	熊野神社	1											
70	熊本市	打越町	2	9	9	3	3			5	5																
71	熊本市	水浦	2	8	74					6	6	66	重	区分H	池田病院	1											
72	熊本市	万石	2	13	13					8	8	3	3											その他道	400		
73	熊本市	清水万石4丁目	2	6	6					3	3													橋	1	河川	
74	熊本市	清水万石2丁目	2	4	4					0		2	2	区分Q	清水スポーツセンター	1											
75	熊本市	清水万石1丁目	2	8	8					7	7													市道	80		
76	熊本市	龍田2丁目	2	16	16					8	8													その他道	150		
77	熊本市	新開	2	9	9					9	9													その他道	150		
78	熊本市	上立田	2	26	26	11	11																	河川	300		
79	熊本市	前原・落水	2	31	31	11	11	2	2															河川	400		
80	熊本市	上立田	2	12	12	7	7																	河川	100		
81	熊本市	小山	2	6	6					3	3													その他道	100		
82	熊本市	小山町	2	5	5					3	3			区分Q	小山上天満宮	1											
83	熊本市	小山町	2	6	6					5	5													その他道	1200		
84	熊本市	塩谷	2	19	19					5	5													国道	60	その他の道路	

公共施設2 数	公共施設3 種類	公共施設3 数	他事業の区域指定	急傾斜地崩壊危険区域の指定	前調査の有無 豪雨	既設危険箇所番号 (H8年調査)	既設危険箇所名 (H8年調査)	新規抽出理由	要施工箇所	施工状況	着手年度	他事業施工状況	事業名	事業判断文	危険度ランク 降雨	豪雷地帯	半島振興地区・離島振興地区	台風常襲地区	特殊土壌地帯	過疎地域	テクノポリス地域	リゾート地域	宅造規制区域	DID地区内	都市計画区域内	国立公園	県立自然公園	風致地区	緑地保全地区及び近郊緑地保全地区	歴史的風土保全地区	関連避難場所	地域防災への記載	関連避難場所			
																																	有	有	有	有
																																	有	有	有	有
					無			人家	国	未																						無	有	有		
					無			人家	県	未																						無	有	有		
					無			人家	県	未																						無	有	有		
				S58.6.3	A	61	弓削	公共	国	未	56																				有	有	有			
					無			人家	県	未																					無	有	有			
100				S62.9.17	A	88-1	尾跡	人家	県	概	4																				有	有	有			
1				H10.3.30	A	88-2	尾跡(2)	人家	県	未																					有	有	有			
1				S48.1.6	A	89	小川内	人家	国	概	54																				有	有	有			
400			地(全)	S45.3.17	A	90	舟津	人家	国	概	9																				有	有	有			
150				S47.5.13	A	91	新地-1	人家	国	概	不明																				有	有	有			
				S47.5.13	A	91	新地-2	人家	国	未																					有	有	有			
300				H3.3.26	B	92	民間	人家	県	概	不明																				有	有	有			
600			砂(一)	H7.3.22	A	93	田代	人家	国	概	9																				有	有	有			
					A	81	野出居屋敷	人家	国	未	概	予防治山																			有	有	有			
					A	82	古閑前	人家	県	未																					無	有	有			
					A	83	園山	人家	県	未																					有	有	有			
				H11	A	73	江福田	人家	国	未																					有	有	有			
					A	52	池田4丁目	人家	国	未																					有	有	有			
					無			公共	他	未	未		その他																		無	有	有			
					A	56	高平	公共	国	未																					無	有	有			
					無			公共	国	未																					無	有	有			
					無			人家	国	未																					無	有	有			
					A	51	池田2丁目	人家	県	未																						有	有	有		
					無			人家	県	未																					無	有	有			
					無			人家	国	未																					無	有	有			
					無			公共	県	未																					無	有	有			
					無			災弱	国	未																					無	有	有			
			保(全)	S56.4.16	B	58	万石	他	既	不明	概	不明	保安林																		有	有	有			
30			保(一)		無			人家	他	未	未		その他																		無	有	有			
					無			公共	他	未	未		その他																		無	有	有			
					無			人家	県	未																					無	有	有			
					無			人家	国	未																					無	有	有			
					無			人家	県	未																					無	有	有			
					無			人家	国	未																					無	有	有			
					無			人家	国	未																					無	有	有			
					無			人家	国	未																					無	有	有			
					無			人家	国	未																					無	有	有			
					無			人家	国	未																					無	有	有			
					無			人家	国	未																					無	有	有			
				S58.2.8	A	62	小山	人家	県	概	63																				有	有	有			
					無			公共	県	未																					無	有	有			
					無			人家	県	未																					無	有	有			
60				S61.12.23	A	96	塩屋(B)	人家	国	概	1																				有	有	有			

様式1-2 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)調査表

斜面区分: (自然斜面)・人工斜面

箇所番号	市町村名	箇所名	市町村人口	人家戸数	換算人家戸数	10m以内		10m以内		10m以内		10m以内		10m以内		災害弱者(重要・一般)		公共の建物1種類	公共の建物1名称	公共の建物1数	公共の建物2種類	公共の建物2名称	公共の建物2数	公共の建物3種類	公共の建物3名称	公共の建物3数	公共施設1種類	公共施設1数	公共施設2種類		
						上部	下部	上部	下部	上部	下部	上部	下部	重要	一般																
85	熊本市	塩谷	2	14	14					4	4																	国道	100		
86	熊本市	清田	2	23	23					14	14																	河川	100	橋	
87	熊本市	葛山	2	13	13					8	8																	その他道	300		
88	熊本市	花園7丁目	2	19	19	5	5			14	14																	橋	1		
89	熊本市	花園7丁目	2	16	16	1	1			12	12						区分Q	若宮神社	1												
90	熊本市	平	2	10	10	2	2			8	8																	その他道	100		
91	熊本市	花園6丁目	2	7	7	2	2			3	3																				
92	熊本市	花園5・6・7丁目	2	13	13	4	4			4	4																	その他道	30		
93	熊本市	花園	2	12	12	3	3			8	8																				
94	熊本市	花園4・5丁目	2	16	16	6	6			7	7																				
95	熊本市	花園5丁目	2	16	16	1	1			10	10						区分I	井芹公民館	1	区分Q	阿弥陀堂	1									
96	熊本市	本妙寺	2	34	34	5	5			13	13	1	1				区分I	埴内公民館	1									その他道	200		
97	熊本市	花園5丁目	2	10	10	5	5			5	5																				
98	熊本市	山の下	2	24	24					14	14																	その他道	300		
99	熊本市	池田2丁目	2	10	10					4	4	6	6																		
100	熊本市	池田1丁目	2	31	31					0	0	29	29															その他道	80		
101	熊本市	池田1丁目	2	0	0	0	0			0	0																	その他道	20		
102	熊本市	岩ヶ鼻	2	48	48	15	15			24	24																	私鉄	100		
103	熊本市	池田	2	7	7					6	6						区分I	岩立公民館	1	区分Q	天満宮	1									
104	熊本市	上熊本	2	17	17	14	14			2	2						区分Q	日昇寺	1									県道	70		
105	熊本市	京町本丁	2	16	16	1	1			9	9																	その他道	150		
106	熊本市	京町2丁目	2	28	28	9	9			11	11	1	1																		
107	熊本市	新坂	2	9	9	3	3			6	6						区分D	熊本地方気象台	1									市道	120		
108	熊本市	壺川	2	7	7	7	7			0	0																				
109	熊本市	寺原	2	78	101	9	9	2	2	32	32						区分G	友愛会保育園	1	区分G	友愛会育成園	1	区分G	友愛会はばたき	1						
110	熊本市	禊田町	2	17	17	1	1			7	7																				
111	熊本市	打越	2	12	12	1	1			8	8																				
112	熊本市	津浦	2	10	10	1	1			8	8																私鉄	10	市道		
113	熊本市	舟場	2	13	13	2	2			6	6																				
114	熊本市	室園	2	16	16							16	16				区分Q	(財)学校福祉協会	1												
115	熊本市	黒髪5丁目	2	6	6					0	0	6	6																		
116	熊本市	黒髪6・8丁目	2	13	13					4	4	3	3															その他道			
117	熊本市	堤尻	2	7	7					4	4																		80		
118	熊本市	陣内	2	17	17	2	2			4	4																				
119	熊本市	黒髪7丁目	2	6	6			5	5	0	0																	国道	150		
120	熊本市	新南都2丁目	2	6	6	6	6			0	0																	河川	150		
121	熊本市	戸島町	2	7	7					3	3						区分Q	飯盛大神宮	1												
122	熊本市	近津	2	12	12					6	6																	市道	500	橋	
123	熊本市	近津	2	21	21					7	7																	その他道	100	橋	
124	熊本市	島崎7丁目	2	6	6					3	3																	その他道	80		
125	熊本市	島崎5丁目	2	0	40					0	40						区分F	曉幼稚園	1												
126	熊本市	島崎5丁目	2	17	17	14	14			3	3																	その他道	120		

様式1-2 急傾斜地崩壊危険箇所(I)調査表

斜面区分: 自然斜面・人工斜面

箇所番号	市町村名	箇所名	市町村人口	人家戸数	換算人家戸数	※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※								公共的建物1 種類	公共的建物1 名称	公共的建物1 数	公共的建物2 種類	公共的建物2 名称	公共的建物2 数	公共的建物3 種類	公共的建物3 名称	公共的建物3 数	公共施設1 種類	公共施設1 数	公共施設2 種類	公共施設2 数		
						10m以内 上部人家戸数 木造	10m以内 上部人家戸数 非木造	10m以内 上部換算 木造	10m以内 上部換算 非木造	10m以内 下部人家戸数 木造	10m以内 下部人家戸数 非木造	10m以内 下部換算 木造	10m以内 下部換算 非木造														災害弱者(重要・一般)139	災害弱者(重要・一般)185
127	熊本市	谷尾崎	2	8	8							8	8															
128	熊本市	宮の本	2	11	11							5	5												その他道	300		
129	熊本市	島崎5丁目	2	1	1									区分Q	三賢堂	1									橋	1	河川	
130	熊本市	島崎5丁目	2	5	5	1	1					0	0												橋	1	河川	
131	熊本市	島崎	2	12	12							8	8												その他道	150		
132	熊本市	島崎4丁目	2	6	6							4	4												市道	20		
133	熊本市	島崎3・4丁目	2	7	7							1	1	区分Q	石神山稲荷神社	1									その他道	50		
134	熊本市	島崎4丁目	2	7	7	2	2					4	4															
135	熊本市	谷尾崎町・島崎3丁目	2	15	15	8	8																		橋	1	その他の道路	
136	熊本市	横手4丁目	2	22	22	1	1					10	10												その他道	150		
137	熊本市	横手4丁目	2	25	25	6	6					13	13												その他道	150		
138	熊本市	新町	2	11	11							4	4	区分L	九州電力変電所	1										私鉄	70	市道
139	熊本市	古京町	2	21	23							7	7	区分N	福祉ホ-ムぎんなん	1										その他道	400	
140	熊本市	新堀町	2	7	7							4	4												県道	80		
141	熊本市	京町1丁目	2	25	25							7	7	区分Q	寺	1										その他道	200	
142	熊本市	二の丸	2	0										区分Q	県立美術館	1												
143	熊本市	古城町	2	1	1							1	1	区分E	熊本県立第一高等学校体育館	1										市道	100	
144	熊本市	千葉城町	2	5	5			3	3					区分D	熊本県立第一高等学校体育館	1	区分Q	伝統工芸館	1	区分J	KKRホテル熊本	1				市道	100	
145	熊本市	要江	2	22	22							2	2	区分A	松尾駐在所	1	区分D	松尾簡易郵便局	1	区分Q	漁業協同組合	1				市道	600	
146	熊本市	梅洞	2	18	18							11	11	区分E	松尾西小学校	1										橋	1	その他の道路
147	熊本市	上松尾	2	11	11							5	5	区分Q	地藏堂	1												
148	熊本市	上松尾	2	8	8							2	2													市道	120	
149	熊本市	梅洞	2	11	11							4	4	区分Q	綿瀬神社	1	区分I	松西公民館	1							市道	200	
150	熊本市	東竹洞	2	12	12							10	10													市道	150	
151	熊本市	内村	2	2	2							1	1	区分Q	永泉寺	1	区分Q	常来寺	1									
152	熊本市	上松尾	2	5	5							1	1	区分Q	松尾八幡宮	1												
153	熊本市	松尾	2	7	7							6	6															
154	熊本市	皆代	2	60	60							19	19	区分Q	浄真院	5										市道	200	
155	熊本市	上高橋	2	36	36							12	12													その他道	350	
156	熊本市	迎平	2	14	14							7	7													その他道	150	
157	熊本市	谷口	2	17	17	7	7					7	7	区分Q	池上神社	1	区分I	池上公民館	1								その他道	50
158	熊本市	南平	2	12	12	1	1					7	7													その他道	50	
159	熊本市	南平	2	32	32	1	1					21	21	区分Q	日吉神社	1												
160	熊本市	居屋敷	2	6	46							3	43	区分F	ちぐさ幼稚園	1												
161	熊本市	戸坂	2	8	8							6	6	区分Q	本佛寺	1	区分J	ホテルチャオ	1								市道	250
162	熊本市	横手原	2	25	25							17	17	区分Q	正念寺	1											その他道	200
163	熊本市	横手2丁目	2	6	6	2	2					4	4															
164	熊本市	横手町	2	10	10	3	3					5	5	区分J	ホテル磯	1										市道	100	
165	熊本市	横手町	2	9	9							4	4	区分Q	吉祥寺	1	区分Q	十二宮神社	1									
166	熊本市	横手町	2	24	24	5	5					17	17	区分Q	長谷寺	1	区分Q	清水寺	1	区分J	旅館花園荘	1						
167	熊本市	春日町	2	40	40	7	7					13	13													市道	200	
168	熊本市	春日5丁目	2	14	14	1	1					5	5													その他道	200	

公共施設 2 数	公共施設 3 種類	公共施設 3 数	公共施設 3 数	他事業の区域指定	急傾斜地崩壊危険区域の指定	前回調査の有無	前調査の有無	※ ※		新設危険箇所名 (H8年調査)	新規抽出理由	※	事業名	事業判断文	危険度ランク	危険度ランク	危険度ランク	半島振興地区・離島振興地区	台風振興地区	特殊土壌地帯	過疎地域	テクノポリス地域	リゾート地域	宅造規制区域	DID地区内	都市計画区域内	国立公園	県立自然公園	風致地区	歴史的風土保全地域	緑地保全地区及び近郊緑地保全地区	地域防災への記載	関連避難場所					
								既設危険箇所番号 (H8年調査)	既設危険箇所番号 (H8年調査)																													
					S61.1.28	B	A	17		谷尾崎		概																										
										人家		国	未																									
30			砂(一)							公共		他	未																									
50			砂(全)							人家		他	未																									
										人家		国	未																									
										公共		県	未																									
										人家		国	未																									
150										人家		国	未																									
										人家		国	未																									
100					S57.9.4	B	B	36		新町		国	概	55																								
					S59.5.28	A	A	37		古京町		国	概	不明																								
										新堀町		県	概	不明																								
										京町1丁目		国	概	不明																								
										公共		他	未																									
										公共		他	未																									
										公共		県	未																									
120			保(全)			B	A	3		妻江		他	未	不明	概																							
			保(全)			A	A	4		梅洞		国	概	不明	未																							
			地(全)							公共		他	未																									
										人家		県	未																									
										A		国	概	4																								
			H11							人家		国	未																									
			砂(一)							公共		他	未																									
										公共		県	未																									
										H5.3.17		国	概	9																								
										S58.2.8		国	概	61																								
										S60.11.14		国	概	5																								
										A		国	未																									
										H1.3.15		国	概	5																								
										A		他	未	不明	概																							
										S56.8.11		国	概	60																								
										A		国	未																									
										A		国	未																									
										A		国	未																									
										A		国	未																									
										A		県	概	4																								
										A		国	未																									
										A		国	未																									
										A		国	未																									
										A		国	未																									
										A		国	未																									
										S61.12.23		他	未	不明	概																							

様式1-2 急傾斜地崩壊危険箇所(I)調査表

斜面区分: (自然斜面)・人工斜面

箇所番号	市町村名	箇所名	市町村人口	人家戸数	換算人家戸数	10m以内 上部人家戸数		10m以内 上部換算		10m以内 上部人家戸数		10m以内 上部換算		10m以内 下部人家戸数		10m以内 下部換算		災害弱者(重要・一般)139		災害弱者(重要・一般)185		公共的建物1 種類	公共的建物1 名称	公共的建物1 数	公共的建物2 種類	公共的建物2 名称	公共的建物2 数	公共的建物3 種類	公共的建物3 名称	公共的建物3 数	公共施設1 種類	公共施設1 数	公共施設2 種類
						木造	非木造	木造	非木造	木造	非木造	木造	非木造	木造	非木造	木造	非木造																
169	熊本市	春日4丁目	2	17	17	5	5			9	9							区分J	ホテル幹原閣	1	区分J	ホテルサンタモニカ	1										
170	熊本市	横手2・4丁目	2	1	1	1	1											区分Q	妙法寺	1	区分Q	戸板稲荷神社	1						市道	400			
171	熊本市	春日5丁目	2	2	2					1	1							区分E	市立春日小学校	1													
172	熊本市	百貫	2	28	28	2	2			16	16							区分Q	北見西郷公園コミュニティセンター	1	区分Q	加藤神社	1						その他道	360			
173	熊本市	千金甲	2	26	26	1	1			12	12							区分Q	賀茂神社	1	区分I	千金甲公民館	1						県道	100			
174	熊本市	上松尾	2	6	6					4	4							区分J	ホテルアイネ	1								その他道	100				
175	熊本市	北内瀧	2	15	15					6	6																		その他道	80			
176	熊本市	橋崎	2	22	22					16	16							区分I	第三町内公民館	1	区分Q	下松尾八幡宮	1						市道	50			
177	熊本市	南四番割	2	7	7					1	1							区分Q	小島阿蘇神社	1								その他道	150		橋		
178	熊本市	城山	2	12	12					8	8							区分Q	正福寺	1													
179	熊本市	城山	2	26	92					12	12			66	重	重	区分Q	高橋稲荷神社 光明寺	2	区分H	城山病院	1	区分Q	城山コミュニティセンター	1			その他道	400				
180	熊本市	高野山	2	26	26	2	2			13	13							区分Q	肥州高野山大師堂	1	区分Q	天理教泉海分教会	1					その他道	300		橋		
181	熊本市	高野峯	2	16	16	0				10	10							区分Q	御嶽教熊本教会	1								その他道	300				
182	熊本市	健軍本町	2	5	5					3	3	2	2																				
183	熊本市	権現谷	2	0						0								区分Q	リトルロック教会	1													
184	熊本市	花園7丁目江福田	2	4	4	2	2			2	2							区分Q	宿舎たけい荘	1								その他道	150				
185	熊本市	清水万石4丁目	2	5	5					4	4																						
186	熊本市	戸島町	2	5	5					3	3																						
187	熊本市	春日4丁目	2	1	1					0								区分J	民宿肥後路	1	区分J	ホテル	3						市道	50			
188	熊本市	春日4丁目	2	0						0								区分J	ホテルラザオーコウ	1									市道	25			

公共施設 2 数	公共施設 3 種類	公共施設 3 数	他事業の区域指定	急傾斜地崩壊危険区域の指定	前調査の有無 豪雨	前調査の有無 地震	既設危険箇所番号 (H8年調査)	既設危険箇所名 (H8年調査)	新規抽出理由	要施工箇所	施工状況	着手年度	他事業施工状況	事業名	事業判断文	危険度ランク 降雨	危険度ランク 地震	豪雷地帯	地震防災対策強化地域	半島振興地区・難島振興地区	台風常襲地区	特殊土壌地帯	過疎地域	テクノポリス地域	住宅規制区域	DID地区内	都市計画区域内	国立公園	国立公園	風致地区	緑地保全地区及び近郊緑地保全地区	歴史的风土保全地域	地域防災への記載	関連避難場所	関連避難場所						
																																			有	有	有				
						A	A	20	春日4丁目		国	未																								有	有	有			
					無	無				公共	他	未	未	その他																							無	有	有		
					無	無				公共	他	未	未	その他																							無	有	有		
					H6.3.11	A	A	6	百貴		国	概	8																									有	有	有	
					S53.7.13	A	A	7	千金甲		国	概	56																									有	有	有	
						無	無			分断	県	未																										有	有	有	
						無	無			人家	国	未																											無	有	有
					S58.10.20	A	A	8	檜崎		国	概	63																										有	有	有
2						無	無			公共	県	未																										無	有	有	
					S57.9.4	A	A	12	城山-1		国	概	63																										有	有	有
					S57.9.4	A	A	12	城山-2		国	未																											有	有	有
					S56.8.11	B	A	13	高野山		国	概	58																										有	有	有
					S61.12.23	A	A	14	高野峰		国	概	1																										有	有	有
						A	A	63	建軍本町		県	概	不明																										有	有	有
						無	無			公共	他	未	未	その他																								無	無	無	
						無	無			公共	他	未	未	その他																								無	無	無	
					保(-)	無	無			人家	他	未	未	その他																									無	無	無
						無	無			人家	県	未																											無	無	無
						無	無			公共	他	未	未	その他																									無	無	無
						無	無			公共	他	未	未	その他																									無	無	無

様式1-1 急傾斜地崩壊危険箇所(I)調査表

斜面区分：自然斜面・人工斜面

箇所番号	旧図面(事務所別)番号	市町村コード	斜面区分	管理番号	箇所名	箇所名	都市	町村	大字	小字	急傾斜地崩壊危険箇所の延長(m)	箇所延長(補助事業)(m)	箇所延長(県単事業)(m)	箇所延長(その他)(m)	がけ崩れ災害の有無	がけ崩れ災害調査の箇所番号	がけ崩れ災害箇所の緯度	がけ崩れ災害箇所の経度	危険箇所の緯度	危険箇所の経度	危険箇所の緯度	危険箇所の経度	傾斜度	高さ	斜面方位	斜面形状	上位地形の方向	横断形状		
																													度	分
194	1	201	I	1	おおきこ 大道	くまもとし 熊本市	くまもと市 下碓川町	おおきこ 大道			105	0	0	105	無				32	50	59	130	42	34	45	15	北西	凸型直線	南	平坦
195	2	201	I	2	しんがし 井川北谷	くまもと市 熊本市	しんがし 下碓川町	しんがし 井川北谷			150	0	0	150	無				32	50	42	130	42	36	60	30	北西	凸型谷	南	平坦
196	3	201	I	3	きんがし 兎谷	くまもと市 熊本市	きんがし 清水町	きんがし 兎谷			680	0	0	680	無				32	50	26	130	44	48	30	50	北東	凸型直線	北西	全体に凹凸
197	5	201	I	5	はなまる 花園	くまもと市 熊本市	はなまる 花園町5丁目				450	0	0	450	無				32	49	7	130	41	44	50	15	北	凸型谷	その他	上部に凹凸
198	6	201	I	6	にのまる 新町	くまもと市 熊本市	にのまる 新町3丁目				50	0	0	50	無				32	48	11	130	41	55	80	8	南西	直線直線	その他	オーバーハング
199	7	201	I	7	にのまる 二の丸	くまもと市 熊本市	にのまる 二の丸				270	0	0	270	無				32	48	3	130	42	10	40	12	西	直線直線	その他	下部に凹凸
200	8	201	I	8	かみまつ尾 千葉城町	くまもと市 熊本市	かみまつ尾 千葉城町				410	0	0	410	無				32	48	12	130	42	43	35	10	北	凸型尾根	その他	平坦
201	9	201	I	9	かみまつ尾 上松尾	くまもと市 熊本市	かみまつ尾 松尾町	かみまつ尾 上松尾			200	0	0	200	無				32	47	10	130	38	55	35	15	南	直線谷	南東	全体に凹凸
202	10	201	I	10	かわち 河内	くまもと市 熊本市	かわち 河内町	かわち 河内			170	0	0	170	無				32	48	29	130	35	56	80	55	南西	凸型尾根	南西	オーバーハング

速急線	速急線の位置	地表の状況	表土の厚さ	地盤の状況	岩盤斜面の亀裂間隔	開口亀裂の規模	断面・破砕帯の有無 斜面と不連続面の傾斜関係	斜面の風化状況	植生の種類	樹木の樹齢	伐採後の状況	調査斜面崩壊履歴	調査斜面位置	隣接斜面崩壊履歴	隣接斜面位置	湧水 有無	状況	対策工	施工延長 補助事業(m)	施工延長 県事業(m)	施工延長 その他(m)	対策工上部の状況	斜面上部の土地利用状況・尾根	斜面上部の土地利用状況・台地	危険度ランク 降雨	危険度ランク 地震
明瞭	上部	風化・亀裂	100	強風化岩	50cm以上	無	G 無	一部粘土化	草地	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無			掘削無		家			
明瞭	上部	風化・亀裂	100	強風化岩	30~50cm	小	B 無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無			掘削無		家			
非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	50	火山砕屑物	50cm以上	無	G 無	一部粘土化	広葉樹	50年以上	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無			掘削無		その他			
非常に明瞭	上部	亀裂・転石	100	硬岩	50cm以上	小	A 無	一部認められる	竹林	10年未満	無	新崩壊	斜面中部	崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無			掘削無		家			
非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	100	軟岩	50cm以上	無	G 無	一部粘土化	草地	10年未満	無	旧崩壊	斜面中部	崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無			掘削無		家			
非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	200	火山砕屑物	50cm以上	無	G 無	一部粘土化	広葉樹	50年以上	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無			掘削無		その他			
非常に明瞭	上部	亀裂・転石	50	軟岩	10~30cm	小	C 無	一部粘土化	広葉樹	50年以上	無	旧崩壊	斜面中部	旧崩壊	斜面中部	無	乾燥	異常無			掘削無		家			
非常に明瞭	上部	亀裂・転石	50	硬岩	30~50cm	大	B 有	一部粘土化	植生がない	10年未満	無	旧崩壊	斜面全部	崩壊無	崩壊無	無	乾燥					農地				

様式1-2 急傾斜地崩壊危険箇所(I)調査表

斜面区分： 自然斜面 ・ 人工斜面

箇所番号	市町村名	箇所名	市町村人口	人家戸数	換算人家戸数	10m以内 上部人家戸数 木造	10m以内 上部換算 木造	10m以内 上部人家戸数 非木造	10m以内 上部換算 非木造	10m以内 下部人家戸数 木造	10m以内 下部換算 木造	10m以内 下部人家戸数 非木造	10m以内 下部換算 非木造	災害弱者(重要・一般)185	公共の建物1 種類	公共の建物1 名称	公共の建物1 数	公共の建物2 種類	公共の建物2 名称	公共の建物3 種類	公共の建物3 名称	公共の建物3 数	公共施設1 種類	公共施設1 数	公共施設2 種類	
194	熊本市	大迫	2	15	15	2	2			1	1															
195	熊本市	井川北谷	2	8	8	2	2	2																県道	80	
196	熊本市	兎谷	2	67	67					42	42				区分I	岩倉台公民館	1							その他道	500	
197	熊本市	花園	2	36	36	7	7			15	15													その他道	250	
198	熊本市	新町	2	5	5					2	2													その他道	50	
199	熊本市	二の丸	2	15	27		12					2	2	一	区分E	国立熊本病院 付属看護学校 熊本県立美術 館分館	1	区分Q	熊本病院地域 医療研修セン ター	1	区分G	二の丸保育園 日本放送協会 熊本放送会館	1	市道	60	
200	熊本市	千葉城町	2	0											区分Q	熊本県立美術 館分館	1	区分Q	熊本教育セン ター	1	区分Q	熊本放送会館	1	市道	50	河川
201	熊本市	上松尾	2	5	5	4	4			1	1															
202	熊本市	河内	2	0						0					区分Q	河内塩屋柑橋 組合	1									

公共施設 2 数	公共施設 3 種類	公共施設 3 数	他事業の区域指定	急傾斜地崩壊危険区域の指定	前回調査の有無 豪雨	前回調査の有無 地震	既設危険箇所番号 (H8年調査)	既設危険箇所名 (H8年調査)	新規抽理由	要施工箇所	施工状況	着手年度	他事業施工状況	事業名	事業判断文	危険度ランク 降雨	危険度ランク 地震	豪雷地帯	地震防災対策強化地域	半島振興地区・離島振興地区	台風常襲地区	特殊土壌地帯	過疎地域	テクノポリス地域	リゾート地域	住宅規制区域	DID地区内	都市計画区域内	国立公園	県立自然公園	緑地保全地区及び近郊緑地保全地区	風致地区	歴史的風土保全地域	地域防災への記載	関連避難場所	
					無	無			人家	他	未		未	その他							○		○											無	有	
				S56.4.16	A	A	2721	井川北谷		他	未			未	その他							○		○											有	有
					無	無			公共	他	未			未	その他							○		○		○									無	有
					A	A	2791	花園(2)		他	未			未	その他							○		○		○									有	有
					B	A	2790	新町(2)		他	未			未	その他							○		○		○									有	有
					無	無			災弱	他	未			未	その他							○		○		○								無	有	
100					無	無			公共	他	未			未	その他							○		○		○									無	有
			砂(全)	H8.8.28	A	A	2789	上松尾		他	未			未	砂防							○		○											有	有
					無	無			公共	他	未			未	その他							○		○											無	無

様式1-1 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅱ)調査表

斜面区分：(自然斜面)・人工斜面

箇所番号	旧四面(事務所別)番号	市町村コード	斜面区分	管理番号	箇所名	市	町	大字	小字	急傾斜地崩壊危険箇所の延長(m)	箇所延長補助事業(m)	箇所延長果敢事業(m)	箇所延長その他(m)	がけ崩れ災害の有無	がけ崩れ災害調査の箇所番号	がけ崩れ災害箇所の緯度	がけ崩れ災害箇所の経度	危険箇所の緯度	危険箇所の経度	傾斜度	高さ	斜面方位	斜面形状	上位地形の方向		
																									度	分
1	1	201	Ⅱ	1	立石	熊本市	改番町	立石		30	0	0	30	無		32	53	33	130	42	49	40	12	東	凹型谷	その他
2	2	201	Ⅱ	2	西久保	熊本市	改番町	西久保		80	0	0	80	無		32	53	24	130	41	51	40	15	南	凸型谷	その他
3	3	201	Ⅱ	3	西久保	熊本市	改番町	西久保		50	0	0	50	無		32	53	23	130	41	53	40	16	西	凸型直線	その他
4	4	201	Ⅱ	4	前田	熊本市	改番町	前田		140	0	0	140	無		32	53	14	130	41	55	40	20	西	直線直線	その他
5	5	201	Ⅱ	5	向原	熊本市	改番町	向原		80	0	0	80	無		32	53	4	130	41	57	90	5	北	凸型直線	その他
6	6	201	Ⅱ	6	浦田	熊本市	改番町	浦田		70	0	0	70	無		32	53	1	130	41	50	30	15	南	直線直線	その他
7	7	201	Ⅱ	7	松尾原	熊本市	改番町	松尾原		110	0	0	110	無		32	53	8	130	42	36	40	25	東	直線直線	その他
8	8	201	Ⅱ	8	井上	熊本市	改番町	井上		45	0	0	45	無		32	53	6	130	42	44	55	10	西	直線尾根	その他
9	9	201	Ⅱ	9	井出元	熊本市	改番町	井出元		115	0	0	115	無		32	53	5	130	42	49	40	20	北東	直線直線	その他
10	10	201	Ⅱ	10	前畑	熊本市	改番町	前畑		95	0	0	95	無		32	53	2	130	42	45	40	20	東	直線直線	その他
11	11	201	Ⅱ	11	水吐	熊本市	改番町	水吐		150	0	0	150	無		32	53	14	130	42	10	40	17	南	直線直線	その他
12	12	201	Ⅱ	12	中野	熊本市	改番町	中野		140	0	0	140	無		32	53	10	130	42	13	45	20	西	凸型直線	その他
13	13	201	Ⅱ	13	山下	熊本市	改番町	山下		80	0	0	80	無		32	51	59	130	41	20	30	25	西	直線直線	その他
14	14	201	Ⅱ	14	大浦屋敷	熊本市	改番町	大浦屋敷		160	0	0	160	無		32	51	59	130	42	42	40	34	南東	凹型谷	その他
15	15	201	Ⅱ	15	杉屋敷	熊本市	改番町	杉屋敷		200	0	0	200	無		32	52	9	130	42	57	40	40	東	凹型尾根	その他
16	16	201	Ⅱ	16	井川迫	熊本市	改番町	井川迫		230	0	0	230	無		32	52	34	130	43	15	45	20	南東	直線直線	その他
17	17	201	Ⅱ	17	荊平、北原	熊本市	改番町	荊平、北原		170	0	0	170	無		32	52	19	130	43	5	40	40	西	直線直線	その他
18	18	201	Ⅱ	18	陣内屋敷	熊本市	改番町	陣内屋敷		100	0	0	100	無		32	52	10	130	43	11	35	30	西	直線直線	その他
19	19	201	Ⅱ	19	本村屋敷	熊本市	改番町	本村屋敷		80	0	0	80	無		32	52	0	130	43	16	55	25	西	凹型谷	その他
20	20	201	Ⅱ	20	古屋敷	熊本市	改番町	古屋敷		45	0	0	45	無		32	52	13	130	43	47	60	12	南西	直線直線	その他
21	21	201	Ⅱ	21	古閑	熊本市	改番町	古閑		100	0	0	100	無		32	52	9	130	43	41	42	20	南東	直線直線	その他
22	22	201	Ⅱ	22	前田	熊本市	改番町	前田		75	0	0	75	無		32	51	55	130	43	44	45	20	南東	直線谷	その他
23	23	201	Ⅱ	23	大狩野	熊本市	改番町	大狩野		110	0	0	110	無		32	51	41	130	39	55	35	22	北	凸型直線	その他
24	24	201	Ⅱ	24	本村屋敷	熊本市	改番町	本村屋敷		40	0	0	40	無		32	51	39	130	40	13	30	16	北東	凸型尾根	その他
25	25	201	Ⅱ	25	北原山	熊本市	改番町	北原山		140	0	0	140	無		32	51	24	130	40	35	40	15	北	直線直線	その他
26	26	201	Ⅱ	26	小原	熊本市	改番町	小原		90	0	0	90	無		32	51	8	130	40	41	36	10	北西	直線直線	北東
27	27	201	Ⅱ	27	明德	熊本市	改番町	明德		40	0	0	40	無		32	51	6	130	40	5	35	20	北東	凸型尾根	その他
28	28	201	Ⅱ	28	前平	熊本市	改番町	前平		60	0	0	60	無		32	51	3	130	40	2	45	20	南	直線直線	その他
29	29	201	Ⅱ	29	中村屋敷	熊本市	改番町	中村屋敷		40	0	0	40	無		32	51	37	130	41	33	40	10	南	直線直線	その他
30	30	201	Ⅱ	30	本村屋敷	熊本市	改番町	本村屋敷		100	0	0	100	無		32	51	44	130	41	53	35	25	北西	凹型直線	その他
31	31	201	Ⅱ	31	平畑	熊本市	改番町	平畑		120	0	0	120	無		32	51	5	130	41	32	35	25	北	凹型尾根	その他
32	32	201	Ⅱ	32	北原	熊本市	改番町	北原		65	0	0	65	無		32	51	41	130	42	42	35	28	北西	直線谷	その他
33	33	201	Ⅱ	33	長峰屋敷	熊本市	改番町	長峰屋敷		35	0	0	35	無		32	51	33	130	43	11	35	15	北	直線直線	その他
34	34	201	Ⅱ	34	上古閑	熊本市	改番町	上古閑		130	0	0	130	無		32	51	16	130	43	8	36	15	南	直線直線	その他
35	35	201	Ⅱ	35	葉山	熊本市	改番町	葉山		140	0	0	140	無		32	51	13	130	43	18	33	23	南東	凹型直線	その他
36	36	201	Ⅱ	36	西六反割	熊本市	改番町	西六反割		30	0	0	30	無		32	51	22	130	42	35	30	26	西	直線直線	その他
37	37	201	Ⅱ	37	権現谷	熊本市	改番町	権現谷		115	0	0	115	無		32	51	8	130	43	6	40	15	北	凸型直線	東
38	38	201	Ⅱ	38	鳥越、尾迫	熊本市	改番町	鳥越、尾迫		75	0	0	75	無		32	51	5	130	43	3	60	20	南西	凸型谷	東
39	39	201	Ⅱ	39	北平	熊本市	改番町	北平		80	0	0	80	無		32	51	44	130	43	34	30	10	北	凸型直線	その他
40	40	201	Ⅱ	40	甲後坂	熊本市	改番町	甲後坂		50	0	0	50	無		32	50	40	130	35	16	35	30	北西	凸型尾根	北西
41	41	201	Ⅱ	41	古閑園	熊本市	改番町	古閑園		140	0	0	140	無		32	50	41	130	39	34	45	20	南東	凸型直線	北東
42	42	201	Ⅱ	42	八反田	熊本市	改番町	八反田		65	0	0	65	無		32	50	32	130	40	50	37	40	南	凸型尾根	その他
43	43	201	Ⅱ	43	大間	熊本市	改番町	大間		30	0	0	30	無		32	50	30	130	41	37	30	25	東	凹型直線	その他
44	44	201	Ⅱ	44	原口原	熊本市	改番町	原口原		100	0	0	100	無		32	50	26	130	41	31	45	30	北東	凸型谷	その他
45	45	201	Ⅱ	45	中尾谷	熊本市	改番町	中尾谷		60	0	0	60	無		32	50	19	130	41	21	35	25	北	直線直線	西
46	46	201	Ⅱ	46	下屋敷	熊本市	改番町	下屋敷		60	0	0	60	無		32	50	21	130	41	55	30	6	南	直線尾根	その他
47	47	201	Ⅱ	47	五町屋敷	熊本市	改番町	五町屋敷		110	0	0	110	無		32	50	43	130	41	38	40	15	南西	凸型直線	その他
48	48	201	Ⅱ	48	長畑	熊本市	改番町	長畑		115	0	0	115	無		32	50	34	130	42	27	30	10	西	直線直線	北西
49	49	201	Ⅱ	49	島ヶ浦	熊本市	改番町	島ヶ浦		80	0	0	80	無		32	50	31	130	42	41	40	20	北	直線谷	南

横断形状	遷急線	遷急線の位置	地表の状況	表土の厚さ	地盤の状況	岩盤斜面の亀裂間隔	開口亀裂の規模	断面・破砕帯の有無 斜面と不連続面の傾斜関係	斜面の風化状況	植生の種類	樹木の樹齢	伐採根の状況	調査斜面崩壊履歴	調査斜面位置	隣接斜面崩壊履歴	隣接斜面位置	湧水 有無	状況	対策工	施工延長 補助事業(m)	施工延長 単事業(m)	施工延長 その他(m)	対策工上の状況	斜面上部の土地利用状況・尾根	斜面上部の土地利用状況・台地	危険度ランク 降雨	危険度ランク 地震
平坦	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	50	火山砕屑物	50cm以上	無	G 無	完全に風化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	有	常時							家		
全体に凹凸	非常に明瞭	上部	粘質土	30	火山砕屑物	50cm以上	無	G 無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥							道路		
全体に凹凸	非常に明瞭	上部	粘質土	30	火山砕屑物	50cm以上	無	G 無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥							家		
全体に凹凸	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	30	軟岩	50cm以上	無	G 無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥							その他		
オーバーハング	非常に明瞭	上部	風化・亀裂	0	軟岩	50cm以上	無	G 無	一部粘土化	草地	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥							家		
平坦	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	20	軟岩	50cm以上	無	G 無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥							家		
平坦	非常に明瞭	上部	粘質土	10	火山砕屑物	50cm以上	無	G 無	完全に風化	針広混交	50年以上	無	旧崩壊	斜面上部	崩壊無	崩壊無	無	乾燥							家		
上部に凹凸	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	20	火山砕屑物	50cm以上	無	G 無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥							家		
下部に凹凸	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	20	火山砕屑物	50cm以上	無	G 無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥							家		
平坦	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	20	火山砕屑物	50cm以上	無	G 無	一部粘土化	針葉樹	30~40年	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥							道路		
全体に凹凸	非常に明瞭	上部	粘質土	30	火山砕屑物	50cm以上	無	G 無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥							家		
オーバーハング	非常に明瞭	上部	粘質土	30	火山砕屑物	50cm以上	無	G 無	一部粘土化	針広混交	40~50年	無	旧崩壊	斜面中部	崩壊無	崩壊無	無	乾燥							家		
全体に凹凸	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	50	火山砕屑物	50cm以上	無	G 無	完全に風化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥							家		
下部に凹凸	非常に明瞭	上部	粘質土	70	火山砕屑物	50cm以上	無	G 無	完全に風化	竹林	10年未満	無	旧崩壊	斜面上部	崩壊無	崩壊無	無	乾燥							道路		
全体に凹凸	非常に明瞭	上部	粘質土	100	火山砕屑物	50cm以上	無	G 無	完全に風化	竹林	10年未満	無	旧崩壊	斜面中部	崩壊無	崩壊無	無	乾燥							家		
平坦	非常に明瞭	上部	粘質土	100	火山砕屑物	50cm以上	無	G 無	完全に風化	竹林	10年未満	無	旧崩壊	斜面上部	崩壊無	崩壊無	無	乾燥							道路		
全体に凹凸	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	50	火山砕屑物	50cm以上	無	G 無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	旧崩壊	斜面中部	崩壊無	崩壊無	無	乾燥							家		
全体に凹凸	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	50	火山砕屑物	50cm以上	無	G 無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	旧崩壊	斜面上部	崩壊無	崩壊無	無	乾燥							家		
オーバーハング	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	20	火山砕屑物	50cm以上	無	G 無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	旧崩壊	斜面上部	崩壊無	崩壊無	無	乾燥							家		
平坦	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	20	火山砕屑物	50cm以上	無	G 無	一部粘土化	草地	10年未満	無	新崩壊	斜面上部	崩壊無	崩壊無	無	乾燥							道路		
平坦	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	50	火山砕屑物	50cm以上	無	G 無	一部粘土化	広葉樹	50年以上	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥							家		
平坦	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	30	火山砕屑物	50cm以上	無	G 無	一部粘土化	広葉樹	50年以上	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥							道路		
平坦	明瞭	中部	礫混・砂質土	30	軟岩	50cm以上	無	G 無	一部粘土化	広葉樹	40~50年	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥							山林		
全体に凹凸	明瞭	下部	礫混・砂質土	30	火山砕屑物	50cm以上	無	G 無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	旧崩壊	斜面下部	崩壊無	崩壊無	無	乾燥							山林		
全体に凹凸	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	20	火山砕屑物	50cm以上	無	G 無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	旧崩壊	斜面全部	崩壊無	崩壊無	無	乾燥							家		
平坦	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	50	火山砕屑物	50cm以上	無	G 無	完全に風化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥							山林		
平坦	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	50	強風化岩	50cm以上	小	G 無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	旧崩壊	斜面下部	崩壊無	崩壊無	無	乾燥							家		
全体に凹凸	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	30	強風化岩	50cm以上	無	G 無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥							道路		
平坦	非常に明瞭	上部	粘質土	200	崩積土	50cm以上	無	G 無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥							家		
平坦	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	50	火山砕屑物	50cm以上	無	G 無	完全に風化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥							家		
平坦	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	70	火山砕屑物	50cm以上	無	G 無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥							家		
平坦	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	70	火山砕屑物	50cm以上	無	G 無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥							家		
平坦	非常に明瞭	上部	粘質土	60	火山砕屑物	50cm以上	無	G 無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥							その他		
平坦	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	50	火山砕屑物	50cm以上	無	G 無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥							家		
平坦	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	60	火山砕屑物	50cm以上	無	G 無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥							山林		
平坦	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	60	火山砕屑物	50cm以上	無	G 無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥							道路		
下部に凹凸	明瞭	上部	礫混・砂質土	50	強風化岩	50cm以上	無	G 無	完全に風化	竹林	10年未満	無	旧崩壊	斜面下部	崩壊無	崩壊無	無	乾燥							山林		
上部に凹凸	明瞭	上部	礫混・砂質土	50	火山砕屑物	50cm以上	小	A 無	わずかに風化	広葉樹	30~40年	有	旧崩壊	斜面下部	崩壊無	崩壊無	無	乾燥							山林		
平坦	明瞭	中部	礫混・砂質土	100	火山砕屑物	50cm以上	無	G 無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥							家		
全体に凹凸	明瞭	中部	礫混・砂質土	100	強風化岩	10cm以下	小	C 無	一部粘土化	広葉樹	30~40年	無	新崩壊	斜面中部	崩壊無	崩壊無	無	乾燥							農地		
上部に凹凸	明瞭	上部	風化・亀裂	150	強風化岩	50cm以上	小	G 無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	新崩壊	斜面下部	崩壊無	崩壊無	無	乾燥							家		
下部に凹凸	明瞭	上部	粘質土	50	軟岩	50cm以上	無	G 無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	旧崩壊	斜面下部	崩壊無	崩壊無	無	乾燥							山林		
下部に凹凸	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	200	崩積土	50cm以上	無	G 無	完全に風化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥							山林		
平坦	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	20	軟岩	50cm以上	小	G 無	一部粘土化	広葉樹	10~20年	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥							農地		
平坦	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	30	軟岩	50cm以上	無	G 無	一部粘土化	草地	10年未満	無	新崩壊	斜面下部	崩壊無	崩壊無	無	乾燥							家		
オーバーハング	明瞭	上部	礫混・砂質土	150	軟岩	50cm以上	無	G 無	一部粘土化	草地	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥							農地		
平坦	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	30	軟岩	50cm以上	無	G 無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥							家		
全体に凹凸	明瞭	上部	風化・亀裂	100	強風化岩	50cm以上	無	G 無	一部粘土化	広葉樹	30~40年	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥							家		
下部に凹凸	明瞭	上部	風化・亀裂	150	強風化岩	50cm以上	小	G 無	完全に風化	竹林	10年未満	無	新崩壊	斜面下部	崩壊無	崩壊無	無	乾燥							その他		

様式 1-1 急傾斜地崩壊危険箇所(II)調査表

斜面区分：(自然斜面)・人工斜面

箇所番号	旧図面(事務所別)番号	市町村コード	斜面区分	管理番号	箇所名	市	町	大字	大字	急傾斜地崩壊危険箇所の延長(m)	危険箇所延長補助事業(m)	危険箇所延長(単事業)(m)	危険箇所延長(その他)(m)	がけ崩れ災害調査の有無	がけ崩れ災害調査の箇所番号	がけ崩れ災害箇所			危険箇所の経度			傾斜度	高さ	斜面方位	斜面形状	上位地形的方向			
																度	分	秒	度	分	秒						度	分	秒
																度	分	秒	度	分	秒						度	分	秒
50	51	201	II	50	馬狭	熊本市	大塚1丁目	馬狭		65	0	0	65	無				32	50	24	130	42	49	45	20	北	凸型直線	南	
51	52	201	II	51	小迫	熊本市	山笠1丁目	小迫		70	0	0	70	無				32	50	19	130	42	49	45	20	東	凹型直線	南	
52	53	201	II	52	飛田4丁目	熊本市	飛田4丁目	飛田		60	0	0	60	無				32	50	47	130	43	24	45	8	西	凹型直線	その他	
53	54	201	II	53	月削	熊本市	龍田町	月削		90	0	0	90	無				32	50	48	130	47	9	30	10	南	凸型直線	その他	
54	55	201	II	54	船津	熊本市	河内町	船津		80	0	0	80	無				32	50	2	130	35	3	50	10	南	直線直線	西	
55	56	201	II	55	古閑前	熊本市	河内町	古閑前		50	0	0	50	無				32	49	44	130	38	50	60	10	南	凸型直線	南東	
56	57	201	II	56	花園7丁目	熊本市	花園7丁目	花園		20	0	0	20	無				32	49	49	130	41	6	50	25	北	凸型尾根	東	
57	58	201	II	57	花園7丁目	熊本市	花園7丁目	花園		95	0	0	95	無				32	49	46	130	41	4	60	14	南	直線谷	南東	
58	59	201	II	58	花園7丁目	熊本市	花園7丁目	花園		50	0	0	50	無				32	49	44	130	41	7	60	15	南	凸型谷	南東	
59	60	201	II	59	花園7丁目	熊本市	花園7丁目	花園		80	0	0	80	無				32	49	36	130	41	33	80	15	東	凸型谷	南東	
60	61	201	II	60	花園7丁目	熊本市	花園7丁目	花園		65	0	0	65	無				32	49	33	130	41	35	75	15	北	凸型尾根	東	
61	63	201	II	61	池田4丁目	熊本市	池田4丁目	池田		45	0	0	45	無				32	49	39	130	41	43	70	13	西	凸型直線	西	
62	64	201	II	62	池田2丁目	熊本市	池田2丁目	池田		100	0	0	100	無				32	49	32	130	42	32	45	10	南	凸型尾根	南	
63	65	201	II	63	向徳王	熊本市	徳王町	向徳王		35	0	0	35	無				32	50	10	130	42	10	40	12	西	凸型尾根	南東	
64	67	201	II	64	堂の前屋敷	熊本市	龍田2丁目	堂の前屋敷		50	0	0	50	無				32	49	50	130	45	25	30	15	東	直線直線	北	
65	68	201	II	65	平の山	熊本市	上南郡2丁目	平の山		75	0	0	75	無				32	49	50	130	46	22	35	8	北	西	凸型直線	その他
66	69	201	II	66	舟場の本	熊本市	松尾町	舟場の本		35	0	0	35	無				32	48	57	130	37	24	55	15	南	西	凸型尾根	西
67	70	201	II	67	平山	熊本市	松尾町	平山		30	0	0	30	無				32	48	54	130	37	21	65	20	北	西	凸型尾根	西
68	71	201	II	68	前川	熊本市	花園7丁目	前川		180	0	0	180	無				32	49	24	130	41	8	35	15	北	西	直線直線	東
69	72	201	II	69	島崎6丁目	熊本市	島崎6丁目	島崎		130	0	0	130	無				32	48	45	130	40	0	30	10	南	西	凸型直線	南
70	73	201	II	70	黒髪7丁目	熊本市	黒髪7丁目	黒髪		35	0	0	35	無				32	49	3	130	44	41	40	10	南	西	直線直線	南東
71	75	201	II	71	戸島町	熊本市	戸島町	戸島		35	0	0	35	無				32	48	53	130	48	10	40	20	南	東	凸型谷	南西
72	76	201	II	72	上松尾	熊本市	松尾町	上松尾		35	0	0	35	無				32	47	50	130	36	34	45	10	北	西	凸型直線	西
73	77	201	II	73	平山	熊本市	松尾町	平山		225	0	0	225	無				32	48	22	130	37	45	50	20	北	西	凸型尾根	北西
74	78	201	II	74	下榑原	熊本市	松尾町	下榑原		100	0	0	100	無				32	47	52	130	37	11	35	10	南	直線直線	西	
75	79	201	II	75	島崎7丁目	熊本市	島崎7丁目	島崎		80	0	0	80	無				32	48	28	130	40	19	40	8	南	東	直線直線	東
76	80	201	II	76	島崎5丁目	熊本市	島崎5丁目	島崎		60	0	0	60	無				32	48	35	130	40	51	45	15	南	東	凸型直線	その他
77	81	201	II	77	島崎5丁目	熊本市	島崎5丁目	島崎		100	0	0	100	無				32	48	44	130	40	5	35	15	南	西	凸型直線	南東
78	82	201	II	78	島崎3丁目	熊本市	島崎3丁目	島崎		30	0	0	30	無				32	48	14	130	40	54	50	12	南	東	直線直線	南
79	83	201	II	79	石場	熊本市	谷崎町	石場		45	0	0	45	無				32	48	9	130	40	53	40	8	南	西	直線直線	南東
80	84	201	II	80	堀切	熊本市	谷崎町	堀切		80	0	0	80	無				32	48	1	130	40	49	40	8	東	直線谷	南東	
81	85	201	II	81	上松尾	熊本市	松尾町	上松尾		40	0	0	40	無				32	47	47	130	37	21	30	15	南	西	直線直線	南西
82	86	201	II	82	上松尾	熊本市	松尾町	上松尾		25	0	0	25	無				32	47	46	130	37	24	35	15	南	西	直線谷	南西
83	87	201	II	83	上松尾	熊本市	松尾町	上松尾		150	0	0	150	無				32	47	25	130	37	32	40	25	南	西	直線直線	南
84	88	201	II	84	上松尾	熊本市	松尾町	上松尾		15	0	0	15	無				32	47	44	130	38	19	35	20	北	西	凸型尾根	南
85	89	201	II	85	甲塚	熊本市	松尾町	甲塚		135	0	0	135	無				32	47	34	130	38	18	40	20	西	直線尾根	西	
86	90	201	II	86	中松尾	熊本市	松尾町	中松尾		75	0	0	75	無				32	47	13	130	38	27	40	40	北	東	直線直線	東
87	91	201	II	87	上松尾	熊本市	松尾町	上松尾		90	0	0	90	無				32	47	10	130	38	43	55	10	南	直線谷	南東	
88	92	201	II	88	池上町	熊本市	池上町	池上		45	0	0	45	無				32	47	43	130	41	2	40	25	北	西	直線谷	北西
89	95	201	II	89	百貫	熊本市	松尾町	百貫		60	0	0	60	無				32	46	50	130	37	28	40	36	南	西	直線谷	西
90	96	201	II	90	折地	熊本市	小島下町	折地		50	0	0	50	無				32	46	47	130	38	10	35	9	南	西	直線直線	その他
91	97	201	II	91	北浦	熊本市	城山上代町	北浦		70	0	0	70	無				32	46	56	130	39	47	50	18	北	凸型直線	その他	
92	98	201	II	92	木戸田	熊本市	小糸山町	外圃		50	0	0	50	無				32	52	58	130	42	28	55	7	南	直線尾根	その他	
93	99	201	II	93	万石	熊本市	清水町	万石		45	0	0	45	無				32	49	50	130	44	0	35	10	西	凸型直線	西	
94	100	201	II	94	二の丸	熊本市	二の丸	二の丸		50	0	0	50	無				32	48	14	130	42	8	55	8	東	直線直線	その他	
95	101	201	II	95	古閑屋敷	熊本市	楠野町	古閑屋敷		55	0	0	55	無				32	52	22	130	42	23	30	25	北	東	凹型谷	その他
96	102	201	II	96	城原	熊本市	立福寺町	城原		50	0	0	50	無				32	51	31	130	41	13	45	22	南	東	凸型直線	その他
97	103	201	II	97	島ヶ浦	熊本市	大塚1丁目	島ヶ浦		115	0	0	115	無				32	50	28	130	42	43	45	25	東	直線谷	南	
98	104	201	II	98	池田1丁目	熊本市	池田1丁目	池田		125	0	0	125	無				32	49	16	130	42	19	40	10	西	凸型直線	西	

横断形状	連急線	連急線の位置	地表の状況	表土の厚さ	地盤の状況	岩盤斜面の亀裂間隔	開口亀裂の規模	断層・破砕帯の有無	斜面と不連続面の傾斜関係	斜面の風化状況	植生の種類	樹木の樹齢	伐採樹の状況	調査斜面崩壊履歴	調査斜面位置	隣接斜面崩壊履歴	隣接斜面位置	湧水	状況	対策工	施工延長 補助事業(m)	施工延長 単事業(m)	施工延長 その他(m)	対策工上の状況	斜面上部の土地利用状況・尾根	斜面上部の土地利用状況・台地	危険度ランク	危険度ランク 降雨	危険度ランク 地震	
下部に凹凸	明瞭	上部	風化・亀裂	150	強風化岩	50cm以上	無	G	無	完全に風化	広葉樹	40~50年	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無				掘削無			家			
全体に凹凸	明瞭	上部	風化・亀裂	200	強風化岩	50cm以上	無	G	無	完全に風化	草地	10年未満	有	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥								家			
全体に凹凸	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	30	段丘堆積物	50cm以上	無	G	無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥								家			
オーバーハング	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	100	強風化岩	10~30cm	小	C	無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無				掘削無			山林			
全体に凹凸	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	50	強風化岩	10~30cm	小	E	無	一部粘土化	広葉樹	20~30年	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無				掘削無			道路			
オーバーハング	明瞭	上部	風化・亀裂	150	強風化岩	30~50cm	小	B	無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥								山林			
上部に凹凸	明瞭	上部	風化・亀裂	100	軟岩	10~30cm	小	B	無	わずかに風化	広葉樹	30~40年	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥								山林			
上部に凹凸	不明瞭	無	亀裂・転石	100	軟岩	10~30cm	小	B	無	わずかに風化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	有	常時								山林			
上部に凹凸	不明瞭	無	風化・亀裂	50	軟岩	50cm以上	無	G	無	わずかに風化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥								山林			
オーバーハング	明瞭	上部	亀裂・転石	50	硬岩	50cm以上	大	A	無	一部認められる	植生がない	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥								農地			
オーバーハング	明瞭	上部	亀裂・転石	50	硬岩	50cm以上	大	A	無	一部認められる	植生がない	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥								家			
上部に凹凸	明瞭	上部	亀裂・転石	100	軟岩	50cm以上	小	G	無	わずかに風化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥								農地			
全体に凹凸	明瞭	上部	風化・亀裂	100	強風化岩	50cm以上	無	G	無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥								家			
全体に凹凸	不明瞭	無	風化・亀裂	150	強風化岩	50cm以上	小	G	無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥								山林			
平坦	明瞭	上部	礫混・砂質土	50	火山砕屑物	50cm以上	無	G	無	完全に風化	広葉樹	40~50年	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無				掘削無			山林			
平坦	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	30	段丘堆積物	50cm以上	無	G	無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥									家		
全体に凹凸	明瞭	上部	風化・亀裂	100	軟岩	10~30cm	小	G	無	わずかに風化	広葉樹	20~30年	有	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥								山林			
全体に凹凸	明瞭	上部	亀裂・転石	100	強風化岩	10~30cm	小	G	無	一部粘土化	広葉樹	20~30年	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無				掘削無			農地			
全体に凹凸	不明瞭	無	風化・亀裂	150	強風化岩	50cm以上	無	G	無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥								山林			
全体に凹凸	明瞭	上部	風化・亀裂	100	軟岩	50cm以上	無	G	無	わずかに風化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥								山林			
全体に凹凸	明瞭	上部	風化・亀裂	150	軟岩	50cm以上	無	G	無	わずかに風化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥								山林			
全体に凹凸	不明瞭	下部	礫混・砂質土	30	火山砕屑物	50cm以上	無	G	無	一部粘土化	草地	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥								山林			
オーバーハング	明瞭	中部	礫混・砂質土	50	強風化岩	10cm以下	小	C	無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥								山林			
全体に凹凸	明瞭	上部	亀裂・転石	100	硬岩	30~50cm	大	E	無	わずかに風化	広葉樹	50年以上	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥								山林			
下部に凹凸	明瞭	上部	風化・亀裂	100	強風化岩	10~30cm	小	G	無	わずかに風化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無				掘削無			山林			
全体に凹凸	明瞭	上部	礫混・砂質土	50	硬岩	30~50cm	小	C	無	一部粘土化	広葉樹	20~30年	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥								農地			
平坦	明瞭	上部	風化・亀裂	50	硬岩	50cm以上	無	E	無	わずかに風化	広葉樹	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥								山林			
全体に凹凸	明瞭	上部	亀裂・転石	50	硬岩	50cm以上	小	D	無	一部認められる	広葉樹	30~40年	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥								家			
上部に凹凸	明瞭	上部	風化・亀裂	100	強風化岩	50cm以上	無	G	無	完全に風化	広葉樹	20~30年	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥								家			
下部に凹凸	不明瞭	無	風化・亀裂	100	強風化岩	50cm以上	無	G	無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥								家			
全体に凹凸	明瞭	上部	風化・亀裂	100	強風化岩	50cm以上	無	G	無	一部粘土化	広葉樹	20~30年	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無				掘削無			家			
全体に凹凸	明瞭	上部	風化・亀裂	200	強風化岩	30~50cm	小	G	無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥								家			
平坦	不明瞭	無	礫混・砂質土	100	硬岩	10~30cm	小	C	無	わずかに風化	広葉樹	30~40年	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無				掘削無			山林			
下部に凹凸	不明瞭	無	礫混・砂質土	100	硬岩	10~30cm	小	C	無	わずかに風化	広葉樹	50年以上	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥								山林			
下部に凹凸	不明瞭	無	礫混・砂質土	50	硬岩	30~50cm	小	C	無	わずかに風化	広葉樹	50年以上	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥								山林			
上部に凹凸	明瞭	中部	礫混・砂質土	50	軟岩	10~30cm	小	C	無	一部粘土化	広葉樹	50年以上	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥								山林			
下部に凹凸	不明瞭	無	亀裂・転石	50	軟岩	30~50cm	小	E	有	一部粘土化	広葉樹	50年以上	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥								山林			
下部に凹凸	明瞭	中部	礫混・砂質土	100	硬岩	50cm以上	小	C	無	一部粘土化	広葉樹	50年以上	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥								山林			
オーバーハング	非常に明瞭	上部	風化・亀裂	50	強風化岩	10~30cm	小	B	無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥								家			
全体に凹凸	不明瞭	無	亀裂・転石	50	強風化岩	50cm以上	小	G	無	一部粘土化	広葉樹	30~40年	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無				掘削無			山林			
下部に凹凸	不明瞭	無	亀裂・転石	50	火山砕屑物	50cm以上	無	C	無	わずかに風化	広葉樹	30~40年	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	有	常時								山林			
全体に凹凸	不明瞭	無	風化・亀裂	100	段丘堆積物	10~30cm	無	G	無	完全に風化	広葉樹	10~20年	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無				掘削無			山林			
下部に凹凸	明瞭	上部	風化・亀裂	150	強風化岩	10~30cm	小	A	無	一部粘土化	広葉樹	10~20年	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥								その他			
全体に凹凸	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	30	火山砕屑物	50cm以上	無	G	無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥								家			
平坦	明瞭	下部	礫混・砂質土	50	強風化岩	50cm以上	無	G	無	一部粘土化	広葉樹	50年以上	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無				掘削無			山林			
平坦	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	100	火山砕屑物	50cm以上	無	G	無	一部粘土化	草地	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無				掘削無			家			
全体に凹凸	非常に明瞭	上部	粘質土	50	火山砕屑物	50cm以上	無	G	無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥								道路			
下部に凹凸	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	30	軟岩	50cm以上	大	G	無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	有	常時								農地			
平坦	明瞭	上部	風化・亀裂	100	強風化岩	50cm以上	無	G	無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥								家			
上部に凹凸	明瞭	上部	風化・亀裂	100	火山砕屑物	50cm以上	無	G	無	わずかに風化	広葉樹	10~20年	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥								家			

様式1-1 急傾斜地崩壊危険箇所(II)調査表

斜面区分: (自然斜面)・人工斜面

箇所番号	旧図面(事務所別)番号	市町村コード	斜面区分	管理番号	箇所名	箇所名	郡市	町村	大字	小字	急傾斜地崩壊危険箇所の延長(m)	箇所延長補助事業(m)	箇所延長県単事業(m)	箇所延長その他(m)	がけ崩れ災害の有無	がけ崩れ災害調査の箇所番号	がけ崩れ災害箇所の緯度			がけ崩れ災害箇所の経度			危険箇所の緯度	危険箇所の経度	傾斜度	高さ	斜面方位	斜面形状	上位地形的方向
																	度	分	秒	度	分	秒							
99	105	201	II-	99	へびのお 蛇の尾	くまもと 熊本市	たにがほり 谷尾崎町	へびのお 蛇の尾			100	0	0	100	無				32	47	48	130	40	45	45	8	北東	凸型尾根	南東
100	106	201	II-	100	京町1丁目	くまもと 熊本市	きやうまち 京町1丁目				95	0	0	95	無				32	48	32	130	42	21	50	20	西	直線直線	その他
101	107	201	II-	101	横手2丁目	くまもと 熊本市	よこて 横手2丁目				35	0	0	35	無				32	47	33	130	41	37	30	20	東	直線尾根	東
102	38	201	II-	102	権現平	くまもと 熊本市	かむらまら 河内町	おれた.お 太田尾			65	0	65	0	無				32	50	43	130	38	10	45	20	南	凸型直線	南
103	40	201	II-	103	中平	くまもと 熊本市	かむらまら 河内町	どうもんじ 東門寺			220	220	0	0	無				32	50	59	130	38	59	40	10	南	凸型谷	南
104	42	201	II-	104	仁川	くまもと 熊本市	かむらまら 河内町	の.いで 野出			300	0	300	0	無				32	50	19	130	38	49	50	7	南	凸型直線	南
105	65	201	II-	105	川床	くまもと 熊本市	かむらまら 河内町	の.いで 野出			200	0	200	0	無				32	49	34	130	38	8	55	20	南	凸型直線	南
106	152	201	II-	106	京町	くまもと 熊本市	しんぼり 新堀町	しんぼり 新堀			70	70	0	0	無				32	48	25	130	42	31	35	10	南東	直線直線	その他

横断形状	運急線	運急線の位置	地表の状況	表土の厚さ	地盤の状況	岩盤斜面の亀裂間隔	開口亀裂の規模	断面・破砕帯の有無 斜面と不連続面の傾斜関係	斜面の風化状況	植生の種類	樹木の樹齢	伐採根の状況	調査斜面崩壊履歴	調査斜面位置	隣接斜面崩壊履歴	隣接斜面位置	湧水 有無	状況	対策工	施工延長 補助事業(m)	施工延長 県単事業(m)	施工延長 その他(m)	対策工上部の状況	斜面上部の土地利用状況・尾根	斜面上部の土地利用状況・台地	危険度ランク 降雨	危険度ランク 地震
全体に凹凸	明瞭	上部	風化・亀裂	200	強風化岩	10cm以下	小	G 無	一部粘土化	植生がない	10年未満	無	旧崩壊	斜面中部	崩壊無	崩壊無	無	乾燥					家				
平坦	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	50	火山砕屑物	50cm以上	無	G 無	一部粘土化	広葉樹	50年以上	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無				掘削無	家			
平坦	明瞭	上部	礫混・砂質土	50	軟岩	50cm以上	無	G 無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	旧崩壊	斜面下部	崩壊無	崩壊無	無	乾燥					山林				
上部に凹凸	不明瞭	無	風化・亀裂	100	強風化岩	50cm以上	小	G 無	一部粘土化	広葉樹	20~30年	無	旧崩壊	斜面下部	崩壊無	崩壊無	無	ジメジメ	異常無				掘削無	山林			
上部に凹凸	明瞭	上部	風化・亀裂	150	火山砕屑物	30~50cm	小	G 無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	ジメジメ	異常無	66			掘削無	農地			
平坦	明瞭	上部	風化・亀裂	100	強風化岩	50cm以上	無	G 無	完全に風化	草地	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥					家				
上部に凹凸	明瞭	上部	礫混・砂質土	100	火山砕屑物	10cm以下	小	G 無	一部粘土化	広葉樹	30~40年	無	新崩壊	斜面下部	旧崩壊	斜面中部	有	常時					農地				
平坦	非常に明瞭	上部	礫混・砂質土	100	火山砕屑物	50cm以上	無	G 無	一部粘土化	草地	10年未満	無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無	69			掘削無	家			

箇所番号	市町村名	箇所名	市町村人口	人家戸数	換算人家戸数	10m以内 上部人家戸数 木造	10m以内 上部換算 木造	10m以内 上部人家戸数 非木造	10m以内 下部人家戸数 木造	10m以内 下部換算 木造	10m以内 下部人家戸数 非木造	10m以内 下部換算 非木造	公共の建物1 種類	公共の建物1 名称	公共の建物1 数	公共の建物2 種類	公共の建物2 名称	公共の建物3 種類	公共の建物3 名称	公共の建物3 数	公共施設1 種類	公共施設1 数	公共施設2 種類	公共施設2 数	
1	熊本市	立石	2	2	2	2	2				0														
2	熊本市	西久保	2	1	1						0											市道	80		
3	熊本市	西久保	2	3	3	2	2				0											市道	50		
4	熊本市	前田	2	0							0											その他道	160		
5	熊本市	向原	2	1	1	1	1				0											その他A	80		
6	熊本市	浦田	2	2	2	1	1				0											市道	80		
7	熊本市	松尾原	2	1	1	0																			
8	熊本市	井上	2	2	2	2	2																		
9	熊本市	井出元	2	4	4																	市道	170		
10	熊本市	前畑	2	2	2																	市道	90		
11	熊本市	水吐	2	1	1	1	1																		
12	熊本市	中野	2	4	4			4	4																
13	熊本市	山下	2	2	2	1	1																		
14	熊本市	大浦屋敷	2	4	4	0																市道	80		
15	熊本市	杉尾屋敷	2	3	3	1	1																		
16	熊本市	井川迫	2	2	2	0																市道	210		
17	熊本市	荊平、北原	2	2	2	0																その他A	50		
18	熊本市	陣内屋敷	2	2	2																				
19	熊本市	本村屋敷	2	1	1	0																市道	50		
20	熊本市	古屋敷	2	2	2	1	1																		
21	熊本市	古閑原	2	3	3	3	3															その他A	50		
22	熊本市	前田	2	3	3	1	1			1	1											その他道	40		
23	熊本市	大狩野	2	1	1						0														
24	熊本市	本村屋敷	2	0							0														
25	熊本市	北原山	2	4	4	3	3			1	1											その他道	100		
26	熊本市	小原	2	0							0											その他道	80		
27	熊本市	明德	2	2	2	1	1			1	1											その他道	70		
28	熊本市	前平	2	3	3	3	3				0														
29	熊本市	中村屋敷	2	0							0														
30	熊本市	本村屋敷	2	1	1	1	1																		
31	熊本市	平畑	2	1	1	1	1																		
32	熊本市	北原	2	3	3	1	1																		
33	熊本市	長峰屋敷	2	0		0																			
34	熊本市	上古閑	2	3	3	2	2															市道	120		
35	熊本市	葉山	2	3	3	0				2	2														
36	熊本市	西六反割	2	4	4	0																			
37	熊本市	権現谷	2	1	1					1	1														
38	熊本市	鳥越、尾迫	2	4	4					2	2											その他道	70		
39	熊本市	北平	2	1	1	1	1																		
40	熊本市	甲後坂	2	1	1					1	1														
41	熊本市	古閑園	2	2	2	1	1			1	1														
42	熊本市	八反田	2	1	1					1	1											河川	20		
43	熊本市	大間	2	1	1					1	1														
44	熊本市	原口原	2	1	1						0											河川	50		
45	熊本市	中尾谷	2	0							0														
46	熊本市	下屋敷	2	2	2					2	2														
47	熊本市	五町屋敷	2	2	2	2	2																		
48	熊本市	長畑	2	4	4	4	4															その他道	100		
49	熊本市	島ヶ浦	2	0		0																県道	50		

公共施設 3 種類	公共施設 3 数	他事業の区域指定	急傾斜地崩壊危険区域の指定	前回の調査の有無 豪雨	前回の調査の有無 地震	既設危険箇所番号 (H8年調査)	既設危険箇所名 (H8年調査)	新規抽出理由	要施工箇所	着工状況	着手年度	他事業施工状況	事業名	事業判断文	危険度ランク 降雨	危険度ランク 地震	豪雷地帯	半島振興地区・離島振興地区	地震防災対策強化地域	特殊土壌地帯	台風常襲地区	テクノポリス地域	リゾート地域	DID地区内 宅造規制区域	都市計画区域内	国立公園	県立自然公園	緑地保全地区及び近郊緑地保全地区	風致地区	歴史的風土保全地域	地域防災への記載	関連避難場所	関連避難路	
		砂(一)		無	無			人家	他	未	未		その他											調								無	無	無
				無	無			人家	他	未	未		その他											調								無	無	無
				無	無			人家	他	未	未		その他											調								無	無	無
				無	無			人家	他	未	未		その他											調								無	無	無
		砂(一)		無	無			人家	他	未	未		その他											調								無	無	無
				無	無			人家	他	未	未		その他											調								無	無	無
		砂(一)		無	無			人家	他	未	未		その他											調								無	無	無
		砂(一)		無	無			人家	他	未	未		その他											調								無	無	無
		砂(全)		無	無			人家	他	未	未		その他											調								無	無	無
		砂(全)		無	無			人家	他	未	未		その他											調								無	無	無
				無	無			人家	他	未	未		その他											調								無	無	無
				無	無			人家	他	未	未		その他											調								無	無	無
				無	無			人家	他	未	未		その他											調								無	無	無
				無	無			人家	他	未	未		その他											調								無	無	無
		砂(全)		無	無			人家	他	未	未		砂防											調								無	無	無
				無	無			人家	他	未	未		その他											調								無	無	無
				無	無			人家	他	未	未		その他											調								無	無	無
				無	無			人家	他	未	未		その他											調								無	無	無
				無	無			人家	他	未	未		その他											調								無	無	無
				無	無			人家	他	未	未		その他											調								無	無	無
				無	無			人家	他	未	未		その他											調								無	無	無
				無	無			人家	他	未	未		その他											調								無	無	無
				無	無			人家	他	未	未		その他											調								無	無	無
				無	無			人家	他	未	未		その他											調								無	無	無
		砂(一)		無	無			人家	他	未	未		その他											調								無	無	無
				無	無			人家	他	未	未		その他											調								無	無	無
		砂(全)		無	無			人家	他	未	未		砂防											調								無	無	無
				無	無			人家	他	未	未		その他											調								無	無	無
		砂(一)		無	無			人家	他	未	未		その他											調								無	無	無
				無	無			人家	他	未	未		その他											調								無	無	無
				無	無			人家	他	未	未		その他											調								無	無	無
				無	無			人家	他	未	未		その他											調								無	無	無
				無	無			人家	他	未	未		その他											調								無	無	無
				無	無			人家	他	未	未		その他											調								無	無	無
				無	無			人家	他	未	未		その他											調								無	無	無
		砂(全)		無	無			人家	他	未	未		砂防											調								無	無	無
				無	無			人家	他	未	未		その他											調								無	無	無
				無	無			人家	他	未	未		その他											調								無	無	無
				無	無			人家	他	未	未		その他											調								無	無	無
				無	無			人家	他	未	未		その他											調								無	無	無
				無	無			人家	他	未	未		その他											調								無	無	無

箇所番号	市町村名	箇所名	市町村人口	人家戸数	換算人家戸数	10m以内		10m以内		10m以内		10m以内		公共的建物1種類	公共的建物1名称	公共的建物1数	公共的建物2種類	公共的建物2名称	公共的建物2数	公共的建物3種類	公共的建物3名称	公共的建物3数	公共施設1種類	公共施設1数	公共施設2種類	公共施設2数
						上部人家戸数	木造	上部人家戸数	木造	上部人家戸数	非木造	下部人家戸数	木造													
50	熊本市	馬狹	2	3	3																					
51	熊本市	小迫	2	4	4																					
52	熊本市	飛田4丁目	2	2	2	2	2																			
53	熊本市	弓削	2	1	1	0				1	1															
54	熊本市	船津	2	1	1	0				1	1												県道	30		
55	熊本市	古閑前	2	2	2					2	2															
56	熊本市	花園7丁目	2	1	1					0																
57	熊本市	花園7丁目	2	2	2					2	2															
58	熊本市	花園7丁目	2	2	2					2	2												その他道	25		
59	熊本市	花園7丁目	2	2	2					2	2															
60	熊本市	花園7丁目	2	1	1	1	1																その他道	50		
61	熊本市	池田4丁目	2	2	2					2	2												市道	30		
62	熊本市	池田2丁目	2	4	4					3	3															
63	熊本市	向徳王	2	1	1					1	1															
64	熊本市	堂の前屋敷	2	3	3					3	3															
65	熊本市	平の山	2	4	4	4	4			0																
66	熊本市	射場の本	2	1	1					1	1															
67	熊本市	平山	2	1	1					1	1															
68	熊本市	前川	2	4	4					0													その他道	150		
69	熊本市	島崎6丁目	2	3	3					3	3															
70	熊本市	黒髪7丁目	2	2	2					2	2															
71	熊本市	戸島町	2	1	1					1	1															
72	熊本市	上松尾	2	1	1					1	1															
73	熊本市	平山	2	4	4					2	2												その他道	150		
74	熊本市	下樽原	2	1	1	1	1			0													その他道	100		
75	熊本市	島崎7丁目	2	1	1					1	1															
76	熊本市	島崎5丁目	2	4	4	2	2			2	2															
77	熊本市	島崎5丁目	2	2	2	2	2																			
78	熊本市	島崎3丁目	2	0	0																					
79	熊本市	石場	2	4	4	1	1			1	1															
80	熊本市	堀切	2	3	3	2	2			0																
81	熊本市	上松尾	2	2	2					2	2															
82	熊本市	上松尾	2	1	1					1	1															
83	熊本市	上松尾	2	4	4					2	2															
84	熊本市	上松尾	2	1	1					1	1												市道	50		
85	熊本市	甲塚	2	2	2					1	1															
86	熊本市	中松尾	2	4	4					1	1															
87	熊本市	上松尾	2	3	3					1	1															
88	熊本市	池上町	2	2	2					2	2												市道	30		
89	熊本市	百貫関	2	1	1					1	1												その他道	40		
90	熊本市	折地	2	4	4					3	3															
91	熊本市	北浦	2	4	4					3	3															
92	熊本市	木戸田	2	1	1	1	1																			
93	熊本市	万石	2	3	3	0				3	3															
94	熊本市	二の丸	2	3	3	3	3																			
95	熊本市	古閑屋敷	2	0																			市道	60		
96	熊本市	城原	2	0						0				太郎追神社(無人)	1								その他道	40		
97	熊本市	島ヶ浦	2	2	2	2	2																			
98	熊本市	池田1丁目	2	4	4																		その他道	60		

公共施設 3 種類	公共施設 3 数	他事業の区域指定	急傾斜地崩壊危険区域の指定	前調査の有無 豪雨	前調査の有無 地震	既設危険箇所番号 (H8年調査)	既設危険箇所名 (H8年調査)	新規抽出理由	要施工箇所	施工状況	着手年度	他事業施工状況	事業名	事業判断文	危険度ランク	危険度ランク 降雨	豪雷地帯	地震防災対策強化地域	半島振興地区・離島振興地区	台風常襲地区	特殊土壌地帯	通疎地域	テクトノリス地域	リゾート地域	宅造規制区域	DID区域内	都市計画区域内	国立公園	県立自然公園	風致地区	緑地保全地区及び近郊緑地保全地区	歴史的風土保全地域	地域防災への記載	関連避難場所	関連避難場所											
				無	無			人家	他	未	未	未	その他								○	○	○	○	市							無	無	無												
				無	無			人家	他	未	未	未	その他								○	○	○	○	市									無	無	無										
				無	無			人家	他	未	未	未	その他								○	○	○	○	市										無	無	無									
				無	無			人家	他	未	未	未	その他								○	○	○	○	市											無	無	無								
				無	無			人家	他	未	未	未	その他								○	○	○	○			調			○							無	無	無							
				無	無			人家	他	未	未	未	その他								○	○	○	○		調			○									無	無	無						
				無	無			人家	他	未	未	未	その他								○	○	○	○		調			○										無	無	無					
				無	無			人家	他	未	未	未	その他								○	○	○	○		市														無	無	無				
				無	無			人家	他	未	未	未	その他								○	○	○	○	市															無	無	無				
				無	無			人家	他	未	未	未	その他								○	○	○	○	調															無	無	無				
				無	無			人家	他	未	未	未	その他								○	○	○	○	調															無	無	無				
			砂(全)	無	無			人家	他	未	未	未	砂防								○	○	○	○	市		調													無	無	無				
			砂(一)	無	無			人家	他	未	未	未	その他								○	○	○	○		調			特												無	無	無			
				無	無			人家	他	未	未	未	その他								○	○	○	○	市															無	無	無				
				無	無			人家	他	未	未	未	その他								○	○	○	○	市					普											無	無	無			
				無	無			人家	他	未	未	未	その他								○	○	○	○	調															無	無	無				
			砂(一)	無	無			人家	他	未	未	未	その他								○	○	○	○		調															無	無	無			
			砂(全)	無	無			人家	他	未	未	未	砂防								○	○	○	○	調																	無	無	無		
				無	無			人家	他	未	未	未	その他								○	○	○	○		調				○												無	無	無		
			砂(一)	無	無			人家	他	未	未	未	その他								○	○	○	○	市																	無	無	無		
			砂(全)	無	無			人家	他	未	未	未	砂防								○	○	○	○	市																		無	無	無	
				無	無			図面	他	未	未	未	その他								○	○	○	○	市					普													無	無	無	
				無	無			人家	他	未	未	未	その他								○	○	○	○	市																		無	無	無	
				無	無			人家	他	未	未	未	その他								○	○	○	○	調																	無	無	無		
				無	無			人家	他	未	未	未	その他								○	○	○	○	市																	無	無	無		
				無	無			人家	他	未	未	未	その他								○	○	○	○		調																無	無	無		
				無	無			人家	他	未	未	未	その他								○	○	○	○	調																		無	無	無	
				無	無			人家	他	未	未	未	その他								○	○	○	○	市																		無	無	無	
				無	無			図面	他	未	未	未	その他								○	○	○	○	調																		無	有	有	
				無	無			その他	他	未	未	未	その他								○	○	○	○	調																		無	無	無	
				無	無			人家	他	未	未	未	その他								○	○	○	○	市																			無	有	有

箇所番号	市町村名	箇所名	市町村人口	人家戸数	換算人家戸数	10m以内 上部人家戸数 木造	10m以内 上部人家戸数 非木造	10m以内 上部換算 非木造	10m以内 下部人家戸数 木造	10m以内 下部人家戸数 非木造	10m以内 下部換算 木造	10m以内 下部換算 非木造	公共の建物1 種類	公共の建物1 名称	公共の建物1 数	公共の建物2 種類	公共の建物2 名称	公共の建物2 数	公共の建物3 種類	公共の建物3 名称	公共の建物3 数	公共施設1 種類	公共施設1 数	公共施設2 種類	公共施設2 数
99	熊本市	蛇の尾	2	3	3	2	2		1	1															
100	熊本市	京町1丁目	2	3	3				1	1	1	1		細川家御廊所 (無人)	1							その他道	60		
101	熊本市	横手2丁目	2	0																		その他B	1		
102	熊本市	権現平	2	4	4				3	3															
103	熊本市	中平	2	4	4				3	3															
104	熊本市	仁川	2	4	4	1	1		3	3												県道	200		
105	熊本市	川床	2	3	3				3	3												県道	200		
106	熊本市	京町	2	4	4	1	1		2	2															

公共施設3 種類	公共施設3 数	他事業の区域指定	急傾斜地崩壊危険区域の指定	前回調査の有無 豪雨	前回調査の有無 地震	既設危険箇所番号 (H8年調査)	既設危険箇所名 (H8年調査)	新規抽出理由	要施工箇所	施工状況	着手年度	他事業施工状況	事業名	事業判断文	危険度ランク 降雨	危険度ランク 地震	豪雷地帯	地震防災対策強化地域	半島振興地区・離島振興地区	台風常襲地区	特殊土壌地帯	過疎地域	テクノポリス地域	リゾート地域	宅造規制区域	DI D地区内	都市計画区域内	国立公園	国定公園	県立自然公園	風致地区	緑地保全地区及び近郊緑地保全地区	歴史的風土保全地域	地域防災への記載	関連避難場所		
				無	無			人家	他	未	未		その他								○	○												無	有	有	
				無	無			人家	他	未	未		その他								○	○		○											無	有	有
				無	無			その他	他	未	未		その他								○	○													無	有	有
			H4.1.17	A	A	78	権現平		県	未											○	○													有	有	有
			S53.9.4	A	A	75	中平		国	概	56										○	○													有	有	有
			S59.8.16	A	A	77	日平		県	未	61										○	○													有	有	有
				A	A	84	川床		県	未											○	○												有	有	有	
			S51.5.1	A	A	39	京町		国	概	54										○	○			○									有	有	有	

様式1-1 急傾斜地崩壊危険箇所(II)調査表

斜面区分： 自然斜面 (人工斜面)

箇所番号	旧図面(事務所別)番号	市町村コード	斜面区分	管理番号	箇所名	箇所名	都市	町村	大字	小字	急傾斜地崩壊危険箇所の延長(m)	箇所延長 補助事業(m)	箇所延長 単事業(m)	箇所延長 その他(m)	がけ崩れ災害の有無	がけ崩れ災害調査の箇所番号	がけ崩れ災害箇所の緯度	がけ崩れ災害箇所の経度	危険箇所の緯度	危険箇所の経度	傾斜度	高さ	斜面方位	斜面形状	上位地形の方向													
												度	分	秒	度	分	秒	度	分	秒	度	分	秒	度	分	秒	度	分	秒	度	分	秒	度	分	秒	度	分	秒
107	4	201	I-	4	面木	熊本市	河内町	面木			100	0	0	100	無				32	49	26	130	37	48	50	15	南	凸型直線	西									

横断形状	遷急線	遷急線の位置	地表の状況	表土の厚さ	地盤の状況	岩盤斜面の亀裂間隔	開口亀裂の規模	斜面と不連続面の傾斜関係	断層・破砕帯の有無	斜面の風化状況	植生の種類	樹木の樹齢	伐採根の状況	調査斜面崩壊履歴	調査斜面位置	隣接斜面崩壊履歴	隣接斜面位置	湧水	状況	対策工	施工延長 補助事業(m)	施工延長 県単事業(m)	施工延長 その他(m)	対策工上部の状況	斜面上部の土地利用状況・尾根	斜面上部の土地利用状況・台地	危険度ランク 地震	危険度ランク 降雨
上部に凹凸	明瞭	上部	風化・亀裂	100	強風化岩	10~30cm	小	目	無	一部粘土化	竹林	10年未満	無	旧崩壊	斜面下部	崩壊無	崩壊無	無	シジミ	異常無				5m未満	農地			

様式1-2 急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅱ)調査表

斜面区分：自然斜面・人工斜面

箇所番号	市町村名	箇所名	市町村人口	人家戸数	換算人家戸数	10m以内 上部人家戸数 木造	10m以内 上部換算 木造	10m以内 上部人家戸数 非木造	10m以内 上部換算 非木造	10m以内 下部人家戸数 木造	10m以内 下部換算 木造	10m以内 下部人家戸数 非木造	10m以内 下部換算 非木造	公共の建物1 種類	公共の建物1 名称	公共の建物1 数	公共の建物2 種類	公共の建物2 名称	公共の建物2 数	公共の建物3 種類	公共の建物3 名称	公共の建物3 数	公共施設1 種類	公共施設1 数	公共施設2 種類	公共施設2 数
107	熊本市	面木	2	2	2					2	2													その他道	50	

様式1-1 急傾斜地崩壊危険箇所に関する斜面(Ⅲ)調査表

斜面区分: (自然斜面)・人工斜面

箇所番号	旧図面(事務所別)番号	市町村コード	斜面区分	管理番号	箇所名	市	町村	大字	小字	準ずる斜面の延長	がけ崩れ災害の有無	がけ崩れ災害調査の箇所番号	がけ崩れ災害箇所の経度			危険箇所の緯度			傾斜度	高さ	遷急線	遷急線の位置	地盤の状況
													度	分	秒	度	分	秒					
1	1	201	Ⅲ-	1	榎山	熊本市	改寄町	榎山		155	無		32	53	33	130	42	33	38	13	明瞭	中部	崩積土
2	2	201	Ⅲ-	2	三反	熊本市	改寄町	三反田		355	無		32	53	9	130	42	46	43	18	非常に明瞭	上部	崩積土
3	3	201	Ⅲ-	3	三反田	熊本市	改寄町	三反田		330	無		32	53	22	130	41	50	52	28	非常に明瞭	上部	崩積土
4	4	201	Ⅲ-	4	三反田	熊本市	改寄町	三反田		150	無		32	53	15	130	41	50	33	18	非常に明瞭	上部	軟岩
5	5	201	Ⅲ-	5	浦田	熊本市	小糸山町	浦田		255	無		32	53	2	130	41	46	35	18	非常に明瞭	上部	崩積土
6	6	201	Ⅲ-	6	中原	熊本市	小糸山町	中原		210	無		32	53	0	130	41	59	32	20	非常に明瞭	上部	崩積土
7	7	201	Ⅲ-	7	鳥追	熊本市	改寄町	鳥追		285	無		32	53	14	130	42	10	52	28	非常に明瞭	上部	軟岩
8	8	201	Ⅲ-	8	宝出原	熊本市	改寄町	宝出原		355	無		32	53	15	130	42	13	38	22	明瞭	中部	軟岩
9	9	201	Ⅲ-	9	柳井田	熊本市	改寄町	柳井田		255	無		32	53	8	130	42	32	33	12	非常に明瞭	上部	軟岩
10	10	201	Ⅲ-	10	柳井田	熊本市	改寄町	柳井田		195	無		32	53	11	130	42	32	35	17	非常に明瞭	上部	軟岩
11	11	201	Ⅲ-	11	津留	熊本市	改寄町	津留		150	無		32	53	20	130	42	42	43	18	非常に明瞭	上部	崩積土
12	12	201	Ⅲ-	12	井上	熊本市	改寄町	井上		120	無		32	53	9	130	42	42	35	21	非常に明瞭	上部	軟岩
13	13	201	Ⅲ-	13	木戸田	熊本市	改寄町	木戸田		155	無		32	53	8	130	42	46	42	20	明瞭	上部	軟岩
14	14	201	Ⅲ-	14	小清水	熊本市	改寄町	小清水		160	無		32	52	57	130	42	45	41	16	非常に明瞭	上部	軟岩
15	15	201	Ⅲ-	15	沖野	熊本市	改寄町	沖野		140	無		32	53	12	130	42	13	32	21	非常に明瞭	上部	軟岩
16	16	201	Ⅲ-	16	山のう	熊本市	小糸山町	山のう		145	無		32	53	3	130	42	14	30	27	非常に明瞭	上部	軟岩
17	17	201	Ⅲ-	17	清島	熊本市	小糸山町	清島		255	無		32	53	3	130	42	22	33	22	非常に明瞭	上部	軟岩
18	18	201	Ⅲ-	18	外園	熊本市	小糸山町	外園		95	無		32	52	54	130	42	37	70	12	明瞭	中部	軟岩
19	19	201	Ⅲ-	19	宮の尾	熊本市	明徳町	宮の尾		185	無		32	52	59	130	42	45	53	17	非常に明瞭	上部	軟岩
20	20	201	Ⅲ-	20	山ノ下	熊本市	北迫町	山ノ下		130	無		32	51	56	130	41	22	33	11	明瞭	中部	軟岩
21	21	201	Ⅲ-	21	林ノ下	熊本市	北迫町	林ノ下		115	無		32	51	54	130	41	25	31	12	非常に明瞭	上部	軟岩
22	22	201	Ⅲ-	22	舞足	熊本市	北迫町	舞足		110	無		32	51	9	130	41	33	42	32	非常に明瞭	下部	軟岩
23	23	201	Ⅲ-	23	中尾	熊本市	鹿子木町	中尾		195	無		32	51	10	130	41	47	30	15	非常に明瞭	上部	軟岩
24	24	201	Ⅲ-	24	八ツ江	熊本市	橋野町	八ツ江		135	無		32	52	23	130	40	25	30	14	明瞭	下部	軟岩
25	25	201	Ⅲ-	25	松尾平	熊本市	橋野町	松尾平		125	無		32	52	25	130	42	35	43	19	明瞭	下部	軟岩
26	26	201	Ⅲ-	26	松尾口	熊本市	橋野町	松尾口		165	無		32	52	24	130	42	41	38	25	非常に明瞭	上部	軟岩
27	27	201	Ⅲ-	27	大平	熊本市	西梶尾町	大平		275	無		32	51	56	130	42	33	46	31	明瞭	下部	軟岩
28	28	201	Ⅲ-	28	後口畑	熊本市	西梶尾町	後口畑		235	無		32	51	53	130	42	53	38	11	明瞭	中部	軟岩
29	29	201	Ⅲ-	29	三崎前	熊本市	西梶尾町	三崎前		95	無		32	51	53	130	43	5	30	13	非常に明瞭	上部	軟岩
30	30	201	Ⅲ-	30	三崎前	熊本市	西梶尾町	三崎前		120	無		32	51	56	130	43	7	32	12	非常に明瞭	上部	軟岩
31	31	201	Ⅲ-	31	射の馬場	熊本市	大鳥居町	射の馬場		300	無		32	52	37	130	43	2	31	25	非常に明瞭	上部	軟岩
32	32	201	Ⅲ-	32	井川迫	熊本市	大鳥居町	井川迫		125	無		32	52	32	130	42	19	33	11	不明瞭	無	軟岩
33	33	201	Ⅲ-	33	迎	熊本市	大鳥居町	迎		215	無		32	52	28	130	42	14	38	22	明瞭	上部	軟岩
34	34	201	Ⅲ-	34	荊平	熊本市	大鳥居町	荊平		155	無		32	52	25	130	42	10	32	20	明瞭	上部	軟岩
35	35	201	Ⅲ-	35	荊平	熊本市	大鳥居町	荊平		150	無		32	52	22	130	42	7	31	31	明瞭	上部	軟岩
36	36	201	Ⅲ-	36	陣内下	熊本市	梶尾町	陣内下		235	無		32	52	16	130	42	7	32	30	明瞭	上部	軟岩
37	37	201	Ⅲ-	37	本村屋敷	熊本市	梶尾町	本村屋敷		125	無		32	51	57	130	43	18	38	29	明瞭	上部	軟岩
38	38	201	Ⅲ-	38	垣添	熊本市	万葉寺町	垣添		155	無		32	51	41	130	40	5	41	31	不明瞭	無	軟岩
39	39	201	Ⅲ-	39	菰田	熊本市	立福寺町	菰田		180	無		32	51	27	130	41	9	43	22	非常に明瞭	上部	軟岩

断層・破砕帯の有無	植生の種類	斜面上部の土地利用状況・尾根	斜面上部の土地利用状況・台地	市町村人口	公共施設1種類	公共施設1数	公共施設2種類	公共施設2数	他事業の区域指定	豪雪地帯	地震防災対策強化地域	半島振興地区・離島振興地区	台風常襲地区	特殊土壌地帯	過疎地域	テクノポリス地域	リゾート地域	宅造規制区域	DID地区内	都市計画区域内	国立公園	国定公園	県立自然公園	風致地区	緑地保全地区及び近郊緑地保全地区	歴史的風土保全地域
無	針広混交	農地	2	市道	120								○			○					調					
無	竹林	家	2										○			○					調					
無	竹林	家	2										○			○					調					
無	広葉樹	家	2										○			○					調					
無	針広混交	家	2						砂(一)				○			○					調					
無	針葉樹	家	2	その他	30								○			○					調					
無	広葉樹	山林	2										○			○					調					
無	広葉樹	山林	2										○			○					調					
無	竹林	山林	2										○			○					調					
無	広葉樹	山林	2	市道	100								○			○					調					
無	広葉樹	農地	2						砂(一)				○			○					調					
無	竹林	山林	2	市道	120				砂(全)				○			○					調					
無	竹林	山林	2	市道	100				砂(全)				○			○					調					
無	広葉樹	農地	2	市道	100				砂(全)				○			○					調					
無	針葉樹	農地	2	その他	120								○			○					調					
無	針葉樹	農地	2						砂(一)				○			○					調					
無	針広混交	農地	2	その他	120				砂(一)				○			○					調					
無	草地	農地	2										○			○					調					
無	針広混交	農地	2										○			○					調					
無	竹林	家	2	市道	80								○			○					調					
無	広葉樹	道路	2										○			○					調					
無	広葉樹	家	2										○			○					調					
無	針葉樹	農地	2	市道	80								○			○					調					
無	広葉樹	農地	2										○			○					調					
無	針葉樹	山林	2										○			○					調					
無	広葉樹	山林	2	市道	120								○			○					調					
無	広葉樹	山林	2										○			○					調					
無	針広混交	山林	2										○			○					調					
無	針広混交	山林	2	市道	100								○			○					調					
無	竹林	山林	2	市道	100								○			○					調					
無	広葉樹	農地	2						砂(一)				○			○					調					
無	針広混交	山林	2	その他	120								○			○					調					
無	針広混交	農地	2										○			○					調					
無	針広混交	農地	2										○			○					調					
無	竹林	家	2										○			○					調					
無	針広混交	山林	2	その他	200								○			○					調					
無	針広混交	道路	2	市道	120								○			○					調					
無	針広混交	山林	2										○			○					調					
無	針広混交	農地	2	その他	170								○			○					調					

様式1-1 急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面(Ⅲ)調査表

斜面区分：(自然斜面)・人工斜面

40	40	201	Ⅲ-	40	山白屋敷・鎌田崎	くまもと市 熊本市	ひらふらにまうらいつひまら 立福寺町・和泉町	やまぐちのふもと 山口屋敷・鎌田崎		95	無				32	51	14	130	41	4	38	32	明瞭	下部	軟岩
41	41	201	Ⅲ-	41	付山	くまもと市 熊本市	ひらふらにまうらいつひまら 立福寺町	つぎやま 付山		175	無				32	51	17	130	41	12	32	28	非常に明瞭	上部	軟岩
42	42	201	Ⅲ-	42	居屋敷	くまもと市 熊本市	いしやし 観川町	いしやし 居屋敷		125	無				32	51	47	130	41	54	30	12	非常に明瞭	上部	軟岩
43	43	201	Ⅲ-	43	木の本	くまもと市 熊本市	きのみもと 観川町	きのみもと 木の本		70	無				32	51	41	130	41	53	31	8	非常に明瞭	上部	軟岩
44	44	201	Ⅲ-	44	浦畑・日の迫	くまもと市 熊本市	うらはた 観川町・和泉町	うら 浦畑・日の迫		110	無				32	51	18	130	41	35	30	32	不明瞭	無	軟岩
45	45	201	Ⅲ-	45	熊平	くまもと市 熊本市	くまもと市 和泉町	くまもと市 熊平		155	無				32	51	6	130	41	36	33	28	明瞭	上部	軟岩
46	46	201	Ⅲ-	46	前畑	くまもと市 熊本市	まへはた 四方寄町	まへはた 前畑		370	無				32	51	36	130	42	55	36	32	非常に明瞭	上部	軟岩
47	47	201	Ⅲ-	47	名越	くまもと市 熊本市	なごし 四方寄町	なごし 名越		95	無				32	51	40	130	43	2	38	13	非常に明瞭	上部	軟岩
48	48	201	Ⅲ-	48	惣門・東門寺	くまもと市 熊本市	そうもん 立福寺町・河内町	そうもん 惣門・東門寺		620	無				32	50	59	130	40	34	43	48	非常に明瞭	上部	軟岩
49	49	201	Ⅲ-	49	曲尾	くまもと市 熊本市	まがりお 貫町	まがりお 曲尾		235	無				32	50	14	130	41	29	42	23	非常に明瞭	上部	軟岩
50	50	201	Ⅲ-	50	曲尾	くまもと市 熊本市	まがりお 貫町	まがりお 曲尾		200	無				32	50	21	130	41	36	45	27	非常に明瞭	上部	軟岩
51	51	201	Ⅲ-	51	黒井	くまもと市 熊本市	くろい 下観川町	くろい 黒井		100	無				32	50	54	130	42	25	48	30	不明瞭	無	軟岩
52	52	201	Ⅲ-	52	井川北谷	くまもと市 熊本市	いがわきたに 下観川町	いがわきたに 井川北谷		105	無				32	50	45	13	42	37	45	22	明瞭	中部	軟岩
53	53	201	Ⅲ-	53	井川南谷	くまもと市 熊本市	いがわみなに 下観川町	いがわみなに 井川南谷		230	無				32	50	38	130	42	33	55	29	明瞭	中部	軟岩
54	54	201	Ⅲ-	54	狩衣	くまもと市 熊本市	かひぎ 下観川町	かひぎ 狩衣		110	無				32	50	36	130	42	39	43	17	明瞭	上部	軟岩
55	55	201	Ⅲ-	55	立野	くまもと市 熊本市	たての 徳王町	たての 立野		115	無				32	50	19	130	42	34	35	14	明瞭	上部	軟岩
56	56	201	Ⅲ-	56	花園7丁目	くまもと市 熊本市	はなぞの 花園7丁目	はなぞの 花園7丁目		105	無				32	49	44	130	41	4	38	30	不明瞭	無	軟岩
57	57	201	Ⅲ-	57	花園7丁目	くまもと市 熊本市	はなぞの 花園7丁目	はなぞの 花園7丁目		130	無				32	49	38	130	41	2	35	29	明瞭	上部	軟岩
58	58	201	Ⅲ-	58	花園7丁目	くまもと市 熊本市	はなぞの 花園7丁目	はなぞの 花園7丁目		155	無				32	49	41	130	41	11	33	20	明瞭	上部	軟岩
59	59	201	Ⅲ-	59	花園7丁目	くまもと市 熊本市	はなぞの 花園7丁目	はなぞの 花園7丁目		130	無				32	49	2	130	41	18	53	21	非常に明瞭	上部	軟岩
60	60	201	Ⅲ-	60	池田4丁目・津留	くまもと市 熊本市	いけだ4丁目 池田4丁目・善隆町	つる 津留		265	無				32	49	41	130	41	45	32	20	不明瞭	無	軟岩
61	61	201	Ⅲ-	61	本村屋敷	くまもと市 熊本市	もとむらやし 松尾町	もとむらやし 本村屋敷		145	無				32	50	13	130	41	56	43	19	明瞭	上部	軟岩
62	62	201	Ⅲ-	62	池田3丁目・大塚	くまもと市 熊本市	いけだ3丁目 池田3丁目・徳王町	おおつか 大塚		155	無				32	50	2	130	42	6	43	22	不明瞭	無	軟岩
63	63	201	Ⅲ-	63	上松尾	くまもと市 熊本市	かみまつお 松尾町	かみまつお 上松尾		180	無				32	48	52	130	36	37	55	34	明瞭	上部	軟岩
64	64	201	Ⅲ-	64	近津	くまもと市 熊本市	ちかづ 松尾町	ちかづ 近津		105	無				32	48	56	130	36	47	45	15	不明瞭	無	軟岩
65	65	201	Ⅲ-	65	園山	くまもと市 熊本市	そのやま 松尾町	そのやま 近津園山		170	無				32	48	1	130	36	52	75	24	明瞭	上部	軟岩
66	66	201	Ⅲ-	66	来迎院	くまもと市 熊本市	らいげいん 池上町	らいげいん 来迎院		310	無				32	47	41	130	40	21	45	20	非常に明瞭	上部	軟岩
67	67	201	Ⅲ-	67	百貫石	くまもと市 熊本市	ひゃくかんせき 松尾町	ひゃくかんせき 百貫石		70	無				32	46	48	130	37	32	40	25	不明瞭	無	軟岩
68	68	201	Ⅲ-	68	上才又	くまもと市 熊本市	かみまつお 松尾町	かみまつお 上才又		80	無				32	46	58	130	38	26	40	15	不明瞭	無	軟岩

無	針広混交		農地	2	河川	40					砂(-)		○		○			未		
無	針広混交		農地	2									○		○			未		
無	針広混交	山林		2									○		○			未		
無	針広混交	山林		2									○		○			調		
無	竹林	山林		2									○		○			調		
無	針葉樹	山林		2									○		○			調		
無	針広混交		道路	2									○		○			調		
無	草地	山林		2									○		○			調		
無	広葉樹	山林		2	その他	100							○		○			調		
無	針広混交		農地	2							砂(全)		○		○			調		
無	針広混交		農地	2									○		○			調		
無	針広混交	山林		2									○		○			調		
無	広葉樹	道路		2									○		○			調		
無	広葉樹	家		2									○		○			調		
無	竹林	農地		2	その他	100							○		○			調		
無	針広混交		農地	2									○		○			市		
無	広葉樹	農地		2									○		○			調		
無	竹林	山林		2	その他	80							○		○			調		
無	広葉樹	山林		2	橋	1	その他	20					○		○			調		
無	竹林	家		2									○		○			調		
無	針広混交		農地	2	県道	300							○		○			調		
無	竹林	家		2									○		○			調		
無	針広混交	山林		2	市道	50							○		○			調		
無	植生がない	農地		2									○		○			調		
無	広葉樹	山林		2	その他	60							○		○			調		
無	広葉樹	農地		2									○		○			調		
無	植生がない	農地		2									○		○			市		
無	広葉樹	山林		2									○		○			調		
無	竹林	道路		2									○		○			調		

土石流危険渓流 I

※青字は重複分

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	概要										流域										土石流危険渓流										砂防施設		平成2年度総合点検	備考		
				所在	地流	流域面積	発生源流域面積	川幅	平均運床勾配	代表的な地質条件	比較的標高の大きい崩壊履歴	常時湧水	地形分類	記号	開始点の勾配	終息点の勾配	延長	区域の最大幅	区域面積	人口	参加人数	災害弱者関連施設	対	左記以外の公共施設等	対象面積	存在区画(総和)	平均厚さ	平均幅	堆積	土積	土積	土積	状況	状況	状況			計画出土砂量	砂防施設
01-201I-011	河内川	河内川	岩戸川第1谷	熊本市 松尾町	平山	0.76	0.22	0.15	2.0	15	10	2	955	100	30,880	18	7				2.45	225	0.3	5.5	凹・小礫	嵩木類	嵩木類	1,300	無	無	1,300	有	179	靈藏寺	有	201A-010	火		
01-201I-012	河内川	河内川	岩戸川第2谷	熊本市 松尾町	平山	0.97	0.17	0.10	1.2	19	10	2	250	175	32,200	15	6				1.43	130	0.4	6.0	凹・泥砂	嵩木類	嵩木類	2,300	無	無	2,300	有	179	靈藏寺	有	201A-011	火		
01-201I-013	河内川	河内川	岩戸川第3谷	熊本市 松尾町	平山	0.55	0.10	0.05	0.5	17	10	2	400	190	28,090	43	17				1.16	130	0.4	5.5	水平・泥砂	嵩木類	嵩木類	1,700	無	無	1,700	有	179	靈藏寺	有	201A-012	火		
01-201I-014	河内川	河内川	平川	熊本市 河内町	平	0.38	0.12	0.09	1.5	13	12	2	200	160	9,140	18	7				0.13	110	0.3	6.0	凹・土砂	低木類	低木類	1,100	無	無	1,100	有	179	葛山公民館	有	201A-013	火		
01-201I-015	河内川	河内川	葛山川	熊本市 河内町	葛山	0.39	0.12	0.04	2.5	8	12	2	200	185	23,390	50	20				0.94	190	0.2	7.0	水平・泥砂	低木類	低木類	800	無	無	800	有	179	葛山公民館	有	201A-014	火		

土石流危険渓流 I

※青字は直轄分

流番号	水系名	河川名	渓流名	所在市郡	流域	概要	土石流危険							流域		計画流出土砂量 (m ³)	砂防施設		市町村版地域防災計画への掲載	土砂災害危険箇所	平成2年度総合点検	備考																			
							人口	人数	災害弱者関係施設	全対	左記以外の公共施設等	象徴	存在区間 (総和)	平均厚さ	平均幅		典型的な表面の形状	典型的な表面の種生					地質状況	浸透状況	砂防施設有無	去来砂量															
01-201I-016	河内川	河内川	小森川	熊本市	河内町	小森	0.30	0.06	1.5	11	火山(噴出岩類) 無	比較的規模の大きい崩壊履歴	常時湧水	地形分類	15	2	200	240	6,850	18	7	0.15	180	0.2	6.5	段丘、泥	低木類	代表的地質状況	浸透状況	浸透状況	400	有	532.726	有	201A-015	火					
01-201I-017	—	—	堀屋川	熊本市	松尾町	堀屋	0.50	0.32	0.18	2.0	11	火山(噴出岩類) 無	比較的規模の大きい崩壊履歴	無	谷地 平野	8	0	530	200	29,450	240	96	堀屋公民館、河内堀屋簡易郵便局、距離50m号線0.11km	堀屋保育園、児童福祉施設、堀屋保良長	近津公民館	堀屋公民館、河内堀屋簡易郵便局、距離50m号線0.11km	0.30	245	0.1	5.5	水平、泥	低木類	代表的地質状況	浸透状況	700	無	無	有	201A-016	火	
01-201I-018	近津川	近津川	近津川1	熊本市	松尾町	近津	0.56	0.35	0.35	2.5	15	火山(噴出岩類) 無	比較的規模の大きい崩壊履歴	無	谷地 平野	12	2	530	200	54,040	83	33	近津老人館の家老 人福祉施設、近津老人館の会長	近津公民館	近津公民館	2.58	125	0.3	7.5	凹、中継	高木類	代表的地質状況	浸透状況	2,600	無	無	有	201A-017	火		
01-201I-019	近津川	近津川	近津川2	熊本市	松尾町	近津	1.06	1.04	1.02	4.5	12	火山(噴出岩類) 無	比較的規模の大きい崩壊履歴	無	溝状 地形	7	2	765	250	110,470	165	66	近津公民館	近津公民館	4.59	220	0.3	5.8	凹、土砂	高木類	代表的地質状況	浸透状況	5,100	有1	3,150	有	201A-018	火			
01-201I-020	埴井川	埴井川	埴井川	熊本市	松尾町	埴井	0.30	0.17	0.15	2.5	15	火山(噴出岩類) 無	比較的規模の大きい崩壊履歴	無	溝状 地形	15	2	410	280	52,230	33	13				3.75	110	0.4	6.5	凹、中継	低木、高木類	代表的地質状況	浸透状況	2,600	無	無	有	201A-019	火		

土石流危険渓流I

※青字は置数分

溪流水番号	水系名	河川名	溪流名	所在地		流域面積	流域発生流域面積	流域		概況		主要土石流		危険				隘		流域				備考										
				町	村			渓流長さ	流	土形分類	地	地形分類	浸	浸	浸	浸	浸	浸	浸	浸	浸	浸	浸		浸	浸								
01-201I-026	坪井川	松尾川	出口谷	熊本市	松尾町	出口	0.31	0.10	0.07	1.0	火山(噴出岩類)	無	谷底平野	10	2	710	90	24,150	35	14	浸	浸	浸	浸	浸	浸	浸	浸	浸	浸	浸	浸	有	201A-火025
01-201I-027	坪井川	松尾川	松尾川	熊本市	松尾町	百山	0.75	0.51	0.35	5.0	11	火山(噴出岩類)	無	谷底平野	10	2	710	80	76,290	65	28	浸	浸	浸	浸	浸	浸	浸	浸	浸	浸	浸	有	201A-火026
01-201I-028	坪井川	松尾川	松尾川	熊本市	松尾町	百山	0.83	0.50	0.34	3.5	11	火山(噴出岩類)	無	谷底平野	10	2	790	110	78,510	85	34	浸	浸	浸	浸	浸	浸	浸	浸	浸	浸	浸	有	201A-火027
01-201I-029	坪井川	松尾川	百山谷	熊本市	松尾町	百山	0.28	0.09	0.08	1.5	15	火山(噴出岩類)	無	谷底平野	12	2	405	85	26,960	25	10	浸	浸	浸	浸	浸	浸	浸	浸	浸	浸	浸	有	201A-火028
01-201I-030	坪井川	松尾川	松尾川	熊本市	松尾町	中原	0.31	0.16	0.08	1.0	11	火山(噴出岩類)	無	階状地形	6	2	465	120	33,380	18	7	浸	浸	浸	浸	浸	浸	浸	浸	浸	浸	有	201A-火029	

土石流危険渓流 I

※青字は置数分

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地		流域		概要		土石流		危険		区域		城		床		状		況		計		砂		備考					
				市	町	字	長	面積	発	流	地	形	配	配	人	全	対	象	区	間	厚	幅	積	土	砂	流	出		土	防	指		
01-201I-036	坪井川	井井川	谷屋崎川	熊本市	池上町	辻免	1.29	1.69	1.04	5.5	火山(噴出岩類) 無	比較的規模の大きい崩壊履歴	常時湧水	地形分類	配	配	人口	全	対	象 <td>区 <td>間 <td>厚</td> <td>幅</td> <td>積</td> <td>土</td> <td>砂</td> <td>流</td> <td>出 <td>土</td> <td>防 <td>指</td> <td>備考</td> </td></td></td></td>	区 <td>間 <td>厚</td> <td>幅</td> <td>積</td> <td>土</td> <td>砂</td> <td>流</td> <td>出 <td>土</td> <td>防 <td>指</td> <td>備考</td> </td></td></td>	間 <td>厚</td> <td>幅</td> <td>積</td> <td>土</td> <td>砂</td> <td>流</td> <td>出 <td>土</td> <td>防 <td>指</td> <td>備考</td> </td></td>	厚	幅	積	土	砂	流	出 <td>土</td> <td>防 <td>指</td> <td>備考</td> </td>	土	防 <td>指</td> <td>備考</td>	指	備考
01-201I-037	坪井川	麴川	鳥崎第1谷	熊本市	鳥崎五丁目	鳥崎五丁目	0.35	0.12	0.11	2.5	火山(噴出岩類) 無	火山(噴出岩類) 無	常時湧水	地形分類	配	配	人口	全	対	象 <td>区 <td>間 <td>厚</td> <td>幅</td> <td>積</td> <td>土</td> <td>砂</td> <td>流</td> <td>出 <td>土</td> <td>防 <td>指</td> <td>備考</td> </td></td></td></td>	区 <td>間 <td>厚</td> <td>幅</td> <td>積</td> <td>土</td> <td>砂</td> <td>流</td> <td>出 <td>土</td> <td>防 <td>指</td> <td>備考</td> </td></td></td>	間 <td>厚</td> <td>幅</td> <td>積</td> <td>土</td> <td>砂</td> <td>流</td> <td>出 <td>土</td> <td>防 <td>指</td> <td>備考</td> </td></td>	厚	幅	積	土	砂	流	出 <td>土</td> <td>防 <td>指</td> <td>備考</td> </td>	土	防 <td>指</td> <td>備考</td>	指	備考
01-201I-038	坪井川	麴川	麴川1	熊本市	鳥崎七丁目	鳥崎七丁目	0.16	0.15	0.11	2.5	火山(噴出岩類) 無	火山(噴出岩類) 無	常時湧水	地形分類	配	配	人口	全	対	象 <td>区 <td>間 <td>厚</td> <td>幅</td> <td>積</td> <td>土</td> <td>砂</td> <td>流</td> <td>出 <td>土</td> <td>防 <td>指</td> <td>備考</td> </td></td></td></td>	区 <td>間 <td>厚</td> <td>幅</td> <td>積</td> <td>土</td> <td>砂</td> <td>流</td> <td>出 <td>土</td> <td>防 <td>指</td> <td>備考</td> </td></td></td>	間 <td>厚</td> <td>幅</td> <td>積</td> <td>土</td> <td>砂</td> <td>流</td> <td>出 <td>土</td> <td>防 <td>指</td> <td>備考</td> </td></td>	厚	幅	積	土	砂	流	出 <td>土</td> <td>防 <td>指</td> <td>備考</td> </td>	土	防 <td>指</td> <td>備考</td>	指	備考
01-201I-039	坪井川	麴川	麴川2	熊本市	鳥崎七丁目	鳥崎七丁目	0.97	1.64	1.05	4.5	火山(噴出岩類) 無	火山(噴出岩類) 無	常時湧水	地形分類	配	配	人口	全	対	象 <td>区 <td>間 <td>厚</td> <td>幅</td> <td>積</td> <td>土</td> <td>砂</td> <td>流</td> <td>出 <td>土</td> <td>防 <td>指</td> <td>備考</td> </td></td></td></td>	区 <td>間 <td>厚</td> <td>幅</td> <td>積</td> <td>土</td> <td>砂</td> <td>流</td> <td>出 <td>土</td> <td>防 <td>指</td> <td>備考</td> </td></td></td>	間 <td>厚</td> <td>幅</td> <td>積</td> <td>土</td> <td>砂</td> <td>流</td> <td>出 <td>土</td> <td>防 <td>指</td> <td>備考</td> </td></td>	厚	幅	積	土	砂	流	出 <td>土</td> <td>防 <td>指</td> <td>備考</td> </td>	土	防 <td>指</td> <td>備考</td>	指	備考
01-201I-040	坪井川	井井川	小山田川	熊本市	鳥崎六丁目	鳥崎六丁目	0.77	0.60	0.37	5.0	火山(噴出岩類) 無	火山(噴出岩類) 無	常時湧水	地形分類	配	配	人口	全	対	象 <td>区 <td>間 <td>厚</td> <td>幅</td> <td>積</td> <td>土</td> <td>砂</td> <td>流</td> <td>出 <td>土</td> <td>防 <td>指</td> <td>備考</td> </td></td></td></td>	区 <td>間 <td>厚</td> <td>幅</td> <td>積</td> <td>土</td> <td>砂</td> <td>流</td> <td>出 <td>土</td> <td>防 <td>指</td> <td>備考</td> </td></td></td>	間 <td>厚</td> <td>幅</td> <td>積</td> <td>土</td> <td>砂</td> <td>流</td> <td>出 <td>土</td> <td>防 <td>指</td> <td>備考</td> </td></td>	厚	幅	積	土	砂	流	出 <td>土</td> <td>防 <td>指</td> <td>備考</td> </td>	土	防 <td>指</td> <td>備考</td>	指	備考

土石流危険渓流 I

※青字は直轄分

流番 番号	水系 名	河川 名	流域 発生源 面積	概況		重要 地形分類	土石流危険渓流		流域		土砂災害 危険区域 人口	災害 弱者 関連施設	危険 区域 延長	危険 開始点 の勾配	危険 終了点 の勾配	危険 区域 の最大幅	危険 区域 面積	人口	災害 弱者 関連施設	対 左記 以外 の公 共施設 等	流域 状況		画像 流出 土砂量 (m ³)	砂防 施設		土砂 災害 危険 箇所	安全な 避難場 所	砂防 指定地	平成 2年 度点 検	備 考				
				土砂災害危険区域	土砂災害危険区域の割合		平均 幅	平均 厚さ	存在 区間 (総和)	土砂災害危険区域 の割合											土砂災害危険区域の割合	土砂災害危険区域 の割合		土砂災害危険区域 の割合										
01-201-041	坪井川	井井川	0.64	1.08	0.64	0.64	2.0	0.25	0.38	0.64	0.64	0.64	0.64	2.0	10	2.1670	205	138,700	605	2,421	0.8	8.7	4.21	0.6	2.70	0.8	2.70	15,400	有	有	有	花園山210m3	都火治 山1: 210m3	
01-201-042	坪井川	井井川	0.34	0.79	0.38	2.0	0.25	0.38	0.38	0.34	11	無	無	10	2.1230	130	123,180	15	6	6.72	0.6	6.8	6.72	0.6	1.80	0.6	1.80	8,600	有	有	有	北島公民館 041	都火治 山1: 1830m3	
01-201-043	坪井川	井井川	0.25	0.61	0.46	2.0	0.25	0.46	0.46	0.25	10	無	無	10	2.350	110	26,180	18	7	0.29	0.2	7.0	0.29	0.2	0.29	1,700	有	有	有	北島公民館 042	都火治 山1: 1830m3			
01-201-044	坪井川	井井川	0.29	1.24	0.84	3.5	0.29	0.84	0.29	3.5	8	無	無	10	2.1220	95	35,820	190	76	0.07	0.4	7.7	0.4	0.4	0.07	170	0.4	170	5,000	有	有	有	川原公民館 045	火園山 1: 045
01-201-045	坪井川	井井川	1.15	2.33	3.17	2.0	1.15	3.17	1.15	2.0	7	無	無	10	2.1550	215	173,500	190	76	9.67	0.3	8.3	9.67	0.3	0.3	0.3	16,900	有	有	有	火園山 1: 046	火園山 1: 046		

土石流危険渓流 I

※青字は直轄分

熊本県

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在		流域		概況		要土		土石流		流域保		危険		峡谷		区域		城溪		床堆積土		状況		況山腹		況況		計画		砂防		安全		備考		
				市	町	字	流域面積	発生流域面積	平均渓床勾配	代表的な地質条件	比較的規模の大きい前線履歴	常時湧水	地形分類	勾配	開始点の勾配	終息点の勾配	区域の延長	区域の最大幅	区域面積	人口	人数	災害者関連施設	対左記以外の公共施設等	耕地面積	存在区間(総和)	平均厚さ	平均幅	代表的な表面の形状	代表的な表面の植生	合地・売地・売地の流域面積に対する割合	代採地の流域面積に対する割合	新しい亀裂・湧き進	流出土砂量	砂防施設の有無	未汲砂量	警戒避難基準雨量(mm)	安全な避難場所		砂防指定地	平成2年度総点検
02-342I-009	緑川	浜戸川	平原川11	熊本市	露合町	平原	0.31	0.06	0.05	7.0	一般(風化岩地帯)	無	無	無	14	3	600	140	39,960	112	34	災害者関連施設		0.38	300	1.5	7.0	凹	植生なし	3.6				23,250	有1	無	202	無	有	342A-009
02-342I-010	緑川	浜戸川	平原川12	熊本市	露合町	平原	0.62	0.12	0.10	12.0	一般(風化岩地帯)	無	無	無	10	3	590	140	40,040	112	34	災害者関連施設		0.38	320	1.0	12.0	凸	植生なし					23,250	有1	無	202	無	有	342A-007
02-342I-011	緑川	浜戸川	平原川13	熊本市	露合町	平原	0.59	0.05	0.04	8.0	一般(風化岩地帯)	無	無	無	15	3	500	140	38,180	79	24	災害者関連施設	宇土・甲佐線0.14km	0.92	540	1.4	6.8	凹	草本類					115,090	有1	無	202	無	有	342A-008
02-342I-012	緑川	浜戸川	平原川16	熊本市	露合町	平原	0.16	0.05	0.00	8.0	一般(風化岩地帯)	無	無	無	7	3	320	140	31,510	79	24	災害者関連施設		0.92	170	1.5	7.3	凸	低木類					2,850	無	無	202	無	無	無
02-342I-013	緑川	浜戸川	山辺田川	熊本市	露合町	平原	0.39	0.22	0.21	6.0	一般(風化岩地帯)	無	無	無	12	3	490	140	45,470	0	0	災害者関連施設	宇土・甲佐線0.16km	0.48	680	2.0	7.0	凹	植生なし					10,080	無	無	202	無	有	342A-009

土石流危険渓流 I

※青字は直轄分

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在		流域		概要		要土		土石流		危険		流域		対		区域		全		象		城		床		状		況		計		砂		安全な避難場所	砂防指定地	平成2年度総点検	備考	
				市	町	字	流域面積	発生流域面積	川幅	平均河床勾配	代表的な地質条件	比較的規模の大きい前線履歴	常時湧水	地形分類	勾配	開始点の勾配	終息点の勾配	延長	区域の最大幅	区域面積	人口	避難者関連施設	左記以外の公共施設等	耕地面積	存在区間(総和)	平均厚さ	平均幅	典型的な表面の形状	典型的な表面の植生	合地・売地・売地の流域面積に対する割合	代探地の流域面積に対する割合	新しい亀裂・湧き産	計画流出土砂量	砂防施設	未張砂量							
04-385 I -001	菊池川	木栗川	大平川	熊本市	榑木町	平原	0.99	0.57	0.34	3.0	10	10	10	火山(表層の濁)	無	谷底平野	10	2	440	50	19,800	24	7	災害関係施設	左記以外の公共施設等	0.40	500	1.0	3.0	凹	植生なし	11.0	450	無	450	有	有	385A-01	都火			
04-385 I -002	菊池川	木栗川	小畑川	熊本市	榑木町	平原	0.20	0.04	0.04	1.0	10	10	10	火山(表層の濁)	無	谷底平野	10	2	180	40	5,800	20	6	災害関係施設	左記以外の公共施設等	0.20	100	0.3	1.0	凹	植生なし		1,780	無	1,780	有	有	385A-02	都火			
04-385 I -003	菊池川	木栗川	中谷川	熊本市	榑木町	谷	0.35	0.05	0.04	1.0	10	10	10	火山(表層の濁)	無	谷底平野	10	2	280	40	8,000	14	4	災害関係施設	左記以外の公共施設等	0.50	50	0.3	1.0	凹	草本類		3,150	無	3,150	有	有	385A-03	都火			
04-385 I -004	菊池川	木栗川	舟底	熊本市	榑木町	舟底	0.15	0.04	0.02	0.5	10	10	10	火山(表層の濁)	無	谷底平野	10	2	250	40	7,000	7	2	災害関係施設	左記以外の公共施設等	0.30	50	0.2	0.5	凹	草本類		300	無	300	無	無	舟底公民館	無	無	無	無
04-385 I -005	坪井川	井井川	総田川	熊本市	榑木町	辺田野	1.92	0.68	0.23	3.0	10	10	10	火山(表層の濁)	無	扇状地形	10	2	430	70	21,000	67	20	災害関係施設	左記以外の公共施設等	0.20	200	0.5	3.0	凹	植生なし		19,200	無	19,200	有	有	385A-04	都火			

土石流危険渓流Ⅱ

※数字は直轄分

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在		地流		流域		概要		要土		土石流		流		危険		区域		城		床		状		況		計画流出土砂量	砂防施設		土石流災害	市町村版地域防災計画への掲載	警戒避難基準雨量	安全な避難場所	砂防指定地	平成2年度総点検	備考
				市	町	字	長	面積	発生	川幅	平均深	比較的地質条件	代表的な地質条件	比較的地質条件	地形分類	土石流発端点の勾配	土石流終息点の勾配	土石流区域の延長	土石流区域の最大幅	土石流区域面積	人口	人家数	災害弱者関連施設	左記以外の公共施設等	耕地面積	存在区間(総和)	平均厚さ	平均幅	代表的な表面の形状		代表的な表面の植生	合築地・美観地の流域面積に対する割合							
01-201Ⅱ-001	河内川	須原川	須原谷	熊本市	河内町	須原	0.18	0.12	0.09	1.5	11	無	無	谷底平野	12	2	740	30	25,970	5	2	県道榑木河内港線0.05km	0.65	160	0.2	6.0	水平・低木類	低木類		0	有	無	無	無	179	葛山公民館	有	201B火-001	
01-201Ⅱ-002	河内川	古閑川	古閑第1谷	熊本市	河内町	古閑	0.85	0.55	0.21	2.0	10	無	扇状地形	8	2	540	220	32,560	5	2	県道榑木河内港線0.1km 主要地方道榑木五名線0.07km	1.48	200	0.5	4.7	凹土・低木類	草本・低木類		3,800	有	無	無	無	179	榑島公民館	有	201B火-004		
01-201Ⅱ-003	河内川	河内川	大樽川	熊本市	河内町	大樽	0.68	0.88	0.27	2.0	5	無	谷底平野	8	2	475	45	11,560	3	1		0.30	155	0.3	7.0	凹中・高木類	低・高木類		2,500	無	無	無	無	179	無	無	火国治山1:1150m3		
01-201Ⅱ-004	河内川	河内川	平谷	熊本市	河内町	平	0.46	0.16	0.14	2.0	13	無	谷底平野	12	2	80	100	4,080	3	1	県道榑木河内港線0.06km	0.08	170	0.2	6.0	凹細砂	高木類		1,100	無	無	無	無	179	葛山公民館	有	201B火-005		
01-201Ⅱ-005	河内川	河内川	葛山谷	熊本市	河内町	葛山	0.33	0.40	0.25	2.0	11	無	扇状地形	8	2	135	130	21,610	3	1	県道榑木河内港線0.12km	1.39	285	0.1	6.7	水平・低木類	低木類		1,300	無	無	無	無	179	葛山公民館	有	201B火-006		

土石流危険渓流Ⅱ

※数字は直轄分

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在		地流		流域		概		要		土		石		流		危		険		区		域		渓		床		状		況		山		腹		状		況		計画流出土砂量 (m ³)	砂防施設		土砂災害	市町村版地域防災計画への掲載	警戒避難基準雨量 (mm)	安全な避難場所	砂防指定地	平成2年度総合検査	備考
				市	郡	町	村	字	長	面積	発生	川幅	平均深	比較的地質条件	比較的地質条件	地形分類	浸透開始点の勾配	浸透終了点の勾配	浸透区域の延長	浸透区域の最大幅	浸透区域面積	人口	人家数	災害弱者関連施設	左記以外の公共施設等	耕地面積	存在区間(総和)	平均幅	平均厚さ	代表的な表面の形状	代表的な表面の植生	合標地・美標地の流域面積に対する割合	伐採地の流域面積に対する割合	新しい亀裂・滑落崖	砂防施設	未済砂量	土石流災害	市町村版地域防災計画への掲載	警戒避難基準雨量 (mm)	安全な避難場所	砂防指定地	平成2年度総合検査	備考										
01-201Ⅱ-006	—	鰐淵川	鰐淵川	熊本市	河内町	鰐淵	0.26	0.27	0.22	1.5	18	1.5	2.0	1.5	18	火山(噴出岩類)	谷底平野	16	2	140	150	11,260	10	4	国道501号線0.08km	0.10	160	0.3	6.5	凹中礫	高木類							1,600	無	無	無	無	179	中河内公民館	有	201B-007	火国山 1.0m3						
01-201Ⅱ-007	—	松尾川	申塚川	熊本市	松尾町	申塚	0.38	0.16	0.13	2.0	11	2.0	2.0	11	2	700	70	27,750	3	1		0.22	60	0.1	7.0	水平細砂	高木類							600	無	無	無	無	179	無	無	無	無	179	無	無	無	火					
01-201Ⅱ-008	—	西浦川	小坂谷	熊本市	賈町	小坂	1.21	0.75	0.73	4.0	8	4.0	4.0	8	2	1,600	45	63,060	8	3		0.40	130	0.2	9.7	凹巨礫	高木類							3,400	有1	無	無	無	179	小塚構造改善センター	有	201A-043	火国治山2: 0m3										
01-201Ⅱ-009	—	西浦川	豊石第1谷	熊本市	立福寺町	豊石	0.68	0.30	0.19	1.5	10	1.5	1.5	10	2	1,210	50	39,360	3	1		0.40	170	0.4	8.8	凹中礫	低木類							3,500	有1	0	無	無	179	小塚構造改善センター	有	201A-044	火国治山2: 0m3										
01-201Ⅱ-010	—	西浦川	小野屋敷川	熊本市	賈町	小野屋敷	0.23	0.11	0.11	2.0	21	2.0	2.0	21	2	90	73	2,310	3	1		0.05	140	0.4	5.5	凹土砂	高木類							500	無	無	無	無	179	無	無	無	無	179	無	無	無	火国					

土石流危険渓流Ⅱ

※数字は直轄分

渓流番号	水系名	河川名	溪流名	所在市町村	地流			流域面積	流域発生		川幅	平均深尺勾配	代表的な地質条件	比較的規模の大きい崩壊履歴	常時湧水	要土		土石流						流域危険			城溪床			状況	況山腹	況地	況土	計画		砂防施設	安全な避難場所	砂防指定地	平成2年度総合検査	備考		
					河川	市	町		字	長さ						面積	発生	面積	地形分類	勾配	最大幅	領域面積	人口	人家数	災害弱者関連施設	左記以外の公共施設等	耕地面積	存在区画(総和)	平均厚さ					平均幅	代表的な表面の形状						代表的な表面の植生	合標地・美観地の流域面積に対する割合
04-385Ⅱ-001	菊池川	木葉川	上錦妻1	熊本市	櫛木町	櫛木町		0.24	0.13	0.11	17.0	10	無	無	無	谷底平野	10	2	290	60	10,400	4	1	0.70	200	1.0	17.0	段丘	草本類					1,920	無	有	上錦妻公民館	210	無	有	385B-001	
04-385Ⅱ-002	菊池川	木葉川	上錦妻2	熊本市	櫛木町	櫛木町		0.38	0.08	0.07	2.0	10	無	無	無	谷底平野	10	2	230	40	6,400	7	2	0.40	80	0.5	2.0	凹	草本類					3,840	無	有	上錦妻公民館	210	無	有	385B-002	
04-385Ⅱ-003	菊池川	木葉川	上錦妻3	熊本市	櫛木町	上錦妻		0.16	0.07	0.07	1.5	10	無	無	無	谷底平野	10	2	210	100	12,000	4	1	0.70	100	0.5	1.5	凹	草本類					1,600	無	有	上錦妻公民館	210	無	無		
04-385Ⅱ-004	菊池川	木葉川	大平川1	熊本市	櫛木町	平原		0.22	0.06	0.05	4.0	10	無	無	無	谷底平野	10	2	200	50	6,000	7	2	0.30	100	1.0	4.0	凹	草本類					2,720	無	有	大平公民館	210	無	無		
04-385Ⅱ-005	菊池川	木葉川	舟底	熊本市	櫛木町	舟底		0.27	0.03	0.03	0.6	10	無	無	無	谷底平野	10	2	230	50	6,900	4	1	0.60	50	0.2	0.6	凹	草本類					1,170	無	有	船底公民館	210	無	無		

土石流危険渓流Ⅱ

※数字は直轄分

水系名	河川名	渓流名	所在地		流域		概要		土石流		危険		区域		流域		状況		況山腹状況		計画流出土砂量 (m ³)	砂防施設 有 無	土石流災害	市町村版地域防災計画への掲載	警戒避難基準雨量 (mm)	安全な避難場所	砂防指定地	平成2年度総点検	備考	
			市	町	字	流域面積 (km ²)	流域面積 (%)	地形分類	土石流発生感度の勾配 (%)	土石流発生感度の勾配 (%)	土石流発生感度の勾配 (%)	土石流発生感度の勾配 (%)	土石流発生感度の勾配 (%)	土石流発生感度の勾配 (%)	土石流発生感度の勾配 (%)	土石流発生感度の勾配 (%)	土石流発生感度の勾配 (%)	土石流発生感度の勾配 (%)	土石流発生感度の勾配 (%)	土石流発生感度の勾配 (%)										土石流発生感度の勾配 (%)
04-385Ⅱ-006	木葉川	八幡川	熊本市	榑木町	円台寺	0.31	0.31	0.30	3.0	10	10	2	290	50	7,500	10	3	0.05km	0.30	300	3.0	凹	楳生なし	1,140	無	無	無	木留 公民館	無	

(2) 土石流危険溪流

水系川	河川名	溪流名	所在地	溪流長	面積	人家戸数	公共施設等
唐人川	唐人川	境川	河内町白浜	1.10	1.1	10	公1
〃	境川	境谷川	〃	2.10	1.1	10	市道390
—	—	とうべえ谷川	〃	0.75	0.1	19	〃360
—	—	狸穴川	〃	1.05	0.2	15	〃500
—	小責川	焼野川	〃 焼野	0.98	0.5	7	〃570
—	—	聖ヶ塔川	〃 船津	0.21	0.3	5	〃200
—	小責川	小谷川	〃	0.60	0.6		〃700
河内川	河内川	笹原川	〃	0.30	0.2	20	〃300
〃	〃	鑪川	〃	1.06	0.1	35	〃560
〃	〃	中川内川	〃 河内	0.55	0.3	16	〃240
〃	〃	橋の本川	〃	0.32	0.3	14	〃300
〃	〃	仁田尾川	〃	0.85	0.5	7	公1
〃	〃	井手平川	〃	0.49	0.8	5	〃1
〃	〃	水谷川	〃	0.67	2.3	5	〃1
〃	〃	東須原川	〃 野出	0.95	0.5	5	市道260
〃	〃	中須原川	〃	1.74	1.0		
〃	〃	中川床川	〃	1.64	1.8	5	県道100
〃	〃	古人鶴川	〃	0.95	0.3	6	公1 県道100
〃	〃	船石川	〃	0.61	0.4	5	市道960
〃	〃	見継川	〃	0.76	1.8	13	公1 市道100
〃	〃	須原川	〃	1.00	1.5	5	市道500
〃	中川床川	東野出川	〃	0.60	1.9	35	〃300
〃	河内川	仁川川	〃	1.21	1.0	5	〃700
〃	〃	古閑川	〃 岳	1.21	0.7	18	〃1,000
〃	〃	亀の甲川	〃	0.94	1.5	10	〃200
〃	〃	河内川	〃	8.50	2.5	50	公1 市道600
—	—	鰐洞川	〃 河内	0.36	0.2	5	公1
坪井川	井芹川	立福寺川	〃 大多尾	2.35	1.1	15	公1 県道600
〃	〃	丸山谷川	〃 東門寺	1.77	1.6	7	県道500
〃	〃	貉谷川	〃	0.93	1.0	5	—
〃	丸山谷川	余原川	〃	0.77	0.4	5	県道200
〃	西谷川	三の岳川	〃 大多尾	2.05	0.9	5	市道500

水系川	河川名	溪流名	所在地	溪流長	面積	人家戸数	公共施設等
菊池川	木葉川	—	植木町平原	0.55	0.2	4	公1 県200 他150
〃	〃	—	〃	0.20	0.04		他350
〃	〃	—	〃 豊岡	0.20	0.1		公1 他440
坪井川	井芹川	辺田野川	〃 辺田野	0.40		4	他500
〃	〃	〃	〃 鏡田	0.35	0.1	6	県80 他75

【全国の土石流危険溪流（人家5戸以上等）】

平成5年・・・79,318溪流

平成15年・・・89,518溪流

【全国の土石流危険溪流等】

① 人家5戸以上等の溪流・・・89,518溪流（土石流危険溪流Ⅰ）

② 人家1～4戸の溪流・・・73,390溪流（土石流危険溪流Ⅱ）

③ 人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる溪流

・・・20,955溪流（土石流危険溪流に準ずる溪流Ⅲ）

① 土石流危険溪流Ⅰ

土石流危険区域内に人家が5戸以上等（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の要援護者関連施設等がある場合を含む）ある場合の当該区域に流入する溪流

② 土石流危険溪流Ⅱ

土石流危険区域内に人家が1～4戸ある場合の当該区域に流入する溪流

③ 土石流危険区域に準ずる溪流Ⅲ

土石流危険区域に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等、一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる場合の当該区域に流入する溪流

3 重要水防区間及び箇所

(1) 評定基準

① 河川危険度評定基準

種別	重要度		要 注 意 区 間
	重 要 区 間 A 水防上最も重要な区間	度 区 間 B 水防上重要な区間	
堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位 (高潮区間の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位 (高潮区間の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位 (高潮区間の堤防高を越える箇所。
堤断面	現況の堤断面あるいは天端幅が、計画の堤断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤断面あるいは天端幅が、計画の堤断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	現況の堤断面あるいは天端幅が、計画の堤断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。
法崩れ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。
漏水	漏水の実績があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の実績がないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所、所要の対策が未施工の箇所。	漏水の実績がないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所、所要の対策が未施工の箇所。
水衝・洗掘	水衝部にあたると堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の欠損等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にあたると堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にあたると堤防の前面の河床が深掘れにない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置がされている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位 (高潮区間の堤防にあっては計画高潮位) 以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位 (高潮区間の堤防にあっては計画高潮位) との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位 (高潮区間の堤防にあっては計画高潮位) との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。
工 事 施 工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 間			陸間が設置されている箇所。

② 海岸危険度評定基準

種別	内容	水防上最も重要な区間 A 溢水・破堤により耕地10ha以上、人家・学校・病院・道路・鉄道等の被害が生ずる恐れがあるもので次の各号のいずれかに該当する区間とする。	次に重要な区間 B 溢水・破堤により耕地10ha未満の被害が生ずる恐れがあるもので次の各号のいずれかに該当する区間とする。	その他の重要な区間 C A、B以外の区間で水防の必要が認められる区間
	海岸	過去において高潮高波により溢水破堤した実績があるか、または堤防が老朽して被害が予測される区間		

③ 重要水防箇所評定基準

種別	重要水防箇所
橋りょう	流失または沈下が予測される箇所または水防上被害が予測される箇所
溜池	流域1km ² (100ha)以下の溜池で溜池下流の水路断面が狭少で氾濫するか堤防が老朽し破堤による被害が予測される箇所
道路	冠水洗掘が予測される箇所
水門等	水門、こう門、樋門等の工作物の設置時期が古く老朽し不等沈下漏水等による被害が予測される箇所または水防上被害が予測される箇所

(2) 国土交通省管理河川

重要水防箇所一覽表(A)

様式-3(堤防)

番号	県名	河川名	地先名	左・右岸の別	位置	延長(m)	備考	水工法
1	熊本県	白川	熊本市 小島下町	右岸	0.000 ~ 0.800	800	堤防面が不足している為、崩壊の恐れあり。	土のう積・シート張
2	"	"	熊本市 沖新町	左岸	0.200 ~ 0.800	600	余裕高及び堤防断面とも不足している為、溢水崩壊の恐れあり。	土のう積・シート張
3	"	"	熊本市 沖新町	左岸	0.800 ~ 1.000	200	堤防高が低く堤防断面も不足している為、溢水崩壊の恐れあり。	土のう積・シート張
4	"	"	熊本市 沖新町	左岸	1.000 ~ 1.200	200	堤防高が低く堤防断面も不足している為、溢水崩壊及び法ぐずれ・すべりの恐れあり。	土のう積・シート張・くい
5	"	"	熊本市 中原町	左岸	1.200 ~ 1.400	200	余裕高及び堤防断面とも不足している為、溢水崩壊及び法ぐずれ・すべりの恐れあり。	土のう積・シート張・くい
6	"	"	熊本市 中原町	左岸	1.400 ~ 1.600	200	堤防面が不足している為、崩壊及び法ぐずれ・すべりの恐れあり。	土のう積・シート張・くい
7	"	"	熊本市 中原町	左岸	2.200 ~ 2.400	200	余裕高及び堤防断面とも不足している為、溢水崩壊の恐れあり。	土のう積・シート張
8	"	"	熊本市 中原町	左岸	2.400 ~ 2.600	200	堤防高A(堤防断面A)(法ぐずれ・すべりB) 余裕高及び堤防断面とも不足している為、溢水崩壊及び漏水の恐れあり。	土のう積・シート張・くい
9	"	"	熊本市 小島上町	右岸	3.200 ~ 4.000	800	堤防高B(堤防断面A)(漏水B) 堤防面が不足している為、崩壊及び漏水、法ぐずれ・すべりの恐れあり。	土のう積・シート張・くい
10	"	"	熊本市 中原町	左岸	4.200 ~ 4.400	200	堤防面が不足しており崩壊及び漏水の恐れあり。	土のう積・シート張
11	"	"	熊本市 城山薬師町	右岸	4.200 ~ 4.400	200	堤防面が不足している為、崩壊の恐れあり。	土のう積・シート張
12	"	"	熊本市 城山半田町	右岸	4.800 ~ 5.200	400	堤防面が不足している為、崩壊の恐れあり。	土のう積・シート張
13	"	"	熊本市 城山半田町	右岸	5.200 ~ 5.290	90	堤防面が不足しており崩壊及び漏水の恐れあり。	土のう積・シート張
14	"	"	熊本市 城山半田町	右岸	5.400 ~ 6.000	600	堤防面が不足している為、崩壊の恐れあり。	土のう積・シート張
15	"	"	熊本市 城山半田町	右岸	6.000 ~ 6.200	200	余裕高及び堤防断面とも不足している為、溢水崩壊の恐れあり。	土のう積・シート張
16	"	"	熊本市 城山半田町	右岸	6.200 ~ 6.400	200	堤防高A(堤防断面A) 堤防高が低く堤防断面も不足している為、溢水崩壊の恐れあり。	土のう積・シート張
17	"	"	熊本市 城山半田町	右岸	6.400 ~ 6.600	200	堤防高が低く堤防断面も不足している為、溢水崩壊の恐れあり。	土のう積・シート張
18	"	"	熊本市 新土河原	右岸	6.600 ~ 6.850	250	余裕高及び堤防断面とも不足している為、溢水崩壊の恐れあり。	土のう積・シート張
19	"	"	熊本市 新土河原	右岸	6.970 ~ 7.400	430	余裕高及び堤防断面とも不足している為、溢水崩壊の恐れあり。	土のう積・シート張
20	"	"	熊本市 上ノ郷	左岸	8.050 ~ 8.195	145	余裕高及び堤防断面とも不足している為、溢水崩壊の恐れあり。	土のう積・シート張
21	"	"	熊本市 蓮台寺	右岸	8.020 ~ 8.200	180	堤防高が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張

22	熊本県	白川	熊本市 上ノ郷	左岸	8.195 ~ 8.200	5	堤防高が低く溢水の恐れあり。 (堤防高 A)	土のう積・シート張
23	"	"	熊本市 上ノ郷	左岸	8.200 ~ 8.205	5	堤防高が低く堤防断面も不足している為、溢水崩壊の恐れあり。 (堤防高 A)(堤防断面 B)	土のう積・シート張
24	"	"	熊本市 近見 熊本市 平田	左岸	8.400 ~ 9.000	600	堤防高が低く溢水の恐れあり。 (堤防高 A)	土のう積・シート張
25	"	"	熊本市 蓮台寺	右岸	8.400 ~ 9.000	600	堤防高が低く溢水の恐れあり。 (堤防高 A)	土のう積・シート張
26	"	"	熊本市 十禅寺	左岸	9.000 ~ 9.300	300	堤防高が低く堤防断面も不足している為、溢水崩壊の恐れあり。 (堤防高 A)(堤防断面 B)	土のう積・シート張
27	"	"	熊本市 蓮台寺	右岸	9.000 ~ 9.300	300	堤防高が低く堤防断面も不足している為、溢水崩壊の恐れあり。 (堤防高 A)(堤防断面 B)	土のう積・シート張
28	"	"	熊本市 十禅寺	左岸	9.300 ~ 9.400	100	堤防高が低く溢水の恐れあり。 (堤防高 A)	土のう積・シート張
29	"	"	熊本市 蓮台寺	右岸	9.300 ~ 9.400	100	堤防高が低く溢水の恐れあり。 (堤防高 A)	土のう積・シート張
30	"	"	熊本市 十禅寺	左岸	9.400 ~ 9.500	100	堤防高が低く堤防断面も不足している為、溢水崩壊の恐れあり。 (堤防高 A)(堤防断面 B)	土のう積・シート張
31	"	"	熊本市 二本木	右岸	9.400 ~ 9.500	100	堤防高が低く堤防断面も不足している為、溢水崩壊の恐れあり。 (堤防高 A)(堤防断面 B)	土のう積・シート張
32	"	"	熊本市 十禅寺	左岸	9.500 ~ 9.600	100	堤防高が低く溢水の恐れあり。 (堤防高 A)	土のう積・シート張
33	"	"	熊本市 二本木	右岸	9.500 ~ 9.600	100	堤防高が低く溢水の恐れあり。 (堤防高 A)	土のう積・シート張
34	"	"	熊本市 十禅寺	左岸	9.600 ~ 9.800	200	堤防高が低く堤防断面も不足している為、溢水崩壊及び漏水の恐れあり。 (堤防高 A)(堤防断面 B)(漏水 A)	土のう積・シート張
35	"	"	熊本市 二本木	右岸	9.600 ~ 10.600	1,000	堤防高が低く堤防断面も不足している為、溢水崩壊の恐れあり。 (堤防高 A)(堤防断面 B)	土のう積・シート張
36	"	"	熊本市 世安町 熊本市 本山 熊本市 春日	左岸	9.800 ~ 10.600	800	堤防高が低く堤防断面も不足している為、溢水崩壊の恐れあり。 (堤防高 A)(堤防断面 B)	土のう積・シート張
37	"	"	熊本市 河原町	右岸	10.800 ~ 11.800	1,000	堤防高が低く溢水の恐れあり。 (堤防高 A)	土のう積・シート張
38	"	"	熊本市 本山	左岸	10.800 ~ 11.200	400	堤防高が低く堤防断面も不足している為、溢水崩壊の恐れあり。 (堤防高 A)(堤防断面 B)	土のう積・シート張
39	"	"	熊本市 本山	左岸	11.200 ~ 11.400	200	堤防高が低く溢水の恐れあり。 (堤防高 A)	土のう積・シート張
40	"	"	熊本市 本山 熊本市 本荘 熊本市 山崎町	左岸	11.400 ~ 12.000	600	堤防高が低く堤防断面も不足している為、溢水崩壊の恐れあり。 (堤防高 A)(堤防断面 B)	土のう積・シート張
41	"	"	熊本市 紺屋今町 熊本市 下通	右岸	12.000 ~ 12.200	200	堤防高が低く堤防断面も不足している為、溢水崩壊の恐れあり。 (堤防高 A)(堤防断面 B)	土のう積・シート張
42	"	"	熊本市 中央街	右岸	12.400 ~ 12.600	200	堤防高が低く堤防断面も不足している為、溢水崩壊の恐れあり。 (堤防高 A)(堤防断面 A)	土のう積・シート張

43	熊本県	白川	熊本市 中央街	右岸	12.600 ~ 13.100	500	堤防高が低く埋断面も不足している為、溢水崩壊の恐れあり。 (堤防高 A) (埋断面 B)	土のう積・シート張
44	"	"	熊本市 安政町	右岸	13.100 ~ 13.180	80	堤防高が低く溢水の恐れあり。 (堤防高 A)	土のう積・シート張
45	"	"	熊本市 新屋敷	左岸	13.250 ~ 13.400	150	堤防高が低く溢水の恐れあり。 (堤防高 A)	土のう積・シート張
46	"	"	熊本市 水道町	右岸	13.250 ~ 13.400	150	堤防高が低く溢水の恐れあり。 (堤防高 A)	土のう積・シート張
47	"	"	熊本市 新屋敷	左岸	13.400 ~ 13.450	50	堤防高が低く埋断面も不足している為、溢水崩壊の恐れあり。 (堤防高 A) (埋断面 B)	土のう積・シート張
48	"	"	熊本市 水道町	右岸	13.400 ~ 13.450	50	堤防高が低く埋断面も不足している為、溢水崩壊の恐れあり。 (堤防高 A) (埋断面 B)	土のう積・シート張
49	"	"	熊本市 新屋敷	左岸	13.450 ~ 13.600	150	堤防高が低く溢水の恐れあり。 (堤防高 A)	土のう積・シート張
50	"	"	熊本市 草葉町	右岸	13.450 ~ 13.600	150	堤防高が低く溢水の恐れあり。 (堤防高 A)	土のう積・シート張
51	"	"	熊本市 新屋敷	左岸	13.600 ~ 13.650	50	堤防高が低く埋断面も不足している為、溢水崩壊の恐れあり。 (堤防高 A) (埋断面 B)	土のう積・シート張
52	"	"	熊本市 草葉町	右岸	13.600 ~ 13.650	50	堤防高が低く埋断面も不足している為、溢水崩壊の恐れあり。 (堤防高 A) (埋断面 B)	土のう積・シート張
53	"	"	熊本市 新屋敷	左岸	13.650 ~ 13.800	150	堤防高が低く溢水の恐れあり。 (堤防高 A)	土のう積・シート張
54	"	"	熊本市 草葉町	右岸	13.650 ~ 13.800	150	堤防高が低く溢水の恐れあり。 (堤防高 A)	土のう積・シート張
55	"	"	熊本市 南千反畑町	右岸	13.800 ~ 13.815	15	堤防高が低く埋断面も不足している為、溢水崩壊の恐れあり。 (堤防高 A) (埋断面 B)	土のう積・シート張
56	"	"	熊本市 新屋敷	左岸	13.815 ~ 14.000	185	堤防高が低く溢水の恐れあり。 (堤防高 A)	土のう積・シート張
57	"	"	熊本市 南千反畑町	右岸	13.815 ~ 14.000	185	堤防高が低く溢水の恐れあり。 (堤防高 A)	土のう積・シート張
58	"	"	熊本市 新屋敷	左岸	14.000 ~ 14.050	50	堤防高が低く埋断面も不足している為、溢水崩壊の恐れあり。 (堤防高 A) (埋断面 B)	土のう積・シート張
59	"	"	熊本市 井川淵町	右岸	14.000 ~ 14.050	50	堤防高が低く埋断面も不足している為、溢水崩壊の恐れあり。 (堤防高 A) (埋断面 B)	土のう積・シート張
60	"	"	熊本市 新屋敷	左岸	14.050 ~ 14.200	150	堤防高が低く溢水の恐れあり。 (堤防高 A)	土のう積・シート張
61	"	"	熊本市 井川淵町	右岸	14.050 ~ 14.200	150	堤防高が低く溢水の恐れあり。 (堤防高 A)	土のう積・シート張
62	"	"	熊本市 新屋敷	左岸	14.200 ~ 14.250	50	堤防高が低く埋断面も不足している為、溢水崩壊の恐れあり。 (堤防高 A) (埋断面 B)	土のう積・シート張
63	"	"	熊本市 井川淵町	右岸	14.200 ~ 14.250	50	堤防高が低く溢水の恐れあり。 (堤防高 A)	土のう積・シート張

64	熊本県	白川	熊本市 新屋敷	左岸	14.250 ~ 14.400	150	堤防高が低く溢水の恐れあり。 (堤防高 A)	土のう積・シート張
65	"	"	熊本市 東子飼町	右岸	14.250 ~ 14.600	350	堤防高が低く溢水の恐れあり。 (堤防高 A)	土のう積・シート張
66	"	"	熊本市 新屋敷	左岸	14.400 ~ 14.470	70	堤防高が低く堤防断面も不足している為、溢水崩壊の恐れあり。 (堤防高 A) (堤防断面 B)	土のう積・シート張
67	"	"	熊本市 新屋敷	左岸	14.470 ~ 14.600	130	堤防高が低く溢水の恐れあり。 (堤防高 A)	土のう積・シート張
68	"	"	熊本市 子飼本町	右岸	14.600 ~ 15.000	400	堤防高が低く堤防断面も不足している為、溢水崩壊の恐れあり。 (堤防高 A) (堤防断面 B)	土のう積・シート張
69	"	"	熊本市 大江	左岸	14.600 ~ 15.200	600	堤防高が低く堤防断面も不足している為、溢水崩壊の恐れあり。 (堤防高 A) (堤防断面 B)	土のう積・シート張
70	"	"	熊本市 渡鹿	左岸	15.700 ~ 15.800	100	堤防高が低く溢水の恐れあり。 (堤防高 A)	土のう積・シート張
71	"	"	熊本市 黒髪	右岸	15.825 ~ 16.000	175	堤防高が低く溢水の恐れあり。 (堤防高 A)	土のう積・シート張
72	"	"	熊本市 渡鹿	左岸	15.825 ~ 16.000	175	堤防高が低く溢水の恐れあり。 (堤防高 A)	土のう積・シート張
73	"	"	熊本市 渡鹿	左岸	16.000 ~ 16.200	200	堤防高が低く堤防断面も不足している為、溢水崩壊の恐れあり。 (堤防高 A) (堤防断面 B)	土のう積・シート張
74	"	"	熊本市 黒髪	右岸	16.000 ~ 16.400	400	堤防高が低く堤防断面も不足している為、溢水崩壊の恐れあり。 (堤防高 A) (堤防断面 B)	土のう積・シート張
75	"	"	熊本市 渡鹿	左岸	16.200 ~ 16.405	205	堤防高が低く堤防断面も不足している為、溢水崩壊の恐れあり。 (堤防高 A) (堤防断面 A)	土のう積・シート張
76	"	"	熊本市 黒髪	右岸	16.400 ~ 16.405	5	堤防高が低く堤防断面も不足している為、溢水崩壊の恐れあり。 (堤防高 A) (堤防断面 A)	土のう積・シート張
77	"	"	熊本市 渡鹿	左岸	16.405 ~ 16.600	195	堤防高が低く溢水の恐れあり。 (堤防高 A)	土のう積・シート張
78	"	"	熊本市 黒髪	右岸	16.405 ~ 16.600	195	堤防高が低く溢水の恐れあり。 (堤防高 A)	土のう積・シート張
79	"	"	熊本市 渡鹿	左岸	16.600 ~ 16.800	200	堤防高が低く堤防断面も不足している為、溢水崩壊の恐れあり。 (堤防高 A) (堤防断面 A)	土のう積・シート張
80	"	"	熊本市 黒髪	右岸	16.600 ~ 17.300	700	堤防高が低く堤防断面も不足している為、溢水崩壊の恐れあり。 (堤防高 A) (堤防断面 A)	土のう積・シート張
81	"	"	熊本市 渡鹿	左岸	16.800 ~ 17.000	200	堤防高が低く堤防断面も不足している為、溢水崩壊の恐れあり。 (堤防高 A) (堤防断面 B)	土のう積・シート張
82	"	"	熊本市 黒髪	左岸	17.000 ~ 17.300	300	堤防高が低く堤防断面も不足している為、溢水崩壊の恐れあり。 (堤防高 A) (堤防断面 A)	土のう積・シート張
計					82箇所	20,820		

重要水防箇所一覽表(A)

白川水系

様式-3(工作物)

番号	県名	河川名	地先名	左・右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	熊本県	白川	熊本市上ノ郷町 熊本市蓮台寺町		7.850		白川橋梁 (桁下高不足)	
2	"	"	熊本市平田町		8.600		蓮台寺橋 (桁下高不足)	
3	"	"	熊本市蓮台寺町 熊本市十神寺町		9.440		第1白川橋梁 (桁下高不足)	
4	"	"	熊本市二本木四丁目 熊本市世安町		10.000		新世安橋 (桁下高不足)	
5	"	"	熊本市二本木三丁目 熊本市世安町		10.160		世安橋 (桁下高不足)	
6	"	"	熊本市二本木一丁目 熊本市本山町		10.600		白川橋 (桁下高不足)	
7	"	"	熊本市二本木一丁目 熊本市本山一丁目		11.200		桑平橋 (桁下高不足)	
8	"	"	熊本市二本木一丁目 熊本市大江一丁目		14.470		子飼橋 (桁下高不足)	
			熊本市東子飼町				(桁下高不足)	
計						8箇所		

重要水防箇所一覽表(Ｂ)

白川水系

様式-3(堤防)

番号	県名	河川名	地先名	左・右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	熊本県	白川	熊本市 沖新町	左岸	0.000 ~ 0.200	200	堤防断面が不足している為、崩壊の恐れあり。 (堤防断面B)	土のう積・シート張
2	"	"	熊本市 小島下町	右岸	0.800 ~ 2.000	1,200	堤防断面が不足している為、崩壊の恐れあり。 (堤防断面B)	土のう積・シート張
3	"	"	熊本市 中原町	左岸	1.600 ~ 1.800	200	堤防断面が不足している為、溢水崩壊及び法ぐずれ、すべりの恐れあり。 (堤防断面B)(法ぐずれ、すべりB)	土のう積・シート張・くい
4	"	"	熊本市 中原町	左岸	1.800 ~ 2.000	200	余裕高及び堤防断面とも不足している為、溢水崩壊及び法ぐずれ、すべりの恐れあり。 (堤防断面B)(堤防高B)(堤防断面B)(法ぐずれ、すべりB)	土のう積・シート張・くい
5	"	"	熊本市 中原町	左岸	2.000 ~ 2.200	200	余裕高及び堤防断面とも不足している為、溢水崩壊の恐れあり。 (堤防高B)(堤防断面B)	土のう積・シート張
6	"	"	熊本市 小島下町	右岸	2.000 ~ 2.400	400	堤防断面が不足している為、溢水崩壊及び法ぐずれ、すべりの恐れあり。 (堤防断面B)(漏水B)(法ぐずれ、すべりB)	土のう積・シート張・くい
7	"	"	熊本市 小島下町	右岸	2.400 ~ 2.600	200	余裕高及び堤防断面とも不足している為、溢水崩壊及び法ぐずれ、すべりの恐れあり。 (堤防高B)(堤防断面B)(漏水B)(法ぐずれ、すべりB)	土のう積・シート張・くい
8	"	"	熊本市 中原町	左岸	2.600 ~ 2.800	200	余裕高及び堤防断面とも不足している為、溢水崩壊及び法ぐずれ、すべりの恐れあり。 (堤防高B)(堤防断面B)(漏水B)(法ぐずれ、すべりB)	土のう積・シート張・くい
9	"	"	熊本市 小島中町	右岸	2.600 ~ 3.160	560	堤防断面が不足している為、溢水崩壊及び法ぐずれ、すべりの恐れあり。 (堤防断面B)(漏水B)(漏水B)(法ぐずれ、すべりB)	土のう積・シート張・くい
10	"	"	熊本市 中原町	左岸	2.800 ~ 3.160	360	余裕高及び堤防断面とも不足している為、溢水崩壊及び法ぐずれ、すべりの恐れあり。 (堤防高B)(堤防断面B)(漏水B)	土のう積・シート張
11	"	"	熊本市 小島中町	右岸	3.160 ~ 3.200	40	溢水崩壊及び漏水、法ぐずれ、すべりの恐れあり。 (漏水B)(法ぐずれ、すべりB)	土のう積・シート張・くい
12	"	"	熊本市 小島上町	左岸	3.160 ~ 3.400	240	漏水の恐れあり。 (漏水B)	土のう積・シート張
13	"	"	熊本市 中原町	左岸	3.400 ~ 4.000	600	堤防断面が不足しており崩壊及び漏水の恐れあり。 (堤防断面B)(漏水B)	土のう積・シート張
14	"	"	熊本市 城山薬師町	右岸	4.000 ~ 4.200	200	堤防断面が不足している為、溢水崩壊及び法ぐずれ、すべりの恐れあり。 (堤防断面B)(漏水B)(法ぐずれ、すべりB)	土のう積・シート張・くい
15	"	"	熊本市 中原町	左岸	4.000 ~ 4.200	200	余裕高及び堤防断面とも不足している為、溢水崩壊及び法ぐずれ、すべりの恐れあり。 (堤防高B)(堤防断面B)(漏水B)	土のう積・シート張
16	"	"	熊本市 今町	左岸	4.400 ~ 4.495	95	堤防断面が不足しており崩壊及び漏水の恐れあり。 (堤防断面B)(漏水B)	土のう積・シート張
17	"	"	熊本市 今町	左岸	4.485 ~ 4.600	105	漏水の恐れあり。 (漏水B)	土のう積・シート張
18	"	"	熊本市 今町	左岸	4.600 ~ 5.290	690	堤防断面が不足しており崩壊及び漏水の恐れあり。 (堤防断面B)(漏水B)	土のう積・シート張
19	"	"	熊本市 今町	左岸	5.290 ~ 5.400	110	漏水の恐れあり。 (漏水B)	土のう積・シート張
20	"	"	熊本市 城山半田町	右岸	5.290 ~ 5.400	110	漏水の恐れあり。 (漏水B)	土のう積・シート張
21	"	"	熊本市 今町	左岸	5.400 ~ 5.600	200	堤防断面が不足している為、崩壊の恐れあり。 (堤防断面B)	土のう積・シート張
22	"	"	熊本市 蓮台寺	右岸	7.400 ~ 7.500	100	余裕高及び堤防断面とも不足している為、溢水崩壊の恐れあり。 (堤防高B)(堤防断面B)	土のう積・シート張

23	熊本県	白川	熊本市 上ノ郷	左岸	8.000 ~ 8.050	50	余裕高不足の為、溢水の恐れあり。 (堤防高 B)	土のう積・シート張
24	"	"	熊本市 蓮台寺	右岸	8.200 ~ 8.205	5	余裕高及び堤防断面とも不足している為、溢水崩壊の恐れあり。 (堤防高 B) (堤防断面 B)	土のう積・シート張
25	"	"	熊本市 近見	左岸	8.205 ~ 8.400	195	余裕高不足の為、溢水の恐れあり。 (堤防高 B)	土のう積・シート張
26	"	"	熊本市 蓮台寺	右岸	8.205 ~ 8.400	195	余裕高不足の為、溢水の恐れあり。 (堤防高 B)	土のう積・シート張
27	"	"	熊本市 春日	右岸	10.600 ~ 10.800	200	余裕高不足の為、溢水の恐れあり。 (堤防高 B)	土のう積・シート張
28	"	"	熊本市 本荘	左岸	12.000 ~ 12.300	300	余裕高及び堤防断面とも不足している為、溢水崩壊の恐れあり。 (堤防高 B) (堤防断面 B)	土のう積・シート張
29	"	"	熊本市 紺屋今町	右岸	12.200 ~ 12.400	200	余裕高不足の為、溢水の恐れあり。 (堤防高 B)	土のう積・シート張
30	"	"	熊本市 本荘	左岸	12.300 ~ 12.400	100	余裕高不足の為、溢水の恐れあり。 (堤防高 B)	土のう積・シート張
31	"	"	熊本市 本荘	左岸	12.400 ~ 12.515	115	余裕高及び堤防断面とも不足している為、溢水崩壊の恐れあり。 (堤防高 B) (堤防断面 B)	土のう積・シート張
32	"	"	熊本市 本荘 熊本市 九品寺	左岸	12.800 ~ 13.000	400	余裕高不足の為、溢水の恐れあり。 (堤防高 B)	土のう積・シート張
33	"	"	熊本市 九品寺	左岸	13.000 ~ 13.030	30	余裕高及び堤防断面とも不足している為、溢水崩壊の恐れあり。 (堤防高 B) (堤防断面 B)	土のう積・シート張
34	"	"	熊本市 九品寺	左岸	13.030 ~ 13.200	170	余裕高不足の為、溢水の恐れあり。 (堤防高 B)	土のう積・シート張
35	"	"	熊本市 安政町	右岸	13.180 ~ 13.200	20	余裕高不足の為、溢水の恐れあり。 (堤防高 B)	土のう積・シート張
36	"	"	熊本市 水道町	右岸	13.200 ~ 13.250	50	堤防断面が不足している為、崩壊の恐れあり。 (堤防断面 B)	土のう積・シート張
37	"	"	熊本市 新屋敷	左岸	13.800 ~ 13.815	15	堤防断面が不足している為、崩壊の恐れあり。 (堤防断面 B)	土のう積・シート張
38	"	"	熊本市 黒髪	右岸	15.000 ~ 15.650	650	余裕高不足の為、溢水の恐れあり。 (堤防高 B)	土のう積・シート張
39	"	"	熊本市 大江	左岸	15.200 ~ 15.650	450	余裕高及び堤防断面とも不足している為、溢水崩壊の恐れあり。 (堤防高 B) (堤防断面 B)	土のう積・シート張
40	"	"	熊本市 黒髪	右岸	15.700 ~ 15.750	50	堤防断面が不足している為、崩壊の恐れあり。 (堤防断面 B)	土のう積・シート張
41	"	"	熊本市 黒髪	右岸	15.750 ~ 15.800	50	余裕高及び堤防断面とも不足している為、溢水崩壊の恐れあり。 (堤防高 B) (堤防断面 B)	土のう積・シート張
42	"	"	熊本市 渡鹿	左岸	15.800 ~ 15.825	25	堤防断面が不足している為、崩壊の恐れあり。 (堤防断面 B)	土のう積・シート張
43	"	"	熊本市 渡鹿	右岸	15.800 ~ 15.825	25	余裕高不足の為、溢水の恐れあり。 (堤防高 B)	土のう積・シート張
計					43箇所	9,705		

重要水防箇所一覧表 (B)

白川水系

様式-3(工作物)

番号	県名	河川名	地名	左・右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	熊本県	白川	熊本市 城山半田町		5.275		八城橋	
2	"	"	熊本市 鮑田 熊本市 蓮場町		7.300		(桁下高不足) 薄場橋	
3	"	"	熊本市 新土川原町 熊本市 本荘五丁目		11.740		(桁下高不足) 長六橋	
4	"	"	熊本市 慶徳堀町 熊本市 本荘一丁目		12.500		(桁下高不足) 新代継橋	
5	"	"	熊本市 下通二丁目 熊本市 九品寺一丁目		12.850		(桁下高不足) 銀座橋	
6	"	"	熊本市 中央街 熊本市 九品寺一丁目		13.040		(桁下高不足) 安巳橋	
7	"	"	熊本市 安政町 熊本市 九品寺一丁目		13.200		(桁下高不足) 大甲橋	
8	"	"	熊本市 水道町 熊本市 新屋敷一丁目		13.815		(桁下高不足) 明牛橋	
			熊本市 井川端町				(桁下高不足)	
計							8箇所	

重要水防箇所一覧表（要注意区間）

白川水系

様式-3

番号	県名	河川名	地名	地先名	左・右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	熊本県	白川	熊本市 新土河原	熊本市 新土河原	右岸	6.850~6.970	120	新堤防 平成22年度施工	
2	"	"	熊本市 野口町	熊本市 野口町	左岸	7.075~7.210	135	平成20年度施工	
3	"	"	熊本市 薄場	熊本市 薄場	左岸	7.450~7.600	150	新堤防	
4	"	"	熊本市 蓮台寺	熊本市 蓮台寺	右岸	7.500~7.650	150	平成22年度施工 新堤防	
5	"	"	熊本市 蓮台寺	熊本市 蓮台寺	右岸	7.650~7.725	75	平成20年度施工 新堤防	
6	"	"	熊本市 蓮台寺	熊本市 蓮台寺	右岸	7.725~7.800	75	平成20年度施工 新堤防	
7	"	"	熊本市 島町	熊本市 島町	左岸	7.800~7.825	25	平成20年度施工	
8	"	"	熊本市 蓮台寺	熊本市 蓮台寺	右岸	7.825~7.875	50	JR鹿原島本線	
9	"	"	熊本市 島町	熊本市 島町	左岸	7.850~7.900	50	平成21年度施工 JR鹿原島本線	
10	"	"	熊本市 島町	熊本市 島町	左岸	7.910~8.050	140	平成21年度施工 特殊堤	
11	"	"	熊本市 二本木	熊本市 二本木	右岸	9.370~9.400	30	平成22年度施工 特殊堤:JR第一白川橋梁	
12	"	"	熊本市 十禅寺	熊本市 十禅寺	左岸	9.370~9.410	40	平成21年度施工 特殊堤:JR第一白川橋梁	
13	"	"	熊本市 水道町	熊本市 水道町	右岸	13.200~13.775	575	平成21年度施工 特殊堤(矢板):緑の区間	
14	"	"	熊本市 新屋敷	熊本市 新屋敷	左岸	13.275~13.350	75	平成21年度施工 特殊堤(矢板):緑の区間	
15	"	"	熊本市 新屋敷	熊本市 新屋敷	左岸	13.450~13.775	325	平成22年度施工 特殊堤(矢板):緑の区間	
16	"	"	熊本市 井川淵町	熊本市 井川淵町	右岸	14.150~14.250	100	平成21年度施工 特殊堤	
計						16箇所	2,115	平成22年度施工	

重要水防箇所一覧表（要注意区間）

番号	県名	河川名	地名	左・右岸の別	位置	延長(m)	備考
1	熊本県	熊本県	熊本市 近見	右岸	14.260		子飼陸門扉No.5
計					1箇所		

様式-3

白川水系

重要水防箇所一覽表（重点区間）

白川水系

様式-3

番号	県名	河川名	地名	左・右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	熊本県	白川	熊本市 沖新町 甲北	左岸	0.905 ~ 0.975	70	堤防高が低く、断面、幅とも小さく溢水崩壊の恐れあり。 (堤防断面 A)	土のう積・シート張
2	"	"	" 沖新町 甲北	左岸	1.105 ~ 1.125	20	堤防高が低く、断面、幅とも小さく溢水崩壊の恐れあり。 (堤防断面 A)	土のう積・シート張
3	"	"	" 沖新町 甲北	左岸	1.192 ~ 1.237	45	堤防高が低く、断面、幅とも小さく溢水崩壊の恐れあり。 (堤防高 B)(堤防断面 A)	土のう積・シート張
4	"	"	" 蓮台寺五丁目	右岸	7.800 ~ 7.850	50	堤防高が低く、断面、幅とも小さく溢水崩壊の恐れあり。 (堤防高 A)(堤防断面 A)	土のう積・シート張
5	"	"	" 近見一丁目	左岸	8.400 ~ 8.700	300	堤防高が低く、断面、幅とも小さく溢水崩壊の恐れあり。 (堤防高 A)(堤防断面 A)	土のう積・シート張
6	"	"	" 平田一丁目	右岸	8.600 ~ 8.700	100	堤防高が低く、断面、幅とも小さく溢水崩壊の恐れあり。 (堤防高 A)	土のう積・シート張
7	"	"	" 十禅寺二丁目	左岸	9.415 ~ 9.472	57	堤防高が低く溢水の恐れあり。 (堤防高 A)(堤防断面 B)	土のう積・シート張
8	"	"	" 水道町	右岸	13.250 ~ 13.800	550	無堤防の為、溢水の恐れあり。 (堤防高 A)(堤防断面 A)	土のう積・シート張
9	"	"	" 井川淵町	右岸	14.150 ~ 14.200	50	無堤防の為、溢水の恐れあり。 (堤防高 A)(堤防断面 A)	土のう積・シート張
10	"	"	" 黒髪六丁目	右岸	16.600 ~ 16.700	100	無堤防の為、溢水の恐れあり。 (堤防高 A)(堤防断面 A)	土のう積・シート張
11	"	"	" 黒髪六丁目	右岸	17.000 ~ 17.120	120	無堤防の為、溢水の恐れあり。 (堤防高 A)(堤防断面 A)	土のう積・シート張
12	"	"	" 渡鹿八丁目	左岸	17.000 ~ 17.300	300	無堤防の為、溢水の恐れあり。 (堤防高 A)(堤防断面 A)	土のう積・シート張
計					12箇所	1,762		

重要水防箇所一覽表 (A)

緑川水系

様式-3(堤防)

番号	県名	河川名	地先名	左・右岸の別	位置	延長 (m)	備考	水防工法
1	熊本県	緑川	熊本市 学科	右岸	0.200 ~ 0.400	200	余裕高及び堤防断面とも不足している為、溢水崩壊及び漏水の恐れあり。 (堤防高 B)(堤防断面 A)(漏水 B)	土のう積・シート張
2	"	"	熊本市 学科	右岸	0.400 ~ 0.800	400	余裕高及び堤防断面とも不足している為、溢水崩壊及び護岸部洗掘の恐れあり。 (堤防高 B)(堤防断面 A)(洗掘 A)	土のう積・シート張・捨石
3	"	"	熊本市 学科	右岸	0.800 ~ 3.400	2,600	余裕高及び堤防断面とも不足している為、溢水崩壊の恐れあり。 (堤防高 B)(堤防断面 A)	土のう積・シート張
4	"	"	熊本市 川口町	右岸	3.400 ~ 3.800	400	余裕高及び堤防断面とも不足している為、溢水崩壊及び護岸部洗掘の恐れあり。 (堤防高 B)(堤防断面 A)(洗掘 A)	土のう積・シート張・捨石
5	"	"	熊本市 川口町	右岸	3.800 ~ 4.000	200	堤防断面が不足している為、崩壊の恐れあり。 (堤防高 B)(堤防断面 A)	土のう積・シート張
6	"	"	熊本市 富合町 莎崎	左岸	4.000 ~ 4.200	200	堤防高が低く堤防断面も不足している為、溢水崩壊及び漏水の恐れあり。 (堤防高 A)(堤防断面 A)(漏水 B)	土のう積・シート張
7	"	"	熊本市 道古閑	右岸	4.000 ~ 4.400	400	余裕高及び堤防断面とも不足している為、溢水崩壊の恐れあり。 (堤防高 B)(堤防断面 A)	土のう積・シート張
8	"	"	熊本市 富合町 莎崎	左岸	4.200 ~ 4.400	200	堤防高が低く堤防断面も不足している為、溢水崩壊の恐れあり。 (堤防高 A)(堤防断面 A)	土のう積・シート張
9	"	"	熊本市 富合町 莎崎	左岸	4.400 ~ 4.600	200	余裕高及び堤防断面とも不足している為、溢水崩壊の恐れあり。 (堤防高 B)(堤防断面 A)	土のう積・シート張
10	"	"	熊本市 道古閑	右岸	4.400 ~ 4.600	200	堤防高が低く堤防断面も不足している為、溢水崩壊の恐れあり。 (堤防高 A)(堤防断面 A)	土のう積・シート張
11	"	"	熊本市 富合町 莎崎	左岸	4.600 ~ 5.200	600	堤防高が低く堤防断面も不足している為、溢水崩壊の恐れあり。 (堤防高 A)(堤防断面 A)	土のう積・シート張
12	"	"	熊本市 道古閑	右岸	4.600 ~ 4.800	200	余裕高及び堤防断面とも不足している為、溢水崩壊の恐れあり。 (堤防高 B)(堤防断面 A)	土のう積・シート張
13	"	"	熊本市 富合町 莎崎 熊本市 富合町 菰江	左岸	5.200 ~ 6.000	800	余裕高及び堤防断面とも不足している為、溢水崩壊の恐れあり。 (堤防高 B)(堤防断面 A)	土のう積・シート張
14	"	"	熊本市 城南町 築地	左岸	16.000 ~ 16.400	400	堤防高が低く溢水の恐れあり。 (堤防高 A)	土のう積・シート張

15	"	"	熊本市 城南町 出水	左 岸	16.400 ~ 16.800	400	堤防高が低く堤防断面も不足している為、溢水崩壊の恐れあり。 (堤防高 A) (堤防断面 A)	土のう積・シート張
16	"	"	熊本市 城南町 出水	左 岸	17.000 ~ 17.200	200	余裕高及び堤防断面とも不足している為、溢水崩壊の恐れあり。 (堤防高 B) (堤防断面 A)	土のう積・シート張
17	"	"	熊本市 城南町 出水	左 岸	17.200 ~ 17.400	200	堤防断面が不足している為、崩壊の恐れあり。 (堤防断面 A)	土のう積・シート張
18	"	加勢川	熊本市 美登里町 熊本市 中無田	右 岸	0.600 ~ 2.000	1,400	堤防高が低く堤防断面も不足している為、溢水崩壊及び漏水の恐れあり。 (堤防高 A) (堤防断面 B) (漏水 B)	土のう積・シート張
19	"	"	熊本市 中無田	右 岸	2.000 ~ 2.200	200	堤防高が低く堤防断面も不足している為、溢水崩壊の恐れあり。 (堤防高 A) (堤防断面 B)	土のう積・シート張
20	"	"	熊本市 富合町 杉島	左 岸	2.100 ~ 2.200	100	堤防高が低く堤防断面も不足している為、溢水崩壊の恐れあり。 (堤防高 A) (堤防断面 B)	土のう積・シート張
21	"	"	熊本市 中無田	右 岸	2.600 ~ 3.000	400	堤防高が低く堤防断面も不足している為、溢水崩壊の恐れあり。 (堤防高 A) (堤防断面 B)	土のう積・シート張
22	"	"	熊本市 野田町	左 岸	4.000 ~ 4.200	200	堤防高が低く堤防断面も不足している為、溢水崩壊及び漏水、法くずれ、すべりの恐れあり。 (堤防高 A) (堤防断面 B) (漏水 B) (法くずれ・すべり B)	土のう積・シート張・くい
23	"	"	熊本市 元三町	右 岸	4.800 ~ 5.000	200	堤防高が低く、溢水崩壊及び漏水、法くずれ、すべり及び護岸部洗掘の恐れあり。 (堤防高 A) (漏水 B) (法くずれ・すべり B)	土のう積・シート張・捨石
24	"	"	熊本市 御幸木都町	左 岸	7.600 ~ 8.000	400	堤防高が低く溢水の恐れあり。 (堤防高 A)	土のう積・シート張
25	"	"	熊本市 画図町	右 岸	9.200 ~ 9.800	600	堤防高が低く溢水の恐れあり。 (堤防高 A)	土のう積・シート張
26	"	"	熊本市 下無田	右 岸	10.000 ~ 11.500	1,500	堤防高が低く溢水の恐れあり。 (堤防高 A)	土のう積・シート張
計					26箇所	12,800		

重要水防箇所一覽表 (A)

緑川水系

様式-3(工作物)

番号	県名	河川名	地名	左・右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	熊本県	加勢川	熊本市 川尻		3.830		新町橋 (桁下高不足)	
2	"	"	熊本市 川尻 熊本市 野田		4.600		加勢川橋 (桁下高不足)	
3	"	"	熊本市 元三 熊本市 御幸木部町		6.750		下居屋敷橋 (桁下高不足)	
4	"	"	嘉島町 犬刈 嘉島町 下仲間		7.400		下仲間橋 (桁下高不足)	
5	"	"	熊本市 御幸木部 熊本市 御幸木部		8.150		水神橋 (桁下高不足)	
6	"	"	熊本市 御幸木部 熊本市 画図町		9.750		中の瀬橋 (桁下高不足)	
7	"	"	嘉島町 滝河原 熊本市 富合町 莎崎	左岸	4.085		莎崎排水樋管 (応急対策施設)	
8	"	加勢川	熊本市 美登里町	右岸	0.500		六間用水樋管 (応急対策施設)	
9	"	"	熊本市 中無田	右岸	1.750		出九郎樋管 (応急対策施設)	
10	"	"	熊本市 野田町	左岸	4.160		野田排水樋管 (応急対策施設)	
11	"	浜戸川	熊本市 富合町 碓江	左岸	5.175		碓江用水樋管 (応急対策施設)	
計					11箇所			

重要水防箇所一覽表 (B)

緑川水系

様式-3(堤防)

番号	県名	河川名	地名	先名	左・右岸の別	位置	延長 (m)	備考	水防工法
1	熊本県	緑川	熊本市 学科	蒹江	右岸	0.000 ~ 0.200	200	余裕高及び堤防断面とも不足している為、溢水崩壊及び漏水の恐れあり。 (堤防高 B)(堤防断面 B)(漏水 B)	土のう積・シート張
2	"	"	熊本市 富合町 蒹江	蒹江	左岸	6.000 ~ 6.200	200	余裕高及び堤防断面とも不足している為、溢水崩壊の恐れあり。 (堤防高 B)(堤防断面 B)	土のう積・シート張
3	"	"	熊本市 富合町 蒹江	蒹江	左岸	6.200 ~ 6.800	600	余裕高及び堤防断面とも不足している為、溢水崩壊及び護岸部洗掘の恐れあり。 (堤防高 B)(堤防断面 B)(洗掘 B)	土のう積・シート張・捨石
4	"	"	熊本市 富合町 小岩瀬	小岩瀬	左岸	6.800 ~ 7.200	400	余裕高及び堤防断面とも不足している為、溢水崩壊の恐れあり。 (堤防高 B)(堤防断面 B)	土のう積・シート張
5	"	"	熊本市 富合町 小岩瀬	小岩瀬	右岸	6.800 ~ 7.000	200	堤防断面が不足している為、崩壊の恐れあり。 (堤防高 B)(堤防断面 B)	土のう積・シート張
6	"	"	熊本市 富合町 杉島	杉島	右岸	7.000 ~ 7.200	200	余裕高及び堤防断面とも不足している為、溢水崩壊の恐れあり。 (堤防高 B)(堤防断面 B)	土のう積・シート張
7	"	"	熊本市 富合町 小岩瀬	小岩瀬	左岸	7.200 ~ 7.600	400	余裕高不足の為、溢水の恐れあり。 (堤防高 B)	土のう積・シート張
8	"	"	熊本市 富合町 杉島	杉島	右岸	7.200 ~ 7.600	400	余裕高及び堤防断面とも不足している為、溢水崩壊及び護岸部洗掘の恐れあり。 (堤防高 B)(堤防断面 B)(洗掘 B)	土のう積・シート張・捨石
9	"	"	熊本市 富合町 小岩瀬	小岩瀬	左岸	7.600 ~ 8.000	400	余裕高及び堤防断面とも不足している為、溢水崩壊の恐れあり。 (堤防高 B)(堤防断面 B)	土のう積・シート張
10	"	"	熊本市 富合町 杉島	杉島	右岸	7.600 ~ 8.000	400	余裕高及び堤防断面とも不足している為、溢水崩壊及び護岸部洗掘の恐れあり。 (堤防高 B)(堤防断面 B)(洗掘 B)	土のう積・シート張・捨石
11	"	"	熊本市 富合町 大町	大町	左岸	8.000 ~ 10.200	2,200	余裕高不足の為、溢水の恐れあり。 (堤防高 B)	土のう積・シート張
12	"	"	熊本市 野田町 嘉島町 犬淵	野田町	右岸	8.200 ~ 9.600	1,400	余裕高不足の為、溢水の恐れあり。 (堤防高 B)	土のう積・シート張
13	"	"	熊本市 富合町 大町	大町	左岸	10.200 ~ 10.400	200	余裕高不足の為、溢水及び漏水の恐れあり。 (堤防高 B)(漏水 B)	土のう積・シート張
14	"	"	熊本市 城南町 丹生宮	丹生宮	左岸	10.400 ~ 11.200	800	余裕高不足の為、溢水の恐れあり。 (堤防高 B)	土のう積・シート張
15	"	"	熊本市 城南町 丹生宮	丹生宮	左岸	11.200 ~ 11.400	200	余裕高不足の為、溢水、法ぐずれ・すべり及び護岸部洗掘の恐れあり。 (堤防高 B)(洗掘 B)(法ぐずれ・すべり B)	土のう積・シート張・捨石
16	"	"	熊本市 城南町 丹生宮 熊本市 城南町 蕃町	丹生宮	左岸	11.800 ~ 13.200	1,400	余裕高不足の為、溢水の恐れあり。 (堤防高 B)	土のう積・シート張

17	熊本県	緑川	熊本市 城南町 耆町	左岸	13.200 ~ 13.400	200	余裕高及び堤防断面とも不足している為、溢水崩壊の恐れあり。 (堤防高 B) (堤防断面 B)	土のう積・シート張
18	"	"	熊本市 城南町 千町	左岸	13.400 ~ 13.800	400	余裕高不足の為、溢水の恐れあり。 (堤防高 B)	土のう積・シート張
19	"	"	熊本市 城南町 千町	左岸	13.800 ~ 14.000	200	余裕高及び堤防断面とも不足している為、溢水崩壊の恐れあり。 (堤防高 B) (堤防断面 B)	土のう積・シート張
20	"	"	熊本市 城南町 坂野	左岸	14.000 ~ 14.200	200	余裕高不足の為、溢水の恐れあり。 (堤防高 B)	土のう積・シート張
21	"	"	熊本市 城南町 坂野	左岸	14.200 ~ 15.000	800	余裕高不足の為、溢水及び漏水の恐れあり。 (堤防高 B) (漏水 B)	土のう積・シート張
22	"	"	熊本市 城南町 坂野	左岸	15.000 ~ 15.200	200	余裕高不足の為、溢水及び護岸部洗掘の恐れあり。 (堤防高 B) (洗掘 B)	土のう積・シート張・捨石
23	"	"	熊本市 城南町 坂野	左岸	15.200 ~ 15.400	200	余裕高及び堤防断面とも不足している為、溢水崩壊及び護岸部洗掘の恐れあり。 (堤防高 B) (堤防断面 B) (洗掘 B)	土のう積・シート張・捨石
24	"	"	熊本市 城南町 坂野	左岸	15.400 ~ 15.600	200	護岸部洗掘の恐れあり。 (洗掘 B)	捨石
25	"	"	熊本市 城南町 出水	左岸	16.800 ~ 17.000	200	余裕高及び堤防断面とも不足している為、溢水崩壊の恐れあり。 (堤防高 B) (堤防断面 B)	土のう積・シート張
26	"	加勢川	熊本市 美登里町	右岸	0.000 ~ 0.600	600	漏水の恐れあり。 (漏水 B)	土のう積・シート張
27	"	"	熊本市 富合町 杉島	左岸	2.200 ~ 2.400	200	余裕高及び堤防断面とも不足している為、溢水崩壊の恐れあり。 (堤防高 B) (堤防断面 B)	土のう積・シート張
28	"	"	熊本市 中無田	右岸	2.200 ~ 2.600	400	余裕高及び堤防断面とも不足している為、溢水崩壊の恐れあり。 (堤防高 B) (堤防断面 B)	土のう積・シート張
29	"	"	熊本市 富合町 御船手	左岸	2.600 ~ 3.600	1,000	余裕高不足の為、溢水の恐れあり。 (堤防高 B)	土のう積・シート張
30	"	"	熊本市 川尻	右岸	3.000 ~ 4.000	1,000	余裕高不足の為、溢水の恐れあり。 (堤防高 B)	土のう積・シート張
31	"	"	熊本市 富合町 杉島	左岸	3.600 ~ 3.800	200	余裕高不足の為、溢水及び法ぐずれ・すべりの恐れあり。 (堤防高 B) (法ぐずれ・すべり B)	土のう積・シート張・くい
32	"	"	熊本市 野田町	左岸	3.800 ~ 4.000	200	余裕高及び堤防断面とも不足している為、溢水崩壊及び漏水、法ぐずれ・すべりの恐れあり。 (堤防高 B) (堤防断面 B) (漏水 B) (法ぐずれ・すべり B)	土のう積・シート張・くい
33	"	"	熊本市 川尻	右岸	4.000 ~ 4.200	200	余裕高及び堤防断面とも不足している為、溢水崩壊及び漏水、法ぐずれ・すべりの恐れあり。 (堤防高 B) (堤防断面 B) (漏水 B) (法ぐずれ・すべり B)	土のう積・シート張・くい

34	"	"	熊本市 野田町	左岸	4.200 ~ 4.400	200	余裕高不足の為、溢水の恐れあり。 (堤防高 B)	土のう積・シート張
35	"	"	熊本市 川尻	右岸	4.200 ~ 4.600	400	余裕高不足の為、溢水の恐れあり。 (堤防高 B)	土のう積・シート張
36	"	"	熊本市 野田町	左岸	4.400 ~ 4.600	200	余裕高及び堤防断面とも不足している為、溢水崩壊及び法ぐずれ・すべりの恐れあり。 (堤防高 B)(漏水 B)(法ぐずれ・すべり B)	土のう積・シート張・くい
37	"	"	熊本市 野田町	左岸	4.600 ~ 5.000	400	余裕高不足の為、溢水及び法ぐずれ・すべりの恐れあり。 (堤防高 B)(法ぐずれ・すべり B)	土のう積・シート張・くい
38	"	"	熊本市 元三町	右岸	4.600 ~ 4.800	200	堤防高が低く、溢水崩壊及び漏水、法ぐずれ・すべり及び護岸部洗掘の恐れあり。 (堤防高 B)(漏水 B)(法ぐずれ・すべり B)	土のう積・シート張・捨石
39	"	"	熊本市 元三町	右岸	5.000 ~ 5.400	400	堤防高が低く、溢水崩壊及び漏水、法ぐずれ・すべり及び護岸部洗掘の恐れあり。 (堤防高 B)(漏水 B)(法ぐずれ・すべり B)	土のう積・シート張・捨石
40	"	"	熊本市 御幸木部町	右岸	5.800 ~ 6.400	600	余裕高不足の為、溢水の恐れあり。 (堤防高 B)	土のう積・シート張
41	"	"	熊本市 御幸木部町	右岸	6.400 ~ 7.200	800	堤防高が低く、溢水崩壊及び漏水、法ぐずれ・すべり及び護岸部洗掘の恐れあり。 (堤防高 B)(漏水 B)(法ぐずれ・すべり B)	土のう積・シート張・捨石
42	熊本県	加勢川	熊本市 御幸木部町 熊本市 画図町 嘉島町 上仲間	右岸	7.200 ~ 9.200	2,000	余裕高不足の為、溢水の恐れあり。 (堤防高 B)	土のう積・シート張
43	"	"	嘉島町 総	左岸	8.600 ~ 10.000	1,400	余裕高不足の為、溢水の恐れあり。 (堤防高 B)	土のう積・シート張
44	"	"	熊本市 画図町	右岸	9.800 ~ 10.000	200	余裕高不足の為、溢水の恐れあり。 (堤防高 B)	土のう積・シート張
45	"	"	熊本市 富合町 碓江	左岸	4.800 ~ 5.200	400	溢水崩壊及び漏水、法ぐずれ・すべり及び護岸部洗掘の恐れあり。 (漏水 B)(法ぐずれ・すべり B)	土のう積・くい
46	"	"	熊本市 富合町 碓江	左岸	5.200 ~ 5.230	30	余裕高及び堤防断面とも不足している為、溢水崩壊及び漏水、法ぐずれ・すべりの恐れあり。 (堤防高 B)(漏水 B)(法ぐずれ・すべり B)	土のう積・シート張・くい
計					46箇所	23,230		

重要水防箇所一覧表 (B)

様式-3(工作物)		緑川水系				
1	熊本県	緑川	熊本市 富合町 杉島		7.100	緑川橋梁 (桁下高不足)
2	"	"	熊本市 富合町 小岩瀬 熊本市 富合町 杉島		7.450	緑川橋 (桁下高不足)
3	"	"	熊本市 富合町 小岩瀬 熊本市 富合町 釈迦堂		10.255	釈迦堂橋 (桁下高不足)
4	"	"	嘉島町 犬淵 熊本市 城南町 丹生宮		11.600	城南橋 (桁下高不足)
5	"	"	嘉島町 下仲間 嘉島町 上仲間		13.600	葺町橋 (桁下高不足)
6	"	加勢川	熊本市 城南町 千町 熊本市 富合町 杉島		3.330	加勢川橋梁 (桁下高不足)
7	"	"	熊本市 川尻 熊本市 御幸木部		6.200	犬淵大橋 (桁下高不足)
計			嘉島町 犬淵		7箇所	

重要水防箇所一覧表（要注意区間）

緑川水系

様式-3

番号	県名	河川名	地先名	左・右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
3	熊本県	加勢川	熊本市 中無田	右岸	3.000~3.100	100	新堤防（平成22年度完成）	
4	熊本県	加勢川	熊本市 川尻	右岸	3.400~3.500	100	新堤防（平成22年度完成）	
計					2箇所	200		

重要水防箇所一覧表（要注意区間）

緑川水系										
番号	県名	河川名	地先名	左・右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法		
1	"	"	熊本市 川口	右岸	0.900		川口陸開門扉No.1			
2	"	"	" 川口	右岸	1.270		川口陸開門扉No.2			
3	"	"	" 川口	右岸	1.300		川口陸開門扉No.3			
4	"	"	" 川口	右岸	1.550		川口陸開門扉No.4			
5	"	"	" 川口	右岸	1.570		川口陸開門扉No.5			
6	"	"	" 川口	右岸	1.650		川口陸開門扉No.6			
7	"	加勢川	" 川尻	右岸	3.030		川尻陸開門扉No.1			
8	"	"	" 川尻	右岸	3.050		川尻陸開門扉No.2			
9	"	"	" 川尻	右岸	3.110		川尻陸開門扉No.3			
10	"	"	" 川尻	右岸	3.310		川尻陸開門扉No.6			
11	"	"	" 川尻	右岸	3.385		川尻陸開門扉No.7			
計					11箇所					

重要水防箇所一覧表（重点区間）

緑川水系

番号	県名	河川名	地名	左・右岸の別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	"	加勢川	熊本市美登里	右岸	0.600 ~ 1.400	800	堤防高が低く堤防断面も不足している為、溢水崩壊及び漏水の恐れあり。	土のう積・シート張
2	"	"	" 中無田 " 川尻	右岸	2.600 ~ 3.150	550	(堤防高 A)(堤防断面 A)(漏水 B) 堤防高が低く堤防断面も不足している為、溢水崩壊の恐れあり。	土のう積・シート張
3	"	"	" 画図町	右岸	11.000 ~ 11.500	500	(堤防高 A) 堤防高が低く漏水の恐れあり。	土のう積・シート張
計					3箇所	1,850		

重要水防箇所一覧表(A)

菊池川水系

県名	河川名	地先名	左右岸の 区別	位置	延長(m)	備考	水防工法
熊本県	合志川	熊本市植木町舟島～平井	左岸	5/100～5/700	600	堤防高A (築堤・河川横断工作物による河積阻害)	土のう積み工 裏シート張り工
		熊本市植木町平井～ 菊池市泗水町南田島	左岸	5/700～7/400	1,700	堤防高A (河道内掘削未施工による流下能力不足)	土のう積み工 裏シート張り工
		熊本市植木町舟島～ 菊池市泗水町田島	右岸	5/300～7/300	2,000	堤防高A (河川横断工作物による河積阻害)	土のう積み工 裏シート張り工
		計		3	4,300		

重要水防箇所一覧表(A) 工作物

様式-3

菊池川水系

番号	県名	河川名	地先名	左右岸の 区別	位置	備考	水防工法
1	熊本県	合志川	熊本市植木町伊知坊		4/550	桁下高不足(伊知坊橋)	
2			熊本市植木町平井		5/295	河積阻害が著しく流下能力が低い(平井堰)	
3			熊本市植木町平井		5/845	桁下高不足(平井橋)	
4			熊本市植木町亀甲		6/515	桁下高不足(宝田橋)	
5			熊本市植木町米塚	左岸	4/215	操作台高不足(山城水門)	
6			熊本市植木町芦原	左岸	1/950	管のクラック(5mm以下)(芦原排水樋管)	
7			熊本市植木町山城	左岸	2/640	管のクラック(5mm以下)(山城排水樋管)	
8			熊本市植木町平島	左岸	3/440	管のクラック(5mm以下)(平島第一排水樋管)	
		計			8		

重要水防箇所一覧表(B)

様式-3

菊池川水系

番号	県名	河川名	地先名	左右岸の 区別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	熊本県	合志川	熊本市植木町伊知坊	左岸	4/400～5/100	700	堤防高B (河道内掘削未施工による能力不足)	土のう積み工 シート張り工
2			熊本市植木町伊知坊～舟島	右岸	4/300～4/800	500	堤防高B (河川横断工作物による河積阻害)	土のう積み工 シート張り工
3			熊本市植木町舟島	右岸	4/800～5/000	200	堤防断面B (築堤未施工による流下能力不足)	土のう積み工 シート張り工
4			熊本市植木町舟島	右岸	5/000～5/300	300	堤防高B (河道内掘削未施工による能力不足)	土のう積み工 シート張り工
		計			4	1,700		

重要水防箇所一覧表(B) 工作物

様式-3

菊池川水系

番号	県名	河川名	地先名	左右岸の 区別	位置	備考	水防工法
1	熊本県	合志川	熊本市植木町芦原		1/975	桁下高不足(芦原橋)	
2			熊本市植木町米塚		3/930	桁下高不足(米塚橋)	
3			熊本市植木町舟島		5/265	桁下高不足(舟島橋)	
		計			3		

重要水防箇所一覧表(要注意)

様式-3

菊池川水系

番号	県名	河川名	地先名	左右岸の 区別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	熊本県	合志川	熊本市植木町米塚	左岸	4/000～4/050	50	旧川跡	シート張り工
2			熊本市植木町古閑 ～菊池市泗水町南田島	左岸	7/000～7/600	600	旧川跡	シート張り工
3			熊本市植木町田底	右岸	3/770	3	陸間(角落し)	土のう積み工
		計			3	653		

重要水防箇所一覧表(重点区間)

様式-3

菊池川水系

番号	県名	河川名	地先名	左右岸の 区別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1		合志川	熊本市植木町舟島～平井	左岸	5/100～5/700	600	堤防高A (築堤・河川横断工作物による河積阻害)	土のう積み工 裏シート張り工
		計			1	600		

(3) 熊本県管理河川

重要水防区間一覧表 (Aランク)

(県関係)

番号	水系名	河川名	事務所名	地先名	延長(m)	危険状況	水防工法
1	菊池川	木葉川	熊本土木	熊本市北区植木町船底 ~	右岸 500 左岸 0	堤防高不足	積み土のう工
2	菊池川	木葉川	熊本土木	熊本市北区植木町埋原 ~	右岸 500 左岸 0	堤防高不足	積み土のう工
計				2 箇所	800m	右岸 800 左岸 0	

重要水防区間一覧表 (Bランク)

(県関係)

番号	水系名	河川名	事務所名	地先名	延長 (m)	危険状況	水防工法
1	緑川	天明新川	熊本土木	熊本市南区中無田町 ~ 熊本市南区川口町	右岸 7,300 左岸 7,300	堤防高不足 法崩れすべり	積み土のう工 筵張工
2	"	木山川	熊本土木	熊本市東区秋津町秋田 ~ 熊本市東区秋津町秋田	右岸 0 左岸 1,700	堤防高不足	積み土のう工
3	"	矢形川	熊本土木	熊本市東区秋津町秋田 ~ 熊本市東区秋津町秋田	右岸 600 左岸 600	堤防高不足	積み土のう工
4	"	内田川	熊本土木	熊本市南区内田町 ~ 熊本市南区内田町	右岸 250 左岸 250	法崩れすべり	積み土のう工 木流し工
5	坪井川	井芹川	熊本土木	熊本市北区硯川町 ~ 熊本市北区釜尾町	右岸 4,800 左岸 4,800	堤防高不足	積み土のう工 木流し工
6	"	坪井川	熊本土木	熊本市北区鶴羽田町田3丁目 ~ 熊本市北区飛田3丁目	右岸 1,000 左岸 1,000	洗堀	積み土のう工 木流し工
7	"	立福寺川	熊本土木	熊本市北区立福寺町 ~ 熊本市北区立福寺町	右岸 300 左岸 300	洗堀	積み土のう工
8	除川	除川	熊本土木	熊本市南区無田口地先 ~ 熊本市南区畠口町	右岸 2,300 左岸 2,300	堤防高不足 法崩れすべり	積み土のう工
9	千問江湖	千問江川	熊本土木	熊本市南区内田町 ~ 熊本市南区内田町	右岸 1,600 左岸 1,600	堤防高不足	積み土のう工
10	緑川	滑川	熊本土木	熊本市南区城南町阿高 ~ 熊本市南区城南町阿高	右岸 1,800 左岸 1,800	堤防高不足	積み土のう工
計				10箇所	41,600	右岸 19,950 左岸 21,650	

(4) その他の河川

順番	級	河川名	表示	区 間	延 長	予 測 される 危 険
1	1 級 県 (都市基盤)	健 軍 川	左 岸 (A) 右 岸 (A)	戸島西3丁目から神水本町加勢川合流点まで 長嶺南8丁目から神水本町加勢川合流点まで	6,800 ^m 6,800	溢 水
2	1 級 県 (都市基盤)	鶯 川	左 岸 (A) 右 岸 (A)	秋津3丁目から桜木1丁目まで 秋津3丁目から花立2丁目まで	1,275 1,275	溢 水
3	1 級 県 (都市基盤)	藻器堀川	左 右 岸 (A)	長嶺東7丁目から水前寺公園加勢川合流点まで	6,300 6,300	溢 水
4	2 級 県	麴 川	左 岸 (A) 右 岸 (A)	島崎5丁目から井芹川合流点まで 同 上	1,733 1,733	溢 水
5	2 級 県	千間江湖川	右 岸 (B)	白石町から内田町まで	1,100	溢 水
6	準 用	谷尾崎川	左 岸 (A) 右 岸 (A)	谷尾崎町字迫1269-3から井芹川合流点まで 谷尾崎町字東谷院平1545-1から井芹川合流点まで	1,330 1,330	溢 水
7	準 用 普 通	前 川	左 岸 (A) 右 岸 (A)	花園7丁目1553-3から花園7丁目井芹川合流点まで 花園7丁目1570から花園7丁目井芹川合流点まで	750 750	溢 水
8	砂 防	近 津 川	左 岸 (A) 右 岸 (A)	松尾町近津井手口から河口まで 同 上	1,300 1,300	溢 水
9	砂 防	松 尾 川	左 岸 (A) 右 岸 (A)	松尾町上松尾井手口から坪井川合流点まで 同 上	2,200 2,200	溢 水
10	砂 防	荒 谷 川	左 右 岸 (A)	松尾町皆代	700 700	溢 水

順番	級	河川名	表示	区 間	延長	予 測 される 危 険
11	普 通	小山田川	左 岸 (A) 右 岸 (A)	島崎町北荒尾から島崎2丁目麴川 3号橋合流点まで 同 上	1,400 ^m 1,400	溢 水
12	普 通	成道寺川	左 岸 (A) 右 岸 (A)	花園7丁目成道寺から井芹川合流 点まで	1,000 1,000	溢 水
13	砂 防	岩 戸 川	左 右 岸 (B)	松尾町上松尾	1,590 1,590	決 壊
14	砂 防	へり山川	左 右 岸 (A)	松尾町上松尾	250 250	決 壊
15	砂 防	南 迫 川	左 右 岸 (B)	池田町	160 160	土砂 流 出
16	普 通	護藤上地区 水路	右 岸 (B)	護藤町から無田口まで	700	溢 水
17	砂 防	谷 川	左 右 岸	上高橋町	400 400	決 壊
18	砂 防	立福寺川	左 右 岸	立福寺町	250	決 壊
19	砂 防	花立谷川	左 右 岸	松尾町	50	決 壊
20	2 級 県	井 芹 川	左右岸	植木町鑑田	200	決 壊
21	準 用	鑑 田 川	左右岸	植木町木下	620	決 壊
22	普 通	下宮地地区 用排水路	左右岸	城南町下宮地	920	溢 水
23	普 通	阿高地区 用排水路	左右岸	城南町東阿高～城南町阿高	1,200	溢 水
合 計					53,696	

4 海岸

	所管	ランク	沿岸区分	海岸名	地 先 名	延長 (m)	危険状況	水防工法
1	熊本	B	有明海沿岸	百貫港沿岸	松尾町上松尾～ 松尾町近津	420	越流	

5 道路冠水・落石・崩壊

(1) 熊本市管理国県道冠水箇所

路線名	地 先 名	延長(m)	危険状況	水防工法
国道501号	熊本市西区小島下町	200	路面冠水	
国道501号	熊本市南区無田口町	200	路面冠水	遮断
四方寄熊本線	熊本市北区高平1丁目	100	路面冠水	
小池竜田線	熊本市東区御領8丁目	100	路面冠水	遮断
熊本菊陽線	熊本市北区龍田1丁目	100	路面冠水	
熊本高森線	熊本市東区東野1丁目	200	路面冠水	
瀬田熊本線	熊本市東区下南部3丁目	200	路面冠水	
熊本益城大津線	熊本市中央区神水2丁目	100	路面冠水	
熊本益城大津線	熊本市東区桜木6丁目	100	路面冠水	
熊本大津線	熊本市北区八景水谷4丁目	200	路面冠水	
田迎木原線	熊本市南区御幸笛部2丁目	500	路面冠水	
熊本空港線	熊本市東区八反田2丁目	50	路面冠水	
畠口川尻停車場線	熊本市南区畠口町	100	路面冠水	
畠口川尻停車場線	熊本市南区会富町	100	路面冠水	
国道501号	熊本市西区上松尾	200	路面冠水	
宇土甲佐線	熊本市南区城南町下宮地	400	路面冠水	遮断
国道266号線	熊本市南区城南町下宮地	300	路面冠水	遮断
計 17箇所		3,150		

(2) 市道冠水箇所

西部土木センター

路線名	地先名（付近の目標）	延長（m）	予想される危険
川口町第5号線 川口町第27号線	南区川口町4535 南区川口町1848	200 100	道路冠水
国道501号線	南区無田口町1707-1	200	道路冠水
県道畠口川尻停車場線	南区並建町68-1 南区会富町1128	50 100	道路冠水
手取本町新市街第3号線	中央区新市街11-5	50	道路冠水
新町4丁目上熊本2丁目第1号線 上熊本2丁目第1号線 外	西区上熊本2丁目389 西区上熊本2丁目162	300 300	道路冠水
花園3丁目第6号線 島崎5丁目6丁目第1号線 外	西区花園3丁目640 西区島崎6丁目180	300 200	道路冠水
谷尾崎町池上町第2号線 池上町第17号線 外	西区谷尾崎町434-2 西区池上町1066	200 100	道路冠水
県道小島新町線	西区池上町933	50	道路冠水
川尻町第12号線	南区川尻3丁目1081	100	道路冠水
島崎2丁目第15号線	西区島崎2丁目313-1	100	道路冠水
笛田第12号線	南区御幸笛田1丁目148-1	50	道路冠水
上ノ郷町第11号線	南区上ノ郷2丁目465-3	100	道路冠水
八幡町第13号線	南区川尻2丁目1005-2	100	道路冠水
野田町第10号線	南区野田2丁目175-9	100	道路冠水
新町3丁目第2号線	中央区新町3丁目10-3	100	道路冠水
池上町戸坂町第1号線	西区戸坂町280-3	50	道路冠水
春日5丁目第1号線	西区春日5丁目39-1	100	道路冠水
上高橋町第5号線 外	西区上高橋町167	200	道路冠水
上代大塘第1号線 外	西区城山大塘町1142-1	200	道路冠水
松尾団地第1号線 外	西区松尾町上松尾207-3	200	道路冠水
小島上町中原町第1号線	西区小島上町2371-1	50	道路冠水
上松尾第15号線	西区松尾町上松尾4605	100	道路冠水
小島下町第54号線 外	西区小島下町1599-17	200	道路冠水

(3) 市道冠水箇所

東部土木センター

路線名	地先名（付近の目標）	延長（m）	予想される危険
保田窪本町第3号線	東区保田窪3丁目734-9	200	道路冠水
神水1丁目第25号線	中央区神水1丁目630	200	道路冠水
神水2丁目第11号線 神水2丁目健軍1丁目第1号線	中央区神水2丁目180	80	道路冠水
東町第1号線	東区健軍町3101-13	80	道路冠水
下南部町第13号線 下南部町第11号線	東区新南部6丁目83-1	120	道路冠水
長嶺町第36号線 長嶺町小山町第2号線	東区长嶺南1丁目2479-1	270 350	道路冠水
上立田第2号線 上立田第5号線	北区龍田6丁目780-15 北区龍田1丁目583-2	450 100	道路冠水
渡鹿4丁目第4号線	中央区渡鹿4丁目685-1	220	道路冠水
桜木6丁目花立6丁目第1号線 桜木5丁目第4号線	東区花立6丁目538-4	650	道路冠水
江津2丁目第3号線	東区江津2丁目460-1	150	道路冠水
長嶺町第61号線外	東区长嶺南7丁目1539-15	400	道路冠水
健軍町第90号線外	東区三郎2丁目2192-77	900	道路冠水
主要地方道熊本高森線	中央区水前寺公園750	100	道路冠水
出水3丁目国府4丁目第1号線	中央区出水4丁目54	250	道路冠水
若葉2丁目4丁目第1号線外	東区若葉2丁目11	700	道路冠水
花立2丁目4丁目第1号線外	東区花立4丁目142	1010	道路冠水
弓削第3号線 弓削第122号線外	北区龍田町弓削707-1 北区龍田町弓削661-21	100 200	道路冠水
上立田第3号線	北区龍田4丁目1713-3	100	道路冠水
陳内第44号線	北区龍田陳内76	300	道路冠水
長嶺町小山町第3号線	東区长嶺東8丁目591-4	200	道路冠水
御領町第11号線	東区御領1丁目788	700	道路冠水
健軍町第57号線	東区榎町4176-3	500	道路冠水
健軍3丁目健軍本町第3号線	東区健軍本町698-2	800	道路冠水
若葉6丁目第9号線外	東区若葉6丁目263	300	道路冠水
出水1丁目7丁目第1号線外	中央区出水3丁目11	300	道路冠水
南熊本3丁目出水3丁目第1号線	中央区国府3丁目450	200	道路冠水
菅原町第3号線	中央区菅原町3-10	150	道路冠水
菅原町出水7丁目第1号線	中央区国府本町142	1200	道路冠水
出水7丁目6丁目第1号線	中央区出水6丁目72-2	200	道路冠水
出水4丁目第3号線 出水4丁目第15号線	中央区出水4丁目11-4 中央区出水4丁目25-1	160 180	道路冠水
出水7丁目第11号線外	中央区出水7丁目733-10	500	道路冠水
田井島第36号線	南区田井島1丁目96-1	550	道路冠水
江津1丁目第1号線外	東区江津1丁目460-2	350	道路冠水
長嶺町第1号線	東区长嶺東5丁目845-5	180	道路冠水
新南部町第6号線	中央区渡鹿8丁目538	120	道路冠水
江津1丁目上無田第1号線	東区江津1丁目757-1	400	道路冠水
水前寺3丁目第10号線外	中央区水前寺3丁目3	400	道路冠水
新大江3丁目帯山2丁目第1号線	中央区保田窪1丁目177-1	250	道路冠水
若葉5丁目秋田第1号線	東区若葉5丁目465	450	道路冠水

(4) 市道冠水箇所

北部土木センター

路線名	地先名（住所）	延長	予想される危険
壺川 1 丁目津浦町第 1 号線	中央区壺川 2 丁目 3 - 7 8	350	路面冠水
坪井 6 丁目打越第 1 号線	中央区坪井 6 丁目 1 0 - 1	250	路面冠水
麻生田第 5 5 号線	北区麻生田 4 丁目 2 - 5 0	100	路面冠水
弓削第 3 2 号線	北区武蔵ヶ丘 1 丁目 1 - 6 5	200	路面冠水
上立田陣内第 1 号線	北区武蔵ヶ丘 5 丁目 2 9 - 1 2	150	路面冠水
県道熊本大津線	北区清水新地 4 丁目 8 - 1	100	路面冠水

(5) 県指定道路危険箇所

危険度の区分	
1	程度：大
2	程度：中
3	程度：小
4	特に変状は見られないが不安定
5	特に変状は見られない

落石・崩壊

No.	施設管理番号	路 線 名	所 在 地	危険度の区分
1	A501-A010	一般国道 501号	西区河内町白浜	3
2	A501-A040	〃 501号	西区河内町船津	5
3	A501-A050	〃 501号	西区河内町河内	3
4	A501-A060	〃 501号	西区河内町河内	4
5	A501-A070	〃 501号	西区河内町河内	4
6	A001-A040	主要地方道 熊本玉名線	西区島崎 7 丁目	3
7	A001-A050	〃 熊本玉名線	西区島崎 7 丁目	4
8	A001-A180	〃 熊本玉名線	西区島崎 7 丁目	4
9	A001-A010	〃 熊本玉名線	中央区京町 1 丁目	4
10	A001-A110	〃 熊本玉名線	西区島崎 7 丁目	4
11	A001-A220	主要地方道 熊本玉名線	西区河内町岳	4
12	A001-A230	〃 熊本玉名線	西区河内町岳	4
13	A001-A020	〃 熊本玉名線	中央区京町 1 丁目	5
14	A001-A030	〃 熊本玉名線	西区島崎 6 丁目	5

No.	施設管理番号	路 線 名	所 在 地	危険度の区分
15	A001-A070	" 熊本玉名線	西区島崎7丁目	5
16	A001-A090	" 熊本玉名線	西区島崎7丁目	5
17	A001-A100	" 熊本玉名線	西区島崎7丁目	5
18	A001-A130	" 熊本玉名線	西区島崎7丁目	5
19	A001-A190	" 熊本玉名線	西区島崎7丁目	5
20	A101-A100	一般県道 植木河内港線	西区河内町河内	4
21	A332-A030	" 小天下硯川線	西区河内町大田尾	2
22	A332-A040	" 小天下硯川線	西区河内町大田尾	2
23	A101-A010	" 植木河内港線	西区河内町大田尾	3
24	A101-A030	" 植木河内港線	西区河内町東門寺	4
25	A101-A040	" 植木河内港線	西区河内町東門寺	3
26	A101-A050	" 植木河内港線	西区河内町岳	3
27	A101-A060	" 植木河内港線	西区河内町岳	3
28	A101-A070	" 植木河内港線	西区河内町岳	3
29	A101-A080	" 植木河内港線	西区河内町岳	3
30	A231-A010	" 託麻北部線	西区島崎7丁目	3
31	A231-A020	" 託麻北部線	北区龍田町弓削	3
32	A231-A030	" 託麻北部線	北区龍田町弓削	3
33	A332-A050	" 小天下硯川線	西区河内町東門寺	3
34	A101-A002	" 植木河内港線	西区河内町大田尾	3
35	A101-A020	" 植木河内港線	西区河内町東門寺	4
36	A101-A090	" 植木河内港線	西区河内町河内	4
37	A101-A091	" 植木河内港線	西区河内町河内	4
38	A231-A011	" 託麻北部線	北区龍田町弓削	4
39	A303-A010	" 四方寄熊本線	中央区千葉城町	4
40	A303-A020	" 四方寄熊本線	中央区千葉城町	4
41	A332-A010	" 小天下硯川線	西区河内町大田尾	4
42	A332-A060	" 小天下硯川線	西区河内町東門寺	4
43	A101-A045	" 植木河内港線	西区河内町東門寺	3
44		主要地方道 大牟田植木線	北区植木町清水	3
45		一般県道 玉名植木線	北区植木町円台寺	3

土石流

No.	施設管理番号	路線名	所在地	危険度の区分
1	A501-E010	一般国道 501号	西区河内町河内	3
2	A001-E020	主要地方道 熊本玉名線	西区河内町野出	4
3	A001-E030	〃 熊本玉名線	西区河内町野出	4
4	A001-E040	〃 熊本玉名線	西区河内町野出	4
5	A101-E010	一般地方道 植木河内港線	西区河内町岳	4
6	A332-E010	〃 小天下硯川線	西区河内町東門寺	4

盛土

No.	施設管理番号	路線名	所在地	危険度の区分
1	A051-F010	主要地方道 熊本港線	西区沖新町	4
2	A001-F020	〃 熊本玉名線	西区河内町岳	3
3	A001-F010	〃 熊本玉名線	西区島崎7丁目	4
4	A231-F010	一般県道 託麻北部線	北区龍田町弓削	5

擁壁

No.	施設管理番号	路線名	所在地	危険度の区分
1	A501-G010	一般国道 501号	西区河内町白浜	4
2	A501-G010	〃 501号	西区河内町白浜	5
3	A501-G010	〃 501号	西区河内町船津	4
4	A501-G010	〃 501号	西区河内町河内	5
5	A501-G010	主要地方道 熊本玉名線	西区島崎7丁目	4
6	A501-G010	〃 熊本玉名線	西区島崎7丁目	4
7	A501-G010	〃 熊本玉名線	中央区古京町	5
8	A501-G010	〃 熊本玉名線	西区島崎7丁目	5
9	A501-G010	〃 熊本玉名線	西区島崎7丁目	4
10	A501-G010	〃 熊本玉名線	西区島崎7丁目	4
11	A501-G010	〃 熊本玉名線	西区島崎7丁目	5
12	A501-G010	〃 熊本玉名線	北区下硯川町西屋敷	5
13	A501-G010	一般地方道 植木河内港線	西区河内町大田尾	4

橋梁基礎の先掘

No.	施設管理番号	路線名	所在地	危険度の区分
1	A266-H010	一般国道 226号	中央区本荘3丁目	3
2	A028-H010	主要地方道 熊本高森線	中央区水道町	4

その他

No.	施設管理番号	路線名	所在地	危険度の区分
1	A501-J010	一般国道 501号	西区河内町河内	5

(6) 市道冠水箇所（その他）

No.	路線名	地先名（付近の目標）	延長	予想される危険
1	松尾団地第2号線	西区松尾町上松尾（松尾団地内）	150	排水ポンプ 不能な時冠水
2	池上町第17号線外3	西区谷尾崎町（池上第四水源地前）	1,100	路面冠水
3	春日3丁目1丁目第1号線	西区春日3丁目（春日地下道）	120	排水ポンプ 不能な時冠水
4	細工町5丁目新土河原第1号線	西区蓮台寺町（第2八島架道橋地下街）	250	〃
5	八島1丁目第3号線	西区田崎1丁目（田崎地下道）	50	〃
6	島崎2丁目第3号線	西区島崎2丁目（聖母幼稚園小山田川沿）	1,000	路面冠水
7	段山本町島崎7丁目第1号線	西区島崎2丁目（島崎カトリック教会前）	250	〃
8	新町4丁目上熊本2丁目第1号線	西区上熊本2丁目（電車通り）	900	排水ポンプ 不能な時冠水
9	上熊本2丁目第1号線	西区上熊本2丁目（白屋クリーニング前）	250	〃
10	新大江2丁目水前寺4丁目第1号線	中央区水前寺3丁目（渡瀬公民館一・帯）	200	路面冠水
11	保田窪1丁目帯山4丁目第1号線	中央区保田窪1丁目（マルシヨク保田窪店）	100	〃
12	新南部町第43号線	東区西原1丁目（西原地下道）	130	排水ポンプ 不能な時冠水
13	御領町長嶺町第5号線	東区御領町（県道小池竜田線関係地下道）	50	〃
14	若葉2丁目4丁目第1号線	東区若葉2丁目（丸勢会館前通り）	250	路面冠水
15	秋田第38号線外1	東区秋津町秋田（西無田橋右岸一帯）	450	〃
16	若葉5丁目秋田第1号線外	東区若葉4丁目（若葉小学校付近）	650	〃
17	秋津2丁目沼山津3丁目第1号線	東区秋津2丁目（鶯二号橋通）	300	〃
18	東野1丁目秋津2丁目第1号線	東区秋津2丁目（畑中開発付近一帯）	350	〃
19	東野3丁目4丁目第1号線	東区東野3丁目（秋津四町内公民館南側）	350	〃
20	長嶺戸島第1号線	東区戸島西3丁目（野田鉄工所付近）	500	〃
21	長嶺町第60号線	東区长嶺南7丁目（長嶺中学校北側）	400	〃
22	長嶺町戸島町第2号線	東区长嶺南7丁目（長嶺中学校東側付近）	600	〃
23	長嶺町戸島町第2号線	東区长嶺南7丁目（長嶺小学校東側通）	50	〃
24	江津1丁目上無田第1号線	東区画図町大字上無田（画図小学校付近）	300	〃
25	渡鹿4丁目第4号線	中央区渡鹿4丁目（加来薬品付近）	210	〃
26	上立田第2号線	北区龍田6丁目（東福寺東側通）	150	〃
27	弓削第117号線	北区武蔵ヶ丘9丁目（星山商店南側通）	250	〃
28	保田窪本町第3号線	東区保田窪4丁目（西原中学校南側通）	800	〃
29	神水1丁目第25号線	中央区神水1丁目（田中石材店南側通）	150	〃
30	田井島第35号線	南区田井島1丁目（田井島地下道）	50	排水ポンプ 不能な時冠水

(7) 重要水防区間（橋梁）

熊本県

路線名	橋名	地先名	延長(m)	危険状況	水防工法
熊本浜線	瀬の江橋	東区画図町重富～ 東区画図町下無田	45	流出沈下	補強

(8) 重要水防施設一覧表（ダム・水門・堰）

名称	海岸名	地先名	管理者	危険状態
加勢川水門	加勢川	南区元三町	国交省熊本河川国道事務所	緑川逆流閉塞
新加勢川水門	〃	〃	〃	気象注意報で解放 (野田塚)
中無田水門	〃	南区中無田町	〃	緑川逆水入始緑川側扉粗と 同時に閉塞
六間堰	〃	南区美登里町	天明土地改良区理事長	気象注意報で解放
松の木堰	天明新川	南区奥古閑町	天明新川土地改良区理事長	〃
三本松堰	白川	南区上ノ郷町	三本松土地改良区理事長	JR 鹿児島本線白川橋上流
十八口堰	〃	南区薄場町	白川西南部土地改良区理事長	気象注意報で解放
渡鹿堰	白川	中央区渡鹿6丁目	渡鹿堰土地改良区理事長	〃
石塘堰	坪井川	西区春日町	石塘堰樋土地改良区理事長	自動転倒
杉島堰	緑川	南区富合町	宇土八水土地改良区理事長	水位 30cm 上昇につき自動閉扉
碓江堰	浜戸川	南区富合町	宇土八水土地改良区理事長	気象注意報で解放、J R 鹿児島本線浜戸川橋上流

6 重要水防施設

(1) 水門等

名 称	河 川 名	位 置	管 理 者	操 作
加勢川水門	緑川	野田町	九地整熊本河川国道事務所	緑川逆流入口閉塞
中無田閘門	加勢川	中無田町	〃	〃
六間堰	〃	美登里町	天明土地改良区	土地改良区
松の木堰	天明新川	川口町	天明新川土地改良区	〃
三本松堰	白川	上の郷町	三本松土地改良区	気象注意報で開放
十八口堰	〃	薄場町	白川西南部土地改良区	〃
渡鹿堰	〃	渡鹿6丁目	渡鹿堰土地改良区	〃
石塘堰	坪井川	二本木1丁目	石塘堰樋土地改良区	自動転倒(鉄扉)
小 計			8 箇所	
内田川水門	緑川	海路口町	九地整熊本河川国道事務所	緑川逆流入口閉塞
中島樋門	〃	川口町八丁	〃	〃
学料樋門	〃	海路口町	〃	〃
二丁樋門	天明新川	川口町二丁	熊本市	天明土地改良区
浦田樋門	有明海	海路口町(6番)	天明土地改良区	〃
千間江湖樋門	千間江湖川	畠口町(6番)	熊本土木事務所	県業者委託
西向樋門	有明海	〃(4番)	熊本市	農 区
除川樋門	除川	〃	熊本市	〃
沖新樋門	有明海	沖新町(4番)	白川西南部土地改良区	土地改良区(6連樋門)
白浜樋門	〃	河内町白浜	熊本土木事務所	小白連合土地改良区
外城樋管	無田川	中無田川	九地整熊本河川国道事務所	
野田悪水樋管	緑川	野田町	〃	熊本市
井樋山堰	白川	中原町	白川西南部土地改良区	
世安放流樋管	白川	世安町	熊本市	
野田樋管	加勢川	野田町	〃	
城元用水樋管	加勢川		天明土地改良区	
大門用水樋管	〃		大門樋土地改良区	
木部用水樋管	〃	御幸木部町	御幸木部町農家組合	
北島堰	井芹川	釜尾町	池亀農家組合	自動転倒堰(風船) 地元農区
釜尾堰	〃	〃	釜尾用水組合	〃

名 称	河 川 名	位 置	管 理 者	操 作
上 古 閑 堰	加 勢 川	貢 町	上 古 閑 用 水 組 合	自動転倒堰（風船） 地 元 農 区
硯 岩 堰	〃	硯 川 町	硯 岩 用 水 組 合	〃
今 熊 堰	〃	〃	今 熊 用 水 組 合	〃
舞 足 堰	〃	鹿 子 木 町	田 上 用 水 組 合	〃
太 郎 迫 堰	西 谷 川	太 郎 迫 町	太 郎 迫 用 水 組 合	〃
八 の 実 堰	坪 井 川	飛 田 町	山 室 部 落	〃
飛 田 ・ 馬 出 堰	〃	梶 尾 町	飛 田 ・ 馬 出 農 家 組 合	〃
小 清 水 堰	〃	明 徳 町	小 清 水 用 水 組 合	〃
大 江 第 2 樋 管	白 川	新 屋 敷 2 丁 目	九 地 整 熊 本 河 川 国 道 事 務 所	市 ・ ・ 個 人 委 託
大 江 第 3 樋 管	〃	大 江 1 丁 目	〃	〃
大 江 第 4 樋 管	〃	〃	〃	〃
鋤 木 樋 管	〃	東 子 飼 町	〃	〃
子 飼 樋 管	〃	黒 髪 2 丁 目	〃	〃
城 東 樋 管	〃	〃	〃	〃
黒 髪 樋 管	〃	〃	〃	〃
中 島 樋 管	〃	中 島 町	〃	〃
方 指 崎 樋 管	〃	元 三 町	〃	〃
陸 開 門	白 川	東 子 飼 町	〃	〃 1 箇 所
〃	緑 川	川 口 町	〃	〃 6 箇 所
〃	加 勢 川	川 尻 町	〃	〃 1 3 箇 所
築 地 堰	緑 川	城 南 町	杉 上 土 地 改 良 区	
丹 生 宮 堰	〃	〃	宇 土 八 水 土 地 改 良 区	
島 田 堰	浜 戸 川	〃	緑 川 南 部 土 地 改 良 区	
統 合 堰（仮 称）	〃	〃	管 理 組 合 予 定	
平 島 堰	合 志 川	植 木 町	平 島 水 利 組 合	
山 城 水 門	〃	〃	植 木 町 土 地 改 良 区	
芦 原 排 水 樋 管	〃	〃	菊 池 川 河 川 事 務 所	
山 城 排 水 樋 管	〃	〃	菊 池 川 河 川 事 務 所	
平 島 第 一 排 水 樋 管	〃	〃	菊 池 川 河 川 事 務 所	

(2) 排水機場

No.	名 称	排水能力 m ³ /s	所在地	管理部署
1	花畑ポンプ場	2.17	中央区花畑町 1-1	水再生課 (中部浄化センター)
2	花畑第2ポンプ場	2.00	中央区手取本町 1-1	〃
3	本山ポンプ場	3.70	中央区本山 2-74	〃
4	世安ポンプ場	13.45	中央区世安町 549-1	〃
5	平田ポンプ場	7.00	南区平田町 2丁目 14番 1号	西部土木センター
6	江津ポンプ場	1.67	南区江津 1丁目 20-21	東部土木センター
7	温泉地区排水機場	1.70	西区河内町船津地内	西部土木センター
8	近津排水機場	1.50	西区松尾町近津 1507番地先	西区農業振興課
9	小白第1排水機場	4.00	西区河内町白浜 3256番	西区農業振興課河内分室
10	除川排水機場	7.30	南区畠口町 2525番地 4	南区農業振興課飽田天明分室
11	千間江湖排水機場	3.00	南区畠口町 2772番地	〃
12	甲畠排水機場	3.00	南区畠口町 1970番地 1	〃
13	乙畠排水機場	2.00	南区畠口町 2576番地	〃
14	美登里排水機場	8.00	南区美登里町 1407番地 2	〃
15	第1海路口排水機場	3.00	南区海路口町 2994番地 2	〃
16	第2海路口排水機場	2.00	南区海路口町 2807番地 3	〃
17	浦田排水機場	3.00	南区海路口町 3791番地 2	〃
18	海路口排水機場	1.10	南区海路口町 3748番地 2	〃
19	南部第1排水機場	1.50	南区川口町 763番地	〃
20	南部第2排水機場	3.00	南区川口町 1727番地	〃
21	菖蒲谷排水機場	1.60	西区小島下町 9丁目 23-8	西部土木センター
22	北内潟排水機場	3.00	西区小島下町北内潟 2175	〃
23	皆代排水機場	5.10	西区松尾町上松尾地内	〃
24	小山田排水機場	9.00	西区花園 3丁目外地内	〃
25	川尻排水機場	0.10	西区八幡町 266	〃
26	間島団地排水機場	0.20	東区秋津町間島団地内	東部土木センター
27	壺川排水機場	3.00	中央区壺川 2丁目地内	北部土木センター
28	流団東側排水機場	1.20	南区流通団地 1丁目 71	西部土木センター
29	流団西側排水機場	0.60	南区流通団地 2丁目 22	西部土木センター
30	梅洞排水機場	2.40	西区松尾町上松尾 4613番地先	西区農業振興課
31	小島排水機場	3.00	西区小島下町 4950番 2	〃
32	高砂排水機場	2.60	西区沖新町 4828番	〃
33	中島南北排水機場	13.10	西区沖新町 3607番 2地先	〃
34	中島排水機場	3.30	西区沖新町 3607番 2	〃
35	城山排水機場	2.00	西区小島下町 931番地先	〃
36	大塘排水機場	4.00	西区域山大塘町 726番 2	〃
37	池上第1排水機場	1.50	西区池上町 1949番 3地先	〃
38	池上第2排水機場	5.40	西区池上町 1042番 1	〃
39	池上第3排水機場	3.60	西区池上町 943番 1地先	〃
40	野田排水機場	1.20	南区野田 2丁目 14番地 2地先	南区農業振興課
41	元三排水機場	40.50	南区元三町 3丁目 1808番 4地先	〃
42	画図排水機場	3.12	東区画図町下無田 1842番地先	東区農業振興課
43	秋田排水機場	5.33	東区秋津町秋田 2793番地	東区農業振興課
44	上高橋排水機場	2.20	西区高橋町 214	西部土木センター
45	春日排水機場	9.00	西区春日 1丁目地内	〃
46	泥川排水機場	6.00	中央区坪井 5丁目 12	県河川課 (土木事務所)

No.	名 称	排水能力 m ³ /s	所在地	管理部署
47	山の下排水機場	4.50	西区花園1丁目489	西部土木センター
48	小島第2排水機場	2.40	西区小島下町4761番5地先	西区農業振興課
49	井芹排水機場	2.00	西区花園5丁目1	住宅課
50	力合地区排水機場	2.00	南区野口4丁目609-2地先	西部土木センター
51	小島中須排水機場	0.70	西区小島下町地内	〃
52	九品寺地区排水機場	0.90	中央区九品寺1丁目地内	東部土木センター
53	小島御幸排水機場	0.80	西区小島下町713番地先	西部土木センター
54	高橋稲荷雨水ゲート ポンプ場	0.50	西区高橋町295	〃
55	小白第2排水機場	9.20	玉名市天水町小天	西区農業振興課河内分室
56	無田口排水機場	3.60	南区畠口町1400番地	南区農業振興課飽田天明分室
57	天明中央排水機場	4.00	南区川口町4268番地	〃
58	天明東部排水機場	2.60	南区美登里町1326番地2	〃
59	内田川排水機場	15.00	南区海路口町	西部土木センター
60	壺川排水機場	1.50	中央区壺川2丁目10	県河川課(土木事務所)
61	新川橋排水機場	0.48	中央区坪井5-5-27	北部土木センター
62	谷尾崎排水機場	10.00	西区池上町地内	西部土木センター
63	上杉排水機場	21.96	南区富合町上杉289	南区農業振興課
64	莎崎排水機場	5.50	南区富合町莎崎301	〃
65	碓江排水機場	20.10	南区富合町碓江87-1	〃
66	榎津排水機場	8.00	南区富合町榎津699	〃
67	榎津第2排水機場	3.00	南区富合町榎津699	〃
68	志々水排水機場	8.00	南区富合町志々水490-1	〃
69	島田排水機場	11.90	南城南町島田796-1	城南総合出張所産業振興課
70	小島第3排水機場	1.70	西区小島下町4125番地先	西区農業振興課
71	画図第2排水機場	21.00	南区御幸木部地内	農業政策課

(3) 堰・樋門管理調書

渡鹿堰土地改良区

水路名称	堰番号	名称	開閉器具	堰の確認	管理	開閉責任者			適用
						住所	氏名	電話番号	
渡鹿一の井出水路	1	前無田堰	レバー	耕地課	地元	出水 5 丁目 10-51	馬場 哲夫	362-5755	堀内理髪店前
〃	2	下長溝上堰	レバー	耕地課	地元	出水 7 丁目 33-20	田畑 一之	378-0976	出水南中学校東側
〃	3	下長溝下堰	レバー	耕地課	地元	出水 8 丁目 29-49	西岡 信博	362-1666	東バイパス出水歩道橋横
〃	4	石町堰	レバー	耕地課	地元	画図町重富 349	島岡 征治	378-8766	重富住吉神社前
渡鹿二の井出水路	5	荻原上堰	レバー	耕地課	地元	琴平 1 丁目 8-27	馬場 律哉	366-9349	県薬剤師会館前
〃	6	田迎下堰	レバー	耕地課	地元	田迎 2 丁目 1-13	徳本 壤	378-1372	徳本モータース前
〃	7	良町上堰	レバー	耕地課	地元	良町 3 丁目 2-58	伊藤 正和	378-2145	スーパータニダ前
〃	8	良町中堰	レバー	耕地課	地元	〃	伊藤 正和	〃	宮本工業所前
〃	9	良町排水口堰	レバー	耕地課	地元	〃	伊藤 正和	〃	二の井出排水口
〃	10	田井島大堰	ハンドル	耕地課	地元	田迎町田井島 756	福島 正昭	378-0039	田井島ファミリーマーケット裏
渡鹿三の井出水路	11	世安町国道 3 号線横堰	ハンドル	耕地課	地元	十禅寺 1 丁目 6-17	宮川 忠明	354-5100	玉姫殿前
〃	12	十禅寺堰	ハンドル	耕地課	地元	十禅寺 2 丁目 10-24	清田 好弘	352-8575	十禅寺 1 丁目
〃	13	十禅寺踏切上堰	ハンドル	耕地課	地元	〃	清田 好弘	〃	豊肥線十禅寺踏切横
〃	14	平田上堰	ハンドル	耕地課	地元	平田 1 丁目 6-19	中村 光信	355-5971	日吉保育園前
〃	15	下近見上堰	レバー	耕地課	地元	近見 6 丁目 2-24	園田 義城	355-5971	極楽橋下 50m
〃	16	下近見中堰	レバー	耕地課	地元	〃	園田 義城	〃	メガネのヨネザワ西側
日吉排水路	17	平成 3 丁目堰	ハンドル	耕地課	地元	本山町 320	神元 二一男	356-6148	熊本ガスタンク西豊肥線横 50m

渡鹿堰幹線水路管理者

水路名称	氏名	住所	電話番号
一の井出	島本誠喜	画図町所島 6	378-3098
	島岡征治	画図町重富 349	378-8766
二の井出	伊藤正和	良町 3 丁目 2-58	378-2145
三の井出	田中誠一	近見 3 丁目 7-10	354-3496

渡鹿堰・一・二・三の井出取水門、大井手排水転倒堰（新屋敷 2 丁目）

水路名称	氏名	住所	電話番号
一・二・三の井出、大井手	中村徳幸	城山・薬師 2 丁目 6-3	329-3865
	西本敬徳	御幸西 3 丁目 9-16	378-5643

VI 情報伝達

1 熊本市防災行政無線

(1) 移動系〔周波数146.02MHz (1ch)〕一覧表

危機管理防災総室		
種別(出力)	呼出名称	備考
基地局(10W)	熊本防災	主制御器
車載型(10W)	〃 14	緊急車
携帯型(10W)	〃 52	(64, 70を 除く31台 常備)
〃 〃	〃 〃	
〃 〃	〃 84	
携帯型(1W)	〃 101	(3台常備)
〃 〃	〃 〃	
〃 〃	〃 103	
携帯型(10W) 携帯型(5W)	熊本防災小島1 熊本防災小島2	小島防災セン ターに常備

土木総務課		
〔基地局〕	熊本防災	遠隔制御器
車載型(10W)	熊本防災1	緊急車
〃 〃	〃 2	ライトバン
〃 〃	〃 15	ジープ

東部土木センター		
種別(出力)	呼出名称	備考
携帯型(10W)	熊本防災 64	事務室に常備
車載型(10W)	熊本防災 4	公共応急作業車
〃 〃	〃 5	ライトバン
〃 〃	〃 6	ライトバン
〃 〃	〃 8	公共応急作業車
〃 〃	〃 11	公共応急作業車
〃 〃	〃 16	ダンプ
〃 〃	〃 17	ダンプ
〃 〃	〃 18	公共応急作業車
〃 〃	〃 25	ライトバン
〃 〃	〃 29	ダンプ
〃 〃	〃 30	ダンプ
〃 〃	〃 34	公共応急作業車
〃 〃	〃 35	公共応急作業車
〃 〃	〃 41	ダンプ

西部土木センター		
携帯型(10W)	熊本防災 70	事務室に常備
車載型(10W)	〃 3	緊急車
〃 〃	〃 10	軽ライトバン
〃 〃	〃 19	Wキャブ
〃 〃	〃 20	特殊車輛
〃 〃	〃 21	普通ダンプ
〃 〃	〃 23	ライトバン
〃 〃	〃 24	ライトバン
〃 〃	〃 28	Wキャブ
〃 〃	〃 32	普通型ダンプ
〃 〃	〃 33	緊急車

北部土木センター		
携帯型(10W)	熊本防災 85	事務室に常備
車載型(10W)	熊本防災 7	小型ダンプ
〃 〃	〃 8	小型ダンプ
〃 〃	〃 12	小型ダンプ
〃 〃	〃 13	小型ダンプ
〃 〃	〃 22	小型ダンプ
〃 〃	〃 27	小型ダンプ
〃 〃	〃 37	小型ダンプ
〃 〃	〃 38	ライトバン
〃 〃	〃 39	ライトバン
〃 〃	〃 40	Wキャブ
〃 〃	〃 42	軽トラック
〃 〃	〃 43	軽トラック
〃 〃	〃 44	軽ミニバン
〃 〃	熊本防災北部4	公共応急作業車

* 基地局 1局 (主制御器 1台、遠隔制御器 1台)

* 移動局 81局

(車載型(10W) 42局、携帯型(10W) 35局、携帯型(5W) 1局、携帯型(1W) 3局)

移動系〔周波数 466.9375MHz(1CH)、466.775MHz(2CH)広域共通波〕

	種別(出力)	呼出名称	配備場所
市役所	基地局(10W)	熊本防災	危機管理防災総室
	車載型(10W)	熊本防災401	危機管理防災総室緊急車
	携帯型(5W)	熊本防災451	危機管理防災総室に常備(11台)
	〃 〃	〃 461	

移動系〔周波数 466.9375MHz(1CH)、466.775MHz(2CH)広域共通波〕

河内総合出張所	基地局(10W)	熊本防災河内山	河内山山頂
	固定局(1W)	防災熊本河内	河内総合出張所無線室
	携帯型(10W)	熊本防災河内70	河内総合出張所芳野分室
	車載型(10W)	〃 1	河内総合出張所公用車
	〃 〃	〃 2	〃
	〃 〃	〃 3	〃
	〃 〃	〃 4	〃
	〃 〃	〃 5	〃
	〃 〃	〃 6	〃
	携帯型(5W)	〃 20	〃 常備
(消防署・消防団)	携帯型(5W)	熊本防災河内21	西消防署河内出張所
	〃 〃	〃 22	消防団第9方面隊副団長
	〃 〃	〃 23	消防団第70分団分団長
	〃 〃	〃 54	〃 71 〃
	〃 〃	〃 24	〃 70分団副分団長
	〃 〃	〃 55	〃 71 〃
	〃 〃	〃 25	〃 70分団第1部部長
	〃 〃	〃 50	〃 〃 2 〃
	〃 〃	〃 51	〃 〃 3 〃
	〃 〃	〃 52	〃 〃 4 〃
	〃 〃	〃 53	〃 〃 5 〃
	〃 〃	〃 56	〃 71分団第1部部長
	〃 〃	〃 57	〃 〃 2 〃
	〃 〃	〃 58	〃 〃 3 〃
	車載型(10W)	〃 40	〃 70分団第1部積載車(船津)
	〃 〃	〃 41	〃 〃 2 〃(尾跡)
	〃 〃	〃 42	〃 〃 〃 〃(小川内)
	〃 〃	〃 43	〃 〃 3 〃(白浜)
	〃 〃	〃 44	〃 〃 4 〃(葛山)
	〃 〃	〃 45	〃 〃 5 〃(塩屋)
〃 〃	〃 46	〃 71分団第1部 〃(大将陣)	
〃 〃	〃 60	〃 〃 〃 〃(岳本村)	
〃 〃	〃 47	〃 〃 2 〃(野出)	
〃 〃	〃 48	〃 〃 3 〃(東門寺)	
〃 〃	〃 49	〃 〃 〃 〃(横山)	

移動系〔周波数 466.9375MHz(1CH)、466.775MHz(2CH) 広域共通波〕

	種別(出力)	呼出名称	配備場所
北部総合出張所	車載型 (10W)	熊本防災北部 1	北部総合出張所公用車
	携帯型 (5W)	〃 5	〃 〃 常備
	〃 〃	〃 6	〃 〃 常備
	〃 〃	〃 7	〃 〃 常備
	〃 〃	〃 9	〃 〃 常備

移動系〔周波数 466.9375MHz〕

	基地局 (1W)	呼出名称	配備場所
飽田総合出張所 (消防団)	車載型 〃	熊本防災飽田 1	常備
	携帯型 〃	〃 2	〃
	〃 〃	〃 3	〃
	〃 〃	〃 4	〃
	〃 〃	〃 5	〃
	車載型 〃	〃 6	消防団第62分団積載車(土河原)
	〃 〃	〃 7	〃 〃 〃(砂原)
	〃 〃	〃 8	〃 第63分団 〃(上護藤)
	〃 〃	〃 9	〃 第64分団 〃(並建)
	〃 〃	〃 10	〃 〃 〃(乙島)

移動系〔周波数 466.9375MHz(1CH)、466.775MHz(2CH) 広域共通波〕

	基地局 (1W)	呼出名称	配備場所
天明総合出張所	車載型 〃	熊本防災天明 1	天明総合出張所に常備
	車携帯 〃	〃 2	〃 〃 〃
	携帯型 〃	〃 3	〃 〃 〃
	〃 〃	〃 4	〃 〃 〃
	〃 〃	〃 5	〃 〃 〃
	携帯型 〃	〃 6	〃 〃 〃
	〃 〃	〃 7	〃 〃 〃

移動系〔周波数 466.9375MHz(1CH)、466.775MHz(2CH)広域共通波〕

南 区 役 所	基地局 (5W)		呼 出 名 称	配 備 場 所
	携帯型	〃	熊 本 防 災 富 合	1
〃	〃	〃	2	〃 〃 〃
〃	〃	〃	3	〃 〃 〃
〃	〃	〃	4	〃 〃 〃
〃	〃	〃	5	〃 〃 〃
〃	〃	〃	6	〃 〃 〃
〃	〃	〃	7	〃 〃 〃
〃	〃	〃	8	〃 〃 〃

移動系〔周波数 466.9375MHz〕

城 南 総 合 出 張 所	基地局 (5W)		呼 出 名 称	配 備 場 所
	携帯型	〃	熊 本 防 災 城 南	1
〃	〃	〃	2	〃 〃
〃	〃	〃	3	〃 〃
〃	〃	〃	4	〃 〃
〃	〃	〃	5	〃 〃
〃	〃	〃	6	〃 〃
〃	〃	〃	7	〃 〃
〃	〃	〃	8	〃 〃
〃	〃	〃	9	〃 〃
〃	〃	〃	10	〃 〃
〃	〃	〃	11	〃 〃

移動系〔周波数 466.275MHz(1CH)、466.775MHz(2CH)広域共通波〕

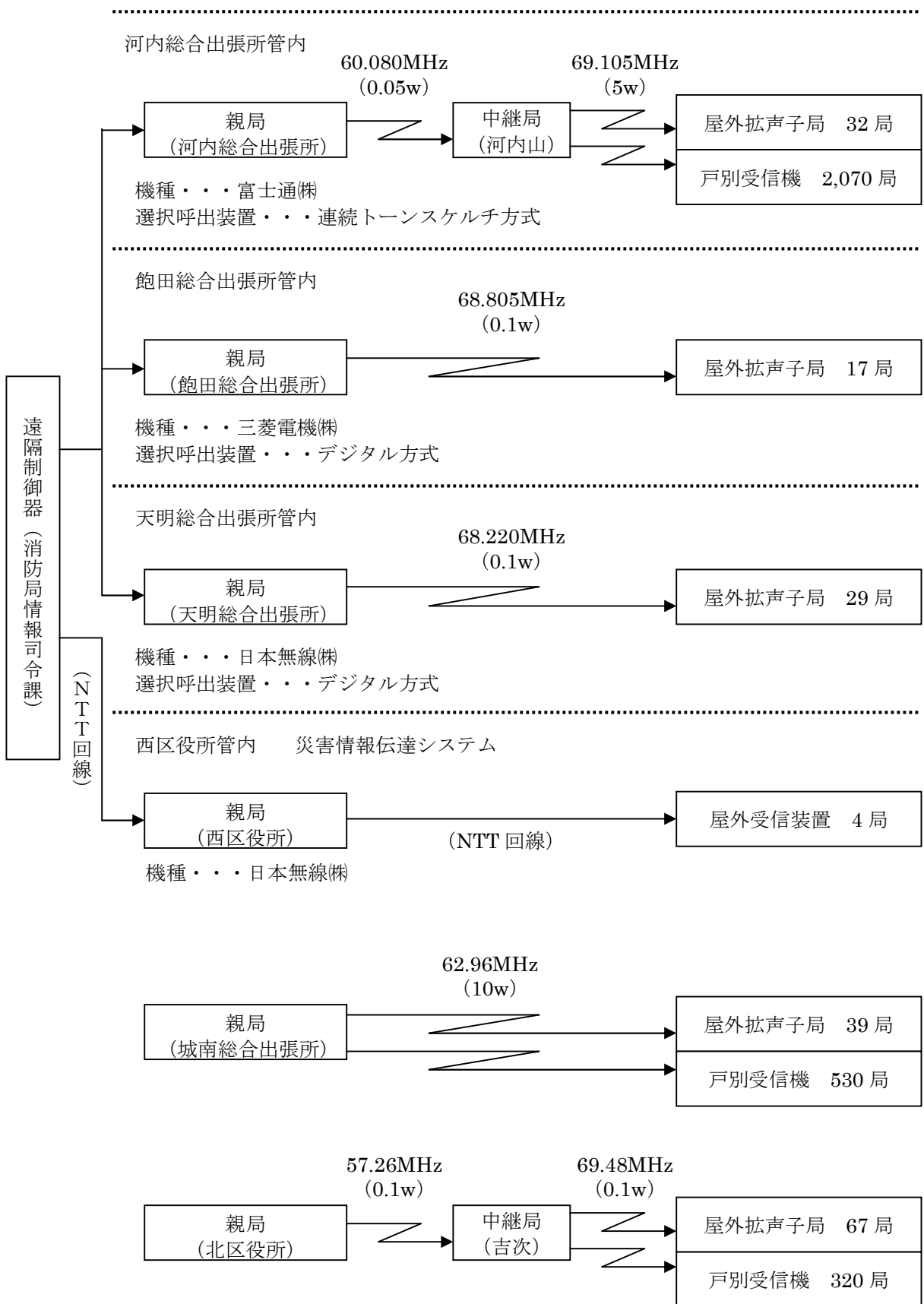
北 区 役 所	基地局 (5W)		呼 出 名 称	配 備 場 所
	車載型	〃	熊 本 防 災 植 木	1
〃	〃	〃	2	第80分団第2部 (5丁目～7丁目)
〃	〃	〃	3	第84分団第1部 (上岩野)
〃	〃	〃	4	第85分団第5部 (豊田)
〃	〃	〃	5	第86分団第3部 (内)
〃	〃	〃	6	第83分団第1部 (鞍掛)
〃	〃	〃	7	第82分団第5部 (内目)
〃	〃	〃	8	第81分団第5部 (荻迫)
〃	〃	〃	9	第87分団第1部 (慈恩寺・加村・温泉)
〃	〃	〃	10	第87分団第4部 (宮原・西宮原)
〃	〃	〃	11	北区役所公用車 (広報車)
〃	〃	〃	12	北区役所公用車 (交通指導車)

*基地局 7局

(危機管理防災総室、南・北区役所、河内・飽田・天明・城南総合出張所)

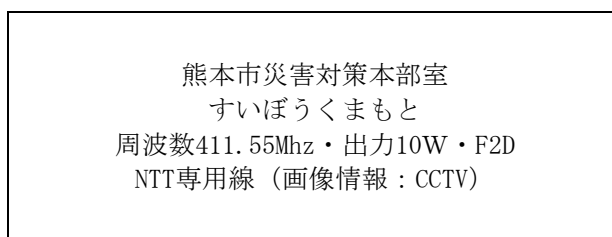
*移動局 98局 (車載型39局、携帯型59局)

(2) 固定系（災害情報伝達システムを含む）系統図



(3) テレメータ系(警報局を含む)系統図及び観測所

テレメータ系(警報局を含む)系統図



番号	局名	種別	河川名	位置
1	山室警報	警報	坪井川	清水亀井町・清水総合出張所
2	高平	"	"	清水亀井町24番1号 熊本市上下水道局亀井水源内
3	坪井	" (CCTV)	"	坪井5丁目・永康橋下流左岸
4	花畑	"	"	桜町1丁目3番・行幸橋下流左岸・崇城大学市民ホール(市民会館)屋上
5	春日	" (CCTV)	"	春日1丁目・春日排水機場内
6	山王	" (CCTV)	井芹川	花園5丁目・山王橋上流左岸
7	段山	"	"	島崎1丁目・段山橋左岸
8	沼山津水位	水位 (CCTV)	秋津川	秋津町・上沼山津橋左岸
9	八幡	" (CCTV)	天明新川	八幡町・市道川尻1号橋際右岸
10	金峰山雨量	雨量		池上町・金峰山少年自然の家
11	市庁	"		熊本市役所屋上

(4) 水位及び雨量観測所

(ア) 水位観測所(熊本市)

河川名	観測局名	所在地	観測方法	(熊本市水位) 通報水位	(熊本市水位) 警戒水位
秋津川	ぬやまづ 沼山津	秋津町上沼山津橋右岸	テレメータ	2.50	3.00
天明新川	や 八幡	八幡町市道川尻1号橋右岸	テレメータ	2.50	3.00

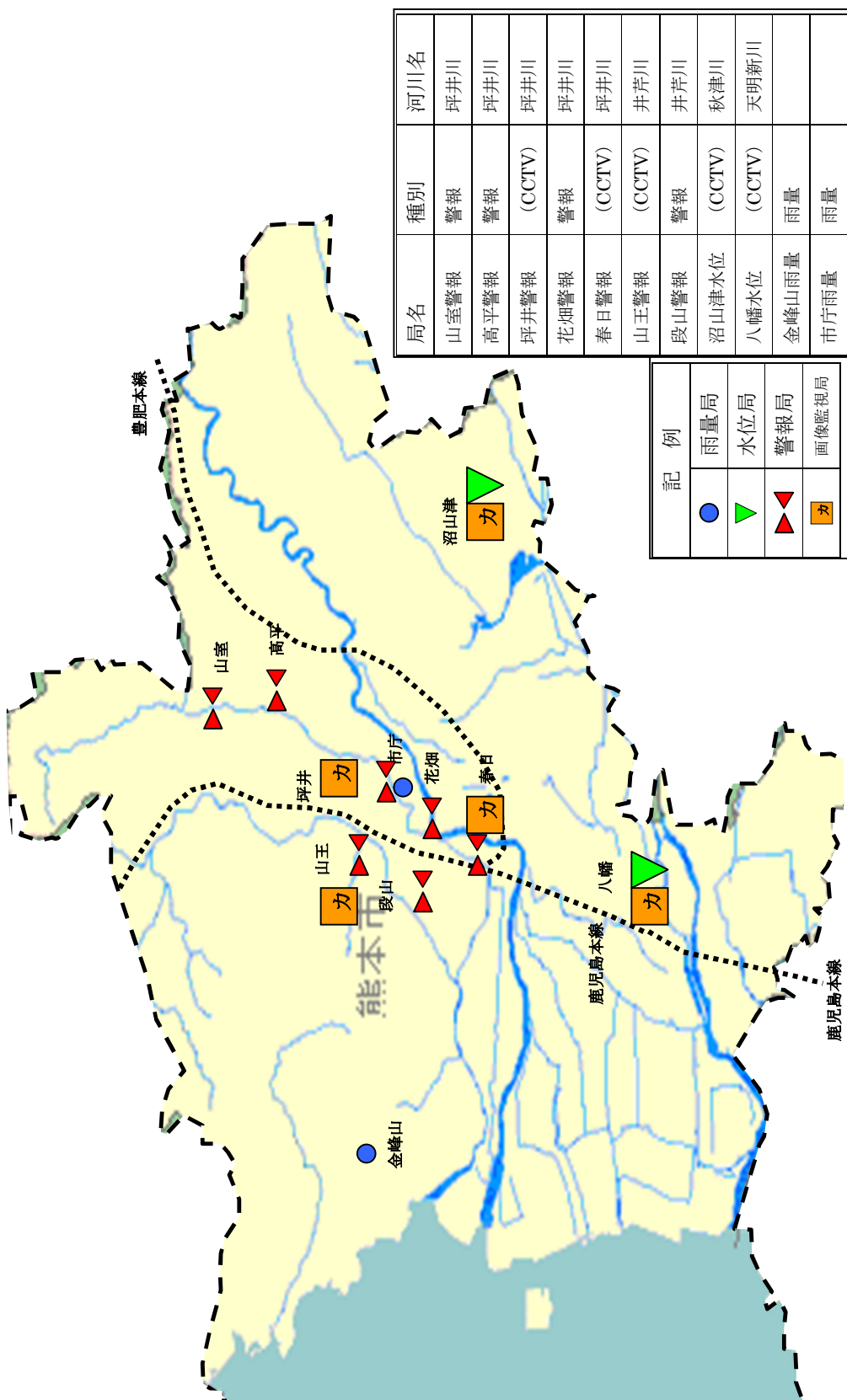
(イ) 市雨量観測所

観測局名	所在地	観測方法
市庁	熊本市役所庁舎屋上	テレメータ
金峰山	池上町・金峰山少年自然の家	テレメータ

(ウ) 画像監視局 (CCTV)

観測局名	所在地	観測方法
坪井	坪井5丁目・永康橋下流左岸	CCTV
春日	春日1丁目・春日排水機場内	〃
山王	花園5丁目・山王橋上流左岸	〃
沼山津	秋津町・上沼山津橋左岸	〃
八幡	八幡町・市道川尻1号橋際右岸	〃

熊本市水防テレメータ配置図



熊本市防災行政用無線局の管理に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、熊本市地域防災計画に基づく災害時における防災対策及び平常時における一般行政事務を能率的に推進するために設置する防災行政に関する無線局(以下「無線局」という。)の管理及び運用に関し、電波法(昭和25年法律第131号)及び関係法令に定めのあるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(平14訓令16・一部改正)

(用語の意義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 基地局 移動系において陸上移動局と通信を行うため本市に開設する移動しない無線局をいう。
- (2) 陸上移動局 移動系において陸上を移動中、又はその特定しない地点に停止中運用する無線局をいう。
- (3) 固定局 同報系又はテレメータ系において雨量、水位の測定を行い、その測定結果及びその他災害に関する情報を送受するための無線局をいう。
- (4) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であって電波法第41条の規定により総務大臣の免許を受けたものをいう。

(平11訓令15・平13訓令1・平14訓令10・平14訓令16・一部改正)

(無線局の種別等)

第3条 無線局の種別、呼出名称及び設置場所は、別表のとおりとする。

(統制管理者)

第4条 基地局に統制管理者を置き、総務局危機管理防災総室長をもって充てる。

2 統制管理者は、無線局の管理及び運用を総括する。

(平11訓令15・平13訓令8・平14訓令10・平18訓令12・一部改正)

(管理責任者)

第5条 統制管理者の職務を補助するため基地局、陸上移動局及び固定局に管理責任者を置く。

2 管理責任者は、別表に掲げる者をもって充てる。

3 管理責任者は、統制管理者の命を受けて無線局の事務を管理する。

(平14訓令10・一部改正)

(無線従事者)

第6条 基地局及び固定局に無線従事者を置き、統制管理者が指名する者をもって充てる。

2 無線従事者は、関係法令に従い無線設備の操作を行うものとする。

(平14訓令10・一部改正)

(運用の原則)

第7条 無線局における通信は、全て基地局の統制及び指示のもとに行うものとする。

(秘密の保持)

第8条 無線局の業務に従事する者は、その業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(通信の種類)

第9条 無線局における通信の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 緊急通信 普通通信を中断して行う緊急の場合の通信
- (2) 普通通信 平常時に行う通信

(通信の優先順位)

第10条 通信の優先順位は、緊急通信を第1順位とし、普通通信を第2順位とする。

(非常時における通信体制)

第11条 統制管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに無線従事者の待機その他通信の確保に必要な措置をとるものとする。

- (1) 災害又は緊急事態が発生し又は発生するおそれがあると認められるとき。
- (2) 前号以外の場合で、気象注意報、警報等が発せられ配備体制が指示されたとき。

(無線設備の保守点検)

第12条 無線従事者は、統制管理者の指示に従って無線設備について試験通信又は感度状況等の調査その他の保守点検を行い、当該無線設備の正常な機能の保持に努めなければならない。

(平14訓令10・一部改正)

(事故の措置)

第13条 無線従事者は、無線設備について故障その他の原因により通信を行うことができなくなったときは、直ちに必要な措置をとるとともに、その旨を管理責任者に報告しなければならない。

(平14訓令10・一部改正)

(無線業務日誌)

第14条 管理責任者は、無線業務日誌(様式第1号)を備え付けるものとし、無線従事者は、通信の都度当該無線業務日誌に必要な事項を記入しなければならない。

(平14訓令16・一部改正)

(無線局業務日誌抄録の提出)

第15条 無線従事者は、前条の無線業務日誌により毎年1月から12月までの無線局業務日誌抄録(様式第2号)で作成し、管理責任者を通じて翌年1月20日までに統制管理者に提出しなければならない。

(雑則)

第16条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平14訓令16・一部改正)

無 線 業 務 日 誌

呼 出 名 称	
送 信 周 波 数	F3 MHz
受 信 周 波 数	F3 MHz
空 中 線 電 力	W

自 年 月 日
至 年 月 日

(使用終了後 2 年間保存)

無 線 業 務 日 誌

管理責任者印

月 日 (曜)	通信回数	特 記 事 項
月 日 (曜)		
月 日 (曜)		
月 日 (曜)		
月 日 (曜)		
月 日 (曜)		
月 日 (曜)		
月 日 (曜)		
月 日 (曜)		
参考事項		

主務者(無線従事者)印

無線局業務日誌抄録

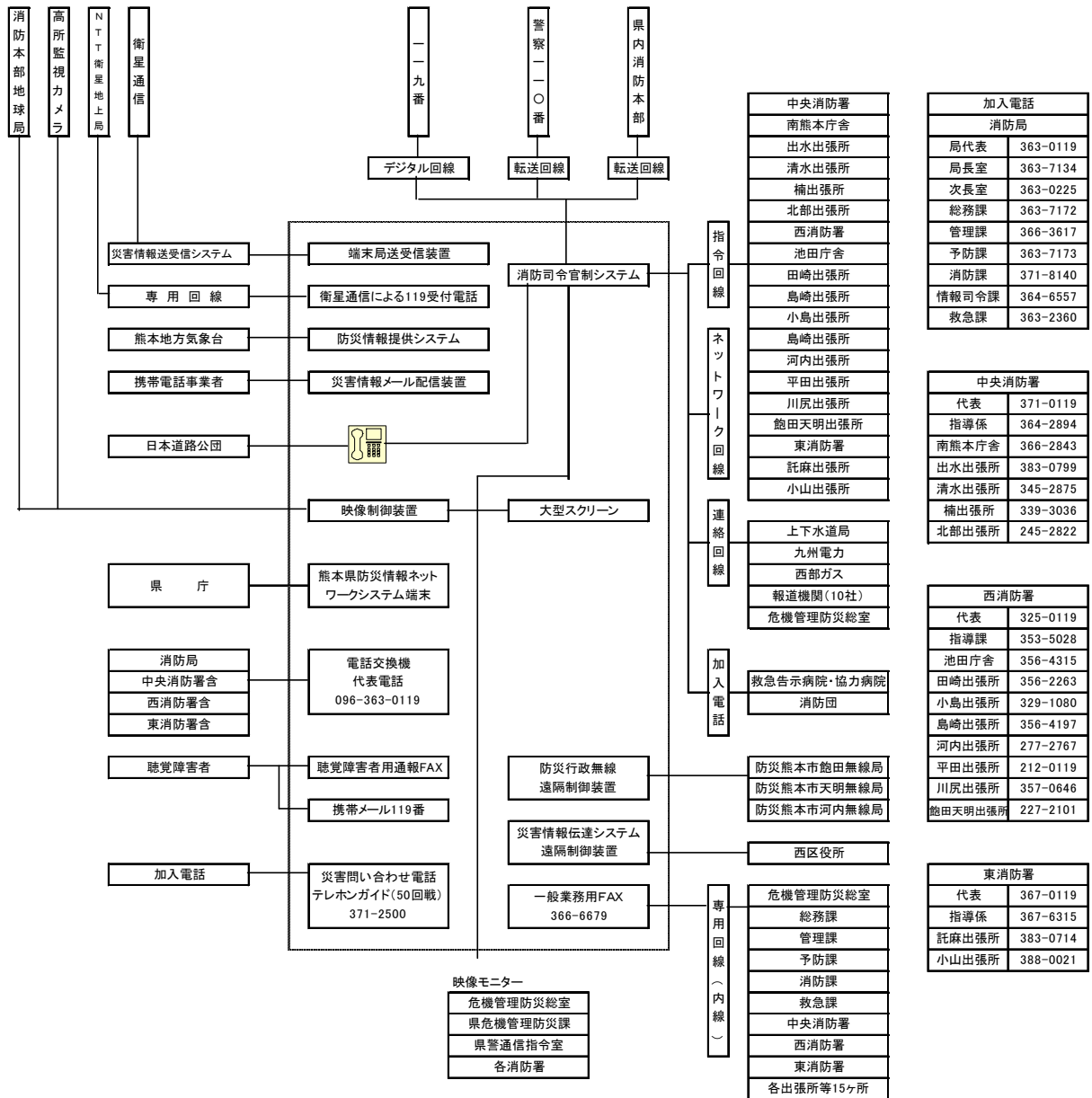
無線局名 (呼出名称又は呼出符号を記載)		期 間	年 月から 年 月まで
無線従事者の資格	員数	今期中の無線従事者の異動状況	
	名	選任	名 選任 名
	名	選任	名 選任 名
	名	選任	名 選任 名
	名	選任	名 選任 名
	名	選任	名 選任 名
摘 要			
機器の故障の事実及びこれに対する処置の概要	-----		

空電、混信、受信感度の減退等不良の通信状態の概要	-----		

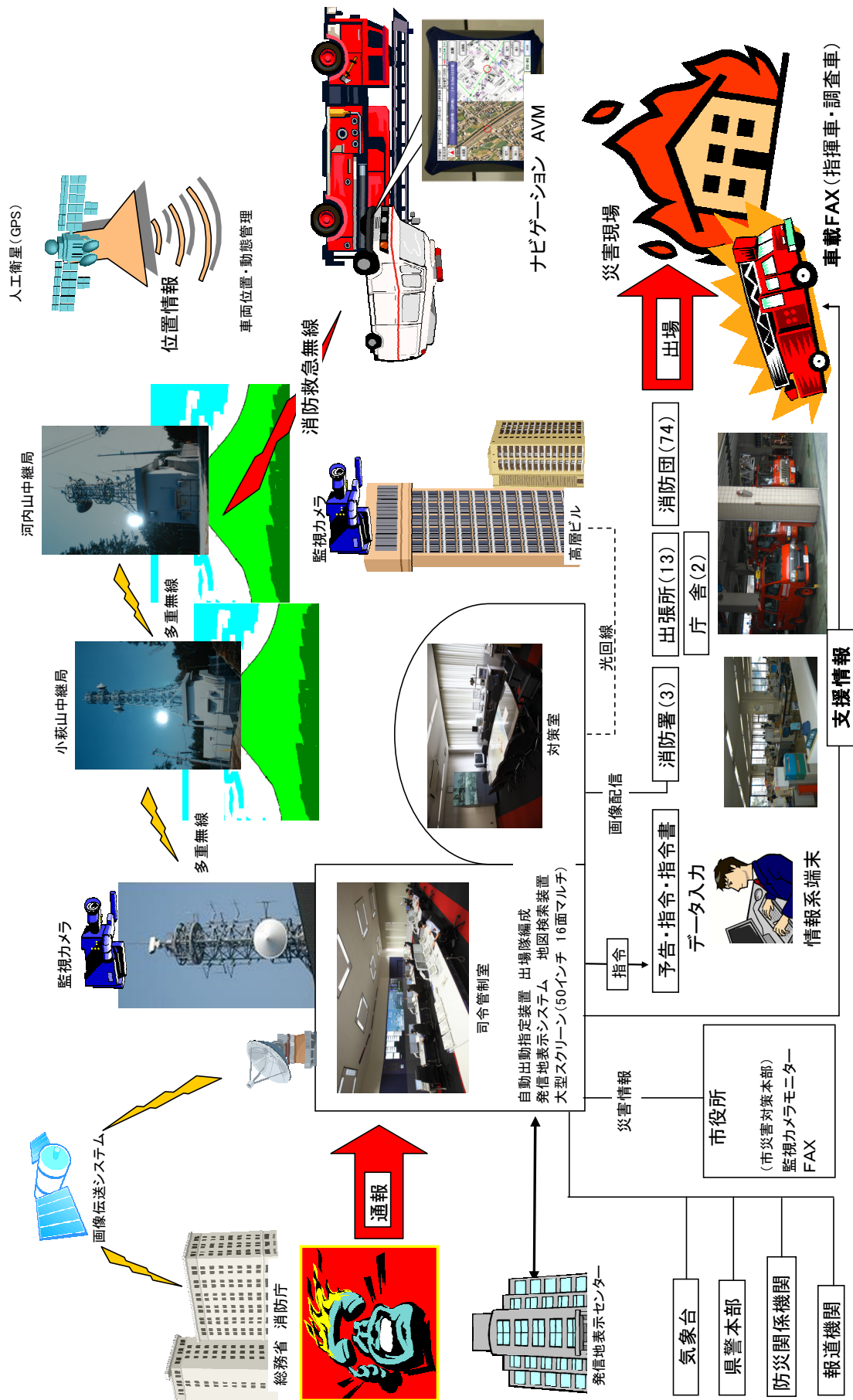
毎月の延べ通信 時間又は通信回 数		通 信 時 間	通 信 回 数
	1月	時間 分	回
	2月	時間 分	回
	3月	時間 分	回
	4月	時間 分	回
	5月	時間 分	回
	6月	時間 分	回
	7月	時間 分	回
	8月	時間 分	回
	9月	時間 分	回
	10月	時間 分	回
	11月	時間 分	回
	12月	時間 分	回
	計		
その他参考とな る事項		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		

2 消防通信

(1) 有線



(2) 消防司令管制システム概念図



(3) 無線一覧表 (消防波)

くましよう小萩山 多重無線中継局	くましよう河内山 多重無線中継局	くましよう本部	くましよう中央	くましよう西	くましよう東
---------------------	---------------------	---------	---------	--------	--------

消防局	くましよう 総務 3	車載型	中	くましよう 司令 1	車載型	西	くましよう 司令 2	車載型	東	くましよう 司令 3	車載型
	" " 4			" " 指揮 1			" " 指揮 2			" " 指揮 3	
消防局	" " 調査 1	携帯型	署	" " 梯子 1	携帯型	署	" " 梯子 2	携帯型	署	" " 梯子 3	携帯型
	" " 予防 2			" " 水槽 1			" " 特救 2			" " 特救 3	
	" " 消防 1			" " ホンブ 10			" " 搬送 2			" " ホンブ 20	
	" " " 2			" " 軽 1			" " 化学 2			" " 化学 2	
	" " 支援 2			" " 予防 10			" " ホンブ 20			" " 搬送 3	
	" " 通信 1			" " 軽 1			" " " 22			" " 軽 3	
	くましよう 調査 10			" " " 11			" " 軽 2			" " 予防 30	
	" " " 11			くましよう 中央 9			" " 予防 20			" " " 31	
	" " 400			" " 指揮 10			" " " 21			" " " 32	
	" " IR1			" " " 100			" " " 22			くましよう 東 9	
	" " IR2			" " " 101			くましよう 西 9			" " 指揮 30	
	" " 通信 10			" " " 102			" " 指揮 20			" " " 300	
	" " 中央 90			" " " 103			" " " 200			" " " 301	
	" " 通信 100			" " " 104			" " " 201			" " " 302	
	" " " 200			" " " 105			" " " 202			" " " 303	
	" " " 300			" " " 106			" " " 203			" " " 304	
	" " " 400			" " " 107			" " " 204			" " " 305	
" " " 500	" " 特救 10	" " " 205	" " " 306								
" " 400	" " " 11	" " " 206	" " " 307								
" " 500	" " " 12	" " " 207	" " 特救 30								
消防団関係 91局	" " " 12	" " 特救 20	" " " 31								
	南 くましよう 南熊本 3 車載型	池田 くましよう 池田 3 車載型	託麻 くましよう 託麻 2 車載型								
	熊本 くましよう 南熊本 9 携帯型	田崎 くましよう 池田 9 携帯型	託麻 くましよう 託麻 9 携帯型								
	出水 くましよう 出水 1 車載型	田崎 くましよう 田崎 1 車載型	託麻 " " " 10 携帯型								
	出水 " " 3 車載型	田崎 " " 3 車載型	託麻 " " " 11 携帯型								
	清水 くましよう 清水 1 車載型	田崎 " " スノーケル 2 車載型	小山 くましよう 小山 2 車載型								
	清水 " " 2 車載型	小島 くましよう 田崎 9 携帯型	小山 くましよう 小山 9 携帯型								
	清水 " " 3 車載型	小島 " " 10 携帯型	小山 " " 10 携帯型								
	楠 くましよう 楠 1 車載型	小島 " " 11 携帯型	小山 " " 11 携帯型								
	楠 " " 3 車載型	島崎 くましよう 島崎 1 車載型									
	楠 " " スノーケル 1 車載型	島崎 " " 3 車載型									
	北部 くましよう 楠 9 携帯型	河内 くましよう 島崎 9 携帯型									
	北部 " " 10 携帯型	河内 " " 10 携帯型									
	北部 くましよう 北部 2 車載型	河内 " " 11 携帯型									
	北部 " " 3 車載型	平田 くましよう 平田 2 車載型									
	北部 くましよう 北部 9 携帯型	平田 " " 3 車載型									
	北部 " " 10 携帯型	川尻 くましよう 平田 9 携帯型									
	北部 " " 11 携帯型	川尻 " " 10 携帯型									
		川尻 " " 11 携帯型									
		飽田天明 くましよう 飽田天明 2 車載型									
		飽田天明 " " 3 車載型									
		飽田天明 " " 金峰 1 車載型									
		飽田天明 " " 指揮 5 車載型									
		平田 くましよう 飽田天明 9 携帯型									
		平田 " " 10 携帯型									
		平田 " " 11 携帯型									
		川尻 くましよう 川尻 1 車載型									
		川尻 " " 3 車載型									
		川尻 くましよう 川尻 9 携帯型									
		川尻 " " 10 携帯型									
		川尻 " " 11 携帯型									
		飽田天明 くましよう 飽田天明 2 車載型									
		飽田天明 " " 3 車載型									
		飽田天明 " " 金峰 1 車載型									
		飽田天明 " " 指揮 5 車載型									
		平田 くましよう 飽田天明 9 携帯型									
		平田 " " 10 携帯型									
		平田 " " 11 携帯型									
		平田 " " しんこう 51 携帯型									
		平田 " " 52 携帯型									
		平田 " " 53 携帯型									

(4) 無線一覧表(救急波)

く ま し ょ う 小 萩

く ま し ょ う 本 部

く ま し ょ う 河 内

中央署	きゅうきゅう熊消1 きゅうきゅう熊消10	車 載 型
南熊本	きゅうきゅう南熊本1	
出水	きゅうきゅう出水1	
清水	きゅうきゅう清水1	
楠	きゅうきゅう楠 1	
北部	きゅうきゅう北部1	

西署	きゅうきゅう熊消2 きゅうきゅう熊消20	車 載 型
池田	きゅうきゅう池田1	
田崎	きゅうきゅう田崎1	
小島	きゅうきゅう小島1	
島崎	きゅうきゅう島崎1	
河内	きゅうきゅう河内1	
平田	きゅうきゅう平田1	
川尻	きゅうきゅう川尻1	
飽田 天明	飽田 きゅうきゅう 1 天明	

東署	きゅうきゅう熊消3 きゅうきゅう熊消30	車 載 型
託麻	きゅうきゅう託麻1	
小山	きゅうきゅう小山1	

(5) 無線施設状況

固定局	6
基地局	6
陸上移動局	200
車 載 型	100
携 帯 型	100
携帯局	91
携帯局非常備 携 帯 型	91
※固定局間(=)の交信は市波で運用	

3 熊本市上下水道局無線(周波数372.325MHz)

種 別(出力)	呼 出 名 称	設 置 場 所
基地局(5W)	くますい	水運用課(主制御器) 管路維持課(遠隔制御器)
車載携帯型(5W)	くますい1～6	水運用課
車載型(5W)	くますい7～9	水運用課
車載携帯型(5W)	くますい10～12	水運用課
携帯型(5W)	くますい20～21	総務課富合営業所
携帯型(5W)	くますい22～24	水運用課
車載型(5W)	くますい40～46	管路維持課
車載型(5W)	くますい60～62	水運用課(西部水道センター)
携帯型(5W)	くますい63	水運用課(西部水道センター)
車載型(5W)	くますい70～71	水運用課(北部水道センター)
車載型(5W)	くますい80～81	水道整備課
携帯型(5W)	くますい82	水運用課

4 熊本市交通局無線(周波数151.65MHz157.97MHz)

種 別(出力)	呼 出 名 称	設 置 場 所
基地局 (5W)	くまもとしこうつう	電車課
基地局 (5W)	くまもとしおおえ	自動車課
基地局 (5W)	くまもとしおみね	小峯営業所
基地局 (5W)	くまもとしかみくましやこ	電車課
移動局 (5W)	くまもとこうつう1	電車課キャブ型バン軽(緊急指定車両)
移動局 (5W)	くまもとしくつう2	電車課キャブ型バン(緊急指定車両)
移動局 (5W)	くまもとしくつう3	電車課3tダンプトラック(緊急指定車両)
移動局 (5W)	くまもとしくつう4	電車課キャブ型バン軽(緊急指定車両)
移動局 (5W)	くまもとしくつう5	電車課2tダンプトラック(緊急指定車両)
移動局 (5W)	くまもとしくつう6	電車課架線作業車(緊急指定車両)
移動局 (1W)	くまもとしくつう11 ↓	(11・12・19・20・21・22・23) 電車課携帯
移動局 (1W)	くまもとしくつう23	(13から18までは廃止済み)
移動局 (5W)	くまもとしくつう101 ↓	電車搭載(42両)
移動局 (5W)	くまもとしくつう142	
移動局 (5W)	くまもとしくつう144 ↓	電車搭載(2両)
移動局 (5W)	くまもとしくつう145	
移動局 (5W)	くまもとしおおえ1 ↓	自動車課携帯
移動局 (5W)	くまもとしおおえ8	
移動局 (5W)	くまもとしおおえ10 ↓	整備工場公用車搭載
移動局 (5W)	くまもとしおおえ11	
移動局 (5W)	くまもとしおおえ12	自動車課公用車搭載
移動局 (5W)	くまもとしもとやま2 ↓	バス搭載 14台 (予備 1台整備工場保管)
移動局 (5W)	くまもとしもとやま55	
移動局 (5W)	くまもとしかみくまもと1	小峯営業所公用車搭載
移動局 (5W)	くまもとしかみくまもと2 ↓	バス搭載 14台 (予備 3台、整備工場保管)
移動局 (5W)	くまもとしかみくまもと66	
移動局 (5W)	くまもとしおみね2 ↓	バス搭載 28台 (予備 1台、整備工場保管)
移動局 (5W)	くまもとしおみね82	

VII 気 象

1 月平均最高気温 (°C)

平年値 (1981~2010年)

月 位置	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	全年
熊本市	10.5	12.1	15.7	21.3	25.6	28.2	31.7	33.2	29.9	24.6	18.5	13.0	22.0

2 月平均最低気温 (°C)

平年値 (1981~2010年)

月 位置	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	全年
熊本市	1.2	2.3	5.6	10.3	15.2	19.8	24.0	24.4	20.8	14.2	8.3	3.1	12.5

3 月降水量 (mm)

平年値 (1981~2010年)

月 位置	1	2	3	4	5	6	7
熊本市	60.1	83.3	137.9	145.9	195.5	404.9	400.8
月 位置	8	9	10	11	12	全 年	
熊本市	173.5	170.4	79.4	80.6	53.6	1985.8	

4 月最多風向 (16方位)

平年値 (1981~2010年)

月 位置	1	2	3	4	5	6	7
熊本市	NW	NNW	NNW	NNW	SW	SW	SW
月 位置	8	9	10	11	12	全 年	
熊本市	SW	NNW	NNW	NNW	N	NNW	

5 月平均風速 (m/s)

平年値 (1981~2010年)

月 位置	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	全年
熊本市	2.2	2.2	2.5	2.6	2.3	2.5	2.5	2.6	2.3	2.2	2.1	2.2	2.4

6 日最大風速月別の極値 (m/s)

統計期間 (1890/2~2011年)

月位置	1	2	3	4	5	6	7
熊本市	14.3 WNW 1968年14日	16.7 NE 1968年15日	15.5 NW 1956年12日	14.3 E 1970年24日	14.7 E 1949年30日	26.0 S 1914年3日	18.5 S 1930年18日
月位置	8	9	10	11	12	全年	備考
熊本市	38.7 E 1902年10日	26.6 SW 1927年13日	16.5 NNW 1941年1日	15.2 WNW 1951年25日	16.5 WNW 1958年26日	38.7 E 1902年8月10日	

7 日最大瞬間風速月別の極値 (m/s)

統計期間 (1937~2011年)

月位置	1	2	3	4	5	6	7
熊本市	23.4 WNW 1963年21日	23.1 W 2000年8日	26.3 WNW 1998年14日	25.9 WNW 1969年16日	21.7 ESE 2003年25日	28.5 S 2003年19日	30.1 S 1993年30日
月位置	8	9	10	11	12	全年	備考
熊本市	40.9 W 1965年6日	52.6 S 1991年27日	26.0 NNW 2004年20日	20.8 NNW 2006年11日	23.9 WNW 1958年26日	52.6 S 1991年9月27日	

8 日降水量月別の極値 (mm)
年)

統計期間 (1890/2~2011年)

月位置	1	2	3	4	5	6	7
熊本市	64.1 1928年27日	116.5 1912年28日	106.1 1966年7日	161.0 1993年28日	351.0 1988年3日	411.9 1953年26日	480.5 1957年25日
月位置	8	9	10	11	12	全年	備考
熊本市	250.0 1980年29日	171.5 1995年3日	125.3 1938年3日	93.9 1934年26日	132.2 1890年28日	480.5 1957年7月25日	

9 日最大1時間降水量月別の極値 (mm)

統計期間 (1890/2~2011年)

月位置	1	2	3	4	5	6	7
熊本市	23.0 1972年24日	45.2 1912年28日	35.3 1966年7日	41.0 1958年30日	71.0 1988年3日	86.5 2006年26日	80.5 2003年12日
月位置	8	9	10	11	12	全年	備考
熊本市	64.5 1956年27日	59.5 1913年20日	45.6 1923年2日	39.5 1984年11日	54.0 1890年28日	86.5 2006年6月26日	

10 気象災害の月別発生回数、台風接近数、日降水量、日最大風速

ア 気象災害の月別発生回数 (2002～2011年)

気象現象	月												
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
大雨・強風	1	1	-	-	6	14	16	10	3	2	-	1	54
強風	1	-	3	-	1	2	3	6	5	1	-	2	24
竜巻	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1
波浪	2	-	3	-	1	2	-	2	3	1	-	1	15
高潮	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1
雷	-	-	1	-	-	-	5	5	-	-	-	-	11
高温	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	2
少雨・多照	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
低温	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
大雪	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	4
ひょう(あられ)	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	2
濃霧	-	1	-	3	3	3	2	-	-	-	1	-	13
赤潮	-	-	-	-	-	1	2	1	-	-	-	-	4
台風	-	-	-	-	-	2	1	5	5	1	-	-	14
低気圧(前線)	3	3	2	3	9	16	17	4	1	1	1	1	61
	10	5	9	6	21	42	47	34	18	6	2	6	206

※ 台風及び低気圧(前線)の回数は気象現象別の回数を集計したもので、各気象現象欄の発生回数にも含まれている

イ 台風の発生数・上陸数及び接近数の平年値(1981～2010年)

項目	月												年計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
発生数	0.3	0.1	0.3	0.6	1.1	1.7	3.6	5.9	4.8	3.6	2.3	1.2	25.6
九州上陸数	-	-	-	-	-	0.1	0.2	0.3	0.4	0.0	-	-	1.1
九州北部地方接近数	-	-	-	0.0	0.0	0.3	0.8	1.0	1.0	0.3	-	-	3.2
九州南部接近数	-	-	-	0.0	0.0	0.4	0.7	0.9	1.0	0.4	0.0	-	3.3

* 上陸とは台風の中心が九州の海岸線に達した場合をいい、小さい島や半島を横切って短時間で再び海上に出た場合は通過とし、上陸には含まない。

* 接近とはそれぞれの地方の気象官署(特別地域気象観測所を含む)から300km以内を通過したもの。

* 九州北部地方とは、山口県、福岡県、長崎県、佐賀県、熊本県、大分県をいい、九州南部とは、宮崎県、奄美地方を除く鹿児島県をいう。

ウ 日降水量の累年順位表

(単位:mm)

官署	順位		1位	2位	3位	4位	5位	統計期間
	種別							
熊本	降水量		480.5	411.9	394.5	351.0	298.3	1890/2~2011
	年月日		1957.7.25	1953.6.26	1982.7.24	1988.5.3	1923.7.5	
	原因		梅雨	梅雨	梅雨	前線	梅雨	
阿蘇山	降水量		432.3	407.5	406.4	401.5	391.0	1931/11~2011
	年月日		1953.6.26	1982.7.24	1963.8.9	1995.7.3	2003.7.12	
	原因		梅雨	梅雨	台風	梅雨	梅雨	
人吉	降水量		331.5	300.0	286.5	283.0	264.0	1943/1~2011
	年月日		1995.7.3	2006.7.22	1983.7.15	1972.7.5	1997.7.9	
	原因		梅雨	梅雨	梅雨	梅雨	梅雨	
牛深	降水量		332.0	325.5	290.0	270.0	254.0	1949/7~2011
	年月日		1971.7.23	2006.7.22	1976.7.19	1990.6.30	1989.7.28	
	原因		梅雨	梅雨	台風	梅雨	台風	

工 日最大1時間降水量の累年順位表

(単位:mm)

官署	順位		1位	2位	3位	4位	5位	統計期間
	種別							
熊本	降水量		86.5	80.5	77.0	76.0	75.5	1890/2~2011
	年月日		2006.6.26	2003.7.12	1975.6.25	1957.7.25	2001.6.28	
	原因		梅雨	梅雨	梅雨	梅雨	前線	
阿蘇山	降水量		88.5	88.2	88.0	87.6	80.5	1952/4~2011
	年月日		1997.5.14	1956.9.16	1993.7.17	1958.8.13	2001.6.29	
	原因		前線	前線	梅雨	前線	前線	
人吉	降水量		103.5	78.0	77.5	74.7	74.0	1943/1~2011
	年月日		1996.7.3	2005.7.6	1980.7.26	1954.7.9	1971.7.19	
	原因		梅雨	前線	前線	梅雨	梅雨	
牛深	降水量		97.6	81.0	80.0	79.5	77.6	1949/7~2011
	年月日		1949.8.12	1985.7.19	1972.6.27	2011.7.6	1959.7.15	
	原因		前線	前線	梅雨	梅雨	梅雨	

オ 日最大風速の累年順位表

(風速:m/s、風向:16方位)

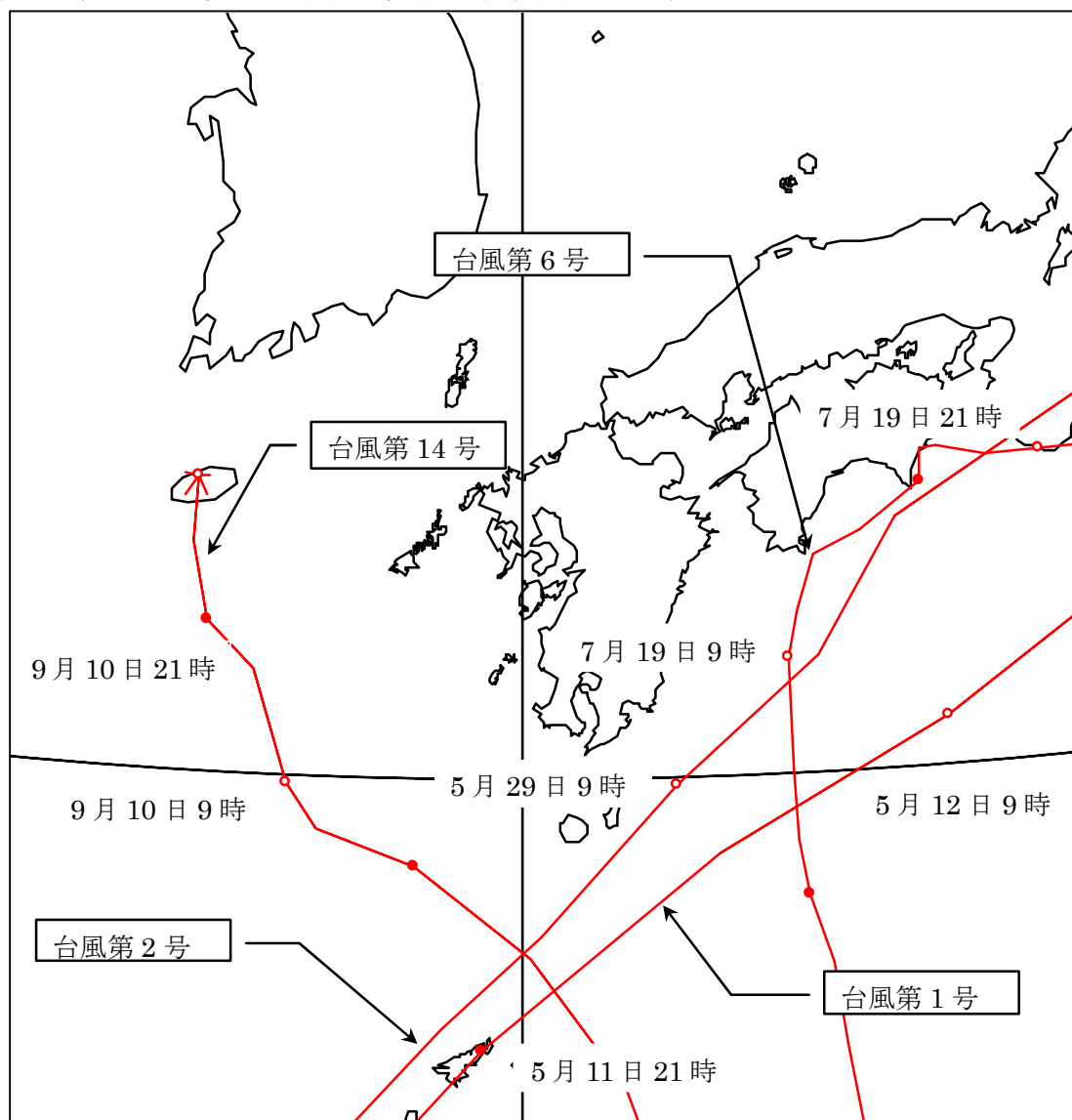
官署	順位		1位	2位	3位	4位	5位	統計期間
	種別							
熊本	風速・風向		38.7E	26.6SW	26.0S	25.8S	25.8SE	1890/2~2011
	年月日		1902.8.10	1927.9.13	1914.6.3	1991.9.27	1942.8.27	
	原因		台風	台風	台風	台風	台風	
阿蘇山	風速・風向		32.9S	30.2S	29.9SSW	28.8NE	28.1SW	1931/11~2011
	年月日		1999.9.24	1991.9.27	2004.9.7	1935.9.24	1950.4.5	
	原因		台風	台風	台風	台風	低気圧	
人吉	風速・風向		34.7SSE	30.9SSE	29.2SE	28.1ENE	26.2ENE	1943/1~2011
	年月日		1965.8.6	1995.9.24	1951.10.14	1955.9.30	1955.9.29	
	原因		台風	台風	台風	台風	台風	
牛深	風速・風向		37.3ENE	31.0SE	30.3SE	30.0SE	28.9SW	1949/7~2011
	年月日		1965.8.6	1976.9.12	1970.8.14	1991.9.14	1956.8.17	
	原因		台風	台風	台風	台風	台風	

力 日最大瞬間風速の累年順位表

(風速:m/s、風向:16方位)

官署	順位		1位	2位	3位	4位	5位	統計期間
	種別							
熊本	風速・風向		52.6S	49.0SSE	47.4SSW	40.9W	39.6S	1937/1~2011
	年月日		1991.9.27	1999.9.24	2004.9.7	1965.8.6	1991.9.14	
	原因		台風	台風	台風	台風	台風	
阿蘇山	風速・風向		60.9SW	57.1SSW	55.9SSW	54.0SW	49.9SW	1952/1~2011
	年月日		1991.9.27	2004.9.7	1993.3.24	1999.9.24	1996.8.14	
	原因		台風	台風	低気圧	台風	台風	
人吉	風速・風向		58.5SE	49.9ESE	48.8SSE	48.0SSE	46.8ESE	1946/4~2011
	年月日		1995.9.24	1999.9.24	1991.9.27	1965.8.6	1992.8.8	
	原因		台風	台風	台風	台風	台風	
牛深	風速・風向		66.2ENE	52.1SW	52.0SE	49.2ENE	48.0SE	1949/7~2011
	年月日		1999.9.24	1991.9.27	2004.9.7	1965.8.6	1976.9.12	
	原因		台風	台風	台風	台風	台風	

平成23年に九州に接近した台風の経路図（上陸台風は無し）



1 2 熊本地方気象台階級別有感地震発生回数

年	震度					計	年	震度					計
	1	2	3	4				1	2	3	4		
昭和	3	21	6	1	0	28		45	8	3	1	1	13
	4	29	11	3	0	43		46	10	4	0	0	14
	5	21	6	4	0	31		47	2	4	1	0	7
	6	26	6	4	0	36		48	2	0	0	0	2
	7	7	4	0	0	11		49	7	5	1	0	13
	8	26	13	2	0	41		50	14	5	4	1	24
	9	7	5	1	0	13		51	2	3	3	1	9
	10	9	3	1	0	14		52	36	12	5	1	54
	11	7	1	1	0	9		53	13	3	1	0	17
	12	23	12	3	3	41		54	4	4	2	0	10
	13	5	4	0	0	9		55	0	1	3	0	4
	14	10	2	0	1	13		56	5	0	0	1	6
	15	9	0	0	0	9		57	7	1	0	0	8
	16	14	4	1	1	20		58	7	2	2	0	11
	17	9	8	1	0	18		59	4	2	0	1	7
	18	27	9	2	0	38		60	1	1	1	0	3
	19	13	4	1	0	18		61	2	0	1	0	3
	20	8	3	0	0	11		62	5	2	0	1	8
	21	14	12	6	1	33		63	3	1	1	0	5
	22	14	9	4	0	27	平成	元	3	0	0	0	3
	23	4	10	2	1	17		2	7	4	1	0	12
	24	7	10	2	0	19		3	4	2	0	0	6
	25	3	6	1	0	10		4	7	3	0	0	10
	26	10	1	3	0	14		5	1	0	0	0	1
	27	4	1	0	0	5		6	6	1	1	0	8
	28	6	2	0	0	8		7	9	3	1	0	13
	29	4	0	0	0	4		8	10	6	1	1	18
	30	3	1	1	0	5		9	16	4	5	1	26
	31	3	0	1	0	4		10	7	4	0	0	11
	32	0	3	0	0	3		11	11	5	2	0	18
	33	11	4	1	0	16		12	14	12	1	1	28
	34	4	1	1	0	6		13	8	2	1	0	11
	35	6	3	1	0	10		14	7	3	1	0	11
	36	13	3	3	0	19		15	16	5	0	0	21
	37	8	7	3	0	18		16	8	5	1	0	14
	38	6	7	3	0	16		17	15	3	2	1	21
	39	5	5	1	0	11		18	5	8	0	0	13
	40	5	2	3	0	10		19	7	1	1	0	9
	41	3	3	2	0	8		20	6	1	0	0	7
	42	6	6	0	0	12		21	10	2	0	0	12
	43	5	5	3	2	15		22	3	0	1	0	4
	44	7	1	2	0	10		23	12	4	1	0	17

気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。

4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注 1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年(2008 年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。

(注 1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年(1981 年)以前は耐震性が低く、昭和 57 年(1982 年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱 5 強	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強 7	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度 5 弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まる [※] ことがある。
断水、停電の発生	震度 5 弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [※] 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度 4 程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。そのための対策として、震度 6 弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。

エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。
-----------	--

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

大規模構造物への影響

長周期地震動 [※] による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いいため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

VIII 被害報告

1 被害報告取扱要領

災害対策基本法、災害救助法、その他法令等の規定による災害に関する情報収集、被害報告(以下「被害報告等」という。)は、県における災害応急対策および災害復旧の基礎資料となるものであるから、迅速かつ的確に処理するものとし、この取扱いについては、下記の要領によって行うものとする。

1 定 義

この取扱要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象、又は大規模な火事もしくは爆発、大規模な事故等の原因により生ずる被害をいう。
- (2) 被害の判定基準は、次のとおりである。

区 分		判 定 基 準
人 的 被 害	死 者	当該災害が原因で死亡し死体を確認したもの、死体は確認できないが死亡したことが確実な者とする。
	行 方 不 明 者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1ヶ月以上治療を要する見込みの者とする。
	軽 傷 者	災害のために負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1ヶ月未満で治癒できる見込みの者とする。
住 家 の 被 害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わないものである。
	戸 数	独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部を戸の単位とする。
	世 帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。例えば、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯とする。
	住 家 全 壊 (全焼・全流出)	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは、流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害額を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

区 分		判 定 基 準
住 家 の 被 害	住 家 半 壊 (半 焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	床 上 浸 水	住家の床以上に浸水したもの、および全壊あるいは半壊には該当しないが、土砂、木竹等の堆積のため一時的に居住することができないものとする。
	床 下 浸 水	住家の床上浸水にいたらないものとする。
	一 部 破 損	全壊(全焼、流失、埋没を含む)、半壊(半焼、流失、埋没を含む)、床上浸水、下浸水に該当しないもので建物の一部が破損したものとするが、窓ガラス等が数枚破損した程度の軽微な被害は除くものとする。
非 住 家 の 被 害	公 共 建 物	例えば、役場庁舎、公立保育所、公民館等の公用又は公共用に供する建物で全壊又は半壊したものとする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物で全壊または半壊したものとする。
り 災 者 等	り 災 世 帯	災害によって全壊、半壊および床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子夫婦であっても、生活が別々であれば分けて扱うものとする。
	り 災 者	り災世帯の構成員とする。
文 教 施 設 等	公 共 文 教 施 設	地方公共団体の設置する小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園のうち、建物、工作物、土地又は設備に被害を受けた施設とする。
	社 会 教 育 施 設	学校の教育課程として行われる教育活動を除き主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む)を行うための施設であって、公民館、図書館、博物館、青年の家及びその他必要な施設とする。
	文 化 財	文化財保護法第2条に定める文化財のうち、有形文化財、民俗文化財、記念物及び伝統的建造物群とする。

区 分		判 定 基 準
農 林 水 産 業 施 設	田 の 流 失 埋 没	田の耕土、畦畔が流失したもの、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田 の 冠 水	作物の上部先端が見えない程度に水中に没したものとする。
	畑の流失・埋没及び畑の冠水	田の例に準じて取扱う。
	農 業 用 施 設	農地の利用又は保全上必要な公共的施設であって次のものとする。 1. かんがい排水施設 2. 農業用道路 3. 農地又は農作物の災害を防止するため必要な施設
	林 業 用 施 設	林地の利用又は保全上必要な公共的施設であって次のものとする。 1. 林地荒廃防止施設(地方公共団体又はその機関の維持管理に属するものを除く。) 2. 林道
	漁 業 施 設	漁場の利用又は保全上必要な公共的施設であって次のものとする。 1. 沿岸漁場整備開発施設 2. 漁港施設
	共 同 利 用 施 設	農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会又は水産業協同組合、同連合会の所有する倉庫、加工施設、共同作業場及びその他の農林水産業の共同利用に供する施設とする。
公 共 土 木 施 設	河 川	河川法が適用され、もしくは準用される河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	海 岸	国土を保全するために防護することを必要とする海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護するための施設とする。
	砂 防	砂防法第1条の規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設とする。
	林 地 荒 廃 防 止 施 設	山林砂防施設(立木を除く。)又は海岸砂防施設(防潮堤を含み、立木を除く。)とする。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設とする。
	急 傾 斜 地 崩 壊 防 止 施 設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設とする。

区 分		判 定 基 準
公 共 土 木 施 設	道 路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋 り よ う	道路と連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	港 湾	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい溜施設、又は港湾の利用および管理上重要な臨港交通施設とする。
	漁 港	漁港漁場整備法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設とする。
	下 水 道	下水道法第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4項に規定する流域下水道又は同条第5号に規定する都市下水路とする。
	集 落 排 水 施 設	農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設とする。
衛 生 施 設	医 療 施 設	病院、診療所及び助産所とする。
	そ の 他	各種医療関係者養成機関、衛生検査所、歯科技工所、施術所、保健所、保健センター、火葬場、と畜場等とする。
環 境 施 設	水 道 施 設	人の飲用に適する水として供給する施設であって、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設とする。
	水 質 特 定 施 設 排 水 施 設 対 象 事 業 場	水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設、熊本県生活環境の保全等に関する条例第28条第2号に規定する排水施設及び熊本県地下水保全条例第7条第2号に規定する対象事業場で、災害によって人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがあるものとする。
	廃 棄 物 処 理 施 設	ごみ処理、し尿処理施設及び産業廃棄物処理施設とする。
社 会 福 祉 施 設	老 人 福 祉 施 設	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)とする。
	児 童 福 祉 施 設	助産施設、乳児院、母子生活支援施設保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障がい児施設、知的障がい児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障がい児施設、情緒障がい児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。
	心 身 障 が い 者 福 祉 施 設	肢体不自由者更生施設、身体障がい者療護施設、身体障がい者福祉ホーム、身体障がい者授産施設、身体障がい者福祉工場、補装具製作施設、点字図書館、聴覚障がい者情報提供施設、身体障がい者福祉センター、知的障がい者更生施設、精知的障がい者授産施設、障がい者支援施設及び知的障がい者通勤寮とする。
	介 護 保 険 施 設	介護保険法に規定する介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設とする。

区 分		判 定 基 準
都市施設	公 園 等	都市計画法第11条第1項第2号に規定する公園、緑地、広場、墓園、その他の施設とする。
	そ の 他	街路、都市排水施設、防空壕、堆積土砂排除事業等の要件を具備したものとする。
公 営 住 宅		公営住宅法により、地方公共団体が国の補助を受けて建設し、その住民に賃貸するための住宅及びその付帯施設とする。
農業 関係 被害	農 作 物 等	米、麦、雑こく類、野菜、果樹工芸作物、飼料作物、花卉、桑及び茶などとする。
	樹 体	果樹、茶樹、桑樹等の樹体とする。
	家 畜 等	牛、馬、豚、鶏等の家畜及び畜産物とする。
	在 庫 品	農業協同組合及び農業協同組合連合会の所有又は管理する物(生産資材、食料品、消費生活物資等)とする。
	非共同利用施設	個人所有の倉庫、畜舎、ビニールハウス、その他の農業用施設とする。
林業 関係 被害	山 地 崩 壊	土砂の崩落又は地すべりにより山地が崩壊したものとする。
	造 林 地 等	人工造林地における造林木及び天然本(利用伐期齢級未満のもの)とする。
	林 産 施 設	木杉倉庫、貯木場、集運材施設、炭がま、木炭倉庫、しいたけ育成施設、特殊林産物倉庫、しいたけほだ木等とする。
	苗 畑 等	幼苗、山行苗の苗木及び苗畑やその附属施設とする。
	林 産 物	立木(利用伐期齢級以上のもの)、素材、製材、竹材、たけのこ、しいたけ、その他のものとする。
	在 庫 品	森林組合及び森林組合連合会並びに木・製材業者の所有または管理する物(木材、薪炭、特殊林産物)とする。
水産業 関係 被害	水 産 物	漁獲物、養殖物及び加工品等とする。
	漁 船	漁業に従事する船舶、漁場から漁獲物等を運搬する船舶、漁業に関する試験、調査、指導、若しくは練習に従事する船舶又は漁業の取締に従事する船舶であって漁ろう設備を有するものとする。

区 分		判 定 基 準
水産業関係被害	漁 具	大型定置網、小型定置網、さし網、はえなわ、たこつぼ、えり、やな等とする。
	養 殖 施 設	のり、かき、真珠、ほたて貝、はまち、たい等の魚貝類の養殖施設とする。
	漁 場	漁業法第6条に規定する漁業権の設定されている漁場とする。
	在 庫 品	水産業協同組合の所有又は管理するものとする。
商工業関係被害	商 業	商品売って利益を得ることを目的とする事業であって卸業、小売業、仲立ち業等とする。
	工 業	原料を加工して有用物とする事業とする。
	鉱 業	鉱物の試掘、採掘及びこれに附属する選鉱、製錬、その他の事業とする。
	観 光 施 設	観光旅行者の利用の供される施設であって、宿泊施設及びその附属施設遊園地、動物園、スキー場及びその他の遊戯、鑑賞又は運動のための施設とする。
	船 舶 (漁船を除く)	ろかいのみをもって運動する舟以外の舟で船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
火 災 発 生		地震又は火山噴火の場合のみ発生した火災とする。
その他の被害	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害を受けたものとする。
	交 通 止 め	冠水又は崩土等により交通止めになった道路とする。
	が け 崩 れ	道路、人家又はその他の施設に影響を及ぼす山崩れ、土石流、地すべり、がけ崩れとし、農林水産業施設、公共土木施設、農業関係被害及び林業関係被害欄に掲げたものを除いたものとする。
	電 話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ブ ロ ッ ク 塀 等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

2 収集及び報告要領

(1) 市町村における措置

- ① 災害を覚知したときは、その災害の状況、災害に対してとるべき処置を別紙様式1（災害情報）により、その都度地域振興局（熊本市にあっては熊本土木事務所。以下「地域振興局等」という。）に報告すること。

- ② 災害による被害状況及び応急措置状況等（様式2号）を一定時間（特に指定しない場合には、毎日9時30分まで及び14時30分までの2回）に、地域振興局等に報告すること。
- ③ 各部門の被害状況については、管内の確実な被害状況等を取りまとめるうえ県等の出先機関に報告するものとする。この場合必ず当該市町村内の各部門主管課と連絡を密にし、被害報告等取扱責任者の決済を得るものとする。
- ④ 同一災害による被害状況については、被害調査および応急対策が終了した後10日以内に文書（様式2号）をもって地域振興局等に報告すること。
- ⑤ 毎年1月1日から12月31日までの災害による被害状況（災害年報（様式5号））を、4月1日現在で明らかになったものを4月5日までに地域振興局等に報告するものとする。

(2) 地域振興局等における措置

- ① 地域振興局等は、市町村からの災害状況および災害に対してとるべき措置の報告をその都度危機管理防災課（災害対策本部）に報告（様式1号）するものとする。
- ② 市町村からの災害による被害状況および応急措置状況等（様式2号）を一定時間（特に指定しない場合には、毎日10時まで及び15時までの2回）に、危機管理防災課（災害対策本部）に報告すること。
- ③ 併せて市町村から各部門の被害状況を取りまとめるうえ、本庁各関係部（課）に報告すること。
- ④ 市町村からの同一災害による被害状況について、市町村別に取りまとめるうえ、10日以内に危機管理防災課に報告すること。
- ⑤ 市町村からの毎年1月1日から12月31日までの災害による被害状況（災害年報）を取りまとめるうえ、4月10日までに危機管理防災課長に報告するものとする。

(3) 県（本庁）における措置

- ① 災害情報（様式1号）については、市町村別、地域別に取りまとめるものとする。
- ② 地域振興局等から災害による被害状況及び応急措置状況（様式2号）は、市町村別、地域別に取りまとめるものとする。
- ③ 出先機関からの部門別被害状況については、それぞれの担当部（局）において市町村別に取りまとめるうえ、一定時間（特に指定しない場合は、毎日10時まで、及び15時までの2回）に、危機管理防災課（災害対策本部）に報告するものとする。
- ④ 同一災害による部門別被害状況について、各担当部（局）は、市町村別、振興局別に取りまとめるうえ、10日以内に危機管理防災課（災害対策本部）に報告するものとする。
- ⑤ 危機管理防災課は、それぞれ報告のあった事項について項目別に取りまとめるものとする。
- ⑥ 危機管理防災課長は、取りまとめた被害状況を東京事務所長に連絡するものとする。
- ⑦ 危機管理防災課（災害対策本部）は、電力施設、通信施設、交通機関（鉄道、船船、バス、航空機等）の被害状況については、それぞれの関係機関から報告を求めるものとする。
- ⑧ 毎年1月1日から12月31日までの災害による部門別被害状況を4月1日現在で明らかになったものを、それぞれ担当部（局）において取りまとめるうえ4月10日までに危機管理防災課に報告するものとする。（その都度文書をもって照会する）

3 報告等の種別

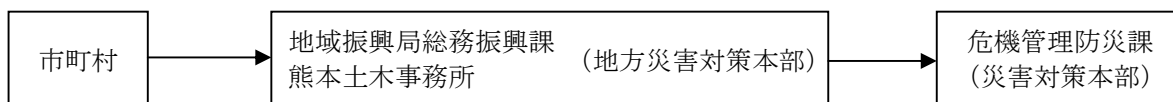
災害の報告は、災害情報、被害状況報告、被害状況確定報告、災害年報とし報告の区分及び報告様式は、次のとおりとする。

報告区分	報告責任者	報告様式	摘要
(1) 災害情報	市町村長 県の出先機関の長	様式第1号	災害を覚知したときは、災害の状況および災害に対してとるべき措置等についてその都度報告すること。
(2) 被害状況報告 (速報)	市町村長 地域振興局及び 熊本土木事務所長	様式第2号	災害により発生した被害状況および応急措置状況を一定時間を置き報告するものとし、地域振興局及び熊本土木事務所にあつては集計表を付すること。
(3) 被害状況報告 (確定)	市町村長 地域振興局長及び 熊本土木事務所長	様式第2号	同一の災害に対する被害調査が終了したときまたは応急対策が終了した日から10日以内に文書をもって報告すること。 この場合、様式2号により市町村別とし、地域振興局及び熊本土木事務所にあつては集計表を付すること。
(4) 各部門別被害 状況報告 (速報・確定)	各部門別担当部(局)長	各部門ごとの報告取扱要領による様式とする。但し、危機管理防災課の取りまとめは様式3号による。	災害により発生した被害状況および応急措置状況を各部門別に一定時間を置き報告すること。この場合は、市町村別とし、集計表を付すること。又同一災害に対する被害調査が終了した日から10日以内に文書をもって報告すること。
(5) 住民避難等報告	市町村長 地域振興局及び 熊本土木事務所長	様式第4号	住民の避難状況を一定時間置いて報告するものとする。
(6) 災害年報	市町村長 地域振興局長及び 熊本土木事務所長 各部門別担当部(局)長	様式第5号 別途照会する様式とする。	毎年1月1日から12月31日までの被害状況について4月1日現在で明らかになったものを報告する。

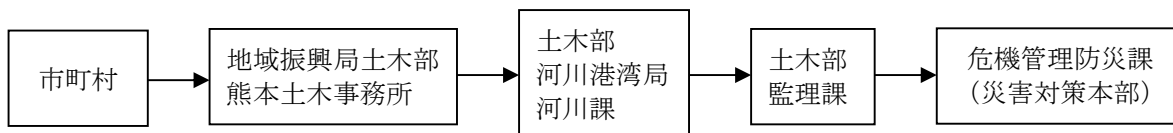
4 報告等の様式および報告等の系統

市町村、県における被害報告は、次の報告系統によって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、本系統によらず直ちに必要な関係機関に報告することができる。

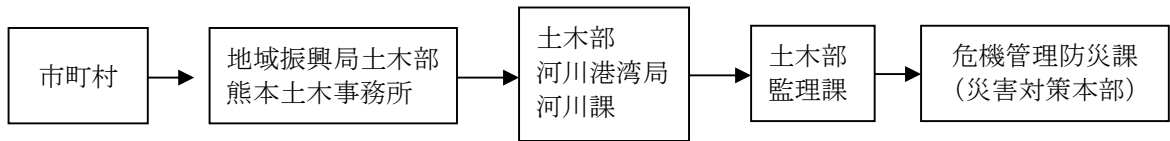
- (1) 災害情報(様式第1号)、被害状況報告(速報)(様式第2号)、被害状況報告(確定)(様式第2号)
住民避難等報告(様式第4号)



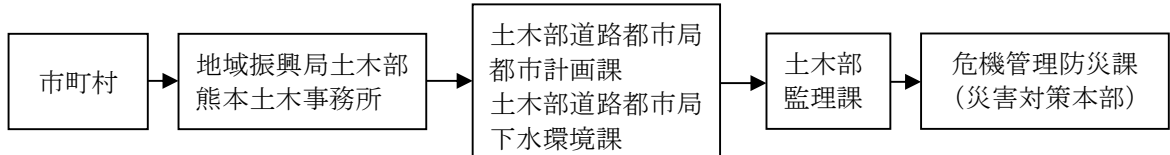
- (2) 公共土木施設(河川、海岸、砂防、道路、橋りょう) 関係被害報告(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第5条第1項、第2項、規則第4条)



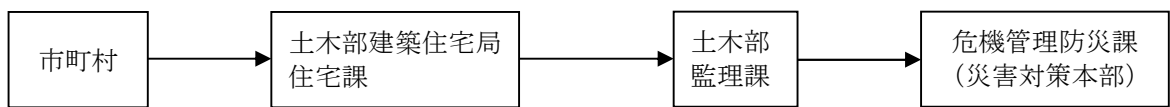
(3) 湾岸関係費外報告(公共土木施設災害復旧事業費負担法施行令第5条第1項、第2項、原則第4条)



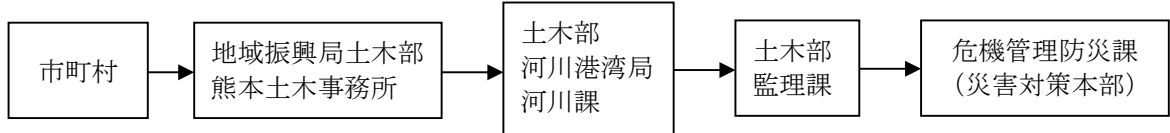
(4) 都市災害関係被害報告(都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針)



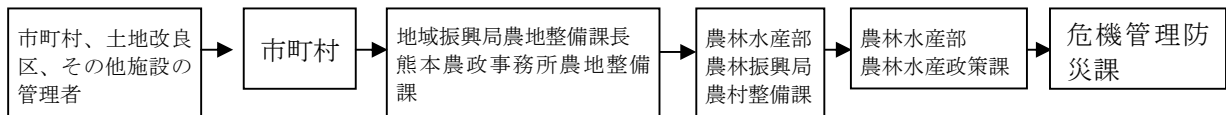
(5) 住宅(公営)関係被害報告(住宅局長通達「住宅災害速報の提出について」)



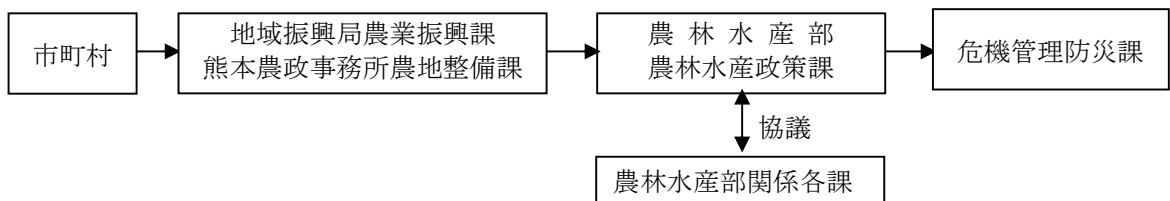
(6) 土砂災害関係(土石流、地すべり、急傾斜)被害報告(国土交通省河川局砂防部砂防計画課長、保全課長通達による「土砂災害による被害状況報告の提出について」)



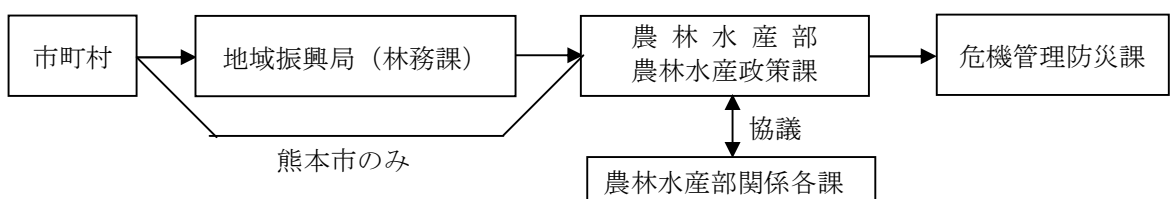
(7) 農地及び農業用施設関係被害報告(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づく農地、農業用施設災害復旧事業事務取扱要領)



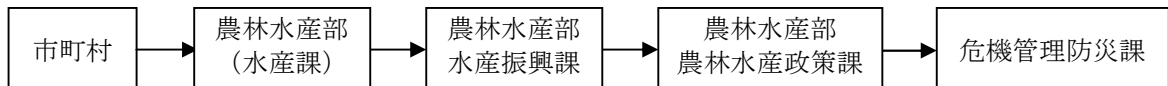
(8) 農業関係被害報告(農林水産省「農林水産業被害報告取りまとめ要領」)



(9) 林業被害報告(農林水産業被害取りまとめ要領、公共土木施設災害復旧事業費国庫補助負担法施行令第5条第1項、第2項、規則第2条)

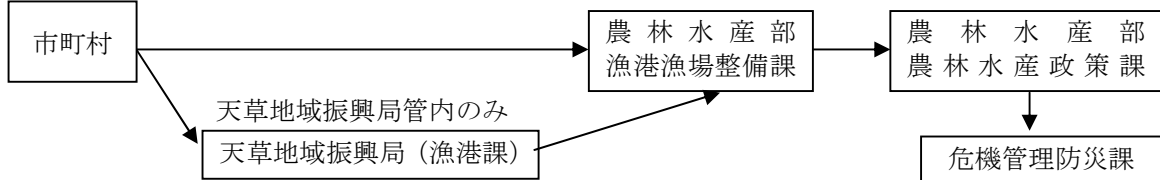


(10) 水産業関係被害報告（農林水産被害報告取りまとめ要領）

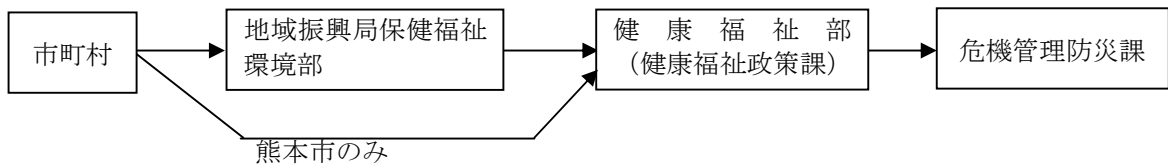


※ 熊本市は玉名地域振興局経由で報告

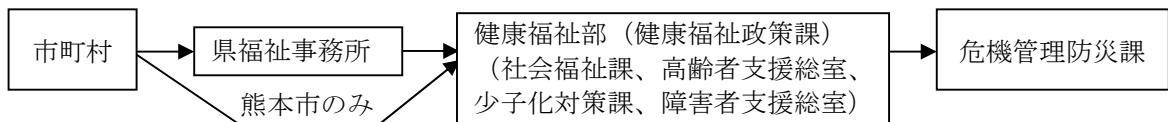
(11) 漁港関係被害報告（公共土木施設災害復旧事業費国庫補助負担法施行令第5条）



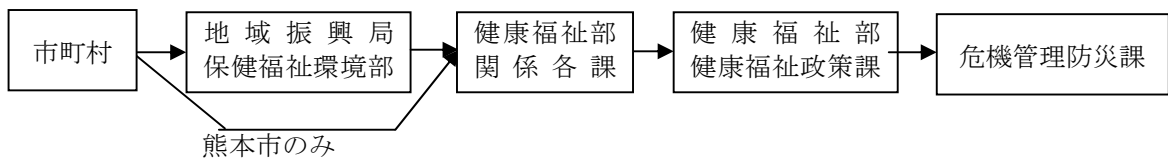
(12) 災害救助関係被害報告（社会局長通知「災害救助法による救助の実施について」）



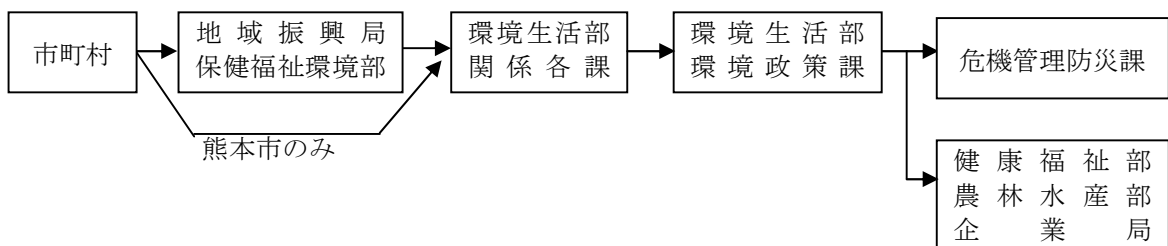
(13) 社会福祉施設、児童福祉施設関係被害報告



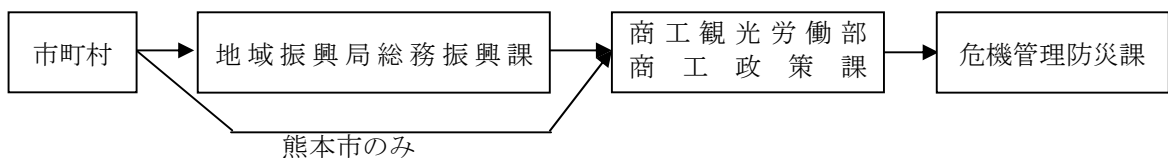
(14) 衛生関係被害報告（医療関係、火葬場、と畜場、保険センター）



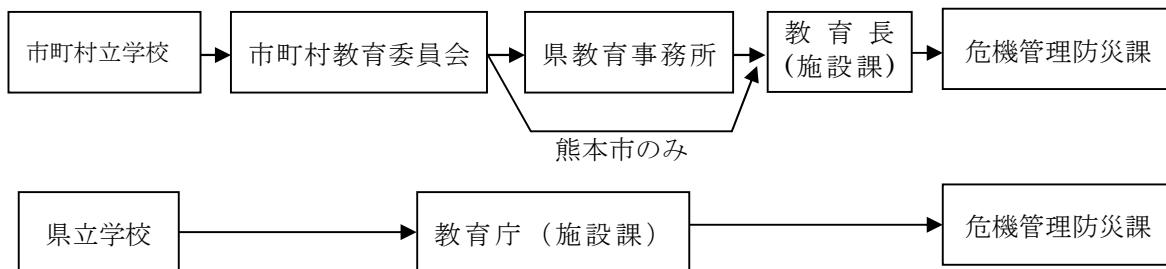
(15) 環境関係被害報告（水質特定施設、水道施設、排水施設、対象事業場、廃棄物処理施設）



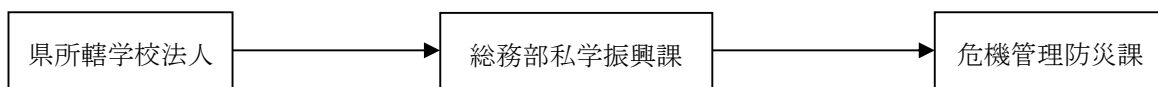
(16) 商工関係被害報告（商業、工業、鉱業）



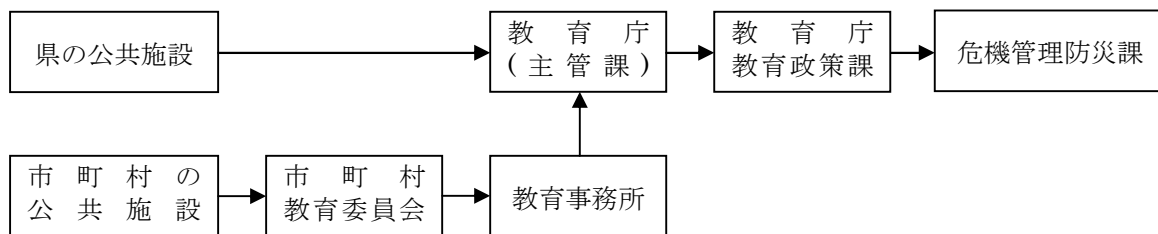
(17) 公立学校施設関係被害報告(文部省管理局長通知「公立学校施設災害復旧費国庫負担事業の事務手続等について」)



(18) 私立学校関係被害報告(文部省管理局長通知「私立学校の被害状況報告について」)



(19) 県(地方機関を含む)、市町村の教育関係公共施設(庁舎、社会教育施設、社会体育施設、文化財等)に係る被害報告



(20) その他の被害報告



様式1号

災 害 情 報			
災 害 の 種 別		災 害 発 生 日 時	
災 害 発 生 場 所			
発 信 機 関		受 信 機 関	
発 信 者		受 信 者	
発 信 時 刻		月 日 時 分	
受 信 事 項			
処 理 事 項			
<p>(注意)</p> <p>災害情報は、次の事項に留意して報告し、又は報告を受けること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 人的被害については、その被害の概要(発生日時、場所、被害の原因・状況・消防機関等の出動等)を記載するとともに、死者・行方不明者・重傷者・軽傷者等人的被害を受けた個人ごとにそれぞれ住所、氏名、年齢、性別を記載のこと。 2. 住家被害については、その被害の概要(発生日時、場所、被害の原因・状況・消防機関の出動等)を記載するとともに、被害棟数、世帯数、人数を記載すること。 3. 道路の規制状況については、規制の場所、被害の原因を記載すること。 4. 河川、海岸、溜池の護岸堤防、ダム等その他公共施設の危険状況・防災活動状況。 5. 住民の避難について、自主避難・避難勧告等の別、地区名、世帯数、人員、避難場所及び避難の原因等について記載すること。 			

被害状況報告（速報・確定）

様式2号

月 日 時 分 現在

報告者名（ ）

区分	市町村名		摘要	
人的被害	死者	人		
	行方不明者	人		
	重傷者	人		
	軽傷者	人		
住家被害	全壊	棟		
		世帯		
		人		
	半壊	棟		
		世帯		
		人		
	床上浸水	棟		
		世帯		
		人		
	床下浸水	棟		
		世帯		
		人		
	一部損壊	棟		
		世帯		
		人		
	非住家	公共建物	棟	
		その他	棟	
		り 災 世 帯 数	世 帯	
	り 災 者 数	人		
	災 害 対 策 本 部 設 置		月 日 時 分	
	災 害 対 策 本 部 解 散		月 日 時 分	
	災 害 救 助 法 適 用		月 日 時 分	
	消 防 職 員 出 動 延 人 員	人		
	消 防 団 員 出 動 延 人 員	人		

災 害 年 報

様式5号

地域振興局
市・町・村

区 分		災 害 名							計
		発生年月日							
人的被害	死 者	人							
	行方不明者	人							
	重 傷 者	人							
	軽 傷 者	人							
住家被害	全 壊	棟							
		世帯							
		人							
	半 壊	棟							
		世帯							
		人							
	床 上 浸 水	棟							
		世帯							
		人							
	床 下 浸 水	棟							
		世帯							
		人							
	一 部 損 壊	棟							
		世帯							
		人							
非住家	公 共 建 物	棟							
	そ の 他	棟							
	り 災 世 帯 数	世帯							
	り 災 者 数	人							
県 地 方 災 害 対 策 本 部	設 置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日			
	解 散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日			
	災害対策本部設置市町	団体	団体	団体	団体	団体	団体		
	災害救助法適用市町村	団体	団体	団体	団体	団体	団体		
	消防職員出動延人員								
	消防団員出動延人員								

IX 防災資機材等

1 災害対策本部に備蓄する資機材等の保有状況

品 名	数 量	品 名	数 量
市防災行政無線電話装置(基地局)	5局	ラ ジ オ	2台
" (移動局車載用)	69局	国 旗	2枚
" (" 携帯用)	75局	市 旗	1枚
県防災行政無線電話装置	1局	水防標旗	100枚
電話機及びFAX装置	11台	腕 章	250枚
カラーテレビ	2台	管内防災計画図(10,000分の1)	1枚
複 写 機	2台	看 板(災害対策本部・水防本部)	1枚
カ メ ラ	2台	長 机	17台
ハンドマイク	6個	折りたたみ椅子	42脚
双 眼 鏡	2台	九州電力直通電話	1台
サーチライト(単1. 6本入)	47個	NTT西日本直通電話	1台
懐中電灯(単1. 3本入)	47個	緊急情報ネットワーク端末	1台
JSMR無線機(基地局)	1局	防災気象情報端末	1台
JSMR無線機(子 局)	9台		

2 広域防災センターに備蓄する資機材等の保有状況

資 機 材 名	品 質 ・ 形 状	数 量
救命ボート 4人乗り 8人乗り	SSS-11トランザムB型 SSS-14	20 4
船外機 4人乗り用 8人乗り用	M5A2SL M9・9BL	20 4
救 命 胴 衣	浮力8kg以上	105
救 命 ブ イ		24
発 電 機	SE-700A型 スペアタンク付	12
投 光 器	GK300W	24
三 脚	K-1型	24
コ ー ド リ ー ル	100V 15A (30m)	25
移 動 式 炊 飯 器	RS-201型 燃料タンク付	6
テ ン ト	4号2K×3K アルミ製軽量テント	19 6
担 架	普通型ニツ折 万能型	24 12
救 急 医 療 セ ッ ト	訓練用三角巾50枚	6
組 立 式 貯 水 槽	ナショナルマリンプラスチック1,000ℓ	80
携 行 缶	ポリ製10L	24
毛 布		600

3 消防用機械等の配備及び保有状況

(1) 消防資機材

種別	品名	数量	種別	品名	数量	
消火資機材	ホース 50ミリ	276	水難救助資機材	潜水用空気ボンベ	46	
	65ミリ	458		救命ボート	37	
	泡ノズル 200型	3		潜水器具	14	
	400型	16		救命胴衣	340	
	フォグガン	15		水中投光器	14	
	可搬式排煙機	3		船外機	31	
	発動発電機	37		救命浮環	60	
	投光器	61		水中テレビカメラ	1	
	ガス測定器	17		水中スクーター	1	
	泡消火薬剤 (20L缶)	128		山林火災用資機材	可搬式送水装置	4
	油処理剤(粉末)	3619			腰なた	85
	オイルフェンス(20m)	10			水のう給水器	3
	オイルフェンス(5m)	3			ジェットシューター	74
					水筒	84
救助資機材	救命索発射銃	3	鎌		89	
	油圧式救助器具	3	チェーンソー		3	
	ガス溶断器	1	双眼鏡		3	
	空気式救助マット	3	水幕ホース		21	
	エアソー	5	救急資機材		患者監視装置	18
	緩降機	2			血圧計	36
	三連はしご	8			聴診器	18
	マット型空気ジャッキ	3			血中酸素飽和度測定器	18
	空気呼吸器	153			心電計	18
	削岩機	3		人工呼吸器	18	
	エアライン	2		手動式人工呼吸器	18	
	放射線測定器	3		電動式吸引器	18	
	可搬式索引機	8		喉頭鏡セット	36	
	空気ボンベ	499		マギール鉗子	36	
	耐熱衣服	6		レスキューシート	18	
	赤外線カメラ	3		自動式心マッサージ器	0	
	放射線防護服	6		半自動式除細動器	18	
	耐電衣	6		輸液ポンプ	5	
	エンジンカッター	5	メインストレッチャー	18		
	簡易呼吸器	2	全脊柱固定器具(バックボード)	18		
	ペダルカッター	3	スクープストレッチャー	18		
	ハンマードリル	3	心電図伝送装置	1		
	防毒衣	4	携帯電話	18		
	携帯警報器	98	オゾン消毒器	10		
	チェーンソー	22	紫外線殺菌灯	8		
	鉄線カッター	13	テロ資機材	陽圧式化学防護服	5	
	バスケット担架	4		携帯型生物剤検知装置	1	
	マンホール救助器具	1		有毒ガス検知管	1	
	陽圧式化学防護服	10		化学剤検知紙	1	
	エアータント	5		携帯型化学検知機	1	
				除染シャワー	1	
				除染剤散布器	2	
				防毒マスク	54	

(2) コミュニティ防災資機材一覧表

配備先	配備資機材
消防署、消防出張所 16箇所	チェーンソー、大型バール、ガンヅメ、弁慶、掛矢、鋸、ワイヤーロープ、剣先スコップ、キャップライト、防塵マスク、防塵メガネ、ホース保護器、ホース、可搬式送水装置(各署及び河内出張所)
消防分団機械倉庫 74箇所	剣先スコップ、ホース保護器、軽量筒先、掛矢、大型バール、万能斧、ボルトクリッパー、防水シート、ホース

4 水防倉庫・防災倉庫・備蓄倉庫

(1) 水防倉庫

① 設置箇所

区分	水防倉庫	給備する河川、海岸	面積(m ²)	位置
中部	菅原町水防倉庫	白川、坪井川	31	白山1丁目
南部	川尻町 "	無田川、天明新川、加勢川	14	川尻町
	近見町 "	白川	33	近見町
	中無田町 "	加勢川、天明新川	31	中無田町
	美登里町 "	緑川、加勢川、天明新川	33	美登里町
	川口町 "	緑川、天明新川	33	川口町
	海路口町 "	緑川、有明海岸	32	海路口町
西部	松尾町 "	坪井川、松尾海岸、近津川	17	松尾町要江
	小島下町 "	白川、坪井川、小島海岸	33	小島下町
	小島上町 "	白川、坪井川	26	小島上町
	沖新町 "	小島海岸、除川	21	沖新町二番
	城山下代町 "	白川、坪井川	25	城山下代町
	中原町 "	白川	33	中原町
	土河原町 "	白川	36	土河原町
	畠口町 "	千間江湖川	8.15	畠口町
北部	清水町 "	坪井川、万石川、兔谷川	33	清水亀井町
東部	画図町 "	加勢川	33	画図町下無田
富合	富合第1水防倉庫	浜戸川・潤川		富合町
	富合第2水防倉庫	浜戸川・潤川		富合町
植木	植木町水防倉庫	合志川		植木町
城南	城南町水防倉庫	緑川・浜戸川		城南町 (計7箇所)

② 水防倉庫備蓄資材

水防倉庫1棟当りに備蓄する資材・器具は次のとおり

品名	単位	数量	品名	単位	数量
ポリ土のう	枚	2,000	手斧	丁	10
杭木 2 m	本	100	鉋鎌	丁	10
縄	巻	10	片手ハンマー	丁	10
鉄線(#14)	kg	20	ペンチ	丁	5
スコップ	丁	20	鋸	丁	5
唐鍬	丁	5	掛矢	丁	5
鶴ハシ	丁	10	バー	丁	1

富合町水防倉庫【合計】

品名	単位	数量	品名	単位	数量
ポリ土のう	枚	800	スコップ	丁	10
杭木 2 m	本	60	掛矢	丁	7
シート	枚	9	鶴ハシ	丁	7

植木町水防倉庫

品名	単位	数量	品名	単位	数量
ポリ土のう	枚	1,000	スコップ	丁	10
杭木	本	10	掛矢	丁	3
シート	枚	10	発電機	台	1
ハンマ	個	1	照明器	個	1

城南町水防倉庫【合計】

品名	単位	数量
ポリ土のう	枚	7,000
杭木	本	1,400

③ 水防倉庫の管理

ア 水防倉庫の管理は、水防本部が統轄して、備蓄材の補充に当る。

イ 水防倉庫の責任者は、水防本部長が定める。

ウ 水防倉庫の責任者は、備蓄材の搬入、搬出について、その状況を速やかに水防本部へ報告する。

④ 重要水防資材の備蓄

資材・器具	数量・個数	保管場所
越止めスイノウ	16(基)	東部土木センター(8基)
		西部土木センター(8基)

⑤ 熊本市防災備蓄倉庫(戸坂町)

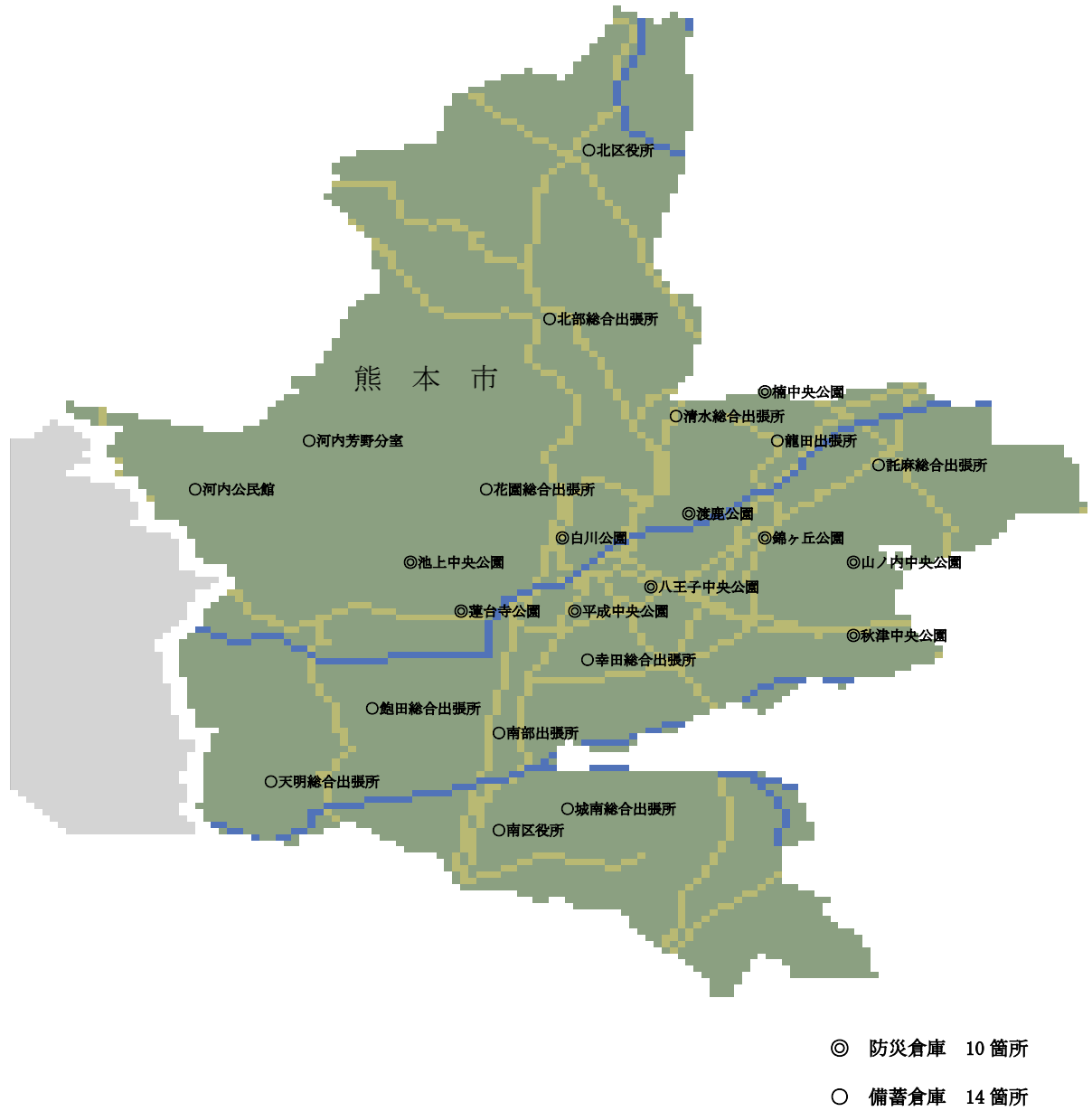
倉庫A(水防関係)			倉庫A(防災関係) 建物面積A富120㎡			倉庫B(土石流関係) 建物面積A=200㎡			倉庫外部(土砂置場)		
バリケード		個 30	発電機		台 5	発電機		台 5	山砂		m3 80
カラーコーン	赤/白 H700	個 30	照明器	ハログン式	台 5	照明器	ハログン式	台 5	碎石		m3 30
ブルーシート	3600×5400mm	枚 40	水中ポンプ		台 5	電動カッター		台 5			
ポリバケツ	15ℓ	個 10	延長コード	20mドラム	台 5	水中ポンプ		台 5			
ポリタンク	20ℓ	個 10	脚立	はしご兼用	脚 2	エアコンプレッサー		台 3			
簡易自立水槽		槽 2	テント	組み立て式	張 4	簡易自立水槽		槽 3			
水中長靴	タボ	足 10	ブルーシート	3600×5400mm	枚 30	ボート		槽 5			
台車		台 1	トラロープ	φ12×200m	巻 5	延長コード	20mドラム	台 5			
巻尺	20m	個 5	ポリバケツ	15ℓ	個 10	脚立	はしご兼用	脚 2			
ほうき	竹柄・長柄	本 5	ポリタンク	20ℓ	個 10	バリケード		個 70			
ヘルメット		個 10	台車		台 1	カラーコーン	赤/白 H700	個 70			
土のう袋	W480×H620	枚 4500	ほうき	竹柄・長柄	本 5	ブルーシート	3600×5400m	枚 30			
懐中電灯	防水用	個 10	ヘルメット		個 10	トラロープ	φ12x200m	巻 5			
ポリ袋		枚 1000	土のう袋	W480XH620	枚 4500	水中長靴	タボ	足 10			
軍手		足 500	万能オノ	手斧 750g	丁 30	台車		台 2			
オノ	まき割り斧 1.7kg	丁 30	ナタ	ヒツナタ 450g	丁 20	ほうき	竹柄・長柄	本 10			
万能オノ	手斧 750g	丁 10	ハンマー	大ハンマー 3.5kg	丁 10	土のう袋	W480XH620	枚 600			
ナタ	ヒツナタ 450g	丁 10	掛屋	135mm	丁 30	懐中電灯	防水用	個 10			
ハンマー	大ハンマー 3.5kg	丁 10	ノコギリ	両刃鋸	丁 25	レミファルト	30kg	袋 200			
掛屋	135mm	丁 10	剣先スコップ		丁 50	木杭	末口12cm L=2m	本 150			
ツルハシ	両ツル 3.0kg	丁 25	大型バール	つる首	丁 30	軽量鋼矢板	2m (t=5 w=250)	枚 50			
ノコギリ	両刃鋸	丁 25	バール	φ25×1500	丁 30	軽量鋼矢板	3m (t=5 w=250)	枚 50			
大型バール	つる首	丁 10	クリツバー		丁 20	塩ビ管	VU200 L=2000	本 50			
バール	φ25x1500	丁 10	やかん		個 5	鋼杭	φ25mm X1.2m	本 200			
			湯飲茶碗		杯 20	鋼杭	φ32mm X1.2皿	本 200			
			灰皿	据付式	個 1	鉄線	なまし8番線	kg 100			
			ごみ箱		個 1	鉄線	なまし10番線	kg 100			
			卓上 ガスコンロ		台 5	オノ	まき割り斧 1.7kg	丁 20			
			ガスボンベ		本 15	万能オノ	手斧 750g	丁 10			
			テーブル		台 4	ナタ	ヒツナタ 450g	丁 20			
			椅子	折りたたみ式	脚 10	ハンマー	大ハンマー 3.5kg	丁 30			
						掛屋	135mm	丁 10			
						ツルハシ	両ツル 3.0kg	丁 25			
						大型バール	つる首	丁 10			
						バール	φ25×1500	丁 10			

⑥ 小島河川防災センター備蓄倉庫

保管棚		物品名	数量	単位	形状	備考(場所等)
東側棚 (No. 1)	1	二連梯子	3	本		上段 棚横合計4本(No. 2に1本)
	2	大ハンマー	5	本	3.5kg	中段
	3	番線カッター	5	挺		中段
	4	スコップ	11	本	パイプ柄ショベル丸型	中段
	5	のこぎり	5	本	刃渡り27cm	中段
	6	中ハンマー	5	本	1.3kgパイプ柄	中段
	7	なた	10	本		中段
	8	金こ	10	本	1200mm	下段
	9	バール	10	本	900mm	下段
	10	掛矢	5	本	135mm	下段
	11	万能おの	10	本		下段
	12	スコップ	9	本	パイプ柄ショベル丸型	下段 スコップ合計20本
中央棚 (No. 2)	1	二連梯子	1	本		上段 合計4本(No. 1に1本)
	2	投光器	8	台		中段
	3	懐中電灯	10	個		中段 乾電池装着なし
	4	発電機	4	台		中段
	5	カラーコーン	50	本	赤色	中段
	6	担架	2	台		中段
	7	バリケード	10	脚	付属品 ボード10枚	下段
	8	乾電池(単1)	120	個	1箱10個入り 12箱	下段
	9	バケツ	5	個		下段
	10	ガソリン缶タンク	2	缶	10%燃料補充済	下段
	11	鉄線	1	巻	φ4mm 25kg	下段
	12	エンジンオイル	1	缶	ガソリン専用4%	下段
	13	つるはし	10	本		下段
	14	三脚	8	脚		下段
	15	工具セット	2	箱		下段
	16	電動カッター	2	台	保護めがね付き	下段
西側棚 (No. 3)	1	オイルフェンス	5	セット		上段
	2	救命胴衣	80	着	赤色	中段
	3	救命胴衣	10	着	黄色	中段
	4	夜光チョッキ	5	着		下段
	5	救命浮き輪	5	個		下段
	6	揚水ホース	8	本	50A×20m1.3KE	下段
	7	水中ポンプ	8	台		下段
	8	コードリール	8	台		下段
	9	トランジスタメガホン	2	台		下段 乾電池装着なし
	10	乾電池(単3)	40	箱	1箱(40本入り)	下段 メガホン用
北側棚 (No. 4)	1	ビニールシート	19	枚	青色3.6mm×5.4mm	中段
	2	水槽	1	槽	ビニール製	中段
	3	ゴム長靴	5	足	サイズ25cm	中段
	4	軍手	36	対	3袋(1袋12対入り)	中段
	5	土のう	2400	枚	12梱包(1梱包200枚)	中段
	6	土のう	2400	枚	12梱包(1梱包200枚)	下段 軍手合計4800枚
	7	ポリタンク	10	個	12%	下段
	8	標識ロープ	20	巻	4梱包(1梱包5巻)	下段
	9					
	10					
	11	台車	1	台		
	12	ゴムボート	2	艘	船外機付	

備蓄基地名	非常食種				生活物資												備蓄庫	備蓄庫	備蓄庫	
	アルファ アイ 米 (食)	乾パン (食)	カロリー補 助食品 (食)	ミルク (食)	毛布 (枚)	ポリ食器 (個)	スプ リン セット (個)	ポリ水 タンク (個)	タオル (枚)	ゴミ袋 (枚)	メガホン	ライト	リヤカー	バ ール	ブル シート	肌 着 セット (男)				肌 着 セット (女)
渡鹿公園	5,850	5,248	600	100	933	250	1,056	320	900	3	9	3	15	10	400	300	300	3	2	
秋津中央公園	5,850	5,248	600	100	500	300	300	300	1,800	2	4	3	10	16	300	300	300	2	2	
八王寺中央公園	5,850	5,248	600	100	300	60	1,144	300	1,000	2	4	7	4	5	300	300	300	2	2	
蓮台寺公園	4,850	3,712	600	100	300	300	300	300	1,200	2	4	3	10	20	300	300	300	2	2	
白川公園	5,900	5,248	660	100	300	300	1,072	300	300	2	8	4	10	7	300	300	153	2	2	
錦ヶ丘公園	2,000	5,504	600	100	350	210	300	300	1,000	2	4	3	10	24	300	300	300	2	2	
池上中央公園	2,000	5,504	420	100	300	240	300	300	1,200	1	3	2	4	10	300	300	315	1	1	
楠中央公園	4,850	4,352	600	100	400	390	300	300	2,100	2	3	3	10	10	300	300	300	2	2	
平成中央公園	5,850	5,248	600	100	430	300	300	300	1,200	2	4	3	10	10	300	300	300	2	2	
山ノ内中央公園	2,000	5,504	420	100	300	300	300	300	300	2	4	2	4	10	300	200	300	1	1	
託麻総合出張所	2,000	5,504	420	-	300	300	300	300	300	1	1	1	4	10	300	300	300	1	1	
龍田出張所	2,000	5,504	420	-	300	300	294	300	1,500	1	1	1	4	10	300	300	300	1	1	
花園総合出張所	2,000	2,560	404	-	300	300	300	300	1,500	1	1	1	4	10	300	300	300	1	1	
清水総合出張所	2,000	2,688	420	-	290	300	300	300	1,200	1	1	1	4	20	200	300	300	1	1	
南部出張所	1,500	4,992	420	-	285	300	300	300	1,200	1	1	1	4	10	200	200	300	1	1	
幸田総合出張所	3,000	2,560	420	-	300	300	300	300	1,500	1	1	1	4	10	200	200	300	1	1	
北郡総合出張所	2,000	5,504	420	-	300	300	300	300	1,500	2	2	2	4	10	300	300	300	1	1	
天明総合出張所	3,500	3,200	420	-	300	370	300	310	1,800	1	1	2	4	10	300	300	300	1	1	
船田総合出張所	3,500	3,200	420	-	300	300	300	300	1,800	1	2	2	4	10	300	300	300	1	1	
河内総合出張所	3,500	3,200	420	-	300	300	300	300	1,800	2	2	2	4	5	300	300	300	1	1	
芳野分室	1,150	640	120	-	100	90	100	197	600	1	2	2	2	5	50	50	100	1	1	
南区役所	500	512	-	-	300	300	300	300	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
城戸総合出張所	1,900	1,536	-	-	300	300	400	300	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
北区役所	1,500	2,688	-	-	260	300	300	300	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	75,050	95,104	10,004	1,000	8,048	6,710	6,730	9,463	25,700	33	62	49	129	232	5,850	5,750	5,968	33	32	48

防災倉庫および備蓄倉庫配置図



(4) 防災倉庫一覧表

平成24年4月1日現

番号	所在地	備蓄物資名と数量(1ヶ所当り)
1	北区楠3丁目10-1 楠中央公園 (施設管理者:消防局)	テント(2間×3間) (管理者:危機管理防災総室) 5張 自転車 3台 担架 3本
2	中央区渡鹿1丁目15-1 渡鹿公園 (施設管理者:河川公園課)	トラロープ 3巻 ヘルメット 15個 バケツ 10個 金てこ 10本
3	東区錦ヶ丘8-1 錦ヶ丘公園 (施設管理者:河川公園課)	ノコ 5本 スコップ 10丁 ナタ 5本
4	東区東野2丁目26-1 秋津中央公園 (施設管理者:消防局)	ハンマー 5本 土のう袋 1,000枚 発電機 1台
5	西区蓮台寺4丁目14 蓮台寺公園 (施設管理者:河川公園課)	投光機 4台 三脚・コード 2台 やかん 5個
6	中央区八王寺1075 八王寺中央公園 (施設管理者:河川公園課)	卓上ガスコンロ 5個 同上・ボンベ 15本 トイレハウス 3台
7	中央区草葉町5-1 白川公園 (施設管理者:消防局)	ポータブルトイレ 6台 同上・薬剤 3箱 折りたたみ椅子 10脚
8	南区馬渡1丁目63 平成中央公園 (施設管理者:河川公園課)	長机 3台 燃料缶 3個 キャビネット 2台 脚立 2個
9	西区池上町484 池上中央公園 (施設管理者:河川公園課)	延長コード 2本 カッター 2本 緊急時給水装置 (管理者:施設管理者) 1式
10	東区山ノ内3丁目1 山ノ内中央公園 (施設管理者:河川公園課)	消防用ポンプ (消防局:管理者) 1式

在

5. 防災・備蓄倉庫管理規程

(1) 熊本市防災倉庫に関する維持管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、熊本市に設置する防災倉庫（別紙1に掲げるものをいう。以下同じ。）が、災害時に的確に使用できるように、維持管理等に関する事項を定めるものとする。

(関係部署)

第2条 事務局を危機管理防災総室に置き、健康福祉政策課及び各区福祉課、各土木センター及び消防局の職員をもって構成する。

(財産の種類と管理)

第3条 この規程による財産及び管理は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 建築物 建築物本体及び付随する施設、装置等は市有財産として管理し、所管は別紙1に定めるとおりとする。ただし、電気料金の支払は土木総務課、軽微な修繕は各土木センターで行う。
- (2) 資機材 資機材は別紙2に掲げるとおりとし、危機管理防災総室で管理する。
- (3) 非常食糧及び生活物資 非常食糧及び生活物資は熊本市地域防災計画書で定めるとおりとし、健康福祉政策課及び各区福祉課で管理する。
- (4) 緊急時給水装置 災害時に給水活動を行うときに使用する装置とし、所管は建築物と同様とする。
- (5) 消防用ポンプ 災害時に消火作業を行うときに使用する装置とし、消防局で管理する。
- (6) 説明板 防災倉庫に付随する説明板（防災倉庫の説明、連絡先等を記載するものをいう。）は、各土木センターの管理とする。
- (7) 耐震性地下貯水槽 災害時の飲料水又は消火用水利として利用するものとし、所管は建築物と同様とする。この場合において、管理者は保守点検について、水道局と協定を締結し、適正に行う。

(棚卸し)

第4条 備蓄資機材の棚卸しは次のとおり行う。

- (1) 棚卸し及び点検は、年1回とし、4月に実施する。
- (2) 不足するものについては各管理者が責任を持って補充する。
- (3) 防災倉庫内の備蓄資機材の整理は、配置図を作成し、棚には表示ラベルを貼付し、利用しやすいように整理する。

(点検)

第5条 防災倉庫に配備する機械の点検等については次のとおり行う。

- (1) 消防用ポンプ機械は消防局の管理とし、消防局により月1回の点検を実施する。この場合において、機械に異状があった場合は、消防局により修理する。
- (2) 防災倉庫用発電機及び緊急時給水装置については、第3条第1号の建築物と同様の所管とし、点検は、消防局が月1回実施する。この場合において、機械に異状があった場合は、各土木センターが修理する。
- (3) 避難所用発電機については、資機材として危機管理防災総室が管理し、点検は、消防局が月1

回実施する。この場合において、機械に異状があった場合は、危機管理防災総室が修理する。

(会議)

第6条 関係部局は年1回の会議を次のとおり開催し、防災倉庫に関しての情報の共有化を図るものとする。

- (1) 会議は、年1回、4月に開催する。
- (2) 会議の招集は、危機管理防災総室副室長が行う。
- (3) 会議に先立ち、防災倉庫の棚卸しを実施する。

(管理記録等)

第7条 防災倉庫の維持管理を適正に行うため、次の各号に掲げる記録簿を当該各号に定めるところにより整備する。

- (1) 非常食糧及び生活物資（様式第1号） 熊本市地域防災計画に基づき作成し、健康福祉政策課が備え付ける。
- (2) 防災倉庫出入り者管理記録簿（様式第2号） 防災倉庫に備え付け、使用者は目的、時間、概要等を記入する。
- (3) 備蓄物資管理台帳（様式第3号） 防災倉庫に備え付け、備蓄物資の持ち出しについて実施した場合記入する。
- (4) 防災倉庫点検報告表（様式第4号） 防災倉庫に備え付け、機械、施設などの点検を実施した場合記入する。

(食糧品の処分)

第8条 健康福祉政策課及び各区福祉課が入れ替えをした食糧について、防災思想啓発のための訓練等に次のとおり利用する。

- (1) 入れ替えをした食糧については、健康福祉政策課が消防局予防課へ品物を引き継ぐものとする。引継ぎにおいては、品目及び数量を明確にし、両所属長間の文書により引き継ぐ。
- (2) 消防局は、訓練又は研修に使用した内容についてとりまとめを行い、年度末に、危機管理防災総室へ報告するものとする。この場合において、整理は単年度とする。
- (3) 消防局は、訓練等に使用できなかった食糧については、処分した品目、数量、日付及び処分方法を整理し、年度末に危機管理防災総室へ報告する。
- (4) 期限を越えた食糧を保管してはならない。消防局予防課は、所管する出先部署についても確認する。

(鍵の保管)

第9条 鍵の保管については、次のとおり行う。

- (1) 防災倉庫は災害時に利用するものであり、目的外に利用することはできない旨を理解し、鍵を保管する。
- (2) マスターキーは、危機管理防災総室が保管する。
- (3) 鍵は、消防局、各土木センター及び健康福祉政策課、各区福祉課が保管する。
- (4) 消防局において、地元消防分団長及び自主防災クラブ会長へ鍵を預け管理する。
- (5) 各土木センターにおいて、地元自治会長へ鍵を預け管理する。
- (6) 消防局及び各土木センターは、鍵を預けた場合、日付、氏名、住所及び連絡先を危機管理防災

総室へ届けること。この場合において、変更になった場合は、次の責任者に前任者の鍵を引き継ぎ、危機管理防災総室へ届ける。

(地元説明等)

第10条 地元及び関係者への防災倉庫使用に関する説明は次のとおり行う。

- (1) 防災倉庫に関しての遵守事項は危機管理防災総室で作成する。
- (2) 地元消防団又は自主防災クラブへの消防ポンプ操作手順又は防災倉庫利用についての指導は、消防局が行う。
- (3) 備蓄する非常食糧及び生活物資についての説明は、健康福祉政策課及び各区福祉課にて行う。
- (4) 地元自治会及び市民への防災倉庫利用についての説明及び啓発は、危機管理防災総室が行う。ただし、防災倉庫の維持に関するマナー向上等の啓発については、各土木センターが行う。
- (5) 市民からの防災倉庫に関する問い合わせは、危機管理防災総室にて受け、必要があれば、関係各課に指示する。

(訓練等)

第11条 防災倉庫を使用する訓練については、次のとおり実施する。

- (1) 各課で計画する訓練等で、防災倉庫又は資機材を利用する場合は、危機管理防災総室へ事前の協議を行う。
- (2) 本協定関係課以外で防災倉庫や備蓄物資等を利用する訓練等を行う場合は、窓口は危機管理防災総室とし、必要に応じて各課協力する。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施にあたり必要な事項は第2条に規定する関係部署が協議のうえ、決定する。

附 則

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(2) 熊本市備蓄倉庫に関する維持管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、熊本市に設置する備蓄倉庫(別表第1に掲げるものをいう。以下同じ。)が、災害時に的確に使用できるように、維持管理等に関する事項を定めるものとする。

(関係部署)

第2条 事務局を危機管理防災総室に置き、この規程を実施するために、健康福祉政策課、各区福祉課及び関係する総合出張所・出張所職員をもって構成する。

(財産の種類と管理)

第3条 この規程による財産及び管理は、次の各号に掲げる区部に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) コンテナ 健康福祉政策課の財産とする。
- (2) 備蓄品 備蓄品目は様式第1号に定めるとおりとし、健康福祉政策課、各区福祉課で管理する。

(棚卸し等)

第4条 備蓄品の棚卸し及び点検は次のとおり行う。

- (1) 各区福祉課と関係する総合出張所・出張所は、棚卸し及び点検を年1回実施する。
- (2) 不足するものについては、健康福祉政策課が速やかに補充する。
- (3) 備蓄倉庫内の備蓄品の整理は、配置図を作成し、利用しやすいように整理する。

(会議)

第5条 関係部署は備蓄倉庫に関しての情報の共有化を図るため、次のとおり会議を開催する。

- (1) 会議は、年1回、4月に開催する。
- (2) 会議の招集は、危機管理防災総室副室長が行う。
- (3) 会議に先立ち、備蓄倉庫の棚卸し等を実施し、結果を報告する。

(管理記録等)

第6条 備蓄倉庫の維持管理を適正に行うため、次の各号に掲げる記録簿を当該各号に定めるところにより整理する。

- (1) 備蓄品一覧表(様式第1) 熊本市地域防災計画に基づき作成し、健康福祉政策課が各備蓄倉庫内に貼付する。
- (2) 出入り者管理記録簿(様式第2) 備蓄倉庫に備え付け、使用者は目的、時間、概要等を記入する。
- (3) 備蓄品管理台帳(様式第3) 備蓄倉庫に備え付け、持ち出しについて記入する。

(食糧品の処分)

第7条 健康福祉政策課が入れ替えをした食糧について、防災意識啓発のための訓練等に次のとおり利用する。

- (1) 入れ替えをした食糧について、健康福祉政策課は消防局予防課へ品物を引き継ぐものとする。引継ぎにおいては、品目及び数量を明確にし、両所属長間の文書により引き継ぐ。
- (2) 消防局は、訓練又は研修に使用した内容についてとりまとめを行い、年度末に危機管理防災総室へ報告するものとする。この場合において、整理は単年度とする。

(3) 消防局は、訓練等に使用できなかった食糧については、処分した品目、数量、日付及び処分方法を整理し、年度末に危機管理防災総室へ報告する。

(4) 期限を越えた食糧を保管してはならない。消防局予防課は、所管する出先部署についても確認する。

(鍵の保管)

第8条 鍵の保管については、次のとおり行う。

(1) 備蓄倉庫は災害時に利用するものであり、目的外に利用することはできない旨を理解し、鍵を保管する。

(2) マスターキーは、健康福祉政策課が保管する。

(3) 健康福祉政策課は、各区福祉課及び関係する総合出張所・出張所に鍵を渡す。

(4) スペアキーは、危機管理防災総室が保管する。

(市民説明)

第9条 市民から備蓄倉庫に関する説明の要望があった場合は、危機管理防災総室、健康福祉政策課、各区福祉課及び関係する総合出張所・出張所が協力して行う。

(通信機器)

第10条 緊急時の水防本部等と備蓄倉庫が配備されている上下水道局、交通局、区役所、総合出張所及び出張所等との連絡のため、次の通信機器を整備する。

(1) 区役所等には別表第2に定めるとおり、J-SMR無線を配備する。

(2) 総合出張所等には別表第2に定めるとおり、防災行政無線を配備する。

(通信機器の管理)

第11条 配備する通信機器は危機管理防災総室の所有とする。機器に支障を確認した場合は、危機管理防災総室で修理を行う。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施にあたり必要な事項は第2条に規定する関係部署が協議のうえ、決定する。

附 則

この規程は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

6 車両関係等

(1) 自動車

H23.4.1現在

種 類	台 数	うち集中管理車
バ ス	4	
普 通 乗 用 車	19	3
小 型 乗 用 車	79	20
軽 乗 用 車	111	41
普 通 貨 物 車	36	
小 型 貨 物 車	102	6
軽 貨 物 車	131	13
塵 芥 車	105	
特 殊 自 動 車	14	
そ の 他 特 種 車 両	346	
合 計	947	83

(2) 消防艇

種 別	台 数	内 訳
消 防 艇	1	消防局1

(3) 二輪車

種 別	台 数	内 訳
原 動 機 付 自 転 車	72	車両管理課25 その他出先47

(4) 舟艇

種 別	台 数	内 訳
軽 金 属 製 折 畳 ボ ー ト	24	消防局24
プ ラ ス チ ッ ク 製 ボ ー ト	6	消防局6
ゴ ム ボ ー ト	7	消防局6、宇城広域連合1
ラ フ テ ィ ン グ ボ ー ド	1	消防局1
合 計		38艘

(5) 消防車両等

	車 両																				消防艇		
	ポンプ車	タンク車	梯子車	屈折梯子車	救助工作車	高発泡車	化学車	水槽車	支援車	災害対応多目的車	緊急資機材搬送車	火災調査車	司令車	指揮車	後方支援車	救急車	広報車	救急指導車	起震車	緊急消防自動車		その他	計
総 計	13	10	4	2	5	0	2	1	1	1	2	1	3	3	1	26	11	0	1	5	27	121	1
消 防 局	総 務 課																				2	2	
	管 理 課																				2	2	
	情 報 指 令 課																1					1	
	予 防 課											1					1		1			2	5
	消 防 課									1	1											1	3
	救 急 課																1	1					2
計	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	1	3	0	1	0	7	15	0
中 央 消 防 署	本 署	1		1		1			1				1	1		2	3				1	12	
	池 田 庁 舎															1					1	2	
	清 水 出 張 所	1														1					1	3	
	楠 出 張 所	1	1													1					1	4	
	北 部 出 張 所		1		1											1					1	4	
	計	3	3	1	1	1	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	7	3	0	0	2	6	30
西 消 防 署	本 署	1		1		1		1			1		1	1		2	2				2	13	
	南 熊 本 庁 舎															1					1	2	
	田 崎 出 張 所	1			1											1					1	4	
	小 島 出 張 所	1														1					1	3	
	川 尻 出 張 所	1														1					1	3	
	河 内 出 張 所	1														1				2	1	5	
	計	1														1					1	3	
東 消 防 署	本 署		1												1	1					1	4	1
	出 水 出 張 所	6	2	1	1	1	0	1	0	0	0	1	0	1	1	1	9	2	0	0	2	9	40
	託 麻 出 張 所	1	2	1		1						1		1	1	2	2				2	14	
	小 山 出 張 所		1													1					1	3	
	計	1	4	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	4	2	0	0	1	4	21
宇 城	本 署	1	1	1		1										2						6	
	南 分 署	1														1					1	3	
植 木	本 署	1				1		1								2	1					6	

(6) 大規模災害対応車両一覧表

番号	車 両 名	配 備 先	車 両 概 要
1	支援車	消 防 局	緊急消防援助隊員が、自給自足するための資機材を積載し、シャワー、トイレ等を備えた緊急車両。
2	災害対応多目的車	消 防 局	災害現場に消防隊員や必要資機材を搬送したり、軽傷者を一度に搬送する緊急車両。
3	小型動力ポンプ付水槽車	中央消防署	震災時等の消火栓使用不能時に、動く防火水槽として活用できる、飲料水にも使用可能な10tの水を積載した緊急車両。
4	緊急資機材搬送車	西 消 防 署	大量の資機材を搬送するための、クレーン装置を備えた緊急車両。
		東 消 防 署	

(7) 交通局

適 用	種 別	用 途	台 数	そ の 他
乗 合 バ ス	大 型	人員搬送	38	無線付
〃	中 型	〃	18	〃
乗 合 電 車	中 型	〃	52 (44編成)	〃
応 急 作 業 車	普 通	特 殊	6	〃

(8) 上下水道局

車 種	内容 区分	大小区分	台 数	備 考
小型乗用車	人 員	—	1	
普通乗用車			1	
普通特殊Wキャブトラック (赤色灯・広報付)	〃	1 . 2 5 t	3	(緊急自動車指定)
小型特殊 (赤色灯・広報付)	〃	0 . 4 t	3	(緊急自動車指定)
小型貨物 (広報付)	〃	0 . 4 t	5	
小型貨物	〃	0 . 4 t	2	
小型貨物 箱型バン (広報付)	〃	0 . 7 5 t	1	
小型貨物 箱型バン	〃	0 . 7 5 t	1	
漏水調査車		1 t	1	
軽貨物		0 . 2 t	4	
軽貨物 箱型バン (広報付)	〃	〃	1 8	
軽貨物 箱型バン	〃	0 . 3 5 t	5 0	

軽貨物 トラック	〃	〃	1	
軽乗用車 (広報付)	〃	—	2	
軽乗用車	〃	—	5	
給水車 (赤色灯・広報付)	飲料水	2000ℓ 1700ℓ	5	(緊急自動車指定)
ダンプ	貨物	3t 普通 小型	7	
普通特殊 バキューム	下水道	7.2t 3t 2.85t 1.95t	5	
普通特殊 高压洗浄車	〃	3t	3	
普通特殊 糞尿車	〃		1	
大型特殊 ショベル	土木	大型特殊	1	
計			120	緊急自動車指定11台

(9) 健康福祉子ども局

自動車所有	救護班輸送	資材輸送	患者収容	備考
熊本市保健所				病院調査3
市民病院	1		1	

X 避難・救援・輸送

1 一時避難所

(1) 一時避難場所について（運動場、校舎、体育館、庁舎、公園、河川敷）

本市が指定する253箇所の一時的避難場所について、「校区」「名称」「所在地」「電話番号」「施設内容」「災害種別」を一覧表に記したものである。

なお、「災害種別」欄の記号表記については、国・県が公表したデータを基に表示したものである。

(2) 災害種別における一時避難場所の表記について

- ア. 地震 「○」・・・建物については、耐震性があるもの。
「△」・・・建物については、耐震性が十分でないもの。
- イ. 洪水・高潮 「○」・・・洪水及び高潮ハザードマップにおいて浸水域ではないもの。
「△」・・・洪水及び高潮ハザードマップにおいて浸水域であるもの。
「—」・・・災害の性状として、一時避難場所には指定しないもの。
- ウ. 土砂 「○」・・・土砂特別警戒区域等に指定されていないもの。
「—」・・・土砂特別警戒区域等に指定されているもの。

※ 市が一時避難場所として使用する際は、災害の規模、性状、状況等により異なることから、避難施設や周辺の被害状況等の安全性に留意し、開設の可否を判断する必要がある。

◎用語解説

- ・耐震性があるもの
→ 地震による震度6強から震度7の揺れに、耐え得る強度を有する建築物。
- ・洪水の浸水域
→ 国・県が公表した浸水想定区域図に基づき、予測される浸水区域。
- ・高潮の浸水域
→ 県が公表した高潮浸水区域図に基づき、予測される浸水区域。
- ・土砂特別警戒区域等
→ 土砂災害（急傾斜地、土石流、地すべり）が発生するおそれのある場所として、県が公表した区域、箇所。

① 中央区

番号	地区(校区)	名称	所在地	電話番号	施設内容	災害種別			
						地震	洪水	高潮	土砂
1	出水校区	出水小学校	出水1丁目1-75	371-1465	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	△	○	○
					体育館	○	△	○	○
2		熊本国府高校	国府2丁目15-1	366-1276	運動場	○	—	○	○
3	出水南校区	出水南小学校	出水4丁目1-1	363-5671	運動場	○	—	○	○
					校舎	△	△	○	○
					体育館	△	△	○	○
4	出水南校区	出水中学校	出水5丁目3-1	371-2277	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	△	○	○
					体育館	○	△	○	○
5	出水南校区	出水南中学校	出水7丁目86-1	378-6429	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	△	○	○
					体育館	○	△	○	○
6		湧心館高校	出水4丁目1-2	372-5311	運動場	○	—	○	○
7	一新校区	一新小学校	新町3丁目10-45	354-3040	運動場	○	—	○	○
					校舎	△	△	○	○
					体育館	○	△	○	○
8	一新校区	西山中学校	島崎1丁目27-1	354-0091	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	△	○	○
					体育館	○	△	○	○
9		熊本城及び二の丸公園	本丸、二の丸		公園	○	—	○	○
10		第一高校	古城町3-1	354-4933	運動場	○	—	○	—
11	大江校区	大江出張所	大江6丁目1-85	372-0311	庁舎	○	○	○	○
12		大江小学校	大江3丁目5-31	366-8947	運動場	○	—	○	○
					校舎	△	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
13		白川中学校	大江3丁目1-12	364-6181	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	△	○	○
					体育館	○	△	○	○
14		九州学院高校	大江5丁目2-1	364-6134	運動場	○	—	○	○
15		熊本大学薬学部	大江本町5-1	371-4635	運動場	○	—	○	○
16		開新高校	大江6丁目1-33	366-1201	運動場	○	—	○	○
17	熊本学園大学	大江2丁目5-1	364-5161	運動場	○	—	○	○	
18	子飼橋上・下流左岸	大江1丁目、新屋敷2丁目		河川敷	○	—	○	○	
19	帯山校区	帯山小学校	帯山4丁目11-11	382-5102	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
20		帯山7丁目どんぐり公園	帯山7丁目891-1		公園	○	—	○	○
21	帯山西校区	帯山西小学校	帯山1丁目29-8	381-7755	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
22	帯山西校区	帯山中学校	帯山1丁目35-32	383-1288	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	○	○	○	○

番号	地区(校区)	名称	所在地	電話番号	施設内容	災害種別			
						地震	洪水	高潮	土砂
23	黒髪校区	黒髪小学校	黒髪2丁目2-1	343-0178	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	△	○	○
					体育館	○	△	○	○
24		桜山中学校	黒髪5丁目13-1	344-3828	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
25		竜南中学校	坪井4丁目16-1	343-3203	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	△	○	○
					体育館	○	△	○	○
26		市立必由館高校	坪井4丁目15-1	343-0236	運動場	○	—	○	○
	校舎				○	△	○	○	
	体育館				△	△	○	○	
27	熊本大学黒髪地区	黒髪2丁目39-1		運動場	○	—	○	○	
28	子飼橋上流右岸	黒髪2丁目		河川敷	○	—	○	○	
29	済々黌高校	黒髪2丁目22-1	343-6195	運動場	○	—	○	○	
				体育館	○	○	○	○	
30	坪井中央公園	坪井6丁目297		公園	○	△	○	○	
31	慶徳校区	慶徳小学校	山崎町72	322-0134	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	△	○	○
					体育館	○	△	○	○
32	向山小学校	本山4丁目5-11	354-5495	運動場	○	—	○	○	
				校舎	△	△	○	○	
				体育館	○	△	○	○	
33	向山校区	江南中学校	本山町75	325-0259	運動場	○	—	○	○
					校舎	△	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
34	白川橋上・下流左岸	本山2丁目、3丁目		河川敷	○	—	○	○	
35	長六橋上・下流左岸	迎町1丁目、本荘5丁目		河川敷	○	—	○	○	
36	壺川校区	壺川小学校	壺川1丁目4-5	325-8267	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	△	○	○
					体育館	○	△	○	○
37		京陵中学校	京町本丁1-14	354-1316	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
38	熊本大学附属小・中学校	京町本丁5-12	355-0375	運動場	○	—	○	○	
39	五福校区	五福小学校	細工町2丁目25	356-0739	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	△	○	○
					体育館	○	△	○	○
40	城東校区	城東小学校	千葉城町5-1	356-0759	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	△	○	○
					体育館	○	△	○	○
41		藤園中学校	千葉城町5-2	353-6417	運動場	○	—	○	—
					校舎	○	△	○	—
					体育館	○	△	○	—
42	銀座橋一帯白川川岸	中央街		河川敷	○	—	○	○	
43	白川校区	白川小学校	新屋敷1丁目7-13	366-4205	運動場	○	—	○	○
					校舎	△	△	○	○
					体育館	○	△	○	○

番号	地区(校区)	名称	所在地	電話番号	施設内容	災害種別			
						地震	洪水	高潮	土砂
44	砂取校区	砂取小学校	神水1丁目1-1	382-7033	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
45		熊本商業高校	神水1丁目1-2	384-1551	運動場	○	—	○	○
46		熊本工業高校	上京塚町5-1	383-2105	運動場	○	—	○	○
					体育館	○	○	○	○
47		水前寺運動公園	水前寺5丁目23		公園	○	—	○	○
48		水前寺江津湖公園	健軍4丁目、江津1丁目		公園	○	—	○	○
49		水前寺公園	水前寺公園8		公園	○	—	○	○
50	熊本市総合体育館・青年会館	出水2丁目7-1	385-1010	体育館	○	○	○	○	
51	碩台校区	中央公民館	草葉町5-1	353-0151	庁舎	○	△	○	○
52		碩台小学校	井川淵町4-8	343-1178	運動場	○	—	○	○
					校舎	△	△	○	○
					体育館	○	△	○	○
53		白川公園	草葉町5-1		公園	○	—	○	○
54	白川公園の東側緑地帯	水道町、南千反畑町		公園	○	—	○	○	
55	託麻原校区	託麻原小学校	渡鹿2丁目3-1	366-5201	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
56		熊本高校	新大江1丁目8-1	371-3611	運動場	○	—	○	○
					体育館	○	○	○	○
57		渡鹿公園	渡鹿1丁目15		公園	○	—	○	○
58	白山校区	白山小学校	菅原町9-11	366-6216	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	△	○	○
					体育館	○	△	○	○
59	春竹校区	春竹小学校	琴平1丁目9-43	362-3315	運動場	○	—	○	○
59	春竹校区	春竹小学校	琴平1丁目9-43	362-3315	校舎	○	△	○	○
					体育館	○	△	○	○
					60	江原中学校	琴平2丁目9-59	372-1710	運動場
校舎		○	△	○					○
体育館		○	△	○					○
61		八王寺中央公園	八王寺町1075		公園	○	—	○	○
62	本荘校区	本荘小学校	本荘6丁目5-47	364-2929	運動場	○	—	○	○
					校舎	△	△	○	○
					体育館	○	△	○	○

② 東区

番号	地区(校区)	名称	所在地	電話番号	施設内容	災害種別			
						地震	洪水	高潮	土砂
63	秋津校区	秋津出張所	秋津3丁目15-1	368-2205	庁舎	○	○	○	○
64		秋津小学校	秋津3丁目9-20	367-4868	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
65	東野中学校	東野3丁目6-50	369-5459	運動場	○	—	○	○	
				校舎	○	○	○	○	
				体育館	○	○	○	○	
66		秋津中央公園	東野2丁目24-1		公園	○	—	○	○
67	泉ヶ丘校区	泉ヶ丘小学校	水源1丁目7-1	369-2007	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
68	画図校区	画図小学校	下江津8丁目1-6	378-0710	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	△	○	○
					体育館	△	△	○	○
69	尾ノ上校区	東部出張所	錦ヶ丘1-1	367-1411	庁舎	○	○	○	○
70		尾ノ上小学校	尾ノ上2丁目8-1	381-0165	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	△	○	○	○
71	錦ヶ丘中学校	錦ヶ丘22-1	368-3166	運動場	○	—	○	○	
				校舎	△	○	○	○	
				体育館	△	○	○	○	
72		錦ヶ丘公園	錦ヶ丘8-1		公園	○	—	○	○
73	健軍校区	健軍小学校	健軍2丁目25-56	369-2004	運動場	○	—	○	○
					校舎	△	○	○	○
					体育館	△	○	○	○
74		熊本マリスト学園	健軍2丁目11-54	368-2131	運動場	○	—	○	○
75	湖東中学校	湖東1丁目13-1	368-2118	運動場	○	—	○	○	
				校舎	○	○	○	○	
				体育館	○	○	○	○	
76	健軍東校区	健軍東小学校	東町4丁目15-2	367-8117	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
77	東町中学校	東町4丁目15-1	367-8113	運動場	○	—	○	○	
				校舎	○	○	○	○	
				体育館	○	○	○	○	
78	桜木校区	桜木小学校	花立2丁目23-1	368-6095	運動場	○	—	○	○
					校舎	△	○	○	○
					体育館	△	○	○	○
79	桜木東校区	桜木東小学校	桜木6丁目10-1	360-3341	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
80	桜木中学校	桜木4丁目13-23	365-1641	運動場	○	—	○	○	
				校舎	○	○	○	○	
				体育館	○	○	○	○	

番号	地区(校区)	名称	所在地	電話番号	施設内容	災害種別			
						地震	洪水	高潮	土砂
81		託麻北小学校	上南部3丁目34-1	380-2004	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
82	託麻北校区	東部中学校	上南部2丁目21-1	380-2053	運動場	○	—	○	○
					校舎	△	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
83		託麻スポーツセンター	上南部3-22-30	388-6177	体育館	○	○	○	○
84	託麻西校区	託麻西小学校	御領2丁目3-30	380-2123	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
85	託麻東校区	託麻東小学校	戸島3丁目15-1	380-2156	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	△	○	○	○
86		二岡中学校	戸島3丁目15-2	380-2155	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
87	託麻南校区	託麻総合出張所	長嶺東7丁目11-15	380-3111	庁舎	○	○	○	○
託麻南小学校		長嶺東3丁目2-20	389-0850	運動場	○	—	○	○	
				校舎	○	○	○	○	
89		託麻南中央公園	長嶺東4丁目1156-3		公園	○	—	○	○
90	月出校区	月出小学校	月出6丁目2-40	382-5747	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	△	○	○
					体育館	△	△	○	○
91		熊本県立大学	月出3丁目1-100	383-2929	運動場	○	—	○	○
92	長嶺校区	長嶺小学校	長嶺南7丁目22-1	368-9925	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
93		長嶺中学校	長嶺南7丁目21-40	368-9926	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	△	○	○
					体育館	○	△	○	○
94		長嶺公園	長嶺南4丁目8		公園	○	—	○	○
95		香りの森	戸島西7丁目3		公園	○	—	○	○
96	西原校区	西原小学校	新南部3丁目4-60	382-3461	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
97		西原中学校	保田窪4丁目9-1	383-6124	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	△	○	○	○
98		東海大学付属星翔高等学校	渡鹿9丁目1-1	382-1146	運動場	○	—	○	○
99		保田窪公園	保田窪本町259-1		公園	○	—	○	○

番号	地区(校区)	名称	所在地	電話番号	施設内容	災害種別			
						地震	洪水	高潮	土砂
100	東町校区	東町小学校	東町3丁目3-1	367-0357	運動場	○	—	○	○
					校舎	△	○	○	○
					体育館	△	○	○	○
101		第二高校	東町3丁目13-1	368-4125	運動場	○	—	○	○
					体育館	○	○	○	○
102	山ノ内校区	山ノ内小学校	山ノ内4丁目1-1	367-0800	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
103		山ノ内中央公園	山ノ内4丁目5-10		公園	○	—	○	○
104		東稜高校	小峰3丁目1	369-1008	運動場	○	—	○	○
105	若葉校区	若葉小学校	若葉4丁目23-1	368-2750	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	○	○	○	○

③ 西区

番号	地区(校区)	名称	所在地	電話番号	施設内容	災害種別				
						地震	洪水	高潮	土砂	
106	池田校区	池田小学校	池田1丁目28-5	354-0218	運動場	○	—	○	—	
					校舎	△	○	○	—	
					体育館	○	○	○	—	
107		井芹中学校	上熊本3丁目27-1	359-0747	運動場	○	—	○	○	
					校舎	○	△	○	○	
					体育館	○	△	○	○	
108			池田1丁目西児童遊園	池田1丁目19		公園	○	—	○	—
109			池亀公園	池亀町12		公園	○	—	○	○
110		池上校区	池上小学校	池上町850	322-0400	運動場	○	—	○	○
	校舎					○	△	○	○	
	体育館					○	△	○	○	
111	三和中学校		上高橋1丁目4-1	329-0518	運動場	○	—	○	—	
					校舎	△	△	○	—	
					体育館	○	△	○	—	
112			池上中央公園	池上町484		公園	○	—	○	○
113			西区役所	小島2丁目7-1	329-8503	庁舎	○	△	△	○
114	小島校区		小島小学校	小島7丁目9-1	329-0912	運動場	○	—	—	○
		校舎				○	△	△	○	
		体育館				○	△	△	○	
115		城西中学校	小島8丁目17-1	329-2792	運動場	○	—	—	—	
					校舎	○	○	△	—	
					体育館	○	○	△	—	
116			小島公園	小島6丁目10-40		公園	○	—	○	—
117		春日校区	春日小学校	春日5丁目3-5	352-1922	運動場	○	—	○	—
						校舎	○	△	○	—
	体育館					○	△	○	—	
118		くまもと森都心プラザ	春日1丁目14-1	355-7400	交流施設	○	△	○	○	
119		河内総合出張所	河内町船津791	276-0133	庁舎	○	○	△	○	
120	河内校区	河内小学校	河内町船津2505-2	276-0031	運動場	○	—	—	—	
					校舎	○	○	△	—	
					体育館	○	○	△	—	
121		河内小学校白浜分校	河内町白浜1018-6	276-0100	運動場	○	—	○	—	
					校舎	○	○	○	—	
					体育館	○	○	○	—	
122		河内中学校	河内町船津2470-1	276-0030	運動場	○	—	—	—	
					校舎	○	○	△	—	
					体育館	○	○	△	—	
123	城山校区	城山小学校	城山大塘1丁目23-1	329-4866	運動場	○	—	○	○	
					校舎	○	△	○	○	
					体育館	○	△	○	○	
124		熊本西高校	城山大塘5丁目5-15	329-3711	運動場	○	—	—	○	
					体育館	○	△	△	○	
125			西部スポーツセンター	城山半田4丁目16-1	329-4008	運動施設	○	—	—	○

番号	地区(校区)	名称	所在地	電話番号	施設内容	災害種別				
						地震	洪水	高潮	土砂	
126	城西校区	城西小学校	島崎3丁目12-60	325-2739	運動場	○	—	○	○	
					校舎	○	○	○	○	
					体育館	○	○	○	○	
127		市立千原台高校	島崎2丁目37-1	365-7261	運動場	○	—	○	—	
					校舎	△	△	○	—	
					体育館	○	△	○	—	
128			古荘公園	島崎5丁目15		公園	○	—	○	—
129			石神山公園	島崎3丁目56		公園	○	—	○	—
130		白坪校区	白坪小学校	蓮台寺4丁目4-1	354-5575	運動場	○	—	○	○
	校舎					△	△	○	○	
	体育館					○	△	○	○	
131	花陵中学校		八島2丁目14-1	354-5635	運動場	○	—	○	○	
					校舎	○	△	○	○	
					体育館	○	△	○	○	
132			蓮台寺公園	蓮台寺4丁目14、5丁目5		公園	○	—	○	○
133	高橋校区		高橋小学校	高橋町1丁目6-1	329-8101	運動場	○	—	—	○
						校舎	○	△	△	○
		体育館				○	△	△	○	
134	中島校区	中島小学校	中島町538	329-7120	運動場	○	—	—	○	
					校舎	○	△	△	○	
					体育館	○	△	△	○	
135			中島中央公園	中島町382		公園	○	△	—	○
136		白川中原緑地	小島上町2334-1		河川敷	○	△	—	○	
137	花園校区	花園総合出張所	花園5丁目8-3	359-1122	庁舎	○	—	○	○	
138		花園小学校	花園6丁目9-15	355-0258	運動場	○	—	○	—	
					校舎	○	○	○	—	
					体育館	○	○	○	—	
139		花園五丁目公園	花園5丁目9		公園	○	—	○	○	
140		柿原公園	花園7丁目19		公園	○	—	○	○	
141	古町校区	古町小学校	二本木4丁目9-65	325-7422	運動場	○	—	○	○	
					校舎	○	△	○	○	
					体育館	△	△	○	○	
142	松尾北校区	松尾北小学校	松尾町平山255	329-7350	運動場	○	—	○	—	
					校舎	△	○	○	—	
					体育館	○	○	○	—	
143	松尾西校区	松尾西小学校	松尾町上松尾4456-1	329-7100	運動場	○	—	—	—	
					校舎	○	△	△	—	
					体育館	△	△	△	—	
144	松尾東校区	松尾東小学校	松尾町上松尾2880	329-7235	運動場	○	—	○	—	
					校舎	△	○	○	—	
					体育館	△	○	○	—	
145	芳野校区	芳野小学校	河内町野出1419	277-2006	運動場	○	—	○	—	
					校舎	○	○	○	—	
					体育館	○	○	○	—	
146		芳野中学校	河内町野出1420-46	277-2004	運動場	○	—	○	—	
					校舎	○	○	○	—	
					体育館	△	○	○	—	
147		芳野コミュニティセンター	河内町野出1410	277-2001	コミュニティ施設	○	○	○	—	

④ 南区

番号	地区(校区)	名称	所在地	電話番号	施設内容	災害種別			
						地震	洪水	高潮	土砂
148	飽田東・南・西校区	飽田東小学校	砂原町 115	227-0003	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	△	○	○
					体育館	○	△	○	○
149		飽田中学校	孫代町 72	227-0004	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	△	○	○
					体育館	○	△	○	○
150		飽田総合出張所	会富町 1333-1	227-1195	庁舎	○	△	△	○
151		飽田運動公園	浜口町 153		公園	○	—	—	○
152		白川飽田緑地	今町、土河原町		河川敷	○	—	—	○
153		飽田西小学校	並建町 1005	227-0028	運動場	○	—	—	○
					校舎	△	△	△	○
					体育館	△	△	△	○
154		飽田南小学校	護藤町 999	354-3040	運動場	○	—	—	○
					校舎	○	△	△	○
					体育館	○	△	△	○
155	奥古閑校区	奥古閑小学校	奥古閑町 4072	223-0045	運動場	○	—	—	○
					校舎	△	△	△	○
					体育館	○	△	△	○
156		天明中学校	奥古閑町 2146-1	223-0038	運動場	○	—	—	○
					校舎	○	△	△	○
					体育館	○	△	△	○
157		天明運動施設体育館	奥古閑町 2035	223-1111	体育館	○	△	△	○
158		天明総合出張所	奥古閑町 2035	223-0118	庁舎	○	△	△	○
159		天明農業研修所	奥古閑町 1905-1	223-1111	研修施設	○	△	△	○
160	川口校区	川口小学校	川口町 3045	223-0025	運動場	○	—	—	○
					校舎	○	△	△	○
					体育館	△	△	△	○
161	川尻校区	川尻小学校	川尻 4 丁目 1-1	357-9100	運動場	○	—	—	○
					校舎	○	△	△	○
					体育館	○	△	△	○
162		城南中学校	八幡 8 丁目 1-1	357-7175	運動場	○	—	—	○
					校舎	○	△	△	○
					体育館	○	△	△	○
163		熊本農業高校	元三町 5 丁目 1-1	357-8800	運動場	○	—	—	○
164		緑川右岸第 1 号緑地	元三町 4 丁目		河川敷	○	—	—	○
165		緑川右岸第 2 号緑地	野田 1 丁目、3 丁目		河川敷	○	—	—	○
166	城南校区	南部出張所	南高江 6 丁目 7-35	358-1205	庁舎	○	△	△	○
167	城南小学校	南高江 4 丁目 2-70	358-2380	運動場	○	—	—	○	
				校舎	○	△	△	○	
				体育館	○	△	△	○	
168	銭塘校区	銭塘小学校	銭塘町 990	223-0028	運動場	○	—	—	○
					校舎	○	△	△	○
					体育館	○	△	△	○

番号	地区(校区)	名称	所在地	電話番号	施設内容	災害種別				
						地震	洪水	高潮	土砂	
169	田迎校区	田迎小学校	出仲間 8 丁目 3-30	378-2818	運動場	○	—	○	○	
					校舎	△	△	○	○	
					体育館	○	△	○	○	
170		託麻中学校	出仲間 6 丁目 4-1	378-0338	運動場	○	—	○	○	
					校舎	△	○	○	○	
					体育館	○	○	○	○	
171			平成中央公園	馬渡 1 丁目 63		公園	○	—	○	○
172			田迎出仲間公園	出仲間 3 丁目 7		公園	○	—	○	○
173		田迎南校区	田迎南小学校	田井島 3 丁目 12-1	378-6405	運動場	○	—	○	○
	校舎					○	△	○	○	
	体育館					○	△	○	○	
174	浜線健康パーク(田迎公園)		良町 4 丁目 8		運動施設	○	—	○	○	
					体育館	○	△	○	○	
175	富合校区		富合小学校	富合町清藤 472 番地	357-4511	運動場	○	—	○	○
		校舎				△	△	○	○	
		体育館				○	△	○	○	
176		富合中学校	富合町平原 56 番地	357-4343	運動場	○	—	○	○	
					校舎	○	△	○	○	
					体育館	○	△	○	○	
177			雁回館	富合町清藤 405-1	358-4400	運動施設	○	△	○	○
178			アスパル富合	富合町清藤 400	357-4580	交流施設	○	△	○	○
179		中緑校区	中緑小学校	美登里町 800	223-1415	運動場	○	—	—	○
	校舎					○	△	△	○	
	体育館					△	△	△	○	
180	日吉校区	日吉小学校	近見 1 丁目 9-30	325-0072	運動場	○	—	○	○	
					校舎	△	△	○	○	
					体育館	△	△	○	○	
181			白川平田十禅寺緑地	平田町、十禅寺町		河川敷	○	—	○	○
182	日吉東校区	日吉東小学校	近見 5 丁目 1-1	323-3264	運動場	○	—	○	○	
					校舎	○	△	○	○	
					体育館	○	△	○	○	
183		日吉中学校	近見 5 丁目 5-1	351-6442	運動場	○	—	○	○	
					校舎	○	△	○	○	
					体育館	○	△	○	○	
184		幸田総合出張所	幸田 2 丁目 4-1	378-0172	庁舎	○	△	○	○	
185	御幸校区	御幸小学校	御幸笛田 7 丁目 16-1	379-1921	運動場	○	—	○	○	
					校舎	△	△	○	○	
					体育館	○	△	○	○	
186			木部中央公園	御幸木部 1 丁目 3		公園	○	—	○	○
187			御幸中央公園	流通団地 1 丁目 76		公園	○	—	○	○
188			笛田中央公園	御幸笛田 6 丁目 6		公園	○	—	○	○

番号	地区(校区)	名称	所在地	電話番号	施設内容	災害種別			
						地震	洪水	高潮	土砂
189	力合校区	力合小学校	刈草2丁目10-1	357-9417	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
190		力合中学校	島町5丁目8-1	358-6454	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	△	○	○
					体育館	○	△	○	○
191		南部総合スポーツセンター	白藤5丁目2-1	358-4311	運動場	○	—	○	○
					体育館	○	○	○	○
192		白藤公園	白藤2丁目100-16		公園	○	—	—	○
193		アクアドームくまもと	荒尾2丁目1-1	358-2711	運動場	○	—	○	○
	屋内プール				○	△	○	○	
194	刈草中央公園	刈草2丁目120		公園	○	—	○	○	
195	隈庄校区	城南福祉センター	城南町宮地1050番地	0964-28-3111	福祉施設	○	○	○	○
					空地	○	—	○	○
196		城南B&G海洋センター	城南町舞原134番地1	0964-28-6928	施設	○	○	○	○
					空地	○	—	○	○
197		火の君文化センター	城南町舞原394番地1	0964-28-1800	文化施設	○	○	○	○
					空地	○	—	○	○
198		下益城城南中学校	城南町宮地1020番地1	0964-28-2006	運動場	○	—	○	—
					校舎	○	○	○	—
					体育館	○	○	○	—
199		隈庄小学校	城南町隈庄270番地	0964-28-2045	運動場	○	—	○	○
	校舎				○	○	○	○	
	体育館				○	○	○	○	
200	杉上小学校	城南町永505番地1	0964-28-2120	運動場	○	—	○	○	
				校舎	○	△	○	○	
				体育館	○	△	○	○	
201	坂野グラウンド	城南町坂野字大道下地内		運動場	○	—	○	○	
202	高グラウンド	城南町高字口の坪地内		運動場	○	—	○	○	
203	塚原グラウンド	城南町塚原字宮ノ下		運動場	○	—	○	○	
204	豊田小学校	城南町塚原259番地	0964-28-2044	運動場	○	—	○	○	
				校舎	○	○	○	○	
				体育館	○	○	○	○	

⑤ 北区

番号	地区(校区)	名称	所在地	電話番号	施設内容	災害種別			
						地震	洪水	高潮	土砂
205	麻生田校区	麻生田小学校	麻生田3丁目9-1	338-0349	運動場	○	—	○	○
					校舎	△	○	○	○
					体育館	△	○	○	○
206		清水新地公園	清水新地7丁目1928-6		公園	○	—	○	○
207	植木地区	植木小学校	植木町広住1番地	272-0009	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
208		北部総合出張所	鹿子木町66	245-0046	庁舎	○	○	○	○
209	川上校区	川上小学校	西梶尾町480	245-0018	運動場	○	—	○	—
					校舎	△	○	○	—
					体育館	○	○	○	—
210		北部中学校	鹿子木町1	245-0002	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
211	楠校区	楠小学校	楠5丁目15-1	338-7780	運動場	○	○	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
212		楠中央公園	楠3丁目10-1		公園	○	—	○	○
213	桜井地区	鹿南中学校	植木町滴水1110番地	272-0073	運動場	○	—	○	○
					校舎	△	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
214		桜井小学校	植木町滴水2255番地	272-0054	運動場	○	—	○	○
214	桜井地区	桜井小学校	植木町滴水2255番地	272-0054	校舎	△	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
215		芝生広場	植木町岩野269番地2		広場	○	—	○	○
216	山東地区	五霊中学校	植木町一木163番地	272-0103	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
217		山東小学校	植木町有泉841番地	272-0857	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
218		植木文化センター	植木町岩野238番地1	272-6906	文化施設	○	○	○	○
					空地	○	—	○	○
219		清水総合出張所	清水亀井町14-7	343-9161	庁舎	○	○	○	○
220	清水校区	清水小学校	清水本町14-58	343-4628	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
221		清水スポーツセンター	清水万石2丁目3-73	345-3837	体育館	○	○	○	—
222		坪井川緑地	清水町室園		公園	○	—	○	○

番号	地区(校区)	名称	所在地	電話番号	施設内容	災害種別			
						地震	洪水	高潮	土砂
223		城北小学校	清水新地1丁目4-10	344-8521	運動場	○	—	○	○
					校舎	△	○	○	○
					体育館	△	○	○	○
224	城北校区	清水中学校	清水新地2丁目3-1	345-2753	運動場	○	○	○	○
					校舎	○	—	○	○
					体育館	○	○	○	○
225		八景水谷公園	八景水谷1丁目		公園	○	—	○	—
226	高平台校区	高平台小学校	高平1丁目17-28	325-3257	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
227	田底地区	田底小学校	植木町正清515番地	274-6250	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	△	○	○	○
228	龍田校区	龍田出張所	龍田弓削1丁目1-10	338-2231	庁舎	○	○	○	○
229		龍田小学校	龍田7丁目7-1	338-1377	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
	体育館				○	○	○	○	
230	龍田中学校	龍田7丁目8-1	339-9965	運動場	○	—	○	—	
				校舎	○	△	○	—	
				体育館	○	△	○	—	
231		武蔵塚公園	龍田弓削1丁目1232		公園	○	—	○	○
232	田原地区	田原小学校	植木町富応1302番地5	272-0141	運動場	○	○	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
233		田原スポーツ公園	植木町富応字五反田1496		公園	○	—	○	○
234	西里校区	西里小学校	下硯川町1784	245-0004	運動場	○	—	○	—
					校舎	○	○	○	—
					体育館	○	○	○	—
235		TKUぷらざ	徳王1丁目8-1	352-3411	空地	○	—	○	○
236		今熊公園	立福寺町91-2		公園	○	—	○	○
237		瑞巖寺公園	貢町1421		公園	○	—	○	—
238		北部公園	下硯川町438		公園	○	—	○	○
239		熊本市食品交流会館	貢町581-2	245-5111	交流会館	○	○	○	○
240	楡木校区	楡木小学校	楡木3丁目9-1	339-5103	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
241	楠中学校	楠3丁目2-1	338-1735	運動場	○	—	○	○	
				校舎	○	○	○	○	
				体育館	△	○	○	○	
242		熊本北高校	兎谷3丁目5-1	338-1110	運動場	○	—	○	○
243	菱形地区	菱形小学校	植木町円台寺124番地	272-3951	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
244	北部東校区	北部東小学校	鶴羽田2丁目7-1	344-5630	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	○	○	○	○

番号	地区(校区)	名称	所在地	電話番号	施設内容	災害種別			
						地震	洪水	高潮	土砂
245		武蔵小学校	武蔵ヶ丘3丁目15-1	339-3393	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
246	武蔵校区	武蔵中学校	武蔵ヶ丘4丁目19-1	338-5430	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	△	○	○	○
247		武蔵ヶ丘中央公園	武蔵ヶ丘4丁目53		公園	○	—	○	○
248	弓削校区	弓削小学校	龍田町弓削879-1	338-9390	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
249	山本地区	山本小学校	植木町内1424番地	272-0839	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
250		植木総合スポーツセンター公園	植木町山本字向原359	272-0800	運動場	○	—	○	○
					体育館	○	○	○	○
251		植木北中学校	植木町舟島455-1番地	272-0209	運動場	○	—	○	○
					校舎	○	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
252	吉松地区	吉松小学校	植木町豊田474番地	272-0838	運動場	○	—	○	○
					校舎	△	○	○	○
					体育館	○	○	○	○
253		吉松スポーツ公園	植木町亀甲字堀の内452ほか		公園	○	—	○	○

2 広域避難所

	避難場所	所在地
熊本城一带	熊本城	中央区本丸1-1
	二の丸公園	中央区二の丸
	城東小学校	中央区千葉城町5-1
	藤園中学校	中央区千葉城町5-2
黒髪地区	済々鬘高校	中央区黒髪2丁目22-1
	熊本大学黒髪地区	中央区黒髪2丁目39-1
	子飼橋上流右岸(上河原)	中央区黒髪2丁目
大江地区	白川中学校	中央区大江3丁目1-12
	熊本学園大学	中央区大江2丁目5-1
	開新高校	中央区大江6丁目1-33
	熊本高校	中央区新大江1丁目8-1
水前寺地区	水前寺公園	中央区水前寺公園8
	水前寺運動公園	中央区水前寺5丁目23
	熊本工業高校	中央区上京塚町5-1
健軍地区	第二高校	東区東町3-13-1
本荘、迎町、本山地区	長六橋上下流左岸	中央区迎町1丁目・本荘5丁目
	代継橋下流左右岸	中央区本荘3・5丁目
	白川橋上下流左岸	中央区本山2・3丁目

※ この表には、一時避難場所と広域避難場所双方を兼ねた所もあり、これ以外にも大規模災害時には、市所有の施設等を臨時避難所として開設する場合があります。

注) 各区役所・総合出張所・出張所については、(旧)公民館が避難所となっており、区役所・総合出張所・出張所全体が避難所ではありません。

3 白川洪水避難場所

白川浸水想定区域における一時避難場所

※ 避難ブロックは、白川洪水避難地図(洪水ハザードマップ)に記載している避難範囲です。

避難 ブロック	避難場所		電話番号
	名称	所在地	
1	出水小学校	中央区出水1丁目1-75	371-1465
	出水南小学校	中央区出水4丁目1-1	363-5671
	出水中学校	中央区出水5丁目3-1	371-2277
	白山小学校	中央区菅原町9-1	366-6216
	砂取小学校	中央区神水1丁目1-1	382-7033
2	白川中学校	中央区大江3丁目1-12	364-6181
	大江小学校	中央区大江3丁目5-31	366-8947
	白川小学校	中央区新屋敷1丁目7-13	366-4205
3	慶徳小学校	中央区山崎町72	322-0134
	五福小学校	中央区細工町2丁目25	356-0739
	藤園中学校	中央区千葉城町5-2	353-6417
	城東小学校	中央区千葉城町5-1	356-0759
4	春日小学校	西区春日5丁目3-5	352-1922
	花陵中学校	西区八島2丁目14-1	354-5635
	白坪小学校	西区連台寺4丁目4-1	354-5575
	古町小学校	西区二本木4丁目9-65	325-7422
5	城南中学校	南区八幡8丁目1-1	357-7175
	城南小学校	南区南高江4丁目2-70	358-2380
6	池田小学校	西区池田1丁目28-5	354-0218
	高平台小学校	北区高平1丁目17-28	325-3257
	京陵中学校	中央区京町本丁1-14	354-1316
	壺川小学校	中央区壺川1丁目4-5	325-8267
7	一新小学校	中央区新町3丁目10-45	354-3040
	西山中学校	中央区島崎1丁目27-1	354-0091
	城西小学校	西区島崎3丁目12-60	325-2739
8	向山小学校	中央区本山4丁目5-11	354-5495
	江南中学校	中央区本山町75	325-0259
9	江原中学校	中央区琴平2丁目9-59	372-1710
	春竹小学校	中央区琴平1丁目9-43	362-3315
	本荘小学校	中央区本荘6丁目5-47	364-2929
10	碩台小学校	中央区井川淵町4-8	343-1178
	竜南中学校	中央区坪井4丁目16-1	343-3203
	清水小学校	北区清水本町14-58	343-4628

避難 ブロック	避難場所		電話番号
	名称	所在地	
11	黒髪小学校	中央区黒髪2丁目2-1	343-0178
	桜山中学校	中央区黒髪5丁目13-1	344-3828
12	画図小学校	東区下江津8丁目1-6	378-0710
13	御幸小学校	南区御幸笛田7丁目16-1	379-1921
	田迎小学校	南区出仲間8丁目3-30	378-2818
	託麻中学校	南区出仲間6丁目4-1	378-0338
	田迎南小学校	南区田井島3丁目12-1	378-6405
14	三和中学校	西区上高橋1丁目4-1	329-0518
	城山小学校	西区城山大塘1丁目23-1	329-4866
	高橋小学校	西区高橋町1丁目6-1	329-8101
	池上小学校	西区池上町850	322-0400
15	小島小学校	西区小島7丁目9-1	329-0912
	中島小学校	西区中島町538	329-7120
16	託麻原小学校	中央区渡鹿2丁目3-1	366-5201
	帶山西小学校	中央区帶山1丁目29-8	381-7755
	帶山小学校	中央区帶山4丁目11-11	382-5102
17	西原小学校	東区新南部3丁目4-60	382-3461
	西原中学校	東区保田窪4丁目9-1	383-6124
18	出水南中学校	中央区出水7丁目86-1	378-6429
19	井芹中学校	西区上熊本3丁目27-1	359-0747
	花園小学校	西区花園6丁目9-15	355-0258
20	飽田西小学校	南区並健町1005	227-0028
	飽田東小学校	南区砂原町115	227-0003
	飽田中学校	南区孫代町72	227-0004
	飽田南小学校	南区護藤町999	357-9240
21	銭塘小学校	南区銭塘町990	223-0028
	天明中学校	南区奥古閑町2146-1	223-0038
	中緑小学校	南区美登里町800	223-1415
22	力合小学校	南区刈草2丁目10-1	357-9417
	力合中学校	南区島町5丁目8-1	358-6454
	南部総合スポーツセンター	南区白藤5丁目2-1	358-4311
23	日吉小学校	南区近見1丁目9-30	325-0072
	日吉中学校	南区近見5丁目5-1	351-6442
	日吉東小学校	南区近見5丁目1-1	323-3264
24	武蔵中学校	北区武蔵ヶ丘4丁目9-1	338-5430
	武蔵小学校	北区武蔵ヶ丘3丁目15-1	339-3393
	弓削小学校	北区龍田町弓削879-1	338-9390

避難 ブロック	避難場所		電話番号
	名称	所在地	
25	龍田出張所	北区龍田弓削1丁目1-10	338-2231
	龍田中学校	北区龍田7丁目8-1	339-9965
	龍田小学校	北区龍田7丁目7-1	338-1377
26	東部中学校	東区上南部2丁目21-1	380-2053
	託麻西小学校	東区御領2丁目3-30	380-2123
	託麻北小学校	東区上南部3丁目34-1	380-2004

4 緑川・加勢川洪水避難場所

緑川・加勢川浸水想定区域における一時避難場所

※ 避難ブロックは、白川洪水避難地図(洪水ハザードマップ)に記載している避難範囲です。

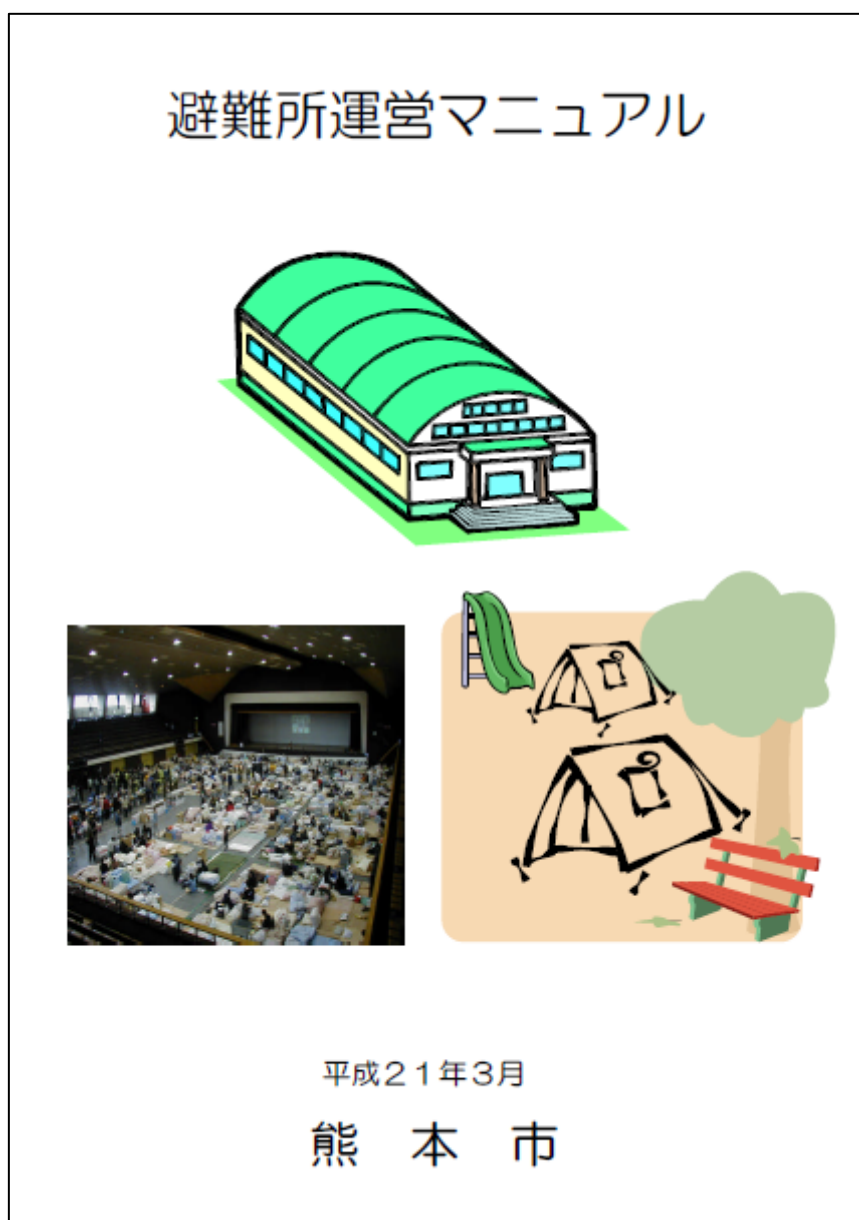
避難 ブロック	避難場所		電話番号
	名称	所在地	
1	飽田東小学校	南区砂原町115	227-0003
	飽田中学校	南区孫代町72	227-0004
	飽田公民館	南区会富町1333-1	227-1195
	飽田西小学校	南区並建町1005	227-0028
	飽田南小学校	南区護藤町999	357-9240
2	中島小学校	西区中島町538	329-7120
	小島小学校	西区小島7丁目9-1	329-0912
3	出水南小学校	中央区出水4丁目1-1	363-5671
	出水中学校	中央区出水5丁目3-1	371-2277
	出水南中学校	中央区出水7丁目86-1	378-6429
	画図小学校	東区下江津8丁目1-6	378-0710
4	奥古閑小学校	南区奥古閑町4072	223-0045
	天明中学校	南区奥古閑町2146-1	223-0038
	天明運動施設体育館	南区奥古閑町2035	223-1111
	天明公民館	南区奥古閑町2035	223-0118
	天明農業研修所	南区奥古閑町1905-1	223-1111
	川口小学校	南区川口町3045	223-0025
	銭塘小学校	南区銭塘町990	223-0028
5	中緑小学校	南区美登里町800	223-1415
	川尻小学校	南区川尻4丁目1-1	357-9100
	城南中学校	南区八幡8丁目1-1	357-7175
	城南小学校	南区南高江4丁目2-70	358-2380
6	熊本農業高校	南区元三町5丁目1-1	357-8800
	日吉小学校	南区近見1丁目9-30	325-0072
	日吉東小学校	南区近見5丁目1-1	323-3264
7	日吉中学校	南区近見5丁目5-1	351-6442
	田迎小学校	南区出仲間8丁目3-30	378-2818
	託麻中学校	南区出仲間6丁目4-1	378-0338
	田迎南小学校	南区田井島3丁目12-1	378-6405
8	御幸小学校	南区御幸笛田7丁目16-1	379-1921
	力合小学校	南区刈草2丁目10-1	357-9417
	力合中学校	南区島町5丁目8-1	358-6454
	南部総合スポーツセンター	南区白藤5丁目2-1	358-4311
	アクアドームくまもと	南区荒尾2丁目1-1	358-2711

5 避難所運営マニュアル

災害発生時の避難所開設・運営業務は、市民生活局対策部・子ども未来局対策部・都市建設局対策部・教育委員会対策部など所管が分かれているため、統一的な運営を行うためのマニュアルです。

このマニュアルには避難所を利用する人なら、誰もが知っておくべき基本的事項を記載しています。特に、地域の方々や避難者が中心となり、行政、施設管理者の三者が相互に協力して、本マニュアルを参考に各避難所の実情に応じたマニュアルを作成され、円滑な避難所運営がなされることを目指しています。

※マニュアル掲載場所 熊本市ホームページ



6 主な避難路選定の考え方

平成9年建設省都市局長通達「都市防災構造化対策の推進について」において避難道路の基本的な考え方が示されているので、この趣旨に従い避難路の選定を行なうものとするが、現状において、これを満たさないものについても必要と思われる路線については選定する。

- (1) 避難道路は幹線道路とし、原則として巾15m以上とする。
- (2) 道路は現に使用可能な道路とする。
- (3) 避難場所から遠地点にある避難者についての避難路はなるべく1本にする。
- (4) 避難者を火災から守るため、避難路に消防隊が容易に配置できる道路とする。
- (5) 広域避難場所や一時避難場所へ通じる道路とする。
- (6) 避難路に関する市民の認識については、平素の道路行政において周知徹底を図るよう努める。

7 ヘリポート予定地

人命の救出または救援物資の空輸を円滑に実施するため、ヘリコプター発着場の設置基準にもとづき次表のとおりヘリポート予定地を定め、災害の程度および場所により適宜設置するものとする。

地域名	発着予定地	所 在	予定地 面積㎡	備 考
中央部	白川公園	中央区草葉町 5-1	12,100	北側、南側に建物 南西側に樹木あり
	城東小学校	中央区千葉城町 5-1	3,400	北、東側に校舎あり
北 部	清水小学校	北区清水本町 14-58	3,700	東側に校舎、体育館あり
	城北小学校	北区清水新地 1 丁目 4-1	5,800	西側体育館、南側に校舎あり
	坪井川緑地 高平台小学校	北区清水町室園外 北区高平 1 丁目 17-28	97,000 11,600	北側に校舎 西側に体育館あり
北東部	龍田小学校	北区龍田 7 丁目 7-1	4,100	南西側に校舎あり
	楠小学校	北区楠 5 丁目 15-1	5,200	北西側に校舎あり
	東部中学校	東区上南部 2 丁目 21-1	9,200	北東側に校舎あり
東 部	水前寺運動公園(陸上 競技場)	中央区水前寺 5 丁目 23-3	39,200	周囲にスタンドあり
	錦ヶ丘中学校	東区錦ヶ丘 22-1	6,000	北側に校舎、西側に体育館あり
	帯山中学校	中央区帯山 1 丁目 35-32	11,500	東側、南側に校舎あり
	西原小学校	東区新南部 3 丁目 4-60	6,400	北西側に校舎あり
	託麻南小学校	東区长嶺東 3 丁目 2-20	7,400	南西側に校舎あり
南東部	秋津小学校	東区秋津 3 丁目 9-20	4,800	北側に校舎、南東側に樹木
	出水中学校	中央区出水 5 丁目 3-1	7,200	西、北側に校舎
	湖東中学校	東区湖東 1 丁目 13-1	9,100	北側に校舎、東側に体育館
南部	御幸小学校	南区御幸笛田 7 丁目 16-1	4,500	北側に校舎、西側に体育館
	春竹小学校	中央区琴平 1 丁目 9-43	3,700	北側に校舎
	田迎公園	南区良町 4 丁目 8	40,856	
南西部	城南中学校	南区八幡 8 丁目 1-1	7,100	北側に校舎、西側に体育館
	城山小学校	西区城山大塘 1 丁目 23-1	9,400	西側に校舎
	日吉小学校	南区近見 1 丁目 9-30	2,800	北側に校舎、西側に体育館

地域名	発着予定地	所 在	予定地 面積㎡	備 考
西部	中島小学校	西区中島町 538	5,800	西側に校舎、東側にプール 北側に校舎 南側に校舎
	小島小学校	西区小島 7丁目 9番 1号	3,000	
	松尾東小学校	西区松尾町上松尾 2880	2,400	
	西部スポーツセンター (グラウンド)	西区城山半田 4丁目 16 番 1号	23,622	
北西部	城西小学校	西区島崎 3丁目 12-60	4,700	北東側に校舎、北西側に体育館
	花園小学校	西区花園 6丁目 9-15	5,000	北側に校舎
北部総合出張 所管内	北部中学校	北区鹿子木町 1	8,000	東側に電線、西側に校舎
	川上小学校	北区西梶尾町 480	8,500	南側に校舎
	西里小学校	北区下硯川町 1784	6,500	南側校舎、北側に丘
	北部公園	北区下硯川町 438	19,000	周囲上照明設備
	北部東小学校	北区鶴羽田町 329	4,800	北側に校舎、体育館
	北部農村運動公園	北区小糸山町 341	9,600	南北に雑木林
	今熊公園	北区立福寺町 91-2	11,300	西側に変電所
河内総合出張 所管内	河内中学校	西区河内町船津 2470-1	8,700	南側に校舎
	芳野中学校	西区河内町野出 1420-46	5,900	北側に校舎
	芳野コミュニティセ ンター(グラウンド)	西区河内町野出 1405-2	7,630	北側に山
飽田総合出張 所管内	飽田中学校	南区孫代町 72	5,200	北側に校舎、東側に体育館 周囲上照明施設 西側に校舎、東側にプール 北側に校舎、東側にプール、 西側に体育館 西側に校舎、体育館、東側 にプール
	飽田運動公園	南区浜口町 153	21,287	
	飽田東小学校	南区砂原町 115	3,900	
	飽田南小学校	南区護藤町 999	3,300	
	飽田西小学校	南区並建町 1005	4,800	
天明総合出張 所管内	天明中学校	南区奥古閑町 2146-1	6,300	西側に校舎、東側にプール 北側に校舎、東側にプール 北側に校舎 北側に校舎、南側にプール 北側、西側に校舎、南側に プール 周囲上照明施設
	川口小学校	南区川口町 3045	3,600	
	中緑小学校	南区美登里町 800	3,600	
	銭塘小学校	南区銭塘町 990	5,000	
	奥古閑小学校	南区奥古閑町 4072	5,500	
	天明運動施設グラウ ンド	南区奥古閑町 2035	19,893	

8 学校等公共建物番号標示一覽

標示番号	学 校 名	標示番号	学 校 名
01	壺川小学校	47	高平台小学校
03	白川小学校	48	楠小学校
05	慶徳小学校	49	託麻東小学校
12	春竹小学校	50	託麻西小学校
14	春日小学校	52	桜木小学校
15	城西小学校	57	月出小学校
16	花園小学校	58	出水南小学校
19	白坪小学校	60	城南小学校
20	画図小学校	62	弓削小学校
22	健軍小学校	66	川上小学校
25	川尻小学校	67	西里小学校
26	力合小学校	68	北部東小学校
27	御幸小学校	69	芳野小学校
28	田迎小学校	70	河内小学校
29	高橋小学校	70-1	河内小学校白浜分校
32	託麻原小学校	71	飽田東小学校
34	松尾東小学校	72	飽田南小学校
35	松尾西小学校	73	飽田西小学校
36	松尾北小学校	74	中緑小学校
38	小島小学校	76	奥古閑小学校
39	龍田小学校	77	川口小学校
43	若葉小学校		隈庄小学校
44	城北小学校		杉上小学校
46	西原小学校		富合中学校

9 清掃関係施設等

(1) 塵芥処理施設

- | | | |
|---|----------|------------------------|
| ① | 清水新地7丁目 | 北部クリーンセンター |
| ② | 城山半田2丁目 | 西部クリーンセンター |
| ③ | 戸島西7丁目 | 東部クリーンセンター |
| ④ | 戸島町 | 東部環境工場 |
| ⑤ | 城山薬師2丁目 | 西部環境工場 |
| ⑥ | 貢町 | 扇田環境センター |
| ⑦ | 宇土市松山町 | 宇城広域連合 宇土・富合清掃センター |
| ⑧ | 宇城市松橋町萩尾 | 宇城クリーンセンター |
| ⑨ | 植木町轟 | 山鹿植木広域行政事務組合リサイクルプラザ |
| ⑩ | 植木町轟 | 山鹿植木広域行政事務組合一般廃棄物最終処分場 |
| ⑪ | 山鹿市鹿央町 | 山鹿植木広域行政事務組合クリーンセンター |

(2) 運搬車両

	塵芥収集車（直営車両）
北部クリーンセンター	24
西部クリーンセンター	26
東部クリーンセンター	26
旧植木総合支所管内	4
計	80

(3) 塵芥処理能力

- | | | |
|-----------|----|----------------------------|
| ① 焼却処理能力 | 1日 | 1,050t(東部600t、西部450t) |
| | 1日 | 52t(宇土・富合清掃センター) |
| | 1日 | 95t(宇城クリーンセンター) |
| | 1日 | 120t(山鹿植木広域行政事務組合クリーンセンター) |
| ② 平均埋立処分量 | 1日 | 121t(平成21年度実績) |
| | 1日 | 13t(山鹿植木広域行政事務組合 平成21年度実績) |

(4) 地区別内訳

- ① 北部クリーンセンター(城東の一部・碩台・黒髪・壺川・池田・清水・託麻原の一部・楠・白川の一部・花園・大江の一部・西原の一部・白山の一部・高平台・武蔵・弓削・龍田・城北・楡木・麻生田・北部東・西里・川上の燃やすごみの収集等)
- ② 西部クリーンセンター(白川の一部・本荘・白山の一部・春竹・田迎・田迎南・城南・川尻・日吉・日吉東・力合・大江の一部・出水の一部・砂取の一部・慶徳・五福・古町・春日・白坪・一新・城西・池上・高橋・小島・城東の一部・画図・御幸・城山・向山・松尾・中島・出水南の燃やすごみの収集等、真空式ごみ収集システムがある集合住宅)
- ③ 東部クリーンセンター(出水の一部・砂取の一部・泉ヶ丘・若葉・秋津・健軍・健軍東・桜木・

桜木東・東町・山ノ内・尾ノ上・帯山・帯山西・託麻原の一部・西原の一部・月出・託麻南、
西、東、北・長嶺の燃やすごみの収集等)

- ④ 植木総合支所(植木校区・吉松校区・山本校区・菱形校区・山東校区・桜井校区・田原校区・
田底校区・大和地区の可燃・不燃・粗大・資源ごみの収集等)

(5) し尿収集に係る車両

バキューム車 54台 (一時使用車12台を含む)

中型バキューム 25台(3kl以上)

7台(3kl以上5台 3kl未満2台) 富合総合支所管内 (富合)

7台(3kl以上5台 3kl未満2台) 城南総合支所管内 (杉上、隈庄、豊田)

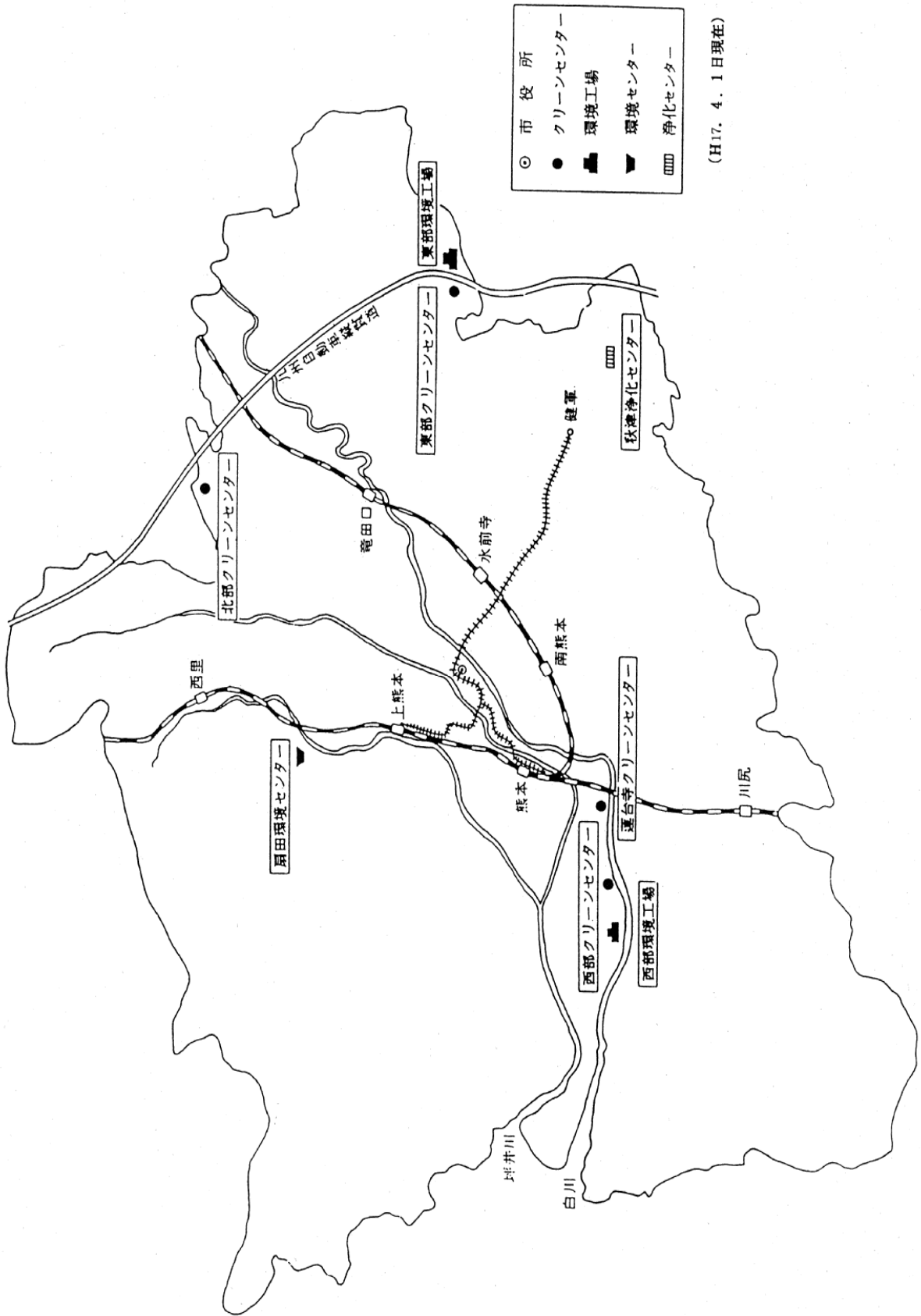
※ すべて業者の保有する車両

(6) し尿処理施設

① 旧熊本市処理能力 270kl/日 (秋津浄化センター90kl/日、中部浄化センター180kl/日)

② 富合・城南地区処理能力 宇城広域連合浄化センター 200kl/日

③ 植木地区処理能力 山鹿衛生処理センター 90kl/日



- ◎ 市役所
- クリーンセンター
- 環境工場
- ▼ 環境センター
- ▣ 浄化センター

(H17. 4. 1日現在)

10 給水関係施設等

(1) 災害対策用貯水施設

ア 配水池

平成24年4月1日

施設名	所在地	貯水量
立田山	中央区黒髪4丁目743	12,600m ³
健軍	東区水源1丁目1-1	12,000
改寄	北区改寄町1281	1,250
平山	西区松尾町平山1131-7	400
高遊原	菊池郡菊陽町曲手1501-1	11,000
天明	南区奥古閑町3097	1,300
西梶尾	北区西梶尾町436-3	500
川床	西区河内町野出1890-1	250
和泉	北区和泉町1803-2	4,400
徳王	北区徳王町1丁目7-38	2,600
白浜	西区河内町白浜89-2	150
小山山	東区小山町3634	1,400
岩倉山	北区清水岩倉3丁目7-1	3,200
川尻	南区元三町1-78	4,000
島崎	西区島崎7丁目786-2	800
計		55,850

イ 調整池

施設名	所在地	貯水量
一本木送水場	北区飛田4丁目2-15	350m ³
上松尾第2加圧ポンプ所	西区松尾町上松尾2475-2	250
城山送水場	西区上代10丁目6-31	500
八景水谷送水場	北区八景水谷1丁目7-3	500
貢送水場	北区貢町1163-1	250
池上送水場	西区池上町900-3	500
戸島送水場	東区戸島町2636	2,000
岳加圧所	西区河内町野出字東迫1433	150
計		4,500

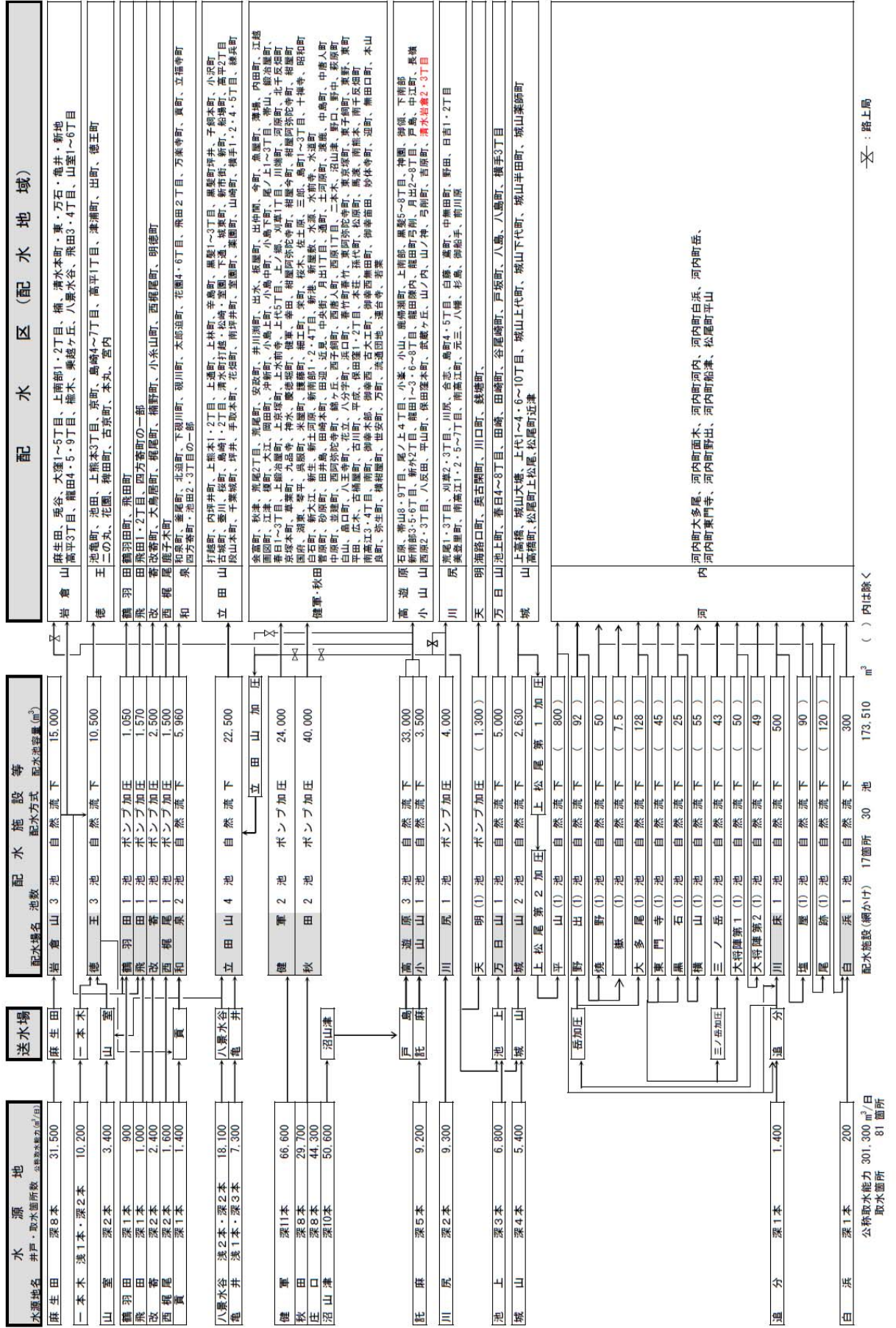
ウ 取水井

施設名	所在地	取水能力
池 上 第 1	西区池上町900-3	3,000m ³ /日
八 景 水 谷 第 4	北区八景水谷1丁目7-3	7,500
一 本 木 第 1	北区飛田4丁目2-15	5,100
健 軍 第 5	東区水源1丁目1-1	14,600
秋 田 第 9	東区秋津町秋田197	3,200
改 寄 第 2	北区改寄町130-1	800
沼 山 津 第 4	東区秋津町沼山津2804	3,200
沼 山 津 第 1 0	益城町島田1864	4,900
川 尻 第 2	南区元三町2丁目2-65	5,200
託 麻 第 4	東区小山町2203-2	3,200
麻 生 田 第 3	北区榆木6丁目2155-1	4,000
麻 生 田 第 4	北区榆木6丁目2148-2	6,900
計		61,600

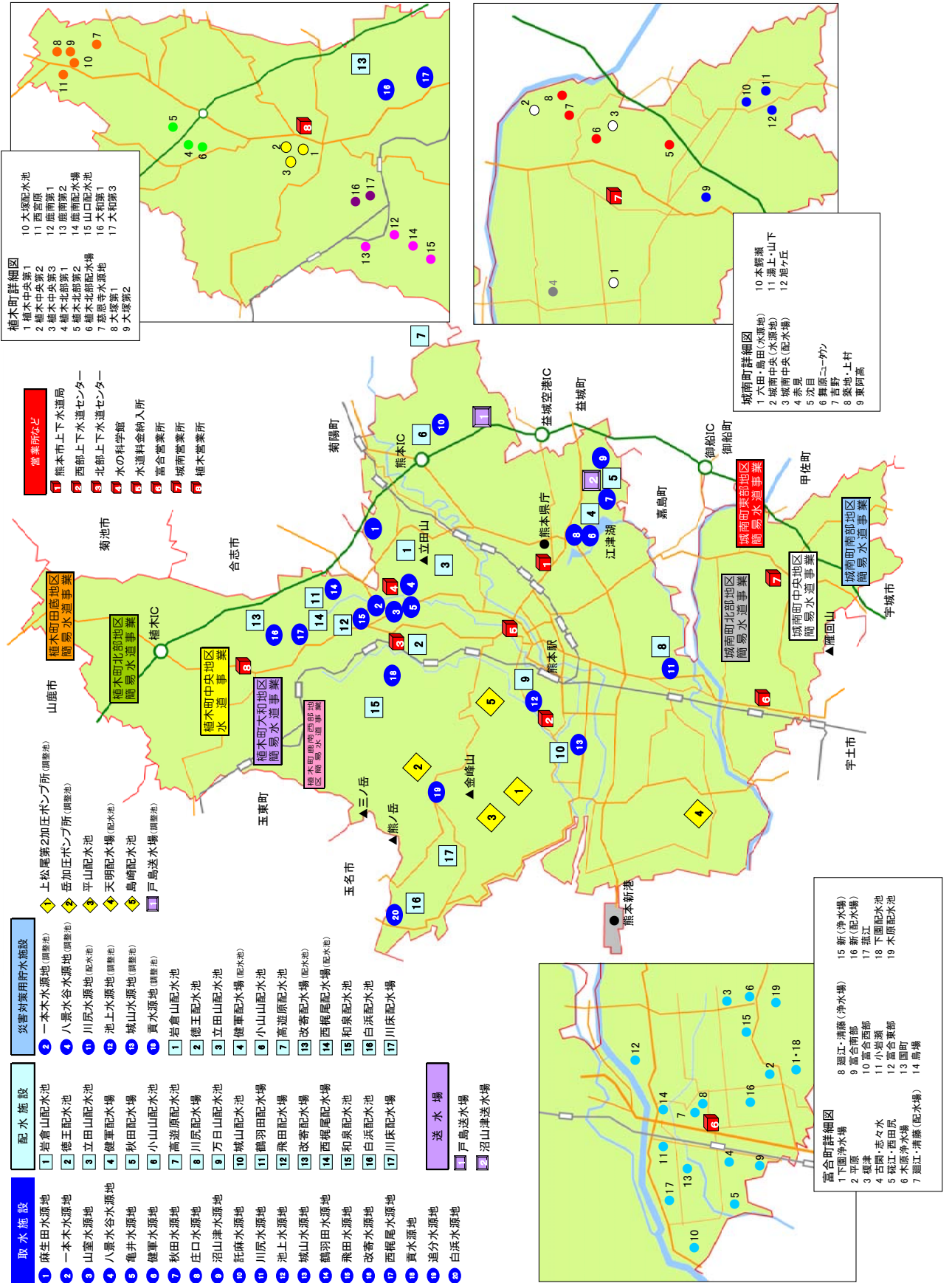
(2) 応急給水設備

名 称	品 質 ・ 形 状		数 量	計	合 計
給 水 タ ン ク	アルミタンク	容量 1,000 ℓ	17個	17,000 ℓ	301,820 ℓ
	ポリタンク	容量 20 ℓ	616個	12,320 ℓ	
給 水 車	積載容量	2,000 ℓ	4台	9,700 ℓ	
		1,700 ℓ	1台		
非 常 用 水 袋		容量 6 ℓ	43,800個	262,800ℓ	
応 急 給 水 装 置	A型 SUS製 40A	給水栓 4個付×2基	4組	46組	
	B型 SS製 40A	給水栓 2個付×3基	4組		
	C型 SUS製 65A	給水栓 4個付×2基	20組		
	T型 消火用直結型	給水栓 2個付	18組		
緊 急 作 業 車	1トン積トラック		3台		

(3) 配水系統図



(4) 水道施設位置図



1 1 衣料・生活必需品等物資販売業者

	品 目	業 者 名	住 所	電 話 番 号
被服・寝具その他生活必需品として認められる品	寝具・毛布・布団	県民百貨店	桜 町	322-3311
	外 衣 (作業服・婦人・子供服) 肌 着 身 回 り 品 (タオル・手拭い・地下足袋)	鶴屋百貨店 県民百貨店	手取本町 桜 町	327-3225 322-3311
	炊 事 道 具 (鍋・釜・包丁・コンロ・バケツ等)	久富金物店 森本金物店 笠機工商会 鶴屋百貨店 県民百貨店	呉服町 新屋敷 北千反畑 手取本町 桜 町	354-2036 366-5194 343-3518 327-3225 322-3311
	食 器 (茶碗・皿・箸)	久富金物店 森本金物店 鶴屋百貨店 県民百貨店	呉服町 新屋敷 手取本町 桜 町	354-2036 366-5194 327-3225 322-3311
	日用品及び光熱材料 (石鹸・塵紙・歯ブラシ 歯磨粉・薪・木炭等)	鶴屋百貨店 県民百貨店	手取本町 桜 町	327-3225 322-3311
	学 用	文具(ノート・鉛筆・画用紙)	レイメイ藤井	上 熊 本
	通 学 用 品 (運動靴・カバン・ゴム靴等)	音伍繊維工業 鶴屋百貨店 県民百貨店	坪 井 手取本町 桜 町	343-5855 327-3225 322-3311
そ の 他	原 材 料 (セメント・木材・カマス・石灰)	森本金物店 笠機工商会 下村たくみ木材店 日本乾溜工業 熊本支店 米善機工	新屋敷 北千反畑町 清水町 健軍本町 2 4 - 1 0 十 禅 寺	366-5194 343-3518 339-4714 331-6311 353-4131

品 目	業 者 名	住 所	電 話 番 号	
そ の 他	医 薬 品	サン・ダイコー熊本支店 尼崎薬品 熊本有恒社 春雨堂 新生堂 徳光屋本店	八 王 子 平 成 島 崎 下 通 近 見 新 町	378-1134 370-0150 354-3450 223-5471 354-4311 355-4321
	車 両 修 理	松尾自動車工業 森山タイヤサービス	尾 上 清 水 本 町	286-8615 345-0033
電 気	電 気 ・ 電 材	オーケー電気商会 ベスト電器東バイパス店 熊本外商 東電器 珠 郎	京 町 熊本市西原 上 林 町 馬 渡	354-2457 385-8810 354-0552 379-7775

1 2 燃料連絡先

熊本県石油販売協同組合 南区流通団地1丁目15-2 (電話)285-3355

(市内ガソリンスタンドが加盟する協同組合法人)

1.3 輸送車両関係連絡先

(1) 道路輸送

災害時における緊急輸送は過去の実情から考えて、陸上輸送に重点をおくべきと思われる。即ち道路輸送について各関係機関は災害時における緊急輸送が迅速かつ円滑に行なわれるよう努めるものとする。

トラック事業(路線貨物)

(H23.4.1現在)

会社名	所在地	電話	保有台数		
			普通車	小型車	合計
九州産交運輸(株)	南区流通団地2丁目20番3号	377-2135	185	51	236
日本通運(株)	中央区水前寺1丁目5番8号	354-2161	55	92	147
(株)エスライン九州	南区流通団地2丁目15番2号	377-2101	8	0	8
岡山県貨物運送(株)	南区近見8丁目7-85	354-0191	26	1	27
九州西武運輸(株)	東区上南部2丁目1-105 西濃運輸(株)熊本支店内	354-4588	12	10	22
久留米運送(株)	南区流通団地2丁目20番5号	377-2860	49	8	57
九州西濃運輸(株)	東区上南部2丁目1-105	380-1888	51	9	60
西濃運輸(株)	東区上南部2丁目1-105	380-4547	62	3	65
(株)博運社	東区小山町1919	380-4867	42	4	46
九州名鉄運輸(株)	東区小山3丁目2-38	380-5020	26	4	30
ヤマト運輸(株)	上益城郡益城町大字平田2441-2	287-8080	12	368	380
(株)ファミリー八興	南区富合町杉島140	287-8080	79	33	112

※ 社団法人熊本県トラック協会(熊本市東区東町4丁目6-2 TEL 369-3968)では災害時の出動計画策定済みで災害時の緊急輸送の総括事務局となる。

(2) 船舶輸送

漁業協同組合、船舶保有数および種類

組合名	所在地	電話	0~3トン	3~5トン	5~10トン
河内漁協	西区河内町船津2222-11	276-1050	214	115	2
松尾漁協	西区松尾町上松尾4411	329-7052	54	25	0
小島漁協	西区小島下町3634-2	329-7293	59	25	1
沖新漁協	西区沖新町3937	329-7291	140	103	4
畠口漁協	南区畠口町791-2	227-0029	126	62	0
海路口漁協	南区海路口町410	223-0008	126	33	0
川口漁協	南区川口町3013-4	223-0006	222	26	0
合計			941	389	7

X I 民間協力団体

1 熊本市自主防災クラブ

平成24年4月1日現在

NO	名 称	校 区	NO	名 称	校 区
1	川尻校区第1町内	川尻	54	託麻北第4町内	託麻北
2	小山田団地自治会	城西	55	池上町6町内	池上
3	子飼商店街	碩台	56	尾ノ上校区第4町内	尾ノ上
4	古町校区第6町内	古町	57	桜木校区第2町内	桜木
5	秋津レークタウン自治会	秋津	58	長嶺校区第3町内	長嶺
6	清水校区第4町内	清水	59	市営下南部団地	託麻西
7	シティマンション新大江	託麻原	60	託麻南校区第4町内	託麻南
8	託麻東第六町内	託麻東	61	西里校区第8町内	西里
9	池上3町内自治会	池上	62	小島校区五町内	小島
10	小島中町	小島	63	五福校区四町内3	五福
11	河内校区第10町内	河内	64	慶徳桜町	慶徳
12	新南部第二団地	西原	65	間島団地	秋津
13	芳野校区第2町内	芳野	66	高平台校区第七町内	高平台
14	打越町	高平台	67	帯西一町内	帯山西
15	託麻原校区第3町内	託麻原	68	池上校区第2町内	池上
16	武蔵校区第4町内	武蔵	69	津浦町自衛救援	高平台
17	壺川校区10町内	壺川	70	壺川校区第12町内	壺川
18	県営住宅古庭坊団地	大江	71	泉ヶ丘校区第1町内	泉ヶ丘
19	岩倉台	麻生田	72	東町校区第7町内	東町
20	小島9町内	小島	73	芳野校区第1町内自治会	芳野
21	城山下代町7町内	城山	74	河内校区第2町内自治会	河内
22	出水南校区第9町内	出水南	75	河内校区第3町内自治会	河内
23	花園校区第8町内	花園	76	河内校区第4町内自治会	河内
24	桜木校区第5町内	桜木	77	託麻原校区第一町内自治会	託麻原
25	楠2町内	楠	78	出水南校区第8町内	出水南
26	楠3町内	楠	79	高橋校区	高橋
27	楠4町内	楠	80	力合校区第10町内白藤ニュータウン	力合
28	楠5町内	楠	81	清水校区第3町内	清水
29	楠6町内	楠	82	練兵町	慶徳
30	楡木3町内	楡木	83	奥古閑校区第6町内	奥古閑
31	楡木4町内	楡木	84	川口校区第4町内	川口
32	西里校区第9町内	西里	85	サンアメニティ	託麻西
33	市営田迎団地	田迎	86	泉ヶ丘校区第八町内	泉ヶ丘
34	尾ノ上校区第6町内	尾ノ上	87	黒髪校区第四町内	黒髪
35	一新校区第1町内	一新	88	池田校区第5町内	池田
36	一新校区第2町内	一新	89	秋津2町内	秋津
37	一新校区第3町内	一新	90	託麻原校区第10町内	託麻原
38	一新校区第4町内	一新	91	秋津校区1町内	秋津
39	一新校区第5町内	一新	92	秋津校区第3町内	秋津
40	一新校区第6町内	一新	93	尾ノ上校区第五町内	尾ノ上
41	一新校区第7町内	一新	94	託麻原校区第二町内	託麻原
42	一新校区第8町内	一新	95	託麻原校区第9町内	託麻原
43	一新校区第9町内	一新	96	河内校区第五町内	河内
44	一新校区第10町内	一新	97	河内校区第6町内	河内
45	一新校区第11町内	一新	98	河内校区第7町内	河内
46	一新校区第12町内	一新	99	河内校区第8町内	河内
47	一新校区第13町内	一新	100	河内校区第9町内	河内
48	一新校区第14町内	一新	101	河内校区第11町内	河内
49	一新校区第15町内	一新	102	池田校区第6-2町内	池田
50	一新校区第16町内	一新	103	武蔵校区第1町内	武蔵
51	御幸1町内	御幸	104	武蔵校区第2町内	武蔵
52	下通新天街	城東	105	龍田校区第一町内	龍田
53	田迎団地自治会	田迎	106	龍田校区第四町内	龍田

平成24年4月1日現在

NO	名 称	校 区	NO	名 称	校 区
107	帯山西校区第5町内	帯山西	163	泉ヶ丘校区第7町内自治会	泉ヶ丘
108	龍田校区第7町内自治会	龍 田	164	西原校区第6町内	西 原
109	麻生田校区第5町内	麻生田	165	画図校区第二町内自治会	画 図
110	画図校区第4町内	画 図	166	江津1町内	画 図
111	八景水谷町内会	城 北	167	池上第5町内	池 上
112	弓削校区第5町内自治会	弓 削	168	碩台校区第一町内自治会	碩 台
113	砂取校区第三町内	砂 取	169	小島校区第7町内	小 島
114	砂取校区第五町内	砂 取	170	月出校区第一町内	月 出
115	奥古閑校区第5町内	奥古閑	171	石原町	託麻北
116	託麻東校区第4町内自治会	託麻東	172	託麻北校区第10町内	託麻北
117	砂取校区第八町内	砂 取	173	泉ヶ丘校区第3町内自治会	泉ヶ丘
118	砂取校区第七町内	砂 取	174	松尾北校区	松尾北
119	砂取校区第六町内	砂 取	175	山ノ内校区第二町内自治会	山ノ内
120	砂取校区第二町内	砂 取	176	西里校区12町内(庄)	西 里
121	砂取校区第九町内	砂 取	177	北部東14町内(東梶尾)	北部東
122	砂取校区第四町内及び 市営出水団地	砂 取	178	川上校区第1町内	川 上
123	砂取校区第一町内	砂 取	179	城山校区第5町内	城 山
124	奥古閑校区第7町内	奥古閑	180	碩台校区12町内	碩 台
125	城西校区第10町内	城 西	181	西里校区1町内(徳王)	西 里
126	中緑校区第1町内	中 緑	182	託麻西校区第2町内	託麻西
127	託麻東校区第5町内	託麻東	183	画図校区第三町内自治会	画 図
128	御幸7町内	御 幸	184	飽田西校区第6町内	飽田西
129	出水校区第1町内	出 水	185	奥古閑校区第8町内	奥古閑
130	江津湖団地	画 図	186	西里校区24町内(川東)	西 里
131	白山校区パークマンション九品寺	白 山	187	田迎南校区第4町内	田迎南
132	画図上無田	画 図	188	碩台校区9町内	碩 台
133	託麻東校区第7町内自治会	託麻東	189	松尾東校区第2町内	松尾東
134	秋津四町内	秋 津	190	田迎南校区第2町内	田迎南
135	中緑校区第2町内自治会	中 緑	191	碩台校区第5町内	碩 台
136	画図校区第10町内自治会	画 図	192	碩台校区10町内	碩 台
137	若葉校区第9町内自治会	若 葉	193	碩台校区11町内	碩 台
138	麻生田校区第四町内	麻生田	194	碩台校区第八町内	碩 台
139	城西校区第一町内	城 西	195	西里校区15町内(坂ノ下)	西 里
140	画図校区第11町内自治会	画 図	196	城西校区第三町内	城 西
141	中島校区第5町内自治会	中 島	197	飽田東校区第5町内	飽田東
142	西原校区五町内	西 原	198	池田校区第2町内	池 田
143	八王子団地	春 竹	199	大江14町内	大 江
144	川口校区第2町内	川 口	200	田迎南校区第三町内	田迎南
145	武蔵校区3町内	武 蔵	201	壺川校区9町内	壺 川
146	銭塘地区	銭 塘	202	高平台校区第8町内	高平台
147	奥古閑校区第9町内	奥古閑	203	西里校区7町内(太郎迫)	西 里
148	若葉校区第八町内自治会	若 葉	204	託麻北校区第1町内	託麻北
149	高平台校区第5町内自治会	高平台	205	中島校区第2町内自治会	中 島
150	芳野校区第3町内自治会	芳 野	206	池田校区第2町内コアマンションMAXIM京町台	池 田
151	託麻南校区第2町内	託麻南	207	飽田東校区第1町内	飽田東
152	託麻北校区第12町内	託麻北	208	壺川校区第1町内フラワーマンション京町	壺 川
153	河内校区塩屋	河 内	209	川上校区19町内(四方寄団地)	川 上
154	画図校区第5町内自治会	画 図	210	健軍第1町内	健 軍
155	画図第7町内	画 図	211	壺川校区第1町内	壺 川
156	託麻北校区第8町内	託麻北	212	長嶺校区第6町内	長 嶺
157	託麻北校区第11町内	託麻北	213	春日校区第13町内自治会	春 日
158	出水校区第4町内自治会	出 水	214	池田校区第12町内	池 田
159	清水本町町内自治会	清 水	215	池田校区第4町内	池 田
160	帯山西校区第2町内自治会	帯山西	216	川上校区13町内(西尾当)	川 上
161	託麻北校区第9町内	託麻北	217	龍田校区第三町内	龍 田
162	桜木校区第一町内	桜 木	218	崇城大学	池 田
			219	健軍3町内	健 軍

NO	名 称	校 区	NO	名 称	校 区
220	託麻東校区第9町内	託麻東	277	花園校区第2町内自治会	花 園
221	託麻原校区第12町内自治会	託麻原	278	西里校区19町内(小塚・小萩)	西 里
222	向山校区第10町内ビブレM	向 山	279	奥古閑校区第4町内	奥古閑
223	池上校区第一町内	池 上	280	奥古閑校区第2町内	奥古閑
224	泉ヶ丘校区第6町内自治会	泉ヶ丘	281	西里校区13町内(田畑)	西 里
225	健軍校区第二町内	健 軍	282	西里校区4町内(五丁中原)	西 里
226	長嶺校区第一町内自治会	長 嶺	283	託麻北校区第六町内自治会	託麻北
227	花園校区第3町内	花 園	284	西里校区2町内(釜尾)	西 里
228	高平台校区3・3町内自治会	高平台	285	小島校区第四町内	小 島
229	泉ヶ丘校区第5町内自治会	泉ヶ丘	286	五福校区第1町内	五 福
230	高平台校区3-5町内自治会	高平台	287	白川校区第1町内	白 川
231	小島校区第三町内	小 島	288	飽田南校区第1町内	飽田南
232	龍田鉦区第5町内	龍 田	289	託麻北校区第三町内自治会	託麻北
233	託麻北校区第7町内	託麻北	290	泉ヶ丘校区第2町内自治会	泉ヶ丘
234	奥古閑校区第1町内	奥古閑	291	力合校区葛町	力 合
235	北部東校区10町内(一本木)	北部東	292	桜木校区第三町内自治会	桜 木
236	池田校区第11町内	池 田	293	池田校区第3町内	池 田
237	壺川校区第15町内	壺 川	294	西里校区21町内(上古閑)	西 里
238	西原校区一町内	西 原	295	桜木校区第四町内自治会	桜 木
239	白川校区第7町内	白 川	296	湖東	健 軍
240	飽田西校区第1町内	飽田西	297	本荘校区第9町内	本 荘
241	帯山西校区第三町内自治会	帯山西	298	本荘校区第10町内	本 荘
242	城山校区第4町内	城 山	299	白川校区第9町内	白 川
243	硯台校区第7町内	硯 台	300	白川校区第3町内	白 川
244	帯山西校区第4町内	帯山西	301	松尾東校区第9町内	松尾東
245	健軍東校区第5町内自治会	健軍東	302	白川校区第12町内	白 川
246	西里校区10町内(田上)	西 里	303	春竹校区第18町内琴平団地	春 竹
247	龍田校区第6町内	龍 田	304	泉ヶ丘校区第4町内自治会	泉ヶ丘
248	出水校区第六町内自治会	出 水	305	本荘校区第2町内自主防災クラブ	本 荘
249	五福校区第8町内	五 福	306	花園校区第7町内自治会	花 園
250	硯台校区第16町内	硯 台	307	城西校区第五町内自治会	城 西
251	五福校区第3町内	五 福	308	城南校区鉦町団地	城 南
252	西里校区11町内(柚木)	西 里	309	春竹校区第5町内	春 竹
253	上之郷	力 合	310	奥古閑校区第3町内	奥古閑
254	桜木東校区第三町内	桜木東	311	火の国(白川6町内)	白 川
255	桜木東校区第四町内	桜木東	312	北部東校区9町内(飛田本町)	北部東
256	桜木東校区第五町内	桜木東	313	小島校区第一町内自治会	小 島
257	桜木東校区第二町内	桜木東	314	城西校区第二町内	城 西
258	川尻校区第7町内自治会	川 尻	315	パークマンション熊高正門前・託麻原第五町内会	託麻原
259	帯山校区第3町内自治会	帯 山	316	画図校区第八町内自治会	画 図
260	白坪校区第13町内自治会	白 坪	317	五福校区第7町内	五 福
261	北部東校区6町内(鶴団地)	北部東	318	御幸校区第10町内	御 幸
262	五福校区第2町内	五 福	319	野口町	力 合
263	五福校区第9町内	五 福	320	銭塘校区第4町内	銭 塘
264	田迎校区第2町内	田 迎	321	タサキハイツ団地	白 坪
265	西原四町内	西 原	322	出水南校区第10町内自治会	出水南
266	コアマンションネクステージ熊本	花 園	323	小島校区第6町内	小 島
267	託麻北校区第2町内	託麻北	324	健軍校区第五町内自主防災会	健 軍
268	春日校区第3町内自治会	春 日	325	清水校区7町内	清 水
269	五福校区第5町内	五 福	326	飽田西校区第5町内	飽田西
270	五福校区第6町内	五 福	327	若葉校区第6町内	若 葉
271	北部東校区4町内(鶴の原)	北部東	328	御幸校区第六町内	御 幸
272	松尾西校区	松尾西	329	池田校区第9町内	池 田
273	山室町内	高平台	330	出水南校区第4町内自治会	出水南
274	壺川校区第六町内	壺 川	331	日吉東校区第1町内	日吉東
275	桜木東校区第一町内	桜木東	332	日吉東校区第2町内	日吉東
276	帯山校区第2町内自治会	帯 山	333	日吉東校区第3町内	日吉東

NO	名 称	校 区	NO	名 称	校 区
334	日吉東校区第4町内	日吉東	391	池田校区第7町内	池田
335	西原校区第2町内自治会	西 原	392	中島校区第4町内自治会	中島
336	北部東校区11町内(葉山自由ヶ丘)	北部東	393	松尾校区第1町内自治会	松尾東
337	北部東校区7町内(羽田)	北部東	394	西里校区6町内(立福寺)	西里
338	川上校区8町内(馬出)	川 上	395	白山校区第9町内自治会	白山
339	銭塘校区第5町内	銭 塘	396	鮑田西校区第4町内無田口	鮑田西
340	出水南校区第2町内自治会	出水南	397	黒髪校区第5町内	黒髪
341	白川校区第8町内自治会	白 川	398	若葉校区第4町内	若葉
342	御幸校区第5町内	御 幸	399	中島校区第10町内	中島
343	花園校区第6町内自治会	花 園	400	室園町内自治会	清水
344	高平台校区3-1町内自治会	高平台	401	武蔵校区第5町内	武蔵校区
345	川上校区10町内(上野)	川 上	402	御幸木部	御幸校区
346	西里校区20町内(古市)	西 里	403	城西校区第四町内自治会	城西
347	清水校区第6町内自治会	清 水	404	鮑田東校区第三町内	鮑田東
348	日吉校区栗の内団地	日 吉	405	城南町丹生宮区	杉上
349	西里校区5町内(古閑)	西 里	406	城南町築地区	杉上
350	託麻西校区第一町内	託麻西	407	城南町永区	杉上
351	城山校区9町内自治会	城 山	408	城南町舞原区	隈庄
352	出水南校区第3町内自治会	出水南	409	城南町千原区	杉上
353	楡木校区第2町内自治会	楡 木	410	城南町坂本区	杉上
354	川上校区17町内(八原)	川 上	411	城南町島田区	隈庄
355	健軍校区第7町内自治会	健 軍	412	城南町南藤山区	豊田
356	託麻南校区6町内自治会	託麻南	413	城南町沈目区	豊田
357	大江校区13町内自治会	大 江	414	城南町二の町区	隈庄
358	黒髪校区第16町内	黒 髪	415	城南町萱木区	隈庄
359	託麻原校区第6町内自治会	託麻原	416	城南町赤見区	杉上
360	画図校区第12町内自治会	画 図	417	城南町碓区	杉上
361	出水南校区第6町内自治会	出水南	418	城南町上宮地区	隈庄
362	御幸校区第九町内	御幸	419	城南町才木区	隈庄
363	池田校区第8町内	池 田	420	城南町鱈瀬区	豊田
364	出水南校区第1町内自治会	出水南	421	城南町高区	杉上
365	白藤団地	力合	422	城南町今区	杉上
366	泉ヶ丘校区第9町内自治会	泉ヶ丘	423	城南町出水区	杉上
367	城西校区第六町内自治会	城西	424	城南町陣内区	豊田
368	山ノ内校区第一町内自治会	山ノ内	425	城南町藤山区	豊田
369	白川校区第5町内自治会	白川	426	城南町塚原区	豊田
370	碩台校区第13町内	碩台	427	城南町吉野区	杉上
371	白坪校区第8町内自治会	白坪	428	城南町六田区	隈庄
372	春日14町内自治会	春日	429	城南町蕃町区	杉上
373	花園校区第5町内	花園	430	城南町金屋町区	隈庄
374	出水南校区第5町内自治会	出水南	431	城南町中宮地区	隈庄
375	健軍校区第4町内	健軍	432	城南町平野区	杉上
376	託麻西校区第5町内	託麻西	433	城南町下宮地区	隈庄
377	麻生田1町内自治会	麻生田	434	城南町土鹿野区	豊田
378	古町校区第3町内自治会	古町	435	城南町東阿高区	豊田
379	田井島	田迎南	436	城南町旭町区	豊田
380	中島校区第1町内	中島	437	城南町城南団地区	隈庄
381	白川校区第10町内	白川	438	城南町阿高区	豊田
382	小島校区第八町内	小島	439	城南町栄町区	隈庄
383	中島校区第7町内自治会	中島	440	城南町尾窪区	豊田
384	託麻西校区四町内	託麻西	441	城南町東阿高団地区	豊田
385	北部東校区12町内(東葉山)	北部東	442	春日校区第12町内自治会	春日校区
386	出水南校区第7町内自治会	出水南	443	楡木校区第1町内	楡木
387	中島校区第6町内	中島	444	池田校区第6-1町内自治会	池田
388	西里校区26町内(いろは坂)	西里	445	川上校区6町内(尾当)	川上
389	城西校区第八町内	城西	446	御幸校区4町内	御幸
390	富合町杉島区	富合	447	鮑田南校区第3町内自治会	鮑田南

NO	名 称	校 区	NO	名 称	校 区
448	尾ノ上校区第8町内	尾ノ上			
449	日吉校区第4町内	日吉			
450	北部東校区3町内(南陽台)	北部東			
451	植木町下岩野区	山東			
452	植木町上古閑区	菱形			
453	植木町辺田野区	菱形			
454	植木町七本区	菱形			
455	植木町内区	山本			
456	植木町北広住区	植木			
457	植木町大和地区	菱形			
458	植木町清水甲区	山本			
459	植木町五丁目西区	植木			
460	植木町正清・大塚区	田底			
461	植木町中尾区	田原			
462	植木町宮原区	田底			
463	植木町亀甲中区	吉松			
464	植木町植木温泉区	田底			
465	植木町大平区	田原			
466	植木町宿・中久保・本村区	田原			
467	植木町停車場区	桜井			
468	植木町一木区	山東			
469	植木町谷自治会	田原			
470	植木町上岩野区	山東			
471	植木町清水乙区	山本			
472	御幸校区第2町内自治会	御幸			
473	御幸校区第8町内	御幸			
474	若葉第7町内自治会	若葉			
475	西里校区18町内(緑坂)	西里			
476	飽田西校区第3町内	飽田西			
477	川尻校区12町内	川尻			
478	春竹校区第九町内	春竹			
479	川尻校区第9町内	川尻			
480	託麻西校区3町内	託麻西			
481	城山校区1町内	城山			
482	向山校区第1町内	向山			
483	城南町本町区	隈庄			
484	月出校区第2町内	月出			
485	向山校区3町内自治会	向山			
486	託麻南校区第7町内	託麻南			
487	池田校区第1町内	池田			
488	帯山校区第5町内	帯山			
489	中島校区第9町内	中島			
490	帯山校区第7町内自治会	帯山			
491	本荘校区第8町内	本荘			
492	川上校区11町内(西梶尾)	川上			
493	松尾校区八町内自主防災会	松尾			
494	中島校区第3町内	中島			
495	城西校区第七町内自治会	城西			
496	託麻原校区第5町内自治会	託麻原			
497	鳥場防災クラブ	富合			
498	白坪校区4町内	白坪			
499	向山校区第4町内	向山			
500	画図校区14町内(重富)	画図			
501	城南町さんさん地区	隈庄			
502	山本校区第2町内(味取)自治会	山本			
503	黒髪校区第13町内	黒髪			

2 社団法人 熊本市医師会

〒	事務局住所	T E L
860-0811	熊本市中央区本荘3丁目3-3	362-1221

熊本市医師会非常災害対処規則

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本市並びに周辺地区に突発的大災害が発生し、一時に傷病者が多発した場合における熊本市医師会のとるべき非常時の対処の基準について熊本市地域防災計画に基づき定めるものである。

(非常災害時の行動の準拠)

第2条 熊本市医師会は、前条の事故に際し、非常災害勤務が発令された場合は、別紙「非常災害時の熊本市医師会組織機能図」により行動するものとする。

(非常災害勤務の発令及び解除)

第3条 非常災害勤務の発令及び解除は、原則として熊本市災害対策本部の要請により熊本市医師会長が行う。

(災害発生時における配備)

第4条 関係理事及び部・局長は、災害が発生した際には所属職員の全部又は一部を指揮監督して、会長の指示を受けて活動しうる態勢を整えておくものとする。

2 勤務時間外に災害が発生した際には、職員は所属の上司と連絡をとり、また自主判断で出勤し、非常災害勤務に従事しうる体制をとるものとする。

(職員の招集)

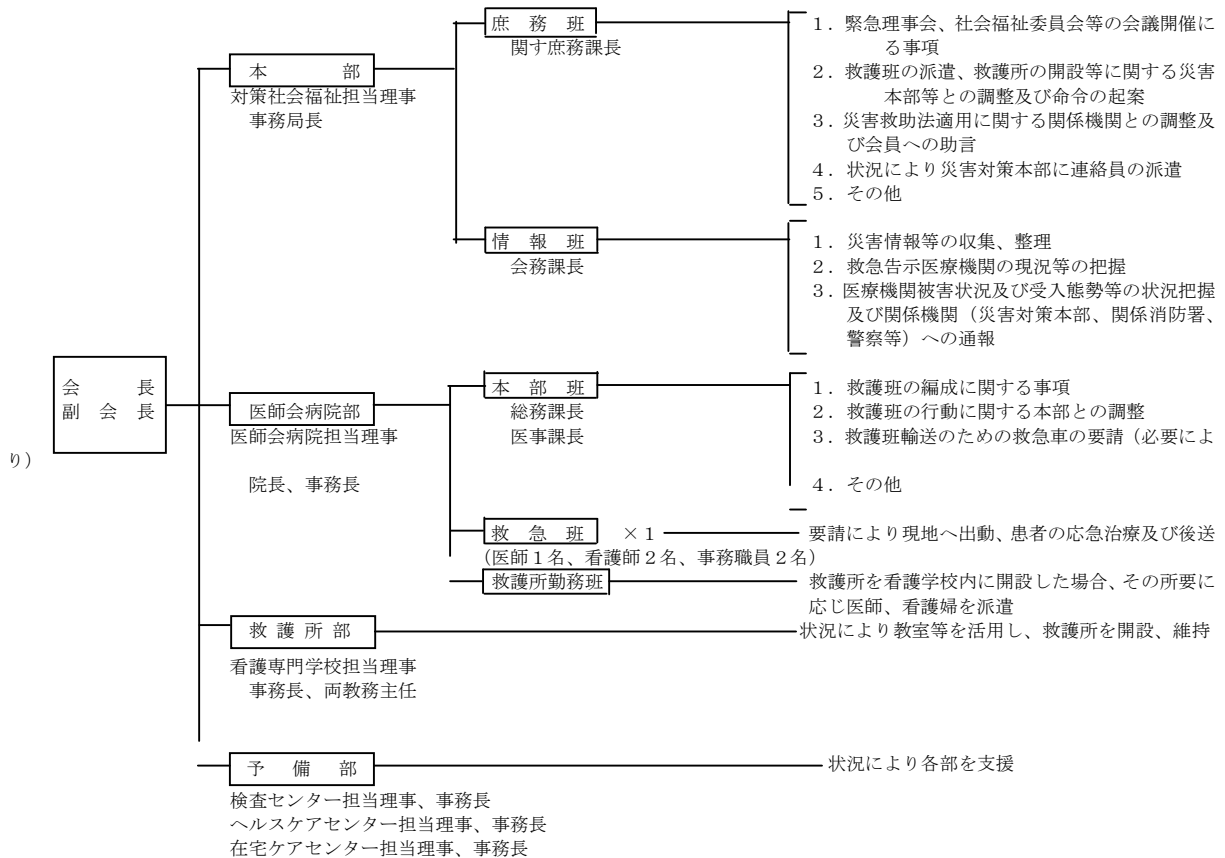
第5条 関係部・局長は所属職員の招集系統図を作成しておき、最も迅速確実な方法により連絡にあたるものとする。

(関係部門の準備)

第6条 本会、医師会病院、検査センター、ヘルスケアセンター、在宅ケアセンター及び看護専門学校は、それぞれこの規則に基づき、非常災害対処に関し、必要事項を定め、所要の準備を整えるものとする。

附 則 この規則は平成6年4月1日から施行する。

非常災害時の市医師会組織機能図



備 考

1. 状況により地区部の医療救護班は、市の要請又は医師会長の指示により出動する。この場合の編成の基準は、医師 1 名、看護師 2 名、事務職員 1 名であり、車輛は必要により最寄の消防署に要請するものとする。
2. 大地震等により、災害が激甚で医師会等との連絡が取れず、組織的に活動ができない事態となった場合は、地区部毎又は隣保班毎で呼応し、協力して自主救護医療活動を行うものとする。この際、連絡組織が回復し次第、すみやかに医師会に状況を通報するものとする。

3 民間協力団体

名 称	住 所	電 話
社団法人熊本県建設業協会熊本支部	中央区九品寺 4 丁目 6 ー 4	372-7575
社団法人日本アマチュア無線連盟熊本県支部	中央区帯山 3 丁目 8 ー 3 5	383-6750
熊本市青年団体連絡協議会	中央区花畑町 9 ー 6 （教育委員会生涯学習課）	328-2737
熊本市地域婦人会連絡協議会	中央区草葉町 5 ー 1 （中央公民館）	353-5496

4 社団法人 熊本県トラック協会（熊本市東区東町 4 丁目 6 ー 2 TEL 369-3968）

支部輸送隊編成要領

(1) 支部輸送隊編成責任者

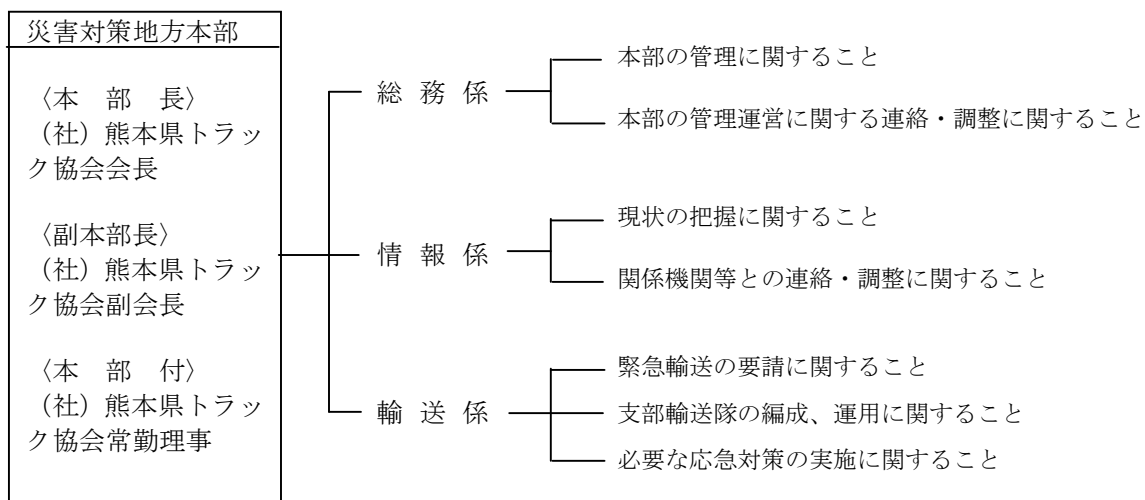
支部長（対策室長）

(2) 編成基準

ア 各支部単位に編成する。ただし、状況により二つ以上の支部を合同して編成することができ
る。

イ 支部輸送隊の基本編成については、現在再編中。

ウ 災害対策地方本部の組織及び業務



5 ボランティア団体

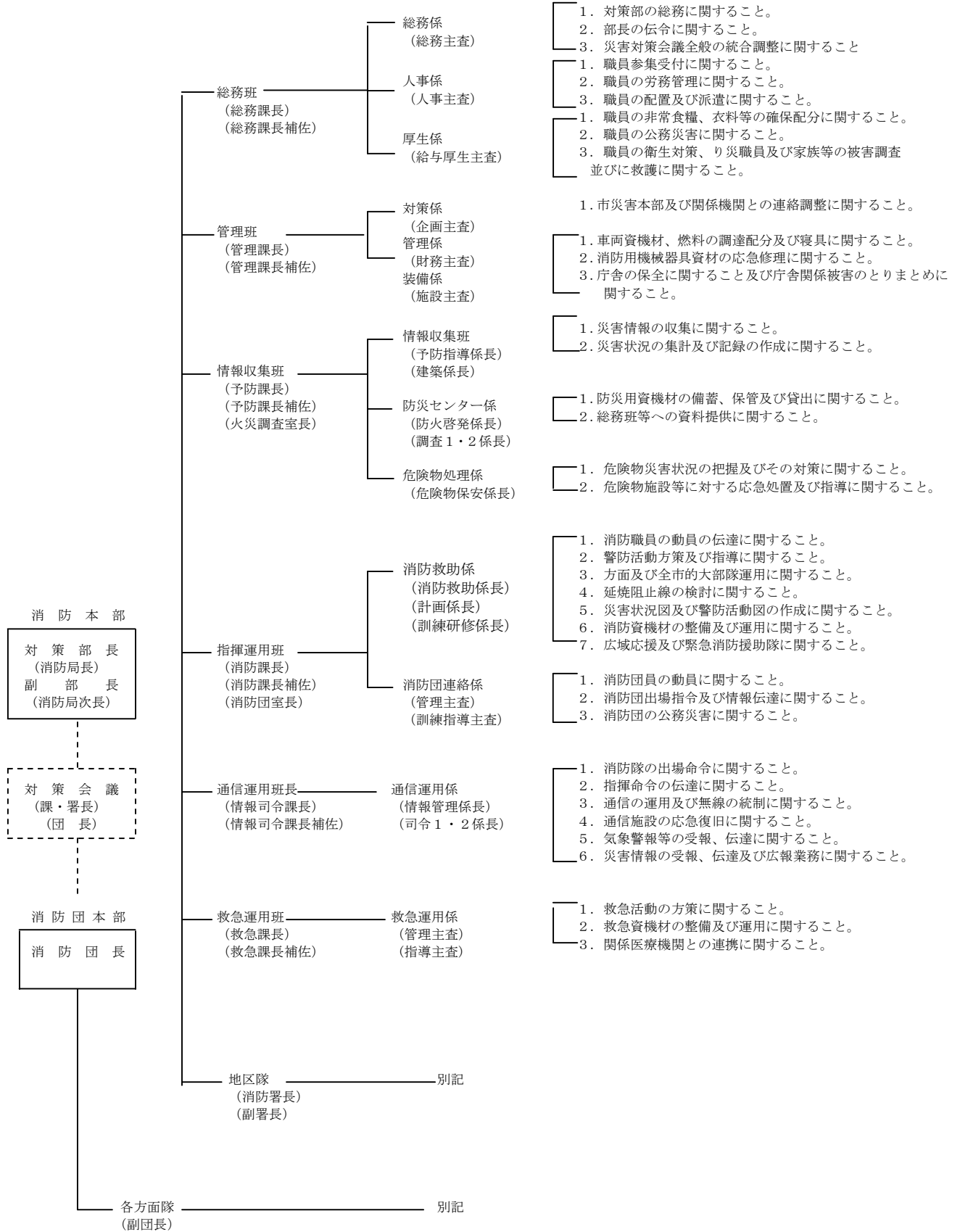
ボランティア団体	事務局	電話
熊本市災害救護ボランティアバンク	熊本市社会福祉協議会 熊本市ボランティアセンター	322-2331
赤十字防災ボランティア	日本赤十字社熊本県支部	384-2111
救急ボランティア	熊本市消防局	363-7171
熊本市消防OB災害ボランティア	熊本市消防局	363-7171

6 葬祭組合

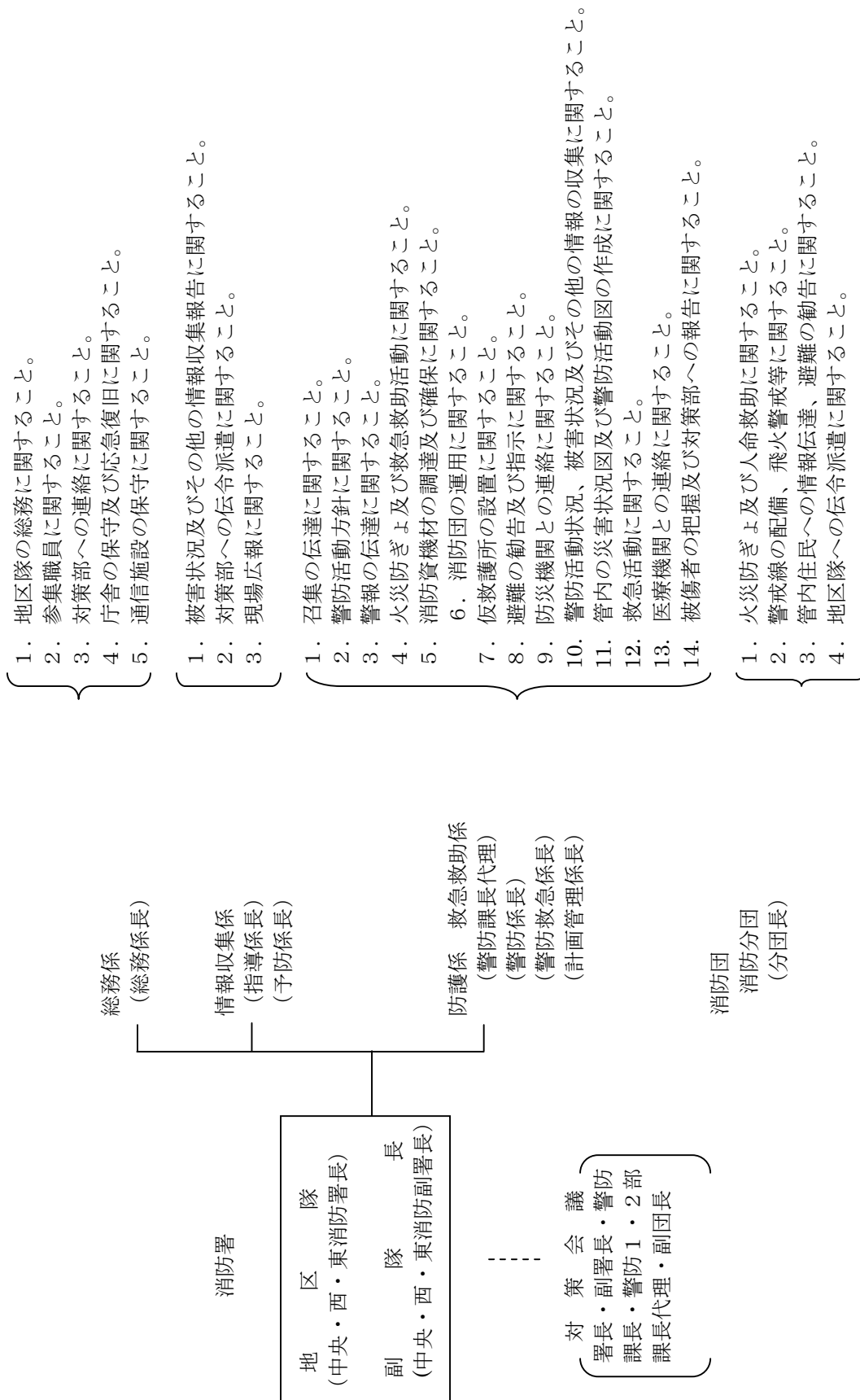
団体名	住所	電話・FAX
全日本葬祭業協同組合加盟 熊本県葬祭事業協同組合	〒862-0955 中央区神水本町20-5 神水ビル4F	電話 382-4266 FAX
(社) 全国霊柩自動車協会熊本県支部	〒860-0051 西区二本木2丁目9-12 (青木葬儀社内)	電話 353-5341 FAX 353-5321
(社) 全日本冠婚葬祭互助協会	〒860-8567 中央区世安町155 (株セルモ内)	電話 362-3390 FAX 375-1255

X II 消防局対策部組織

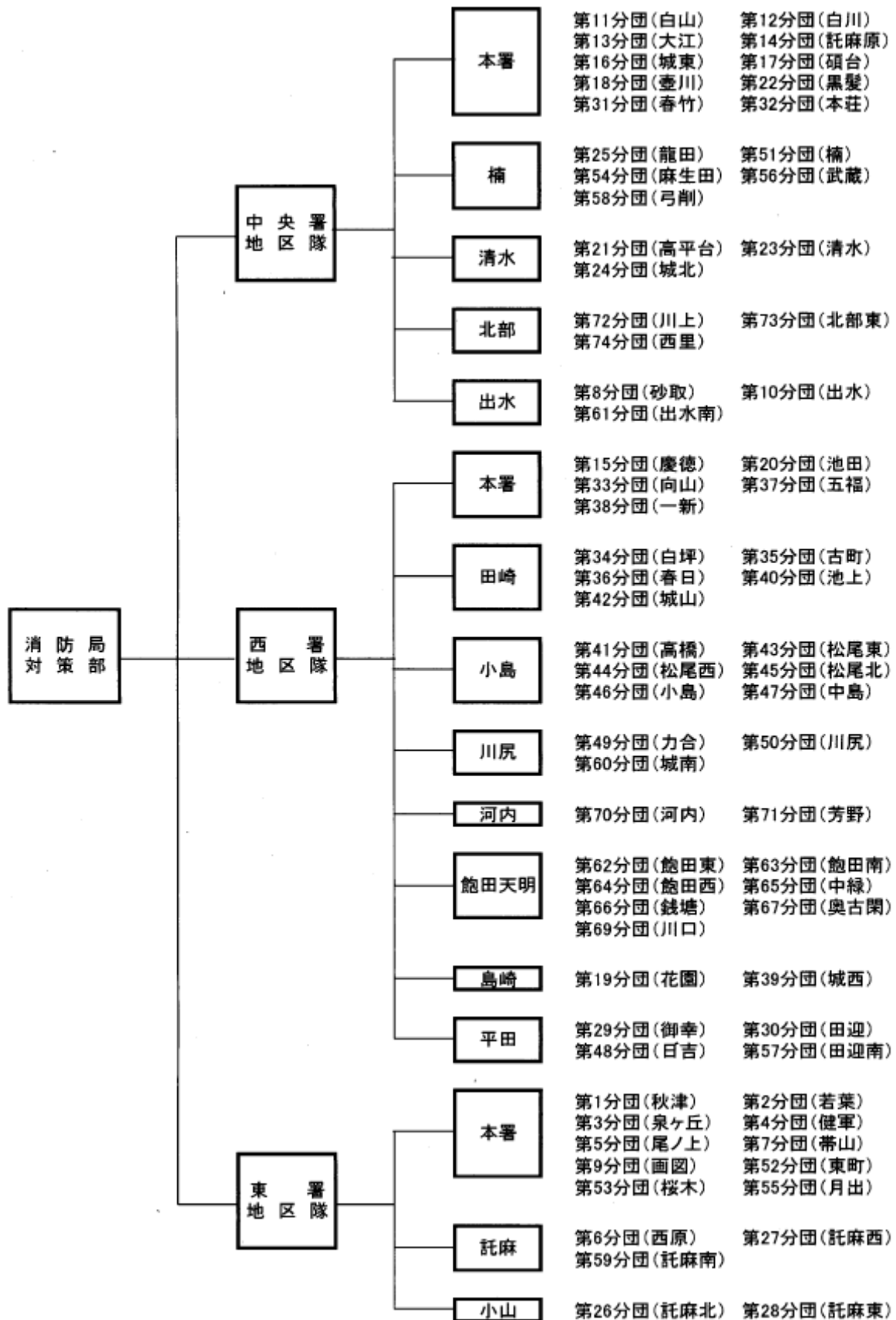
1 消防局対策部組織編成及び事務分掌



2 地区隊（消防署）組織編成及び事務分掌

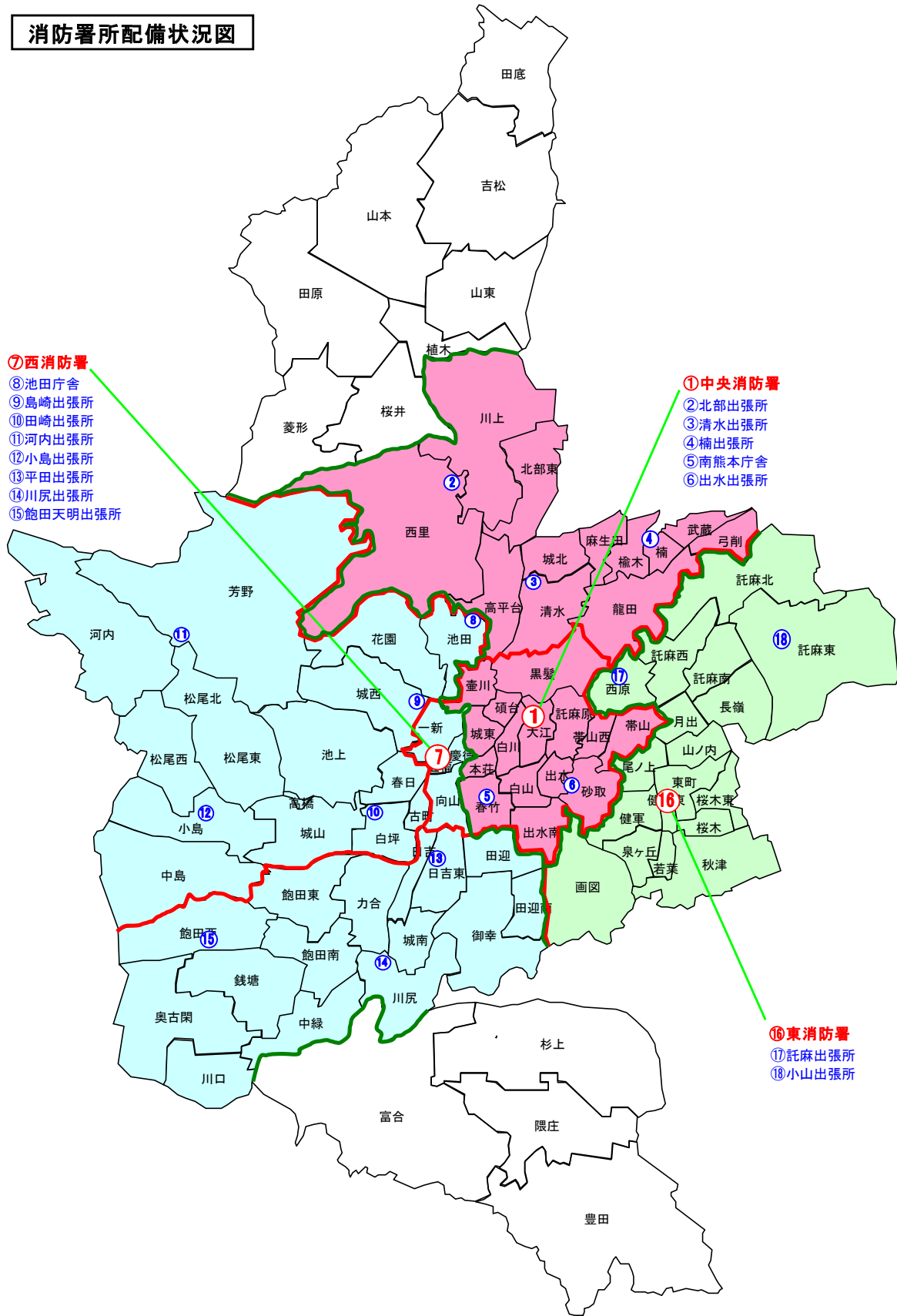


3 指揮系統



4 消防署所配備状況図

消防署所配備状況図



※ 富合町・城南町は、宇城広域消防本部の管轄、植木町は山鹿植木消防本部の管轄となる。

5 熊本市消防団幹部名簿

熊本市消防団幹部名簿 平成24年4月1日付

方面	階級	氏名
	団長	米村 昌昭
1	副団長	西浦 健輔
2	副団長	関谷 英二
3	副団長	宮田 新光
4	副団長	吉本 康二
5	副団長	田尻 良二
6	副団長	島本 孝秀
7	副団長	田中 一正
8	副団長	廣瀬 正純
9	副団長	山口 下丸
10	副団長	竹下 貴清
11	副団長	山本 誠治
12	副団長	山本 澤正
13	副団長	大橋 方孝
14	副団長	緒方 孝夫
15	副団長	坂田 誠二
本部	副団長	坂田 誠二

方面	分団名	氏名	階級	氏名	階級	方面	分団名	氏名	階級	氏名	階級	
1	第1分団 (旗)	村上 康利	副団長	緒方 謙二	副団長	4	第49分団 (力合)	田島 勝美	副団長	西岡 保次	副団長	
1	第2分団 (旗)	村元 元	副団長	内高 見浩	副団長	4	第50分団 (川)	西山 幸春	副団長	高島 良博	副団長	
1	第3分団 (旗)	村上 裕二	副団長	高松 窪一	副団長	3	第51分団 (旗)	田中 繁光	副団長	田上 誠也	副団長	
1	第4分団 (旗)	村上 敏二	副団長	竹本 和也	副団長	1	第52分団 (旗)	佐土原 繁光	副団長	田上 誠也	副団長	
1	第5分団 (旗)	中村 敏二	副団長	小原 出通	副団長	1	第53分団 (旗)	豊永 一己	副団長	高妻 松史	副団長	
2	第6分団 (旗)	梅田 洋一	副団長	原口 誠一	副団長	3	第54分団 (旗)	後藤 光雄	副団長	久連 幸一	副団長	
2	第7分団 (旗)	畑田 元郎	副団長	未田 正三	副団長	3	第55分団 (旗)	青山 孝治	副団長	古谷 隆文	副団長	
1	第8分団 (旗)	光倉 康治	副団長	大川 基範	副団長	4	第56分団 (旗)	宮本 井久	副団長	神本 弘利	副団長	
1	第9分団 (旗)	倉島 洋二	副団長	橋安 藤真	副団長	3	第57分団 (旗)	永岡 島和	副団長	吉野 勝弘	副団長	
2	第10分団 (旗)	西藤 公一	副団長	山田 哲生	副団長	4	第58分団 (旗)	原田 秀一	副団長	後藤 勝正	副団長	
2	第11分団 (旗)	伊藤 良能	副団長	津曲 誠一	副団長	1	第59分団 (旗)	田畑 稔	副団長	松尾 信和	副団長	
2	第12分団 (旗)	渡辺 北彦	副団長	高浦 本上	副団長	7	第60分団 (旗)	橋野 博康	副団長	益城 和一	副団長	
2	第13分団 (旗)	田北 健郎	副団長	高浦 中	副団長	7	第61分団 (旗)	橋野 博康	副団長	益城 和一	副団長	
11	第14分団 (旗)	米島 勇治	副団長	堀田 博孝	副団長	8	第62分団 (旗)	下田 隆彦	副団長	下村 清也	副団長	
11	第15分団 (旗)	松本 峰生	副団長	堀田 博孝	副団長	8	第63分団 (旗)	小野 亮博	副団長	園田 英樹	副団長	
11	第16分団 (旗)	森政 博	副団長	堀田 博孝	副団長	8	第64分団 (旗)	小野 亮博	副団長	園田 英樹	副団長	
11	第17分団 (旗)	吉村 博文	副団長	高本 廣喜	副団長	2	第65分団 (旗)	永田 中志	副団長	西川 宣子	副団長	
11	第18分団 (旗)	吉門 秀昭	副団長	高本 廣喜	副団長	2	第66分団 (旗)	永田 中志	副団長	西川 宣子	副団長	
3	第19分団 (旗)	村田 眞一	副団長	坂本 啓治	副団長	9	第67分団 (旗)	杉野 大誠	副団長	竹上 貴博	副団長	
3	第20分団 (旗)	村田 眞一	副団長	坂本 啓治	副団長	9	第68分団 (旗)	杉野 大誠	副団長	竹上 貴博	副団長	
3	第21分団 (旗)	宮崎 弘	副団長	本志 浩博	副団長	10	第69分団 (旗)	福住 聖一	副団長	米田 隆次	副団長	
3	第22分団 (旗)	松岡 政晴	副団長	本志 浩博	副団長	10	第70分団 (旗)	西谷 富隆	副団長	門田 弘昌	副団長	
2	第23分団 (旗)	水谷 伸也	副団長	津松 村浩	副団長	2	第71分団 (旗)	清崎 博幸	副団長	木村 匡一	副団長	
2	第24分団 (旗)	中山 和隆	副団長	満田 利重	副団長	2	第72分団 (旗)	清崎 博幸	副団長	木村 匡一	副団長	
4	第25分団 (旗)	米村 邦男	副団長	宮崎 眞男	副団長	2	第73分団 (旗)	清崎 博幸	副団長	木村 匡一	副団長	
4	第26分団 (旗)	米村 邦男	副団長	宮崎 眞男	副団長	2	第74分団 (旗)	清崎 博幸	副団長	木村 匡一	副団長	
4	第27分団 (旗)	能田 伸一郎	副団長	中村 全宏	副団長	1	第75分団 (旗)	大石 光晴	副団長	南村 純也	副団長	
4	第28分団 (旗)	浅井 俊朗	副団長	中村 全宏	副団長	1	第76分団 (旗)	大石 光晴	副団長	南村 純也	副団長	
4	第29分団 (旗)	吉田 盛夫	副団長	西栗 浩正	副団長	2	第77分団 (旗)	中口 優	副団長	河野 浩一	副団長	
5	第30分団 (旗)	西野 誠二	副団長	福田 浩正	副団長	2	第78分団 (旗)	早野 悟	副団長	河野 浩一	副団長	
5	第31分団 (旗)	野中 輝	副団長	佐藤 哲次	副団長	1	第79分団 (旗)	早野 悟	副団長	河野 浩一	副団長	
5	第32分団 (旗)	小嶋 栄治	副団長	伊瀬 俊次	副団長	1	第80分団 (旗)	岩村 万代	副団長	宮安 文	副団長	
5	第33分団 (旗)	清崎 英一	副団長	伊瀬 俊次	副団長	1	第81分団 (旗)	岩村 万代	副団長	宮安 文	副団長	
5	第34分団 (旗)	宇野 善通	副団長	仁田 信二	副団長	1	第82分団 (旗)	本武 和彦	副団長	前田 安規	副団長	
6	第35分団 (旗)	河野 善通	副団長	園水 博修	副団長	2	第83分団 (旗)	本武 和彦	副団長	前田 安規	副団長	
6	第36分団 (旗)	福田 克信	副団長	園水 博修	副団長	2	第84分団 (旗)	松川 幸次	副団長	崎本 淳規	副団長	
6	第37分団 (旗)	坂原 克信	副団長	吉本 幸治	副団長	3	第85分団 (旗)	松川 幸次	副団長	崎本 淳規	副団長	
6	第38分団 (旗)	小三 実	副団長	吉本 幸治	副団長	3	第86分団 (旗)	松川 幸次	副団長	崎本 淳規	副団長	
6	第39分団 (旗)	小上 実	副団長	若生 松雄	副団長	2	第87分団 (旗)	牧野 新吾	副団長	富田 永也	副団長	
6	第40分団 (旗)	村上 実	副団長	若生 松雄	副団長	2	第88分団 (旗)	牧野 新吾	副団長	富田 永也	副団長	
6	第41分団 (旗)	平松 早苗	副団長	吉西 重隆	副団長	1	第89分団 (旗)	寺本 文成	副団長	堀宮 下志	副団長	
6	第42分団 (旗)	平松 早苗	副団長	吉西 重隆	副団長	1	第90分団 (旗)	寺本 文成	副団長	堀宮 下志	副団長	
6	第43分団 (旗)	大木 昭司	副団長	吉西 重隆	副団長	3	第91分団 (旗)	寺本 文成	副団長	堀宮 下志	副団長	
6	第44分団 (旗)	大木 昭司	副団長	吉西 重隆	副団長	3	第92分団 (旗)	寺本 文成	副団長	堀宮 下志	副団長	
4	第45分団 (旗)	末藤 泰	副団長	織田 誠博	副団長	3	本部	トランペット隊長	萩生 省蔵	副団長	児玉 浩志	副団長

関係機関電話番号（096）

テレホンサービス	371-2500
熊本市消防局代表	363-0119
消防課消防団室直通	372-2770
FAX	363-2044
〒862-0971 熊本市大江3丁目1-3	
消防協会熊本支部	371-8139
中央消防署	371-0119
西消防署	325-0119
健軍消防署	367-0119

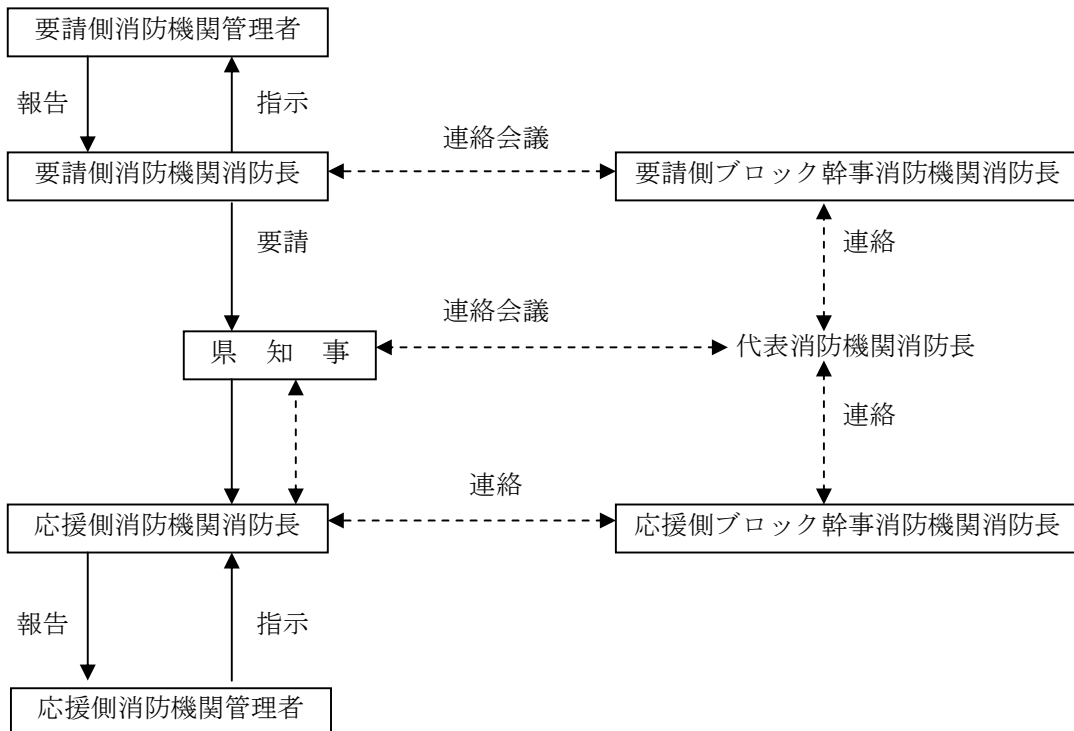
熊本市役所	328-2111
熊本市危機管理防災室	328-2490
熊本県庁	383-1111
熊本県消防学校	286-9222
熊本県消防協会	364-3786
熊本市北部総合支所	245-2111
熊本市河内総合支所	276-1111
熊本市飽田総合支所	227-1111
熊本市天明総合支所	223-1111
熊本市富合総合支所	357-4111

6 熊本県消防広域応援基本計画

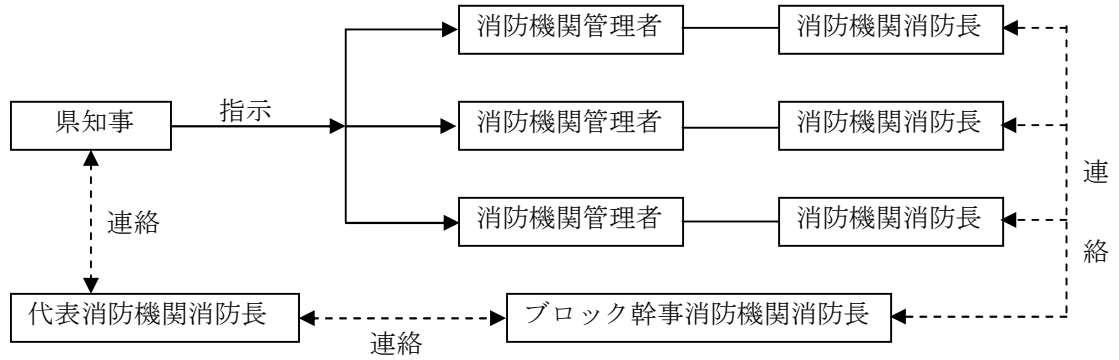
(1) 消防相互応援協定に基づく隣接消防機関への要請（消防組織法第39条）



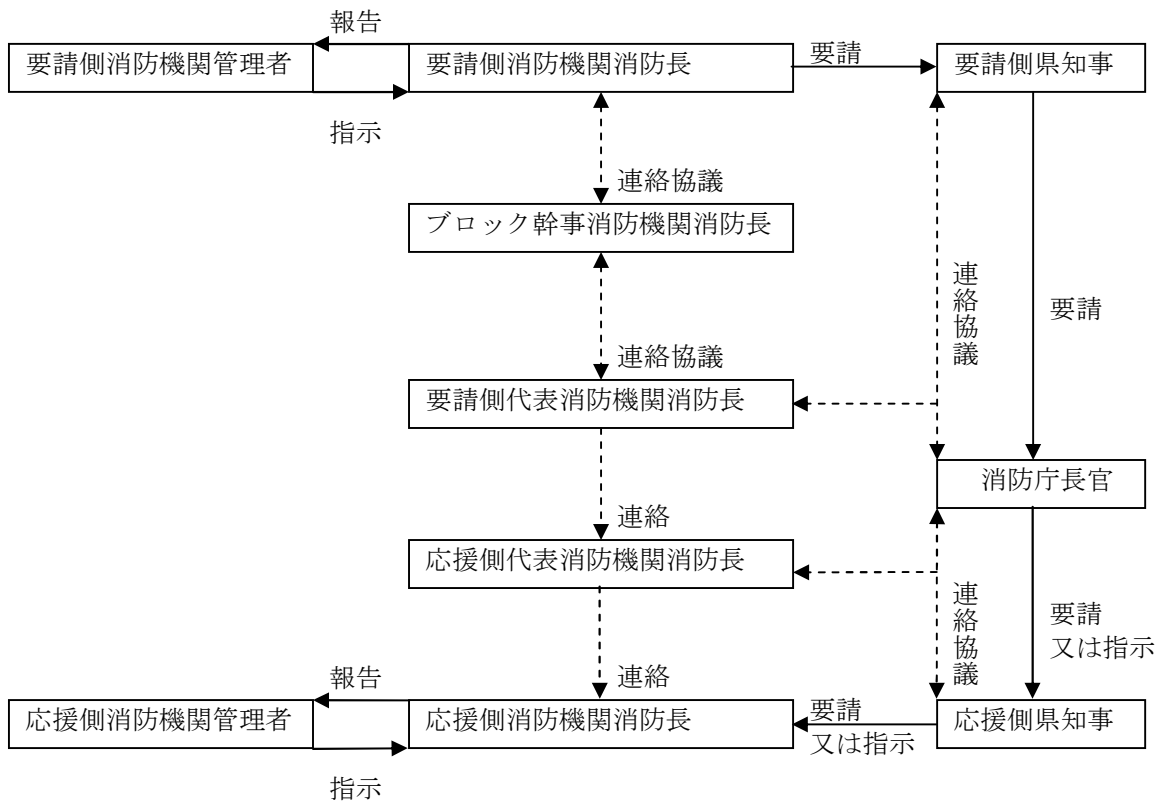
(2) 消防相互応援協定に基づく県内消防機関への要請（消防組織法第39条）



(3) 非常事態時の県知事の指示に基づく場合（消防組織法第43条）



(4) 消防庁長官の要請及び指示に基づく場合（消防組織法第44条）



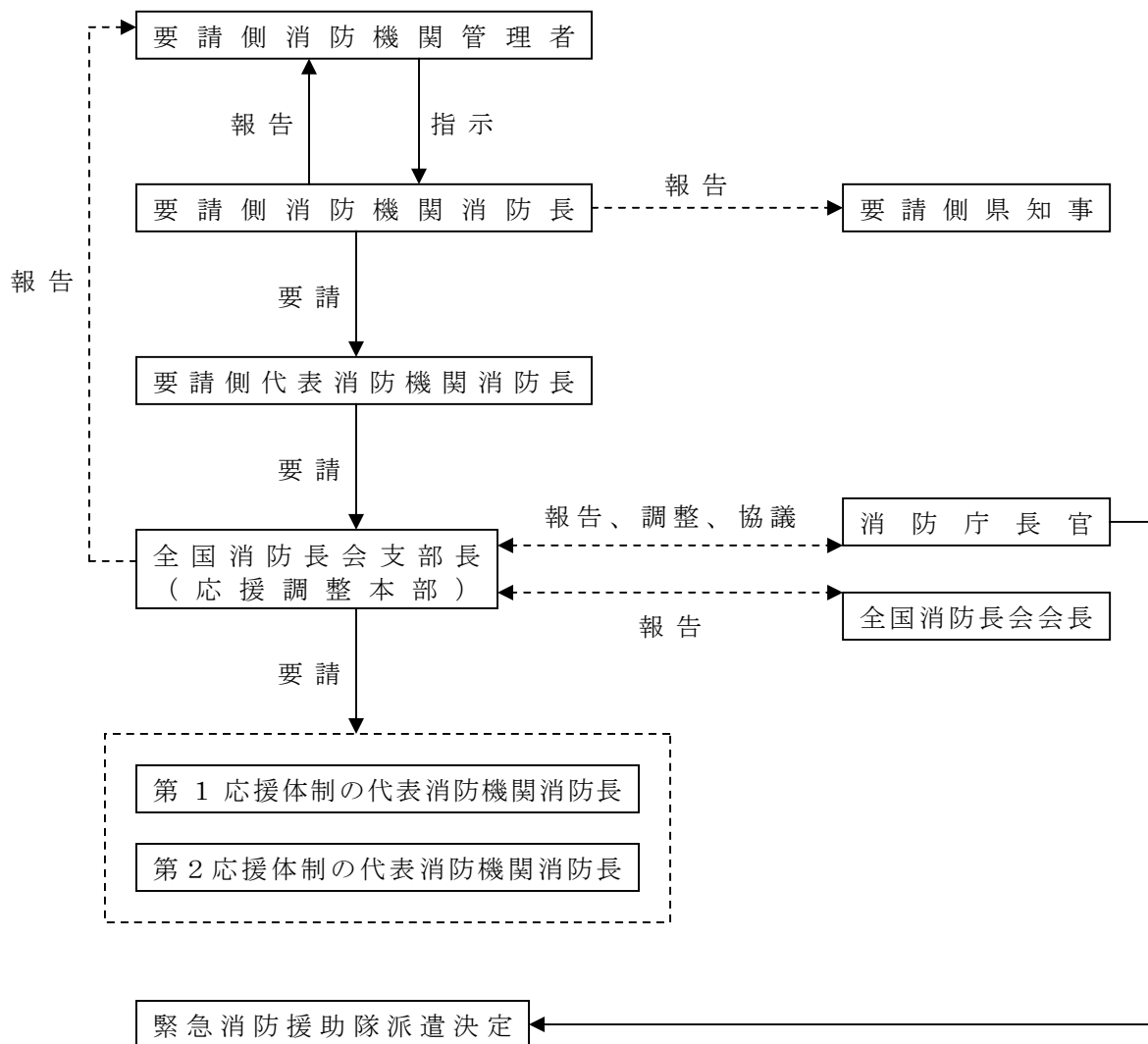
(5) 代表消防機関、県内ブロック幹事消防機関

代 表 消 防 機 関		熊本市消防局
ブロック幹事消防機関	城 北	有明広域行政事務組合消防本部
	中 央	天草広域連合消防本部
	城 南	八代広域行政事務組合消防本部

(6) 県内各ブロック消防機関の区分

ブロック別	消 防 機 関 名
城北ブロック	有明広域、山鹿植木広域、菊池広域連合、阿蘇広域
中央ブロック	熊本市、高遊原南、上益城、宇城広域、天草広域
城南ブロック	八代広域、水俣芦北広域、人吉下球磨、上球磨

7 大規模災害消防応援実施計画（全国消防長会）（消防組織法第39条）

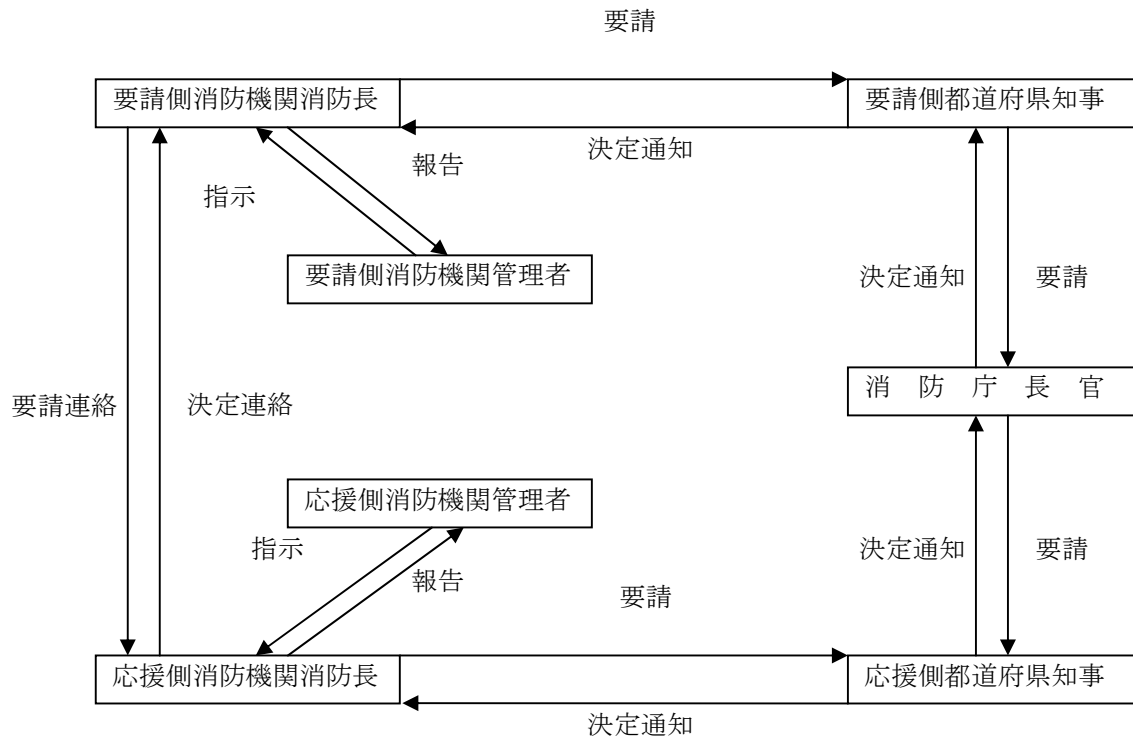


※ 要請側消防機関消防長は、県会長消防機関が被災している場合は、当該消防機関の属する支部の支部長に、支部長消防機関も被災している場合は、支部内の政令指定都市等の消防長又は近隣の支部長に対して応援要請するものとする。

全国消防長会九州ブロック支部長	福岡市消防局長
支部内の政令市消防機関消防長	北九州市消防局長
近隣の支部長（中国・四国ブロック）	広島市消防局長

※ 緊急消防援助隊の派遣が決定された段階で、当該応援体制は緊急消防援助隊の応援体制に移行する。

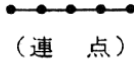
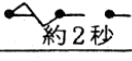
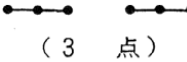

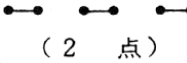
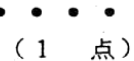
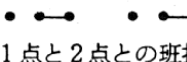
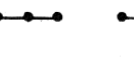
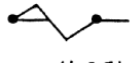
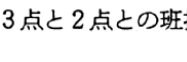
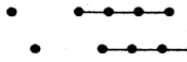



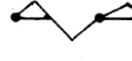
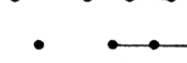

8 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（消防組織法第44条）



9 消防信号

市民に対しては、報道機関、広報車、消防信号により周知をはかるものとする。

消防法施行規則に定める消防信号は次のとおりである。

方法 信号	種 類	打 鐘 信 号	余いん防止付 サイレン信号	その他の信号
火 災 信 号	近火信号 (消防屯所から約 800m以内のとき)	 (連 点)	約3秒  約2秒	
	出場信号 (署所団出場区域 内)	 (3 点)	約5秒 	
	応援信号 (署所団特命応援 出場のとき)	 (2 点)	約6秒	
	報知信号 (出場区域外の火災 を認知したとき)	 (1 点)		
	鎮火信号	 (1点と2点との班打)		
山 林 火 災 信 号	出場信号 (署所団出場区域 内)	 (3 点)	約10秒 	
	応援信号 (署所団特命応援 出場のとき)	 (2 点)	約2秒	
火 災 警 報 信 号	火災警報発令信号	 (1点と4点との班打)	約30秒  約6秒	<p>揭示板 旗 吹流し</p>  <p>赤地に白字</p> <p>形状および 大きさは適 宜とする</p>
	火災警報解除信号	 (1点2個と2点) との班打	約10秒 約1分  約3秒	口頭伝達、揭示板の撤去 吹流しおよび旗の降下
演 習 招 集 信 号	演習招集信号	 (1点と3点との班打)	約15秒  約6秒	
備 考	<p>① 火災警報発令信号および火災警報解除信号はそれぞれの1種または2種以上を併用することができる。</p> <p>② 信号継続時間は適宜とする。</p> <p>③ 消防職員または消防団員の非常招集を行なうときは、近火信号を用いることができる。</p>			

10 県下各市町村及び事業所との消防応援協定

平成23年4月1日現在

協定等の種別	協定先の市町村等	業務の種類	
熊本県市町村消防相互応援協定	熊本県下全市町村	火災・その他の災害 (救急を除く)	昭和46年4月1日
九州自動車道における消防相互応援協定	熊本県内の九州自動車道 沿線市町・消防組合	火災・救急	昭和46年6月30日
救急業務を行うにあたり管轄区域外における業務継続について	熊本県下全市町村	救急	昭和54年10月1日
熊本県地域救急医療情報センターの管理運営に関する協定	熊本県	情報センターの管理及び運営	昭和54年12月10日
都市ガス災害対策に関する申し合わせ	西部ガス株式会社 熊本支店	都市ガスに関する火災、 爆発及び漏えい事故の防 止及び鎮圧	昭和58年10月21日
救急救助活動に関する消防相互応援協定	熊本県下全市町村	救急救助活動	昭和61年12月5日
大規模特殊災害時における広域航空消防応援	各都道府県の市町村	調査・火災・救助・救急 救援出場(消防ヘリの要 請)	昭和62年8月22日
高規格救急自動車の運用に係る協力に関する覚書	熊本市立市民病院 熊本市医師会熊本地域医 療センター	救急	平成3年1月16日 平成6年10月20日
海上における船舶火災の消火活動に関する業務協定	熊本海上保安部	火災・海難・災害救助等	平成4年5月1日
武蔵ヶ丘地区の消防相互応援に関する覚書	菊池広域連合消防組合	火災	平成6年4月1日
救急救命処置に関する覚書	熊本赤十字病院 熊本医療センター 済生会熊本病院 熊本大学医学部附属病院	救急	平成8年4月1日 平成10年2月12日 平成11年3月30日 平成13年3月30日
震災情報ネットワークシステムにおける熊本県と熊本市の設置及び管理・運営に係る協定	熊本県	地震情報ネットワークシ ステム	平成8年10月21日
熊本県消防防災ヘリコプター応援協定	熊本県	災害	平成13年3月28日
多数傷病者災害における熊本市と日本赤十字社熊本県支部の相互協力に関する協定	日本赤十字社熊本県支部	災害	平成16年3月24日
熊本県市町村消防相互応援協定に基づく覚書	宇城広域消防本部	火災	平成17年3月31日
熊本空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	熊本空港	火災	平成17年8月1日
火災救急等災害の緊急通報転送に関する協定書	菊池広域連合 高遊原南消防組合 宇城広域消防衛生施設 組合 上益城消防組合	災害通報の転送	平成17年11月30日

X III 防災関係機関資料

1 NTT西日本熊本支店災害等対策実施細則（抜粋）

1 目的

この実施細則は、西日本電信電話株式会社（以下「西地域会社」という。）の災害等対策規程〔社長達第14号（平成20年6月20日）〕（以下「災対規程」という。）に係わる西地域会社の熊本支店の対策組織としての災害対策の遂行に係わる内容を定め、熊本支店が社会的使命及び指定公共機関としての役割を果たすことを目的とする。

2 対策組織

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災対規程の非常態勢区分により、次の災害対策組織（以下「対策組織」という。）を組織規程にかかわらず、自己判断、本社、関係組織の要請により、支店の対策組織を設置する。

災害対策本部、支援本部等の災害対策規定による。

本社より対策組織の設置依頼を受けた時は、エリアに被災地を有しない場合でも、該当対策組織を設置する。

非常態勢	エリアに被災地を有する場合	エリアに被災地を有しない場合
警戒態勢	情報連絡室（※1）	_____
第1非常態勢	災害対策本部（※1）	支援本部（※2）
第2非常態勢	災害対策本部（※1）	情報連絡室（※2）
	地震災害警戒本部（※1）	情報連絡室（※2）
第3非常態勢	災害対策本部（※1）	情報連絡室（※2）
	情報連絡室（※3）	情報連絡室（※2）
武力攻撃等非常態勢	国民保護対策本部（※1）	情報連絡室（※2）
広域応援体制	災害対策本部（※4）	情報連絡室（※2）
重大事故	災害対策本部（※4）	
特別保守体制	情報連絡室（※5）	

※1 グループ会社と合同本部を設置する。

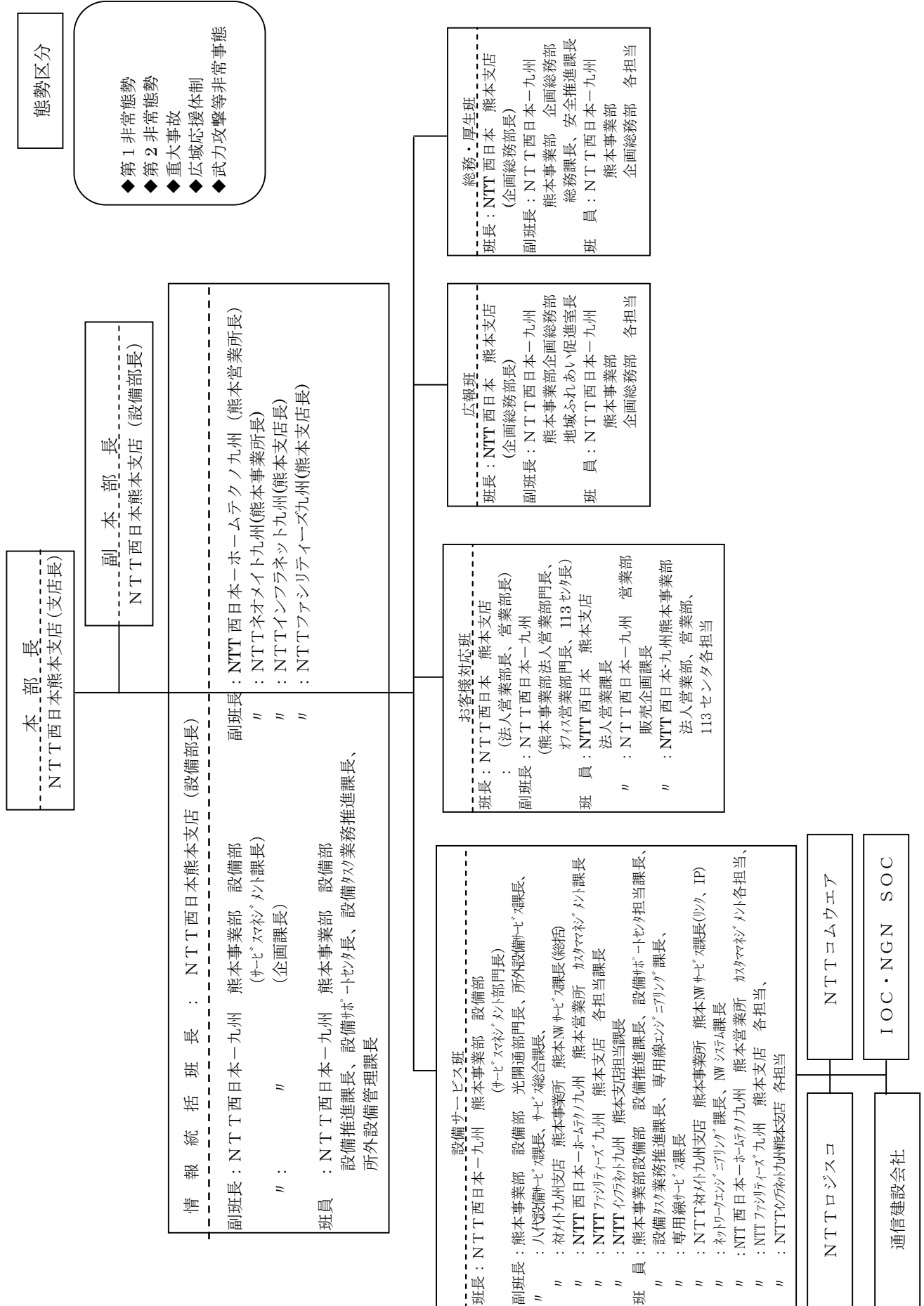
※2 NTT西日本本社の要請に基づき、支援本部、情報連絡室を設置する。

※3 社会活動に重大な支障を及ぼす故障が発生した場合及び東海地震等の注意情報が発せられた場合に設置する。

※4 必要に応じグループ会社と合同本部を設置する。

※5 イベントの規模等により柔軟に対応を行う。

参考1 NTT西日本熊本支店 災害対策本部の構成図



参考2 災害用伝言ダイヤルの運営

1. 災害用伝言ダイヤルの運用開始

運用指示者: 本社災害対策本部（災害対策本部が設置されていない場合は災害対策室長等）

災 害 等		起動判断	伝言登録エリア	伝言登録可能数
地震	震度6弱以上	直ちに起動	被災した都道府県エリア	都道府県毎に設定されている伝言登録可能数
	震度5強以下で輻輳が発生している場合	運用指示者の指示により起動	運用指示者の指示による	運用指示者の指示による
他の災害	輻輳が発生している場合	運用指示者の指示により起動	運用指示者の指示による	運用指示者の指示による
東海地震注意情報等発出時、東海地震注意情報等発出後運用開始に向けた準備を行うとともに、輻輳が発生した場合		直ちに起動	東海地震に係わる地震防災対策強化地域を全てカバーするエリア	

2. 災害用伝言ダイヤルの運用終了等

① 同時に災害が発生した場合の運用について

災害用伝言ダイヤルの運用を必要とする災害が同時に発生した場合は、訓練運用を中止する。

② 運用停止について

トラヒックの集中防止を目的に導入されていることから、日々の利用状況を把握(トラヒック管理)し、伝言登録件数が1日20件以下となった場合は、速やかに運用停止の手続きを実施する。

③ 複数災害発生時の運用停止について

登録件数が1日20件以下とならない場合でも、登録件数見合いで運用停止を検討し、可能な限り新たな災害での運用とする。

2 九州電力株式会社

熊本支社非常災害対策本部運営基準（抜粋）

平成12年12月制定、平成23年7月最終改正

1 目的

この基準は「非常災害対策措置要則」に基づき、非常災害時における対策活動の円滑な推進を図るため、熊本支社、熊本お客さまセンター、熊本電力センター（以下支社、お客さまセンター、電力センターという。）で構成する、熊本支社非常災害対策本部（以下対策本部という。）の運営に関する細部取り扱いについて定めることを目的とする。

2 適要の範囲

この基準は、次に掲げる事項に伴う大規模な供給支障の発生が予想される場合、又は発生した場合に適用する。

- (1) 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、津波、地震、噴火等異常な自然現象
- (2) 火災、爆発、油流出等重大な事故

3 防災体制の発令措置及び前後の措置

3.1 防災体制の区分

非常事態の情勢	防災体制の区分
災害が予想される場合	準備体制
災害が数時間以内に発生することが予想される場合、又は発生した場合	非常体制

3.2 防災体制発令前の措置

(1) 準備体制の発令

総合制御所長は、非常災害の発生が予想される場合は、その旨を支社長に報告し、その指示により、準備体制の発令を支社、お客さまセンター、電力センターの関係箇所に伝達する。

(2) 非常体制の発令

総括班長は、非常災害が数時間以内に発生することが予想される場合又は発生した場合はその旨を本部長（支社長）に報告し、その指示により非常体制の発令を支社、お客さまセンター、電力センターの関係箇所に伝達する。

ただし、支社供給区域内において震度5弱以上の地震が発生した場合には、支社及びお客さまセンター、電力センター並びに当該地震が発生した区域の営業所は発令を待つことなく、自動的に非常体制に入ることとする。

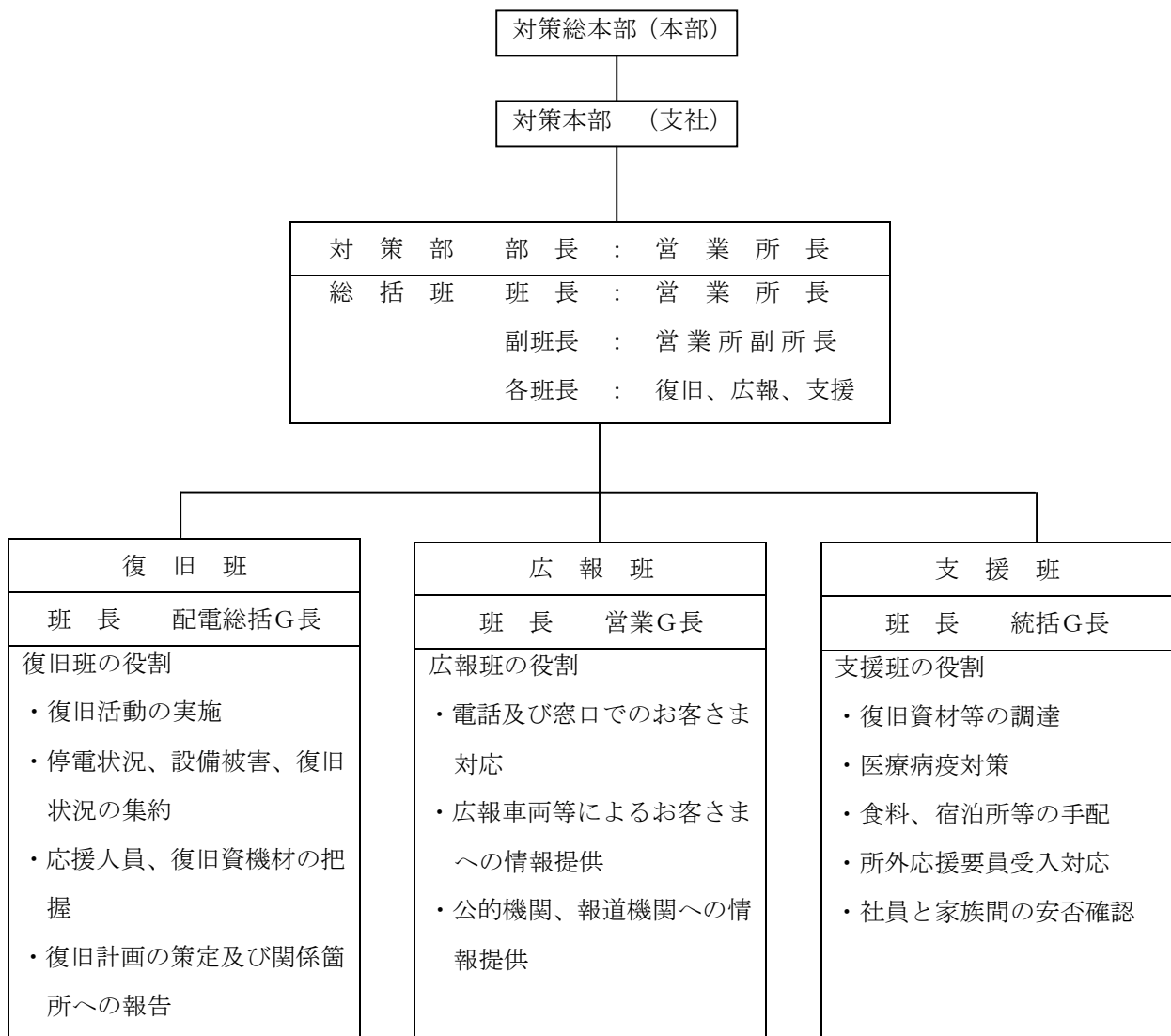
(3) 防災体制の解除

総括班長は、原則として供給支障が解消し、新たな災害の発生する恐れがなくなったときは、その旨を本部長に報告し、その指示により防災体制の解除を支店各部・総合制御所及び支店直轄機関に伝達するとともに総本部へ報告する。

(4) 営業所の防災体制の発令及び解除

営業所長が防災体制を発令、解除した場合は延滞なくこのことを対策本部総括班（対策本部が設置されていない場合は総合制御所）へ報告する。

4 防災体制と対策組織の名称（営業所組織）



熊本支社非常災害対策本部運営基準(抜粋)

(制定平成12年12月12日)

(改正平成23年7月1日)

熊 本 支 社
熊本お客さまセンター
熊本電力センター

熊本支社非常災害対策本部運営基準

制 定	平成12年12月12日	熊支技則 第2号
改 正	平成23年 7月 1日	熊支電計則 第1号
主 管	熊本電力センター	計画管理グループ

1 目 的

この基準は非常災害対策措置要則に基づき、非常災害時における対策活動の円滑な推進を図るため、熊本支社、熊本お客さまセンター、熊本電力センター（以下支社、お客さまセンター、電力センターという。）で構成する、熊本支社非常災害対策本部（以下対策本部という。）の運営に関する細部取扱いについて定めることを目的とする。

2 適用の範囲

この基準は、次に掲げる事項に伴う大規模な供給支障の発生が予想される場合、又は発生した場合に適用する。

- 1 暴風雨、豪雨、豪雪、洪水、高潮、津波、地震、噴火等異常な自然現象
- 2 火災、爆発、油流出等重大な事故

3 対策本部の構成と役割

- 1 対策本部は、対策本部長及び総括班、復旧班、広報班、支援班の4班で構成する。

なお、対策本部長の判断によって、これに予備班を加えることができる。

- 2 各班には、班長、副班長、担当責任者をおく。
- 3 対策本部における具体的な対策要因とその役割については、別紙1「対策本部の構成と役割」に定めるとおりとする。

4 防災体制の発令措置及び前後の措置

4.1 防災体制の区分

非常事態の情勢	防災体制の区分
災害が予想される場合	準備体制
災害が数時間以内に発生することが予想される場合 又は発生した場合	非常体制

4.2 防災体制発令前の措置

1 気象状況ほか各種情報の把握

総合制御所長及び支社、お客さまセンター、電力センターの関係者（総括班長、復旧班長）は、大規模な災害の発生が予想されるか、又は発生したときは、気象状況、準備・事前対応状況及びに停電・設備被害の発生状況等の各種情報を持ち寄り打ち合わせを実施し、支社長に報告するとともに、その指示を支社、お客さまセンター、電力センターの関係箇所に伝達する。

2 対策本部要員の確認

(1) 総括班要員

対策本部の設置が予想されるときは、総合制御所長は対策本部を構成するグループの連絡体制及び対策本部設置時必要な総括班の要員を確認する。

なお、総括班要員が所属するグループのグループ長は非常災害時連絡者名をあらかじめ定めておき、変更の都度、総合制御所長に連絡する。

(2) 復旧班, 広報班, 支援班要員

各センター長及び支社の各部長は各班要員の確認を行う。

3 情報連絡手段の確保

総合制御所長は、中央給電指令所にシステムの立上げ及び非常災害対策連絡用通信回線の構成を要請する。また、支社通信運営グループ長への情報連絡も行う。

4 対策本部の構築

電子通信グループは、電話回線及びTV会議システムを構築する。

また、各グループは対策本部の所定の位置にシステム端末機を接続しシステムを構築する。

なお、お客さま対応のための電話回線の構成については関係箇所と協議の上あらかじめ定めておく。

4.3 防災体制の発令措置

1 準備体制の発令

総合制御所長は、非常災害の発生が予想される場合は、その旨を支社長に報告し、その指示により準備体制の発令を支社、お客さまセンター、電力センターの関係箇所に伝達する。

2 非常体制の発令

総括班長は、非常災害が数時間以内に発生することが予想される場合又は発生した場合はその旨を本部長(支社長)に報告し、その指示により非常体制の発令を支社、お客さまセンター、電力センターの関係箇所に伝達する。

ただし、支社供給区域内において震度5弱以上の地震が発生した場合には、支社及びお客さまセンター、電力センター並びに当該地震が発生した区域の営業所は発令を待つことなく、自動的に非常体制に入ることとする。

3 防災体制の解除

総括班長は、原則として供給支障が解消し、新たな災害の発生する恐れがなくなったときは、その旨を本部長に報告し、その指示により防災体制の解除を発令する。

4 営業所長が防災体制を発令、解除した場合は遅滞なくこのことを、対策本部総括班(対策本部が設置されていない場合は、総合制御所)へ報告する。

4.4 準備体制発令後の措置

1 対策本部の設置

準備体制が発令されたときは、総括班長は速やかに対策本部を設置し、その旨を支社、お客さまセンター、電力センターの関係箇所に伝達するとともに総本部(総本部が設置されていない場合は、中央給電指令所および電力輸送本部計画管理グループ)に報告する。

具体的には、支社内に対策部が1か所設置されたときは、速やかに対策本部・総本部を設置する。

ただし、局所的な災害等であつ支社内で対応可能であれば、対策総本部を設置せず、対策本部・対策部のみ設置する場合がある。

なお、準備体制時の対策本部の構成は、原則、総括班のみとし、その規模は総括班長の判断による。

4.5 非常体制発令後の措置

1 対策本部各班の設置

非常体制が発令されたときは、総括班長は速やかに対策本部の構成を総括班、広報班、復旧班、支援班の4班とし、その旨をを総合制御所及び支社、お客さまセンター、電力センターの関係箇所に伝達するとともに総本部（総本部が設置されていない場合は、中央給電指令所および電力輸送本部計画管理グループ）へ報告する。

具体的には、支社内に対策部が1か所設置されたときは、速やかに対策本部・総本部を設置する。

ただし、局所的な災害等がかつ支社内に対応可能であれば、対策総本部を設置せず、対策本部・対策部のみ設置する場合がある。

2 対策本部の解散

防災体制が解除されたときは、総括班長は対策本部を解散し、その旨を総合制御所及び支社、お客さまセンター、電力センターの関係箇所に伝達するとともに総本部（総本部が設置されていない場合は、中央給電指令所および電力輸送本部計画管理グループ）に報告する。

3 対策本部解散後の処理

対策本部解散後、各主管グループ長はできるだけ速やかに被害復旧状況等を計画管理グループ長へ報告する。

計画管理グループ長は、これを取りまとめて社内関係箇所へ報告する。

5 突発災害発生時の措置

5.1 第一報情報の収集及び状況把握

総合制御所長は、速やかに被害状況ほか各種情報を把握して支社長に報告し、その指示により非常体制の発令を支社、お客さまセンター、電力センターの関係箇所に伝達するとともに中央給電指令所に報告する。

5.2 対策本部の設置

1 非常体制が発令されたときは、総括班長は、速やかに対策本部を設置する。

なお、支社建屋の被災等により支社建屋に対策本部の設置が不可能な場合は「12支社建屋被災時の対策本部の運営」により、代替対策本部を設置する。

2 支社供給区域内において、非常体制が自動発令された場合、対策本部要員は、上長との相互連絡を行い、その指示に従い行動する。

なお、通信途絶等で上長との連絡がとれない場合、自動出社する。

3 総括班長は、各班の対策要員確保が困難な場合、各班要員を相互協力させるなどの措置を講じて対策本部運営の円滑化に努める。

6 対策本部の運営

6.1 総括責任者

対策本部運営の総括責任者は、総括班長がこれに当たる。

6.2 代行体制

1 各班長の代行者は別紙2「対策本部における各班責任者の代行者一覧表」に定める。

なお、不測の事態によりあらかじめ定められた代行者を確保できない場合は、所属の班長が対策本部に出勤した要員の中から自らの代行者を指名する。

2 各班副班長の代行者は、所属部署のグループ長又はグループメンバー管理職とし、部署ごとに定めておくこととする。

3 各対策要員については、各グループ毎に呼出の優先順位をあらかじめ定め、代行者を確保する。

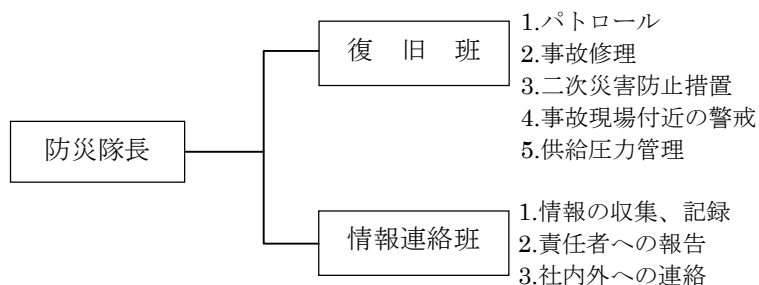
3 西部ガス株式会社

非常体制の組織及び業務分担

第1非常体制

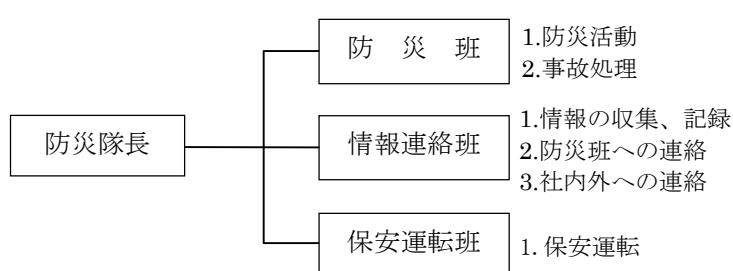
① 供給関係

関係者の一部動員によるパトロール又は事故処理ができる体制



② 製造関係

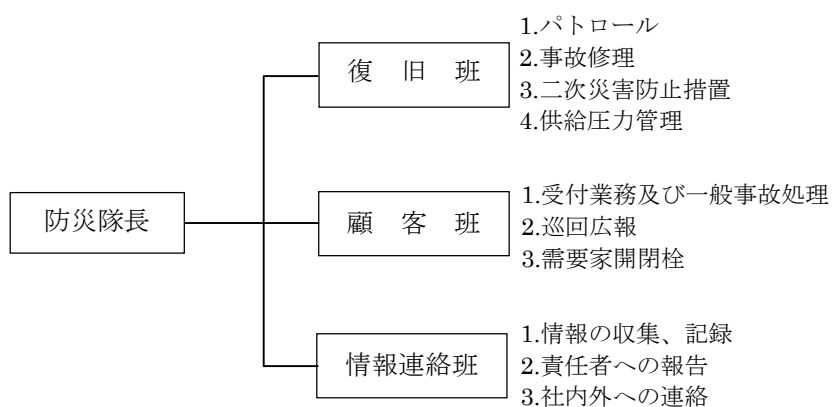
通常勤務担当者で処理できる体制



第2非常体制

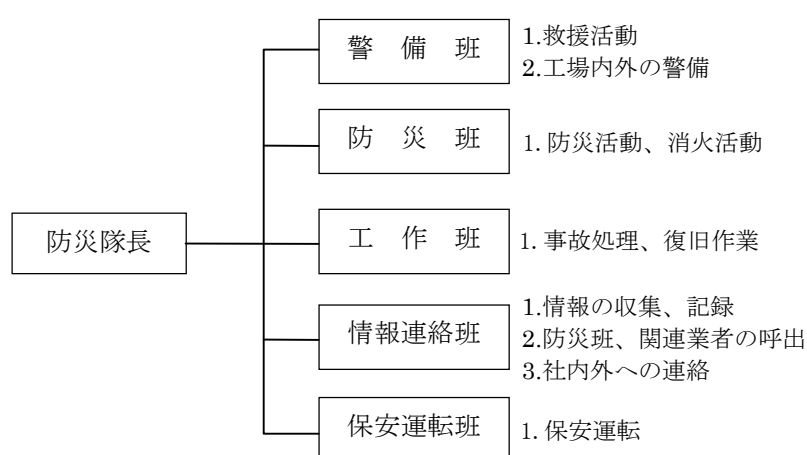
① 供給関係

関係者の動員によるパトロール又は事故処理及び広報ができる体制



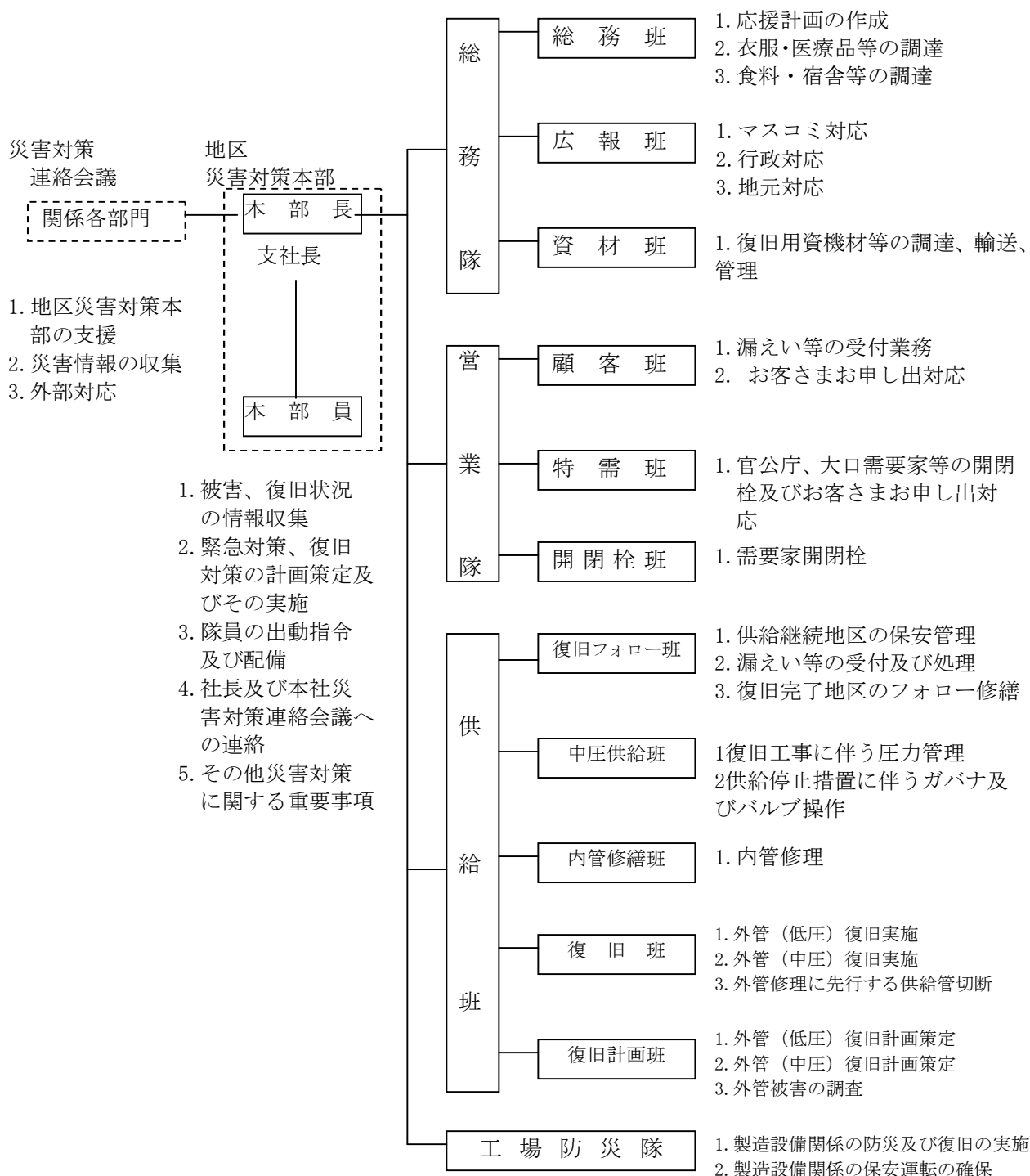
② 製造関係

関係者の動員により処理できる防災及び災害復旧体制



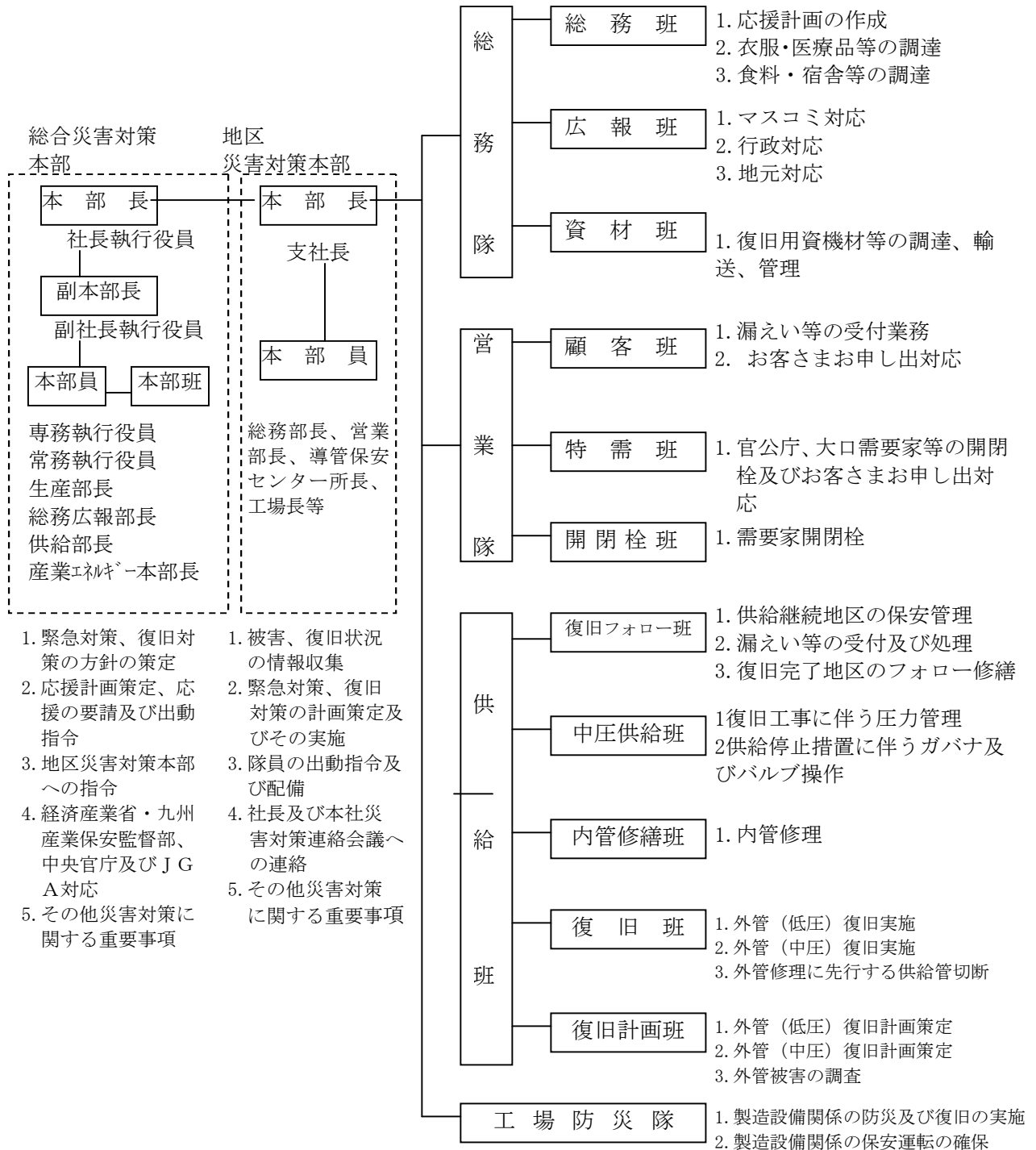
第3 非常体制

地区災害対策本部を設置し、地区の災害対策を効果的に実施できる体制



総合非常体制

総合災害対策本部、地区災害対策本部を設置し、社内外の応援の下に総合的な災害対策を効果的に実施できる体制



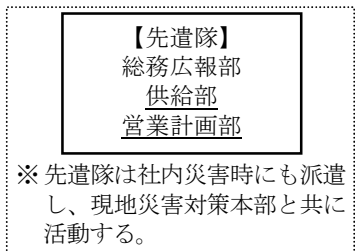
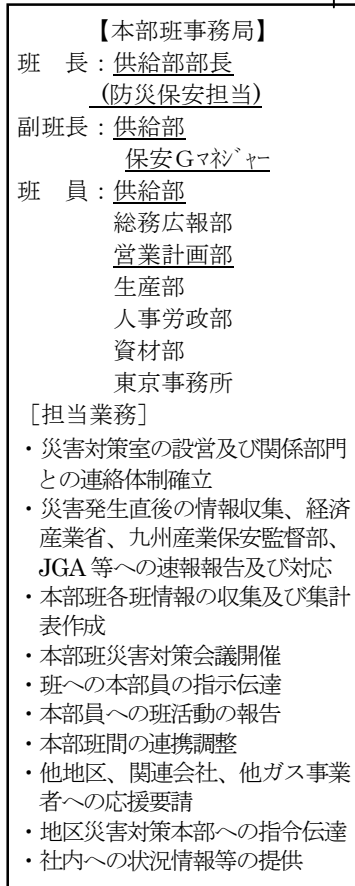
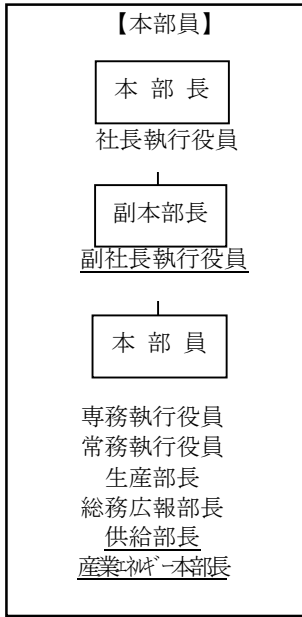
災害対策連絡会議

災害情報の収集及び外部対応を図ると共に、地区災害対策本部の災害対策活動に対して全面的に支援、補佐する。



(注) 各班の編成は災害の規模に応じて変更できるものとする。

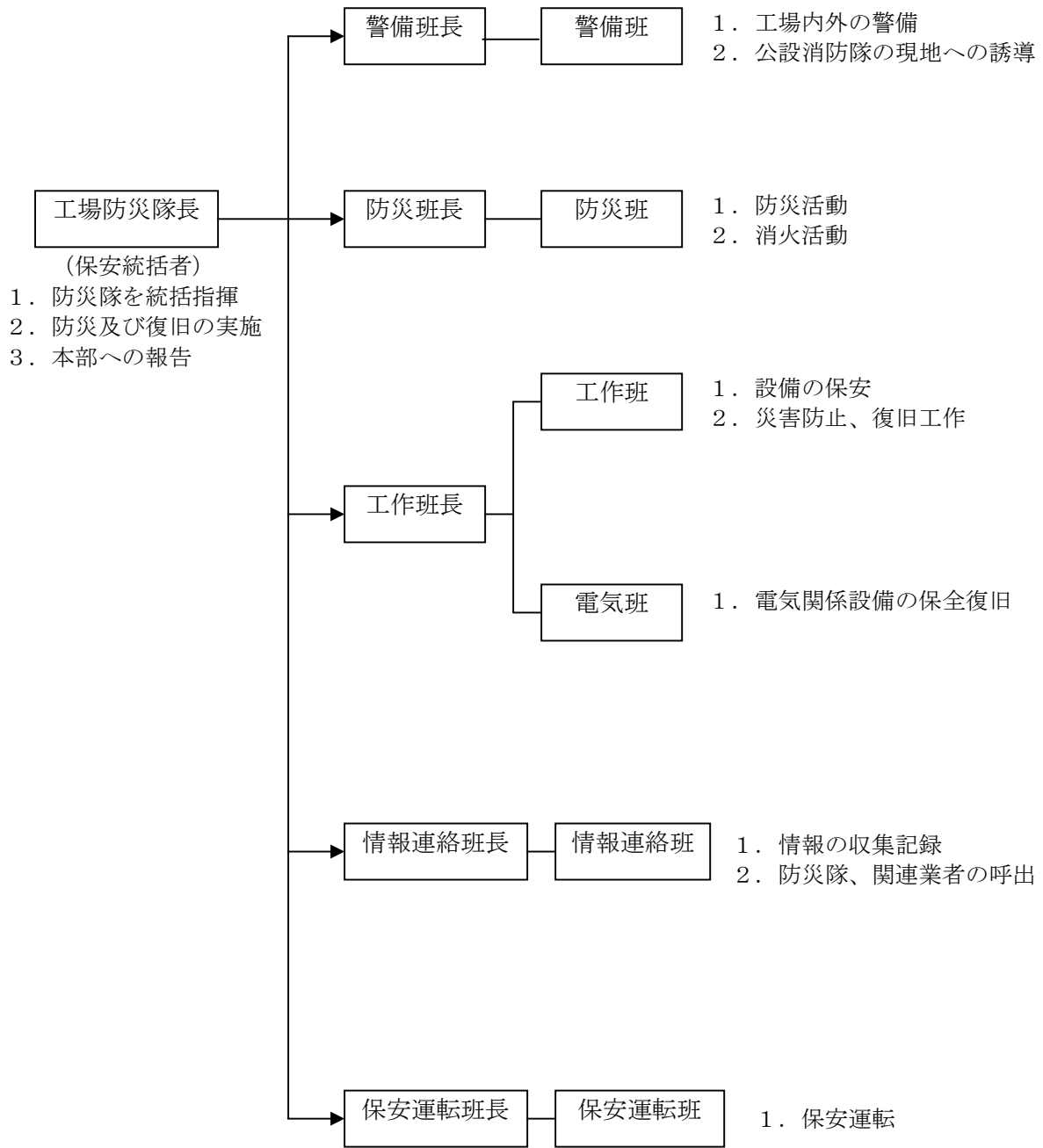
総合災害対策本部



本部班	分担業務
対外情報班 班長：広報室長 部門：広報室	・マスク等対応 ・地方行政機関(県・市等、県警・消防本部等)対応 ・災害発生時の広報(お客さま・マスク) ・ガス供給停止時の広報(お客さま・マスク) ・復旧時の広報
総務班 班長：総務広報部長 副班長：法務室長 部門：総務広報部、総合企画室 事業推進部、監査役室、監査室、 内部統制推進部、基盤整備PJ部 長期戦略PJ部	・災害対策本部設置に係る庶務事項 ・全社建物等被害状況の収集 ・食料及び宿舍等の調達 ・前進基地、駐車場等用地の確保 ・本社代表電話の受付 ・外部に対する総務的事項(協力要請等)
人事班 班長：人事労政部長 副班長：人事サービス室長 部門：人事労政部、秘書室	・社員及び家族被災状況の把握 ・安全衛生管理対策の実施 ・被服等の調達 ・本部員に係る庶務事項 ・社員の出勤状況等の管理
情報通信班 班長：情報通信部長 部門：情報通信部	・情報システム(コンピュータ、ネットワーク、業務アプリケーションシステム)及び電話の被害状況の収集 ・コンピュータ千代の被害状況の収集 ・情報システム及び電話の復旧計画等の策定 ・情報システム及び電話等の機器の調達 ・お客さまデータ出力等の電算機処理業務
経理班 班長：経理部長(兼務) 部門：経理部	・資金調達 ・資金調達計画
資材班 班長：資材部長 部門：資材部 供給部(技術) 営業企画部 (お客さま設備室) 総合研究所	・復旧資機材の調達 ・社内物品搬送の確保 ・現地への資材班派遣 ・代替熱源の調達
原料班 班長：原料部長 部門：原料部	・原燃料供給会社被害状況の把握、原燃料の確保 ・LNGローリ輸送ルートの情報把握
営業班 班長：営業企画部長(兼務) 副班長：お客さま設備室長 部門：営業企画部 産業エネルギー本部 (産業総括部)	・現地営業隊の統括 ・閉鎖の復旧計画等の策定 ・現地営業隊への他地区社員及び関連、協力会社要員等の応援動員 ・特別需要家の対応 ・代替熱源の管理
供給班 班長：供給部長(兼務) 部門：供給部 営業企画部 (お客さま設備室)	・現地供給隊の統括 ・供給設備の被害状況の把握 ・緊急対策策定 ・復旧対策方針策定 ・現地供給隊への他地区社員及び関連、協力会社要員等の応援動員 ・臨時供給計画の策定 ・中圧、高圧パイプラインの復旧計画 ・応援費用の積算
生産班 班長：生産部長(兼務) 部門：生産部	・製造設備の被害状況の把握 ・緊急対策、復旧対策の方針策定 ・現地工場防災隊への応援計画の策定

(注1) 本部長は本部員部長の内、災害内容に応じて隊長を指名する。
 (注2) 各班の編成は災害の規模に応じて変更できるものとする。

工場防災隊



(注1) 上記の体制は標準とし、各班の編成は必要に応じて統合できるものとする。

XIV その他

1 腕章等の様式

(1) 腕章

救助活動に当たる本部員その他の班員は次の様式による腕章を用いるものとする。

災害対策本部長
熊本市

災害対策副本部長
熊本市

災害対策本部員
熊本市

災害救助班
熊本市

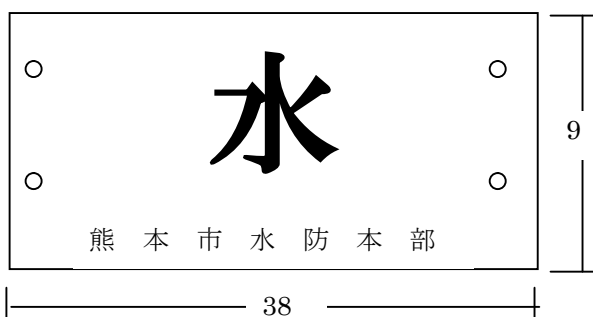
腕章は幅9cm、長さ38cmで白地に赤字とする。

(2) 公用負担証

物件数量	負担内容(使用・収用・処分等)	日時	摘要(使用箇所)

(3) 水防標識等

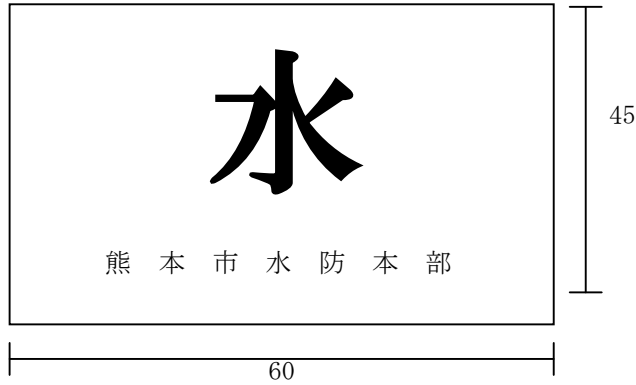
① 水防に従事する熊本市水防本部員が出動するときは、標識として、次の腕章をつける。



(備考)

- ① 水の字の色彩及び熊本市水防本部の色彩は赤
- ② 地の色彩は白
- ③ 図示の長さの単位は、センチメートル

② 水防のため、優先通行できる車両の標識は、次のとおりである。



(備考)

- ① **水** の字の色彩および熊本市水防本部の色彩は赤
- ② 地の色彩は白
- ③ 図示の長さの単位はセンチメートル

③ 水防職員の身分証明票

1 熊本市水防本部職員の身分証明票は、次のとおりとする。

表

裏

<p style="text-align: center;">水防職員証</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 年 月 日生</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">水</p> <p style="text-align: center;">上記の者、熊本市水防職員たることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日 熊本市長 ○○ ○○</p>	9	<p style="text-align: center;">公用負担命令権限証</p> <p style="text-align: center;">表記の者に、熊本市区域内における水防法第21条第1項の権限を委任したことを証明する。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日 熊本市長 ○○ ○○</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>(心得)</p> <ul style="list-style-type: none">・記名者以外の者の使用を禁ずる。・水防本部員の身分を失ったときは、本証は直ちに返還する。・本証は、水防法に基づく立ち入り証である。
---	---	---

(備考)

- ① **水** の字の色彩および熊本市水防本部の色彩は赤
- ② 地の色彩は白
- ③ 図示の長さの単位はセンチメートル

別記様式第 5

従事第 号
 公 用 令 書
 住 所
 氏 名
 従事
 災害対策基本法第 71 条の規定に基づき、次のとおり を命ずる。
 協力
 処分権者 氏 名 ⑩

従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき機関	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	
備 考	

別記様式第 6

保管第 号
 公 用 令 書
 住 所
 氏 名
 第 71 条
 災害対策基本法 の規定に基づき、次のとおり物資の保管をする。
 第 78 条第 1 項
 処分権者 氏 名 ⑩

保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

別記様式第7

管理第 号		公 用 令 書	住 所 氏 名				
第 71 条 災害対策基本法 の規定に基づき、次のとおり物資の保管をする。 第 78 条第 1 項							
処分権者 氏 名 ⑩							
名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

別記様式第 8

変更第 号		公 用 変 更 令 書	住 所 氏 名			
第 71 条 災害対策基本法 の規定に基づき、公用令書（ 年 月 日 第 号） 第 78 条第 1 項 に係る処分を次のとおり変更したので、災害対策基本施行令第 34 条第 1 項の規定により、 これを交付する。						
年 月 日 処分権者 氏 名 ⑩						
変更した処分の内容						

取消第 号

公 用 取 消 令 書
住 所
氏 名

第 71 条

災害対策基本法 の規定に基づき、公用令書（年 月 日 第 号）
第 78 条第 1 項
に係る処分を取り消したので、災害対策基本施行令第 34 条第 1 項の規定により、
これを交付する。

年 月 日

処分権者 氏 名 ㊞

2 り災証明書等様式

2- (1) り災証明書

り災証明書

熊本災証 第 号			
氏 名	年 月 日	年 月 日	日生
り災時の住所			
現 住 所			
り災年月日	年 月 日	家族構成	男 人 計 人 女 人
被害の状況	浸水程度		
	家屋の損害程度		
	その他の		
上記の通り証明願います。			
		平成 年 月 日	申請人 ⑩
上記の者は災害り災者であることを証明する。			
		平成 年 月 日	熊本市長 ⑩

2- (2) り災世帯分離証明書

り災世帯分離証明書

住所 熊本市 町(丁目) 番(地)

氏名 熊本市 町(丁目) 番(地) 号の家族(続柄) としてり災害

証明書(第 号)の交付を受けたものでありますが平成 年 月 日上記世帯より転出したことを御証明願います。

平成 年 月 日 申請人 熊本市長 殿

上記の通り相違ないことを証明する。

平成 年 月 日 熊本市長 殿

3 被害状況報告に関する様式

(様式1号)

熊本市水防に関する情報(速報 第 報) 熊本市水防本部発表	集計日時:平成 年 月 日 時 分
-----------------------------------	-------------------

被害措置状況								
被害種別	被害	被害種別	被害	被害種別	被害			
人的被害	死者	0人	道路	損壊	0箇所	資材要請	土のう	0袋
	行方不明	0人		冠水	0箇所		土のう	0箇所
	重傷者	0人		通行止	0箇所		資材	0箇所
	軽傷者	0人		橋梁	0箇所			
住家被害	全壊	0棟	その他被害等	がけ崩れ	0箇所			
	半壊	0棟		河川決壊	0箇所			
	一部破損	0棟		倒木	0箇所			
	床上浸水	0棟		水道	0戸			
	床下浸水	0棟		電話	0件			
				電気	0戸			
		ガス	0戸					
		マンホール	0箇所	その他	0箇所			
学校状況	休業校	小学校 0校	中学校 0校	高校 0校				
	始業遅れ	小学校 0校	中学校 0校	高校 0校				
	途中下校	小学校 0校	中学校 0校	高校 0校				
市電・バス	運休		路線変更		備考			
	市電	0本	0路線					
バス	0本	0路線						
その他情報								
被害の概要または特記事項								
状 況 等								
体制	災害対策本部設置前の体制 (名称:)			災害対策本部設置				
	設置日時	配備人員 人		設置日時	配備人員 人			
避難	避難の種別	避難地区数	避難の日時	避難世帯数	避難者数	備考		
	勧告・指示	地区		世帯	人			
	自主避難	地区		世帯	人			
気象警報・注意報発令状況		発表						
河川水位状況 (月 日 時 分 現在)								
白川 立野(国)	0 m	〔はん溢注意水位 9.00m〕	合志川 佐野(国)	0 m	〔はん溢注意水位 2.70m〕			
白川 代継橋(国)	0 m	〔はん溢注意水位 3.70m〕	浜戸川 浜戸川(県)	0 m	〔はん溢注意水位 3.03m〕			
緑川 城南(国)	0 m	〔はん溢注意水位 4.30m〕	井斤川 鶴野橋(県)	0 m	〔はん溢注意水位 3.04m〕			
加勢川 大六橋(国)	0 m	〔はん溢注意水位 3.20m〕	坪井川 坪井(県)	0 m	〔はん溢注意水位 5.30m〕			
雨量状況 (月 日 時 分 現在) 降り始めからの雨量								
湯ノ谷(国)(南阿蘇村)【白川】	0 mm		県城南(県)(熊本市城南町)【緑川】	0 mm				
近見(国)(熊本市近見)【白川】	0 mm		県植木(県)(熊本市植木町)【合志川】	0 mm				
県庁(県)(熊本市水前寺)【白川・加勢川】	0 mm		北部(県)(熊本市明德町)【坪井川】	0 mm				
島木(国)(上益城郡御船町)【緑川】	0 mm		砂防熊本雨量(県)(熊本市松尾町)【坪井川】	0 mm				

3-(1) 水防実施状況報告書

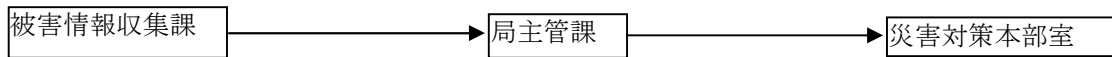
(管理団体で水防箇所ごとに作成するもの)

(作成責任者)

㊦

管理団体名									指定・非指定の別								
水防実施時の台風名豪雨名									報告年月日		平成 年 月 日						
場 所	左岸 川 右岸 地先 m								所要経費	人件費		管理団体分	県分	合計			
	日 時	自 月 日 時 至 月 日 時									手当	円	円	円			
								その他			円	円	円				
出動人員数										水防団員 消防団員 その他 合計				計	円	円	円
										人 人 人 人				円	円	円	円
水防活動の概況および工 法 箇所 m 出水位 はん濫注意水位 雨 量										工 法				器材費	円	円	円
														燃料費	円	円	円
										雑費	円	円	円				
										計	円	円	円				
										合計	円	円	円				
水防の結果	施設等	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	使用資材	かます・俵	俵	俵	俵				
		効果	m	ha	ha	戸	m	m		人	むしろ	枚	枚	枚			
	被害	被	m	ha	ha	戸	m	m		人	なわ	kg	kg	kg			
		害	m	ha	ha	戸	m	m		人	丸太	本	本	本			
他の団体よりの応援状況									立退きの状況およびそれを指示した理由								
居住者出動状況									水防功労者の氏名、年令、所属、およびその功績概要								
警察の援助状況									堤防その他の施設等の異状の有無および緊急工事を要したものが生じたときはその場所および損傷状況								
現場指導者氏名									水防活動に関する自己批判								
水防関係者の死傷									備 考								

(様式2号)



※施設被害速報は・各課で区分毎に記載のうえ、局主管課で取りまとめて、災害対策本部室へ毎日16時までに、報告して下さい。
 ただし・人的被害や人的被害の恐れがあるときは、至急報告して下さい。

公 共 施 設 被 害 (速報、確定) 民 間			
年 月 日 時 分現在		発信局部課名	
区分	公 共 (文教施設・農林水産業施設・公共土木施設・その他公共施設) 民 間 (農林水産被害・商工被害・その他) ※該当する項目に○をして下さい。		
被 害 状 況	施設名等	被 害 内 容	被害額(千円)
復 旧 処 理 状 況 等			

(様式3号)

(熊本市 第 報) 被害状況報告書									
災害発生の日時			設置			現在			
区	分	日	月	日	時	月	日	時	分
災害対策本部設置状況			設置			災害救助法適用			
本部設置前の体制			設置			適用日時			
被害状況									
区	分	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害	被害
死亡	不明	重傷	軽傷	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	
人的被害									
住家被害									
公共の被害									
被害総額の細目									
健康福祉部門	環境部門	都市建設部門	文教施設	その他	小計	農林水産業	商工業	その他	小計
公共施設					民間施設				
被害(千円)					被害(千円)				
合計					合計				

※主な被害状況等

4 避難所運営に関する様式

① 避難所運営本部名簿

避難所運営本部名簿

____年 ____月 ____日 現在

【運営本部責任者】

本部長		
副本部長		
行政担当者		
施設管理者		

【避難所活動班】 班長1名に◎印 副班長1名に○印を記入

	氏名	(避難者)組名	氏名	(避難者)組名
総務班				
管理班				
情報班				
食料・物資班				
施設班				
保健・衛生班				
災害時要援護者班				
ボランティア班				

※ 必要に応じ携帯電話など連絡先を確保しておく。

② 避難者一覧

取扱注意

避難者一覧

NO.

避難所名		担当職員名	
避難所住所		地区名	

氏名 (生年月日)	年齢	続柄	性別	入所日	事務所記入欄 (退所日等)
(年 月 日)					
(年 月 日)					
(年 月 日)					
(年 月 日)					
(年 月 日)					
(年 月 日)					
(年 月 日)					
(年 月 日)					
(年 月 日)					
(年 月 日)					
(年 月 日)					
計	男 ・ 女 ・ 計				
	名	名	名		

③ 避難者名簿記入用紙

取扱注意

避難者名簿記入用紙

						組		
氏名						性別：	男	女
生年月日：	年	月	日	年齢：	歳	特技・資格：		
住所								
						電話番号	()	
						携帯番号	()	
緊急連絡先 必ず記入する	氏名							
	住所							
	連絡番号	()						
家族構成								
氏	名	生年月日	年齢	続柄	性別	特技・資格		
安否確認のため情報開示（世帯別の氏名及び住所）				同意する		同意しない		
その他、特別な要望があれば記入してください								
						計	人	
退所状況等								

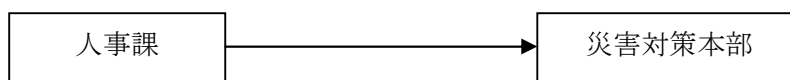
※この用紙に記入していただく情報については、避難所の管理以外には使用致しません。

④ 食料・物資受入簿

食料・物資受入簿

月日	受入時間	品名	数量(単位)	送付元	受入担当者
	:				
	:				
	:				
	:				
	:				
	:				
	:				
	:				
	:				
	:				
	:				
	:				
	:				
	:				
	:				
	:				
	:				
	:				
	:				
	:				
	:				
	:				

(様式5号)



※ 災害対策本部従事者集計表は、災害対策本部設置後は、毎日 17 時までに集計して、災害対策本部室へ報告して下さい。

災害対策本部従事者数集計表				
局名	災害対策本部従事者数 (A)	職員数 (B)	従事者の割合 (B)/(A)×100	備考
総務局	人	人	%	
企画振興局				
財政局				
健康福祉子ども局				
環境保全局				
農水商工局				
観光文化交流局				
都市建設局				
中央区役所				
東区役所				
西区役所				
南区役所				
北区役所				
病院局				
消防局				
交通局				
上下水道局				
教育委員会				
議会事務局				
合計				

6 自衛隊の災害派遣、撤収要請様式

様式第 1

	第 号
	年 月 日
熊本県知事 殿	熊本市長 ㊟
自衛隊の災害派遣要請について	
自衛隊法第 8 3 条に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣方お願いいたします。	
記	
1. 災害の情况及び派遣を要請する事由	
2. 派遣を希望する期間	
3. 派遣を希望する区域及び活動内容	
4. その他参考となるべき事項	

様式第 2

	第 号
	年 月 日
熊本県知事 殿	熊本市長 ㊟
自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について	
年 月 日付第 号により自衛隊の災害派遣を要請しましたが、災害応急対策作業が一応完了しましたので、下記のとおり撤収方お願いします。	
記	
1. 撤収要請日時	
2. 派遣された部隊	
3. 派遣人員及び従事作業の内容	
4. その他参考事項	

7 災害援助法に関する様式等

(1) 災害救助法が適用された場合、救助活動の実施について整備しなければならない台帳等の様式

- | | | |
|----|----------------|----------|
| ① | 被害状況調べ | (様式1) |
| ② | 災害救助の実施状況 | (様式2) |
| ③ | 被害者台帳 | (様式3) |
| ④ | 救助実施記録日計票 | (様式4) |
| ⑤ | 救助の種目別物資受払状況 | (様式6) |
| ⑥ | 避難所設置及び収容状況 | (様式7) |
| ⑦ | 応急仮設住宅台帳 | (様式8) |
| ⑧ | 〃 用敷地貸借契約書 | (様式8-2) |
| ⑨ | 炊出し給与状況 | (様式9) |
| ⑩ | 飲料水の供給簿 | (様式10) |
| ⑪ | 物資(被服寝具等)の給与状況 | (様式11) |
| ⑫ | 〃 の配分計画表 | (様式11-2) |
| ⑬ | 救護班活動状況 | (様式12) |
| ⑭ | 病院、診療所医療実施状況 | (様式13) |
| ⑮ | 助産台帳 | (様式14) |
| ⑯ | 被災者救出状況記録簿 | (様式15) |
| ⑰ | 住宅応急修理記録簿 | (様式16) |
| ⑱ | 生業資金貸付台帳 | (様式17) |
| ⑲ | 学用品の給与状況 | (様式18) |
| ⑳ | 〃 の配分計画表 | (様式18-2) |
| 21 | 埋葬台帳 | (様式19) |
| 22 | 遺体処理台帳 | (様式20) |
| 23 | 障害物除去の状況 | (様式21) |
| 24 | 死体の搜索状況記録簿 | (様式21-2) |
| 25 | 輸送記録簿 | (様式22) |
| 26 | 賃金職員雇上げ台帳 | (様式23) |

(2) 救助の実施内容

救助の種類	整備保存帳簿
避難所の設置	(1) 救助実施記録日計票・・・・・・・・・・・・・・・・（様式4） (2) 避難所用物資受払簿・・・・・・・・・・・・・・・・（様式6） (3) 避難所設置及び収容状況・・・・・・・・・・・・（様式7） (4) 避難所設置に要した支払証拠書類 (5) 避難所設置に要した物品受払証拠書類
災害にかかった者の救出	(1) 救助実施記録日計票・・・・・・・・・・・・・・・・（様式4） (2) 被災者救出用機械器具燃料受払簿・・・・・・・・（様式6） (3) 被災者救出状況記録簿・・・・・・・・・・・・（様式15） (4) 被災者救出関係支払証拠書類
炊出しその他による食品の給与	(1) 救助実施記録日計票・・・・・・・・・・・・・・・・（様式4） (2) 炊出しその他による食品給与物品受払簿・・・・（様式6） (3) 炊出しその他による食品給与のための食糧購入代金等支払証拠書類 (4) 炊出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類
飲料水の供給	(1) 救助実施記録日計票・・・・・・・・・・・・・・・・（様式4） (2) 給水用機械器具燃料及び浄水器薬品資材受払簿・・・・（様式6） (3) 飲料水の供給等・・・・・・・・・・・・・・（様式10） (4) 飲料水供給のための支払証拠書類
障害物の除去	(1) 救助実施記録日計票・・・・・・・・・・・・・・・・（様式4） (2) 障害物除去の状況・・・・・・・・・・・・・・（様式21） (3) 障害物除去支払関係書類
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	(1) 救助実施記録日計票・・・・・・・・・・・・・・・・（様式4） (2) 物資受払簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（様式6） (3) 物資の配分計画表・・・・・・・・・・・・・・（様式11-2） (4) 物資の給与状況・・・・・・・・・・・・・・（様式11） (5) 物資購入関係支払証拠書類 (6) 備蓄物資払出証拠書類
災害にかかった住宅の応急修理	(1) 救助実施記録日計票（様式4） (2) 住宅応急修理記録簿（様式17） (3) 住宅の応急修理のための契約書、仕様書等 (4) 住宅の応急修理関係支払証拠書類

救助の種類	整備保存帳簿
医療	(1) 救護班 ア 救助実施記録日計票・・・・・・・・・・・・・・・・（様式4） イ 医療品衛生材料受払簿・・・・・・・・・・・・・・・・（様式6） ウ 救護班活動状況・・・・・・・・・・・・・・・・（様式12） (2) 県、市町村 ア 救助実施記録日計票・・・・・・・・・・・・・・・・（様式4） イ 医療衛生材料受払簿・・・・・・・・・・・・・・・・（様式6） ウ 救護班活動状況（写）・・・・・・・・・・・・・・・・（様式12） エ 病院、診療医療実施状況（様式14）及び診療報酬に関する証拠書類 オ 医療品衛生材料等購入関係支払証拠書類
助産	(1) 救助実施記録日計票・・・・・・・・・・・・・・・・（様式4） (2) 衛生材料等受払簿・・・・・・・・・・・・・・・・（様式6） (3) 助産台帳・・・・・・・・・・・・・・・・（様式14） (4) 助産関係支出証拠書類
学用品の給与	(1) 救助実施記録日計票・・・・・・・・・・・・・・・・（様式4） (2) 学用品の配分計画表・・・・・・・・・・・・・・・・（様式18-2） (3) 学用品の給与状況・・・・・・・・・・・・・・・・（様式18） (4) 学用品購入関係支払証拠書類 (5) 備蓄物質払出証拠書類
死体の捜索	(1) 救助実施記録日計票・・・・・・・・・・・・・・・・（様式4） (2) 捜索用機械器具燃料受払簿・・・・・・・・・・・・・・・・（様式6） (3) 死体の捜索状況記録簿・・・・・・・・・・・・・・・・（様式21-2）
遺体の処理	(1) 救助実施記録日計票・・・・・・・・・・・・・・・・（様式4） (2) 遺体処理台帳・・・・・・・・・・・・・・・・（様式20） (3) 遺体処理支払関係証拠書類
埋葬	(1) 救助実施記録日計票・・・・・・・・・・・・・・・・（様式4） (2) 埋葬台帳・・・・・・・・・・・・・・・・（様式19） (3) 埋葬費支払証拠書類

救助の種類	整備保存帳簿
応急仮設住宅の供与	(1) 救助実施記録日計票 (様式4) (2) 応急仮設住宅台帳 (様式8) (3) 応急仮設住宅用敷地貸借契約書 (様式8-2) (4) 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等 (5) 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類
輸送費及び賃金職員等雇上費	(1) 救助実施記録日計票 (様式4) (2) 燃料及び消耗品受払簿 (様式6) (3) 輸送記録簿 (様式22) (4) 輸送関係支払関係書類 (5) 賃金職員雇上げ台帳 (様式23) (6) 賃金職員支払関係証拠書類
実費弁償	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県知事が災害救助法第24条に基づき救助業務従事命令を実施した場合、災害救助法施工細則の別記様式による。

「災害救助の実施状況」の報告のもとなる資料

報告期間				発信機関				
発信者				受信者				
報告時間 月 日 時現在				発信時間 月 日 時				
避難所仮設	開設期間	開設日時	日 時	被 必 服 需 寝 品 具 給 生 給 活 与	県より受入又は前日よりの繰越量		点	
		閉鎖予定日	月 日		本日支給	全失世帯数	(世帯) 点	
	既存建物	箇所数	カ所			半失、床上浸水世帯数	(世帯) 点	
		収容人員	人	翌日への繰越量		点		
	野外仮設	箇所数	カ所	医 療 ・ 助 産 救 助	医 療 班	医療班出動数		カ班
		収容人員	人			救 助 地 区		
炊出期間	開始月日	月 日	医 療 班		診 療	医 療	人	
	終了予定日	月 日				者数	助 産	人
炊出箇所数		カ所	医 療 機 関		医 療	施設数	カ所	
炊出人員	朝	人				診療人員	人	
	昼	人		助 産	施設数	カ所		
	夕	人			診療人員	人		
計		人	救出終了予定月日		月 日			
給水	供給地区数		地区	救 出 地 区				
	供給実人員		人	救出をした人員		人		
	供給水量		ℓ	今後救出を要する人員		人		
	供給期間	開始月日	月 日	救出終了予定月日		月 日		
		終了予定日	月 日	救出方法				
給水方法								

学用品支給	県より受入又は前日よりの繰越量		点	死体の処理	死亡原因人員		
	本日支給	小学生	全失世帯 (人) 点		死体処理	死体洗浄	体
		半失(床上浸水)世帯	(人) 点			死体縫合	体
	中学生	全失世帯 (人) 点	死体消毒			体	
		半失(床上浸水)世帯	(人) 点		死体保存	既存建物利用	カ所
翌日への繰越量		点		仮設建物	カ所		
埋葬救助	前日までの埋葬		体	処理	死体処理機関		
	本日埋葬	大人	体		今後死体処理を要する死体	体	
		小人	体		死体処理終了予定月日	月 日	
		計	体	障害物除去を要する戸数	戸		
	翌日以降の要埋葬数		体	障害物除去	本日除去した戸数	(計戸) 戸	
埋葬終了予定月日		月 日		今後除去を要する戸数	戸		
死体の搜索	搜索地区			送	障害物除去の終了予定月日		月 日
	死体	搜索を要する死体			体	公用車使用	台
		本日発見死体			体	借上車使用	台
		今後の要搜索死体		体	救助の種類		
	搜索の方法				人夫雇上数	人	
搜索終了予定月日		月 日		人夫	従事作業		
仮設住宅	着工月日	月 日	戸日		その他		
	竣工月日	月 日	戸日				
住宅修理	着工月日	月 日	戸日	備考			
	竣工月日	月 日	戸日				

【 区役所】

報告期間				発信機関				
発信者				受信者				
報告時間				発信時間				
		月	日	時現在				
避難所仮設	開設期間	開設日時	日	時	被 必 服 需 寝 品 具 給 生 与 活	県より受入又は前日よりの繰越量		点
		閉鎖予定日	月	日		本日支給	全失世帯数	(世帯) 点
	既存建物	箇所数	カ所				翌日への繰越量	点
		収容人員	人		医療班	医療班出動数		カ班
	野外仮設	箇所数	カ所			医療	救助地区	
		収容人員	人		診療		医療	人
炊出し	炊出期間	開始月日	月	日		班	者数	助 産
		終了予定日	月	日	医療		施設数	カ所
	炊出箇所数		カ所			医療	診療人員	人
	炊出人員	朝	人		助産		施設数	カ所
		昼	人			診療人員	人	
		夕	人		救出終了予定月日		月 日	
計		人						
給水	供給地区数		地区		り 災 者 救 出	救出地区		
	供給実人員		人			救出をした人員		人
	供給水量		ℓ			今後救出を要する人員		人
	供給期間	開始月日	月	日		救出終了予定月日		月 日
		終了予定日	月	日		救出方法		
	給水方法							

【 区役所】

学用品支給	県より受入又は前日よりの繰越量		点	死体の処理	死亡原因人員		
	本日支給	小学生	全失世帯 (人) 点		死体処理	死体洗浄	体
		半失(床上浸水)世帯 (人) 点	死体縫合			体	
	中学生	全失世帯 (人) 点	死体消毒			体	
			半失(床上浸水)世帯 (人) 点		死体保存	既存建物利用	カ所
	翌日への繰越量		点		仮設建物	カ所	
埋葬救助	前日までの埋葬		体	処理	死体処理機関		
	本日埋葬	大人	体		今後死体処理を要する死体	体	
		小人	体		死体処理終了予定月日	月 日	
		計	体	障害物除去を要する戸数	戸		
	翌日以降の要埋葬数		体	障害物除去	本日除去した戸数 (計戸) 戸		
埋葬終了予定月日		月 日	障害物除去	今後除去を要する戸数	戸		
死体の搜索	搜索地区			輸送	障害物除去の終了予定月日		月 日
	死体	搜索を要する死体			体	公用車使用	台
		本日発見死体			体	借上車使用	台
		今後の要搜索死体		体	救助の種類		
	搜索の方法			人夫雇上数	人		
搜索終了予定月日		月 日	人夫	従事作業			
仮設住宅	着工月日		月 日	夫	その他		
	竣工月日		月 日				
住宅修理	着工月日		月 日	備考			
	竣工月日		月 日				

様式4

救助実施記録日計票

熊 本 市

年 月 日		責任者職氏名	⑩
救助の種類	記 事		

(記入上の注意)

1. 日毎に各救助を実施するにあたって必要最小限度の事項が記載されているものであればよい。
2. 救助実施状況を県へ報告することになっており、次の事項については、少なくともメモしておくこと。

(救助の種類)

(1) 避難所の設置	箇所数、収容人員
(2) 応急仮設住宅の設置	設置(希望)戸数
(3) 炊出しその他による食品の給与	箇所数、給食数、給食人員
(4) 飲料水の供給	対象人員
(5) 被服寝具その他の生活必需品の給与	品目別給与点数、給与世帯数
(6) 医療及び助産	班数、医療機関数、患者数、分べん者数
(7) 災害にかかった者の救出	救出人員、行方不明者数
(8) 災害にかかった住宅の応急修理	対象世帯数
(9) 学用品の給与	小中学校別対象者数及び給与点数
(10) 埋 葬	埋葬数
(11) 死体の搜索	死体処理数
(12) 死体の処理	〃
(13) 障害物の除去	対象世帯数

3. 様式については、特にないので左記様式を参考にしてください。

4. 日計票は、2部作成すること。

※ 赤本(P52)に様式例が示されているが、日毎の救助内容が把握できればよく、担当者の理解しやすい方でよい。赤本の様式でまとめて、この様式に整理しなおすのも望ましい。

様式6

救助の種目別物資受払状況

熊 本 市

救助の種目別	年月日	品 目	単 位 呼 称	摘 要	受	払	残	備 考

(注)

1. 「摘要」欄に購入又は受払先及び払出し先を記入すること。

2. 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入すること。

3. 各救助の種目別最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。

なお、物資等において都道府県よりの受入分及び市町村調達分がある場合には、それぞれの別に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

4. 救護班による場合には、救護班ごとに救護業務従事期間中における品目ごとに使用状況を記入すること。

なお、「備考」欄に払高数量（使用数量）に対する金額を記入すること。

様式7 避難所設置及び収容状況

避難所の名称	種別	開設期間 月 日～ 月 日	実人員	延人員 人	物品 品名	使用状況 数量	実支出額 円	備考
計								

- (注) 1. 「種別」欄は、既存建物、野外仮設、天幕の別に記入すること。
 2. 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。
 3. 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

応急仮設住宅台帳

様式 8

被害者台帳番号	応急仮設住宅番号	世帯主氏名	家族数	所在地	構造区分	面積	敷地区分	着工月日	竣工月日	入居月日	実支額	出	備考
			人			m ²						円	

注) 1. 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に附した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。
 3. 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
 4. 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。
 5. 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有償無償の別を明らかにすること。
 6. 「備考」欄は、入居後における経過を明らかにしておくこと。

土地使用貸借契約書



貸主 (以下「甲」という。) と借主熊本市長

(以下「乙」という。)とは、次のとおり使用貸借契約を締結する。

(使用貸借)

第1条 甲は、その所有する第3条に掲げる物件（以下「貸借物件」という。）を、次条以下の約定で乙に無償で貸しつけることを約し、乙はこれを借り受けることを承諾した。

(信義誠実の義務)

第2条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(貸借物件)

第3条 貸借物件は、次のとおりとする。

所在地	区分	数 量		摘 要
		実 測	公 簿	
	土地			

(使用目的)

第4条 乙は、貸借物件を災害救助法に基づく応急仮設住宅建設用地として使用するものとする。

(貸借期間)

第5条 貸借期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

(貸借物件の引渡し)

第6条 甲は、第5条に定める貸借期間の初日までに、貸借物件を引き渡すものとする。

(無断転貸等の禁止)

第7条 乙は、甲の承認を得ないで貸借物件を第三者に貸し付け、又は貸借物件の使用目的を変更しないものとする。

(使用上の制限)

第8条 乙は、貸借物件を善良な管理者の注意をもって維持管理するものとする。

2 乙は、貸借物件の現状を変更しようとするときは、甲の承認を求めるものとする。

(租税等の負担)

第9条 貸借物件に係る公租税公課等は、甲の負担とする。

2 貸借物件の維持修繕等に係る費用は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者が負担するものとする。

(1) 特に小規模のもの

(2) 前号以外のもの

(貸借物件の返還)

第10条 貸借期間が終了したときは、乙は、貸借物件を甲の指定する期日までに、甲に返還するものとする。

(疑義の決定)

第11条 本契約に規定された事項について疑義を生じ、又は本契約に規定がない事項で必要が生じたときは、熊本県関係条例及び規則等によるほか、甲乙両者協議して定めるものとする。

上記の契約締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

貸主(甲)住所

氏名

借主(乙) 熊本市長

飲料水の供給用機械器具

熊本市

供給月日	対象人員	供給用機械器具						実支出額	備考
		借上		修理		燃料費			
名称	数量	所有者	金額	修繕月日	修繕費		修理の概要	円	円
			円		円				
計									

(注) 1. 本表は、(全壊(焼)流失)(半壊(焼)) (床上浸水) 別に別けて作成すること。

2. 品目については、寝具、被服、生活必需品の順に記入すること。

3. 県調達分がある場合は、県調達分と市町村調達分とを区分すること。

4. 物資の単価については時価によること。(見積書の徴収等)

市町村災害物資供給与責

熊本市職員 印

自治会長 印

(実際に持参し、配布した者の印をおす)

市 熊 本 市 状 況 給 与 物 資 の 給 与 物 資 の 内 訳

被害者台帳番号	世帯主氏名	世帯人口	給付年月日	給与物資の内訳						合計額 円	基準額 円	算定基準による算定額 円	受領印	備考	
				毛布	ゴザ	単価 円		単価 円							単価 円
数量	金額 円	数量	金額 円	数量	金額 円	数量	金額 円	数量	金額 円	数量	金額 円	数量	金額 円	数量	金額 円

(注) 1. 給水用機械器具は借上費の有償無償の別を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。
 2. 「修理の概要」欄には、修理の原因及び主な修理箇所を記入すること。

物 資 の 配 分 計 画 表 熊 本 市

世帯構成	基準額		給 与 物 資 の 内 訳												世帯数	合計 (A × B)	備考		
	数量	単価 円	毛 布		ゴ ザ		給 与 物 資		内 訳		内 訳		内 訳					A	B
			数量	金額	数量	金額	単価 円	金額	単価 円	金額	単価 円	金額	単価 円	金額					
1人世帯		円																	
2人世帯																			
3人世帯																			
4人世帯																			
5人世帯																			
6人世帯																			
7人世帯																			
8人世帯																			
9人世帯																			
10人世帯																			
計																			
物資の購入計画																			

(注) 1. 本表は、(全壊(焼)流失) (半壊(焼)) (床上浸水) 別に別けて作成すること。

2. 品目については、寝具、被服、生活必需品の順に記入すること。

3. 県調達分がある場合は、県調達分と市町村調達分とを区分すること。

救護班活動状況

救護班

班長：医師氏名

印

月 日	市町村名	患者数	措 置 の 概 要	死体検索検案数	修繕費	備 考
		人		体	円	
計						

(注)「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

病院、診療所医療実施状況

熊 本 市

診療機関名	患者氏名	診療機関 月 日	病 名	診療区分		診療報酬点数		金 額 円	備 考
				入院	通院	入 院 点	通 院 点		
計	人								

(注)「診療区分」欄は該当欄に○印をつけること。

助産台帳

熊 本 市

分べん者氏名	分べん日時	助産機関名	分べん期間	金 額	備 考
			月日～月日	円	
計					

熊本市 被災者救出状況記録簿

年月日	救出人員	給水				機械				器具		実支出額	備考
		名称	借上		金額	修理月日	修繕費	修繕の概要	燃料費				
数量	所有者 (管理者) 氏名		月	日						円	円	円	
月 日	人			円	日	円		円			円		
計													

- (注) 1. 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。
 2. 借上費については、有償無償を問わず記入するものとし、有償による場合のみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。
 3. 「修繕の概要」には修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。

住宅応急修理記録簿

熊 本 市

被害者 台帳 番号	応 急 修 理 番 号	世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	摘 要
				月日	円	
計		世帯				

生業資金貸付台帳

熊 本 市

貸付けを受けた者		保 証 人			事業計画 概 要	貸付期間	貸付金額	備 考
住 所	氏 名	住 所	氏 名	職 業				
							円	
計	世帯							

(注) 1. 「貸付期間」欄は、「年 月 日まで 年 月間」を記入すること。

2. 「備考」欄は、償還状況等のてん末を明らかにしておくこと。

※ 現在は災害援護資金があり、実施されていない。

学用品の給与状況

熊本市

学年	児童(生徒)氏名	保護者氏名	給与年月日	学用品の内の訳						計	基準額	算定基準による算定額	実支出額	備考											
				学		用品		の							内の		訳								
				単位 円	数量	単位 円	数量	単位 円	数量						単位 円	数量	単位 円	数量	単位 円	数量					
				円		円		円		円		円													

(注) 1. 本表は学校毎に小学生、中学生別に作成すること。

2. 給与年月日はその児童(生徒)に対して最後に供与した年月日を記入すること。

3. 県調達分がある場合は、県調達分と市町村調達分とを区分すること。

4. 教科書についても、この様式に準じて作成すること。

5. 教科書の単価については、教育委員会と協議すること。

上記のとおり災害救助法による救助物資(学用品)
を供与しました。

年 月 日

給与責任者

小(中) 学校長 印

埋 葬 台 帳 熊 本 市

死亡年月	埋葬年月	死者		埋葬を行った		埋葬			費		備考
		氏名	死亡者との関係	氏名	氏名	棺(付属品を含む)	埋火	又は 葬料	骨	箱	
						円		円		円	
計		人									

- (注) 1. 埋葬を行った者が、市長村長であるときは遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
 2. 市長村長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
 3. 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

遺体処理台帳

熊 本 市

処 理 年月日	遺体の発見 の 日 時 及 び 場 所	死亡者 氏 名	遺 族		洗淨等の処理			遺 体 の 一時保存	検案料	実支 出額	備考
			氏名	死亡者 と の 関 係	品名	数量	金額				
							円	円	円	円	
計		人						円	円	円	

障害物除去の状況

熊 本 市

被害者 台帳 番号	障害物 除去 番号	住家被害 程度区分	氏 名	除去に要 した期間 月日～月日	実支出額 円	除去に要すべき状態の概要	備 考
計		半壊(焼)	世帯	/	円		
		床上浸水	世帯		円		

死体の搜索状況記録簿

様式21-2

年月日	搜索人員	搜索				費用				機械		器具		実支出額	備考
		名	称	借数	上者(管理者)氏名	金額	修理月日	修繕費	費	修繕の概要	燃料費				
月 日	人					円	日	円					円		
計															

- (注)
1. 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。
 2. 借上費については、有償無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。
 3. 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。

熊 本 市
輸 送 記 録 簿

様式22

輸送目的	目的	輸送区 (距離)	借上費		借繕			燃料費	実支出額	備考			
			使用車輛等 種類	台数	金額	故障車輛等 名称番号	所有者氏				修繕月	修繕費	故障の概要

- (注) 1. 「目的」欄は主たる目的(又は救助の種類名)を記入すること。
 2. 都道府県又は市町村の車輛等による場合は、「備考」欄に車輛番号を記入すること。
 3. 借上車輛等による場合は、有償無償を問わず記入すること。
 4. 借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
 5. 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

輸送記録簿

様式22

輸送目的	輸送目的	輸送区 (距離)	借上費			借繕			燃料費	実支出額	備考
			使用車輛等 種類	金額	故障車輛等 名称番号	修繕月	修繕費	故障の概要			
				円				円			

- (注) 1. 「目的」欄は主たる目的 (又は救助の種類名) を記入すること。
 2. 都道府県又は市町村の車輛等による場合は、「備考」欄に車輛番号を記入すること。
 3. 借上車輛等による場合は、有償無償を問わず記入すること。
 4. 借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
 5. 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

防災関係機関等電話番号

(平成24年4月1日現在)

名 称	番 号	名 称	番 号
熊 本 地 方 気 象 台	096-324-3283	熊 本 県 庁	096-383-1111
【 時 間 外 】	096-352-0345	熊 本 市 役 所	096-328-2111
熊 本 海 上 保 安 部	0964-52-3103	災 害 対 策 本 部	096-311-1111
熊 本 空 港 事 務 所	096-232-2853	水 防 本 部	096-328-2222
九州地方整備局熊本河川国道事務所	096-382-1111	熊 本 市 消 防 局	096-363-0119
白 川 地 域 防 災 セ ン タ ー	096-354-5454	中 央 消 防 署	096-371-0119
九州地方整備局菊池川河川事務所	0968-44-2171	西 消 防 署	096-325-0119
陸上自衛隊第42普通科連隊	096-343-3141	東 消 防 署	096-367-0119
熊 本 県 熊 本 土 木 事 務 所	096-367-1111	宇 城 広 域 連 合 消 防 本 部	0964-22-0554
熊 本 県 警 察 本 部	096-381-0110	山 鹿 植 木 広 域 行 政 事 務 組 合 消 防 本 部	0968-43-1191
熊 本 北 警 察 署	096-323-0110	熊 本 市 上 下 水 道 局	096-361-5448
熊 本 南 警 察 署	096-326-0110	熊 本 市 交 通 局	096-361-5211
熊 本 東 警 察 署	096-368-0110	熊 本 市 東 部 土 木 セ ン タ ー	096-367-4360
宇 城 警 察 署	0964-33-0110	熊 本 市 西 部 土 木 セ ン タ ー	096-355-2936
山 鹿 警 察 署	0968-44-0110	熊 本 市 北 部 土 木 セ ン タ ー	096-245-5050
日 本 赤 十 字 社 熊 本 県 支 部	096-384-2100	中 央 区 役 所 (総 務 企 画 課)	096-328-2610
日 本 赤 十 字 社 熊 本 県 支 部 事 業 推 進 課	096-384-2119	東 区 役 所 (総 務 企 画 課)	096-367-9121
西 日 本 電 信 電 話 (株) 熊 本 支 店	096-321-3083	西 区 役 所 (総 務 企 画 課)	096-329-1142
九 州 電 力 (株) 熊 本 東 営 業 所	0120-986-604	南 区 役 所 (総 務 企 画 課)	096-357-4112
九 州 電 力 (株) 熊 本 西 営 業 所	0120-986-603	北 区 役 所 (総 務 企 画 課)	096-272-1110
九 州 電 力 (株) 宇 城 営 業 所	0120-986-605	熊 本 市 北 部 総 合 出 張 所	096-245-2111
九 州 電 力 (株) 玉 名 営 業 所	0120-986-601	熊 本 市 河 内 総 合 出 張 所	096-276-1111
西 部 ガ ス (株) 熊 本 支 店	096-370-0919	熊 本 市 飽 田 総 合 出 張 所	096-227-1111
九 州 旅 客 鉄 道 (株) 熊 本 支 社	096-324-4303	熊 本 市 天 明 総 合 出 張 所	096-223-1111
西 日 本 高 速 道 路 (株) 九 州 支 社 熊 本 高 速 道 路 事 務 所	0965-39-0711	熊 本 市 城 南 総 合 出 張 所	0964-28-3111
熊 本 中 央 郵 便 局	096-346-6671	小 島 河 川 防 災 セ ン タ ー	096-329-5951
N H K 熊 本 放 送 局	096-326-8203	熊 本 市 社 会 福 祉 協 議 会	096-322-2331
熊 本 日 日 新 聞 社	096-361-3111	(社) 熊 本 県 建 設 業 協 会 熊 本 支 部	096-372-7575
(株) 熊 本 放 送	096-328-5500	熊 本 市 医 師 会	096-362-1221
(株) テ レ ビ 熊 本	096-354-3411	(社) 日 本 ア マ チ ュ ア 無 線 連 盟 熊 本 県 支 部	096-286-3811
(株) 熊 本 県 民 テ レ ビ	096-363-6111	(社) 熊 本 県 ト ラ ッ ク 協 会	096-369-3968
熊 本 朝 日 放 送 (株)	096-359-9032	(社) 熊 本 県 エ ル ピ ー ガ ス 協 会	096-381-3131
(株) 熊 本 シ テ ィ エ フ エ ム	096-323-6611	気 象 情 報	096-356-8080
(株) エ フ エ ム 熊 本	096-353-3131	道 路 情 報	096-380-2861
		火 災 情 報	096-371-2500